

# 国会事故調

東京電力福島原子力発電所  
事故調査委員会

## 会議録

国会  
事故調

NAIIC





## 国会事故調査委員会・タウンミーティング会議録

国会事故調(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)では、情報公開を徹底するため、開催された19回の委員会、及び3回のタウンミーティングを全て公開で行った。委員会では、合計38人の参考人を呼び、また、タウンミーティングでは合計400人超の被災された方にご参加いただき、生の声をお聞かせいただいた。福島第一原子力発電所訪問ののち福島市で行った第1回を除き、全てが日本語及び英語で動画配信されている。その模様は、国会事故調のホームページ(<http://naiic.go.jp>)で視聴可能となっている。

- 第1回委員会** 平成23年12月19日 (福島ビューホテル)  
委員会運営/福島の事故後の現状
- 第2回委員会** 平成24年1月16日 (憲政記念館)  
事故調査説明聴取/政府事故調、東電調査、文科省検証  
参考人: 畑村 洋太郎氏(政府事故調委員長)/山崎 雅男氏(東京電力 副社長)/  
渡辺 格氏(文部科学省 科学技術・学術政策局長)
- 第3回委員会** 平成24年1月30日 (市民プラザかぞ)  
参考人: 井戸川 克隆氏(双葉町長)  
タウンミーティング(双葉町の皆さん)
- 第4回委員会** 平成24年2月15日 (衆議院第16委員室)  
参考人: 班目 春樹氏(原子力安全委員長)/寺坂 信昭氏(前保安院長)
- 第5回委員会** 平成24年2月27日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: リチャード・A・メザープ博士(元米国原子力規制委員長)
- 第6回委員会** 平成24年3月14日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: 武藤 栄氏(前東京電力 副社長)
- 第7回委員会** 平成24年3月19日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: ヴォロディミール・ホローシャ氏(チェルノブイリ立入禁止区域管理庁長官)他
- 第8回委員会** 平成24年3月28日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: 武黒 一郎氏(東電 フェロー)/広瀬 研吉氏(内閣府 参与)
- 第9回委員会** 平成24年4月18日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: 深野 弘行氏(保安院長)
- 第10回委員会** 平成24年4月21日 (二本松市民会館)  
参考人: 馬場 有氏(浪江町長)他  
浪江町の方とのタウンミーティング
- 第11回委員会** 平成24年4月22日 (会津大学講堂)  
参考人: 渡辺 利綱氏(大熊町長)他  
大熊町の方々のタウンミーティング
- 第12回委員会** 平成24年5月14日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: 勝俣 恒久氏(東京電力 会長)
- 第13回委員会** 平成24年5月16日 (衆議院第16委員室)  
参考人: 松永 和夫氏(前経済産業事務次官)
- 第14回委員会** 平成24年5月17日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: 海江田 万里氏(元経済産業大臣)  
調査報告/論点整理(1回目)
- 第15回委員会** 平成24年5月27日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: 枝野 幸男氏(前内閣官房長官)
- 第16回委員会** 平成24年5月28日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: 菅 直人氏(前内閣総理大臣)
- 第17回委員会** 平成24年5月29日 (福島テルサ)  
参考人: 佐藤 雄平氏(福島県知事)
- 第18回委員会** 平成24年6月8日 (参議院議員会館内講堂)  
参考人: 清水 正孝氏(前東京電力 取締役社長)
- 第19回委員会** 平成24年6月9日 (参議院議員会館内講堂)  
調査報告/アンケート・論点整理(2回目)

## 目次

第1回委員会	3
第2回委員会	13
第3回委員会	33
第4回委員会	67
第5回委員会	91
第6回委員会	109
第7回委員会	131
第8回委員会	145
第9回委員会	175
第10・11回委員会	197
第12回委員会	257
第13回委員会	281
第14回委員会	299
第15回委員会	323
第16回委員会	345
第17回委員会	367
第18回委員会	383
第19回委員会	403



# 第1回委員会

# 第1回委員会

平成23年12月19日

(福島県福島市 福島ビューホテル)

## 概要

**委** 員会の活動を開始するに当たり、委員会運営規程案について議決し、主査の指名、ワーキンググループや事務局の体制などを決定するとともに、委員会法第10条に基づく具体的な調査・検証項目の枠組みについて検討した。

また、事故後の福島状況について、東電福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という）のある大熊町から会津若松市の仮設住宅に避難している蜂須賀禮子委員から、安全と言われながら原発とともに生活してきたが、事故後は何一つ心の安心がない、との被災者が置かれた厳しい状況の報告があった。

## 主要ポイント

なお、委員会では、第1回委員会の福島市での開催に合わせて福島第一原発及び被災地の状況を直接把握するため、前日の12月18日（日）には福島第一原発及び大熊町役場での除染実証事業の様態を視察するとともに、12月19日（月）の委員会終了後には、線量の高い川俣町山木屋地区からの避難者が入居する同じ川俣町内の仮設住宅を訪問し、古川道郎町長及び仮設住宅の自治会長から説明を受け、また、山木屋地区での農地・山林の除染実証事業の様態を視察した。

## 第1回委員会の様子



第1回委員会の様子

## 視察の様子



23年12月18日、福島第一原発視察の様子



23年12月19日、川俣町視察の様子

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第一号

本委員会の委員長及び委員は平成二十三年十二月八日(木曜日)両議院の議長により、次のとおり任命された。

- |           |           |        |
|-----------|-----------|--------|
| 委員長 黒川 清君 | 委員 石橋 克彦君 | 大島 賢三君 |
| 委員 石橋 克彦君 | 崎山比早子君    | 櫻井 正史君 |
| 田中 耕一君    | 野村 修也君    | 田中 三彦君 |
| 野村 修也君    | 横山 禎徳君    | 蜂須賀禮子君 |
| 横山 禎徳君    |           |        |

平成二十三年十二月十九日(月曜日)

於福島ビューホテル

午前八時三十分開会

出席者

- |           |           |        |
|-----------|-----------|--------|
| 委員長 黒川 清君 | 委員 石橋 克彦君 | 大島 賢三君 |
| 委員 石橋 克彦君 | 崎山比早子君    | 櫻井 正史君 |
| 田中 耕一君    | 野村 修也君    | 田中 三彦君 |
| 野村 修也君    | 横山 禎徳君    | 蜂須賀禮子君 |
| 横山 禎徳君    |           |        |

東京電力福島原子力発電所  
事故調査委員会事務局長 安生 徹君

本日の会議に付した案件

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程制定の件  
守秘義務等に関する申合せ事項について  
参考人出席要求に関する件  
参考人出席の意見に関する件  
事故後の福島島状況

○委員長(黒川清君) おはようございます。

時間になりましたので、第一回の国会による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第一号 平成二十三年十二月十九日

京電力福島原子力発電所事故調査委員会、国会の事故調査委員会と言わせていただきますが、開会いたします。

今日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本委員会の委員長の黒川でございます。まず、ちょっと私個人的な意見ですが、きのう、福島第一原発、大熊町を視察してきました。除染の現場に委員全員で行ってまいりました。委員会を開催する前に皆さんで行こうという話を議論しておりましたので、本日に、きのうの一日の行った経験は、人が住んでいたところに全く人がいなくなってしまうと町並み、それから原発の事故の衝撃の激しさ、それから地震による影響、津波による影響、さらに爆発による影響、いろいろなものがミックスしているという現場を見てきて、きょうのお話したように、私たち一人一人が、何か考えるというか、それぞれ思いがあつたと思います。

また、きょうこれからの、限られた時間ですけれども、御案内のように川俣町その他の方に伺つてみて、皆さんと現場を一緒に見、そこの方たちのお話も聞きたいなと思つております。そういうことで、せっかく福島に来て、二日来ていて何にもしないのかと言われてもちょっと困るので、なかなか準備不足のことがありまして、急に言われて、皆さん自分の仕事があつて忙しいのに、さてフルタイムでやるものなかなか難しいということ、事務局のスタッフの立ち上げからこちらが言われていきますので、そういうことはなかなか技術的に難しいですね。やろうといつてフルタイムでやっていたら、あるいは国家公務員になるということで一年間だけやろうといふ人を探すこと自身が、ほとんど日本の社会システムでは無理だろうということもありまして、大変

苦勞しておりますが、やはりせっかく福島に来たときに第一回の委員会をやらなければならないのは、非常に何か皆さんの期待を裏切るような気もあつて、私としては第一回はやりましよう。

ただ、そうなる、皆さんで十分に議論が進んでいるわけではありませんが、基本的なこの運営のルールも決めなくてはいけないということが書いてありますし、それも日本の法律のルールの中でチェックしていただくというプロセスもありますので、きょう、どちらかというところアジェンダの多くは、何だ、この委員会の自分たちの決める皆さんの前で話しているんじゃないのと言われ、ここで第一回の、多くはむしろ、何かといえ、中で決めていくことの発表会みたいではないかと言われるかもしれませんが、そういう事情もありましたので、ぜひ皆さんと私たちの考え方を共有していきたいなということが今回の目的でございます。

そういうことで、委員の御紹介ですが、向かって左側から、石橋委員、崎山委員、田中耕一委員、野村委員、それから横山委員でございます。それから、皆さんの向かって右側に、大島委員、櫻井委員、田中三彦委員、蜂須賀委員。それと私、黒川でございます。よろしくお願ひします。本日の委員会は、これから出かれますので、一応九時半までということをご予定しております。円滑な議事の進行に皆さんも御協力願ひたいと思つております。

○委員長(黒川清君) 次に、委員会の運営ですが、まず規程案その他、少しは苦しいんですけども、これについては安生事務局長。

安生さんを探し出し、お話をし、これを引き受けていただけるということをご確認し、さらに

国会の承認事項になつておりますので、辞令を出すまでに結構いろいろな手続がございましたが、安生さんに受けていただきましたので、まず一人確定ということで非常にほつとしていただいております。が、鋭意仕事をしてくるところでございます。

○事務局長(安生徹君) 安生でございます。よろしくお願ひいたします。最初に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元に、資料番号なしで、まず議事次第、それから次に委員の名簿、そのほかに資料の一から四までございますので、御確認をいただきます。

次に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程案について御説明いたします。資料の一をごらんいただきましたと思います。ポイントのみをかいつまんで御説明させていただきます。

まず、一枚目の真ん中辺ですが、開会、第二条です。委員会は、必要に応じて、随時、開会するものいたします。

ただ、三条ですが、三分の二以上の委員は、連名で、委員長に対して会議の招集を請求することができますといたします。

四条は、委員会は、本人の出席ということで、代理出席は認めないということでございます。

次のページ、第五条ですが、委員会の議事に關連しまして必要な場合には、参考人、事務局職員その他の者を出席させて、意見、説明を求めることができるといたします。

六条は、るる書いてございますが、要は、テレビ会議での出席も可といいたすということでございます。

第二項は、この規定を参考人についても準用い



たします。

第七條は、主査でございます。委員長は、委員会活動の効率化及び合理化のために必要であると認めた場合は、委員の中から主査を指名することができるという事です。

次のページ、会議の公開でございます。八條、委員会の会議は公開いたします。

二項ですが、ただ、委員長は、当事者もしくは第三者の権利もしくは利益または公共の利益を害するおそれがある場合その他の場合であつて会議を非公開とすることが必要であると認めるときは、会議を非公開とすることができるといたします。ただし、三分の二以上の委員から、非公開とすべき事由がないことを理由として会議を公開する旨の請求がある場合は、非公開とすることができないという事でございます。

一番最後、六項ですが、委員会における配付資料については公開いたします。ただし書きは、先ほどの会議の非公開と同じでございます。

それから、一枚飛ばしまして五ページでございますが、第十條、ワーキンググループの設置でございます。委員会は、予備的または補充的な調査のために必要であると認められた場合は、ワーキンググループを置くことができるという事です。

二項ですが、委員長及び委員は、ワーキンググループの全部または一部のワーキンググループに属することができる。

三項は、委員長は、委員の中から二名を、各ワーキンググループの共同議長として選任するという事でございます。

簡単でございますが、ポイントのみを御説明いたしました。

以上でございます。

○委員長(黒川清君) こういうことになっておりますが、これは、この案文のとおり両院の議長の承認を求めているという手続がありまして、今後また検討事項が出てくれば、それなりのプロセスで変更あるいは加えるということもありますが、大

体の大枠としてはこういうことではないかだろうかといいことでございます。それでよろしいかという事です。

一応、また何かいいサジェスチョンその他がありましたら、言っていたければ、議論をしまして、デュープロセスといいますが、国会の中のプロセスを経て変えていくというプロセスにしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○委員長(黒川清君) それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 次に、いろいろな課題があります。守秘義務の問題とありますが、お手元の資料の二ということがございます。これはまた私どもの申し合わせ事項ですが、このようにしてはどうかということでもあります。

これも、特に野村委員それから櫻井委員は法律の方の専門家でございますので、それから国会の職員その他も十分打ち合わせした上で、一応その枠組みの中で文章その他も考えているんですが、守秘義務等に関する申し合わせ事項について説明します。

お手元の資料の二でございますが、この国会の調査委員会の委員長及び委員の守秘義務ということに関連して、委員会からの対外的な情報提供あるいは情報の取り扱いについての申し合わせをしたいということでもあります。

まず第一項にありますが、法令上の守秘義務に基づき遵守事項を確認したというのが一、二、三ということなんです。

御自分たちの、それぞれ専門家ですから、知見それから公知の事実についての意見を公表することとは、原則としては自由ですので、いろいろなところで書くとか、そういう話はございます。ただし、委員の職務に関連して知った事項、委員会の調査の過程で入手した資料、公的な資料は

もちろん別ですけども、情報等、非公開の場合における発言の内容、調査対象者の私的な情報などがあるかと思いますが、これについて漏らすことは、委員の就任中、退任後を問わず、守秘義務の違反になるという事です。その辺の取り扱いについてはお互いに注意しようということでもあります。

それから、委員会が報告書等で公表した情報、資料等は、秘密には当たらないために、もちろん、報告書の公表後、自由に公表できる、発表できるといふことになります。

それから、対外的な情報の提供になりますが、委員会の情報発信についていいますか、委員会に関する報道の発表、それから取材、照会等に対する対応は、原則として、委員長が責任を持つていくということになっておりまして、失言その他いろいろなことがありましたら、それは私の責任ということとさせていただきます。

それから、各委員の対応の方針ですが、これも基本的なことだと思いますが、守秘義務に違反するおそれのある情報は、守秘義務を理由として回答しない。

それから、委員会が調査活動を終了するまでの間、委員会の意見の集約の見直し、報告書作成の過程、内容その他委員会の活動に関するコメントを求められた場合には、原則として回答を控えていただいた方がいいのではないかといいことであります。

そのほかに、これは先生方にもいろいろ調査活動をしていただくことになりましたが、そのような事項及び原子力の研究、開発、利用その他原子力の問題に関してみずからの意見を発信する場合、取材、照会等に応じる場合には、もちろん個人の意見であることを明示して、さらに、個人の意見であることを明示するように求める等、当該個人の意見が委員会の意見であると誤解されることのないように、細心の注意を払っていただければと思います。

この点についての疑義、疑問がある場合には、事務局長に対して、事前または事後に相談していただけると大変よろしいのではないかと思います。

さらに、取材、照会等の結果、委員会の活動に影響を及ぼすおそれが生じた場合には、事務局長に対して速やかに連絡していただければと思います。

また、その他、委員会の中立性、公平性に疑いを生じさせることがないように、自己の言動にお互いに注意しましょうということでもあります。

次のページですが、情報の取り扱いに関する申し合わせ事項については、情報、資料等の管理に関して、これも実は、櫻井委員が御専門です。いろいろ聞いてみますと、なかなか難しい問題があります。

委員会が調査活動を終了するまでの間、委員会が調査の過程で入手した情報、資料等は、委員会事務局にて管理するものとします。

それから、委員会が調査の過程で入手した情報、資料等は、原則として、委員会が処分権を有するということを確認してありますが、何年ぐらい保存しなくちゃいけないのかとか、そういう扱いについては、前例がないことですので、これはまた、議会その他と相談しながらルールを決めていこうと思っております。

それから、そのほかに、情報、資料等の公開に関して、委員会は、情報、資料の提供を受けるに当たって、公表の可否を確認する、それから、非公開とすることを求められた場合には、その具体的な理由を確認して、関係者のプライバシー、営業秘密その他の権利を害する等の合理的な理由があると思われる場合には、非公開の取り扱いとする。

非公開の取り扱いとした情報、資料等については、報告書の作成に当たり、その趣旨に十分配慮するという、比較的そうかなと思うことを書かせていただきましたが、いかがでしょうか。

そのほか、具体的な案件がまた出てくるかも知れませんが、ぜひ事務局を通じて、皆さんと知恵を出していきたいと思えます。  
このような申し合わせを今回つくっておきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔はい〕と云う者あり

○委員長(黒川清君) そういうところで、きのうもちよつと申し上げましたけれども、普通、今、通信の手段がかなり変わっておりますが、皆さん携帯電話で活躍される、コンピュータを使う、当たり前です。メールを使う、当たり前です。そのセキュリティーの問題については、私は非常に懸念しております。今そのセキュリティーのシステムをちよつと構築しようと思っております。

これも普通ですと、議会の下のということになると、議会の中でみんなコンピュータがあつて外ではやらないという話になっておりますが、皆さんフルタイムではありませんし、事務方もそうで、私も自身のセキュリティーシステムをつくらなくちゃいけないかなと。それから、電話その他もありますので、この辺についてもまた、ちよつと国会とそれからその専門家と相談してるところです。

そういうことでございますので、また御相談いたします。

○委員長(黒川清君) 次に、参考人とか、いろいろの方に御意見を聞いたり、そういうことのお機会がこれからふえると思えます。

それを求める際の手続ですが、今後、各委員からの御意見がいろいろあるかと思いますが、皆様の意見を踏まえて、人選等は、どういう課題についてどういう理由で聞きたいのだというふうな話もありますので、それについて最終的に皆さんと御相談しますが、最終的な人選についてはまだ任せていただけたら、その手続がスムーズに行くのではないかと思いますので、それについても御承知いただきたいと思えます。

また、この後もまたいろいろな議論を通していろいろな新しい課題が出てくると思えますが、それについても皆さんと相談しながら決めさせていただきます。ただ、それについて、いかがでしょうか。

〔はい〕と云う者あり

○委員長(黒川清君) また、その次が、今度の法律によりまして、事故調査委員会法第十四条に、予備的、補充的な調査の必要が生じた場合と書いてあるので、何か補充的な、予備的な調査が必要だということについては、これの手続と書いては、おかしいけれども、そういうことの意味があらば、書いてあることの意味が具体的に起こってこないとわからないときもありまして、また皆さんと知恵を出しながら決めていきたいと思います。

〔はい〕と云う者あり

○委員長(黒川清君) この辺は、特に弁護士の野村先生ともつと文脈その他を配意しながらやっておりますので間違いないと思えますが、そういうことでやらせていただきたいと思えます。

○委員長(黒川清君) この案件ですと、こういう話を本場に公開のところであること自身がちよつと不自然かとは思われますが、委員会でこういう議題がいろいろ上がっているのやりたいということでありませぬ。

次に、主査の指名ということがあります。どうやって私たちのグループの仕事を進めていくかということも、十分議論しているわけではありませぬが、この後でちよつと野村委員に説明していただくかと思っておりますが、法律で国会から委託されている事柄というのがあります。それについてどうやって進めるかという話でありませぬ。それについて、一つ、主査の指名というのがあります。

伺っておりますので、そのような方々の仕事をどうやって進めたいかというのがあります。実は、いろいろなところの報告あるいはレポートが出てきたときに、全体を見渡している人がいなくてはいけませんので、それについてのスタッフも充実させるように今せつせと活動しているところですが、一応、主査という格好で、全体のいろいろなワーキンググループあるいは先生方の調査を見渡して、それをチェックと書いてはおかしいかも知れませんが、夕づらないとか、いろいろなところを全体として見る主査ということを置きたいと思えます。

それについては、そういうことをするようにと運営規程に書いてありますので、それぞれの専門ということもありませんが、野村委員にお願いしたいと思えます。これについては、私が任命するということになっておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長(黒川清君) それからもう一つ、この法律を言われたときに、参与という方が要るということになっております。

参与については、私も十人だけではないいろいろな意味で不足しているところもあるかもしれないという配慮がこれを発案した国会の方にあります。専門的、科学的知見を有する有識者の方を参与として任命し、専門的な知識経験に基づいて意見を述べる役割を担っていただきたいと考えております。

参与を任命していいと書いてあるんですが、各委員でいろいろ御意見があるかと思えますが、具体的な候補者については私の方で皆さんにちよつと提案させていただきます。これ、手続上、国会の委員会の承認を得て、両議院の議長が任命することになっております。そちらを通らないとうまくいかないことに

なりますので、もちろん皆さんに候補者を何人かいただいてもよろしいですし、私の方からも提案させていただいて、それで何とか手続をしていきたいと思っております。そのほか、こういう人はどうだろうかという御意見がありましたら、どうぞ、電話でもいいですし、何人かサジェストしていただけるのはいいいと思えます。

私が内々に諮ったところでは、委員が十人ですから、参与が十人というのは極めて望ましくないと言っていました。やはり、見え方としては、それだったら最初から委員を二十人にすればよかったという話もあるのかもしれないですけれども、それは国会議員の中で相談したことです。委員の数の半分ぐらいだねという話を向こうは感覚としては持っているようですので、そういう意味では、全体のバランスを見る識見の高い方を五人ぐらい選んだらと思えます。

私の案も御提示しますが、そちらとしても、もちよつと追加する、こういう人はどうだろうかというふうな案があれば、また、きょうあるいはあした、できるだけ早く、私も何人か考えてみたのですが、そういう話でございますので、よろしくお願いたします。

〔はい〕と云う者あり

○委員長(黒川清君) それから、事務局の構成について、一部決まったところがありますので、これは事務局の方から説明させていただきます。

○事務局長(安生徹君) それでは、資料の二、一枚紙がございますが、その右側の方に非常に簡単な事務局の絵が書いてございますので、それを見ていただきながら御説明をさせていただきます。六カ月という非常に限られた期間で報告書をまとめなければいけませんので、早急に事務局の陣容を整える必要があるわけですが、冒頭の委員長挨拶にもございましたように、民間の人々は、なかなか皆さん全員が常勤で働くというわけにもい

かず、いろいろな雇用形態とか契約で働いていた  
だということになりますので、その手続等に手  
間取ることが多いということで、現時点ではまだ  
十分な陣容を整えるには至っていないということ  
でございます。

事務局は、その絵にございますように、総務と  
広報、それから調査、こういう大きく二つのグ  
ループで構成をいたしまして、総務それから広  
報、調査のそれぞれを統括する者を三人置きま  
して、そのもとに、委員の先生方から事務局スタ  
ッフとして推薦をされた専門家を含めた民間の人  
たち、それから衆参両院及び国会図書館の職員を配  
置するという事で考えております。

早速に事務局体制を整えるということで、随時  
その状況については御報告をさせていただきます  
す。

以上でございます。

○委員長(黒川清君) そうすると、いよいよその  
次、事務局の構成について、きょうの議事次第の  
二の七まで行きましたけれども、最後に二の八、  
それから三に行きます。

二の八、ワーキンググループの構成についてと  
いうことですが、これについては資料の三と四を  
ごらんください。

両方対応しておりますので、資料三は、今説  
明したような事務局の構成というか全体のグル  
ープのシステムですが、委員長の私がおまして、  
委員会がございまして、皆さんがこの一番上のプ  
ルーの括弧の中ですが、そこから主査を指名させ  
ていただきます、これは野村委員にお願いした  
いと思っております。

その下に、委員全部がサポートしようというこ  
とで、できるだけワーキンググループも、どうい  
うふう運営していくかというのは、皆さんお忙  
しいので、それはまた知恵を出していきたいと  
思っております。

て、報告書についていろいろ言っていたけると  
思いますし、それからいろいろアドバイスもい  
ただけるとは思いますが、専門的意見として見て  
いただきたいと思います。

それから事務局は、今言ったように、事務局長  
それから総務・広報担当と調査担当という方が  
おられまして、調査担当の下には、もちろん先生  
方のそれぞれの専門性の高い方々の運営とか、補  
足的な調査が必要なときにはそういうのをアシス  
トしますし、全体として、そのレポートをどん  
どん書いて、構成しながらまた皆さんと共有して、  
フィードバックをどんどんいただいでこれをつ  
くっていくというプロセスを想定してありますが、  
そのようなやり方をやっていったらどうかと思  
います。

ここで、実を言うと、一応ワーキンググル  
ープをつくったかどうかといっても、そのやり方につ  
いては知恵を出さなくてはいいけれども、これに  
ついて資料四の方の法文で、国会から与えられた  
マニフェストといいますが、私たちにこれをやっ  
てくださったと言われたことを読み直すと、資料四  
に沿ったようなアウトラインになるので、ここに  
ついて野村委員の方から御説明いただければと思  
います。

○野村修也君 野村でございます。

先ほど、委員会及びワーキンググループの連絡  
調整係として主査に御指名いただきましたので、  
僭越ですが私も私の方から御説明をさせていた  
だければというふうに思います。

考えているところでございます。

そこで最大の課題は、各項目についての調査項  
目の洗い出しを早急に委員の皆様方とともにさせ  
ていただきたいと思いますところでございます。

実際のところは、先ほど御紹介がありました調  
査統括担当としてお仕事をさせていただきます事務  
局の方と、若干私等も参加させていただきなが  
ら、たたき台を既につくっておりますので、それ  
をお持ちいたしまして、各委員の方から、さら  
にこれは必要だとか、あるいは不要だということ  
を徹底的にたたいていただきまして、原案をつ  
つていきたいというふうに考えております。

きょうは、どちらかといいますと委員会の内規  
の検討等を中心になっていきますけれども、私ども  
委員会にとりまして最大の課題はこの調査項目を  
確定させていただければというふうに思います。

その上で、ワーキンググループにさまざまな方  
がお入りになりますので、そこで課題を確定さ  
せ、審議が拡散しないような形ですっかりとした  
目標を定めた調査をさせていただければと思  
っております。

の調査委員会のレポートが出てまいります。そう  
いうところと整合性を合わせることで、その他につ  
いて考えてみると、例えばここにこのような事例  
ですけれども、「福島原発で起きた現象・事実関  
係の把握」緊急時の東電・保安院等の対応・体  
制」はどうだったのか、それから「シビアアクシ  
デント」、非常に重篤な事件ですね、きのう行っ  
たところですが、そのところの「対策・事故の想定  
の妥当性」であるとか「過去の教訓、知見の反  
映」、その他いろいろあると思います。

特に、政府の委員会のものが出てくると、全体  
を見渡すと、私どもの委員会はどこにフォーカス  
を当てたいかという課題も出てくると思いま  
す。そういう意味では、その三つ、さらに保安院  
からも多分一月に出てきますので、その辺も、こ  
ちらの事務局の調査スタッフが見やすいようにど  
ういうふう整理していくかということをやりに  
ながら、先生方の意見も入れていくことでは  
ないかと思っております。

二番目にしても、「被害の直接又は間接の原因  
を究明」という話も非常に難しく、「原発による  
被害」、健康とか生物、農作物、きのう見たとお  
りですね、ああいうようなところとかの「状況・  
事実関係の把握」、それから「各種被害に対する東  
電・政府・地方公共団体等の対応・体制」につ  
いての課題とか、いろいろな問題がたくさんありま  
すので、全部を網羅的にやるのがどこまで可能  
かということもありまして、ほかの委員会の調査  
の結果を踏まえると、この委員会としてはどう  
いう課題にフォーカスした方がいいのかもしれな  
いという意見も出てくると思います。

それから、ここに書いてないものもあると思  
いますので、この委員会の見方は何なのかという  
ことも皆さんのコメントをどんどん言っていた  
けますとありがたいと思っております、さらにいろ  
いろな資料が必要であれば、それもどんどんそろ  
えていこうと思っております。

○野村修也君 ちよっと私、言葉足らずで、言  
方に誤解があると困りますので若干申し上げます



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第一号 平成二十三年十二月十九日

す。  
課題の洗い出しは先生方皆さん全員ですが、

ワーキンググループが設定されますが、ワーキンググループは、既に御承知のとおり、私も委員全員がすべてのワーキンググループに参加可能な状態という形になっております。調査するのは私も委員ですので、あくまでも、先ほどちょっと言い方が申しわけありませんでしたが、スタッフの方にもお手伝いをいただきながら私も委員会がいよいよワークするという事で御理解いただければというふうに思っております。

○石橋克彦君 きょうは何かやりにくいとか、どこまでを質問したりしているのかちょっとわかりませんが、委員もおっしゃいましたように、この資料四は資料三と関係している、ですから、ワーキンググループと対応しているんだと思うんですけども、そういう観点からちょっと、やや具体的に確認しておきたいんです。

私が自分の専門性というかそういうところで一番関係するだろうと思うのは、この「第十条第一号 事故の直接又は間接の原因」というところですけども、ワーキンググループでいうと一番左かと思うんですが、この「福島原発で起きた現象・事実関係の把握」というところが、委員の中でもとらえ方がちょっと広がるというか、狭い広がりがあるんじゃないかという懸念をちょっと持っております。

確認したいことは、私の理解は、三月十一日の十四時四十六分以降の現象、事実関係の把握だけではなく、もちろん拡散してしまっただけでなく、そこに至るまでの福島原子力発電所の事実関係、それも当然「間接の原因」というところに入ると思うんです。私はそう認識しているんですけども、そのあたりがもし第十条第四号の、例えば「いわゆる『安全神話』の弊害」とあるとか「原発立地促進の背景」とあるとか、私の今さっき言ったことはそっちですと云われちゃうと

ちよつと困るなところがあるんですが。  
○野村修也君 御懸念の点、よく承知いたしました。

ワーキンググループは、便宜的に項目的に立てられておりますので、私どもは、このワーキンググループでやっているからこちでやるなというふうには全く考えておりません。重複することはないものの、前掲、それからこそ、連絡調整をさせていたたこうというふうな考えっております。

当然のことながら、委員は全部の、ほかのワーキンググループにも入れますので、そこで御議論いただいたことも結構ですし、合同で討議する必要があるということがあれば、御指摘をいただければ、そういう場を設定して調査を進めたいというふうにも思います。聖域をつくって、ここが自分の牙城だからここには口を出さないうことにはならないように調整をさせていただければというふうにも思っております。

○石橋克彦君 では、それはそれでよろしくお願ひします。

あとは、この枠組みの認識をちよつとくどいようですけれども確認すると、私の理解では、この第十条第四号に関係して書いてあることは全体的なことであって、第十条第一号は、三月十一日以降の事故に特化して、だけれども、それ以前の事実関係も含むというふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長(黒川清君) これは法律事項でやられていることですから、この順番でなくちゃならないなんというところは全然ないと思います。それがこちらのやはりマンデイトなので、いろいろなことを言っていたらだんだん、事務局で先生方の仕事を回すスタッフ、プラス、こんなのを書いたり調査するところのアシストするスタッフも入れたいと思っておりますし、先生方の、その分野の調査をする方もどんだんやっていたらだ、必要な資料を言っていたらだ、ということをやっているうちに、自分たちの報告はこういうマンデイトに合うんだけれども、形式がどうなるかというの

は、またこちらの知恵ではないかと私は思っております。

そのために、横で、皆さんほとんど、一応ワーキンググループをこの資料三のようにつくりたいということは大枠でありまして、そこから先が、主査がいることによって、皆さんがもし時間があれば、といつても、このワーキンググループそのものは全部フィジカルなところでやるかどうかはまた、それほど時間がないかもしれないので、そういうのを、ドラフトをどんだん書きながらフィードバックをいただくというやり方もありますでしょうか。そのやり方はこちらの知恵の出方かな。

出てくるものは、この一の一、二、三、四という順番でもないし、出してきたもののうち、どこにフォーカスするかという話が多分提案から出てくるの、一番望ましいのではないかと。ですから、ストーリー、物語として、読む方たちにわかりやすい報告になってくるのが大事じゃないかなと私は考えております。

これは、枠組みをつくってはめてしまおうわけじゃなくて、むしろ、これを考えのものとさせていただこうというふうなことを、この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、というふうに、大事なことだと思っております。また、下にはぼろぼろあるのをどうやって再編するかという話もぜひ知恵を出したいと思っております。

だから、方法としては、このように、差し当たりワーキンググループをつくりながら、主査を通して、また横にいろいろな情報を共有していく。それから、これはそれぞれによって動かし方が違ふと思うので、皆さんお忙しいので、その辺の知恵も共有していきたいなと思っております。今の世の中だと、電話とか資料の交換とかということがたくさん起こると思いますが、そのプロセスのセキュリティの構築に今私はちよつと懸念があるので、そこをまた今、こうつくるといふのを提案していますので、それもまた先生方にすぐにお知らせできればなと思っております。

○崎山比早子君 委員はほかのワーキンググループに入れるわけですけども、委員と一緒にスタッフが共同作業すると思うんですが、そのスタッフが専門的な知識でほかのワーキンググループに参加することでもできるわけですよね。  
○委員長(黒川清君) ワーキンググループは公開ではありませんから、それはそのときの判断で結構だと思います。

そのほかに、ワーキンググループその他で、こういう人にどうしても話を聞きたいということが出てくると思いますので、そのときに、どういった枠組みで何を聞きたいかという話を決めて出していれば、ワーキンググループでたかさんの方にいろいろなことが聞けるんじゃないかと思っております。

それは、さっき言った、参考人と違ってはおかしい名前かもしれないですけど、そういう方たちに対する、聞き方としてあるだろうと思っております。また、まってきたポイントについては、こういう人に話を聞きたいんだけれどもどうですかという話は、向に差し支えないと思っておりますので、ぜひお知らせください。

○田中三彦君 田中です。

ワーキンググループということはよくわかりませんが、これは希望なんですけれども、資料三で、横に調査統括というのがございまして、これがすぐく機能していただかないと、各ワーキンググループの活動があれなので、この辺のコミュニケーションのとり方というのは十分検討していかなきゃならないというところで、その点をちよつと希望としてお願いいたします。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

本日にそのとおりだと思っております。縦と横の人材というかスタッフを充実させないと、皆さんが書くというだけでなくて、意見を交換して、どういふふうな報告書に書き上げるかというスタッフも大事ですので、それをやりながら、皆さんにそれをまた、意見の交換、補足のようなことをここに進められるといいなと思っております。

やってみないと、このバリアを乗り越えるのなかなか大変かなと思っています。ぜひ、やり方についていろいろな示唆もいただけるとありがたいなと思います。

よろしいでしょうか。

○崎山比早子君 参事の意見なんですけれども、これは、例えばワーキンググループが意見をまとめてきたときに、どの程度の寄与度というか、どういうところを想定していらっしゃるのでしょうか。

○委員長(黒川清君) 国会から言われているのはそういうことで、そこだけではなくて、より高い見地からも、委員のような、全体の進捗状況を見るとか、そこからまたコメントをいただくというようなプロセスを入れたらどうかということをおっしゃっていますので、それはいいことだと思っております。

もちろん、参事もこのワーキンググループに来られる時間があれば来ていただいてもいいし、途中経過の、提案の全体についても共有して、いろいろなコメントをもらえればいいかなと思います。

これも、すべて実際に起こってみたいと、皆さんの頭の中でそれぞれバーチャルになっているので、それを解消していくプロセスとしても、なるべくその間に入れていこうと思っています。

○大島賢三君 参事のところに「専門的意見」というのが書いてあります。これは、いろいろな専門家の人が意見を述べる、こういうことだと思っております。主としては恐らく日本人だろうと思っておりますけれども、外国人あるいは外国の機関の専門家の人、こういう人たちの意見も適宜必要に応じて反映されるということは当然前提にされていると理解してよろしくございませうか。

○委員長(黒川清君) それも考えておりますので、ここで議論するようなことではありませんが、例えばこういう人を呼んでどうかとか、もし何人かの方がどこどこどこに行つてこういう人の話を聞きたいというのであれば、それもア

レンジできると思います。時間その他の制約もありますが、もしそういう希望があれば、もちろん出していただければいいと思います。

例えば、この人の話を聞きたいよという人が非常にクリティカルにあると思いますので、それについてもサジェスチョンいただければ、全部やるというわけにはいかないかもしれませんが、そういうのを言っていたらいいと思います。参事はこの中にくつついていきますけれども、外の人、その中だと、全部日本人になつていっても変なので、そういう人たちの話を聞く会ももちろんやりたいと思います。

だから、そのところを皆さんと相談しながらやろうということですので、こういう人はこういうわけだからぜひ聞きたいという話もあつて結構だと思えます。私は、むしろそういう人たちにも開かれた場に入りたいと思つていきますので、やつてみたいと思います。

ですから、今のところ、この図に書いてある四つのワーキンググループをつくらせていくということと、まず進めていってどうかなと思つていますが、いかがでしょうか。ワーキンググループをつくらせて、どう進めるか、またちよつと、皆さんの御都合それから考え方も集約して、できるだけ早く立ち上げたいと思つていきます。また後で、いろいろありましたら意見をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

〔はい〕と云う者あり

○委員長(黒川清君) きのうから原発の現場に行き、あそこに、本当に人がいなくなつた場所を見ているにいろいろなことを考えました。皆さん感じたと思います。それと前後して、ちよつと野田首相も、原子炉が冷温停止状態になつたとして、事故収束への工程表のステップ2の完了を宣言したということ、いろいろ複雑な思いで皆さん聞いたと思つて、その後の現地の方の声その他が報道もされていますが、そういうこともありま

す。それから、政府の畑村調査委員会の報告が十二月の二十六日に出てくるということになっております。これは中間報告ですが、これについてもいろいろな状況がありますので、これらも精査した上で、国会の調査員が今いろいろと資料の整理その他もやっておりますし、またそのほかに、出ていないそのもと資料、そのようなものを請求するのであればどういう手続が必要かということも今調べています。

ということ、この委員会の課題自身が手続的にも非常に多いわけですが、そこで、このような原発事故や福島の状態をどうやって把握していくかということも大事ですし、委員会の調査を行つていきたいとは思つています。

そういう意味では、きのうの現地のは非常に限られた時間で、限られた場所しかありませんでしたけれども、私としては、今回の第一回の委員会をここでやつた意味は、どちらかというと内規の決め方というような話の委員会だったので、きのう行つた大熊町から避難をされて、現在も避難生活を送られている蜂須賀委員に、きのう、それから本日もまた視察に参りますけれども、踏まえたお話をいただきたいと思つてます。よろしいでしょうか。

それでは、蜂須賀委員、よろしくお願ひします。

○蜂須賀禮子君 大熊町の蜂須賀です。

事故後の福島の状態についてというふうなお話だつたんですが、もう皆さんは新聞とかテレビでこの福島の悲惨さを御存じかと思つて、少しいただけ私の個人的なお話をさせていたいただきたいと思つてます。

三月十一日のあの大きな地震、夜も眠れなく、車の中で一夜を過ごしました。そして、早朝に原発事故により避難をしろというふうなお話がありまして、それから九カ月、その間に避難所、その避難所生活は本当にみんなで語り合えば涙の出るような避難生活でした。

四月に入りまして、それぞれ第二の避難所のホテルなり温泉施設に入り、ちよつと一息ついたかなというふうなときでした。

そして、今、私は、会津若松の方に大熊町の現場機能がありますので、会津若松の方の仮設住宅に入つております。きのうも朝早く出てくる時に大雪でした。大熊町は雪の降るところではありませんが、すごい雪でした。会津の方たちに、浜通りの人たち、生活できるのかと言われまして、けれども、何とかできるかもしれないよと言いながら、しかし、あの雪の多さにきのうの朝はびっくりに出てきたところでした。

いろいろなことを経験、体験しながら九カ月を迎えます。

昨日、委員の方たちに福島第一の発電所の現場を見ていただきました。私自身もあそこの中に入るのは初めてです。この委員という役をいただいて初めて入れる現場だつたなと思つてました。

そして、除染をするところが大熊町役場、そこに行くには私のうちの前を通らなければいけないところ。どうか私のうちの前を通つてくださいと運転手さんをお願いいたしました。委員の皆さんに、ここがうちですよ、ここに車を止めてください、でも、それはだめですと車の中にとめて方に言われ、少しだけでもいいから荷物をとつてきたいんですけれども、それもだめです。これが現実なんです。自分のうちに入ることさえもできない、とまることさえもできないのが今、大熊町の現実だと思つております。

そして、役場の除染作業を見、その除染の現場でいろいろな説明を聞きました。しかし、その説明の中で、また自分としては心の沈む、悲しむ言葉もいろいろお聞きしてきました。

私は、被災者であり、事故調査委員です。委員は中立公平、委員会法に定められた調査活動をしなくてはなりません。その中で私は、今現在までの地元の声を、真実をはつきり申し上げ、専門の先生方に御意見をいただきたいと思つております。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 平成二十三年十二月十九日

昨日、夜遅くまで委員会を開きました。気がつきますと十一時になっておりました。その中で、安心、安全の言葉が出てきました。私たち地元は、その安心、安全の中で原子力発電所とともに生活してきました。しかし、安全、安心とは何だろう。その中で、田中委員さんの中で、安心とは心が安心することです。本当にそうだなと思いました。

私たちは、事故以来、何一つ心の安心がないんです。一日も早く心の安心を感じることができるようになります。一生懸命この仕事をさせていたいただきたいです。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。本当に、蜂須賀さんの気持ちは、わかったつもりでいいと思います。そういう状況にならないと本当のことはわからないと思います。私も、私も一日行ってみて、全く人がいなくて、人の生活の跡が生々しく残っている町を通過して、Jヴィレッジに行くと、あそこ悲惨な被害の現場があつて、その現場で一生懸命働いている人たちがいて、乖離のような、皆さんそれぞれすごく不思議な気がしたんですが、そういうことでもあります。

そこで、この国会の調査委員会はどういうところにはかの委員会とは違った意味を持っていくのかという話も十分議論しなくては、同じことを繰り返しても、時間とマンパワーの限りもありません。そういうところを少しこれから議論を積み上げながら、やり方の知恵も出ます。これも、皆さんそれぞれの今までの経験でいろいろ考えていると思うんですが、なかなかそうもいかないところもあるのかもしれないので、ぜひ知恵を出しながら、報告書全体の位置づけということも皆さんとこれからだんだん共有しながら、やりながらだんだん出てくると思うので、そういうことで何とかこの非常に重い使命を果たしていきたい、いければならぬと本心に考えています。

そういうわけで、きょう、本当に皆さんお忙しいところ、第一回の委員会を開催させていただきました。委員会の立ち上がりも結構苦労しております。そういうことからいって、きょうの議事、ここから本場のスタートになってくると思っております。この議事を終了いたしました。次回委員会は一月十六日を考えております。そのほかの、時間、場所などは追って御案内させていただきます。

本日は、これにて散会いたしますけれども、ぜひ委員の皆様、その後の進行についてもいろいろ知恵を出し合いたいと思っておりますので、またこれからもよろしくお願いたします。

それから、きょう来ていただいた方々についても、この委員会としてはどうだったのかなといういろいろな思いがあると思えますけれども、そういう状況だということの御報告も兼ねた委員会として、また、福島に来た、一日たつた感想も含めて、こちらがどう思うかという気持が少しづつ変わっているのかもしれない。

○事務局(安生徹君) 事務局の方から一つ御説明申し上げます。先ほど蜂須賀委員の御報告の中で、昨日夜十一時まで委員会をしたというふうに言われましたが、これは公式の委員会ではなくて、夕食をしながらの委員の方々の懇談でございますので、その点、よろしくお願いたします。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。午前九時二十四分散会  
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程案

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程

(総則)

第一条 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成二十三年法律第百十二号、以下「法」という。)及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に關する件(平成二十三年十一月二日両院議長協議決定。以下「両院議長協議決定」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(開会)

第二条 委員会は、必要に応じて、随時、開会するものとする。

(招集請求)

第三条 三分の二以上の委員は、連名で、委員長に対し、両院議長協議決定第一条第一項の規定による委員会の会議の招集を請求することができる。

(委員の代理出席の禁止)

第四条 委員会には、委員本人が出席するものとし、代理出席については、これを認めない。

(参与等の出席)

第五条 委員長は、委員会の議事内容に關連して特に必要な場合には、参与、事務局職員その他これらに準ずる者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(みなし出席の特例)

第六条 委員会は、会議が開会される場所に現在しない委員(以下この条において「不在委員」という。)がある場合において、会議が開会される場所に現在する委員長及び委員と当該不在委員が同一の場所で開催を行っていると同視することができると認められるときは、当該不在委員が委員会に出席したものとみなすことができる。

求めた者が、会議が開会される場所に現在しない場合について準用する。

(主査)

第七条 委員長は、第十条に定めるワーキンググループの連絡調整その他委員会活動の効率化及び合理化のため必要であると認められた場合は、委員の中から主査を指名することができる。

(会議の公開等)

第八条 委員会の会議は、公開する。  
2 委員長は、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の場合であつて会議を非公開とすることが必要であると認めるときは、会議を非公開とすることができる。ただし、三分の二以上の委員から、当該非公開とすべき事由がないことを理由として会議を公開する旨の請求がある場合には、会議を非公開とすることができない。

3 前項本文の規定により委員長が会議を非公開とした場合は、委員長は、当該非公開とした事由を公表するものとする。

4 第二項本文の規定により会議を非公開とした場合において、当該非公開とした事由が終了したときは、会議は、公開するものとする。

5 会議を公開する場合における傍聴については、その会議が行われる場所を管理する議院の傍聴の例(会議が議院外で開会される場合においては、当該会議が開会される施設の管理の例)に準ずる。

6 委員会における配付資料については、公開する。ただし、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の場合であつて委員長が配付資料を非公開とすることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(会議録の記載事項)

第九条 会議録には、次の事項を記載するものとする。  
会議が開会された場所



<p>二 開会、休憩及び散会の年月日時刻</p> <p>三 出席した委員長及び委員の氏名</p> <p>四 会議に付した案件の件名</p> <p>五 議事</p> <p>六 表決の数</p> <p>七 参考人</p> <p>八 資料の提出の要求</p> <p>九 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会に対する国政調査の要請</p> <p>十 その他重要な事項</p> <p>(ワーキンググループの設置)</p> <p>第十条 委員会は、法第十四条に定める予備的又は補充的な調査のため必要であると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。</p> <p>2 委員長及び委員は、前項の規定により設置された全部又は一部のワーキンググループに属することができる。</p> <p>3 委員長は、委員の中から二名を、各ワーキンググループの共同議長として選任する。</p> <p>4 共同議長は、共同して、当該ワーキンググループの議事を整理し、意見を集約する等その権限を行使しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>(細則)</p> <p>第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成二十三年十二月 日から施行する。</p>			
---	--	--	--

平成二十三年十二月二十二日印刷

平成二十三年十二月二十六日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局

A



# 第2回委員会

# 第2回委員会

平成24年1月16日

(憲政記念館)

## 概要

冒頭で、委員長代理の指名、各ワーキンググループの共同議長を選任した。その後、事故に関する中間報告書等を既に提出している、政府の事故調査・検証委員会、東京電力、文部科学省から、それぞれ参考人聴取を行った。政府の事故調査・検証委員会が取りまとめた中間報告に対しては、地震・津波災害と原子力災害が重なった複合災害の視点が欠けているのではないかとする疑問や、地震による影響に関する見解について質疑があった。東京電力による事故調査の中間報告書に対しては、高い津波が起きることに科学的な根拠がなかったとする東京電力の見解や、各種対策へのコストの影響などについて質疑があった。文部科学省に対しては、当初、放射線量を実測したモニタリングデータが住民に周知されていなかった点、原発事故による放射線の影響予測等を行うSPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)のデータが、公表前に米軍に提供されていた点などについて質疑があった。

### 1.東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会「中間報告」



**畑村 洋太郎 参考人**  
(東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 委員長)



**小川 新二 参考人**  
(東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 事務局長)

### 2.東京電力「福島原子力事故調査報告書(中間報告書)」



**山崎 雅男 参考人**  
(東京電力 取締役副社長)



**石田 昌幸 参考人**  
(東京電力 原子力品質監査部長)



**尾野 昌之 参考人**  
(東京電力 原子力品質・安全部部长)

### 3.文部科学省「東日本大震災からの復旧・復興に関する取組についての中間的な検証結果のまとめ(第一次報告書)」



**渡辺 格 参考人**  
(文部科学省 科学技術・学術政策局次長)



**明野 吉成 参考人**  
(文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課長)



**神田 忠雄 参考人**  
(文部科学省 大臣官房政策課評価室長)

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第二号

平成二十四年一月十六日(月曜日)

於憲政記念館

午後一時開会

出席者

委員長 黒川 清君  
 石橋 克彦君  
 崎山比早子君  
 田中 耕一君  
 野村 修也君  
 横山 慎徳君  
 大島 賢三君  
 櫻井 正史君  
 田中 三彦君  
 蜂須賀禮子君

参考人 (東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会委員長) 畑村洋太郎君

参考人 (内閣官房東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局局長) 小川 新二君

参考人 (東京電力株式会社取締役 副社長) 山崎 雅男君

参考人 (東京電力株式会社原子力品質監査部長) 石田 昌幸君

参考人 (東京電力株式会社原子力品質・安全部部長) 尾野 昌之君

参考人 (文部科学省科学技術・学術政策局次長) 渡辺 格君

参考人 (文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長) 明野 吉成君

参考人 (文部科学省大臣官房政策課評価室長) 神田 忠雄君

参考人 (文部科学省大臣官房政策課評価室長) 安生 徹君

本日の会議に付した案件

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会「中間報告」について  
 東京電力「福島原子力事故調査報告書(中間報告書)」について  
 文部科学省「東日本大震災からの復旧・復興に関する取組についての中間的な検証結果のまとめ(第一次報告書)」について

○委員長(黒川清君) それでは、国会による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会第二回を開催いたします。

委員会が発足して一カ月が経過いたしました。事務局の体制もそろってきています。大変元気づけられております。

事務局では、きょう現在五十七名のスタッフを擁しております。いろいろな勤務形態があるのはやむを得ない事情もありますが、皆さん、今回の委員会については同じような意識を持たれて、活動に熱意を持って取り組んでいただいております。それから、衆参両院と国会図書館出身者の十名以外は、全て民間の出身者という構成になっております。

国民の期待に誠実に応えられるように、真摯に調査活動を行ってまいりたいと考えています。きょう、ちよっと皆さんと御相談したいわけですが、委員会の運営に関する事項であります。

お手元の資料の一をごらんください。これによりまして、委員長代理というのを指名したいわけであり、これについては、常に代理をどうするかというのは大事な問題でありまして、事故調査委員会法の第二条第五項に定める委員長代理ということで、大島委員を指名いたしましたので、御報告いたします。それから、前回もちよっと御報告しましたけれども、

ども、ワーキンググループの共同議長につきましては、委員会として皆さんと何回も懇談をしておりますが、ワーキンググループを一応四つ設定しております。国会によってマナーシートされたというか、そういうことをやってくれたいということ踏まえて、ワーキンググループの一、事故調査ワーキンググループですが、石橋委員、それから田中三彦委員をお願いしたいと思っておりますので、御報告いたします。

それから、第二ワーキンググループ、被害調査ワーキンググループですが、崎山委員と横山委員をお願いしたいと思っております。

それから、第三ワーキンググループ、政策調査ワーキンググループですが、大島委員、それから櫻井委員をお願いしたいと思っております。

それから、ワーキンググループ、この委員だけで調査できるわけではありません。いろいろな調査員の資格及び構成については、それぞれの共同議長に委員長としての私の意見を聞いていただいた上で、共同議長が承認することにしたと存じております。いろいろな候補があると思っておりますが、これについてもそのようなプロセスを経て指名したいと思っております。

よろしいでしょうか。

〔異議なしと一言う者あり〕

○委員長(黒川清君) よろしいですか。そのように進めていきたいと思っておりますが、また次の機会にでも皆さんにも何かのことで御報告させていただきます。

○委員長(黒川清君) きょうは、議事次第にありますが、福島の事件、三月十一日が起こったところからいろいろなことがありました。いろいろなところから報道もされ、それぞれの当事者、あるいは

独立した調査の報告、あるいはいろいろななりポートも出ております。十二月になりまして出てきた非常に大事な委員会がありますし、それと並ぶような幾つかの委員会があります。そこにいるいろいろなお話を伺いたいというので、私どもは最初に、畑村先生を委員長とした政府による東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会中間報告というのが出ておりますので、この委員会の委員長を務められた畑村先生、事務局長を務められておられます小川新二さんをお呼びいたしまして、お話を聞きたいと思っております。

これは、政府が設置した事故調査委員会でありまして、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会という名前でありまして、十二月二十六日、中間報告を公表しております。皆さんそれぞれ目を通していただいておりますので、お話を伺いたいと思っております。

時間の設定ですが、大体一時間を予定しております。畑村先生、小川さん、本場にありがとうございます。中間報告として本場に大部な報告書、大変だったと思っております。

そこで、いろいろなところで報道されておりますが、この委員会の委員長を畑村先生がお引き受けになり、その受けることに際して、この委員会の役割をどのようにお考えになり、どのように進められたのか、それから、報告書の骨子もそうですが、先生がどのようなお考えでこの中間報告まで至ったのか、構成、戦略といえますか、先生のお考えを二十分から三十分程度でお話しいただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

<p>います畑村洋太郎です。 きょうは、ここでいろいろとお話しすることを引き受けてやってみましたが、初めに、きょう私から発言する事柄について一言お断りをしておきたいと思ひます。</p> <p>私は、政府の事故調査・検証委員会による現時点までの調査の結果、どのような事実が判明したか、あるいは当委員会がその事実をどのように評価しているかということについては、委員会として公式に申し上げられることは全て中間報告に記載してありますので、これをお読みいただきたいと思ひます。</p> <p>ただ、分量が物すごく多くて、実際にちゃんと真面目に読もうと思うと、とてもじゃないけれども、一日や二日で読めるような量ではないというふうに思ひます。文章の方が約五百ページで、資料が二百ページあります。ですから、丁寧に読むと思うと、普通には読み切れません。仮に概要を知りたいということであれば、概要がありますので、大体、一番大事な部分は概要の方に載せるようにしてあるので、それをお読みいただくというと思ひます。この概要は英文にもなっておりますので、よその国の方も英語で読むことができます。</p> <p>それから、調査結果やその評価については、本日、私が申し上げることで中間報告に記載されていないようなことが仮に出てきたとすると、委員会としての見解ではなく、私個人の見解というふうに受け取っていただきたいと思ひます。そうでないと、まだたくさん議論をどんどんやっていくところで、その公式の発言だというふうに受け取られると、検証委員会の方が進まなくなってしまうので、それでも、なるべく素直に、丁寧にここでお話ししようと思ひますので、私個人の見解だと受け取っていただきたいと思ひます。</p> <p>次に、私がこの事故調査・検証委員会の委員長を引き受けて調査することに際して、基本的にいろいろなことを考えましたので、そのことのお話をしようと思ひます。</p>	<p>私の委員会の基本方針は、中間報告の第一章で八項目にわたって記載しています。 具体的には、一番目、畑村の考えを進めると書きました。</p> <p>これは、説明をしないでいると、では好き勝手なことをやるんですかと受け取る人がいますが、そうではなくて、従来、事故調査というようなことは普通こうやると考えているような、でき上がった物の見方で見るのではなくて、本当に起こった事故から何を学び取るか、そういう視点で見ようとする、従来のやり方とは違ったものにならざるを得ないと思ひます。そのときに、自分の考え方でそれを取り扱おうと思つて、一番初めに、畑村の考えを進めると言うことを言ひました。</p> <p>それから二番目に、子孫のことを考えて、百年後の評価にたえられるものにするということを書きました。</p> <p>これは、これだけ大きな事故を起こしたとすると、十年後に五十年後にも百年後にも、この事故はいろいろな形で見直しをされるというふうに思ひます。そして、百年たったときに、あのときこのことにきちんと気がついて言葉にして言つておいてくれればよかったのにと、今から百年後に事柄が抜けてしまわないように、今から百年後にこれを見る人が見ても、よくそこまで考えたなど言つてもらえるような中身にしたいと思つたからです。</p> <p>それから三番目に、国民が持っている疑問に答えるということを言ひました。</p> <p>これは、言葉をかえると、納得できるということとです。納得性というふうな言葉で余りこういう事故の説明とか取り扱ひがされていらないんですよ。例えば、福知山線の事故の見直しをやる委員のようなものを引き受けてやりました。遺族の方、それから被害を受けた方が納得できる説明、そういう見方というのが非常に大事だということを感じましたので、こういう言葉を</p>	<p>使ひました。 それから四番目に、世界の人が持っている疑問に答えるということを言ひました。</p> <p>これだけ大きな事故は、直接的にも間接的にも、世界の人々に大きな迷惑をかけているというふうに思つています。そして、いろいろな人が世界じゅうでいろいろな疑問を持っているので、基本的にそういうことにお答えをするというのが必要だということに思つたからです。</p> <p>五番目に、責任追及は目的としないということをお話ししようと思ひます。</p> <p>このことについては、後でもうちょっと詳しくお話ししようと思ひます。</p> <p>それから六番目に、起こった事故の事象そのものを正しく捉えるということをお話ししました。</p> <p>多くの事故は、原因と結果、そしてそれから得られた仮に教訓のようなものを書く、それで大体で上がったというふうに思われがちですが、そこで起こった現象そのものをきちんと記述することが非常に大事だと思つたので、こういうことを言ひました。</p> <p>その次、七番目に、起こった事象の背景を把握するということをお話ししました。</p> <p>背景要因というふうな言葉があるんですが、その事故を起こすのに関係したたくさんさんの重要な事柄というのが、表に出ないまま、さもないと見えないまま、見過ごされていくというふうなことがよく起こります。それで、表にはつきりとは見えていないけれども、きちんと事故に関与したことを考えなければいけない、そういう要素、これをここでは事象の背景という言葉で言ひましたが、そういうものを把握するように努めようと思ひました。</p> <p>それから最後に、八番目ですが、再現実験と動態保存が必要であるということをお話ししました。</p> <p>こういう再現実験とか動態保存というふうな言葉も、それから考えも、非常に珍しい言葉のように感じられると思ひます。私は、この再現実験というのが非常に大事だと思つています。そうする</p>	<p>と、原子炉を使って何か大がかりな実験をやるんですかというふうな質問を受けます。そして、そんなものではできっこないんじゃないかというふうな言われませんが、私がかかっている再現実験というのは、これを調べていくうちに、何かの要素と何かの要素が互いに関連して合つて、それで現象が起こっているとしたら、その現象を単純化してきちんと再現実験をやつて、こういう現象は事実起こるんだ、そのときにどういう要素とどういう要素がどう絡んでいるかをはつきりと認識することが非常に大事だと思つたので、それは再現実験をやらなくとも明らかになりません。それで、再現実験をやるのが大事だと思ひました。</p> <p>それから次に、動態保存をするということをお話ししました。そうすると、原子炉が動いている状態で、事故を起こしたままにするのかというふうな早とちりをする人もありますが、そんなことを言っているではありません。この事故を起こした原子力発電所が、電力をつくらうとして動いていて事故が起こったわけですから、事故が起こった現象そのものをきちんと思ひ起こすことができるように、実物をそこの保存して、後からそれをそれぞれの人々がそれぞれの時期にきちんと自分で考えることができる種として実物を残しておく、そういう意味で動態保存という言葉を使ひました。</p> <p>こういうものは普通の事故ではほとんど考えられないやり方ですが、この事故調査をやるということが、将来、きちんとこれから学んで、ただ同じ事故を引き起こさないというだけではなくて、これからの人間の活動の中にきちんと取り込んで、事故から学ぶというのに必要な事柄、それをきちんとやろうと思つたらできるようなにしたいと思つて、この八項目を言ひました。</p> <p>今言つたようなことの詳しい内容は中間報告をごらんいただきたいのですが、本日は、そのうち、当委員会の調査のあり方にかかわる非常に大事な部分、責任追及を目的としないということについて、もう少し詳しくお話ししたいと思ひます。</p>
---	---	---	--



事故を取り扱うとき、原因究明と責任追及とはしばしば対立する関係にあります。多くの人は、原因の究明も責任の追及も両方行わなければならないと考えています。しかし、真の原因究明を行うためには、事故にかかわった人たちに、どのような出来事が起こり、どのようなことを考えて、どのような行動をとったのかなどを包み隠さず語ってもらわなければならない。関係者が責任追及を恐れてありのままの真実を語らなければ、事故の全体像を捉えることは不可能です。

それで、私たちの委員会は、責任追及を目的とした調査や検証は行わないという方針を明確に打ち出し、調査の相手方にもその旨を説明した上で調査や検証を進めています。

次に、私たちはたくさんの方のヒアリングを行いました。現在も進めています。ヒアリングについては、私の考えをお話しします。

私たちの委員会の調査の中で、大きなウェイトを占めているのは関係者のヒアリングです。ヒアリングを行った関係者の人数は、昨年の十二月十六日時点の集計で四百五十六人で、その後もヒアリングを継続しています。ヒアリングは主として事務局に行っておりますが、重要な関係者については委員も参加して行っており、委員長である私も、福島第一原発の吉田所長のヒアリングを直接行いました。

私たちの委員会では、委員会の申し合わせに基づいて、このようなヒアリングは原則として非公開で行い、非公開で行ったヒアリングの内容については、調査結果を取りまとめた中間報告などには内容を慎重に吟味して記載するようなものを除いては、外部に明らかにしないこととしております。要は、生のヒアリングの内容そのものは外部に明らかにしないということです。

相手方がヒアリングの公開を希望するような場合には、公開でヒアリングを行うこともあり得ますが、実際、これまでのヒアリングは全て非公開で行っています。

このように、ヒアリングを原則として非公開で

行い、ヒアリングの内容を外部に明らかにしないこととしているのは、相手方の協力を得て、真実を語ってもらうためです。

私たちの委員会は、強制的な調査権限は持っておりません。ヒアリングを含め、調査は全て相手方の任意の協力のもとに行っています。調査に協力してもらい、真実を語ってもらうためには、ヒアリングで話したことがそのまま外部の第三者に出ていくことはいらないことについて、相手方との信頼関係が必要であると考えています。責任追及を目的とし、このように信頼関係が必要であると考えています。

ヒアリングにおいて関係者が語る話には、個人の名誉、プライバシーにかかわる事柄、知的財産権を含む権利利益にかかわる事柄、核防護を含む治安、安全の維持に関する事柄など、外部に出て公になった場合には大きな問題を生じる事柄が含まれております。また、ヒアリングで話したことが外部に出ていくことになれば、責任追及を恐れる関係者が真実を語らなくなることも十分に予想されます。

このようなことから、当委員会では、生のヒアリングの内容そのものは外部に明らかにしないこととしており、中間報告でも、関係者の地位や立場、ヒアリングで話した内容を慎重に吟味した上で、必要なヒアリングの内容について一部言及をしております。

以上のような考えで、責任を追及することを目的とはしていないというやり方をやりました。非常に大事な部分だというふうに思っています。

私が初めに話しようと思っただけのこと以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

そのような経過と、哲学というかフィロソフィーで、畑村先生らしいお考えだと思えます。これが政府事故調査のあの莫大な資料として出てきたわけですが、いろいろな委員の方からもあると思うので、三十分ぐらい時間をいただければと

思いますが、よろしいでしょうか。本当に大変なお仕事だと思います。特に、四百数十人の方のヒアリングというのは非常に貴重な資料だとは思っています。そんなようなことで、なかなか難しいとは思いますが、先生の非常な御努力によってこの報告書ができてきたわけです。

そこで、全体としてですが、一つは、皆さん、先生もおっしゃっていることですが、中間報告だけでこれだけ膨大なレポートになっているので、出たよといっても、また、専門家、ジャーナリストもそうだと思うんですが、読み込むのはなかなか難しかったような気がします。また、これからいろいろな意見も出てくると思いますが、ざっくりと、そういうことで大きなチームを率いられて、中間報告のときは先生としては百点満点としての程度の点だと思っておられますか。

○参考人(畑村洋太郎君) こんな質問を受けたのは初めてで、百点満点でつけたらどうだろうかといったら、感じで見ると、何か九十点か九十五点ぐらいの感じが自分ではします。

なぜそんなことを言うかというところ、こういうところまで来られたらいいなとは思って始めましたが、途中でほとんど挫折して、もうこういうところまで来られないんじゃないかというので、諦めたかたようなことが大分あったんです。けれども最後まで来られたので、僕は、隣にいる小川さんたち事務局が本当に死ぬほど働いてくれたというのがある、それがなかったらここまで絶対に来られなかったという気がするんです。

そういうのを見ると、自分で甘い点をつけて何か変だなという気はしますが、でもやはり、できは九十点か九十五点という感じがします。

○委員長(黒川清君) なるほど、それはそうかも知れませんが、またこれから、さらに最終報告に向かっただバックとかいろいろなお考えが

あります、それにもぜひ期待したいと思っております。私どもが見てみると、政府が委託した委員会

ですので、そういう見方もかなりされているところもあるなと思うんですが、先生が九〇%とか九五%ぐらいかなと思われているのであれば、それはそれでよろしいかなと思えます。

確かに、概要のところ短くまとめるというのは、私も、さっと読ませてもらう、ずっと読んでいくと、最後のところいろいろなイシューが出てきますね。そういう読み方になっているので、非常にそれなりに納得するところがあるんです。

そういうことからいうと、先生御自身だと、一〇%なんて期待するのはなかなか難しいものですが、そういうものであれば、読みやすさがどうなのかなということをやったり私どもはちよつと思っただけですが、皆さんはどう思ったのかなという話で、それが先生の五%ぐらいかと思っただけです。

○参考人(畑村洋太郎君) これは本当に、自分でつくつていて原稿の段階で読み込んでいるんですね。それでも頭に入らないんです。

それで、入らないけれども、きつりまとめたければいけないというので、仮に文章をもっと変えたらわかりやすくなるかとか、それから並べ方を変えたら頭に入るかと入るかとか、確かにそういうことは言えるんです。

ところが、わかりやすくしたために不正確になったり、違う理解の仕方になっちゃったというところ、多分、中間報告で出すには不適切だろうという感じがするんです。そうすると、直してはみなければ、読み返してみても、やはりもとに直さないとだめだなというふうなことがあつちこつちでたくさん起こりました。

だから、これは、読みにくい部分とかわかりにくい部分は、ちゃんとするとわかるようにしてあげればよいことだとは思いますが、仕方がないから、もう僕はごめんさいと言ってしまうかなという感じがしています。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。そこで、委員の先生方からちよつと御意見が

あるのではないかと思っておりまして、私どもとしては、石橋先生からよろしいでしょうか。

石橋先生、よろしくお願ひします。

○石橋克彦君 委員の石橋と申します。

ただいまのお話、ありがとうございます。  
今のお話に対する質問も幾つかさせていたいただきたいと思ふんですけれども、時間も限られていきますので、せっかくなので中間報告の申身について、一つ伺いたいと思ひます。

最後のところの七章の九の小括というところに、今回の事故と被害に大きく影響していると考えられる三つの要因というのが挙げられていて、その中に、二番目ですけれども、複合災害という視点の欠如ということがあります。これは非常に大事なことだと思ふんです。

ただ、これは、こういう視点が欠如していたと書かれていますけれども、実は、原発の事故が複合災害になるおそれがあるんだということは、かなり前からいろいろなところから言われていたと思ふんです。それが社会全体としては無視されてきたために、原子力に直接関係している人たちの間ではそういう視点が欠如していたという結果になっているんじゃないかと思ふんです。

できれば委員会全体としての御認識を伺いたいですけれども、もしそれが無理ならば先生個人でもいいですけれども、そういう認識はおありですか。

○参考人(畑村洋太郎君) これは、例えば今回の事故は、地震が一番初めに起こって、次に津波が起こって、それで大きな災害になっていったというのがあるときに、原子力について地震だけを考へていけばいいんだとか、津波については何も考へなかったんじゃないか、そういう指摘もあるし、私自身、それこそ個人だというのでないと思ふことになりましたが、個人で見ると、何で津波を考へなかったのかというふうに思ひます。

しかし、多くの関係の人たちは、津波のことはほとんど考えずに、地震のことはかりを考へていました。そして、地震の次に津波が来るというこ

とをきちんと指摘して、それを考へないと思ひだすことになるぞということを言っていた人もいます。しかし、そのとおりには動かないで、それで今回の事故になっていきます。

実は、福島のことを見るのに、福島のことだけ見ているのは僕は適切でないと思ふので、私たちの委員会は福島のある北の方も南の方も行って見て、例えば東北電力の女川原発も見に行きました。それから、東海第二の原発も見に行っています。それから、福島原発の北にある東北電力の原町の火力発電所も見に行っています。

それを見に行った理由は、地震も考へるけれども、津波を同時に考へたかどうか、そして、仮にそうだとすると、どんな対策を打ったか、何を考へてどういう準備をしていたかというのをちゃんと自分たちで見聞きして物考へようとして、それで行ってききました。

実際には、福島と同じように非常に大きな津波が女川の発電所には来ていますが、事故にはならないで済みました。それは、いろいろな施設が高いところに設置してあったということが基本だと思ふに思ひます。しかし、東海第二は、津波の来るほんの半年ほど前に、止水板で囲うという工事をやっていた、それがすこく効果があつて、それで事故にならないで済んだんです。

そうすると、なぜそういうことをやったのか、誰がそれを考へたのかというところ、そういうところでは、きちんと、地震だけではなくてやはり津波の怖さを考へた人がいて、それで、今言っているそういう複合災害というようなことを、言葉で言ったか意識したかは別にして、その対策を打っていたおかげでひどいことにならないで済んでいるんです。

ですから、複合災害というふうな見方が足りなかったというだけではなくて、あるところではそれに気がついて、きちんと対策を打っていたところが成功しているんだというふうなことも考へなければいけないというふうに思ひます。

余り答えになつたかどうかかわからないですけれども、そんな見方で見えています。

○石橋克彦君 そういうことはあると思ふんですけれども、実は、私が伺いたかったのはちよつと違ふんです。

つまり、日本列島の場合、海洋底で大地震が起これば津波を当然伴うわけで、地震、津波、そういうものと原子力事故が同時に起こったときの、その原子力事故の収束のさせ方の大変さとか、そういうことがこの報告書にも書いてあると思ふんです。

○参考人(畑村洋太郎君) あちこちに散らばつて、実はいろいろなふうに入つていきます。

○石橋克彦君 私が一番お尋ねしたいのは、ですけれども、そういう視点というものはかねてから指摘されてきたにもかかわらず、要するに、日本社会全体がそれを無視してきたというのが、今回の事故の大きな背景としてあると思ふんです。それは、例えば、学者集団、研究者集団全体、もう日本学術会議まで巻き込んだような、そういう諸学会とか、それからマスメディア、それから司法、そういういろいろなところが影響して、結局、無視されてきて今回が起つてしまつた。

なぜそういうことが起つてしまつた、なぜそういう関係したところが無視してきたのか、あるいはそういうメカニズムというのか日本社会の構造というのか、そういう複合災害としての視点を無視しているというところは、実は三・一一以降もマスメディアとか司法とか学者とか続いている面もあるわけで、そのところにメスを入れてほしいと思つている国民は多いのではないかと思ふんです。

それが、これは中間報告ですけれども、私が読ませていただいた限りでは、ちよつと薄いんじゃないかなと思ひます。例えば、四百五十二ページ、六章の六というところにその項目が書いてありますけれども、これは、社会全体の深い病巣をえぐつていくのではなくて、一応、原子力行政あ

るいは原子力安全行政という枠組みの中での問題点、例えば国及び地方公共団体の取り組みの問題とか、そういうところしか書いていない。

○参考人(畑村洋太郎君) 今おっしゃるのは、似たような印象を僕自身も持ちます。というのは、目の前で見えている事柄ばかりを取り上げているだけで、その根本的なつながりとその向こう側にあるものまで踏み込んでいないんじゃないか、そういう指摘だと思ふんです。

それで、そういうものというのはとても大事で、いつか誰かがどこかでやらなきゃいけないことだと思ひます。思ふけれども、今、私たちがやっているような検証委員会が問題になるところに全部手を染めるかといつたら、とても無理だと思ひます。ですから、今は、自分たちが直接きつちりと確かめられるような、本筋に事実の積み重ねのところから行こうと思ひます。その向こう側まではまだ行つていません。

そうすると、みんなの疑問に答えると思ふようなことを言つて始めたのにも一つも答えていないじゃないかというのを、実はいろいろな人と言われている。僕自身も本筋にそうだなと思ふんです。でも、そういうところまで、本当にそれが、どこの誰がどういうことをやりながら、どういう決定をしてやっていたかを明らかにして、事実どうしたというところまで、私たちの調査はそんなところまでは行けないです。

○石橋克彦君 わかりました。済みません。

私も、今先生がおっしゃったように、最初におっしゃいました八項目の基本方針、あの中にあつた、百年後にあつたとき言つておいてくれたらということとか、国民の納得とか、世界の疑問に答えるとか、事象の背景の把握とか、そういうこと。

○参考人(畑村洋太郎君) 偉そうなことを言つた割にはできていないんじゃないかと言われたら、はい、ごめんなさいなんです。でも、今のところそこまでしか行けません。

○石橋克彦君 はい、わかりました。

どうもありがとうございます。

○田中三彦君 田中と申します。よろしくお願ひします。

御説明いただき、どうもありがとうございます。

一つは全体的なこと、もう一つは少し込み入った話をさせていただきます。

八つのお話を伺いましたけれども、畑村先生のお考えはそれで敬服に値するものだと思は思いますが、一方、チームというのが下に三つございいます。私が特に興味深く読ませていただいているのは、事故原因調査チームが行われた内容について非常に興味を持って読んでおります。

親委員会の畑村先生の方の委員会というのは、非常に申しわけない言い方かもしれないけれども、それが一つのポイントだったと思ひますけれども、原子力の専門家という方は意識的に排除したみたいところがございいます。一方、事故調査チームというのは、非常に専門性の高いチームだと思います。

チームとサブワーキンググループみたいなものとはちよつと概念が違うのかもしれませんが、親の委員会の方から、親の委員会の意思を伝えるために、そのサブワーキングとかチームには必ず一人か二人入っていて、それで定期的にコミュニケーションをとる、そういう方法をとるのがよくある形式だと思います。

ですが、この事故原因調査チームの方には、そういう委員の構成というのとはされていないと思うんですね。

○参考人(畑村洋太郎君) されていなくて、そういうふうにしてあります。

○田中三彦君 ということは、離れていますね。

○参考人(畑村洋太郎君) はい、離れています。

○田中三彦君 そうすると、その間の先生のお考えとか、あるいは途中の中間報告をつくっていくまでの過程で、コミュニケーションのとり方だとか議論の仕方というのはどのように行われている

か、ちよつとお教えください。

○参考人(畑村洋太郎君) 一番最初に、まず委員の構成ですが、委員が十人と技術顧問二人、全部で十二人でやっています。

そして、この中でチームが、初めは四つやるつもりで始めたんですが、社会システムの検証チーム、事故原因の調査チーム、それから被害拡大防止の検証チーム、それからもう一個、法規制のあり方の検証チームという四つでやるつもりでいたんですが、一番最後のものはまだ動かないで、初めに言った三つの方で動いています。

そして、この下に実際にチーム長をつくって、それでチーム員がいて、ヒアリングをしたり、いろいろものを調べたりします。それが出てきたものを今度はチーム長が、調べた中身がこういうところまでわかったというのを、この今言っている三つのあれを全部ひくるめて、さっきの十二名のところにこういうところまで来たというのを言ってくると、それでどんどん議論をやっていきます。

それから、作業をしている中で疑問が起こったり、ここについては自分も議論に入りたいと思うようなときは、先ほどの委員がこのチームの中に入り込んでいって議論をするということもやりま

す。それから、ヒアリングを膨大な量をやっているんですが、そのヒアリングに直接かかわらないでいるような者は、きちんとその内容がわかるようにしている文章をきちんと読み込むということができるようにしてやっています。それで、実際にこれを進めていく段階では、先ほどの作業をやるチーム長も、それから副チーム長とかそういう人も来てもらって、それで議論をすることをずっとやりました。

表に出てくる検証委員会を開いている回数、去年全部で六回なんです、それ以外に、実際にこのメンバーが集まって議論をするというふうなことは物すごくたくさんやっています。それは、例えば現場を見に行くというふうな

のでも、先ほど言ったように、東北電力の女川に行くとか原町に行くとかですね。それから東海第二も行ったんですが、例えば浜岡は見えておかないとわからないぞとか、柏崎刈羽原発に行っておかないとわからないぞとかいうので、そういうのはみんな一緒にいきます。現場に行きながらどんどん議論をするというふうなことをどんどんやっています。

それと、特に十一月から十二月にかけてこの本文をまとめていく段階になると、もう非常にシビアな、時間的にもタイトなんですが、内容的にも議論して、委員が例えば文章を書いてきたらそれを全員で読んで議論をするとか、それから、もうそれだけでやり切れないときは、一人ずつの考えを事務局に送ると、事務局が即刻ほかの委員にやって、次のミーティングまでに読んでこいというのでどんどん読むものが送られてきて、それでそれを読んで議論するというのをどんどんやりました。

ですから、どこから上がったって何かやる、さもなければ、誰かが何かやったからそれをいいですかというんでしょんしゃんとやるような感じとは大分違っていて、お互いの委員が考えているものをどんどん出しながら、本当に深くなったかどうかは別にしても、とてもいろいろな議論をやってこれをつくっていききました。

私がこの委員長をやっているときに、十二人の人の意見がもうまとまらないんじゃないかというのを、私自身はそういうことを考えました。それで、それでもいいから議論をしようというので、だめだったら少数意見でこういうのがあったというのにして、本当の議論をやりましようというのでやったら、この委員会の中では、畑村さん、そういうふうには言うけれども、せつかくこれだけ議論しているんだつたら、みんながうんと言

える中身になるまで議論をやり尽くして、内容を高めることをしようというふうになって、それでこれができるようになりました。ですから、これは、今委員をやっている人が見ると、自分はこれについてこういう意見を言ったとか、自分の考えは何かこんなふうに入っているなとかいうのになつていまして、不思議な感じのするものです。

それから、事務的に書くべきところ、直接の調査結果のようところはそうなんですが、考察と、それから提言に近いような、第七章に相当する部分は、本当に委員が分担してきちんと書いて、これでもいいかどうかをお互いにチェックして、最後まで物すごい議論をやり尽くしてまとめていったものです。

それからもう一つ。専門家がいないというのが心配だということを言われる人がいっぱいいらっしゃいますが、私はほとんど心配していません。実は、原子力についての専門性が必要かというたら、原子力の中で当たり前だと思つていることが当たり前でなかったり、それから、もつと違う見方で見たらこれが見えるのというのをやるときには、狭い意味の専門性を求めるのは余り意味がないというふうには私は思っています。それよりは、本当に学ばべきものを明らかにするのにどうすればいいかという方をきちんと、そういう意味の専門性を重んじるのが今回のこれには物すごく大事だというふうには思っています。

しかし、原子力についての現象を正しく理解しないと本当の理解にならないという部分はたくさんあるんです。それは、この中にチーム員としてこれはみんな入ってもらっています。ですから、これは委員構成を見ていただくとわかるんですが、一番上の委員のところにはそれが載っていないけれども、専門性をきちんと確保しないといけないと思うようなところには全部ちゃんと入つて、その議論を全部やっています。

○田中三彦君 今の関連の質問ですけれども、非常に議論を尽くされたということ、そういうふうには理解いたしましたけれども、途中で、中間報告をまとめるに当たって非常に激突したようなことがあった、議論が沸騰したことがあった。○参考人(畑村洋太郎君) したこともあったとい



うより、いつもしていた。  
 ○田中三彦君 具体的に、中間報告で特に議論になった部分というのはどういうところでしょうか。

○参考人(畑村洋太郎君) 中間報告でということ、余りよく覚えていませんが、一番印象に残っているのは、第七章の一番最後、三つの項目が大事だと言っているものの一番最後に、全体像を捉えるというふうなものが抜けているんじゃないかというので、初めは、みんなでもまとめていた中で、全体像が抜けているという記述がなかったんです。

それで、なくて、それでいてこれの第七章の一番最後は総括だの何だの言っていたら、総括になんかなくていいじゃないかというので、一つ二つ言っただけで総括なんっておかしいことを言っているのは何だろうかといったら、かかわっている人も全体像を持つという視点がないままいったのが一番大きな原因ではないかというので、それで、では全体像に欠けていたのがおかしいというのを人れようというので、それからまた議論が始まって、もうずっと議論のやりつ放しでした。

○田中三彦君 それはシビアアクセシント対策の話のところですか。

事故原因調査に關しての議論で、いろいろ、こゝではないか、ああではないかと議論された部分というのは特にないでしょうか。

○参考人(畑村洋太郎君) 起こった現象を把握して、こういう理解ができるんじゃないかとか、ああいう理解ができるんじゃないかという細かいところの議論で起こっているのは、ほとんどなかったように思います。

○田中三彦君 ということは、私がちよつと具体的に聞きたいと思えますのは、地震と津波ということであろうと、津波が来るまでの地震による破損というのとはなかつたんだ、そういう考え方に關しては特に大きな問題はなかつたということですか。

○参考人(畑村洋太郎君) 結果的にはなかつたと思つています。大きな破損はなかつただけ、もつと違うのがあつたかもしれないというのは、それはわからない部分があります。

それよりもつと前に、津波のところだけにみんなの目が行つて、地震で起こったことをきつちりと切り離して理解しないでいいのかわからないに私自身は思つていました。ですから、地震で起こったこととはつきりと区別して記述して、その後、津波が来てだめになつたというふうな理解の仕方をするのでないとおかしいと私自身は思つて、ずつと進めて、いろいろな議論をやつていくんですが、そういう視点で見ても、初めに、津波が来る前に地震によつて大きな破損が起つているのでないとおんなふうにはならない、そういう現象が見えないんですね。

ですから、大きなものでそういうふうなことはなかつたとして、今ずっと脈絡が続いているのはそのせいです。

ただ、物の考え方の順番として、地震では大丈夫だつたんだというのを前提にして進めていくというのは非常にいけないやり方で、変だということに思います。ですから、私も同じように、地震で壊れたんじゃないかと思つていたんですが、大きくそういうふうな壊れているのでないとの現象は理解できないというふうなものはありませんでした。

しかし、先々、実物に近づけるようになってきたら違うことが起こるかもしれないし、もつとあつたのは、実物に近づかないでも、先ほど言いました再現実験のようなことを仮にやると、ある部分では地震でこういう損傷があつたのかもしれないというふうなことが出るのかもしれない、まじやつていないからわからないです。

○田中三彦君 ありがとうございます。

○野村修也君 委員をさせていただいてます野村でございます。

先ほど委員長の方から委員会の運営についてのお話がありました、やや失礼な言い方をさせて

いただければ、委員がやるのは当たり前なので、委員が一生懸命やつたということが珍しいというふうな御発言されると、やや国民目線から見ると不可思議だなというふうにも感じます。

○参考人(畑村洋太郎君) ごめんください。

○野村修也君 それはちよつと、やや失礼な物言いでありますけれども。

それで、別な視点ではございますが、規制当局のあり方の部分について、中間報告が言及されているところについてだけ、一点御質問させていたきたいと思います。

既に報告書の中にも書かれておりますけれども、原子力安全委員会や保安院等につきましては、もう既に政府の方で閣議決定を行つて、四月には環境省のもとに新しい組織、原子力安全庁と仮称されていきますけれども、つくるといふことになつております。政府の方はもう勝手にどんどんそれを進めているという状況だと思います。こういう中で、中間報告については、四百九十九ページに、どのような組織にするかという点もさることながら、という点以外は、組織論については全く言及がございません。このままのスケジュールでいきますと、最終報告がいずれ出るにしても、政府の方が先行して設計しているこの組織については、政府事故調査としては容認するということお立場だと理解せざるを得ないというふうなふうに思ふんですけれども、この点については、もう政府事故調査の中ではコンセンサスがとれていて、政府が進めているこの組織づくりについてはこのままではないんだというお立場だと理解してよろしいでしょうか。

○参考人(畑村洋太郎君) これは、世の中が求められているスピードということがあつて、それで、環境省に安全の部分を持つていつて動かすんだというの、私たちが、この検証委員会が容認するとかしないとかいうものじゃなくて、それから、とかやく言うものでもないんじゃないかというふうな私には思つております。それは、社会の要求にできるだけ正確に、それから、時間をできるだけ短く

してそれにきちんと対応していくのが国の責任だというふうな思ふんです。

それで、検証委員会は、検証委員会の速度を速く変えてそういう政策に合うようにやれと仮に言われたら、もう何にもできないんですよ。だから、やはりある速度と内容で動いているものを変えずにきちんとやるのが大事だということに思つております。ですから、私たちが別の動きのものを容認するとかしないとか、そういうものではないというふうな思つておりますし、委員も全員がそういう理解の仕方をしていて私は思つております。

それで、とても大事なことは、それはそれで動いてしまつたので、私たちのこの委員会が出すものが、どんな僕らより先に進んでいく、そういうものにきちんと貢献できないでいいのかわからないこと、さもないければ考えていることとで、そちらに有益になるようなことが仮にあるのであれば、中間報告の中にはそれをできるだけ入れたいね、そういう議論をしました。

そして、その結果、この中間報告は、ほかの部分とちよつと違つて、その部分だけは十分具体的に、こういうふうでないといけないうらうとか、そういうことを書きました。随分議論をやりました。

○崎山比早子君 きょうはありがとうございます。

一点だけなんですけれども、SPEDDIとか、それからモニタリングの状況というのは、線量がわかつていて、それが全然住民に知らされなかつたということで、原因として、保安院も文科省も原子力安全委員会も、そういうものを住民に知らせるという発想自体がなかつたというふうな御指摘だつたんです。それはそうかなと私は思ふんですけれども、小手先のシステムを少し変えた、そういうふうなことで、こういう発想自体がなかつたという体質が改善されるかどうか、先生御自身のお考えでもいいんですけれども、これからのこともありますので、お考えをお

<p>願いたいと思います。</p> <p>○参考人(畑村洋太郎君) SPEEDIについて、線量がわかっていたのにと今おっしゃいましたが、線量はわかっていたいんです。</p> <p>○崎山比早子君 モニタリングです。モニタリングは文科省はわかっています。</p> <p>○参考人(畑村洋太郎君) 今私たちが言っているのは、後から見ればという言葉を使おうよと私は提案しているんですが、後から見れば、この人のところにはこういう有用なデータがあったのに、それがきちんとほかに利用される形のところに行っていないじゃないかと、とても言いたいことだらけなんです。</p> <p>後から見るとそう言えるんですけども、そこにいた人たちは、自分たちの今持っているデータが全体とどんなふうにかかわっていて、それをきちんと生かすところまで持っていけば物すごく有用だったのにとするのは、その時点ではまるつきり気がついていないんです。そういうやり方ではないのかといったら、よくないんです。</p> <p>そのときに、それぞれのことを、データを持っている人、そこで働いている人たちが、自分が全体のためにやれることは何なんだろうかと、いろいろな考え方でしゃべっていたら、もつとたくさんのが生かされていたんだというふうに思えて、残念ではないんです。</p> <p>残念だと言っても仕方がないので、やはり何なんだろうかと、個々の人が、自分のやっているものが全体とどうかかわっているか、そういう考え方をしないとだめだねと。小手先でちいちゃいものの何かを変えればこうだろう、いいだろう、そういうことを言っているんじゃないんで、そこにかかわっている全ての人が、社会全体の中で求めていることのこの部分を、自分がやるので見たらそれだけ貢献できるぞと考えるような人たちがたくさんつくっていかなければいけないし、みんながそうなることが大事だなどいうふうに思っています。</p> <p>○崎山比早子君 それが可能ですか。</p>	<p>○参考人(畑村洋太郎君) それは、可能でなくとも、努力しないとイケないと思うんです。</p> <p>○大島賢三君 委員の大島でございます。</p> <p>御説明ありがとうございます。</p> <p>一点だけ、全体的なことにかかわるわけですけども、この委員会、国会の事故調は、必要があれば国政調査権というかなり強力なバックアップというものがありません。それから、原則公開で行われる。それに対して畑村先生の委員会は、そういう意味での調査権のようなものはないし、原則非公開でなされた、こういうことなんですけれども、そういう形で運営されてきている政府の調査委員会であるがゆえに、調査や検証を進められて、制約とかあるいは限界のようなものを感じたことがあるとすれば、それはどういう問題についてか。</p> <p>別のことを言いますと、畑村委員長として、この国会の事故調に踏み込んだ調査を期待することがあるとするは、それはどういうことか、御意見を聞かせただければ幸いです。</p> <p>○参考人(畑村洋太郎君) とても答えにくいんですけど、この国会の事故調に踏み込んだ調査を期待することはないか、悪いのかと迷っちゃ質問なんです。これは、本当に、調査権がないから調べられないとか、さもなければ何かうそを言ったとか隠したとか、そういうこと的印象を持ちましたかといったら、全くそういう印象を持っていません。全員がきちんと協力してくれたというふうに思っています。それは、最初に言いました、責任追及は目的としないというふうに言ったことをどの人もみんなきちんと捉えてくれて、協力してくれただけだということに思っています。</p> <p>しかし、調査権が仮にあれば、そしてその調査権というのをどういうふうに行使するのか知らないけれども、突然に出かけて行って、例えば、この機器のこの設計図面を今すぐに出してくださいますと言ったならば、それをノーと言いか言わないかというので、それは調査権があれば、言ってみるものかどうかも知りません。そんなものを全然やったことがないからわからないんですけど、本当は、物と考えてやっていくと、即刻実物が見られないでも、例えば、図面のこの部分についてこれを出してくださいというのはいやいやとか、そういうことというのはいやいやと、同じようなことが起こるのは、例えば、学会の論文に載っていたのかいないのか、それだけじゃ検査ができるんです。しかし、その議事録があるかないかとか、メモがあるかないかとか、あなたはそのときにどこで何をやっていて、どういうことを考えたか言ってくださいというのが何かで聞けたらいいのになと思うようなことというのは、たくさんありますというより、感じますね。</p> <p>でも、そうだったら、今でもこちらでも言うんだけれども、いつこの誰に何を聞きたいかというのを言ってくればちゃんと協力をお願いに行くからと言われるんですけども、そんなことが言えないから疑問に思ってしまうんですけども、先ほど言っているような、そんな話が起こります。ですから、調査権がある、ないで不便をするかというのとはほとんどないんですけど、国会のきちんとしたそういう権限があるんだとしたら、先ほど言っているように、この図面のこれを即刻コンピューターの中に入っているなら出して、私の前にすぐ出さない、そういうようなことが言えてやれるんだとしたら、とてもいいかもしれません。</p> <p>○委員長(黒川清君) ありがとうございます。</p> <p>実は国民から見ると、これは私どもの委員会が憲政史上初めてなんて言われて、こちらも皆様はどう思っているのかなという気はしなくてもないんですが、今、政府に委嘱されている畑村先生の委員会というところで、国民の立場、あるいは日本国を世界が見る立場からいうと、デモクラシーのところでは行政府、立法府とあるわけですから、そういう意味の調査委員会の位置づけはどうかということだという話をやはり皆さんも見て</p>	<p>○参考人(畑村洋太郎君) どうぞ頑張ってください。</p> <p>○委員長(黒川清君) ありがとうございます。</p> <p>○参考人(畑村洋太郎君) それでは、きょうの説明をお聞かせいただくという二ですが、東京電力というところで、東京電力からは、事故の当事者として行った調査、検証の中間報告が十二月二日に発表されております。そういうことで、こちらいろいろ出ております。</p> <p>きょう来ていただいたのは、山崎取締役社長、石田原子力品質監査部長、それから尾野原子力品質・安全部長という二です。一応、質疑応答を含めて四十分ですが、中間報告を見せていただいておりますので、きょうはできるだけ十分ぐらいで、これを言いたいんだと。むしろ、こちらが聞く時間をなるべくたくさんとっておきたい。中間報告はみんな読んでおります。こちらからいろいろ質問があると思うので、ぜひその方に主眼を置かせていただきたいと思います。</p> <p>そのほかにもいろいろなりポートが出ております。確かに見ておられる方々の認識もかなり明確にはなってきたと思うんですが、そういうこ</p>	<p>と違うのです。</p> <p>そういうところで、これからも、政府の調査委員会と国会から負託された委員会の立場はどういうものかということも国民にもやはり見えるように、そちらの委員会も、何もこの委員会というところではありませんが、国民にどういうふうにするかという話を、ワーキンググループその他のレベルで先生ともお話をさせていただける機会がまたいろいろあると思いますので、きょうのところは、先生の出されたばかりの二十六日の中間報告を受けてということ、お忙しいところ来ていただきまして、ありがとうございます。</p> <p>そういうことで、またこれからもぜひそういう目線で御協力をいただければと思っております。</p> <p>○参考人(畑村洋太郎君) どうぞ頑張ってください。</p> <p>○委員長(黒川清君) ありがとうございます。</p>	<p>○委員長(黒川清君) それでは、きょうの説明をお聞かせいただくという二ですが、東京電力というところで、東京電力からは、事故の当事者として行った調査、検証の中間報告が十二月二日に発表されております。そういうことで、こちらいろいろ出ております。</p> <p>きょう来ていただいたのは、山崎取締役社長、石田原子力品質監査部長、それから尾野原子力品質・安全部長という二です。一応、質疑応答を含めて四十分ですが、中間報告を見せていただいておりますので、きょうはできるだけ十分ぐらいで、これを言いたいんだと。むしろ、こちらが聞く時間をなるべくたくさんとっておきたい。中間報告はみんな読んでおります。こちらからいろいろ質問があると思うので、ぜひその方に主眼を置かせていただきたいと思います。</p> <p>そのほかにもいろいろなりポートが出ております。確かに見ておられる方々の認識もかなり明確にはなってきたと思うんですが、そういうこ</p>
--	--	--	---	---

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第二号 平成二十四年一月十六日

とで、できるだけそのように御協力いただければと思っております。よろしく申し上げます。  
○参考人(山崎雅男君) はい、かしこまりました。

東京電力の山崎でございます。

私からは、今委員長の方からお話がございますように、弊社が昨年十二月に福島原子力事故調査委員会に中間報告書を公表いたしました。その内容について御説明するようになっています。いまして参ったわけですが、それに先立ちまして、昨年三月、放射性物質を外部に放出させるという大変な事故によりまして、福島県民の皆様、また広く社会の皆様に変な御迷惑と御心配をおかけしたことにつきまして、まず初めに心より深くおわび申し上げます。

事故の対応については、政府、また関係諸機関、メーカーや企業等の御協力のもとに、福島第一原子力発電所の原子炉の安定的な冷却と放射性物質の放出を抑制するという、いわゆる第二ステップと言っておりますけれども、昨年十二月にそのステップまで至りまして、今後も廃止措置等の中長期的課題につきまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。これまでいただきました皆様の御協力に對しまして、心より御礼を申し上げます。

私どもといたしましては、避難されている方たちの一日も早い御帰宅を実現し、社会の皆様が安心していただけるように、今後とも全力で取り組んでまいれる所存であります。

それでは、着席させていただきます。お話をさせていただきますと存じます。

実は私ども、説明時間を二十五分ぐらいいただけたらということで用意してまいりましたけれども、十分程度でということでございます。少しはしゃってお話をさせていただきます。お手元に概要の資料をお配りさせていただきます。おりますので、それをごらんいただきたいと思います。私どもの調査体制等について、これはや

はりよく知っておいていただいた方がよろしいだろうと思っております。その辺について御説明をさせていただきます。

一ページ目の調査の体制でございますが、厳正かつ徹底した事故の調査、検証を行い、事故原因を明らかにするとともに、そこから得られた教訓を今後の事業運営に反映していくことが事故を発生させた当事者としての社会的責務であるとの認識に立ちまして、昨年六月、社内に事故調査委員会を設置いたしました。

あわせて、社外有識者による検証委員会も設置し、専門的見地や第三者的視点から御意見をいただくことで、社内の調査、検証結果に對し、できる限り客観性を持たせるように努めたということでもあります。

二ページの調査の検討経緯をちょっとごらんいただきたいと存じますが、これまで関係者へのヒアリングや記録類の確認、データの収集、分析、解析、設備目視確認等の調査を行い、それら調査結果につきまして、事故調査委員会にて審議、検証するとともに、検証委員会の専門的見地、第三者としての客観的な立場からの検証を経て、事故原因と再発防止対策を取りまとめたことから、中間報告として公表した次第でございます。

それでは、この報告書の目的はどういうことなのかということについてでございますが、三ページに、今回の報告書は、これまでの時点で明らかとなった事実や解析結果などに基づき原因を究明し、既存の原子力発電所の安全性向上に寄与するため、必要な対策を提案する、そういうことを目的としております。具体的には、炉心損傷を未然に防止するための技術課題を中心に検討しております。

また、今回の報告書では、一連の事故経緯等を調査する過程で、特定の論点に焦点を当てた個別項目につきまして別冊というのをつくっております。これもあわせて公表をさせていただきます。こんなことでございました。それから、少し進んでまいりたいと思うんです

が、まず、論点となりますようところで見ていただきますと、九ページのところをちょっと見ていただけますでしょうか。

このところに、福島事故の概要が出ております。

十四時四十六分に地震が発生し、運転中の原子炉は全て自動停止しました。福島第一では外部電源が失われましたけれども、非常用ディーゼル発電機が起動し、必要な電源は確保されました。また、福島第二でも外部電源が維持され、必要な電源が確保されました。

その後、襲来した津波により、非常用ディーゼル発電設備や、あるいは電源盤が冠水または被水したため、福島第一では一から五号機で全交流電源を喪失、加えて一、二、四号機では直流電源を喪失。これらにより、炉心冷却機能が順次停止したため、代替注水作業などを試みながらも炉心損傷に至り、その後の原子炉建屋の水素爆発など、連鎖的に事故が拡大し、甚大な原子力災害に発展してまいりました。こういうような認識でございます。

一方、非常用ディーゼル発電機が津波の影響を免れた福島第一の六号機、六号機と隣接して電源融通が可能でありました五号機、津波後も外部電源が維持でき、かつ津波の規模が福島第一ほど大きくなかった福島第二の一から四号機では、アクシデントマネジメントの考え方を活用した復旧対応により冷温停止に至った、こういうことでございます。

こちら辺が、事故によってどういうようなことが起きていったのかというところの概要になっております。

次に、十二ページをちょっとおあげいただけますでしょうか。十二ページに発電所における地震の大きさをちょっと示してございますので、一応確認のために、原子力発電所における耐震安全性を評価するための基準地震動、これはS<sub>0</sub>と書いておりますが、設定されておりますけれども、福島第一で

は、一部で基準地震動、S<sub>0</sub>に對する最大応答加速度を超えた箇所がございます。しかしながら、ほとんどの部分では下回っており、今回の地震動は基準地震動、S<sub>0</sub>とおおむね同程度のものであったと考えております。

ちよつと飛ばしていただきました。二十一ページ、津波の関係のお話をさせていただきます。二十一ページには、津波想定と評価につきまして記載しております。

津波想定の評価につきましては、昭和四十年代の福島第一の設置許可当初から震災前までの津波に對する弊社の対応経緯を記載しております。

私どもといたしましては、発電所設置当初の設計条件としていたチリ地震津波に對する対策から始まり、平成十四年には土木学会の津波評価技術に基づく津波水位に對する対策を実施するとともに、地震調査研究推進本部の見解に基づく地震や佐竹氏により提案された貞観津波など、新しい知見、学説などに對しても、堆積物調査の実地や土木学会への審議の働きかけなど、自主的な検討、調査に取り組んでまいりました。

津波への対応ということにつきましては、十メートルを超えるような津波を想定していたとの指摘もございましたが、私どもはそのようには考えておりません。

二十二ページの図に示したように、全国の原子力発電所の標準的な津波評価方法として定着している津波評価技術では、福島県前面海域の赤の領域についてそのモデルが示されておりませんでした。そのため、その領域に仮の波源モデルを当てはめて試し計算を行い、その後、津波評価するための具体的な波源モデルの策定について、土木学会に審議を要請するというところを行ってまいりました。

その試し計算は、科学的には根拠のないものであります。実際に対処すべき津波の高さをあらわしたものではありませんでした。そういうような対応でやっていたということが、私どもが書き込んだところでございます。



あと、少しアクシデントマネジメントもよろしゅうございますか。  
○委員長(黒川清君) はい。  
○参考人(山崎雅男君) それでは、二十四ページ、事故に対する発電所の備えにつきましてのところでございます。

原子炉の設置に当たりましては、法令に基づき各種許可の手続などが定められており、経済産業大臣の許可を受けることとなります。経済産業省及び原子力安全委員会によるダブルチェックが行われ、原子力安全委員会が策定した安全設計審査指針等の各種指針類への適合状況が確認されており、また、運転後につきましても、法令に基づき定期的な検査、いわゆる保安検査を受け、安全を確認してきているというのが事業者のやっ

てきていることでございます。  
また、二十五ページにちよつと書いてございますが、原子力発電設備の設計につきましては、人は間違えることがあるし、機械は故障することがある、こういうことを前提に、多重性や多様性、独立性を持たせた非常系の冷却設備などを設置してまいりました。

さらに、原子炉スクラム等の重要な機能につきましては、故障が生じた場合には安全側に動作する、そういう設計思想に基づいて設計してきたことも事実でございます。  
こういうような備えをしてきたということでございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。本当にお忙しいところ、恐れ入ります。  
私から二つ質問させていただこうと思っております。

一つは、この前、畑村委員長長の、政府の事故調査委員会によると、数カ所以上にわたって、東電にいろいろ問題があったと。操作上の、オペレーショナルな問題とかありますね。それについて、どういってお考えかという話。

二番目は、これは私が直接聞いたわけではありませんが、いろいろなどところによると、放射能が

この不幸な大災害でかなり広がったわけですが、東電のある人によると、広がった放射能は、無主物といつて関係ないんだよという話をしてるという話がありましたね。ゴルフ場の例なんかそうです。それについて、これは全く、山崎さんの、副社長という立場で、個人的な感想でもいいですけども、そんなことを思えますかという話をちよつと聞きたいんです。

○参考人(山崎雅男君) まず、政府の事故調査委員会からのさまざまな調査について、私どももそれを見させていただきました。政府の調査委員会に対して、私どもも非常に協力をさせていたいただいており、私どもも非常に協力をしてきたことは恐らく綿密な調査に基づいて言われていることがあろうと思っております。私どもとしても、指摘された事項については重く受けとめております。

それからもう一つ、あそこの中で、恐らく事実認識という面ではいけますと、私どももそう大きな事実認識の違いはないと見ておりますけれども、しかし、今委員長からございましたように、違う認定を受けたものもござります。

例えば、よく言われる一号機のICの操作について、東京電力はそのことについての認識が足りなかったのではないかと、教育が不足していたのではないかとという点や、三号機のHPCI、高圧注水系について、その後の措置まで考えた対応ができていたのか、こういうような御指摘もかなりいただいております。

そういうものにつきましましては、私どもとしても、今後調査を進めまして、どういうことが本当の実態であるのかを明らかにしてまいりたいと思っております。これが、まず一番目でございます。

二番目の、無主物と言ったことについて、恐らく私どもの、法的な弁護士の関係をしている弁護士の見解だったのではないかと思ひまして、実は自身そのことについて深く存じ上げていないので、ちよつと正確に答えることができません。申しわけありませんけれども、ちよつとこの件は御

容赦願いたいと存じます。  
○委員長(黒川清君) そういうことが報道される、副社長としては極めて不本意だということであるかもしれませんね。  
それでは、幾つか委員からお聞きしたいことがあるので、まず石橋克彦君から。

○石橋克彦君 委員の石橋です。よろしくお願ひします。

幾つか、続けていいですか。  
○委員長(黒川清君) はい、どうぞ。

○石橋克彦君 二、三伺いたいと思うんですけども、まず、ちよつと済みません、さつき正確にフォローし損ねた、聞き漏らした点があるんです。津波の評価のところ、最後に、科学的には根拠のないものであったとおっしゃいましたよね。それは、何が科学的には根拠のないものか。要するに、すぐ福島の前には津波を置いた、高い津波の評価のことですね。

○参考人(山崎雅男君) はい、そうです。そのことの根拠として、そこに地震が起きるんだということがなかったという認識でございます。  
○石橋克彦君 ちよつと言葉尻を捉えるようですしわけないけれども、やはり科学的には根拠のないものであったという言い方は非常にまずいと思ひます。これは、科学に対する侮辱だと思ひますね。科学とは何かという大きな問題にかかわるもので、例えば田中耕一委員なんかの方が私より見識がお高いかと思ひますけれども、これは決して科学的に根拠のないものではなかったと思ひます。

だから、科学といつたときに、科学の没価値性、つまり、価値観とは無関係に科学というものがあのかどうかというような科学論にまで入りましますので、ちよつとそういうことまではいきませんけれども、科学的には十分根拠のあることだ。だけれども、それをどう使うかという使い方の方針によってそれを排除したり排除しなかつたりする、そういう関係があると思うんですね。これは科学的には根拠のないものであったと言われたら、非常に怒る地震、津波の研究者が私以外にい

ると思ひますので、代弁して申し上げました。  
それから、地震動のことで伺いたいですけれども、地震応答解析をなさつていますよね。例えば、福島第一、第二も含めて、各号機で原子炉建屋の基礎版で観測された地震波を使って地震応答解析をなさつておられると思うんですけども、福島第一でいえば、六号機のほんのわずかを別とすれば、基礎版の観測記録は中断しているわけですが、データ収録のソフトウェアの不備によって、ですが、挿れ自体はもつと非常に長く続いたわけ

です。  
まず、ここで質問します。

一号機ですと、さつきのところにもありましたけれども、最大加速度の値が四百四十七、東西方向が。そのピークを記録して、少したつてそこで記録が中断しているわけですが、それ以降はもう強い揺れは来なかつた、あるいは場合によっては、その四百四十七を上回るような揺れが本当はあったかもしれないというようなことは一切お考えにならないのでしょうか。

○参考人(山崎雅男君) ここに出している資料は、実際の観測記録から書いたものでござりますけれども、先生がおっしゃっているのは、地震の後、どの時点ででしょうか。  
○石橋克彦君 要するに、観測システムの不備がなければ当然もつと長く記録はとれているわけで、同等の揺れが長く続くか、あるいはもつと大きく揺れたかもしれない。

では、ちよつと時間もあれですから言ってしまうと、要するに、そういう中断された観測記録を使って地震応答解析をしているのは、やはり不備があると思うんですね。やはり不備があるということはお考えですすよね。

○参考人(山崎雅男君) 私どもの見解、ちよつと技術者から答えさせていただきます。よろしゅうございますか。  
○石橋克彦君 ぜひそうしてください。

○参考人(尾野昌之君) 参考人の尾野の方から答えさせていただきますと思ひます。

先生がおっしゃるとおり、今回の状況の中で得られるデータ、当時得られたデータ、記録されたデータというのには限界があるということはそのとおりかと思っております。

多分、御質問の趣旨は、地震によって設備に重大な被害が生じていたかどうかということにかかわることかと思えます。

○石橋克彦君 それを直接問題にしているわけではないんですけども、その一環として。

○参考人(尾野昌之君) 恐らくそこにかかわるお話かと思えます。

私どもとしては、今回の地震によって、安全上の重要な設備に重大な被害は受けておられないだろうというふうには思っておりますが、一つには、今言った応答解析の観点ということもございませぬ。それからもう一つには、地震が来てから津波が来るまでの間はかなり詳細なプラントの運転データがとられてございますので、これを見ての判断ということがございます。

○石橋克彦君 済みません、私の質問はそこまで広げなくてもいいんです。要するに、地震応答解析という非常に具体的な狭い問題だけに限って、全体として見れば非常に観測記録だけで地震に対して、途中で中断された観測記録だけで地震応答解析をして、それだけでいいと思っております。それだけかどうですか。

本日は、答えを聞いてからの方がいいんだけれども、言ってしまうと、ベターだとは思いませんけれども、問題はやはりあると思えますけれども、例えば剥き取り液を使って地盤・建屋連成系でやってみるとか、記録の中断をカバーするほかの手段というのがあるんじゃないかと思うんです。そういうことは何もお考えにならなかったんですか。

○参考人(尾野昌之君) 今回に関して言いますと、実際に得られた運転データと、それから現場でも含めた上で中間報告は作成させていただいております。

先生おっしゃるような、さらに専門的な方法による現象の再現というところにつきましては、あの意味、今回は得られた波源による応力評価というところでやらせていただいているという内容でございます。

○石橋克彦君 では、要するに、今回は暫定的な結果であるということですね。

それで、剥き取り解析というのはとても大事なことでと思うんですけども、例えば二〇〇七年七月十六日の新潟県中越沖地震の場合には、柏崎刈羽では、これは東京電力が自前でなさったんですね。だけれども、今回はどうなんでしょう。十二月九日の地震・津波に関する意見聴取会で、保安院から解析結果の発表があったと思うんですけども、東京電力としてはなさっていないのかというところが一つ。

それから、十二月九日にその剥き取り波が公表されたにもかかわらず、そのわずか七日前という微妙なタイミングで、つまり剥き取り波という非常に貴重な結果が得られる少し前に、十二月二日付で中間報告を出されたというのは、ちょっと私は拙速ではないかという感じがするんです。

要するに、地震動に対する取り組み方が、地震動を軽視しているのではないかなという印象があるので、その辺をお答えください。

○参考人(山崎雅男君) 今、時期の問題が少し拙速じゃなかったのかという御指摘がございましたけれども、私どもとしては、特にそういうこと以外のことと考えて十二月二日に公表することにしたので、そのことだけで判断をしたことにはございません。

それから、先生から幾つも御指摘いただいている地震の問題の見方につきましては、御意見をいただきました。私どもとしても、そういうことについて、より検討を深めてまいりたいと思っております。

一応、中間の報告、こういう形でやらせていただきましたけれども、最終的な報告をことしの六月ぐらいまでを目途にまとめる予定でございます。

ので、足りない部分についてはさらに検討を深めてまいりたい、こう思っております。

○石橋克彦君 どうもありがとうございます。もし時間があれば、また後でやらせていただきます。

○田中三彦君 委員の田中と申します。

今の話との関連でちよつと伺いたい。

運転のパラメーターが合っている、つまり、配管とかそういうものに損害が起きていたらそうはならないだろう、そうおっしゃっているんだらうと思う。

しかし、配管に穴をあけた解析というのをやりになつていないです。それをJNESにやってもらいました。やつてもらいましたというの、ある機会を得てそれをやつてもらいました。それは、事故の聴取会で報告されているとおり、穴の面積というのが〇・三平方センチメートル。非常に小さい。それを大きさにしますと、多分いわゆるヘアクラックの問題です。そういうものが生じたかどうかという事です。それが生じたときには実測されているパラメーターとの間に有意差が見られないという事は、もう保安院も認めています。

そうすると、私なんかちよつと懸念しているのは、ギロチン破断が起きたら、漏れい検出器に反応したとか、そんな非常に大きな、まあ中L O C A程度のものを言っているんじゃないかと、ヘアラインクラック、毛状クラックとか、そういうようなものがよく発電所なんかでも起きるわけですから、そういうものが起きていないかということも思っているわけです。

そうすると、どのぐらいの流出量があるかというのと、これもJNESの計算でわかっていますけれども、わずか〇・三平方センチメートル、延べの開口面積がそんなに小さくても、一時間当たり七・二トンの流出量があるんです。したがって、十時間たつと完全に原子炉は空になってしま

います。そういうような欠陥が配管の中に起きていないかということ懸念するわけだけではないかと思

も、そういう検討はされていないですね。それで、この三十六ページに、ICは、確認できる格納容器を目視で検査したが、本体、配管などに損傷はなく、目視で検査できるようなものがあるんだらう、UTとかCTとかPTだとかいうもので、維持基準に従って、こういう毛状クラックがあるかどうかを検出していくわけだけれども、そんなことは必要なくなってしまう。目視というのがどういうふうに行われたのか、どの程度のところから見たのか、それから保温材はどうなつてたのか。

それから、ICだけの話を私はしているのではなくて、何でもいんですけども、原子炉の格納容器の中で起きていること、これはもう想像以外にないわけです。そうすると、東電さんのように、白黒決着型で、地震においては何もなかったというふうなことを言い切ることが非常に不可能だと思ふんですが、その辺について御見解を教えてください。

○参考人(山崎雅男君) 私どもの今の調査の中間報告では、パラメーターの関係と地震応答解析と目視の関係で、地震による損害は起きていない、こういうような言い方をしておりますけれども、今先生から御指摘があったような、技術的な側面からさらに突っ込んでみたかどうかということについては、今後さらに検討する必要があるだろうと思ふんですが、ちよつとこの辺について、私どもの技術の側面の者からお話をさせていただきます。

○参考人(尾野昌之君) 先生がおっしゃいました、〇・三平方センチメートルの何らかのクラック、それで一時間に七・二トンというふうなお話かと思うんですけども、例えば原子炉の圧力が変動がなかったということについておっしゃっておられるのかと思うんですが、原子炉の圧力にヘアクラックで変動があるかないか、小さければな

かろうということはおっしゃるとおりかと思っております。ただし、例えば格納容器の中で、同じような状



態で七・二トン、十時間にして七十トンの漏えいというようなのがございますれば、そういったようなものは運転データの方の動きとして見えてくるのではないかと等々あるかと思っております。

○田中三彦君 それについてちよつと簡単に答えさせていただきます。

七・二トンの流出で一定でいくなんというはずはないですね。それは、圧力が当然減るんだけれども、火力発電なんかよく抜管してわかることは、非常に開口部が大きくなっているということとはよく御存じだと思います。それは非常に小さいところから始まるわけだけれども、高圧のものが噴出していくと開口部が広がっていきます。だから、その分、圧力が下がっても流量は結構減らないという問題があります。そのことを言っているわけでありませぬ。

○参考人(尾野昌之君) 精密に言っていくといろいろあるかと思いますが、今私が申し上げたのは、格納容器の内側について、津波が来るまででございますけれども、圧力の動き等のデータがとれてございます。それから、例えば主蒸気配管等であれば、主蒸気配管の流量がどうであったかというふうなデータ等がとられてございます。

ということで、格納容器の中で大規模な破断、要はヘアクラックから大規模な破断へ発展するよくな破断がもしございませぬれば、その時点でわかったのではないかなというふうに思っているということがあります。

それから、今回、一号機で非常に早く炉が損傷したということが大きな問題かと思っておりますが、これにつきましては、非常用復水器の機能というのが津波が来た時点で失われていたというふうな調査で思っております。全体の動きとして大きな矛盾はなからうというふうに思っているところでございます。

今のところ、そのようなことで御説明させていただきますいておりますが、もちろんよく調べていくべきことであろうというところでございます。

○野村修也君 委員の野村でございます。今、技術的なことをいろいろ伺いましたけれども、ちよつと一般的な国民的な観点で伺いたいと思っております。

一般的に東京電力さんは、原子力発電所を設置するに当たって、あるいはそれを運用するに当たって、地域の住民の方とかあるいは自治体等に對して、原子力発電所は安全であるということはずつと行ってこられたんだというふうに思っています。

その発言と比べて、皆さんは心底そういうふうな安全だと信じて会社の中では運用されてきたのか。それとも、やはり原子力発電所には危ない部分があるということ、対外的には言っていないものの、自分たちは危ないということを前提にして会社の中でさまざまな制度設計をしてきたということなのか。あるいは、会社の中で安全ではないということのことを言うことがタブー視されるような雰囲気があったのかどうかということについて教えていただければというふうな思いです。

○参考人(山崎雅男君) 会社の中で、原子力発電所が危ないに安全だというふうな形を物考え、認識してきたことはございません。

ただ、原子力発電所というのは、科学的に見ても、確かにいろいろな災害リスクがあるので、我々がいろいろな事故調査をやっていく中でも、そういう災害リスクについては、できる最大限の努力をして取り組んでその対応をしていたということは事実確認してございます。

そういう形で私どもは仕事を進めておりまして、私どもが地域の皆様に対しても原子力は安全だとおっしゃったことは、そういうことの流れからも出てきたわけでありませぬ。

今御指摘があったように、会社の中では実はそうではないような計算があったのにといいことはございませぬ。

○大島賢三君 委員の大島でございます。今の野村委員が提起された問題に関係するんですけれども、畑村レポートの中で明確に指摘され

ていることの一つに、シビアアクシデント対策、過酷事故対策が不十分であった。特に自然災害対策。その自然災害対策の中でも、特に津波対策というのが極めて不十分だったという指摘がなされておるわけです。

なぜそうだったかということをお聞きしたいんですけども、これは東京電力だけの責任問題ということでは必ずしもない、政府の規制当局、安全委員会あるいは保安院等、全体的な問題も大いに検証されていく必要があると思うんです。東京電力に關する限りにおいて、この安全対策の中でも、特にシビアアクシデントですが、わけても地震、津波に対して、結果論的には極めて甘かった、大きな盲点があった、あるいはある種の視野狭窄症に陥っていた感があるということじゃないかと思っております。

我が国の場合には、原子力の事業について絶対に安全を守る。これは、広島、長崎を経験し、それからチェルノブイリの経験も過去にある。それから第二に、日本は名うてる自然災害国。地震、津波の災害で、世界で起きている地震の10%ぐらいは日本で起きています。こういう状況の中で、やはり相当深刻な手抜きがあったらどうということはどうも否定できないと思うんです。まさに、畑村レポートはそこを指摘しているわけです。津波についても、貞観地震までさかのぼらなくても、ほんの数年前に例のインド洋津波があった、テレビの映像なんかで非常に生々しい姿があって、ああいうものは絶対日本では起きないんだというふうな板定してしまつたのか知りませぬ。

私の質問は、なぜそうだったのか。これは、コスト、対策をとれば当然相当なコストがかかって電気料金にはね返るとか、そういうコストの要因。意識はして、検討はしたけれども、コスト要因でいろいろそういうことになったのか。それとも、そもそも想像力が足りなかったのか。それとも、何らかの社内マネジメント上の制約なりなんなりがあったのか。あるいは、東京電力としてはきちつとやったつもりだけれど

も、保安院その他の方で必ずしも東京電力との意思のすり合わせというのでできなかったのか。いろいろあり得るかと思えますけれども、その点についての所見をお聞きしたいと思います。

○参考人(山崎雅男君) 津波の対策のお話がございます。

まず、シビアアクシデントマネジメントの問題でありますけれども、このAM、アクシデントマネジメントについては、報告書の中にも書かせていただきましたけれども、チェルノブイリの事故やスリーマイルアイランドの事故以降、そういうものを整備していかうということが国の中で起こりまして、私どもも、いろいろと国の御指導や助言をいただき、確認をとりながらいろいろと進めてまいりました。

そういうものが今回の事故では役に立たなくなつた。それは、今、大島先生から御指摘がありましたように、そこで考えているような前提を全て覆すような災害があったらどうというふうには思っておりますけれども、それでは、一体それがなぜそういうふうになつてしまつたのかということですが、それは東京電力がコストということを考えて対応を抜いたのではないかと一部お話をいただきましたけれども、私どもとしては、そういうことはありませぬ。

むしろ、私どもは、いろいろと事故調査の過程でどういうふうな自然災害に対して備えていくかということについて、かなりその時々いろいろ知見を取り入れたり、あるいは対策について積極的にかわつたりしてきております。

では、一体何が足りなかつたのかということについては、これからいろいろな委員会を通して恐らく明らかにされてくることだろうと思っておりますけれども、私どもとしては、そのとき与えられた事業者として、かなり忠実に対策を打ってきたというふうな、事故調査をした者としては見えております。

○石橋克彦君 今の話とちよつと関連するかと思ふんですが、実は、東京電力は、広い意味

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第二号 平成二十四年一月十六日

で同じ経験を既に行っているわけですよ。要するに、二〇〇七年の七月十六日の柏崎刈羽の地震被災で。

これは、言ってみれば海底活断層を過小評価して、言葉は悪いですけども、値切りなんて言われたこともありですけども、長年値切りをずっとやってきて、値切りというのは意図的過小評価というふうな意味ですけども、海底活断層を過小評価して地震を正しく見積もれなくて、それです。とんでもない地震動を、予測をはるかに超えるものを浴びた。そういう苦い経験をなさっているわけです。

ですから、今回福島では海底活断層の見直しというか過小評価が津波に姿を変えただけであって、私は根は同じだと思うんですよ。そういうこととの反省が、この中間報告を見る限り全く書かれていない。その柏崎刈羽の経験と技術の経験ももちろん、これは狭い意味に捉えて、技術的経験というのはいろいろありますね。免震棟をどうと化したとか、地震観測網を充実したとか。

そうじゃなくて、もっと広い意味で、根本的な、さっき大島委員がちよつと想像力の欠如かとおっしゃったけれども、要するに、自然現象に対する想像力というか、謙虚さというか、対応する意識というか、そういうものが、私は柏崎刈羽の経験を生かせないでこんなことになってしまったと思うんですけども、それはいかがでしょう。

○参考人(山崎雅男君) 私どものいろいろな事故調査の結果からは、先ほど申し述べたようなことに対応してきたんですが、今先生から御指摘があったような、地震に対する取り組みが本当にもっと進んできたんじゃないかということについて、この中間報告では、そのところは確かに先生がおっしゃる通りに切り込んでいないことは事実です。先生がおっしゃる意味では切り込んでいないということなんです。

そういうことを含めて、もう少し考えなければいけないことがあるならば、これからそういうふう

に努めてまいりたいと思っております。

○蜂須賀禮子君 蜂須賀です。現在の四号機の状況はどうなっているか、技術的情報を教えてください。四号機に関しては、燃料は入っておらずにプールに入っておるわけでありまして、そのプールの状況等があるかということについて、現在は安定的な冷却が図られております。

それから、この報告書の中にも書きましたけれども、いろいろと監視をして見ますと、原子炉燃料は恐らく破損等の大きい問題はないんじゃないかと見ておりますが、ちよつとその辺の詳しい観点について、技術者の方からも答えさせていたがたいと思っております。

○参考人(尾野昌之君) プールに関係しては、関連の資料を四十九ページ、五十ページで入れさせていただいておりますが、恐らく四号機についての御関心というのは、炉心に燃料はないけれども水素爆発が起った、これはどうしてかということであったり、これはプールに入っていた燃料が大規模な損傷を起しているのではなからうかとか、こういう御心配ではなからうかというふうに思っております。

それで、現状、四号機は現場に入れるようになっております。一、二、三、四号機、四つのプラントの中で、四号機の管理区域の中というのは比較的汚染が少ない状況でございます。早くから中の方に入れてございます。そういったような状況で、現状、安定した冷却状態というのを確保してございます。

燃料が大規模に破損するというのは、プールに入っている燃料は壊れないんですけども、水から露出してしまつと過熱して壊れるということになります。水素爆発が起った時点というのは、プールの中で冷却がなくなりますから水が蒸発して減っているということでしたが、翌日、ヘリコプターで上空から見ると、水面が残っ

ているということがわかってございます。

です。その意味からいいますと、燃料が露出して水素を発生し爆発に至ったということではなかったというふうにご覧いただけます。その後、注水機能等ができてきて、あるいは中で水位がどうであるかという活動を通じて、四号機のプールでは燃料が露出することはなかったということがわかってございます。

それでは、なぜ四号が爆発したのかということになるんですが、これはいろいろ調べてみますと、SGTSという装置があるんですが、三号機側からの回り込み水素がやってくる爆発をしたのであろうというふうにご覧いただけます。

先般、四号機の建屋の中でどこで爆発したのかということを見に行きましたら、プールというものは五階にあるんですけども、五階の床が下から上へ抜ける形で被害を受けているということがわかりました。四階に行きますと、四階の天井が下から上へ抜ける形で被害を受けているということ、四階が主な爆発の強い衝撃があったところであらうというふうに見てございまして、ちよつとここは空調関係の配管でSGTSラインから回り込んでくる、そのあたりを通るといふ場所に当たるといふことがございます。

一方、プールで水素が発生した場合は、五階で水素が発生して、水素は御存じのとおり軽いものでございまして天井の方へ上がっていきまして、四階が爆発源になるといふことはちよつと考えにくいということございまして、回り込み水素の影響であらうというふうにご覧いただけます。

○蜂須賀禮子君 ありがとうございます。そうしますと、今は安定ということですね。○参考人(尾野昌之君) はい。○田中三彦君 一つちよつと、今の関係するんですけれども、石橋さんのも関係する。

柏崎の、何号か忘れてしまいましたが、燃料交換プールのスロッシングで放射性物質を外へ出しましたね。その経験を踏まえて、福島の一号はスロッシング対策というのはとっていたというふうにご覧いただけますか。イエスカノーか。

○参考人(尾野昌之君) スロッシング対策は、各号機とらせていただいております。

○田中三彦君 そうすると、今回の地震では、Sと同等程度だということだから、こぼれていなかったというふうにご覧いただけますか。

○参考人(尾野昌之君) スロッシング対策というのは、完全に全くとばれないということをするのが困難でございますので、そのようなレベルまではしていません。

○田中三彦君 では、こぼれていますか。○参考人(尾野昌之君) こぼれていると思っております。

○田中三彦君 どれですか。○参考人(尾野昌之君) 大きく揺すつていますから、プールの水がプールの外側にある程度こぼれているということはあります。

○田中三彦君 それは解析されたんですね。○参考人(尾野昌之君) これは解析というよりは、実際そうなっているだろうというふうにご覧いただけます。

○田中三彦君 ということは、余り対策は生きていなかったということですね。○横山禎徳君 二十五ページ、上から二行目に、多重性や多様性及び独立性を持たせた非常系の冷却設備等を設置と書いてあるんですが、実際に起ったことというのは、十三の非常用電源のうち一つだけ残った。確かにこれは別のところに置いてあった。ということは、ここで多重性と多様性とおっしゃっているのは何を示しておられるのかということがお聞きしたい。

それからもう一つは、もし堤防が高くなってコンクリートにかかるお金というのは、全体のプロジェクトコストのうち何%ぐらいなのか。要するに、堤防を高くする、しないというのは、どのく

らのコストの話をしているのか。それから、今回のようなことだけでなくいろいろな問題が、福島第一はかなり古いものですが、その後、技術的にもいろいろ進歩したわけ、いろいろな経験から、それは必ずさかのぼって、改良とかそういうことは全てやってこられたのか。

○参考人(山崎雅男君) 一番初めの問題、多重性の問題ですね。これは、ページでいいますと、五十七ページに図を一つ示してございまして、結局のところ、ここにいろいろ備えてあったさまざまな機能が一番上の津波の水害により失われてしまったというのが、我々の事故調査の中で事実でございます。備えていたのに、このことによつて電源も全て、直流、交流失われ、非常用の除熱機能も奪われてしまった。

○横山禎徳君 これを多重性、多様性という観点からつくられたのかということ。○参考人(山崎雅男君) そうです。多重性ということをつくっていることでございます。

二番目のコストの問題なのでございますけれども、その高くするコストがどのぐらいなのかということ、ちょっとここでは一概に申し上げられませんので、別なときにまた。

○横山禎徳君 全体のコストの内訳をいざれ知りたと思います。○参考人(山崎雅男君) はい、かしこまりました。

それから、三番目は。○横山禎徳君 その後、第一の後、何十年にわたつて、いろいろな新しいことがわかり、改良点が出てきたときには、それは全部、福島第一に限らず、あらゆるところに同じようにアップグレードはされているのかということ。○参考人(尾野昌之君) 基本的に、そのようにするよう努力をして進めてきたというふう

に考えてございます。○横山禎徳君 努力ということは、やらなくてもいいということですか。建築基準法であれば既存不適格というのはきちつと決められていて、それ以外に適格かどうかというのがチェックされま

すが、そういうチェックはないんですか。○参考人(尾野昌之君) 例えば、指針類等が変わってきたような、進歩してくるということに対しては、定期安全レビューというように制度が国の規制の中でございまして、こういうところで現

状、能力的に対応できているかどうかを確認していくとあるとか、あるいは指針類が変わったときに、いろいろ言われてございまして、バック

チェックというふうなことでチェックをかけていくとか、こうした活動がされていまして、そういう意味からいうと、確認がされていまして、私どもはそのために対応してきているという関係に

ございまして。○委員長(黒川清君) それでは、時間がちよつとありませんので。実は、もちろん東電の社長さんの方にも御挨拶

に行きまして、いろいろ協力してくださいということ。国民の視点からいうと、政府の調査委

員会と国会の調査委員会が何が違うのかなというふうな話もだんだん理解を深めていきたいと思

っております。もちろん、電力会社も一つの大きなキープレイヤーですので、ぜひ御協力をお願い

します。またこれからも、いろいろワーキンググループその他で伺うこともたくさんあると思

っております。○委員長(黒川清君) お待たせして済みません。きょうの説明聴取の第三ですが、文部科学省

「東日本大震災からの復旧・復興に関する取組についての中間的な検証結果のまとめ(第一次報告書)」というのが出ておりまして、これについて

いろいろ読ませていただいております。本当にありがとうございます。そこで、きょうはこれについて、簡単な御説明

でいいんですが、時間の制限がありますので、一応三十分というを見込んでいます。十分お

くれてまことに申しわけありませんでした。そこで、大災害が起こって初期のところから

もいろいろ報道その他でかなり情報が出てきております。文科省も最初のところは、本

当に皆さんもいろいろな役割をしながら大変だったと思

います。いろいろな教育の問題、学校の問題、特に三月という、卒業、入学とい

ろいろな御苦労をされたのはよくわかっております。そういうこともこの中間評価にたく

さく調査とありますが、こちらとしては、福島原発の問題とかもそうだと思いますが、その辺について、

渡辺さん、明野さん、神田さんということ、簡単にどなたから十分ぐうい説明して

いただいて、こちらの方で主に聞くということ、やりたいと思っております。

皆さん、一応これに目を通してありますし、いろいろなところの情報は収集して

は、別途政府の事故調査委員会が行われているということもござい

ますので、それらにも留意しながら、今後しっかりと議論を深めていく

こととしてございまして。きょうは、そういった前提を御理解

いただいた上で、中間報告の内容も含めまして、モニタリング

それからSPEDIの取り組みにつきまして、担当の渡辺次長の方から説明

させていただきます。○参考人(渡辺格君) 私、科学技術・学術政策局

次長の渡辺でございます。本日は、緊急時モニタリングに関する対応と、

それからSPEDIに関する対応について、簡単に御説明を申し上げます。

別途、文部科学省の方から、一月十六日、本日付で東京電力福島原子

力発電所事故調査委員会御説明資料というのが配られてござい

ますので、これに基づきまして簡単に御説明を申し上げます。表紙をめくりまして目次でござい



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第二号 平成二十四年一月十六日

グ要員及び機器の整備と維持をすることによって、

三番目、地方公共団体は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合には、平常時モニタリングを強化して、結果を取りまとめ、安全規制担当省庁、この場合は実用発電用原子炉でございまして、経済産業省原子力安全・保安院でございますが、この安全規制担当省庁の方に連絡をし、文部科学省にも連絡するというような話でございます。

下から二番目のボツですが、安全規制担当省庁、この場合、原子力安全・保安院でございますが、これは、原子力事業者から連絡されたモニタリング結果をまとめ、関係機関に連絡をするというところで、実際に緊急事態が起こった後は、現地対策本部が取りまとめ、東京にありまして原子力災害対策本部や地方公共団体なんかにも連絡をし、評価を行うというようにございまして、これが、これから御説明しますが、今回の場合は地震、津波という複合災害でありました関係で、現地在十分に機能できなかったということが一つの重要なポイントでございます。

一番目でございまして、文部科学省の役割でございますが、文部科学省それから指定公共機関は、モニタリング要員と機材を動員して、地方自治体が行うモニタリング活動を支援するというところでございまして。

おめくりいただきまして、それでは文部科学省が何をやってきたかということで、二ページ目でございます。

まず、地震が起きたのが三月十一日十四時四十六分でございます、その後、東京電力の方から緊急事態という、いわゆる十条通報があったのが十五時四十二分だったと記憶しておりますが、約一時間後の十六時四十五分に文部科学省の原子力災害対策支援本部というのを設置いたしました。これは、先ほど申し上げましたように、モニタリングに関していろいろ支援をするというのが文部

科学省の役割でございますので、その本部を設けたということでございます。

この時点ではまだ東京電力福島原発がどうなるかわからなかったんですが、万が一に備えまして、文部科学省では日ごろより、環境放射能水準調査と申しまして、全国四十七都道府県にお願いをしまして、環境放射能の調査を行っております。したがって、四十七都道府県にモニタリングポストがあるわけでございますので、全国の都道府県にお願いをいたしまして、通常は、何もなければ年に一回情報をもたえればよいという程度でございます。月に一回はかるとか、その程度のものでございまして、こういう緊急事態になる可能性があると把握してはいいということを十二日の夕刻、お願いをいたしました。

もう一つ、ちょっと書いていないんですけども、十一日の時点で現地対策本部が設置されますので、文部科学省の職員、名を白衛隊のヘリで第一陣として、これは経済産業省の副大臣と一緒に現地に派遣をしております。

その後、十二日に都道府県にモニタリングポストを（一時間ごと）に調べるようにとお願いをした後、どうもモニタリングポスト自体が地震等でダウンしているということで、はかりに行くためのモニタリングカーが必要だろうということで、二十二時二十分ごろ、夜ですけれども、JAEA、原子力研究開発機構にもお願いをしまして、文部科学省とJAEAのモニタリングカーを現地向けて派遣、出発をさせたところでございます。

十三日においては、そのころ、十三日にモニタリングカー一行が到着しましたので、福島県あるいは国が、先ほど申し上げました既に派遣していた職員あるいは専門家などがいましたので、そこで、国の現地対策本部が了承したモニタリング計画に基づいてモニタリングを行ったわけでございます。

一方、原子炉の状況がだんだん非常に深刻になりまして、三月十五日に至りまして、三月十五日

の朝の時点で四号炉の水素爆発があったというこ

と等、非常にモニタリングポストのデータが高くなったということがあって、実際、当時は北から南へ風が吹いておりましたので、茨城県の方のモニタリングポストもデータが上がってきたということがありまして、三月十五日から、先ほど申し上げました全国四十七都道府県にお願いを申し上げたモニタリングポストのデータを発表することとしたわけでございます。

一方、現地対策本部はそれまでは発電所から約五キロのところにあります福島オフサイトセンターに置かれていたわけでございますが、原子炉の状態が非常に緊迫してきたという状況も踏まえて、三月十五日の時点で、国の現地対策本部は福島オフサイトセンターから福島市にありま

す福島県庁に移動をしております。そういうような状況で、現地対策本部を拠点とするモニタリングが十分にできなかったということも踏まえまして、文部科学省では、いわゆるモニタリングカーの第二陣というのを福島市の方向に派遣しております。それが三月の十五日の夕刻ごろ福島市に到着をいたしましたので、直ちにはかれるところはかかるようにと指示をいたしました。三月十五日の二十時四十分から二十時五十分、発電所から北西方向で二十キロ圏、二十キロぎりぎりの付近の三つのポイントでモニタリングを実施いたしました。そこで、最高は一時間当たり三百三十マイクログラムと高い値を観測いたしました。この結果につきましては、日付が変わってしまいましたが、三月十六日の午前一時五分にプレス発表ということで、プレスの皆様に情報を提供したところでございます。

今申し上げましたように、本来、モニタリングは現地対策本部が拠点となって行うことになっておったのが十分にできなかったという状況踏まえまして、三月十六日の午前、当時の枝野官房長官の御指示により、福島原発から二十キロより外のモニタリングデータの取りまとめと公表は文部科学省がやる、モニタリングデータの評

価は原子力安全委員会がやる、それから安全委員会が行った評価に基づいて行う対応は原子力災害本部が行うという仕分けがなされたわけでございます。

○委員長（黒川清君） 済みません、渡辺さん、なるべく時間を守ってください。

○参考人（渡辺格君） わかりました。その後、いろいろなモニタリング、海それから空のモニタリングを開始したということでござい

ます。続いて三ページに、いわゆる政府事故調、畑村委員長の委員会で指摘されていることがござい

ます。ここは、まさに地震、津波等でモニタリングができないというところが問題視されている、それから公表のところでも問題があったのではないかとという御指摘がなされているところでございます。

この部分につきましては、一言申し上げますと、三月十五日以前、現地対策本部が機能していなかったときにおいては部分的な公表しかできておりませんでした。文部科学省が三月十五日の夜以降、測定をして以降は、基本的には、ほかのものもすぐ公表するというところで今に至っているということでございます。

続きまして、四ページ。次は、別の問題、SP EEDIの問題でございます。ここもいろいろ書いてございまして、基本的には、もともとどうであったかということであると、ERSSというものに基づいて放出源情報があつてそれで予測するというものであったんですが、それができなかったということでございます。それから、放出源情報があつた段階においても単位量、単位量というのは一ベクレル放出を仮定することですが、それとか、仮定に基づきあらかじめ設定した値による計算を行うということがなされていたということでございます。五ページ、文部科学省が何をやったかということでございますけれども、まず最初、三月十一日の十六時四十分緊急時モードへの切りかえを指

示しました。これは、単位放出量、一時間当たり一ベクレル出すというのを前提にした放出を計算して各端末に送るということでございですが、実際、福島のアフサイトセンターそれから福島県庁等への専用回線が地震により使えなかったため、現地の端末へ送ることはできず、ファクスあるいは電子メールで送ったということでございます。

それから、先ほど言いましたように、経産省側のERSSからの放出源情報を得られなかったため、SPEDIによる予測計算ができなかったという状況において、避難区域が同心円状に設定をされていったという経緯が十一日、十二日のございます。

先ほど申しましたように、この間に、文部科学省、原子力安全・保安院、原子力安全委員会はそれぞれ仮定に基づくSPEDIの計算をやったございました。けれども、それは公表しなかったわけでございます。公表するという発想がなかったわけでございます。ここがいろいろの後で御指摘されているところでございます。

三月十五日に、先ほど言いましたように大きな放出があって、各都道府県のモニタリングデータを公表するようになりましてけれども、その時点で、三月十五日の夜に文部科学省は当時の政務三役に御説明をいたしました。その結果の公表の要否についてはその時点で具体的な決定はございませんでした。

三月十六日午前、枝野官房長官による担当の役割分担の指示があったのですが、この枝野長官の指示の中には、SPEDIについてどうしろというごことは入っておりません。

一方、その枝野官房長官の指示を受けまして、文部科学省の政務三役会議の中で議論が行われ、モニタリングの評価は文部科学省は行わないのであるから、モニタリングの評価を行う原子力安全委員会がSPEDIの運用を行うべきという提案がなされて、出席者が同意したということでございます。それに基づきまして、文部科学省に話

めていたSPEDIのオペレーションを行うオペレーターの方を原子力安全委員会の事務局に移動していただきましたということですが、その後、原子力安全委員会では、放出源情報を得られないものから、環境中のモニタリングデータに基づく逆算計算を行いまして、三月二十三日に最初にその逆算の試算結果を発表し、その後、四月十一日あるいは二十五日、二十七日に発表しているということでございます。

単位放出のデータ、あるいは先ほど申しました仮定に基づく幾つかのデータにつきましては、四月二十六日に単位放出データ、五月三日にその他の仮定のデータを公表することに至ったということでございます。

六ページ、政府事故調査委員会の御指摘が書いてあるところでございます。これは、報告書、ここに書いてあるとおりでございまして、要するに、実際に避難、放出源情報を得られなかったとしても、何らかの活用をすることができたのではないかとというような御指摘がなされているところでございます。

これにつきましては、現在、SPEDIを一括してまとめるといって、原子力安全庁の方で一括して運用するという方向で今検討が行われているところでございます。

以上でございます。  
○委員長(黒川清君) SPEDIについては、皆さん、いろいろな情報はあるにしても、かなりのことを知っておられるのではないかとということ、説明御苦労さまでという話なんだろうけれども、どうですか、崎山さん。いいですか。

○崎山比早子君 細かいところはいろいろ説明していらっしやるんですけども、この中間報告を讀ませていただいて、文部科学省がこれまで進めてきた政策、それから子供たちに教えてきた安全、安心ということが、今度の事故で全く崩れてしまった。そういうことに対する言及というのが全くなし、それがどうして触れられていないのか、それに対して文科省の中で何も議論されてい

ないのかということをお伺いしたいと思います。

○参考人(神田雄雄君) 今回の第一報報告書につきましては、文科省の取り組み全体ということとさせていただきました。特に、緊急時の対応体制、地震、津波、原子力災害、複合災害になったわけですが、それに對して文科省全体でどう対応したかという、その緊急時対応のところには焦点を当ててまとめてございます。

○崎山比早子君 では、それは以後出てくる可能性はあるわけですね。  
○参考人(神田雄雄君) 原子力対応につきましては、これからきちんと深掘りをして検証していきたいということでございます。

○崎山比早子君 それから、畑村リポートの中にもあったわけですが、モニタリングのデータを知っていてその周りの住民に知らせていなかったということに関しては、どういうふうにお考えなんでしょうか。  
それから、被曝した子供たちがたくさんいます。それけれども、そういう子供たちの検査が非常におくれてなされたということは、どういことなんでしょうか。

○参考人(渡辺格君) まず最初の、モニタリングデータでございますが、三月十五日以前は現地対策本部を拠点としたモニタリングが行われていたわけですが、先ほど申し上げましたように、津波、地震等でモニタリング自体が十分でなかったということ、オフサイトセンター自体も避難区域になってしまつて、そこでプレス発表ができなかったということでございます。

三月十六日以降につきましては文部科学省が行っておりますが、いわゆるモニタリング要員、実際にはかかっている人に、周りの住民の方がどうなんですかと聞いてきたんだけれども、その最初の段階で聞かれたときにどうしろという指示をしていなかったのは事実でございまして、したがって、モニタリングをやっていた人たちは、とにかく、自分にはかかって報告するのが仕事なので住

民の方たちにお話をしないでいたという方もおられたと思います。

ただ、その後、そういう声が地元から非常に多いということなので、要望があれば、はかったデータは、そこにべたつと張りつけるとか書くとか、そういうふうにして残すようにというふうにお願ひしてあります。

それから、プレス発表を我々はしておりますが、ホームページにも載せておりましたけれども、避難民の方がテレビも見られない、それからインターネットも使えないということであれば、幾らホームページに載せたからといって、それで公表したことにはならないという御指摘がございました。それはおっしゃるとおりでございまして、こういう地震、津波などの複合災害のときにどうやって避難民の方に伝えるかというのが大きな課題だと認識しております。

それから、子供の検査につきましては、先ほど申しました三月二十三日の原子力安全委員会の方のSPEDIの逆算結果の後、いわゆる高そうな地域の子供たちの検査が原子力災害対策本部の方で行われたというふうにございます。

○崎山比早子君 それから、子供の二十ミリシーベルト問題なんですけれども、最初、文科省の方は、原子力安全委員会からということをおっしゃって、原子力安全委員会は、そういうことを言った覚えはないということ、これを決めたのは、どなたが、どういことございますか。

○参考人(渡辺格君) きょう御質問の事項とはちよつと離れますけれども、いわゆる学校の校庭の利用基準のお話だと思います。

これは、いわゆる一時間当たり三・八マイクログラム以上であれば使用制限をするべきということ、この三・八マイクログラムを導き出すために、年間二十ミリシーベルトという値を使つて計算をしたということでございます。

これについては、災害対策本部が原子力安全委員会の助言を求めて、その助言を踏まえて、文部



科学省が教育関係機関に通知をしたという経緯でございませぬ。

○崎山比早子君 原子力安全委員会は助言をしなかつたと言っていますが。

○参考人(渡辺格君) いや、これについては助言をしておりませぬ。多分、先生がおっしゃっているのは、二十ミリシーベルトを基準と言ったつもりはないというふうに原子力安全委員会が言っておられるのであって、実は基準にしたということではそもそもないんです。

ただ、その部分において、さつき言いました三・八マイクログラムシーベルト・パー・アワー以上の校庭については使用制限を図るというのが、あつたかも、その計算のもとになった年間二十ミリシーベルトという数字の方が基準であるかのように多く伝えられてしまったというところが、その最初の部分における説明の仕方において問題があつたのではないかと、いろいろなことは多くの方から指摘を受けております。

その点、リスクコミュニケーションといひますか、二十ミリシーベルト以上ならだめ、以下ならいいということをやつたのではなくて、校庭の使用のあり方の計算の一つの数字として使つたということなので、その説明の仕方が十分ではなかつたという御指摘があり、その辺の言ひぶりについて、反省をすべき点はあるのかなというふうには思つております。

二十ミリシーベルト・パー・年を基準と言つたものではないということや安全委員会が言つていられることは我々も承知しておりますし、我々もそれを基準だと思つていられるわけではございませぬ。

○横山禎徳君 そうすると、三・八というのは、何を根拠にやるといふことになるんですか。

○参考人(渡辺格君) 三・八は、二十ミリシーベルト・パー・年を、いわゆるうちの外で八時間、うちの中に十六時間いたという前提の低減率を掛けて計算すると、一時間当たり三・八ということになります。

○横山禎徳君 計算はわかりませぬが、どつちも根拠がないということですか。

○参考人(渡辺格君) 年間二十ミリシーベルトという基準ではなくて、校庭を使つてよいかどうかという基準といひますか一つの目安として三・八マイクログラムシーベルト・パー・アワーというのを示したということではございませぬ。

それが、いわゆる基準という言い方だと、それ以上ならだめ、それ以下ならいいというふうなものが基準でありますので、その意味でいへば、三・八マイクログラムシーベルトを基準という言い方をするのは正しくなく、三・八マイクログラムシーベルト・パー・アワーというのは、校庭を使う場合の一つの目安というふうには、パーパーにはそういうふうな書き方であるんですが、多くのところではいわゆる基準といふふうな捉えられ方をされてしまつた。その辺の説明の仕方をもうちょっと工夫すべきであつたといふふうには私も思つていられることではございませぬ。

○横山禎徳君 ちょっとほかの質問なんです、先ほど東電の方々は、安全と世間に言つたとしても、社内では危険なものとして対策を打つておつたというお話であつたんですが、文科省としては、原発は安全とお考えであつたのか。やはり危険なもので、何か事が起こる。起こつたときの緊急対応、すなわちアクセシブルなマネジメント・ニューアルといふのは文科省に存在するんですか。

○参考人(渡辺格君) これは、原子力をやつていられる方々は皆さん同じだと思ひますが、原子力は常に潜在的リスク、潜在的危険性は持つていられるけれども、さまざまな対策でそれを顕在化させないようにはしている、安全を保つていられるのが多くの方々の認識であらうかと思ひます。

文科省における、いわゆるアクセシブルなマネジメントといふ考え方がございませぬが、いわゆる発電用原子炉について文科省が安全規制を担つていられるわけではございませぬが、先ほど説明いたしました、原子力防災に関する、いろいろな防災に関する基本計画、それから防災に関する

いろいろなマニュアルがつくつてありませぬので、それは、本来は起こらなかつたと思ひながら、けれども、万々が一起こつた場合にどう対応するかといふことを書いてあるものはありませぬが、アクセシブルなマネジメントとは言ひませぬが、いわゆる万々が起きたときの対応といふのは一応つくつてあつた。ただし、それが今何のような複合災害のときにうまくいかなかつたといふ点がありますので、そこは反省すべき点が大いにあるといふふうには認識しております。

○横山禎徳君 それは、時間軸で、例えば一時間以内、一日以内、一週間以内といふふうには細かく書いてあるものなんでしょうか。

○参考人(渡辺格君) 現行のいわゆる防災マニュアルでは、一時間以内、一日以内とか、そういう書き方はされておらませぬ。

○横山禎徳君 時間内にどういふ行動をとるといふような書き方ではないかと思ひます。

○参考人(渡辺格君) そういう時間軸ではございませぬ。

今回のように、特に複合災害の場合は、例えば一日あるいは一週間とかといふことではなくて、かなりそのときの状況に応じてフレキシブルに対応する必要があると思ひますので、具体的にこれから新しい原子力安全庁の体制のもとでいろいろな議論がなされると思ひますけれども、その過程でも、そのフレキシビリティといふのは、柔軟性といふのは重要な課題になるだろうと思ひます。

○崎山比早子君 緊急時マネジメントのことで、医療のことなんですけれども、緊急被曝医療の第三次医療施設、東日本は全部放医研になつていませぬ。放医研は、収容人員といふか、例えば入院しなればならない人は何人収容できるんですか。

○参考人(渡辺格君) 済みませぬ。何人入院できるかといふのは、今ちょっと手元に数字がございませぬ。

○崎山比早子君 まあ五、六人ですやね、ホーム

ページを見ると。例えば、百人とか、そういう単位で被曝する方が出てくる事故がこれから起こるかもしれないやね。そうしたときに、二次医療施設というのは、福島県だと福島県立医大ですか。あそこでも、例えば除染なんかをした場合、汚れを落とす場合には、その汚染水をためておかなければいけないという規則がありますね。そういう施設があるんでしょうか。

それから、放医研はそれがあつたといふことは知つていられるんですけども、放医研以外にその緊急被曝医療を担当する医療施設にそういうものがあるかどうかといふことなんでしょうか。

○参考人(渡辺格君) 全てではないと思ひますが、そういう設備を持つていられるところもあるといふことではございませぬ。ただ、持つていないところもある。

○崎山比早子君 どのぐらいあるんですか。

○参考人(渡辺格君) 済みませぬ。数が幾つつかといふのは、今手元にちよつと情報はございませぬ。申しわけございませぬ。

○崎山比早子君 それでは、後から教えてくださいます。

○野村修也君 委員の野村でございます。SPEDDIについての話に戻つてしまつて恐縮ですが、質問させていただきたいんですけども、私たちが承知しているところでは、SPEDDIの情報は海外には流れていて、それに基づいて、一定の海外での対応がとられていたやに聞いているところではあります、そのことは文科省は承知しておられたんでしょうか。

日本国民に対しては公表されておらませぬですが、海外ではその情報が流れて、SPEDDIの仮説データに基づく、シミュレーションデータに基づいた対策が講じられたやにも報じられていられるところではあります、そのことは事実ではないといふことでしょうか。

それとも、事実であるとすれば、文科省はいつの時点でそのことを承知しておられたのか、

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第二号 平成二十四年一月十六日

そして、日本との間に情報格差が生じていることに対して、文部科学省として何かの対策をとられたいでしょうか。

○参考人(渡辺格君) 先ほど言いましたように、SPEDIのデータを公開したのが四月の末、これが遅いという御指摘があるわけでございますが、緊急時対応機関として、例えば防衛省とかにも情報は提供してあります。その一環として、アメリカ、米軍には情報を外務省経由で流して承知しておりますし、外国の機関に流れていくことは承知しておりません。

○野村修也君 ちよつと私の聞き方が悪かったかもしれませんが、防衛省経由でアメリカの当局に流れているということは、それはいつの時点で承知されていたのでしょうか。

○参考人(渡辺格君) アメリカ軍に対して外務省経由で流れていたということは承知してしております。

○野村修也君 一つの時点で。○参考人(渡辺格君) その意味でいうと、アメリカ軍にも行っているということなので、アメリカ政府にも行っていると思います。○野村修也君 もちろんそうだと思いますが、いつの時点で承知されたのでしょうか。○参考人(渡辺格君) 外務省に情報を提供したのは三月十四日でございます。

○野村修也君 感想だけ一言。

先ほど、基準と目安とか、公表と連絡とか言葉で逃げられても、国民から見れば、公表したのでもって連絡したのであっても同じなんです。目安であつても基準であつても同じなので、それは目安として根拠があるのかどうかと聞かれたら、やはり二十ミリシーベルトというのは何かの基準として使ったということは、さっきの話でも明々白々なわけですよ。

○委員長(黒川清君) 実は、御存じだと思うけれども、文科省も、これだけの複合災害だと、いろいろなところにケイオティックなことが起こるのにはある程度やむを得ないんだけど、やむを得ないと言つてはいけないのかもしれないけれども、SPEDIは、いづこ計画されてきたんですか。

○参考人(渡辺格君) SPEDI自体は、昭和六十一年から研究を行つてきておつたものがございます。予算は、トータルですと、約百十六億ぐらいでございます。

○委員長(黒川清君) それで、さる目的を持つてつくられたわけですよ。

○参考人(渡辺格君) 目的というのはまさにおっしゃるとおりで、きょうの資料の一番最後にパンフレットのものをつけさせていただいておりませんが、一番右側にSPEDIの使い方のものが書いてございます。そういう予測をしまして避難区域を設定し、具体的には市町村単位で避難区域を設定するんですが、そのための基礎データに使うというのが目的でございます。

○参考人(渡辺格君) 右側の絵は、まさに防災訓練で使つたものをそのまま持つてきております。ですから、毎年やる防災訓練ではこのようなことをやつておりました。

○委員長(黒川清君) これは、バーチャルじゃないか。○参考人(渡辺格君) これは、実際の訓練で、こういう図面を出して、いわゆる真ん中の、キーホールと言つておりますが、鍵穴形の設定をし、それで、地元の方と相談しながら、一番下にある、市町村それから地域制り等を勘案して、どこまでを避難区域、どこまでを屋内退避にするかという決定をするというような訓練はやつてきたところでございます。

○委員長(黒川清君) それは正常なときの訓練だから、なかなかね。電話がつかなくなつた、携帯もつかないといういろいろなことがあると思ふんです。そういう意味では、畑村委員会でも見るように、いろいろな問題がある、課題があるというのは我々も共有しているんで、渡辺さん以下も、私どもとしては、こういう教訓をどういふふうに生かすかなどのために原因を調査しようと言つているわけなので、これからぜひいろいろ

な意味で御協力いただきたいと思つております。きょうは、皆さん、来ていただいたて本当にありがとうございます。

○参考人(渡辺格君) 本当に、国民の立場からいうと、きょう蜂須賀さんも来ておられるので、最後に何か言つていただこうかなと思つたんですけども、よく話は聞いていますので、そういう意味で、渡辺さん以下、皆さんの声を聞くというのにはやるわけですが、ぜひまたこれからも御協力いただければと思つております。

○参考人(渡辺格君) そんなわけで、きょうの委員会は一応これでヒアリングが済みました。これは最初でございますので、これからもこういうヒアリングだけではなくて、ワーキンググループその他でもまたいろいろ連絡いたしますので、よろしく御協力をお願いいたします。

きょうは本当に寒かつたんですけども、東北はもつと寒いということです。次回は、一月三十日を予定しておりますが、詳細につきましては改めてお知らせいたします。御参会の皆様、サポーターのスタッフ、本当にありがとうございました。委員の皆様、サポーターのスタッフ、本当にありがとうございました。午後三時三十八分散会







# 第3回委員会

# 第3回委員会・タウンミーティング

平成24年1月30日

(埼玉県加須市 市民プラザかぞ)

## 概要



井戸川 克隆 参考人  
(双葉町長)

**福**島第一原発の立地町である双葉町の井戸川克隆町長から、原発事故以前の状況、事故・避難時の状況などについて説明を聴取し、意見交換を行った。井戸川参考人は、なぜこのような事故が起き、事故後の対応がうまくいかなかったのか、事故前に行われてきた規制当局や東京電力の緊急時の準備に問題がなかったか、事故後の対応は適切であったか等について検証してほしいと訴えた。特に、事故後の避難については、国から具体的な避難指示が全くなかった上、SPEEDIのデータを早期に入手できず避難時の被ばくを防げなかったことを強く非難した。

今回の委員会は、双葉町が役場機能を移転し、多くの町民が避難生活を送っている埼玉県加須市で開催し、委員会終了後には町民から事故・避難時の状況や避難生活の実態などについて生の声を聴くためのタウンミーティングを開催した。町民からは、まさか原子力発電所で事故が起きるとは思わなかったという声や、小児や乳児の被ばく検査が不十分であるといった声が聞かれた。

## 発言ポイント

### ○想定外は理由にならない

町長就任以来、東京電力と経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という）に原発が心配と言いつけてきたが、心配はいらない、絶対に安全と言われてきた。しかし、事故は起きてしまった。想定外は理由にならない。

### ○政府からの連絡は避難指示以降ない

テレビが唯一の情報源であった。政府からの連絡は避難指示以降なく、その後の行動については一切指示、指導がないまま今日に至っている。

### ○オフサイトセンターに関する検証

オフサイトセンターは原発から近過ぎて使いものにならなかった。緊急時対応のオフサイトセンターはどのような事故を想定して作られたのか、検証が必要である。

### ○規制当局と事業者に関する検証

原子力の規制当局がどのような役割を果たしてきたのか、事業者との関係はどうであったのか、などについての説明が必要である。東京電力については、経済優先のため現場の声が封殺されていなかったか、人材は育成されていたのか、技術は伝承されていたのか、定期検査の際に大量に動員される臨時雇用の作業員にはどのような訓練をしているのか、危機管理部門は機能していたのか、など事故につながった経緯を検証してもらいたい。

### ○福島県に関する検証

福島県についても、県民に的確な情報を出したのか、県民のニーズに合った保護が行われているか、などの検証が必要である。

### ○被ばくの基準に係る混乱

被ばくの基準については、いろいろな話があり混乱している。一般公衆は年間1 mSv が限度である。自然界の放射能以外で放射能にさらされるのは事故による被ばくである。外部に飛び散った放射能が、東京電力のものではなく無主物だという主張はとんでもない。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第三号

平成二十四年一月三十日(月曜日)

於加須市市民総合会館

午後零時六分開会

出席者

委員長 黒川 清君

石橋 克彦君 大島 賢三君

崎山比早子君 櫻井 正史君

田中 耕一君 野村 修也君

蜂須賀禮子君 横山 禎徳君

参考人

(福島県双葉町長) 井戸川克隆君

東京電力福島原子力発電所 安生 徹君

事故調査委員会事務局長

## 本日の会議に付した案件

これまでの調査活動報告について  
事故・避難当時の状況等について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会ですが、国会から任命されております、通称国会事故調とでも申しましょうか、第三回の委員会を開会いたします。

本日の委員会は、双葉町の町長や町民の皆様からの意見をお聞きするべく、双葉町の方々の多くが避難生活をされている加須市で開催することにいたしました。

初めに、この国会の事故調ですけれども、御存じない方もおられるかなと思いますが、そんなこともないのかもしれませんが、政府の事故調査委員会と何が違うのかを含めて、簡単ですが御説明させていただきます。

お手元資料がちょっとあると思いますが、一で見ていただきますと、私の皆様への御挨拶と委

員名簿を用意しておりますので、これを御覧になりながら、それは後で読んでいただいてもよろしいんですが、聞いていただければと思います。

この委員会は、最大の特徴は、国民の代表者から成る国会ですね、それに設置された事故調査委員会ということになります。政府にも事故調査委員会が設置されておまして、十二月に中間報告を発表したことは御存じだと思います。いわゆる畑村事故調と言われるものでございますけれども、私たちの国会の事故調は、それとは別に国会に設けられた、民間の専門家十人の委員でございますが、独立の調査委員会でございます。この点を御理解いただければと思います。

こうした民間の専門家による委員会を国会に設けるということとは日本では憲政史上初めてだということでもあります。それだけ今回の問題を国会議員の皆様は重視しているということでもあります。つまり、政府とは違った立場で政府の対応その他についての意見を具申しているということでもあります。したがって、私たちの報告書は、国会の議員様、つまり参議院と衆議院の議長に提出するということになると思います。

本委員会は、三月十一日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の真相究明を行い、未来へ向けた提言を行うことを目的として設置されておまして、そこで、私たちは、事故の真相究明、未来へ向けた提言をするのに当たって最も大事にしたいと考えていることとして、今回の原発事故によって被災された方々の視点に立つことを基本にしたいと思っております。

第一回の委員会は、二日間、福島原発の事故現場、あるいは、大回りですけれども、それから大熊町を通りまして、最終的に福島県で開催させていただきます。今回は、役場機能を含めて、これ四月十九日だったと思いますが、埼玉県の加

須市に避難されている双葉町の皆さんから直接お話を伺いたいと思っております。この加須市で委員会を開催することにしたということでございます。

今後も、被災された方々へのヒアリングを随時行ってまいらうと思っております。

○委員長(黒川清君) これまでのこの委員会の調査活動の報告ですが、簡単でございますけれども、今までやっていることその他について、事故の事実あるいは事故の原因の調査について、石橋委員にまず簡単に御説明していただこうと思っております。石橋委員、よろしくお願いたします。

○石橋克彦君 委員の石橋です。では、非常に簡単ですけれども、事故の事実及び原因の調査状況について御報告します。

ここで言っている事故というのは、狭い意味の福島第一原子力発電所の事故そのものでありますけれども、これまでに四回の検討会を開きました。それとともに、東京電力の担当部署から根幹となるような長時間の連続ヒアリングというのを現在実施しております。さらに、専門家等に対するヒアリングも既に何回か実施いたしました。

今後もヒアリングを積み重ねるとともに、多数の資料を収集しつつありますので、その分析を含めて、事故の真相とその原因の究明に努力していきたいと思っております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。次に、もう一つは、被害の事実あるいは被害の原因に関する調査というグループがありまして、そこについての簡単な活動について、横山委員の方からお願いたします。

○横山禎徳君 委員の横山です。このグループは、被害の事実、被害原因の調

査、これは人体に対する影響とか、環境に対する影響をできるだけ細かく考えたいと思っておりますので、原発事故当時の被害状況を把握するために、浪江町の住民の皆さんが避難しておられる二本松市にヒアリングに行き、町長を始めとしていろんな方々、実際の避難しておられる方々から事故当時の避難の状況、それから、実際にどういった情報が入ってきて、どういうふうにしてその情報を使えたのか、使えなかったのかということに関して細かく具体的にいろんな問題点をお聞きいたしました。

それと並行していろんな調査を進めてデータを集めておりますので、そういうことの分析と併せて、何を中心として今後進めていくかということをお考え進めている状況です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、政策調査について、櫻井委員、お願いたします。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。私どもは、政策調査と関連しまして現在進めておりますのは、被災者あるいは関係市町村からのヒアリングというものを重点的に行っておりますので、その関係をお報告させていただきます。

これまでに、大熊町の住民の皆さんの避難先であります津若松市を訪れ、また富岡町の避難先であります郡山市、飯館村の避難先であります福島市の飯野町に行かせていただきました。それぞれ自治体の役場の方、その他住民の方とお会いして、いろいろお話を伺いさせていただきました。被災者の方からもいろいろな御意見を伺っておりまして、これをこれから私どもの調査の参考にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、野村委員、お願いたします。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第三号 平成二十四年一月三十日

○野村修也君 委員の野村でございます。

私は委員会の主査を仰せ付かっておりますので、委員会全体の活動につきましての御報告をさせていただきます。

当委員会におきましては、官公庁等に対して調査の協力の依頼と資料の提出要求をさせていただいております。

まず、当委員会といたしましては、野田内閣総理大臣、枝野経済産業大臣を始めとし、関係行政機関に対して調査の全面的協力をお願いして、文書等をお渡ししているところであります。

さらには、昨今報道等もされておりますが、原子力災害対策本部でありますとか、緊急災害対策本部及び政府・東京電力統合対策本部、こちらは後に統合対策室というふうに名称を変更されていくところではありますが、これらの会議録につきまして、それが残っていないというようなことも報じられているところであります。しかしながら、私どもの調査にとりましてこれらの資料等は大変重要であるという観点から、当日のその会議に出席しておられます全関係、またその各関係当局に對しまして、そのときに取りました会議録あるいは資料等の提出を要求しているところでございます。

さらには、当委員会は国民の皆様からの情報を受け付けるべくホームページを開設しておりますので、そこに御意見の窓口を開設しておりますので、もし御意見がございましたら是非この場所を御利用いただいて情報提供をいただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、これから、双葉町の町長さん、井戸川町長さんから御説明及び委員との意見交換ということを予定しております。

当委員会では今後も調査活動の進捗状況を適宜委員会の場でも報告していくことにしたいと思っております。これから、参考人という形になつてまいります。

てしましますが、双葉町の町長さんの井戸川克隆さんから三月十一日の震災後、福島原発の事故、避難の状況等についてお話をいただき、その後、町長と委員との意見交換を行います。

双葉町の町長、井戸川さんのお話に関する資料は資料二としてお配りしておりますが、これから、本当にあのときの現場は大変だったと思えますし、その後も町長のリーダーシップよろしく、本当に大変だと思いますが、そのようなお気持ちも含めてお話を伺いたいと思っております。

それでは、井戸川町長さんからのお話でございます。よろしくお願ひします。

○参考人(井戸川克隆君) ありがとうございます。

本日は、大変お忙しい中、国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会黒川委員長様を始め、委員の皆様には加須市においでいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、戦後最大の事故の原因の調査究明という前例のない、比べようのない大きな課題を担われております。日本では起きないだろうということでありましたが、不幸にも私たち双葉の地で起きてしまいました。このため、住む全てを失いました。この苦しさ、悔しさは測る物差しがありません。また、誰に責任があるのか、はつきりいたしません。本日は、私たちがなぜこのように苦しむ、悩まなければならぬのか、しっかりと現実を調査していただき、苦しさから早く脱出できませうような、そして無念さが晴れるような調査をお願い申し上げます。

事故当時、大きな地震に遭いました。あの大きな地震の後、大きな津波に遭いました。私どもは、あのような大きな地震が過去にあったという言い伝えが余りにも少なく、備えも十分ではありませんでした。二つの地域が津波で流されました。

そしてまた、原子力発電所の事故によって、避難が間に合わなくて被曝してしまつた町民も多くあります。命からがら何物も持たずに避難して、もう間もなく一年が来ようとしております。避難

指示というものは政府から出ましたけれども、その後の行動については一切指示、指導がないまま今日に至っております。大変残念であるが、そんなふうを考えております。

双葉町の事故以前の状況であります。私は、町長に就任して以来、東京電力と原子力安全・保安院には原発は心配だと言いつづけてまいりました。返ってくる言葉は必ず、町長、心配は要らない、絶対に安全だからと言ってきました。ここに会話記録も持っております。今は大切なものであります。

今度の事故は、町に対する、町民に対する信義違反に当たると思っております。そして、町民に決して望まないことを現在も強要されておりますので、このようなことはあってはならないと考えております。

原発事故以後の状況、問題について提起をさせていただきます。

原子力を担う、扱う者は絶対に事故を起こしてはなりません。今回の事故は、東京電力の油断と、経営者の危機管理能力と経済性の欠如だと思います。小さな節約が大きな穴を空けました。また、社会正義も不足しております。今、日本には、社会を構成する大事な責任を負っていることを自覚した経営者が少ないように思います。まさに東京電力も同じだと思っております。事故を発生させ、その後の我々に対する態度も惨たんたるものであります。今の経営陣は、社会の一員として余りにも理不尽で認められません。その醜態から早く修復するために、経営陣が総退陣するしか信頼を回復する道はないと思っております。

私たちの先輩が土地の買収に応じ、立地を認め、便宜供与したことを忘れたとは言わせたくありません。恩をあたで返されることは全く望んでいないことをここで宣言したいと思います。我々をいつまでも困らせないように。限度を超えた我慢をさせないように。

そこで、以下について問題提起をします。事故は起きてしまいました。想定外の理由には

当たらない。どんな言い訳も通用しない。東京電力はとんでもないことをしてしまったと思つているだろう。私たちもとんでもないことをされてしまったと思つています。

紳士的な解決をしようとするれば、安全な場所と従前に近い状態の環境を準備して我々を迎える、そして元どおりにして返すことであります。しかし、実態は紳士的だとはとても言えません。

加害者が自分の家に住み続けているのに、被害者の私たちが極限状態の収容所に上らにひどい住まいを与えられております。罰を受けるのは私たちではありません。加害者側にあります。

私は、正しい判断の下、私たちが元どおりに戻すべく歴史に刻んでいただくことを願います。世界中が元どおりに戻すのを見ています。国家の威信に傷を付けないように正しい判断が求められております。

被害者はだんだんと気力と体力が弱くなつてきていますので、早い救援が必要であります。

新社長は一度も町民に謝罪も挨拶にも来ておりません。

次に、提言と原因の要点についてですが、国会事故調査の皆さんへの提言として、事故調査は大変重要なものでありますので厳正にやっております。細い目線で調査をしていただきたい。現場を重視して自分の目で確認していただきたい。足を使って細い目線で原因究明をお願いいたします。隠蔽と捏造には厳正な態度で究明をお願いいたします。原子力発電所がなければ事故が起きませんでした。

次に、解明を期待する点についてですが、原子力事業の規制当局に対する疑問であります。

重要会議の議事録がないと国民に対して言うこととは背任行為だと私は思います。出さなければならぬ情報を出さなかつたことで被曝をさせられたことは、国民に対する保護責任の放棄であります。事故発生を予測しなければならぬ立場でありました。国は責任の全容を明らかにしなければなりません。

設置許可権限者の責任、マークI型は当初から



不備を指摘されました。それなのに放置されました。完了検査の責任は重大であります。規制側に相当の技術者がいたのでしょうか。検査員の検査結果の検証はされていたのでしょうか。電力の申請書類の検査記録のチェックは正しかったのでしょうか。検査において東電の指導を受けないで行っていたのでしょうか。全ての検査記録は保存されているのでしょうか。品質の確認はどのようにしたのでしょうか。形状、寸法、材質などの検査記録は存在しているのでしょうか。

責任序列は決められているのでしょうか。責任を取らない仕組みは存在していないのか。予知能力は有しているのか。電力が検査の下書きをしていなかったのか。検査に談合がなかったのか。経済優先で現場の意見を封殺していなかったか。検査に妥協がなかったのか。将来予測はできていたのか。福島にある現在のオフサイトセンターの在り方がよく分からないところがあります。

以上のような点も含めて、しっかりと調査をお願いしたいと思います。東京電力に対する疑問であります。事故につながった経緯の検証をお願いしたいと思います。経済優先のため現場の声が封殺されていなかったのか。組織が二つになっていなかったか。本店と現場ですね。上司は本店から来るので、任期中に生じたトラブルの責任回避をして本店に戻った事例はなかったのか。今回の事故につながる隠蔽はなかったのか。ほかに隠蔽事例が存在していないのか。

現場が操作を知らなかったのは社長の経営責任です。人材育成はされていたのか。必要な技術者の確保に努力していたのか。危機管理部門は機能していたのか。危機管理は後ろ向きでなかったのか。事故を矮小化することは許されません。津波を予知し、放置した事案の確認もお願いします。社会の一員としての自覚があるのかどうか分かりません。今も被曝者を出し続けているのに、他人事のような振る舞いは許されません。賠償の態度も謝罪の心が感じられません。事故の全容が明

らかにされないのは古いためではなかったのか。操作技術の伝承は、言い伝えあるいは仕事を教える、そういう伝承ですね。伝承はされていたのか、検証は誰がしたのか。社員教育の実態はどのようなものかなど、疑問な点がございませう。

また、気象庁に対する疑問であります。地震と津波の情報提供に問題なかったのか。津波の大きさは高さだけでは不十分だと思います。大きさの判断基準を見誤ったことで被害を大きくしたのではないだろうか。津波の大きさは高さと波を押し時間に比例するのではないだろうか。度々出されていた大津波注意報に国民は慣れていました。警報を整理して、国民には新しい基準を示して、熟知を促したいと思えます。電力会社にふだんいろいろ注意を喚起していたのでしょうか。

次に、所見に入ります。被曝について入りま誤の分からない安全基準の話が多い。昨今、被曝に安全なものはないと思えます。線量が低いのか高いか、また発症するかしないかで判断するものではないと思えます。外部の人が判断する基準なども用意されておりません。自分が感じたことしか申告できません。ましてや、我々には立証する手段でなく確立されておりません。一般公衆では一ミリシーベルト年が限度とされています。これに代わるものはありません。裁判でも示されておりません。従来から自然界にある放射能以外の放射能にさらされるのは事故による被曝と判断できます。

なお、作業環境上の被曝は限られた空間で限られた時間だけの数値で、その場を離れると被曝はしません。数値計算には量と時間で積算したのになります。一般公衆では計測線量と二十四時間、そして一年間で計算しなければなりません。混同して示しているのは無責任極まりありません。反省を求めたいと思えます。次に、報道についてですが、報道の力は絶大です。被害を大きくも小さくもします。正確な情報提供が大事であります。真実を伝えるのが大切

だと思っております。後世のために、後の我々の子孫のために正しい記録が必要であります。次に、福島県に対してですが、県民に的確な情報を出されたのでしょうか。県民の保護にずれが生じていないでしょうか。県民は大きな援助の声を渴望しております。県民のために国に要望をどんどんと出してほしいと思えます。放射能の危険を大きくアピールしていただきたい、県民の被曝防止を積極的に進めてほしいと思えます。東電に対して、県民の要求に対して協力してもらおうように強い代弁をしてもらいたいと思えます。県民の利益のために国に協力を要求していただきたいと思えます。県民のために国と東電に対して強く交渉していただきたいと思えます。

次に、原子力損害賠償紛争審査会に対しまして、今後私たちが東電と交渉する上で、出された指針が妨げにならないか、大変心配しています。後でも述べますが、我々にはまだ紛争が起きていません。起きていないのに中間指針を先に出されました。この指針は、我々の実態を詳しく調査して、あるいはその結果として出されたものかどうか分かりません。出すのであれば、実態を正確に調査して出していたいただきたいと思えます。どのように計算したのか、積算根拠をお聞きしたいと思います。

私たちに前例があります。一つは、請戸漁協の漁業補償です。五千万円、三千万円という、過去に補償の話がありました。また、東海村のジェー・シー・オー事故の賠償があります。そのような考えの下に、以下について意見を述べます。

審査会開催の経緯を公開していただきたいと思えます。なぜ紛争前に指針を出したのか。なぜ交通事象例を引用したのか。東電の思惑が働いていないかと思えますが、委員の選考はどのようにされたのでしょうか。中立性が確保されるように文部科学省から所管を替えていただきたいと思えます。指針作成は算定式を公表していただきたいと思

います。今回の事故の大きさに負けて作ってはいないだろうか。後世からこの指針の在り方が訴追されないだろうか。現場を熟知して自分たちでまとめていったんでしょうか。総額ありきでとめていないのか。矮小化の働きはないでしょうか。被曝の算定がされているように思えます。被害者に不利に作用しているように思えます。その分の不利益はどうすればよいのでしょうか。次に、放射能について。

無主物、主のいないものは、とんでもない言葉だと思えます。持ち主がいらない場合に使う言葉だそう。外部に飛び散った放射能は東電のものではないそうです。だとすれば、一体誰のものを誰が受け入れることができますか。こんなものを受け入れて責任を転嫁されたらなりません。次の世代の町民から叱られます。

あと、最近新聞で見た記事ですが、二十七日の朝日新聞の記事であります。保安院が全電源喪失対策についてアメリカのスリーマイル島の事故の検証をした結果、アメリカでは対策を講じた、日本では対策を講じていなかったということが報じられました。このことについては、私に限らず、多くの被害を受けた福島県、あるいは全国の皆さんは憤りを禁じ得ないものと思えます。

後からいろいろ出てきますが、どうかこのような、多くのことを申し上げましたけれども、問題提起させていただけます。町民は、正しい事故調査をされて、心残りのないような結果を期待しております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。○委員長(黒川清君) ありがとうございます。本日に町長さんの気持ちも伝わるメッセージ、ありがとうございます。皆さん、いろいろ御質問があると思えますし、意見交換したいと思えますので、まず、双葉町についてですが、私からちょっとと思えます。先ほどちょっと、四月十九日と言いましたけれども、これは間違いでありまして、三月十九日ですね、実は約千二百人の方がスパーアリー

ナの方に移られて、それから三月三十一日に加須市に移られたということですが。もちろん、町民の方々全部で七千人ぐらいですけれども、県内にその約半分、そのほかに県外に約半分、そのうちろでもいわき市が大体千百人、いろいろなところをお願いしておりますし、仮設住宅におられる方、ここもそうですけれども、いろいろな方々が、仮設住宅とは違いますけれども、そういう本場に御苦労されておられるところだと思います。

そこで、まず三月十一日、すぐに、福島第一原発のすぐ横ですけれども、もちろん津波にも襲われているわけですが、夕方から夜、本場に大変だったと思いますし、町長さん、それから佐々木議長さんの方からも、この町についてはホームページ、それから町長さんのメッセージがずっと出ておりました、本場に気持ち痛むところですが。その当時も、本場に町民にどういふふうに表示したらいいのか、それからその前には、今おっしゃったとおりで、東電あるいは原発あるいは保安院についていろいろな話をされておられたということですが。

さてそこで、具体的に実際にその起こってしまったときの大混乱といえますか、大変だったと思うんですが、そのことについてちょっとお話を聞かせていただいでよろしいでしょうか。

○参考人(井戸川克隆君) 誠に何をどうすればいいかわからない状態でありました。

まず、十一日の夜は町内で、もう町民の皆さんの家にも住めない状態でしたので、公共施設、学校等を使って、そちらの方に町民の皆さんに避難をしていただきました。中野地区、中浜地区の皆さんは、もう津波の被害に遭われた方、そしてまた家を流された方もおりました、本場に命からがら避難をされて、学校等に避難をして一夜を過ごすわけですけれども、まず電気の確保、それから飲料水の確保、これがまず先でした。運よく停電した地域は少なかったもので、何とか一夜を過ごすことができました。

そんな中にあつても、郡山地区あるいは細谷地

区の皆さんはそれぞれの自分のところの公民館に避難したんですけれども、午後八時過ぎごろですね、二キロあるいは三キロ以内の避難指示が出まして、これは羽鳥とか寺沢とか、あちらの方に分散避難しまして、この程度で終わってこればいいなと思つたんですが、五時四十分、政府の方から避難指示、十キロ以上ということでも出ました。これはもう大変なことですね。

そのとき、よく記憶が定かではありませんけれども、県の方から、川俣町の方に双葉町は避難するようにといいことを職員の方から耳打ちされたと思うんですね。で、六時過ぎに川俣町長さんに電話を入れて了解を取りましたら、もうどうぞおいでくださいということでも歓迎されましたので、それを聞いて、防災行政無線を使って皆さんに避難をお願いしました。なぜか私の町にはバスは用意されていませんでした。隣の町にはバスは来ていたそうですけれども、この辺はよく分かりませんけれども、とにかく今は離れることが先だということ、家に戻ることもなく、そのまんま皆さんは車に相乗りして逃げたんですね。

このとき、本当に残念だと思つたのは、ふだんこういうことが起きなかつたから、自動車に燃料を満タンにしていなかつた車があつて、これが乗れなかつたということ、途中で、乗れるところまで乗つていって、また相乗りして避難したということが一つ悲劇ですね。あとは、通信がもう全然途絶えたということが悲劇です。

もう一つ、最大の悲劇は、常々我々、私の先輩の町長さんからもずっと言い続けてきたのは、逃げる道路の百十四号線の道路改良、逃げるための整備を県の方にお願いしてきましたけど、全然できていませんでした。ここが大渋滞して、あの一号炉の爆発の影響も途中で受けるようになってしまったんですね。本場に踏んだけけたりと言つていいんですか、簡単に言うんですけど、あるいはそういう中で、川俣町さんに避難したり、あるいはそれぞれの親戚縁者を頼つたりですね、分散してしまつて、このときにもう第一回目的ばらば

らが発生して、なかなか携帯電話も使えない中で、避難先では電話一本ありました、有線の電話が、電話番号がだんだんと町民の皆さんに分かつてしまつて、安否確認で、年がら年中、徹夜しても安否確認に掛かる電話のために災害対応になかなか使えなかつたという苦しさもありますね。通信回線というのはいかに大事かということ、いわゆる交通インフラですね、この辺の対応はふたんからやつておかないと駄目だということに感じました。

それからやはり、常に、毎年避難訓練やつていまずけれども、もつともつと違う意味の避難訓練が欲しかったなと今は思つております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

委員の方も皆さん非常に聞きたいことがたくさんあると思いますが、もう一つだけ。

最初のときのいろいろな情報がどうやって入つたのかなという、現場のあの七千人の町長さんとしてはもう本場に大変だったと思うんですが、実際に何が起つていっているのかという情報はどうやって取れましたかね。もう本場に通信網がかなり断絶されてしまったので、県庁もそうですし、政府が何やっていっているのかなという話は、今おっしゃったとおりだとは思いますが、どうやって取れたのかなという話をちょっと伺わせていただけますか。

○参考人(井戸川克隆君) 川俣町に避難してすぐお願いしたのは、県の災害対策本部の方に放射能測定、スクリーニングですね、これを全町民に速やかにやつてもらうことをお願いして、日時を決めました。しかし、予定しても、朝に来る、九時に来ると言つても、来なかつたんですね。夕方になつても来なかつたんですね。約束が違うものから、私もちょっと怒りまして、すぐ県庁の方に、災害対策本部の方に車を飛ばして行きまして、なかなかもどかしかつたんですねけれども、着いてみたところが、県庁の災害対策本部はもう物すごい大混乱だったですね。ああ、これじゃとて

も叱るようなことはできないなということでも帰ってきましたけれども。

もうそんなことで、情報というのは、テレビの映像が唯一情報でした。一号はもう既に爆発しましたけれども、二号、三号というあの状況をつぶさにテレビを見て、何回かは徹夜しましたね、あの状況を見て。もちろん線量計も持って歩いていましたので、線量計見たりテレビ映像を見たりして、あの三号の爆発を見て、その次の展開、燃料貯蔵プールの行方も心配してました。

本場にどうなるものなのかということでも心配しておりますけれども、通信が途絶えたということ、恐らく政府も連絡取りたかつたとは思いますが、政府の方からの連絡というのはほとんど、避難指示以降はありませんでした。

○委員長(黒川清君) どうもありがとうございます。

委員の方もいろいろあると思いますので、よろしく願いました。

○櫻井正史君 委員の櫻井でござります。

ただいまのことにちよつと関連した話なんですけど、先ほど二キロ、三キロの避難、あるいは十キロの避難というようにことが言われて、そのたびに大変混乱したというお話をしましたが、これらの避難指示というのはどんな形で町長あるいは役場の方に伝わつたんでしょうか。

○参考人(井戸川克隆君) 五時のときは、私まだ庁舎におりました。夜のときは、避難していった町民の皆さんのところの見回りに出ていたものから、私に情報は来ないまま現場の、役場にいる職員の方から各部落の区長さん等に連絡行つて、回つている途中でその情報をキャッチして、回つたときには、もう郡山の人は羽鳥の方に避難してるところに私が行くようになりまして、結果的には合流したということでしょうか。携帯使えませんが役場の無線を持って出たものの、なかなか入りしていたものですから十分ではありませんでしたね。

○櫻井正史君 ありがとうございます。



ちよつと一点だけ。役場の方はどうやって知られたんですかね。その夜の場合だと五時四十四分というところ。  
○参考人(井戸川克隆君) こはちよつと確認していませんでしたけれども、県だと思えますね、県の対策本部だと思います。  
○櫻井正史君 ありがとうございます。

こんな御質問をしたのは、場所によってはほとんどそれが入らなくて、いろんな別のルートで知ったという、特に報道関係から知ったというようなこともありまして、先ほど町長言われていたような通信の途絶というのが大変大きな問題になっているという観点からです。  
ありがとうございます。

○大島賢三君 委員の大島でございます。大変に重たい御指摘をいろいろ伺いました。大変に御説明の中で、原千力に携わる人間あるいは人材の問題に触れました。これはいろいろな分野があるわけですが、東京電力の中で原千力を扱う人材、専門家の人たちの話から、それから実際に原子力発電所の現場で日ごろの検査とか修理とかに当たられる人含めていろいろあると思うんですけども、特にその現場サイドにおいて修理とか訓練、検査に当たる人たちはなんですか、これはもう恐らく下請あるいは孫請企業といたつたいろいろなレベルの話があると思うんですけども、この辺について、町長の、いろいろなことを見てこられておられると思うんですけども、もしあれば、実態について少し明らかにしていただかせませんか。

○参考人(井戸川克隆君) 詳しくは分かりませんが、これも、通常の勤務体制と定期検査のときの勤務体制が大きく二つ分かれます。問題なのは、定期検査のときに通常よりも多くの作業の方たちが増えますね。この方たちは一体どうやって訓練されているのかなという疑問はありました。  
それから、仕事の請負体制の複雑さもあると思いますね。正社員あるいは臨時雇用、あるいは本当にスポット的な雇用の雇用関係がありますの

で、正規社員であれば社会保障をしっかりされていると思えますけれども、スポット的な応援みたいな形の方たちが社会保障もない中で日雇の中で果たして訓練ができるんだろうかと、そして仕事の連続性というのは取られているんだろうかと、そういう部分には大変疑問を持っておりまして。  
これは、やはり発注側である、いわゆる設置者である東京電力が末端まで管理をして、その末端で、一番大事な仕事をするのが末端の方なんです。この方たちのねじの締め方とか、部品の使い方、あるいは手順、これらも本当に確認されていたんだらうかと。先ほど検査のことをいつばい出しましたけれども、チェック機能が働いてはいるとは思いますが、たまには、運転を再開する前の試運転の段階でトラブルが結構ありまして、で、多分そういうこととの関係かなというように判断してまいりました。

○大島賢三君 ありがとうございます。もう一点、ちよつと関連して現場のことについてなんですけど、町長の先ほどのお話の中で、現場の声が経済優先の考慮によって十分上部に届かなかった、あるいはそういう声が封殺されたんじゃないかという趣旨のことをちよつとお話しなされたと思えますけれども、東京電力はそれは民間企業ですから当然経済考慮というのはいろいろな面で働くんだらうとは思いますが、絶対に事故があつてはならない原子力発電の場において、その経済優先の考慮のために手抜きがあつたとか緩くなったとか、そういうことかどうかと、その辺についてはいかがでございますか。  
○参考人(井戸川克隆君) 全体はつかんでおりませんが、もうこれも実際に数値を確認したわけではありませんが、定期検査の時間を短縮するとか何か東京電力の方から御褒美が出たとかという話も過去には、よくやつたなということですね、そういう話も聞いたことはあります。それから、提言に対してどこまで上まで上がつていったのかということも、たまには何か上

がっていないかというところも、たまには何か上がっていないかというところも、たまには何か上が

○参考人(井戸川克隆君) オフサイトセンターって物すごい近いところにあつたんですね。結局、使いたい物にならなかつた。だとすれば、設置の時点でこういうことは想定しなくてよかつたんだらうかというふうに思いました。あれだけの近いところをせつかく造るオフサイトセンターがもう最初から使えないという、これはもう判断するときにはそれを考慮してもっと距離を取つて、機能するべき、緊急時対応のオフサイトセンターです。これはやっぱり判断された方に私も聞きたいですね。

○石橋克彦君 それにちよつと関連しますけれども、これはもう最後の方に伺うべきことかも知れないんですけども、町長さんは全国原子力発電所所在市町協議会の副会長をなさつていらっしゃるんですけど、これまで、去年の三・一一以来、もう一年近く本当に大変な御苦労をなさつてきたわけであつてはいけなないと思えますけれども、現実には原発と向かい合つているというか、抱えている市町村はたくさんあるわけですが、抱えている市町村の首長さん及び住民の方に今言いたいこと、一番言いたいことというか、一番というか、二、三点ですね、言いたいことがあつたら教えてほしいんですけども。

○参考人(井戸川克隆君) これは御質問いただいたありがとうございます。是非しゃべりたいところですね。  
要するに、原子力発電所を設置して良かったのか悪かつたのかってまだ結果は出ませんけれども

も、今時点では決して良くありません。多くの国民の皆さんが私のところに文句言ってくるんですけど、原発を誘致しておいて、あんなに交付金もらつて、いい思いして、何だ、今ごろ放射能要らないとは何だとお叱りを受けるんですね。あんなにいい思いしたということが、国民の皆さんに正確に伝わっていないんです。  
どういふふうがいい思いしたかということもまず私も説明しなければならなかつたんですけども、町には基準財政需要額で、これ総務省で決めた基準ありますね。これを基準にして、交付金がいっぱい入ると交付金が減らされるんですね。双葉町は三億円、小泉改革によって六億円から半分になつて三億円しか今入っていませんけれども、福島県の中で会津地方のある町村の中では交付金が五十何億円も入っているんですね。その代わり交付金というのは少ないんですね。だとすると、これは国民の皆さん全く分かつていない、全部私たちが多くもらつているんだというふうに思つていらつしやるんで、これは是非全国の皆さんに知つていただきたいのは、交付税が減らされるんですという事です。だから、したがって、そんなにいい思いをしているわけではないということです。

そんな中で、原発立地をして、確かに交付金をいただいているものを整備しました、建てました、造りました。それを全部今は置いてきています。過去のものになつてしまつたんです。じゃ、今我々は一体何を保持しているかという、借金を持つています。一人頭相当な金額を、町民一人当たりですね、借金を持つています。これ、借金置いてきたかつたんですが、それはできないんです。  
それ以外に失つたのは、膨大ですね。先祖伝来のあの地域、土地を失つて、全てを失つて、これを是非全国の立地の方には調べていただきたい、見に来ていただきたい、目を閉ざさないで現実を見ていただきたいと思つています。どんなに良かったのか、どんなに悪かつたのか、来られ

ば説明します。結果的に我々は今大変な目に遭つておりますので、私は良くなかったなと、そんなふうに考えています。

しかも、東京電力は賠償金を何か払わないような動作も見受けられますけれども、今まで営業して自分たちの家族を養い、いろんな思いをこめてきたんです。原子力発電所があるがゆえに、そういう思いをどこかで清算しないままいくわけにいきません。その清算というのが賠償なんです。これは、何だ、また賠償でお金もらうのかと言われます、全国の皆さんから。でも、我々は損した分を補ってもらっただけであって、積み上げてもらっわけにはいきませんので、正當に請求しなければなりません。このような思いを全部トータルしますと、物すごい高さの、負の部分が高くなりますので、大変だと思えます。

そしてまた、東京電力はマーケットが大きいです。会社も大きいです。地方の電力会社も同じようなことになったときに、自前でなんかもうできないですね、何にも。もつともつと悪い待遇になるんじゃないでしょうか。そういうことを考えて、なければならぬのか、考え直さなければいけないのか、これは立地の皆さん方がよく御判断をいただきたいと思っています。

○横山禎徳君 横山です。ちよつと最初の方に返るんですが、避難されるときに川俣町の町長とお話しになって、是非いらつしやいと書いていただいたと。たまたまそれは、場所としては結果的には悪くなかったのかも知れないけれど、SPEDIのデータを見ると方向としてはそちらの方向に汚染は広がっていったわけですね。たまたまとか偶然とかいうことなんですか、それとも何かそういうときの避難の体系とか、そんなことは考えておられたか。そういうことは余り考えてもないのが普通なんではないでしょうか。

○参考人(井戸川克隆君) これは双葉と浪江町の問題ですけれども、当然、そういうものが手元であれば違った方向に私はかじを切りました。した

がって、川俣町においても多少なりとも被曝してはいますね。この罪の深さというのは、我々にとつては計り知れないほどの大きなものと考えております。もつともつと上の方で、国の方で、そんな、我々への思いやりかどうかは分かりませんが、けれども、パニックになるとかなんとかという問題ではありません。やはり知らせるべきものはちゃんと責任を持って知らせるべきだと思いますね。大変私は残念だと思っています。

○横山禎徳君 先ほど県の対策本部に行つたらもうみんなてんやわんやであつて文句も言えなかつたという趣旨のことをおっしゃつたんですが、そういう非常時だからこそ頭がうまく回らなくてもきちつと動けるような体制というのはあり得るものではないかと。気も動転してしまうのはみんなそのまんまであつて、何かその辺の県の体制というのはいまもつとこういうのはあり得るのではないのかとお考えはございますでしょうか。

○参考人(井戸川克隆君) 大変厳しい質問になりますけれども、そうですね、ふだんどういふふうには考え、どういふふうな準備をしておくかというのは大事だと思えます。これは県に限らず双葉町もそうですけれども。福島県は、不幸にして、津波、地震、それから原子力発電所の事故ということで、宮城、岩手よりは一つ大きな課題を抱えました。その後は風評被害というところになっていきますけれども、このようにな多くの課題を抱えてしまつた自治体、県であつても、果たしてよその県でも機能したのだろうかといふことを考えますと、一概にそのようなこととは私の口からは言えませんが、ただ、全体として、埼玉県の上田知事さんは全国の災害関係の会長さんをやつています。上田知事さんに申し上げたのは、今、福島県は大変なんだと、だから県でやつていられる業務のうちの一つくらいは近隣の県で奪つていただけませんか、取り上げていただけませんか。それが結果的に私どもにとつては有り難いことなんです。もし埼玉県でそういうことがあつたときにはきつと福島県と同じくなる

でしよう。だから、早くそういうような制度をつくつて、日本において機能を要するに分散するかどうか、助け合いですね、そういう制度を知事さんの方から国の方に言つてまゝとめてもらえませんか。いわゆる災害救助法の改正で、私、常に言つていきますけど、もう災害救助法が古いですね、もつともつと前向きに。

我々が仮設住宅に入らなければならない理由がないんですが、でも仮設住宅に入るように向けられているんです。私は不満なんです。そういう理由がないんです。先ほど言いましたけれども、東京電力の社員の家を我々に提供して、社員が仮設住宅に入るべきなんです。だけれども、こういう想定外の事象と言いながらも起きたんです。だけれど、対応されるのはみんな既存の法律で全て対応されたために多くの町民の皆さんあるいは県民の皆さんはもどかしくて、首長、何だ、何やつていらっしゃるんだという意見は多いんですけれども、私は二つ、その間に挟まつてどうにもならないところがありますので、是非、今度の事故を境にして、国の制度の在り方も含めて、こういう危機対応というものは全体でやつていかないといけないといふふうな感じました。

○横山禎徳君 既存の法律で対応ということが起つていりますが、今、それを超えて対応された例とか何かは皆無なんですか、何かあるんでしょうか。

○参考人(井戸川克隆君) 皆無ではありません。災害救助法も運用の拡大という解釈の拡大はして対応しています。あとは今度の三次補正とか、これからまた特区とかいろいろ来ますけれども、でもこれだけ時間が掛かつてしまふんですね。だから、この次の災害を想定するわけではありませんけれども、私どもに相当な権限と緊急時には自由に使つていい枠のお金を基金が何かでプールしておいて、速やかに対応できるような体制をしていただきたい。

もう一つ、仮設住宅に私は最初から抵抗していません。我々はそういう約束の下に原子力発電所を誘致したんでないということに抵抗していません。今もつて職員は住民対応をしているんです。最初から、十一口からもう住民対応をずつととしてきているんです。こんなことをずつとやつていたならば、それをしない地域の方と我々は、経済成長の段階でもうマイナスイオンに作用していませんから、かなり格差が付くんですよ。こうして

いるだけでも格差なんです。そういうことをしないように無人の村を、菅総理に頼みました、無人の村を用意していただけたらと、日本は、そろそろ、災害列島だから。そして、その無人の村に、何かあつたときにはみんなだんと人つてしまえば、住民対応をしなくてもあつたからもう新たな、場所は新たなですけども継続性ができるということ、無駄な努力です。そういうものもなくていいだろうという、そういうような話を菅総理にしましたけど、うん、いいアイデアだ、じゃ、プランできたら見るからと言つたまま見ないで終わつていきました。残念ですけれど。

○参考人(井戸川克隆君) 町民の皆さんとの危

○参考人(井戸川克隆君) 町民の皆さんとの危

○参考人(井戸川克隆君) 町民の皆さんとの危



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第三号 平成二十四年一月三十日

<p>機意識の共有というのは難しかったかと思えますね。要するに、東京電力の広報の社員の方は、まずうまく我々に対しては安全の、何というか、触れ込みですね、をしておりましたので、事あるごとに安全だということをしてPRしてました。まさに、PRというのは安全のPRしていったんです。やっぱり、知っている方もいますけれども、その危機というか危険を指摘しても、それは小さな声で声にならなかったと思うんですね。どこかそういう声が出ると、何かうまく、何か声なき声になってしまおうというところもあつたかもしれませぬ。</p> <p>私も絶対起こさないとこの言葉をいただいてずつと来ましたからね。事あるごとに安全については、東京電力の上の方ですね、上層部の方あるいは保安院の方、責任ある方にも時々心配だからぶつけていたんですね。でも、そのたび、絶対という言葉を使っていました。これが立地の、いわゆる立地環境を良くするためにそういうふうになつてしまつたのかもしれないけれども、共有はされておりました。むしろ、PRの方が先行してました。</p> <p>○<b>崎山比早子君</b> それから、沃素剤のことなんですけれども、沃素剤は今度はどういう形になつていました。各戸配布はしていいですか。避難所か何かに置いてあるんですか。沃素剤のこと。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> 通常は、私どもは、相双保健所というところですね、保健衛生の、そこにあるんですね。そこから配布されることになつております。双葉町の多くの町民の皆さんには避けてから、川俣町におられた方は川俣町で投与をいたしました。あと、自主的に離れた方、遠くに離れた方は多分届いていないと思えますね。</p> <p>この沃素剤の投与について、私はどこから指示来たかとか、ちよつとまだ分かりませんが、ここではちよつと分かりません。一応配って飲んでもらいました。</p> <p>○<b>崎山比早子君</b> 飲んでんですか。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> はい。</p>	<p>○<b>委員長(黒川清君)</b> 何時ごろ。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> 日時はもうちよつと忘れましたけど、川俣町に避難してきてから二日か三日ぐらいだったでしょうかね。そのぐらいのときに……(発言する者あり)ああ、十三だとすくですね、はい。</p> <p>○<b>田中耕一君</b> 委員の田中耕一です。本委員会は事故の究明と未来へ向けた提言をするということで、その多分両方にかかわることだと思えますが、いわゆるキーになる言葉は多分絶対安全ということ、科学技術がまだ完璧でないのに絶対安全と言ふのは矛盾しているということ、町長御自身、町長としての仕事以外に技術に携わっていたということ、これは矛盾だな、おかしいなということをもう既に気付かれていたということ、そういう点ではこれまでですつという気がはされてきていたことだと思ふんですね、そういう絶対安全という、そういうことを押し通したのがために逆に何か施策が遅れた、例えば沃素剤というのが今挙がりましたが、それ以外に何か気付かれたことがありませんか。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> いっぱいありますね。まず一つは、町民の皆さんと約束をできなかったということですね。こういうことが起きたとき、役割分担とか方向性とか、そういうものができていなかったということですね。</p> <p>絶対安全でなければ、当然想定して、皆さんとどうしようと、起きたときにどういう役割をお互いに分担しようと、いろいろ今回、通信の問題で大変皆さんと連絡取れない時期がありましたので、そういうことに対してどういう対応をするかということもできたと思えますね。いわゆる危機管理のためには予測も大事だと思えますね。予測したら対応も大事だと思えます。その対応ができてなかったということに大変今つらい思いをしております。</p> <p>○<b>田中耕一君</b> ありがとうございます。</p> <p>○<b>野村修也君</b> 委員の野村でございます。</p>	<p>○<b>崎山比早子君</b> いつ飲んでんですか。</p> <p>○<b>委員長(黒川清君)</b> 何時ごろ。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> 日時はもうちよつと忘れましたけど、川俣町に避難してきてから二日か三日ぐらいだったでしょうかね。そのぐらいのときに……(発言する者あり)ああ、十三だとすくですね、はい。</p> <p>○<b>田中耕一君</b> 委員の田中耕一です。本委員会は事故の究明と未来へ向けた提言をするということで、その多分両方にかかわることだと思えますが、いわゆるキーになる言葉は多分絶対安全ということ、科学技術がまだ完璧でないのに絶対安全と言ふのは矛盾しているということ、町長御自身、町長としての仕事以外に技術に携わっていたということ、これは矛盾だな、おかしいなということをもう既に気付かれていたということ、そういう点ではこれまでですつという気がはされてきていたことだと思ふんですね、そういう絶対安全という、そういうことを押し通したのがために逆に何か施策が遅れた、例えば沃素剤というのが今挙がりましたが、それ以外に何か気付かれたことがありませんか。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> いっぱいありますね。まず一つは、町民の皆さんと約束をできなかったということですね。こういうことが起きたとき、役割分担とか方向性とか、そういうものができていなかったということですね。</p> <p>絶対安全でなければ、当然想定して、皆さんとどうしようと、起きたときにどういう役割をお互いに分担しようと、いろいろ今回、通信の問題で大変皆さんと連絡取れない時期がありましたので、そういうことに対してどういう対応をするかということもできたと思えますね。いわゆる危機管理のためには予測も大事だと思えますね。予測したら対応も大事だと思えます。その対応ができてなかったということに大変今つらい思いをしております。</p> <p>○<b>田中耕一君</b> ありがとうございます。</p> <p>○<b>野村修也君</b> 委員の野村でございます。</p>
<p>今日、先ほどの御説明伺っていますと、事故直後は町長御自身の様々な御判断で、またその人的なネットワークで他の町長さんに連絡を取られたり、そういう中で住民の方々の避難を誘導されてきたというお話だったわけですが、その後、事故後に政府の方から町長に対してきちつと連絡が入つたりしたのはいつのタイミングだったんでしょうか。あるいは、そのときにどういう連絡があつたんでしょうか。あるいは、もしかしますとまだ全く連絡はないという御発言もありませんが、国の方が町長に対して何かの御指示があつたのはいつのタイミングだったか、御記憶があつたら教えてください。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> 総理が来られて事故の謝罪も受けましたけれども、具体的なアクションプログラムというように、あるいは事故報告というように、あるいはまだありません。記憶にないですね。大臣も来られますけれども、政務官も来られますけれども、それは部分的な話であつて、いわゆる総括的な、我々が、ああ、こういうことなんだとか、今後こういうことを見えるんだというように、これはないと思っております。</p> <p>○<b>野村修也君</b> 済みませんが、ちよつと私の聞き方が悪かつたかもしれないんですが、具体的な避難とか、今後、直後ですけれども、国の方からこういうふうな避難をすべきだというふうな、そういう連絡は全くなかったという理解でよろしいですか。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> はい、全くありませんでした。</p> <p>○<b>石橋克彦君</b> その原発が絶対安全かどうかという話なんですけれども、二〇〇七年の七月十六日に同じ東京電力の柏崎刈羽原発が新潟県中越沖地震で被災して、あれはよく見るとかなり際どい、一歩まかり間違えば福島みたいなことになつたかもしれないような出来事だったかもしれないんですけれども、東京電力、保安院あるいは専門家も非常に矮小化しようとして安全であると言つた節があるんですけども、あのときに、長年絶対安</p>	<p>今日、先ほどの御説明伺っていますと、事故直後は町長御自身の様々な御判断で、またその人的なネットワークで他の町長さんに連絡を取られたり、そういう中で住民の方々の避難を誘導されてきたというお話だったわけですが、その後、事故後に政府の方から町長に対してきちつと連絡が入つたりしたのはいつのタイミングだったんでしょうか。あるいは、そのときにどういう連絡があつたんでしょうか。あるいは、もしかしますとまだ全く連絡はないという御発言もありませんが、国の方が町長に対して何かの御指示があつたのはいつのタイミングだったか、御記憶があつたら教えてください。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> 総理が来られて事故の謝罪も受けましたけれども、具体的なアクションプログラムというように、あるいは事故報告というように、あるいはまだありません。記憶にないですね。大臣も来られますけれども、政務官も来られますけれども、それは部分的な話であつて、いわゆる総括的な、我々が、ああ、こういうことなんだとか、今後こういうことを見えるんだというように、これはないと思っております。</p> <p>○<b>野村修也君</b> 済みませんが、ちよつと私の聞き方が悪かつたかもしれないんですが、具体的な避難とか、今後、直後ですけれども、国の方からこういうふうな避難をすべきだというふうな、そういう連絡は全くなかったという理解でよろしいですか。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> はい、全くありませんでした。</p> <p>○<b>石橋克彦君</b> その原発が絶対安全かどうかという話なんですけれども、二〇〇七年の七月十六日に同じ東京電力の柏崎刈羽原発が新潟県中越沖地震で被災して、あれはよく見るとかなり際どい、一歩まかり間違えば福島みたいなことになつたかもしれないような出来事だったかもしれないんですけれども、東京電力、保安院あるいは専門家も非常に矮小化しようとして安全であると言つた節があるんですけども、あのときに、長年絶対安</p>	<p>今日、先ほどの御説明伺っていますと、事故直後は町長御自身の様々な御判断で、またその人的なネットワークで他の町長さんに連絡を取られたり、そういう中で住民の方々の避難を誘導されてきたというお話だったわけですが、その後、事故後に政府の方から町長に対してきちつと連絡が入つたりしたのはいつのタイミングだったんでしょうか。あるいは、そのときにどういう連絡があつたんでしょうか。あるいは、もしかしますとまだ全く連絡はないという御発言もありませんが、国の方が町長に対して何かの御指示があつたのはいつのタイミングだったか、御記憶があつたら教えてください。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> 総理が来られて事故の謝罪も受けましたけれども、具体的なアクションプログラムというように、あるいは事故報告というように、あるいはまだありません。記憶にないですね。大臣も来られますけれども、政務官も来られますけれども、それは部分的な話であつて、いわゆる総括的な、我々が、ああ、こういうことなんだとか、今後こういうことを見えるんだというように、これはないと思っております。</p> <p>○<b>野村修也君</b> 済みませんが、ちよつと私の聞き方が悪かつたかもしれないんですが、具体的な避難とか、今後、直後ですけれども、国の方からこういうふうな避難をすべきだというふうな、そういう連絡は全くなかったという理解でよろしいですか。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> はい、全くありませんでした。</p> <p>○<b>石橋克彦君</b> その原発が絶対安全かどうかという話なんですけれども、二〇〇七年の七月十六日に同じ東京電力の柏崎刈羽原発が新潟県中越沖地震で被災して、あれはよく見るとかなり際どい、一歩まかり間違えば福島みたいなことになつたかもしれないような出来事だったかもしれないんですけれども、東京電力、保安院あるいは専門家も非常に矮小化しようとして安全であると言つた節があるんですけども、あのときに、長年絶対安</p>
<p>全というのは怪しいと思つておられたんだけれども、あの具体的な出来事を見て、やっぱりこれは福島県でも現実の問題かもしれないと思われたこととはあります。それとも、そうはお感じになりませんでした。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> 怖いなという思いはありました。でも、津波の大きさというのは私も正直分かりませんでした。</p> <p>大津波警報つてしまつちゅう出ていました。だけれど、大体五、六十センチぐらいで私のところは済んでいたので、だから、大津波というのはせいぜい五、六メートル、高くてでも、そんな程度でもとんでもない、とんでもない大津波が五、六メートルぐらいかなという感覚でいましたので、全く今回の事故の同じような形の想定はできませんでした。柏崎も相当大変だと思つたけれども、燃料貯蔵プールの水が波でもつてこぼれたという話もありました。しかし、今回のあの大きさというのは私も想定できませんでした。</p> <p>○<b>委員長(黒川清君)</b> 町長さんと委員とのこのセッションはあと十分ということを取つてありまして、その後、町民の皆様と、もちろん町長さんもそちらに参加してやつていただきますので、そのほかにあと十分ということで、御質問その他ございませぬ。</p> <p>○<b>蜂須賀禮子君</b> 蜂須賀です。事故調査への提言ということ、それはしっかりと承りたいと思えます。そのために私がいるのかなと思つております。</p> <p>ですから、第一回目の委員会も、まずはここに書いてあるとおり、お話しされているとおり、現場、現場を見てもらわないと先生方に分かつていただけないのかなと思つて、まずは第一から始まつて、除染の現場とか、いろんなところ入つていただいております。それと、あと聞き取り調査の方も各先生方が自分ごちらの方、いろんなところに出向いていきまして、実際の話を聞かせていただけて私たちの参考とさせていただきます。</p>	<p>全というのは怪しいと思つておられたんだけれども、あの具体的な出来事を見て、やっぱりこれは福島県でも現実の問題かもしれないと思われたこととはあります。それとも、そうはお感じになりませんでした。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> 怖いなという思いはありました。でも、津波の大きさというのは私も正直分かりませんでした。</p> <p>大津波警報つてしまつちゅう出ていました。だけれど、大体五、六十センチぐらいで私のところは済んでいたので、だから、大津波というのはせいぜい五、六メートル、高くてでも、そんな程度でもとんでもない、とんでもない大津波が五、六メートルぐらいかなという感覚でいましたので、全く今回の事故の同じような形の想定はできませんでした。柏崎も相当大変だと思つたけれども、燃料貯蔵プールの水が波でもつてこぼれたという話もありました。しかし、今回のあの大きさというのは私も想定できませんでした。</p> <p>○<b>委員長(黒川清君)</b> 町長さんと委員とのこのセッションはあと十分ということを取つてありまして、その後、町民の皆様と、もちろん町長さんもそちらに参加してやつていただきますので、そのほかにあと十分ということで、御質問その他ございませぬ。</p> <p>○<b>蜂須賀禮子君</b> 蜂須賀です。事故調査への提言ということ、それはしっかりと承りたいと思えます。そのために私がいるのかなと思つております。</p> <p>ですから、第一回目の委員会も、まずはここに書いてあるとおり、お話しされているとおり、現場、現場を見てもらわないと先生方に分かつていただけないのかなと思つて、まずは第一から始まつて、除染の現場とか、いろんなところ入つていただいております。それと、あと聞き取り調査の方も各先生方が自分ごちらの方、いろんなところに出向いていきまして、実際の話を聞かせていただけて私たちの参考とさせていただきます。</p>	<p>全というのは怪しいと思つておられたんだけれども、あの具体的な出来事を見て、やっぱりこれは福島県でも現実の問題かもしれないと思われたこととはあります。それとも、そうはお感じになりませんでした。</p> <p>○<b>参考人(井戸川克隆君)</b> 怖いなという思いはありました。でも、津波の大きさというのは私も正直分かりませんでした。</p> <p>大津波警報つてしまつちゅう出ていました。だけれど、大体五、六十センチぐらいで私のところは済んでいたので、だから、大津波というのはせいぜい五、六メートル、高くてでも、そんな程度でもとんでもない、とんでもない大津波が五、六メートルぐらいかなという感覚でいましたので、全く今回の事故の同じような形の想定はできませんでした。柏崎も相当大変だと思つたけれども、燃料貯蔵プールの水が波でもつてこぼれたという話もありました。しかし、今回のあの大きさというのは私も想定できませんでした。</p> <p>○<b>委員長(黒川清君)</b> 町長さんと委員とのこのセッションはあと十分ということを取つてありまして、その後、町民の皆様と、もちろん町長さんもそちらに参加してやつていただきますので、そのほかにあと十分ということで、御質問その他ございませぬ。</p> <p>○<b>蜂須賀禮子君</b> 蜂須賀です。事故調査への提言ということ、それはしっかりと承りたいと思えます。そのために私がいるのかなと思つております。</p> <p>ですから、第一回目の委員会も、まずはここに書いてあるとおり、お話しされているとおり、現場、現場を見てもらわないと先生方に分かつていただけないのかなと思つて、まずは第一から始まつて、除染の現場とか、いろんなところ入つていただいております。それと、あと聞き取り調査の方も各先生方が自分ごちらの方、いろんなところに出向いていきまして、実際の話を聞かせていただけて私たちの参考とさせていただきます。</p>

ちよつと間違つたことがあれば、私、それは違  
うよと。今、町長さんがいろいろとお話しさせて  
いただきましただけ、本当に胸に詰まる思いが  
いっぱいございます。ただしかし、私は、一町民  
ではなく、今回、委員としての立場でやらなけれ  
ばならないことにすこくつくづく感じることもあり  
ます。ですから、曲がつた報告、そういうことが  
ないようにしつかりと受け止めてさせていただき  
たいと思います。

○横山禎徳君 横山です。

先ほど、町長、何度か、今後二度と起こらない  
ようにということでおっしゃっておられました  
が、先ほどもお食事のときにちよつとお聞きした  
んですが、技術者であられるから、その現場で見  
ていてどうお感じになったのか、どういう改善報  
告があるのか。漠とした話なんです、例えば第一  
はもう四十年近くたっているんであって、技術  
も大分変わっているはずで、柏崎の経験も踏ま  
え、いろんな技術の進歩を持ち込みながら改良と  
いうのが本当にされているのかどうか。それはそ  
ういう報告があるのか。

今後、この経験を生かしてどういう改善、要す  
るに存在しているわけですから、もう五十幾つ、  
それをとにかく何らかの改善はいろんな議論は別  
としてやらなきゃいけないだろうと思うんです  
が、そういう方向が必要だとお考えでしょうか。  
○参考人(井戸川克隆君) そうですね、簡単に技  
術の伝承というか、そういうった思い、伝承とい  
うのは難しいんですけども。

私は、学校教育の中で、求められる人材にと  
う言葉を子供たちの現場に入れました。社会から  
求められる人材というのは、やはり必要性が感じ  
られる、感じてもらうことが大事ですね。何か  
できることが必要ですね。何もできなくて求めら  
れるということはありませんので、プロにならな  
ければなりません。プロを日指すということは、  
ゼロベースと言つてはあれなんですけれども、  
やつぱり積み上げていくことが大事だと思うん  
です。ペーパーライセンスというか、マニュアル

だけで何かできるというのはそう簡単なことでは  
ないはずなんですけど。

東京電力の五十五歳で定年退職という制度が私  
は当初から危ういなと思つていました。したがつ  
て、建設当時の、外せない方を別な部屋をつく  
つて、御意見番の部屋をつくつて、大事なことはそ  
こを通してまた何かの検討課題に上げていくとい  
う、プロセスの中にそういう部屋を通していくこ  
とが大事ではないだろうかということ、東京電力  
には大分前に話しておりました。簡単に、せつこ  
く習得した人、長く掛かつてすつといるんなこと  
を分かつている人を定年だからというそういう概  
念で社外に出してしまうことの損失の方が大きい  
と思つて、それは指摘しておりました。

だから、その中で世代のスイッチというのは重  
なる部分が多ければ多いほど確実性が増すん  
です。ところが、こういう突き合わせになると、突  
き合わせ溶接なんと言つて言つて言つて言つて  
なるのと力というのは本当に弱んでいって、こ  
ういふふうに合わせてることによって力が増し  
ますから、この部分を東京電力には度々指摘して  
おりましたけれども、そう言っているのかどうかは  
分からないために、危ういなという感覚で東電に  
は大丈夫か、技術の伝承をしつかりやっていると  
言つて、いや、やっていますよという言葉は  
返つてきましたね。やっていないという言葉は絶  
対来ませんでした。しかし、だけど、今回の  
事象の中で操作が分からないとか機能があつたの  
に分かつていかなかったと、これは全く問題外の話  
ですね。

○委員長(黒川清君) もうお一人ということなん  
ですけど、もし差し支えなければ、私、ちよつと聞  
かせていただいてよろしいでしょうか。

去年、もう今年、この一か月ちよつとですけれ  
ども、中間貯蔵地その他の問題があつて、もちろ  
ん一番の避難はいろいろあるんだけれども、第一  
原発のすぐ横ですから、すくく最初の撤退も大変  
だったと思つて。政府では、中間貯蔵施設につ  
いて双葉町を候補と考へている一つだと思つて

が、細野大臣あるいは野田総理の方からもどう  
しようかという要請もあつたやには聞きますが、  
それについて町長の御意見をちよつとお聞かせ  
ただければと思つて。

○参考人(井戸川克隆君) これは大変大事な重  
要な問題ですね。

まず一つは、理由付けですね。なぜ、先ほども  
申し上げましたけど、裁判では無主物ということ  
の取扱いをしてしまったものを引き受けるものに  
なるんだらうということですね。その引き受けた  
結果、子孫、やがての子孫がそれについて迷惑が  
起きないだろうか。なぜ三十年だと。三十年と  
もう言い切つちやつていっているんですが、三十  
年の計算式が欲しいと。

それから、最終処分場の明記がなければなら  
ない。持ってきたものは全部持つて出すというこ  
ともまだ言われていません。ある高官によりま  
す、持ってきたもので高度処理して、やがて車一  
台くらいしか持ち出さないとこの言葉も聞いて  
いますけれども、これはとんでもない心外な話  
でありますので、我々が引き受けるための定義付  
け、これが大事であります。

そして、持ち出すところの最終処分場、これ全  
世界でまだ解決されていません。そんなに簡単に  
済む問題ではありません。まずこれも明記し  
てもらわなくちゃならない。東京電力の責任とい  
うのも明記されておられません。これも明記する必  
要がありますね。いろいろまだまだ、そこまで行  
くには行かないというふうには私は考へて  
おります。

いつかごの思いでやつてしまつて、人形峠のよ  
うに地域の住民が国を相手取つて裁判をした事例  
があります。国は一審で敗訴して、その後ずつと  
上告して最高裁まで行つたということは、地域の  
住民に対して人形峠のウラン鉱石を取るために  
願ひをしてやつたはずですけれども、最後は裁判  
で争うような形になつてしまつた。この問題も放  
置できませんので、まだまだいろいろ問題はあり  
ます。こういう問題を解決しないと、何か造れと

いう意見もありますけれども、それは簡単です  
ね、だけど、お金だけでやつてしまつてしまつた  
原子力発電所と同じくやつてしまつてしまつた  
よく慎重に検討しないとダメですね。

○委員長(黒川清君) ありがとうございました。  
この後、ちよつと十分ばかり休憩してというこ  
とですが、やつぱり今その七千人の町に住んでお  
られる方々を、あの最初の三月十一日の夜から、  
夕方からの本当に多くの苦勞をされながら、そ  
の長としてのリーダーシップを発揮されながら、  
ここまで本当に大変だと思つて。

それで、町長さんの先ほどの言葉もありまし  
たけれども、もつともつと全体の大きな枠組みの  
将来像を示してよと、それでないと、一つ一つが  
手先の提言なのでそんなことじゃ困りますとい  
う話をさつきから繰り返してきておられて、本  
当に誠にとつたと思つて。そういう意味では、  
本当にこの町民の人たち、長い歴史はあるわけ  
ですから、これから先も大きなところを見据えた  
上で、今最後にもおつしやいましたけど、ほかの  
困り先が最終的には見えてないことをすく  
く言つてくるのはちよつと困るよねとおつしや  
つて、なかなか大した見識、識見であるな  
私ども感じたところでございます。

井戸川町長としては、佐々木議長とともに本  
当に町民のために御苦勞もまだまだ続きます  
けれども、これからは私たちの提言の一部の参考  
にさせていただきます、これから本場に現場の  
被災者の、さつき蜂須賀委員もおつしやつた  
ように、いろいろ御意見を聞いてみたいと思つ  
ていますし、現場に行つてみたいと思つていま  
す、本当に今日はお時間ありがとうございま  
した。

これからちよつとお休みして、町長さん、議  
長さん、それから町民の方々の意見交換の場  
に行きたいと思つております。ありがとうござ  
いました。

第三回の委員会としては散会ということにさ  
せていただきます。  
午後一時三十分散会



# 双葉町民との タウンミーティング

期日

平成二十四年一月三十日(月曜日)

午後一時四十一分開会

委員長(黒川清君) それでは、タウンミーティングということで始めさせていただきます。開始するということですが、せっかくの機会ですので、双葉町の皆さんと活発な意見交換が行えればなと思っております。

このタウンミーティング、大体今から三時までということで、一時間二十分ほど予定しておりますが、これの司会として野村委員を指名いたします。

野村委員、よろしくお願いします。

司会(野村修也君) ただいま御指名にあずかりました委員の野村でございます。

本日はタウンミーティングを実施させていただきますが、間に立つて司会がないと話がスムーズにいかないかと思っておりますので、私の方で司会を務めさせていただきますというふうに思います。大変不慣れですのでうまくできないかもしれませんが、そのところは御勘弁をいただきながら、いろいろな有益な意見交換ができればなというふうに思っております。

私は元々大学の教員でいつも立つて話をしていきますので、一時間二十分ずつと立っていますけれども、目障りかもしれませんけれども、気にせず、ずっとお付き合いをいただければというふうに思います。

さらに、私どもは、この会場に来る前に騎西高校の方に寄らせていただ



第3回委員会開催後に行われた双葉町民とのタウンミーティングの様子



きまして、皆様方がどういふふうな御苦勞をされているのかということをはんの短い時間でしたけれども拝見させていただきました。大変な御苦勞であるということをお委員全員が胸に秘めて今日はおこにおりますので、そういう意味では御苦勞の様子をまた更にお聞かせいただければというふうに思っております。

先ほど事務局長の方からもお話があったんですが、私どもの方の委員会といひますのは、三・一一というこの事故が一体どうして起こってしまったのか、あるいはそれに至るまでに皆様方はこの原発とどう向き合せてこられたのか、さらにはその後、避難をするに当たってどういふ御苦勞があったのかということをしつかりと聞かせていただきまして、それを報告書の中にまとめたというふうな立場におりますので、できますれば、まずはその点についてしつかりとお話を聞かせていただければなというふうな思っております。こういう場でもちよつとお互い緊張しているところがあるかと思ひますけれども、言葉を選ばずにざつぱらにお話をいただひて結構かと思ひますので、どうぞお気軽にいろいろとお話をいただければというふうな思ひます。どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

それでは、もうお手が挙がつておりますので、では一番最初に一番前の方から御意見を聞かせください。

特にお名前とかそういうのは言ひていただく必要は全然ありません。どうしでも言ひてからお話をしたいという方は堂々と言ひていただひても結構ですが、別にお名前を言ひていただく必要もありませんし、直接お話ししたいという結構でございます。よろしくお願ひいたします。

**傍聴者** 今日には本当に委員会の皆様、ありがとうございます。

私は双葉町で農業をやつておりました。先ほど町長からもいろいろなお話を聞きました。本日に双葉町民、好んでこのような状況でこのような場に立ひておられる方は誰もおりません。改めてはつきり言ひせてもらえば、国と東電の責任、重大だと思ひます。やつぱり、後ほど補償の方も多分おられると思ひうんで、私はなぜこのような状況になつたかというその思ひをお話しさせてい

ただきますと、とにかく私も、あの震災があつた後、すぐ地区の公民館に避難しました。御存じでしょうけれども、家は倒れ、納屋も倒れというようなことでしたから。ただ、そのときにはまだ、普通の気持ちでは、やはり何かあつたら地区公民館とか避難所でした。

それから、次の日の朝ですが、川俣に行けというふうな話は、警察の方でしたか、防護服を着まして、私たちはまさか、すぐに帰れるんではないかというふうな気持ちで、本日にふだんの服装で、仕事した服装で避難したわけですよ。逃げるつて、そんな軽い気持ちで逃げました。でも、これからどうなんだべなという話を思ひながら、家族みんな逃げた、避難したんですけれども。今話を聞きますと、国や東京電力はそのことを、何といひますか、もつと町民、双葉のその被災した方々に話できる方法がなかつたのかということをつくづく残念に思ひます。

やつぱりオフサイトセンターも、私は思ひつたんだけど、何か職員の方はいなくなつてしまつたと。でも、あれは緊急時の拠点になるはずでしたよね。そのようなところに、誰もいない、そんな拠点をなぜ造つたんですかと。私は残念ですよ。大変な税金を使ひてやつて、福島から発生したといひたら、何のための施設だつたのかと思ひます。

そして、そのために情報も入らず、私たちは町長を信じてここまで来て、結果的に、いろいろなことがあつて、私は家族共々よかつたと思ひていますが、しかし、やつぱり情報がないために福島に残つた方もおるわけですよ。そのような方々も本日もつと、これから先どうなんだ、あのとききちつとした情報が入つていれば、あるいはもつと適切なところに避難もし、これからの暮らしもある程度見通しも立つたのではないかなというふうな思ひをしますと、本日にこれからのこともありますから、やはり電気が停電した、それからいろいろ予備電源が使えなかつた、そんなことに対しては、やつぱり危機管理体制といひますか、言ひれますけれども、そういうことに日ごろから取り組んでいただひなかつたのかなと残念です。

もちろん、地震に対してはある程度なつたと言ひますけれども、津波に対しては甘かつたということで、津波が来るか来ないかはともかくも、やはり

あそこで全電源が喪失しなかったらばという、その体制さえできていればこんなふうな状況には、もつと違った状況になったのではないかなというふうに思つて、そのことだけを、まず取組をしつかりとやっていただきたいし、オフサイトセンターも予備電源とかではなくて、これからだったならば今の太陽光もありますからとか、これは防災無線もそうですけれども、そのような新しい技術で情報をやっぱり発信するような取組をしていただきたい。よろしくお願いします。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

今とても大切な御指摘があつたと思うんですが。今ちよつと手が挙がつているんですけども、今のことと関係しているようなことで何か御発言のある方というのはおられますでしょうか。今避難のときに全く情報が入らなかつたということの御発言でしたが。

では、どうぞお願いします。

**傍聴者** 今日は皆さん御苦勞さまです。

私の正直な思いを申し上げます。

先ほど井戸川町長からる話がありました。私は一番驚いたのは、十一日の午後五時に大変な報告があつたということですが、我々町民には一つもそういうことは知らされておりません。ただ、警戒警報のお話が、防災無線でお知らせがありました。それで、その後ずっと何にもなくて、午後の九時に屋内退避という指示がございました。

私は、ちよつと双葉町、原発から四・三キロ離れている目迫というところにおります。そこで、私の家も大分壊れたものですから、昔から言われておるように、大地震のときには庭に床を延べて寝なさいということで、それに従つておりました、早く寝ようと思つて。そうしたら、退避命令で隣の家に行つてお世話になつたと。それで一晩そこで御厄介になつて、朝、午前の七時に退避の命令の電話がありました。これは役場の一職員からであります。その内容、これから川俣に退避してください、ただその一言でありました。

なぜ町長は、前日の午後五時に知つておつたらば、どうしてマイクを握つて我々にその状況を話してただけなかつたのか、大変残念に思つております。

なぜかといいますと、我々はどんな立場でどういうふうにして退避すればいいのか分かりません。ですから、私は体が弱かつたものですから、薬をリュックサックに入れ、家内には金と貯金通帳を持って、それだけでいいということで、自動車は壊れておりましたので、隣の家に一緒に乗つて退避しました。

そんなことで、後でいろいろ調べてみますと、八か町村の中でただ一人、川内の村長さんが自分からマイクで町民に語りかけた、感動的な話をされたと聞いております。テープも残つておるそうです。是非聞きたいものだと思つておりますが。そのように、ある程度そういうお話がありましたらば、これは大変なことが起こつたということで、我々に心の持ちようを町長は話すべきだつたと思います。

そういう意味で、私は四月の中旬に、るる感ずることがありまして、役場に公開質問をお出ししました、十三の項目について。これもまだ返事をいただいております。全く不誠実だと思つております。

それから、申し上げます。我々は、第一避難所は、今日皆さんが、委員の先生方が行きました騎西高校であります。第二避難所は福島県の猪苗代のリステルというホテルであります。そこに四月四日にお世話になることになりました。私はたまたま猪苗代の家内の実家におりましたものですから、そのニュースを知つて毎日通つておりました。そして、四月の十日にお世話になることになりました。

それで、町長さんに来てくださいと何度お願いしても我々は来てもらえませんでしたけれども、六月の八日に我々と話合いができました。それは、相当のお時間をいただきまして真剣に話をいたしました。それ以来、我々は一度も町長の顔を見ておりません。

先ほど町長さんは大分立派なことをお話ししておりました。私もそのとおりだと思つております。しかし、私たち福島県内に住む者は、やはり執行者とお話したい、有事の場合ですから特にそう感じております。

しかし、八百二十人最大おりました。そのときに、なぜか、私も最初から

いろいろやってきて、私が建設したところのホテルがたまたま避難所になったものですから、私が自治会長ということで、今日ここに来られております（個人名）が副会長で、あとは役場のOBの方ですね、事務局長になっていただきます。それから、役場の職員は最初二人しか配置されておりませんでした。それで、人数が足りないのどうぞひとつ下さいということで、何度も何度も電話をしました。その対応は全くなっておられませんでした。

それから、先ほど大切な話で通信網の話がありましたけれども、役場には電話は通じません。何回掛けても通じません。半日掛けてやっと通じます。今もって私は覚えていますよ、電話、七三―六八八〇です。何ぼ掛けても出ません。それから、町長に二、三回、携帯電話も分かつておりますから、電話もしました。二回までは通じてお話をしましたけれども、ある時期からは一切携帯電話には連絡が通じなかつたです。非常に寂しい思いをしました。

いずれにしても、そういうことで、少し話長くなりますけれども、福島県の避難生活をしておりまして、仮設もそろそろでき上がりまして、実は仮設の申込みも、先ほども町長ちよつと触れましたけど、仮設は七月の中旬ごろです。ね、やつと福島県にお願いしたのは。ですから、できるのも一番遅かつたです。その間、動揺が非常にありました。七月十五日でこのホテルは退出しなければいけない、そんなことはいいですよといって私が何度話しても、やつぱり町民の方は心配で心配でならないわけです。ですから、それが七月いっぱいになり、八月いっぱいになり、九月いっぱいということ、非常に翻弄されて、あそこにいる方々は仮設ができる前に借り上げ住宅にみんな走ったわけです。

そんなことで、私たちは九月の三十日をもって、県の通達が十月の三十日をもって福島県内外の避難所を閉じますというお話でございました。それに従って町の要望も、九月三十日、是非ここを出てください。それから、県の方にも御連絡して、ということ、私は役所勤めをしたことありませんので、行政をどのように自治会として仕切つたらいいか分かりませんので、福島県の総務部市町村行政課並びに対策本部の支援センターの（個人名）のところによく行って御相談をして対応してきたつもりです。

そのキーワードは、私は、昔読んだ「自由と規律」という池田先生の本を

基準にして避難生活をやつてまいりました。ホテルとともに、それから役場の職員もよく対応してくれました。しかし、大変なことだったです。なかなか連絡が取れない、いまだかつて。そして、九月三十日、我々八百名は全部一人残らず避難所を出ました。きれいに出来ました。そのとき……

**司会(野村修也君)** いいですか。今、大体分かりましたので。

**傍聴者** ちよつと長いですか。分かりました。

**司会(野村修也君)** もう大体お話を伺いましたので。

**傍聴者** いや、分かりません。これからです。

それで、話が長くなりますから端的にします。  
今日見られた加須のところはまだ避難所になっております。これは特例だそうですね。この辺をひとつ、皆さん方がお持ちの調査権、いただいた四ページ、私、資料を東京から送っていただきました、四ページの中にあります。立法及び行政全般について調査権及びみますということですから、我々は……

**司会(野村修也君)** 分かりました。御趣旨分かりました。

**傍聴者** そういうことで、国民として大切なことは、平等に取り扱っていただきたいということでございます。この辺、調査権、よろしくひとつお願い申し上げます。

以上です。

**司会(野村修也君)** どうもありがとうございました。

今お話を伺って、ちよつと私、大変悲しいなと思ったことがあったんですけども、恐らくこの原発の事故が起こる前は、双葉町の皆さんはみんな仲よく暮らしていたんじゃないかなと思うんですね。そういう中で、やつぱりこの



事故が起こってから、避難の対応が分かれてしまつて、そして、それぞれに違つた対応を強いられたことによつて、お互いのことを違う意見を持つようになつたり、相手のことを少し批判的な形で見えるようになったりというようなことが起こらざるを得なくなつてしまつたというのもこの事故の被害の一つの側面かなというふうに今感じました。

それで、私も、今回、騎西高校だけしか行けませんでしたけれども、今、私たち委員は被災された方々全員のところへ順番に回つて歩いて皆さんの意見を聞くということをしておりますので、一方に偏つた意見を拝聴しているというわけではございません。ほかの地域の方にも皆さん同じようにチャンスをお話を伺う機会というのをちよつと進めていきたいと思つていますので、また御意見伺う機会があるかと思つていますので、その節はよろしくお願ひいたします。

ちよつと最初からお手が挙がつていましたので、後ろの方の方、では、どうぞ。

**傍聴者** どうも済みません。私は、ここに対してはちよつと部外者になるかもしれませんが、双葉町の方、私はここで発言しますけど、よろしいですか。(個人名)と申します。ありがとうございます。

**司会(野村修也君)** ごめんなさい、双葉町の方に限つての御発言ということになっていきますので、今日はお控えいただけますか。

**傍聴者** ごめんなさい、本当、私も今は双葉町になつていますから。前は浪江ですよ、今は双葉ですから。よろしくお願ひします。

じゃ、ちよつと言わせていただきます。

当初、事故の件からちよつと説明いたしますけれども、私は十七日まで双葉郡内、双葉町を巡回していました。その上で、まず気付いたのは、放射線に関して皆さんは知りませんから、恐ろしさも知りません。私も知つたのは停電関係で、電波も通じない、そういった状態でした。

まず、私が一号機が爆発したということで最初に言つたのは、ある新聞社に、

二号機から四号機まで天井を開けなさいと。なぜかという、水素がたまる爆発するおそれがありますと。それで、東電本社の方に記者がいるということだったので、それを伝えてくださいと。で、屋根を破つたら、海水しかない、海水を注入するような方式を取つていただきたいと。その旨をやつたんですが、それは伝わつていたかどうかは確認取つておりません。

三号機爆発したときには、何せ町の中がどれだけ汚染しているか分からなかつたんです。ですから、オフサイトセンターに行つてみたんです。そうしたら、電源喪失で測れないと。そういう現状でした。そのときに、三号機爆発したときに自衛隊の方は外でたばこを吸つていましたね。まだ爆発する前じゃなかつたんですけど、ちよつと私が行つたときに爆発しました。一号機とはちよつと違う爆発だということふうに見ていました。そのときに、自衛隊の方が全然マスクもしていませんでしたので、これじゃまずいと、内部被曝を起こしたら後で取り返しの付かないことになりますと。そういうことで、中に入れ、オフサイトの中に入れと。

そういうことで、中にGM管とかあつたんですが、大熊町の三キロ圏内から逃げてきたという男性がいました。入る前にちよつと待つてくれと。ちよつと外ではもう測れる状態じゃありませんでしたので、中に入ってサーベイメーターで測つたところ、もう超えているんですね。もう測り切れないんです。あのときは三十キロぐらいのレンジでしたので、カウンタ数ですね、cpmというやつ、それがもう超えていましたから駄目ですよと。服を脱がして、ちよつと段ボールにいつぱい、皆さんが着ているような、管理区域に入るようなタイベックという白い服ですね、あれがあつたんです、箱にいつぱい。あと、マスクも。だから、それがあつたんで、それを着替えさせてやりました。自衛隊の方には必ずマスクをして歩いてくれと、そういう状態ですね。私も、線量分からはなかつたから怖いので、弟の方に、ここに(個人名)という弟がいます、どこに今いるんだと、川内だと。やばい、早く逃げろと、その方に風が吹いているぞと私が伝えました。何で分かつたかという、うちの息子は大変なもので、テレビを、バッテリーを外してテレビを見ていたんですね、今あるんですね、アダプターと。一応それを見て、風の方向はどつちだと。

そうしたら、小丸地区から津島地区の方に吹いていたんですね。三号機のと  
きは一瞬海の方に吹いたような感じだったんですけど、それが回っていたよう  
な感じですね、実際は。一号機が一番影響あったのかなと、あと二号機もちよ  
っと増えていたみたいですけど。自分は家にいましたから、ずっと見ていたん  
です。

大柿ダムの、あのダムが決壊しないように水抜きしていたんですね、ダムの。  
その風がすごくて、それが小丸地区の方とそっちの方に回っていました。それ  
が現状です。

双葉町長の一番偉いところはどこかというところ、線量が上がってきたからやば  
いと私がこちらの方に伝えたとときに、埼玉に逃げてくれました。浪江の方は  
逃げません。できれば本当は遠くに逃げてほしかったんですけど、双葉町の町  
長の判断は、私は住民を一番考えている判断だと思っただけです、私もそれを  
願っていたから。

あるY新聞社の方にも言いました。五十キロ圏内にいる方は、バグフィルタ  
ーというフィルターを付けて、体育館とかそういったところにフィルターを通  
して空気のきれいなものを通すようにしろと伝えてくれと言っただけけれど  
も、駄目でした。分かりますよね。だから、双葉町の町長の考え方ってすご  
いんですよ。本当にもう尊敬に値すると思うか、本当に皆さんに見習ってほ  
しい。これだけ勉強して、これだけの冷静な判断ができて、私はもう本当に  
尊敬します。

それと、情報公開。実は、県が配っているのか国が配っているのか分から  
ないんだけど、ストロンチウムというのがあります。皆さん御存じだと  
思うんですが、骨にたまる性質のもの。これ情報公開、大変必要なんですよ。  
正しくやってくれないと住民困るんです。

ストロンチウムの福島県内のやつが、ここに私が持っている資料は、これ町  
村長に配られた資料ですが、最高で百三十とか、請戸のところで三千七十と  
いうのが一つありますかね。ところが、文部科学省が報告しているのは、相  
馬とか、そういった南相馬市にしろ、一万超えているところあるんですよ。こ  
ろが、それが全然記載されていないんです、ここには。それを町村長に渡し

ているということはどういうことだ。皆さん、怒りませんか。私、怒っていま  
すよ。子供の安全を誰が考えているの。私は五十過ぎているからいいよ、あ  
と十年後、二十年後は年金払わなくて済むでしょう。だけど、今の五歳、十  
歳の子供が、十年後、二十年後、病気したらどうするんだ。考えてみい、誰  
が面倒見る。どっちが大事、金と経済と子供の命、どっちが大事だ、考えて  
みる。我々の後を継いでくれる人間がいなかったら誰が継ぐの。それを一番に  
考えているのは双葉の町長でしょう。それを誰が批判できる。みんなのことを  
できるわけじゃないでしょう、あの状態で。

**司会(野村修也君)** 分かりました。お気持ち、大変よく分かったんですけど、  
私どもも同じ考えで、皆様方の御意見をきちっと反映させて、私たち、政府  
の者は一人もおりませんので。

**傍聴者** そうですか。どうも勘違いしました。

**司会(野村修也君)** 私ども、政府の事故調査委員会とは違って、政府の者で  
はないんです。むしろ、国民の代表として皆さん方が選挙で選ばれた国会議  
員の方々から任命されたまさに皆さんの代表ですので、皆さんの声をなるべく  
くきちつと聞いて、意見がいろいろ分かれているところもきちつと聞き分け  
た上で報告書にまとめていきたいと、そういう考えです。

今いただきました意見、大変重要な意見なので、しっかりと受け止めさせ  
ていただきます。

**傍聴者** ありがとうございます。

**司会(野村修也君)** 大変申し訳ないんですけども、たくさんの方になるべ  
く御発言の機会をと思いますので、なるべく一人一人の御発言、短めにお願  
いできればというふうに思います。

では、お願いします。

**傍聴者**（個人名）と申します。

先ほど質問あったと思うんですけど、子供たちのこと。将来的に、今復興とかいろいろなお話がありますが、子供たちの手当てが全然できていないんですよ。国から言われている、直ちに影響はありません。直ちに影響がないのに、親がある程度の線量が出ているのに、三歳以下の子供たちは全然内部被曝検査も何もやっていない。ましてや、親がそれなりの線量が出たときに、それに対して子供の、専門家の先生もいらつしやると思うのであれですけど、子供の放射能への影響というのは大人の三倍から五倍と言われますよね。それに関しての国、県、全然対応していないと。それに対してはすごく遺憾に思います。

ましてや、内部被曝検査で、放射能は出ていくものですよね。いたずらされてから出ていかれて、その検査もしていない。ましてや、子供を持つ親が、これからそういう子供たちに何か影響出てきたときに、どうやってやれば、いい方向性とか、そういうのが全然見えてくるような政策が取られていないということがすごく僕は問題だと思うんですけど、それに関して、もっと報告を上げる前に、中間報告とかそういうので構わないので、是非とも国会の先生方に、制度は変えられると思うんです、法律も変えられると思います。大人が子供を守らないのであれば、誰が子供を守るんですかと。日本の将来も、県も地域も子供を守らなければ復興なんという言葉は全然ないんですよ。そういうことをちょっとこの委員会の方で取りまとめていただいて、是非子供たちの将来を守っていただきたいなと思います。

**司会（野村修也君）** ありがとうございます。

大変重要な御指摘だというふうに思っています。我々の方にも放射能の専門家もおりますので、きちつと受け止めさせていただければと思います。

済みません、長らくお待ちせしました。では、御発言をお願いいたします。

**傍聴者** ほとんど私の言うことを皆さん言って、言うこともないくらいになっているんですけども。

先ほどの崎山先生がお聞きしました、東電は絶対に大丈夫だ、絶対爆発ない、私はそう思っていたんです。ずっと何十年もそのように聞いていました。それで、逃げる時も、まさかそんなことはない、そのように思って逃げたんですけども、着のみのままでした。それで、アリーナ、今の騎西と。本当に、私は一番頼りになるのは双葉町長だと思っています。朝会えば、おはようございます、あの寒いのにいつも表を掃いてきれいにして。話は違うと思いますが、私も、私が今まで言おうと思ったことはみんな言われたのでこんな話しかないんですけども、そのようなことです。

**司会（野村修也君）** ありがとうございます。

先ほど崎山委員の方からも町長にお尋ねしたんですが、本当に皆さん方がどういうふうに原発のことを聞いていて、どう理解していて、どういうふうにして暮らしておられたのかということは、私たちの調査にとつてもとても大事なポイントです。まさに今、住民の代表の方から大丈夫だと信じておられたというお言葉がありました、それはとても重たい御発言だというふうに思います。

ちょっとここで、委員の方、今までお話を皆さんから聞きましたので、何かちょっと御感想なりあるいは住民の方にもし御質問をしていただくようなことがあります、一応これタウンミーティングということですので、私たちの方の疑問点とか、あるいは今出てまいりました御意見に対する少し感想みたいなものをお話しできればと思いますが、どなたか御発言。

では、どうぞ。

**蜂須賀禮子君** 蜂須賀です。

農業をやっていた方にお聞きしたいんですけども、避難するときに、警察の方から避難という声でしたか。そのときに、地震のときに原子力発電所はどうなっているんだろうという疑問は湧きましたでしょうか。

**司会（野村修也君）** 一番最初の御発言の方ですね、では、お願いいたします。



**傍聴者** 十一日の夜は地区公民館でしたが、次の日の朝だと思います。白い防護服を着た警察だったと思うんです、保安院の方ではないと思うんです。とにかく原子力発電所の状況が危険な状況になっていると。ちよつと定かではないけど、そんなふうな内容でしたので、すぐに川俣の方に避難してくださいというふうなことだったと思いますので、まさか私たちは、私も、絶対安全九九・九九、多少の不安はありましたけれども、そんな状況になるはずはないし、なつてもすぐに、これまでもトラブルはないことはなかったんですけれども、ある程度それは国も東京電力も対応してくれたので、そんな、私たちが万が一住めなくなるというふうなことは考えられないので、すぐに戻ってこれるだろうというふうな気持ちで。

そして、私の地域の周りは道路が狭い。県道ですけれども、狭い道路でしたが、もう数珠つなぎで避難して、私らは地元の多少の道路は知っていましたので、裏道、近道を通って、浪江を通って津島、津島から川俣に。普通ならば本当に一時間も掛からないところを四時間も掛かって、国道といったって、本当に擦れ違うのも厳しいような国道でしたから、重要な発電所があるにもかかわらず、そのような整備もされない、本当にいざとなれば役に立たないような道路を何とか来たということでした。

**蜂須賀禮子君** そうしますと、地震のときには発電所がそういうふうな事故になるといふ思いはなかったということですよ。地震が、あのときに、揺れているとき、公民館に避難しているときに、発電所がどうなっているんだろうというふうな思いはなかったということですよ。

**傍聴者** そうですね。私も、地域の家の状況、道路の状況は、もう亀裂が入るとか電柱が倒れたということは目にしましたけれども、発電所が、夢にも思いませんでしたから。これは夢のような話です、本当に。

**蜂須賀禮子君** ありがとうございます。分かりました。

**司会(野村修也君)** 何か今御発言されていたときに多くの方がうなずいておられたんですよ、今の御発言に。皆さんそうなんですよ、だからやっぱうなずいておられるというので。

蜂須賀さん自体はどうだったんですか。御自身も大熊町のお住まいでしたけれども。

**蜂須賀禮子君** 私も大熊町ですけれども、今、農業をやっている方と同じく、思いませんでした、私も。実際の話です。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

では、委員と言いましたけど、また手が挙がりましたので、真ん中の女性の方に御発言いただければと思います。

**傍聴者** 私も、原子力発電所の方から一・二、三キロのところにあるんですけども、今政府の方では耐用年数が四十年とか六十年とかと聞いていますけど、私は四十年で。避難してきた経路とか、もうこの苦しさとかストレスは皆さんと同じです。今原子力発電所に関しての、四十年、六十年と話していきますよね、今国会では。あれは私は四十年にしてほしいんですね。なぜかといいますが、それには原因があるんです。

五、六年前から電線が風でぶれる音みたいなのが毎日聞こえていたんですね。私は東京電力さんに言いました、何でこんなにぶれる音するの。それが夜も昼もでしたから、来ないときは来ないんですけど、冬なんかは特に来るとですよ。どうしてなのでしょうかと私、東京電力さんに電話しました。そうしたら、何か空気が回って、何か大きなファンが回っていて、その音だと言いますよ。でも、その音にしても、大きくなったり小さくなったり物すごいんですよ。私は二階に洗濯物を朝干しに行くんですけども、そのときの音といったら、いやこれは何だろうかとというぐらいの音だったんですね。

ですから、私は、皆さん、六十年にしたいとか四十年にしたいとかいろいろ

るありますけど、是非四十年でお願いしたいなと思っています。

以上です。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

また手が挙がっていますので、では、奥の方の方。

**傍聴者** うちに、たまたま避難する前に防災無線がついていまして、防災無線というのは乾電池とあと電源差し込みで対応できるんですけど、たまたまうちで使っているときには電源を差し込んでいまして、乾電池が入っていないかわけです。それで、地震の影響で停電になりまして、防災無線、全然聞こえなかったんですけど、たまたま避難するときに、隣の家が電池で無線を聞いていて、避難しろという話が出ているからということで逃げたんですけど、今後ほかの地域でも、もしかして無線でやっているときには、電源を元から取るのではなくて乾電池対応でやっている方が何かのときには役に立つんではないかと思ひまして今お話ししているんですが、どうしても停電になったときには、使えないというときには、まずパニクリとか焦りが入って対応ができない場合が出てくると思うんで、電池で対応しているような無線を設置をしている方が何かの災害のときには役に立つんではないかと。

無線は常に入ってきていましたから、電源さえちゃんとしつかりしているものの無線であった場合には対応できたと思うんですね。だから、もし仮にほかでもそういう形で使えるのであれば、電池にも対応という形の方が親切かなと思ひまして、今の話しています。

それと、うち、たまたま逃げるときに何も持たずに、犬だけ飼っていました、犬を連れて逃げたんですね。それで、ほかに、避難所に行くけどペット持込禁止私も川俣の避難所で、車の中でずっと犬飼っていたんですけど、埼玉に逃げるときにはまずバスにも乗れなかった。それと、車を置いていけということだバス用意していたんですけど、そのバスにはペット持込禁止。それで、アーリーナの方もペット持込禁止。どうしようかといったときに、たまたま埼玉県に親戚がいましたから親戚に逃げたんですけど、そこにもペット持込禁止で、すごく苦労しました。

だから、今後、そういう災害用の避難所というところにも、各家庭でペット飼っている方がいらっしやると思うんで、多分もう家族と一緒に思うんですよ。そのときにはペットも持ってきて、どこか避難所の一か所で飼えるようなものを今後考えていただければすごく親切かなと思ひまして、今お話ししています。

以上です。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

どうしても危機管理体制とか避難体制とかといいますと大きなことをいろいろ議論することはできませんが、今のお話というのは、実際に経験された方しか発言できないような、本当に身近に起こったことなんだと思うんですね。そういうものまできめ細やかにきちっとした対応策を講じていくということが、やっぱり皆さん方のこの御経験というものから次につなげていく一つの重要なポイントなのかなというふうに思っています。

それから、先ほど耐用年数のことについての御発言も、とても大事な、すごく大事な政策的な御発言だったわけですが、それと併せて、東京電力に、皆さんじかに何か不安で聞いてもばつとした答えが返ってこないという話がありましたですよ。そういうのというのは、やっぱり原子力発電所の町に住む方々であれば、もつときちつとその発電所の方々に聞けばしっかりとした答えが返ってくるような仕組みというのもつくっておかなきゃいけないのかなというふうになつと感しました。無理なのかもしれないんですが、またそういう辺りも少し考えさせていただければと思っています。

今また手が挙がりましたので、せつかくですから、どうぞお願いいたします。

**傍聴者** 私は東京電力の情報会議のメンバーとして各町村から選ばれて三期務めさせていただきましたけれども、その中で高齢化のことが一番問題になっていました。その都度、そこには保安院の方もおりましたので、とにかく最初は、第一の原発が三十年というようなことでスタートをしたわけなんですけれども、それが四十年過ぎました。そこで、その質問をするたびに保安

院の方は、その部分部分の部品を交換するので大丈夫ですよと。それで、私たちは四十年ぐらい安全、安心の原子力発電所というインプットはされていきました。

あとは、原子力広報委員会の方では、香川県の多度津の方でBWRの地震の体験もさせていただきました。そのときには震度五強の地震の体験でしたけれども、配管部分も見てください、全然ぶれていませんねと。また更にインプットは強くなりました。私はガソリンスタンドを経営していましたので、十二日の朝に、(個人名)がおつしやるように、私は、川俣に逃げるといったときに、恥ずかしながらガソリンが入っていないかったですね。それで、うちのスタンドに行つて入れようと思つたときに、双葉署のお巡りさんが防護服を着てうちのスタンドに綱を張っていました。ですから、東京電力からとかそういう指示はなかったんですが、警察の方が防護服を着て、どうして防護服を着ているのって、それが何で原発が爆発するのって、いまだに信じられないような、四十年のインプットは強いです。

ですから、保安院の方の答えも、絶対大丈夫、絶対安心ということで、私も大手を振って、私は、東京のある会社の、自己紹介といったときに、この電気どこから来ているか分かりますかとかというふうに始まると、ええつ、あなたは東京電力の回し者みたいなことを言われたこともありましたが、そのぐらい自信を持って生産地として四十年は過ごしてきました。そんなことでございます。ありがとうございます。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

先ほどもお話ありましたけれども、皆さん方がこの四十年間ずっと長い間安全だと信じてきたということがまた強く分かりました。

もう一度委員の方、ちよつと戻しましょうか。何か委員の方で御感想がありましたら。

横山委員、どうぞ。

**横山植徳君** 発電所が爆発したことは確かに大変なことだという危機を感じ

られたと思うんですが、放射能そのもの、放射線の汚染、これは目に見えないわけですから、どこにどのくらいあるのかという情報も、線量計を持って毎日過ごしているわけではないですから、非常に情報が得られにくく、どこが安全でどこが安全じゃないのかというのは判断に苦しまれたんじゃないのかと思うんですが、その辺の実態はどんな感じだったかお教えいただけますか。

**司会(野村修也君)** では、前の方どうぞ。

**傍聴者** 私は、今回の事故に際して、避難して十か月以上たつわけですけども、その中でつくづく思いますのは、国の情報公開の在り方ですか、それが全然この原子力に関しては全くもうブラックというか、住民の生命、財産にかかわるような情報、そういった安全情報ですか、そういうのは全然出してこない。仮に出しても後出しで、もう仕方なく出すようなというか、そういうような形で今までずっとやってきたと思います。

例えば、SPEEDIの結果、それとか途中のメルトダウンにしてもそうですし、それとあと、原子力の災害対策の会議の議事録も取っていないなんて、こんなのははつきり言つて言語道断というか、議事録も取っていない会議なんというのとはつきり言つて私は考えられません。そういうことを平気で言つてくるというか、相変わらずそういうことで、国というか、全然もう私たちに何というんですか、事故の矮小化というか、そういうのと、あと情報を秘匿する、隠蔽する。あと、さつき意見出ましたけれども、双葉郡内の汚染ですね、そちらの情報。もう少し、私たち住民に直結する問題ですから、もっと公開してほしいと、出さなくちゃならない。

自分らにとつて都合の悪いことは出さない、そういうことがまかり通るのは民主主義とは言えません。はつきり言つて私は、本当にこの国の在り方というか、本当に不信感でいっぱいです。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

今、まさに情報がないということでしたが、今、横山委員の方からは、放



射線について皆さん方はどういふような理解をされていたのかという、そういうことについての御質問というか、委員の方からの問いかけがあったんですけども、何かそのことについての御発言というのがありますでしょうか。

では、手が挙がりましたので、お願いします。

**傍聴者** その件なんですけれども、我々双葉町は今、騎西高校にお世話になっているわけなんですけれども、全然、先ほど言っていましたとおり、我々は政府とかそういう情報は一切信用していません。

なぜかという、我々双葉町は原発がありまして、そこに雇用されている友達がいっぱいいるんですよ。それで、つい最近も携帯電話で、前よりもかなりやばいですよという電話をいただきました。それで、自分たちは、やっぱりふるさとなんで、一時帰宅で、家は住めないですけれども、家を見たいんですよ。それで、家に行けば何となくほっとするんですよ。

ですから、それに対して、我々としても、情報開示とかそういう問題じゃなくて、実際自分たちはもう情報をいただいているんですよ、本当にやばいとか、最近だと四号機がちよつとまずいんじゃないかとか。それで、もし一時帰宅するんだったら短時間で、それで子供たちは絶対に入れないでくれとか、そういう情報が我々個人的にもらえるんですよ。だから、今更なんですよ。国がその開示をしなかったり、あやふやで、それで何ミリ以上だしたら住めませんよと。だしたら、その人が本当に安全なら住んでくださいというんですよ。一年も二年も住んで、それで安全ならば我々は住みますよ。でも、実際問題帰れないですよ。三十年たったら、我々ここ十か月いますけれども、住めば都なんです。それで、三十年も過ぎて、どうぞ帰ってくださいと言われども、我々はもう恐らく、年齢的に上なんで、いずれないと思います。ですから、やっぱり我々、子供とか子孫を残すとかそういうことで、しっかりと今後、委員会のこの先生方にお願したいのは、開示をちゃんとしてほしいと、本当のことを言っしてほしいというのがお願いなんです。よろしくお願いします。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

横山委員、よろしいですか。崎山委員の方から、じゃ、聞いていただきますよ。

**崎山比早子君** ちよつとお伺いしたいんですけども、学校へ通っていらつしやるお子さんはフィルムバッジとか線量計を付けて学校へは通っていらつしやらない……ああ、そうですか。

では、子供たちというか、乳児やなんかも被曝は全然測っていないんですか。

**司会(野村修也君)** みんなこうやっていますから、代表してしっかり教えてください。

**傍聴者** 先ほども言いましたけど、乳児、三歳未満、私電話して聞きました、県に対応、何でやらないんですかと。動くからできません、ホール・ポディー・カウンターが。あと、立つ方式のしかないのでできませんと。こういう中途半端な回答でした。寝る方のやつを頼んでいただければ、子供は、ちっちゃい子はちっちゃい子なりにお昼寝の時間があるので、是非ともやってほしいというのを言いました。そうしたら、その答えは、検討しますと。お返事いただけますか。お返事はもらえません。

それと、健康検査も何も、今ホール・ポディー・カウンターでさえ終わっていない子供もいっぱいいるし、フィルムバッジも、実際、線量計とか持っている子は今のところいません。

**崎山比早子君** 尿検査もやっていないんですね。

**傍聴者** やっていません。

**崎山比早子君** どうもありがとうございました。

**司会(野村修也君)** 今のはどこに言ったんですか、やってくれるようにというのは。県に言っても全然相手にしてくれないと。お昼寝の時間だったらできるんじゃないかというふうにも言っても、検討しますというふうにも答えたのも県ですか。

**傍聴者** はい、そうですね。町にも呼びかけはしていますけど、そういうのは実際やっていません。

さっきおっしゃいましたけど、崎山先生、尿検査ということで、先日、僕、広島に行って(個人名)にお聞きしてきました。そうしたら、(個人名)は、飯館の子に関しては何人かを持っているんですよ。だけど、県はそういうものに関しては一切やっていません。

**司会(野村修也君)** 分かりました。ありがとうございます。

ほかに委員の中から何か御質問とかはありますでしょうか。  
では、横山さん、どうぞ。

**横山禎徳君** ちよつとSPEEDIの話をされましたけれども、そういうものがあるとかというのはお知りになったのはいつごろなんですか。それは皆さんには関係あったんでしょうか。

**司会(野村修也君)** どなたかSPEEDIについて御発言がありますか。では、代表でどうぞ。

**傍聴者** 新聞及びテレビ、そちらの報道でSPEEDIに関する情報というのは私は知りました。それもかなり後ですね。

要するに、そういうのがあったんですが、そのSPEEDIの情報というのは最初はどこに提供されたかって、米軍が第一。気象庁、要するに、米軍に最初提供したのに、各市町村とかそういう地方自治体というか、一番関係ある私たちのところにはそういう情報は回してこない。米軍に言われたらそ

こを出して、それだけで国はもう全然あとは知らぬ存ぜぬを決め込んだというか、それで結局一番被曝しやすいような場所の角に我々逃げて、そこでもって被曝したというか、そういう状況ですね。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

では、櫻井委員、どうぞ。

**櫻井正史君** 委員の櫻井です。

今のSPEEDIのことに若干関係あるようなことで一点、皆さんにむしろお伺いしたいのは、総合防災訓練というのをやっておられて、最後、大きなものでは平成二十年だったと思うんですが、特に原発の近くに住んでおられる方でこの訓練に参加された方おられますでしょうか。——ありがとうございます。

正直なところで、その訓練の成果というのは、今回の事故との関係でどんなふうにとらえておられますか。手を振っておられるだけじゃ分からないので、よろしければ御発言いただきたいんですが。

**司会(野村修也君)** じゃ、そのチェックの女性の方、大きく手を振っておられたので、御発言してください。

**傍聴者** 防災訓練に関しては、皆さん御理解あると思うんですけども、まず事故がありました、近くの集会所に来てください、町内の体育館に行きました。例えば、避難、私は三キロ圏内なので、近くの体育館であるとか検査所に行ってください、ほかであれば屋内退避をしてくださいという指示が出ます。で、その検査する体育館であったり、どこか一か所のところに行ってサーベイを受けます。それで、けがありませんか、けがありませんかという状態で行います。それで、お疲れさまでしたです。今回の事故には全く役には立っていません。

以上です。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

もう少し聞いた方がいいですね。では、櫻井委員、どうぞ。

**櫻井正史君** 更に付け加えさせていただきます。

今ちよつとSPEEDIの関連があると申し上げましたが、実はいろんな資料を見ますと、SPEEDIは一応、このときも、その翌年も、その翌々年も、これは場所はちよつと違つて総合防災訓練をやっているんですが、一応使っているということが現在公表されているんですが、当時は全くそういうSPEEDIということをお忘れなかつたんですか。先ほどの方でも結構ですが、むしろ御存じの方おられますか。当時の訓練のときにSPEEDIというのが少なくともあるということを知っていたという方、おられたら。

**司会(野村修也君)** それは何か事情があるんですか。

**傍聴者** 実はGE社から来ているSIL、テクニカル・インフォメーション・レターとか、そういった情報を私アメリカからもらつて、辞書片手に訳していたことがあります。そのときに、あれは、私が見つけたのは、だけど七年前です。そういった分析をして、気象条件によつて放射性物質がどこに拡散するのかと。現在であればもう、太平洋沿岸はもうほとんど汚染区域とか、そういうデータということは、もう七年前には知っていました。ただ、その前にもそういった話があつたんですけど、それが正確であるかどうかというのを気象庁の方はできていなかったですね。分かつていました。

**司会(野村修也君)** 分かりました。

今のお話では、原子力に御専門であつたりとか御関心のある方とか、そういう方は専門的に御存じだつたということですね、一般の住民で住んでいる方々は、もうSPEEDIなんていうことを聞いたこともないというのでいいわけですよ。

先ほどこちよつと話りましたが、今回のときもSPEEDIの情報は皆さん方には全く知らされなかつたということですよ。分かりました。

**櫻井正史君** ありがとうございます。

**司会(野村修也君)** では、大島委員、どうぞ。

**大島賢三君** 健康検査、それから必要になれば医療ということになるわけですが、今度の、私はこういつた分野の専門家では全くありません、崎山委員の方が御専門なんですけれども、今のところ、放射線に関する健康検査、それから、場合によつては医療機関に行く、病院に行くといったような場合に何らかの特別の措置が既にとられているのかどうか、あるいは検討されているのかどうか。

先般、先週ですか、平野大臣が来られて佐藤知事に、そういった特別の措置、無料の検査とか無料の医療については、いろいろ福島県以外の全体的な保険医療制度に対する影響が大きいから我慢してほしいといった趣旨のことがあつたということをちよつと報道で見たんですけれども、現在、その辺はどうなっているのか、実態ですね、それから将来に向けての検討状況といったようなものについて、どなたか教えていただければと思います。

**傍聴者** まずもつて、そういう医療機関を教えてくださいませぬ。今、そういう医療機関は福島に一軒あると聞いています。というか、ほとんどが長崎、広島、それで、実際にこんなことを言っちゃうといいのか悪いのか分からないんですけど、国会の大臣の先生たちは、僕たちから見れば自分たちの自己アピールなんです。実際、僕たちの地域の子供たち、ここにいる、被曝したかもしれない方々がいっぱいいますよね、被曝したかと思えますけどね。その中に、その人たちのことを考えたことは何もしていません。

健康検査、本当にそういう専門の先生じゃないと分らないと思えますよ。内科の先生に、今日、足けがしたから縫つてくれというような話になると思ふんですよ。それだつたら、そういう専門の病院とかそういうところをちゃ



んと用意していただきたい。ちゃんと公表していただきたい。そういうことも全然やつていいんです。

実際に僕たちよく話すの中では、僕たちの地域の人間は国のモルモットにされているのかなという認識は、僕は個人的にもあります。

**傍聴者** 実は、先般報告された甲状腺の検査、福島県立大学ですね、こちらの方で検査結果が出ました。五・二、二十・一以上の嚢胞を有する者、二十六人で〇・七％。普通だったらこれ再検査ですよ、崎山先生。前回、これやられている五・一以上のこういうようなやつ、この間、検査出ていると思うんですが、こちらにも。出ていませんか、福島県の。出ていませんか。——ああ、私の方が早いですか、済みません。

これ、A判定、B判定、C判定というのがあって、そのうちA判定の方でA1、A2というのがあるんですよ。二千六百二十二人受けていて、それがA2の方は千百十七人、二九・七％、B判定が二十六人で〇・七％。

だけど、これで話聞いたんですけど、A2とB判定の方々はちょっと再検査した方がいいんじゃないのと言われていて、考えあるんですよ。それを、この間、大臣さん、誰だったか忘れちゃった、誰でしたっけ、大臣、何か検査をしないと行ってた人いましたよね。何か言っていましたよね。今後、追従検査しないって言ったんですよ。実は、福島県ばかりじゃなくて、宮城県でも、今、丸森町とか角田町、あちらの方も問題になっていまして、私もこの間説明に行ってきましたけれど、あちらの方もやらなと言っているんです。こういったもの検証されているのに。そういったのが現状です。

以上です。

**司会(野村修也君)** 分かりました。

では、また手が挙がっていますので。違う話題でも結構ですから、どうぞ。

**傍聴者** 私、双葉町の(個人名)と申します。

二つほど検証委員会に参考にしていただきたいことがございます。

一つは、女川原子力発電所、双葉町の原子力発電所よりも波が高かったと聞いております。なぜこの原子力発電所は被害に遭わなかったのかといいますと、今まで三陸津波、それからチリ地震、牡鹿半島と言いますが、あの辺の部落は全て家を一代のうちに二回流されています。今回流されたので三回目です。その経験から、あるいは高台に造ったから今度の事故が起きなかったというふうに私なりに考えています。

それで、あそこは松の浜のある、五部浦といって五つの部落がありますが、その人たちがそのこの体育館を避難所にしたそうです。そのぐらい安全だという確信があつて造った発電所だと思えます。

福島県は、双葉の第一原発はどうでしょう。高いところに造ると経費がかさむから、低いところに造って海水ポンプを海から直接引けば、それだけでも相当コストも安くできるというそういう考えがあつたと、私は当時、昔そういうことをちょっと聞いて、低いところで双葉町は地震がないからこれは大丈夫だといったのが、たまたまそういう形で造った発電所がこのような事故になったというふうに私なりに思っています。どうか検証委員の皆さん、その辺をひとつ参考にしていただければいいかと思えます。

もう一つは、話変わりますけれども、私はエネルギー庁の方のコアメンバーに入っているいろいろ勉強していました。蜂須賀禮子さんもたしかそのメンバーの一員で、私となんか一緒に九州とか日本海の方の発電所を視察したことございますが、大熊町にある、皆さん御存じのオフサイトセンター、その講習も受けたんです。そのときに、国からいろいろ保安院の方が来られておったんですが、その所長さんに私質問したんですけれども、原発が何か起きたときには、事故が起きたときにはこのオフサイトセンターはどのぐらいの時間で稼働するんですかと聞いたときに、私は東京から来ますので、少なくともこのオフサイトセンターが稼働するまでには、事故が起きたとき稼働するまでには八時間掛かりますと、そう言われました。そして、私何と言ったかと思うと、原発が事故起きてから八時間掛かるオフサイトセンターを稼働しても役に立たないんじゃないですかと。私は今でもそのことが心の中にいつでも残っています。

そういう状況だったもので、これから日本全国で原子力発電所も稼働するかと思うんですけども、その辺もひとつ参考にしていただければ事故防止になるかと思しますので、参考までにお伝えします。

以上です。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

いずれもとても重要な点で、私も震災後女川に行きましたが、女川の津波の被害はやはり相当のもので、もう家はほとんど流されていますし、大きな高いビルはまさに横転した形でした。さらに、船が上に乗っかっている、石巻の方ですけども、そんなような状況の中で女川原発だけはしっかりしていて、そこに皆さんが避難をされていたという、そのことを聞いたときに、どうしてこんなに違いが出たんだろうかということをやっぱり疑問に思いました。多くの日本人の方々も、対策の違いでこんなに結果に違いが出るのかということを感じたんだなというふうに思います。今御指摘のあった点、まさにその点だと思しますので、是非。

それから、先ほどオフサイトセンターの話、ほかの方からも出ていましたですよ。何でこれ役に立たないんだろうという、全く役に立たなかったという御指摘は、悔やまれるとおっしゃっておられたのは、そのことを震災の前に指摘されていたのに改善されなかったということがあったんだなということも伺って、是非そういうことを教訓として次に伝えていかなきゃいけないんだろうなというふうに思いました。

では、ほかに何か、どのような話題でも結構ですが。

では、先にちよつと後ろの方、手が挙がりましたので、順番にいきます。

**傍聴者** これ、是非とも調べていただきたいことなんですけれども、結局、先ほどから話が出ていますけれども、絶対安全という言葉、これって何を根拠にしてきたのかということが、これいまだに分からないわけですよ。

多分、日本国民、もう四十年以上前の話ですから、原発を始めて、全然分からないと思うんですけども、恐らく原発を始めたのが中曽根首相のと

きの、中曽根内閣のときだったと思うんですけども、いろいろな話がありますよね。こういう人が、何かニュースとかで見た話だと、読売新聞の元社長が政治的な絡みで中曽根首相と頑張って、そういう妄信的なものをつくり上げたとかという。

いざこういう事故が起きて、結局保安院の方たちもその妄信にすがっていただけだと思うんですけども、これ、起こってしまったことでもう戻せないのだから今日みたいに委員会を設置されて私たちのお話を聞かれていくわけですけども、是非ともこれ調査して後世に伝えていただきたいのが、なぜそういう妄信が生まれたかということを徹底して調査していただきたいということ、是非とも調べていただいて後世に残していただきたいと思えます。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

今日も委員会の中でも御発言もありました、絶対安全ということは科学では本来あり得ないことが、なぜかそれが社会の中ではみんなが信ずることになってしまったというのは不思議なことだという発言があったと思います。まさにそこがどうしてそうなったのかということは、私たちの方で解明できるだけ頑張って解明したいというふうに思います。

では、どうぞお願いします。

**傍聴者** 双葉の住民でございます。

先ほど、何でも結構ですからということで、一言発言させていただきます。

本来、今日のあれは事故調査委員会ということで、私の話とはかみ合わないというか、私はその次の話なんだと思いますけれども、今日、大方の方は事故のことにも大変関心を持っています。どうだったんだ、こうだったんだ。それは私もそうです。避難道路も、双葉町としても十六年前から県に対して、中通りに高規格道路というのは絶対安全だから駄目だって、これは駄目だったんです。そういう要望は町としても議会としてもしていました。

それで、今日は、大多数の方が、確かに事故はどうなってどうだった、こ

れも関心あります。それよりも一番関心あるのは、皆さん発言はされていませんけれども、今後どうなっていくんだ、我々の生活はと。それで、うちの議会もいろいろなのは町民と、話を聞きました。

それで、双葉町は高齢化が進んでおります。七千の人口で七十歳以上の方が千七百人くらいいるんです。それで、我々は自分の家において畳の上では旅立つていけないのか、そういう方が大勢おります。先が見えません。若い世代も、事業をやっている人間も、盛んに起業だ、次にステップ踏み出せ、補償問題その他が解決しない限り次にステップ踏み出すことできません。

その意味では、今日、会議を持たれた先生方は事故調査委員ですから、復興委員会でありませんのでちよつと私の話はすれませんが、一番皆さんが口に出さないけれども関心を持っているのは、今後どうなるんだ、補償問題、それが一番だと私は思っています。

何かの機会がありましたら、政府の方に、そういうことがありましたら、そういう人間もいたということを強く言っていたきたいと思います。

以上です。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。拍手が出ています。

やつぱり、皆さんのお気持ちは、私もちよつと自分たちの仕事と少しずれていてところがあるのでなかなか受け止めて改善につなげる力があるかどうかは分かりませんが、おっしゃるとおりで、例えば、仕事を求められるにしても、この場所で長期の雇用にといいことになると、将来どうなるんだろうとお考えになると思っていますね。普通に考えてそういうことになると思っうんです。だったら、短期の雇用でつないでいくことになるんだらうか。そのたった一つのことを決めることについても、将来のことが見えなければ決められないというのは、同じ人間として、普通に暮らしている人間から見てもきつとそうなんだろうなということは想像できる場所です。ちよつと私たちの仕事から外れますけれども、お気持ちはしっかりと受け止めさせていただきますかと思えます。

先ほど一回手が挙がりました、どうぞ御発言ください。

**傍聴者** 先ほど、どうして原子力の安全神話というんですか、そういうのが生まれたのかということでもそれを追及してほしいということなんです。これは最初というか導入の段階では必ずしも安全ということを言われていたわけじゃないんですね。そうでない人が結構最初の段階で、導入する前というか、それは結構そういう方はおりました。

ただ、おりましたが、その方たちの意見が通らなかつたというか、要するに私たちが住んでいる双葉町というか、そこは、東京電力というのは、例えを挙げますと一つの企業城下町みたいなところありますよね。そういったところもありまして、そういった者の意見というものは黙殺されるというか、そういうことを言ったら、要するにこれはにらまれるという、そういうところがあるんで、結局誰もそういう声を上げるといいうか、そういうことはしませんでした。

ほかのことにしてもそうだと思います。結局、超巨大企業が大きなお金をばらまいているんな、何というんですか、財界とか学界、その他全部、マスコミも含めてです、全部そういうところを丸め込んだと言つてはちよつと言葉は悪いですが、そういったところが多分あるとは思いますが、これからそういうところを検証していただきたいと思えます。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

では、手が挙がっていますので、どうぞ。

**傍聴者** (個人名) と申します。

先ほどから皆さんからいろいろ出ていますので、リンクするところあります。これから事故調査委員会にお願いしたい点、今全国に原子力が設置してあります。その中で、これまでも皆さんから話がありましたように、オフサイトセンターの機能というものが今現実にきちつとできているのかと。もう早速にこれは対処しないといけない。

ということは、皆さんからも出たように、やはりSPEDIIの情報が遅



いために、浪江地区の砂利を二本松に持っていった汚染された建物を造ってしまったとか、そういったことがやはり今になって結構出ていますよね。情報さえしつかりしていれば、オフサイトセンターの情報がいましていれば、やはり皆さんから言われているように、逃げる方向性、逃げるという言葉は失礼なんです、避難する方向性、そういったものも今になってきてから放射線の線量がどうのこうのと心配になってきています。そういったものが物すごく貴重になってきている。ですので、全国にありますから、是非、事故調査委員会の皆さんもそういった点を早急に対処できるものは対処してほしい。

もう一点お願いしたいんですが、原子力発電所、これは国策としてやってきましたね。全国立地町のサミットもありました、これまでも。私も何回かサミットへ出たんですが、その中で必ず文部科学省が絡んでいました。そうですね。その中で、やはり子供たちに原子力の安全性をしつかりとお話しされてきた。そして、原子力教室等を小学校、中学校の課程の中でやってきた。今、子供たちが裏切られたんですよ、原子力は安全であるという言葉からやはり、そういった子供たち、これからの子供たちに対してそういったことをしてきながら、安全をきっちり指導してきながら、先生方にも教科書の中に取り入れたらどうか、いろんな話がありました、サミットの中でも。でも、その子供たち、裏切った子供たちに対して文科省から何の説明もない。ありますか。私は聞いていないです、全然。やはり、そういったことについても文科省はきちつとした対応を子供たちに責任を持って対処するように、是非事故調査委員会からもお願いしたい。

もう一点だけいいですか。

**司会(野村修也君)** どうぞ。

**傍聴者** もう一点は、この事故はもう起きてしまったんですが、東京電力さん、事業所ですよ。しかしながら、除染の問題、警戒区域の問題、今出ました中間貯蔵、これ、国が明記されております。

ところが、やはり今私たちが一番残念なのは、私かもしれませんが、東京電力、事業所、事故を起こした場所、その事業所が町民に対して復旧復興に対しての話が何にもない。ただ賠償の話だけ夢中になっているだけ。そうですね。

ですから、事故を起こした当の事業所がやはり、我々が帰れるのか帰れないか別にしても、そういったものに対してどういふふうにとらえているのか。要するに、向こうは加害者と。被害者に対してどういふふうな考えをしているか。お金で済ませようとしているのか。やはりきちつと謝罪をするべき。それもなし。新しい社長になってから、何回言っても来ません。やはりそういったことも、事故を起こしておきながら何の対処もしない事業所の対応というのを、私はこれ物すごく憤りを感じるんですよ。

やはり、町民の皆さんに頭を下げるのはいいんですけれども、それ以外に、今現在汚染された瓦れきがどのような状態で今原発の敷地に置いてあるのか、そこから再度風によつて放射性物質が私たちの住んでいる町に流れていないのか、そういった検証をされているのか、そういったことの報告もないです。ですから、その辺についても、もしこれが調査委員会の方で、畑違いだと言われれば別ですけども、そういったこともできるのであればきちつと事業所に対して調査していただいて、それを私たちに教えていただきたい。

そういうふうに思いますので、ちよつと三点ほど、長かつたんですが、よろしくお願いします。

**司会(野村修也君)** ありがとございしました。

ちよつと私の先ほどの応対が不正確だったのかもしれませんが。

私も、例えば中間貯蔵施設をここに造るべきだとかということを提言する委員会ではありませんので、そういうことを皆さん方と御議論することは難しいわけですが、ただ、そのことについて判断する材料を国がちゃんと提供すべきだとか、あるいは今のお話がありましたけれども、東電はどういふふうを考えているのかということとはちゃんと言うべきだとか、あるいは今被災が続いているわけですから、その被災の状況に対して、例えば検査をきちつ

と受けられるようにしていくべきだとか、こういうことは、私たち、提言することのできるそういうテーマかとも思いますので、受け止めさせていただいて、中身のA案、B案どちらがいいですかということとはなかなか私たちのところでは言えないかもしれませんが、対応の仕方として、きちつと今の御発言を受け止めさせていただければというふうに思います。

では、ちよつとまたここで、三時のお約束なんですけれども、もうちよつと時間いただいてもいいですか。ちよつと委員の方の感想も述べさせていただければというふうに思いますので。

では、もう一度委員の方に戻しますが、どなたか御発言とかがありますか。何かありませんか。

委員長は何か一言ありますか。

**委員長(黒川清君)** 特にコメントはありませんけれども、こちらも議論しているところですけども、やっぱり皆さんの話を聞くのは非常にいいことだなと感じているところです。

**傍聴者** (個人名) と申します。

黒川委員長にお尋ねを申し上げます。

御挨拶の冊子の中で、キーワードは国民、将来、世界と、こうありますが、世界について少し砕いてお話をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

**委員長(黒川清君)** 実はこれ、突然、みんな任命を受けるときに国会で一人三分ぐらいずつ何か言えということ、ちよつと私も余りシナリオは分かっているはなかったんですけども、私はそのとき、その冊子に書いてあるように、キーワードは私は国民と未来と世界だというつもりだということ、その三つについて説明したんですけども。

簡単に言うと、憲政史上初というのは一体どういう意味だろうかということ、それだけ世界に非常に影響があることですよ。これから原発を増やそうと

そうなれば事故の起こる確率も多分増えるかもしれないし、そのときに日本という科学技術の先進国が最初からそのデータを公開しながら、こういうことが二度と起こらないようにしようよというメッセージを伝えるべきだということが世界なんです、そういう意味では、国会の事故調の意味は、皆さんが選んだ国会議員が初めて独立した民間人による調査をやるということ自身が、世界は実を言うかと言っていることなんです。どうやってこの信用を、落ちてきた信用を取り戻すということは、こういうことをしない限り世界は信用しないだろうという状況になっているので、私はそういう意味で、国民の国民による国民のための調査会だということを言わせていただいたいということです。

それから二番目には、未来というのは、過去を遡ってみて現在ということからいえば、日本の将来にこれをどうやって生かしていくか、そのためにはどういう対策をするのか、そういうことの政策の骨子にしたいということであり

ます。

それから三番目は、世界は、これからの、さっき言ったような、世界中が関心を持っているわけですから、日本が今の世の中ですべてデータをどんどん透明性を持って世界と共有しながら、世界の英知をその場にどんどん入れ込みながら、より良い、もし原子力をエネルギーで使うのであれば、どういう構造があり、どういう危機管理の方法があり、どのような体制が必要だということ、世界の知恵をここにどんどん呼び込んでもらおうじゃないのという意味で言ったわけでありまして、それを言うのも、何も上から目線ではなくて、やはり実際にその被害に遭った現場の方々の感じとかどういことが、やっぱり失敗とかこういう話はどうやって将来のために生かすかということが一番大事で、これが世界を、今のような状況だと日本が何をしているのかというのをみんな見えていますから、そういう観点から、委員と共有しながら最後の骨子の骨格をまとめていきたいというつもりで申し上げたということであり

ます。

だから、そういう意味で、皆さんいろいろな御意見があるんだけど、こんな実体験をされている方はそれほど多いわけではないので、本当に、何

と申し上げたらいいんだろうか、それぞれの立場の言葉が、一つ一つがやっばり心に、それぞれの委員の心にも刺さるし、一番最初、この委員を拜命して次の週の日曜、月曜と福島原発の周りを委員全員で行って、そういう、隣の蜂須賀さんのうちの周りもずっと通ってきたんですけれども、本当にちょっと前まで人が生活していたところに全く人の気配がしないというのは非常に不思議な感覚をそれぞれ持ったんじゃないかなと思いますけれども、そういうことをしながら、どうやってこれをまとめていくか、それから、どうやってこれを意味のあるものにしていくかということを考えたいということでございます。

本当にありがとうございます。

**傍聴者** どうもありがとうございました。

**司会(野村修也君)** どうもありがとうございます。

では、石橋委員、どうぞ。

**石橋克彦君** 委員の石橋です。

皆様が一番の御関心が、これからどうなるのか、帰れるのか、あるいは子供たちの将来のこと、被曝のこと、そういうことであることはもう十分、ここへ来る前から多分そうだろうなということとはよく分かっております。

ですが、ですから皆さんの御関心から随分離れてしまってますけれども、一応、事故調査委員会の原点ということで、せっかくお集まりいただいたので伺いたいんですけれども、この国会の事故調査委員会は、政府の事故調査・検証委員会とかあるいは東京電力の委員会とかとは違って、一切先入観を持たずに、とにかくあの地震、津波でそもそも何が起こったのかというその真相をきっちり究明していこうと思っておりますので、その一番の出発点のことを伺いたいんですけれども。要するに、三月十一日の十四時四十六分、あの超巨大地震が起こって、まずは激しい揺れが来た、その揺れの記憶がかなり詳しいところまでまだ残っていらっしやる方がおられたら伺いたいんですけれども

も、その地震の揺れの具体的な状況ですね。例えば、最初はそれほど強くはなかったとか、長く続いて、それでその激しい揺れが何回来たとか、トータル時間がどのくらいと感じたか、何分くらいと感じたかとか、その辺りのことをもしまだ御記憶の方がいらっしやったら伺わせていただきたいんですけれども。

**司会(野村修也君)** ありがとうございます。

では、ちよつと後ろの方の方、どうぞ。

**傍聴者** 今、地震のときからのお話を聞かせてほしいということでもあります。

三月の十一日は確かに揺れは大きかったです。

私は、双葉町の前田地区にいるんですけれども、私の裏にちょうど稲荷神社がありまして、この神社の裏に大きな県の天然記念物になっている大杉があるんです。今までの地震ではこんなに揺れた大杉は見たことなかった。今回の地震では非常に大きく揺れた。つまり、高さが二十何メートル、幹回りが十何人ぐらいのあれでもあるんですけれども、その木が、枝が二メートルから三メートルぐらい西東に揺れるんです。これは、今までの経験では私もそんな揺れたことは見たことございません。それが何回か、三回ぐらいありましたですかね。そんな状況で、非常にこれは大きいということ、家内は家の中に犬と一緒にいたわけなんですけれども、この地震では家の中にいるな、出てこいということまで表に出したわけなんですけれども、その間でもう既に立つてはいられなかった。とにかく、膝つくかお座りするか、どっちかですね。とにかくそれだけの大きい大杉が横に、西東にもう三メートルも四メートルも揺れる。

その状況が、本来ならば、今はこれビデオを持っていますけれども、その当時はビデオございませんで、もしこのビデオで撮っていたら、皆さんは恐らく、ああ、こんなに大きな地震だったのかというふうにお分かりになると思います。たまたまこちらに来てからいるんなこういう会議の模様を撮ろうと



思つて買ったわけなんですけれども、今日は写真撮影は禁止と、こう書いてあるものから、わざわざ私撮ろうと思つて持つてきたんですが、撮れない。そのうちメディアから全部撮つてあるやつをもらおうかなと思つて、私の撮つたものもメディアに出していますので、そんなことでもらおうかなと思つているんですけれども。

ただ、やっぱり今回の地震だけはまず大変だった。そういう地震の中で、道路は寸断される、そして車は通れない、常磐線の鉄橋は落ちる、二百八十八号線は無理無理通したけれども、後で警察が来てストップ掛けて、元の旧道を通すようになりました。しかし、下水道が工事をやった後に、たまたまそこがやわいものですから、道路が擁壁が崩壊して通れなくなつたということ、その後で、じゃ、ここに砂利を持つてきて、ちよつとでもいいから通そうかというふうな形で戻しました。それが夜の八時、九時ころまで掛かりました、あの寒い中。

そのまま夜は過ごしたんですけども、翌日は七時半ころ、皆さん、避難命令出たというふうに言つていたようなんですけれども、七時半に避難命令が出まして、防災無線で、そのまま川俣の方に避難してくださいということ、川俣の方に避難しました。それで、危ないという情報がありました。川俣で情報が入つて、私のところに入ったものから、ここでは危ない、だからもつと遠くへということ、二回目はもう福島に逃げました。ここでも駄目。それで今度はしようがないから、じゃ、どこだということになって、今度は会津に逃げました。会津で一晩泊まつて、そこから今度は、これも危ないなという情報が入りまして、高速バスで新潟に行きました。新潟から今度は新幹線、東北線は通っていませんので、新潟から新幹線で東京に逃げました。それで東京で約十何日間過ごして、今の騎西の高校に入ったわけなんですけれども。

まず、皆さんはあれだけの大木がこれほどに揺れたのって恐らく見たことないと思います。私もびっくりしましたので。状況はこんなところですよ。

**石橋克彦君** ありがとうございます。

ほかの方で、激しい揺れを何回感じたとか、トータル何分ぐらいに感じた

というのがあれば。

**傍聴者** 私は家におりましたけれども、自分の部屋にいて、大変揺れるな、それじゃ外へ出よう。外へ出たらば、うちの母ちゃんと一緒に出てきたわけ。そうすると、波の高さつてこのくらいあるんです、一メートルぐらい、これが道路が波打つて来るわけ。立っていられない。それで、はつていると言つたのはえと言つてはわせて。そうしたら、立たないと言ふんです。腰が圧迫骨折で、一か月掛かりました、腰打つて。それで今度はどうしても駄目だというわけで入院すると言つたら、入院はさせられないと、いつばいで。

そして、苦労したけれども、何せあんなふうな波という、このぐらいの高さの波というのは皆さん見たことないだろうと思う。立っていられないから、こうやつてはつていました。それぐらいの地震でした。

**石橋克彦君** そうすると、地面が波打つたということですか。

**傍聴者** 地面がこれぐらい波打つた。立っていられない。

**石橋克彦君** ありがとうございます。

いや、実は何でこんなことを伺っているかという、肝心要の地震計がかなりの数が途中で記録が中断しているという事情がありまして、そういうことで体験談を伺いたいと思つたわけです。

**司会(野村修也君)** じゃ、地震に関してどうぞ。

**傍聴者** 私はそのとき原発で働いていたものですから、制御室の方におりました。第二原発の一号機の三階、場所は。高さとしては海拔二十メートル、十八メートルぐらいかな、そこで……

**石橋克彦君** 中操におられた。

**傍聴者** そうです。そこで激しい揺れというか、周期は短かったです、非常に細かい周期で揺れの時間は連続で結構長かったです。三分から四分、感覚ですからちよつとはつきりとしたことは分かりませんが、強度としては変わらないというか、いつまでたっても終わらないような感じで、小刻みの揺れが、があつと激しい揺れでした。

**司会(野村修也君)** 今のような印象でいいですか。皆さん、何かうなずいている方も多かったんですけども。今みたいな感じだったですか。

じゃ、女性の方、いいですか。

**傍聴者** 私、ちよつと距離離れてしまふんですけども、地震発生当時、南相馬市の六号線上にいました。ちよつと交差点に止まるか止まらないかの時点で地震に気付きました。いつもよりちよつと大きな地震だなと初めは思いました。結構大きいなと次に思ったんです、最初の一回目の地震に。そのぐらゐからかな、道路は完全にもう真つすく見えるところは波打っていました。一旦少し収まってきたんです。で、終わりがかなと思つたときに、前で地震のために止まっていたコンクリートミキサー車というのは走り出して進んでいました。見えなくなつたぐらゐのときにもう一度大きい揺れが来て、その後は、もう車の中でしたので、車ごとランポリンの中にいるような感覚で、もうシートベルトをして必死にハンドルをつかんでいても乗用車の天井に頭をぶつけるんじゃないかというぐらゐの揺れで、目の前にいたのが商用車に乗っていた女性の方なんです、もう完全に天井に頭をぶつけているぐらゐ。

私も揺れていて分からないんですけども、車に乗っている感覚と前に乗っている車の感じから印象に残っているのは、車ごと地面から跳ね上がっているんじゃないかなと思えるぐらゐの揺れを、それこそもう感覚なので何分というのは分からないんですけども、いつまでこれ続くんだらうというぐらゐ長い時間経きました。

**傍聴者** 私は当時自宅にいたんですけども、地震が起きた瞬間に戸を開け

て外に飛び出しましたら、ちよつと双葉高等学校のソフトボールのバックネットのあるすぐそばで、十メートルぐらゐの場所に私も飛び出したんですけども、そのとき、高校生、女子高生が八名ほどおりましたんですけども、最初はきゃあつと言つて四つんばいになつていたんですけども、私は車庫の柱につかまっていたんですけども、それを見たときに、四つんばいになつていゝうちはまだよかつたんですけども、それが一、二分続いたと思います。その後、また大きな津波が来て、そのときはもう女子高生が四つんばいになつていゝられなくなつて、今度は座り込んだ状態です。先ほどおつしやつた方いたんですけども、地面が波を打つような、ぼつこんぼつこんという、その波の、次から次、次から次、それが、私は外で見ていたんですけども、左の方からの波と正面からの波と、それから右の方向から波が三つに分かれてきたような状況を感じました。

それで、私は、地震というのは大体一方方向から波が来るのかなというふううに今まで思つていたんですけども、とんでもない、左、前、右の方から津波のような地震が来たので、私も車庫の柱につかまっていたんですけども、私の車がぼつこんぼつこんぼつこん、車庫から車が、そうですね、半分以上その間飛び出したと思います。その揺れのぼつこんぼつこんというのはやつぱり二、三分続いたかなと、トータル四分ぐらゐに感じた、そういうことです。

**司会(野村修也君)** どうもありがとうございます。詳しくお話いただきまして、大変参考になりました。

**石橋克彦君** どうもありがとうございました。

**司会(野村修也君)** それぞれの方にそれぞれの被災の状況があつて、ちよつと思ひ出すのもつらいようなことをお尋ねしてしまいましたけれども、私たちの調査では是非それを生かさせていただきたいと思ひますので、ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。もう時間が過ぎております。

田中委員、どうぞ。

田中耕一君 済みません、一言だけ。

皆さん、これはもう既に報道されていることも含めて多分気にされていることは、先ほどおっしゃられたお子さんあるいはお孫さんの健康だと思っておりますが、皆さん御自身の何か健康の不安というのを余り声が聞こえなかったもので、これは別に不安をおおるわけではありません。

この委員会自身は、事故の究明だけでなく未来へ向けた提言ということも含んでおります。国あるいは国民あるいは日本ができることはやはり限られていると思いますが、皆さんが不安に思われていることが何か、それと全く外れたことをやってしまうとこれはちゃんとした提言になりませんので。

具体的には、そうですね、これを機会に申し上げるんですが、先ほど絶対安全というものはあり得ないと、科学技術が完全ではないのに、不完全だからということ、ある意味今となっては言えることなんです、不完全だからこそまだいろいろこれから伸びてできることあるはずであり、日本だけではなく世界の方々、特にお医者さんとかが一生懸命研究されていますから、そういったときに、私たちこういうことが不安だということ、実際にそういう何かこれまでの例、広島、長崎だけなのか、ほかにあるかもしれないんですが、そういったところで不安に思われていることに、より良く、声を伺うことによつてより適切な提言ができると思いますので、もう時間がないので今すぐお伺いすることはできないかもしれませんが、私は直接残念ながらお受けすることができないのですが、委員会におっしゃっていただければいいのかなと思います。

司会(野村修也君) 今、町長の方から手が挙がっていますので、町長に皆さんの気持ちを代表して御発言いただくのがいいかと思えます。では、お願いします。

井戸川町長 全く不安だらけでございます。

一つは、これから地域の見直しということが言われております。二十ミリシーベルト以内、以上、五十ミリとかいう、この三つの地域に双葉郡が今分かれるということがありますが、私は非常に無謀なことを政府は強いるなど思っております。二十ミリ以下であれば住めるということを原子力安全委員会が判断したということでありますが、通常、一般生活においての生活のレベルというのは一ミリシーベルトを超えないことが言われておりますので、どうしてこういうことが言えるんだらうかということですね。

双葉郡民を国民と思っていない、まさに思っていない線引きだと思うんですね。なぜ二十ミリなのかということ。一般的に二十ミリあるいは五十ミリというのは作業環境上の問題であつて、生活をしている、普通に二十四時間そこで生活をする人たちに対しての言葉ではないというふうに思つて、どうもこのレベルが非常に無責任だと私は思っていますね。

それから、百ミリシーベルトも何か大丈夫だみたいなことを言う学者もおりますけれども、じゃ、百ミリシーベルトでいいという立証を迫っております。実は、報告を求めています、報告は来ておりません。安全だということの報告を求めています。

それから、県内で百ミリシーベルトを超えた人はいませんと当初言いました。しかし、これも本当に何人を調べて、その結果いなかったのかという実数字を報告していただきたいというふうに求めております。ここは、一日も早く帰りたいという郡民の皆さんの思いはこれは分かるんですけれども、その思いと政府が二十ミリという線引きが、思いだけの問題で片付けられたんでは将来に禍根を残すような結果になってしまうということで、非常に心配をしております。私は一ミリだというふうに言い切っているんですが、これが郡内の首長さんの中にもなかなか理解をしていただけません。もう帰るんだ、何でかんで帰るんだと言ふ首長さん結構いますので、どうも意見が合わなくて困つているところがあります。

基本はやはり、先ほどうちの議員も言いましたけれども、子供たちですね、子供たちの健康は親が守つてあげなければなりません。親が、たとえ安全で



あつても、それ以上に安全を求めた数値の中でよくよく慎重にやるべきだというふうに思っています。どうぞこの辺も、何とかできるものであれば一ミリに戻せないだろうかということをお願いしたいと思います。

**司会(野村修也君)** 本場にありがとうございます。町民の皆さんを代表して町長からお言葉をいただきました。

ただ、お言葉の中にもありましたけれども、町民の方の中にも違った意見の方もいるというのほうも当たり前のことなんだろうなと思います。そういう本場に御苦労しているということもよく分かっていますので、是非皆さん方が、みんなで見えが合つて次のステップに進んでいけるようになっていただきたいなと思います。

では、もう大分時間超過してしまいましたので、大変貴重な意見交換の場ではありませんが、そろそろ閉じさせていただきますというふうに思います。

私個人としては、どんな意見が皆さんから出るんだろうというふうに思つてちよつとはらはらどきどきしながら今日来たんですけれども、皆さん方、本当はもつと言いたいこと、別なことについて言いたいことたくさんあるということを感じてはいたんですが、それを私たちの検証に合わせて御発言をいただきました大変有り難かつたなというふうに思います。それ以外のことでも、もうたくさん言いたいことがある、また、冒頭委員会でも御紹介しましたが、ホームページなどでも意見を集める場所を設けてありますので、どうぞいろんな形で御意見をお寄せいただければというふうに思っています。

それから、今回は双葉町の、特に埼玉に避難されてこられている方とのタウンミーティングという形になってしまいました。この原発事故で被災されている方は物すごくたくさんおられるわけで、いろんなところにおられますので、私どもは平等に皆さんの意見を聞いて意見に反映させていきたいというふうに思っていますので、その点もまた御理解いただければというふうに思います。

それでは、私の方の拙い司会でしたが、これでタウンミーティングは終わり

にさせていただきます。

それでは、委員長の方に戻したいと思います。どうもありがとうございます。(拍手)

**委員長(黒川清君)** それでは、今日は皆さん、私ども、何と言つていいかわかりませんけれども、町長さんとも一時間ぐらい意見を交換させていただきました。また皆様とこの時間、活発な意見交換ができたと思います。本場にありがとうございます。

私ども委員一同、皆さんが本日私たちに寄せてくださった声、お気持ちを真摯に受け止めて調査活動を更に行つていきたいと思つています。私どもも一生懸命やっていますが、本場に課題はたくさんある、山積している、これからどういふふうにしていこうかという話を真摯に考えて、何とか提言をまとめたいと思つております。本場にありがとうございます。(拍手)

#### 午後三時二十八分散会

(個人名については、確認がとれないため、(個人名)と表記しています。)





# 第4回委員会



# 第4回委員会

平成24年2月15日

(衆議院第16委員室)

## 概要

原子力発電所の事故当時、最前線の責任者として対応に当たった、内閣府原子力安全委員会（以下「安全委員会」という）の班目春樹委員長、保安院の寺坂信昭前院長を参考人として招き、当時の状況及び経緯について説明を受けるとともに、被害の軽減対策、今後の原子力安全の在り方等について議論した。

安全委員会が原子力の安全確保に関する基本的な考え方を示すために発行してきた安全審査指針類が、原発を建てられるようにつくられてきたことが示唆された。また、保安院の規制強化が不十分であった背景として、事故は起こらない、起こるとしても非常に小さい確率であるとの意識があったことが指摘された。また、寺坂参考人が、組織の長でありながら事故後まもなく官邸から保安院に戻ったことについて、自身が事務系の人間であり技術的知見に難があると自ら判断したためと釈明した。



班目 春樹 参考人  
(安全委員会委員長)



寺坂 信昭 参考人  
(前保安院長)

## 主要ポイント

### ○安全委員会の安全指針類は全面的な改訂が必要

安全委員会の班目委員長自身が安全指針類そのものに瑕疵（欠陥）があったことを認め、謝罪した。特に、昭和39(1964)年に策定された原子炉立地審査指針という時代にそぐわない指針に基づいて設置が許可されていること、今回の事故では、同指針が規定する「仮想事故」（重大事故を超えるような技術的には起こることは考えられない事故）よりも、はるかに多くの放射能が放出され、既存の発電所における安全性に大きな問題があることが明らかになった。また、原子力発電所を建てられるように基準を作っており、その全面的な改訂が必要であるとの認識も示された。

### ○従来の原子力政策は緊急時の備えが不十分

両組織とも原子力の安全を担う使命を持っているものの、緊急時の備えが不十分であった。その背景には、事故は起きないであろうという前提で推進されてきた原子力政策の根本的な問題がある。両組織に住民あるいは国民の安全を守るという意識が欠如していることも判明した。

### ○規制組織の専門性が欠如

組織としての専門性の欠如、組織の長としての専門性の欠如という問題も浮き彫りになり、独立性が高く科学的根拠に基づいた勧告や提言を出せる組織や制度の重要性があらためてクローズアップされた。また、事故を引き起こした当事国として、わが国に国際的な信頼に足る安全基準をつくる責務があることも浮き彫りになった。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第四号

本委員会の参与は平成二十四年二月九日(木曜日) 両議院の議長により、次のおり任命された。

木村 逸郎君 児玉 龍彦君  
八田 達夫君

平成二十四年二月十五日(水曜日)

於衆議院第十六委員室

午後一時三十分開会

出席者

委員長 黒川 清君

石橋 克彦君

崎山比早子君

田中 耕一君

野村 修也君

横山 禎徳君

大島 賢三君

櫻井 正史君

田中 三彦君

峰須賀禮子君

参考人 (原子力安全委員会委員長)

参考人 (前原子力安全・保安院長)

参考人 (東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局長)

参与 木村 逸郎君

参与 安生 徹君

班目 春樹君

寺坂 信昭君

木村 逸郎君

安生 徹君

本日の会議に付した案件

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程の取扱いの件

原子力安全委員会の組織・役割と原発事故当時から現在までの状況等について

原子力安全・保安院の組織・役割と原発事故当時から現在までの状況等について

○委員長(黒川清君) それでは、時間が参りました。国会による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調と言っておりますが、

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

第四回委員会を開会いたします。お手元にありますように、まず、きょうの項目の二番目ですが、委員会の運営についてお諮りいたします。

まず、委員会の運営に関しては、参与についてでございますけれども、当委員会の参与として、お手元の資料一に記載のとおり、原子力工学が御専門の木村逸郎先生、それから、放射線医学その他分子生物学が御専門の児玉龍彦先生、さらに、経済学、公共政策が御専門の八田達夫先生の三人が任命されましたので、御報告いたします。

次に、委員会運営についての二、運営規程ということでお諮りします。この委員会の運営規程でございますが、改めてお手元に配付いたしました資料一の案を進めたいと思っておりますが、特に委員の方から御異議ありませんか。

〔異議なし〕と云う者あり

○委員長(黒川清君) それでは、異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、きょうの三、四に入りたいと思っております。

まず、原子力安全委員会に関する質疑応答ということですが、本日の参考人との質疑応答を開始しようと思っております。本日は、原子力安全委員会の班目委員長、それから、原子力安全・保安院の寺坂元院長においでいただいております。

お忙しい中、お二人の委員長、院長に、国会事故調査委員会に御協力いただきましてありがとうございます。

今般の東京電力の福島原子力発電所事故当時、最前線の責任者として、大変な責任のある立場で大変に御苦労されたお二人から、当時の状況それから経緯を伺い、原子力災害時の緊急対策について、

あるいは事故の被害の軽減対策について、また、今後の原子力安全のあり方について等について、有意義な議論をさせていただければと思っております。

まず、原子力安全委員会について、班目春樹原原子力安全委員長にお願いたします。

きょうはよろしくお願いたします。班目委員長は参考人として御出席いただき、本日にありがとうございます。

早速ですが、福島第一原子力発電所事故が起きたことについて、これまで原子力安全についての総元締めという立場でおられました班目委員長には、過去の原子力安全委員会の活動についてどのように総括されていらっしゃるのでしょうか。まずお聞かせください。

○参考人(班目春樹君) まず、原子力安全委員会というところは、原子力安全の確保に関する基本的な考え方を示すということが最大の任務となっております。

したがって、そういうものを安全審査指針類としてこれまで発行してきたわけでございますが、今まで発行してきた安全審査指針類にいろいろな意味で瑕疵があったということは、もうこれははっきりと認めざるを得ないところでございます。

例えば、津波に対して十分な記載がなかったとか、あるいは全交流電源喪失ということについては、解説の中に、長時間のそういうものは考えなくともいいとまで書くなど、明らかな誤りがあったことは認めざるを得ないところで、大変、原子力安全委員会を代表しておわび申し上げます。

そういうことで、現在、原子力安全委員会では、このような安全審査指針類にしましては順次改善を進めているところで、原子力安全委員会は一

応この三月末をもって新しい組織に引き継がれるということですので、三月末を目指して、いろいろな中間取りまとめを外部の専門家の方にお願しているところでございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。確かに、今までのことでは、今度の福島第一原発でいろいろなことが明らかになってきたと思っておりますが、先生、特に御専門の立場もありませんし、こういう委員会の委員長とされて、全電源喪失という思いもかけない事故と今おっしゃいましたけれども、このようなことはどの程度に想定されておられたんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 安全委員会としては、大分前に検討した結果、我が国の停電の事情というものから考えて、諸外国と比べてその頻度は非常に低いだろうというデータをもって、全交流電源喪失というものは考えなくていいとしてしまっております。

それから、外部からの電源というのは基本的に安全系ではないというか、安全確保のためにはディーゼル発電機さえ生きていけばいいということとで、ディーゼル発電機の安全性は十分に気をとられていた。しかしながら、ディーゼル発電機だつて水没してしまえば使えない物にならなくなる。まさに、コモンコースといいますが、津波が押し寄せてきたら、複数台用意しておいても一遍にだめになるわけですね。

そういうことについての配慮というのが全くなされていなかったということは、大変な問題だったであろうと考えております。

○委員長(黒川清君) そうすると、やはりそういうことを、先生も御専門の立場ですから、特に低いところにあるディーゼルエンジンなんかもそうですけれども、想定されなかったんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これは、当時から私が

ずっと安全委員をやっているわけではございませんので、あくまでも推測になります。しかしながら、若干気になるのは、我が国と違って、例えばアメリカなんかを見ると、ステーションブラックアウトと言いますが、これについてはしっかりとこういうふうな対応をしないという方針、文書をつくってございます。そういうのを横目に見ながら、何ら対応もしなかったというのは問題であったと思います。

結局、この問題のさらに根っこにあるところは、諸外国でいろいろ検討されたときに、ややもすると、我が国ではそこまでやらなくてもいいよという、言いわけといえますか、やらなくてもいいよというこの説明にはかなり時間をかけてしまつて、幾ら抵抗があつてもやるんだという意思決定がなかなかできにくいシステムになっている。このあたりに問題の根っこがあるのではないかと、うふうに私自身は考えてございます。

○委員長(黒川清君) その何となく難しいというのは、先生の御経験だとどういふところにあるんでしょうか、具体的には。

○参考人(班目春樹君) 私の立場でどこまで申し上げていかよわかりませんが、ある意味ではこれは官僚制度の限界といえますか、例えば、その担当の人間が大体二年ぐらいで日本の場合はかわつていくわけですね。そういうときに、物すごい大きい問題まで取り扱ひ出そうとすると、自分の任期の間に終わらない。そうすると、ややもすると、そういう大きな問題に手を出さないで、それで、いかにそういうことを議論しなくともいいかということの説明ばかりやればい

日本の公務員制度というのは、基本的に加算方式ではなくて減点法だと思いますので、そういう制度をとっている限りは、なかなかそこは深掘りができないんじゃないかというふうに思っております。  
○委員長(黒川清君) それから、安全委員会の委員長の立場、あるいは安全委員会としては、先生

が先ほどおっしゃったように、特に海外で、いろいろな態様によって非常にスペシフィックないうか、どういふことをするということ、割にきちんと記述された指針みたいなのが出てきますよね。そういうことについては、もちろん当事者の役所も知つていたんだと思うんですけども、議論しているうちにそう言ったという話ですが、例えば事業者に対してはどういふふうになんかそれが伝わるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 私は、我が国の場合、もつと事業者の責任というのを強く求めるべきだといふふうには思っております。  
そして、事業者と規制当局との間に、これはIAEAなんかの安全基準にも書いてございまして、まさに、フランスでオプンで、それでいてフォーマルなちゃんとしたコミュニケーションがなされなければいけない。そこがどうもうまくいっていない。

ややもすると、護送船団方式といえますか、一番低い安全基準が何かを電力会社が提案すると、何となくそれを規制当局としてはのんでしまふ。今度は、それが出されると、国が既にここでお恵つきを与えているんだから安全ですよといつて、安全性を向上させる努力というのを事業者の方ではやらなくなつてしまふ。何かそういう悪循環に陥つていたのではないかと。

やはり、本来安全確保の一義的責任は、あくまでも電力会社にあります。したがって、電力会社は、国がどういふ基準を示そうと、その基準をはるかに超える安全性を目指さなければいけないんです。それなのに、それをしないで済む理由として安全委員会がつくつていふような安全審査指針類が使われているとしたら、大変外外だと思ひますし、これからは決してそうであつてはならないといふふうには思つております。

○委員長(黒川清君) 委員長は外外というお言葉でしたけれども、東京電力が今回のことで想定外と言つていふのがどういふか。  
○参考人(班目春樹君) これは非常に難しいところ

で、果たしてあれだけの大津波をどれだけの人間が想定できたかはわかりません。  
しかし、まず一つ申し上げたいのは、第一に、こういう津波自体が想定を超えるものであつたとしても、そこでもう手だてがなくなつてしまつたといふことはあつてはならないわけです。津波は想定を超えたかもしれないけれども、その先の防備というか防護対策が何重にもなされていべきである、これが原子力の安全を守る原則です。それがなされていかなかったということは非常に残念だといふふうには思つております。

それから二番目に、やはりあれだけの津波を想定できたかは別として、ある程度新しい知見といふのが出てきていて、福島県沖においても大きな地震の発生があり得るといふ知見が出ていたわけですね。それなのに、それに対する対応がこれたといふことについても大変残念に思つております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それで、事故後の対応についてということでは、野村委員の方からお願ひいたします。

○野村修也君 委員を務めさせていただいてます野村でございます。  
きょうは、大変貴重な御発言をいろいろいただきましてありがとうございます。  
今、事故後の話について少しお話を伺いたいんですが、その前に一点だけ、今の委員長とのやりとりの中でお伺ひしたいことがあるんです。  
先ほど、やはり役所の人たちの仕事の仕方についての問題点、あるいは事業者の方が本来一義的な責任を負うべきだといふことの御発言、確かにそのとおりだと思つておりますけれども、私がちよつと承知しているところでは、委員長自身も、かつて、発電機を二台設けるべきではないかといふことが例えば訴訟等で問題になつた際に、そのようなことをやれば、そもそも原発の設計などはできないといふようなことを御発言されたり、あるいは国会でもそういう御発言をされたという記録が残つているやに思つておりますが、そういうことは御

記憶はないでしょうか。  
○参考人(班目春樹君) 発電機というのは多分ディーゼル発電機だと思いますが、ディーゼル発電機は複数台用意しなければいけない、これは安全指針類にも書いてあることなので、多分そうではなくて、ある程度、設計において事象を想定します。想定して、そこで一旦切り切る。これは設計をする以上はやむを得ないという発言をしているところでございます。

例えば、堤防を設計するときにはどれだけの洪水まで考えなければいけないか、それを想定しなければ物はずくれません。ですから、物をつくるためには想定は必ず必要なんです。ただし、想定を超えた場合も考えておかなければいけない。そういう意味での割り切りは必要だとは言つていられると思いますけれども、それ以外はちよつと記憶にございません。

○野村修也君 わかりました。想定外のことを考えるということと割り切りをするということとは、どういふふうな御関係になるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これは、ディフェンス・イン・デプス、多重防護と言つておりますけれども、何層にも、何重にも深く守らなければいけない。ですから、物を設計するときには、ある想定のもとに設計する。だけれども、それで満足しないで、今度はそれを超えたときのことについても考えておく。またさらに、そこに防護策を用意しておく。さらにそれを超えた場合にも、これを何重にもやつておく。これが多重防護、ディフェンス・イン・デプスといふことでございます。

○野村修也君 そういう意味では、安全委員会の方は、そういう意味での多重防護というのでしょうか深層防護というのには、十分配慮されていふたといふお考えでよろしいですか。  
○参考人(班目春樹君) いえ、配慮されていふ国際的な水準からいきますと、IAEAなどで



は五重の防護という言い方をさせていただきます。事象の発生防止、進展防止、それから影響緩和、その三層までしか考えてございません。これに対してIAEAなどでは、さらにそこを超えてシビアアクシデントになったときの防護対策、さらには最終的には防災対策といえますか、そういうところまで考えなさいよと言っているところを、我が国の場合は三重のところとめていた、そういう反省がございます。

○野村修也君 ありがとうございます。  
では、先ほど委員長から言いましたような事故後の対応について少し伺いたいですけれども、班目委員長は、御自身、国会で、安全委員会の非常時体制というのはできていなかったという御発言をされていると思うんですけども、これは具体的にどの点を指してそのように御評価されておられるのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 例えば、発災後、直ちに原子力安全委員会は緊急助言組織というのを立ち上げるようになってございます。緊急助言組織を立ち上げるために、一斉携帯メールシステムを使って非常招集をかけたんです。その招集は、実は私自身の携帯にも届かなければいけないんですが、鳴ったのはいいんですけども、届かなかったんです。

結局、こういう場合にこうする、ああするということを決めておきながら、携帯が通じない等々で、決められたとおりにほとんど何もできないという状況でございました。  
したがって、実は電話もなかなか通じなくて、助言組織をなかなか立ち上げられなかったんです。むしろ自主的に歩いて集まってくれた方に助けられたという形なんです。そういう意味では、こういう緊急時に対する想定というのは不十分であったというふうにつくづく感じております。

○野村修也君 ありがとうございます。  
そうはいいながらも、原子力災害対策特別措置法に基づいて、委員長自身は、総理、その当時の

災害対策本部長に対して技術的な助言をされるというお役目を果たされたわけでありまして、今になって思うところ少し助言すべき点があったんじゃないかということも少しお気づきの点がありました。それから教えていただければと思います。  
○参考人(班目春樹君) これは、当時の状況では非常に難しいと思います。  
というのは、技術的な助言を与えるに当たっては、現状がどうなっているかという情報がないとできないんです。私が助言していた場所は、十人入ればもういっぱいになってしまいうような、しかも固定電話が二回線しかなくて、携帯電話も通じない場所、情報がほとんど入ってこないんです。そういう場でできる助言というのはもう限界だったのではないかと自分自身では思っております。

ただ、実際問題として、私、あのころ、一週間以上ほとんど寝ていませんので、記憶がほとんどすつ飛んでしまっています。どういふ助言をしたのかというのも正確には覚えていないという状況です。で、ちょっと、まだその辺は総括できていないという状況でございます。  
○野村修也君 わかりました。  
今おっしゃられたのは、官邸の五階におられたということでしょうか。

○参考人(班目春樹君) いいえ、私はずっと、少なくとも十一日の夜の九時の時点からヘリコプターで飛び立つまでは、私の記憶では、官邸の地下にある危機管理センターの中二階という小さな応接室にいたと記憶してございます。  
○野村修也君 その中二階におられる、あるいは、その後は五階に移られたということでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 現地にヘリコプターが飛んで帰ってきて、一旦四号館に帰っていますけれども、その後は、今度はむしろ五階の方におりました。  
○野村修也君 その中二階にいらしては五階でさまざまなことが決定されたと思うんですけども、御

記憶のある限りで結構なんです。三月十一日から十二日午後にかけてまして、そこで重要な決定として覚えておられることというのはどんなことでしょうか。  
○参考人(班目春樹君) 先ほどもちよつと申しましたように、私は本当に記憶がほとんど、生の形では残っていない。それで、その後、例えば政府事故調の報告書とか東電の報告書とかいろいろなものを読んだり、あるいは安全委員会のほかの人と話したりで大分補いつつあつてきていて、その中で、絶対こうだったという自信はございませんが、最も確からしいことと申しますと、まずは十一日ですけれども、二時四十六分の地震後、五時半ごろに官邸に向かっていると申します。  
それで、どうも会議室の前で待っていてもなかなか会議が始まらないといったところに、多分、保安院の平岡次長が何かちよつと助けてくださるといって一度呼ばれて、総理のところに行つていられるんじゃないかという気がします。そこにもう既に東京電力の方が呼ばれていて、とにかく電源車を運んでほしいという話になっていて、これは電源の問題なんですということに既になつていたと思います。

それからずっと、今度は原子力災害対策本部が立ち上がるまでまた随分待たされて、それが終わった後、一旦、私自身は安全委員会のある四号館の方に戻つてございます。  
九時になつてから、再び、ぜひ来てくれということ、今度は官邸地下の危機管理センターの中二階の方にこもつたわけです。今度はそこで、いわゆる全交流電源喪失どころではなくて、直流電源もなくなつてくるんだという事態を知つて、その前からちよつとそう感じたんではございません。うなること、要するに、圧力を下げて、消防自動車でも何でもいから何か使つて水をかけるしか、これはもう手がないです。東京電力の武黒フェローがそこいらつしやいましたので、武黒フェローと相談しながらそういう助言をしたわけです。

その前に、非常にはつきり覚えているのは、海江田大臣から、当時の経済産業大臣ですが、我々は、東京電力というプライベートカンパニーから、ああしてくれこうしてくれ、自衛隊を使つて何かやつてくれと頼まれても、政府決定できるわけはないので、おまえの口からいろいろ助言を聞きたいんだというふうに言われたことだけは非常に鮮明に覚えております。  
それで、もうこれは、圧力容器の圧を下げるという事は、今度は格納容器の圧が上がつてしましますから、格納容器ベントというのをやらざるを得ない。格納容器ベントをするというのは、もちろん住民の避難が大前提になりますので、というふうなことで、格納容器ベントについての助言を行つた、これは確かだろつと思つています。  
その後、格納容器の圧が上がつていまして、いろいろあつて、とにかくベントを急いでくださいと言つた後、最後はヘリコプターに乗るまで何を言つていたかとなると、正確なところはほとんど覚えていないというのが実情です。

○野村修也君 ありがとうございます。  
今、ベントの話が出てきたんですが、ベントについての技術的な説明を行われたのは委員長御自身という理解でよろしいですか。  
○参考人(班目春樹君) 多分、私の口から、ベントというのはいくつかの通つてしまつていまして、これはあくまでも圧力容器の燃料に水を入れるのが目的ですので、そのためには、しかし、最終的には格納容器の圧を下げるためのベントをしなければいけないということ、一生懸命その辺の解説をしていたらどうと思つています。

○野村修也君 今、水を入れるという話が出てきたんですけども、海水注入が行われる際に、班目委員長御自身は、総理に対して、海水注入をすると再臨界の可能性はゼロとは言えないというふうな御発言された報道ベースでは報じられているわけなんですけれども、この発言自身は真実と

<p>いうふうにとめてよろしいでしょうか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 私自身は、そういう記憶は実は全くございません。</p> <p>ただ、二つ確かなことがございまして、私の方から再臨界の可能性についてまでも言わないだろうと思えます。真水を入れるよりも塩水の方が可能性は低くなりますので、私から言ったとは思いません。それが一点。</p> <p>第二点として、再臨界の可能性があるかと聞かれたら、これはゼロではないと必ず答えます。温度が下がっていくと、再臨界の可能性というのはゼロじゃないんです。</p> <p>ですから、私自身、そういう発言をしたかどうかという記憶は全くないけれども、その二点だけは多分確かだろうということです。</p>	<p>というのには、実は聞いたときに、直ちに影響がないと言うと、我々原子力をやっている人間からは、晩発性のいわゆるがんの影響はあると言っているように聞こえるので、ああいう発言はむしろしないんですね。ですから、多分私のサジェスチョンはしていません。</p> <p>それから、私自身があの水素爆発のシーンをどう思ったかという点、まず第一に、ああ、これは格納容器の圧力が上がって、それで、しかし、あるところからサチっていったというところは漏れていたに違いない、当たり前だよ、ということと水素は当然出ていたね、ということは爆発を考えたければいけなかったんだとほとんど瞬間に思っています。</p> <p>ただ、爆発のシーンをみた途端に、実は、一号機の爆発はオペレーションフロアの上といいますが、上の方だけがすつ飛んでいますので、逆に格納容器はもったんじじゃないか、事実、東京電力が周辺の放射線量が非常に高くなつて大変なことになる、半分の安全心したという、こんなことを言ったら大変よくないことなかもしれませんけれども、そう思ったという記憶もございません。</p>	<p>て、これはもう炉心は溶けているかなと思いつているわけですね。でも、ほかに手段はないなというところで、だんだん危機感だけは高まつていつているという状況です。</p> <p>○野村修也君 炉心が溶けたかなというふうに考えをお答えになったのは、大体いつごろのことになりますでしょうか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 記憶でははっきりしないんですけれども、格納容器の圧力が設計圧力の一・五倍ですとか二倍ですとかという話が入ってきたところに、そうだろうなというふうな思いがちらつと頭をかすめたような気がします。</p> <p>○委員長(黒川清君) ありがとうございます。先ほど、ちよつと最後に、安全委員会の指針にかかわらず、海外で起きていることが起こっていて、いろいろリスクを少なくするようなことをされていくというふうな言われましたよね。何となく雰囲気、まあいいかという話があったんですね。</p>	<p>○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、事故後の対応について、幾つか櫻井委員の方から伺わせていただきます。</p> <p>○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。若干、細かいことをお聞きするようなことになりませんか。</p> <p>今、委員長の方から、当時大変混乱しておられて、記憶がなかなか混乱しておられるということをお伺いして、私もよく理解した上であえて聞かせていただきたんですけど、先ほど、ペントとの関係で住民の避難ということを委員長はおっしゃりましたけれども、住民の避難とかについて、官邸のいわゆる五階なのかあるいは地下の中二階なのか、ちよつと場所が限定しませんが、決められるまでにはどんなことが話し合われたか、どのような方からの意見を言われたかということについて、わかっている限りでお話ししたいと思います。</p>
<p>○参考人(班目春樹君) もちろん、海水でも何でもいいから水をつぎ込むべきである、当然、海水で結構ですから注入してくださいと言いつつ、たと思えます。</p> <p>○野村修也君 ありがとうございます。それから、あと一点最後に伺いたいですけれども、一号機の水素爆発が起きました後に、官房長官は記者会見で、放射性物質が大量に漏れるような事故ではなかった、したがって直ちに影響はないという発言をされておられるんですけども、この御発言について、もし、班目委員長、その当時のことを御記憶がありましたら、その当時どう思っておられたのか、そして、今思えばこの発言は正しかったというふうにお考えでしょうか。</p>	<p>○野村修也君 済みません、あと一点だけ。先ほどちよつとペントに戻つて恐縮なんですけど、ペントの際に放射性物質が放出されるわけなんですけども、その放出量でありますとか被曝量についての評価、助言というのを行ったのも委員長でいらっしやいますでしょうか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) いいえ、ほとんど記憶がないんですが、これは実は時間とともに変わつてきています。</p> <p>一番最初、夜の九時過ぎだったと思いますけれども、それぐらいの時点では、まだ私は炉心は溶けていないと思つていましたので、そのころ実はどうも溶け出したところじゃないかと思つて、ペントにしても放射性物質は大して放出されていらないと思つています。これが、時間がたつにつれ</p>	<p>委員は、それは一義的に事業者がちゃんと責任を持つて常に向上しなくてはいけないことだとおっしゃいましたけれども、それを実際チェックしているのは誰ですか。事業者がやっているかやっていないか、自発的にやっているか。それは投資家ですか、株主ですか。保安院の責任はどうなっているのか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) ですから、やはり日本のそういう規制制度が、国がとにかく基準を定めなさい、これをクリアしていただくと文句を言わないでくださいというふうなことで、今度初めて、いわゆるストレステスト、総合的安全評価という形で、国の基準はここまでだけけれども、それを超えていただければいいというのを見るような制度が入ってくるんだらうと思つています。そういう制度をどんどん入れないと、なかなか事業者は努力を怠つてしまいがちで、このあたりをしっかりと改善するべきだと私は思っています。</p>	<p>○櫻井正史君 くだいようですが、三キロでオーケーと理解されたというのを、もう少し、気持ちの根拠、そのときに頭に浮かんだことは例えばど</p>
<p>○参考人(班目春樹君) ここもほとんど記憶がないんですが、当時の枝野官房長官の発言に対して私が何かサジェスチョンしたことはないと思えます。</p>	<p>○野村修也君 ありがとうございます。先ほどちよつとペントに戻つて恐縮なんですけど、ペントの際に放射性物質が放出されるわけなんですけども、その放出量でありますとか被曝量についての評価、助言というのを行ったのも委員長でいらっしやいますでしょうか。</p> <p>○参考人(班目春樹君) いいえ、ほとんど記憶がないんですが、これは実は時間とともに変わつてきています。</p> <p>一番最初、夜の九時過ぎだったと思いますけれども、それぐらいの時点では、まだ私は炉心は溶けていないと思つていましたので、そのころ実はどうも溶け出したところじゃないかと思つて、ペントにしても放射性物質は大して放出されていらないと思つています。これが、時間がたつにつれ</p>	<p>○委員長(黒川清君) ありがとうございます。先ほど、ちよつと最後に、安全委員会の指針にかかわらず、海外で起きていることが起こっていて、いろいろリスクを少なくするようなことをされていくというふうな言われましたよね。何となく雰囲気、まあいいかという話があったんですね。</p> <p>○参考人(班目春樹君) 私は、どうも、一旦四号館に戻つた八時から九時の間に、福島県が三キロ避難の指示を出したとかという情報を得てから官邸に向かつてみるみたいです。官邸で三キロ避難かどうかと聞かれて、それで結構ですから、ぜひそのようにしてくださいと答えたのではないかとあります。したがって、三キロ避難という決定がどういう形でなされたかということは、私自身は承知しておりません。</p> <p>ただ、原子力安全委員会では、実はEPZの見直して、PAZと言つていますが、プレコーションナリー・アクシオン・ゾーンという、とにかく非常事態になつたら何が何でもぱつと逃げてくたさいというゾーンを決めようという議論を始めたところだったので、三キロと聞いたならば何となくそれが頭に浮かんで、それで結構ですからぜひと言つたような気がします。ただ、もう余り記憶ははっきりしていません。</p>	<p>○櫻井正史君 くだいようですが、三キロでオーケーと理解されたというのを、もう少し、気持ちの根拠、そのときに頭に浮かんだことは例えばど</p>

ういものがあつてですとか、いろいろな三キロという根拠はあるんですけども、委員長は、その辺はどのあたりのところを浮かべられたんですか。

○参考人(班目春樹君) ですから、その時点で、私は、まだ原子炉は、炉心は溶けていないと思っっているんですね。しかしながら、ベントをしてくださいますと、ベントというのは、まさに放射性物質を意図的に外部に出す操作ですから、これは当然、近くにいる方には避難していただかなければいけない。

それで、国際的にどうなっているかというのを、たまたまそういう議論をやっていたのでよく知っていたので、それにのつとつた方針であるなというところで、結構な方向ではないかと思つたのではないかと思います。

○櫻井正史君 ありがとうございます。毎年のように総合避難訓練というのをやられておられますが、そのときはどんな形で避難区域というのの決定されていますか。あれは訓練ですからシミュレーションですけれども。

○参考人(班目春樹君) 本来、そういう訓練のときには、まさに、ERSSという、原子炉の状態がどうなっているかというデータが次々に送られてきて、それをさらにSPEDIという放射性物質の拡散予測モデルに入れて、それで、そういうのを見ながら判断する、そういうシナリオになっています。

しかしながら、例えば、SPEDIの計算一つとつたつて一時間かかるわけで、今回のような事象にはとても間に合うような計画にはなっていないか。やはり、そういう予測計算などに頼つたような避難計画を立てていたこと自体が間違っていた、発電所の方で大変なことになっているという宣言があつたら、直ちにすぐそばの方には避難していただくというルールにしておくべきか。この辺は、現在、原子力安全委員会の方で防災指針の見直しをやっています、その辺の議論を

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

既に詰めているところでございます。

○櫻井正史君 委員長のお考えはよくわかりましたけれども、今委員長の口からSPEDIという言葉がお出になりましたが、SPEDIはどのようなものか、そういうような御発言というの、委員長以外、どなたからありましたでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 当時、官邸に私がいる間に、SPEDIという言葉を聞いた記憶は全くございません。

○櫻井正史君 委員長は今ERSSのことを言われましたけれども、私どもの理解では、SPEDIというのとは本来予測のためのもので、その予測をすることによって、住民の避難の範囲とか避難される方向というものを、一つの要素かもしれないが、そのときの参考資料にするために使われているシステムと私は理解しておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 建前上、そういうことになっては、不可能だと私は思いますが。

○櫻井正史君 どの辺のところか不可能だということに考えておられるんですか。

○参考人(班目春樹君) 今回の、まだなかなか御理解いただけていないんですが、SPEDIが生きていたらもうちょっとうまく避難できたというの、全くの誤解でございます。

というのは、発災時の三月十一日から十四日くらいまではほとんど海に向かって吹いていて、むしろ安心していいような風向きだったんです。それが、十五日になりました、その前にも一回あつたかな、北の方に向かったことが一回ありましたね。それから、十五日になって一旦南に行つて、ぐるっと西の方を回つて北に行つて、また戻つてきて北西方向に行つて、というような風向きなんです。これがたまたま北西方向に向かったときに、そちら方向で雨が降つてしまった。したがって、現在、飯館の方までかなり土壌が汚染されてしまったわけです。

SPEDIをもう一回使つて当時のことを再

現していたら、これを使つてどうやって逃げるとい結果になるかというの、SPEDIの実力というのはこんなものだということを御理解いただきたいと思います。

原子力安全委員会の方で、まさに逆算して、現状に合うように一生懸命入力データを調整してみたら、たまたま現象が説明できるという図だけを先に示してしまつたものだから、あれがあれば逃げる方向を間違えないで済んだというふうに皆さんが思つていらつしやるとしたら、これははっきり間違ひです、ぜひしっかりと説明をさせていたしたいと思います。

○櫻井正史君 委員長の今回についての御説明というのは今何つていたところでありませうけれども、結果的にそういうことであるのかもしれないが、そもそも、建前はと委員長はおっしゃられましたけれども、先ほど私が申し上げたように、SPEDIというのとは本来使つてみるためのものではなかつたんですか。結果的にそれで住民避難にプラスになつたかプラスにならないかという観点ではなくて、何はともあれそういうツールがあるんだから、あらゆるツールを使つて少しでも何かを考えていくというふうな御考えはいかがでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これはもうおっしゃるとおりです。SPEDIというのが、確かにその時点では天気予報にすぎないものではありますけれども、発電所からどういふうな風が吹いているかというのをきちつと、その時点、その時点では示しているもの、これは当然公開はされてしかるべきものであつたというふうには思つております。

○櫻井正史君 今、その時点とおっしゃいましたが、予測機能というのが、もう委員長十分御承知のとおり、現段階だけではなくて、今、風が回つておられたということですが、精度とかいろいろ

な情報の問題はあろうと思つても、使用の方によつては、雨の時期、方向ということもSPEDIで何時間か先まで予測することは可能かわけです。

○参考人(班目春樹君) はい、もちろんできます。○櫻井正史君 ありがとうございます。そうしますと、委員長は、今回のようなケース、簡単に言うと、ERSSの情報が十分でないときにはSPEDIはほとんど機能しないだろう、まとめるとそういう御見解ですか。

○参考人(班目春樹君) そういうふうにご考えております。○櫻井正史君 わかりました。ありがとうございます。データがない場合に単位量で入れるということになっておられますね、マニュアル上は。その辺についてのお考えは、評価というのはどんなふうにご考えておられますか。

○参考人(班目春樹君) 事実、単位量ですと原子力安全技術センターの方では計算していたわけですので、これは当然、逐一公表されるべきものであつたろうというふうには思つております。○櫻井正史君 その図、わかりやすく言うと図には届いておられませんでしたか。

○参考人(班目春樹君) 少なくとも官邸にいたときには、全くそれを見た覚えはございません。○櫻井正史君 ありがとうございます。最後に、委員長が先ほどおっしゃつておられましたけれども、これからSPEDIをどうするかということについて御検討をされているということですが、よろしければその辺を、どんな御検討を今されているかということをもう少し説明していただけたらいいんですが。

○参考人(班目春樹君) まず、避難の区域の設定においては、SPEDIはあくまでも参考情報であつて、もうちょっとプラント状況を踏まえた決定と、さらにはモニタリングといつて踏まえた



放射線量の実測に基づいた決定というのを主とすべきだと思っております。

ただ、では、SPED I が全然使えないかというところ、そんなことはなくて、その発電所のある場所ではどういふふうな風が普通吹くかとか、そういうふうなところについてはあらかじめ計算しておけば、どういふことを気にしなければいけないかというのとはつきりわかるわけですね。ですから、そういうのをあらかじめとらえて、それを防災計画にうまく組み込んでいただきたい。

こういふ意味では、SPED I というのは大変使いやすいツールではないかというふうに思っております。

○櫻井正史君 ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 原子力安全委員会の方では、SPED I については、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしょうけれども、その信頼性が低いために使わないというふうな方向だと今おっしゃいましたよね。

村川委員会の中間報告では、むしろそうではなくて、予測情報が提供されればという条件はあるんだけれども、今おっしゃったようにいろいろなシミュレーションがあると思いますが、より適切な避難経路などを選ぶ指針が、ああいうところはデシジョンが早いというのがすごく大事です。で、ラフなガイドかもしれないけれども、ある程度のそういうことを、電源が切れたとかいろいろあつて、実際に避難された方たちの話を聞いていると、ほとんどがテレビで知ったという話が多いんですね。

そういう意味では、別の対策はあるにしても、やはりSPED I などの使い方にもっと工夫が要るなという話も出ていますので、それはまたどうお考えですか。

○参考人(班目春樹君) この辺も、ぜひしっかりとした検証をしていただきたいというのが安全委員会の基本的な立場でございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、よろしいですか。特に今のところは

不足することがなければ、原子炉の安全基準についてちよつとお伺いしたいんですが、これについては大島委員。

○大島賢三君 委員の大島でございます。

私の方からは、原子力安全、あるいは原子炉の安全といった問題につきましての国際的な側面、国際的な視野、こういった見地から質問をさせていただきます。

原子力の平和利用につきましては、世界的に、一方で競争があり、他方で協力、特に安全性、セキュリティの向上については国際的な協力、基準づくりといったものがIAEAを中心に進んでおるわけです。同時に、先ほどちよつと委員長も触れられましたけれども、アメリカでのB5bのことを恐らくおっしゃったんだらうと思うんですけども、いわゆるよき先例、グッドプラクティスを取り入れていく、そういう側面もあるうかと思ひます。

いずれにしても、そういった国際的に合意されていく、つくられていく基準のようなもの、特に安全の問題につきまして、こういったものに対する日本、特に安全委員会の取り組み、その必要性に対する認識というのをどういふふうにおられるか、ちよつと冒頭お聞きしたいと思ひます。

○参考人(班目春樹君) これからのことですか。

○大島賢三君 今までも含めて。

○参考人(班目春樹君) まず、先ほど冒頭に申し上げましたように、我が国の場合には、国際的にどの安全基準を高めるといふ動きがあるところ、なぜ日本ではそれはしなくてもいいかという言いわけづくりばかりをやっている、真面目に対応していかないかという思いがございます。

B5bなんかに至っては、安全委員会は全く実は知らなかった。今回初めて知って、ああ、これをもっとちゃんと読み込んでおくべきであった。あれがたまたま、九・一一、核セキュリティの方の話としてあつたものですから、安全委員会の

所掌ではなくて原子力委員会の所掌で、安全委員会は全くつんばい置かれたという事です。これからのことなんですけれども、世界に対してこれだけの迷惑をかけた国としては、最高の安全基準を定めるのは当然の責務でして、むしろ、まずは世界的な安全基準に追いつかなければいけないんですけれども、それを追いついてそれ以上のものを定めていく、これはもう国際的な責務だということに思っております。

○大島賢三君 ありがとうございます。少なくとも、今まで、従来においてはそういった国際的な動きに対してやや内向きであつた、そのいろいろな説明も先ほどおっしゃいましたけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけです。

特に安全基準につきましては、IAEAにおいて、基本安全原則というきちつとした国際的なルールができておるわけですね。その作成の過程においては、たまたま日本人の次長の方がリードをされてこつたものができたわけですけれども、こういった安全基準をつくる過程においては、各国の原子力当局の専門家が参加していた中で、日本からはそういう専門家の参加がなかったというふうなこともあつたように聞いております。

と同時に、もつと肝心なことは、その基本安全原則なるものが、欧州連合諸国、EU諸国においては、二〇〇九年でしたか、採択をされている、それから、アメリカにおいても翌二〇一〇年には採択をされている、発展途上地域や旧ソ連諸国は義務的に参加しているといったような状況がある中で、主要な原子力国である我々日本だけが入っていない、いわば蚊帳の外にあるという指摘を専門家の方もなされておるわけです。

こういった実態をいろいろ考えますと、委員長がおっしゃっているような体質というものが、残念ながら非常にあるんじゃないか。これは今おっしゃったように、これからの対応としてはぜひ変えていく必要があるんじゃないか。恐らく、多く

の専門家の方はそういうふうにご感じられると思ひますが、私個人としてもそういうふうにご感じられるわけでございます。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃるとおりでございます。そのための最大限の努力をしなければいけないというふうにご思ひしております。

やはり、我が国の例えば安全審査指針なんかを一つとつてみても、変えるのに余りにも時間がかなり過ぎていふところがございます。幾つかありましたけれども、まず、例えば、そもそもシビアアクシデントを考えていなかったというのは大変な間違いだつたというふうにご思ひしております。そこについては急遽変わつてきていふと思ひます。

それ以外も、実はいろいろな事象の想定の中に、ちよつと専門用語になつて申しわけないんですけども、決定論的な考え方だけではなくて、確率論的な考え方とか、いろいろなものをちよつと組み合わせて適切に考えないよというふうにご国際的な安全基準はなつていますが、その辺についてもまだ全く追いついていない。ある意味では、三十年前の技術が何かで安全審査が行われているという実情があります。

こういうあたりは、早急に直していかなければいけないというふうにご思ひしております。

○大島賢三君 最後ですけれども、今、政府の中で日本の安全規制改革が進められておるわけですが、安全委員長として、今おっしゃったような認識を新しい組織に反映していく上で、どういふ助言あるいは指導をされておられるのか、あるいはこれからされようとしておられるのか、その辺についてのお考えもちよつとお聞きたいと思ひます。

○参考人(班目春樹君) まず第一に、新しい組織については、原子力安全委員会自体もまさに検証の組上りのついでにございますので、積極的な発言をするべきではないというふうにご思ひま

あえてきょうは、むしろ自由に発言をしていいという場を与えていただいたというふうな考えでいますので、個人的な意見を述べさせていただきますと、この問題というのは、最後は人だなというところをつくづくと思知らされたということですね。

つまり、例えば、実はきょう午前中も衆議院の予算委員会に呼ばれていましたけれども、その場で、三条委員会がいいのか規制庁という組織がいいのかというような議論もありましたけれども、それ以上にやはり人なんです。安全性を高めるためには、最大限の努力、どんなに事業者が抵抗しようと思しよと最大限の努力をするんだという思いがいかに強いのか、それだけで決まってしまう。そうでないと、また、何か一生懸命言わなければならない、現状のままでも何とかなるからということとどまりかねない。

これはもう、組織の形態がどうかということよりは、そこを引っ張る人の意欲と知識で決まるのではないかと。いうふうな私自身思っているところでございます。

○大島賢三君 ありがとうございます。

○野村修也君 今までの組織を引っ張ってこれたのは委員長御自身ですかね。

○参考人(班目春樹君) はい、さようでございます。

○野村修也君 ということは、何か先ほどから、官僚の動きが悪いとか事業者が悪いとおっしゃっておられるんですけれども、人として最もおかしい動き方をされていたのは委員長御自身なんじゃないんですか。

○参考人(班目春樹君) それは、ある程度のことろは認めざるを得ませんが、私も、実は原子力安全委員会にきたのは二年弱前、平成二十二年の四月の二十一日だったか何かです。

それから十一月弱で発災になっていくわけですが、それに至るまでの間にいろいろと中で議論をして、例えば、シビアアクシデントの規制要件

化は絶対に行わろう、安全指針類についてもいろいろ見直そうということをやろうとしていた。今言ってもいいわけになってしまうので余り言いたくないんですが、やろうとはしていたということだけは、ちょっと、あえて言わせていただきたいと思ひます。

○委員長(黒川清君) 先生のところのスタッフについて、先生ほどのぐらい満足して、何が必要だと思われませんか。何人ぐらいいるんですか、委員だけじゃなくて、スタッフとか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会という組織は、百人と言っていますけれども、実際には、七十名ぐらいがいわゆる常勤のスタッフです。それ以外に三十名ぐらい、非常勤の技術参事という方を抱えています。技術参事の方というのは、例えば昔の原研のOBだったり、そういう専門家の方ですが、残念ながら非常勤です。

それ以外に、指針をつくるために、例えば石橋先生なんかも御協力いただいたりなんかしていますけれども、外部の専門家というのを合計三百人ぐらい抱えている。ただし、この方たちはあくまでも、本来、大学の先生であったり病院の先生であったり、そういうような方が、そういうときだけお手伝いいただく。

こういう非常時にも、緊急助言組織を立ち上げるわけですから、そういうところを集まってくるわけでも、本職は別に持っている方が集まってくるわけでも、そういう体制になっているというところでございます。

○委員長(黒川清君) いや、だから、ふだんからの常勤の人たちの質はどうだと思っていますかというところで。

○参考人(班目春樹君) 少なくとも、私が着任しているいろいろとそういう人たちと話し合った結果、随分意識改革はしていただいて、私の手足となつて働いてくださるようになりかけたかなというところで事故が起こったというのが実情でございます。

○委員長(黒川清君) それでないと、幾ら変えて

も、その人たちが移るだけでは意味がないですからね。

○参考人(班目春樹君) そこを何とか、制度をうまくつくり込んでいただきたいと思ひます。

○委員長(黒川清君) 恐れ入ります。ありがとうございます。

それでは、今度、石橋先生。

○石橋克彦君 委員の石橋です。

今の話と関連することですけども、ちょっと次元が上がるかもしれませんが、冒頭、委員長が指針類を今見直している最中だとおっしゃった、そのことに関して具体的に伺いたいと思ひます。

原子力安全委員会では、現在、安全設計審査指針と耐震設計審査指針、これの見直しをなさっているんだと思ひますけれども、この二つの指針について、その改定に向けての現在の進捗状況と、それから今後の見通しというのを、簡単に、簡潔に御説明いただきたい。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会自体が三月末でなくりますので、三月末までに中間取りまとめを行っていたらいいと思ひます。

それで、安全設計審査指針の方に関しましては、残念ながら全面的な改定というわけにはいきませんが、今交流電源喪失対策と、それから最終ヒートシンク対策あたりについて、これはむしろ深層防護でいくと第三層よりも第四層まで踏み込んだような話になるんですが、それまで含んだ形の取りまとめを行って、後は新組織に引き継ぎようというふうな思っております。

それから、耐震設計審査指針の方でございますけれども、こちらについては、確かに津波に関する記述が非常に少なかったもので、津波に関する記述をつけ加えた上で、さらにそれに対する手引などもつくって、これも、安全委員会自身がなくなつてしまふので、指針として策定するというところではなくて、あくまでも中間取りまとめという形で規制行政府に送ろうと考えています。

まうと、実はパブリックコメントを受け付けなければいけないところで、日程的に間に合わないということから、中間取りまとめを受け継げば、これは新組織の方でしかるべき引き継ぎをしていただけるものだというふうな考えているということでございます。

○石橋克彦君 ということは、まだしばらくの間、この二つの指針に関しても、現行の不備を抱えたままのものがまだ使われるということですかね。

○参考人(班目春樹君) 現実問題として、昨年、発災後、原子力安全・保安院の方で緊急安全対策を打つてということを出してございます。このための例えば省令の改正等も行つていらつしやるはずですが、したがって、実態としては、そちらに基づいた形で行われているというふうな認識でございます。

ただ、耐震の話については、例えば安全委員会なんかも、今回の地殻変動が相当起こつていまして、応力分布なんかも大分変わつていまして、そういうのを含めていろいろと再調査等をしてくださいというお願いを保安院の方に出しているところ、そういうものの答えを待っているという状態でございます。

○石橋克彦君 ただ、三月三十日の保安院の緊急安全対策の指示、でも、こういうのはやはり応急的なもので、要するに、プラントの基礎体力をきちり安全を担保する、そういう観点ではまだ今移行途中だということですかね。

○参考人(班目春樹君) もちろん、そういう意味ではそのとおりでございます。

○石橋克彦君 次に、安全審査指針の根底にある原子力立地審査指針のことをちょっと伺いたいです。

これは、原則として、大きな事故の誘因となるような事象が過去はもろろん将来もない、そういう場所に原則立地しなければいけないということをやつていますし、それから、重大事故の発生を仮定しても、あるいは仮想事故の発生を仮想し

でも、ちよつと表現が違いますけれども、両方とも、要するに、周辺の公衆に著しい放射線障害あるいは放射線災害を与えないことということを目標にしていますよね。

この指針に関して、福島原発事故を目的の当たりになさって、どういうふうに今評価なさっていますか。

○参考人(班目春樹君) 正直申し上げて、全面的な見直しが必要だと思っております。

私の聞いている限りでは、原子力基本法がそもそも改正になるというふうには聞いています。これまでの考え方というのは、どちらかというと人の被害とということだったんですが、今度、基本法が改正されて、人と環境の被害を防ぐということになるというふうになっております。

今までの例えば立地指針に書いてあることだと、板根事故とかいいながらも、実は非常に甘々の評価をして、余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。ですから、今度、原子力基本法が改正になれば、その考え方の一つとして全面的な見直しが必要になるべきものだというのが、これは私の個人的な考え方でございます。

○石橋克彦君 先生個人としては、できるだけ早くにそういう根本的な改定をすべきだとお考えなわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ですけども、現在は宙ぶらりんな状態なわけで、三・一一以降、要するに指針類全体の不備が誰の目にも明らかになって以降、稼働している、あるいは一時的にとまっているけれども再稼働しようとしている、そういう既設の原発は、その安全性に関しては、適正な安全審査指針類で保証された安全性というものがありません。動いている格好になっているわけです。国民の中には、これはもう、まるで適正な車検を受けていない大型タンプカーが市街地を突っ走っているようなものじゃないか、怖くてしょうがないなと

いう声もあるわけですけども、このあたりはいかがお考えですか、この現状に関して。

○参考人(班目春樹君) まさにおっしゃるとおりで、現在のところできてきているのは、例えば原子力安全・保安院の方から出された緊急安全対策に対しての手当てがなされているとか、あるいは指針類の見直しも、大変残念ながら、全交流電源喪失とか津波だとかに対する配慮が足りなかったところ、そういうところを直すという暫定措置にとどまっていますのは事実です。

したがって、石橋先生がおっしゃるようには、これは全面的な見直しを早急に進めて、残念ながら、原子力安全委員会は今月あつと一月ちよつとでなくならないので、新規制の方で、しっかりとしたものにとつて、今度はバックフィットも法律化をされるというふうになっていきますので、審査をもう一度直直されてしかるべきだというふうになっております。

○石橋克彦君 はい、わかりました。ですが、一方で、班目委員長は七月六日に、経産大臣に宛てた文書ですけども、実質的には原子力安全・保安院に、例の既設の原発の安全性に関する総合的評価というものの実施を求められた。これが、現在行われているストレステストの出発点になっているわけです。

このストレステストと、今おっしゃった安全審査指針類が今のところ不備であつてということとは、どういう関係にあるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) それぞれ両方とも必要だと思つていて、要するに、国が最低限の基準があつたことも確かだから、それはきちんと直さなければいけない。

それと同時に、いろいろな緊急安全対策を打つた結果として、実力がどうなっているかというのを事業者みずからがしっかりと調べる、これも当然やらなければいけないので、まさに車の両輪だろうというふうな考えられているわけです。

○石橋克彦君 ただ、先ほどもちよつとおっしゃ

いましたし、今もおっしゃいましたけれども、国は安全基準について最低のレベルを決めて、プラントの安全性を本当に保証するのは事業者だ、事業者が努力すべきだということをおっしゃいましたけれども、一方で、世界の水準は、規制の基準は非常に高くなっている。それに対して、日本は非常に低くなっている。それを十分に高めて、追いついて追い越さなければいけないとおっしゃっているんですけれども、ちよつとその両方、矛盾するような気がするんです。

○参考人(班目春樹君) これは両方を進めなければいけないんです。つまり、ちよつと日本と違って、アメリカなんかの状況を言いますと、アメリカなんかでは、事業者が自主的にどんどん安全性を高める努力をすると、その結果、全体的に国が縛る範囲というのを高めてもよくなる。そうすると、さらに努力をする。

要するに、グッドプラクティスがあれば、グッドプラクティスを褒めたたえたと同時に、なぜほかのプラントではそれはできないのかということとを問ひかける形で、どんどんその全体を高めていく。ですから、国の基準を高めていく、それに先行して事業者自身のみずからプラントの安全性を高めていく、これを常にやり続けなければいけない。

継続的改善というのはそういう形で進むべきもので、いきなりとんでもない基準をほんとして示せばいいというものではないというふうには我々は考えてございます。

○石橋克彦君 我々と今おっしゃいましたけれども、それは班目委員長個人のお考えではなくて、今の原子力安全委員会としての方向性、考え方はどうですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会は五人の合議制ですので、五人の合意をとつたということではございませんけれども、原子力安全委員会の中では、結局は継続的改善への道を開くことが一番大切なことだということでは、大抵意見が

一致しているというふうには思っております。

○石橋克彦君 ですが、アメリカでは、例えばアメリカのNRCは去年の七月に、福島原発事故を踏まえた二十一世紀のリアクターセーフティに關して、非常に高まるためのレコメンデーションを出していますよね。ですから、そういうのに比べると、やはり日本の国の基準、指針は非常に低くて、それはそれで一方で高めていって、両方で競争していくべきだということですね。

○参考人(班目春樹君) そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ちよつとストレステストに戻りますと、ストレステストを始めたヨーロッパでは、これは、施設の弱点を見つけて、クリフエッジとか何かそういう弱点を見つけて、それを改善していくための手法が主眼になっていると思うんです。

そういうことは、それはそれで日本でもやつたらしいことだとは思いますが、一応現状では、国の安全審査指針類が非常にレベルが低い段階で、このストレステストに合格したらそれは再稼働していいということになるんですか。その辺の關係はどうなんですか。

○参考人(班目春樹君) ですから、ストレステストというのは、安全審査基準のつとつて行われるものではなくて、もつと上を目指してやるものなので、それを見せたい。安全審査指針のつとつていっているから文句ありませんねというふうには事業者が言ってきたら、文句ありませんと答えようと思つております。

○石橋克彦君 ただ、ちよつと細かいことになりましてけれども、このストレステストは、かなり応急的なものか、要するに基礎体力を高めるという話ではなくて、例えば、具体的に大飯三号、四号でいえば基準地震動七百ガルの何倍まで大丈夫だという話で、これのテストの方法も、今結論として報道なんかされているのは、七百ガルの一・八倍の千二百六十ガルまでは大丈夫ですということになっていましてけれども、地震動が大きくなれ



ば当然それは地震が大きいわけで、ソースが大きいわけですが、

したがって、振動の継続時間とか、それからスベクトルとか周波数成分、そういうものが変わってくるわけで、指針類に基づいて安全審査あるいはバックチェックをするときには、その辺もきちつと見て、要するにプラントの基礎体力というのが高まっていくわけですね。

だけれども、現在、日本で行われているストレステストは、単に倍率を掛けるだけで、だから基礎体力を高めるものではないと思うんですけども、その辺、いかがお考えですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会が経済産業大臣宛てに出した文書では、まさに、みずからのプラントの弱点、脆弱性をちゃんと把握して、頑健性を高めるようなそういう評価をやつてくださうということになっております。それに對して、一次評価と二次評価という形でやりますというふうな形で、とりあえずそれでやりますということなので、それでやるということ自体は承してございます。

ただ、最終的な目標は、まさに全体としての頑健性を高めることなので、どうも、原子力安全委員会が存続する間に二次評価の結果を持つてきてくださるような気はだんだんなくなつてしまつていまして、最終的には石橋先生がおっしゃるようなことをやつていただきたいと原子力安全委員会としては願つております。

○石橋克彦君 最後に伺いますけれども、おとといですか、保安院から大飯三号、四号に関しては原子力安全委員会に報告が出たそうです。報道によると、班目委員長は、原子力安全委員会が存続している間に結論、検討結果を安全委員会として出したとおっしゃつたみたいですが、それは今でもそういうお考えですか。

○参考人(班目春樹君) やはり、できたら出したと思つてはいますけれども、これは、原子力安全・保安院の方の回答次第では、そうでない場合もある

り得るといふふうに回答していると思つています。○石橋克彦君 わかりました。どうもありがとうございます。

○野村修也君 済みません、何度も御質問して恐縮なんですけれども、今、ストレステストとその安全指針類との関係について、これは次元の違うものだということはよく理解できたんですけれども、もともと、その安全審査指針類の中に仮想事故という概念がございますね。

これは、起こらない事故ということ、起こつた場合にどのぐらいの放射線量が出るのか等々を考へながら、その周辺の避難住民の健康被害との関係で検討をしていくという考へ方だと思つてんですが、今回、実際の福島事故では、仮想事故で想定していた放射線量の何倍の放射線が出たのでしようか。

○参考人(班目春樹君) 多分、百倍近く出ているのではないと思つてはいますけれども、ちよつと済みませんが、もつと出てくるかもしれないですね。

○野村修也君 千倍出ているかもしれないですね。済みません、計算がちよつとできないので、ごめんなさい。

○野村修也君 私が間違つていなければ、千倍ぐらい。○参考人(班目春樹君) では、千倍だと思つてはいます。

○委員長(黒川清君) 一万倍ぐらい。○野村修也君 ごめんなさい、一万倍でした。○参考人(班目春樹君) もうとにかくすごいです。全然考へたこともございませんでした。

○野村修也君 桁が違ったので一万倍ですけれども、起こり得ない事故として計算していた放射線量の一万倍も出てしまつてはいるわけなんですけれども、それはもとの基準がとんでもなく計算間違いということではないのでしょうか。そのことについての責任というのはないのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) とんでもない計算間違いというか、むしろ逆に、敷地周辺には被害を及ぼ

さないという結果になるように考へられたのが仮想事故だと思つざるを得ない。

申しわけございません。これを定めたとき、私自身、安全委員であつたわけではないので想像ですけれども、このあたりはもう根本的に反省して再出発するしかないと思つてはいます。

○野村修也君 今おっしゃつたことというのは、結局、一万倍出るといふ計算から始めてしまつと、日本のこの国土の中では住むところがなくなつてしまつていふような、恐らくそういう計算になつてしまつてはいますね、距離からいけば。

ということ、逆に言うと、このぐらいまで人が住んでもいいといふふうな逆算すればこれしか出ないという計算をしたんじゃないかと御推察だといふ理解でよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。○委員長(黒川清君) それは、多分そういうことなんでしようね。立地の指針ということが、仮定がどこかでずれてきてしまつた、もとは多分アメリカと同じレベルでやつたんだと思つてはいますけれども、幾つかの仮定の設定をしつかり見直さないと、いけないうんじやないかと思つてはいますけれども、それはやるんですか。

○参考人(班目春樹君) 大体、立地指針なるものが必要なのかどうか、ちよつとよくわからない。といふのは、立地指針は非常に重要な構造をしていまして、基本的なことを考へた後、今度は、いろいろな詳細設計が済まない最終的な解が出てこないといふ非常に重要な構造の指針になつてはいますので、もうちよつと抜本的な見直しが必要かと

は思つてはいます。○委員長(黒川清君) それは専門家として何かありますから、石橋さんか田中先生か。いいですか、一番最初の立地指針の話は。

○石橋克彦君 確かに、根本的に考へ直さなければいけないといふのを今の原子力安全委員長がお考へといふことは、大変強いわけですから、どう要するに、どういふところなら建ててはいけないんだといふこと

がもつとはつきりわかるように、明快なことをずばつと決めればよいと思つてはいます。

しかも、あれは一九六四年、昭和三十九年ですよ。ですから、あれがまだに生き延びていて、その改定を誰も責任ある側が言ひ出さなかつたということが、ある意味では、そういうことが積み積もつて福島事故が起つてしまつたわけですよ。

ですから、今後も、その組織が変わつても、多分御要職に当たられる可能性は高いと思つてはいますから、ぜひお願いします。

○参考人(班目春樹君) 多分、その可能性はゼロだと思つてはいます。○田中三彦君 田中です。○田中三彦君 田中です。○田中三彦君 田中です。

ベントのこと、ちよつと確認だけさせていたいただきたい。ベントというのは、やはり放射性物質を出すか出さないかといふ非常に重要な問題だと思つてはいます。格納容器から、聞き間違いでなければ、先ほどの御説明の中で、まず、ベントのことを思つたといふのが三月十一日の夜の夜のことだと思つてはいますけれども、そのときには、減圧による注水のことを考へて格納容器の圧力を下げようと思つたといふふうにおっしゃつたように聞こえました。

○参考人(班目春樹君) はい、そういうふうな考へてはいます。○田中三彦君 ということは、そのときは水素発生することは考へていらつしやらなかつたという意味ですか。

○参考人(班目春樹君) その時点では、要するに水蒸気がほとんどS R 弁から噴いて、格納容器の圧力が上がつてはいるものなと思つてはいます。

○田中三彦君 ただ、それは、水蒸気がS R V 經由だとして上がつてはいるのでしょうか。凝縮してしまつてはいますか。

○参考人(班目春樹君) ええ、ですが、だんだん格納容器のサプレッションプールの水温が上がつ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

ていつて、それで蒸気発生が起こっているのではないかと推察していました。明らかに間違いないか推察してました。明らかに間違いないか推察してました。明らかに間違いないか推察してました。

○田中三彦君 そうすると、東京電力がその後、夜中に考えて、手動の準備をし始めるペントというのとは、ちよつと意味が違ったペントを考えていらつしやつた。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。時間がですから、実際に格納容器の圧力が上がり出したのは多分夜中を過ぎていたと思いますけれども、そのあたりから、私自身は相当に何か頭の中でいろいろなことを考えて不安になっていたと思います。

○田中三彦君 そうすると、水素はまだそのときには発生していなかつたんだけれどもという理解をされておられて、その後、だんだん水素のことが頭の中にめぐつてきた、そんな感じでしょうか。

○参考人(班目春樹君) ちよつと、そのときにかくいろいろなことを考えていたので何とも言えませんが、炉心が溶ければ水素が発生するのは、これはもう自明ですから、水素のことに頭がいかなかつたわけでは絶対ありません。

○田中三彦君 もう一つだけ、済みません。水力学的動荷重の研究を多分なされていると思ひます。今回は、地震動と水力学的動荷重が重なるとか、そういうようなイメージは一瞬お持ちになつたことはございますか。

○参考人(班目春樹君) 今回に関しては、特にはなかつたですね。そういうことよりも、全電源喪失という話をばつと聞いて、そちらの方の対策としてどういふことが打てるのかということばかり頭がいつていたという状況です。

○田中三彦君 ありがとうございます。石橋先生がおつしやつた立地審査指針のところ、仮想の事故にしろ重大事故にしろ、想定外じゃ

ないけれども、今回は全くレベルが違うわけですね。だから、そういうところまで戻さないと、今度の、さつきおつしやつた新しい法律をつくらうとしていられるというのは、そこまで考えているんでしょうね。

○参考人(班目春樹君) 要するに、今まで日本では、シビアアクシデントは、これは事業者が自主的に対策を打つておけばよくて、規制の対象外だつたんです。しかし、現実にシビアアクシデントが起こつたわけですが、これからはシビアアクシデントもちゃんと規制の中に入れますということに今度の法律改正案はなつていられるというふうに理解しています。

○委員長(黒川清君) 事業者の責任。○参考人(班目春樹君) いや、違います。今度は規制もちゃんと関与する。

○委員長(黒川清君) 今までは事業者の責任だつたんですか。

○参考人(班目春樹君) ええ。ですから、非常に重要なことが起こつていまして、多分、田中先生は詳しいと思いますが、例えばペントのための配管というのは、これは設工認の対象にすらなつていないんです。

○委員長(黒川清君) そうでした。それは最近です。もつと後の話でしたね。

○参考人(班目春樹君) 今も多分なつていないんです。根本的に見直さなきゃいけないところなんです。○委員長(黒川清君) わかりました。ありがとうございます。

○参考人(班目春樹君) とにかく、住民の健康被害を起こさないこと、それはもう第一優先順位だ

というふうに考えております。○崎山比早子君 第一。それで、そのためにはどういふ施策というか指示をなさつたんですか。

○参考人(班目春樹君) 例えば、住民避難の話は、これは私がしたかどうかはちよつと本当にわからない形で行われています。しかし、三キロ、十キロ、二十キロという形で行われている。これが第一点ですね。

あとは、原子力安全委員会というのは、こういう事故が起こつた後は、基本的に助言機関ということになります。それで、原子力災害対策本部の方からいろいろな技術的な質問事項がやってきました。それに対してほとんど回答しているということをやっています。

その中には、例えば、沃素剤なんかの服用についての質問も多分あつたはずですし、それから、スクリーニングとつて、いろいろ放射性物質で汚れている人に対する対応しなさいというようにな質問もあつたでしょうし、そういうようなたくさん質問に次から次へと答えていた、これが原子力安全委員会の対応でございます。

○崎山比早子君 沃素剤の配付ということについて助言なさつたわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、していると思ひます。

○崎山比早子君 それは末端までちゃんと届いたんですか。

○参考人(班目春樹君) いまでもつて、原子力安全・保安院の方に問い合わせますけれども、回答がございません。原子力安全委員会としては、緊急助言組織の鈴木元先生が沃素剤を服用させなさいよという助言を与えているらしいんですが、それがどこかで消えてしまつてい

○崎山比早子君 避難所で渡す、そういうようなシステム自体の問題ということにはならないんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) まさにおつしやるとおりで、こういうときに沃素剤を一度集まってもらつて渡すなどというのは、机上の空論にすぎなかつたと思つております。

そういう意味では、少なくとも、発電所の方の状況が差し迫つたときにすぐ逃げたいだくような範囲の方には各戸配付をあらかじめしておくとか、そういうようなことも含めて、現在、防災指針なんかの見直しをやつていられるところでございます。

○崎山比早子君 見直しをやつていられると。一番初めに、安全委員会ヨウ素剤検討会でもそういう案は出ていたはずなんですけれども、すぐ消えてしまつたという感じ。私は、ヨウ素剤検討会で傍聴していたことがあるんです。

○参考人(班目春樹君) いつのですか。

○崎山比早子君 一番初めのヨウ素剤検討会です。

○参考人(班目春樹君) ヨウ素剤検討会というのは、安全委員会の方のですか。

○崎山比早子君 安全委員会。○参考人(班目春樹君) その医療分科会でしょうか。

せになるということをおっしゃいました。

四月の時点の見解と、それを五月に変えて、それで十月の修正ということ、ホームページで修正してあるわけですが、こういう基準のアドバイスというのは、どなたがなさっているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 基本的には、原子力安全委員会では久住先生がその分野の専門家ということになってございますが、当然その後ろには多くの専門委員の方がついて、そういうふうな文書を作成してございます。

○崎山比早子君 では、原子力安全委員会の中の専門委員がそういうことを考えていらっしゃるということですか。

○参考人(班目春樹君) 専門委員というのはほかにも職業を持っていらっしゃる方ですが、そういう方に一緒に考えていただいているというのが実情でございます。

○崎山比早子君 四月の時点の発がんはないというふうな見解というのは、過小評価だったということですね、そうすると、健康への影響はないということがホームページにあつたわけですか。

○参考人(班目春樹君) 済みません、私、ちゃんと把握していないんですけれども、もしそういうのがあつたとしたら、当然それは間違いだと思えます。

○崎山比早子君 今度、労働者の被曝のことに關してですけれども、東電の幹部から、労働者、放射線作業従事者の線量限度を百ミリから二百五十ミリシーベルトに上げるということを相談されて、二百五十ミリシーベルトに上げられましたね。その根拠はどういうことですか。

○参考人(班目春樹君) 根拠は、これはICRPの勧告によりますと、こういう非常事態の場合には、五百ミリシーベルトから千ミリシーベルトというのが基準になってございます。さらには、志願者については上限なしというルールを適用している国もございいます。

私をやつたことといいますが、原子力安全委員会というのは結局助言組織ですから、そういうふうな東電からの申し出に對しては、ICRPなどではこういうふうになっていきますということをお説明して、実際の省令改正等々は規制行政の方で行われたものだということに理解しています。

○崎山比早子君 線量を上げる以外に方法を検討されたのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) その場ではどういう状況になっていったかという、実は、非常事態の場合には百ミリシーベルトまでだと、法律違反にならないように東京電力としては五十ミリシーベルトで運用せざるを得ない。そうすると、もう一切作業ができなくなってしまうというところで、ぜひ国際水準に合わせていただけようかという申し出があつたので、国際水準はこうなっていると、その解説をしたんだというふうに記憶しています。

○崎山比早子君 ということは、放射線作業従事者の数が少ない、技術者の数が少ないということなんですか。

○参考人(班目春樹君) いいえ、違います。一回の作業で、下手をすると五十ミリシーベルト以上浴びてしまうような作業は、もう一切できなくなるということなので、これは万が一ですよ。万が一のときでも法律違反になるようなことはできないとなると、本当に手足を縛られてしまつて、どうしようもなくなるので、国の方で法令を少し考えてくれないかという申し出があつたんだと理解しています。

○崎山比早子君 それで、二百五十ミリシーベルトに上げてから労働者の放射線管理というのが少しずさんになったという声も聞こえるんですけれども、きつとその二百五十ミリというのを守られるように、どういうような指導をされているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 結局、具体的な指導というのは規制行政の方にお尋ねいただきたいんですけれども、作業者の放射線管理というのは大切

なので、いろいろな形で、原子力安全委員会の方から原子力災害対策本部の方に助言はしているはずだと思ひます。

○崎山比早子君 次に、食品のことについてなんですけれども、三月十七日に厚生労働省が決めた食品と飲料水に対する基準ですけれども、その基準値についてどういう評価をされていらっしゃるんですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、暫定基準値というのは原子力安全委員会が定めたところの防災指針に書かれている値なんですけれども、それがいつまでも使われるというのは好ましくないと思つていましたので、ちゃんと厚生労働省の方でしかるべき値を決めてくださいとずっと申し上げていたところ、値が出てきたものですから、それはそれで結構だと思つていらっしゃるということでございます。

○崎山比早子君 それで、下げるといふことに関してはこの間答申が出た。それはずっと方針としては守るといふことなんです、百ベクレルというの。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としてどう考えるかですか。

○崎山比早子君 はい。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、ちゃんと厚生労働省の方で定めたんだつたらば、それに従つてきちんとやっていた方がいい、それに尽きるということなんです。

○崎山比早子君 五百ベクレルというこの暫定基準なんですけれども、現在やられている基準です。それは、放射線障害防止法でクリアランスレベルというのがあると思うんですけれども、原発を解体したときに、百ベクレル・パー・キログラムです。そういうことだと、暫定基準値とこのクリアランスレベルよりも高いということなんです。

○参考人(班目春樹君) ちょっと私自身がよく理解できていませんけれども、要するに、クリアランスレベルというのは、もう管理を外しても結構

ですよという値でございます。工業製品、農業製品、いろいろなものがありますけれども、そういうものに対して管理を外してもいいという基準でございます。

それから、食品の方の安全性に關しては、天然の放射性物質、カリウム40などが私自身にもあつて、私自身も大放射線源になってございまして、それとの比較で議論しなければいけないというところなので、ちょっとその比較が違うのではないかと気がします。

○崎山比早子君 それは自然放射線よりプラスに入るわけですからね、カリウムや何かよりは食べるもので入る場合は。

○参考人(班目春樹君) ですから、したがって、カリウム40による影響に比べ十分無視し得るぐらい小さい値に定めていただければ結構だということと、そういうふうになっているというふうに私は理解しています。

○崎山比早子君 でも、今の基準ですと、四月に変われば別ですけれども、放射性廃棄物扱いにしなければならぬようなものを国民が食べさせられているということになるんじゃないかと思つてます。その点、いかがですか。

○参考人(班目春樹君) いや、ちょっと、済みません、そこまでちゃんと計算していませんのでわかりませんが、それはなつていないと思つてます。

○委員長(黒川清君) それでは、これはまた後で。

○横山禎徳君 何ミリシーベルト以下だ、以上だ、こういう議論をしますと、あたかも閾値があるように思つてもおられるんじゃないかと思つてますが、この辺は委員長はこういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、閾値はないということとずっと発言しているつもりでございます。

それで、結局、不幸にして、現在、現存被曝状況という状況にあるわけで、しかしながら、これ



を、計画被曝状況といいますが、年間一ミリシーベルト以下になるように努力し続けなければいけない、そういうことになっていきますので、閾値がもっと高いところにあるかもしれないという議論は一切なしに、やはり最終的には年間一ミリシーベルトを目指して最大限の努力をすべきである、これが基本的な考え方でございます。

○横山禎徳君 ということは、先ほど決定論から確率論へとおっしゃったということは、ここから以下はいんだとかいうことではなくて、どの場合にも、それとはちよつと違ってお話なんですか。

○参考人(班目春樹君) 全く違う話です。済みません。健康影響の方とは全く別に、どういう事故を考えたければいけないかというときに、直径が六十センチもあるような配管がばかっと切れることまで考えているんだからもういいでしょうということも得るのかというのを全部洗い出して、そういうものの確率もちゃんと計算して、そうした上でこういう事故に備えるようにしよう、そういうふうな方針に変えるべきであるということをお願いいたします。

○委員長(黒川清君) 今のは多分、一つは、放射性廃棄物の処分をするときに、セシウムでいうと、百ベクレル・パー・キログラム以上であれば、これは放射性の廃棄物だというふうに定義することになっていくんですね。ところが、食品について、今回の厚生省から出たのは、例えば同じ放射性的セシウムでいうと、飲料水、牛乳・乳製品は二百ベクレル・パー・キログラム以上はやめなさい、それから野菜類その他では五百ベクレル・パー・キログラムという、放射性廃棄物よりはるかに高い値を食べてもいいのかねという話に解釈されるんじゃないかな。

後で調べていただいて、ちよつとお返事いただければいいかな。  
○参考人(班目春樹君) はい。済みません、ちよつと勉強不足で申しわけありません。

○委員長(黒川清君) そう思いますので、その辺、またちよつと書いていただければよろしいかと思えます。じゃないと、早急に訂正しなくてはいけないのかもしれないとちよつとこちらも思ったので、そういう質問が出たんだと思います。最後に、石橋先生から。

○石橋克彦君 ちよつと一つ。このお話の最初に、原子力はもちろん住民の健康被害の防止を第一に考えていますという趣旨のことをおっしゃったと思うんですけども、いや、それが、本当かなと言つては失礼ですけども、いや、というのは、また立地審査指針に戻りますけれども、立地審査指針の「基本的目標」というところに、「万一の事故時にも、公衆の安全を確保し」と書いてありますけれども、その次に、「かつ原子力開発の健全な発展をはかることを方針として」と書いてあって、やはりこれははかりにかつたので、必ずしも住民の健康第一ではこれまでなかったのではないかと、これは多くの国民が思っていると思うんですよ。

これは班目委員長個人に申し上げているわけではあります。やはりこの辺も、福島を踏まえて痛切に反省していただかなければいけないと思ふんですけども。  
○参考人(班目春樹君) 原子力基本法もまさにそういう書き方をしております、これも含めてしっかりと国会でも議論がされるものというふうな期待しているところでございます。

○委員長(黒川清君) さようは本当にありがとうございます。委員としても、先生とフランクな意見を交換できて非常によかったです。委員長と今回の事故というのは、本当に皆さんも余り予想していませんが、ある日標、それによって何か達成されたとは言いがたいのかもしれないけれども、その次に、いろいろ変わってきたよ、いろいろな意味で、社会も変わってきたし、今度法律も変わってくるという話ですが、これをどういうふうな委員長としては引き継いでいくのか。

それから、今の先生のスタッフもそうですけれども、それぞれの適材適所というのはいくらも大事だと先生おっしゃったけれども、私もそうだと思うんですよ。そういう意味では、どういふふうにお考えかというのをざくつと書いていただけたらいいと思うんですが。

○参考人(班目春樹君) これだけの事故を経験して世の中が変わっていることをとにかく踏まえると、今までと同じように、外国では気にしているけれども日本では起きませんよなんていう、そんな言いわけが通用しなくなっている。これは明々白々です。そういう中で、きちつと機能するような組織であり制度であり、それを支える人であつてほしいし、そういうふうになることをまさに国民全体できちつと監視していかなければいけないというふうな思つております。

○委員長(黒川清君) それから、きよの先生の話を聞いてみると、この委員会も、今議論している、非常に意を強くするというか同じ認識をしているんですけども、日本は今まで原子力も技術立国であるという評判があつて、日本でこんなことが起こつてということは非常に信じられないという話を随分聞きます。

しかも、お互いにこれからこういう事故からどう学ぼうかということで、委員会の問題、独立性の問題、人材の質の問題ということが非常に今問われているわけで、そういう意味では、確かに技術はそれだけけれども、マネジメントその他のシステムの問題とかいふことがかなりあからさまになつてきたわけですね。

そうすると、日本の原子力推進の基本にあるのは何なのかということ、向こうも日本語書いてあつてもかなり調査していますから、そういうことからいふと、先ほど出ましたけれども、立地審査指針というのが昭和三十九年につくられたこ

との問題も、ちよつと先生の御意見も伺いました。が、今から考えてみると、日本がそういうのをつくつたのは、明らかにアメリカのルールをまず最初は採用しながら、先生がおっしゃつたように、いろいろな事故から学んで、どんどんきつつけていくというプロセスがあつたんだけれども、実はそれが結構緩かつたんじゃないかという話は、日本だけではなくて世界が実は注目して、もう知つてしまつてのことですよ。

だから、それに対応できない限り日本の国の信用はなかなか大変だろなと思うんですが、そういうことからいふと、あの設置基準そのものからいふと、意外にもところからは合わないところが結構あるんじゃないか、もう建てられてしまつてはいるんじゃないかという話も、あるルールのもとでは多分できてはいるのかもしれないけれども、実際はそこからちよつとも進んでいないということだけが結構わかるんじゃないかと思ふんです。

そういうことかという、発電所が幾つもあるかもしれないということなどは、先生の御専門からいふとどう思われますか。  
○参考人(班目春樹君) まさにこれからしっかりと、多分ストレステストというのも行われるんじゃないし、指針の根本的改定も行われると思ひますけれども、それに合わないのは当然廃止していく。そういう中で、本当に、総理がおっしゃつたように、世界最高の安全水準というのを目指すんだというところの決心をもう一度し直す必要があるというふうな思つております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。世界一の安全ということもそうなんだけれども、事故が起きたときは、その国民なり住民の安全と避難ということをやはり考えないといけないという話も、もう一つ出てくると思ひます。

そんなことで、本当にきよは、班目委員長のフランクな意見を伺わせていただきました。どうもありがとうございます。御礼申し上げます。

どうもありがとうございます。御礼申し上げます。

○委員長(黒川清君) 次に、原子力安全・保安院について、寺坂信昭前原子力安全・保安院長でございますが、お願いいたします。

寺坂前院長、どうもありがとうございます。

本日は、参考人として御出席いただきましてありがとうございます。

最初に御尋ねしますが、原子力安全・保安院の設置の目的はとも何だったのでしょうか。いろいろ御意見を伺わせていただきたいと思います。が、ぜひフランクに言っていただければと思います。よろしくお願いします。

○参考人(寺坂信昭君) 昨年八月まで経済産業省原子力安全・保安院長を務めておりました寺坂信昭でございます。平成二十一年の七月十四日から昨年八月十一日まで、三月十一日の事故発生時を含めまして院長の任にありました。

今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故に因しまして、その発生と事故の進展につきまして、今なお発電所とその周辺は通常の状態にはなく、また、住民の方々の避難が継続され、大変な御労苦をおかけしておりますことなど、安全規制を担当していた者として、まことに申しわけなく受けとめております。深くおわびを申し上げます。

ただいま、委員長からの御質問でございますけれども、原子力安全・保安院は、原子力の安全と、それから私も産業保安と呼んでおりますけれども、原子力以外の電気関係、それからガス、コンビナート、鉱山等々、いずれもその安全を確保して事業が進められていくということ、とにかくその安全を確保するということを任務としている組織として、二〇〇一年にスタートしたものでございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

そうすると、この法令の設置の目的には、人命保護あるいは住民の保護みたいな話はあるんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 安全の確保、そういうことと理解をしております、もちろん、その安全を確保するということは、結果において、住民、あるいはその事業をなさっておられる従業員の方々、そういう方々の安全の確保、そういうものもあわせてのものというふうに理解をしておりますので、そういうものだと思います。

○委員長(黒川清君) 今回のように、何か起こったときの、周りの住民とかいろいろな話については、ないのですか。

○参考人(寺坂信昭君) 事故そのものに関しましては、原子力災害対策特別措置法、また別の法律があるわけでございまして、そういったこととあわせて、それから被害の最小化、そういうことと安全の確保、それから被害の最小化、そういうことについての対応を進めていく、そういうものだと認識をしております。

○委員長(黒川清君) IAEAの基本安全原則なんかだと、保安というのか安全だと、放射線の影響から人々を守るというのは、従業員にかかわらず、そういう話も書いてありますよね。そういう対応については、ここでは扱わないんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 原子炉等規制法あるいは原子力災害対策特別措置法、そういったものと重ね合わせまして、全体としての安全の確保を進めていくというふうに考えてございます。

○委員長(黒川清君) そうすると、前院長は、次長も務めておられるし、耐震指針のときも次長としてかかわっておられますけれども、そういう意味では、保安院の内容あるいは使命については十分御存じだと思います。

それを踏まえた上で、きょうはぜひ、本当に考えていただきまして御礼を申し上げますとともに、委員の方でいろいろ前院長の御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは最初に、事故時の対応ということで、そのときは院長でございましたので、野村委員の方からよろしく申し上げます。

○野村修也君 委員をさせていただきます野村でございます。

事故時の対応についてお伺いしたいと思うんですが、今は安全・保安院についての一般的な役割の御説明をいただきたいんですけども、保安院というのは、原災法、先ほどありました原子力災害対策特別措置法に基づいて事故後設置されます原子力災害対策本部において、事務局の役割をされているということを理解しているんですが、そのときの事務局長も院長であった、寺坂さんであったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 原子力災害対策特別措置法に基づいて原子力災害対策本部ができましたときに、原子力安全・保安院長がその事務局長になります、そういう仕組みというふうに理解をしておりますけれども、原子力災害対策本部のものは、制度的には内閣府の組織でございます。

それで、各省庁から関係の職員の方々に集まっていた、事務局が構成されるわけでございまして、その事務局の場所は原子力安全・保安院の建物の中にある、原子力安全・保安院のERCと俗に呼んでおりますけれども、そこが事務局になるということでございます。

そういう意味で、事務局の職員は多くは原子力安全・保安院の職員でございますけれども、他省庁の方々にも御参画いただいた形での事務局が構成されるということでございます。

○野村修也君 そうはいいながらも、事務局長であったということは当然だと思っておりますけれども、今、その原子力災害対策本部において、当時の議事録の作成が行われていなかったということが一般的な国民から見ても批判の対象になっているわけなんです、そのことについては、公文書管理法との関係で考えてみますと、やはり本来、事務局長として作成を指示し、そして保管すべき立場にあったんじゃないかと思うんですが、その点について、不作為の責任というふうなものはお感じになっておられませんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 原子力安全・保安院でございますが、原子力災害対策本部事務局長といたしまして、当時の議事録が作成されていないということも、大変申しわけない、そういうことを思っております。

議事録、それから議事概要等々、幾つかの形があるかと思いますが、議事録そのものについては、そもそも、速記あるいは音声での記録、そういったものがなくつくれない、そういうものでございますけれども、そういったことについての対応というものはどうもできていなかったということでございます。また、議事概要につきましても、現在、今の体制の中で作業が行われていると承知しておりますけれども、そういったことの資料の確認も含めて、概要その他についての作業が進められているということでございます。

いずれにいたしましても、議事録のものが、そういうものがつくられていなかったということにつきましまして、私は事務局長ということに思っております。

○野村修也君 かつて、やはり似たような組織において議事録がなかったというふうなことの報道もあるんですけども、ただ、少なくとも公文書管理法という法律ができて以降は法令上の命令だということに理解してはいますが、そういう意味では、この事実は法令違反という認識でよろしいでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 公文書管理法が施行された後において、議事録そのもの、まさに今申し上げました速記録とか、そういったものを起こす形での議事録がないということについては問題が大いにあると思っております。

○野村修也君 では、あるということですか、何か文書が。

○参考人(寺坂信昭君) 概要といえますかメモと

申しましたか、そういう類いの、途中段階からのものでございまして、そういうことも含めて、今、議事録と申しましたか、議事概要と申しましたら、そういうものについての思い起こし作業を進められているというふうに承知してございまして。

○野村修也君 ということは、最初の段階は法令違反をお認めになれる。ただ、その後、比較的早い段階からメロ等があつて、それを議事録に起こすことの可能な状況にある、そういう理解でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) 議事録というのが、今申し上げましたように、一言一句の速記録とかそういうものというものであれば、それは記録したものがなければ、それは恐らくできないだろうと思っております。

○野村修也君 一言一句正確性がなくても、かなり信憑性のあるものはつくれる。ただ、最初の、当初の数時間、あるいは数日なかもしれないが、この部分については違法性を阻却してほしいという御意見でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) なかなか、その点についてはできていないと思えます。

○野村修也君 わかりました。

○野村修也君 済みません、またちよつと別なことなんですけれども、今度は保安院長としてのお役目についてお伺いしたいんです。

寺坂元院長は、まさに官邸の中におられたというところでよろしいでしょうか。規制庁のトップとして、当時は官邸の中にと詰めておられたというところでよろしいでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) いいえ、違います。当初、十一日の日の緊急事態宣言が出されて、その後、官房長官の記者会見がございまして、その補足といいますが、そういったことをするまで私が官邸にいたところでございまして、その後は、先ほどの原子力安全・保安院のERC、そこに戻っております。

○野村修也君 それは、どなたかからの命令でそ

ちらに戻られたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) いいえ、私と次長との相談によりまして、私が原子力安全・保安院の方に戻り、次長に官邸の方に残ってもらったということとでございまして。

○野村修也君 平岡次長の方が官邸に残られたというのを決められた理由というのは、院長の方が官邸にいらっしゃるべきではなかったんですか。

○参考人(寺坂信昭君) そこはどちらがというところにはございませぬけれども、一番最初、私が官邸の方に向かいましたけれども、途中で平岡次長も官邸にいらしたということも認識いたしました。

○野村修也君 私たちとびつくりするんですけど、原子力規制庁のトップは原子力についての知見を持たない方がなつておられるということなんです。

○参考人(寺坂信昭君) 知見といひましようか、今私が申し上げましたのは、私は原子力工学その他、理科系のそういう訓練といひましようか、積んで、それで原子力安全行政をずっとやってきたということではないというところでございまして、もともと事務的な者でございまして、次長と最初に初めて原子力安全行政を担当した、そういうこととでございまして。

○野村修也君 そうなりますと、官邸での動きというのは院長御自身はなかなか把握しにくかつたんじゃないかと思うんですけど、寺坂元院長

自身は、官邸の五階、地下二階などで、あるいは中二階というのがありますけれども、こちらで具体的にはどのような対応をとられてきたのかということについては、その段階ではリアルタイムに把握されておられたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) リアルタイムと申しましようか、場面場面を見ているわけではございませぬので、厳密な意味でのリアルタイムはできておりませぬけれども、官邸の中で幾つかの重要なことが決まった、あるいは決まる前とか、こういう議論になつて、あるいは決まる前とか、こういう議論になつて、官邸にいらる者から連絡、そういうことによつて状況を把握して

○野村修也君 それぞれの階では何を役割として担つておられたんでしょうか、官邸の中ですけれども。

○参考人(寺坂信昭君) 官邸の中は、地下に危機管理センターがあるわけとでございまして、そこでは、震災そのものの対応、それからもちろん原子力災害に伴います対応、そういったことについての関係省庁、局長クラスの方がお集まりでございまして、そういうこととで、住民避難を含めた連絡、調整、そういったものがなされてたというふうな理解をしております。

それから、五階の方では、今申し上げました緊急事態宣言後の避難の指示の関係、あるいはベント作業等々、プラントがどのようになつていくか、あるいは電源車を中心として電源をどのように確保していくのか、そういったことについての作業というものが官邸の中で行われている。

もちろん、原子力安全・保安院の方でも並行した情報収集その他の作業を行うわけとすけれども、そういうふうな状況になつていふふうな理解をしております。

○野村修也君 中二階は何をやつていたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 中二階につきましては、私自身は中二階というよりも五階での議論という

ふうなすつと理解をしておりますけれども、いづれにしても、そこに次長あるいは海江田大臣等がお集まりになつて検討が重ねられているというふうな理解をしております。

○野村修也君 先ほど、原子力の科学的な、いわゆる理科系の知識は自分持たない、文科系の間だ。でも、トップはトップなわけとすね。

今回の政府事故調の報告書などを見ますと、まさにこの官邸の中での意思疎通、こういうロジスティックの部分が非常におかしかつたということが指摘されているわけとすけれども、そこそが文科系の院長のおやりになるお仕事だつたんじゃないんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) その点に關しましては、むしろ原子力安全・保安院に置かれておりましたERCから情報提供をしていくということについて、これはまず一義的な役割というふうな思つておられますので、それは官邸に伝える。官邸の中でこれがどういふ形になつていくのかということについては、官邸の中にいる者、次長を初めとして要路に關係の情報を伝えていくということだつたと思つております。

○野村修也君 当時、菅総理は、五階に情報が上がつてこない、保安院の方からの情報が上がつてこないということとを相当程度御指摘されているわけなんですけれども、では、それはそこにおられた平岡次長の責任だ、そういう整理でよろしいんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 保安院からの情報を入れて、これが全部が全部行つていふとは思ひませぬけれども、必要な情報については、大臣あるいは総理のところへ情報は伝わつていふ、そういう中での検討が行われているというふうな思つております。

○野村修也君 それは外からそう信じておられただけでございまして、現実には上がつていないという報告書になつていふわけとすね。

そうなりますと、そのことについてきちつと確認をされていふ院長御自身の責任というの





どうか、そういったものについての意識はございましたか。

○櫻井正史君 それから、後にベントという話が出てきて、常識的に考えますと、ベントをすれば当然外にいろいろ漏れていく、住民の方にそれが影響するという事は自明の理なわけですね。

御承知のとおり、SPEEDIというシステムを、直接はお持ちじゃないんですが、保安院が活用できるようなシステムになっておられたはずですが、先ほど言いました三キロ、あるいはベントに当たっての十キロ等その他を考えると、SPEEDIというものについては何か参考にされたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) SPEEDIに関しては、もともとSPEEDIのシステムの活用の仕方が、避難対象地域を確定する、かつ事故の想定が、何かちよつとしたトラブルがあつて、それから事態が進展していった、ある程度の時間的余裕と申しましょうか、そういったことがある中で、それでSPEEDIを活用して避難対象地域を確定する、何時間後までに避難が必要とか、そういったもので活用するシステム、その後は、そういう方向においてのモニタリングの内容を充実する等々、そういった面で活用される、そういうシステムというふうな理解をしておりまして。

今回は、一挙に複数のプラントで問題が生じて、それから事態の進展も非常に早いということでございます。一方で、放出源情報が入らない、伝送システムのダウンによつてこれが入らないということがございましたので、SPEEDIそのものが非常に使えない、そういう意識になったわけでございます。そういう意味合いで、三キロの指示の後かと思えますけれども、SPEEDIは避難距離、そういうことについてはなかなか使いにくいというものです。

それから、あわせまして、三キロのときに同心円の避難という指示でございました。これは、それ自体は大変重要な判断だと思っておりますけれども、同心円避難でございますので、方向性をど

う考えるのかということについては、意識としては薄いものになっていったというふうな思っております。

さらに、十キロの場合も同心円避難ということでございますので、対象地域としては全ての地域になるわけでございます。

そういう意味で、避難対象地域を確定するという意味でのSPEEDIの活用、データがないということもございまして、意識が薄れていったものというふうな思っております。

○櫻井正史君 ERSからデータが入ってきていないということは私もよくわかつていますが、それは別の計算を早い段階で技術センターの方はおやりになっていて、そのデータが保安院の方にも送られてきていると思うんですが、その辺の認識はございましたか。

○参考人(寺坂信昭君) 当初の、保安院自身をお願いして行ったSPEEDIのデータ、これは明確な話ではございませんけれども、何らかの形で見たのではないかと思っております。

ただ、その後の保安院が行った作業、それから文部科学省さんの方が中心になって行っている作業、これに関しては、そういったものが事務局のところ、ERCのところには送られてきて、そういうものがあるということについてはしっかりと認識は持っております。

○櫻井正史君 また、その続きの話なんですが、保安院なりに来たSPEEDIのデータは官邸の方に、地下なりに送られたかどうかという点についてはいかがですか。先ほどの情報の共有という話なんです。

○参考人(寺坂信昭君) 当初の、保安院が行った作業のうちの最初の二回分、これについては官邸の方に送られているということは確認ができております。

○櫻井正史君 その後、そのデータというか、図形図なのかもしれませんけれども、これがどういう取り扱いはされて、どこまで周知されたかという点、あるいは報告されたかという点については

いかがですか。

○参考人(寺坂信昭君) その時点で、それがどういうふうな共有をされていたのか。危機管理センターのところでは共有されたというふうな思っておりますけれども、五階との関係においては、それが紙として説明をされたのか、あるいは内容だけが説明をされたのか。

その後、いろいろ聞いておりますと、紙については必ずしも関係する方々についての認識がないというふうな聞いておりますので、紙が配られて、それで情報共有がされたかという点、それはできていないのではないかとこのように思っております。

○櫻井正史君 院長としての立場と事務局長としての立場と二つお持ちだと思つていますが、そういうものが届いているか届いていないかという確認とか、もちろん、これは届ける必要がないという御判断を事務局長あるいは院長としてされた場合と、それから、そういうことの把握をしていないか、届いたか届いていないのかもわからなかったというのか、その辺はいかがなことでございましょうか。

○参考人(寺坂信昭君) それは、後者の方でございまして、送つたものに関しては情報として共有されているであろう、そういうことでございまして。

ただ、その時点で、先ほど申し上げましたように、私が、最初のその二つのケースについて、自分自身が図形図そのものを見たのかどうかというのは、必ずしもしっかりと記憶はございません。

○櫻井正史君 時間の関係で細かいことは外しましけれども、その後何回かいろいろなやり方でSPEEDIというものが動かされたということ、あるいは報道等で御承知、あるいは検証されておわかりになっていると思つていますが、そういう中で、時期は別として、北西の方向というか北の方向に流れていた時間帯というか日時があったことは御確認されておりますね。

そうなりますと、その辺について、SPEEDIの活用との関係では、そういうものについて、

どこかに情報提供などということの必要性があったのではないかとこのことはお考えになりませんか。

○参考人(寺坂信昭君) その時点で、そのような作業が行われているというそれ自体については、私に認識がございません。

その後、いろいろな形でSPEEDIについての議論といたしまして情報公開の要求等々、そういったものがある中で、SPEEDIの作業を行ったものについては出すということになったその前の段階で、実は、原災本部事務局の中、ERCの建物のあるところでこういった作業をしておりまして、これについては担当のところだけになっていまして、これは作業をしていっているの全部出すということではあつて、それで知つたわけではございません。

その後、今の御質問との関係でいきますと、なされておりました作業結果を見たときに、これがそれぞれの段階で出されておれば、避難の方向とかそういったことについて、何らかの形で参考になったのかもしれない。そこは、いろいろなケースが順次あるものから、どういった活用がされたかできたのかどうかという点とはともかくといたしまして、何らかの形で有用な情報になったのではないかと、そういう思いはいたしました。

○櫻井正史君 避難された住民の方、特に、結果的には放射線量の多い方へ動かされたという方があつたことは事実だと思つてます。そういう方々のお気持ちからすると、SPEEDIが単位量でやつたとか、いろいろな隘路のあつたことは私どももわかつておりますが、あの方たちの受けとめ方、意識というものをもう少し頭に置いて動かされると違つた結果になつたというの、避難先が変わつたとかという意味じゃなくて、心の問題も含めて、もう少し違う保安院なり国の対応ができたのではないかと私は個人的に思つてます。

院長は、その辺はどのように感じられますか。

○参考人(寺坂信昭君) 今申し上げましたとおりでございます。同心円避難ということでスタ







いたと思いますけれども、ちょっと全体の仕組みについては、申しわけございません、必ずしも今、確定的な記憶がございません。

○田中三彦君 そうですか。

○田中三彦君 そのことです。

例えば、福島第一原発に関してはストレステストというのはされていないような気がしますが、それも、それを前年度にやっていたらこういう事態は防げたというふうに思われますか。

○参考人(寺坂信昭君) 今回の事故の前にです。

○田中三彦君 はい。今のストレステストをやっていると、三・一一のああいう悲劇的な事故は防ぐことができた、そういう性質のものでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 私自身がそれについてどうかというのは、正直言ってよくわからないところがございます。どのようなストレステストをやったか、それに対してどういう対策をとっていたか、対策が間に合ったかということかと思っております。ちょっとそれについての評価は、私自身はできません。

○田中三彦君 それでは、ちょっと話がかわるんですが、政府の事故調査の中間報告を見ますと、原子力安全にかかわる知識や課題は発電所の現場にある、存在する、だから原子力安全・保安院のような規制関係機関がハイレベルの安全確保能力を保持することは難しいというふうに断定しているんですね、それは迷惑なことかもしれませんけれども、要するに、簡単に言いますと、電力やメーカーの方が規制当局よりも原発の安全確保能力がすぐれているということですか、そういうふうな中間報告に書いてございます。

そういう意味のことを書いていますけれども、もし実際であれば、これは非常にゆゆしきことであるというふうに思います。だからトラブル隠しだとかそういうような問題に発展してきた可能性もあるんですが、御自身は、保安院の院長在任中、こういうようなことを実感を持ったことがございますか。

○参考人(寺坂信昭君) 原子力安全・保安院が二〇一一年にできて、それから人材の育成あるいは能力アップ、これは大変重要な課題ということで十年前後行ってきたと思っております、そのことが足りていたかどうかはまた別でございますけれども。

そういうことで、もともと、旧資源エネルギー庁等々の関係の行政組織の中の知見というものが足りないところがあるのではないかと、いろいろなことも踏まえた上で、発足から、いわゆる中途採用ということで、それぞれの技術的な能力が高い方、そういった方の採用というものを積極的に進めてきておったと思います。

それ自身が、また一方で、現実のメーカーとかそういったところが中心になりますので、いわゆる利益相反とか、そういった議論というのが別途あるわけでありながら、また経済産業省原子力安全・保安院の職員となつた上では行政官としての業務ということで務めていくことは当然でございますけれども、そういう面での能力アップというものを図ってきたところであります。

ただ、現場にどこまで精通しているか、あるいは技術がどういふふうにかかっているか、それから今回のような非常な緊急事態が、しかも同時多発的に起きたような状態の中で、さまざまな形での指揮、指導あるいは助言、そういったものができる人材というのがしっかり備わっている、そういう状態であったかと言われれば、その点については、やはり私としては否定的に見ざるを得ないということでございます。そういった意味での備えの足りなさということもあるんだらうと思っております。

○田中三彦君 外国、例えばアメリカのNRCだとか、日本にそういうものをこれからつくろうとすることなんですか、現状、欧米の規制当局、規制機関、そういうものと比較されるとどういふ位置づけになりますか、日本の場合は、  
○参考人(寺坂信昭君) 専門性それから知見、習

熟度、そういったものについては、諸外国、アメリカあるいはフランス、そういったところと比べて、行政機関、原子力安全・保安院の力というものは必ずしも十分なものではない、比べてときには強いものではないというふうに思っております。むしろ、弱いというふうに思っております。

○田中三彦君 そういうことが、今回の事故というもののなんかの背景になっているというふうにはお考えになりますか。

○参考人(寺坂信昭君) そのこと自体が背景になっていたかどうかということについては必ずしも明確には感じませんけれども、広い意味において、知識とか、事業者の方がこう言うけれども技術的にこういふことなだということ、論破と

持って判断をしていく、そういったことが常に徹底的に行われていたかどうかというところから生じているとすれば、これは今先生がおっしゃった意味での背景ということはあるのかもわかりません。

○田中三彦君 そうすると、今、意見聴取会とかなんとかいうものがいろいろたくさんできておりますけれども、問題を提起されても最終的に保安院の方で引き取って、それで自分の考えで、これは安全であるとか、そういう判断をされておりますが、その辺は問題がないんですか。

○参考人(寺坂信昭君) いや、そこはまさにそういうことですから、意見聴取会ということで専門の方々の御意見を伺いながら、いわば補強しながら作業をこれまでも行ってきたわけでございます。そういう意味での、今私がある申し上げましたのは、単体の保安院だけの力、そういったことで見ればそういうことではないかということでございます。

○田中三彦君 先ほど、中間報告で指摘しているのは、そういう知識や何かをよく知っているのは現場の人だと。ただ、メンバーを見ますと、以前

と同じように、現場の方が非常に少ないですよ、そういう意見聴取会。だから、また昔と同じという感じを受けるんです。そのことは時間がなくて、これ以上言いませんけれども。

もう一つ、福島第一の一号から四号機の事故にちょっと話を戻して。  
あれは、今から見れば、古い技術基準あるいは古い製造技術、設計技術でつくられている。品質管理というの、今から見ればレベルが非常に低いんじゃないかと思われれます。現在の知見から見るとかなり欠陥を持っているというふうには僕は思っていますが、そういう古い原発に対する手だての問題というのが非常に気になるわけです。

一号が一九六六年ぐらいから設計も始まって、製造が行われている。七二、三年に四号機が設計されております。もう四十年を超えたもの、あるいは四十年近くたって古い原発であるがゆえの事故、基礎体力という言葉もありつけられ、それは関係していませんか。

○参考人(寺坂信昭君) 問題意識としては、私の在任中も含めましてそれは持っておって、今も持つた上でさまざまな検討が行われているというふうな承知をしておりますけれども、私がいた間、古かつたということ、そのこと自体が今回の事故と直接つながっていたというふうなことは、そこまでは至っていないと思っております。

○田中三彦君 どのような検討をされた結果、そういう考え方がなつたのですか。  
○参考人(寺坂信昭君) 幾つか、例えば揺れによつて、古さであるがゆえに何らかの破損、そういったものが生じたのではないかと、そういったものが私がある間、あるいはその後も含めて行われてきているかと思われれますけれども、それ自身については明確にそういったものではないということではあります。

ただ、今御指摘ございました、設計の思想とかそういうことについてどういふふうに見ていけばいいのかということにつきましては、事故が発生する前におきまして、いわゆる高経年化対

策という事で対応はしてきておりましたけれども、そこにはやはり設計思想とかそういったものについては明示的な形で確認ポイント、検証ポイントとして入っていないわけでございますので、そういったことも含めた上での高経年化対策というものをどういうふうに考えていくのかということについては大変重要な問題点、問題意識を持たなければならぬ点だと思っております。

○田中三彦君 高経年化も、例えばびり割れが入っていないとかそういうことは断定はできないと思いますが、その辺はどういうふうに思われますか。

○参考人(寺坂信昭君) 申しわけございません。夏以降、一線からは離れておりますけれども、今までそういったことについて、全くない、それは問題ないというふうな断定をしたことはないのではありませんかと思いますが、ただ、そのことが問題であったということについての確認はとれていない。

○田中三彦君 確認というのは多分しよがないですね。

○参考人(寺坂信昭君) まあ、そういう点も含めてでございますけれども。

○田中三彦君 最後にもちよと一つだけ。事故が起きた直後に、アメリカなんかから、三月の十一日、十二日あたりの話ですけども、手助けをするというふうな話があったんですか。例えばメーカー。

○参考人(寺坂信昭君) 私自身は承知してございません。

○田中三彦君 そうですか。これを気にしているのは、ストレステストというものに対してアメリカは今どういう反応をしていますか、三・一一以降。日本はずっとアメリカ型の、旧の告示五〇一にしても、それから維持基準にしても、アメリカをベースにしながらずっとやってきたわけですけども、突然ヨーロッパの手法を取り入れるという、この考えの一貫性なさというか、それから逆に言いますと、アメリカ

は福島を受けてストレステストというようなことをやっていますか。

○参考人(寺坂信昭君) 済みません、ちよと記憶が定かでございます。

同じかどうかは別にして、何らかの形でストレステスト的なものをアメリカが検討あるいは作業をしているんじゃないかと思っております。ちよと、間違っていたら申しわけございません。

○田中三彦君 わかりました。ありがとうございます。

○大島賢三君 大島でございます。

今の田中委員の質問に関連しまして、補足のよな質問を一つだけさせていただきますと思えます。先ほど院長の方から、いろいろ想定外のこと、過酷事故に対する備えがなかったという反省を述べられました。原発事故は、どこの国であっても絶対には起きないことだと思っております。なかんずく、この日本は、広島、長崎の経験もある、それから高度の技術国ということで世界にも知られていくわけですが、絶対にあつてはならないという中でこういう重大事故が起きてしまったということですね。

それで、備えがなかった、こういうことですが、いろいろ調べてみますと、あるいは新聞報道にも一部出ておりますけれども、対策をとらねばならないということを主張された人たちがいる。保安院の中にもそういう人がいた。大学の先生方とか専門家の間にも、かつてそういう人がいたという事で、結果的にはそういう人たちの意見というのには少数意見ということで通らなかつたわけですね。そういう事実をきちと指摘しておく必要があるんだらうと思っております。

保安院の中でも、チェルノブイル事故の後に、内部でそういう声を上げていろいろ提案をしたというところが一部の新聞に載っておりますし、世紀を越えて二〇〇一年ごろには、安全委員会の分科会の中でも、津波の比重が低過ぎるといったよう

な指摘がいろいろなされてる。

それから、二〇〇八年ごろには、複合災害に備えたマニュアル作成という動きも一部にあつたようですが、これも潰れた。

それから、もちろん国会の中でも、二〇〇四年のインド洋津波の後に、衆議院予算委員会の中でも、冷却機能喪失の危険性について問題提起がされて議論がなされたかあつた。

それ以外にも、もちろん、IAEAでの議論、基本安全原則、それから先ほども触れられましたけれども、アメリカの九・一一後の核テロ対策を念頭に置いた安全性、B5bと言われているもの、そういういろいろところに日本が学ぶべき教訓とか、あるいはその主張があつたんです。結果的にはことごとく退けられたわけですね。

私の質問は、なぜそういうふうになったのかという事。そういう体質、あるいはそういう文化、安全神話という言葉もありますけれども、こういった領域について、この分野で一番大変なときに任に当たられた院長の御認識、受けとめ方といたつたようなものをお伺いしたい。

特に、そういう対策を求めた専門家の意見とか内部の意見があつたわけですが、それを押し潰したというのは、それは誰の、どこに大きな責任があるのか。それは電力業界の話なのか政府の話なのか、あるいはその話なのか、そういうことも含めてちよと御所見をお伺いしたいと思います。

○参考人(寺坂信昭君) 今の原子力行政、それから原子力安全行政、これの長い間の積み重ねとしての事故までの状況であつたんだらうと思えます。

それを申し上げますのは、例えば安全規制をするに当たっては、その規制の基準、あるいは事態の内容、そういったものについて日々の業務を行っていくわけでありまして、今御指摘のあつたような、内外の知見によつてさらにその規制の内容を高める、ありていには言えば規制を強化するということについて、どういうふうに考えていくのかということかと思えます。

そういう中で、規制を強化することについて、むしろ、日本ではこういうことは起こらないのではないかと。それなりにいろいろな検討は進めるにしても、起こらないのではないかと。あるいは、絶対ではないにしても、非常に小さい確率でしか起こらないのではないかと。したがつて、そこについての検討というものを強引に進めていくという、行政もそうですけども、全体としての意識というものが強くなるままに、実際に事故そのものが、ちよとしたそういうものはともかくといたしまして、事故は起きていない、そういうことでございます。ジェー・シー・オー事故とか、そういったものはもちろんあるわけでございますけれども、それを安全神話ということであれはばい。安全神話の一つかと思えますが、そういうことで検討というものが十分進んでこなかつた、それが大きな歴史かと思えます。

それからもう一つ。そのような中でも、二〇〇一年に原子力安全・保安院というものを創設して、そこで安全規制を、いわば一元的に、まだ別の部分はもちろんありますけれども、一元的にブランドのところを中心に行つていくという体制ができて、今先生おっしゃつたような方向での考え方で進めようとしたのだと思えますが、一方で、データ改ざん事件、あるいは配管の破断事故、それからたび重なる地震等々、それ自体大変大きな課題でございますけれども、個別の問題、それに対してどのような改善策、規制の内容を充実する、それから、より安全を確保するためにはどうするかということについて、相当な時間あるいは人員をとられたというのも現実だと思っております。

そういう中で、そういう個別問題だけではなくて、全体的な制度をもう一度きちんと見直しをして、規制を強化すべきところは強化し、あるいはもう少し合理的に考えられるところは合理的に考えるということで、全体の検討課題がたくさん残っているのではないかと。これを、たしか昨年二月か三月に整理したわけでございます。

て、それについての検討を進める。始まったものもありませんし、まだ十分始まっていないものもあつたわけでございますが、三月のあの事故になつたということでございます。

○委員長(黒川清君) 時間が来るので、質問もなるべく短くします。

○崎山比早子君 大飯の原発のストレステストですけれども、今までの体制を反省したとおっしゃっていましたが、テレビなんかで見ていると、旧態依然として進められていっている、批判的な意見というのを余り酌み上げないという印象を受けますけれども、現在、もうリタイアされていらつしやうと思つていますが、そういうことに関しましてはどういう御感想でしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) ちょっと私自身まだに離れておりますので、そのことと直接タッチしておりませんので、運営の仕方その他についてのコメントは、申しわけございませんけれども、差し控えていただければと思います。

○横山禎徳君 委員の横山です。被曝管理と、それから人命保護について二、三お伺いしたいんです。

まず、事実として、オフサイトセンターが機能しませんでした、これはなぜだと思われませんか。

○参考人(寺坂信昭君) オフサイトセンターは、いろいろな課題が結果的に出てきたと思つておりますが、幾つかある課題、備蓄のものが足りないとか、あるいは水が使えないとか、そういうこととがございまして、今の御質問との関係で申し上げますと、被曝を防ぐフィルター、そういうものについての備えが十分できていなくて、オフサイトセンターそのものについてもなかなか行動が難しかったということがあるかと思つております。

○横山禎徳君 基本的に、先ほど田中委員がおつしやつたように、イン・デプス、深層防御、イン・デプスというのは深層だと思つてますが、それも多重と訳されたりしているんですが、実際に多重防御というのは、非常用電源のように、多様でないから多重であっても全部だめになつてしまつて、一つ残りましたけれども。

○参考人(寺坂信昭君) そうすると、深層というふうな組み立てるの思想であるとする、それは原子炉だけであつて、その周りのオフサイトセンターというのは、多層防御とか多重という観点から見ても、一つしかないというのはどんなふうにお考えでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 場所といひますか、いろいろな機能を備えているという点で一つでございますけれども、第二オフサイトセンターというのは、そのもとと予定はされておりました。今回、そこは震災その他の関係で使えなかつたわけでございましてけれども。

○横山禎徳君 どの辺にあるんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 南相馬市。

○横山禎徳君 距離的には。

○参考人(寺坂信昭君) 距離的には、十キロの外。

○横山禎徳君 だから、十キロ以上離れたところですね。

○参考人(寺坂信昭君) はい。

○横山禎徳君 だから、実際には、イン・デプスであれば何か所かあつておかしなかつた。それから、その電源が喪失しないように、使えなかつたということなんですが、それも何層かあるということであつたかどうか。それは、計画はされていたんですか。

○参考人(寺坂信昭君) そこまでの十分な計画にはなつていなかったと思つてます。

○横山禎徳君 そうですか。

それでは、あとは、実際に事が起こつたときに、東電から相談されて、百ミリシーベルトから二百五十ミリシーベルトに業務従事者の被曝線量限度を上げた。その理由はあるんでしようけれども、何かを緩めるときには何かをきつくとつていう形で全体のコントロールをするというふうな常識的

には考えますが、そのときに、保安院としてはどういう判断をされ、どういふ助言をされたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 一方を緩めて一方をきつくとつていう意味での一方をきつくとつていうものはなかつたと思つてます。

やはり作業を進められなくなるということになつてはいけないということでございますので、百を二百五十に上げるといふことについて、関係省庁とどう考えたらいいかということと話を決めて決まつたものと思つてます。

○横山禎徳君 そうすると、事業者に、その基準を守り、しかも被曝量を少なくするということは、何を担保するかということと彼らに任せられたということですか。

○参考人(寺坂信昭君) その時点ではそういうこととでございます。

○横山禎徳君 それから、いずれにしても事業者の被曝に関してはかなり管理されたようなんです、住民の被曝管理というのは、何か具体的にやられたことはございしますか。

○参考人(寺坂信昭君) 住民の被曝管理という意味におきましては、とにかく避難をしていただくということがまず第一でございました。

避難の仕方、そういうことについては先ほど来のお話があるわけでございますけれども、今度、避難した先でどういふふうに見ていくのか、急な避難をするしないという短時間の話と、それからこの様子でいくと避難そのものが長くなりそう、そういう中で、どのように住民の方々のできるだけ被曝が小さくなるようにということでの検討を行つていったものでございます。

○横山禎徳君 検討結果はどこに流されていたわけですか。

○参考人(寺坂信昭君) 検討結果は、そういうものが始まる直接のきっかけは、たしか十五日か十六日に、いわゆる逆算方式といひましようか、そういうこととどのくらいの蓄積になつていくのかというのがある程度ではないか、その

前に、モニタリングのデータの課題というものが特定の地域において高くなつてきているとか、そういうものがあつたわけでございますので、そういう中で検討が開始されたものでございます。

○横山禎徳君 それは、保安院で検討されたんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 保安院というよりも、これは原子力安全委員会と文部科学省さんのところが中心だと思つてます。

○横山禎徳君 保安院は、そのときには何かの役割はされたんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 保安院は、確認した上でのもので情報を流すとかそういうものももちろんありますけれども、作業そのものに積極的な何かがあつたというふうには余り記憶しておりません。

○横山禎徳君 それから、先ほどの大島委員の御質問と絡むんですが、いろいろな意見があり、いろいろな形の提案もされたけれども、そういうことは日本では起こらないだろうという気持ちがあつたとおつしやつたんですが、とはいへ、四十年間、技術は変わつていったはずであつて、最終的には使われないという判断をされたとしても、その辺の情報収集とかある程度の研究とか、そういう体制というのは存在したんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 情報を集めて、例えば基準とかそういうもの、技術的なもの、あるいはトラブル情報、そういうことについては主としてJNES、原子力安全基盤機構のところもデータベースとしてつくつておりました、それなりに運用はされていまして、それなりというふうな役に立つていたか、あるいはどのようになつていたかということについては、必ずしも十分でない点があつたのかもわかりません。

○横山禎徳君 その場合に、住民の被曝とか従事者の被曝であるとか、そういう側面でも情報は集まつているものなんですか。

○参考人(寺坂信昭君) プラント情報を中心と思つてます。



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

○横山禎徳君 わかりました。

○委員長(黒川清君) では、最後になりますけれども、短く。

○野村修也君 済みません、もう一度だけお伺いしたいんですけれども。

先ほど寺坂元院長は、保安院の組織は専門性が乏しいというふうに御発言されたわけなんですけれども、大変残念なのは、院長自身が、文科系なのでその一番大事なときに官邸にいられなかったということもさう御発言されているわけですね。そういう意味では、専門性が乏しかったのは院長御自身ではないのかというふうに私どもはみんな感じているわけです。

しかし、そうはいっても、一定の役割を果たしたとおっしゃるんだとすれば、官邸からお戻りになられて、そこで、官邸との間ではしっかりと連携をとっていただいたものと信じたいわけなんです。先ほどの櫻井委員の方からの御質問の中では、必ずしも出した情報がどこにまで伝わったのかは確認しなかった、そういう御発言もあるわけですね。

そこで、ちょっと一点だけお伺いしたいんですけれども、官邸との間ではどうやって連絡をとっておられたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) それぞれのレベルはございますけれども、私自身は主として電話における連絡、それからあとはそれぞれの担当から入る情報、そういうことでございます。

○野村修也君 わかりました。  
電話なんですけれども、電話の記録を私どもは後で拝見させていただこうと思うんですが、実際、官邸との間では何度ぐらいたの連絡があつて、そしてどういった指示を出されておられたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) ちょっと回数として余り明確に出てまいりませんが、私自身が直接指示しているというものはそんなに多くないと思えます。

○野村修也君 大体の数で結構なんです。

○参考人(寺坂信昭君) 数回程度かと思えますけれども。

○野村修也君 十回に満たないということでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) にはなっていないと思えます。

○野村修也君 わかりました。

○委員長(黒川清君) 残念ながら時間も来たんですが、幾つか皆さんが言っているのは、院長も本当に御苦労なことだったと思いますが、やはりこの事故のときに、専門性の問題というのがありまして、そのときのいろいろな状況はあつたかもしないけれども、例えばプレスの方も、あつという間に、中村さん以下西山さんになるまで四人です。か、ばつぱつとかわつたのはもちろん院長も認識されておられるわけだし、それからIAEAの反応に対しての今度の新しいガイドラインのつくり方にも幾つものコメントが出てきています。それが反映されているとも思えないところも幾つかあります。

そんなことで、きょうのお話を伺っていると、今の国会で審議されていることも、結局は人の問題だ、組織の問題だ、適材適所だということ、本当に責任を持つてやれるかということと、心配しているんじゃないか、組織を移すだけでは変わるわけではないので。

そのところをぜひ、二回、次長と院長をやらされたわけですので、一言で言えばそういうこと、責任はあるわけですし、議事録の話もぜひまた後で伺いたいと思えますが、今まとめておられますとおっしゃっているの、それについて、専門性の問題、それからやはり長としての責任の問題、それからそれまでの間の不作為の問題、いろいろな話が出ましたけれども、後輩に向かって、今の国会の議論を踏まえて、一言ぜひ言つてほしいことは、どんなにしたら信用されるようになるのか。

それは日本だけじゃないんです。これだけの先進国で技術立国なんて言っていたのが、こんな

ていたらかかぬというふうに思われているわけなので、ぜひ寺坂院長の熱い思いを後輩に言つていただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 本日もいろいろな御指摘、御批判をいただいたわけでございますので、そういう立場から何かを申し上げるということも余りできていないのかもわかりません。わかりませんけれども、いわば緊急時の対応というものをどういう体制でどういうふうに行っているのか。これは備え不足ということで申し上げた話でありますけれども、そういうこと。

それから、やはり安全基準。行政庁は基準に従つてどうしてもやる。それを超えるということについては、何らかのことがないとなかなか難しくなるといふのもまた現実でございますので、そういう基準づくりというものをこの機会に改めてしっかりやり、日々その安全を第一として進んでいく、そういうことが最も重要なものだというふうに考えてございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。  
IAEAの方も、日本のその基準づくりが非常に責任逃れの記述になっている、何をやるべしとかそういう話で、ディテールはきちつとやっていないという話では、各国を比べていただけるといふ話をきつちりと、ある程度世界でも見られるように、みんな見えていますから、またこんなことをやっているのかと言われても困るので、ぜひその辺をしっかりとやらせてもらいたい。こちらの委員会では思つておりますし、前院長としてもそういうことをぜひ伝えてもらいたいと思つております。

本日に、きょうはお時間をいただきましてありがとうございました。きょうの委員会はこれで終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

午後四時四十一分散会

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 運営規程

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 運営規程

(総則)

第一条 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成二十三年法律第百十二号。以下「法」といふ)及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に關する件(平成二十三年十一月二日両院議長協議決定。以下「両院議長協議決定」といふ)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 委員会は、必要に応じて、随時、開会するものとする。

(招集請求)

第三条 三分の二以上の委員は、連名で、委員長に対し、両院議長協議決定第一条第一項の規定による委員会の招集を請求することができる。

(委員の代理出席の禁止)

第四条 委員会には、委員本人が出席するものと、代理出席については、これを認めない。

(参与等の出席)

第五条 委員長は、委員会の議事内容に關連して特に必要な場合には、参与、事務局職員その他これらに準ずる者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(主査)

第六条 委員長は、第九条に定めるワーキンググループの連絡調整その他委員会活動の効率化及び合理化のため必要であると認めた場合は、委員の中から主査を指名することができる。

(会議の公開等)

第七条 委員会の会議は、公開する。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

<p>2 委員長は、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の場合であつて会議を非公開とすることが必要であると認めるときは、会議を非公開とすることができる。ただし、三分の二以上の委員から、当該非公開とすべき事由がないことを理由として会議を公開する旨の請求がある場合には、会議を非公開とすることができない。</p> <p>3 前項本文の規定により委員長が会議を非公開とした場合は、委員長は、当該非公開とした事由を公表するものとする。</p> <p>4 第二項本文の規定により会議を非公開とした場合において、当該非公開とした事由が終了したときは、会議は、公開するものとする。</p> <p>5 会議を公開する場合における傍聴については、その会議が行われる場所を管理する議院の傍聴の例（会議が議院外で開会される場合においては、当該会議が開会される施設の管理の例）に準ずる。</p> <p>6 委員会における配付資料については、公開する。ただし、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の場合であつて委員長が配付資料を非公開とすることが必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（会議録の記載事項）</p> <p>第八条 会議録には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>一 会議が開会された場所</p> <p>二 開会、休憩及び散会の年月日時刻</p> <p>三 出席した委員長及び委員の氏名</p> <p>四 会議に付した案件の件名</p> <p>五 議事</p> <p>六 表決の数</p> <p>七 参考人</p> <p>八 資料の提出の要求</p> <p>九 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会に対する国政調査の要請</p>	<p>十 その他重要な事項</p> <p>（ワーキンググループの設置）</p> <p>第九条 委員会は、法第十四条に定める予備的又は補充的な調査のため必要であると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。この場合においては、その構成員の選及び運営について、公正性及び透明性が確保されるよう、留意しなければならない。</p> <p>2 委員長及び委員は、前項の規定により設置された全部又は一部のワーキンググループに属することができる。</p> <p>3 委員長は、委員の中から二名を、各ワーキンググループの共同議長として選任する。</p> <p>4 共同議長は、共同して、当該ワーキンググループの議事を整理し、意見を集約する等その権限を行使しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>（細則）</p> <p>第十条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成二十四年 月 日から施行する。</p>		
--	--	--	--



# 第5回委員会



# 第5回委員会

平成24年2月27日

(参議院議員会館内講堂)

## 概要



リチャード・A・メザーブ 参考人  
(元米国原子力規制委員会委員長)

1 1999年から2003年まで米国原子力規制委員会の委員長を務めたリチャード・A・メザーブ博士を招き、原子力規制組織の在り方等について説明を受け、意見交換を行った。米国でも、かつて同じ組織が原子力の推進と規制の両方を担っていたが、この体制では厳しい規制ができないとの認識から、独立性を備えた規制機関として原子力規制委員会(NRC)が生まれた。発電事業者においても、原子力発電運転協会(INPO)を立ち上げ、規制に基づく義務を超えた「最高レベルの安全性と信頼性」の達成を目指し、各種活動を行っている。

メザーブ博士は、規制機関には独立性と透明性が重要であり、米国では例えばベントの指示を大統領が出すようなことは考えられないと述べた。

## 得られた教訓・知見

### ○原子力に関わる者全てが高い安全規範を持つべき

原子力に携わる者は安全に対して高い規範を持たなければならず、常に、より高い水準の安全を目指して取り組む責任を負う。事業者やメーカーが、規制機関が定める基準を守っていればよいといった甘えた考えを持つことは許されない。規制機関も、専門性では事業者にかなわない、一義的な責任は事業者にある、といった言い訳は許されない。

### ○事業者は事故と被害拡大の防止に一義的な責任を負う

発電所の事故防止と被害拡大の阻止については事業者が一義的な責任を負う。緊急時の事故対応において、事業者は政府や政治家の影響を受けず、自らの責任の下に判断する必要がある。発電所の運転において、政治家の判断を仰がねばならない事態は避けるべきであり、事業者は、安全確保のための厳しい原則を自己責任において確立し、常にそのための能力を維持しなければならない。

### ○規制機関は事業者に正しい判断をさせる責任を負う

規制機関には、平時だけでなく緊急時においても、常に事業者に正しい判断をさせて、事故の拡大を防止する能力を備える責任がある。その責任を負うためには、規制機関の独立性が確保されなければならない。また、規制機関は、あらかじめ緊急時を想定し、役割分担及び指示命令システムを明確にするとともに、訓練によってこれを徹底的に浸透させる義務を負わなければならない。

### ○全ての意思決定を透明にすべき

国家安全保障等に係る場合を除き、全ての意思決定を透明にしていくことが、独立性を確保し、また、国民そして世界からの信頼を得る上で非常に重要である。

### ○規制機関は専門家を育成すべき

NRCでは原子力安全に人生をかける専門家人材が主体になっている。「原子力安全を第一の使命とした組織」の中でキャリアを積めるようにすることがポイントである。官僚組織の中をローテーションしながら育成された人材が緊急時に役に立たなかったことは、当委員会でも明らかになった。専門家にインセンティブを与えることも重要である。

### ○事故調査機関は独立性と透明性を持つべき

原発事故調査においては独立性と透明性が何よりも重要である。国会事故調のような独立の第三者機関を活用していかなければ、世界に対して説明がつかないと同時に、世界からも信頼を得られない。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第五号

平成二十四年二月二十七日(月曜日)

於参議院議員会館内講堂

午後一時三十分開会

出席者

委員長 黒川 清君

大島 賢三君

櫻井 正史君

田中 三彦君

蜂須賀禮子君

崎山比早子君

田中 耕一君

野村 修也君

横山 禎徳君

参考人

(元米国原子力規制委員会委員長)

(カーネギー研究所理事長)

通訳

通訳

参与

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局長

リチャード・A・メザープ

長井 鞠子君

佐々江信子君

木村 逸郎君

安生 徹君

本日の会議に付した案件

これまでの調査活動報告について

今回の事故に関する世界の評価、原子力規制組織の在り方及び第三者委員会の重要性等について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調と言っておりますが、第五回の委員会を開会いたします。

まず、調査活動報告についてですけれども、現在の各ワーキンググループの調査活動について報告いたします。

○野村修也君 野村でございます。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第五号 平成二十四年二月二十七日

私の方からワーキンググループの活動状況につきまして御報告をさせていただきます。

まず、第一ワーキンググループ、事故調査を対象としておりますが、こちらでは前回御報告のものに含めまして七回、東京電力に対する基幹的ヒアリングを行いました。こちらが終了しております。さらには、原子力技術や地震、津波に関して専門家へのヒアリング等を行っております。また、これらと並行いたしました、これまで入手した資料の調査、分析を行っているところでございます。

次に、第二ワーキンググループ、こちらは被害の調査を目的としているワーキンググループであります。こちらは放射線による直接の被害について、専門家に對するヒアリングやデータの解析を行っているほか、今回の事故の被害状況が今後どのようになっていくかを検討するに当たり、参照すべき事例であるチェルノブイリの事故についての専門家へのヒアリングを行っているところでございます。

最後に、第三ワーキンググループでございますが、こちらは政策の調査等を行っているところでありますけれども、第三ワーキンググループでは、今回の事故の關係者に対するヒアリングや資料調査を行っておりますし、さらには諸外国の原子力規制等についての調査を進めているところでございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、これから参考人からの意見聴取及び質疑応答を開催いたします。本日の委員会は、原子力規制組織の在り方や独立の第三者委員会の重要性等についての意見をお聞きしたいということで、ドクター・リチャード・メザープさんにお越しいただきました。

お手元の資料にドクター・リチャード・メザープさんの、現在はカーネギー・インスティテュート・オブ・サイエンスという、ワシントンにあるカーネギー・インスティテューションの一つのプレジデントでございますが、この、お手元の資料にあるようなバックグラウンドでありまして、ニュークリア・レギュラトリー・コミッションの一九九九年から二〇〇三年まで、ちょうどナイン・イレブンのころですね、委員長をされておられた方です。

ちよつと背景を申し上げますと、私はメザープさんとは二〇〇三年からちよつといろいろなお知り合いでありまして、何かあるたびにいろいろな連絡をしたり、いろいろなサイエンスのこととかいろいろと友人としていろいろなことに相談し合ったりしたことがありまして、今度もそういうことですので是非来ていただきたいなと思つていたところ、たまたま偶然なんですけれども、畑村委員、御存じのように、先週末来られて、インターナショナルアドバイザーのメンバーのお一人に来ておられまして、そのときに二日滞在を延ばしていただきました。今日参加していただくということになりました。

そういうことで、本日はこちらの委員会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。初めに、メザープさんの方から御意見をいただきます。その後、委員とのいろいろ対話を始めてみたいと思っております。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 黒川先生、ありがとうございます。本日は、このようなチャンスをおいただきまして、委員会の会合に参加できるのをうれしく思います。

私のコメントがお役に立てればよいのですけれども。

全世界は注目しております。福島事故がどのように展開していくのか、津波の結果どうなるのかということ懸念を持ちながら、そしてまた、同様の気持ちを持ちながら見詰めておりました。全世界は見詰めておりました。そういった意味で、ささやかではございますけれども、何らかの助力になればと思つてここに参りました。すなわち、今回の大災害の中でも、原発という一つの要素に關してお話をしたいと思つております。

この国会事故調というのは、非常に異例な形でつくられたというふうに前に御説明を伺いました。そして、憲政史上初めての試みでこのような調査会ができたということを知りました。私は、ちよつとそれを聞いてびっくりいたしました。なぜならば、アメリカという観点からいたしますと全然異例なことではないというふうに思つたので

幾つか例を申し上げますけれども、福島のイベントが原因となりましていろいろなことが、アメリカでもいろいろなものができておりました。同じようなグループがアメリカの議会によって設立されているということもあるもので、そういったことについてもお話をしたいと思つております。

議会が指示をいたしました。全米科学アカデミーというのがあるんですけども、これは独立した機関でありまして、政府に助言を提供する機関なんですけれども、その全米科学アカデミーに對して研究をするように、福島事故と関係のどういふことであつたのか、それがアメリカの原子力安全にどんな意味合いを持つのかということ

を研究するようにという指示を出したのであります。議会の指示で。ちよつとそれが始まりました

ころであります。そして、二年間の調査をするこ  
とになっております。米国議会がそれをさせるた  
めの規則などもちゃんと作ったわけでありませ  
す。私もブルリボン委員会というのに携わっ  
ております。これは、ブルリボンコミッション  
というの、エネルギー長官が大統領の指示に基  
づいてつくった機関であります。我々の作業が  
ちょうど半ばであります。それぐらいのときに福  
島の事故が起こったのであります。

そこで我々が与えられた使命というのは、  
使用済燃料をどういうふう処理するのかという  
ことについて勉強することになっておりま  
した。福島におきましても使用済燃料というの  
は大変大きな関心事項であります。このプロジェ  
クトはちょうど完了したところでありまして、報  
告書も皆様、ホームページで見ることができま  
す。

我々、いろんなパブリックヒアリングを、この  
ような形でのパブリックコメントをたくさんちよ  
うだいて結論を出したわけでありませぬ。こ  
も、国会の活動といたしまして、我々の場合にも  
アメリカの議会がお金を出してやっていると  
す。ただ、行政府が実際にそれを実行している  
ということはありません。議会の指示でお金  
が出ていくという関係にありません。

我々の報告書が出たのは数週間前でありませ  
れども、いろいろなチャンスがありまして、そこ  
でブルリボン委員会の委員が証言をした、議会  
の委員会です。私もいたしました。数週間前に議  
会で証言を私もしております。ですから、これはア  
メリカではよくあることなんです。日本では憲政  
史上初めてのことでありますけれども、これは国  
会にとりましても有用なプロセスであってほしい  
と思っております。

それでは次に、ちょっと遠くからの意見とい  
うことになってきますけれども、福島の第一原子力発電  
所につきましても少し発言をしたいと思っております。  
冒頭申し上げませけれども、私は、事実に関し  
て持っている知識というのは、あくまでもマスコ

ミ報道を読んだものでありますし、また畑村委員  
会の中間報告書を読んだ結果でありますし、また  
いろんなところで専門家と議論した結果でありま  
して、直接の情報を持っているわけではありませ  
ん。私、元々の日本のドキュメントを直接読むと  
いうことはできませんでしたが、セカンドハン  
ドの情報であるということはお断り申し上げてお  
きます。それからまた、文化的なまた法律的な側  
面というの、全てを知悉しているというわけ  
でもありません。

私は、ここで一つ何か意見を申すというのとは  
も不適切なことだと思っております。何か私な  
りの判断をするというのとは不適切なことだと思  
っておりますけれども、私といたしましては、何か  
を、誰が責任があるのかというふうなことに  
て発言をするということもなかなか難しいことだ  
ろうと思っております。

一つ明確にしておかなければならないことがあ  
ります。日本におきまして、これも結局は私の印  
象にすぎないのですけれども、知識に立脚してい  
ない話でありますけれども。

IAEAにはいろいろな安全基準というのがあ  
ります。そしてヒエラルキー的な構造があるの  
です、そういったスタンダードに関しては、ま  
ず最初は、一番上のところでファンダメンタル  
セーフティー・プリンシプルという原理原則があ  
ります。その原理原則の下にいろんな要件があり  
ます。リクワイアメント、それから指針というの  
があります。ベストプラクティスというのもそこ  
から生まれてきたりいたします。

最初の安全原則というのは、これは何よりも重  
要なことでありませけれども、オーナーでありオ  
ペレーターである人が第一義的な安全上の責任を  
持つということでありませぬ。もちろん、いろい  
ろな権限を委譲するということはできると思いま  
すけれども、規制上の法令遵守だけではその責任を  
果たしたことはないというところでありませ  
ぬ。規制法の、規制上の遵守というのはこれは当  
然でありますけれども、オペレーター、事業者が

全面的な安全上の責任を持たなければならぬとい  
うことでもあります。そして、どうやって安全性  
をやつたらいいのかということも考えるというこ  
とは、法令遵守を超えるようなところがありま  
す。それはまさに、それがあつてこそ社会がそこ  
を信頼するのであります。

二つ目の安全原則、安全基準というのは、レ  
ギュレーター、規制当局の責任に属してありま  
す。規制当局というものは重要な役割を果たして  
おります。オペレーターがやるということでは、規  
制当局は何もやらなくていいということではな  
いのです。ただ、バックストップという義務であ  
ります。事業者がちゃんと責任を果たすことがで  
きるようにバックストップとして責任を果たすとい  
うことなのです。

私は幾つかの特徴があると思うのです。そう  
いった特徴を頭に入れて、それでもって規制当局  
が何をなさなければいけないかということも考  
えることができると思うのです。まずは何を目的  
とするのかということも考えなければなりません。  
日本の文化、それから日本の法体系の中で適切  
なものはどういふことなのかということは分か  
りませぬけれども、これは国会、そしてこの国会  
事故調査が整理して決めることだと思いま  
す。どういふふうにするかは日本のシステムの中  
でその目的を達成する道なのかは決めてい  
たいと思います。目的といたしまして重要な  
ものには、目的といたしまして重要なもの  
は、目的といたしまして重要なもの  
は、目的といたしまして重要なもの

まず第一は、責任の範囲ということについて  
です。  
大事なのは、規制当局が基本的に連続したま  
まった責任を持つということでありませぬ。安全  
性だけではありません。安全性だけではなく、セ  
キュリティーの問題、それから放射線防護の話、  
それからセーフガード、これは原子力施設にか  
わってくる問題でありますけれども、そういった  
ことについてです。一つの分野で何かをするとい

うことは、別の分野であなたちがすることに  
影響するわけです。そこには必ず連続的な接続  
があるのです。ですから、包括的なシステムを持  
つて全ての目的を同時に達成するようにしなけ  
ればなりません。適切なバランスを取ることが  
必要であります。

ですから、一つの目的というのは、どうい  
うに責任を一つの機関にまどめるのか、あるい  
は一つではないとしても、少なくともインター  
フェースが確保されてい、それぞれの責任とい  
うのがちゃんと達成され、しかも最適な形で達  
成されるようにしていくということを考えるとい  
うことなのです。

二つ目のファクター、それは独立性というこ  
の重要性であります。  
規制当局というのは自由であり、政治的な介入  
から自由でなければいけません。それから、ライ  
センシー、事業者からの自由もなければいませ  
ぬ。安全性ということを考えて、そして安全性を  
達成することが事業者の第一義的な関心事  
わけです。

今こうした話をしておりませぬ、アメリカに  
おきましては一時期的アトミック・エナジー・コ  
ミッションと呼ばれる組織がありました。その委  
員会が規制に責任を持つというだけではな  
くて、原子力の開発やプロモーションに関して  
責任を持つという組織でありました。それが一  
七五年に、これは利益の相反だということにな  
ったのであります。原子力をプロモーションす  
るという義務といたしましては邪魔になる、  
厳しい規制をするということの邪魔になるとい  
うことが認識されたのであります。

その結果、ある決定が下されまして、分離す  
るということになりました。規制的な側面という  
のは分離するということになりました。そこで原  
子力規制委員会が生まれたのであります。規制の責  
任はそこが取るようになりませぬ。そして、残  
りの部分、アトミック・エナジー・コミッション  
が持っている残りの部分というのが究極的には今



ネルギー省になったわけであり。エネルギー省というのはプロモーションをする役割を持っており。NRCというのは純粋に規制の役割を持っており。

三つ目の目的、皆さん方が求めなければいけない目的、規制当局に関して、それは完全な法的な権限を持って、それ自身が、どこかに頼らずに自分自身が権限を持って、そして規制面での要件を達成することができるように担保することです。お金もなければいけませんし、仕事をするためのファイナンスも必要であり、自信を持って、完全にスタッフを持ってこいう責任の履行をしていかなければいけません。基本的な能力がなければいけない、その能力がそこには備えられていなければならないのです。

四つ目、規制当局は権能を持っていない限り、原子力ということでは、原子力ということかといいますが、そこには深い技術的な問題もかかわってまいります。高度な法的な問題も入ってきたりいたします。そうなりますと、やはりキャリアスタッフで十分そういつたことを知っている人たちが持つことが必要です。そして、事業者に対しても効果的に対応することができるといって、深いテクニカルなレベルでコミュニケーションができる人材がなければいけません。

スタッフというのはフェイステイカーとしていなければいけません。技術面だけではなく、規制のツールというものはどういものがあつて、安全性を担保するためには何を使ったらいのかというところについても知識を持っていないならばなりません。そのためにはキャリアスタッフが必要であり、私の考えでは、それが一番いい方法だと思えます。キャリアスタッフがちゃんといて、そして職員としてその機関の中に存在するということです。そのような責任を持った一つの省庁の中にいるということ。

ております。NRC、原子力規制委員会には四千八百人のスタッフがおります。職員がおりまして、その中の多くはもうずっと最初からNRC以外で仕事をすることがない、ほかの機関に行ったりすることは少ないような人がたくさんいます。給料のレベルもいいし、いろんな努力をいたしまして、彼らのニーズ、個人としてのニーズが満足されるように、そして仕事の面でも満足されるようにということが注意を払われております。

ある調査があります。これは、フェデラルワーカー、連邦政府の職員関係の団体がやっている調査があります。NRCは、この五、六年でどうか、いつも第一位あるいは第二位のベストプレイスとして選ばれております。連邦政府職員が働くベストな、あるいは二番目にベストな場所だといふふうに位置付けられております。プライドを持って仕事をしようというキャリアスタッフがいれば、達成感を持って、そして使命感を持って仕事をします。だからこそ、そういう人たちは、自分たちのNRCというのには一番いいところだといふふうに感じている、満足度が高いのだと思えます。

五つ目の要素、私が言いたいのは、オープンであるということ、そして透明であるということの重要性であります。原子力関係の問題というのは、人々は恐れを持ち得る問題であります。そして、例えば閉鎖的なところ、閉じられたドアの後ろで決定が下され、説明されないということになりますと、何であんな決定をしたんだろうと人々は疑念を持ったりいたします。不信の念がそこから生まれてまいります。ですから、このような不信の念を払拭する方法というのは、オープンで透明性のある形で物事を処理するということであり、そうすれば、国民はしっかりと認識を持つことができます。

そういう決定が下されたのか、なぜ決定が下されたのかということが分かります。それ以外では、国民は、チャンスを与えられ、もし関心があればインプットを提供するという

チャンスも与えられるべきだと思えます。NRCはそういうことをやろうと常にしております。いろんなパブリックヒアリングで関係者をお呼びして発言をもらうということもやっております。

それから、委員会の会議は全てパブリック、公開であります。ただ、非常にコンフィデンシャルにやらなければいけない、例えば機密情報がかかわってくるようなセキュリティー絡みのことをやっているときは別かもしれませんが、あるいは企業情報ということ、どうしても機密にしなければいけない、公開できないというような非常に限られたものは別ですけれども、そういう限られたもの以外は全てパブリックであります。ですから、皆様方にも、NRCのホームページを御覧になってください、アメリカのそこを見てくださいと、例えば事業者とのコミュニケーション、それから事業者からNRCに対するコミュニケーション、それが全部見ることが出来ます。オープンになっています。決定が下されたときには書面によるドキュメントというものがあつて、それは公に入手することが出来ます。誰でも読むことができます。どういう決定であったのか、なぜそういう決定が下されたのか、全て明らかにしています。それは重要だといふふうに申し上げます。

なぜならば、私はこういう考えを持っております。不信の念というのがあるのです。日本でも政府に対して、また事業者に対する不信の念もあると思うのです。それを是正する唯一の方法というのは、国民がアクセスを情報を持つということ、何が起きているのか、なぜ起ったのか、そして、コンフィデンスを持って、ちゃんと適切な意思決定が下されているなということを感じるということが重要だと思っております。

第六の要素でありますけれども、これは、規制のアプローチの重要性ということを申し上げます。私の意見では、それからまた、このNRCがい

かに運営されているかというための意見ですけれども、リスクを使うことによってプライオリティーをつくっていくべきだということです。これは、リスクが十分に分かったプロセスというふうに呼ばれているわけですが、米國では、実際に、全ての規制の項目は同じように重要ということではありませぬ。まず、リスクを考慮することによって最も適切なものを考える。そして、リスクを考慮することによって、どの規制が本当にまず向上させるものかということ、あるいは、それは最小化してもいいという区別をする。リスクにも限りがあります。ですから、そういう中で使ったリスクを、非常に最適なやり方によってリスクを保護することが出来る。リスクということを使ってこのプロセスをつくっていくんです。ですから、リスクを使うことによって、監査とかあるいは規制についての執行というものを見たいかなければいけない。

規制はたくさんあることをカバーいたします。単なるペーパーワーク的なものということもありまして、余りリスクということが大きくなければ、NRCの方は、この責任のあるライセンシー、事業者の方に、小さな違反というようなことだったらいらぬ矯正プログラムをやるようにというふうな委託することが出来るわけですが、NRC自身がこの規制のアクションを取ることがあります。あるいは、実際にそれをモニターすることによって、その後の、この違反についてちゃんとした矯正措置がとられたかというのを見る。しかし、そこに関してリスク的な規制の大きな問題はないということ。

しかし、検査によりまして非常に大きなリスクだということが分かった、問題があるということが分かった場合には、広範な規制の焦点を当てることによってこれを見る、そしてこれを矯正するということが必要です。極端な場合には、非常にリスクが高い場合には原発を停止させる、発電所というものをシャットダウンしてしまふ。

ですから、リスクというものを使うことによ

て、規制の中で何が重要か重要でないかという優劣を付けていくということが重要です。このシステムというのは必要です。それがうまく機能すれば、非常に、それをさせるためには、能力の高い判断ができるようなスタッフが必要です。それが、先ほど言ったように、やはりどうやってこの規制というものを構成していくべきかということにも関連してきます。

さて、次の問題に移りたいと思います。

今まで読んだことをベースにしました明白な問題があります。福島からは緊急対応についての問題があったんじゃないかということが読み取れております。とても重要だと思えますのは、こういう事故に対処する中で、明確に決められた指令系統というのをつくっておくことです。ということは、誰が責任を持っていくことが重要なのか、これを事前に決定しておくことが重要です。もちろん、あるものに関しては権限を委譲した方がいい。必ずしも、非常にトップでこの意思決定をするよりも、もし、ラインの方にこの権限を委譲することによってより多く知識を持って正確に対処できる、情報にアクセスできる人が決定を委譲してということでも、もっと適切な意思決定ができる場合もあるということを理解すべきです。

ですから、やはりその中で、いろんなレベルにおいて、どの責任が、誰が果たすべきか。そして、そこできちんとした指令系統というものを決めて、やはり事前にプランを作ることによって、誰がどんな責任を持つか、そして何ができるかができないかということを明白にしておくことが重要です。

それから、この脈絡の中で、また政府の役割、あるいは事業者の役割もはっきり決めておくことが重要です。米国では、その制度の中で、その役割として、やはりその権限を事業者が維持して、原発の安全性を担保することが重要です。NRCはそれを監督する、そしていろんな事業者との協議を行う。十分情報は得るわけです。しかし、ア

クションそのものは事業者が取るということですが、これはNRCがそれを精査するけれども、一義的にやるのは事業者です。

しかし、例えば、原発の域外に出てきた事故のインパクトとなりますと、もっと広い責任というものが考えられます。その中にはNRCの方が入って、どうやって、あるいはいつ、国民に対しての影響というのが起り得るかということも予測しなければいけません。それから、ほかの連邦省庁、米国でありましたらFEMAと呼ばれる緊急対応の省庁がありますし、また、連邦のレベルであらゆる緊急事態に備えなければいけないということがあります。ハリケーンとかあるいはトル

ネードとかあるいは洪水があつて非常に大きな影響があれば、FEMAがその能力とリソースを使うことによってそれに対処する。これはまた、原子力の事故に関してNRCと協議しながらこの責任を果たしていきます。また、こういうことに関して州政府の役割というものもあります。被災した州の役割、地方自治体の役割もあるのです。これは、きちんとプランができていて、どこが責任を持つか、何に対して責任を持つか、いかにしてそうした責任を行使するかということ。これは定期的なこのことを考え、また全ての当事者が参加するような演習のようなものをするということによってそれぞれの役割を理解しておく、そして十分な経験を積んで、その機能の仕方を理解しなければいけない。

ですから、やはりオフサイト、この域外に移ったような複雑なものには明確な役割をそれぞれの省庁に決めておく、政府のいろんなレベルで決めておくということが重要になってきます。

最後の点として申し上げたいことですが、これも、これはいろんな点において最も基本的な問題ではないかと思えます。一つ、非常に苦痛を持って学んだ、長年のこの事故の、あるいは二アミスの結果学んだこと。非常に重要なのは、成功の要素となるのは、特に原子力の使用の中で重要なのは、適切な安全文化、セーフティーカルチャーと

いうのを発展させることです。このIAEAの原子力安全グループが使っている多くの、さらにこの言葉をいろんな形で、政策ステートメントでNRCなどは改善しようというふうな努力してきましたけれども、安全文化とは一体何なのか、その意味するところは本当は何なのかという議論が行われておりました。

非常に広義に言いますと、これは義務ということと、安全こそが最大のプライオリティーなんだという考え方は、安全がコストよりも、あるいは発電のスケジュールよりも重要なんだ、まず安全に重きを置けという考え方は、やることは全て、やはり何といたって安全がきちんと提供される、そのほかのことを考える前にまず安全を考え設計せよということなんです。

ですから、特定のレベルにおいて一連のいろんな考え方はあるのは特徴ということが必要です。マネジメントはその中で役割を果たさなければいけない。その行動を通じて、あるいは決定を通じて、人々にそれを促進することによって、まず安全ということを知らしめなければいけない。それをまた超えて、全ての個人の責任というところにあるいは規制当局の全ての人が、安全ということを個人として最大の責任、責務として自覚するということです。これは、やはり何かあつたら疑問を持つという態度です。責任があるんだから、何か原発の中で安全ということに心配な事象があれば、個人の責任として何か手を打たなければいけないというふうなメンタリティーであります。

ということは、潜在的に何か問題があると気が付いたそのときは、やはりそれを上司に伝えなければいけない、これはやはり重要な問題です。問題があると一言しなければいけない。そして、もし上司が心配しない、そして関心を示さないと。当人が満足しないということであれば、その当人の責任として、そのすぐの上司を超えて問題があるということをも更に伝えなければいけない。そして、こういうふうなきちんとした報告が行われれば、会社側としてもシステムを設置しなければいけなくなる。そして、例えば上司の方がその個人的な責任というものを、安全ということを守ろうとした人に対して何か報復しようというようなことがあつたら、それを保護しなければいけない。NRCはそれに深く関与しております。こういう状況、例えば、安全の懸念ということを実際に示したために逆に罰則を受けてしまったようなことに対して手を打っているわけです。具体的なこのアクション、安全がまず先に来なければいけないということも体現して示すということなんです。

例えば、内部告発者に対しての保護ということも重要です。これはNRCでも同じようなことが行われるわけです。意思決定がNRCの中で行われる。そしてこれを、この中のスタッフがおかしいというふうな思ったら、自らの意見ということを示さなければいけない。そして、これに関してはより高いレベルで審議する。そういう問題提起した人に対して報復あるいは罰則というのは決してやってはいけないということなんです。

ちょっと時間を過ぎて、いろんなことについて話してまいりました。本日に、米国でも一九七九年、スリーマイルアイランドというひどい事故があつたわけです。そして、それによって規制のリミットを超えて放射能というものにいかなくなつた。しかし、そういう意味では、福島よりは軽かつたということが言えるわけですけれども、しかしこれは本当に驚くべきこととして、その前、人々は、もうこの機械は本当に安全なシステムで、間違つたことが起こるはずはないというふうな考えでいたわけです。規制の遵守をすれば安全というものが守られる。ですから、もう遵守すれば、その規則を守ればちゃんとできる。しかし、これは事実ではなかつたわけです。

スリーマイル島の事故の後、大きな変化がありました。規制の変化があつた。そして、それによってシステムを強化するということになつたわけです。その中で、特に非常にユニークに良かったこと

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第五号 平成二十四年二月二十七日

があります。安全制度というものをそこで改善したというきっかけになった。それぞれの事業者が、スリーマイル島の事故の結果、やはり脆弱性というのがあるんだということが分かったわけですね。どんな原発でも問題があり得るということですね。いろんなトラブルに気が付いた。事故があればどういう原発でも影響を受けるということが分かったわけですね。そして、自ら関心を持つようになった。そして、お互いに監視し合うようになった。それを通じて安全を達成するという意識が高まったわけですね。それによってINPOと呼ばれている原子力発電運転協会というのをつくりました。これは非常に大きな監督能力を持っておりまして、それぞれの事業者がその組織に対して、このINPOに対して、いわゆる規制の義務を離れた意味で、いわゆる自分たちの運転のエクセレンスを達成するということです。

ですから、こうした検査というのは非常に積極的なものです。問題があったら決してそれを隠さないということですね。そして、必ずこれを変化させなければいけない。強制的な変化というのは、ほかの原子力界の人たちもこの問題について十分な情報を受けるといことです。このCEOが年次総会の中で、仲間のCEOに対してなぜこういう問題を起こしたかということを説明する。そして、どうやってこれを解決したかも説明する。これは、言ってみれば、ちよつとCEOにとつては恥ずかしいわけですね。こんな事故があったということをお話しなければいけない。しかし、インセンティブを与えることによって、事業者がお互いに安全を守ろうという意識でこれが行われているわけですね。

それからまた、これによって私が最初に言った点が強化されたというふうに思います。事業者の第一の責任、安全という責任を守ることですね。幸いなことに、米國でスリーマイルアイランド事故の結果つくられたわけですが、それぞれの事業者が立ち上がってこの責任を取ろうというふうに考えたわけですね。決してNRCの役割をこれによって小さくしたわけではありません。また、逆の形でこの安全の目標というのが重要だという認識は更に高まったわけですね。

また、同じような機会というのが今、日本にもあると思います。そして、この事故から学ぶ、そしてそれを通じて皆さんの安全制度というものを同じような形で改善していく。もちろん、方向性はNRCとは違うことでもいいとは思いますが、また、やはり変化を起こすという機会がある。

私のコメントは皆さんにとつて有益なものということを考えています、非常に重要なお仕事を皆さんなさっていらっしゃるわけでありしますので、どうも御清聴ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 大変ありがとうございます。今のメザープさんが言っていた、九つのポイントです。今回の福島へ来る道を考えても多くの習うことがあるのではないだろうか。しかも、このような世界の状況の中で、日本は非常にテクノロジーもインダストリーもアドバンスであるという国でこういうのが起こったということや、やつて世界の共通の財産にしていくのかということや、とがすごく大事だと私も最初の辞令をいただいたときに申し上げましたけれども、そういうことでもアメリカでもそういうカルチャーができていたんだけれども、特にスリーマイルアイランドの中からはどういふふうに変わってきたのかという話も伺えたし、そこからいろいろなパーセプションとか、哲学的な態度も変わってきたんじゃないかなというふうにも思えたところもありました。

そこで、いろいろなコミッションの方から、委員から質問があると思いますが、私が最初に、そうすると、原子力にかかわるといふ人たちにとつては、今セーフティーファーストというのが一番の大事なことだということをおっしゃいますけれども、そのようなセーフティーファーストという、それぞれのかかわる人がそれぞれの立場

でどのような責任意識を、それを浸透させてみんなが共有していくかということについて、ちよつと、追加的ではないんですけども、繰り返しておっしゃいましたけれども、もう一回私の方から、どのように皆さんがそういう意識を共有していくようになってくるのか、あるいはそれが組織として共有されていくプロセスにどんな工夫がされているのかなという話をもし伺えればと思います。よろしいでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 安全文化というのはなかなか測定難しいものです。測定ができません。しかも、正確に定義することも難しいものです。どうやってそれを達成するかというのなかなか言い難いものがあります。いろいろな次元があります。セーフティーカルチャーといつても、そのセーフティーカルチャーの自身、材料というのがいろいろあります。それをもつて安全文化というのが定義できるんだらうと思います。

前にも言いましたように、まず、リーダーがコミットをするということ、自分の行動、自分の決定で安全が第一なんだということをもつて示すということですね。

それから、プロセスの中にもう一つあり得るの、迅速に評価をする、そして問題があればそれを特定する、評価することです。そして、それはリスクの意味合いということもあるでしょう。そして、これは問題だということ、みんながそれにセーフティーシグニフィカンスということを知るようになる。そのプロセスがあれば、それをフォローして、ちゃんと評価をして適切に是正をするということが行われるようになるでしょう。

それから、前に言いましたように、各個々人は義務を負っているのです。安全を担保するための説明責任を負っているのです。問題が起こってきて、この人は見ているはずだったと、ちゃんと安全性に対応すべきだったというふうには、人間のパフォーマンスを評価するときにはそれは考慮され

るわけですね。更なる訓練をすることが必要なのか、あるいは解雇することが必要なのか、そういうことを決めていかなければいけません。適切な手続を取らなかつたならば、ちゃんとそれなりの結果というのが出なければなりません。

それからまた、安全が第一になるような考え方、プロセスを全部見て、そして働く人にとつてのセーフティーだけではなくて、そのプラント全体が、プロセス全体が安全性というものを是正していくことができるような、そういうプロセスがあるかどうかということも見ていかなければなりません。

継続的な努力も必要です。どうやったら安全が担保できるのか、そしてその問題に対して目を開くというための継続性も必要です。もし、明確に、福島でも明らかにしたように、問題があると、もう想定外のことというのも起こり得るのだということが分かったわけですね。ですから、そのことを想定しておかなければいけない。それに対して計画をしておかなければいけないということですね。ですから、継続的に努力をして、どうやたら対応できるかを学んでいくということなんです。今、世界的にそういうことが行われております。福島事故の結果、世界的にいろいろなことが行われております。

これも、前に言いましたように、安全を意図するような労働環境が必要であります。例えば、報復のおそれなく、あるいはハラスメントを受けるということなくちゃんと安全第一ということが指摘される、そういう環境がなければなりません。そして、コミュニケーション、労働者と話をするときにも必ず、また市民と話をするときにも安全性ということを強化するようなコミュニケーションをしていく必要があります。

一番大きな危険は、どういふ原子力施設であっても、一番大きな危険というのは、ちゃんとやっているよと、自分はちゃんとやっているよと信じている、そして自己満足になってきて、これ以上は、もう我々は優秀なんだから、何も起こらない



んだから何もなくていいというような思いになつてしまふということだと思います。ですから、継続的に努力をし、改善の余地を見付けていくということですね。原子力の世界におきましては、改善をしない、改善をしようとしていない場合に、必ず後退するというようなルールがあります。そういったことを認識しなければなりません。継続的にちゃんと物事に閉じてベターになつていくプロセスをたどることが必要です。

○委員長(黒川清君) それでは、これはオーブニングの方で、全般的な質問として、大島委員

○大島賢三君 メザープ博士、大変示唆に富む御指摘、ありがとうございます。

先ほどのコメントで、一九七九年ですか、スリーマイル島の事故から多くを学んだ、教訓を得たと、それを安全向上のためにアメリカとして経験を生かしたというお話があり、INPOの話もございました。

それから、今年でちょうど三十二年、三十三年になりますか、つい先日、新聞にも報道されましたけれども、二月九日のことでしたかね、ジョージア州でスリーマイル島以後初めてアメリカで新しい原子炉二基の建設オペレーションの許可が出たと、こういうことがありました。このスリーマイル島の言わば後遺症が三十二年続いたということでは必ずしもないんだろと思えますけれども、このスリーマイル島事故がアメリカの原子力安全向上に振り返ってどういう意味を持ったかということも、もし追加的なコメントがあればお伺いしたいのと、それから、その後、チェルノブイルの事故、一九八六年にありましたけれども、このチェルノブイルの事故から米国が教訓として学んだものは何だったのか、それをどのように生かしたのかという点についてもコメントをいただければ幸いです。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) ありがとうございます。

私が話した、非常に態度が変わったと言いました。

た。これは非常に基本的なこのスリーマイルアイランド事故からの教訓だったと思います。本当に非常に大きな事故、いわゆる商用の原発としては初めての重大事故だったわけです。これによって人々が認識したことは、もっと深く考えなければいけない、前と比べても安全達成というのは深く考えなければいけないという気付きであります。そこから一連の要件、リクワイアメントが出てきたということですね。それ自身、本当に累積的に考えれば、この安全というものを向上させた要素になつたと思います。

それから、スリーマイルアイランド事故の問題の一つというのは、事業者の方が、何が原因だったのかということ、そしてこれを適切に診断することによって、もしかしたらこれを取ればよかつたかということについて診断した。ですが、たということ、言ってみれば兆候的なことだけということ、全面的な診断をせずに表面だけを見ただけということ、そしていろんな手順と手順を見ることが、余り明確な形でいかうものを見ることによって、より深い高度な考え方で、きなかつた。ですから、より深い高度な考え方で、いわゆる確率的なリスク評価とやらが必要で、す。もっときちんとしたモデルをつくることによって、全ての経路でどういう結果とやらが出てくるか、原発が起す結果、そしてシステムチックな形で弱点とやらを見ることによって、それに対処するというような考え方が必要です。

それから、オペレーターのトレーニング、事業者の訓練というものも必要になってきました。やはりTMIの事故の後、この原子炉の事業者たちというのは、そのメリットとしてシミュレーターをすることができた。これは言ってみれば完全な制御室のレプリカのようなものです。そこで一週間、六週間のうち一週間はシミュレーターの中でトレーニングを受けるために使うということになりました。このシミュレーターの中での経験ということを通じて、その義務としてやはりこうしたい

事故に対して対処ができる、そして、もうもちろんこの発電所では、こういうことについては再発を望まないけれども、しかし、シミュレーターを使うことによってどういふことをやればいかとすることが分かるようになったわけです。非常に広範な訓練を積むことによって、これはやはり一連の活動の結果出てきたものだと思います。

事業者の側でも、非常に大きな動きというのは、先ほど言ったINPOという原子力発電連協会の創設です。ですから、態度が変わつたということですね。これは言ってみれば非常に重要な側面でありまして、人々の理解の中で、継続的にこの問題について改善のための仕事をしなければいけない、やはり時間がたつても安全というものが非常に重要だということの理念です。

それからもう一つ、やはり制御室の設計とかあるいは情報というものがすぐ出るようにする。TMIというのがいろいろんな計器というものの情報というのがすぐには事業者の手に入らなかつた、いろんな不思議な理由があつたんですけれども、ですから、こういうことについて詳細なことを見なければいけなかつた、システムチックな過酷事故についての分析というものが必要でありました。

これらの事故によって炉心についての損傷があつた。そして、もつと、こういう事故が起ることを防止する、それからまた、実際に事故が起きた後の減災ということによって悪い影響を減少させる、特に、これによってスリーマイルアイランドについてのこの責任、対処ということについてのいろんな学習があつたわけですね。ですから、本当にたくさんの方がそれに関連して起きてきたと思います。

今年の二月九日、先ほどおっしゃったように、建設運転許可というのが二基について下りました、ジョージア州のものですね。こちらは、このタイミングということ考えてみますと、二月じゃありません、十二月九日でした、このタイミングが分かつていただけたらと思います。

もちろん、NRCは、この炉の方は十分なこの状況に耐え得るだけの能力を持っている。一つ、ただ、現実としては非常に安全な設計というのを近代のものは持っているわけですね、古いものと比べて。この原子炉、これはいわゆるパッシブ、受動的、静的な安全システムというのを持っています。例えば重力というのを使う、あるいは自然の循環水というのを使うことによって冷却をするということですね。ですから、ポンプを使うという必要はないわけです。ですから、このシステムは自然の物理的な能力を使うということで、オフサイトパワーという、いわゆる外部電源を使うという必要はないということですね。もし問題が起きたとしてもそういう必要はないことになりました。

ですから、デザインに非常に前よりも大きな強さ、長所というのがあつた。悪い状況でも耐え得るといふことが考えられるわけです。ですから、NRCとしては建築許可を出した。そして、間もなく建設が行われるということになると思えます。

○大島賢三君 ありがとうございます。

チェルノブイルの教訓について、もし一言言っていたらと思えます。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) チェルノブイルというのは全然異なつたタイプの原子炉でした。アメリカの商業用の原子炉とは全然違うものでした。あれは黒鉛型の減速原子炉でありまして、その中には相当のオペレーターのエラーということがかかわつていたと思えます。

あのことがあつたということで、やはり大事なものは、いろいろなモードを重視するということ、どういふことで事故が起り得るのかということを見ることが大事だ、ロシア人は自分たちのオペレーションではそれを見えていなかったんだということが分かつてたわけです。ですから、一般的な義務が強化されました。緊急計画というのは高度な形でちゃんと考え抜かなければいけないという

ことが強化されましたけれども、技術的に言いますと、あの原子炉というのは、全然、日本にあるもの、あるいはアメリカにあるものとは違うものだったというところはあると思います。

ですから、そこから詳細にわたって、あの事故から何が教訓として学べたかというのは、それほど大きなものではなかったと思います、技術面では。

○崎山比早子君 どうもありがとうございます。

原子力発電所に事故が起きると、チェルノブイリもそうだし、今回の福島の場合もそうだけれども、国境を越えて被害がずっと広がっていくということを見ると、地球規模になる可能性があるというところを考えると、規制というものに関して、各国がするのではなくて、国際的な規制というものを考える必要はないかと思っております。今 IAEA が一部として思っているんですけど、それは設置基準とかそういうことに関しては何も決めていないということなので、例えば、地震がこんな多い日本に五十四基建つというようなことが、国際的な基準ということを決めれば阻止できるようなことになるのか、あるいは日本以外にでも地震のところに建つ可能性はあるので、そういう規制というのを国際的につくっていくという可能性はどうでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 一連の条約というのがありまして、事故に対処することができるようになっております。各国が事故に対してどう対処すべきか、条約というのがあります。

それから、原子力安全性に関する条約というものもあります、イラン以外はその条約に加盟しているわけですね。そして、そこには一定の要件といたのが条約上の要件として出てきます。義務が生まれてきます。例えば、原子力発電所の運転には義務が生ずるわけですね。

ですから、法的なコミットメントというのは既にあるのです。そのような条約に加盟するとい

うことは、日本もアメリカもそうだけれども、調印しておりますから義務が既に発生しております。ただ、執行能力というのはいりません。エンフォースメントはないのです。ただ、会合に、締約国の会合、三年に一回あるんですけども、そこにちゃんと出席して、そしてほかの国からの質問に答えなければいけない、あなたのところはちゃんと義務を果たしていますかという質問に答えなければいけないという義務を負うというだけなのです。

私は、アメリカを代表してそういった会議に出たことがあります。そのときには、びっくりしたんですけども、事実、その質疑というものは結構深いものがありまして、影響力を持つようなものだったなと思っております。ですから、次回、この締約国会合のときには、日本には随分の質問が出るだろうと思っております。

しかしながら、法的な拘束力を持った体制があるというところではないです、国際的には。いろいろな安全基準というのがあります。それは存在している。前に言いましたように、基本的な安全原理というのがあるというふうに言いました。それからまた、安全基準として要件が決まっています。それが、基本的に国際社会というのはいまうことをやるのが期待されているのだというところが盛り込まれております。

それから、一連のガイドというのがありまして、それとちゃんと決められておりまして、世界中のベストプラクティスが規定されています。これは誰でも読めるものです。誰でも入手できます。非常に有用なツールだと思います。そこで学習したことを交換することができます。その文書があるからということではなくて、国際的なプロセスを通じて各国の人が参加して作ったものだからです。そして、お互いに学び合うことができるから貴重なものだと思います。

しかし、法的に拘束力があるということではないのです。そういった基準の裏には拘束力があるわけではございません。ですから、国々が一つの

チャンスとして、IAEA が例えば自分たちの国に来て、そしていろいろな検査、査察をする、そしてどういうふうに行っているかということを検証してもらおうということをやってもいいという、そういうチャンスがあります。そこから学習をしようということができると思います。しかし、もう一度言いますが、法的な拘束力を持つようなものではないです。IAEA の査察というものはいろいろな問題を提起するかもしれませんが、国が必ずしもそれに対して対処しなければいけないということが義務付けられているわけではないのです。

私が恐れておられるのは、もちろん全ての国にとって大事なものは、規制システムをちゃんとつくって、理想的にはその規制制度というのが完全に国際的に決められているものを遵守する、IAEA の決めていただくことを遵守してほしいと思っております。私個人としては、国際的なそういうニュークリアレジームをつくりたい、そして国際的な規制当局みたいなものをつくりたいというところは可能なところ、ちょっと疑いを持っております。

幾つかの理由があります。

一つは、エネルギーというのはとても大事なものです。全ての主権国にとってエネルギーというのは大事なものであります。強い規制当局がいて、そして規制当局がどんどん入ってきて、あの原発を止めなさいと言ったとします。多くの国々は、私はアメリカだっただけだと思っております。でも、そのときに喜んで、国際的な機関が入ってきて、そして原発を止めなさいみたいなことに唯々諸々と従うでしょうか。それが一つ。

もう一つは、国民の反応ということがあります。信頼という目的から言いますけれども、規制当局というのは、国民にアクセスを持って、そしてちゃんと国民の情報をいつも聞くことができるような、そういうところでなければいけないと思っております。国際的な規制当局なんというのは、遠いところにおいて、そこで国民の意見を傾けた

りコミュニケーションしたりすることができるでしょうか。そこをちょっと私は疑わしく思っております。

ですから、強力な国際的な規制当局ができるというのはいちよっと思っております。けれども、しかしながら、大事なことは国際システムを強化することです。そして、全ての国にプレッシャーを強化して、自分の国も含めて必ず国際的な規範に遵守するようなシステムをつくるように働きかける、それはするべきだと思います。それは歓迎します、私は。

○野村修也君 今日、大変興味深い、しかも有益な御意見をちょうだいしまして、ありがとうございます。

私の方から三つほどお伺いしたいことがあるんですが、一つずつ区切って御質問させていただきます。

まず一つは、今日の御報告の中では、電力事業者は単に規制を守っておけばいいのではなくて、自分たちの中でしっかりとした検査をし合ったり情報交換をするというように、そのベストプラクティスを追求していくべきだと思っております。ちょうどいいかというふうにも思います。その手段として INPO という組織の御紹介もあつたわけなんです。過去にこのようにアメリカから日本の事業者に対して、過去にこのようにアメリカから日本にだけ行われていたものというふうにも理解してよろしいでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) コメントについては、ちよつと余りにも省略されているものになってしまいかもと思っております。けれども、チェルノブイルの後、前の質問に答えるべきだったんですけども、これは国際的な INPO ということ、これは世界発電協会というのもつくられたんですね。こちらの方は世界中の発電事業者が集まるという組織でした。これは INPO のモデルにもなったわけですね。そして、こ

これはオペレーターが互い、チェルノブイルの後、やはり何かINPOのようなものを持たなければいけないということで世界的な組織をつくった。これはINPOはまだ能力もないし、いろんな理由はあるんですけども、国際的な機関だということではいろんな役割を果たしているんですけども、INPOほどはまだ強力ではないかもしれない。

しかし、INPOの役割、こちらの方はいろんな交流を日本とは持っていると思います。福島原発の事故以降、いろいろなインタラクションがあったと思います。私自身、数か月前、INPOのヘッドが来まして、米側は、どういことが今後のリアクションとして起きてくるかということについて話しました。ですから、INPOの方は、今、日本に対していろんなものを提供しようという気持ちがあると思います。というのは、もう既に彼らとも話をしております。

一つ、INPOが非常に手を伸ばせる重要な分野としては、多くの能力あるいは経験というものを米国で既に積んでいる。特に、既に閉鎖された発電所についてどうやって安全に再開するかということを見ているわけです。いかにこうした検査をすればいいのか、どうやってそれを検討すればいいのか、それをどうやって対処すればいいのかという経験を持っています。ですから、再開ということをよく知っているということで、これはいいと思います。私の知っている限り、日本にはそういう経験はないと思います。ですから、INPOとインタラクションすることによってこういう意見を得ることができる、これは日本にとっても非常に大きなプラスになるんじゃないかと思えます。

○野村修也君 ありがとうございます。

ちょっと関連しまして、この一点目についてもう一点だけお伺いしたいのですが、福島事故が起る前の日本の電力事業者がこのINPOに対しての関心の持ち方と、事故後のこの制度に対する関心の持ち方は変わったというふうにお

感じに変わりますでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) それについてちょっとコメントするほど十分知っていません、状況を。

○野村修也君 分かりました。ありがとうございます。ちょっと続けまして、別のことについてお伺いしたいんですけども、事故が起りました後の規制当局の在り方についてお伺いしたいと思います。

今、日本では、事故が起った後は、むしろ規制当局は一步後退して、官邸を中心とした政治が責任を持つて具体的な対応策を示すべきだという考え方が主流になっていくように感じられます。もちろんほかの意見もありますが、事故が起ったときに、規制当局ではなく、むしろ官邸ないしは総理を中心としたところが事故後の対応について具体的な指示を出すというふうな体制は、世界的に見てもどのような制度だというふうにお感じになられますでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) この分野での私の経験というのは、どちらかといいますとアメリカの経験に限られております。でも、国際的な何條とも話したことはありますけれども。

私の冒頭発言でも言ったと思いますけれども、指令体系、命令体系というのをきちっと定めておくということ、そして責任を、ちゃんと所在を明らかにし、いろいろなところで責任をちゃんと委譲しておくということ、事実上どうい人がアクテスをし、どうい人が行動すべきなのかということが定められていることが大事だということをお話ししました。

アメリカにおきましても、発電所内で起ったことに関してしましては、これはNRCの責任になります。すなわち規制当局です。事業者ともにNRCは非常に積極的にかかります。そして、緊急オペレーションセンターというのがありまして、これはワシントンにあるんですが、そこを通

してやります。そして、イベントをモニターし、アドバイスをします。何が起ったのかということ、規制当局と事業者の間で密に交流をします。そして、オフサイトの場合の権限というのは、NRC、それからFEMA、それから自治体、州政府などでありまして。大統領が役割を果たすということもある意味ではあるかもしれませんが、エアーフト能力を軍隊から提供してもらおうというふうなことがあったときには、大統領に相談をして、そういった緊急決定を下してもらおうということはあるかもしれません。そして、そういったところを発動するということはあるかもしれませんが、しかしながら、だからといって大統領のレベルで意思決定をするわけではありません。

○野村修也君 具体的に言って恐縮ですけども、例えばオバマ大統領が、例えば権限を決めておけばと先生はおっしゃられたわけですけども、オバマ大統領が具体的に例えはベントをすべきだというふうな指示を出されるということも決めておけば、それはそれであり得べき体制だということふうにお考えになられますか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 私の経験はもしかししたら日本には妥当なものではないかもしれない。しかし、米国では考えられません。そんな決定が、大統領が下すような決定になるということはないと思います。

○野村修也君 ありがとうございます。もう一点だけお伺いしたいんですが、NRCは五名の委員から成る合議制だということに伺っています。この五名がいるということが意思決定を難しくしてしまうということはあるんでしょうか。それとも、五名がいた方が意思決定はむしろ適切に行われるというふうにお考えになりますでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) これはもう一つ、スリーマイルアイランドの事故の後に出てきた問題です。そのことを話すべきだったかもしれません。

TMIIの事故の後の教訓の一つ、これはやはり、より早く意思決定をしなければいけないという問題だったわけですね。特に、非常に整合のある形、五名の人を集めて合意させるということです。ですから、ここで修正が行われました組織的なNRCのスタチュート、この法定事項に関して、緊急の際、米国の原発の緊急時におきましては委員長が唯一その権限を行使することができるといふことなんです。はっきりとした能力で意思決定ができる、なるべく早くできるという能力を確保するということなんです。

しかし、でも基本的な義務、いわゆる非緊急の場合には同じです。五名の委員会ということですので、全ての政策については五名で決定する。そして、これはこのNRCが五名を使ってやるということなんです。個人的には、それより大きな価値があるというふうにお考えしております。幾つかの理由がそれにはあると思います。

まず一つ目の理由として、実際に五人の知性の方が一人よりいいということなんです。政策決定をするというところであれば、それぞれの委員が個人的にこの元を評価し、そしてどういふうに考えるかということによって議決をしていくということなんです。そしてまた、その理由を説明するわけです。書面にされた形ではかの委員ともそれをシェアされる、それから国民にもそれが最終的には開放されていくということになるわけです。ですから、ここはやはり説明をする。

そして、私、委員長だったときにもあったんですけども、もしかししたら、最初投票して、二番目の投票のときには別の考え方に変わっているということもあるわけです。そして、実際に気持ちが変わったということで、二回目に関しては立場が変わるといふことでもあります。

ですから、やはり五人の委員を持つということには価値があると思うんです。異なる見解というものを物事を解決するということ、これは非常に良い、強い意思決定になる可能性がある。そして、いろんな異なる見解ということが表現さ



れるということ、意思決定がこれはやはり国民にとつて良い決定になるというプロセスを踏むことができる。

しかし、もう一つの側面として、これは、この規制されたコミュニティ、一人より五人の方がいいということがあります。システムのオペレーションのやり方、米國で考えてみますと、それぞれの委員が五年の任期を取ります。実際に五年間です。もちろん不適切なことがあれば途中で解雇ということもあるんですけど、通常は五年間。実際に一回目の任期がそれぞれ一人ずつ終わっていくということなんです。五年の中で、そうしますと、これは非常に安定性という意味があると思います。意思決定の中でも、一年に一人ずつがかわっていく。

物事が大きく変わるようなとき、しかし、突然一つの政権から別の政権になりますと、プライオリティーが全く変わるということはないわけですね。言ってみれば、継続性というのが担保されて、言ってみれば整合性のあるメッセージ、一貫したプライオリティーというものが表明できる。ですから、コミュニティの方も、非常に良い意思決定ということだけではなく、安定性が意思決定の中にあるということでメリットを得ることができると思います。

もちろん、米國の法律の中で、これは三名以上が一つの政党から出たはいけないということが書かれております。ですから、三名の民主黨員、それから二名の共和黨員というときがありました。が、そういう中で、こうした決定、意思決定を見ますと、それぞれが行った決定を見ますと、これが本当に共和黨員なのか民主黨員なのか、そこからは分からないということなんです。絶対党派的なものではない、安全というものが中心に来る、党派にこだわってはいけないということなんです。

しかし、共和党も民主党も、この意思決定の中に入るといふこと、そしてプロセスの中で議決をするといふこと、これは政治的なところから離れ

るといふこと、これは非常にいいと思います。また、安定性というものを重視し、また安全というのが本当に重要だということなんです。やはり二党ともその点では合意するということを示せるということができると思います。

○横山禎徳君 今のようなコミッションの構成でやって、多様な意見をチェアマンが決めるという形はなかなかよろしいという印象を受けました。が、NRCのスタッフは入るとずっとその組織の中にいるということ、これは、物の見方の多様性とかそういうことを育むには、少し、キャリアがその中だけというのは少し不思議な感じがするんですが、日本の場合も、いろんな多様な意見があつたはずなのにどこか取れんじまつた、いい形でなくすね、という問題があると思うんですが、その多様性を維持しながら、しかも速やかな決定ができるというのはどういう形ででき上がったんでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 職員が長く勤めているからダイバーシティがいなくなるといふふうには感じることが余りないですね。人々は就職をするわけですけど、就職をするといつて終身雇用ということが保障されているわけではないし、政府の職員ですから、チャンスがあれば適切な形でほかへ転職をするといふこともあり得るわけがあります。ですから、スタッフが変わるといふこともそれはあり得るわけがあります。

そして、責任をいろいろと分担させるわけですが、けれども、その責任の分担といふことには、その個人々の強さ、弱さといふことを勘案しているような地位に就けるわけですね。その人たちが一番いい成績を出せるようなところに人を置くと。そして、いい能力を持つている人は昇進させるということ、いろいろな経験を経んでもらう、幅広い責任を果たしてもらおうと、それぞれの能力を反映する形です。

基本的な安全を担保するための目的といふのは、意見が違えばいいということではないと思う

のです。みんなが目的においては一致している、しかしその達成の仕方は違うということだと思つておられます。それは問題によって中身は違つてくると思つておられます。ですから、いろいろな経験の範囲といふのが職員の間にあれば、そういう判断といふのは適切な形で下される、そして正しい道筋でアクションが取られるということになると私は思います。

○委員長(黒川清君) そこでいふと、例えば次のクエスチョンが、多分、レギュラトリー・エージェンシーにしてもオペレーターにしても、やはりそれぞれのところのおっしゃったようにコンビテンシーですね、それぞれの役割をしている人たち、それからレスポンスピリティーのある人たちのコンビテンシーがすごく大事だと思つておられます。それについてはこれからちょっと幾つか質問があると思うんですけど、その職員の質といふか、そのポジションにある人のコンビテンシーをどうアシユアするかといふことについて何かコメントはあるでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) まずは、その採用のときにスタートをいたしますね。NRCにおきましては、例えばあるポジションが空いたときには広告をいたします。こういうポジションが空きましたよといふふうに広告します。そうすると申し込んでくる人がいますので、インタビューをして、その中で教育や経験で能力があるということが分かった人を採用するわけですね。ですから、まずは採用のときに、元々の採用のときに質を担保するわけですね。連邦政府の中でも一番働きやすいところだといふふうには言われているといふことは、働きたい人がたくさんいるといふことです。そうなりますと、フロントエンドのところ、そういうたたくさんの人たちが入ってきたがと。

それから今度は、人事部でいろいろな活動があるわけですね、NRCの中でも。そこで、適材適所といふことで、スキルがきちつと使われているか、スキルがきちつと知られているかといふこと

を担保するようにいたします。そして、NRCの中でチャンスがあつてそういうたたくスキルを使うことができるかといふことを見ます。

それ以上では、NRCは訓練センターを持つております。自らの。NRCの職員はそこに行つてコースを受講することができます、トレーニングセンターあるいはNRCに関係するようなこと。それから、連邦政府という範囲の中で教育を更に受けるというチャンスもあります。そして、連邦政府がある程度お金を、例えば地元に行く場合には、自分の仕事に関係するような大学のコースを取るときには連邦政府が少しお金を出すということもあります。

ですから、人事政策といふのは、まず採用のときにちゃんと気を付ける、そしてその強みを育てていくということ、時間の経過とともに。○委員長(黒川清君) ほかに委員から質問ございますか。この職員の質のところでもよろしいし。○櫻井正史君 いろいろお話を伺つていて、本当に優秀な人材が集められているといふことは大変すばらしいことだと思つておられます。それに関連して今ドクターの方からいろいろお話がありましたけれども、もう少し具体的なことを聞かせていただきたいと思います。

先ほどベストブレイスといふことをドクターは言われましたが、どういうことから職員がNRCといふものについて魅力を感じ、そこの働きがいといふものを具体的にどこに感じているかといふところを御説明いただけると有り難いんですが。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) いろんな理由があると思つておられます。私自身がインタビューをやつて、なぜ、どうしてここで仕事しているんですかなんて質問したことがないで、私、委員長なので、そんなことはちょっとできない立場でした。

しかし、答えて申し上げられるのは、我々の機関といふのは重要な仕事をしていふという意

識が職員にあると思います。そして、この機関は適切なことをしようという意識、そして正しい回答を求めようという仕事をしている。そして、職員たちは、強いコミットメントを持ってそれを達成しようとしている。そして、これによって昇進したりそのリワードを得る人たちが出てくるんだと。そして、独立してきますので、いろんな圧力、ほかのところにあるような圧力から独立しているということもあります。

また、先ほども言ったように、機関の訓練とかあるは教育という意味での昇進の機会があります。ですから、キャリアパスというものが絡んで責任も増えてくるだろう、また能力も伸びるだろうということも期待することができます。また、やはり給与の構造としても、いわゆる全ての連邦の機関と同じなですけれども、NRCの方は更にボーナスを提供できるわけですね、特定の人でスキルが良い場合はボーナスを提供できる。そうやって辞めないようにするわけです。そして、そのポジションにとどまってもらうということ、より高いレベルの人たちがNRCで採用できる。ほかの連邦機関と比べても質が高いと思います。これは、やはりなるべく高くはか比べて高いレベルを求める仕事ということかもしれません。

それから、保育園のような設備もありますし、いろんなことで仕事をしやすくすると。非常に人間的な職場であると。そしてまた、男女にとっても機会が均等に与えられる。昇進に関して、また自らいろんな仕事の中で達成できるというようなことが保障されているわけです。

しかし、多くの政策、私自身それから委員が、もつと職員が重要だということである政策をつくらうといたしました。先ほどの議決ということで、スタッフにいろんなことを尋ねてやっていくということを進めていったわけです。

○櫻井正史君 ありがとうございます。  
それとちよつと違うんですが、先ほど研修ということをお話しましたが、その関係で二点お伺いしたいのは、一点は、NRCの職員になる人の

うち、原子炉のメーカーとかあるはプラントなどの経験者というものが入ってきているのかということと、もう一つは、逆に、転職した後にメーカーあるいはプラントに行かれる職員がいるのかということと、もう一つは、研修の中でプラントあるいはメーカーの方に派遣して、一定の期間そこで、現場というんですか、実際の経験を積まれているというようなシステムはありますかという

ことをお聞きしたいのですが。  
○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 訓練センターの話をしましたけれども、NRCがやっております、NRCの職員のためにNRCがやっているセンターでありまして、典型的には、職員を例えば業界がやっているようなところに送るといったことはやりません。もしそういうところに行くとしたならば、それは査察をするという検査をするというために送られるというだけあります。

例えば、オペレーターのライセンシー、ライセンスをするためには、そのライセンスをNRCからもらわなければ事業者にならないわけでありまして、ですから、我々は、そういう人々をちゃんと訓練するようにということは積極的にやっております。ですから、センターでトレーニングをするときにはちゃんとしたことがプロセスとして行われるように、そしてテストをちゃんとやらなければいけないし、それからまた、ライセンスをちゃんと得て、そして運転ができなければ困りますから、そういう人々にはちゃんとした訓練を施すということはやったいたします。

それから、スタッフがNRCに入るのには、それぞれいろんな入り方があります。人によっては直接大学卒ですぐに入るという人もいます。例えば、学部レベル、学士レベル、そういうところに入る人もいますし、ペンダーで経験を積んだという人もいます。別にペンダーであるはプラントで経験を持ったからNRCになれないということはありません。かえってそういう経験を持ってい

た方がそれは有用だろうと思います。それから、NRCのスタッフで業界に辞めて行くという人もいます。そして、オペレーターで仕事をすると、別に禁止事項というのはありません、そういう人もいます。禁止事項としては、職員としてそこで就職活動をする、求職活動をする、これは連邦職員としてのルール違反になります。しかしながら、実際にそこに辞めてから行くというのの全然禁止はされていません。

ただ、レベルによりましては、NRCにまた自分たちが辞めた後、クリーニングダウンピリオドと言いまして、一旦辞めてからNRCと連絡を取るといことが禁止されている期間があります。例えば、不適切な形で影響力を行使してほしくないということがあります。ですから、一定の制限というのがあります。一定のレベルがある人は辞めてから一定期間はNRCと連絡を取ることができないという制限があります。これは法令に基づいた要件です。

○櫻井正史君 どうもありがとうございます。  
○田中三彦君 いろいろ貴重なお話をありがとうございました。

二つちよつと、シビアアクセシビリティを起した原子力発電所の場合のNRCの対応の問題ですが、これも、既にお話しいただいているかと思いますが、もう少し端的に伺いたいたいんですが、福島第一原発のような事故が起きたときに、NRCはその事故の進展をモニタリングしながら、あるいは中央制御室に入ったりしながら直接その運転を指示する、あるいはNRC自身がその運転操作をするというようなことは、法的あるいは技術的に可能なのでしょか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 基本的な考え方、事業者がやはりこのオペレーションには責任を持つ。もちろん制御室には行って、何があるかということを見てコメントすることはできる。それによってある程度の命令を出すことはできる。本当に極端なこと、なかなかないと思いますが、コントロールを取るとい

ともあり得るかもしれませんが、しかしこういうことは決して起こらないではないかというふうにも思います。  
協議が必要であれば必ず行う、そしていろいろな関与をいたしますけれども、そうじゃなければ責任を取るの事業者というやり方が徹底しています。

○田中三彦君 ありがとうございます。  
もう一つ、シビアアクセシビリティが起きたときには、その運転の操作手順書というのが、マニュアルというのがあるんですけれども、それは全米の原子力発電所が全部備えていると思えますけれども、そういうものを同時にNRCも持つておられるのかどうか。シビアアクセシビリティ時の運転手順書をちよつとお尋ねしたい。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 全ての事業者が一連のドキュメントを持っています。必ずしもNRCが全てそれを審議するためにレビューできるものばかりではありませんけれども、この運転手順というもので、緊急の際、デザインベイスのイベントから過酷事故のマネジメントガイダンスというものもあります。全ての事業者の方が必ず備えてなければいけない。そして、きちんと事前にかかして、いわゆるデザインベイスを超えたような事故があったら、このコアがまた溶解したときにどうするかといったことに対処しなければいけない。しかし、これは言ってみれば規制の方では余り深くはつかんでいないものです。

手順でデザインベイスのこのオペレーションというのについて考えてみますと、例えば、福島原発の結果、NRCの方が果たして非常により強い規制のコントロールというものを、いわゆるデザインベイスの想定を超えたような、この規制の中にならざるものに対して対処するものを持つべきか。プロセスとか手順、これはデザインベイスのものとして緊急なものというのに関しまして、今まではなかった。しかし、これに関し

て、今後変わる可能性はあります。

○田中三彦君 どうもありがとうございます。

○委員長(黒川清君) そういうことを伺っていると、確かにそれぞれのオペレーターのカンパニーと、それからレギュレーターのレスポンスビリティというのが少しずつ違わけてですけど、そうすると、もちろんそのレギュレーターのところもそれぞれのエキスパートがいるので、何かのアドバイス要るようなときには、常に一応そういう人たちが配置されているということですね。

つまり、規制当局はエキスパート、それぞれオペレーターもオペレーションのエキスパート、いろいろそろっているんで、それぞれのオペレーションをまず自分たちの責任がきちんとディファインされていると。もうエクストラオーディナリーのアクシデントのときはまたそれぞれダイアログの頻度はどんどん増えていくでしょうけれども、一般にはそういう人たちがそれぞれの責任あるポストにいるということですよ。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) そうですね、おっしゃるとおりだと思います。

私が前にも申し上げましたように、実際にコントロールルームに入っているような人たちというのは、アメリカの場合には必ずライセンスを持っている、ライセンスを持っていないといけないんです。NRCが発給したライセンスです。しかも、試験に合格しなければなりません。彼らは能力を持っていてその責任が果たせるんだということが示されていないけません。

それ以上で言いますと、オペレーターというのは、シミュレーターというのがあります、六か月間一遍必ずそこを通らなければいけない、そしてスキルが必ずさびないようにするということが行われております。

○委員長(黒川清君) それから、ちょっとこれはコメントですけれども、NRCは、確かに今回の福島レポートのいろんなウェブサイトを見てみると、やっぱりどのコミッションナーがどういうレス

ポンスをしてというのが全部公開されていますね。そういうのは非常に私はずいと思っただんですけども、そういうシステムをやることに常にコンスタントにつくっていることによって信頼を常に勝ち得ようという努力がコンスタントに行われているなどという気がしたんですけども、それについてまた何かサジェスションがあれば、一言でよろしいですけれども。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 私が強く信じておりますのは、スリーマイル島の事故の結果の一つといたしまして、これはアメリカの場合ですけれども、NRCが決意を持ってオープンにやるんだということを決めたので、これが基本的な材料であって、それが国民の支持を勝ち得るのだと、そして安全に原子炉を運転することができると決めたこと、そのためにはオープンに決断すること、そして、それが国民の信頼を得るためにはそれが何よりも大事だと思っております。

それが、ただ単に透明であればいいと、意思決定が透明であればいいと、以上のことを意味していると思います。一つの要素といたしましては、国民が参加をするチャンスがあるということです。意思決定のプロセスに参加することができる、適切な形でですね。

NRCは頻りに、公聴会といいますが、コミッションレベルじゃありませんけれども、職員レベルですけれども、サイトの近くでしょっちゅうヒアリングをやっております。そういうときには、そういう会合であれば、市民の人は誰でもステートメントを申し出ることができるのです。そして、自分はこのいう意見なんだということを知らしめることができるのです。重要な規制的な問題があったとき、例えばルールを改定するみたいなこともがもし上がってきた場合には、提案されたルールというのは公表されます。そして、市民の誰でもがコメントを提出するということが懲懲されます。例えば、このルールではこれが欠けているみたいなことを言うことは懲懲されているので

す。

また、その決定で影響される人というのは裁判所に行くということも可能であります。このようなアクションをNRCが取るといことは、これは法律に適合しているかどうかというところで訴えるわけです。もちろん、それは、判事、裁判所というものは、NRCあるいはそういうところが、例えば法的にどうであるかということで、技術的なことで判断することはもちろん大事でありますけれども、本当に法の適合性があるかどうかということを見ることがよくあることとあります。

このように、国民、市民がかかわるといこと、これも大事なことであります。これがあつてこそ、国民が発言権を有するというのが信頼の裏側になるのです。自分たちの意見が勝たないということもあるでしょう、それは、当然ながら。しかし、チャンスを持って発言できたということ、そして、その決定のベースが分かると、彼らは私には賛成してくれなかったな、しかしながら、どうもちゃんと正しいことをフォローしてこのように決定に到達したんだということがその当該個人には分かるわけでありまして。それが国民が安心できるよすがになります。これがあつてこそ国民の信頼が高まると私は思います。

○野村修也君 ちょっと関連してお伺いしたいんですけども、日本の場合、とても残念なことには、今回の事故のときには規制当局のトップの方には必ずしも原子力には専門性を持たない方が就任されておられます、その日本の原子力規制について十分な対応ができたのかということについて問題提起されているところがあります。

先ほど、事業者とNRCとはそれぞれ役割分担があるというお話がありました、その専門性という、それぞれのその職員の方あるいは委員の方々の専門性という点で事業者よりも規制当局の方が劣るというようなことはあり得ることなんでしょうか、この点について教えていただければと思います。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 是非とも、より多い、両方にこの専門知識があるということが一番望ましいわけです。先ほども言ったように、必ず事業者の方はライセンスを持つ。ですから、その中でその専門性があるということを確認しなければいけない。NRCの方は、訓練したり、採用して、そしてそういうことを通じて非常に高い、NRCの方だつて高いコミュニケーションするだけの専門知識があるということを示す。

ですから、理想的には事業者の方がNRCの人よりはむしろん発電所についてよく知っていないといけないわけですね、彼らが操業してその真ん中にあるわけですから。しかしまた、NRCの人の能力としても、やはり全てのレベルで必要に応じて詳細が分かるという能力は必要だと思います。

○横山禎徳君 一般大衆にオープンであるということをおっしゃったんですが、それと同時にセーフティーファーストということをおっしゃったんですね。日本の場合は原子力は安全であるということが大衆にコミュニケーションしてきたわけなんです、原子力は安全であるということとセーフティーファーストというのとは、原子力はそんなに安全でないかもしれないから安全ということを第一に置くんだというふうにアメリカでは一般大衆にコミュニケーションされているというふうな理解してよろしいでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 私の見解を言いますと、やはりリスクがあるかもしれない。とにかく何でも人生の新しいものにはリスクがある。あらゆる発電、やはり、原子力に関しても、ほかの発電所に関してもあるわけです。石炭であっても、その石炭の採掘に関しても排出に関してもリスクはあります。ですから、リスクのないような発電方法というのはないと言ってもいいと思います。しかし、原子力ということをお考えますと、その



中に入っていますが、原子力の抱えるリスクがある、そしてそれをちゃんと理解するということが必要だということに思っています。そして、もし個人的な見解ということをお願いすれば、非常に真面目に安全に発電所を運転するということをプライオリティーにするんだからそうしなければいけない。ですから、リスクを減らして安全を達成するということが、これをとにかく、このような原子力というのを電力の中心にするならやらなければいけない。

百四基の原子力、炉がありました。そして、二〇％、全ての人たちが原子力をサポートしているわけではありません。福島が終わった後でも、しかし、実際にそれでもよいというふうには思っていないのは、NRCは、あるいは事業者の方が、もちろんリスクはあるんだというのを説明している、リスクも分かっている、そして全て合理的なことをやることによってこういうリスクということの制御しようとしている、そして最小化しようとしているということも言っているわけですね。こういうふうには正直に国民に言えば、これは人々も受け入れてくれるということですね。逆に、もう自動的に安全なんだということも言え、誤解を与えてしまう。やはりそれをきちんとそれに対して対応することが重要です。

○横山禎徳君 ありがとうございます。

○大島賢三君 メザープさん、ありがとうございます。もう一度質問をさせていただきます。

二点、日本における原子力安全規制の強化という見地からなんですが、まず最初、博士は世紀の変わり目、五年間、一九九九年から二〇〇三年までNRCの委員長をお務めになった。NRCの委員長をお務めになったときに、二〇〇一年の九・一一同時多発テロが起きました。NRCは核テロの問題について早速検討を重ねて、そこからいろいろな政策を採用して、いろいろな追加的な備えが実際にアメリカの国内の原発で実施されているかどうかということを実地検査でチェックをされたというふうに承知しております。この一連の追

加的な命令、これ専門家の間ではB5bというふうに呼ばれているというふうに承知します。

私の質問は、このB5bの中に想定する事態の一つが全電源喪失、ステーションブラックアウトということであつたわけですが、このアメリカ政府、NRCが新しく核テロ対策ということで命令を出すに至ったその結果、それを各国政府に恐らく説明し、日本も、日本の政府あるいは日本の政府当局にそういう説明がなされたと思うんですけども、この間の経緯というかが取り、これはいろいろセキユリティー上非常にセンシティブな問題を含むことは十分理解するわけですから、もしこのB5bのルールを日本の原発が採用していれば、福島原発の、あれはテロ攻撃でももちろんありませんでしたけれども、事故がもつと軽微に済んでいないわけではない、こういう指摘する専門家もいるわけですから、もう、この指摘の問題について、博士が当時NRCの委員長をなさっていたお立場からどういうふうに見ておられるか、所見なりとも伺えれば幸いです。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 確かに、九・一一があつたということの結果の一つが、原子力発電所というの目標になるかもしれないということに、アルカイダもそのことを考えていたという情報も上がつておりました。で、セキユリティー措置というのは既に知られておりました、原子力発電所では、そうではあつた。九・一一の前にもそういう措置はとられておりましたけれども、我々の結論としては、もうちょっと強化した方がいいという結論になりまして、即座に措置を講じまして、より強力な防衛体制があるようにというふうに考えました。もつと例えば鉄砲とか守衛を増やすとか、そういうようなこともあつたんですけども、時間の経過とともに一つの命令を出しました。それは、あなたが言われましたように、一つの要素としていろいろなかの措置もとるべきである、と

事業者がとるべきであるというよう命令が出されたのであります。

その中に含まれておりましたのは、やらなければいけないことの一つとして、事業者は考えなければいけない。ある事象が起つて、その結果、大きな安全機器が壊れてしまふかもしれない。そして、テロリストが攻撃したということ、安全上重要な機器が駄目になるかもしれない、あるいは航空機が攻撃してくるかもしれない、そういう、それがあつたことによって安全機器というのが駄目になるかもしれないということも考えなさい。普通だつたら多重性ということの問題はないというふうに思われているべきものであります。普通だつたら多重性ではなくて、そういうことも考えておきなさい。それからまた、テロリストはそういうことをするかもしれないということも想定しなさいということでありました。

そこで必要とされましたのは、事業者の方でどうやったらセーフティーファンクションを復旧できるかということをお考えなさいということでありました。発電所が追加的な緊急電源を持つておくと、エアコンプレッサとかケーブルとかパイプとかいろんなものを備えておいて、そういうものがあつてこそ復旧ができるのだ、セーフティーファンクションを復旧できるのだ。どうやってそれを使うかということもちゃんと考えなさい。状況に合わせてどういうふうにするか、たものを使つたらいいかということも考えておきなさいということも命令の中には含まれていました。

一つ、NRCがひどい福島事故の後で行いましたことは、原発を検査いたしました。ちゃんとそういう能力を持っているか、過酷な事故に対応することができているか、過酷な事故に対処するチェックいたしました。その結論といたしましては、ちゃんと福島のような事故に対するプロテクションはあるなという結論になりました。それは、部分的にそういう機材がもう既に備わつてい

た、セキユリティーの理由のためにいろんなものをちゃんとそこに備えていた、ほかのイベントのために備えていたということで、福島のような事故が起つても大丈夫だという結論に到達いたしました。しっかりと体制でセキユリティーに関連するようないイベントでも対応ができるということ担保する、それを確実にするということは大事だということに我々は思った次第であります。ですから、ちょっと安心をいたしました。福島のものもあつてもこれには対応可能だということに思つて少しは安心したわけでありましたが、細かい話はちょっとお話しできません。

なぜならば、東電がどういうふうにお答えのか。テロリズムのイベントにはどういうふうにお答えの用意ができていたのか。同じような機材がちゃんと貯蔵してあつたのか、だから機材がなかったのか。私はちょっと事実関係を知らないのだから、私はちょっと事実関係を知らないのだから、細かいお答えはできません。ですから、知識を持つた上でコメントはできないので申し訳ないと思つています。そのような能力があつたけれども喪失されてしまつたのか、それともそもそもなかったのか、それはちょっとコメントができません。しかし、我々の方には、アメリカの中で感覚として、そのような機材があつたらよかつたのだ、という感覚は持ちました。福島でもあればよかつたなと思つました。

ちょっとちゅうちょを覚えるんですけども、これは私はこういふふうに皆さんに思つてほしくないんです。私は、ここにアメリカ人として来て、これはアメリカはセーフティファクトだ、と、我々は何でも知つていようと、アメリカのとおりにはやればいんだよというふうに思つてはいただきたくないんです。日本には日本なりのやり方というのがあるはずであります。ですから、アメリカでも欠陥があるということではあらわになつたのだと思つています。事業者には機材を持つていなさいというふうに言つたんですけども、それでそのことを考えていました、セ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第五号 平成二十四年二月二十七日

キュリティという観点から思っていたんですけども、まさかそういうようなことが、外部電源が例えば洪水とかハリケーンとかそういうようなもので、地震であるいは喪失されるなんていうことに関係があるとは思っていなかったのです。貯蔵していたというよりはありますけれども、そのようなイベントに生き延びることができたかどうかは分からないわけでありまして、例えばいろいろなものを備えておきなさいと言ったけれども、地震に耐えるようなものであったかどうかは我々は分からないわけで、ひよっとしたら地震で駄目になったかも知れない。東電の場合には、そういうようなものをちゃんと置いてあったのに、それが津波で流されてしまったのか。知識がないので、それにはコメントできません。

○大島賢三君 ありがとうございます。故の後に、日本政府は安全規制の強化のために規制の組織体制の変更に際しては新たな法案が用意をされております。その中で日本は、今回の福島事故、原発事故の教訓を学んで世界最高水準の規制の導入ということを目標に掲げていると、こういうことでございまして、これ自身大変に必要であり結構なことだと思っております。博士の今までのいろいろな御経験を鑑みて、どう改善案がこの日本の安全規制の強化のために最も必要ではないかと。今までのコメントの中にある程度もうインプットされているとは思いますが、どうも、こういう改善案が日本に最も求められているかという点についての御所見をお伺いできればと思います。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 私の最初の話の中で、やはり目的というものを考えて、規制当局の中で、その責任の範囲、独立性、法的権限、それからスタッフの能力、あるいはオープンとそれから透明性とか、そしてリスクをベースにしたアプローチと言いました、これは全部非常に考えていたべき要素であります。

私の考え方は、日本の政府というのはいはり考えていただきたいと思います。どうやって規制のアパレタスというのを運営していくかというふうに考えております。日本の方が、どうやってあるいは政府が構成されているのか、法的な制約は何なのか、どうやっていい形で政治的な目標化をやるべきなのか、法的な形でどっちの方向性に行くべきかということについては分かりません。しかし、皆さんに対して、やはりこの全てのものを、先ほど申し上げたものを全部進めていただきたいと思っております。

ですから、本委員会というのは、非常にこの形を進めていく、そして規制のプロセスというのが日本でも一回考え直される、そしてそれを強化するということだと思っております。少なくともシステムというのを適切なものにするという機会を与えたいというのことが重要だと思っております。

○峰須賀禮子君 私は、福島県の第一発電所の方から来ております。それで、今後、原子力を扱う上で最も大切なこととはどういうことでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) まず最初に、お見舞いを申し上げます。あなたとあなたの近隣の方々がどのような目にお遭いになったかということ、本当に悲劇的なことだと思ひ、お見舞いを申し上げます。人生が本当にむちゃくちゃになったということ、本当に大変なことだと思ひます。私の意見というのは、どういう要素が大事だろうとかということをお話をしようというふうなことを考えてまいりました。それは、安全性を強化するために何が必要かと。私は、全部必要だと思っております。すなわち、事業者の役割を認識するということ、それから安全第一ということが指針にならなければいけない、そこにはいろいろな規制当局としての属性も出てくるし、命令体系、それから企画のプロセス、それから緊急時の運転の在り方から、とにかく全て、基本的なポイントとして既存

の安全文化を強化しなければいけないということ。私には、そのことは全部、成功裏に物事を変化させるための必要な、不可欠な材料だと思っております。全部が。

○田中耕一君 いろいろ貴重な御意見、ありがとうございます。実際、そのスリーマイルアイランドの事故に学んでいろいろレギュレーションをより良くしたということは何だったわけなんです、では実際に、その後、そういうより良いレギュレーションにしたがために避けられた事故、それを行ったことによつて、もう一歩で事故になりそうだったのがその新しいレギュレーションを作ったことによつて避けられたものを、もし差し支えなければお話しやうにしたいと思います。それを知れば逆にそういうふうにならなかつたレギュレーションをする意義があったなというふうな、そういうことは何か話せる部分がありますでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 非常に面白い質問ですね。興味深い質問をいただきました。明確な答えができるわけではないんですけども、一つのもう既に組み込まれた前提として、何か重要なことが起こると行動が変わる、そういうことはあると思うんです。それは言えると思うんです。つまり、今ちょっと思い付きで、ホワット・イフ・シナリオと、もしあのような改定をしなかつたならばこの事故は避けられたか、そういうようなことは私は一般論としてはあると思うんですけれども、今具体的に思い付くものがないんです。

安全が相当改善されたと思うんです。あのスリーマイル島の事故のおかげで相当改善がなされ、それがインパクトはあったと思います。でも、福島の結果、世界は多くを学べると思うんです。どういうふうにするか改善できるかというところで随分学べると思うんです。ですから、この今回の悲劇に何かいいことがあったとすれば、それは教訓が学べるということだと思ひます。そして将来に対して何かいいことができるということですが、具体的にこれが起こるべきだったんだけれどもルールが改正されたために起こらなかったというの、ちょっと具体的に申し上げます。

○委員長(黒川清君) それでは、最後に幾つか聞こうと思つたんですが、最初に言われたように、私たちのコミッティは国会から委託されたコミッションのインディペンデントなパネルである。これが日本では初めて起こったということですが、そういうものの活用についてどういうふうな、これは大事なメカニズムだぞという何かいろいろアドバイスをいただければいいなと思ひます。

最初にもちょっと述べられましたけど、アメリカではそういうことしよちゅう起こっているよとおっしゃっていましたけど、ほかの国でもそういうのはたくさんあるんじゃないかと思ひます。が、そちらの、私、アメリカのシステムは比較的よく知つていますが、どういうふうな、こういうシステムがなぜ大事かということについてコメントがあつたらちよつと、それが多分私たちの励みにもなるかも知れませんから。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) そうですね、私としてはむしろ驚いたわけですが、このようなグループの活動というのは、本当に憲政上新しいもの、初めてのものということをお聞きしました。そして、こうした委員会の良いところ、美点というのは、問題というものを検討し、深く掘り下げる、そして非常に広い展開、観点というのを見て、この判断をすることによって責任を見て物事を深く見る、そしていろんなこと、で明確に発言をしていくということです。いかにして問題に対処するかという発言もできるということです。これは非常に有効なプロセスだと思ひます。いわゆる通常のビジネスを離れて、政府とかあ

るいは国会と離れて明確なベースラインというのが表明されて、どうやって問題にアプローチすべきか、何が重要なのか、こういうことを考えるのは非常に重要なインプットを提供することができると思います。法律を再考したり、政府が何をすべきかということをもう一回考えるきっかけを与えてくれるというふうに思うわけです。

このプロセスというのは、米国ではよくあるプロセスだというふうに申し上げました。先ほど言ったように、全米科学アカデミーの方も、福島のことをいろいろ検討しようという中で、非常に多くのステディというものが毎年行われているというところが分かりました。似たようなものでありまして、これらは連邦の機関とかあるいは議会の要請に応じて行われているということが分かったわけです。この義務は、外部の専門家というものを関与させて、多く学界から、あるいは産業界の人を巻き込んで、そして、その中ですばらしい専門家のアドバイスを政府に出していくというところで、これは非常に有効なやり方だというふうに信じております。

○委員長(黒川清君) どうもありがとうございます。最初に紹介されましたけれども、私も、非常にタイムリーに出てきたなというのは、もう一つ、インディペンデントなやつぱりコミッションでブルーリボンコミッションがありましたね、最近出てきたのは、これもやつぱり同じ。

だから、そういう意味では、こちらのニューークリアセーフティにしろ、いわゆるバックエンドというのか、そのフェューエル、ウエイステッドフェューエルじゃなくマテリアルをどういうふうにしていこうかというのはまたインディペンデントなステディに出てくるというふうなプロセスで、非常に私も感心したんですけれども、だから、こういうような試みに対するアドバイスですね、そういうのをもちよと私は増やした方がいいかなとは思っていますが、そのようなことメカニズムですね、ポリシーの、デイベロップメ

ントのメカニズムについてのまたコメントがいたれば、更に私どもももちよといたけるとよろしいかなと思います。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) そうですね、外部のアドバイスを求めるというプロセス、これはよくあることです。ですから、連邦法があるぐらいです。どうやってやるかというルールがあります。フェデラル・アドバイザリー・コミッティー・アクトという法律があるぐらいです。

そこには一連の要件が設定してありまして、政府というのはどういうふうな外部のエキスパートを招いて、そして助言をもらうのかということの中には、フェアな委員会のバランスがなければいけない、そして意見の多様性があるようにということも書いてありますし、それから要件といたしましてこのプロセスはオープンにしなきゃいけないということも書いてあります。どんな場合であつても、それにはちゃんと事前の通告がなければいけないと。ですから、国民もそれに来たいと思えば来れるようにする。

ブルーリボン委員会の場合には、三十回ぐらいのパブリック、公開のミーティングがあつたと思えます。会合が終わりますと、市民がコメントをするというチャンスが与えられます。そのテーマ、そのときの当該テーマについてコメントをするチャンスが与えられます。そして、我々の最終報告書のドラフトを去年の夏に出してございまして、そしてパブコメを招請してございまして、パブリックコメントを求めております。これはホームページを介して募っております。それに対して、全部ホームページでレポートを読むことができずし、コメントも、提出されましたコメントもみんながホームページで見ることができるようになっています。そして、それは委員会もよく審議をいたしました。そして、その変更もドラフトからしなければいけなかったということもありません、コメントの結果。

ですから、ちゃんとしたプロセスというのがあつたわけでありまして、オープンで透明であるというふうな前から申しましたけれども、そういうものがあつて、そして、それはブルーリボン委員会のメンバーといたしまして、それによって私は委員会の報告書は自身がもっと強くなったと思えます。そういうシステムがないよりも中身が強くなったと信じております。

○野村修也君 今の我々の委員会について一点だけお伺いしたいことがあるんですが、私たちの委員会は憲政史上初めてということ、この在り方そのものが大変分かりにくい、国民からも分かりにくいというふうにも見えているところがあるんですけれども、とても大事なところの一つとして、政府ですとか国会議員の方、政治家の方から独立してしっかりと調査をすべしということが法律にうたわれています。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) そうでした。この委員会の憲章、チャーターにもちゃんと書かれてありまして、妥当なアプローチを取るべきだというふうに書いてあります。

この使用済燃料をどういうふうな処理するかということが一つの問題で、これには党派性が非常にあるわけでありまして、アメリカでは政府がそれに対してどう対処しようとしたかといふと、委員長を一人にするのではなくて、共同委員長にしようという体制を取つたのです。両方とも非常に立派な方でありました。ハミルトン博士、この方は元議員でありまして、今は退職していらつしやいますけれども、この人が共同議長として、民主党员です。もう一人の共同議長はブレント・スコウクロフト氏、この人はナショナル・セキュリティ・アドバイザーです。これはブツ

シユ大統領に對するアドバイザーでありまして、たまたま共和党员であつたということで、リーダーシップは民主、共和、両方から出したわけです、コーチェアマン、共同議長という形です。

私はコミッションメンバーの残りがどうだつたかはちよとよく知らないんですけれども、恐らくはいろいろだつたと思えます。それが基準で選ばれたわけではありせんけれども、いろいろな背景を持った人、経験がいろいろな人をまとめたということでありまして、民主党共和党かということでは選んだということでは全然ありません。

あれはうまくいったと思つております。どういう意味でかといふと、人はいろいろであつた、背景もまちまち、そして政党内も違つたけれども、最終報告書で出たものは満場一致の形で出すことができた。いろいろな強力的な変化を求めるリコメンダーションが入つておりました。アメリカのアプローチ、使用済燃料についてのアメリカのアプローチを変えるべきだという非常に強いリコメンダーションが入つておりました。これは満場一致で出ております。非常に議論を呼ぶような問題だつたのに、満場一致で報告を出すことができた。

○横山禎徳君 あのレポートの結論を拝見したんですが、これはどういうプロセスで実施に結び付けていくんでしょうか。

○参考人(リチャード・A・メザープ君)(通訳) 米国における大きな課題というのは、やはり処理場、使用済燃料の処分場を探すということです。現状においては、議会が一九八七年に特定したわけですが、法律の中で特定したということがあります。ユッカマウンテンというところを処分場にしようというところですが、ネバダのところでは、議会の方がその点を決定した。そして、これは国民、ネバダの農民にとっては本当に政治的なプロセスの敗者というふうな受け止めたわけですが、フェアな、技術的な、政治的な場所というものを評価しなかつたんじゃないか。その結果、ネ



バダの人々というのは、少なくとも大多数の人々は本当に激しくこの立地に反対をしたし、そして何十年間もこの場所をブロックしようという形で投票してきたということがあります。

ですから、是非ここで皆さんに勧めたい。まだどこに立地するかということについて決定してないんですけども、我々の提言としては、違うプロセスを取るべきだということです。非常に広範なコンサルテーションを行う。それを通じて、ちゃんと機会で、特にポランティアするような場所、インセンティブを彼らに与えることによって自発的に申し出てもらうということです。これが、いわゆる処分場となるという合意を得たいというふうに思っています。

でも、必ずしもこれがうまく機能するばかりではありません。しかし、世界のほかのところではこれも機能しているところがあるわけですよ。フィンランド、スウェーデンというのは一つの例ですけれども、これは、これを通じてこの処分場を確保することができた。また貯蔵場、スペインですけれども、やはり最近造られました。非常にローカルなコミュニティがこの立地に対して情熱的に賛成したと、いろんなインセンティブを代わりに与えたからであります。

スウェーデンに関しては、私の理解ではポナスを都市に与えた、これはこの競争の中の敗者だったんですけども。というのは、このサイトのメリットは、例えば雇用その他というのは実際に選ばれたコミュニティに行った。ですから、コミュニティで負けた方は、参加するという代償を与えられたということがあります。ですから、こんなのもすごいことだなというふうに思ったわけです。

少なくとも、幾つかのケース、非常に難しい問題、立地の問題、特にこの処分場の問題というものが実はうまくコミュニティと協力して成功したと。リスクについての教育をして、このリスクは本当は何なのかと。ポランティアを募ることによって自発的にちゃんと技術的な基準を与えて、

これはちゃんと適切に対処してもらおうという自信を得てもらう選んでもらうということがあったわけです。ですから、これはそれによって適切な処分場というふうになる、そうじゃないと政治的な大きな紛争に発展してしまうだろうと思えます。

○委員長(黒川清君) 今日本当にありがとうございます。今日ではメザープさんに来ていただいた。原子力規制組織あるいは今回の福島の問題からどういふことを学べるかというふうなことにしてもいろいろ御意見を伺うことができました。

実は、その上で、私は、私もはちようどこれで、十二月八日にこのコミッションの辞令をいただいたときに、三つのキーワードでこのコミッションを進めたいというふうに申し上げました。一つは、国民の日線からこの事件をどう見るかということですね。それから二番目は、未来というところで、過去を振り返って、現在という小さなウインドーから長い将来を見据えること。それから三番目は、このようなことは誰も起こしたくないわけですから、そういう意味では、このグローバルな世の中に、この機会にできるだけこの事故を世界の共有の財産としたい。

ですから、世界中のエキスパティーズ、知識や、それから専門家の意見を聞きながら大きなビクチャーを描いていきたい。それでなければ、単なるテクニカルティーではなくて、大きな、やはりこれから変化していく大きな世界へ向けて、これをどういふふうにするかとしてハンドリングか、対応するかというの是非常に日本の国家のインテグリティそのものが問われているんじゃないかということを考えて、そのようなお返事をさせていたいただけです。

そのようなことからいって、今の、ちようどそのブルーリボンコミッションもそうですけれども、核廃棄物をどうしようかという大きな問題に、こういうところから次から次へと、全く独立した非常にクオリティーの高いメンバーによ

る、これをどんだん出しながら、皆さんに、国民との対話をしているわけですね。どういふチョイスがあるでしょうかという話をしているわけ、ここでもどういふふうにするかはあくまでもこれはリコメンデーションで、現在の私たちの世代が将来の世代にどういふのを残していく、その人たちは残されてしまったという、最近の年金の問題と似たような議論だと思えますけれども、そういうような視点から、こういうポリシーをどのように進めていくかということが非常に大事ではないかと。何でも、やっぱり透明性と、それから独立性と、それからやはりそういう大きな視野に立ったシステムをつくる、あるいは考え方を共有していくというのが非常に大事だということをお聞きしたいと思います。

それで、ちようどたまたま、ブルーリボンコミッションのカーネギー・インスティテューション・オブ・サイエンス、ちようどメザープさんがプレゼンテーションをされているので、特に彼のところ、紹介ですけれども、最初に出ていますけれども、ちようど話したらそのとおりだとおっしゃっていたので、ちようど紹介しますけれども、ちようどニュークリア・レギュラトリー・コミッションのチェアマンをされていたと言っていましたね。そのときに、As Chairman of the NRC, Dr. Meserve served as the principal executive officer of the federal agency with responsibility for ensuring the public health and safety in the operation of nuclear power plants and in the usage of nuclear materials というふうに書いてあるんですね。これ本当と言ったなら、そのとおりですよというふうにおっしゃったので、やっぱりそういうフィロソフィーでこのニュークリア・レギュラトリー・エージェンシーということ機能をさせるぞというやはりそういう強いコミットメントというのが国民とシェアされて、その間でだんだんそういう信頼ということをどうやって勝ち取るかというのには常に大きなチャレンジだと思えます。

こういうのが我々の共有された、国民から負託

された一つのコミッションだと思っていて、今日は本当に参加していただきましてありがとうございます。ということで、次回委員会は三月中旬を予定しておりますが、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第五号 平成二十四年二月二十七日

一六

平成二十四年三月六日印刷

平成二十四年三月七日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局

〇



# 第6回委員会



# 第6回委員会

平成24年3月14日

(参議院議員会館内講堂)

## 概要

**事** 故当時、東京電力の副社長であり、事故対応の最大の責任者の一人であったと思われる武藤栄氏を招き、現場で何があったのか、なぜ事故が起きてしまったのか等について質疑応答を行った。

事故発生後、菅総理らが事故対応に追われる発電所を訪問し、また、官邸の意向で東京電力本店内に政府との統合本部を設置するなど、官邸から東京電力に対するさまざまな働きかけがあったが、その是非をめぐってはさまざまな議論がある。委員会では、いわゆる「原発からの撤退」、「ベントの実施」等の問題をめぐり、官邸と東京電力の間でどのようなやり取りがあり、事故対応にどのような影響を与えたのかが焦点となった。

また、事故発生前に進められていた耐震バックチェックや津波評価といった安全対策について、検討や対応が遅れていたことが今回の事故につながったのではないかと指摘されている。過去の安全対策について、責任者としてどのように認識しているかについても質問が投げかけられた。



武藤 栄 参考人  
(前東京電力取締役副社長)

## 主要ポイント

### ○官邸と東京電力の関係

発電所からの撤退、ベントの実施等についての説明から、電力会社、事業者として官邸の介入に納得していないことが分かった。

菅総理が、福島第一原発の吉田所長の携帯電話番号を聞き出していたことが分かった。しかし、武藤参考人は、菅総理が吉田所長にどのような指示をしたのか把握していなかった。

### ○東京電力の事業者としての能力

武藤参考人は、原子力発電の一義的な責任は事業者にあると述べた。しかし、結果としてベントに時間がかかった上、水素爆発が起きてしまったことは事実であり、果たして東京電力にその責任を果たす能力があったのか検証する必要がある。

### ○事故に対する備え

事故に対する備えが十分でなかったことが確認された。例えば、平成18(2006)年以降、耐震バックチェックが実施されているが、設備機器、配管類の多くについて耐震安全性の確認がなされないまま今回の震災を迎えたことを武藤参考人は認めた。

武藤参考人は、津波が今回の事故の全ての原因であるかのように説明したが、平成14(2002)年には津波の予測がなされ、現場でそのリスクは認識されていた。武藤参考人はそれについて知らないと説明した。東京電力社内における安全情報の共有に疑問が残る。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第六号

平成二十四年三月十四日(水曜日)

於参議院議員会館内講堂

午後一時三十分開会

出席者

委員長 黒川 清君

石橋 克彦君

崎山比早子君

田中 耕一君

野村 修也君

横山 禎徳君

大島 賢三君

櫻井 正史君

田中 三彦君

蜂須賀禮子君

参考人

(東京電力株式会社顧問(前)

取締役副社長原子力・立地

本部長)

参与

東京電力福島原子力発電所

事故調査委員会事務局長

武藤 栄君

木村 逸郎君

安生 徹君

山委員、お願いいたします。

○横山禎徳君 ワーキンググループ二は被害調査

ワーキンググループですが、その共同議長をやっ

ております横山でございます。

このグループでは、放射線による健康への影響

あるいは環境への影響について、専門家に幅広く

ヒアリングを行っております。御意見の違いもあ

りますので、ダブルチェック、トリプルチェック

を旨としておりまして、データの解析等もやって

おります。それから、それ以外の社会的被害につ

いても着目して被害状況のヒアリングも行ってお

ります。

それから、チェルノブイリの原発事故に関する

知見は二十五年後の福島を合理的に予見する有効

な素材であるということから、同事故の専門家へ

のヒアリング等を行っております。

なお、三月十九日の第七回委員会では、ウクラ

イナから専門家をお呼びしておりますので、公開

ヒアリングを行う予定でございます。

以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

を継続して実施しております。そのほか、この

間、福島第一原子力発電所と第二原子力発電所の

現場を調査してまいりました。中央操作室も入っ

てまいりました。あと、これはその場で当直長

方にちよつとお会いしてヒアリングをさせていた

だいております。これは今後も継続してまいり

ます。

それから、原子力技術や地震、津波等に関する

専門家の方々、あるいは原子力安全・保安院や原

子力安全基盤機構といった規制当局へのヒアリン

グも実施しております。

以上でございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループ二について、横

山委員、お願いいたします。

○横山禎徳君 ワーキンググループ二は被害調査

ワーキンググループですが、その共同議長をやっ

ております横山でございます。

このグループでは、放射線による健康への影響

あるいは環境への影響について、専門家に幅広く

ヒアリングを行っております。御意見の違いもあ

りますので、ダブルチェック、トリプルチェック

を旨としておりまして、データの解析等もやって

おります。それから、それ以外の社会的被害につ

いても着目して被害状況のヒアリングも行ってお

ります。

それから、チェルノブイリの原発事故に関する

知見は二十五年後の福島を合理的に予見する有効

な素材であるということから、同事故の専門家へ

のヒアリング等を行っております。

なお、三月十九日の第七回委員会では、ウクラ

イナから専門家をお呼びしておりますので、公開

ヒアリングを行う予定でございます。

以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループ三について、櫻

井委員、よろしく願います。

○櫻井正史君 ワーキンググループ三、政策調査

ワーキンググループの共同議長をしております櫻

井でございます。

私どもでは、前回とそれほどトータルとしては

大きな違いはございませんが、東京電力を始め

しまして、今回の事故の関係者、政府関係者も含

めまして、この方々に対するヒアリングを進める

とともに、資料の調査を行っております。さら

に、我が国と諸外国の原子力法規制に関する調査

も併せて現在進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

また、当委員会では、今月末から四月の上旬に

かけて海外視察を予定しております。海外視察に

つきまして、大島委員、お願いいたします。

○大島賢三君 海外視察というより調査でござい

ますが、海外調査を担当しております委員の大島

でございます。

当委員会として最初の海外調査を、二班に分か

れて、三月三十一日から四月十日にかけて、

欧州、ヨーロッパで行います。

目的は、第一に、オーストリア、ウイーンにあ

ります国際原子力機関、IAEAの本部を訪ね、

国際原子力行政について調査を行います。第二

に、欧州の代表的な原子力国でありますフランス

を訪ね、原子力行政について調査を行います。第

三に、チェルノブイリ原発事故の被害状況、被害

軽減策等の現状につきまして、ウクライナ、ベラ

ルーシ、ロシアの三か国を訪ねて調査を行いま

す。

結果につきましては、調査終了後に御報告をい

たします。

以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

このような調査活動しておりますが、昨年の

三月十一日、我が国に甚大な被害をもたらした東

日本大震災から早くも一年を迎えたことになりま

す。本日に、お亡くなりになられた多くの方々に

改めて哀悼の意を表するとともに、今も本日に厳

しい避難生活を送られている方々を始め被災され

た皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。復興の

歩みが一層強く着実に進んで、被災地の方々が苦

難や悲しみを乗り越え、家族の離散、町の離散、

いろいろなことがあります。一日も早く平穏な生

活を取り戻せるよう、本日に私も一同、切に心

から願っております。同時に、私たちは、被災者

の方々の思いを胸にして、私たち自身がやるべき

ことに邁進していく所存でございます。

また、当委員会のホームページでもお知らせし

たところですけれども、当委員会では、事故とそ

の被害の原因究明を行うべく、事故による避難の

実態について、避難を余儀なくされた方々を対象

に、各自自治体の御協力の下に、アンケートによる

実態の把握を進めているところでございます。今

回の調査結果は、本年の六月ごろを目途に作成を

進めている報告書にも盛り込む予定であります。

○委員長(黒川清君) そこで、今日は、参考人に

来ていただきました。質疑応答を主目的として、

質疑応答を進めていきたいと思っております。

本日は、東京電力株式会社顧問である武藤栄氏

にお越しをいただきました。

武藤氏は昨年の三月十一日の事故当時の取締役

副社長、原子力・立地本部長でいらつしやつた方

でありまして、今日、本日に来ていただきました

結果、私どもも忌憚のない御意見あるいはいろいろ

な疑問点についても伺つてみたいと思っております。

以上です。

本日の会議に付した案件  
調査活動報告について  
今回の事故に対するこれまでの取組等について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原  
子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調でこ  
ざいますが、第六回委員会を開会いたします。  
まず、各ワーキンググループの調査活動につ  
いて報告いたします。

ワーキンググループ一について、田中三彦委  
員、よろしいでしょうか。

○田中三彦君 座つたままで失礼します。

事故調査ワーキンググループの、ワーキンググ  
ループ一の共同議長をしております田中です。

前回、二月二十七日、第五回以降の話をいたし  
ますと、それ以降、今も東京電力へのヒアリング

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第六号 平成二十四年三月十四日

それでは、質疑応答に入りますので。本日に御苦勞まででございます。  
 それで、私、委員長として、今日は来ていただきまして、本当にお忙しいのに、ありがとうございます。

原発事故当時、武藤さんは、東京電力のトップの会長、社長が東京にも福島にもおられなかったという中で、東京電力の事故対応に關する最大の責任者だったと思われま。国民は今こそ真相を知りたいと思つておられると思います。東京電力という組織を守ることには固執することなく、まずは歴史に対して誠実、誠意を見せることはチャンスではないかと思つておられるので、是非現場で何があつたのか、またなぜ事故が起きてしまったのか、誠実に答えていただきたいと思つておられます。よろしいでしょうか。

事故当時、会長、社長とも本店にいない中、本当に原子力・立地本部のトップとしてのたくさんの御苦勞もあつたと思つて。本当に大災害だつたと思つて、早速ですが、武藤元副社長は、職務経歴上、発電所の現場でのぐらゐの勤務の御経験がおありでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 東京電力の武藤でございます。まず初めに、昨年三月、私どもの福島第一原子力発電所から大変に大量の放射能を放出するという大変に取り返し付かない大きな事故を引き起こしまして、これによりまして地元の福島県の皆様方、そして広く社会の皆様方に大変な御迷惑と御苦勞、そして言葉に表すことができないような御心配をこれまで長期間にわたりましたお掛けをしておりますことを、事故の当事者として誠に申し訳なく、心よりおわびを申し上げたいというふうに思ひます。誠に申し訳ございませんで

今委員長からお話がありましたように、今日は、このような大きな事故を経験をいたしました当事者として、私も、これは当然に様々な反省等があるわけでございますけれども、今振り返つ

てみましてどうだったのかということ、当時責任ある立場におりました私なりに精いっぱいお話をさせていただきたいというふうに思つております。何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、先生の御質問に答えさせていただきます。先生は、先生の御質問に答えさせていただきます。先生は、先生の御質問に答えさせていただきます。

私の経歴についての御質問でございますけれども、私、東京電力に職を得まして一番最初に赴任をいたしましたのがこの事故を起こしました福島第一原子力発電所でございます。それ以来、東京電力の中で原子力にかかわる様々な仕事をやらせていただきました。発電所の勤務でございますけれども、福島第一原子力発電所に合計二回、それ羽原子力発電所に一回、合計四回勤務をして、発電所の仕事をいたしました。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。そういう経歴の中でもいろいろな分担があるかと思つて、原子力のプラントの安全ということに關与している部署にはおられたのでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 原子力の技術と申しますのはともかく安全が出发点でございます。そういう意味で、安全と關係をしない部署というのはむしろないと言つてもいいのではないかと。私には思つてこれまでに仕事をいたしました。

ただ、先生の御質問が、安全というのいろいろな安全があるわけでございます。これは毎日の発電所の運転も当然に安全を出发点にして組み立てるものでございます。これも安全にかかわる仕事ではございますけれども、原子力発電所を造りますときには、とりわけ起きるようなことあるいは起きそうもないことも含めて様々なことを考えて設備を設計するわけでございます。そういうことを考える部署があるわけでございます。そこをある意味少し狭くとらえますと安全にかかわる場所と言つてもできようかなという気がいたします。

そういう意味では、私、東京で仕事をしておりましたときに柏崎刈羽原子力発電所の三号機、四号機あるいは六号機、七号機というような建設にかかわります設計、安全の設計あるいは原子炉の設計といったような仕事を経験したことがございます。

それから、東京におられますときに原子力発電所、これは、今申し上げましたのは原子力発電所を建設するときの話でございますけれども、できました原子力発電所もそれで安全につきまして向上をさせていく努力が終るといふことでは決してございませんで、技術の進歩あるいは運転経験の蓄積というふうなものに合せて正すべきところはずすということ、常に安全レベルを高めるといふ仕事があるわけでございます。そういう仕事に携わつたこともございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それで、今日、委員からいろいろな御質問をさせていただきたいと思つて、よろしくお願ひいたします。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。私どもの理解としては、武藤顧問は、言わば当時、原子力部門のトップにおられたというふうには承つたんですが、ただいま平常のときのお話は承つたんですが、原子力災害時にはその原子力部門のトップというのどのような役割を担うというふうなことになるのでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 原子力災害のときの体制というのは、原子力災害特別措置法という法律がございまして、これに基づきまして、これは電気事業者だけではなくて關係する諸機關があらかじめ計画を立てるということになっております。その中で、私も法令に基づきまして防災業務計画というのを作らせてございますけれども、その中で、原子力発電所におきましては緊急時対策本部をつくり、本店におきましても同様に

緊急時対策本部をつくることになっております。発電所側の緊急時対策本部は発電所長が本部長でございます。今御質問がございました本店側でございますけれども、これは社長が本部長になります。私はその社長を補佐する立場ということになります。今回の場合は社長が不在でございますので、その場合には副社長の中から本部長を選ぶということになります。その中で、社長が戻りました後は私は社長を補佐する立場ということになるかと思ひます。

○櫻井正史君 それでは具体的に、本件事故当時、社長はおられなくて、責任ある立場として指揮を執つていた、最高指揮を執つておられた方はどなたでしょうか。

○参考人(武藤栄君) これは少し経緯を御説明をさせていただく必要があるかと思ひますけれども、当初、昨年の三月十一日は大変に大きな地震が来たわけでございます。十四時四十六分にマグニチュード九・〇という地震が来たわけでございますけれども、その後、直ちに本店の緊急時対策本部に關係者が集まつたわけでございますが、こうした大きな地震の際には、一我々過去学んだことがございまして、これは新潟で経験いたしました中越沖地震がございまして、

この際、これは大変大きなこれも地震であつたわけでございますけれども、発電所側は発電所のプラントの収束に大変に手が取られるという中で、あのときには発電所の中の変圧器が、これも大変申し訳ございませんが火災を起したというところで、この火災、これは安全上は重要度がないうと申しますか、安全とは關係のない、発電所が動いてるときだけに使うトランスだったわけでございますけれども、ただ、原子力発電所の火災というところでこれが大変に大きく世界中にこの画像が放映された。その意味合いについて我々も時々ちんと世の中の皆様方に御説明をすべきであつたというのが反省事項としてございました。したがって、中越沖の地震の後、こうした大きな地震が起きたときには本店から経営層が現



地向向いて、発電所長に所内の仕事をしっかりと担当をやらう一方で、地域の皆様方、社会に對してきちんと情報発信をしようというふうにしてマニユアル等を整備をしたと、こういう経緯がございます。

今回も、当初は地震で原子炉は停止したわけでございますけれども、大変大きい地震だということに私も思いましたので、その中越沖の教訓に従いまして、これはこれまでそうした大きな地震が起きるといったような、例えば訓練をやるタイミングも同じことをやっておつたんですけれども、本部長は発電所に向かうということで、三月十一日の三時半ごろに私、本店を出まして、発電所に向かいました。

したがって、本店側の原子力についての指揮は、私と一緒に仕事をしております常務取締役の副本部長の小森という方がおりまして、これが本店側の責任者とその時点で交代をしたということでございます。

○櫻井正史君 ありがとうございます。次に、この三月十一日の事故当時、まず、発電所の現場、別の言葉で言いますと、当時の吉田所長とそれから本店の間で対応方法につきましてどのようなコミュニケーションが当時取れていたんですか。取れていた点、あるいはこういう点が取れていなかった点というのを具体的に教えてください。

○参考人(武藤栄君) 本店と発電所間のコミュニケーション、こういう御質問かと思えます。大変に大きい地震でございましたが、発電所各プラント、運転中のプラント、福島第一は一号機から三号機まで三つございましたけれども、これは自動で、設計どおりでございますけれども、原子炉はきちんと止まりました。その後、津波、大変大きな津波が襲来をしたわけでございますけれども、それまでの間は電源も非常用のディーゼル発電機が起動しておりましたし、プラントの振る舞いも、当初考えていた、設計時に考えていたと同様の振る舞いをしていたというふうに考えてお

ります。多分御質問は、その後のいろいろな事故が進展していく中でどうだったのかと、こういう御質問かと思えますが、津波が襲来をした後、これは大変に状況が厳しかったわけでございます。これは大変に全ての交流電源、これは外から入ってきます送電線が使えなくなった。それから、福島第一の中には合計十三台、非常用の発電機、ディーゼル発電機があるわけでございますけれども、これも使えなかった。さらに、直流の電源、これはバッテリーでございますけれども、これも各号機準備をしてあつたわけでございますけれども、これも使えない状況になったということで、発電所の中のものも非常に道具が限られた、通信手段が余りなかったというふうな状況でございます。そういう中で、発電所の状況を、現場の状況を発電所の緊急時対策本部が収集をし、その状況を本店に伝えた。そういう環境でございます。

ただ、発電所の緊急時対策本部と本店の緊急時対策本部の間は私どもの専用回線でテレビ電話システムが当初より動いておりました。したがって、発電所の緊急時対策本部の中での発話、やり取り、あるいは本店に向かつての発話等は画像とともに本店側で見れていた状態だということふうに思っております。

ただ、いろいろ申し上げましたけれども、一番情報を集める上で制約になったのは、発電所の中の現場とそれから発電所の緊急時対策本部のやり取り、行き来、これが通信手段がない中、あるいは大変に大きい津波が来ましたので、発電所の中にはデブリといいますが、ありとあらゆるものが津波で流されて通路をふさいでいたといったような状況になっていました。それから、夜になりますと、電源がございませんので全く照明もないという中で、現場の状況をしっかりと把握をするということに大変な困難があつたことはあろうかと思えます。

○委員長(黒川清君) そうすると、三月十一日の地震があつたときは本社におられたわけですね。それで、指揮系統、それから小森常務が、まだ清水社長はおられなかったと思えますので、何時ごろ出られて何時ごろ福島に着かれたか。○参考人(武藤栄君) 私、本店を出したのは十五時半ごろと記憶をいたしております。ただ、これはそういうときに備えまして、訓練のときから原子力本部長はそういうときにはヘリコプターで発電所へ入るといふことでヘリの手配ができておりまして、それを今回も準備してもらいました。ただ、ヘリポートが新木場にあるんでございまして、ヘリポートまでたどり着けないような車で、少し歩いたり、あるいは実は通りがかりの車に乗せていただいたりといったようなことをしながらヘリポートまでたどり着いたということ、発電所に着きましたときには周りが薄暗かったと記憶しておりますので、六時ごろではなかったかなと思っております。

○委員長(黒川清君) そうすると、現地に着かれたのは何時ごろですかね。七時ぐらいですかね。○参考人(武藤栄君) 六時ぐらいに福島第二のグラウンドに着陸をいたしました。まず福島第二の緊急時対策本部に入りました。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。引き続きまして、事故前後の様子について少しお伺いしたいというふうに思います。今お話がありましたように、今回の事故におきましては、その交流電源が全て喪失してしまつたということが非常に大きな出来事であつたという御説明があつたわけなんですけれども、当時の武藤副社長が当時その事実をお知りになつたのはいつの時点でございませうか。

○参考人(武藤栄君) これは正確にちよつと時間を私記憶をしておりますが、本店を出て福島に着くまでの間、どこかで携帯電話でそういうこと、電源、外部電源がなくなつていくという状況については報告を受けたと記憶をしております。

○野村修也君 その時点のことなんですけれども、オフサイトセンターが非常に、今から思えば不適切な場所に設置されていたとも思われるその距離感からいって、大変原発に近いところにオフサイトセンターは設置されていたわけですが、こういう状態になりますと、そのオフサイトセンター自体が放射線で厳しい状況になるということが想定できたのではないかと、このオフサイトセンターが想定できたのではないかと、このオフサイトセンターにお考え及びましたでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 外部電源がなくなつたという報告は受けましたけれども、外部電源がない状態でも原子炉の安全というのは一定時間は確保できるというのがそもそもの設計でございます。これは、直流電源によつて駆動される冷却系もございまして、外部電源がなくなつたということだけで直ちに炉心損傷に至るということではございませんので、その時点でオフサイトセンターが機能しなくなるような放射線が放出されるというふうには思いませんでした。

ただ、外部電源がなくなつたことを聞いた段階で、私は、当初地元への御説明ということが自分の仕事だというふうの中越沖の教訓を踏まえて思つて出かけたわけですが、オフサイトセンターに入らなければいけないというふうな途中に思つたということでございます。

○野村修也君 今お話がありましたように、当初福島に行かれた理由は地元の方々への説明だったというふうなお話でしたが、実際には、では説明は余り行わなかつたというふうな理解してよろしいのでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 私は、オフサイトセンターに、これは我々のあらかじめ定めた手順でも入るということになつていまして、オフサイトセンターに行こうと思つたんですが、福島に着きました後、オフサイトセンターは電源がないという

ことで機能をしていないというふうに報告を受けまして、私はそこに、それであれば行くよりは、まずこういうことになっているということ、地元の方に御説明をすべきだということ、最初東京を出たときの考えに立ち戻りまして、オフサイトセンターがいつ動くかということは常に周りの人間に聞きながら、まだ動いていないということを確認しながら、地元の方に御説明を御説明をし、その後双葉町に、夜半を過ぎていたと思えますけれども、お伺いをいたしまして、同じく町長に状況について御説明をしたというふうな記憶をしております。

○野村修也君 今、原発の設置している町の二つの町の名前が出たわけなんです、私ども、やはりこの近くにお住まいになっておられて今避難所生活をされておられる方々に、そこに御説明してヒアリングなどをさせていただいているわけなんです、その中で、浪江町の方々がどうも東京電力からの説明を受けられなかったという御不満をかなり抱いておられるということを私どもは承知しているわけなんです、浪江町への連絡といたしまして、そういうものは十分な連絡と

○参考人(武藤栄君) 私ども、原子力災害特別措置法に基づき通報、これは大きな原子力事故が起きたという通報でございますけれども、これが起きますと、一定のこれは書式がございます、こういうことを報告しなければいけないということにつきましましてお送りしております。そういうものも含めてですけれども、ということで、そういうことは私もやっていたというふうに思っておりますが、ただ、電話回線そのものがつながらない、あるいは様々な理由でそうしたことがきちんと伝わらなかったということなのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私ども、通報連絡につきましても、これは精いっぱいのことをやった

というふうには思っておりますけれども、今いたしましては、様々なところが、様々ところから声をいただき、いろいろなこともよく認識をいたしておりますので、こうした緊急時の通報の在り方につきましても様々な改善の余地があるということだというふうに思っております。また、そうした大変な御迷惑をお掛けをしたということにつきましまして、私自身も福島の方に御挨拶をいたしまして、お詫言を申し上げたいと思っております。

○野村修也君 浪江町は、今連絡が取りにくいとおっしゃられましたけれども、歩いて行ける距離です。そういふ意味では、やはり最初の段階でどこに避難すればいいのかわからないこと、お困りになります、やはり的確な情報ということを最初に出すべきだったんじゃないかと思っております。

○参考人(武藤栄君) 私どもは、原子炉がどういう状況になっているかということにつきましまして、これは法令のいわゆる十条、十五条というのがございまして、原子力災害特別措置法の法令に基づいて御報告はしたわけでございまして、けれども、それが十分に分かりやすい形で届いたのかどうか、それから、御指摘のように、もちろん持つていくというのがあるわけでございますけれども、ただ、私、当時、福島第二から第一まで実は車で移動をいたしました、ちよつと十キロちよつとでございますので普通であれば車で幾らも時間が掛からないんですけども、道路が至る所でも寸断をされておりました、第二から第一に移るのも大変に難儀をしたといったような記憶もございまして、そういう緊急時の情報の伝え方といたしまして、そういう必要かなというふうに、今振り返りますと感ずるところでございます。

○野村修也君 念のため確認ですけれども、サイト外への情報提供ということも東京電力の責任であったということはないですね。  
○参考人(武藤栄君) 私ども、周辺の町も含めま

して通報連絡はいたしました。ただ、避難等につきましては、これは国あるいはオフサイトセンターで自治体も含めて御議論をされる性格のものというふうな思っております。

○野村修也君 分りました。  
じゃ、ちよつと別な点なんですけれども、先般、存在しないと言われていた議事録が様々なメモから起こされて、議事要旨が確認されつつあるわけなんです、それによりますと、三月十一日の十九時三分には、開催された原災本部の初会合で既にメルトダウンの可能性があったということが指摘されていたということが分かったわけです。官邸がそのように把握しているということはその前の段階で東京電力がそれを把握しているというところが前提になっているというふうな思っております、東京電力はメルトダウンの可能性について把握したのはいつの時点だったんですか。

○参考人(武藤栄君) 原子炉の冷却ということでいえますと、今回の事故は、止めることはできたわけでございますけれども、その後の冷却がうまくいかなかった。その冷却が途絶えるということとは相当に急を要することございまして、発電所が被災をした直後から注水が切れれば、原子炉の炉心の損傷に至るという可能性については、関係者は皆、頭の中に置きながら対応していたというふうに思います。

正確な時間はちよつと私も手元に記録がございませんけれども、十一日の夜にはそうしたような可能性について報告をしたといったような経緯があったように記憶をしております。

○野村修也君 報告をしたというのは、武藤さんの方から官邸の方に御報告されたということなんですか。  
○参考人(武藤栄君) これは発電所経由、それから、発電所からその情報を関係各所、本店それから関係省庁に報告をしたということでございます。

○野村修也君 武藤さん御自身がメルトダウンの可能性が、ありますというところを現場から報告を受けたのはどういふ段階だったと御記憶でしょうか。  
○参考人(武藤栄君) メルトダウンそのものの可能性があるという言葉で私は報告を受けた記憶はございません。

○野村修也君 逆に、東京電力の方から官邸ないしは保安院に対して報告をしたときに、その情報を御受け取ったのはどなたかというのには御存じでいらつしやいますか。  
○参考人(武藤栄君) ちよつと私、ここで、記録がございまして分かりますが、ただ、そういう発電所の状況につきましても先ほどいろいろ御説明しましたが、発電所の中央操作室で取れるデータの量は非常に限られていた、あるいは、当初は交流電源がなくて直流電源もなくなるということとは実は計器が動かないということでございます、例えば、原子炉の水位がどこまであるのか、あるいは圧力がどうなっているのかといったようなことについて、まずそれを見るために、例えばバッテリーを運び込んで、仮設の電源でもって計器で値を讀むといったようなことをやらなければいけません。そういう状況でございますので、そういう中で厳しい状況にあるという認識はそれぞれ共有していたというふうに思いますけれども、今先生おっしゃいますように、原子炉が溶けているか溶けていないかという判断というのは、これはなかなか当初の段階でするのは難しかったかと思っております。

それから、原子炉が溶けると一言で言いますが、これは、原子炉も大変大きいものでございまして、一番最初は燃料の中央部が溶けるわけですが、周りは溶けていくわけでもございまして、非常にひどい状況を考えれば原子炉全体が溶けるということになるわけでもございまして、そうしたようなことというのは、非常に限られたデータの中から短い時間で早く判断ができるというのは非常に難しさがあったかと思っております。



○野村修也君 では、ちよつと、あと一点、もう一点ちよつと別なことをお伺いしたいんですけれども。

国民の目から見まして、東電の対応に対する一種の不信感としまして、東京電力がこの事故発生直後にここから全員を撤退させるという経営判断をしたというふうな報じられたり、あるいは問題提起されたりしているわけなんです、経営者として、そのような判断というんですし、経営の決定というものは存在していたんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 全くございません。

これは、メディア等で東京電力が福島第一原子力発電所から全員を撤退させると、そういう考えだったんだということが報道をされたりしているというふうな承知をいたしておりますけれども、私含めて、そういう議論は一切ございませんでした。

これは三月の十五日の早朝のことをおっしゃっているというふうに思いますけれども、その前から二号機の状況が大変に厳しい状況になっておりました、十四日の夜からだと思えますが。実は私は、十四日までオフサイトセンターにおりました、そこで、オフサイトセンターの状況などを踏まえまして東京に戻るべきだというふうに思っています、社長の清水と相談をしまして、十四日の午後、向こうの方を出まして、夜、東京に戻ってまいりまして、小森と交代をいたしました。戻ってきてから、十四日の夜から十五日の朝にかけて二号機の状況は大変に厳しかったというふうに思います。

そういう中で、当時の福島第一原子力発電所の重要免震棟の中には合計で七百名以上の社員あるいは協力企業の方々がいらっしゃいました。これは、ここしかほかにはいる場所がなかったということとでそれだけの数の方がそこに集まっていたわけでありまして、当然、二号機を何とか落ち着かせるためにいろいろな作業を試みておりまして、これは何とかしなきゃいけないと私ずつ

と思っております。ただ、七百五十人の人間全部がそこにいる理由があるかという、それはないだろうというふうな思われたわけでありまして、現場からもそういう、一部を引いてはどうかという趣旨の話もあり、その中で、それでは一部の人間を残して、残りを福島第二あるいは別の場所に移してはどうかということと検討をしております。

ただ、御指摘のように、全員がいなくなるというふうなことはあの状況でこれはもう考えられないこととございまして、二号機を何とか収束をさせるということに皆が頭を、知恵を絞っている中で、福島第一の緊急時対策本部は当然ですけれども、本店も含めて、御指摘のような全員の撤退と申したようなことは全くなかったというふうな申し上げることができると思っています。

○野村修也君 今のお話ですと、合理的な人数に絞ろうという御判断だったということのようですが、大体何名ぐらいい残そうという想定だったんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) これは、私は当時、本店の緊急時対策本部の中で、そういうことをやるとしたらどういう手順になるのか考えてほしいという実は指示をしたわけでございますけれども、誰がどれだけ残ればいいのかというのは、これは本店からは判断が付きませんでしたので、そこは発電所が必要な人間を残すということと判断をしようというふうには思っておりまして、事実、そこは発電所長がそういう趣旨で、残る人間は誰だということと選んだということだと思います。

○野村修也君 その残りの方々を福島第二原発の方に移動させるというのは、そこが危険だから移動させるといふことなんでしょうか。それとも、たくさん人が過ぎるとかえって機動性を失うというところで、スリムにした方が合理的だということと判断なんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 当時の状況としては、二号機の状況が相当に切迫をしておりましたので、そういう危険性があるかもしれない場所にもそこ

なくともいい人間を置いておくことは合理的ではないだろうという判断であったというふうな思っています。

○野村修也君 この問題については、当時の総理が、全員を撤退させるというふうな清水社長から相談を受けたのに対して、御自身がそれはまかりならないというふうな言われたというストーリーになつてはいるわけなんです、清水社長はそのような形で総理に御相談をされたという事実はあるんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 私どもが、これは清水がということとございませぬけれども、官邸に申し上げた趣旨は、私が今いろいろ御説明をしました一部は社員につきまして、一時的に後ろに引くという趣旨であったというふうに思っています。

そういうことを、全員撤退するのということと、清水が官邸に朝、大変早い時間に呼ばれて総理から御下問を受けたというふうな私理解をしておりますけれども、そのときにそういうことではないというふうな答えたということとございませぬ、それから、菅首相がその後国会の答弁でも何回かこの件につきましてはお答えをされておられるというふうな私理解をいたしておりますけれども、その中でもそういう趣旨のことをおっしゃっているというふうな趣旨をいたしております。

○野村修也君 はい、分かりました。どうもありがとうございます。

○委員長(黒川清君) そうすると、そのところはちよつとコミュニケーションがよくなかったということですかね、官邸と。いろんな話が最近ドキュメントが出ていますので、聞き取りからすると、清水社長が官邸に行かれて、菅総理とのやり取りがあつたという話がありますよね。ですから、そのときの受け取り方なのか言い方なのかちよつと分かりませぬけれども、現場におられたかたから何とも言えないと思うんですけども、そういうことがちよつと分からないということですけども、何かコメントございませぬか。

○参考人(武藤栄君) 大変に切迫した状況でございましたし、それから、我々はテレビ会議を通じて発電所が言っていることを共有をして、現場がどうなっているか、どうしたいのかということも、もちろん言葉に出てくることあるいはその背景に隠れていることも含めて、それなりに感ずることが出来る仕組みがあつたと思っております、なかなかその状況から距離が空きますと、その現場の厳しさであるとか、あるいは現場の意図であるとか、我々が考えているということがなかなか、これは一般論でございませぬけれども、伝えることに難しさがあるということは一一般論としてそういう側面はあろうかと思っております。

○委員長(黒川清君) そのときは、そうすると、官邸とのコミュニケーションがうまくいっていないなという感じは本社に戻って感じておられました。報告、清水社長から聞くことになるので、なかなかそれは分からないのかもしれないと思っております。

○参考人(武藤栄君) 相当に、菅総理が早朝来られました、我々全く考えてもいなかった全員撤退はあり得ないというふうなことをおっしゃいましたので、私としては、何と申しますか、ちよつと違和感があつたというところとございませぬ。

○田中三彦君 ちよつと多岐にわたる質問で、少し時間をいただきたいと思います。委員の田中と申します。

今、その関係なんですけれども、東京の本店とそれからサイト二つですね、それからオフサイトセンターを結んでいるテレビ会議システムというのがございます。それを拝見しました。それで、今の部分に関してちよつとつづきに見てきたんですけれども、十五日の朝の五時半、これはビデオのテープ上で、正式ではないと思うんですけども、大休五時半ごろから菅総理の説明とかなんとか、非常に激しい、たまたまそのビデオはその部分はずつと音が切れているんですけども、菅総理が東京電力の主要なメンバーの方々に十分に以上は非常に激しく演説されてい

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第六号 平成二十四年三月十四日



たと思います。

そのビデオを見ますと、五面、各サイトですね、出ておりました。柏崎も含めると、柏崎もありますから、柏崎第一、それから福島第一、第二、オフサイトセンター、それから本店と、そのテレビ会議が五面、こういうように同時に出ておられます。それを見ておきますと、菅首相、海江田さん、海江田当時の経済産業大臣ですが、それからたしか、多分後ろ姿からという班目安全委員長らがいらっしやるような状態だったと思います。

そこで、今もちょっと話がありましたけれども、菅当時の首相はどのようなことをお話しになったんですか。

○参考人(武藤栄君) 大変に激しい口調で全員撤退はあり得ないということをおっしゃいまして、大変に厳しく叱責をされたというふうに記憶をしております。

○田中三彦君 それで、十分ほどの間、画面を見ていると、全ての画面が凍り付いたように、福島第一、先ほどおっしゃったけれども、当時は第二の状態が非常に不安な状態で非常なケアをしなきゃならない状態だったと思いますけれども、第一の重要免震棟の大勢の、吉田所長も含めて全てその皆さんの話に聞き入っているというふうな状態であったと思います。その後、十分の演説があった後別の部屋に移って、また少し小さい部屋で菅総理とちょうどテーブルを挟んで武藤参考人が、あるいは清水社長がお話をしている状態があったと思います。

そこで、その話をちよつとずつと時間を追っていくと、その話が六時二十分ぐらいまで最終的には続くんですが、その途中でちよつと画面を見てみると異変がありました。それははっきりとは分からないんですけども、六時十二、三分ごろ、吉田所長がはつと後ろを振り向くシーンがございませう。そのときが、いわゆる今では四号機の水素爆発というふうに言われている。当時は、二号機が異音と爆発を起こして減圧したということで大騒

ぎになった事象というのがそのさなかに起きていくというふうには思いますが、それはそれでよろしいですか。

○参考人(武藤栄君) ちよつと正確な時間につきまして私は記憶してございませぬけれども……

○田中三彦君 私の時間そのものは、ビデオからちよつとざつと計算したもので正確ではございませぬ。ただ、二分の違いだと思います。

○参考人(武藤栄君) 首相がお見えになりました。緊急時対策本部の大きな部屋がございませぬけれども、そこで今お話がございましたように、私もは考えていなかったんですけども、全員撤退退退というのはないことをおっしゃいます。後、こんな大人数じゃ議論できないじゃないかというふうなことをおっしゃって、私も幹部が、別の隣の小さい部屋があるんですけども、そこへ連れていかれて、そこでまたしばらくお話をいただいたというふうなことがあったかと思えます。

その間に、二号機、四号機でその爆発があったというふうな前後関係でよろしかったと記憶をしております。

○田中三彦君 ということは、当時はしばらく、六時から六時十分ぐらいの間に二号機が異音が発生して、それで圧力が急降下したと、それから四号機の爆発というよりは二号が非常に心配されていた状況だったので、その二号に対して中操の方々とか、それから重要免震棟の方々とするのはコミュニケーションが非常に重要な時期だったというふうには思いますが、テレビを見ておきますと、その間ほとんどその五つのテレビは、菅総理とそれから武藤参考人あるいは清水社長らのあの画面に見入っていて、それで、はつと後ろを向いたときに、多分そのときが何か異変が起きたことだろうと思えます。

それで、実際その後、吉田所長がなぜかヘルメットを取り出して頭にかぶるという、そういう

シーンが出てきますが、それで、しばらくすると、今度菅総理が、もういいから戻れみたいな感じで手を振ると、皆さんが、幹部の方が急いで退室されていくという状況が見られましたけれども。

この四号機というか、今になると四号機ですが、当時は二号機が非常に危ない状態にあった。一号機、二号機は既に爆発をしております。その二号機が非常に重要な状況にあったときに、合計五分ぐらいの間そのケアがされていらないように私には見えましたが、その辺は皆さんはどういう認識でしたか。

○参考人(武藤栄君) 発電所の状況そのものにつきましては発電所の緊急時対策本部あるいは中央操作室にいる人間が常に見ているわけでございます。何かあればそれはテレビ会議で発話があるということかと思えます。

小さな部屋に入りまして、そういうこともございまして、テレビ会議システムが小さな部屋にもございましたので、それをつないでもらいました。そういうことで、状況については見えていた。それから、緊対、大きな部屋の方にも幹部が何人か残っていたというところもございまして、発電所の状況については把握をしていたということだと思っておりますが、ただ、私どもがこれは首相のお相手をしていたということもこれは事実でございます。

○田中三彦君 ただ、ずつとこう見て、ほかのところを見てみますと、武藤参考人も含めて、オフサイトセンターとそれから中操との間のコミュニケーションというのはいくらも頻繁に行われていて、今、水はどこまで来ているか、水は何トン確保できているかとか、SRVを開けるけれどもチャタリングしているかどうか、いろいろな問題を参考人御自身もいろいろ発言されていらっしやる。

非常に緊迫した状況が映ってきますけれども、そういう中で五分というものに関しては特に問題はなかったというふうに認識されていらっ

しやいますか。

○参考人(武藤栄君) 私も含めて東京側の役割が何かということになるかと思えますけれども、基本的に、これは通常ももちろんそうです。緊急時も相当程度私はずうだと思っておりますが、やはり現場が一番近いところにいる人間が現場のことというのはいくらも分かってやっているわけであって、それについて少し距離のある緊対、緊急時対策本部あるいは本店、東京にいる人間がやるべきことというのは、それがやりやすいようにしっかりとサポートをする、あるいは、少し距離が離れているということであって気が付きやすいこと、あるいは違った見方、そんなものがあればそれは示唆をしてサポートをするというのが、私、ずつと役割だと思っております。ですから、一刻を争うような具体的な現場での操作を東京側からあせし、こうせいというふうなことはやるべきでもないし、それは私の役割でもないというふうに思っております。

そういう意味で、状況について何か問題があれば、それはテレビ会議システムを通じてきちんと話が上がってくるということであったというふうには思っております。

○田中三彦君 私がちよつとやっているのは、現場と今おっしゃっているのは多分、中操ばかりでなく吉田所長率いる重要免震棟の方々をおっしゃっているんだらうと思えます。それでよろしいですか。

○参考人(武藤栄君) これは内容によると思えます。例えば、原子炉を冷やすというふうな基本的な動作というのは、これは当直、実際運転に当たっている人間がこれは判断をしてやるということになります。ただ、例えば今回の事故の例でございますと、例えば格納容器をベントをするというふうなことになりますと、これは周辺へも影響がございませぬから、そういう判断については発電所長が本部長をやっております発電所の緊急時対策本部の方と相談をしてベントをやるといったような役割分担がございまして、内容によると思いま

す。  
○田中三彦君 分かりました。

ただ、しつこいですが、私は先ほどの映像を見てみると、現場の一つの中核である吉田所長以下が大勢集まっている部分が数十分間にわたって機能していないように見えたということをおっしゃって、そのことに関して御認識はどうかということなんですが、お付け加えになることはございませんか。

○参考人(武藤栄君) 繰り返しになるかと思いますが、先ほどお話ししたとおり、私も先ほど御話しておりましたが、それについて相対的に御議論をいただいたということについては……

○田中三彦君 はい。

それで、先ほどお話ししたとおり、御発言を見てみると、格納容器のペントをするかしないかということに関して幾つか御発言されていますけれども、その中で武藤参考人は、ペントというものをどういうふうにするか、何のためにどういう目的でペントするかどうか、ペントが必要な事態に入っているというふうに御認識だったのでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 先生御質問のペント、一号機……  
○田中三彦君 一号機でも二号機でも結構です。○参考人(武藤栄君) 基本的にはペントと申しますのは、原子炉圧力容器を全体を覆ってあります原子炉格納容器という入れ物がござりますけれども、この格納容器の内側の圧力が高くなっているときに格納容器全体がどこかで壊れてしまうというのを防ぐために意図的に格納容器の中の圧力を逃してやるという操作でございまして、こう

した厳しい事故のときに格納容器の中の圧力を見ながら実施をするということになります。

ただ、格納容器は放射能を閉じ込めるといって、その機能を一旦的におこなうので、その機能を一時的にせよバイパスをするということになりますので、そのタイミング等につきましては、例えば周辺の方々が退避ができていないのかどうか、あるいは風向きはどうなんだといったようなことも含めて可能な範囲で総合的に判断をすべきことだとおっしゃって、したがって、この操作は、操作する者にももちろん運転をしている当直の人間でございまして、格納容器の緊急時対策本部、発電所長がヘッドを務める緊急時対策本部の意見を聞いて実施をする、そういう手順になっております。

○田中三彦君 当委員会が前々回、班目原子力安全委員長に同じような質問を伺ったことがあるんですけども、そのときに班目委員長はこういふふうにお答えになった。一号機のことですけれども、現地に乗り込んでいったときに、ヘリコプターで音相と行ったときのことですけれども、その前にペントが必要だということに思っていた。それは、原子炉の圧力をとにかく下げないで、注水ができればいいということで、S R Vを操作してそれで原子炉の圧力を下げる、そのためには、格納容器の方が圧力が上がってくるので、S R Vで、御存じのように当然上がってくるわけで、それを心配してペントというふうにおっしゃったんです。

それもお一つではあるはずだし、実際のテレビ会議を見てみると、S R Vの操作、S R V、今、チャタリングむにやむにやという、そういう、これは三号機ですけれども、東電の方々のS R V操作、S R Vを操作して注水をしたという言い方、その会議の中でやられていますけれども、S R Vを開けることで原子炉の圧を下げて、原子炉の圧を下げて、そして外から冷却をしたい、原子炉を冷却したい、冷却したい、しかし冷却をしていくと、そのために格納容器がどんどんどんどん

力が上がる。だから、それでペントということがお話をされているようです。  
そうすると、格納容器の破壊というよりは、むしろ原子炉の冷却、減圧するためにS R Vを操作する、そのための格納容器ペントではなかったかというふうに見えますが、それはどうでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 先生おっしゃいますように、原子炉の蒸気を、逃し安全弁という弁が付いてございまして、これを開けますと原子炉の中の蒸気は下がります。ただ、その蒸気は格納容器の中にあります。プルの中に出ますので、長時間そのバルブを開けておきますと格納容器の中の蒸気の量が増えますので、格納容器の圧力は上がる、そういう傾向がございまして、

ただ、基本的にペントという操作と注水という操作はこれは別のものでもございまして、それはどういふことかと申しますと、原子炉の中に水を入れるというのとは、その手段があるのであれば、例えば原子炉の圧力が高くて原子炉の中に水を入れることができるポンプがあれば、それはそれを使って注水をするということになるわけであって、その場合には格納容器の圧力とは関係なく注水は可能でございまして、

一方、格納容器の圧力はそれ以外の要因で、それは逃し安全弁を開けるといふこと以外の要因で上がる要因も事故のときにはあるわけであって、そのときには注水とは関係なしに、格納容器を守つて大量の放射能を外に出すことを防ぐために意図的に圧力を抜いてやるという操作を行うということになるかと思っております。

○田中三彦君 私もそう思いますけれども、それではちょっと少し込み入った話になって恐縮ですが、けれども、当然、通常運転中は格納容器の圧力というのは絶対圧でいえば一気圧よりちょっと低めと、僅かに低めだと思っておりますけれども、素素が入っていると、それでよろしいですね。  
それで、一方に格納容器の設計圧力というのがございまして、これも絶対圧でいうかゲージ圧でい

うか問題ですけれども、ゲージ圧というふうな単位を使っているという、四・三七ぐらい、四・二七、気圧でいうとその程度じゃないかな、四キロ弱だと思っております。それで、絶対圧でいうとそれに一を足すので大体五気圧前後、五気圧強ぐらいだと思っておりますけれども、これはスベックに、仕様書にそのように書いてありますので、それを信じると、設計圧力って何でしょうか。

○参考人(武藤栄君) 今先生おっしゃいました数字はちょっと私、具体的な数字、手元に持ち合わせておりませんが、原子炉を造りますときに、安全上重要な設備等につきましては、当然その強度が事故のときに機能を損なうことがないかどうかという確認をすることになるわけであって、そのときに、これは事故と一言で申し上げても様々なものがあるわけであって、発電所の運転をしていけばあるかもしれないようなこと、あるいは余り起きそうにないこと、あるいはこれは本当に起きそうにないけれども更にそれを越えたもの、いろいろな種類があるわけであって、そういうものそれぞれについて強度を見るときに、ことになりまして、田中先生おっしゃいます設計圧、設計というふうな言葉から考えられますことは、通常はそういう、通常の設計のときに、起きるであろう、あるいは起きる可能性は小さいけれども、起きないけど考えておこうというふうなものも起きたときに、果たして、今のお話であれば格納容器ですけれども、それが強度上問題がないのかどうかということを確認するために設定をした圧力だということかと思っております。

○田中三彦君 具体的に、具体的な仮想事故というの、こちらの方で言いますけれども、一号機、三号機の場合には、恐らく最大口径の再循環系配管というものが一番大きいので、それが瞬間的に破壊すると、ギロチン破壊と言われるものが起きたときに過渡的に三気圧前後ぐらいのものが出て、それに余裕を持って四・幾つというふうな設定をされているという、そういうものだと私は思っていますけれども。

そうすると、設計段階では四気圧前後以上にはならないというふうになり、そういうふうになって、仮想事故、こんなものを考えておきましたというところで、それ以上はならないという一つの指標です。それでよろしいですか。

○参考人(武藤栄君) 仮想事故というよりは、原子炉を設計するときの想定事故ということかなと思います。そのときにチェックをする値ということかと思えます。

○田中三彦君 そうすると、一応設計上はこれ以上は大きくならないだろうというのが設計圧力というふうに考えてよろしいですね、一般的に。

○参考人(武藤栄君) 設計時に、私どもが原子炉の安全性を確認するとき考えた、事故のときに掛かる力に対応して比較をする値ということかと思えます。

○田中三彦君 それが簡単に超えてはいけないうわけですから、当然設計圧力というのはいくつかの想像上はこれ以上は行かないでしょうという、そういう圧力というふうに考えてよろしいですか。

○参考人(武藤栄君) ちょっと御趣旨が…

○田中三彦君 違う。設計圧力が簡単に超えられたら困ります。だから、設計圧力というのは仮想事故で最大の過渡的な圧力で設定されているわけですから、そう簡単にその圧力を超過するということは考えないというのが、それは普通で、普通の考え方でよろしいですか。

○参考人(武藤栄君) 今回のような、設計で考えた範囲を超えたようなことになったような事故…

○田中三彦君 はい、それで結構です。

○参考人(武藤栄君) 本当に申し訳ございませんけれども、こうした状態に対応して決まったものではないというふうに思っております。

○田中三彦君 分かりました。  
ということは、一号機ですが、夜の二時半ぐらいには設計圧力が四・幾つ、絶対圧でいうと五気圧強ぐらいのものが八・四気圧まで上がっています、圧力で、絶対圧で。これを目撃というか、その情報を知って、何が起きているというふうにお

考えていたか。

○参考人(武藤栄君) いろんなことが考えられますけれども、原子炉の損傷に至るような可能性があるとということかと思えます。

○田中三彦君 そうしますと、先ほど野村委員がちょっと触れておりましたけれども、メルトダウソンというか、メルトダウソンの定義が面倒ですけれども、いわゆる損傷ですかね、炉心が損傷し始めているという認識はそのころもう既にお持ちでしたか。

○参考人(武藤栄君) これは非常に限られたパラメーターの中で、その程度であるとか、どういったような状況になっているかということも明示的に言うことは大変難しいというふうな思っておりますけれども、格納容器の圧力が非常に高くなると、しかも先生御指摘のように、設計で考えたような圧力よりも高いというのは、これは何らかの異常が起きているということであろうというふうに考えたと思えます。

ただ、先生御指摘の設計圧力というのは、これは様々な基準の中で物を設計するとき使う値でございます。実際に物が壊れる値とは全く別のものございまして、今回のように非常に過酷な事故のときには、その物の実力がどうなのかと、どこまで行ったら本当に壊れるのかといったようなことも含めて全体を判断していくということが必要な状況であったと思っております。

○委員長(黒川清君) 今の議論を見てみると、非常に技術的なこともありますが、今、武藤副社長のお話では、官邸が、今回は東電に普請理が来て、また小さい部屋で話したということですが、そのときは、やはり武藤副社長としては、今回は官邸が関与したということですが、実際は東電としては現場のことは東電が責任を持ってやるという意識だったわけですか。

○参考人(武藤栄君) 我々、これは常日ごろから原子力発電の一義的な責任は我々にあるというふうな思っております。ただ、大変に厳

しい事故でございましたし、我々だけではできないようなこともたくさんあったわけですし、そういうものにつきましては、これは警察、消防等々、自衛隊、もう様々な機関のお力をお借りをしたわけでありまして、そういうことにつきましては、皆様方のお力添えを得る上で、これは政府、関係機関としっかりと連携をしていくということは大変に重要なことであつたというふうな思っております。

○委員長(黒川清君) そのとき、その御意見は菅総理に言われましたか。

○参考人(武藤栄君) いや、そのときはちょっとそういうことは申し上げませんでした。

○野村修也君 関連して一点だけいいですか。

○委員長(黒川清君) はい、どうぞ。

○野村修也君 済みません、先ほど来からその点ばかり伺っていて恐縮なんですけれども、私どもがそのテレビ会議システムのビデオを拝見させていただくとやっぱり奇異に感じますのが、そのときだけ映像だけになっていて音がなかったりとかしていただいております。ビデオは、最初の一日半はちゃんと聞いています。これは欠落して映っていません。福島の方には映像だけのもの、音のないものが若干残っていますけれども、最初の一番大事な初動の部分についてはビデオがない。さらには、ずっと後は音がちゃんと入っているんですけど、今ここで問題となっているシーンだけは音が無いという、まあ何かやや不思議な感じがするんですが、確認させていただいたところでは、普通のDVDシステムでありまして、ボタンさえ押せば普通に撮れる、家庭用のDVDと同じようなもので映像が録画できるという仕組みのはずなんですけれども、これは一体なぜこういうようなことが起こってしまったのでしょうか。

○参考人(武藤栄君) いや、ちょっと私、そのときの経緯につきましては把握をいたしております。

○田中三彦君 ちょっとディテールで申し訳ありません。私はその設計圧力を超えると物がすぐ

壊れるなどとはもちろん思っていないし、そういう言い方はしていませんが、それはさて置き、異常が起きているという認識をされている中で、ペントを、十二日の早朝ですね、一号機のペントの準備に入っていると、これはよろしいですね。そして、そうすると、当然それは、燃料損傷とか、あるいはそういうものが起きている可能性が高いというふうにお感じになっていながらそのペントを決定するということは、それは大気中に向かつて放射性物質を、まあ言葉は悪いかもしれませんが、ばらまく結果になる可能性があるということですね。

○参考人(武藤栄君) ペントそのものの決断といえますか、判断をしたときには、実は私、先ほど申し上げましたとおり地元の町を回っておりまして、その判断そのものは発電所と東京とでやりましたので、後から聞いたこととございますけれども、格納容器の圧力そのものが当初はさつき申し上げましたような電源がないという事情ですと測れなかつた。その中で、バッテリーを急速運び込みまして、必要な計器に、運転員が照明のない中大変に苦勞をしながら計器につき込んで値を見たところ、六百キロパスカル程度であつたと記憶しておりますけれども、大変高い値だということが分かつたということで、その場で即座に東京電力としてはペントをする必要があるというふうな判断をし、その旨東京と相談をし、東京におりました小森は、その旨関係するところに報告をし、準備に入つた、そういう経緯であつたと思

○田中三彦君 それは、じゃ、その放射性物質を外にまくときにできればフィルターを付けたというふうな思いますが、シビアアクシデン



容器、本来放射能を閉じ込める格納容器から中のものを出すということで、放射能が出る可能性があるわけでございまして、当初、このベントというの、これも当初のプラント建設時にはなかった機能でございすけれども、順次安全性を高めてということで様々なことをやった中の一つの工夫なわけでございます。

その大変に厳しい事故のときに、格納容器の圧力を逃すためにどういうやり方があるかという議論が様々にございまして。先生御指摘のようなフィルターを付けるという選択もございましてけれども、もう一つ、特にこの私どもが使っております沸騰水型の原子炉というのは大変に大きなブルを格納容器の中に持っております、数千トンの水がそこに常時蓄えられておるということでございます。外に出す気体をその数千トンの水の中をくぐらせることでかなりの量の放射能が除去できるというデータがございました。

世界的に見まして、そのブルの中をくぐらせて放射能を除去して放出をするタイプのベントを採用したところ、先生がおっしゃいますように、別に、例えば砂であるとか砂利であるとか、あるいは水を吹きかけるとか、別の装置を設置をしまして、そこを通してベントをすることにした発電所と両方ございます。我々日本の沸騰水型の原子炉は前者を取ったわけでございまして、同じタイプの原子炉が米国にも多数稼働しておりますけれども、アメリカのプラントも全て同じやり方を取ったというふうに私理解をしております。

○田中三彦君 それは、経済性の問題を考えているということはありませんか。

○参考人(武藤栄君) 経済性というよりは、実際に水の中を通すということでもかなりの量、放射能が取れるということでございまして、百分の一とか千分の一とかそのぐらいの量になります。一方、フィルターを追加しても同じような性能が得られるかと思ひますけれども、これは技術の選択の問題であったというふうに思っております。

○田中三彦君 今回は、電気事業連合会はこれを

全機に付けるというようなことを、そういう動きを取っているように聞いておりますけれども、それについて。

○参考人(武藤栄君) 私ども、これまで様々なリスクの低減対策を取ってきたわけでございまして、それにもかかわらず今回こうしたような本当に大きな事故を起こしまして、これはもう痛恨の極みでございます。

今回のようなことを考えますと、私、その水の中を通すベントの効果というのはあつたというふうに思っておりますけれども、加えてもう一つ、フィルターを付けておくということがより安全性を高めるということだというふうに思っております。判断をしたということでございます。

○田中三彦君 水をくぐるくぐるというけれども、ドライウエルの方から直接やるということも考え得るわけですね。その場合にはそういうふうにはならないわけですか。ですから、付けるのが正しいのではないかとこのように思いますが、どうでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 先生御指摘の点は、もう水をくぐらさないでベントをするというケースもあり得るのだからそこにフィルターを付けておくべきと、こういう御指摘かと思ひますが、私、もちろんそういうお考えもあるかもしれませんが、大切なことは、仮にフィルターを付けたとしても、何らかの形でそれを動作させることが必要なわけでありまして、それは格納容器の水をくぐらす場合でもフィルターを付ける場合でも、ともかく必要ときに必要な弁を開けてベントができるようにするというのが大前提かと思ひます。

今回で非常に苦労をいたしましたのは、電源がない、あるいは駆動する空気もないという中で、人間が手でもってそうしたベントのバルブを開けなければいけないということがあつたわけでございまして、この弁を開ける手当てをしっかりと準備しておくということが、どういったようなやり方を取るにしてもまず重要なことではなからうかなというふうに思っております。

○田中三彦君 どうもありがとうございます。

○横山禎徳君 今のような議論はそうかもしれないんですが、実際にベントの緊急性というものが高まってきたという御判断があつたと思うんですが、そのときに、今のフィルターあるかないということも含めて、これはどうすべきかということの御判断は頭によぎつたのではないかと思ふんですが、その辺のことをちよつとお話しいただけますでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 一号機につきましては、十一日の夜遅くから既に原子炉の状況は厳しさを増しておつたと思ひます。それで、夜半過ぎに格納容器の圧力が高いということが分かりましたので、そこでもうベントは必要だということにすぐ判断をいたしました。

ただ、大変に厳しい環境にあつたわけでございまして、一つは、深夜で照明もなく、それから現場へ出ようとしてしましても通路が通れない、道路が壊れている。あるいは、余震がたつきございまして、余震が津波を伴うかもしれないということ、余震があるたびに避難をしなければいけない。それから、現場へ出ますと、我々、PHSと申しますか、携帯電話を構内で多用しておりますけれども、こうした通信手段も使えないということ、ベントをやらなきゃいけないということ、最初から我々認識をしておりましたけれども、これがなかなかできなかったというのが実情でございます。

○横山禎徳君 今のような状況というのに加え、手続上の問題であるとか、記者発表をしなければいけないとか、総理の訪問とか、そういうタスクのことも判断の時期というのに影響したんでしようか。遅れるということはなかつたんでしようか。

○参考人(武藤栄君) 記者発表につきましては、深夜にベントが必要だと判断をしまして、即座に保安院にその旨御報告をし、その結果、これはプレスをした方がよいということで、三時ごろに常

務の小森と当時の海江田大臣とが、一号機、当時はまだ二号機の状況も非常に厳しかったという認識だつたと思ひますので、一号、二号、ベントの必要があるかもしれないということでプレスをしたということが一つございまして。

それから、菅首相がその日の早朝、発電所にお見えになつたということがございまして。

ただ、現場は、ともかくベントというのは、さつき申し上げましたとおり、格納容器を最後守る上でこれはもう必要なことですから、ともかくやらなきゃいけないということで準備は進めておりました。

○委員長(黒川清君) これに関連して、櫻井委員からあります。総理が十二日に行かれたときの話とかがありましたら、一つ二つどうぞ。

○櫻井正史君 ちよつとその点の関係、十二日の朝、総理が行かれたということに関連して。

菅総理が現場にいられたときには、武藤顧問も、というか副社長もその場におられましたか。

○参考人(武藤栄君) 私は、さつき申し上げましたとおり、町をぐるぐる回りをまして、オフサイトセンターが開いたらオフサイトセンターに行くからということで常に状況を確認をしておりましたところ、十二日の未明になりました、オフサイトセンターが動いたという報告を受けて、オフサイトセンターに入りました。

そのときにはもう既にオフサイトセンターに経産省の方々等々集まつておられまして、そのオフサイトセンターに入りまして後、今御質問がございましたように、菅首相が来られるかもしれないという話を伺つたというふうに記憶しております。

○櫻井正史君 そのような話がありましたから、武藤副社長はどのような行動を取られましたか。

○参考人(武藤栄君) これは、首相の、緊急時の全体の指揮をお執りになるトップがお見えになるということでありまして、これは私も現場に行かなくてはならないというふうに思ひまして、福島第一に向かうことといたしました。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第六号 平成二十四年三月十四日

○櫻井正史君 総理が行かれるということで、当然、当時の吉田所長もその対応をなさるといふこととよろしいでしょうか。

○参考人(武藤栄君) はい、そういうことでございます。

当初は話が何回か行ったり来たりしたようなこともあったようにちょっと記憶しておりますが、第一には来られないようなふうになったといったようなお話も一時ございましたけれども、最終的にやはり第一に來られるというふうなこともあって、私は第一に向かいました。

プラントの状況を確認をしたいというふうには、直前の状況をみて吉田と話をし、それから菅首相をお迎えすると。これは福島第一のグラウンドにヘリが着きますので、そこへ行きたいと思っただんですが、そのときには既に発電所の中の線量が上がっていたと思います。

それで、免震重要棟の中に私入って吉田に会いに行こうと思っただんですが、入口のところ放射線のサーベイをやっておきまして、ここでもかなり行列ができていて、これを持っていったんは首相のヘリが先に来てしまふなど私は思っています、吉田とは話をする間もなく福島第一のグラウンドで首相のヘリをお迎えをしました。

その後、首相をバスで免震重要棟にお連れをして、会議室の中に入りまして吉田と菅首相とお話をし、そういう経緯でございます。

○櫻井正史君 いろいろ話が合ったと思うんですが、かいつまむとどういふような話がそこであつたのでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 私は、大変に一号機の状況、厳しい状況の中で、全体の状況を御説明をするというのが私の役割かなというふうにおもったんですけれども、当初からベントのことを大変におっしゃっていたと思います。

○櫻井正史君 ベントをすぐにといふような話はないかなと思いますか。

○参考人(武藤栄君) そんなようなこともおっしゃっていたと思います。

○櫻井正史君 それについて、どのような御説明をされましたか。

○参考人(武藤栄君) 正確にどういふ言葉でどう御説明したかというのは私は余り、記録があるわけではございませんけれども、さつきいろいろ申し上げましたとおり、我々も最初からベントは必要だといふことはもう分かっていたので、ただ、その現場がなかなか、さつき申し上げたような状況の中で、照明はない、道具もない、あるいは線量も高いといったような、電源もない、そういう厳しさがあるというふうなことを御説明をしたのではないかなというふうに思っています。

○櫻井正史君 先ほど横山委員の方からも若干質問がありましたけど、ベントをしなければならぬという最中というか、さなかに総理が来られたこと、ベントの作業についての影響というのはいかがなものでしょう。

○参考人(武藤栄君) これは先ほど申し上げましたとおり、ともかく深夜からベントはやらなきゃいけないと、これは格納容器を壊してしまつてはもうどうにもなりませんので、ともかく格納容器を守るためにはベントは必須でございます、ともかく早くやりたいというふうには我々は思っておりました。

したがって、現場も準備をしたわけですが、これも、これも大変に、今振り返ってみますと、備えがどうだったかといふことは大変申し訳なく思っておりますけれども、電源がない状態あるいは空気がない状態でベントをするといふことは、これ今までは違う手順でやるということでございますので、そうしたことについての手順の確認であるとか、あるいは誰が行くのかとか、その間にある照明のないところにポンペをしようとして震の中にかけていくといふのはどういふやり方であるんだ、これも様々なことを考えなきゃいけないわけだ、なかなか時間が掛かったというのが事実でございますけど、ともかく現場の方はそれで進んでいったというふうに思っております。

す。

ただ、私もそういう意味では大変に緊張をしながらグラウンドで首相をお迎えいたしましたし、吉田も発電所の緊急時対策室から会議室に出てきている状況について説明をしたと、そういう状況であつたと思います。

○横山嶺徳君 先ほど来、事業者が第一義的責任を取るべきと、そういうふうには信じておられるというふうにおっしゃったんですが、この緊急事態の中でそういう場に総理が来られるということに關して、どういふふうにお考え、何をしに來られるのか、なぜ來られるのか、その辺どういふふうにお受け止められたのでしょうか。

○参考人(武藤栄君) ちょっと私も、ともかく総理が來られるということ、これは私が原子力の責任者でございますし、これはお迎えしなければいけないというふうにおもったわけでございます、どういふふうな御考えかと、ちょっと私、余り申し上げるべき立場ではないと思っております。

○委員長(黒川清君) 今回は、その現場のところは、武藤副社長としては緊急時の一義的責任はまず現場にあるという認識で対応しようとしていたといふことは伺いました。

ここでちょっと、時間が、皆さんちょっとお疲れで悪いんですけど、ブレイク七分ぐらいということですが、よろしいでしょうか。恐れ入りますが、それからまた、後半ですが、武藤副社長も皆さんもそうなんですけれども、なるべく要所で、時間の制限もありますので、できるだけよろしくお願いたします。

この際、それでは暫時休憩ということで、三時十五分に再開いたします。

午後三時七分休憩  
午後三時十五分開会

○委員長(黒川清君) それでは、委員会を再開いたします。

後半ということで、お疲れですが、最初に、最後一つ残っていたのがありまして、櫻井委員から一言、どうぞ。

○櫻井正史君 委員の櫻井の方から引き続き伺います。

先ほど水の注入という話がありましたけれども、冷却のために、これは技術的に見て大変必要なことであると思っておりますが、そうですか。

○参考人(武藤栄君) 先生おっしゃるとおりでございます。

○櫻井正史君 それで、海水と淡水との違いというのはございますか。

○参考人(武藤栄君) 原子炉を冷やすということですが、どちらも同じような効果がございまして、当然に海水の方が様々な不純物が入っておりますので、それによってまた別の問題が起きるといふ可能性は淡水よりは大きいということだと思っております。

○櫻井正史君 御承知のとおり、途中で武黒フェロの方から、海水注入について停止というか中止というふうな指示があつたと思っております、それについて武藤顧問はどのように受け止められたか。

○参考人(武藤栄君) 私、当時はオフサイトセンターにおりました、発電所と本店の間のやり取りをテレビで見ている立場でございました。原子炉の冷却ということにつきましては、先生御指摘のとおり、ともかく水を入れるということが一番大事なことでございます、淡水があればもちろんそれは淡水の方がいいわけですが、私、早い時期から海水でもいいんだぞといふことはテレビ会議の中で言ってきたつもりでございます。

そういう中で、海水の注入につきまして官邸からコメントがあつたという発言が発電所長からあつたわけでございます、私はなぜかということとはよく理解できませんでしたが、官邸といふことは首相も含めてそういう御意見だといふ



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第六号 平成二十四年三月十四日

ふうじに理解ができましたということ、それから  
武黒が官邸の中で海水を注入することについて了  
解を取るよう努力をしているという状況だとい  
うふうじに理解をいたしましたので、その官邸の意  
見、首相が御了解をされていらない海水注入につ  
いて一旦止めるべきということについて、私も特段  
異議を挟まなかったというのが前後関係でござい  
ます。

意味では、むしろ官邸の方が指示を出してきても  
きちっと説明をしておいて対応するというのがあるべき  
姿だったんではないかと思うのですが、その辺  
りはいかがでしょうか。

では、ちよつと別なことについてお伺いしたい  
んですが、よろしいですか。  
リスクアセスメントについてのお話をちよつと  
お伺いしたいのですけれども、元々、原子力・立  
地本部というものの中では原子力あるいは原子炉  
に対するリスクの評価というのを行っていると思  
うんですけれども、そこを担当している会議とい  
うのは何という会議になるのでしょうか。

その安全というのはどう組み立てられるかとい  
いますと、いろいろな側面がありますけれども、  
特に現場の安全ということについて言えば、発電  
所で一番近くで見ている人間が、何が一番やりた  
いことなのか、どこが一番心配なのかということこ  
ろから積み上げて全体のリスクというものを見る  
べきだということに私思っております。

○櫻井正史君 時間の関係があるので手短にお答  
えいただきたいんですが。  
先ほど、武藤顧問は、現場の判断がこういうと  
きには大事で、本店も含めて余り指図すべきでは  
ないという、あくまで発電所自体の判断が大切だ  
ということをおっしゃられて、そのことと今  
の御説明との関係はどのようになるんでしょう  
か。

菅元総理は原子力にも造詣がございましたというこ  
とのもうでありますけれども、常に総理が原子力  
についての御専門であるとは限らないわけであり  
ます。緊急時においては責任を取っている方が指  
示をすればそれに従うべきだということになれ  
ば、全くの素人であったとしても指示に従うとい  
うことになってしまおうと思っておりますので、その辺り  
はいかがででしょうか。

○参考人(武藤栄君) はい、そういうことで設置  
をした会議がございました。  
○野村修也君 この会議では、当初はあらゆるリ  
スクをとにかく洗い出して原子力についてのリス  
ク対応をしていこうという作業が進められている  
やに、議事録を見る限りではそう感じられるわけ  
なんですけれども、ちよつとやや気になりますの  
が、二〇一〇年ごろになりました、原子力の安  
全、品質向上といったような作業と、金銭的な限  
界というんでしょうか、予算的な限界といったよ  
うなことがその議論の中に入り込んできているよ  
うにも見えるんですが、そういうような議論とい  
うのは社内にはあったんでしょうか。

したがって、リスクそのものというのは、  
特に発電所の管理ということについて言えば、現  
場ですすそれを、それを積み上げていく。そ  
れはすなわちそのラインの中でそういうものを  
しっかりと管理をしていく。そういう作業がまず  
全体としてある上で、それを今度は横串を通して  
原子力部門全体、さらには会社全体でもってどう  
いうリスクがあるんだということを見るという位  
置付けでリスク管理会議というのは運営されてい  
たというふうには思っております。ですから、そこ  
のインプットは、基本は現場あるいはラインと、  
こういうことであったと私は思っております。

○参考人(武藤栄君) 首相が一番最初のベントの  
ときに発電所に来られましたときに、発電所長の  
携帯の電話番号を聞いてお帰りになりました。そ  
ういうこともありまして、私は、発電所長が  
官邸からそういう話があったというのは、テレビ  
会議を通じて私にとって見たのは、首相がそう  
おっしゃっていることだろうというふうじに  
見えたわけでございます。この緊急時の指揮を  
執っておられる方がそうおっしゃるということ  
であれば、これは私はコメントをすることは難し  
いかなということを追認をしたこととございま  
す。

○参考人(武藤栄君) 私自身、もしもあの状況  
で、ともかく原子炉に水を入れるということ以外  
に重要な、それ以上に重要なことはないというふ  
うに思っております。ですから、長時間にわ  
たつてもいいけれども海水にしろ淡水にしろ水を入  
れるということが止まるようなことがあれば、こ  
れは異議を唱えて何か言わなければいけないとい  
うふうじには思っております。

○参考人(武藤栄君) 先生御指摘のようなことで  
考えますと、一つは、リスク管理会議というの  
はそこから全体的なことがスタートするということ  
は決まっております。これはもう安全なくして原  
子力なしというのが、これは事故を起こした私ど  
もとしてはもうこれは本当に何とも言葉もないわ  
けでございますけれども、ただ、当時、私もは  
ともかく安全最優先ということで取り組んでしま  
した。

○参考人(武藤栄君) いや、これはちよつと私  
は、首相とは十二日の朝に初めてお会いしただけ  
でございますので、何ともちよつと私からは。  
○野村修也君 いや、先ほど来から現場という  
のは、現場に専門家がおられるということが前提  
だということだと思わなければならないんですが、

○櫻井正史君 どうもありがとうございます。  
○野村修也君 今の点についてちよつとお伺いし  
たいんですけど、元総理と武藤副社長は原子力  
について知識はどちらの方がおありだというふ  
うにお考えになっておられますか。

○参考人(武藤栄君) いや、これはちよつと私  
は、首相とは十二日の朝に初めてお会いしただけ  
でございますので、何ともちよつと私からは。  
○野村修也君 いや、先ほど来から現場という  
のは、現場に専門家がおられるということが前提  
だということだと思わなければならないんですが、

○参考人(武藤栄君) 先生御指摘のようなことで  
考えますと、一つは、リスク管理会議というの  
は決まっております。これはもう安全なくして原  
子力なしというのが、これは事故を起こした私ど  
もとしてはもうこれは本当に何とも言葉もないわ  
けでございますけれども、ただ、当時、私もは  
ともかく安全最優先ということで取り組んでしま  
した。

○参考人(武藤栄君) いや、これはちよつと私  
は、首相とは十二日の朝に初めてお会いしただけ  
でございますので、何ともちよつと私からは。  
○野村修也君 いや、先ほど来から現場という  
のは、現場に専門家がおられるということが前提  
だということだと思わなければならないんですが、

○野村修也君 いや、先ほど来から現場という  
のは、現場に専門家がおられるということが前提  
だということだと思わなければならないんですが、

○野村修也君 分かりました。ありがとうございます。

○野村修也君 ありがとうございます。

○野村修也君 ありがとうございます。

○野村修也君 ありがとうございます。



なくて、結果は付いてくる、結果が付いてくるよ  
うな安全性を求めろということをお願いしたつも  
りでございます。

○野村修也君 今の御発言というのは、結局、安  
全というのが最優先であって、仮に金銭的な面  
でや高額の予算的措置が必要であったとしても、  
それについては安全第一でやるべきだというお考  
えだったと。

例えば、配管などについても、大きく問題のあ  
る配管を取り替えるということになれば相当のお  
金が掛かるというようなことも試算も出ておりま  
すし、さらにはバックテストの問題もあると思  
いますが、そういう場合には耐震性の補強とい  
うにも相当のお金が掛かるというようなこと  
の問題意識はあったと思うんですね。そういう中  
で、安全性第一だということをお考えだった  
ということでしょうか。

○参考人(武藤栄君) ともかく、安全から全ての  
ものは組み立てるといって考えてきたつもり  
でございます。

○野村修也君 そうなりますと、当時の会議の中  
で、武藤副社長御自身が、そろそろ原子力につ  
いてもお金にキャップが掛かってくる可能性がある  
ということをお金にキャップが掛かっているやに思  
うんですが、この御発言というのは、むしろ御自  
身のお立場というよりは、会社の中でそういう動  
きがあるということに対する警戒ということによ  
るものでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 全体、もちろん企業であり  
ますから予算もあればお金もあるわけですが、  
も、ただ、原子力を考えるときにお金、今お  
っしゃいました最終的な仕上がりのお金の大きさ  
も私結果だと思えます。安全というものを組み  
立てていって、それでどうしても必要なものは  
使うということではないと原子力は成り立たない  
と思えます。

事実、それでも原子力というのは十分に、安全  
なプラント、これは私どものところだけではなく  
て世界中よく言われることだと思いますけれど

も、安全性の高いプラントというのは性能もよ  
く、経済性も高いという、そういう関係だと思  
いますので、そういう高いパフォーマンスとい  
うか、を目標として、ともかく安全から順番に議論  
していこうと、そういうことで様々な議論をして  
きたつもりでございます。

○野村修也君 武藤副社長のお立場は分かりま  
したが、それは社内でも共通している考え方な  
んでしょうか。それとも、武藤副社長がそういう  
お考えで、かなりのお金を掛けてでも安全を優先  
させるべきだと御発言されたときに、それに対し  
他の経営陣の方から、それはやはり予算的には難  
しいという御発言があるということなんですか。

○参考人(武藤栄君) 少なくとも私が責任者  
をやっている間に、私があるいは私の部門として  
やりたいと思ったことについては、それはお金の  
理由でできないということはないというふう  
に思っています。

○野村修也君 となりますと、そのお金にキャ  
ップが掛かるというのは誰が掛けるという理  
解なんですか。

○参考人(武藤栄君) ちょっとその先生お  
っしゃっておられますキャップというものの前後  
係がよく分かりませんが、当然、会社の中で予  
算を立てるときに目標というものは出てくる  
わけですが、そのときに、先ほど申し上げまし  
た通り、順番を間違えてはいけません。必要  
なものがあつたとしても、必要なのはやる。も  
ちろん工夫はあると思います。だけれども、安  
全というものを損ねて原子力を動かすとい  
うことは、これはあり得ないと思っております。

○野村修也君 分かりました。  
改めて、またリスク管理の観点で別な問題  
点、ちょっとお伺いしたいんですけれども、シ  
ビアアクセシビリティについて、これが起  
り得るといって、これを想定して対応を取  
っていたのかどうかという

ことがかなりの論点になっているかと思  
うんですが、社内におきましてシビアアクセ  
シビリティについて三・一一以前に何か議論  
をしたことはありましたでしょうか。

○参考人(武藤栄君) シビアアクセシ  
ビリティについては、これも先ほどの、ベ  
ントが議論をいたしましたが、これも先ほ  
どの、最初からプラントを造った後、順  
次準備をしてきたものの一つでございます。

アメリカのスリーマイルアイランドの事故  
がございましたが、あれが大変大きな事  
故だと思えます。その後、軽水炉でも  
こういふような事故があり得るというこ  
とを前提にして、原子炉を止める、冷や  
す、閉じ込めるといふようなこと  
について、設計のときに考えたあり  
ような事故、それよりも超えたよ  
うなものについて、どんな手  
だてがあるんだということに準備  
をしておきます。

ただ、今回の事故を経験して見ますと、  
私どもが考えてきたいろいろな手  
だてが、ことごとく功を奏さな  
かったというところでございま  
す。こういったような大変な事  
故に至りましたことはもう当事  
者として本心に申し訳なく  
思っております。

○野村修也君 やはり、まあ後知恵とい  
うのはありますので、今になってみれば、あ  
あすればよかった、こうすればよ  
かった、こうすればよかったとい  
うふうな反省もあつたかと思  
います。ただ、やや気になります  
のは、今の御発言が前提にな  
つていたんだとしますと、先  
ほどお話しの中に出てまいり  
ました重要リスク管理表とい  
う、たかさんの項目を挙げて、  
このリスクに対してはいついつ  
までにこういう対応をするとい  
うことを洗い出しをしていま  
すね。それを拝見しますと、そ  
の中には残念ながらシビアア  
クシビリティという項目がど  
こにも見当たらないか。

○参考人(武藤栄君) 具体的にシビア  
アクセシビリティという書き方ではな  
かったわけですが、例えば中  
越沖地震の後に免震重要棟とい  
うのを私も造りました。これは中越沖を  
経験しました柏崎刈羽だけ  
ではなくて、福島発電所にも  
第一、第一、造ったわけござ  
いまして、これが今回大変に  
役に立って立って立ってしま  
すけれども、こういうような  
状況であったと思えます。

それから、例えば消防自動車  
を柏崎の火災で準備をいた  
しました。これが今回は原子  
炉へ注水をする上で大変に役  
に立って立って立ってしま  
すけれども、原子炉へ注水  
をするための注水口が建屋  
の外に、これも後から準備  
をしたわけですが、それがあ  
つたというふうなことで、  
シビアアクセシビリティとい  
うふうな明示には書いて  
ございませんけれども、設計  
の範囲であれば使わな  
いはずのものについても、  
私どもとしては考え付  
くものについては手を打  
つてきたつもりでございます  
。ただ、結果として見ると、  
これは至らぬところがあ  
つたがゆえに、こういった  
こと、事故に至つたとい  
うことで、ここはもう本  
心に、何とも言葉がござ  
いませぬ。

○野村修也君 武藤参考人は副社長でいら  
っしゃいましたから、経営のトップに、中  
核におられたわけですから、今の重要  
リスク管理表という作業は、各部門で  
それぞれ自分の足下で生ずるリ  
スクを可能な限り出して、そして、そ  
の対応策を一生懸命考えておられ  
ると。ですから、まさに原子力の安  
全、立地本部においてもそれは一  
生懸命やっておられたということ  
なんです。先ほど御説明ありまし  
たように、だんだんだんだん経営の  
トップの方にそのリスクが伝わ  
つていって、最終的には全社的な  
リスクマトリクスみたいなもの  
ができて、それが重要な高いもの  
ですね、事故が、そのイベント  
が起つたらリスクとして大きな  
リスクが、それからその発生  
の確率

みたくないものを掛け合わせて、そして事故が大きく、影響が大きくて、しかも発生頻度の高いものから手を打っていきましようという、そういう考え方になるんだと思うんです。

その表の中にはシビアアクシデントという言葉がありまして、突然出てくるので、ああ、ここで考えておられたのかというふうに通ったんですが、ちょっと見ますと、どうもそれはシビアアクシデントそのものをリスクとしてとらえているのではなくて、シビアアクシデントに関する規制が強化されるリスクというふうに見られるわけなんです。これは、経営サイドから見ると、どういう意味を持ってリスクととらえておられるのかというのを、原子力の御専門のお立場もあるかと思いますが、経営のお立場から見ると、なぜこれがリスクととらえられるのかということをおっしゃる御説明いただけますか。

○参考人(武藤栄君) リスクというのは非常に、どういふものをリスクととらえるかということ、これはいろいろな見方があるかと思いますが、これも、シビアアクシデントという切り口で原子炉の安全が損なわれるというようなことを前提にした議論というのは、私はあり得ないと思っております。

それは、原子炉が安全であるということ前提にして我々は原子炉を運転しているわけでございまして、ただ、その安全性が確認をされていると私も思っています。より高い安全性を求めているいろいろなことをやっていると、これは当然に必要なことであります。

当初から、アメリカから技術輸入をしたプラントではありますけれども、例えば一つしかない制御系を三つにするとか、あるいはディーゼル発電機を更に追設するとか、様々なことをやって安全性を高めてきているわけでございまして、そういうことをやるということ全体で安全性は高まるわけでありまして、そういうことをやるということ、今度は例えばプラントの運転計画に

影響が出るか、あるいは別途許可についてマニパワーが必要になるとか、全く別のリソースが必要になる可能性もあるわけでございます。それは、安全性を高めるということであれば、それはやるべきことでありますから当然やるわけですが、そういう新たに必要になると思われるものを新しい要因として、そこでリスクということ項目出しをしていったと、そういうものがいくつかお日に留まったということではないかと理解をいたします。

○野村修也君 今の御説明、分かりますけれども、非常に単純に考えてみますと、シビアアクシデントというのが、問題意識が政府の辺りで高まってまいりますと、当然いろんな規制が及んでまいります。及んでまいれば、それに対して対応しなければいけなくなるから、当然それにはコストも掛かるというのが普通の経営の判断ではないかと思うんです。

レギュレーションが増えれば、それは当然経営にはコストという形でインパクトが生ずるといふふうに考えて、それに対する例えば資金繰りをする必要はないかという前向きな対応策を考へるべく、そこにリスクとしてとらえられるというところとらえ方も見えるような気がするんですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) これは先ほどから申し上げておりますとおり、そこを、安全性を上げていくことがそれと別の理由で嫌だという話は、これはあり得ないと思っております。

安全、どんなものでも私そうだと思うんですけれども、あるレベルでいいと思つたら、それはほとんど悪くなつていくということではないので、常にやはり高みを目指していくということ、初めて良さというのは出てくるんだというふうには私信じておりました、安全もそういうものだと思います。

ですから、何か嫌だということでは決してなく

て、ただ、それは新しいリソースを要求する事柄になるわけですから経営として取り上げてしっかりと手を打っていく、そういうことが必要だということとはあると思っております。

○野村修也君 先般、アメリカのNRCの方からの御説明を聞いたわけなんですけれども、そのときに、アメリカでは、規制は規制としてそれはもうボトムラインの要請で、ミニマムな要請にすぎないんだと。事業者の方は、むしろそれよりも自主規制という形でもっと高い言わば安全規制を自分たちで開発して、そしてそれを遵守すべく努力をしているんだという御説明があったわけなんです。

今のようなお考えが基本であるとすれば、レギュレーションはリスクというよりは、むしろレギュレーションというよりも、それがあつかないかにかかわらず、目指すべき自分たちの安全対策はどのぐらいにあるのかということの洗い出し、そして、それにどのぐらいのお金が掛かるけれども、それは資金的に間に合うのかというようなことを検討されるというふうな、そういうような経営判断のプロセスがあつていいと思つていますが、どうもそういうものは余り散見されず、また、東京電力さんが全国の電気事業者さんをリードする形で、そういう自主規制で、より高い基準で頑張ろうよということをお声掛けになられたという形跡もないわけなんです、そういうようなことというのは今のようなお話の中から普通だつたら出てきそうなものなんですけれども、そういう行動というのがなかつた理由というのは何かあるんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) そこは、先生がおっしゃっておられるそのことがどんなことを具体的に指して言っておられるのか私ちょっとよく分からないところもございしますが、むしろ電力業界内いろいろな取組というのはやってきました。安全上問題がある、あるいは何か更に高みを目指すしていくということで必要な技術課題があれ

ば、これは各社がお金を出し合ひまして、共通研究と言われる枠組みもございまして、みんなで勉強するというやり方もありますし、それから、例えば不適管理と我々は呼んでおりますけれども、いろいろ発電所の中でトラブルが出るわけですが、こうしたのについて、普通はなかなか会社の外に出さないという業界もあるかもしれないけれども、原子力の業界では、ともかくそういうものはみんな共有するんだということ、これ共通のデータベースがございまして、そこへどんどん入れていくと。それから、大きなトラブルがあれば、むしろそれはノーテイスを出して、みんなでこれをやろうじゃないかというようなことをやるといったような会議体もございまして、規制だけで全てが成り立っているといつたような気持ちで運営をしたということは、私はないと思っております。

○野村修也君 分かりました。あと一点だけちょっとお伺いしたいことがあるんですが、先ほど来からのそのリスク管理の会議における討議資料の中で、福島第一原子力発電所の機器設定の誤りの調査の中で設備図書という言葉が出てまいりまして、この設備図書が適切に保存されていないことが判明したというその確認がなされているわけなんです、この設備図書というのは図面のようなものというふうにご覧いただけますでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 図面を含む、例えば仕様書の類いであるとか系統の設計にかかわるドキュメントであるとか、様々な設備に関する図書でございまして。

○野村修也君 そのリスクとして、そういうものが整っていないことが分かったことによつてどういふことのリスクがあるかという分析をされているんだと思うんですが、その中には、トラブルに見舞われた際に必要な情報が収集できず対応に苦慮するリスクがあるということが指摘されているわけですか。

これが、福島第一原子力発電所内ですら



題点があるということは認識されていたわけなんです。でも、どうもその整備は平成二十四年度に完了予定であったやに思うわけなんです。残念ながら今回の事故には間に合わなかったということになると思うんですけども、この点はもう少し早く対応することはできなかったものなんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 設備の図書と申しましたも、これは物すごい量がございます。特に新しい発電所はこれが電子化されておりまして、電子情報で遠くからでも見られるし、改訂もまた電子情報でできるということなわけでありましてけれども、福島第一のように昭和四十年代に造られたプラントというのは、これは紙ですつと管理をしてきております。

したがって、これは発電所、基本的には当初の設計を踏襲してきているわけですけれども、途中で例えば新しい機器を追加するとかあるいは配管のルートを変えるとか、いろいろな変更があり得るわけですね。そういうものについてきちんきちんと管理をしていくことは当然大事なことなわけです。それを順次進めていたということでございます。これは大変に時間も掛かる作業であったということ、そういう時間設定になっていたと思います。

○野村修也君 結果的にはこの事故のときにはまだ整備がなされない状況だったわけですけれども、このことは事故対応には特に影響はなかったということでしょうか。

○参考人(武藤栄君) これまでのところ、特に何か、今御指摘の点が原因で対応上問題があったというふうには私理解をしております。

○野村修也君 ただ、何となく、リスクが見付かった後の計画がいろいろも出てくるんですけど、非常に遅いような感じがしまして、例えば、後ほど議論になるかもしれませんが、バックアップの話でも完了の目的の部分というのが物すごい先なわけですね、まだ全く完了していないという状態で、平成二十年の後半ないしは三十

年に近いようなところまでやり続けるやのよいうな計画になっている。それは終わらせることができるのかもしれないけれども、普通の時間軸から考えるとそれは物すごい遅い感じがするわけなんです。何となくのんびりしている感じがするんですけど、これは何か原因があるんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) ちょっと具体的にどんな例がその中に入っているのかということを見ないといけません。どんな課題でも、短期的なもの、中期的なもの、長期的なもの、仕分は必要だと思います。どうしても必要だというのは、これは即座に当然やるわけでございます。そういう中は、例えば準備が非常に時間が掛かるものについては、例えば準備が非常に時間が掛かるものか、何か調査しなきゃいけないといったようなもの、あるいは技術開発を待たなきゃいけないものもあるかもしれない。具体的な事例については、ちょっと見てみたいと何とも申し上げにくいと思っております。

○野村修也君 分かりました。では、私の方は取りあえず。

○委員長(黒川清君) 先ほどの話で、総理が来られたときに吉田所長の携帯番号を聞いていったとおっしゃっていましたよね。そういう話だと、そうすると総理が吉田所長にどのような指示をしたのか、把握しておられますか。

○参考人(武藤栄君) 申し訳ございません。私は存じ上げません。

○委員長(黒川清君) だけど、携帯番号は、そうすると把握していないのはちょっと変だかなと思うんですけど、連絡ないんですかね。こう言われたんですけどどうしようという話はないですかね。

○参考人(武藤栄君) 具体的にそういうことも含めて、いろいろ現場の運営、発話があったというふうに思います。

○委員長(黒川清君) また、それは確認ができればと思います。

○大島賢三君 先ほどの野村委員の質問に関連しましてちょっと一点だけ提起させていただきたいと思うんですが、前回のこの会議、二月二十七日にアメリカのNRC元委員長のメザープさんが来られて、私もいろいろ話を聞いて、その中で安全文化の話がされているんですね。

原子力の事業者、それから施設で働く人、規制当局、全ての関係者にとって、個人として最大の、安全について最大の責任を持つことが極めて大事だと。そういう自覚を持つことが極めて大事だと。そういうことで、もし、例えば職員あるいは働く人が何か問題があるというときにはそれを上司に伝えると。そういう安全の懸念が表明されたときには、その伝えた人、まあ一種の内告発者かもしれないけど、こういう人は罰則を受けてはならない、むしろ守られなければならぬ。高いレベルで提起された問題をきちんと審議するということが極めて重要である、そういうことが実行されているというお話をされたと思うんですね。

極めて当然のことだと思えますし、そういうことを考えますと、とかく我が国の場合には、過去に事故があつて、ジェー・シー・オーの事故そのものが世に言われたこともあると思えますし、それから、先ほどいろいろとありましたシビアアクシデント対策についても、津波対策とか地震対策、あるいはIAEAの基準を受け入れることにおいて非常に遅い、あるいは極めて消極的ということですか、そういうことが見られたということが世に言われております。

そこで、東京電力の場合に、こういった安全文化を高めるために社内という教育をされておつたのか、あるいは社内の内部規律、こういったものをどういうふうになさっていたのかということについてちょっと御説明をいただきたいと思っております。

○参考人(武藤栄君) 様々な取組をやってきたつもりでございますけれども、特に私どもは平成十

四年に大変大きい不祥事を経験をしているわけでございます。それで以降、特にこれを、しない風土、させない仕組みと我々は呼んでいますけれども、ともかく事業の透明性を高めるんだと、情報公開を進めるんだというようなことを大前提にしまして、企業倫理の徹底をする、あるいはいろいろなことをしっかりと、作業環境を整えてマニュアルを準備をしていくといったようなことをやっています。

特に、先生御指摘の、言い出す、あるいは見えるようにするというのは大変重要だと私思っております。原子力は業界全体で一つのパフォーマンス指標というのがございまして、PIと呼んできますけれども、そうしたパフォーマンス指標を毎月発電所と本店とで管理しながら、何ができたんだ、できなかったことは何なんだ、できなかったのはなぜなんだ、みんな、できないのはどういう理由だと思つたんだといったようなことを、これは私なんかも含めまして、経営層も入って議論をするといったようなことを継続的にやっています。

これは、物差しになりますその指標は世界共通でございますので、世界の中で自分たちがどこににいるかということが大変によく見えるという特徴がございまして、こうした道具を使つて、ともかく安全性、品質、より高みを目指して、そういう、そんなことをやってきました。

それから、一人一人のやはり当事者意識といいますか、先生おっしゃいますような安全に対する気持ちというのがとても大事でございます。これも我々、一つの研修プログラムを実は持つておりまして、発電所ですと、グループをまとめるような立場になる人間については基本的に全員これを受けさせようということ、例えば人のコミュニケーションというのはどんなふうにしてやるんだとか、あるいは問題意識を持つたときに、それをどうやって自分の問題ととらえて答えを見付けていくんだといったようなことを系統立てて教えると、そんなこともやっています。



○委員長(黒川清君) ちよつと、それじゃ、また見させてください。またそのうち訪問させて、見させていたきたいと思いますが、よろしいですね。

○石橋克彦君 委員の石橋です。ちよつともう余り時間がなくなってきましたけれども、事故前のプラントの耐震安全性について具体的なことを幾つか伺いたいと思います。

二〇〇六年の九月の耐震設計審査指針の改定に伴って、それに照らした耐震安全性の評価、いわゆる耐震バックチェックというものが保安院の指示によって行われているわけですが、福島第一原発の場合には、五号機を代表プラントとして、まず二〇〇八年の三月に中間報告書を出しておられますね。二〇〇九年の六月になって、ほかの号機に關しても、福島第一の五号機以外の号機に關しても、その中間報告書の改訂版というものを保安院に出しておられると思います。この五号機に關しては保安院の審議会で評価がなされたわけですが、ほかの号機も同様であるという結果を出しておられ、報告されているわけなんですけれども。

まず第一の質問は、一号機から三号機にちよつと的を絞りますけれども、最大加速度六百ガルの基準地震動Ssに耐えられるという結果を出されているわけですが、その耐えられるために耐震補強をした設備機器・配管系というのは幾つかあるんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 一号機から三号機についてでございますか。

○石橋克彦君 はい。  
○参考人(武藤栄君) 申し訳ございません、六部ガルにするに当たっていろいろなことを考えておったと思いますが、ちよつと手元に具体的に何をやったかというのはございませんので、また後ほどここは確認をさせていただければと思います。

○石橋克彦君 ただ、何もしないで、つまり旧指

針に対しては最大加速度三百七十ガルまでは耐えられるということだったわけですから、設備機器・配管系によっては何もしなくてもクリアしたものはあるかもしれませんが、やっぱり何がしかの補修、補強、そういうことをして、それで計算したら六百ガルでも大丈夫ですよというものが当然あったんだと思うんですけれども、じゃ、これに關してはまた後日お願いします。

それで、ただし、この中間報告書に載せられている設備機器・配管系は非常に数が限られているんです。制御棒を入れて、たつた七つですね。それぞれについての評価部位も、一番厳しいところというところで選んでおられますけれども、限られた場所だけですね。ということは、膨大な部分が耐震安全性評価されなくて残っていたわけなんです。これは当然最終報告書に向けてこの二〇〇九年六月以降も継続してなさっているという理解でよろしいですか。

○参考人(武藤栄君) それで結構でございます。

○石橋克彦君 ただし、三・一一の直前ではまだ完了していませんという、これもよろしいですね。

○参考人(武藤栄君) 結構でございます。

○石橋克彦君 ということは、福島第一原発は、最大加速度六百ガルの基準地震動Ssに耐えられるプラントであるというふうになんとか受け止められていますが、そういう実証的に安全上重要な設備機器・配管系の全てがきちんとチェックされてはいなかったということになりますね。

○参考人(武藤栄君) 耐えられるかどうかという点になりますと、これは少し違った視点があるのかというふうには私には思いません。

先生御指摘のとおり、中間で、二〇〇九年でございませぬか、御報告させていただいたものは、主要な機器について、原子炉を止める、冷やす、閉じ込めるというふうな考えたときに、大事な機器を選びまして、御指摘のように新しい基準地震動で耐えるかどうかと、こういうことを見たものでございませぬか。

○参考人(武藤栄君) 耐えられるかどうかという点になりますと、これは少し違った視点があるのかというふうには私には思いません。

残りの機器につきましては更に詳細に作業をしていると今回の震災に遭ったと、こういう前後関係でございませぬか、ただ、機器そのものにつきましては、それは設計ベースで見たときにどうかと、先ほどの議論とも通じるところがあるのかと思えますけれども、実際に物が壊れるかどうかというのはこれはまたもう一つ別の議論があるかと思えます。

○石橋克彦君 それはそれですけれども、ただ、この保安院の評価を見ても、要するに評価部位の応力値を計算して、それが評価基準と照らしてそれより下であるから、小さいから大丈夫なんだというそういう結果を示しているわけ、きちんとそれが示されているかというところはやっぱりこれは非常に大きな問題、大きな問題だと思わなければならない。

要するに、私が今ここで確認したいのは、三・一一の直前には、それともう一つ、制御棒を含む七つの設備機器・配管系、これだけが安全上重要だというわけではなくて、まだ安全上重要なものはほかにもいろいろあると、取りあえずその七つを選んだということが東京電力の中間報告書にも保安院の評価にもはつきりうたわれているわけですが、したがって、それ以外の重要な設備機器・配管系に關しては、要するに必ずしもまだ確認はされていない状況で三・一一の強い地震の揺れを食らってしまったと。客観的事実としてこういうことであるというところは確認できますね。

○参考人(武藤栄君) 揺れの大きさということについては先生おっしゃるようなことであるかと思えますが、ただ、その結果、プラントがどういいう状況に至る可能性があったかということでは議論をしますといたしますと、それは、三百七十ガルとい

いますか、元々考えていた大きさと今回のものと比率ということでは考えましても、例えば実際に大きな振動台で機器を揺すつたりするようなことを過去たくさんやっているわけでございます。そういうところで確認をされている実際の設計の裕度というのは大変に大きいものがあつたという

ことはあるというふうには思っております。  
○石橋克彦君 そういうことではいへば、ちよつと付け加えれば、元々、特に一号機がGEとのターキー契約で造られたときには機能保持検討用地震動というものの最大加速度は二百六十五ガルだったわけですから、それが一九七八年の旧指針で三百七十ガルに引き上げられて、それが今回六百ガルに引き上げられたということで、そのころのその補強や何かというふうに行われたか、チェックがどう行われたかというのはいくらと我々も今後調査を継続したいと思っておりますけれども、じゃ、この件はどうもありがとうございます。

次に、副本部長をなさっていたときかと思えますけれども、平成二十年、二〇〇八年の六月から七月ぐらいにかけて、津波の問題ですけれども、津波に対する社内の検討というので非常に高い想定波高が示された。場所によりますけれども、九メートルから十五メートルを超えるぐらいの値が示されて、それが武藤さんと吉田さんも含めてそういう報告があつて検討をなさつたということですから、そこで迅速な津波対策を見送つたという一番の理由は何だったんでしょか。

○参考人(武藤栄君) 経緯を少し御説明をさせていただきます。建設をいたしましたのは想定津波の高さというのは三・一一メートルでございませぬ。これは昭和四十年代に建設をしたわけですが、当時、経験を経験を福島沿岸でしました一番高いものをベースにして、これはチリ津波でございませぬ、をベースにして設計をしたわけでございます。国からそれで認可をいただいたわけでありませぬけれども、私どもはその後の技術の進歩も踏まえて、これは二〇〇二年に専門家が集まって御議論をいたしまして取りまとめられました津波の評価手法という、これは土木学会の基準がございませぬ。これは日本中の原子力発電所が設計のベースにして使っているものでございませぬ、私

どもそれに基づきまして様々なシミュレーションをやって、想定する津波の高さというのを見直してございます。これが五・七メートルないし六・一メートルという高さでございまして、当初の国から認可をいただきましたものの約二倍に見直しという経緯がございます。

このときに御議論をいただいた中身でもって、原子力発電所につきましては十分な安全性が担保できているというふうにも思っております。それは、この基準というのがそれまで経験をした津波の高さに様々な不確実性を考慮して数値解析を加えた上で数字を出すというところでございまして、そういう考えであったわけでございます。

一方、今御指摘の試しの計算だと、我々、試算と呼んでおりますけれども、につきましては、その二〇〇二年の土木学会の基準では、過去これは記録がなかったということで考えなくてよいということになっている海域、これ具体的には日本海溝沿いの福島県沖、茨城県沖でございましてけれども、ここでどこでも地震があるかもしれないという御意見があったことを踏まえて、そこにももしも波源を置くこととすればどういことになるかという全くの試しの計算をしたわけでございます。

その具体的な波源のモデル、そこへどうい大きさのものを置くのかといったようなことについてはまだまった知見はなかったということでは、それでは日本中の発電所を設計するに当たって使っている土木学会の基準でそこをどういふふうで考えたらいのかということをもう一度先生方に御議論いただこうということで、土木学会に検討をお願いをしたというのが経緯でございます。

○石橋克彦君 ちょうどその一年前、先ほどから何度か出てきていますけれども、二〇〇七年の七月十六日に新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原子力発電所が大変な被害を受けたわけですから、これは東京電力にとって大変大きな出来事だったと

思いますけれども、これの最大の教訓というのは何ですか。

○参考人(武藤栄君) 大変に大きな地震であったわけでございます。これは様々な教訓がありまされども、一つは、やはり安全上重要な原子炉を止める、冷やす、閉じ込めるといふ機能は、設計を大きく上回る地震であったにもかかわらず、これはきちんと機能したというふうにも思っております。

ただ、その周辺で大変多くのものが壊れたというところで、先ほど申し上げましたトランスの火災もそうでございますし、事務本館の損傷もそうでございます。あるいは消防の配管が壊れたといったような、そういうところについて更に大きな地震が来て大丈夫なように対策を取ってきたということだと思っております。

○石橋克彦君 この地震被災には、海底活断層を見落としていたというか過小評価したというか、そういうことが深く関係していると思うんですけども、そういうことは余り御記憶にないですか。

○参考人(武藤栄君) 活断層そのものにつきましては、先生御指摘の震源の中越沖の断層、いわゆるF1Bと我々呼んでおる断層でございますけれども、これについては御質問かと思いますが、これにつきましては私どもも活動性があるという評価を中越沖地震の前にしたわけでございますけれども、ただ、我々、そのときに予測をすることが残念ながらできなかったのは、震源からの波が柏崎の非常に複雑な地形の中を伝わる中で増幅をされる、大変大きく増幅されるということについて、大変にこれは振り返ってみますと、申し訳ございませんけれども思いが至らなかったというところで、大変大きな地震動になったということだと思っております。

○石橋克彦君 地震現象をトータルにとらえたときは、震源の問題、それの地表の現れである活断層の問題、あるいは今おっしゃったそこから放出

された地震波が地表まで伝わってくる伝搬の問題、そして地面が揺れる地震動の問題、さらに地殻変動とか余震とか、そして海底で起れば津波が出るのか、そういういろいろな現象がトータルの地震現象としてあるわけで、見方によっては、柏崎刈羽原子力発電所の地震被災というのは、要するに、そんなところで、あの沖合であんな地震は起こると思っていなかった、想定していなかった、今おっしゃった波動の伝搬があの複雑な地下構造であんなことになると思わなかった、地震の揺れがあんなに大きくなると思わなかったという、要するに、自然現象である地震現象、トータルの地震現象の想定が至らなかったというか、過小評価というか、そういうことがあったと私は思っています。

あのときは、海底活断層なり地震の揺れなり波の伝搬、そういう側面を現しましたけれども、今回の福島事故は、言ってみればそれが津波という形に姿を変えただけであって、もう根本は自然現象を過小評価するという大きな人間のありは技術のおごりというか甘さというか、そういうことで根は一つだと思っております。じゃ、そういう受け止め方は全然なさっていないということですね。

○参考人(武藤栄君) 大変に、今回の津波を経験いたしました、私どもの津波に対する備えが至らなかったと、これ、今振り返ってみますと、本当に申し訳なく思っております。

ただ、この今の地震の問題も津波の問題もそうでございますけれども、いわゆる外から大きな力に加わるような、そういうことに対してどう発電所が備えるのかと、そういう自然現象に対する備えということだと思っております。これは御指摘のように、大変に全体大きな影響を与えるというところは我々当初から認識をしておりましたので、それに対してはしっかり備えをするということで取り組んできたつもりでございます。

それで揺れることによる機器の設計の中にも大変大きな余裕があるわけですし、そういうもの全体として安全性を確保すると、そういう仕組みになっていたと思っております。

津波については、そもそもそういう大変大きな影響があるということでありまして、先ほど申し上げましたとおり、専門家の御議論いただいた基準の中で、我々としては安全性は十分に担保されているというふうにも思っております。その後、様々な知見が出てきたことも踏まえて、それは現在で安全性が担保できているということも前提に、これはほかの安全性向上もみんな同じでございますけれども、一歩一歩積み重ねて、より高みを目指すということを我々やってまいりました。

この津波についても、今安全だからといってそれでよいということではなくて、より高い安全性を目指してどうあるべきかということについては、これは専門家の先生方の御判断でございます。土木学会に、この地震推進本部がおっしゃった見解、あるいは貞観津波ということで論文を書きになった先生もいらっしゃるんですが、こうしたものにつきましていろいろ扱いはいろいろなんだということをしっかりと御議論をいただきました。私どもとしては、そこで出た答えがどのようなのでもあれ、それは当然にしっかりと対策を取ると、そういうつもりでございました。

○石橋克彦君 最後にもう一つ伺いたいですけれども、昨年のその三月十一日、三・一一の八日前の三月三日に、東京電力ほか合計三社でしようか、文部科学省の地震調査委員会の事務局と非公式の会合を持って、そこで文科省が準備をしておいたか地震調査委員会が準備をしておいた長期予測の報告文ですね、巨大地震・津波の長期予測の報告文、それに関して電力側が表現の修正を求めたという報道がなされています。これは報道だけじゃなくて、実は政府の事故調査・検証委員会の中間報告書にも書いてあります。この会合のことは当時御存じでしたか。



○参考人(武藤栄君) 三月三日の会合ということ  
でございませうか。

○石橋克彦君 三月三日の。

○参考人(武藤栄君) 具体的に報告を受けたとい  
う記憶はございませんが、あるいは聞いていたか  
もしれません。ちよつと余り定かでないございませ  
ん。

○石橋克彦君 そういふ、地震調査委員会の事務  
局とそれから電力側との非公式の情報交換会と言  
うらしいんですけども、そういうものは過去に  
も何回か行われたんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) それぞれのところではそれぞ  
れに情報交換はあったというふうには思っておりま  
すけれども、詳細については私も正確には把握を  
しておりません。

○石橋克彦君 例えば、原子力安全、保安院なん  
かとの折衝というか会合というか打合せ、そうい  
うものは原子力事業者としては通常のルートだと  
思ふんですけども、地震調査研究推進本部・地  
震調査委員会、そういうところの事務局と、本来  
電力事業者は何にも打ち合わせする必要はないと普  
通の人は思ふわけで、これはかなり異例なルート  
だと思ふんですけども、こういうことが行われ  
ているということ原子力・立地本部長がきちんと  
把握されていないというのはこれは非常に大き  
な、会社としても問題なんじゃないでしょうか。

○参考人(武藤栄君) ちよつと当時の記録を見て  
みないと、あるいは報告を受けているかもしれま  
せんが、正確なところはよく分かりません。

○石橋克彦君 つまり、文科省の方はサイエンス  
として、さつきおっしゃった専門家の、津波の場  
合です、専門家の先生方によく検討しても  
らつておつしやつたけれども、そういうことを  
純粹科学の議論として行つていて、それを報告を  
まどめている。そういうところへ事業者が行つて  
いろいろ注文を付けるというのは、仮にこれが文  
科省からの呼びかけがあったにしても、やつぱり  
これは非常に大きな問題で、場合によっては東京  
電力の名に傷が付くような不祥事と言われかねな

いことですから、これはきちんと事前事後に原子  
力・立地本部は把握しているべきことだと思ふの  
で、よく調査をしていただきたいと思ひます。

○横山禎徳君 今のお話をお聞きして、いろいろ  
の専門家、土木学会等々いろいろの審議をし  
ていただいて結論を待つています。でも、危険は  
いつもあるわけであつて、その危険を認識してお  
られるんであつたら、その待つている時間の間  
に、当然、安全側の対策とかそういうものができ  
たんでないのか。

それから、先ほどのバックチェック、要するに  
耐震基準というのが二回ほど変わつていますけれ  
ど、それによつて安全性評価をやり直し、それを  
やつてこういう問題があつたということは報告さ  
れたんでしようか。世間にとつて意味ではなく  
て、もうちよつと別の限られた世界かもしれませ  
んけれど、それはちゃんと報告されたんでしよ  
うか。それとも、実際にそれを直して、バック  
フィットと言われる作業をやつた後に報告するとい  
うふうになつていなかつたんでしようか。その  
時間は結構、先ほど野村委員からの話にありまし  
たように時間が掛かると、その間の問題というの  
はないのか。

それからもう一つ、そのおつしやつていて専門  
家というのがこれは十分幅広いんだろうかとい  
う、他分野の安全の考え方とリスクに対すると  
らえ方というのは十分検討されたんであろうか  
と。多重とおつしやつていっているのは、例えば、非常  
用電源があれだけあつたけれども、一つを除いて駄  
目になつてしまつたというのは、あれは多重では  
あるけれども安全ではない。だから、多重が安全  
だという発想はどこか問題があるんでないの  
か、ほかの分野であればそういう発想はしない  
ではないのかという、そういう幅広いリスクと安  
全に関する視点というのは持たれるということ  
はなかつたのか。

それから、世界は、世界のベストプラクティス  
というのやはりあるわけで、そういうのは十分  
情報を得られ、また訪問し、そうやつて常に最先

端の安全対策というのは検討されていたのか。  
その辺、ちよつと幾つかございましたが、お答  
えいただきたいと思ひます。

○参考人(武藤栄君) 一つは、時間が掛かるのは  
なぜだという御質問かと思ひますけれども、バック  
チェックにつきましては、これは指針が変わり  
まして、日本中のプラント全てが同じ作業をやる  
ことになりました。これができるところというの  
は非常に限られておりまして、発電所を当初設計  
をしたところの力を借りないとできない作業で  
ございます。そういう意味で、非常に時間が掛か  
たという側面はあろうかと思つております。

それから、ベストプラクティスということにつ  
いては、先ほども少し申し上げましたけれども、  
我々、自分のところだけを見るのではなくて、世  
界のいろいろなトラブル事例を見ながら必要なも  
のは反映をするということをやつてきたわけでござ  
いますけれども、今回の津波につきましては、  
本当にこれは申し訳ございませんけれども、こう  
なつたようなことと思ひます。これは本当に申し訳な  
く思つております。

○横山禎徳君 確かに土木学会もあるんですが、  
建築学会もございまして、ほかの分野も国内にご  
ざいますので、そういう津波とかそういうものは  
やはりテーマであるわけなんです、そういうこ  
とは余りチェックされないんですか。

○参考人(武藤栄君) これはやはり津波の評価と  
いうことで、原子力発電所の設計のスタンダー  
ド、基準を土木学会がつくつたという経緯がござ  
いますので、そこで専門家の方に御議論をいた  
ただ、あわせて、先生御指摘のような、より  
安全性を高めるためにどんなことがあり得るのか  
ということには社内でも検討はこうして進めていた  
というふうには思つております。

○横山禎徳君 バックチェックの作業が終つ  
つて、確かにバックフィット、すなわちそれを改修  
するというのは時間が掛かるのはよく分かるん  
ですが、バックチェックが終つた時点でこういう

問題があつたということは報告されたんでしよ  
うか。

○参考人(武藤栄君) バックチェックが終つた  
ところで……

○横山禎徳君 実際にこういう耐震基準に合わ  
ないものがあつたということ報告されたんでし  
ようか。

○参考人(武藤栄君) バックチェックそのものは  
まだ進行中ではございましたので、全体の中で必  
要なものがあれば耐震強化をしていくということ  
を進めていたということでございます。

○横山禎徳君 ただ、耐震強化をするのは時間が  
掛かるとおつしやつたんで、でも、バックチェ  
ックの結果こういう改善点があるというのは分かる  
わけであつて、それは公表されていないんです  
か。

○参考人(武藤栄君) 既に福島第一について途中  
で耐震強化の工事を先行してやつたものもござ  
いまして、こうしたものにつきましては地元で御説  
明をさせていただいたものがあります。例えば、  
いるんなものが通つている洞道の周りを地盤改良  
して耐震強化をするといったようなことをやつた  
りしておりますけれども、そうしたものはその都  
度御報告をしております。

○横山禎徳君 それは、実際に作業が終つた後  
ということですか。

○参考人(武藤栄君) いえ、そういうことをやる  
ということ御報告をしたと思つております。

先ほど石橋先生からお話ございました三月三  
日の件でございますけれども、私のところにメ  
ールが来ているということでございますので、報告  
を一応受けたということだと思ひます。

ただ、これは文科省の方から御要請があつて出  
かけていったということでございますので、そこ  
で地震本部がおつくりになつた長期評価につしま  
しての御説明を聞かせていただいたということ、  
そこで特段何か私どもの方から事実関係を曲げる  
ようなお願いをしたといったようなことはい  
ないということ報告を受けております。



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第六号 平成二十四年三月十四日

○石橋克彦君 ありがとうございます。

それは事後の報告のメールなんです。事前に文科省からこういう呼びかけとか連絡があったけれども行ってもよろしいかどうかという、そういう……

○参考人(武藤栄君) いえ、それは私が行けとか行くなとかいうような性格のものではないです。なので、これはその後ということで結構でございます。

○野村修也君 大分お疲れのところ恐縮ですけども、少し最後お尋ねしたいことがあります。私も国民は武藤副社長をテレビの画面を通じてあの事故の後たくさん拝見する機会があったわけですが、そのときに私どもは、東京電力には原子力の専門家がたくさんおられて、その方々が原子力の今の状況について正確に情報を提供してくれるだろうという期待の下に記者会見を拝見していたわけです。

今日のお話の中で、議事録がこの間公開されたことを踏まえていろいろとお尋ねをした限りでは、かなり早い段階でやはりメルトダウンとか炉心溶解についての可能性については専門家として多くの方が共通認識を持っていたらしいということとがちょっと分かったわけなんですけども、そのことを国民に対して知らせようというお考えは生じなかつたのでしょうか。あるいは、どこかからそれは情報的にはまだ出すべきではないというふうな、そういう指示があったのでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 原子炉の溶解ということについてもう少し早く言えなかつたのか、こういう御指摘かと思えます。当初から私、先ほども御質問いただいたと思いますけれども、原子炉の中に注水がうまく行われなければ非常に短い時間に炉心は損傷すると、それは、そう思ってたてまいりましたし、みんなそういうふうにしてやってきたというふうに思います。

ただ、その状況につきまして、例えば炉心溶解とかメルトダウンというのは、言葉は短くて非常に分かりがいいというふうにも思われるかもしれま

せんけれども、定義そのものが余りはっきりしていないところもありまして、むしろ分かつていないところをきちんと御説明をする。例えば、周辺に放射能が出てきたということは燃料被覆管が損傷している、これはもうはっきりしていることだと、あるいは燃料が一部溶解をし始めているかもしれないと、そういうことをできるだけ、何か一つ言葉を使つて御説明をするというよりは、その状況につままして一つ一つを御説明をするということ

で、決してこれは何か隠そうとか事故を小さく見せようというふうなつもりがあったわけではなく、むしろ、そういうふうな説明をすることで正確さが期せるのではないかと、うふうに思つたということはあるかもしれない。

ただ、それが御指摘のような御批判につながつたという側面も今にして思うとあるというふうにも思いますので、ここは非常に限られた情報の中でどういふ御説明の仕方がいいのかということについてもう少しよく考えていく必要があることなのかなというふうに思います。

○野村修也君 会見は、あれでしょうか、当時テレビの前にお立ちになるときは内部での、QAというふうなんでしょうか、対応についての検討をした上でお出になられていたんでしょうか、それとも、武藤副社長御自身の判断でその場であるいとお答えをされていたんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 両方あったと思えます。私自身がその状況を全て逐一追って把握をしていないものもあつたかもしれせん。そういうものについては、状況の報告を受けたものもあると思えますし、あるいはそういうものをベースにして私がどう判断したかということも中にはあつたように思います。

○野村修也君 例えば、三月二十七日の会見では、核種についての測定装置はないというふうな御発言をされて、核種、核の種類ですね、についての測定装置はないという御説明だったんですが、二十九日の時点では、二十三日に調査機関に

依頼していたというようなことをまた御発言されたりというふうな、副社長御自身も大分混乱されていた感じが当時の記録を拝見してみますと分かるわけなんです、それは副社長にもなかなか正確な情報が上がつていなかったということよろしいんでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 測定装置がないというのは、ちよつと私も余り記憶がはっきりしませんけれども、発電所あるいは東京電力の中になんかということも申し上げたんではなからうかと思えます。ベータ線の測定ではないかと思いますが、違いますでしょうか。

○野村修也君 それは東京電力の中になんかという御発言だったと。――分かりました。

ただ、いずれにしても、私ども、過去のことを申し上げるのはどうかとは思いますが、過去にやはり、直近でもいわゆるトラブル隠しと言われる出来事があつたということは、みんな国民は知つてあるわけですね。そういう中で、今回の事故の際も、何となく新しい情報が出てこなかったりしないかという不信感をやはり与えてしまった部分というのがあるやに思うんですけれども、それは先ほど、慎重を期してファクツを御説明すればいいんであつて、説明は余り過分の説明をしな

い方がいいという御判断だったということなのかもしれませんが、いかがなものでしょうか。

○参考人(武藤栄君) もうともかく、過去、先生おっしゃいますように、不祥事以降、透明性というのがキーワードでございました。ともかく包み隠さず起きていることはきちんと御説明をするんだというのが基本姿勢で、これは貫いてきたと私は思っております。

ただ、起きていることを正確にお伝えをするということと相手に伝わるということとはなかなか違うところがあるということかと思っております。ちよつとまだ余り答えがまとまっております。

○野村修也君 分かりました。ありがとうございます。

今日の御発言の中では、菅総理が事実誤認に基づいてかなり激しく叱責されたことに対しての御意見があつたわけですけど、その辺りはむしろもつとしっかりと強く言つておいてほしかったなというふうにも思っている国民の方もいると思つたんですね。そういう場面において、それ事実が違いますよということを言うべきだったような気がします。あるいは総理がこちらに来られるということに対して、やはりその場でも、対応に、もう少しその時点で、東京電力の方として自分たちが現場を守つているんだからという強い対応があつてもよかつたような気もするんですけども、その辺りというのはいかがなものでしょうか。

○参考人(武藤栄君) 今のような御指摘の点もございまして、それから、今回の先ほどから御指摘をいただいたいる津波あるいはシビアアクシデン

ト等々、いろいろな、今回の事故を通してどうしたらよかつたのか、こうやったら防げたのか、こうしたらよかつたのかというのは、実は本当に当事者であつた立場で、いまだに実は自問自答していることが多数ございます。

まだ余りはっきり答えもないんですけども、事故についても、今の情報発信もそうですけども、例えば事故についていいますと、やはりこれまでの考え方とは少し違う新しい発想といえますか、例えば地震にしても津波にしても、何か考えないと設計というのはできません。何か考え、そこを、もうこれはシナリオとは別に何かそれを超えるものが来たとしても最低限これだけのものは絶対守つておくんだというふうな、何か新しい柔軟な発想みたいなもので備えなければいけないところもあるわけですけども、そういう、少し、今の情報発信のお話も含めまして、少しこれまでも私どもがとられてきた発想を変えていろうん

○委員長(黒川清君) これは設計思想の基本的な問題ということだろうと思いますが、最後に、時間もありませんので、二つ、どちらかというところをエスコーンでお返事できるような質問、一つずつさせていただきますので、まず石橋さんから。

○石橋克彦君 先ほど、政府の地震調査研究推進本部の長期予測で土木学会の津波評価技術とは違う見解が出たことに対して、二〇〇八年に東京電力として検討があったという話が出ましたけれども、実は、これは東京電力の中間報告書でも政府の事故調の中間報告書でもそうなっている、二〇〇八年からと書いてあるんですけども、実は二〇〇二年に既に、二〇〇二年の二月ですか、土木学会の評価技術が出て、そして二〇〇二年の七月に地震調査委員会の長期予測が出たわけですから、それを受けて、八月の段階で既に東京電力の津波に取り組んでいる技術者の方が、両者の違いに、心配しているとか、気にして、大学の先生に相談をしたりしているという事実があるんですけども、それは御存じですか。

○参考人(武藤栄君) 具体的にどういう、先生方、どういふコンタクトをしたのかということについて私把握をしておりませんが、当然そういう議論はあってもおかしくないだろうという気はいたします。

○石橋克彦君 これは、そのときにもう会社として取り組んでいけば、その六年間というのはとてももったいないという思いがあるわけで、それで確認したわけです。

どうもありがとうございます。

○田中三彦君 これは、前々回のときに同じ質問を寺坂元原子力安全、保安院の院長さんにお尋ねしたら、分からないというふうに、答えられませんが、分かりませんというふうに言っていた。

単純な質問なんですけど、また同じことを伺いたいけれども、今ストレステストというのが運転再開の条件になったりいろいろしています。仮に、このストレステストの有効性との関連で、もし第一原発がストレステストが一昨年に行われていた

ら、これは第一原発の事故というのは避けられていたとお考えですか。

○参考人(武藤栄君) これは仮定のお話でございますので、今回のストレステストは、地震、津波、あるいは最終的には熱源の喪失といったようなことでやっていると聞いてございませうけれども、そうしたようなことも含めてどういふ形のストレステストをやるかということでは考えないと、これはなかなかお答えは難しいかなという気がいたします。

○委員長(黒川清君) では、最後に、すぐお隣に住んでおられた蜂須賀さんから。

○蜂須賀禮子君 蜂須賀さんんですけども、今までのお答えを聞いてみると、これは私個人の思いということですが、本日、ここに武藤さんが来て答えるということ、私たちが避難者としていても関心があったんですけども、どんな答えを出してくれるんだろ、本当に真実を話してくれませんかというふうな思いでいたんですけど、しかしながら、肝心の答えがなかなか出てこないというふうには私を感じております。そして、菅さんのときもそうなんですけど、武藤さんが、話しようかな、でも、これは話していけないのかなとこう口をぐつとつぶる様子が、間近で見ているとすごく苦しいのかなというふうにも思ってたんですけども。

それで、今日は、ここに武藤さんがおいでになつて、今日は、東電が国民そして私たちから失っていると思う信頼を戻す絶好のチャンスだ、たんではないのかなと私は思っています。委員長も最初の挨拶の中であつたと思うんですけど、しかし、残念ながら私は感じませんでした。

それで、これから東京電力が全国民から失った信頼を戻すためには今後どのようなことをすればいいのかなと、今現在、武藤さんが思うことをお伝えください、聞かせてください。

○参考人(武藤栄君) 私の説明が至らぬところがあつたとすれば大変に申し訳ございません。私、冒頭申し上げましたとおり、当時の責任者

といたしました。これは一言で回復と言つても大変に難しいものがございますけれども、基本はやはり本当に技術的に安全だというのがまず出発点だと思っております。そういう点で、今回信頼の基本になってくるものを我々も言明してしまつたということ、これは本当に言葉もないわけでございますけれども、ともかく福島原発を安定な状態ですっきり維持するということ、まずこれは廃炉に向かって大事なことだということに思っています。

福島一号から各号機の作業、まだ続くわけでございますけれども、これが安全な状態で進んでいくというのが大前提かと思えます。もう一つ、やはり信頼というのは、これも我々、過去ずっと取り組んできたことではございますけれども、我々がいろいろ取り組んでいる姿をともかくしっかりと見ていただくということが一番大事だと思えます。我々、透明性と申してききましたけれども、私どもが取り組んでいる素顔、そのままの姿をしっかりと見ていただいで、それで初めて技術的な安全ということではないかと私思っております。

そういう意味で、私ども、その信頼の根っこを今回なくしてしまつたということ、痛ほど強く感じているわけでございます。ここをもう一度しっかりと組み立てた上でその姿をいま一度見ていただきたいと、そういうふうに思っております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。今日、三月十九日、ウクライナの専門家をお呼びして意見交換を行う予定にしております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。今日、三月十九日、ウクライナの専門家をお呼びして意見交換を行う予定にしております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。今日、三月十九日、ウクライナの専門家をお呼びして意見交換を行う予定にしております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。今日、三月十九日、ウクライナの専門家をお呼びして意見交換を行う予定にしております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。今日、三月十九日、ウクライナの専門家をお呼びして意見交換を行う予定にしております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。今日、三月十九日、ウクライナの専門家をお呼びして意見交換を行う予定にしております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。今日、三月十九日、ウクライナの専門家をお呼びして意見交換を行う予定にしております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。今日、三月十九日、ウクライナの専門家をお呼びして意見交換を行う予定にしております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。今日、三月十九日、ウクライナの専門家をお呼びして意見交換を行う予定にしております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

平成二十四年三月二十二日印刷

平成二十四年三月二十三日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局

〇





# 第7回委員会

# 第7回委員会

平成24年3月19日

(参議院議員会館内講堂)

## 概要

**ウ** クライナの非常事態省及びチェルノブイリ原子力発電所から3人の専門家を招き、1986年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故のその後の状況と対策について説明を受け、意見交換を行った。

チェルノブイリの事故は、福島と同じレベル7という大規模な原子力災害であり、大量の放射性物質が放出され、多くの人々の生活や環境に大きな影響を与えた先例といえる。委員会では、住民避難の方法、除染等の対策と効果、住民の健康を守る対策（健康管理、放射線に関する教育、農作物・食品検査、事故に伴うストレスの影響等）、環境や森林の汚染状況、事故を起こした施設の管理・モニタリング、国際協力、国民への情報開示、農業の再生等について質疑があった。

3人の参考人は、実際に事故後の対応に当たってきた経験を持っており、実際に現場でどのような問題が生じ、どのような対策が講じられたのか等に関心が集まった。



**ヴォロディミール・ホローシャ 参考人**  
(ウクライナ非常事態省チェルノブイリ立入禁止区域管理庁長官)



**レオニドウ・タバチニー 参考人**  
(ウクライナ非常事態省水文気象学局中央地球物理観測所副所長)



**アナトリー・ゴーラ 参考人**  
(チェルノブイリ原子力発電所副所長)

## 得られた教訓・知見

### ○被ばくと健康管理

ウクライナでは、事故処理、除染など事後の対応に携わった人の多くが被ばくした。また、子どもの被ばくが多数見つかリ、主に甲状腺に関わる病気が多かった。子どもの甲状腺被害だけでなく、被ばくは全ての臓器に影響している。

ストレスに関しては、避難住民に放射線恐怖症が見られた。食べ物については、種類、摂取量等に応じて細かく管理している。

### ○情報開示の重要性

情報伝達については、ソ連時代の反省を踏まえ、ウクライナ独立後はその重要性が認められている。

ただし、ベクレル、シーベルト、キュリー等の数字を示しても国民には十分に理解されず、もっと具体的で国民に分かりやすい情報開示が必要であると認識しているようである。

### ○国際的な知見

福島第一原発の事故に関する今後の対応を考える際、国際的な視野に立ち、広く知見を集めていくべきであることが確認できた。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第七号

平成二十四年三月十九日(月曜日)

於参議院議員会館内講堂  
午後三時六分開会

出席者  
委員長 黒川 清君

大島 賢三君  
櫻井 正史君  
田中 三彦君  
横山 禎徳君

参考人  
(ウクライナ非常事態省  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

参考人  
(ウクライナ非常事態省水  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

参考人  
(ウクライナ非常事態省水  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

参考人  
(ウクライナ非常事態省水  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

参考人  
(ウクライナ非常事態省水  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

参考人  
(ウクライナ非常事態省水  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

参考人  
(ウクライナ非常事態省水  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

参考人  
(ウクライナ非常事態省水  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

参考人  
(ウクライナ非常事態省水  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

参考人  
(ウクライナ非常事態省水  
文気象学局中央地球物理観  
測所副所長)

八田先生は、マクロエコノミクスとか公共政策ですが、ちょうど政策研究大学院の学長を務めておられまして私のボスだったわけですが、現在は名誉教授でございます。八田先生、どうもありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 本日の第七回委員会は、遠くウクライナの非常事態省、非常事態に対する役所ですが、及びチェルノブイリ原子力発電所から三名の専門家に御参加いただきまして、一九八六年、ちょうど二十五年前ですね、去年がそうですが、発生したチェルノブイリ原子力発電所事故のその後の状況と対策について伺いたいと思っております。

チェルノブイリの発電所の事故は、二十六年前ですが、原子炉の型の違い及び事故の要因の違い、いろいろありますが、国際的な事象評価尺度では同じ深刻な事故、レベル7という大規模な原子力災害によって、そういう意味では福島の高レベルのアクシデントと同様なレベルで7ということでありまして、大量の放射性物質が放出され、多くの人々の生活や環境にも大きな影響を与えた先例であります。そういう意味からいって、実際の被害の拡大、それからその環境の汚染、それから国民の生活被害、農業、いろいろな面があります。が、そのようないろいろな知恵を絞ってこられたと思っております。

その間に、大きな変化がたくさんありました。確かに、冷戦の終結とかソ連邦の消滅とかいろいろなことがありますが、実際にその現場でのどういような対策があったのかということは大いに私どもにも参考になるのではないかと思いますし、今日、三人の方を参考人として来ていただきました。お手元に資料があると思いますが、三人の方を

簡単に御紹介いたします。ヴォロディミール・ホロシヤンさんでございますが、この簡単な履歴書にありますように、非常にチェルノブイリの原子力の発電にかかわり、さらにウクライナの政府の要職、特に原発事故についての要職に就いておられまして、ずっと見ていただくと分かりますが、ウクライナの非常事態・チェルノブイリ原発事故影響国民保護省の次官、さらに現在は、ウクライナ非常事態省チェルノブイリ立入禁止区域管理庁の長官をされておられます。

お二人目は、レオニドウ・タバチニさんでございます。ここに、お手元の資料にあるとおりでございまして、ウクライナ環境汚染放射線監視センター放射線管理部・放射線学長からずっとウクライナあるはチェルノブイリの原発にも深くかかわっておられまして、ウクライナ非常事態・チェルノブイリ原発事故影響国民保護省水気象学中央地球物理観測所副所長、さらに現在は、ウクライナ非常事態省の水気象学局中央地球物理観測所副所長をされておられます。三番目は、アナトリー・ゴラさんでございます。御覧のように、大学を出てからずっとチェルノブイリ原子力発電所にかかわっておられまして、現在は、チェルノブイリの原子力発電所の副所長をされておられます。

このような方々から、貴重な経験、現場それから経験、それから国の行政というところにもかかわっておられますので、貴重なお話を聞かせていただければと思っております。

今日はちよつといろいろと、こういうところに大きなスクリーンがあるとか、なかなか難しい状況がございまして、ちよつと準備不足といえますか、間に合わないところがあるんでございますけれども、是非、今日のパワーポイントも、日本語

を英語にする、それからロシア語を英語にする、日本語にするというやり取りの三つのチャンネルがございまして、よろしくお願いたします。そして、まず最初に、アナトリー・ゴラさんの方から是非最初のお話を伺いたいと思っておりますので、ゴラさんの方からのお話から始めさせていただきます。そういうことで、今日は、そういう専門家の皆様からのプレゼンテーション、さらにプレゼンテーション資料には、今お伝えしたように、ちよつとだけ早くホームページに掲載する予定ですので、よろしくその辺は御了承いただければと思っております。

では、ゴラさんからお願いいたします。○参考人(アナトリー・ゴラ君)(通訳) こんにちは、皆さん。まず初めに、本日、このような貴重な委員会の機会に御招待いただきましたこと、そして私どもの経験を皆さんと分かち合える場をいただいたこと、チェルノブイリで何が起こったかをお話しできることを感謝申し上げます。(資料映写)

私は、七六年にチェルノブイリ原子力発電所に着任しました。そして、そこで三十六年間働きました。皆さん御存じのように、このチェルノブイリ原発は稼働したのが七六年であります。そして、二〇〇〇年にそれが廃炉されました。七七年。私も私の家族もブリビヤチというチェルノブイリ原発で働く人たちのためにつくられた町で働いていました。そこで暮らし、そこで生活を、仕事をしていたわけです。

残念ながら、四月二十六日、八六年のことですが、大変悲しい悲劇が起こりました。第四号機が爆発をしたわけです。四月二十六日、私は、そして私の妻は第四号機で働いていました。そして、

本日(黒川清君) それでは、第七回の委員会を開催いたします。今日は、まず、八田先生が来ておられますので、御紹介いたします。

本日の会議に付した案件  
チェルノブイリ原発事故への対応、非常事態組織の在り方及び事故対応に際しての国際協力の在り方等について

参考人  
東京電力福島原子力発電所  
事故調査委員会事務局長 安生 徹君

参考人  
アナトリー・君  
ゴラ  
小林真利子君  
齋藤ベンツ・君  
えく子  
八田 達夫君



この目でその事故の全てを目撃いたしました。また、その後の事故処理にも立ち会いました。爆発があった後、発電所の周辺、巨大な地域が汚染されました。放出放射能、放射性廃棄物が汚染されたのです。そして、六十万人が最初の初期事故処理をするために、そしてその後の石棺を造るために働きました。これが事故処理の最初の段階と私どもは位置付けております。

プリビヤチに住んでいた住民ですが、私の家族も含めて、みんな避難を余儀なくされました。一時的に手当てをされたところに、仮設のところに住みました。スラブーチチというところに最終的には落ち着くことになったわけですが、そこには特別に避難した人たちのために新しく造られたところで、プリビヤチの元々の住民たちが皆そこに避難し定住をしました。

ここで、幾つかの写真を見ていただいています。これが二十六日爆発後のチェルノブイリ発電所の様子です。そして、二百六日間を掛けて石棺を造りました。八六年十一月にこの石棺ができ上がりました。ただし、この石棺を造るための作業は、大変シビアな放射能の汚染の中で行われたことになりました。そして、これを造るために、元々あった建物で壊れたわけですが、爆発で壊れたわけですが、その残された壁とか壁を使って、その上にかぶせるような形で造ったわけです。残念ながら大気中にたくさん放射性物質が排出されたので、その状況の中でこの建物を造る、設備を造るのは大変なことでした。

石棺を造る後半では国際的な協力も得ることができ、そしてそれを十一月に建設、仕上げました。ドナーとなってくれた国々は、資金的に協力をするために資金を集め、そして私どもの作業がより安全な環境でできるようにという配慮もしてくれました。十億ユーロ以上の資金協力をいただいております。

現在、私たちは新しいニュー・セーフ・コンファインメントという新しいものを造っています。第二石棺です。これは壊れた第四号炉を包み

込むようにしてその周辺から造るものですけれども、これで二つの、第一石棺と第二石棺で二つのカバーがされることになります。新しいカバーが造られることで、新しいニュー・コンファインメントが造られることで今後の核物質に関する安全性を確保していくこととなります。将来的には、まだ現在四号炉の中に残されている高濃度の燃料を取り出すことも可能になってきます。

もう一言付け加えて申し上げたいことがあります。大変重要なことなのですが、これは人間対人間に対して私たちがどのような態度を取るか、人間の被害、人間の努力、そういうものに対して私たちがこの技術的な悲劇に向かうときに最も重要であるということです。世界にたくさんの技術に由来する事故があります。その中で人間の健康をどう守るか、そして家族をどう壊さないか、生活を、居住空間をどう守るか、これが非常に重要なことです。悲劇が起こったその近くにいた人たちを守るということが重要です。

今日のプレスコンファレンスで私がここにいるのは、そういう、今現在五十八歳なんですけれども、ここ数年間で私は四十二キロのフルマラソンを、国際的なフルマラソンを何回も完走することができました。私も、そして私の子供たちも、おかげさまで元気に育っております。私の同僚たちも、日本の国民の皆さんに、一緒に努力をすれば乗り越えられるということ、その経験を分かち合いたくして今日はここに参りました。

**○委員長(黒川清君)** ありがとうございます。御三方の話を全部聞いてから質疑あるいは教えていただきたいことがありますので、ゴーラさん、どうもありがとうございます。それでは次に、タバチニさんをお願いいたします。よろしく。

**○参考人(レオニドゥ・タバチニ君(通訳))** 私

まず、第一に申し上げたいのは、チェルノブイリ原発の事故と福島原発の事故には共通点があるというところ。その共通点は、事故の規模で当たると認定しています。しかしながら、二つの事故の間には本質的な相違もあります。その相違は、まずチェルノブイリ原発の原子炉は完全に破壊されてしまったということです。原子炉の中にあつた全ての内容物が破壊され、そして、原子炉の保護系、安全システムを全て失ってしまったのです。その多くの破壊されたものは四号機の原子炉建屋の外に放出されました。現在の評価では、当時チェルノブイリ原発の原子炉の四号機の中にあつた燃料の約三・五%が外部に放出されたとしています。

非常に大きな事故の規模に直面し、ソ連政府は緊急対策を取らざるを得ませんでした。できるだけ人々の健康に与える被害を制限するためです。そのために放射性物質の許容線量という基準を設けました。原子炉から放出された放射性物質により住民が受ける最大線量というものを設定するという考え方を。私たちが承知しています。日本国政府も、やはり国民を事故による放射能の影響から守るために、同様の基準を設けて避難勧告をしたと伺っています。

事故があつて数年間、ソ連で実施されたのは、外部被曝と内部被曝の相関関係を明らかにする作業でした。外部被曝というのは環境中にあるものが人間に与える作用です。これは、地表に落ちた放射性物質、それが環境空間に存在するというものです。一方、内部被曝というのは、人間の体に入っていく、つまり食品を通して、又は汚染された空気を吸い込むことによつて体の中にとまっていく放射能による被曝のことです。

住民を保護するためのもう一つの基準がつけられました。それは食品の安全に関するものです。汚染された地域で生産された食料品の汚染レベルを監視するものです。ウクライナではそのための基準書というものが何回か作成されました。そし

て、その基準書に基づいて対策が取られてきました。一九八六年、ソ連邦の保健省が最初の暫定的な許容レベルを決めました。食品中に含まれる放射性核種のレベルを定めたものです。この表ではセシウム137だけが示されています。それはなぜかといいますと、現在の人々の被曝のうち九〇%はチェルノブイリ事故との関係に存在するのですが、それはまさにセシウム137が環境に存在するせいなのです。これが基本的な線量をつくっているのです。事故から二十年以上が経過しました。その間、ウクライナでは何度か基準の見直しが必要になりました。最後の欄を見ていただければ分かりますが、これが現在の基準値です。言うまでもなく、この基準が適用される食品のリストは、この表に示されているものよりもはるかに膨大です。ここでは主な食品をグループ化して示しています。牛乳・乳製品、食肉、野菜、油等です。また、乳児、子供の食品には別途の基準が設定されています。

最後から二番目の表は、国際的な機関、国連が推薦している食品安全基準で、いわゆる貿易のための国際食品基準です。御覧になって分かるように、この国際基準は現在ウクライナが使っているものと根本的に異なっており、ウクライナの方がずっと厳しい基準となっております。

さて、福島原発との違いに戻りますが、チェルノブイリの事故で放出されたものは、福島原発事故に特徴的だった揮発性放射性元素のほかに、中度揮発性の放射性元素、難揮発性放射性元素がありました。

このデータは決して秘密のものではありません。これまでも何度となく発表されてきました。様々な学術書、そして新聞や雑誌にも発表されていますので、人手は困難ではないと思います。ただ、ここで注目していただきたい点があります。それは、チェルノブイリ発電所の事故の後、主に住民の健康を阻害している放射性元素はセシウム137、ストロンチウム90だということです。こ

れらが現在の線量の主な放射性核種です。ここがヨウ素の吸入が原因だった事故後数日間と大きく違っているところだ。

その上、環境面では、主としてチェルノブイリ原発周辺の立入禁止三十キロ圏内には、現在も多くの危険な元素があります。それらは現在もあり、そして、これから数万年にわたって存在し続けるでしょう。具体的には、高い放射能を持つ超ウラン元素であります。これはプルトニウムの放射性同位体で、プルトニウム241とアメリカシウム241です。アメリカシウム241は原子炉内ではほとんど生成されない元素です。しかし、プルトニウム241が崩壊することによって派生するものなので、現在アメリカシウム241の量は増え続けています。

チェルノブイリ発電所の敷地の外に出た放射性物質の量はかなりの量に上っております。この表で分かるように、放射性物質の五〇％がセシウム137、揮発性のあるものですね。その主だったのも、この半分が最も人間に対して毒性の強いものですけれども、七百キロぐらい離れたところまで飛んでいっております。七百キロ以上です。チェルノブイリ発電所から七百キロ以上離れたところまで飛んでいます。そして、約半分ぐらい、その放出されたセシウムの半分がウクライナ、ベラルーシ、ロシアにその約半分が落ちたわけです。

事故の後、汚染された地域では除染の作業が始められました。これは、当然住民の健康被害をできるだけ抑えるための作業です。作業の第一段階としては、もちろん発電所自体に対する措置がありました。先ほどお話しに出た壊れた四号炉を何かでカバーするというところで、石棺を造るという作業が第一段階でした。それがゴラ氏が言ったように造られたわけで、その石棺ができた後、周辺の居住区の除染が始まりました。また、道路の整備が始まりました。除染を含めた整備ということですが、また、学校、幼稚園等々の公共の設備の除染が行われました。道路に関しては数万キロ

の道路の除染が行われ、九〇年からはキエフ州、そのほかの州の四百以上の居住区の除染が行われました。

また、余り汚染度の高くないところについては、特別な除染センター、除染ポイントというものを設けました。キエフ、ジトミル、そしてチェルニゴフ州、三つの州の中で約四十六の除染センターを開設しました。ここでは放射能の専門家がここの作業をコントロールして、管理しています。これは廃棄物の管理も含まれます。また、居住区の除染に関しては、特別な除染の方法というものがあるけれども、例えばコルスタニという町がありますけれども、これは汚染地域と指定された町の一つですが、レベルとしては自主的な避難が勧告された地域というものになっていまして、都市という環境の中で除染作業をするというのは効果としては非常に低いということが分かりました。

一シーベルト人というのは、GDPのパーキヤピタに相当すると言われています。ところが、コルスタニについては一シーベルト人を下げるのに数百万ドルが掛かってしまったという、非常に巨額な支出に結び付いて、その割には費用対効果がないということが分かりました。もちろん、住民の健康を守るためには恒常的に環境のモニタリングをする必要があります。それがなければ、どのような核種がどのくらいの線量につながっているかということが確認できないからです。

このスライドを見ると、一九八六年から二〇〇一年までの、どのくらいのレベルの汚染がどのくらいの地域に広がっているかということが分かります。主にセシウムとストロンチウムを中心にモニタリングをしてきたものです。この二つが人間の健康に影響を与える線量源となっているからで、これが高いところは立入禁止ということになります。臨界的なレベルに達している場合には立入禁止になりまして、それが現在二百六平方キロメートルに及びます。

ガンマ系の核種の汚染マップですけれども、これは遠隔手法でのモニタリングをし、エア・ガンマ・スペクトロメーターで調査をしたものです。

さて、エアモソッド、大気中の計測をするというこのやり方は八六年の六月に行われました。そして、その結果、最も汚染の強い地域というものを特定しました。そして、それがキュリーという二十五キュリー・パー・平方キロメートルという非常に高いものでした。八七年では、その立入禁止区域だけではなくて、その周辺のキエフ州、それからジトミル州、そしてチェルニゴフ州、この三つの州にまたがって同様の測定が行われ、またその後、その測定の範囲を広げていきました。九四年には、その大気中の汚染を測るというものが、ウクライナ全土の測定ができたわけです。つまり、事故後十二年を経てそのような作業ができるということになります。九八年にそれが完成しました。

ウクライナの国土の八五％では、セシウムの汚染度が、事故の前の五〇年代、六〇年代、つまり核の実験が行われていたこの時代のセシウムのレベルを超えてしまっております。モニタリングは環境だけでではなくて、住民が被る線量もモニタリングされておりまして、住民が被るだけの放射能にさらされているかということの時系的に追っているわけです。

この線量が、放射能が人々の健康に様々な影響を与えております。この表を見ると、八六年、つまり事故があったその年ですけれども、その年だけでもかなりの被曝をしている、チェルノブイリ発電所から約百キロメートル離れているところでも百六ミリシーベルトに達しています。また、九ミリシーベルト、これが平均値になります。二百キロから三百キロ離れたところになると、モニタリングの結果としては、もちろんかなり多くの人のモニタリングがされているわけです。三百キロ離れた居住区でのモニタリングが行われて、そのこの被曝量ですが、八八年の時点で、二年たつ

たところかなり減っております。それは、何といたってこの地域が土壌が特殊な土壌だったという事です。土壌が肥沃ではない土壌だったために、移行係数が高く、植物に対する移行が多く進んでしまったという事です。

当然のことですが、全ての農作物をチェックしましたし、自然の中にある全ての生物、植物をチェックしました。自然界全体をチェックしたと言えます。このスライドは、キエフの貯水池で魚の汚染レベルがどのように変化したかを示しています。一九八六年から二〇〇〇年の間に汚染レベルはほぼ十分の一になりました。チェルノブイリの事故は、主に農村地帯、農業に甚大な影響を及ぼしました。これがチェルノブイリ事故の一つの特徴でもあります。したがって、住民を保護する、健康を守るために取られた主な対策は、放射性核種の農作物への移行をいかに最小限にとどめるかということが大変重要でした。

この研究の中で明らかになった非常に重要な点は、土壌の性質によって放射性核種の移行係数は大きく異なっているということです。ウクライナの北部は、広範な地域がいわゆるピートと呼ばれる泥炭土タイプの土壌です。キエフ以南は主として肥沃な黒土タイプの土壌です。この黒土の特色は、土壌からの放射性核種の移行レベルが非常に低いことです。同じ汚染レベルの場合、移行係数には土壌によって数十倍の差があります。この図の下部分に放射線量の差が示されています。住民が瘦せた泥炭タイプの土壌で栽培された食品を摂取した場合は肥沃な黒土タイプの場合との違いです。

毎年、農業地帯の放射線担当部門は、数十万個の農作物を検査しています。穀物、果物、野菜、食肉、牛乳などです。住民が摂取する食品中の放射性核種を制限する基準を見ますと、最近の二、四年でようやく汚染食品の数は三分の一にまで減少し、今後も減少していくことが予想されています。これは農耕地帯で実施した農業対策の成果です。放射能が作物、家畜、そして牛乳や食肉に移



行ないための対策が取られた結果です。  
 チェルノブイリ原発事故の医学的影響という問題を避けて通ることはできません。現在では、事故の健康被害に関する様々な評価があります。世界の学界、医学界は、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアの住民の健康状態に関する結論を必ずしもいつも受け入れていくわけではありませんが、国際社会が一様に認めているのは、チェルノブイリ原発事故が事後処理に携わった人々に疑いの余地のない影響を与えたということです。八六年、八七年にサイトの除染をし、作業場の廃棄物を処分し、石棺を造った人々は、現代の医学の評価によると最も多く病気にかかっています。

特に、何種類かのがんの発病予測が幾つかあります。事後処理に携わった人々に関しては、これらの数値は実際に予測される数値を上回るものです。全てのカテゴリーのがん疾病では約一〇・八%、甲状腺がんでは五・六倍、事後処理に関係した女性に関しては一・五倍になっています。

疑いもなく、被害を受けた人々の第二番目のカテゴリーに入るのは子供たちです。疫学的な調査を行った結果を見ますと、子供たちは一つのグループ、これは調査対象となったグループ、汚染地域に住む子供たち若しくは事故後に被曝している子供たちですけれども、つまり避難をする前に既に被曝している子供たちですね、そういう子供たちは一般の子供たちと比べると二倍の多さで病気になる確率が高いです。特に甲状腺関連の病気に多くかかっています。

子供たちのうちで元気な子、健康な子という子供たちがどのくらいあるかというと、健康な子供たちの中で、ある一定の被曝をしている子供たちとの間では甲状腺の病気になる度合いというのが全く違います。もちろん、とはいっても甲状腺の病気がだけではないです。やはりヨウ素にさらされたその結果というのは、食品、食べられているものが汚染されている、また生活環境が変わった、様々なことから子供たちの健康への被害が出ています。

最後に申し上げたいことは、福島事故後ですけれども、その福島の事故がどのようにウクライナに波及を及ぼしたかということですが、ウクライナでは、先ほど申し上げたように、放射能に関するスタンダードを決めた基準書があります。放射性核種がどのくらいの含有量が許容されるか、またそれがどのくらい大気へ放出されるかというそういう基準値を示しているわけですが、福島事故の後、一か月ほどの短い期間の間で、三月の二十日でしたか、二十日以降の数日間、私たちが分かったことは、ヨウ素のレベルですが、チェルノブイリ事故以降の私たちがオプザベーションしてきたヨウ素のレベルで、それは私たちが基準としてきた値の福島の場合は千分の一のレベルだったということですが、セシウム137に関してはほとんど同じぐらいの低さであります。

このレポートですが、ウクライナのステートレポートが作られた、そのレポート、これはチェルノブイリの二十周年を記念して作られた国としてのレポートですが、それに基づいて今日は私はお話をさせていただきます。

ロシア語では、我が国の非常事態省のホームページで御覧いただくことができます。このホームページのアドレスは正面に示してあります。スクリーンに示してあります。もし私に直接御質問されたら、文文観測局の私のところに直接お問合せいただければと思います。Eメールで直接お問合せいただくことが可能です。また、皆さんが知りになりたいこと、確認したい点があれば、いつでもお問合せください。ありがとうございます。

**○委員長(黒川清君)** ありがとうございます。タバチニ先生でした。

それでは次に、三人のお方の最後として、ホロシヤさん、お願いいたします。  
**○参考人(ウオロディミール・ホロシヤ君)(通訳)** こんにちは、尊敬する皆様。二人がかなり詳しくチェルノブイリ事故の二つの側面について話してくれました。私としては、

彼らを補足する形で幾つかのメッセージを皆さんにお伝えしたいと思います。総括することにもないので、私たちの観点から見るときに、根本的な違いがチェルノブイリと福島の間でどこにあるのかという点について触れたいと思います。(資料 映写)

このスライドに示しているのは、既に先ほど触れられたことですが、両方ともINESレベルでレベル7にされておりますけれども、つまり事故の規模は同じですが、違いとしては、まず第一に、チェルノブイリの場合は、先ほど既に発言があったように、原子炉自体が爆発してしまっただけです。稼働していた、実験中だったんですけども、それが爆発したことで、そこにあつた核物質の三・五%が外部に放出されてしまつたということです。

一方、福島第一の場合は、建屋自体が壊れたということはありませんけれども、しかし原子炉はそのまま、炉心はそのままそこに残り、そして大気へ放出された核種は揮発性の核種だけであつたということが大きな違いです。これは長期的な汚染のその後の経過ということに大きな違いを及ぼすものです。将来の事故による影響をどう立て直していくかということに大きく違いが出てきます。

次の違いというのは、気象的な条件から見ますと、福島第一では、まず、太平洋の沿岸に立地していたという点があります。したがって、放出された放射性物質の大量の部分が太平洋に入ってしまった。そのため、日本の陸地、それからアジアの大陸部分に飛散した放射性物質というのは少なかったわけですね。これが二点目の違いです。

その汚染の量、また汚染の地域というものを限定的にすることが可能だという点があります。このような大きな事故の場合には、事故時の指令と事故後の対策の両面で、国としての意思決定が欠かせません。ウクライナの場合、ソ連時代は、この問題に取り組む省庁が特定され、最高会議には特別の議会委員会がつくられました。そして、予算には、事後処理のための特別な基金がつけられました。現在は非常事態省がその任に当たっており、非常事態省の執行機関としての独自の法人格を持つ専門的組織をつくり、大臣の監督の下、チェルノブイリ事故の事後処理の問題に携わっているのです。

この非常事態省自体は、チェルノブイリ事故関係以外の問題にも取り組んでいます。チェルノブイリ事故関係の省内組織はここに挙げられています。タバチニ氏は水文気象学局で活動しています。

住民に対しては、早いうちに被害を受けた地域の状況に関する情報を伝えることが非常に大切です。正しい、質の良い情報は、人々にとって非常に大きな意味を持っており、人々の健康に影響を与えさせます。といいますのは、ストレス状態は健康に良くないからです。したがって、法律により、チェルノブイリ関連の情報は住民に開示されなくてはならないと規定されています。

ウクライナでは、定期的に居住地地域の放射線を測定し、地域別の放射線測定証明を作っています。その結果はタバチニさんが皆さんにお見せしました。その情報はコンピュータを通し、印字されて住民に配付されます。また、社会的・心理的リハビリテーションセンターがあります。このセンターは、キエフ地方、ジトミル地方などの大きな居住地域に存在しており、その数は五つで、事実上チェルノブイリ事故関連の情報政策センターとなっております。最後に申し上げたいのは、事後処理の技術面は非常に重要ですが、ウクライナの国の政策は、むしろ医学的、社会的、放射線防護の面で、チェル



ノブイリの事故の影響を受けた人々を守ることに重きを置いています。

これで、まとめとしての簡単な報告を終わらせていただきます。このような機会を私どもにも与えてくださったことに感謝いたします。そして、委員会の皆様にはウクライナにいらしていただき、かつて私どものところであつた状況と現在日本で起きていることを比較していただければと思ひます。これは皆様のお仕事の役に立つてありましよう。

御清聴ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

今日、本当に、チェルノブイリ、それからウクライナの政策から対応にずつとかかわつておられた三人の方をお呼びしていろいろお話を聞かせていただきました。特に、御三人とももうチェルノブイリの事故のときからその現場にかかわつておられまして、それから、その対策を含めて、本当にいろんな参考になることが幾つもあると思ひます。私自身としては、これを踏まえて、これからもちもつと、もつと長い先の展望を考えなくちゃいけないんじゃないかと思ひます。本当にどうもありがとうございます。

それでは、早速質疑応答に入らうと思ひますが、お三人それぞれの立場で、本当に現場からその対策、二十六年後になつてあそこの石棺の跡をまた更に囲んで、まだやらなくちゃならないことがたくさんあるというお話も、今ちょうど二十六年目に入つて、今、鉄の、スチールのを造つておられますよね。そのぐらい長いプロセスがこれからももちろん福島も始まるわけですが、そういうことを踏まえまして、皆さんお三方から、一言でよろしいんですが、福島事故を受けて最初どのよな感じを受けた、お感じになつたでしょうか。また順番に、それじゃ、ホローシヤ参考人の方からどうぞ。私からの質問でございます。

○参考人(ヴォロディミール・ホローシヤ君)(通訳) 福島の事故について初めてその情報が耳に入ったとき、我が国の水文気象学局の人間たち

は、まず、放射性物質が我が国に降下するかどうか、落ちるかどうかについてのモニタリングを開始するようにということとその気象学局の人たちに言いました。そして、その次に、福島原発にかかわつていた人たち、この方たちが今後直面するであろう厳しい課題というものを思い浮かべました。INSELレベル4という発表があつたとき、そこで何とかとどまつてほしい、その上に行かないでほしいと思ひました。

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君)(通訳) 事故のとき、私は自分の職場である水文気象学局にいませんでした。もちろん、最初に思つたことですけれども、やはり汚染はチェルノブイリの事故と同じようになるのかなと思ひました。そして、それがどのぐらいの規模のレベルになるか、それがウクライナまで汚染が広がるかどうかということとを当然考えざるを得ませんでした。

毎日、その後、モニタリングをしました。二〇一一年三月まで、私たちのモニタリングというのは数が少し減らしてきたわけですが、それは、それまでの状況を考慮して。ただし、モニタリングの頻度を、福島の事故があつた後、また元に戻すようにすることにしました。何かその変化があれば、すぐに速やかに住民をして政府に報告ができるように、また、どの程度の危険があるかというところを正確に皆さんに伝えるようにという体制を整えたわけがあります。もしかすると、ということがありました。しかしながら、幸いにも、私どものモニタリングでは特に影響は我が国には及んでおりませんでした。

○参考人(アナトリー・ゴラ君)(通訳) そうです、細かいことが分らないで、最初に事故があつたと聞いた時点で私は非常にびっくりしました。なぜなら、チェルノブイリ事故が起つたとき、そのときには西側の諸国が我が国のソ連型の原子炉に対して非常に批判的であつたということを知つておりました。これは、設計上のやはり欠点があるということが指摘されていたからです。

一方、日本は、ハイテクの国であり、非常に技術の高い国であり、安全な国である、日本の設計者たちは安全のために最善の非常に高い設計とそして仕事をしているというふうに思つていました。だから、驚いたんです。

しかしながら、地震とそして津波という二重の天災が重なつたことによつて、そのようなあり得ない状況が現実になつたというところで事故に繋がつてしまつた。二つの大きな天災が安全だつたはずの原子力発電所の建物を壊していった。これは非常にショックでした。安全の文化というものが浸透していたのが日本だつたと思ひます。しかしながら、それを越えることが起きてしまつたということを実感したわけです。

それと同時に、私はチェルノブイリの事故のときにその場において様々な立場で闘つたわけですが、自分の経験を今こそ日本の方たちと分かち合いたい、何か役に立てることはないか、助けられることはないか、日本の国民の皆さんが何とか大きく被害を受けることなく、被害を最小限にとどめるためにできることはないかと考えました。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それで、そのほかの委員から御質問。どうぞ、櫻井委員。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。少し、被災された住民という関係でお伺いしたいと思ひます。先ほどの御説明で、ゴラさん自身も元いたところから離れた、違つたところに住まざるを得なかつたというような御事情でしょうか、当時のソ連政府は、この事故を受けて、住民に対して避難の指示を出していると思ひますが、その避難指示の状況についてお伺いしたいと思ひます。

まず当初に行つた避難、それから次に考えた避難、あるいは、その後一週間ほどで三十キロ圏内の住民を避難させたというふうに承知しておりますが、その辺、どんな根拠、どんな理由でそのよな避難を行つたのか、教えていただければ有り

難いと思ひます。

○参考人(ヴォロディミール・ホローシヤ君)(通訳) 避難決定は政府の委員会が下しました。タバチニ氏はこの決定には二つの段階があつたことを示しました。最初の決定は、近辺の居住地からの避難でした。一九八六年には二段階の決定がありました。最初の決定は四月と五月にありました。避難はウクライナ領域からの避難でした。避難の指示はウクライナで出されました。というのは、最も汚染が激しかった地域はウクライナの中にあつたからです。九万人が避難しました。

その後、放射能の状況を確認した後で、九〇年までは、避難ではなく人々の移住でした。そして、子供を持つ家族を含むかなりの家族が移住しました。事故後、ウクライナでは全体では十六万人が避難、移住しました。政府はこれらの人々に仮の住居を提供しました。その後は住宅を提供し、約二百十三の居住区域をつくりました。これはまた移住区域で、スラブーチキ、大きな町のスラブーチキもその一つです。これらの家族は、その後、恒久的な住宅を支給されました。

子供についてですが、子供たちは健康のために一九八六年に、事故後の夏の間、避難しなかつた地域、つまりキエフ地方、ジトーミル地方からも離れました。ピオネールのキャンプや、健康のために汚染されていない地域に送り出しました。避難地域以外の子供たちも、夏の間は健康のために汚染されていない場所に送り出しました。このような政策でした。

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君)(通訳) 付け加えてもらいます。プリピヤチ市からの最初の移住を、委員会は四月二十六日、つまり事故の当日に決めました。原子力発電所から三、四キロメートルにある市から避難するというのは当然のことです。

そして、汚染レベルは当時ほとんど高くなつていつたのです。なぜなら、事故はまだ収束していませんから。破壊した原子炉からの放出は、ようやく五月六日に終わりました。五月六日

までは、二十六日から十日間にわたって、崩壊した原子炉からの放射性物質の放出は続いたので

です。三十キロ圏内では状況はダイナミックに変化しました。四月三十日までにはソビエトの気象庁は三十キロ圏内の汚染マップを政府の委員会に提出しました。最初の三日間に指定した三つの立入禁止区域、一時的な移住地域、厳重放射線管理区についてはお話ししました。立入禁止区域は大抵二十キロ圏地域でした。この二十キロ圏内に入る全ての居住地域からの移住は、五月四日と五日に実施しました。五日、六日、八日の後では余りの居住地域からの移住が決定しました。なぜなら、事故は依然として、五日、原子炉はまだ鎮静しなかつたからです。その後、事態がどう進展するか分かりませんでした。そこで、政府は、三十キロ圏内から全ての人々を移住させる決定をしたのです。

事故後最初の数日の避難の順序は大抵このようなものでした。

○参考人(アナトリー・ゴラ君) (通訳)

私の同僚の回答のまとめとしてですが、私と私の家族、両親と二人の子供たち、そして私と妻の六人は、ウクライナの首都であるキエフ市に大きな住宅をもらいました。その後、スラブーチチ市ができました。現在、ここにはチェルノブイリ原発で働く人々が住んでいるのですが、私は妻と二人の子供たちとともにここに移りました。チェルノブイリ原発で働くためです。両親は年金生活者でキエフ市に残りました。キエフはスラブーチチから約百八十キロメートルです。

○櫻井正史君

ありがとうございます。それに関連してちょっとお伺いしたいんですが、この地域の土壌とか環境、除染などを含めて、どのような対策を取られてきたか、その効果

はいかがでしょうかという質問です。

○参考人(ウオロディミール・ホロシヤ君) (通訳) まず最初に取られた方法ですけれども、六年です。プリピャチの汚染のために幾つかの方法が試みられました。三段階にわたった方法です。ただし、最終的には、このトライアルなことをやってみたんですけれども、余りその成果がなかったと思います。したがって、八七年には違う方法に変えられました。ここは今現在、立入禁止区になつてはいるわけですね。

また、作業員が一時的に働く場所があるわけですから、つまり、三号機もその後しばらく稼働していませんし、一号機、二号機もそうでした。ですから、この一号機、二号機、三号機の除染が行われました。

タバチニー氏が言ったように、居住区の除染がなされたんですが、残念ながらその効果というのは余り大きくなかつたと言ひかありません。全体として効果があつたのは、除染として効果があつたのは、学校や幼稚園という、あとは文化センターみたいな、たくさんの方が集まる公共の設備に関しては効果がありました。

しかし、農耕地に関しては、私たちの観点から見ると、除染というよりも土地改良の方が大事かなと思います。土地改良の方法が一番効果があつたと思います。それか、作物をより移行係数の少ない作物に替えるというもので、それが大事だつたと思います。それから、食品加工の部分でも重要だと思います。

ただし、ニュアンスとしては、その土壌の性質、それから土地の形状等々が大きく影響してきますので、それによって具体的に、ケース・バイ・ケースで効果がどこに出るかということを見極めなければならぬと思います。

○櫻井正史君

ありがとうございます。健康と食品の問題についてお伺いしたいと思うんですが、チェルノブイリ事故の後、時間がずつと経過していくにつれて新しい健康障害が出てきたというようなことはあります

でしょうか。

○参考人(レオニドゥ・タバチニー君) (通訳) 先ほど申しましたように、世界の国々は、実際に事後処理に携わつた人々と、放射性ヨウ素の作用を受けた子供たちの健康状態は悪化したという考え方を認めています。当然、国は人々の健康状態を良くするための対策を取っていますし、これらの人々の健康回復のための資金も拠出していきます。それと同時に、一つ指摘しておきたい重要なことは、汚染された地域は農村地帯、森林地帯だつたという点です。そのため、医療機関はごくまれにしか存在しませんでした。したがって、定期的な医療サービスは事実上ありませんでした。つまり、事故前の住民の健康状態を正確に示すものはありませんでした。

事故後には住民の健康を全面的に検診する対策が取られました。すなわち、毎年、汚染地域の全ての住民のために、全てを包括する検診、診断など健康状態の評価を実施しています。血液検査、エックス線撮影、物理的な健康状態のチェックなどです。この健康診断は一〇〇%全ての住民が受けています。このようなことが実施できるようにするために、といひましても八七年や八六年にはないのですが、実施を始めて、これらの地域での保健制度は発展し始めて現在に至るまで発達し続けていますし、広がりがつてあります。八七年、八八年には全ての住民を掌握してはいませんでした。ようやく九〇年代の半ばになつてから、汚染地域にはある程度安定した、全ての住民の健康診断による健康管理制度ができました。

事故前と事故後に完全な健康診断を実施するようになつてからの評価は、根本的に違つていきます。言うまでもなく、健康状態が改善されたという評価ではないのです。これが健康状態の変化とどう結び付いているのかははっきりと言えませんが、したがって、いわゆる文明的で発展した国々の医学者たちは、ウクライナの医学者の評価に疑問を呈しております。医学者だけではなく、医学分野の研究者の評価に対しても、控えめに言つ

て、これは、現在の医療体制はチェルノブイリ事故があつたがゆえにできたものと言えます。もう一つ忘れてはならないことは、老いが進めばより健康になるということはないということですね。さらに多くのフアクターが、長期的な長年にわたる疫学的な作業を実施して、チェルノブイリの大気の直接的な影響を遮断することを求めています、生活状況の変化の影響も。

言うまでもありませんが、社会保障制度が整つていたソ連邦が九一年に崩壊したことも大きな環境変化でした。人々は生活に確信が持てなくなり、多くの人々の食生活も、生活状況も、保障の条件も変わりました。健康に影響を与えたフアクターは非常に多いのです。

人々の健康状態がチェルノブイリの事故後に悪化したというのは事実です。ただし、その原因を特定するのは困難だと思われまふ。はっきりと言ひえるのは、子供たちについては、放射性ヨウ素の影響を受けた子供たちは、より多くの被害を受けています。それから、疑いもなく、事後処理に携わつた人々も。

○崎山比早子君 よく甲状腺がんのことは言われているわけですが、甲状腺がん以外に、あと腫瘍以外に増えてきているような疾患の種類というのはどういふものがあるんでしょうか。

○参考人(レオニドゥ・タバチニー君) (通訳) それは、我が国の医療関係者が指摘しているのは、全ての健康の面で、例えば消化器系、また神経系、心臓血管系、また泌尿系、全ての人体の系統に影響があるというふうになっています。これは当然のことかもしれません。やはり、神経系に影響するということもやはり放射能の影響ということですから、人間の全ての臓器に影響するということに考えるべきなんだと思います。

○崎山比早子君

それから、事故当時子供達の人たちが今出産年齢になつてきているということか、それから事故処理者の子供たちとか、そういう人たちに異常が出てきているというようなことをちよつと聞くことがあるんですけれども、それは



いかがでしょうか。

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君) (通訳)
うですね、一般的な平均の数値を超えるような、例えば異常な子供が生まれるとか、そういう悲劇的な増加というのは私の統計の中にはありません。ただ、第二世代、チェルノブイリ第二世代になる子供たちですね、つまり八六年のころに子供だった人たちが今母親や父親になって、彼らから生まれた子供たち、第二世代、こういう子供たちも様々、やっぱり中には生まれたばかりの新生児のときに異常が認められる子もいますし、また年齢が少し進んでから異常が出てくる子もいます。これは、やはり真剣にこれに向き合うことが必要です、一個一個のケースを丁寧に見ていく必要があり。統計が全てを物語るわけではないので、統計になくても事実そういうことはあると

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君) (通訳)
うですね、今日スライドでお見せしたように、八六年以降、チェルノブイリの事故があった後、定期的に各地域に住む人々のホール・ボディ・チェックというものを地域ごとによって行っています。八六年から八八年にかけて、そのときにチェックをしまして、その後それをベースとしてずっと全ての汚染地域でのチェックが続けられています、健康チェック。それによって、私たちの言葉で言うとデジメタパスポト化という、つまり地域によってどのぐらいの汚染度があるかということを示す、恐らく通訳の方が間に合わないようなスピードで話したんではないかと思えますが、つまり、そのパスポト化というのは、いわゆるパスポトとは違うんですけども、登録をしておきます地域ごとどのぐらい汚染されているかという汚染度を示す、これは計算値なんですけれども、それによって、やはり食べ物それから環境というもののどのような対策を取るべきかということが決められていきます。毎年、その汚染地域、チェックされています。

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君) (通訳)
うですね、医療の立場からできることという、例えば日本の医療レベルと我が国の医療レベル、多分差があると思うんですね。私たちが、ソ連時代にできた医療制度の上に現在の医療がありまして、もちろんその範囲の中で、例えば血液検査をしたりとか、それから様々な消化器系の検査をしたりとか健康診断をするという、そういうことはやっております。

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君) (通訳)
うですね、九〇年代の終わりから二〇〇〇年に始めて、E.U.、ヨーロッパ委員会にお手伝いいたただいて、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアの教育者たち、それから医療関係者の人たちがセミナーを受けて教育を受けました。それは、ブックレットであったりとかそれから教材であったりとか、また学校に配るパンフレット等々ですね、そ

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君) (通訳)
うですね、九〇年代の終わりから二〇〇〇年に始めて、E.U.、ヨーロッパ委員会にお手伝いいたただいて、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアの教育者たち、それから医療関係者の人たちがセミナーを受けて教育を受けました。それは、ブックレットであったりとかそれから教材であったりとか、また学校に配るパンフレット等々ですね、そ

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君) (通訳)
うですね、九〇年代の終わりから二〇〇〇年に始めて、E.U.、ヨーロッパ委員会にお手伝いいたただいて、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアの教育者たち、それから医療関係者の人たちがセミナーを受けて教育を受けました。それは、ブックレットであったりとかそれから教材であったりとか、また学校に配るパンフレット等々ですね、そ

こはイラストをふんだんに使って子供たちが分かりやすいように、どういうものが危ないか、また、そういうものがあつたときにはどういうことをして自分を守つたらいいか、汚染地域というのはどういうものか、もしも何らかの形で次の放射能の事故があつたときにはまず何をすべきかというようなことを教科書や教材やブックレット、パンフレットにした形で配っています。
また、汚染地域においては、社会心理学的な面から子供たちや住民をサポートするセンターがあります。ここには希望者は誰でも来ることができて、そして心理学者や社会心理学者、教育者たちに相談をする、コンサルトを受けることができます。質問があること、困っていること等々を持ってきて相談をするわけです。そこに子供たちも頻りに訪れてきます。
また、子供たちは独自に子供たちのサークルをつくつて、そのサークル活動としてゲーム等、ゲームの形でその放射線防護というものを身に付けていく、そういうようなことをしています。
やっぱり子供たちが分かりやすいような形を取る必要があると思うからです。

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君) (通訳)
検査体制については、我が国では、現在、放射能検査ラボネットワークがかなり発達しており、農作物、酪農製品の検査を支援しております。生産される農作物の汚染レベルを測定しています。乳製品関係の企業、牛乳の加工、食肉の加工の企業は全て放射線ラボを持っており、農家からの農業製品の入荷時、加工品の出荷時に放射線汚染レベル測定が義務付けられています。
そのほかにも、都市、特にキエフ市では、市場

では個人の農家や農場が生産した農産物を売っています。また、家庭菜園、家の畑で取れたものを持ってきて売っている人もいます。食肉、牛乳又は森で取ったベリー類、キノコ類などです。獣医学サーブिस部門には放射線ラボがありますので、農村から食品を持つてきた人々は全員、その食品の放射線レベルの証明書をもらなければ市場で商品を売ることができません。
○参考人(ウオロディミール・ホロシヤ君) (通訳)
一言付け加えさせてもらいます。
食品の加工企業は、放射線チェックをすることによって経費がかさむわけです。国の予算には、このような放射線チェックを支援するプログラムがあります。検査費用を補助金で賄うことで、汚染地域の企業の農業製品の原価が汚染されていない地域で生産された製品の原価と差がないようにするためのです。つまり、放射線チェックは予算の支持を得て実施されているのです。
○田中耕一君 委員の田中耕一と申します。
日本の中で、特に福島の方々、今現在、一年たつた現在でも避難生活を強いられております。その方々だけでなく、日本の方々、本当にたくさんの方々が不安に思われていらつしやう、言わば物理的あるいは精神的なストレスというものはかなり大きいということは、私自身も不安に思っているものもあります。
さて、ウクライナの方々はもう二十五年たつていらつしやうと。もちろん放射線による、先ほど



リハビリテーションセンターとか夏のキャンプとか、あるいはちゃんと情報開示をするとか、それによって不安を取り除くとかいうようなことをもう既におつしやられていますが、それ以外に何かありましたらお願いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○参考人(ウオロディミール・ホローシヤ君)(通訳) 御質問ありがとうございます。

手短かに申しますと、我が国には放射線治療、診療のための専門的な医療施設があります。これは、研究所も病院もあります。そこではチェルノブイリの被災者を受け入れ、治療に当たっています。これはキエフだけでなく、そのほかの被災地域にもこのような医療施設がつけられ、専門的な治療を行っています。ストレスが人々の健康にどのような影響を与えるかという問題については、主に移住や避難、汚染地域に住んでいることなどに関係しているわけですが、特別な医学的研究が続けられており、研究の成果は学会等でも発表されています。

それを見ていきますと、やはりストレス状態が明らかに健康状態に悪影響を与え、身体的な疾病を引き起こすということも分かっています。これに関しても様々な医学的発表がされています。そして、社会心理学者は、放射線恐怖症というものが存在し、そのストレス状態が健康を害していると指摘しています。具体的な影響のレベルですが、個々に差がありますので、詳しく調べていく必要があります。

○横山禎徳君 委員の横山です。

農業全体についてお聞きしたいと思ひます。ウクライナにとって農業というのは重要な産業だと思ひますが、先ほど放射性物質の汚染と除染について多少触れられたかと思うんですが、全体として農業の再生の政策というのはどういう考え方でやって、うまくいっているのかどうか。うまくいっている部分というのは何なのかということについてお聞きしたいと思ひます。

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君)(通訳) 成

功例としては、事故後数年間に実施した農業分野の除染対策を挙げたいと思ひます。一九八八年から一九九二年にかけて、農耕地の耕作に関する大きな対策が取られました。

御存じのようにソ連の時代でしたから、農業は全て集団農場でした。ウクライナ西部の農耕地では様々な除染対策が試みられ、放射性核種の作物への移行を減少させることに成功しました。この除染作業には巨額の費用が投じられました。非常に広大な面積が除染されました。そして、効果はできめんでした。既に一九九二年には大型農場や食品加工企業の食品は全て基準値を満たし、基準値を超えた牛乳、食肉は、一キロリットル、一キログラムたりとも出ていません。

国が独立した後は、農場、加工企業に対する国の助成金は十分の一に減少しました。現在、ウクライナとしては汚染地域の農業従事者に対する助成プログラムを実施しています。特に、瘦せた泥炭や沼地の土壌が多い地域に対しては、助成金が出されています。また、農耕から畜産に転向するための助成も行われています。

畜産分野の除染方法に関しては、特別な飼料を支給しています。この飼料には放射性物質の吸収を抑えるセシウム結合剤が添加されていて、家畜の内部被曝を軽減させます。この効果は実験で実証されています。これにより、牛乳の汚染レベルを低減することができ、肉牛の場合は、汚染地域にクリーンな飼料を持ち込み、家畜を食肉加工のために屠殺する三か月前からクリーンな飼料に切り替えるのです。初めの十二か月は汚染地域であっても放牧をし、屠殺をする前の最後の三か月は汚染されていない飼料を与えるというやり方です。

現在では個人で牛を飼っている人に対してはフェロシアン化合物、プルシアンブルーを含む複合飼料を提供しています。牛乳の汚染を防ぐためです。これらの人々は農場経営者ではなく、自宅用に牛を飼っているのです。馬の飼育も増えています。ホローシヤさんが言っていたように、種を

作る農家も増えています。これらに対しても、額は多くないですが援助をしています。このようにして、個々の農家も援助を受けるようになってきています。

○参考人(ウオロディミール・ホローシヤ君)(通訳) まとめてもう一言申し上げますと、事故後の最初の数年は、大規模農場を対象に土地の改良と作物の転換が大切でした。これはソ連時代の九〇年代の初めまでと、ウクライナの九五年まです。当時は大規模な除染対策が実施されました。その結果、汚染食品の分布が絞り込まれ、その後は個人農家を対象としたスポット的な除染対策に切り替えられたわけです。牛乳の生産に対しては、飼料にプルシアンブルーを加えるなどです。

また、個人の畜産農家であれば、乳牛から肉牛へ転向するということがあります。状況が好転しましたので、それに従って支援規模も狭まってきています。

○横山禎徳君 ありがとうございます。

酪農、畜産のお話がよく理解できましたが、ウクライナは穀倉地帯ということでも有名であって、穀物に関しては何らかの対策は打たれたんでしょうか。例えば作物の種類が変わるとか、そういうことはあったんでしょうか。

○参考人(ウオロディミール・ホローシヤ君)(通訳) そうですね、大事な点だと思ひます。

私たちの一番抱えている問題は、まず、黒土地帯ですけれども、黒土地帯に関しては特に何の手段を講じなくても汚染されたものというのは出てこないです。

ただし、問題は、肥沃な黒土地帯ではなくて、砂地とか泥炭地帯、ここはどうしても対策が必要ですが、そこはやはり育てる植物を替えるという必要があり、また、先ほど言ったように、もうそこは野菜や穀物を作るのではなくて、それをやめて、農業でも畜産の方に移行していただきたいという、そういう指導をしているわけです。その上で、放牧をするときの草というのがなるべく汚染度が低くなるように、例えばすいたりとか土地の

入替えをしたりとかいうことをしているわけです。

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君)(通訳) 穀物に関しては、穀物には汚染の影響が出るということはありません。セシウムもストロンチウムも穀物生産では基準値を超えないという、そういう数値は全く出ておりません。

○横山禎徳君 ありがとうございます。

全体としてのまた御質問なんですが、いろんな状況下で避難を余儀なくされた方々、それから今のようにつけ付けを替えるとか、いろんな転換をしながらいけない農業従事者、あるいはその土地を離れなきゃいけない農業従事者等々おられたと思うんですが、こういう被災者に対して国としてはどういう補償を提供されているんでしょうか。

○参考人(レオニドゥ・タバチニ君)(通訳) そうですね、移住に関してはソ連時代にほとんどが終わってしまいました。

補償に関してはすけれども、今でも補償を受けている人もいます。特に、新しいところで、例えば木を一本植えたことに対する補助金、それから建物を新しく建てなければいけない、自分で何かどこかを借りなければいけない、そういうときですね。それから、新しく住んだところでは、前住んでいたところと同じぐらいの土地をもらう。例えば、農家であれば何ヘクタール持っていたら何ヘクタールもらうと、同じだけもらうという、そういうような。

ただ、これは全部ソ連時代に終わってしまったんです。ですから、それは補償というよりも同じものをもらうという前提です。

○参考人(ウオロディミール・ホローシヤ君)(通訳) そうですね、まず、ファーマーですけれども、個人が農業を営むというのはソ連時代の後です。ですから、大掛かりな移動やそれから移住というものは、コルホーズ、ソフホーズという、そういう単位で行われたわけです。つまり、個人ではなくて集団で移動したわけです。九〇年の中ごろから新しい個人農というのが始

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第七号 平成二十四年三月十九日

まりました。そうすると、人々は、既にもう移住しているわけですけれども、その新しいところで自分たちも土地を獲得する権利があるということになるわけですね。ですから、そこでやっぱり解決しなければいけない問題が幾つかありました。

**○横山禎徳君** そういう認定とか手続というのはスムーズに行われていったものなんでしょうか。いろんな要求があると思うんですが、それは手続上、認定の問題とかそういうことはなかったんでしょうか。

**○参考人(ヴォロディミール・ホロシヤ君)(通訳)** ちよつと確認ですけれども、人々が大量に移動したときというのは、みんな個人の土地や個人の家を持つていたわけではないんですね、ソ連時代ですから。ですから、別の場所に同じような環境の建物、住居と、それから職場をもちょう、若しくは農地をもちょうと。産業別に様々ですけれども、個人としてはないんです。

ただ、九四年、九五年ぐらいになってくるとウクライナが独立をして、その汚染地域でない人たちもみんな、個人のいろいろな所有に変わっていきまますね。そのときに、もうソ連時代にもつた建物を、住居を捨ててほかのところに行きたいとか様々な変化が出てくる。そのためには、やはり行政の方でその苦情やクレームや要求、要望というものを受け入れる窓口をつくりまして、そこで処理をしていきました。

ただ、それはもうみんながやったことではなくて、ほとんど全て移住も終わり、職業の変更も終わった後で、個人的に少しだけ出てきた個別の問題という、そういう規模なわけですね。

**○横山禎徳君** それから、ちよつと話は変わるんですが、環境汚染という観点から、放射性物質の汚染というのは、その瞬間からだんだん減っていくというのがあるんでしょうか、時間を置いて汚染が拡大するというふうなものがあるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

**○参考人(レオニドウ・タバチニ君)(通訳)** 実

を申しますと、実際にどこかでセシウムやストロチウムの汚染が増大したということは記憶にありません。既に申しましたようにアメリカシウム241の汚染レベルの増加は見られますが、危険なレベルは立入禁止地域でしか認められていません。その他の地域でも、プルトニウム同位体、アメリカシウム241の存在が認められていますし、増加しています。しかし、プルトニウム241とアメリカシウム241のレベルは危険な数値には達していません。必要な場合には、レベルが住民の健康に与える影響を少なくするために断固とした対策を取ります。

**○参考人(ヴォロディミール・ホロシヤ君)(通訳)** ちよつと一言、立入禁止地域とは強制避難地域のことで、住民の避難を実施した地域です。立入禁止地域も強制避難地域にも居住することはできません。

**○横山禎徳君** 森林汚染というのは、最初は葉っぱ等に放射性物質が付き、その後だんだんと地上に落ちてくる、それを木が吸い上げるといふような、ある種のゆっくりがあるかのプロセスが展開していくというふうなことがあるかに聞いているんですが、その辺はいかがでしょうか。

**○参考人(レオニドウ・タバチニ君)(通訳)** はい、御指摘のような状況は、初めの数年、五年間ぐらい観察されました。樹木の上部のこずえが汚染されましたので、葉が完全に落葉するまで続きました。広葉樹は一年で、針葉樹は三年掛かりました。五年間というのは、葉が下に落ち、落ち葉が放射能を森の土壌の表面に移行し始めた期間です。実際にそのような森林の土壌表面では高度の汚染が見られました。ただ、これは自然崩壊を待つかありません。移行係数は余り大きくありません。この森林汚染が影響を与えているのは、野生のキノコと木の実です。それを近隣地域の住民が採取して食料とすることがあります。

ウクライナでは特別な研究が実施されています。研究用の用地を設けています。そこでは樹木の幹や枝への放射能汚染の広がりを研究しています。

ます。このような研究用地は立入禁止区域に設けられています。高い汚染レベル、低い汚染レベルの場所で定期的に放射性核種がこずえ、枝、幹に侵入するのをモニタリングしています。産業用に加工される木材は放射線検査を受けます。用途ごとに基準値が定められていて、工業用に利用する場合、住宅建材、家具用に利用する場合、それぞれ基準値が設けられています。森林汚染のモニタリングは常時行われています。

**○横山禎徳君** 実際に木材の汚染というのは以前より強くなっているとか、そういうことはないんでしょうか。それともだんだんと収まっていつているんでしょうか。

**○参考人(ヴォロディミール・ホロシヤ君)(通訳)** 今指摘されたように、事故後数年間は主として樹皮と葉が汚染されました。葉に関しては、広葉樹は毎年落葉しますし、針葉樹は三年に一回替わるので、葉の汚染はなくなりまます。しかし、樹皮には少し残ってしまっています。

森林では放射能が根から吸収されて幹を汚染するケースが認められていますが、汚染の程度は軽いです。立入禁止区域の森林汚染は、チェルノブイリ原発に近ければ近いほど汚染度は大きいということを示し上げなければなりません。

ただし、居住が認められている地域では、森林や樹木の汚染は深刻ではありません。それよりも大きな問題は、ウクライナの人々が地元で育つキノコや木の実をたくさん食べることで、野生の鳥や獣、川魚も好んで食べます。ウクライナの食品安全基準が国際食品基準よりもかなり厳しく設定されているのも、実はこのためなのです。

年間被曝量を一ミリシーベルト以下にすることが法律で定められていますが、ウクライナの場合には、汚染されている野生のキノコを食べしてしまうことを前提に、それをあらかじめ考慮して、牛乳と食肉の基準値はわざと厳しく抑えているのです。そのため、我が国の食品安全基準値は国際基準値よりも厳しくなっているのです。

**○大島賢三君** 委員の大島でございます。

本日は、大変に貴重な経験の話それからいろいろ情報をお伝えいただきまして、非常に有り難く思っております。私も委員のうち何人かが四月上旬に貴国ウクライナを訪問をした予定にしておりましたが、現地に行きましたら更にいろいろ教えていただきたいと、情報も大いに我々として学びたいと思っておりますので、よろしくお願います。

一つ、国際協力という見地から質問をさせていただきます。先ほど、冒頭、ホロシヤ長官の方からチェルノブイリ原発事故と福島原発事故の間には類似点もあるけれども違っても幾つかあるというお話がありました。いずれにしても、日本としては、福島原発事故の処理、対処をこれから進めていく上で、チェルノブイリの経験、先行事例として非常に大事なものであるというふうに思っております。

伝えられるところによれば、両国政府間で協力を推進するための協定のようなものも作っていくという話があるように聞いておりますが、取りあえず、今のいろいろお話を聞いたことに基づいて、ウクライナ政府から日本に対してどういった協力をすることができるとか、どういうそのチェルノブイリの経験が日本にとって役に立つ、参考にしたいというふうな考えをお聞かせか、その辺についても御感想があればお聞きしたいと思います。

**○参考人(ヴォロディミール・ホロシヤ君)(通訳)** 質問していただいてありがとうございます。国際協力に関してのお問合せでしたけれども、三つの側面について言えるかと思えます。

御質問をいただいた方御自身が大使の経験をお持ちで、国連でも働いていらつしたのでよく御存じだと思いますが、国連やIAEAは、ウクライナで事故があったときに広範な支援を受けてくれました。チェルノブイリの事故を受けて、あらゆる被害を受けた国、これはロシアであり、ベラルーシであり、一部のヨーロッパの国であります。人道支援をしてくれました。日本も核の悲

九



劇を経験した国として一番理解を示してくれまし  
た。そして、私たちに對して非常に手厚い支援を  
してくれました。私たちは、今もそのことを日本  
政府に對し、日本国民の皆様に対し心から感謝を  
しております。その当時のことを思い出します。  
本当にありがとうございます。

今、今度は日本で福島事故が起きました。私  
たちとしては、そのことを聞いたときにまず思っ  
たことは、今度は私たちが応援する番だ、人道支  
援をしたい、また、ウクライナには核の悲劇を乗  
り越えるための様々な作業に携わったエキスパー  
トがいる、そのエキスパートたちが支援できるほ  
ずだ、そう思って私たちは日本に様々な提案を  
しました。これは、医薬品や線量計等も我が国か  
ら提供できるのではないかとという提案も含んでお  
ります。

今、ウクライナと日本では政府間のフレーム  
ワークアグリーメント、枠組み協定が準備されて  
います。その協定ができますと、例えば原子炉の  
取束、廃炉工程に関して、そして、その周辺の除  
染に関して、また農業の除染の在り方に対して、  
どのような基準を設けていくことが重要か、また  
食品の安全基準がどうあるべきかというような、  
私たちがこれまで経てきた経験を通して、皆様の  
検討のために役立つことがあるかと思ひます。

また、農業部門というのは特に日本にとつても  
重要なことだと思ひますので、私たちが取つてき  
た様々な試行錯誤の除染方法がありますので、そ  
のどういふ部分が日本に役立てるかどうか、私た  
ちの取つてきた様々な方法を検討いただければと  
思ひます。

モニタリングの在り方というの、放射線の状  
況を把握していく上で非常に重要です。特に食品  
に對するものが重要ですが、また、住宅地  
域の汚染レベルをどういふふう設定すべきか  
ということもあります。ウクライナにはたくさん  
の放射線に関する研究所があり、また、その問題  
に取り組む政府機関も数多くあります。ですか  
ら、あらゆるレベルで皆さんとの協力が可能かと

私たちは思つております。四月には我が国非常事  
態省の大臣が訪日することが予定されていまし  
て、そのときにフレームワークアグリーメントが  
交わされれば、今後は今申し上げたような様々な  
研究所なり機関が関係しながら両国の協力が進ん  
でいくと期待をしております。

○大島賢三君 ありがとうございます。

もう一つ質問させていただきたいんですが、そ  
れは国民に對する情報開示、これがいかに重要で  
あるかということもお触れになりました。チェル  
ノブイリ原発事故の場合には、旧ソ連邦時代にお  
いて当初その情報を隠したということがあつて、  
これが大変な住民あるいは国民の不信を生んだと  
いうことをよく言われるわけですが、ウクラ  
イナ独立後にウクライナ政府は大変に努力をさ  
れて、先ほどお話があつたように、国民に對する  
情報の公正な、自由な情報開示ということが大  
変力を公認されておられるというお話がありました。

今日においては、ウクライナにおける住民の示  
される情報に對する信頼性というのを取り戻され  
たというふうな考えてよろしいんですか。ウ  
クライナにはまだ、まだといひますか、現在十五  
基ですが、十六基の稼働中の原子力発電所があつ  
て、大変に大きなエネルギー需要を原子力が賄つ  
ていると、こういう事情にあるというふうな理解  
しますけれども、そういう情報に對する、こうい  
う原子力関係の情報に對する国民の信頼というの  
は取り戻されていると考えてよろしいのか、そ  
の信頼を更に確保していくためにどういふことを  
なさつておられるのか、この辺についてもちよつと  
伺ひたいと思ひます。

○参考人(ヴォロディミール・ホローシャ君)(通  
訳) 大島さん、大変いい質問をしていただいで  
ありがとうございます。何回もチェルノブイリに  
いらしてくださったので、私たちの状況というの  
はよく分かつてくださったので、この御質問だと思  
ひます。

情報をどう発信するかという、これは非常に難  
しい政策であり、課題であります。特に事故が大

きいときにはそうです。信頼をどう取り戻すか、  
またどう回復していくか。これは一旦その信頼  
を、ソ連時代でしたから、その信頼を裏切つてし  
まった後それを回復するというのは難しかったわ  
けです。非常に大きな事故を起こし、そしてそれ  
に對して沈黙を守つたということは許されなかつ  
たわけですね、その後、政府のどのような発表に  
對しても、どのような公式見解に對しても国民は  
信じないという、そういうものがありました。

現在、法律では透明性というものを非常に重要  
視しております。特に、放射能汚染に関する情  
報、また食品の安全性に関する情報ということに  
ついては絶対透明でなければならぬと。毎年  
の、そのモニタリングをし、そして、それによつ  
て地域ごとの汚染レベルをちゃんと公表するとい  
うことをしております。汚染マップというのもの  
作つております。

と同時に、一般の市民にとつては、特別な数字  
が出てきたり、ベクレルが出てきたりシーベルト  
が出てきたりキュリが出てきたり、何のこや  
ら、それが多いのか小さいのか分からない。分か  
らないがために怖い、そういうような部分があり  
ます。したがつて、発信する情報か、一般国民に  
とつてその数字が何を意味するかということが  
分かりやすい形で出される必要があります。数字  
だけがだされても意味はないわけですね。幅広い国  
民の支持を、また理解を得るためには、どうして  
も説明がきちんとされる必要があります。それに  
よつてこそ、恐らく国民が少しでも理解を示し、  
そして信頼をするようになるというその第一歩な  
のかなと私たちは思ひながら作業をしてきたわけ  
です。

また、予算という面も無視できません。とはい  
いながらも、私たちは心理的に住民の不安を取り  
去るためのセンターをつくり、そして分かりやす  
い形で情報発信するために、パンフレットにした  
り、テレビで何らかの情報を流したりということ  
を恒常的にしてきました。

先ほどおっしゃつてくださったように、私たち

の国ではチェルノブイリ以外に四つの原子力発電  
所があるわけですね。現在も稼働しています。それ  
らに對する信頼、また理解を得るのは簡単なこと  
ではありません。ただし、ウクライナとしては、  
今、原子力発電なしに国の電力需要を賄うことは  
不可能です。したがつて、やはり原子力産業は今  
後も続けていく以外にない。したがつて、今後、  
例えば新しい原子力発電所をつくるかどうかとい  
うことについては住民の意見は半分に分かれま  
す。五〇％はフォー・アトミック・パワーであ  
り、五〇％はアゲンストになります。

では、それぞれの地域に新しい原子力発電所の  
敷地として立地できるかどうかということになる  
と、またそれも話が別で、非常に、その手統的に  
も何段階もの合意を経なければならぬし、住民の  
何といつても理解が必要なんです。したが  
つて、それは決して楽なことではない、困難な  
道のりだと思つております。

ただし、今、ウクライナの現状としては、原子  
力を退けて何らかの代替りのエネルギーという  
のは考えられないです。  
○田中三彦君 いろいろ教えていただき、ありが  
とうございます。

ゴラさんに質問をちよつと一つ。  
現在の石棺状態にあるその四号機ですけども、  
ニュー・セーフ・コンファインメントという  
んですか、NSCということ、上をまた覆うと  
いうこと、どうですか、これは大体、先ほ  
どのチャートでいうと二〇一五年ぐらいに完成す  
るという話ですけども、完成は二〇一四年、コ  
ミッションが二〇一五年ということのよう  
ですけども、溶けた燃料を取り出すということは  
これからはもうしないということ、そういうふう  
に理解してよろしいですか。

○参考人(ナトリイ・ゴラ君)(通訳) はい、  
そのとおりです。  
二〇一五年の八月に、今のスケジュールでいき  
ますと、先礼、十月に今の建設当事者との契約、  
これはコンソーシアムなんですけれども、フラン



スの企業が中心になっておりますが、この契約では、新しいセーフ・コンファインメントが二〇一五年の十月に完了して私たちの方に引き渡されるということになります。

ただし、この計画の実行の段階で幾つかの問題が起きておりまして、したがって、ここ数年間は石棺の状態、燃料の状態を、どういうふうになつていくかというのをモニタリングしていくということが必要です。

というものは、今現状では、例えば燃料を取り出さる設備が必要ですが、それが今のところないわけです、ウクライナには。それはかなりの資金的な手当ても必要になってきますので、現状、私たちは石棺の中にあるもの、そこには九五%の燃料が残っているわけですね、一番最初にあつたところから。それが今どこにあるか、メルトダウンしてどこに落ちていくか、今どういう状況にあるかということもモニタリングできる限りしてはいるわけですけれども、今後、近い将来的にはやはりその状態がどういふふうに変化していくか、燃料の状態の変化を追っていくモニタリングにはやはり限られると思います。

○田中三彦君 ありがとうございます。  
モニタリングというのはどのようなことをされているんですか。地下水に対するモニタリングとか、そういうことでしょうか。

○参考人(ヴォロディミール・ホローシャ君)(通訳) エンジニアリングの観点からあらゆる必要なモニタリングを実施しています。まず、建屋、構造物の状態、核燃料、燃料含有物質の状態を把握するためのモニタリングを行っています。さらに、放射線のレベルを監視するモニタリング体制も取っております。これは主に作業員の健康を守るためです。水や地質のモニタリングも行っており、石棺周辺の地下水をモニタリングし、土壌を検査し、そして地震観測も行っています。

そのほか、管理システムの見直し、物理的アクセスの在り方の見直しを行いました。石棺の物理

的な安全性を高めるため、設備を一部新しくし、現在稼働しています。ほとんどのそのような見直しの作業は終わっています。これからは最も大規模な作業が待っています。それは、既存の石棺の環境への安全を確保するため、NSC建設プロジェクトを推進していく仕事です。

○田中三彦君 もう一つ、よろしいですか。  
今のウクライナには原子力発電所というのは何基あつて、総発電量に対する割合というのはどのぐらいの依存度なのかということをお教えしてください。

○参考人(ヴォロディミール・ホローシャ君)(通訳) ウクライナには現在四つの原子力発電所が稼働しており、国内の総発電量の約五〇%に当たる電気を発電しています。この発電所にある原子炉は、チェルノブイリのチャンネル型黒鉛減速炉とは違い、二ループ型の軽水炉で、私たちに与えては新しい型の原子炉です。安全なタイプと言われているので、格納容器を備えています。もし何か事故が起こった場合でもより安全なものだという理解を私たちはしております。

○田中三彦君 福島事故の後一般の方の反応はどういうふうな、原子力に反対とか、そういう動きとか、そういうことが活発になったということと特にあるんですか。そういうことでもない。

○参考人(ヴォロディミール・ホローシャ君)(通訳) 失礼いたしました。言い忘れましたが、何基の原子炉があるかという御質問でしたが、十五基の原子炉が稼働しています。  
さて、お問合せの住民の反応ですが、一般の人々が示した最初のイニシアチブは、原発に反対しようというのではなく、日本を支援しなくてほしいという声が多かったです。日本で悲劇が起きた、その事故処理を助けなければならないという声です。私は国の行政機関で仕事をしていますが、実際に事後処理に携わった経験を持つゴラさんのような人が何万人も我が国にはいます。それらの人々の多くから、自分たちの経験を基に日本の事故処理を支援したい、救援隊として派遣してほしいという申出が私の元に届きました。これらの申込みはとも数が多く、それを日本側に提示しました。これが最初の反応です。

福島の事故に関連した一般の人々の反応は、国内の原子力政策に強く影響するものではありませんでした。現状も、従来と同様、四八%が原子力に賛成です。我が国では原子力発電所を稼働させるかどうかということが争点になっているのではあります。なぜなら、原子力発電なしではどうしても国がやっていけないからです。問題は、いかに原子力発電所の安全を確保するかという点にあります。すなわち、基準を更に高くし、実施されている対策は常に原子力発電所の稼働の安全性を高めていくものであるべきだということなのです。

○田中耕一君 済みません、時間がないので質問だけにさせていただきます。  
先ほどから、いわゆる土地の除染をよく話された。それから、なるべく体にそういう放射性物質が入ってこないような方法も考えられている。  
さて、体内に既に入ってしまった放射性物質をなるべく押し流す、そういう方法はこれまで四半世紀の経験がござりますが、私にはわかりません。そういう方法のマニュアルといいますか、一覧表、そういう話もあるんですが、そういうものがあるか、多分おありだと思っておりますので、そういうのをこの後で結構ですので教えていただければと思います。ありがとうございます。

○参考人(ヴォロディミール・ホローシャ君)(通訳) 時間があれないので短く言いますが、幾つかのレコメンデーションを作っております。よりケミカルなもの、それからフィットケミカルな状況を反映させたもの、それでどういふ処置をするべきか、どういふ対策を取るべきかといったものを作っております。  
私たちのイニシアチブでIAEAとも合意をした、そういうレコメンデーションもあります。

で、八〇年代の終わりから九〇年代に作られたものから最近のものまでありますので、バイラテラルな形で皆さんとそういうものを共有していくことができています。そういうことを専門にやっている人もいますので御紹介します。  
○参考人(レオニドゥ・タバチニ君)(通訳) 一言付け加えますと、あらゆる形でそのレコメンデーションというのは具体的にできやいけないと思っております。そのためには、まず、福島の皆さんの現状というものが分かれば分かるほど私たちのレコメンデーションも具体的にしたいと思います。

例えば、日本の農業の現状がどういふものなのか、どういふ土壌なのか。どういふ形で、例えば漁業にしても農業にしても人々の生活が行われるというか、それが分からないで出すレコメンデーションは抽象的になつちゃうと思うんですね。また、例えば、その放射性物質のマイグレーションの経路が日本はどういふものがあるか、それから内部被曝として日本の食べ物はどういふものなのかということですね。  
やはり、我が国でも村によってかなり違うんですね、人々の生活の仕方、食べ物。だから、三百の居住区があれば三百の居住区ごとにいろいろなガイドラインを作ったりとか、それからレコメンデーションを作ったりしていかないと、もちろん全体に共通するものもありません。ですから、恐らく日本の場合も、それぞれの現状に合ったものというものに近づけるためにも、日本のデータもいただければと思います。

<p>今、大島委員がおっしゃったように、こちらの委員も来月そちらにまた伺えるときがありますので、そのときの宿題その他の、それから二国間の共有、いろいろありますので、これからもまたそのようなお互いに共有したいと思っております。今日の内容を踏まえて、引き続き私どもは一生懸命調査を進めようというつもりでございます。</p> <p>次回の委員会は、三月下旬を予定しております。それにつきましては、また順次御案内いたします。</p> <p>ということで、それでは、本日、皆さん本当にお忙しいところ、また遠い国からいただきました。今日、委員会はこれで散会いたします。</p> <p>午後五時三十一分散会</p>			
--	--	--	--

平成二十四年五月九日印刷

平成二十四年五月十日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局

D



# 第8回委員会



# 第8回委員会

平成24年3月28日

(参議院議員会館内講堂)

## 概要

**東**京電力ならびに原子力規制機関の原子力安全に対する取り組みと事故当時の対応について、参考人質疑を行い聴取した。武黒一郎氏は東京電力の原子力部門における、元責任者であり、事故当時同社の技術専門のフェローとして官邸に詰めていた。広瀬研吉氏は、安全委員会事務局長と保安院長の双方を唯一歴任し、事故直後に原子力規制関係の著書を発行する等、原子力規制の専門家であり、また事故後昨年3月下旬から内閣府本府参与(安全委員会担当)として事故処理に対応した。

国際原子力機関 (IAEA) は、原子力施設での安全確保について、安全防護のための障壁を多重に備える「深層防護」という概念を示している。この「深層防護」は第1層から第5層までの5層によって構成されており、わが国の原子力規制や、原子力発電所の事業者が、この「深層防護」に十分対応しているかどうか、その責任についてどう考えているかなどが主な論点となった。



武黒 一郎 参考人  
(東京電力株式会社フェロー)



広瀬 研吉 参考人  
(内閣府本府参与、元原子力安全・保安院長)

## 主要ポイント

### ○東京電力の事業者としての意識・能力の欠如

東京電力は、事故防止及び被害拡大防止に一義的責任を負っているにもかかわらず、これまで原発事故を防ぐための自助努力、そして国民目線での対応の努力が足りなかった。

また、原子力安全に関して事業者がなすべきことについて、必ずしも明確には認識していない。深層防護について「5層のうち3層まで注力してきた」との発言があったが、それ以上については必ずしも自らの責任範囲ではないと考えているようである。

事故当時、東京電力は武黒フェローを官邸に送り込んだが、本人は現場の情報を官邸に伝えるよりも、官邸の意向を現場に伝えていたように思われた。

### ○規制機関の安全に対する責任感の欠如

規制機関は、これまで住民や国民の安全を第一に考えず、自らの責務を果たしてこなかった。バックチェックなど重要な安全策を事業者任せにし、IAEA など外部からの警告にも耳を貸さず、安全文化を重視しなかった。安全委員会と保安院のダブルチェック機能が働いていないことも分かった。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第八号

平成二十四年三月二十八日(水曜日)

於参議院議員会館内講堂

正午開会

出席者

委員長 黒川 清君

石橋 克彦君

大島 賢三君

崎山比早子君

櫻井 正史君

田中 耕一君

野村 修也君

蜂須賀禮子君

横山 禎徳君

参考人 (東京電力株式会社フェ

ロ)

(元原子力安全・保安院長)

参考人 (内閣府本府参事)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

参考人 (元原子力安全・保安院長)

故調査のワーキンググループですけれども、ここでは、東京電力へのヒアリングを継続して実施しておりますとともに、原子力、地震、津波の専門家、それから規制当局である原子力安全・保安院、あるいはそのほかの関連組織、こういうもののヒアリングを行っております。

さらに、これまでに要求して入手いたしました資料の調査、分析を実施しております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループ二について、横山委員、お願いいたします。

○横山禎徳君 横山です。

このワーキンググループは、被害調査を中心にやっております。引き続き、放射線による健康影響や環境影響について、専門家に対するヒアリングやデータの解析をやっておりますが、それ以外に、社会的被害についても着目して、被害状況のヒアリングを続けております。

前回の委員会では、ウクライナの専門家から、チェルノブイリ原発事故の被害状況に関する知見をお伺いいたしました。さらに、三十一日に出発する海外調査において、ウクライナのみならず、ベラルーシ、ロシアという、チェルノブイリ原発事故被害三國を訪問しまして、実際に生じていますさまざまな影響を確認し、今後の調査に活用していきたいと思っております。

今後の調査として、前回の委員会で御報告しました、避難を余儀なくされた方々を対象に行っておりますアンケートのデータ分析を行う予定です。現在のアンケート回収状況は、本日時点で八千七百通ほど集まっております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループ三について、大

島委員、お願いいたします。

○大島賢三君 ワーキンググループ三は、政策調査を担当しておりますが、引き続きまして、東京電力を初めとします今回の事故の関係者に対するヒアリング、それから資料調査、こういうことを進めております。と同時に、日本及び主要諸外国の原子力法規制に関する調査も進めております。

また、日本側の事故対応あるいは情報開示状況の検証のために、海外から見ればどうだったのかという視点から、アメリカ原子力規制委員会、NRCが公開した、福島原発事故後の約三千ページに及びます電話会議等の内部記録に基づく分析も進めております。

なお、第六回委員会で御報告しましたとおり、四月上旬に、政策調査の一環として、欧州に海外調査に行つてまいります。次回委員会で報告を行いたいと思っております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、本日の参考人と質疑応答を開始いたします。

本日は、御案内のとおり、東京電力株式会社フェロロである武黒一郎氏と、内閣府本府参事である元原子力安全・保安院長である広瀬研吉氏の両氏を参考人としてお呼びしております。

お二人は、事業会社と規制監督官庁という立場の違いはありますが、共通して、これまでの原子力安全について直接責任を持つお立場で活動されておられました。

なお、お二人の略歴については、若干見えにくく恐縮ですが、スクリーンをごらんください。

本日は、福島第一原子力発電所の事故原因を採る上で、安全に一義的責任を負う事業者の責任あ

る立場として、そしてその事業者を監督する規制当局のトップとして、お二人からこれまでの活動の総括をいただくと同時に、これらの議論を通じて事業者と規制当局の今後のあり方を探りたいと思っております。

お二人、もちろん別々にお呼びしております。まずは、事業者である武黒フェロロから参考人質疑を開始したいと存じております。

なお、武黒フェロロは、フェロロとなられる前は、二〇〇五年以降、東京電力の取締役原子力・立地本部長でいらつしました。

武黒さん、本日はありがとうございます。

東京電力の今回の福島のことについては、会社の信頼、日本での信頼ばかりではなく、やはり世界的に注目されておりますので、そのキャリアも含めていろいろお話を聞かせていただければと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、質疑応答に入ります。

まず、私からです。

武黒さんは、柏崎刈羽原子力建設所副所長、それから原子力管理部長、原子力計画部長、また取締役副社長原子力・立地本部長など、二十一年にわたる東京電力でのキャリアの大半を原子力の御担当として執務されてこられました。

きょうは、原子力事業者において長年にわたる原子力の御担当をされたこと、また、今回の事故当時、官邸にて事故の対応をされたこと、それからこれまでの原子力安全に関する問題点や事故当時の状況等について、包み隠さずお話ししていただけます。それを御社、それから日本全体の政策に対する国際的な信頼の回復の第一歩にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

早速ですが、原子力の安全を第一義的に担うのは誰の役割であるとお考えでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) まず初めに、昨年三月、福島で大量に放射能を放出してしまうという大変な事故を引き起こしまして、地元の福島の皆様、広く社会の皆様は大変御迷惑、御苦勞、そして大変長期にわたって御心配をおかけしているということ、事故の当事者として改めて心から深くおわびを申し上げます。

私は、今委員長からお話がありました、平成二十二年の六月まで原子力の責任者を務めておりましたが、事故の当時はフェローという立場にございました。今回の事故を顧みまして、一連の対応につきまして、今委員長からのお言葉、よく胸に刻んで、皆様からの御質問に対しては率直にお答えをしたいと思います。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今お話のございましたことについては、やはり原子力発電ということにかかわっている限り、その価値の源は、私は安全と品質にあるということを常に思っておりまして、また、原子力の責任者であったときは、事あるごとにそういったことを社内外の人たちにも語り、またそれを基本にして業務に当たるといことを心がけてまいりました。しかし、今回、このような事故になってしまったこと、その意味も含めまして、重ねておわびを申し上げる次第でございます。

○委員長(黒川清君) 原子力の安全を第一義的に担うのは誰の役割とお考えでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 申しわけございません。その意味では、事業者が担うべきということはもちろんでございます。

○委員長(黒川清君) 原子力の安全ということからいうと、原子力安全委員会の班目委員長は、本来、安全確保の一義的責任はあくまでも電力会社であり、電力会社は国がどういう基準を示そうと、その基準をはるかに超える安全性を目指さなければいけない旨を述べていますが、その立場立場で、東京電力としては基準を超える安全性の追求を行ってきたと思われませんか。

○参考人(武黒一郎君) 常にそう思ったことを心にかけてまいりましたつもりでございます。

もちろん、基準をしつかり守るというのは、コンプライアンスということも含めて大事なことでありますが、やはりいろいろな経験に学びながらその経験を生かすためには、基準とか規制ということだけではなくて、さらに、より安全、よりよい業務品質というものを求めて努力していくということがなければ、先ほど申しました私どもの価値の源そのものをつくっていくことはできないと思っております。

取り組みの具体例はいろいろと思いつくことがございますけれども、基本はそういうことで取り組んできたつもりでございます。

○委員長(黒川清君) きょうの委員会では、そのような点を踏まえていろいろお話を聞かせていただくことにいたします。

それでは、野村委員の方からよろしくお願ひします。

○野村修也君 委員の野村でございます。

私の方からは、震災前の安全対策につきまして東京電力がどのような対応をとってきたのかということを中心にお話を伺わせていただきたいというふうに思います。

そうはいいまして、昨年三月十一日ですけれども、震災が起きました直後、それ以降、武黒さん御自身はどのような役割を果たしておられたのかを、まずちょっと確認させていただきたい。

○参考人(武黒一郎君) 震災の直後、揺れがおさまった後、東京電力では二階に非常災害対策室が設けられますので、そこに行きましたら、総理官邸に技術のわかる人間に来てほしいという話があるというので、そちらに行つてくれないかということ、十五日のお昼ごろまで、時々官邸を出るということがございましたが、基本的には官邸にありました。

○野村修也君 ありがとうございます。そのときの役職名は、やはりフェローということでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 私はフェローという立場で会社の中ではおりますけれども、役職ということよりも、恐らく、官邸からの御依頼ということだったと思っております。

○野村修也君 官邸の意向はわかりましたけれども、フェローというのは、東京電力内においてはどのような位置づけの役職なんですか。

○参考人(武黒一郎君) 社長からの委嘱では、技術的な事柄についての指導助言ということを委嘱されております。

○野村修也君 直属の上司というのは、やはり社長ということでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 社長から任命されておりますので、社長だと思っております。

○野村修也君 経営判断に極めて重要な影響を及ぼすようなことについては、やはり上司でありまして社長あるいは会長等に問い合わせをするというお立場よろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) 直接、ラインの業務そのものへの関与は、何か依頼があった場合ということになりますので、そういったことがあった場合には社長や会長にということになるかと思っております。

○野村修也君 わかりました。それでは、少しさかのぼりまして、二〇〇六年、二〇〇七年当時のことのお話を伺いたいと思っております。

その当時は、原子力の責任者をお務めになつておられたと先ほど御自身で御発言をされておられましたけれども、これはどういう御身分になつておられたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 原子力・立地本部長という立場でございます。

○野村修也君 この指揮命令系統はどのようになつておりますでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは、本部制でございますので、社長からの任命でございます。そして、原子力・立地本部門には六つの部がござ

います。それと、各発電所等がございますので、そういったものを統括する立場でございます。

○野村修也君 今、社長からの任命ということだったんですけれども、具体的に、立地本部長の方から経営のトップであります社長の方に上げるべき案件というのは、どのようにくられていたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは経営上の重要な課題、事柄ということになりますので、いろいろケース・バイ・ケースということになるんですけれども、基本的には常務会等の経営会議にかける案件もそれに当たりますが、そのほかに、必要に応じて、重要と思われることは会長や社長に報告したり相談したりするというのをいたしております。

○野村修也君 本日、私の方からは、震災対策とか防災といったようなことについての対応がどのように行われてきたのかということを中心に伺いたんですが、こういう事柄について経営のトップの方に相談をされたというような事実は、過去ございましたでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) いろいろな震災対策、あるいは、特に中越沖地震というのを経験いたしましたので、これにかかわるいろいろな対策等々、そのほかもござりますけれども、いろいろよく会長や社長には話をしたというふうに考えております。

○野村修也君 社長のみならず会長にもお話しになられたということですね。

○参考人(武黒一郎君) はい。これは事柄によりけりですけれども、会長にもお話を申し上げたことはあります。

○野村修也君 ありがとうございます。どうぞお座りください。

では、ちょっとこちらの資料をお渡ししたいんですが、こちらは政府の事故調の報告書です。これは私どもの方で白表紙にまとめておりますので、中身は全く一揃いのものでございますけれども、



も、こちらの中に武黒フェローのことが何度も言及されており、あるいは、御自身の部下の方々の行動とか震災対策について書かれていると思うんですが、これはお読みになられませんか。

○参考人(武黒一郎君) 完全に全部、隅から隅までというわけではないんですが、書かれているところについてはかなり目を通したつもりでございます。

○野村修也君 震災対策あるいは防災、そういったルールに対する準拠の部分を書きよう伺いたいんですけども、このことについて、この政府事故調で書かれていることの中で、明らかな事実誤認であるということ、ここで弁明されたいことはございますでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 事実ということについては、事実誤認だということには、もう少しよく見ないと、そういう意味で余り見ておりませんが、直観的にはそのように思っております。

○野村修也君 ありがとうございます。

それでは、ちよつと中身について具体的にお話を伺いたいんです。

まず、二〇〇六年の九月の十九日に原子力安全委員会におきまして、新耐震設計審査指針、新しい耐震設計審査指針というのが出てきたわけでございます。これはもう原子力の御専門でいらつしゃいまして、事故調のこの報告書を見ていただく必要はございませんので、御記憶でどうぞお答えいただければと思いますが、この新しい審査指針では、地震学の見地から、残余のリスクという概念が新しく出てきたと思うんですけれども、これはどういふものかというふうに御理解されておりますでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 一応、地震で設計基準地震動というのを定めまして、そして設備については、そういった設計基準地震動があつても安全上重要な設備が十分耐えるようにということが耐震設計の基本ですので、これは当然のことなんです。その上で、さらにどのようなリスクが残っているのかいないのか、こういったことを評価する

ということとは安全性をより高める上で必要なことだということ、そういった概念が言われているというふうには理解しております。

○野村修也君 そうですね。いわゆる、策定されている地震動を上回るような想定外の地震動というものも想定の中に入れて、そしてそれによって生ずるリスクというのをちゃんと検討した上で、それをどうすべきかというルールになっていったんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは実際の検討を具体化する中で考えることが多々あるだろうと思うんですが、一つは、想定を上回るような可能性というのがあるかというところがあると思つて、それから、そういった可能性について実際の重要な設備がどのように挙動するかということ、これらを総合して判断していくことになるんだらうと思つてます。

○野村修也君 ルール上は、恐らく、合理的に、実行可能な限り小さくしていけることが書かれていて、事業者であります東京電力がそれを、残余のリスクにたい応することがこの指針によって義務づけられていたという理解でよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) 義務づけられているというよりは、残余のリスクということが提起されておりまして、耐震バックチェックの最終報告の段階では、そういったものを含めて報告をしていくということが必要だと思つておりました。

○野村修也君 もちろん、耐震バックチェックというのは、過去にさかのぼつて、規制がそのままバックフィットされるわけではありませぬけれども、バックチェックという形で再評価をせよという、それはもちろん命じられている事柄でありまして、基本的には、過去のことを点検するというよりも、これから何が起るかということについて、やはり残余のリスクも想定した形で、早急に対応するものはないのかということ点検するんだと思うんですけれども、そういうことはされたということではよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) これは耐震バックチェックの進展で、実際その設計基準地震動を定め、その設備の耐震性の評価をするということがまず出発点でありますので、そういったことをしていった段階だと思つております。

○野村修也君 ただ、大変残念なことに、せつかく二〇〇六年の九月に、残余のリスクも想定して対応ということを政府の方で動きが出てきたんですけれども、二〇〇七年の七月には中越沖地震が起りましたね。このとき、柏崎刈羽の原子力発電所はどのようなダメージを受けられましたでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 発電所そのものの安全上、重要な設備については、特に大きな異常というのは、あるいは耐震上の重要な異常というものはなかつたと考えております。

しかし、周辺施設では、幾つか壊れたり、それから一部変圧器で、本体の変圧器ではないんですけど、黒い煙がテレビでも放映されましたので、皆様に大変御心配をおかけしたというふうに思っております。

○野村修也君 そのことは、本来であれば、想定していた地震動では予想されなかつたかもしませんが、せんけれども、残余のリスクも想定していれば対応すべきそういったようなものかということなんですか。それとも、それをもはるかに超えるようなことがあつたということなんですか。

○参考人(武黒一郎君) そこに使っております変圧器そのものは、安全上重要な設備に分類されていらないものでございました。そのために、変圧器本体と、それから建物本体との間をつなぐ連絡部分に、残余のリスクというものを検討する対象というふうには考えておりませんでした。

○野村修也君 しかし、本体ではないにせよ、周辺の機器にトラブルが起つたわけですが、このことは、その後の他の原子力発電所の施設設備等の改善あるいは対策に生かされていったというふう

に考えてよろしいでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) あの中越沖地震では幾つか教訓があつたと思つておまして、それを踏まえたいろいろな改善というのは行つておりましたし、特に今申し上げた変圧器の火災関係での不均衡沈下対策というのの中に入つております。

もちろん、安全上重要な設備そのものというよりは、緊急時対応という観点で、重要免震設備ですとか消火設備関係といった対応というのを強化いたしました。

○野村修也君 福島第一原発についても、そのような点検をされて、何か強化をされた形跡というのはあるんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) はい。まず第一に、重要免震棟というのを設置しました。ここは、危機管理のオペレーションセンターとなつております。それから、消火のための専任の自衛消防隊、消防車、それから地下に設けた消火水のタンク。それから、道路を……

○野村修也君 それは結構なんですけれども、周辺機器のトラブルですが、周辺機器について、例えば電源とかも含めて、そういったようなものについての地震対策として、何か対策を講じたことはあつたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 周辺機器。不均衡沈下というふうなことは、耐震バックチェックの対策工事の中ではやつて……

○野村修也君 福島はまだ耐震バックチェックはやつていませんので。

○参考人(武黒一郎君) 一部やつているものがあります。サポート強化などの工事は一部やつています。

○野村修也君 中間報告にも至っていない、バックチェックはやつていないという事実だと思つてます。

○参考人(武黒一郎君) いや、例えば、バックチェックそのものではないんですが、いろいろなダクト関係の、地下埋設構築物の周辺の地盤強化等といったことは既にやつております。

○野村修也君 地盤は結構なのですが、その周辺機器としての電源などについて、発電設備に火災等が一部起こったという事実があるわけですが、そういう周辺機器の総点検のようなことはされなかつたんですか。

○参考人(武黒一郎君) 火災関係の対応というのはやっておりますが、周辺機器の点検で、今先生の御指摘のような意味では、特に行っていないかっと思えます。

○野村修也君 耐震工事ほどまでやられたんですけど。

○参考人(武黒一郎君) 一部、配管等のサポートの強化、それから、先ほど申しました地下構築物の強化といったようなことは行っておりまして。

○野村修也君 私どもがちょっと調べさせていただいたところでは、耐震工用の予算として八百億の予算が福島第一原発に設定されているんですけども、履行された実績はゼロということになつてはいるんですが、何かやりましたか。

○参考人(武黒一郎君) 私が申し上げましたのは、その前の段階でやってきたものであります。耐震バックチェック用の予算ですから、一円も使っていないというところは、やっていないということじゃないんですか。

○参考人(武黒一郎君) ちよつと、後ほど確認いたしますが、既に始まつているというふうには理解しております。

○野村修也君 そうですね。では、確認の上で、また改めて御報告いただければと思います。では、ちよつと改めて、今度は津波のことをお伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

フェローが原子力の責任者をお務めになつておられたころ、津波のリスクについてはどのようにお捉えになつておられましたでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 津波については、押し波と引き波があるんですが、そのころよく言われて

おりましたのは引き波に対するリスクということ、こういうことも含めた検討をしていたと思つております。

○野村修也君 小名浜の海水域から何メートルぐらいの津波が来るというふうにお考えになつておられましたか。

○参考人(武黒一郎君) 私が承知しているのは、二〇〇二年の……

○野村修也君 その前で結構ですよ。二〇〇二年以降は対応されていませんので。

先ほどお話しをいたしました事故調のお話ですが、五・七メートルということになつておられると思つてよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) 五・七、その後六・一メートルということですよ。

○野村修也君 五・七メートルから六・一メートル。

今、二〇〇二年とおつしやられたのは、土木学会での検討が進んできて、津波についての議論が深化してきたということをお話しされたと思うんですけども、さらに二〇〇八年ごろ、今まさに耐震バックチェックとの関係で、明治の三陸沖地震、そのときの津波はどこにでも起こるんじゃないかという議論が出てきたことがあつて、社内でもっと高い津波が起こるのではないかと、ということが検討されていたと思うんですけども、そのときに出ていた数字というのはどのぐらいのものなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 私の記憶しているのは、それについては、三陸沖というモデルを使った計算ということですが、何通りも振つた計算の中で一番高い数字は、十五メートル程度があつたというふうには記憶しております。

○野村修也君 そうですね。十五・七メートルだと思ふんですけども、この十五・七メートルという津波が来るかもしれないと思つて対策を講じておくということが、なぜ東京電力の中では行われなかつたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) まず、今回、今御指摘の

計算そのものが波源を三陸沖にしているということ、これについては、当該の、その福島の発電所の場合には福島沖ということが想定されなければいけないので、波源が違うということ、そして、設計基準にするにはそれなりの、土木学会等による審議で波源モデルを確定するということが必要ということもその判断にあつたというふうには思ひます。

○野村修也君 今おつしやつておられたのは、結局、そんなに全域に同じような津波は起こらないだつていうお考えで、本当に自分の、問題とかというのを調べていたということよろしいんですか。

○参考人(武黒一郎君) 二〇〇八年には耐震バックチェックということになつておりましたので、こういった地震本部の長期評価によるものだと思います。

これも決定論的に、どういふ津波に至るかという評価をすることは必要だといふふうに考へて、ただ、それをやるに当たつての、今先生からもお話がありました波源をどうするかということ、とをしない設計基準となるものが明確にできないということでもあります。

○野村修也君 ちよつと一般にお話を伺いたいんですけど。

そのときに、一方で、可能性として十五・七メートルの津波が来るかもしれないということ、専門家が言っているわけですよね。有識者にヒアリングをされていますから、有識者の中にそういうことを言っておられる方がいる、その対応を苦慮されておられたというふうには政府事故調の報告書に書いてあるわけですから、一方で、そういうことが指摘されている中で、他方で、本当に起るかどうかもっと精査しろといふふうに考へて、堆積物の調査をされているわけですよね。つまり、本当に過去にそういう津波があつたのかどうかを調べることを、その周辺で起こつたかどうかを調べることをやられているわけですけども、こ

れは一体、何がはかりにかかつているんですか。

○参考人(武黒一郎君) 私が聞いておりますのは、社内の自主的な評価で、三陸沖のモデルを使ってやつた評価で十五・七メートルとなると。これは、実際に担当した専門家、私は社内では最もそういった意味では経験も知見も高い専門家だと思つておりますが、彼らも、これがすぐに対策を考へるものになるのだといふことは言つておられませんので、むしろ、まず実際に、貞観津波の痕跡もそうなんですが、そういうことをよく確かめるといふことが先決だといふことです。

○野村修也君 それは結構なんですけれども、この間来ていただいた武藤さんと、それから吉田所長のことをおつしやつておられたらと思つても、けれども、部下でいらつしやつたから、その方々から報告を受けて御相談をされていると思うんですけど。

一方で、こういう津波があるんだつたら、それに対応する、防護するといふのも一つの選択肢だと思ふんですが、それが本当に起こるかどうかを吟味してから防衛策を講じるというの、他方において、一体なぜそういう検討をしなければいけないんですか。

○参考人(武黒一郎君) これは、耐震バックチェックの中では、貞観津波の件ですとか、それから福島県沖の海溝沿いで起きることを想定した方が望ましいと言われている評価、こういったものも含めて、対策の要否も含めて対応するといふことが必要だといふことであります。

○野村修也君 要するに、対策の要否を検討しているわけで、私も中に入らせていただいて、東電さんに行かせていただいておりますけれども、そこである程度の資料を拝見していますが、リスクマップといふのをいつもお書きになつておられますね。経営マターとして、経営判断にそれを付しておられるわけですよ。実際には津波が来るかもしれないという確率は非常に低いけれども、来たときには大きなリスクだといふことはその表の中

に載っているわけですよ。

それを、他方において、そのリスクを認識しながら対策を講じないというのは、一体なぜそういう経営判断が起るんですか。

○参考人(武黒一郎君) リスクというものの取り扱いの意味だと思いますが、このリスクというのは、実際にそういう津波が来る、来ないというリスクということではなくて、津波対策についてどのような対応をするかということにかかわることも含めたりリスク、こういうふうな扱いになってい

たと思っております。  
○野村修也君 となりますと、津波対策で当然かかりますのは費用ということになりますので、相当程度の費用がかかるということが一つの判断材料になるということなんですね。無駄なお金はもちろん使えませんが、そういう判断でよろしいですよ。

○参考人(武黒一郎君) 無駄なお金とは思いません。津波対策で、根拠が明確で、やるべきことに合理性があれば、当然これはしていくというのが必要なことだと思います。  
○野村修也君 そうですね。考え方としてはいろいろあると思うんですけども、例えば津波が来ないということがはつきりしたのでやらなかった、そういうことになったわけなんですか。

○参考人(武黒一郎君) 津波が来ないというか、実際に津波が来る切迫性が高いかどうかということについては否定的な考えでありました。  
ただ、その来る、来ない、想定する、しないということも含めて土木学会での審議ということをお願いしておりますので、それはその土木学会での審議の進展によるというふうに考えております。

○野村修也君 今土木学会での決定論的なアプローチのことをおっしゃっておられると思うんですけども、そういう考え方というのは震災対策として世界では一般的な考え方なんでしょうか。  
○参考人(武黒一郎君) 実際に、対策として、決定論的な考え方で、それからもう一つは、確率論

的な扱い方というのはあると思うんですけども、確率論的な扱いというのは、いろいろな検討はされておりましたし、私も積極的に取り組んでいたつもりではありますけれども、その対策とか評価というところにつなげるだけの進展というのにはなかなか得られていなかったというふうな考えますので、対策を考える、あるいは評価をするということについては決定論的な扱い方になるというふうな思っております。

○野村修也君 ただ、I A E A などでは、一万年に一回起こる程度のものであっても対応せよというふうな考え方にも至っていたと思うんですけども、そういう決定論的なアプローチということになりますと、むしろ、例えば土木学会の人たちが何を言うかということによってその対策が決まってくるということになってしまいかと思うんですが、可能性のあるものについて確率的にアプローチしていく、そういう御判断は東京電力の中にはなかったということではよろしいでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 可能性については、評価をしている段階では、現実的な津波の切迫性ということについては否定的な考え方でありました。  
○野村修也君 この当時のことについて、政府の事故調、ちよつとお手元の三百九十七ページを開きいただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

この三百九十七ページのところ、今まさにここでずっと議論させていただいて、平成二十年当時、十五・七メートルの津波が来るかもしれないということはどう取り扱うのかということ社内ですつと検討されてきた最終的な結論として、この三百九十七ページの下から六行目のところに、いろいろとまとめた最後に、可能性は少ないんだから対応しないということを決められたわけなんですけれども、決めた最後に、「土木学会の委員を務める有識者に前記方針について理解を求めることが、東京電力の方針として決定された。」と書かれているんですが、これは間違いですか。

か。

○参考人(武黒一郎君) この①から④に挙げられているものについては、実際に報告を受けましたのは土木学会に審議を要請する直前だったと思うんですが、その内容としましては、①と、それから②、③ということについては承知しておりますけれども、④についてはちよつと私記憶にございません。

○野村修也君 そうですか。  
確かにおかしいですよ。土木学会の人たちに客観的に決めてもらっているから決定していただいて従うんだというお話をずっとされているわけなんですけれども、東京電力の方針は、その土木学会の委員に働きかけをするというふうな書いてありますよ。

○参考人(武黒一郎君) これは私の理解ですが、①、②ということについては、それを実行する、つまり土木学会の審議をお願いして進めていくということの話だということに理解しております。  
○野村修也君 「前記方針について理解を求めるといふこと」ですと、①、②、③、要するに簡単に言えば、十五・七メートルの津波というのは、可能性としては示されたものの、確率的にも相対的に低い、また、それに対する経営判断としても、やはり高額な対策費を講ずるまでには至らないという決定をされているわけですよ。そこで、その決定について土木学会の委員に対して前もって理解を求めようという趣意を言っているわけなんですけれども、それは違うんですか。

○参考人(武黒一郎君) ①を読みますと、土木学会に検討してもらい、しっかりと結論を出してもらう、そして対策が必要であれば行うということですから、対策を行わないという判断が前提になつておられると思っております。  
○野村修也君 いや、「耐震バックチェックは、当面、平成十四年の津波評価技術に基づいて実施する」ということですから、二十年以降の基準はやらぬ、その前記方針について有識者に理解を

求めるということなんじゃないんですか。

○参考人(武黒一郎君) 耐震バックチェックは③としてやっていくわけですが、並行して①、②を取り扱っていくことなので、その①、②の内容、結果によつて……

○野村修也君 ですから、しっかりとした学会での検討が出たかのようにするためには、委員の中には違った意見の人もいますので、あらかじめその方針について理解を求めましょう、そういうことじゃないんですか。  
○参考人(武黒一郎君) そういうことではないと思います。

○野村修也君 そうですか、わかりました。  
その次のページを見ますと、これらについては、武黒本部長へ報告がなされ、同本部長からは特段の指示もなく、前記方針が追認されたということになっていますが、この事実を確認されて、よろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) 二十年八月までということの段階だと、私は、武藤か吉田か、どちらかちよつと明確には覚えておりませんが、口頭でこういつた検討をしているという趣旨の報告はあつたやに覚えております。  
その後、先ほど申しました土木学会に公式に依頼する際に、恐らく吉田だったかと思いますが、ちよつと記憶がはつきりしませんが、簡潔な書類でもって内容の報告があつたと記憶しております。

○野村修也君 わかりました。  
では、ちよつと改めて別な観点、津波の観点は終えさせていただきます、深層防護とかシビアアクセシビリティに対する対策についてお伺いしたいんですけども、この深層防護という考え方に對して、原子力の安全対策として、東京電力はどのように取り組んでおられたんでしょうか。  
○参考人(武黒一郎君) 深層防護という点では、五つのレーヤーがあるわけですが、特に最初の二つ目から三つ目というのは大変重要な、これがまずあつて、それによつて四つ目、五つ目のレー



ヤーに対する負荷を減じることができるといふことでもあるので、事故の発生防止、そして拡大防止、それから緩和といったところについては特に注意を怠りませんでした。

○野村修也君 しばらく前に当委員会において班目原子力安全委員長が、世界では今おっしゃられた五層というのが基本であるけれども、日本では三層しかしていなかったことを発言されているわけなんです。

東京電力としては、この残りの二層というのは何と何なのでしょうか。具体的にもう少し教えていただいていいですか。

○参考人(武黒一郎君) 最初が事故の発生防止で、その次は事故の拡大防止、それからその後は緩和、いわばそこまでがアクシデントマネジメントも含めた方策だと思えますが、その上で、今度は、私の理解では、防災的な観点での事故の緩和ということに移るといふふうに考えております。

○野村修也君 シビアアクシデント対策であるとか、あるいは放射線が漏れてしまったときにその被害が拡大しないようにするというようなこと、そういったようなことですか。

○参考人(武黒一郎君) そういったことは当然だと思っております。

○野村修也君 これが世界の五層なわけですけれども、日本は三層しかやっていなかった。東京電力も、この三層で十分だったというお考えでよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) 今回の事故という状況に直面しますと、やはり事故の発生防止という観点からつなげてくる一層目、二層目、三層目というものと四層目とはちよつとその様相を異にして、これは災害防止あるいは災害防衛といえますか、そういう新たな観点で取り組むべきことだといふのは、今大変痛感しているところでございます。

○野村修也君 それは、原子力保安院の方がそれを特に命じなかったからやらなかったという理解でよろしいんですか。

○参考人(武黒一郎君) これは命じられる、られないというよりも、今私が申し上げたことについては、これまでの取り組みの基本が、事故の発生防止ということを最大に考えて、その上で二層目、三層目という取り組みだったので、四層目というのを、災害防衛、事故があつても重大な災害に至らせないというところの観点はまだ十分に行動レベルに至つていなかったといふふうに思っております。

○野村修也君 それは、結局、事故が起こつたらもう住民は諦めろ、そういうお考えだったということですか。

○参考人(武黒一郎君) 決してそのようなことは考えておりません。むしろ、三層目までの対策というのは、発電所の中での対策として事業者が考える上では必要なことですので、これは確実に行つておりますので、これと連動していくといふふうに考えておりました。

○野村修也君 ちよつとわかりやすい考え方でいけば、例えば車なら車を運転していて、車で事故を起こさないように起こさないようにということばかりを訓練していた、でも、自動車学校に行けば、事故は必ず起こるものというのを前提にして、事故が起こつたらどうやって救助するのかとか、ひき逃げをしてはいけませんよとかというの、もう当たり前のように決まっていますよね。そこは何にもやっていなかったということではよろしいんですか。

○参考人(武黒一郎君) いや、決して何にもというつもりはございません。事故が起きた場合の対策というのは、手順書にしろ、教育訓練にしろ、あるいは訓練にしろ、行ってまいりました。

○野村修也君 ただ、そこは十分だったとは言えないという理解でよろしいですね。

○参考人(武黒一郎君) その時点でやれることは、きちつとやっていったと思っております。

私が申し上げたかったのは、今回、実際の対応をしていく上で必要だったいろいろな資機材や装

備といったものを考えますと、これまで想定していなかったようなことがあつた場合に対応する上での柔軟性ですとかその実効性が高いということ、そういった観点で、災害防衛という別なアプローチというのが必要だといふふうに思っているということでもあります。

○野村修也君 私が頭が悪くてちよつと理解ができないうんと思うんですけど、今事故が起こつて足りなかったことがわかっているのに、その当時は十分だったといふのは、どうしてそういう評価になるんですか。

○参考人(武黒一郎君) 事故が起きて足りなかったといふのは、全電源の喪失、直流も含めての喪失の話と、それから冷却能力の話だと思うんですが……

○野村修也君 どうやって事故が起こつたかを聞いているんじゃないんです。事故が起こつた後の対策といふものについて、非常に不手際が目立っているわけですよね。そのことについて十分だったかどうかといふのは、何が原因で事故が起こつたかといふことを聞いているんじゃないんです。今回の事故がもつたに想定されなかったもので起こつたといふのを幾ら言い続けても、それは結構なんです。だけれども、事故が起こつた後の対策について考えが及ばなかったといふのは、それはどんな形態で事故が起こつたかといふことは関係ないんじゃないんですか。

○参考人(武黒一郎君) どんな形態で事故が起きたかといふことの帰結として今回の問題があつたと思っておりますので、そのことを申し上げたかったわけでありませぬ。

○野村修也君 いや、ですから、事故の原因を聞いているのではなくて、事故の対策、四層目、五層目についての対応がやはり不十分だったと先ほどおっしゃられたわけですよね。それは、当時から不十分だったといふことなんじゃないんですか。

○参考人(武黒一郎君) 当時、三層目までの対応ということによつて事故の発生、拡大、緩和とい

うのが十分図れるといふふうに思っております。

○野村修也君 ということは、三層までやれば、住民の避難、例えば放射線が出た後の対策とかそういうものについて、それはもうやらなくてもいいということだったんですか。

○参考人(武黒一郎君) 私が申し上げたのは、発電所の中の対応の話でございます。今先生がおっしゃっておられるのは、むしろ原災法として発電所の敷地外の地域の皆様の安全を確保するという観点だと思つてます。その意味では、四層、五層も含めた対応といふのは重要だと思つてます。

○野村修也君 ということは、整理すると、事業者としては三層までやっておけばよいという考えで、四層、五層については政府がやるべきだった、そういう理解でよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) そこまで明確に分けた考えではありませんでしたけれども、原災法の規定されている役割といふことから考えると、先ほど申し上げたようなことだったと理解をいたしております。

○野村修也君 ということは、東京電力の原災法に対する理解としては、事業者の方に義務づけられているのは一応三層までだった、当時はそういう理解で、それだからこそ、当時の対応は十分だった、そういう理解でよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) 三層までだと限定をしたということではないかもしれませんが、当時考えていた防災対策、あるいはその前の事故発生防止、拡大防止、緩和対策、こういふものは、その時点で、災害防止という点でも十分役に立つといふふうには考えておりました。

○野村修也君 では、当時は、政府が求めていた以上の対策は、東京電力としては、三層以上、四層、五層についても対応していた、そういう整理ですか。

○参考人(武黒一郎君) 特に五層になりますと、事業者でできるかどうかといふのは限りがあるうかと思つてますので、その意味では、事業者と

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

して原災法の趣旨も含めて対応してきたつもりであります。

○野村修也君 わかりました。

四層目を原災法上、事業者の義務にするかどうかというの、ずっと長年の懸案事項でしたよね。

○参考人(武黒一郎君) これは、いろいろな議論があったというふうに思います。

○野村修也君 どういう議論があったんですか。

○参考人(武黒一郎君) 恐らく、例えばシビアアクシデントあるいはアクシデントマネジメントについての、規制要件化するかといったことも含めての議論だと思っております。

○野村修也君 それに対して東京電力は、ぜひ義務化しようというお立場でしたか。

○参考人(武黒一郎君) 必ずしもそうではありませんが、義務化ということ、規制化ということについては、二つ側面があると思っております。

一つは、規制化というのが好ましくない方向に行けば、必ずしも必要でないようなことまでいろいろな形で枠をはめられて柔軟な対応がしにくくなる。一方、規制化というのは、逆に、いろいろな立場の方の御議論を経て、対応についての深化が図られるという側面もあると思っております。そういった事柄について、どのようにして実際のアクシデントマネジメントの実効性を高くしていくかという観点で考えることが大事だということだと思います。

○野村修也君 私どもの承知しているところでは、保安院は、四層目でありましてシビアアクシデントについては、原災法の中に義務化をしたいというお考えであったことははっきりしているわけなんですけれども、それに対して、東京電力を中心とされる電力事業者の皆さん方は、今おっしゃられたような形のことで反対をされていたというふうに理解してよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) 反対というのは、私が今ほど申し上げました前段の部分での懸念という意味のことだと思います。

○野村修也君 そのよからぬことというのは、どういうことがよからぬことなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは、アクシデントマネジメントがどうかということでは必ずしもありませんが、規制というのは非常に実効性が大事だと思っておりますので、規制のための活動という形になってしまつと、本来の規制が持っている役割ということからしても問題になると思っております。

○野村修也君 わかりました。

○野村修也君 ちょっと長くなくて恐縮なんですけれども、もう少し別なことをお伺いさせていただきたいんですが、一九九七年当時に、フェローはどういうお立場におられましたでしょうか。御記憶があれば教えてください。

○参考人(武黒一郎君) 恐らく、柏崎の建設所の副所長か、本店の部長だったと思えます。

○野村修也君 どうでしょうか、九七年は。

○参考人(武黒一郎君) 九七年は部長ですね。

○野村修也君 原子力管理部長でいらつしやいますね。

このころ、炉内の構造物の交換プロジェクトというのがあったかと思うんですけども、このことは御記憶になっておられますか。

○参考人(武黒一郎君) 福島第一のシュラウド取りかえだと思えます。

○野村修也君 九七年の。

○参考人(武黒一郎君) ちょっと年数は覚えておりません。

○野村修也君 シュラウドの取りかえはあれじゃないですか。九四年にシュラウドのひび割れが発見されていますけれども。

○参考人(武黒一郎君) そのころ、シュラウド取りかえ工事をやっていたということは記憶しております。

○野村修也君 そうですか。

今、シュラウドの話が出てまいりましたけれども、シュラウドのひび割れというのが発見されたのは九四年だということでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 申しわけありません、ちょっとそこは記憶しておりません。

○野村修也君 このころ、シュラウドのひび割れというのは社会問題化していたと思うんですけども、一般の国民も知るところになっていた。その理由というのは、シュラウドのひび割れがアメリカでもたくさん発見されていたということがあったと思うんですが、それは間違いなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) シュラウドのひび割れが社会問題化したというのは、私の記憶では二〇〇一年だったと思います。データ改ざん問題だと思えます。それ以前には、技術的には、ステンレス鋼のひび割れの問題として対応を急いでいた時期だったと思えます。

○野村修也君 これは、当時、第一原発の二号機でシュラウドのひび割れが発見されていたと思うんですけども、それ以外の号機については、その時点においてどのような報告をされていたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) ちょっと明確に記憶しておりませんが、各号機とも、定期点検のときに、どの程度だったかちょっと覚えておりませんが、点検をして、そして異常の有無を国にも報告していたと思えます。

○野村修也君 そうですか。

それは、一九九四年の段階で報告されておりましたか。

○参考人(武黒一郎君) 失礼しました。私は、九四年の段階は関係しておりませんでしたので記憶しておりません。

○野村修也君 そうですか。

これはもう客観的な事実ですので間違いがないと思えますけれども、二〇〇二年になってから、二号機以外のごとくにひび割れがありませんという報告は間違いでしたというふうに訂正の報告をされていると思うんですけども、それはそれでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 二〇〇二年かどうかも

ちよつと。たしか、シュラウドのひび割れの問題は、あれは二〇〇一年に露呈した問題だと思うんですけど、その時点から調査をしたということかもしませんが、二〇〇二年かどうか、よく記憶しておりません。

○野村修也君 そうですね。報告は二〇〇二年、二〇〇一年に発覚しましたので。

結局、先ほどもまさに、私が社会問題化していったねと言つたのに対して、それは後から社会問題になりましたとおっしゃられた、その事柄を今また改めて御説明いただいたんだと思うんですけども、二〇〇一年の段階でその問題が、いろいろな問題が表面化してくる中の一環として、九四年の報告が不十分だったということが明らかになったんですね。

○参考人(武黒一郎君) 九四年の報告を私は全く記憶しておりませんが、それ以前の報告にいろいろと改ざん等があったというふうに理解しております。

○野村修也君 そうですか。

今のような形のこと、今改ざんというお言葉が出てまいりましたけれども、この改ざんが明らかになったきっかけというのは東京電力が自主的に点検したことがきっかけだったんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 改ざんそのものの事実については、たしか米国のGE社の技術者の方から問題提起があつて、それを踏まえての調査だったというふうに思っております。

○野村修也君 GEの方のいわゆる内部告発というのはまた別にあるわけですけども、それがきっかけとなつた後、過去にさかのぼってさまざまな隠蔽事実が出てきたわけですね。そのことを、東京電力は、これは大変だということでも自主的に報告をされたんですか、それともGEから強く報告すべしというふうに言われたんですか。

○参考人(武黒一郎君) ちよつと私、その経緯を余り正確に理解しておりませんが、GE社からそういう提起があつて、その上で社内調査をして、そして国に報告したというふうに理解しております。

す。

○野村修也君 では、もう一度事実関係の確認などですけれども、GEの社員が内部告発をして隠蔽が表面化したのは二〇〇二年の話ですよ。これは別な事件ですよ。

○参考人(武黒一郎君) 済みません、私は、それは二〇〇一年のデータ改ざん問題を公表する前に、GEの技術者から提起があって、それで社内調査をしたというふうに理解しております。

○野村修也君 社内ではそうだったということですね。

○参考人(武黒一郎君) いや。

○野村修也君 先に報告されたんですか。

○参考人(武黒一郎君) ええ。社内の独自の調査委員会が設置されて、評価をして、報告をし、その後もまた引き続き調査を続けたということだと思っております。

○野村修也君 九七年の段階で、ちよつと戻って恐縮なんですけれども、最初に出てきました九四年のシユラウドのひび割れというのを、炉内の構造物の交換プロジェクトをやっている中でそういう問題点というのは発見されたりとかしなかったんですか。

○参考人(武黒一郎君) 私は、炉内構造物の取りかえのプロジェクトそのものは直接見ておりませんでしたので、それ以前の点検も含めて、もう一回調査報告書を読めば思い出せるかもしれませんが、ちよつとよく理解しておりません。

○野村修也君 ちよつともう一回。

皆さんが聞いておられても、言っている方もわかりにくいかもしれないので、理解しにくかったかもしれません。九七年は原子力管理部長さんでいらつしたんですね。その原子力管理部長さんで、最初お尋ねしたときに、炉内構造物交換プロジェクトをやっておられた、そういう説明でしたか。

○参考人(武黒一郎君) 私がプロジェクトをやっていたわけじゃないんですが、炉内構造物の取りかえという工事そのものはやっております。

○野村修也君 責任者ではなかったですか。

○参考人(武黒一郎君) 直接の担当者ではございません。

○野村修也君 もちろん、御自身でそれを点検するというのを言っているのではなくて、責任者ですから、当然上がってきていますよね。

○参考人(武黒一郎君) もちろん、発電所で責任を持ってやっていた工事ですが、結果の報告は本店にも参りまして。

○野村修也君 そうですね。

そうだったときに、九四年のころにひび割れがあったんですが、これはもう明らかになっている事実ですけれども、全ての号機に、ほかの号機も含めて、二号機以外にもひび割れがあったわけですよ。ところが、二号機だけを報告したわけですよ、国に。

それで、後から、二〇〇二年になってGEの方から言われるまでの間に、自分たちの方からシユラウドのひび割れの報告漏れがありましたということ。それを言うチャンスは幾らでもあったと思うんですよ。その一つのチャンスとして、炉内の構造物の交換プロジェクトをやっているわけですから、このプロジェクトをやっていたら必ずひび割れはわかるわけですよ。

それが上がってこなかったというのは、現場の人が隠蔽していたんですか、それとも武黒さん自身それが報告する必要がないとお考えになっていたんですか。

○参考人(武黒一郎君) それはありません。

交換プロジェクトは、それまであったシユラウドを切り取って外して新しいものに取りかえるプロジェクトですから、その時点でひび割れがあったという話は記憶にございません。

○野村修也君 では、現場の人が仮にわかったとしても、そのことは上がってこなかったか、あるいは炉内構造物の交換プロジェクトだけをやっている、ほかのところについては全く目も触れることなく、ひび割れを発見するようなことは一切なかった、そういうことなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) ちよつと正確に覚えておりませんが、炉内構造物の取りかえの中のひび割れの報告はなかったというふうに思っておりますし、それから、そのほかのシユラウドの点検では、結果についての報告はあったというふうに思っております。

○野村修也君 ちよつと技術的に私は素人だからわからないんですけど、シユラウドの交換プロジェクトというのをやっているのに、ひび割れというのとはわからないものなんですか。

○参考人(武黒一郎君) 交換というのは、先ほど申しましたが、今あるものを切り取る作業でありますので、それを切り取った後は廃材にするという事です。ひび割れというのは、ステンレス鋼の応力腐食割れというの表面ではなかなか見にくいぐらいの傷でありますので、そういう意味でもわからなかったのだらうと思っております。

○野村修也君 では、この交換プロジェクトというのは、何か原因があって交換しているのじゃないかと、ひび割れていようといまいと全部交換していたということなんですか。

○参考人(武黒一郎君) 私の理解では、ひびがあるからというよりも、304というステンレス鋼はひび割れを起こしやすいタイプなので、起きにくい316系のステンレス鋼に取りかえるということで始まったプロジェクトでありました。

○野村修也君 ということは、ひび割れがなくても全部取りかえる、そういうプロジェクトだったんですか。

○参考人(武黒一郎君) これはそういうことだと思っております。

○野村修也君 では、実際にひび割れがどのぐらいあったかということとは全く点検しなかった。

○参考人(武黒一郎君) 特に点検したというふうには聞いておりません。

○野村修也君 では、何で二〇〇二年になってからあれは間違いでしたと報告しているんですか。

○参考人(武黒一郎君) それは恐らく、取りかえプロジェクトの話のちよつとわかりません

が、古い、既設の、今ついているシユラウドの点検の結果ではないんでしょうか。

○野村修也君 いえいえ、一九九四年の段階でひび割れがたくさんあったわけなんですけれども、二号機だけひび割れていますというふうに報告していたんですね。それを間違いましたというふうには後から訂正をされて、この時点ではほかのものにもひび割れがありましたということ報告されているわけですよ。

報告したということは、その時点で、少なくとも二〇〇二年の段階では、一九九四年以降の段階でシユラウドにひび割れがあったということは確認していたということなんですよ、東京電力で。

○参考人(武黒一郎君) そうだと思えます。

ですから、それは取りかえプロジェクトではなくて、取りかえていないプラントのシユラウドの点検の結果だと思えます。

○野村修也君 では、取りかえるよりも前にそのことはもうわかっていたということなんですか。

○参考人(武黒一郎君) 取りかえる前にわかっていた人がいたということだと思えます。

○野村修也君 そういうことですね。

○参考人(武黒一郎君) はい。

○野村修也君 シユラウドを取りかえるときに、どこかにひび割れがないかどうかというのは、そういう社内資料というのは取り寄せないんですか。それは、ひび割れているからこそ取りかえるのであって、ひび割れていないものだけ取りかえているんですか。

○参考人(武黒一郎君) 私がそのころ知っていたのは、ひび割れがあったということはあったと思うんですが、それは既にも公表されていたものだと思うんですけども、そういうことがあるので取りかえるということで行われていたプロジェクトだと思っております。

○野村修也君 なるほど。わかりました。先ほどもちよつとGEの話が出てきたんですが、またちよつと話が、時間が移行しますけれども、



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

二〇〇二年に、GEがデータ改ざんについての内部告発をされましたよね。このときには、武黒さんは何のお立場に立っておられたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 私は、柏崎刈羽の所長をしていたと思います。

○野村修也君 このことを最初に聞いたときには、どういふふうな御対応をされましたか。

○参考人(武黒一郎君) GEのデータ改ざん問題、非常に驚いたというのが記憶にあります。

というのは、発表されたのが八月の二十九日だったというふうに思っております。このときに、出た内容というのが非常に多岐にわたっていたので、大変驚いたと記憶いたしております。

○野村修也君 この二〇〇二年の段階で、GEの社員の方がデータ改ざんを告発されたとき、そのときは、このデータ改ざんの事実、東京電力の方は一切把握されていなかったというところでよろしいでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 二〇〇二年の八月の報告の時点で、先ほど申しました社内の独自の調査委員会が、ヒアリング等をして内容の確定したものを報告したというふうに思っております。

○野村修也君 とすると、内部告発がなされなくても、東京電力の方は自分たちでそれを公表する予定だったというところでよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) その内部告発と、それから調査委員会ということについては、私は柏崎の所長をしておりまして具体的に経緯を目的前にしていたわけじゃないんですが、その内部告発があって、そしてそれを契機として社内の調査委員会ができた、こういうふうに思っております。

○野村修也君 ちよっと私の質問の仕方が悪くて、なかなか皆さんにも伝わっていない部分があるのかもしれないんですが、結果的にはこういう隠蔽の事実が積み重なってきているわけなんですけれども、これはどういふところに原因があつて起こったというふうにお考えになりますか。

○参考人(武黒一郎君) これは、たしか社内調査の報告の中でも言われていたと思いますけれど

も、傷そのものが、当時、安全上重要な問題ではない、けれども、それが公表され露呈すると、いろいろとやらなければいけないことが多くなる、あるいはプラントの運転等に影響を及ぼすということを懸念して、安全上問題がないということ自分たちで処理をしようとしたということがあつたというふうな理解しております。

○野村修也君 そういうお考えもわからなくはないんですけども、二〇〇七年の三月のことなんですけど、私も国民が非常に驚いたことに、一九七八年の十一月に、福島原発の第三号機において、実は日本で最初の臨界事故が起こっていたということが初めて公表されたわけですよね。このことは、一体なぜこんなに長い時間隠されていたのでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは、今までお話のあったデータ改ざん問題の後、もう一度こういうことを洗い直せという御指示があつて、社内総点検をしてわかつたことだつたと思います。

臨界事故が当時あつたわけですが、そのことについての重大性ということ、それから報告制度についての理解といった問題があつたと思います。

○野村修也君 ということは、臨界事故は余り重大ではないというふうにお考えになつていたということですか。

○参考人(武黒一郎君) 会社として重大でないと考えたわけではなくて、その当事者の認識と、それから報告制度についての認識の問題だつたと思います。

○野村修也君 臨界事故であつたとしても報告しなくてもいいと理解していたということですね。

○参考人(武黒一郎君) 恐らくそうではなくて、臨界があつたということは理解したんだけれども、それを報告しないで処理をしたということだと思っております。

○野村修也君 では、ちよっと別な話を伺わせていただきますと思うんです。

規制官庁との関係についてなんですけれども、武黒フェローは、原子力安全委員会の特別専門員

というのになつておられたんじゃないかと思うんですが、これは、いつごろ、また、いつぐらいまで在籍されておられたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 保安院さんの審議会の委員をやっていた記憶があるんですけど、安全委員会の特別専門委員会というのは、ちよっと記憶が調べたいと思います。済みません。

○野村修也君 そうですか。

保安院の審議会でも結構ですけども、そういったような規制をする方の側に、規制される方の側のトップが参画しているというのは、やや違和感があるんですけども、それは余りお感じにならないんですか。

○参考人(武黒一郎君) そういったこともありますので、正式の委員という立場ではなくて、特別とか専門員とかということで、議決には加わらないで、議論への参加あるいは説明といったことをする立場だつたと理解しております。

○野村修也君 定期検査というのをごいいますよね。この定期検査の間隔というのは、大体どのくらいのものになつていたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これまでは、電気事業法の規定によつて十二カ月ごとということになつておりました。

○野村修也君 これは重要な規制の一つだと思つておられますでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 設備というのはきちんとして保守をするということ、保守をするというのは設備の状況を把握して必要な保守をするということ、それから一方、設備というのは適正な間隔で運転をするということ、この両方が整合的に行われることだと思つておりました。したがつて、十三カ月と機械的に決めるといふのは、必ずしも必要ないというふうにお考えしております。

○野村修也君 ということは、場合によつては、安全性が確認されている以上は、十三カ月よりももっと長い間隔のスパンをとつて、点検の間隔を延ばすということも合理的だということをお考えだつたのでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 要するに、設備の健全性を確認できるということがまず第一に必要なことだと思つています。そういったことをやっていく上で必要な間隔というのを決めていくということ、機械的、一律に十三カ月という必要はないと思つておりました。

○野村修也君 そのようなことは、どこかで御発言されたことを御記憶ありますか。

○参考人(武黒一郎君) これは、保安院さんの検査の在り方検討会で何回か御説明した記憶がございます。

○野村修也君 それはやはり、政府の規制に対する電力事業者側の考え方として、一応決裁をとつての御発言なんですか、それとも個人の御発言ということなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは、電気事業会として、そういった対応をさせていただきました。

○野村修也君 わかりました。

最後に、耐震バックチェックについて若干お話を伺いたいです。

耐震バックチェックについては、先ほど、少しはやられているというふうなお話が実はあつたんですが、バックチェックそのものはもちろんあれなんですけど、耐震補強工事の方の進捗はゼロということではよろしいですね。

○参考人(武黒一郎君) 先ほどちよっと、バックチェックと補強工事をご混淆してしまいましたので後で整理させていただきますと思いますが、補強工事は、耐震バックチェックの前の段階で既に一部始めておりましたし、バックチェックと並行してやれるものはやっていたというふうに思っております。

○野村修也君 わかりました。

ただ、福島原発は、今日に至るまで、まだ新しい耐震基準に基づくバックチェックは終了してないという理解でよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) はい。最終報告、終了い

○野村修也君 そのようなことは、どこかで御発言されたことを御記憶ありますか。

○参考人(武黒一郎君) これは、保安院さんの検査の在り方検討会で何回か御説明した記憶がございます。

○野村修也君 それはやはり、政府の規制に対する電力事業者側の考え方として、一応決裁をとつての御発言なんですか、それとも個人の御発言ということなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは、電気事業会として、そういった対応をさせていただきました。

○野村修也君 わかりました。

最後に、耐震バックチェックについて若干お話を伺いたいです。

耐震バックチェックについては、先ほど、少しはやられているというふうなお話が実はあつたんですが、バックチェックそのものはもちろんあれなんですけど、耐震補強工事の方の進捗はゼロということではよろしいですね。

○参考人(武黒一郎君) 先ほどちよっと、バックチェックと補強工事をご混淆してしまいましたので後で整理させていただきますと思いますが、補強工事は、耐震バックチェックの前の段階で既に一部始めておりましたし、バックチェックと並行してやれるものはやっていたというふうに思っております。

○野村修也君 わかりました。

ただ、福島原発は、今日に至るまで、まだ新しい耐震基準に基づくバックチェックは終了してないという理解でよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) はい。最終報告、終了い

○野村修也君 そのようなことは、どこかで御発言されたことを御記憶ありますか。

○参考人(武黒一郎君) これは、保安院さんの検査の在り方検討会で何回か御説明した記憶がございます。

○野村修也君 それはやはり、政府の規制に対する電力事業者側の考え方として、一応決裁をとつての御発言なんですか、それとも個人の御発言ということなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは、電気事業会として、そういった対応をさせていただきました。

○野村修也君 わかりました。

最後に、耐震バックチェックについて若干お話を伺いたいです。

耐震バックチェックについては、先ほど、少しはやられているというふうなお話が実はあつたんですが、バックチェックそのものはもちろんあれなんですけど、耐震補強工事の方の進捗はゼロということではよろしいですね。

○参考人(武黒一郎君) 先ほどちよっと、バックチェックと補強工事をご混淆してしまいましたので後で整理させていただきますと思いますが、補強工事は、耐震バックチェックの前の段階で既に一部始めておりましたし、バックチェックと並行してやれるものはやっていたというふうに思っております。

○野村修也君 わかりました。

ただ、福島原発は、今日に至るまで、まだ新しい耐震基準に基づくバックチェックは終了してないという理解でよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) はい。最終報告、終了い

○野村修也君 そのようなことは、どこかで御発言されたことを御記憶ありますか。

○参考人(武黒一郎君) これは、保安院さんの検査の在り方検討会で何回か御説明した記憶がございます。

○野村修也君 それはやはり、政府の規制に対する電力事業者側の考え方として、一応決裁をとつての御発言なんですか、それとも個人の御発言ということなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは、電気事業会として、そういった対応をさせていただきました。

○野村修也君 わかりました。

最後に、耐震バックチェックについて若干お話を伺いたいです。

耐震バックチェックについては、先ほど、少しはやられているというふうなお話が実はあつたんですが、バックチェックそのものはもちろんあれなんですけど、耐震補強工事の方の進捗はゼロということではよろしいですね。

○参考人(武黒一郎君) 先ほどちよっと、バックチェックと補強工事をご混淆してしまいましたので後で整理させていただきますと思いますが、補強工事は、耐震バックチェックの前の段階で既に一部始めておりましたし、バックチェックと並行してやれるものはやっていたというふうに思っております。

○野村修也君 わかりました。

ただ、福島原発は、今日に至るまで、まだ新しい耐震基準に基づくバックチェックは終了してないという理解でよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) はい。最終報告、終了い

○野村修也君 そのようなことは、どこかで御発言されたことを御記憶ありますか。

○参考人(武黒一郎君) これは、保安院さんの検査の在り方検討会で何回か御説明した記憶がございます。

○野村修也君 それはやはり、政府の規制に対する電力事業者側の考え方として、一応決裁をとつての御発言なんですか、それとも個人の御発言ということなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは、電気事業会として、そういった対応をさせていただきました。

○野村修也君 わかりました。

最後に、耐震バックチェックについて若干お話を伺いたいです。

耐震バックチェックについては、先ほど、少しはやられているというふうなお話が実はあつたんですが、バックチェックそのものはもちろんあれなんですけど、耐震補強工事の方の進捗はゼロということではよろしいですね。

○参考人(武黒一郎君) 先ほどちよっと、バックチェックと補強工事をご混淆してしまいましたので後で整理させていただきますと思いますが、補強工事は、耐震バックチェックの前の段階で既に一部始めておりましたし、バックチェックと並行してやれるものはやっていたというふうに思っております。

○野村修也君 わかりました。

ただ、福島原発は、今日に至るまで、まだ新しい耐震基準に基づくバックチェックは終了してないという理解でよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) はい。最終報告、終了い

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

たしておりません。

○野村修也君 なぜそんなに時間がかかるんでしょう。

○参考人(武黒一郎君) これは、一つには、中越沖地震というのが非常にいろいろな内容を含んだ地震であったので、当時、中越沖地震の知見を反映するようにという御指示がありました。それに基ついて、基準地震動の策定ですとか、あるいは基準地震動を入力したときの設備の健全性、耐震性の確認というプロセスに相当時間をかけるようになったということが一つと、もう一つは、福島地区は十基ありますので、耐震バックチェックとあわせて補強工事をして、強化工事をしていくというタイミングの問題もあつたと思っております。

○野村修也君 いつから始めておられたんですか。

○参考人(武黒一郎君) 二〇〇八年ごろが、たしか耐震バックチェックの初めの時期だつたと思うんです。

○野村修也君 二〇〇六年です。

○参考人(武黒一郎君) 六年ですか、失礼しました。ですから、その意味では、実際の基準地震動の策定が二〇〇八年でありまして、その後、バックチェックと耐震強化工事を行っているという状況でした。

○野村修也君 三・一一が昨年起こつた、その段階ではこのバックチェックというのは完了していませんかということではよろしいですね。

○参考人(武黒一郎君) バックチェックは完了していません。

その前に、中間報告というのを、全号機につきましては平成二十一年に中間報告を出しております。

○野村修也君 中間報告は、今回の事故に該当するような、例えば津波であるとかそういったような事柄についての対策というのは外れた形になっていますよね。

○参考人(武黒一郎君) はい。そういうふうには理解しています。

○野村修也君 そういう意味では、中間報告というものは、シミュレーションで若干のものは出ていますけれども、こういった今回の事故に対するバックチェックというものは全く実施されていなかったということではよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) 実際、基準地震動は福島第一の場合は六百ガルだつたと思っておりますので、これに応じたバックチェックをしているということではあります。

○野村修也君 わかりました。今、このような形で実際三・一一を迎えるに当たって、二〇〇六年に始めた耐震バックチェックをもっと早く行っておけばあの事故を避けることはできたんじゃないかというお考えはありますか。

○参考人(武黒一郎君) 早くという意味では、先ほど申し上げたような事情の中で、相当リソースを投入して進めていたつもりであります。それから、耐震バックチェックについては、もともと、この津波というのも最終報告の中で考えることになっておりますので、そういったことを一生懸命やっていたということだと思っております。

○野村修也君 ただ、その津波が、先ほど途中でお話があつたように迷走していたわけですよね。要するに、十五・七メートルなのかどうかということ、結局、時間をかけていたのは本当に昔にその場所ですという津波が起こつたのかどうかということとその堆積物を調査することによって確認して、ほら見る、なかつたであろうということを探っておられたわけですよね。そういうことなんじゃないですか。

○参考人(武黒一郎君) なかつたか、あつたかというよりは、どのような影響があつたのかということ、それをその後の津波の設計基準に生かすということだつたと思っております。

○野村修也君 わかりました。

私の方からは以上です。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 武黒さん、ちよつとお疲れかもしれませんが、引き続き、続けさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。私の方からは、三月十一日のいわゆる震災以降のことをお伺ひします。

先ほどの野村委員の質問に対して、官邸からの依頼で官邸へ行くようになったと、十五時ごろですか。これは、どういう役割で行かれたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 私の理解では、技術的な説明のできる人ということで御依頼があつたと聞いております。

○櫻井正史君 技術的な説明というのは、どういふ部分のことを理解されましたか。

○参考人(武黒一郎君) 私がが発したときは既に津波の全電源喪失の後でありましたので、当時、私のほかに、配電関係で電源車の手配等をしていられる人間、それから原子力の技術について詳しい人間と一緒に参りましたので、今後のプラントのいろいろな動向ですとか、あるいは電源関係の事柄についての御説明が必要になるんだろうと思っております。

○櫻井正史君 ということは、単に技術的な説明だけではなくて、いわば東電側から派遣されている者として、プラントの状況がどうか、そういうようなものを把握した上で説明をなさるといふことが前提ですね。

○参考人(武黒一郎君) 必ずしも、そこが前提だつたかどうかというのは、私はよく存じておりません。

具体的にこういうことをいふことを、直接何か明確になつた形で行つたことでもありませんので、私の理解はあくまでも技術的な説明のできる人ということで、ただ、こちらの方で、そのためには、プラント、あるいは状況ですから、これらいろいろな変化があると思っておりますので、どうい

う説明になるかはわかりませんが、いろいろな変化、変化というのは、変化の状況を説明するのか、変化してどうなるかという説明なのか、そこはわかりませんが、そういう説明をする必要があるだろうと思っております。

○櫻井正史君 現実に官邸に行かれて、最初にどんなことが話題になりましたか。

○参考人(武黒一郎君) まずは、私が知っているプラントの状況、それから、電源がないので、電源の復旧、いわゆる電源車の手配といった状況を御説明したと記憶しております。

○櫻井正史君 後で一つ一つ伺っていきますが、その後はどんなことがテーマになつていったのでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 官邸に最初に行きましたのが四時過ぎ、四時から五時の間ではないかと思ひます。そこで今申し上げたようなことについて御説明したのと、たしか、あとは、ちよつと時間は正確に覚えておりませんが、班日委員長もおられて、原子力の、推移するかどうかということになるかというような御説明、プラントがごうだからという御説明ではなくて、一般的な御説明もあつたと記憶しております。

○櫻井正史君 そういう中で、十五条報告とか、いろいろどんどん進んでいったわけですね。それで、その後、注水機能の喪失とか、電源だけではなくてということで事態が進んで、避難というような話もあわせて出ていったと思うんですが、住民の避難についてはどのような話がなされて、その中で武黒さんはどんなような関与をされたのか、御説明いただきたい。

○参考人(武黒一郎君) 住民の避難というのは、その後、恐らく八時か九時か、そのぐらいの時間ではなかつたかと思ひます。

避難ということについての御議論というのが、総理や、そのほか総理のところにおられた方々と、それから班日委員長との間でされておりました、住民避難という事柄そのものについては私の方から余り積極的に申し上げる機会はなかつたと

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

思っております。ただ、記憶しておりますのは、五キロか三キロかというところで、三キロになったというふうな記憶しております。

○櫻井正史君 なぜ三キロになったかというよう

なことにについては聞いておりますか。

○参考人(武黒一郎君) その当時はまだ、プラントの状況としては、私初め班目委員長も、最初の八時間というのは各号機とも水の確保がしやすい状況ということでありましたので、事故としてのプロセスというのがまだ、初期の段階では原子炉の空だきというのが一番心配なわけですが、その状況に至るか至らないかという段階なので、放射能との関係で住民の方の避難というのは決まると思っておりますが、そこはまだ具体的な情報は全くありませんでしたので、恐らく、念のための避難という形で、一番距離も短いということだったので

はなかったかと思っております。

○櫻井正史君 続いていろいろなことがあったので、先に項目だけお聞きしますけれども、要するに、その次にベントの問題が出てきましたね。それからまた、立ち退き指示とか、あるいは海水注入の問題とか、いろいろ起こってきたと思うんですが、そういう間で、武黒さん自身は東電からどのような情報をどのような手段で得ながら対応していたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 最初、十一日と十二日は、時々総理の部屋に呼ばれるということはありませんでしたが、それ以外は、官邸の地下に中二階のような部屋がございます、小さい部屋でしたが、応接セットがあつて五、六名が座れる部屋でしようか、そこにおりました。

そこは、携帯も通じませんし、外線の手話が二つあるんですが、会社からはほとんどかかってこない、かけてもつながらなかったのかもしれない。ですから、会社にこちらから電話をするというのなかなかままならないという状況で、保安院さんからの情報というのが時々電話やメモでありましたので、そういったものを見ながら過し

○櫻井正史君 保安院はよろしいんですが、今回の当事者は東電だろうと思うんですが。保安院からの情報ではなくて、東電の者として官邸に行かれていたんですから、東電としてどうと情報を収集するということはあるんじゃないんですか。

○参考人(武黒一郎君) 御指摘のとおりでして、したがって、十二日の深夜に一回東電に行きまして、行く前に、官邸の私への連絡係というのを決めておいたんですけれども、なかなか連絡の、コミュニケーションの手段がないということ、思うように情報を得られなかったということ、官邸にもお願いをして、少し東電からの人間、情報連絡のしやすい人間とかファクスとかを入れてきていただくようにいたしました。そういう情報通信手段の確保と並行して取り組んでおりました。

○櫻井正史君 私の方から申し上げることもないことですが、福島のアフターセンターから他のプラント、あるいは東電のいわゆるオペレーションルームに電話会議の回線が繋がっていて、リアルタイムで会話とかやりとりが見えるようになっていたことはそのとおりですね。

○参考人(武黒一郎君) そのとおりです。ただ、これは当時は官邸とはつながっていませんでした。というのは、防災計画は経産省のオペレーションセンターに情報を入れるということになっておりましたので、官邸に入れるというのは当初の計画には入っていませんでした。

したがって、今回呼ばれたのも技術的な説明のできる人ということだったので、情報通信、連絡という役割は、その時点で必ずしも明確に求められていたとは思っていませんでした。

たんですが、今から思いますと、必ずしもその得た情報が、リアルタイムであったかとか、あるいは精度がどうであったかというところがなかなか十分ではなかったように思います。

○櫻井正史君 今、武黒さんが言われましたよう

なテレビ会議システムというのは、現実には、官邸に入れることもできまして、ERCにも持ち込むことができたわけですね。

○参考人(武黒一郎君) 大分たつてからですが、

そういうことができておりました。

○櫻井正史君 技術的にはすぐにできなかったという問題ですか、それとも入れようという動きがなかったということなんですか、どちらなんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 技術的にはちよつとよく

存じませんが、そういうものを入れようという発想にならなかったのかもしれない。○櫻井正史君 今、防災計画ではとか、官庁の方がどうこうという主語で言われましたけれども、私も、離れた立場でいえば、何といても事故を起こしているのは東電そのもので、東電の方がどうしたら情報が上げられるかということのみならずから考えるべきものであって、そのために使える手段は何かないかというのを本気になって探すのが当然だと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○参考人(武黒一郎君) 今になってみると、確かに、そういうことが大変重要だったと思えます。実際に、私もなかなか情報がわかりにくくて、あるいは矛盾するデータが来たとかということでも理解に苦しんで、幅のある考えを持たなければいけないと思ったこともありまして、そういう点は非常に重要だと思えます。

○櫻井正史君 これは重ねて申し上げますけれども、いろいろな報告書によると、官邸がかなり混乱していた、混乱していた中の大きな要因の一つに情報がちゃんと把握できなかったということが挙げられています。今のようシステムが速やかに導入されていた

ら、やはり武黒さん自身も官邸におられて、もしそういうのがリアルタイムで上がってきたら、どんなふうに変わっていたとお考えでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) やはり情報というのは非

常に重要ですから、今先生からの御指摘のよう

に、まず不可欠なものだと思えます。

ただ、実際のオペレーション、まず、その事故対応という観点でいきますと、同時に、それに必要なエキスパートのようなものもあると思えますし、それから実際使える装備とか、そういったものもあると思えます。そういったものが総合して、本来は一番機能するんだらうということが大事だということに思います。

その意味では、その後、総理が東電の本店にいられた後、統合対策本部という形になったと思うんですが、あのスタイルというのが私も非常に有効だったと思っております。

○櫻井正史君 今のテレビ会議のこと、客観的には、保安院のERCに入ったのが三月三十一日ということ、官邸には四月二十六日になってから入っているようなんですが、余りにも遅いというのが感想でして、この点について、もう質問という形ではありませんが、続いてベントのことや何か伺います。

ベントがなぜできないかということで大変いろいろなことがあったことは御承知のとおりです。そのベントができなかった理由なども、リアルタイムの情報が、つまり、現場との関係が、テレビ電話システムが繋がっていたら大分対応が違ってきたと思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 私、そのベントの時期、官邸にいて、本店側の情報がほとんど入ってこない、したがって十分な御説明もできないで大変申しわけなかったと思っておりますけれども、本店がどれほど情報をリアルタイムに、あるいは現場の情報として正確にそのベントにかかわっていたかというところはわからないものですから、どう



変わったかということまではちょっとお答えできかねる状況です。

○櫻井正史君 ペントのことで伺いますけれども、官邸でのペントの問題というのは、誰がどのように言い出したことから協議が始まったんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) たしか、班目委員長とも、先ほど申し上げました中二階の部屋も含めまして、今後の対応についてはいろいろと、必ずしもプラントの状況が正確ではない中で、ある種幅の広い議論をしながら、しかし、いずれにしろ、ペントというのを早くに形成してできるようにしておくということは非常に重要だということ、その考え方は早くお互いに確認できていたと思っております。

○櫻井正史君 ペントの問題というのは、官邸が判断すべき問題なんですか、事業者である東電が判断する問題なんですか、どちらなんですか。

○参考人(武黒一郎君) 基本的には東電が判断することだと思っておりますが、ペントというのは必ず放射能の影響というのがかかってくるので、実際これをするに当たっては、国を初め自治体さん、そのほかいろいろところに情報提供するか、あるいは可能であれば、タイミングも含めて相談をするということには不可欠だと思います。

○櫻井正史君 住民の関係でお伺いしますと、今度のペントの決定が出てから、東電の方で、ペントをするのに十キロ圏内の住民退避を待っていたというような状況はございましたか。

○参考人(武黒一郎君) 十キロかどうか、ちょっと私正確に記憶しておりませんが、一部住民の方の避難が終わっていないということもあって、十二日の朝だったと思うんですが、ペント操作の開始はそれからということになったというふうに理解しております。

○櫻井正史君 その了解というのは、どこからの情報があったということですか。

○参考人(武黒一郎君) たしか、住民の方の避難

が終わっていない、ちょっと私、そのペントのオペレーションそのもの場におりませんでしたので、どこからだということまでは理解しておりません。

○櫻井正史君 結局、ペントで住民避難ということ、事業者がペントを決めても、住民避難とかという話は起きている話で、それと官邸が決めるのか指示をするというのと、ちょっと次元が違うと思うんですが。

決定の責任ということ、それを実行する場合にどういう手段、どういう配慮が必要かということとは違いうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 確かに、ペントという行為そのものと、ペントの結果で生じてくることへの配慮から避難をするということは、それぞれ違うことではありますけれども、一連の関係がございますので、やはり密接な連携であり、それからもう一つは、ペントというのは、今回は御指示や命令も出たわけで、これは原災法上の措置だったというふうに理解しております。

○櫻井正史君 その原災法上の措置を待つまでもなく、東電自体が決意しなければならぬことではないでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 先ほど申しましたように、まずは東電の方で判断したことだということふうに思っております。

○櫻井正史君 追認みたいな形で指示を出していただいたということですか。

○参考人(武黒一郎君) たしか、一時半ごろに東電の方でもそういう判断をして、それで記者会見もしていたと思います。だけれども、ペントが実行できたという情報がなかなか来ませんで、どういう状況になっているかというのが非常ににつきりしないということで、私もいろいろと官邸にいて事情を聞かれますけれども、本店に問い合わせても、恐らく、今から言えば、真っ暗でとか線量が上がってとか、いろいろあったと思うんですが、そういった状況そのものが十分伝わってま

いりませんでしたので、できない状況、理由というのを的確に御説明することができなくて大変恐縮した記憶がございます。

○櫻井正史君 今本店と連絡をとってというお話があったんですが、ペントの状況は現場の状況だと今言われているので、どうして現場の吉田所長なりなんなりに直接尋ねるということをされなかつたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これは私は、基本的に、本店と発電所ですういったことについてはやりとりをして、そしてその結果については関係各方面に連絡する、そういう情報連絡体系にしておかないと、現場の吉田所長はいろいろな状況を踏まえて判断をして指示をしなければいけない立場です。それから、そこにいろいろな違う立場の人間が連絡するというのは好ましくないというふうには思っております。ただ、必要やむを得ないということもありましたので、そこはそのときの判断ではありますけれども、基本はそういうことだと思っております。

○櫻井正史君 基本はよくわかるんですが、それは本店を介して武黒さんなり官邸にちゃんと情報が上がってきた場合だと思んですが、その情報の上がり方は、今ちょっと言われましたけれども、いかがだったんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 情報そのものが、人を介するということで伝わりにくかったのか、それとも通信手段そのものの問題があったのか、私もちょっと判別しがたいところがあるんですが、私も合わせてもなかなか内容がはっきり明確に把握できないという状況であったと思っております。

○櫻井正史君 ペントには、俗に言うウエツトベントとドライベントという二種類があると思うんですが、このとき言われていたペントというのは、どのペントのことが話題になっていたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これはもう当然、ウエツトウエルベントだということに理解しています。

○櫻井正史君 このペントは何のためにやるという話だったんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 本当は二つ機能があると思うんです。最初私は、フィード・アンド・プリードで、原子炉に水を供給しながら原子炉の熱をサブプレッションチェンバーに落として、その熱を最後は大気に放出するというところで、放射能の放出を防ぐこととはもちろん、原子炉の状態を安定させるということだと思っておりましたが、原子炉の方の状況が深刻になっていきましたので、むしろ、耐圧強化ペントということで、格納容器の破損を防ぐためだということに思いました。その場合にも、やはりウエツトウエルベントをすることで放射能の放出を抑制するということをやるべきだということに理解しております。

○櫻井正史君 注水のために減圧が必要だということでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) はい。注水するためには減圧をする、減圧をすれば熱が原子炉からサブプレッションチェンバーに移動するというところで、熱が移動していく、最後はそれが大気に放出されるというプロセスだと思っております。

○櫻井正史君 当初の住民避難の話は先ほど伺いましたが、このペントの関係で住民避難という話は、また関連して出ているんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 恐らく、原子炉の状態が重篤になってきたということでありまして、それから、ペントについても指示が出されたというところで、十キロ避難ということがその中で決まったというふうに思っております。

○櫻井正史君 先ほどの話にちょっと戻りますけれども、武黒さんが初めて現地のプラントの方に直接連絡しているのは朝の五時ごろというふうには理解しているんですが、それでよろしいんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) ちょっとそこは記憶がはっきりしておりませんので、明快にお答えできません。申しわけありません。

○櫻井正史君 では、初めて福...と連絡をとるよ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

うになったのは、どんなことがきっかけだったん  
でしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 私が記憶しております  
は、次の日の夕方の海水注入をめぐる関係だった  
というふうに思っております。

○櫻井正史君 そうしますと、海水注入の話とい  
うのは、いつごろ出ていた話なんですか。

○参考人(武黒一郎君) 海水注入につきまして  
は、とにかく原子炉に水を入れなければというこ  
とで、これは関係者全て一致していたわけであ  
るが、その前に一号機の水素爆発がありまして、水  
素爆発の後、本店に私から問い合わせたら、海水  
注入を準備していただいただけでも、水素爆発の影  
響で一部やり直さなければいけない、それに少し  
時間がかかるということで、当時、私の電話での  
やりとりの理解では、夜の八時以降になるだろう  
というふうに理解しました。そういう状況だっ  
たというふうに思っております。

○櫻井正史君 それでは、時間の関係で、次に海  
水注入のことを伺います。

先ほどと同じような質問なんですけど、海水注入  
が官邸の問題になってきたのはどういうことから  
でしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 海水注入をやるべきとい  
うことについては、これも早くから班目先生と認  
識は一致しております。これを、たしか十二日  
の六時ごろだったと思うんですが、総理に御説明  
をする機会がありましたので、御説明をしたとい  
うことであります。

○櫻井正史君 夕方の六時ということですか。

○参考人(武黒一郎君) はい。夕方の六時ごろで  
す。

○櫻井正史君 その前に、既に海水注入というの  
が福島の方では決断されていたり、現に清水社長  
の方も既に海水注入を了承されていたとか、客観  
的にはそういう流れがあつて、さらに、海江田大  
臣の方もそれについては指示を出されているとい  
う、その辺のことは御存じでしたか。

○参考人(武黒一郎君) 大変残念ながら、そう  
いう一連の海水注入をめぐる指示とか決断とか  
ということについては、その時点で私は正確には把  
握しておりませんでした。

○櫻井正史君 先ほど来と同じ質問なんですけど、  
私どもが見ますと、武黒さんは何のために官邸に  
行っておられたのかということがさっぱり見えて  
こないんですが、その辺はいかがなんでしょう。

○参考人(武黒一郎君) そういった御指摘をいた  
だいてもやむを得ないんですが、技術的な説明が  
できることというところで伺ったんですけれども、  
当然のことですが、やればいろいろな状況の変化  
がありますから、その状況の変化を把握しなけれ  
ばいけない。しかし、最初の十一日、十二日とい  
うのは、物理的に情報通信手段が限られていたの  
で、今どういうことをやろうとしているか、どう  
いうことが問題になっているかということをか  
に把握するのがなかなか困難で、そういったこと  
をするために総理の秘書室のところにある固定電  
話をお借りして、本店に電話をして聞くというこ  
とでやつとできていたという状況であります。

○櫻井正史君 私どもから言うと、担当の所管大  
臣が指示されているというようなんですが、同じ  
所管大臣もその場にいたのではないかと思うん  
ですが、そこにいる東電の代表で来られている方  
に伝わっていないというのは、どういふ店も含め  
た判断で動かされていたんですか。

○参考人(武黒一郎君) 私の理解では、大臣が御  
指示をなさったというのは官邸ではなかったん  
ではないか、場所が違っていたんじゃないかと思っ  
ております。

○櫻井正史君 いや、その後に顔を合わせる機会  
はたくさんありましたよね、海水問題もあつたの  
で。

○参考人(武黒一郎君) それはありましたので、  
今の御質問、その時点でということと理解したの  
でお答えしたんですが、その後は、そういう御指  
示があつたということとは、後から伺っておりま  
す。

○櫻井正史君 海水注入の問題について、細かい  
ことは伺いませんけれども、皆さんの間では、海  
水注入が必要だということは、そこにおられた班  
目委員長やその他も含めて皆さん一致した意見で  
あつた、考えであつたというふうに理解していま  
すが、それでよろしいですか。

○参考人(武黒一郎君) 総理へ御説明する段階で  
は、皆そういうことだったというふうに私は思っ  
ておりました。

○櫻井正史君 総理にその方針を説明して、どん  
なことが起こつたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 総理からは、いろいろ御  
質問がございました。特に、海水を注入するとい  
うことで再臨界の可能性がいかにかいということも  
含めて、ボロンを入れなくていいのとか、それ  
から、海水というのが臨界に与える影響はどうい  
うことなんだ、メカニズムという大げさかもし  
れませんが、原理的なそういうこととすとか、  
あとは、準備状況がどういふふうになっているの  
かといったような御質問がいろいろございまし  
た。

○櫻井正史君 先ほど技術的な説明のために武黒  
さんは行かれていたということですが、武黒さん  
自身は総理のそういう疑問に対して説明されまし  
たか。

○参考人(武黒一郎君) 主として班目委員長から  
お答えになっておりましたけれども、私からも海  
水を入れるということの意義は御説明したつもり  
であります。

それで一旦ブレイクになりましたので、二回目  
にまた御説明をしたということでありまして。

○櫻井正史君 なぜブレイクになつたんでしょ  
うか。

○参考人(武黒一郎君) 結局、今申し上げたよう  
なことについてもう少し整理をして説明する必要  
があるということ、その次が七時半からという  
ことになつたと思うんですが、それまで私はま  
だ、先ほど申し上げましたように、現場の方の準  
備作業が整うに至っていないと思っております  
ので、それだつたら準備作業に間に合うので、七

時半から説明をさせていただいて、早く総理の御  
理解を得るようにしたいというふうに思いまし  
た。

○櫻井正史君 再臨界の危険性があるかないかに  
ついては、どのようにお考えでしたか。

○参考人(武黒一郎君) 海水を入れるということ  
は、真水よりも不純物も多いので、当然再臨界と  
いうことについては心配する必要はないと思っ  
ておりました。

○櫻井正史君 それについて、武黒さんの方か  
ら、そういうような一時ブレイクがあつたところ  
で、東電側のどちらかにその旨は連絡されまし  
たか。

○参考人(武黒一郎君) はい。本店に連絡しまし  
た。同時に、いつ海水注入ができるかということ  
は、今後総理に早く御判断いただくために非常に  
必要なことだと思つたので、発電所にもその  
ときは連絡をとりました。

○櫻井正史君 発電所の方は何と答えていまし  
たか。

○参考人(武黒一郎君) 発電所長からは、既に海  
水注入をしているという話がありました。

それで、私としては、総理に説明がまだ終  
わっていないことなものですから、こうい  
う危機的な状況の全体としての統括をしておられ  
る総理への御説明が終わっていないという中で海  
水注入がされているままだということが、水  
を入れるということの重要さと、一方で、全体的  
な統括をしていく上で今後もまだいろいろなこと  
が起きるかもしれないが、十分総理への御説明  
を終わっていない段階で現場の方が先行してし  
まっているということが将来の妨げになつても困  
るといふ両方の中で、なるだけ早く総理に御了解  
をいただく、そのための準備も十分整っているの  
で、一旦注水をためて、そして了解をいただい  
てすぐ再開するということで進めてはどうかとい  
うことを申し上げました。

○櫻井正史君 どなたに何つても、当時、海水か  
どうかは別として、注水が大変重要なことで、

刻一秒を争うために、大変な苦勞を現場ではされているということですが、それをどうしてとめられたんですか。そもそも、急ぐ必要がないものであれば、そんな騒ぎにならないと思うんですが。

○参考人(武黒一郎君) おっしゃるとおりで、最大限努力をしなければいけないことだと思っておりますが、同時に、私の当時の思いとしましては、総理への御説明を終えて、間もなくきちんとした形で事が行えるようになるというふうな思っておりまして、今後、全体のいろいろな対応をしていく上で、総理の責任者としての位置づけの中で進めていくということも重要だと思っております。この点は非常に、今の御指摘も大事なことだと思います。

したがって、今から見て、果たしてそれがよかつたかというのは、いろいろ御批判もあろうし、これは謙虚に受けなければいけないかと思っておりますが、当時はそういうふうな思いました。

○櫻井正史君 そのようにおっしゃっているときに、追い打ちみたいな質問で申しわけないんですが、前回、武藤副社長は現場が大切だということをおっしゃって、同時に、避難されている方あるいは住民が大切だということをおっしゃっておられて、多分、武黒さんもその点では同じような御意見と理解します。

そういう中で、いわば編成上の問題で、技術的な問題でないところでそれをとめるという考えがなかなか理解が難しく、わかりやすく言うと、東電は一体どっちを向いて仕事をしているのか、厳しい言い方をするとそういう思いがあるんですが、その辺は当時を今振り返ってどう思われますか。

○参考人(武黒一郎君) これは言いわけにしかないで、大変恐縮ですが、とにかく早く総理の御理解をいただくためにも、現場の思いも伝えなければいけないんですが、それよりか、早く水を入れるという御理解をいただいで、そして水がきちんと原子炉に入っているという状況をつくるということが必要だというふうに思いました。こ

れは、今先生の御指摘のことを改めて大変重く受けとめているところであります。

○野村修也君 済みません、ちよつと一点だけ伺いたいんです。

今の経緯というのは、七時から現場では海水注入が始まったんですね。とにかく炉を冷まさなければいけないという緊急事態の中で、ようやく海水が入ったんですね。ところが、武黒フェローが官邸から東電に連絡をされて、一旦とめるようにというふうな御発言されたということでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 言い方は正確に覚えておりませんが、一旦中止をして、そして総理への御説明を終えて、きちつとした形ですぐに再開するというところで提言いたしました。

○野村修也君 東電の資料を見ますと、東電では、七時三十分、官邸からの指示、海水注入を一旦停止というふうな、現場はそういう形になっているんですけれども、現場はそういう形になって、海水注入は本当に危ないのかということと、ずっとと検討していたら、ずっととまっていたということなんですか。

○参考人(武黒一郎君) 私は、一回目の総理への説明の中で幾つか補足的な説明ができれば総理の御理解はすぐに得られるというふうな思っておりますので、そのような長期間にわたってとまるということとは心配しておりませんでした。

要なことであつてもとめるべきだというお考えだったということでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) トレードオフの関係というよりは、早く総理の御理解を得て水を注入できるようにすることだというふうに思っております。

○野村修也君 もう一度。

先ほど櫻井委員からも御指摘がありましたけれども、この事故対応についての最終的な責任者は官邸ですか、東京電力ですか。

○参考人(武黒一郎君) 事故そのものの収束という点では東京電力だというふうに思いますが、原災法上の全体的な統括という意味では総理だということに理解しております。

○野村修也君 では、原災法上の立場に立つて現場を抑えられたということですね。

○参考人(武黒一郎君) 確かに、そういうふうに分類すると、それが原災法上の整合性ということと問題かもしませんが、全体的な状況として、私は先ほど申し上げたようなことに対応いたしました。これは確かに、今言われたような御批判というのは、考えてみるとあり得ることだと思えますし、むしろ、あえて言えば、現場の所長を初め、負担をかけてしまったということ、それから混乱を招いたことは大変申しわけなく思っております。

○櫻井正史君 先ほどのベントのときの質問と同じような質問なんですが、なぜこれが、原災法でも官邸でもいいんですが、いわば事業者が本来やるべきことが原災法上の問題にまでなるようにされたんでしょうか。これまでのお話では、ほとんど全員の方が直ちにやるべきだ、やるべきだという意見で、ベントの問題は避難という問題が出てくるのでちよつと異なるものを含んでいることは理解しないわけでもないんですが、海水注入の問題というのは、言ってみれば事業者が事業者の判断と責任でやる問題だと思っておりますが、なぜそれを原災法上の問題にするようにしたんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 私は官邸にいたしましたので、官邸での対応ということに当たっていましたので先ほど申し上げたような対応になったわけがあります。

そのよしあしという点では、今のような別な考え方で対応するという方法もあったと思うんですが、その時点で私にとれる方法としては、官邸に、総理にまず御説明をする、それも短時間に早く終わらせるということと考えたということでありました。

○櫻井正史君 海水を入れるということは、炉が将来どうなるんでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) これはもう使えなくなるというか、もともと、あの時点で炉を再度使うことを考えるということにはあり得ないというふうに思っています。

○櫻井正史君 一号機の場合ですか。



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

が、海水注入のほかに連続的に水を入れる方法がないのであれば、選択の余地はないと思います。

○櫻井正史君 まことにうがった考えなのかもしませんが、現場で既に海水を入れていたのに、それが官邸まで上がってきたくない、あるいはそこで改めて総理等の御判断に上がるといようなこと、やはりそこで、武黒さんも言っておられたように、廃炉にするとうこの経営判断というのはよざらなかつたんでしょか。

○参考人(武黒一郎君) これは、全くそういうことを考慮する余地のないことだと思います。

○櫻井正史君 それであれば、総理に中断することなく説明すべき事柄じゃないでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) おっしゃるように、とにかく総理に早く説明ができれば一番よかつたんです、その時期が午後七時半ということでしたので、くどいように恐縮ですが、そこで早く対処するということを考えました。

○櫻井正史君 次に、ちよつと撤退関係の話を伺います。

○参考人(武黒一郎君) 私は、全くなやいな方をされて、そこはさておいて、撤退というものについて、武黒さんはどのような官邸のあれに関与されていますか。

○参考人(武黒一郎君) 自分自身は、撤退というとは全く思いませんでしたので、後でその話を聞いたときに、大変理解できない思いをいたしました。

○櫻井正史君 後でいろいろ聞いて、どういふことだつたというふう把握されていますか、現在は。

○参考人(武黒一郎君) 十五日の朝に、官邸で聞いたら、総理以下重立つた方が東電の本店へ行かれたということなので、十五日に、これ以上官邸にいても役に立たないと思つたので、一部の人間を残して私は本店に戻つたんですが、本店に戻つてから撤退という話があつたことを聞きました。

○参考人(武黒一郎君) 十五日の朝に、官邸で聞いたら、総理以下重立つた方が東電の本店へ行かれたということなので、十五日に、これ以上官邸にいても役に立たないと思つたので、一部の人間を残して私は本店に戻つたんですが、本店に戻つてから撤退という話があつたことを聞きました。

○櫻井正史君 重要免震棟に七百人以上

の作業者がいてという話もそのころは知りませんでしたので、必要な要員がいて対応しているときに撤退ということが、免震棟そのものの機能構造上は何とか持ちこたえていたと思つたので、非常に理解できない思いをいたしました。

○櫻井正史君 その理解できないことがどうして起こつたんでしょか。

○参考人(武黒一郎君) これは、私も直接そこに関与してはなかつたのでよくわかりかねますけれども、恐らく、私の理解では、七百人以上いた人間というのを、そこにも仕方ないというか、あるいは場所を変えた方がいいだろう、その方が全体の被曝管理上もいだろうという判断もあつたんだらうと思つていますが、そういうことと、それから全面撤退ということがどういう状況で言われるようになったのかということだと思つて、すけれども、そういう話になるということが、私も私にも、全面撤退ということは理解しがたい思いがいたしました。

○櫻井正史君 この撤退問題というのは、実は大きな問題で、結果的にそれが統合本部がつくられるということにもつながつていったのかもありませんけれども、後日、東電としては、この辺の検証はしつかりされたんでしょか。

○参考人(武黒一郎君) どういふふうにしてるかというの、私ちよつとそこまではよく承知していませんが、社内事故調というのがありますので、そういった観点の調査というのもやつていておかしくないと思つております。

○櫻井正史君 何か外部の人間の話を伺つていようでまことに心もななんです、失礼な言い方をしますと。

○参考人(武黒一郎君) 申しわけありません。私は直接、社内事故調からも、撤退ということについては特に何も聞いておりませんので、今そんな言い方をして大変申しわけありませんでした。

○櫻井正史君 時間の関係もありますので、結局、振り返つてみて、武黒さんは、官邸に行かれて、当初の役割は技術的助言というのかもしれないけれども、いざ東電側の最高責任者として事実上行つておられますが、その役割というのは果たせたと思つておられますか。

○参考人(武黒一郎君) 役割そのものが私にはいまだにどうもはつきりしないところがありまして、いろいろ御指摘いただいているように、状況の変化を踏まえて対応を協議するというのであれば、もつと違つた形でなければそもそもうまく行てできないということでありますので、なるだけそういう環境を整えるように努力はしましたけれども、現実にはいろいろな制約が多くて、そういった意味では十分に果たせたとはい、どういふ期待があつたということがいまはつきりしないところもあるんですけども、やはりやつていても、自分自身でも歯がゆい思いというのは多々ございました。

○櫻井正史君 班目委員長は、相談する相手がいなかつたということをおっしゃつていらっしゃるんですけど、官邸で、事業者のトップとして行かれては、武黒さんが、本来は、プラントのことに關しては相談相手としての責務を果たすべきではなかつたんでしょか。

○参考人(武黒一郎君) 自分自身は、班目先生とは相当よく話をした覚えがございます。それから、それ以外の方々と、先生も入れてよく話をした記憶がございますので、そういう点では、先生がどういふ御趣旨で御発言になつたかちよつとわかりませんが、事実関係としてはいろいろ話をさせていただいた記憶がございます。

○櫻井正史君 例えば、ベントの開始がおくれた理由というのを聞かれて、その際、わかりませんというふうな答えはしておられませんでしたか。

○参考人(武黒一郎君) そうだつたと思つています。

○櫻井正史君 電源車が機能しない理由についても聞かれて、わかりませんというふうな答えをしていませんか。

○参考人(武黒一郎君) そこまで記憶しておりませんけれども、その可能性もあつたかと思つています。

○櫻井正史君 何か大切なところで聞かれると、わかりませんという答えが多いので、多分、班目委員長もそういう感覚で言われたんじゃないかと思つていますが、振り返つてみて、肝心なときに役割を果たせたと思つていますか。

○参考人(武黒一郎君) その点は、大変御迷惑をかけたというふうには思つております。

○櫻井正史君 もし、今後どういふ点が改善されれば、一つは、先ほど言いましたテレビ会議システムという問題があるかと思つていますが、ほかにどんなことを、反省というか振り返つてみて思われますか。

○参考人(武黒一郎君) 今回は、そういう意味では、十五日以降行われた統合本部方式で、關係する所管庁やいろいろな方、全部、東電のテレビ会議室のところにお集まりいただいて、時々刻々変わる対応について東電側のいろいろな人間とも直接やりとりができたということで、大変効果があつたと思つております。

もちろん、それ以外の要素もいろいろあるとは思つても、まずはそういう体制ということについては非常に有効だつたことだと思つています。

○櫻井正史君 最後に。

十五日に東電に行かれたときの、オペレーションルームというか、あそこの雰囲気について、行かれた方が、わかりやすく言うと、余り緊迫感がなかつたというふうな感想を述べておられる方が多いんですが、武黒さん自身はどんなイメージを持たれたんでしょか。

○参考人(武黒一郎君) 十五日のお昼ぐらいだつたと思つていますが、大分長くなつてちよつと疲労感が漂つているという印象は持ちました。

それ以降は、私は社長にかわつて、ちよつと体調が悪いということなので、そのオペレーションルームにすつと詰めて取りまとめをしておりまして、やはり山、谷というか、波があるという状況はあつたと思つています。

○櫻井正史君 十二日の夜十一時ころですか、一旦官邸から東電のオペレーションルームの方に戻られましたね。

○参考人(武黒一郎君) はい。

○櫻井正史君 そのときのオペレーションルームの雰囲気は、いかがでしたでしょうか。

○参考人(武黒一郎君) 全体として、それまでの状況を集約して、今後どうするかとか、どういことが留意点かといったことの取りまとめをしていったというふうに思いますが、それぞれがいろいろな持ち場持ち場の話をしているという状況だったと思っております。

○櫻井正史君 そこで、武黒さんは官邸から帰ってきた後の報告というか感想のようなものを述べられたようですが、それは御記憶ありますか。

○参考人(武黒一郎君) 少し覚えております。

○櫻井正史君 どんなことを言われたか覚えておられますか。

○参考人(武黒一郎君) 官邸での経緯も少し説明したと思いますけれども、やはり全体の状況を見て少しでも方向性を見ていくというか、そういう取り組みをしていくということがあって情報共有とかいったこともやりやすくなる、そういう意味の話をしたように記憶しております。

○櫻井正史君 避難区域の決定なんかについて、どんな表現でされたか御記憶ありますか。

○参考人(武黒一郎君) 表現というか、官邸から戻ったばかりでしたので、ある種、その官邸の緊張感というのを伝えようというつもりで話したことはあったと思います。

○野村修也君 よろしいですか、ちよつと私の方から、最後に。

今の場面なんですけれども、一旦お戻りになられたときに官邸の危機管理体制について評価をされていたと思うんですけれども、当時、官邸の危機管理体制をどうこうらになっておられましたか。

○参考人(武黒一郎君) 私が想定していたのは、原災法上の訓練等も実はしておりますので、そ

ういう中で想定されたというか思われていた、イメージされたものとは違う、これは官邸としてはそういうやり方なのかもしれない、私はちよつとそこは門外漢なので全然わかりませんが、主要なメンバーが集まってきたりきき物を決めていく、そういう感じもありましたが、情報集約という点で、先ほど来御指摘いただいているような、私も十分役目を果たせなかったという点で、そういう面があったように思います。

○野村修也君 てきばきと決めていくというのは、自分に御相談がないままどんどん進んでいる、そういうことですか。

○参考人(武黒一郎君) 決してそういうことではありません。避難の問題とかベントとかということについては、むやみに長引くようなやり方はないで決めていった、そういう意味でございます。

○野村修也君 きょうちよつとお伺いして、私が最初にお伺いしたときに、これまで東京電力はずつといるようなトラブル隠しであるとか、不祥事を隠しているらしいという事実が厳然として存在しているわけですね。そのときに、幸か不幸か、常に武黒さんはその場の責任者として、いろいろなところでそれにかかわっておられたわけなんです。

そういうようなこれまでの御自身の経歴の中で、東京電力のいわばトラブル隠しにかかわってしまったという御自身の経歴を踏まえた上で、官邸に行かれるときに、御自身はどういう対応をすべきだということをお考えになっておられたんですか。

○参考人(武黒一郎君) 申しわけありませんが、トラブル隠しにかかわったということについては、私は、むしろその後の対応ということに全力を注いだつもりでございます。

一方、官邸に行くときには、最初に行ったときは、まず行って、状況説明をして、それで、ずつといるというふうには思っておりませんでした。すぐに戻ってきて、一回戻ると途中でまた呼び返さ

れたということなので、二回目に行くときは、これはちよつとその先はわからないということなので、そういう意味では、どういふふうにしたらいいかというのにはなかなか、はっきりと自分の中でこうだといふふうに言える状況ではなかったと思います。

○委員長(黒川清君) 委員の方も皆、言いたいこと、お聞きしたいことはたくさんあると思うんですが、時間もありませんので、ということなんです。

東電、それから原子力という専門家の立場で位をきわめられたお一人の武黒さん、日本の原子力の規制についてどうお考えですか。箸の上げ下げの規制、あるいはいろいろ両方に働きかけて、お互いに何となくできていたんじゃないか、できていたと言っている悪いですけども。それ以上の、四層、五層というふうな話を、やはり自分たちでもつとやろうよという話はおっしゃっていただけけれども、実際そういう気持ちはありますか。

○参考人(武黒一郎君) 規制の実務的なところで、実際に安全や品質の向上に向けての事業者の努力を促すような形の規制だったかどうかということ、まだまだいろいろと改善をさせていただきたい余地が多々あるというふうには思っております。

大事なことは、当事者のそういう問題意識を十分高くできるような形だと思んですが、その意味では、私もいろいろと規制当局の方とお話をさせていたいただいて、基本的な方向性ではそんなに大きく違っていたとは思っていません。

ただ、考えてみますと、将来の方向に向かつてどうしていくべきかということについては、もう少し突っ込んだ議論をオープンにやるといふことをもつともつと心がけるべきだったというふうには思っております。

○委員長(黒川清君) この辺がやはり日本の、エネルギーということからいっても、国の根幹をなす企業と、それから規制当局と政府というふうな

話が、今度、規制庁の話も問題が出ていますけれども、こういう事故があったために世界じゅうに注目されているわけですね。

先週、IAEAでもやりましたよね。そのIAEAのリコメンデーションもそうだし、どのぐらい日本が一生懸命それをインプリメンテーションしているか、実際に入れているかというところに非常に世界じゅうの目が今向いているところですし、きのうのソウルでのニュークリアサミットでもそうですけども、ちよつと行っただけでさつと帰ってくるという、日本のプレゼンスがかえって全くなくなっていますよね。

こういう意味では、大先輩として、今度のストレステストも、一応出したら、東電は圧倒的に一番ミスが多いというようなことを言われて、後輩に何とかしようよという話、激励の一言は何かありませんか。

○参考人(武黒一郎君) 大変な状況ではありますけれども、先を急ぐということではなくて、やるべきことは何かしっかりと考えて、自分でできることは、人に任せるとかというのじゃなくて、自分で取り組んでやっていく、そういうことを一緒に心がけていくということをぜひサポートしていきたいと思っております。

○委員長(黒川清君) 強く言ってくださいね。それから、皆さん一言ずつあるんだと思いますが、最後に、それでは蜂須賀委員、どうぞでしょうか。

○蜂須賀禮子君 武黒さんから、とても歯がゆい思いをしたというふうな言葉がありましたけれども、私たちが歯がゆい思いをしております。そして、将来の妨げになるため、きちつとした形で総理に説明し、総理の立場を考えたというふうなお答えもありましたけれども、私たちのことは考えていただけなかったのか、五層とか三層とかと

言われていますが、私たちはその他の類に入るんじゃないでしょうか。

私、毎回ここに座りますと、本当は委員としての立場でいろいろと御質問をしなければなら



んですけれども、専門的なことがわからないもので、櫻井先生、野村先生たちの質問の答えを聞きながらいろいろしているんですけれども、何か東京電力さんは、自分の会社の立場を守る、自分の身を守るとしか私には見えません。

そして、今この場で言うことではないと思ひますけれども、電気料を上げることに關して、電気料を上げる権利があるというふうな社長がおっしゃいました。私たちにはあの町に住む権利があります。電気料の問題も、私もちっちゃな花屋をやっておりますけれども、大事なお客様だと思ひます。そのお客様を考へない会社に、私たちが、一年以上もこうやって避難してあります。今、東京電力さんたちには、私たちに對して、一年も面倒を見たんだからもういいんだらうみたいな態度が見受けられてあります。それが東京電力の体質かなと思ひております。

申しわけないんですけれども、怒りの気持ち、感情が先に立ってしまひます。これから私たちはまだまだヒアリングを続けていくと思ひますので、どうか、もっと心の通つた、人としてのお答えをしていただきたいと思ひます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

武黒さんは、実を言うと、今国際原子力開発の代表もされてますよ。やはり日本の原子力の海外進出というか、いろいろな共同もできると思ひますけれども、今のお立場からいへば、武黒さんのような方の発言力と、東京電力あるいは日本の政府当局もそうすけれども、どういふ対応を日本の国民にしているかというのには世界じゅうが見ていますから、その信頼こそが今の国際原子力開発の代表という立場としても非常に大事な点だと思ひます。

やはり、国民の代表と言ふと変なんですけれども、国のあり方の信頼の根幹はそこにあると思ひますので、国内問題だけではなく、それは今世界じゅうがよく見ているということをぜひ意識されて、そのような立場の方がもっともって発言し、行動していただくことを私は期待したいと思ひます。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

おります。また、何かありましたら、いろいろお知らせ、あるいは教えていただければと思ひます。そういう期待を国民からもされていると思ひます。どうも、きょうはお時間をいただきまして、ありがとうございました。

午後二時十九分休憩

○委員長(黒川清君) それでは、委員会を再開いたします。本日のお二人目の参考人として、内閣府参事、元原子力安全・保安院長である広瀬研吉氏にお越しをいただいております。

広瀬さん、ありがとうございます。それでは、質疑応答に早速入りたいと思ひます。きょう来ていただいたので、本当にありがたいと思ひております。

実を言うと、皆さん御存じだと思いますが、広瀬さんは、歴代と言つてもそれほど長い歴史ではありませんが、歴代の原子力安全・保安院長の中で、唯一、原子核工学を卒業し、博士課程も修了された専門家でありまして、また、原子力安全委員会の事務局長も御経験された方でありまして、去年の三月十一日の事故後は、三月二十八日だと思ひますが、内閣府の参事として対応に当たられたわけでございます。

きょうは、原子力の規制当局に長年在籍された専門家として、これまでの問題点あるいは今後の課題について、包み隠すことなく、ぜひお話しただけのことを期待しております。それが、これからの日本の国の信頼であり、原子力行政であり、関係者への一番のメッセージだと思ひております。よろしいですね。そこで、最初に伺いますが、原子力安全委員会事務局長もされております、その後で原子力安

全・保安院の院長も歴任されました原子力の専門家として、それぞれの時期における、広瀬さんが安全について取り組んだポイントをお話してください。その際、日本の原子力の安全として一体何が問題や課題だったのか、また、その解決策に向けて、その立場、あるいは専門家としてのキャリアからどんなことに取り組まれたか、主なハイライトを二つ、三つ、これだということを言つていただけますでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) 御紹介いただきました広瀬でございます。

私は、原子力安全委員会の事務局長、それからまた、原子力安全・保安院長を務めていただきました。今、委員長から御質問のありました、原子力安全委員会の事務局長のときには、やはり耐震指針の強化等が重要な課題であつたかと思ひております。また、原子力安全・保安院長のときには、運転段階の安全規制の強化ということにさまざまな形で取り組んできたと思ひております。

私は、昭和四十九年に科技庁に入りましたが、それ以来、原子力の安全規制行政を中心に取り組んでまいりました。その当初は、やはりしっかりと設計によつて安全確保ができるということが基本的な考え方であつたかと思ひます。その後、次第に運転経験を重ねるにつれまして、しっかりと設計ということも、運転段階の安全確保、安全規制ということをより充実したものにしていこうということが必要になってまいりました。そのために、運転段階の安全規制、特に、例えば原子力事業者の方にまず責任を持つていろいろ検査に取り組んでもらい、それを規制当局がしっかりと監視するという形の安全管理検査というように制度が導入されていった時期だということに考えています。

設計段階でしっかりと安全確保をする、それから運転段階でも安全確保をしっかりとしていくというこの車の両輪、これをバランスを持つて取り組んでいくということが重要になつたかと思ひて

おります。

○委員長(黒川清君) そうすると、そういう御経験からいふと、安全委員会それから保安院の立場、機能というのをかなりわかつておられる専門家ということに来ていただいたんですが、例えば、事故後の班目委員長は一人でしか判断できないということをやつていたようでありまして、そのとき、どうして安全委員会が機能できなかったか。

外で見えて何かコメントはありますか、何で班目さんがああいうことを言うのか。一人でしか判断できなかった、誰にも相談を、武黒フェロさんも専門家としてあの辺におられたんだけれども、まだそのときは参事になる前なんだけれども、想像するに、一体何が起つたのか、何か御存じじゃないですか。

○参考人(広瀬研吉君) 済みません、その当時のことはよくわかりませんが、やはり班目安全委員長にも現場の十分な情報が上がらなかつたことで、なかなか御判断ができなかつたのではないかと思ひます。

やはり、ああいう事故が起りました際に、現場の情報をいかに的確に把握して、安全に取り組む必要な関係者がそれを把握して判断を下すかというそのラインが極めて重要だと思ひますが、今回の場合にはそのところが十分ではなかつたのではないかと思ひます。

○委員長(黒川清君) 簡単でよろしいんですが、保安院の院長もされておりましたが、今度のようなときは本部の事務局機能を果たすわけですよ、いろいろな災害が大変だったのはわかりませんが、先輩として見ていて、これは一体機能したんでしょうか。何か後輩に言つてやる言葉とかいろいろありはしないかと思ひましたけれども、こんなんじゃみつともないよとか、ないのかなと思ひました。要するに、育てるといふのは先輩としてごく大事だと思ひているので、あなたは専門家だから特にそういうのを聞きたいなと思ひました。



○参考人(広瀬研吉君) 繰り返しになります。原子力安全・保安院も、一体何が起きているのかということの確に把握することができなかった。それをもっと徹底的にやる取り組みというものを、あの時点でもっと取り組むべきではなかったかという気はいたしております。

○委員長(黒川清君) もう一つ。

四月十二日に、いよいよ、今度の事故はレベル7であるということを見で発表するわけですが、そのときはもう参与ですよ。そのときに、東電あるいは保安院等に対して、積極的に情報開示をしないよとか、もう隠してもだめだよというふうな助言をする機会があったんでしょか、あるいはされたんでしょか。最初、レベル4、5と言っていたのが、7だということになりましたね。

○参考人(広瀬研吉君) 四月の十二日の数日前の時点から、やはりあの福島事故というのは、外部への放射性物質の放出量等から見ても、レベル7はほとんど確実であろうというふうに見えておりました。

これは、世界にもきちんとそういう状況を把握してもらおうことがINESの評価の一つでございますので、レベル7にすることについては、私はそのときは内閣府安全委員会の方にいたんですけども、積極的に保安院の方に、一緒に評価を考えていこうということ働きかけたという状況でございました。

○委員長(黒川清君) 最後に、これは全く個人的なことでも申しわけないんですけども、たまたま、「わかりやすい原子力規制関係の法令の手引き」というのを去年の四月八日で出版されましたよね。これを見ていたときに、初めに前書きがあるわけですが、これが三月ですよ。このとき、こんなことになってしまつて、これは何としてでも改訂版にして最初から出した方がいいんじゃないかと思われませんでしたか。もうストップはかからなかったですか。

○参考人(広瀬研吉君) 本が出た後に事故が起

りましたので、実際は、全て原稿も出して、印刷も終わつて、本の形になっていた時点で事故が起きましたので、今委員長のおっしゃるようなことはちょっとできませんでした。

○委員長(黒川清君) 何とかとめる努力をするんじゃないかなと思つていたので、済みますか、そうですね。

それでは、私は、きょうはまた野村さんちよつといろいろ聞いてもらおうと思つています。野村さん、よろしく。委員を代表してやりま

すから。

○野村修也君 野村でございます。最初に前提になっていましたけれども、安全委員会の事務局長と保安院長を両方歴任されておられるんですけども、この二つの組織の関係について、ちよつと御説明をいただけますでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力安全委員会は内閣府にあります。原子力安全・保安院は経済産業省に属しております。原子力安全・保安院の原子力安全の一次行政というものを原子力安全委員会が監視するという関係にございます。

○野村修也君 チェック機能を果たす、そういうような形で理解してよろしいですか。

○参考人(広瀬研吉君) はい。一番端的な例が、原子力安全・保安院が設置許可の一次審査を行います。二次審査を原子力安全委員会が行つて、原子力安全・保安院の一次審査に瑕疵があったかということをチェックいたします。

○野村修也君 ちよつとこちらを教えてくださいたいんですけども、二〇〇六年というのがありますでしょうか。

新しい耐震指針というのが出たわけですね。それで、指針をつくつたのは安全委員会ということですが、それは間違いないと思うんですけども、保安院の方というのは、そのことについてどうい

お役目を果たすことになるのでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) 安全委員会が指針をつ

りますと、保安院は、その指針に基づいて安全規制行政を行つていく、原子力事業者はその指針に基づく対応を求めていくということになります。

○野村修也君 一応、この二つの組織は独立してチェックをする、牽制機能を果たしているという御説明だったわけですが、今の御説明ですと、この耐震指針に関して言えば、まずは安全委員会の方で指針を出して、それを受けた形で新たに保安院がそれを検討して、そして安全基準を出す、こ

ういう考え方でよろしいですか。

○参考人(広瀬研吉君) はい。今の話の中で、保安院が原子力安全委員会の指針を改めて検討しということよりは、むしろ、原子力安全委員会の指針をどのように実際に適用していくかという取り

組みをするということでございます。

○野村修也君 わかりました。指針ができてからそれを具体化していくということ、指針に従つた安全基準を出す、そういうことだと思つておられますけれども、今の二〇〇六年の新しい耐震指針が出て、そして保安院の方で安全基準が策定されたとき、広瀬参考人はどうい

うお立場に立つておられましたか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力安全・保安院でその指針の実際の具体化に取り組むということでございます。

○野村修也君 院長でいらつしやいますよ。○参考人(広瀬研吉君) 二〇〇六年です。○野村修也君 二〇〇六年。保安院長でいらつしやるといふことですよ。

○参考人(広瀬研吉君) はい。○野村修也君 二〇〇五年から二〇〇七年に籍だと思つておられますけれども、保安院長でいらつしや

つた。

十九日だと私もは了解しているんですけど、保安院の方から安全基準が出たのは、その後どのぐら

い期間を置いてからだということに御理解されて

いますか。

○参考人(広瀬研吉君) そこはちよつと記憶がはつきりしません。

○野村修也君 これは調べればわかることなんです

が、翌日の二十日ということになってるわけ

です。これは一日だけ検討したという理解でよろ

しいですか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力安全委員会の耐震指針の検討は、原子力安全・保安院もずっとフォー

ローをしておりましたので、それを実際の基準に

取り入れるという準備はほぼ並行して進めてきて

いたというふう

に思つています。

○野村修也君 ということは、役所は実質上一つ

であつて、同じようなことになつて

しょうか。

○参考人(広瀬研吉君) いや、原子力安全委員会

の指針の検討は公開で行われていますので、そ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

○野村修也君 先ほどの御説明ですと、指針が出ているので、その指針に従って判断をして具体化するとおっしゃられましたけれども、その指針策定中からずっと並走しておられて、ある意味では発表前に大臣決裁をとれるぐらいのものまで整えておられた、そういうことでよろしいですか。

○参考人(広瀬研吉君) はい。そのように御理解いただいて結構だと思います。

○野村修也君 規制当局のあり方等についてはいろいろと議論のあるところですが、これは本当に牽制機能を果たしているのかどうかという疑問点もありますけれども、その点、いかがなものでしょうか。

二つの役所自体が、これであれば一つの役所で部署が二つあった程度の、そんな形のように見えるんですけれども、そうとは限らないですか。やはり二つあることに意味があったということでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力安全委員会と保安院につきましては、保安院の安全規制行政につきまして原子力安全委員会に御報告をし、的確な御指摘等もいただけてきておりましたので、一次と二次の役割というのはこれまで果たされてきたのではないかと思っております。

○野村修也君 以前、こちらの委員会に班目委員長に御出席いただいたときに、特に深層防護との関係で、世界では五重の防護というのが常識になってきたところ、三重の防護というところにとどまってしまうというところが問題であるという御発言をされているわけなんですけれども、このような形で御批判を受けている点については、保安院の方の対応として何か問題点があったというお考えはございますでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) その点については、特に何か問題があったとは思っていません。

○野村修也君 保安院の方では、むしろ、シビアアクセシビリティについてはルール化をすべきだということお立場だということに私どもは理解しているんですが、そういうお立場ではなかったんでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) そういう考えではなかったか。

○参考人(広瀬研吉君) シビアアクセシビリティについて、世界的にいろいろなルール化、また、シビアアクセシビリティに対するアクセシビリティマネジメントについてもルール化の取り組みがされてきたので、そういう状況は保安院も把握をしておいて、もともと一歩進めていく検討をやっていくということの必要性は感じていました。

○野村修也君 そういう方針でしたし、そういう努力もされておられましたよね。具体的にどういう努力をされておられたんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 今、具体的に、ちょっと記憶がありません。

○野村修也君 電力事業者に対しては、やはりルール化の方針をお伝えになっておられたと思いますし、それについての意見交換というのを、勉強会のような形、研究会のような形を通じて実施しておられたと思いますけれども、その際のお立場というものは、どういうスタンスで臨んでおられたんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 今回の事故が起こったからということではないんですけれども、やはり原子力安全確保の最後のとおりでいいでしょう。最も大事なところは、シビアアクセシビリティを起さないようにするというところでありますので、その原点にいろいろな機会に戻るといって重要である、そういう考えで対応してきたと考えています。

○野村修也君 役所の方というのが非常に大事にされておられるのは、例えばIAEAとかがもう五重の防護というのが当たり前だという状況に至っているのに、日本がその基準に追いついていないということに対して、相当問題意識があるはずだと思いませんか。役所の方というのはそういうところを一番大事にされるはずなので、絶対これは、日本でも三層ではだめだということお考えで推進側に戻っておられたと思うんですけれども、そうではないんですか。

○参考人(広瀬研吉君) そういう考えではなかったか。

たと思います。やはり、シビアアクセシビリティを防止するという、最後のところをしっかりと守るということの重要性というのは認識をいたしておりました。

○野村修也君 ごめんなさい、私の聞き方が悪かったのかもしれない。

まさに世界ではそれがルールとなって、規制です。保安院が規制の中に盛り込めば、事業者はそれに従ってやらなければいけなかったわけですよ。ところが、規制に盛り込むことなく、とどめてしまったために、シビアアクセシビリティは事業者の任意の対応になったわけですね。対応してもいいし、しなくてもいいということになったわけなんです。

それを規制として盛り込むということが世界の趨勢になってきたわけですから、当然、保安院のお立場としては規制に盛り込みたいというお考えだったということと間違いないですよ。

○参考人(広瀬研吉君) アクシデントマネジメントにつきましては一九九二年ごろから取り組んできてまいりましたが、アクセシビリティマネジメントの要求を法令化していくことについての世界的な状況というのは認識をしておりましたけれども、それに対してもう一歩進めて具体的に取組むという努力が十分でなかったというふうには考えています。

○野村修也君 はいかいいえで答えただければ結構なんです、保安院の立場としては規制に盛り込みたかったということよろしいですね。

○参考人(広瀬研吉君) 世界的な……

○野村修也君 はいかいいえで結構なので、盛り込みたかったということよろしいですね。

○参考人(広瀬研吉君) アクシデントマネジメントの法令化を……

○野村修也君 はいといえしかりありませんので、盛り込みたかったということよろしいですね。

○参考人(広瀬研吉君) アクシデントマネジメントの重要性は認識をいたしておりました。

○野村修也君 盛り込みたかったですか。

○参考人(広瀬研吉君) やはりシビアアクセシビリティ防止というのが最後のとりでですので、いずれ機会があれば、アクセシビリティマネジメントの要求をもっと法令上のものにするということが必要だと思っていました。

○野村修也君 それはなぜできなかったんですか。

○参考人(広瀬研吉君) その点は、今から思いますと、いろいろ反省点があると思っております。アクセシビリティマネジメント自体、一九九二年から取り組んだわけでございますけれども、その後、アクセシビリティマネジメントへの取り組みというのをさらに強化して、さらに強く取組むと申しましょうか、もっと強化をしていこう、そういう努力に欠けていたと思います。

○野村修也君 規制当局なんですよ。法律の中にそれを書けばいいわけですよ。一体なぜ書かなかったんですか。誰が反対したんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 誰が反対したというよりは、なかなかそういう具体的な議論まで達しなかったという状況だったと思います。

○野村修也君 どなたと議論されていたんですか。

○参考人(広瀬研吉君) そこは、具体的に誰ということではないんですが。

○野村修也君 それは、保安院の中の部下の方との議論が煮詰まらなかったということですか。それとも、規制対象となっている電力事業者との間の議論が煮詰まらなかったということですか。

○参考人(広瀬研吉君) むしろ、保安院の中で、もう一歩踏み出すという議論が煮詰まっていかなかったということだと思います。

○野村修也君 では、保安院の中に反対者がいたということですか。

○参考人(広瀬研吉君) 反対者がいたというふうには思いませんが、そういう議論がなかなか醸成していかなかったかと思っております。

○野村修也君 最終的に規制に盛り込むかどうか



<p>というのを判断するのはどなたなんでしょうか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) それは原子力安全・保安院長だと思います。</p> <p>○野村修也君 そのときの原子力保安院長はどなたですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) そのときのおっしゃるのとは、いつのことをおっしゃっておられるんですか。</p> <p>○野村修也君 二〇〇五年から二〇〇七年の間の保安院長で結構でございます。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) それは私です。</p> <p>○野村修也君 そのような形で、規制を最終的に決断されなかったというのは、御自身にまだ迷いがあつたからということなんですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) むしろ、仕事の重点を、先ほど申し上げました運転段階のいろいろな安全規制の充実というところに置いていて、優先度をそちらの方に置いて取り組んでいったということだと思います。</p>	<p>か。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) 原子力安全規制行政のルールをつくる第一義的な責任は、原子力安全・保安院にあります。</p> <p>○野村修也君 仮に、実際に事業者の方で、その規制が加われば多大なコストがかかるであろうか、あるいは住民に対する説明が難しいといったようなことが出てきても、それは別な次元で判断をされるのが保安院の立場ということでしょうか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) おっしゃるとおりです。</p> <p>○野村修也君 過去にさかのぼって、御自身が保安院長だったころ、それは実現できたというお考えでよろしいですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) 基本的にはそういう考え方で取り組んでまいりました。</p> <p>○野村修也君 二〇〇六年の新しい指針の話で、それを踏まえて、翌日に保安院が安全基準を出したというプロセスを先ほど冒頭にお話ししましたけれども、この際に、バックチェックというのが、今後、非常に重要な作業として組み込まれていくことになりましたよね。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) バックチェックと申しますのは、新しい基準に照らしまして既存のものがあるかということをチェックして、既存のものについて対応可能なことをやってみようということ。</p> <p>○野村修也君 何をやってももうですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) 例えば耐震でありますかと、耐震の強化に関することをやってみようということになります。</p> <p>○野村修也君 評価をして、シミュレーションした結果をお届けしたく、そういう作業ではないんですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) 新しい基準に照らして実態がどうかということを評価し、また、必要ならば強化をしてみようということも出てくると思います。</p>	<p>ば強化をしてみようということも出てくると思います。</p> <p>○野村修也君 それは、新しい基準がここにできました、過去は違う基準でしたということですか。この新しい基準が合理的だということですか。定まったときに、過去にさかのぼって、そのルールがもとの規制とすりかわって規制されたという理解なんですか、それとも点検だけが命じられているという理解なんですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) 新しい基準に従って、既存の施設の場合ほどの程度の安全確保の裕度があるのかということをチェックすることになります。</p> <p>○野村修也君 そうですね。チェックする、評価をする、それで報告するということですね。</p> <p>もし基準に合っていないければ、それ以後は、本来これは規制違反ということになりますよね。過去の部分で点検してみたときに、それが新しい基準に照らして不適合であった場合は、規制違反ということになるんですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) そこは、新しい基準をつくって既存炉にどう適用していくかというのは、その新しい基準をつくるときに、既存炉への適用のあり方ということをあわせて考えて取り組む。もちろん、新設のものについては新しい基準がそのまま適用されるわけですが、既存炉につきましましては、どういふふう新しい基準を適用するかということ、その適用する際に考え方を整理して取り組んでいくということになります。</p> <p>○野村修也君 その考え方には二つあるんですよね、考え方が。</p> <p>まさに、規制を適度させて適用させるというバックフィットという考え方で、単に、規制は遡及させないけれども、どうだったのか、過去にさかのぼって評価だけをしてお届けくださいというバックチェックという二つの選択肢があるんですかね。そこが、今、考え方を整理されるという論点だと思っておりますけれども、どちらに整理されたんですか。理由は結構なので、どちらに対応され</p>	<p>たんですか。</p> <p>過去にさかのぼって規制を及ぼせば、もしそこにそれがあれば規制違反ということになりますから、当然、そこで直ちに耐震補強工事を行って適合させないといけないことになりますよね。ところが、バックチェックというのは、過去にさかのぼって、もしそのとき新しい基準だったとしたらどうだったんだらうかということ点検して、点検の報告をする、それに対して耐震補強工事をするかどうかは事業者の任意という制度ではないんですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) 耐震の場合には、今おっしゃられたうちのバックチェックという対応でやることに……</p> <p>○野村修也君 整理されたんですね。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) はい。整理されました。</p> <p>○野村修也君 どうして、この二つがあつたのに、それをバックチェックという、ある意味では事業者任せの方の選択をされたんですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) 理想的にはバックフィットの方がもちろんいいわけですが、基本的には、安全規制の中でのいろいろな基準、指針をつくり出すときに、既存炉と新設炉を区別して対応するというのも実際の安全規制行政としてはあり得るわけですので、耐震の場合にはバックチェックということで取り組むことにいたしました。</p> <p>○野村修也君 その報告というのは、福島第一原発からは現時点で上がっておられるのか上がっておられないのかということはお聞きです。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) バックチェックに時間がかかっているということはお承知しておりますが、福島第一については、具体的に状況は把握しておりません。</p> <p>○野村修也君 仮に報告が上がってきたとした場合、その報告どおりに耐震補強工事が行われたかどうかというのは保安院は点検に行かれるんですか。</p> <p>○参考人(広瀬研吉君) 基本的には、現地に保安</p>
---	---	---	---





の、これは議事録ですから公開されていますので、御自身のをちよつと見ていただければというふうに思います。

これは、いろいろとオフサイトセンターについての説明が求められていて、そこでずつとこの施設の説明があるわけですが、特に、「緊急時に備える施設として整備をいたしてございませう」という、国会の答弁の中では、非常に整った設備というような形で御説明をされているわけなんです。この御発言、今から振り返ってみてどのようにお考えになりますか。

○参考人(広瀬研吉君) このような機能、また役割を持つものとして、オフサイトセンターをつくるということであつたと思います。

○野村修也君 設備自体は、趣旨はここでわかっているわけですが、今回の事故の後のことを考えてみますと、ここに書いてあるような形のこととはほとんどが実現できていないということなんです。それはどういうふうにお考えになりますか。

○参考人(広瀬研吉君) この原子力災害対策特別措置法に基づきましてオフサイトセンターを整備していったわけですが、オフサイトセンター自体は、原子力災害に備えるものであるわけですが、原子力災害そのものの影響を直接受ける、被害を受けるというようには想定をしておりませんでした。そのために、原子力事故が起こった場合に、オフサイトセンターはそこでいろいろの機能を發揮し得るものというふうにご説明して、防災訓練等もそういう考え方のつとめてやっております。

○野村修也君 まさにおっしゃる通りだと思っております。これは平成十四年の三月十三日のものですが、ここに、原子力災害合同対策協議会といったようなものをオフサイトセンターの中に設置するというふうにご説明されていますね。ここに書いてありますが、原子力緊急時に国、地方自治体、事業者等が一堂に会して情報の共有や連携をした防災対策の検討を行うこの協議会、

これをオフサイトセンターの中に設置するという予定だつたということですが、残念なことに、今回こういうものは全くここには設置されませんでしたね。

この答弁をされていたときには、一体どの程度の事故を考えてこういうふうになるものと思っておられたんですか。

○参考人(広瀬研吉君) もちろん、原子力施設でいろいろな事故が起こるといふことのための対応の施設でありますので、相当な原子力事故、原子力災害ということは前提としていたわけですが、影響が出てくるというほどのことまでは、その当時は考えていませんでした。

○野村修也君 ということは、オフサイトセンターの置かれていた場所まで原子力事故が及んでくるといふことは想定していなかったということなんです。まさにそこに放射線の影響が及ぶというようなことは全く考えていなかったということなんでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) 全くということではなくても、もしオフサイトセンターが機能しなかった場合には、次の、仮のところはどういうところがあり得るのかというところは検討をしておいたと思います。基本的には、今御指摘のように、原子力事故、原子力災害が起こりましたときに、このオフサイトセンターというのはそういう影響を受けずに機能し得るものというふうにご説明しておりました。

○野村修也君 もし仮に、放射線の影響、放射能の影響を受けることがなかったとしたら、この国会で答弁されていたような理想的な機能を果たし得たということは、今でもそう思っておりますか。

○参考人(広瀬研吉君) その理想のどこまでかはわかりませんが、やはり現地の関係者がそこに一堂に会して的確に情報交換をし、その情報が東京の本部の方にも的確に伝わっていくというふうな機能は、ある程度果たし得たのではないかと思います。

ふうにご説明しています。

○野村修也君 ちよつとこちらを見ていただきたいんですけれども、やはり同じような国会での御発言なんです。

これは、例えば、報道用の区画も敷地内に設置されて、そこにみんなが待機した形で情報共有ができるという御発言をされているんですが、こういふのは、もう報道機関との間では話し合いがつかないということなんでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) 報道機関とオフサイトセンターとの話というのは、いろいろなことがございまして、実際の対応しておる現場、各班がやっておりますところまで報道関係者の方に入つていただく、少し機能しにくくなる面もあろうかというところで、例えばその報道関係者の方との定期的な記者会見のやり方とか、それから報道関係者のオフサイトセンターの中でのパソコン等報道設備を持つてきていただく場所の確保とか、そういうことは報道機関との間で話を進めていたというふうにご説明しています。

○野村修也君 例えば、報道機関の方が、多少線量が高度でも、現地に近いところで報道したいのでオフサイトセンターに常駐させてほしいというふうに申し出た場合は、それは受け入れるという体制だつたということなんでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) そこは、なかなか難しい御質問だと思います。

やはり、報道機関の方は放射線業務従事者ではありませぬので、そういう事故のときに、特別の放射線被曝が許容できるといふことではないと思っております。

そういう意味で、放射線の状況にもよりますが、基本的には、報道関係者の方だからといって、やはり放射線の被曝の許容量が一般の方と違うということではないと思っております。

○野村修也君 民間の方に対しては、やはりある程度の放射線量があれれば、それはちよつと利用を差し控えてもらいたいということになるのかもしませんが、では、政府関係者の場合には、どの

ぐらいの線量までは許容しようとお考えになっていたんですか。

○参考人(広瀬研吉君) このオフサイトセンターをつくつたときの話ですか。

○野村修也君 はい。もともと、先ほどありましたように、政府関係者の人が、一堂に会して、そこで、現地で対応するというわけですね。原発事故が起こっているわけですから、その場合に、線量のこととは無関係ということはある得ないと思っております。

そうしますと、ある程度の線量が出ていてもここまでは、民間の人には、例えばマスコミの方はだめですよ、これはもう線量が出ていますからということになるんでしょうけれども、政府関係者は一体どこまで許容しようという計画だつたんですか。そうじゃなければ、国会でこんなことを発言できないですよ。もともと、一堂に会してということになっていくわけですが。

○参考人(広瀬研吉君) 具体的にどの程度の線量というところまで考えていたわけではございませんけれども、やはり緊急時に対応する公務員等の関係者の場合には、そういう緊急時対応の業務の重要性というものも考慮されることはあるだろうというふうにご説明しております。

○野村修也君 そうですよ。そういう考えがなければ、一堂に会してということはないわけなんですけれども、そういうことについて何の基準もつくつていなかったんですか。

つまり、オフサイトセンターを設置するに当たって、御専門だおっしゃっておられたわけですよ。それで、法律をつくることから携わっておられて、その後、保安院の審議官です。国会に呼ばれて、オフサイトセンターについて説明を求められているというときに、こういうふうにしてやるんですよという御説明はいんてんすけれども、実際に、例えば、どのぐらいの線量までだつたらどの人たちがここにどういふ形でいるのか、どういふときになつたらこのオフサイトセンターからは全員避難するのか、こういうことを何



にも決めていなかったということですか。

○参考人(広瀬研吉君) オフサイトセンターがそういう原子力事故から受ける影響、それに対する基準等については検討しておりませんでした。

○野村修也君 同じように、やはり国会で、当然だと思っただけでも、国会議員の先生方も質問されているんですね。つまり、これは被曝するんじゃないですか、このオフサイトセンター。被曝するんじゃないですかという質問に対して、広瀬参考人は、当時、防災の業務関係者が作業する上では放射線防護上問題ない施設としてつくっているという御発言をされているわけですよ。

では、これは一体どの基準なんですか。つまり、何ミリのシールドまでの被曝量を許容度と考えてこのオフサイトセンターに待機させる、そういう考え方だったんですか。

先ほど、民間の方だったら、まさかそんな普通とは違った状況の中には入れさせないというふうにおっしゃられたんですが、裏を返せば、ここに出てきている防災業務関係者という人々には、ある程度の防護上の対応を講じた上で、ここにどまつてもらうということを目的にしていたんじゃないんですか。どのぐらいの量を考えておられたんですか。それは全く考えていなかったんですか。

○参考人(広瀬研吉君) もちろん、原子力事業者における放射線業務従事者の場合には、緊急時に対応する被曝線量というのがあるわけでございまして、私の頭の中では、それを明確に基準化するというところまではもちろんいっていないわけでございますけれども、緊急時の放射線被曝線量というものはこういう際に一つの参考になるであろうというふうなことをちょっと考えておりました。

○野村修也君 今回、事故が起こったときに、オフサイトセンターには保安院の方々がおられましたよね。この方々は、オフサイトセンターにずっとどまつておられましたか。

○参考人(広瀬研吉君) その事実関係は、私はよく承知をしております。

○野村修也君 報道でも、日本じゅうの国民の人がみんな知っていることだと思えますけれども、これをつくられた御本人はそれを承知しておられないんですか。御関心がないんですか、この場所。

○参考人(広瀬研吉君) ちょっと記憶がはっきりいたしません。

○野村修也君 いや、皆さんに聞いてもわかると思いますが、日本じゅうの人がみんな、ここで保安院の人がいなくなったということを知っているわけですよ。

どうしてそんなことになってしまったんですか。

○参考人(広瀬研吉君) ここは関係者が集まって機能するところでありまして、やはりそういう関係者が集まるというところがうまく機能しなければ、このオフサイトセンター自体が機能しないことになってしまいますので……

○委員長(黒川清君) いや、それは広瀬さん、院長のときも、原子力安全・保安院は四つの使命があるとされているじゃないですか。一つは強い使命感を持つて業務に励む。それから二番目は科学的、合理的な判断をしていく。三番目は業務執行を透明性を持ってやる、これはアカウンタピリティーにもなる。四番目は中立公正性といつも

言つて、常にその規範を、あなたが少なくとも審議官、院長のときには繰り返し全員に強調していたというふうな書いでもおられますから、そういう意識がないんですかね。多分、何か緩んでいるのかもしれないけれども。

○野村修也君 考え方として決めておけば、ちゃんと対応の仕方もあったんでしようけれども、何

にも決まっていなかったから、結局、みんな危ないと思つて、誰もここを機能させようとしなかったわけですよ。そうすると、ただそこにとどまっているだけに、いろと言われても、それはいてもしようがないじゃないかと思うのもわからなくはないわけですね。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力災害対策特別措置法をつくり出すときに、オフサイトセンターというものの導入がなされたわけですが、それは、主としてイギリスの例等を参考にしてオフサイトセンターの設置というものを考えました。

その意味では、原子力災害のときにオフサイトセンターがどう機能するかということについて、本当にもっと自分のものになってきたかという点、そこは十分できていなかったかと思つています。

○野村修也君 ありがとうございます。では、ちょっと話を別なものにかえさせていた

○野村修也君 ありがとうございます。まだ国会の答弁の話が続いて恐縮なんですけれども、原子力防災訓練の話についてやはり御説明をされておられるんです。

○野村修也君 これですら十分だったとお考えになりますか。

○野村修也君 これですら十分だったとお考えになりますか。

○参考人(広瀬研吉君) 今回の福島事故等から見ると、今の時点では、それで十分だったということではないと思つています。

○野村修也君 当時はどう思つておられましたか。当時はもう十分だというふうには、八キロから十キロというこの範囲は十分なゾーンとして捉えられていた。当時は自信を持って考えておられたんじゃないですか。

○参考人(広瀬研吉君) 当時はこのEPZの八から十キロというのは適切な範囲であつたと思つています。

○野村修也君 確かに、国会でも、あえて技術的に起り得ないような事態も想定して、余裕を持って設定しているんだという御発言をされているわけなんです。この技術的に起り得ないような事態というのは、どのぐらいのものを想定しているかと考えられたわけですか。一体どんなものを想定しておられたんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力防災訓練のときにいろいろ事故の想定をするんですけども、内部事象、例えばこの冷却のポンプが壊れる、引き続いてもう一つのものが壊れるというふうな、次から次に幾つかのものを故障させるわけなんですけれども、そういうことが連続して起り得るようなことというのは、ほとんど小さな確率ではないかというふうには思つていました。

○野村修也君 通常、技術的に起り得ない事故というのは、この原子力の設置基準等も含めて、仮想事故という概念で捉えられていますよね。それは間違いはないですか。

○参考人(広瀬研吉君) はい、そうです。





A E Aの考えを受け入れて安全委員会の方が新しい指針を検討したいというふうに動いていたときに、保安院の方から安全委員会に対してメモを出されたということなのですが、そのときの保安院長はどなたですか。

○参考人(広瀬研吉君) 私です。

○野村修也君 このメモにはどんなことが書かれていたんでしょうか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力防災課から出ているメモには、原子力安全委員会に対して相手の課に出されたメモには、いろいろ新しい国際基準についての慎重な検討を求める趣旨のことが書いてあったと思います。

○野村修也君 これですすね。これは安全委員会のホームページにも掲載されていますので、公表されている資料ということだと思います。

ここに書いてありますけれども、「我が国が鋭意構築してきた各種防災体制をはじめ、原子力総合防災訓練の実施などによって、云々かんぬんといったようなものが、広く定着しつつある現行防災スキーム等を大幅に変更し、社会的な混乱を惹起し、ひいては原子力安全に対する国民不安を増大するおそれがあるため、本件の検討を凍結していただきたい。」という、非常に強い御発言ですすね。

○参考人(広瀬研吉君) この文書自体は、ちよつと決裁をしたという記憶がありません。

○野村修也君 ということは、これは決裁という言葉が非常に限定的に捉えられて、決裁をとったかたらないかといえはとつていない、それは結構なんですけれども、この文書を出すに当たって部下の方からは御説明を受けていますすね。

○参考人(広瀬研吉君) そこは記憶がありません。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

○野村修也君 議事録を見られますか。これは秘密ですから公開することはできませんけれども、ごらんになったら御記憶は喚起されると思えます。非常に熱心にレクを受けておられると思えますけれども。

○参考人(広瀬研吉君) 私自身は、原子力安全それから原子力防災というのは、地元……

○野村修也君 言いわけは結構ですすね、これを出すに当たって説明を受けたか受けなかつただけ御説明いただけませんか。

○参考人(広瀬研吉君) そこは記憶がありません。

○野村修也君 ごらんになりますか。これは、安全・保安院の、あなたに対する御説明の議事録です。ごらんになったら記憶が戻るんじゃないですか。

○参考人(広瀬研吉君) 私自身は、原子力安全、原子力防災というのは、地元の理解が極めて重要だと思っております。特に原子力防災につきましても、むしろ国と地元が一体的に取り組みむものと思っておりますので、やはり二〇〇六年当時の国際基準の検討にしましても、地元と一体となって調査検討していく、そういう取り組みがでないものかというふうに思っております。

それは、原子力安全・保安院は地元と一体となって営々として防災体制を築いてきたと思えますけれども、やつとそういうものが整備をされてきて、これからそういう防災体制をさらに地に足がついたものにするというようにすることが必要だと思っております。そのため、こういう国際基準の調査検討につきましては、まずよく調査検討して、そういうことを地元にもよく理解していただきながら、地元での実現可能性というものも少しずつ醸成していき、このような検討を進めていったらどうか、そういう思いでございます。

○野村修也君 私、一時間半ぐらい前にお尋ねしたこともすけれども、原子力安全委員会というのがありますすね。原子力保安院というのとは率直関係があつて、保安院の方が暴走しないように、原子力安全委員会の方が非常に重要な指針を出して、それを実施に移していく、そういう関係になつていくという御説明ではなかつたですか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力防災の実務につきましては、保安院が地元と密接に連携して取り組んでおりましたので、こういう新しい考え方に基づく国際基準の検討につきましては、やはり地元が後で追いつくということではなくて、非常に最初の段階から一体となつて取り組む、そういうことがぜひ必要であるというふうに思っております。

○野村修也君 最初にお伺いしたんですけれども、原子力保安院というのは経済産業省のもとにあるんですすね。それで、大事なことを決めるときには、これは行政の組織とされるということになるのは、指揮命令系統があるわけですよ。経済産業省の中には原子力を推進する部署もあるんですすね。ここに矛盾を抱えているからというので、安全委員会というところが、ゆがんだ政策がとられていないかどうかをチェックする、こういうたてつけではないんですか。

○参考人(広瀬研吉君) いや、私が地元と申し上げておりますのは、基本的には地元の自治体のごとでございます。例えば自治体それぞれが防災計画をつくつておられますので、そういう原子力防災体制というのは国と地元自治体が一体となつてつくるものだと考えておりました。

この新しい国際基準につきましても、非常に新しい概念のものでございますので、やはり地元と一体となつて検討していくために、慎重な検討が必要であらうというふうに考えておりました。

○野村修也君 国民は、さまざまな制度設計の変遷の中で、経済産業省の中に原子力推進の人たち

と規制当局が同居していることに対する疑問を持っていたわけですよ。そのことをきちつと、原子力規制は原子力規制として健全性を担保するために安全委員会の監視を受けるということになつていたわけですよ。

○参考人(広瀬研吉君) 繰り返しになって恐縮ですけれども、やはり原子力防災体制というのは、国と地元自治体が一体となつてつくっていくものでありますので、地元自治体等が特に防災については当初から一緒になつて検討していく、そういう地元との……

○野村修也君 回答が繰り返しですすね、これで結構ですが、やはり国民から見ると、決裁はとらなかつた、説明は受けたけれども決裁文書ではない、各なしの権兵衛ですよ。これは、後から見れば誰がやつたんだかわからないような文書じゃないですか。こんな行政文書は普通ないですよ。これは重要なことを申し入れてるのに、これは危ないとお考えになられたからじゃないですか。

説明は十分受けていますよ。なのに、こんな文書のつくり方をさせるというのはどういうことなんでしょうか。

○野村修也君 質問が違つたので、答えは違わなければおかしと思ひますけれども。

○野村修也君 はい、わかりました。結構です。この文書の後ろの方に、財政負担が増大するということ、これが反対の根拠となつていふんですけれども、これはどういう意味なんですか。



○野村修也君 この文書を出した後、安全委員会はどういう御反応だったか、御存じですか。

○参考人(広瀬研吉君) そこはよくわかりません。

○野村修也君 反論はなされていませんか。

○参考人(広瀬研吉君) そのところはよく承知をしております。

○野村修也君 またこれを見ますか。書いていますよ、ここに。

○野村修也君 ちよつと御質問していいですか。保安院は一体、誰と話し合つて、誰のために規制していたんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力安全・保安院は、やはり原子力安全それから防災につきまして、地元への理解というのは極めて重要だと考えて、いろいろな保安院の活動のかなりの部分をそういうことに割られてきたと思つています。

○野村修也君 ちよつと国民の方にわかりやすく説明していただきたいんですけども、原子力安全委員会はどういうことをせよというふうに保安院に対して指示を出されて、それは困ると言つたのはどういう理由からなんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力安全委員会は、新しい概念の新しい国際基準の検討ということに着手をされようとしていました。私自身、その国際基準の導入ということについては、そうすべきであるというのは基本的な考え方です。

ただ、防災という分野につきましては、やはり地元の関与する部分が非常に大きいものでございまして、そのために……

○野村修也君 そこはわかりました。では、私の方でも整理させていただきますので。

安全委員会の方が指示したとおりにもしやつていけば、防災のための区域というのは広がったんですよね。それはどうですか。広がったか、広がらないかだけ教えてください。わからないんですから、みんな。

安全委員会は、新しい世界の基準に従つて、防災訓練はもつと広い範囲でやりましょうというふう

うにただ言つただけなんですよね。それでいいんですよね。

○参考人(広瀬研吉君) 新しい国際基準というのは、考え方もかなり変わつておりましたので……

○野村修也君 広がったかどうかだけ教えてください。もつと広い範囲で訓練をすることができたんじゃないんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 新しい概念のものにするのと、広がるということになるかと思つています。

○野村修也君 そうですすよね。安全委員会は、今のエリアだと狭いので、新しい基準からいけばもつと広い範囲でみんな防災訓練をすべきではないのかというのを提案されたわけですよ。

○野村修也君 そうしたら、財政負担が多いとか地元の人たちの反発を買つたか、そういう理由をつけて、これはやめましょうと言つたわけじゃないですか。

○参考人(広瀬研吉君) 私がその当時に考えたことをお話をさせていただきますと、今までのものとは違う考え方の国際基準でありましたので、今まで、原災法ができてから何年かかけて防災の仕組みをつくつてきたわけでございますけれども、まだ、それをこれからしっかりとするというのも必要であつたと思つています。

○委員長(黒川清君) だけれども、それは国際的な状況が変わつたからじゃないですか、ナイン・イレブンもあつたし。いろいろ話があるから、オペレーション的なエラーじゃないという可能性があるからこそ、IAEAがあるわけじゃないですか。あなたが言つたように、やるのであれど、どうやってやるようにするかという方がよほど大事なわけじゃないですか。

だから、あなたはその院長だつたんだし、安全委員会の事務局長もやつておられたんだから、当然、そつちの方にやる努力は何をするのかということを考えるのが大事なんじゃないですか。それ

を、何でもこんなことを言われて、これは誰に言われたの。あなたの発案ではないということなんです、それで。そういうことを言いたいのわけですか、レクをされたという話は。

○参考人(広瀬研吉君) 私が申し上げたいのは……

○委員長(黒川清君) いや、いいんですよ、それは。あなたはそういう立場だつたのということを知っているわけじゃないですか、これだけ書いてあるんだから。

○参考人(広瀬研吉君) 調査検討のやり方がある方、そこにもつと地元の人に入つてもらい、当初から……

○委員長(黒川清君) いや、地元の人が入るような努力は、それでは、ふだんから何をしていっているんですかということですよ。

○野村修也君 今御発言いただいてわかつたんですけれども、最初、知らない、記憶にないとおつしやつていましたけれども、十分記憶にあるんです。その当時はこういうふうな考えていたというのを、それをずつと説得されていっているんですけども、よく覚えておられるんじゃないですか。

○参考人(広瀬研吉君) 新しい国際基準に慎重に検討して対応することが必要だということについて、自分がどのように考えていたのかということ、今申し上げましたとおり、地元と一体となつてやるという調査検討の仕組みが大事であるというふうなことを考えておりました。

○野村修也君 きょう、今のお話で、何十回も地元の方、地元の方という声が出てきたんですけども、地元の方が今思っているのは、そのときエリアを広げて避難訓練をしつかりさせてもらつていけばもつとよかつたのと思つているんじゃないんですか。そうじゃないんですか。地元の方というのはいふふふのことを期待しているというふう

に考えるものじゃないんですか。一体、地元というのには誰なんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 地元と私が申し上げておりますのは、地元の自治体の方のことを念頭にお話を申し上げておられますけれども、非常に考え方が今までのものと違つておりましたので、こういうものを導入するには、やはり調査検討の準備、そしやくをして、地元で醸成をしていくということがぜひ必要ではないかというふうなことを考えておりました。

○野村修也君 わかりました。地元というのは住民ではなくつたんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 私が申し上げている地元自治体というのは、そこにおられる方も含めて地元自治体と申し上げておりました。

○野村修也君 範囲を広げて訓練しましょうということに面倒くさいと思う人はいらっしゃるかもしれませんが、それが大事だということであれば、国の指導に従つてきちつと避難訓練をするということに抵抗する地元の方というのはいらるんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 範囲を広げるといふふうにおつしやられていられるわけですが、やはり今までの防災の考え方と違う考え方のものとなつていきましたので、そういうものを十分そしやくしないとなかなか理解をしていただけないのではないかというふうなことを思つておりました。

○蜂須賀禮子君 済みません、地元です。地元ですけれども、私は四キロ圏内ですけれども、一度も防災訓練はしたことがありません。

それで、地元を優先というふうなことを今おつしやつていますが、地元優先で、今、広瀬さんのもとで保安院の方たちが、よくわかりまし



た、私たちを置いて一番最初に逃げたというこ  
と。これで、私たち地元として確認させていた  
きました。

○野村修也君 指しがあったとかないとか  
じゃなくて、こういうふうな上司のところ、だ  
からこそ、私たちを置いて一番最初に、放射能が  
あるから、こうだからあだから、電源が切れた  
からといって、私たちが一晩いたんですよ、それ  
を、保安院の方たちはさっさとなくなつており  
ました。そのことだけはお伝えします。

○野村修也君 いかがですか、今の御発言。地元  
の方の声はこういう声だと思ふんですけれども、  
先ほど言っておられた地元というのは、負担が多  
くなる電力事業者とか、住民への説明が難しくな  
る電力事業者とか、あるいは今までのやり方から  
変えなければいけない地元自治体とか、そういう  
人たちのことじゃないんですか。住んでおられる  
方のことじゃないですか。

○参考人(広瀬研吉君) 恐縮でございます。地元  
という私の意味しますのは、もちろん行政組織、  
それから地元の住民の方ということでございま  
す。

二〇〇六年当時の新しい国際基準というのは考  
え方が本当に従来のものと違っておりまして、こ  
れが十分な調査検討やそしやくがなくて示され  
ていくと、お叱りを受けるかもしれないですが、や  
はり混乱も生じかねないと思っております。

○委員長(黒川清君) それはわかるんですけど  
も、もう何回も聞いておられるから、聞いている  
人も全然わからないと思うんですけども、あなた  
が院長の二〇〇六年にも、アメリカでやはりテロ  
の攻撃とかいろいろなことがあったので、B5b  
というのを言ってきたじゃないですか。言われて  
いたでしょう。そういうことについては、何かす  
るつもりはあったんですか。どこから横やりが  
入っているんですか。つまり、保安院の院長なん  
だから。

では、もう一つ聞きますけれども、あなたの後  
任の院長は、あなたは専門家だったんだけど

も、その人はあなたが選んだんですか。どうして  
そういう人にしたんですか。

○参考人(広瀬研吉君) それは、私が後任を選ぶ  
人事権はありませんので、経済産業省の方で決め  
ておられます。

○委員長(黒川清君) そうすると、保安院は全然  
独立していないということですね。

○野村修也君 決めるのは大臣ですか。

○参考人(広瀬研吉君) そこはよくわかりませ  
ん。経済産業省の……

○野村修也君 行政を長年やっておられて、人事  
を最終的に決めていくのが誰かというのがわから  
ないというのではないですか。役所に行  
けばもう毎日のように、ある時期になると人事の  
話はかりですよ、みんな言っているのは。  
御自身が推薦したわけじゃないですか、一体どう  
いう形で決まるんですか。最終的には大臣ですよ  
ね。

○参考人(広瀬研吉君) 保安院長よりもっと上の  
レベルで決められる人事だと思えます。

○野村修也君 保安院長の上というのはどなたな  
んですか。

○参考人(広瀬研吉君) 官房長がおられ、事務次  
官がおられるということだと思えます。

○野村修也君 官房長、事務次官、そして最終的  
には大臣の決裁ですね。省としての御判断とい  
うのは当然及ぶわけですよ。

○参考人(広瀬研吉君) ということは、保安院とい  
うことは、保安院というの、やはり経済  
産業省の中での政策の一環として存在していた  
ということになりますか。

○参考人(広瀬研吉君) 経済産業省の中で、原子  
力安全・保安院は、原子力の安全行政と産業保安  
をつかさどる部門として存在しております。

○野村修也君 だから、省益というのは共通して  
いるわけですよね、経済産業省に二つの省益があ  
るはずはないので。

○参考人(広瀬研吉君) 経済産業省の一部門  
であることは間違いございません。

○野村修也君 最後に伺いたいですけれども、

最終的に国民の生命、安全というようなものを守  
るといことが皆さん方のお仕事の第一義であつ  
たのかどうかということについて御説明いただけ  
ますか。

○参考人(広瀬研吉君) 原子力安全行政にしまし  
ても、産業保安にしましても、国民の安全を守る  
ということがその二つの行政の使命だと思つてお  
ります。

○野村修也君 ただ、きょう一連のお話を伺つて  
いきますと、そもそもEPZの設定には、立地指  
針の段階で何となく計算がかなり乖離してしまつ  
ていたということがありますよね、一万倍も違つ  
ているという数字が出ていくわけじゃないですか。  
意図的にゆがめたわけではないという御発言では  
あつたかと思ひますけれども、しかし、ここまで  
乖離するというのは普通のミスではないですか  
ら、ちよつとゆがんでいるというふうに見られて  
もしょうがないというふうに見られてもしょう  
がない。

これを保安院は放置されてきたわけですし、ま  
た、IAEAなどから避難区域を見直すという方  
針が出ていて、それで、安全委員会はそのに乗っ  
ていこうと動いてきたにもかかわらず、それに對  
してストップをかけたという事実は、きょうやり  
とりをして相当御記憶が残っておられたこともわ  
かりましたので、まさにやめさせたということ  
はあるんだと思ひます。

さらには、避難区域が拡大されるということ  
を、毎年のように同じようなエリアで同じよう  
に、避難訓練をしておられたということになると思  
ひます。

さらには、最終的には、この原子力事故が起  
こつた後に保安院というのは本当に役に立つたの  
かという点で見ると、前に寺坂院長が来られたと  
きは、結局、事務局としての機能を院長は全く  
果たさずに官邸から去つてしまつたという話なん  
ですよ。

さらには、きょう明らかになつたように、オフ  
サイトセンターからは皆さんの部下の方々はさつ  
さと荷物をまとめて帰つてしまつていくわけだ  
よ。避難してしまつていく。

こんなので保安院というのは役割を果たしてい  
たというふうには言えるんですか。国民のために  
なつていたと言えませんか。第一義的に国民の  
生命や安全を守るための役所だというふうには、  
今でも胸を張つて言うことはできるんですか。

○参考人(広瀬研吉君) 私は、原子力安全・保安  
院の職員は、保安院ができてから、お叱りを  
受けるかもしれませんが、常に二十四時間、あの  
緊張の中で取り組んできたと思ひます。もちろ  
ん、それが非力であつたという御批判はあろうか  
と思ひますが、それぞれの部署で常にそういう緊  
張に耐えながら、また場合によってはそういう緊  
張を家族にも与えながらそれぞれ取り組んできて  
いると思つておりました。私自身は原子力安全・  
保安院で職員と一緒に働きましたことを誇りに  
思つております。

ただ、仕事の大きな流れで見ますときに、先  
ほど委員長から、言っておくべきことではないかと御  
指摘をいただいたわけですから、次第に設計  
から運転の安全確保という段階になりました、や  
はりドキュメントがだんだん、品質管理にして  
も、それから安全管理検査にしましても、そうい  
うドキュメントの整理ということがかなり大きな  
比重を占めるようになってきた、そこは私の大き  
な反省点でございます。やはり、常に現場に戻つ  
て、現物をしっかりと見て、そういう現物の中で、  
弱いところ、そういうものを常に確認していく、  
そういう取り組みというものを少し離れていっ  
たのではないかと、私自身は反省いたして  
おります。

○野村修也君 何か反省するところが違つたよ  
うな感じがしまして、職員の方が真面目に取り組ん  
だのは当たり前だと思ひます。物すごく一生懸  
命やられたと私も思ひます。その職員の方々が  
こんな非難を浴びるような組織にしてしまつ  
た、その保安院長の責任を語つていただかない

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第八号 平成二十四年三月二十八日

と。文書作成業務が多くなったとか、そんなことを聞いているんじゃないんですよ。

○委員長(黒川清君) どうですか、広瀬さん。ちよようどあなたが院長を退任されるときに中越沖の地震が起きたよな。そこでも東電はたくさん隠蔽をしようという活動がありましたよな。あなたはその責任者で、いろいろなことをルールをつくって、これだけの本を書いても、何をしているんだらうかということ国民は思っていると思うんです。

だから、そのときに、大臣のみんな洗いざらい出してこいという話になるわけですが、そこから本当に変わっていますか。OBとして、職員は一生懸命と言うけれども、上の人が一生懸命でなければ何もついてこないんじゃないですか。だんだんなれてきちゃうと思いますよ。

そういう意味では、この広瀬さんの、たまたま、何というタイミングだろうと私も思って、気の毒だなと思うんですけども、この前書きにちゃんと書いておられますよな。事情が変わった、変わったとおっしゃいますけれども、「原子力や放射線に係る技術は、高度な総合的技術であるとともに、制度の技術でもあります。潜在的な危険性を有する原子力や放射線に係る技術を社会の中で安全に活用するためには、不断の技術開発とともに制度を適確に構築し、その制度を遵守すること、さらに必要に応じて制度の改善を図っていくことが重要です。」と。

それを、地元地元という話でも、五十数基あったら、地元といったら日本全部の国民のことじゃないですかという意識がどのくらいあるのかなという話をふだんからしていないと、若い人たちがついてくると思いますが。それも、この間も寺坂院長もちょっとおっしゃっていたんだけれども、いろいろ不備があると。知っているのはそっちの話じゃないか、国民がそんなことを知っているわけがないんだから。だから、そういう話をふだんやっていると姿勢があつて初めて部下はついてくるんじゃないかと私は思います。

我が国独特とは言いませんけれども、そういうところが、全ての組織の責任あるポストにある人ら、そういうことがあつたときに責任をとるといふことじゃなくて、どういうとり方をするのかという話もすごく大事な話で、やはりそういうような話が、いざというときに本質がどんでん出てきて、そういうポストにいる方たちですから、国家の信用そのものがメルトダウンしてきているんじゃないかというのが国民の一番の懸念じゃないだらうかと私は思っています。

多分、委員の方々もいろいろ今言いたいことはたくさんあると思うんだけど、どうしてそうなってしまったのかという話を、もつともつとこの委員会でもそうですけれども、また現地の福島の方々にもお話を聞きながら、今アンケート調査もすごく反応が多くて、ちよつと読んだだけでも本当に胸を打つような苦しさを味わっていると思います。

そういう意味で、やはり原点に戻って皆さんとしっかりやってももらいたいし、あなたは今は院長じゃないかもしれないけれども、内閣府の参与であるし、やはり言いたいことは言うべきだし、あなたたちが活動してきた保安院なり科技庁なり、いろいろな歴史の中で、あなたのキャリアとしての後輩に伝えるメッセージは何かということを私は期待していると思っております。武黒フェローにも同様のことを言いました。そういうことが一つ一つの国家の信用につながってくるのではないかと思います。

皆さん本当に何か言いたいというのはよくわかるんですけども、事故になつてしまつて、みんな出てきてしまつたんじゃないかと思えます。だから、あなたの一つ一つの思いがその場その場ではあつたかもしれないけれども、それを全体の組織としてどういうふうに浸透させるかは、自分が行動で見せることじゃないか。それは、一番大事なときにどういうふうな対応をするか、やはりみんな見ているんだと思います。

きょうはお時間をいただきましたけれども、また広瀬さんとはいろいろお話しする機会をぜひ持ちたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

質疑も尽きないところだと思いますが、委員会の終了の時間となりました。

広瀬さん、本日は本当にありがとうございました。

次回の委員会は四月中旬ごろを予定しております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

平成二十四年四月六日印刷

平成二十四年四月九日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局

〇



# 第9回委員会



# 第9回委員会

平成24年4月18日

(参議院議員会館内講堂)

## 概要

**原** 子力安全に関する規制機関である保安院の現職のトップである深野弘行氏に対する参考人質疑を行った。

保安院は、福島第一原発事故について専門家の意見などを踏まえ、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」（以下「技術的知見」という）を平成24（2012）年3月28日に取りまとめた。「技術的知見」には、今後の規制に反映すべきと考えられる30の事項（以下「30項目」という）が盛り込まれており、保安院は、この30項目を今後の原子力規制のベースになるものと位置付けている。

一方、総理大臣など4大臣は、「原子力発電所に関する四大臣会合」を開催し、「原子力発電所の再起動に当たっての安全性に関する判断基準」（以下「判断基準」という）を決定した。「判断基準」は、この30項目について「着実な実施計画が事業者により明らかにされていること」を求めているにすぎず、30項目が全て完了していなくても原子力発電所を再起動できることを示した。

委員会では、「判断基準」が決定された経緯と30項目との関係、30項目が安全対策として十分かどうか等が論点となった。

## 主要ポイント



深野 弘行 参考人  
(保安院長)

- 政府が策定した判断基準の基礎となっている「技術的知見」に示された対策は、暫定的な原因分析に基づいている。
- 「判断基準」が想定する事故は、「事故原因が福島第一原発事故と同じである」との前提に基づいている。
- 安全に稼働するために必要な以下のような対策も先送りされ、「判断基準」の想定を超える災害があった場合の対策ができていない。
- 福島第一原発の事故対応で重要な役割を果たしたとされる免震重要棟の設置が「中長期的課題」とされている。
- 欧州の多くの国で採用されているフィルタ効果のあるベント設備の設置が「中長期的課題」とされている。
- 住民避難計画等を含む原子力防災は、住民の安全確保にとって非常に重要であるにもかかわらず、「技術的知見」では検討の範囲外に位置付けられている。

当委員会は上記の議論を踏まえ、特に以下の点について、さらに検討する必要があると認識した。

- 規制当局は、事故原因を特定の事象に限定して対策するのではなく、地震、津波、火災、またテロも含めたあらゆる事象に耐えられる対策を立てるべきである。
- 住民の健康と安全を最優先に、事故発生及び事故拡大の防止、住民の安全な避難を含めた多層の安全対策を策定すべきではないか。
- 政府が設定した判断基準が、必ずしも上記のような対策を基本としていない以上、原発の安全確保に十分なものであるといえるか。
- 政治からの独立、事業からの独立が必要な規制組織の在り方を考えるに当たって、その独立性を実質的にどう担保すべきか。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第九号

平成二十四年四月十八日(水曜日)

於参議院議員会館内講堂

午後六時開会

出席者

委員長 黒川 清君

大島 賢三君

櫻井 正史君

田中 三彦君

蜂須賀禮子君

崎山比早子君

田中 耕一君

野村 修也君

横山 禎徳君

参考人  
(原子力安全・保安院長)

参与  
東京電力福島原子力発電所  
事故調査委員会事務局長

安生 徹君

深野 弘行君

児玉 龍彦君

山委員、お願いいたします。

本日(本日の)の会議に付した案件

調査活動報告について

原子力安全・保安院による平成二十四年三月二十八日付「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」及び原子力安全・保安院の役割等について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調と言われますが、第九回委員会を開会いたします。まず、各ワーキンググループの調査活動について報告いたします。

ワーキンググループ二について、田中三彦委員、お願いいたします。

○田中三彦君 座ったまま失礼いたします。

ワーキンググループ一は、事故調査を、主に物質的な事故原因調査をやっているグループですが、そこでは東京電力へのヒアリングを継続して

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第九号 平成二十四年四月十八日

実施しております。それから、規制当局である原子力安全・保安院、それから原子力関係のメーカー、それから、そのほかに原子力とか地震とか津波とか安全解析の専門家をお呼びしてヒアリングを、あるいは意見交換などを行っております。

それから、ごく最近では、新潟県の柏崎にありまして株式会社BWR運転訓練センター、いわゆるシミュレーションをするところ、シミュレーターがあるところですが、その視察を行ってまいりました。

そのほか、これまでに要求し入手している資料、それを調査、分析を継続しております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

ワーキンググループ二について、横山委員、お願いいたします。

ワーキンググループ二というのは被害調査のワーキンググループですが、ここでは、引き続き放射線による健康及び環境への影響についての分析と検討を行っております。それと、住民の避難及びその後の避難生活に関しては、福島県庁に出向いてヒアリングあるいは各省庁へのヒアリングというを行っております。

それから、海外調査につきましては、後ほど蜂須賀委員から説明があると思いますが、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアというチェルノブイリ原発事故の被害三国を訪問しまして、事故の被害の実態及びそれに対する具体的な対策というものを確認してまいりました。今後の調査に生かしてまいりたいと思います。

また、避難を余儀なくされた方々を対象として行っておりますアンケートは、四月十一日現在で一万六百二十九通返送を受けておりますので、現在、その結果を使って、住民避難に関する実態

を分析、検討しております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

ワーキンググループ三について、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。

ワーキンググループ三は、御承知のとおり、政策調査を担当しておりますワーキンググループでありまして、これまでと同様、引き続き、今回の事故の関係者に対するヒアリングや資料の分析を進めておりました。その中で、私どもとしましては、福島県に対するヒアリングを行うとともに、いわゆるオフサイトセンター、福島県庁に置かれておりますオフサイトセンターの視察も行いました。

それとともに、日本及び諸外国の原子力法規制に関する調査を引き続き進めているところでございます。

前回の委員会でも御報告しましたとおり、海外調査を私どものグループも実施しております。

この点につきましては、この後、大島委員の方から報告いたすことになっております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

それでは次に、海外調査について御報告いたします。

第一班について、大島委員、お願いいたします。

○大島賢三君 四月一日から十日にかけまして、国際的な原子力力の安全対策、緊急時対応、並びに二十六年前、一九八六年に発生しましたチェルノブイリ原発事故のその後の被災状況、対策等を調査し、本委員会の作業に資するため、欧州の五か国において二班に分かれて調査を実施しました。第一班は私と横山委員、第二班は崎山委員、蜂須賀委員が分担、担当し、第一班はフランス、オース

ストリア、ウクライナ、第二班はベラルーシ、ウクライナ、ロシアをそれぞれ訪問し、ウクライナについては二つの班の合同調査ということになりました。

まず、フランスは五十八基の原子炉を有し、アメリカに次いで世界第二位であります。電力の七五%から八〇%を原子力に依存する原子力大国であるわけですが、このフランスの原子力安全規制のための基本法と見られております原子力安全透明化法、二〇〇六年に制定されておりますが、この法律の成立経緯とか、あるいはその運用の実態を中心に調査を行いました。

このため、原子力安全規制の二人の委員、それから放射線防護原子力安全研究所の所長、原子力庁の長官、地域情報委員会の関係者並びにフランス電力公社、それから原子力企業のアレバ社の関係者等からヒアリングを実施いたしました。さらに、パリには経済協力開発機構、OECDの原子力機関、NEAと呼ばれる組織がありますが、この事務局長、それから同じくパリにあります世界原子力発電事業者協会、WANNOの会長からもヒアリングを行いました。

次に、オーストリア・ウィーンにおきましては、国際原子力機関、IAEAの天野之弥事務局長と面談したほか、緊急事態対応センター等の責任者からヒアリングを行いました。あわせて、ウィーンにおきましては、世界核セキュリティ協会の事務局長からもヒアリングを行いました。

以上、駆け足ではありますが、総じて非常に有意義な調査であったと思っております。今後、当委員会において我が国の原子力法制あるいはその組織の在り方を検討していく上でいろいろ参考になる所見を得ることができたと思っております。調査結果については最終報告書に適宜盛り込むべく、また追加情報の収集分析等を進めてまいります。



す。

以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

それでは、海外調査、今、大島委員からも申されましたけれども、第二班について蜂須賀委員、お願いいたします。

○蜂須賀禮子君 蜂須賀です。

第二班は、崎山先生と、ベラルーシ、ウクライナ、ロシアの調査を行いました。なお、チェルノブイリ原発調査などは、ウクライナにおける調査の一部は第一班と合同で行っております。

第二班では、主に三つの視点から調査目的を整理しました。一は、第一班との共通テーマである非常時体制の構築の在り方に加え、第二に、原発事故における健康影響、次世代影響も含めております。三、最後に原発事故による環境影響及びその農業における対策という三つの視点から調査を行ってまいりました。

いろいろ参考になることがたくさんありましたが、幾つか挙げますと、チェルノブイリ事故により原子力発電所から最も近いブリヂャチの町から移住したウクライナの人々や、事故による放射能汚染だけを受けたベラルーシのゴメリ州のホイニキなどから移住した人々とお会いする機会がありました。彼女たちといろいろお話をしましたが、移住にまつわる話の中に、いろいろと自分がその場に一緒にいるような気が、感じてなりませんでした。

私が自己紹介のとき、福島第一発電所の五キロ圏内の避難者と言うと、ある人は優しく私を抱き締めて涙を流しました。言葉は分からなくても、私は自分の今の立場で彼女たちの過去の悲しみが分かり、彼女たちは今の私の悲しみ、苦しみが分かってくれたのだらうと感じました。そして、二十五年も過ぎた今なお、美しかった自分の町を思う、帰りたいと思う望郷の念を強く感じてきました。そのほかに、現在抱えている健康問題というものを通じて聞くことができたことは、十分向こうに行つた価値があったと思えました。

さらに、原発サイトに程近い放射性廃棄物の処理場を調査し、放射能の拡散を防止するために放射性瓦れきを立入禁止区域で集中管理しているなど、事故処理が長期継続する非常に難しい問題であることも再確認をさせていただきました。

最後に、ベラルーシの汚染地での農業は、汚染地でもきちつと管理をしながら農業を行えば汚染の少ない食品を作ることが可能になるということをお話を聞いてきました。これは日本でも参考にできると感じてまいりました。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、今日の参考人からの意見聴取及び質疑応答を開始いたします。それでは、参考人の深野さん、今日はお願いたします。

本日は、三月二十八日に原子力安全・保安院が公表いたしました東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見についてという報告書がありますが、これについて、原子力安全・保安院の現在の院長である深野弘行さんに参考人としてお話をいただきました。御苦労さまです。

まず最初に、深野さんから、この度の四大臣の示された安全基準と、保安院が三月二十八日に示した東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見について、以下、技術的知見と言わせていただきますが、この技術的知見及びストレステストの関係などについて分かりやすく説明をいただけたらというところで、まず説明していただきます。

○参考人(深野弘行君) 原子力安全・保安院長の深野でございます。

説明に先立ちまして、今なお大変多くの方が福島で大変不自由な避難生活を送っておられるということにつきまして、心から規制当局の責任者と

しておわびを申し上げたいと思います。その上で御説明をさせていただきます。

それでは、まず、お手元にこの「事故の技術的知見に関する検討」という資料がございます。これに沿って私どもがやりました検討についての御紹介をさせていただきます。

まず、この検討の趣旨でございますけれども、やはり今回の事故を踏まえまして、この事故から得られる教訓を今後の原子力安全に役立てていかなければいけないと、そういう思いで始めたものでございまして、この事故の発生から事象の進展に沿って技術的課題を整理したものでござい

ます。そして、下に意見聴取会のメンバーをちよつと紹介させていただきますが、あくまでも私どもが保安院が保安院の責任において意見を聴きながら整理したと、そういう性格のものでござい

ます。それで、二ページでございますけれども、全体で八回ほどこの会を開いております。そこではいろんな意見を聴きながらやらせていただいたというものでございます。

それで、また二ページほど見ていただきます。四ページでございます。ここで、じゃ、事象の進展をどういふふうに私も見ていますかということでございます。まず最初に地震がありました。これで原子炉の自動停止から外部電源の喪失ということになったわけですが、この段階では非常用のディーゼルによって電源が確保され、炉心の冷却も行われていた。しかしながら、その後、津波によりましてほとんどの発電機から配電盤系統、電気設備が使用不能になりました。全交流電源喪失という事態に陥つたということでございます。

その中で、電気を使わなくてもいい冷却システムを使いまして冷却が一次的には行われたわけですが、その後、こういったものも停止をいたしまして冷却ができなくなり、燃料が露出して溶融してしまつた、そういう経過をたどつたと。そ

の中で代替注水などを試みましたが、最終的には外部への放射性物質の放出あるいは水素爆発ということにつながつたと。

こういうことでございまして、原子炉によりまして若干進展は違つておりまして、一号機は比較的早く事象が進展し、二号機、三号機はしばらくの間暫定的な冷却ができたわけでございますが、その後冷却不能になってしまつたということ、若干その号機ごとに進展の状況は違います。

その次に、各段階ごとにいろんな評価をいたしまして、そこから技術的知見をくみ出し、さらにそれに対してどういふ対策が取れるかというのを私どもの方で整理をしたというものでござい

ます。これが全体の構造でございます。その中で、まず一番最初の事象がこの外部電源関係でございます。

ここで、今ちよつと御覧いただいておりますように、この福島第一原子力発電所、外部からの送電が、地震によりましてこの送電系統が損傷して全く不能になってしまつたということでございます。この送電系統の鉄塔が損傷する、あるいは受電をする機械が損傷すると、そういったことによりまして、結果的には全ての系統が受電不能になってしまつたと。

ちなみに、このときに、ほかにも東北地方のこの地震の影響があつた五発電所で、全部で外部電源が二十二回線ございましたけれども、そのうち十九回線については使用不能になつたということでございます。広範にこの外部電源が被害を受けたということでございます。その被害の一つの例でございますけれども、そこにございますのが鉄塔の崩落でございます。これ、鉄塔そのものが耐震性がなかつたというよりは、むしろ斜面が非常に弱くて斜面が崩落してしまつたと。ちなみに、鉄塔自身が耐震性がなくて倒れたものは今回ございませんでした。

それから、その次のページでございます。それで、今のようなことで、じゃ、一体どういふ外部電源についてどうしたらいいかということ



でございます。これについて、やはりこの信頼性を上げるために幾つかの対策が必要なんじゃないかということでございます。

一つは、一つの系統が駄目になってもほかの系統から給電できるように、こういう異なるルートに接続しておく。あるいは、碍子が大変地震に脆弱だったということございまして、こういったことについての強化をする。それから、遮断器、これはスイッチでございますけれども、これも碍子が使われておるのは非常に脆弱でございます。さらに、実際に停電が起きたときに、どこが壊れたのかということにつきましてちゃんと検出ができるような対応が必要でございます。そういうこともこの対策で入れております。ただ、あくまでも外部電源が必ずあるということを前提にしてはいけないので、外部電源がないことを想定はしなきゃいけないんですが、更に対応力を強化するために外部電源の対策を取るのがまず最初の点でございます。

これ、ちなみに先ほどの遮断器でございます。これ、こういう具合に碍子が損傷した。右側にありますのは、これはガスを使う遮断器でございます。これは非常に耐震性があるものでございます。こういったものに対応していく必要があるんじゃないかということでございます。

それから、その次は、今度、所内電源でございます。これが広範に被害を受けたというのが今回の一つの特徴でございます。非常用のディーゼル発電機があったわけですが、これにつきましてもほとんどのものが被水、水没をいたしました。ただ、被水、水没をしなかったものもあるんですが、それにつきましても、その先の配電関係の設備が壊れますと使用不能になるということでございます。

これがその状況でございますけれども、ディーゼル発電機、この中で六号機のもは一部生き残りまして、生き残ったもの下に高圧配電盤等々ございますが、こういったものが使用可能だったので送電ができたということでございます。それ

に対して二号機、四号機も、実は空冷式の使える発電機があったんですが、その下流の配電盤以下が使用不能になってしまったために結局給電できなかったということでございます。

それから、もう一つ非常に大事なのは直流のバッテリーでございます。これがいろんな計器類とかそういったものを、あるいは弁を操作するのに非常に重要でございます。これについては、三号機、五号機、六号機以外は、これはもう水没して使えなくなったということ、これが非常に後の対応を苦しめたということでございます。

そういうことを踏まえまして、まずこの所内電気設備の位置的な分散を図るとか、あるいは浸水対策を強化すると。それからさらに、多重化、多様化をして、例えば水冷のものだと海と熱交換をします。それが駄目になる、その場合、それを防ぐために空冷のものを一部入れておくとか、そういったことが必要であるということでございます。

それからさらに、直流が非常に大事だということに申し上げましたが、蓄電池の容量をやはり強化することによって、簡単にはこれが使えなくならないようにするというのも考えるべきじゃないかと。それから、物によっては個別に専用電源を付けるとか、それから外部からの電源の取り入れを容易にするための給電口を整備する、そういった対応もございまして、これはその一例でございます。

それから、その次に、今度、冷却関係でございます。これが一番言わば過酷事故を防ぐ上で実際に重要なものがございます。これにつきまして、まず、今回、津波の影響によりまして全ての交流電源が喪失して電気をしようものは使えなくなりました。それから、海水との熱交換というのでもできなくなりました。最終的に熱をこれどこかに逃がさなきゃいけないわけでございますが、その熱を外に逃がすことが基本的にできなくなると、そういう状況でございます。

また、その中で、一号機、二号機、三号機、それぞれ電気を使わずに冷却をできる系統がございまして、これがしばらく、特に二号機、三号機についてはしばらく機能していた。ただ、一号機については、これももう直ちに、非常に早い時期に機能が止まってしまっていて、結果的に冷やせなくなると、最終的に燃料の損傷、溶融に至ってしまったということでございます。

具体的に幾つかその例を挙げますと、今の一号機の関係でございます。これは大きな熱交換器、タンクみたいなものなんです。タンクの中にこの熱交換のパイプが通っておりまして、そのタンクの中にたまっていく水に熱を捨てるといって、そういう装置がここに付いております。ただ、これが、弁が直流電流が失われたときに閉まってしまうと、フェールセーフということでございます。まずけれども、そういうことで、結局、相当早い段階で使えなくなりました。しかしながら、これについて、これが動いているんじゃないかというふうな、このいろんな圧力や温度が見られないものから、そういうふうな誤解をして対応が遅れたと、そういう面があったんじゃないかということでございます。

二号機、二号機につきましては、またちよつと今のは違う、原子炉に残った蒸気を使ってタービンを回しまして、それで給水を取るといって、二号機も相当程度、三日程度冷やせたわけでございます。一方、二号機については、炉の、格納容器の圧力が比較的良かったということございまして、ペントをするときに、このペントで圧力で開くものがございます。それがうまく開かなくてペントがうまくいかなくなったんじゃないかということが言われております。

それから、三号機につきましても、同じように蒸気タービンで注水するような系統がございまして、これにつきましては、一回これを使って圧力が下がったところで手動でこれを止めてしま

して、その後、別の弁を開いて減圧して、圧力を下げた上で注水しようとしたんですが、それがうまくいかなかったということでもまたその圧力が上がってしまった。結局、圧力が高いところには外から水が入りませんので、炉心の溶融に至ったと、そういうことでございます。

そういうそれぞれ経過でございますけれども、やはり今申し上げましたように、このところで、炉心が高圧の、高温の状態をいかに減圧して早く水を入れるかというのが非常に大事でございます。そのところのやはり判断能力を向上する、あるいはきちんとしたマニュアルを整備しておくというのは非常に重要でございます。

それから、こういう冷却設備が水をかぶってやられてしまうといけませんので、そういう耐水・浸水対策とか、それから、最終的に熱をどこかに捨てなきゃいけないと、そのためのやり方を多様化しておくとか、あるいは、弁の操作をより確実に、いざというときに電気がなくて開かないということにならないようにすると、そういった取組が必要でございます。それから、あと、さらに最後は海に熱を捨てるということがございます。そのための予備のポンプを確保しておくとか、そういったことも必要でございます。あと、使用済燃料プールの除熱というの也非常に重要でございます。

こんなところが教訓でございます。その後、浸水対策の例とかございまして、これはちよつと省略いたします。

それから、その次、今度は閉じ込めでございます。そうやって、冷却が不能になって燃料が溶けてくるといことになりまして、格納容器の中が高温になって、あと、そこに放射性物質がたまるわけでございます。それにつきましても、それが格納容器で閉じ込め切れなくなると外に出ていくということになります。外部に放射性物質が出ていってしまうと、そういうことになります。

今回、実際にそういうことが起きてしまったと

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第九号 平成二十四年四月十八日

いうことでございまして、じゃ、何でそういうことになって、どういうふうにして、どういうメカニズムで外部に放射性物質が出たのか、あるいは、どういうメカニズムで外部に水素が出たのかというところでございまして。

それにつきまして、今の各建屋について放射線量を測定いたしますと、比較的損傷の少ない二号機が比較的きちんとデータが取れるんでございまして、五階の放射線レベルが非常に高いということとでございまして。どうもこの五号機につきましては、かなりその上層階から出たということが想定される。それから、あと、その下の方の階でも出たところがございます。そういうことで、ちょっとこれ時間がございませんで省略いたしますが、結局、こういうシールの部分が過熱して壊れて、そこから外に出たというのが疑われるということとでございまして。

そういうようなことをずっと評価いたしますと、もう余り時間がございませんでちょっとずつと省略をいたしますが、これについても、こういう格納容器が過熱しないように、シールが熱で壊れないようにする必要があるということとでございまして、そういうことを中心に、あと低圧に早くできるようにすると、そういう対応を取るといことがこの教訓でございます。

最後は計装でございまして、これについても直流電流がなくなつて計装が取れなくなりましたので、これについての対応も必要だというのが最後の部分でございまして。これもちょっと時間がございませんで省略をいたします。

最後、結論的なこととでございまして、今申し上げたようなこととでございまして、ここで対策として挙げたようなことについて、これを今後の新しい規制に反映させていかなきゃいけないということとでございまして、やはり、絶えずこういうことを考えながら安全性を向上していくようなシステムが必要である。それから、今言ったような取組は海外ではもう随分行われておりまして、こういう海外の知見の反映ということも必要で

あるということとでございまして。

それから、あと、さらに前段否定と書いてございませけれども、何か備えをしても、それが必ず破られてしまうということも想定して、その次を常に考えていくということが必要であると。

それから、特に、こういう燃料損傷のような、シビアアクシデントといえますけれども、こういったことについての取組が非常に欠けておりましたので、こういったことについて、従来の考え方を超えて取組を進めていく必要があるということとでございまして。

そういったことを具体的に実現をしていきますのは新しい規制の体制の下できちんとやっていく必要があるということとでございまして、今の私も保安院としては、そのための材料をこうやって整理して提供させていただいたということとでございまして。

ここで、三十の対策というものを出したわけとでございまして、こういうものも踏まえまして、先ほど最初に御紹介がありました今度の安全性の判断基準というの組み立てているということとでございまして。

以上でございます。  
○委員長(黒川清君) ありがとうございます。時間内でしたが、ちょっと一言ですが、四月六日に「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」というのが四大臣の方から出ましたけど、これとの関係はいかがでしょうか。二、三分で。

○参考人(深野弘行君) これにつきましては、お手元にちよつと資料をお配りしてございませけれども、これ、基本的に三つの判断基準がございませ。

この資料の六ページに基準一と書いてありますけれども、地震、津波による全電源喪失という今申し上げたような事象の進展を防止するために、今御紹介したようなものも含む安全対策がきちんと取られているというのがまず基準の一でございませ。

それから、八ページに基準二がございまして、ここで、そういう今言ったような対応によって、少なくとも、今回、東京電力福島第一原子力発電所を襲ったような地震、津波が来たとしても、今申し上げたような炉心の損傷といったようなことに立ち至らないと、それが確認できるかというのがこの基準の二でございまして、これをストレステストの一次評価で確認をしたということとでございませ。

ただ、その後にもまた基準三というのがございまして、これは更にその次のページでございませ、九ページでございませけれども、今申し上げたような対策というのは、今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故というのが、地震、津波によって炉心が損傷して外部に放射性物質が出たこと。そういうことを防ぐために、まずとにかく炉心の損傷というのに至らないような対応を取ろうというところでやれたわけとでございませけれども、更により安全のレベルを上げていくということが必要とでございませ。

やはりここで立ち止まらなければならないということとでございまして、そういうことで、更に、今の三十の対策の中に入っております、特に炉心が損傷した以降の対策なども含めて、あるいは炉心が損傷する前の対策でも、より恒久的な設備の対応を伴うようなものも含めて信頼性を上げていくと。そういう取組を今後とも事業者がきちつとやっていくというのを見るのが、これが基準の三というところでございまして、ただ、いずれも今のこの技術的知見で評価をしております。

それから、もう一点だけ付け加えさせていただくとして、こういった対策、実は去年からずっと積み上げてきたものでございまして、この横長の資料の一番最後のページにこれまでもこういう取組を保安院がしてきたかというのを付けてございませ、まず、去年の三月の事故の後に、例えば、今申し上げたような電源車の導入とか、あるいは代替注水のためのポンプの導入等々の対策を

緊急安全対策として事業者に指示をしてございませ。それから、今申し上げたような知らない知見の整理というの去年の秋以降ずっとやってまいりまして、こういった対策を言わば整理をしてこういう基準として提示をさせていただいたと、そういうものでございませ。

以上でございます。  
○委員長(黒川清君) ありがとうございます。幾つかですが、去年からずっと準備しながら保安院の役割を向上させようと、しかも、ここで止まることなく常にとおっしゃってましたので、これを確認しながらこの後のちよつといろいろ御意見を伺いたいたいたいた。

御存じだと思いますが、当国会事故調では、今まであなたの先輩である寺坂さん、それから広瀬さんと、原子力安全に関する規制機関である原子力安全・保安院の院長、歴任お二人ですが、対して参考人聴取をいたしました。

今までの参考人聴取においては、原子力安全・保安院においての原発の安全性について責任を有した方たちが、当方の質問にも丁寧に回答しないかできないか、また異なる質問でも事前に想定された質問を繰り返すなどということもありませんが、御覧になっていかどうか分りませんが、原子力の安全を守るという姿勢に疑問を抱くような、参考人として誠実な対応をしていないんじゃないかなと判断を、私たちがするわけじゃないかと、皆さん見えていますから、判断をせざるを得ない場合がありました。

今おっしゃったように、去年からもう素早く対応を始めています。厳しくやって、しかもこの三十項目に、たゆまざる、これだけじゃなくまだまだ進めていくぞということをおっしゃったわけですが、過去のお二人の話を聞くと、誠実な対応をしていないんじゃないかなと思われようなどころもなかったわけではないので、そのような場合にはもう一回また来ていただく、参考人としてお呼びすることも検討せざるを得ないと思っております。



本日の、ですから、せっかく来ていただいた参  
考人に対しては、このようなことがないように誠  
実な姿勢で回答されるように十分に留意してい  
たきたいと思います。深野さん、よろしいです  
ね。

○参考人(深野弘行君) はい。

○委員長(黒川清君) それでは、まず私からです  
が、そもそも原子力安全・保安院の設置目的は何  
ですか。

○参考人(深野弘行君) 国民の負託を受けて、原  
子力の安全を確保するために規制を確実に実行  
していく、それによって原子力による災害というのを  
防ぐと、そういうことが原子力安全・保安院の使  
命でございます。

○委員長(黒川清君) そうですね。そうすると、  
確認しますけれども、経済産業省の設置法には保  
安院の所掌事務として、「エネルギーとしての利  
用に関する原子力の安全の確保に関すること。」  
と定められていますが、原子力の安全の確保に関  
する規制を行う責任は保安院にあるわけですね。

○参考人(深野弘行君) さようでございませ  
ぬ。

○委員長(黒川清君) そうすると、国民の健康と  
安全を守る、あるいは国民を原子力の放射線障害  
から守るといったことはその目的に含まれている  
のでしょうか。

○参考人(深野弘行君) 私どもが所掌しておりま  
すのは原子炉等規制法でございますので、明示的  
には書いてございませんけれども、ただ、私ども  
の考え方としては、やはり原子力による災害を防  
ぐことを通じて国民の健康なり環境を守ってい  
くと、そういうのは重要な使命だと思っております。

○委員長(黒川清君) それはみんな共有してい  
るんですね。

○参考人(深野弘行君) 私はそう思っておりま  
す。

○委員長(黒川清君) 分かりました。そうす  
す。

○委員長(黒川清君) 分かりました。そうす  
す。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第九号 平成二十四年四月十八日

日の話ですが、三月二十八日の東京電力福島第一  
原子力発電所事故の技術的知見について今おっ  
しゃいましたけれども、大量の放射性物質が環  
中に放出されたことについては、原子力安全・保  
安院は原子力安全規制機関として深く反省しな  
ければならないと書いてあるわけですよ。

○参考人(深野弘行君) 私ども、二〇〇一年にこ  
の原子力安全・保安院を立ち上げたわけござい  
まして、私もそのときにこれを立ち上げる作業に  
かかわっております。そのときに、やはり一つ  
は組織のミッションというのをはっきり持たな  
きゃいけない。そういうこともありまして、こ  
れは経済産業省で恐らく初めてではないかと思  
いますけれども、四つの基本理念というのを、これ  
は私自身が相当かかわって作成したものでござ  
います。

○参考人(深野弘行君) 私ども、二〇〇一年にこ  
の原子力安全・保安院を立ち上げたわけござい  
まして、私もそのときにこれを立ち上げる作業に  
かかわっております。そのときに、やはり一つ  
は組織のミッションというのをはっきり持たな  
きゃいけない。そういうこともありまして、こ  
れは経済産業省で恐らく初めてではないかと思  
いますけれども、四つの基本理念というのを、これ  
は私自身が相当かかわって作成したものでござ  
います。

○参考人(深野弘行君) 私ども、二〇〇一年にこ  
の原子力安全・保安院を立ち上げたわけござい  
まして、私もそのときにこれを立ち上げる作業に  
かかわっております。そのときに、やはり一つ  
は組織のミッションというのをはっきり持たな  
きゃいけない。そういうこともありまして、こ  
れは経済産業省で恐らく初めてではないかと思  
いますけれども、四つの基本理念というのを、これ  
は私自身が相当かかわって作成したものでござ  
います。

○参考人(深野弘行君) 私ども、二〇〇一年にこ  
の原子力安全・保安院を立ち上げたわけござい  
まして、私もそのときにこれを立ち上げる作業に  
かかわっております。そのときに、やはり一つ  
は組織のミッションというのをはっきり持たな  
きゃいけない。そういうこともありまして、こ  
れは経済産業省で恐らく初めてではないかと思  
いますけれども、四つの基本理念というのを、これ  
は私自身が相当かかわって作成したものでござ  
います。

○参考人(深野弘行君) 私ども、二〇〇一年にこ  
の原子力安全・保安院を立ち上げたわけござい  
まして、私もそのときにこれを立ち上げる作業に  
かかわっております。そのときに、やはり一つ  
は組織のミッションというのをはっきり持たな  
きゃいけない。そういうこともありまして、こ  
れは経済産業省で恐らく初めてではないかと思  
いますけれども、四つの基本理念というのを、これ  
は私自身が相当かかわって作成したものでござ  
います。

○参考人(深野弘行君) 私ども、二〇〇一年にこ  
の原子力安全・保安院を立ち上げたわけござい  
まして、私もそのときにこれを立ち上げる作業に  
かかわっております。そのときに、やはり一つ  
は組織のミッションというのをはっきり持たな  
きゃいけない。そういうこともありまして、こ  
れは経済産業省で恐らく初めてではないかと思  
いますけれども、四つの基本理念というのを、これ  
は私自身が相当かかわって作成したものでござ  
います。

○参考人(深野弘行君) 私ども、二〇〇一年にこ  
の原子力安全・保安院を立ち上げたわけござい  
まして、私もそのときにこれを立ち上げる作業に  
かかわっております。そのときに、やはり一つ  
は組織のミッションというのをはっきり持たな  
きゃいけない。そういうこともありまして、こ  
れは経済産業省で恐らく初めてではないかと思  
いますけれども、四つの基本理念というのを、これ  
は私自身が相当かかわって作成したものでござ  
います。

○参考人(深野弘行君) 私ども、二〇〇一年にこ  
の原子力安全・保安院を立ち上げたわけござい  
まして、私もそのときにこれを立ち上げる作業に  
かかわっております。そのときに、やはり一つ  
は組織のミッションというのをはっきり持たな  
きゃいけない。そういうこともありまして、こ  
れは経済産業省で恐らく初めてではないかと思  
いますけれども、四つの基本理念というのを、これ  
は私自身が相当かかわって作成したものでござ  
います。

こういう経験をして、あるいはこういう研修を受  
けて、こういう力量を持っているべきだとい  
う、そういうことは組み立ててやってきたつもりで  
ございますけれども、結果的にそこまで至らなかつ  
たというのは本当に申し訳ないと感じていること  
でございます。

○蜂須賀禮子君 蜂須賀です。

深野参考人は、大熊町、双葉町を含めまして、  
今回の事故により被害を受けた町に来てその総括  
をしたのですか。

○参考人(深野弘行君) 就任をしまして、とにか  
く県知事さんにはまずお目にかかっておかなきゃ  
いけないと思ひまして、異動をいたしましてす  
ぐにまず県庁を訪問させていただきました。

それから、現場をやはり見なければいけない  
ということで、これもほぼ同タイミングでござい  
ますけれども、現場に参りまして、当然、事故の  
ありました発電所の中に入り、そこで作業に当  
たっている責任者の方ともお話をさせていただきました。

それから、福島県議会にも一度お邪魔をさせて  
いただいた、これについての、全員協議会のよう  
な形だったと記憶しておりますけれども、そこ  
でいろいろと御説明申し上げ、また御質問も受け  
させていただきました次第でございます。

○蜂須賀禮子君 そうですね。県議会でもいろ  
いろと御説明なされたことをちよつと耳にいたしま  
した。しかし、大熊町は見ましたか、町の中は、  
その……

○参考人(深野弘行君) 現場に参りますときに、  
その……

○参考人(深野弘行君) はい、通りましたけれど  
も、ちよつと時間の制約もございまして、ゆつ  
つと見たいということではございません。

○蜂須賀禮子君 分かりました。

それで、話変わりますけど、国民の安全、健康  
を守るという立場から安全基準を策定するに当  
たって、今回の事故で避難が遅れ、あるいは避難  
所を転々とせざるを得なかった福島の被災者の理  
解をなくして、相変わらず技術的知見中心に安易  
に進めるのはおかしいのではないですか。住  
民や国民の安全を確保する規制局としてどう考  
えてでしょうか。

○参考人(深野弘行君) その点については本  
反省をすべき点だと思っております。そういう  
ことで、むしろ、やはり事故を深く考えて、それ  
に対してどういうことが対応としてできるのかと  
いうことについての検討をいろんな形で進めてき  
たというのがまず一つございませぬ。

それから、あと、やはり一方で、今おっしゃ  
れた避難とかそういう対応も非常に重要なこと  
で、それも、やはりこういう施設そのものの安  
全なりと同時に考えておかなきゃいかぬものだ  
ということでございます。それにつきましては、や  
はり今回、そういう住民の方の避難あるいは私  
どもの防災活動のどことが悪かったのかという  
ことについてよく考えて、そういうことが起き  
ない、二度と起きないような対応をきちんとつ  
くっていくことが同時に非常に重要でございます。

例えば、今回大きな反省点というのは、保安  
院は本来こういうことが起きたときに情報のハ  
ブとして働かなきゃいけなかったわけござい  
ますけれども、情報のハブとしての機能を果た  
すことができなかった。一つには、いろんな通  
信関係がかなり厳しくて途絶をしまして情報  
が取れなかったというのがあるんですが、そ  
ういうこともあって、そういうことも頭に置  
いて備えておく必要があったと思ひますので、  
例えばそういう情報を取る仕組みをどうする  
のかとか、それから、官邸と私どもと別々の  
ところで活動していたのではなかなかうま  
く、官邸の中でこういう防災活動をするとい  
うことも必要であるということ、そういう方  
向で対応できるように今準備をしているところ  
でございます。

それから、現地の方では逆に避難が非常に  
うま



<p>くいかかったということがございますので、今これは原子力安全委員会の方でも、何か異常な、深刻な事態になったらもう直ちに、周辺五キロの方には申し訳ないですけども避難をお願いする。そういうPAZという新しい考え方を、これはIAEAなんかでもそういう考え方になっておるのでございますが、それを導入するという考え方は立っておりまして、これは、本格的に実施するのは最終的に安全委員会の指針が改定されてということなんです。もうこれは先取りしてやるべきであるということ、もし今仮にそういうことがあったらそういう対応も取ると。</p> <p>それから、オフサイトセンターや何かうまく機能できなかったということで、そのところについていろいろな手を打つということを今進めておるところでございます。</p> <p>○委員長(黒川清君) 技術的なことは別として、避難計画は保安院の対象外ですか。</p> <p>○参考人(深野弘行君) 避難計画につきましては、一義的には自治体がお作りいただくんですが、それについて私どもがもちろんサポートをしてきちんとした避難計画ができるようにしていく、そういう役割を私どもは果たさなきゃいかぬと思っております。</p> <p>○委員長(黒川清君) だけど、PAZを入れるなんてことは前から言われていたわけでしょう。しかも、この保安院ができたときの最初からあなたはスタッフですよ。その間エネ庁と両方を行ったり来たりしていますよね。だからよく知っているわけでしょう、この辺のいきさつは。</p> <p>それで、今からやりますというのはいまいうわけですか、PAZでも。</p> <p>○参考人(深野弘行君) いや、これはもう大変本当に申し訳ないと思っております、やはりIAEAなんかでそういう議論が進んでいたと、そういったことについて私どもとしての注意なり対応というのが大変欠けていたということで、これはもう本当に反省をしております。</p> <p>やはり、これまで、この件に限らず、例えばシ</p>	<p>ビアアクシデント対策なんかもそうでございますけれども、やはり少し内向きに過ぎたんじゃないかと。本当はIAEAとかいろいろなんところでもっと進んだいろいろな角度での規制の検討なりが行われておったんではないかと、そういうことについて、より早く対応すると、そういう姿勢にやっぱり欠けていたと言わざるを得ないです。やはり非常に内向きの姿勢になっていったということが反省すべき点だと思っております。</p> <p>○委員長(黒川清君) それはあなたたちの問題なんじゃないですか。広瀬さんもそう言っていますよ。PAZはいろいろ、どこかからあって、潰しましたじゃないんだけど、そういう話が行われていますよね。駄目だったんですか。</p> <p>○参考人(深野弘行君) やはり、そういう検討が進んでいるということについて私どもの意識が足りなかったと、そういうことを……</p> <p>○委員長(黒川清君) 知らなかったわけじゃないですよ。世界の常識知らないわけじゃないですよ、優秀だからみんな。</p> <p>○参考人(深野弘行君) はい、そういう検討が進んでいるということについては承知をしていた。ただ……</p> <p>○委員長(黒川清君) そうですよ。</p> <p>そうすると、今度のやつにはそれはどうして入らないんですか。入っていますか。技術的なこととって言っているけれども、その四大臣声明もそれ入っていますか。</p> <p>○参考人(深野弘行君) 入っています。</p> <p>○委員長(黒川清君) 入っていますね。</p> <p>○参考人(深野弘行君) はい。</p> <p>○委員長(黒川清君) 避難のところも入っていますね。</p> <p>○参考人(深野弘行君) 入っています。</p> <p>○委員長(黒川清君) 国民の検討と書いてありますから。前向きじゃなくて、本当に入れているんですか。</p> <p>それでは、ちょっと伺いますけれども……</p> <p>○野村修也君 ちよっと待ってください。</p>	<p>先ほど三十項目をずっと教えていただいたんですけども、PAZもオフサイトセンターも入っていませんよ。</p> <p>○参考人(深野弘行君) この三十項目は、これはプラントの技術的検討でございますので、これについては入っております。ちよっと誤解を与えたかもしれない。これではなくて、むしろ、保安院として今後新しい規制体制に向けていろいろ今準備活動をしているわけでございますけれども、その中には今のその防災の面も入っているということでございます。</p> <p>○野村修也君 どこかにオープンになっているんですか。</p> <p>○参考人(深野弘行君) 先日、これも四大臣会議の、一番最後の回じゃなくて五回目の回だったかと思えますけれども、その回のときに、今保安院として進めようとしている防災についての見直しというのはこういうものだというのは、その四大臣会合の場で御紹介をして、その後資料として公開させていただいております。</p> <p>○野村修也君 それはロードマップのような形でちゃんと期限が決まっているんですか。</p> <p>○参考人(深野弘行君) 取りあえず今やらなきゃいけないこと、それから更に新しい規制機関が立ち上がったときにやることと、そういうことで整理をさせていただきます、それから、それだけじゃなくて、原子力安全委員会の方でも今相当検討を進められて、防災指針の改定までは行っておりませんけれども、改定案のところまで行っております。</p> <p>○野村修也君 ちよっと一点確認させていただいていいですか。</p> <p>そのロードマップで早急にやらなければいけないことというのは、原発の再稼働前にやることになっていきますか、それとも、その後やることになっていきますか。</p> <p>○参考人(深野弘行君) 再稼働の問題とはこれは直接リンクはしていない、並行してやると、そういうことでございます。</p>	<p>○野村修也君 今おっしゃっていただいた、たくさんいろんなこと、反省点があって、三十項目以外にもやることを考えているということは分かるんですが、今国民の関心が一番向いているのは原発の再稼働なんですけれども、その再稼働の前に、反省点は、できるところはちゃんとやってから再稼働という、そういうタイムスケジュールになっているんですか。</p> <p>○参考人(深野弘行君) これは、再稼働とは今の防災のやつは直接リンクしているわけじゃないかと、これはもう並行して防災の方もどんどん進めると、そういう……</p> <p>○野村修也君 並行の意味を聞いています。再稼働で今議論されていますよね。四大臣が安全基準、判断基準というのを示されて、これをパスすれば再稼働だということ、そういうタイムスケジュールだと聞いておりますけれども、その前に、今おっしゃられた保安院自体が反省しておられることで完了するものというのはあるんですか。</p> <p>○参考人(深野弘行君) 今、保安院としてこの再稼働の前にやることになっておりますのは、先ほどの……</p> <p>○野村修也君 あるのか、ないのかでいいんですけれども。あるんでしょうか、ないんでしょうか。</p> <p>今、るるたくさんおっしゃられましたね。例えばオフサイトセンターの改善であるとか、あるいはPAZの話も出てまいりました。これらについては、今スケジュールとして再稼働のスケジュールが示されておりますけれども、それよりも前に実施されるということがお約束されているんですか。</p> <p>○参考人(深野弘行君) そこは明示的に再稼働の前にここまでやるということにはなっておりません。</p> <p>○野村修也君 並行というのはそういう意味ですか。つまり、再稼働が起こってからまたゆっくりやると、そういうことなんですか。</p>
--	---	---	--





それが本当にできているかというのを基準二で確認をしたということになります。

○野村修也君 そうですね。

では、そこで、考え方は分かったんですけども、では保安院としてはその原因について何%ぐらい説明されているというふうにお考えになっておられるのでしょうか。

○参考人(深野弘行君) ちょっとこれ、定量的に申し上げるというのはなかなか難しいんですが、それでまた一号機から四号機までというのは内部が相当放射性物質で汚染されて入れない部分もございまして、最終的にじゃ現物が見れているかといえ、これは現物が見れていないところは多々ございます。

ただ、その中で、私どもとしては、今持てる情報の中で、それを最大限活用して、あるいは解析をやって、こういうことが蓋然性としては高いと、そういう評価をしたということになります。

○野村修也君 ただ、原因は不明であるという理解でもあるわけですよね。

○参考人(深野弘行君) 不明というところがそれは少しどうかと思うんですが、じゃ、完全にそれだけか、それで確定できるかといえ、それは最後は現物を見ることが恐らく必要であろうかと思っております。そこところについてはどうしても不確かさは残っていると。ただ、少なくとも相当な蓋然性を持って、私どもとしてはこういうことではないかということがこの結果だということになります。

○野村修也君 ここに今技術的知見の文章を幾つか掲げさせていただいていますが、この文章では、今後解明しなければいけないことがあるとか、必ずしも明らかではないというようなことが文語としてはかなり並んでいるわけですね。たくさんあるのをご指摘してもいいんですけど、今ここに書いてあることにしても、今後解析を行うと、

してあるという文章になっているように読めるんですが、これはやっぱりまだ原因は十分分析されていないという理解ではないわけですか。このように書いてあっても、もう対策を決めるに値するだけの原因分析はできたというふうにお考えになっておられるんですか。

○参考人(深野弘行君) はい。少なくとも対策がある程度考えるぐらいの材料はあるというふうな私どもは考えておりましたが、少なくとも現物が見られないところはいろんな解析をやるとか、あるいはプラントの、特に地震直後のパラメーターをよく読んで評価をして、それを私どもだけではなくて専門家にもいろいろ見ていただいて、それで一応の今時点での評価をこういう形でまとめたいということになりますので、そこからそれに対応した対策というのは私どもは出せると思っております。

○野村修也君 なるほど。

○田中三彦君 ちょっといいですか。

○野村修也君 どうぞ。

○田中三彦君 その事故原因のことと関連してちょっと幾つかお尋ねしたいと思っております。

田中と申します、委員の。

三月二十八日の技術的知見というのをじっくり読ませていただきましたけど、その中に、地震の観測記録を用いた地震の応答解析において、安全上重要な機能を有する主要設備は評価基準を満足しているというふうな、そう書かれています。ですが、その使っている地震動というのは途中で途切れちゃっていて、実際には観測されていない。そこに結構大きな地震も来ております。それから、こういうものというのは、評価値ですね、単純に応力の評価レベルだけを調べるんじゃない、難しい言葉で言うと低サイクルの金属疲労破壊ということが起きている可能性があるわけで、そういうことも検討しなきゃいけない。そうやって見てみると、それからさらに、重要な機器全てやっているわけではない。

重要なおところとして取り上げられているのが十分ではないというふうな、そういうふうな、いろいろ考えていくと、これは安全上重要な機能を有する主要設備は評価基準を満足していると言えるところ、その根拠というのはどうですか。それについて何か。

○参考人(深野弘行君) これにつきましては、もちろん私ども、一号機から四号機について完全に現物が見えているわけではございませんので、例えば、以前、柏崎刈羽で行ったようなあいう詳細な確認はできていないのでございます。

ただ、少なくとも、かつて耐震バックチェックの評価方法で用いたようなやり方で地震応答の解析を行ってございまして、少なくとも主要な設備については評価基準値の中に収まっているというところは確認をしております。ただ、更はその対象を広げまして、これは五号機を一つの事例として対象を広げると、一部その評価基準値を超えている部分がございます。これにございましては、いたが、実際に、五号機の中に立ち入ることでもできますので、実際にその中に立ち入って、そういう評価基準値を超えた部分についてどうだったかというところについての確認も行ってるところでございます。

○田中三彦君 その耐震の評価が十分に行われていないんじゃないかという質問を私はしたわけですが、それに対して、しているんだという根拠を教えてください。そういう問いです。

○参考人(深野弘行君) それにつきましては、私ども、今回の地震の地震動を入れて主要な部分について応答解析をやったと。それによって、少なくともその主要な部分について評価基準値を超えていないというところを確認をしたと、そういうことでございます。

先ほど御指摘がありましたように、地震動が一部途切れている地震計もございまして。これについては、付近に地震計で全部データの取れているものもございまして、どのぐらいそれによる影響があるかというの評価をいたしましたけれども、それほど大きな影響ではないという評価をしてお

ります。

○田中三彦君 これは設計をするわけじゃなくて、事故の解析をするわけです。事故の解析というのは、格納容器の中で何が起きているか分からない、そうすると、例えば配管なら配管の健全性を知らうとするときに、ほかのものは全部健全だとして計算をすればもつというところはかなり、これは分かるんです。

だけど、そうではなくて、事故解析というのは設計の解析ではないわけ。そうすると、例えばいろんなハンガー類とかサポーター類があるわけだけれども、そういうものが二つ外れている、あるいはどこかのボルトが切れて架台が飛んでいるとか、そういうことが起きていて可能性がある。そういうものを一つ一つ潰して、いわゆるイベントツリーですね、そういうような解析をするというのが事故の解析の一つのやり方ですけど、そういうことは、切されていない。そのことについてどう思いますか。

○参考人(深野弘行君) 確かに、御指摘のように、イベントツリーを作ったの解析という形にはしてございません。ただ、そういう主要なサポーターとかそういうものについても主要なところは応答解析をして、もつかどうかというところは確認をしているというふうな理解をしております。

○田中三彦君 そうすると、この技術的知見にも書いてあるんですが、事象の解明が十分に進んでいない部分や分析が不十分なところも残されていると、そういう認識でよろしいですか。

○参考人(深野弘行君) もちろん、先ほど申し上げましたように、全て見尽くしているわけではございませんので、そういう意味での不確かさというの残っています。

ただ、その中で、少なくとも今プラントのいろいろなデータとか、あるいはこれまでやった地震応答解析から見ると、少なくとも地震で大きな安全機能に影響を与えるような損傷が生じているとは考えにくいと。そうすると、今回、一方で津波でいろんな電気系統が広範囲に被水をして使えなく



なった、あるいは海水との熱交換ができなくなつた、そういったことが非常に大きな後の問題を引き起こしていることは一方であるわけでございまして、そういったことに対してどういう対策が取れるかというのはそこから出てくるというふうには私は考えております。

○田中三彦君　そういう白黒決着をする対策に漏れが出る。だから、グリーンゾーンの中で話をしなきゃならないものについてはグリーンゾーンで話をした方が十分な安全対策が取れるんです。そういうことではなくて、一つの道、都合のいい道だけの原因としてやっているように見えてしまうが、

でも、それはともかくとして、いろんな説明がまだ十分になされていない、暫定的な見解を基に四大臣の安全対策というものが、基準一、二、三ですね、それが作られていると、そういうことでしょうか。

○参考人(深野弘行君)　少なくとも、今回のようなことが起きてしまつて、それを深刻な燃料損傷ということに至らないために今どういう手が打てるかということについては、それは今回の知見からも少なくとも対応ができています、そういう評価の下での基準一、基準二を作り、それから更に安全レベルを上げていくために基準三を作つたと、そういうことではございますので、少なくとも今回やったことについてはその範囲での意味というのには持つていきたいと思います。

○田中三彦君　要するに駄目だと私は思つていますが、格納容器の中で起きていたことが分からないということと安全対策というのは非常に密接に関係するわけだけれども、非常に都合のいいものだけが選ばれているような気がしてならない。

そのことと関連して、福島事故で最も学ばなければならぬことというのは、国民目線でいえば、今後、福島で起きたのと、今回のとは違う直下型の地震が起きたら、火災だとか、それから航空機の落下だとか、それからテロとか、そういう

ようなものだったこれは考えて対策を取られていかなければならないわけですね。ところが、そういう、まあそれはそれとして、その今のやり方というのは推定原因を狭めていく、それで非常に狭くした原因に関して対策で、これで再稼働の条件をそろえていくというのは、これは非常に国民目線からするとうまいやり方ではないというふうに思ふんですが、それについてはどうですか。

○参考人(深野弘行君)　少なくとも、今回起こつたようなことを起こさないために今何ができるのかということでは、それを最終的に御説明申し上げて、最後は、そのところは政治レベルで御判断をいただいたというふうに私は考えております。

ただ、もちろん、この技術的知見のレポートも、あるいはこの対策も、ここまでできたからいいんだということでは決してなくて、やはり、先ほど前段否定ということも申し上げましたし、それから安全神話に陥つてはいけませんという点で、常にこれは進歩させていかなきゃいけないと。そういうことは、これは私も考えておいて、このレポートの中にもそういうことをちよつと触れさせていたおいておられますけれども、やはり例えばシビアアクシデントについても、こういったもの以外にもいろいろと考えなきゃいけないと。

それから、今回のものはあくまでもこの事故からポトムアップで整理をしたものでございますので、トップダウンでもう一度その……  
○委員長(黒川清君)　分かりました。そうすると、二〇〇六年ですか、その地震の対策の話の指示が出ましたよね。その後、バックチェックと言つたけど、あれは全ての原子炉に言つたわけですか、保安院として。あなた、保安院のエキスパートだから聞いてるんだけど、全ての原子炉。

○参考人(深野弘行君)　はい、全ての原子炉に対して指示はいたしました。

○委員長(黒川清君)　それは全部されているんですか、もう。

○参考人(深野弘行君)　しています。やりましたけれども、結局、その後、非常に時間を経過してしまつて……

○委員長(黒川清君)　いや、時間はいいんだけど、それじゃ、バックチェックして、チェックをオーケーしたわけね。  
○参考人(深野弘行君)　まだ……  
○委員長(黒川清君)　何かするんであれば……  
○参考人(深野弘行君)　やってくださいという指示はしておりますけれども……  
○委員長(黒川清君)　それ、フォローしたんですか。

○参考人(深野弘行君)　当時、私、次長で行つた時期がございまして、そのときにもうバックチェックの指示は既に終わつておりました、バックチェックの作業が進んでおりました。  
○委員長(黒川清君)　じゃ、それ、結果はどうなつたの。

○参考人(深野弘行君)　結果的に全部終わつていなかったもので、こんなに時間が掛つたら困るということ、そこは保安院の中にも体制をつくつて、それを早くやつてくれということは今時やつたことではございます。  
○委員長(黒川清君)　プッシュできるわけじゃないですか。

それじゃ、ちよつと、野村さん。  
○野村修也君　今のお話ですけれども、バックチェックを指示したということはどうでもよくて、バックチェックが行われたかどうか大事なことですから、それ、福島第一原発でバックチェックが行われていなかったということはもう周知の事実ですので、やつているかのように言つてもらつては困るわけですね。ですから、地震対策はかなり乏しいわけですね。  
もし、万が一、ちよつと聞いてもいいですか、もし原因というのが地震でも何らかの事故が起こつていたかもしれないという仮定を置いたとしたら、今回の判断基準は変わりますか。

○参考人(深野弘行君)　ちよつとかなかなか、何とお答えしていいかあれなんです、地震は地震で別途、今大変遅れてお叱りをいただいておりますけれども、バックチェックはもうとにかく大至急やらなきゃいけないということで進めております。それで、もし地震への対応が不十分だということであれば、それはそれでやっぱりちゃんと対応を取つていただくということは、これは今別途進めておりました、今回のこの基準二のストレステストの中でも、一次評価で地震に対してどのくらい安全裕度があるかということは評価をしております。

それで、例えば一番最初にやつた伊方なんかでは、基準地震動で想定をしていたものに対して一・八倍まで裕度があるという評価をしております。仮にその地震動が、評価をし直した結果もつと厳しい地震動が来るということになれば、その裕度は食われ、もし裕度がなくなれば、これはやはり問題ということにならうかと思つています。  
○野村修也君　じゃ、かつて中越沖地震をきっかけとしてバックチェックを実施して、そして震災対策、防災をしると、要するに地震対策を講じろということ命じてきた政策は、且今中断した形で、ストレステストの方で評価したからそれではないというふうに考え方が変わったということなんですか。

○参考人(深野弘行君)　いや、そんなことはございませぬ。それは、耐震バックチェックはむしろ今並行して進んでおまして、去年三月の震災の後、ちよつと一時震災対応で追われてそういうことが滞つた時期はございましたけれども、それは今は再開しております。特に今回の地震を踏まえて、新しく出てきたいろいろな地震上の知見を反映させた形で今進行しているところではございませぬ。  
○野村修也君　耐震バックチェック自体は再稼働の条件ですか。  
○参考人(深野弘行君)　耐震バックチェック自体

は、再稼働といいますが、ストレステストとは一応別の作業として進めております。

ただ、仮にその耐震バックチェックをした結果、評価すべき地震動が非常に厳しくなると、全く余裕がなくなってしまうということになります。それは当然再開には影響してくると思えます。

○野村修也君 ということは、論理的な前提としてはバックチェックが済んでいなければいけないということでしょうか。

○参考人(深野弘行君) バックチェックの結果も参照しながらやっているということではございません。

○野村修也君 もう一度確認ですが、再稼働のためにはバックチェックというものは終了していることが前提条件だということでしょうか。

○参考人(深野弘行君) 前提とまでは言っておりませんが、バックチェックの結果というのを参照しながらやるので、もし仮にその地域で例えば従来よりもずっと厳しい地震動の評価をしなければならぬということになれば……

○野村修也君 規制庁のトップでいらっしゃるわけですから、並行してやっていますとか、それをこちらも見ながら参考にしてとか、そういうのじゃなくて、ルールですから、ですから、バックチェックが終わっていなければ前提を満たしていかなくて今回の基準を満たしても駄目だと考えておられるのか、それとも、バックチェックが終わっていないけれどもストレステストのところ地震動のある程度見たから再稼働させてもいいという判断の方に変わったのか、どちらなのかを説明してください。

○参考人(深野弘行君) そういう意味では、ストレステストはストレステストで、バックチェックとは別に進めているということになります。

○野村修也君 だから、別じゃなくて、再稼働の条件としてバックチェックは必須なんですかという事です。

○参考人(深野弘行君) バックチェックが終わって

ていることは必須ではございません。ただ、バックチェックの作業を見ながらやっているということではございません。

○野村修也君 そうなりますと、先ほど来からちよっとお話が出ていますので、結局、今回の基準の作り方というのは、原因が何であるかということとその原因を特定させた対策を講じるかということに、非常に矮小化されていると思えますけれども、そういう発想なんですか。それは先ほど確認させていただいたんですけれども。

そのときに、先ほど田中委員の方からも御指摘があったように、必ずしも原因が津波だけだったというふうには今特定できていないわけなんです。それは先ほどこの、もう一回ページをめくって元に戻しても結構なんですけど、この技術的な知見というところにもたくさん書いてあるわけなんです。それが地震の影響があったのかどうかは今後評価しなきゃいけないと随所に書いてあるわけです。そういう不明確な状態でありながら、その耐震の補強というのを再稼働の条件に組み込まないという、そういう論理になっちゃったのはどうしてですか。

○参考人(深野弘行君) そういう意味では、耐震についても、だから、どのぐらい耐震上の余裕があるかというのを見て、十分な余裕があると確認して判断をしているということになります。

○野村修也君 いや、ですから、保安院が、ストレステストというのが始まる前までは耐震バックチェックをやって、そして耐震補強するという、これはずっとやってきた政策じゃないですか。そのこと自体は続けておられるとおっしゃっているわけですね。だとすると、過去の政策と今回の再稼働の基準というのが、その再稼働のところだけはそれと次元の違うストレステストで点検したからいいんだというのであれば、過去やってきたことは何だったんですか。

○田中三彦君 一ついいですか。原発の安全性というのはシビアアクセシビリティで

決めるものじゃないですよ。まず、基本的にそんなものを起こさないためのバックチェックというのが必要です。そつちではなくて、シビアアクセシビリティがうまく乗り越えられるかどうか、そこの方を稼働の条件にしてはいいませんか、今。

○参考人(深野弘行君) ちよっと私の言い方が誤解を与えたのならあれなんですけれども、むしろシビアアクセシビリティ、燃料の損傷のようなことに至らせないと、そのために事前にいろんな対策を取って、それによってそういう事態に至らない、そういうことを確認して、それで基準の一、基準の二を満たしたことを確認している、そういうことではございません。

○田中三彦君 シビアアクセシビリティ以前に、普通の要するに地震に対して耐えられる構造を持つているかどうか、今までやってきたもう基本の基本ですね、それがバックチェックですよ。それを稼働の条件になぜしないんですか。

○参考人(深野弘行君) バックチェックはバックチェックで、さっきから申し上げますように、これはもうきちんと進めていく。ただ、このストレステストというのはそれは別にこういう確認作業をしているものではないです、その中でどのぐらい耐震上の余裕があるかというのはいくらも見ておられるわけではございません。

したがって、その耐震上の余裕がこのバックチェックや何かのプロセスで、例えばこの断層とこの断層は連動するということを想定すると、その余裕を食いついてしまえば、それとバックチェックをすればそのところは更にきちんとバックチェックをすれば、その結果、やっぱりその余裕が食い潰さるというふうに見えておられるわけではございません。

○野村修也君 私、今のお話聞いて、日本中の方々が分かったと思うんですけど、結局、保安院は、元々、このストレステストという世の中の話が出てきたのは、あるとき突然首相が、ストレステストという話が出てきて、それがこの世の中

中で再稼働の基準であるかのようには話が進んでしまったというのがあるわけですけど、その前までは保安院は、とにかく中越沖地震の教訓を踏まえて耐震バックチェックを速やかにやって、そして耐震の補強工事をするということこそが、まずは安全対策にとって一番だと言ってこられたわけじゃないですか。

もし、普通原因分析をされて、今回のやつが地震でも何らかの損傷があったかもしれない、また津波が原因であるということはかなりの確度で分かる。両方の原因があり得るんだとすれば、基準の作り方は、普通ほとんどの国民が考えるのは、津波対策だけではなくて、当然のことながら耐震についての対策が講じられていることというのを前提にするという、そういう基準の作り方になるはずなんです。ところが、三十項目の中にはその一つも入っていないわけなんです。どうしてそういうふうな技術的知見というのがすり替わってしまったのかということが不可思議でならないわけなんです。それまでは、とにかく耐震が大事だ大事だと言ってこられたわけですよ。それがどうして三十項目の中に耐震の問題が入らないんですか。

○参考人(深野弘行君) 耐震につきましては、これはちよっと私どものこういう検討会の組立ての仕方の問題があったのかもしれないけれども……

○野村修也君 いや、そうじゃないですよ。それは原因をとにかく地震ではないと決めたからなんです。その地震ではないというふうな決めたこと自体がまだ私たちの検証の中ではっきりしていないわけなんです。それをどうしてそういうふうな決めてしまったのかということ、そのことについてどのぐらいの自信を持っておられるのかということをお聞きしたいんですけど、でも、それはパーセントでは示されない、ただ、きつとそうに違いないと、こうおっしゃられたわけですけども、それではやっぱり国民は不安だと思わ

らぬ。

○野村修也君 私、今のお話聞いて、日本中の方々が分かったと思うんですけど、結局、保安院は、元々、このストレステストという世の中の話が出てきたのは、あるとき突然首相が、ストレステストという話が出てきて、それがこの世の中

中で再稼働の基準であるかのようには話が進んでしまったというのがあるわけですけど、その前までは保安院は、とにかく中越沖地震の教訓を踏まえて耐震バックチェックを速やかにやって、そして耐震の補強工事をするということこそが、まずは安全対策にとって一番だと言ってこられたわけじゃないですか。

もし、普通原因分析をされて、今回のやつが地震でも何らかの損傷があったかもしれない、また津波が原因であるということはかなりの確度で分かる。両方の原因があり得るんだとすれば、基準の作り方は、普通ほとんどの国民が考えるのは、津波対策だけではなくて、当然のことながら耐震についての対策が講じられていることというのを前提にするという、そういう基準の作り方になるはずなんです。ところが、三十項目の中にはその一つも入っていないわけなんです。どうしてそういうふうな技術的知見というのがすり替わってしまったのかということが不可思議でならないわけなんです。それまでは、とにかく耐震が大事だ大事だと言ってこられたわけですよ。それがどうして三十項目の中に耐震の問題が入らないんですか。

○参考人(深野弘行君) 耐震につきましては、これはちよっと私どものこういう検討会の組立ての仕方の問題があったのかもしれないけれども……



このプロセスの中でどうして地震対策が再稼働条件の中に組み込まれなかったのか、どうして原因を地震ではなく津波だというふうに特定してしまっただかということ、そこにみんな不思議に思っているところがあるわけなんです。それはどうしてそういうふうになってしまったんですか。

○参考人(深野弘行君) 地震が含まれていないということではなく、地震はストレステストの評価の中で、当初、基準地震動としていたものに対してどのぐらい耐震上の余裕があるかというのは、これは評価をいたしません。ですから、そういう意味では、ストレステストの重要な評価項目に地震と津波が入っておりまして、しかも、その地震と津波が単独の事象として起こるんじゃないかと、それぞれが一緒に起こって、当然津波は地震のときに起こるものでございますけれども、重畳して発生すると、そういう前提でもって評価をした上でなお今回のような事態にならないかということを見ても、そういう構造になっておりますので、これ地震が入っております。

ただ、それとは別に、耐震バックチェックの方は、いろんなその周辺の地質なんかを全部調べまして、例えばこの断層はほかの断層と連動する、そういう評価を厳しくしてやる必要があるんじゃないかということ、これはこれで今別途動かしておりました、ただ、その結果、どうもこのところはやはり断層の連動とかいろんなことを考えて地震が厳しくなりそうだとということになれば、それは当然ストレステストの方にも反映させていかなければいけないものだ、そのように：

○野村修也君 分かりました。

両方の原因があるということをおっしゃられたので、両方の原因は想定しておられるということ、それで結構かと思うんですけど、想定している割には耐震の問題についての対策が三十項目に入っていないわけですね。ですから、それをストレステストで確認しましたって、確認したかど

うかではないんです。可能性がある以上は、対策をちゃんと三十項目に入れば再稼働の条件も変わったはずだというふうに思うわけですが、これ何回も繰り返していても余り生産性があるまいので、ちょっと別な観点からお伺いしたいんですけど。

これまでの議論は、原因を特定して、その特定した原因に対する対応、これしかやっていないということ、これを前提にして作っているというお話だったんですが、実は、私どもが検証している限りにおいては、その原因だけではなくて、ほかにも様々な問題点が複合的に生じてしまったことよってたくさんさんの掛け違いが大きな被災を生んでいるわけですね。

その一つというのは、例えば地域住民に対する避難の問題であるとか地域住民に対する安全確保の問題といったようなこと、こういうものを全体的にトータルで対策を講じるということが求められるわけですね。そのことは、この技術的知見の方でも、三十にも入っていないけれども、取りあえず気が付いていますよということでも後ろの方に書いてある。先ほど御紹介していたこと、これはでも、ここに書いてありますように、これ先ほど御自身でもおっしゃいましたが、今回のやつはボトムアップで導き出したもので、全体的な、システムの全体についての妥当性を検証するということまでは至っていないということはお認めになっておられるわけですね。

そういう点でちょっと具体的にお伺いしたいんですけど、例えば、今回の事故ではオフサイトセンター、今回の事故というのは福島県の二、一の一の事故ですけれども、オフサイトセンターは全く機能しませんでしたよね。これはよろしいでしょうか、そういう認識で。

○参考人(深野弘行君) 残念ながら、通信の途絶等々事情がございまして十分機能できなかったと、それはもうおっしゃるとおりでございます。

○野村修也君 このオフサイトセンターの問題は三十項目の中に入っているんでしょうか。

○参考人(深野弘行君) この三十項目は、先ほど申し上げましたように、むしろプラントに即した技術的な知見の整理でございますので、この中には入っておりません。

○野村修也君 もう一度確認なんですけれども、図式としては三十項目というのを保安院は示されたわけですね。その三十項目にすら入らない重大な問題があるということですね。安全基準として今回再稼働の条件として判断基準になったのは、この三十項目のうちでも十五項目だけですよ。つまり、保安院は三十は大事だと言った。しかし、その三十すら判断基準の全てには取り入れてもらえなかったわけですね。でも、それを了解したと先ほどおっしゃられた。ですから、たった十五ですよ、三十のうち十五。

さらには、その三十の外にも重大な問題はたくさんある。でも、このことは三十にすら入っていない。そのことを先ほどお伺いしたら、並行してやることになっていきますというふうにおっしゃられました。それは再稼働の条件とはリンクしていないという答えだったわけですね。ということは、今回再稼働される可能性がありますけれども、そのときまでにはオフサイトセンターが改善されている可能性というのは低いと見てよろしいんでしょうか。

○参考人(深野弘行君) 私どもとして、現地でも迅速な対応ができるようにできるだけの対応はしようということございまして、取りあえずハードを全部造り直すということになると、これは相当時間も対応に掛かりますので、従来のようなことは今の設備や何かの範囲内でできるだけ防げるように対応するというございまして。

○野村修也君 ちょっと今のことで大分分かったんですけど、ハードを造り替えるのには時間が掛かるのでそれは三十項目には入っていないと、そういうことよろしいですか。

○参考人(深野弘行君) オフサイトセンターの問題は三十項目とはこれ別でございます。防災については、先ほど申し上げましたように、今回の

この再稼働のプロセスとは別に並行して進めると、そういうものでございます。

○野村修也君 もう一度確認ですけれども、ハードを造り直すというものは幾つもありますよね。例えば、今皆さんもよく関心のあるところでですけども、免震重要棟というのがあります。そのほかにも、例えばフィルター付きのベントを設置した方がいいんじゃないですかという声もたくさんある。こういうのはみんなハードですよ。

○参考人(深野弘行君) そこはちょっと私どもから申し上げさせていたがたいのは、別にハードで時間が掛かるから後に回しているということではなくて、要するに、今回、東京電力の福島第一原子力発電所で起こったような、ああいう地震、津波が来て、燃料損傷みたいな事態が防げるかと、それを私どももメルクマルにしているわけでございます。それを防ぐために必要なものが基準一と二になっている。基準三の中には今おっしゃられたようなものも、今後の計画、取組ではありますけれども、入っているわけでございます。基準一、二は、今申し上げたような考え方で整理しているところでございます。

○野村修也君 この間、広瀬さんが来られたとき、このようにおっしゃっておられたんですけど、オフサイトセンターというのは、ジェー・シー・オーの事故を踏まえて、ジェー・シー・オーの事故の事故しか起こらないと想定してしまっただけであんな場所に造っちゃいました。ですから、ここに反省点として、直接被害を受けるよう



なものとは想定していませんでした。これは想定すべきだったというふうにおっしゃられたわけですね、裏を返して言えば。

今おっしゃっておられるのも、結局、今回この津波対策という、起こった出来事に対してパッチを当てましたね。そうすればここで炉心の損傷は起こらないと、そう仮定されたわけですね。炉心の損傷が起こらないから外に放射線が出ることもないので、オフサイトセンターはあの十キロのところとかそのぐらいの距離のところにあっても十分機能すると、今そうお考えになっておられるということですね。

○参考人(深野弘行君) 今、仮にあるオフサイトセンターが十分機能できなければ、当然、どこかその対応の拠点が必要なわけですね、ですから、これについてはほかの場所を確保するということがになります。

今回、今話題になっている大飯について申し上げれば、大飯のオフサイトセンターというのは比較的近傍でございます。場合によると影響を受けられる可能性がある場所でございますので、一方で、あそこは敦賀の地区にも別のオフサイトセンターがございますから、もし近くが使えなくなったらそちらを使うとか、そういう代替的な手段でもって対応するというのも考えているわけでございます。それから、重要免震棟なんかについても、今重要免震棟ございませんけれども、同じように耐震性のある、いざというときに対応するための拠点になるものがあるかどうかということ、そこはチェックをいたしまして、少なくとも三、四号機の中央操作室の横の会議室というのは、これは電源が確保できれば空調もありますから外部からの放射性物質の影響も受けにくいということでございます。そういったところを拠点にするとか、そういう確認はそれぞれやっていますところでございます。

○野村修也君 分かりました。ちょっと確認ですけれども、オフサイトセンターの設置をする責任を持っているのは保安院で

すね。  
○参考人(深野弘行君) はい。私どもがオフサイトセンターについては県や市町村と協力をしながら設置をしています。

○野村修也君 ということは、もし今度何かがあつて、想定が外れて、例えば炉心に損傷が生じて放射線が出るような状態になってオフサイトセンターが機能しなくなったと、それが今おっしゃったような他の場所でも使えなかったという場合には、そのときの責任を取られるのは深野さん御自身よろしいんですか。

○参考人(深野弘行君) 当然、責任は負わなきゃならないと思います。  
○野村修也君 ちょっと考え方が何かすごく不思議なんです。というのは、津波が起こって、そして炉心損傷が起こるかどうかがということだけを点検していて、そしてそこが起らないように封じ込めたと、そうすればその後の対策は講じなくてもいいという、そういう論理になっているんですけれども、これ、世界の多重防護に関する考え方が違いますよ。

○参考人(深野弘行君) そこでもう後は何もしなくてもいいということも私も全く考えておりませんで、むしろここで止まるとはいいけない。その後、そういう封じ込め機能が失われないうちに、あるいは例えば水素なんかが出るおそれもありますから、そういったものに対する対応もきちっと取ってもらわなきゃいけないと、それを順次進めていたということ、この基準三があるということでございます。

○野村修也君 多重防護は原子力を稼働させるための前提条件ではないんですか。順次、最初は一層目だけをやっていて、あるいは二層目ぐらいやっていて、動いていて、少しずつ少しずつ防護していけばいいんですか。

○参考人(深野弘行君) そういう意味では、決して今のこの時点でも多重防護になっていないわけではなくて、ただ、その多重性が、まず電源があるという形で、共通原因の津波という事象でもって

全部駄目になったわけですから、破られたわけです。それが破れないように更に多重に電源を確保するとか、そういう意味での多重性の確保というのは今回基準一、基準二でやっているわけでございます。決して多重でないものが動けるといふものではないというふうには私は考えています。

○野村修也君 考え方が、どうも論理がすり替わっていて、一層目のところで封じ込めれば、例えば四層、五層みたいなところについて、シビアアクシデント対策であるとか、あるいは避難に関するところとか、そういうようなところの対策までやらなくてもいいという、こういう考え方は多重防護の考え方がやらないんです。それは、むしろ一で封じ込めてあつたとしても、万々が一それで封じ込められないかもしれないから、このことでは普通、原子炉を動かすための条件になっているんですね、世界では、それがどうして今回の再稼働の基準のときには放射線は出ないというふうには考えられますか。

○参考人(深野弘行君) そういう意味での多重性というのは決して私どもも無視しているわけではなくて、まず一つは、放射性物質が、炉心損傷させないというところについての多重性をどうやって確保するかというのは、これは今回相当事業者に対して要求をしたわけでございます。これが去年来やっている緊急安全対策とか、そういう対策なんでもございます。そこで多重性は確保して、もう一つは、事故が前に進まないようにする、多重に守れるようにする。

○野村修也君 だから、そこが多重になっていないから聞いているわけですよ。  
つまり、そこが破られちゃったときに、それでもなお被害が拡大しないようにとか、シビアアクシデントにならないようにという対策が講じられて、さらには、仮にそこも破られてしまったとしても被害が拡大しないようにと、それを全部そろえることが多重防護なんですよ。それ、最初の方は起こらないと仮定したから後の方は後回しに

しますって、これは多重防護じゃないですよ。○参考人(深野弘行君) いや、多重性というのはいろんな多重性があると思つていて、そういう次のステップに進まないために取る手をいろいろ多重にしてとにかく防衛線を深くしておく、これも多重防護だと思います。  
さらに、もちろんそれで満足してはいけません。その次に行つたときにどうするかということもこれは当然にやつていかなきゃいけない。それはむしろ基準三の方でちゃんと盛り込んで、決して止まらないようにする。

○野村修也君 だから、それは当然やつてなきゃいけないんだから今やつてなきゃいけないじゃないですか。つまり、同時に起こつてなきゃいけないんです。最初に起こらないと仮定して、しばらく後になってからゆつくり整えましょう。駄目なわけで、世界の基準は、常にエラーするかもしれないのでエラーしたときのバックアップ体制を五人そろえておきなさいという、こういうルールなんですよ。それを一人で守ると言っているわけですよ。守れなかったときの責任取れないじゃないですか。

○参考人(深野弘行君) 世界の基準もそういう意味では、いきなり高いレベルを作つて、それを直ちに全部実施できなければ止めるという、そういう基準は各国ではむしろやつていないというふうに私は理解をしております。順次、例えばこういう次の、更に深層防護の一步先を行くということになったときに、まずそれは、例えば新設の炉から始めて、その後少し経過を取りながら既設のものにも遡らせていくとか、そういう現実的な対応が取られているんじゃないかと思つています。

○野村修也君 IAEAの基準、ちょっと御説明

○参考人(深野弘行君) ちょっとと手元に基準その

ものを持ってきていけませんので……

○野村修也君 今世界の基準を語られたじゃないですか。今語っていたら世界の基準を言っていただけばいいんですよ。

○参考人(深野弘行君) ちょっと待ってください。

○野村修也君 もう結構ですよ。五層の防護なんですよ。

何か先ほどあなたも世界はそんなことはやっていないかのようにおっしゃられましたけれども、そうやっておっしゃられるんだったら、すぐに何の基準に基づいてお話しされているのか言っていないと、それはやっぱり我々の方として、保安院のトップの方がそういうことをおっしゃられると、国民みんな信じてしまうわけですよ。

ですから、やっぱりきちっと、何が世界の基準なのかということ、今お話しされたことは、私が理解した限りでは、多層防護というのとはゆっくりと、よその国も少しずつ漸次できるところから順番にやっていくというように対応していくものだという御説明を受けたので、それが世界の基準だということを理解されているということによろしいですね。

○参考人(深野弘行君) いや、それは全て基準を完全に見尽くしたわけではございませんので、全部そうだとまで申し上げることはできませんけれども……

○野村修也君 だったらそういうのを発言しないでくださいよ、あなたはここのトップなんですから。

これ、国民みんな見ているわけですよ。世界の人も見ているわけですね。これ、同時通訳でみんな世界中に配信されているんですよ。それを、世界の基準を見たわけじゃないのに、あなたも世界の基準は少しずつ少ずつやるものですというようにおっしゃる、そんな発言されたら、そんなことではないのかってみんな世界中の人思いますよ。

○参考人(深野弘行君) ちょっと、IAEAについて

いてあれでございませけれども、例えばアメリカなんかでコアキャッチャーなんているのが設備でございませけれども、そういうものについても例えは新しい新設の炉から……

○野村修也君 あのですね、私よく、学者なんですけれども、大学で学生から分らない質問来ると難しいことを言って逃げるんですよ。それは駄目なんです。何かすごく例外的なことでちょっと知っていることを言っただけで煙くんじやなくて、世界は一心IAEAの五層の基準というのをみんな共有してみんな理解しているわけですよ。

その多層防護という、深層防護とか多重防護とかというのが重要だということはみんな共通の認識じゃないですか。それを、一層目、二層目というところだけをふさげば後はシビアアクシデントは起こらないんだという前提でゆっくりとその後のことを整えていくというのは、世界のルールじゃないですよ、それは。

○参考人(深野弘行君) はい。

○野村修也君 先ほど免震重要棟の話が出てきたんですけども、あるいはフィルター付きのベントといったものが必要ではないかということがよく言われていますよ。このようなものについては、三十の項目の中では事故時の指揮所というような形ですかね。あるいは、ベントについては、ベント配管の独立性の確保とか、あるいは環境への影響というものを最小限にすることといったようなことが先ほど御説明のあった三十項目の中に入っていますよね。これは政府の方が取り上げた十五項目の中には入っていないんですか。——何で後ろから教えてもらわなきゃいけないんですか。あなた先ほど説明したじゃないですか。

○参考人(深野弘行君) この中に、基準三でございませけれども、基準三の、資料の十ページでございませ、そこに、自然災害及び事故時の非常時における通信機能等々の信頼性ということで、ここに中央制御室や指揮所が十分に機能を発揮できるように環境整備を進めるというのはい入っておりますので、これでございます。

○野村修也君 入っていますね。これは三十項目の中に取り上げられたんですけれども、今回の四大臣の示された三つの基準の中では、すぐには、その稼働時には満たしていかなくてもよくて、将来にわたってそれを設けるといいう計画が出されて、それに事業者がコミットしていることを確認すればいいという方の基準の方になっちゃったわけですよ。

○参考人(深野弘行君) そういうことです。

○野村修也君 ですよ。これ、免震重要棟というのを一番最初に必要だというふうに保安院の方が考えられたのは、いつのことだったんですか。

○参考人(深野弘行君) これは、中越沖地震のときに事務棟が非常に被害を受けた、そういうことございませまして導入を始めた、そういうものでございませ。

○野村修也君 そうですね。事務棟は、あれは津波でやられたんですか。

○参考人(深野弘行君) あれは地震でやられています。

○野村修也君 そうですね、地震でやられましたね。中に入れなかったですもんね。それで、司令塔はどこに置かれたんですか。

○参考人(深野弘行君) 結局、最終的には事務棟をあとのときは使っていたというふうに……

○野村修也君 最終ではなくて、すぐに、どこにその司令塔を設置いたしましたか。

○参考人(深野弘行君) ちょっとその直後にはどこだったかというの覚えておりませんが、その後……

○野村修也君 直後は外の駐車場なんです。外の駐車場にホワイトボードを置いてそこを司令塔にしたんです。これでは駄目だということ、万一、放射線が漏れたらその人たちが被曝しちゃいますので、ですから、これでは司令塔機能果たせない、そういうふうに私たちは経験したわけなんです。そうですね。それで、耐震性の高い司令塔設備というものを置くというふうに指導されたんじゃないんですか。

○参考人(深野弘行君) それで始まったというふうに認識をしておりますが、ただ、今回も決してそういうことで重要免震棟がないから指定ができないということにはならないように、私どもとしては、代替機能を果たせるところはどこなのかということを確認をして、少なくとも中央操作室の横にある会議室にそれなりのスペースがあるということを確認したということでございます。

○野村修也君 それ地下にあるんですよ。

○参考人(深野弘行君) ちょっと何階だったか、フロアは覚えていませんけれども、いずれにしても……

○野村修也君 大飯に関して言えば地下にあるんですよ。地下にあるので、津波が来たら、それ浸水しちゃうので、使えないわけなんです。それはまさに皆さん方は津波というのが原因だとおっしゃってしまわれるので、そういう意味では、津波が来てしまつたので、そういう意味では、津波が来てしまつたので、そういう意味では、津波が来てしまつたので、そういう意味では……

○野村修也君 それは大飯ですか。

○参考人(深野弘行君) はい、大飯です。地上二十六メートルの場所にあるというふうに……

○野村修也君 それは上の方のやつですよ。その、じゃ、上の方のやつをお使いになった場合は耐震性はどうですか。

○参考人(深野弘行君) この建物は耐震Sクラス



でございますので、耐震性はあるというふうには理解しております。

○野村修也君 これ、東京電力の事故が起こったときに東電の方々のおまとめになられた報告書の中で、仮にこの施設がなければ福島第一原子力発電所の対応は継続不可能であったということ、この免震重要棟というのが本当に重要だったということとをまとめておられるわけですね。私もヒアリングをしたときでも全員の方がそういうふうにおっしゃるわけですね。ですから、保安院の成果として、皆さん口をそろえておっしゃってられるわけですね。中越沖地震のときに指導を受けてそれを造ったんですね。ですから、これで何とか助かったと。そうじゃなければ、外にホワイトボードですかね。そうしたら、放射線を浴びてしまふのでみんな逃げるしかありませんから、その後の海水注入も何もできなかったわけですよ。ですから、そういうような意味でこの施策はとても重要だったというふうに自己評価として、我々の評価でもそのことはかなりハイレベル、高いレベルでこの重要性というのをとらえているわけなんですけれども、中越沖地震のときというのはこれ東電にだけ指導されたんですかね。

○参考人(深野弘行君) いや、必ずしも東電だけということではなかったと認識しております。ほかの会社でも既に重要免震棟を造っているところはあるというふうには……

○野村修也君 中部電力さんだけですよね。

○参考人(深野弘行君) あと四国電力も造っています。

○野村修也君 四国電力もですか。でも、それって全部じゃないですかね。

○参考人(深野弘行君) 全部ではございません。野村修也君 そうですね。ということは、徹底していませんよ。指導してそのときに徹底していればできていますよ。まさにこれ、事故の前の方に完成していたから助かったと言っておられるわけですね。同じタイミングで指導していればできていたはずですよ。今ないですよ。

ないところはたくさんありますよ。それって皆さんの指導が不十分だったからこういう状態になっっているんじゃないんですか。

○参考人(深野弘行君) そこはもっと早く厳しく指導しておけばよかったです、そういうことは確かにあるかと思えます。

○野村修也君 だとすれば、今ないということ、電力事業者の責任ではなくて、保安院の方の指導不足だったということではないんですか。

○参考人(深野弘行君) 当然私もとしてみてもっと厳しく早くやるように指導しておくべきだったのではないかと思えますけれども、ただ一方で、じゃ、そういうものがない中で一体どうしたらいいかということについては、今回の中でも確認を、少なくともある程度の人員を収容できて、かつ放射線対策や何か取られたスペースは一応あると。したがって、そこを使うことを前提にして取りあえず対応するように、そういうことで今進んでいるというふうには承知をしております。

○野村修也君 これ、福島第一原発が免震重要棟を造る前まで事務の指揮所を置いていた場所です。ここ、こんな状態ですよ。

ですから、もしここで、これ、この状態なんですけれども、ここに指揮所があったとすれば、これはやっぱり外に出るしかないですよ、中入れませんから、あるいは、ここで機能することはありませぬ。そうすると、やっぱり皆さんが口をそろえて免震重要棟があつてよかつたと言う気持ちは、この写真見ただけで分かりますよ。

それは、そうではないんですか。

○参考人(深野弘行君) 私も現場に入ってます。私も現場に入ってます。この状況はそれなりに認識しているつもりでございます。確かに重要免震棟があつたおかげで非常にその後の対応がスムーズに進んだと、それはおっしゃるとおりでございますけれども、一方で、じゃ、それに代わるものがないのかということ、今回はチェックをして、少なくともその中央制御室の周辺にそれなりのスペースがあるということについては確認してきたという

ことでございます。それが使えないかということ、取りあえずはそこで対応するというところでございませぬ。

○野村修也君 分かりました。ちよつといろいろお伺いしたいことがあるんですけども、同じようなことというのは、フィルターの付いたベントについてもやはり言えるわけですよ。

住民の方々、ベントというのは、もうこれ日本国民はみんな分かりましたけれども、ベントをやらば放射線が出るわけですよ。それを、致し方なくそれを放出させてでも炉を守らなきゃいけないという、そういう選択でベントが行われるわけじゃないですか。そのときに、せめてフィルターが付いていれば、そこで環境汚染は防止できるわけですよ、若干。それを、なぜそこを大前提に置かないんですか。

○参考人(深野弘行君) これまで、これはむしろ私どものシビアアクセシブル対策というのが手ぬるかつた、そういうこともあるわけでございます。そこは反省をしなきゃいかぬことだと思っておりますけれども、法律に基づく要求事項として対応してこなかったということはございます。

ただ、大飯の場合には、これはいわゆる沸騰水型ではなくて加圧水型の発電所でございますので、取りあえずは今回の対策でも、いきなり一次冷却水を外に放出するというのではなくて、蒸気発生器に補助給水ポンプから水を入れて二次系で熱を取ると、そういう対応をいたしますので、放射性物質の心配というのは少なくともその段階ではないということは確認してございます。

○野村修也君 残り時間もありませんので、少し別な角度からお話伺いたいんですけど、結局、第三の基準というところはかなり重要なことが組み込まれているということが分かるわけですよ。

それで、今回の私たちの検証している福島原子力発電所の事故の教訓として、これがどんなに重要かというふうに確認できているのがみんな事実

業者の方の努力に任せられていて、その第三の基準の方になつていっていると。その重要性は、その三十項目に入っていますから、そういう意味では保安院さんも認識されている。しかし、今回の四閣僚の基準では、再稼働前に準備しておく必要はないという方に落ちてしまった。

さらには、三十項目にも入らない、でもやっていまして、並行してやっていますと言われている物すごくたくさんさんの重要な事柄がありますよ。シビアアクセシブル対策でもそうですし、そのほかいろんなものについて、避難の問題についても、先ほど出てきましたオフサイトセンターの問題についても、全く三十項目にも入らない。だから、それが再稼働とどうリンクしているのかもはっきり分らない。

こんなような形で今基準が作られているわけなんです、仮に事業者に任せてやらせるというこの基準、第三の基準というのに、それを容認したとした場合、本当に事業者のことを信じて構わないというふうにお考えになつておられるんですか。

○参考人(深野弘行君) そこは大変強調したところではございまして、少なくともこういう形でやることについては、少なくとも前倒しはしていただくと。それから、それだけじゃなくて、ちゃんと四半期ごとぐらいにこの進捗状況を管理してきちんと事業者が対応しているかどうかということについては見ていくと。もしそれが対応できていないとすれば、今までのこの基準三に該当すると評価をしていいたものも、評価を場合によつたら変えなきゃいけないと、そういう考え方でこれについては臨むということだと理解しています。

○野村修也君 その評価されるのは保安院ですか。

○参考人(深野弘行君) いずれにしても、私どもがこれはきちつと見ていかなきゃいけない。大臣の命を受けて私どもがきちんと確認をしていくべきことだと思っております。



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第九号 平成二十四年四月十八日

○野村修也君 何の法律に基づいて確認されるんですか。

○参考人(深野弘行君) これにつきましては、先ほどもこの基準の考え方とところで申し上げましたように、これは従来の法律上の規制要求を超えるものだという整理でございますので、これが新しい法案が通って規制に盛り込まれるまでの間は行政指導ベースで確認をしていくと、そういうことになろうかと思っております。

○野村修也君 ということは、守らなくても特に法律上の制裁措置は講じられないということですね。

○参考人(深野弘行君) はい。法律はそうなっておりませんので。ただ、そういう意味では今の判断基準一、二、三全体が法律上のものにはなっていないと、むしろ、それを超えて上乗せの行政指導として行っているというものでございます。

○野村修也君 ということは、あり得ないことかとは思いますが、最初に基準に満たしているかどうかについての報告を求めたときに虚偽の報告がなされたとしても、そのこと自体について罰則とかそういうようなものはないということですね。

○参考人(深野弘行君) 罰則はございませんけれども、当然そこところについてはいろんな形で私ども確認の努力はしていくことでございませぬ。

○野村修也君 立入りの検査とかはできるんですか。

○参考人(深野弘行君) これはいつも現場に保安検査官がおりますので、保安検査以外のときも保安調査ということで立ち入って見ることはできるというふうに理解しております。

○野村修也君 いやいや、保安の調査というのは、一応それ行政ですから、きちっと法律に基づいたものしかできないですね。これ法律じゃないわけですから、このことについて調査したらそれは権限の濫用じゃないですか。

○参考人(深野弘行君) 現場に法律に基づく保安検査のとき以外も常に私どもの保安検査官が常駐して事業者がどういう活動をしているかということを見る、そういうことはできることになっておりますので、その範囲内で見ていくと、そのほかにも、もちろんヒアリングとかいろいろなことを通じてやることになると思いますが、そういうふうな理解をしております。

○野村修也君 例えば、前倒しをしますというふうにおっしゃっておられると、これはいいだろうというふうなふうに信じておられたところ、例えば内々で、表面きは前倒しでやると言ったけれども、実際のところはやっぱり元どおりの期限しか駄目だよということの内々で検討されているという事態があったような場合はどういような処置をされるんですか。

○参考人(深野弘行君) それで実際、当初約束をされていたタイミングよりも遅れてくるということにはなりませんけれども、それは指導ベースのことで確認をして、もしそれで正されない場合にはこの基準三は満たされないと、そういう取扱いになります、そういうふうな理解をしております。

○野村修也君 ということは、基準三が満たされないと、そういうときはどうなるんですか、停止するんですか。

○参考人(深野弘行君) これはやはり法律的に停止をする権限はございませんので、停止を指導する、お願いすると、そういうことになろうかと思っております。

○野村修也君 耐震バックチェックというのを命じられましたよね。これ自体は法律上強制されていたものですか。

○参考人(深野弘行君) 耐震バックチェックは法律上強制されていたものではないと、これもそういう意味では指導ベースのものだというふうな……

○野村修也君 行政指導ですよ、まさに同じものですよ。

○参考人(深野弘行君) はい。

○野村修也君 耐震バックチェックは保安院が期待したとおり実施されましたか。

○参考人(深野弘行君) これは残念ながら大変スケジュールが延びてしまったということでございませぬ。

○野村修也君 福島第一原発では耐震バックチェックは行われていましたか。

○参考人(深野弘行君) 福島第一原子力発電所では、部分的にこれは中間評価まで行ったものもたしかあったかと思えますけれども、行われていないものもございませぬ。

○野村修也君 ほとんど行われていないんだと思うんですけども、それを指導されたんですかね。

○参考人(深野弘行君) これは、とにかく私が次長で行ったときもそうでございましたけれども、できるだけ早くしてはほしいということ、保安院は保安院として促進するための体制もつくって取り組んでおりましたので、指導はやっておりまして、十分行き届かなかったということもございませぬ。

○野村修也君 じゃ、例えば国民が、先ほどから期待しているとおっしゃったけれども、万々が一、また同じようなことが起こったときに、ペントをしなければ最悪の事態になる、これはもう国民はみんな分かったわけですよ。炉が爆発するよ、ということがあっては大変だということ、ペントというのをすると、これは国民が、まあそれは分かった。しかし、ペントは自分たちの健康に被害をもたらす行為なんです。だったら、その被害を最小化するような装置を設けてほしいと考えるのは、みんな普通の考え方だと思うんですよ。

これ、一刻も早くやってもらうように、第三の基準で要求されておられるんだと思うんですけども、これがずるずるずるずると設置されなかつた場合は何ができるんですか。

○参考人(深野弘行君) いや、これは、理由なくそういうことでこれが遅れるようであればこの第三の基準が満たされないということになりますので、そこところは、法律上はさつき申し上げたような行政指導でございますけれども、判断を変えざるを得ないと。したがって、事と次第によっては炉を止めていただきたいという指導をするということもあると、そういうふうな理解をしております。

○委員長(黒川清君) これ、なるべく、時間がちよつとあれなので十五分だけ延ばしますけれども、なるべく簡単に。

法律がないからしようがないんだつたら、何をすればいいんですか。あなた、責任者。

○参考人(深野弘行君) そこはまあ……

○野村修也君 分かりました。今かなり明確にお答えをいただいたのでよく分かったんですけども、行政指導だけでも、うそをついていたり第三の基準が満たされなかつた、あるいははずるずる延びた場合は炉を止めるように指導されるという、そういうことでよろしいですよ。

○参考人(深野弘行君) そういうことです。そういうことでもあり得るということですよ。

○野村修也君 じゃ、例えば、やらせるけれども疑いが生ずるような、内々であれば口裏を合わせていて、例えばやると表面き言っておけばいいということがどこかで判断されているというふうな事象が見付かったというふうな場合には、すぐに炉を止めるように指導されるということでもよろしいんですか。

○参考人(深野弘行君) もちろんん状況をよく聞いて、どうしてそういうことになったのかというのを確認した上だと思えますけれども、状況によっては炉を止めてくださいという指導をすることはあるというふうに理解をしております。

○野村修也君 それは法律上の権限があるということですか。

○参考人(深野弘行君) いや、これは行政指導ですから、法律上の権限ではないと思えます。

○野村修也君 じゃ、何でそんなことを言われるんですかと事業者者に言われちゃいますよ。

○参考人(深野弘行君) 指導ですから、そのところは可能性としてそういう可能性がないわけじゃございませんけれども、国として、今のストレステストもこれ行政指導でやっていることでございますし、そのフレームワークの中でやっていることで、そういう了解の下にやったことについても守っていただければ、それは止めてくださいということを指導申し上げるというのはこれは筋だと思えますし、それなりに理解はしているだけだと思います。

○野村修也君 もうずっと、大分時間をいただいでしまいましたので、ちょっとやや感想めいた形になりますけれども、お話を伺っていますと、今回、私も事故の原因を分析していませんし、さらには単純な、そのど真ん中の、炬がどうだったのかということだけではなくて、例えばオフサイトセンサーがもっと機能していたらもっといいことになったんじゃないだろうかとか、あるいは例えばベントでもフィルター付きのベントがあったらもっとよかつたんじゃないかと、そういう様々な教訓があるわけですよ。

その様々な教訓を私たちが今調べていて、そしてこれを知見として後世に伝えていこうというふうに考えているわけなんです、そのことの中のごく一部だけを、技術的というタイトルを付けてごく一部だけを絞って、そこさえクリアできたら原発を再稼働させるというふうに決める考え方の根拠とか、あるいはなぜそういうふうになさきやいけないのか。普通だったら、こんなに知見がたまったので、それらについて全部、できるものはちゃんと整えていきたいと思います。それから最低限のものというのを考えていくという、そういう考え方もあると思うんですよ。

先ほど最初にもお話があったように、津波だけが原因というわけではなくて、地震かもしれない。地震だけでも何が起る可能性もあるというんだったら、過去やってきた耐震バックチェックとか耐震補強工事、これをまず最低限の要求として再度事業者者に全面的に規制を掛けましょうと

いう、こういう考え方もあると思うんですけども、そういう考え方を取れない、なぜそういう考え方を取れないのか、その理由をちょっと教えていただけますか。

○参考人(深野弘行君) ちょっと直接のお答えになるかどうかあれですけど、まず、この技術的知見については、今回の事故を踏まえていろんな多分教訓があるんだと思えます。それを一つ一つやる中のその一つがこの技術的知見ということ、それ以外にも私もいろんな意見聴取会なんかを開きまして評価はまず行っているということでございます。その中で、先ほど来御指摘のあった防災のことにつきましても、こういうレポートにはなっておりませんけれども、原子力安全委員会同様、そういう今回の教訓を踏まえて体制をどう改めたいかというのかということについてはまとめ、一部はそういうことで前倒しとていかくやっというところというところでやっているものがございます。

そんな中で、今回の再稼働プロセスとの関係で申しますと、昨年の七月に三大臣の了解というのがあって、その中でストレステストをやる。そのストレステストの一次というのが運転再開をするかどうかという判断に使う、ストレステストの二次というのは総合的な判断でむしろ総合的な安全評価をやるという、そういう全体のフレームワークが定められている中でこういうことでやってきたということでございます。

○野村修也君 ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれないんですけど、最後に一点だけなんですけれども、その全ての安全対策をちゃんと調べて、講じられるものをきちんと講じてから原発を再稼働させるという、そういう考え方も一方にはあると思うんです。しかし、その考え方は取れないというふうにも考えるもう一つ守らなければいけない価値というのがどこにあると。そのバランスの中でこういう基準を作っておられるんだと思うんですが、もう一方のバランスとして考えているのは、例えば電力不足が生ずることによって経済

に悪影響を及ぼすという、そういうことなんですよ。

○参考人(深野弘行君) やはり、ここまでは守らなきゃいけないというのが恐らく安全についてもあって、ただ、そこを最終的にどう判断するかというの、これは最終的にこの四大臣のところを判断されたということだと理解をしております。私どもとしては、少なくとも私どもはどうかという前提でどこまでできていますという評価をして、それを一つの考え方としてお示しして、最終的にはそこをどういう政治レベルの判断ということでございます。お決めになられたというふうには私は理解しています。

○野村修也君 普通だったら、それは政治ですよ。つまり、片方のバランスを考えて、安全性とはかりに掛けて、そして必要性があるから多少不安が残ったとしても再稼働させなきゃいけない、これは政治判断ですよ。それと皆さん方の科学的な知見がどうして平仄が合っているのかは、安全第一、それだけを発言すればいいところじゃないですか。だから、安全性という点から見れば、こういう考え方を取るべきだという理想を語られて、それが本来の基準だと、それを示した後、それが政治によって採用されなかったという、こういう枠組みになるんじゃないんですか。

○参考人(深野弘行君) ですから、私どもとしては、この三十の対策も含めて、どこまでやれば少なくとも今回起きたような事象が防げるかということを整理して、それでそれを最終的に政治レベルで判断されてこういう判断基準にされた、そういうふうにも理解しています。

○野村修也君 分かりました。ということ、三十は本来必須だと考えておられたということですね。

○参考人(深野弘行君) 三十はいずれにしてもやらないといけないものだというのは、これは私どもも考えておりました。

○野村修也君 だから、本来であれば、保安院と

いうお立場から考えれば、三十お示しになったのは、本来であれば三十を全部満たした形で再稼働してほしいという、そういうお考えだったということではよろしいですね。

○参考人(深野弘行君) 今回の事象を踏まえれば、どういふ対策が必要かというのはこの三十とすることが私どもの考え方でございますけれども、ただ……

○野村修也君 ですよ。ですから、保安院自体はそういうお考えだったのに政治的に十五に削られたということではよろしいんです。

○参考人(深野弘行君) ただ、その中で、一方でストレステストの枠組みというのございましたし、どこまでやれば今回のような事故というのを防げるかということについては併せて私どもとしては整理をして、それでそういうことをお示しさせていただきます。

○野村修也君 まとめますけど、私どもは三十とどこまで何回も言っていますように。ほかのことでもたくさんあって、もっと四十も五十もあると思っているわけなんです。でも、三十に絞ったことにも相当狭いというふうにも思うんですが、その三十すら、基準として示してもらいたかったところを、その中から今のところ満たしている十五というのを拾い上げられてしまったということについて、本来規制庁としては、これは安全とほかの要素を政治的にトレードオフの関係をはかりに掛けて、そして若干不安が残っても政治判断で始めることになったんだという、それは政治の問題であって、規制庁としては本来ならば三十を守ってほしかったというふうにも、そういう立場を取られるのが普通の立場ではないんですか。

○参考人(深野弘行君) 私どもとしては、今回の事故を踏まえて、それに対してどういふ教訓があり、どういふ対策があるかというのを整理して、それが三十と。その中で、少なくとも今回のああった事象、ああいう津波、地震が来て、燃料損傷といったことを防ぐためにどこまでやるべきか



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第九号 平成二十四年四月十八日

ということについても整理をして、それをお示しして、それが最終……

○委員長(黒川清君) もうそれは分かりましたよ。だから、あなたは、院長としてやることは政治的な判断することじゃないんですよ。そうじゃないですか。それをどうして言わないの、はつきり。

つまり、これをしなくちゃいけないということを保安院の院長としては認識していると。だけど、政治的にはどうするかというのは、あなたたちが口出すことじゃないんじゃないですか。だから、それを言っているわけですよ、皆さんが言っているのは。じゃないんですよ。だって、あなたたち、国民のセーフティーが大事だって言ったじゃないですか。それを言っているじゃないですか、政治家は。

○参考人(深野弘行君) そういうことを踏まえて、最終……

○委員長(黒川清君) いや、踏まえてもいいけれども、それじゃ、メザープさんが言っているように、規制庁にしても、あなたたちは独立性と、政治からの独立性、事業者からの独立性を確保することが大事だと言っておりますよね。あなたもよく知っております、そんなことは。じゃ、自分たちが今やっているのは、それを担保できるようなスタンスで発言しているんですかというのを世界中で見ているわけですよ、これが起こったにもかかわらず。それはどうですか。

○参考人(深野弘行君) いずれにしても、私どもとしては、ですから繰り返しになりますけれども、今回の事故というのを技術的に評価して何ができるかというのを、これをまず基本に据えたわけでございます……

○委員長(黒川清君) 何をすべきかということでもいいんですよ、それを言わないんですか。

○参考人(深野弘行君) それが、何をすべきかというのがこの三十ということに、取りあえずこの事故の、私ども……

○委員長(黒川清君) じゃ、あなたは設立すると

きからかわわって、やはりそのスタンスはそういうスタンスだということで全然進歩しないんでいいですかね、今院長なんですよ。

○参考人(深野弘行君) そういう意味では、私どもとして、この技術的検討ということでは、私どももプラントの技術に即したということでは、今私どもが持ち合わせている情報と能力でもってできる限りのことはしたつもりでございます。

○委員長(黒川清君) だけれども、それは院長としての立場というのは、できるだけのことをどうやってそこまで持っていくかということじゃないですか。

○野村修也君 政治がもし再稼働の基準を保安院に自由に作ってもいいというふうに言っていたら、何項目になりましたか。

○参考人(深野弘行君) 私どもとしては、とにかく再稼働という問題は別の次元の問題だと思ってるんですけど……

○野村修也君 再稼働についての話を聞いていますから、政治が、いろいろなことは考えることはないと、とにかく今回の事故を踏まえて最低限しなければいけないというふうな考えたものは全部やろうというふうな指示を出されて、その再稼働基準を作れというふうな言われて任された場合には何項目になりましたか。

○参考人(深野弘行君) ちょっとなかなか仮定の話でお答えしにくいんですが、私どもとしては、とにかく今回の事故の知見として、対策として取り上げるべきことはこの三十で取り上げたつもりでございます。

○野村修也君 そうですよ。三十項目だったんですよ。三十項目だったんです。三十三項目だとしても、今回は政治判断でそれを十五で済ませようというふうな判断されたことを、保安院としては内心じくじたる思いがあるもの、それが政治判断だということでは従っているという、そういうことでよろしいんですか。

○参考人(深野弘行君) 少なくとも、私どもとしては三十三を出して、その中で、今回の福島第一

原子力発電所で起きたようなああいった事態を回避するために、まずとにかく燃料損傷という事態を回避するために必要なのは何かということも併せて評価をして今回のこの判断基準につながったと、そういうふうな理解をしています。

○野村修也君 最後まで抵抗していただくのが政治からの独立性ということであって、それはもう政治判断だということも国民に示していただいで、これは、政治は今回、私たちが最低限と思っ

ている三十すら全部は取り上げずに、その中で十五に絞って、それでよしとしてやるという決断をしたんだと。これは、政治が国民に対して説明すべきものであって、それは一定の考え方があ

るわけですよ。それは政治ははつきり言ってますよ、夏の電力の不足ということもあると。だから、それはバランスを取ってはかりに掛ければ、不安が残ったとしても再稼働の方にかじを切るんだって政治は説明していますよ。それは政治の問題じゃないですか。

だから、保安院としては、やっぱり三十は最低でも欲しかったというお立場を国民に示すべきなんじゃないんですか。

○参考人(深野弘行君) そういう意味では、この判断基準の紙を見ていただいてもお分かりいただけますように、最後はこれは政治で判断をされたというものでございます。ただ、私どもとしては、そのためのいろんな基礎になる、例えばどこまでやれば少なくとも燃料損傷が防げるのかとか、そういったことについては……

○委員長(黒川清君) 分かりましたよ。だけれど、それは、やはり行政と政治のデシジョンとは別物だということは今まで分からなかったわけですか。そういうことですよ。

ところで、さっき福島第一の話に行きましたけれども、あそここの、規制当局のトップとして今のところどうですか、福島第一の状況について何かコメント一言ありますか。

○参考人(深野弘行君) 非常に厳しい状況だと私は思っております、これは、今あそこで注水循

環冷却という方法で大きく水を回して中にこして戻しているわけでございますが、まだ仮設の設備も多々ございますし、非常に厳しい状況でございます。ですから、これをできるだけ先手先手で、より恒久的なきちんとしたものに変えていかなきゃいかぬということ、そういうことをちゃんとやるようにというののも具体的に私どもの方から事業者に指示をしているところでございます。

○委員長(黒川清君) 指示ですね。四号はどうですか。四号のあのスペントフューエルの話。

○参考人(深野弘行君) 四号機のプールについては、私ども、これも大変御心配をお掛けしておりますので、破損した状態を前提にして耐震性の評価もやりまして、少なくとも許容値に収まっていることは確認をしておりますが、ただ、念には念を入れて更に補強をするということで補強もしていただいております。

○委員長(黒川清君) 今やられていますかね。おとといですか、アメリカのオレゴン州の上院議員のロン・ワイデンさんがあそこに行つてみて、非常にこれはコンサートンという話をクリントン国務長官とかステイブン・チュースンにみ

んな出していますよね。やっぱり外から見ると、また地震が来たらどうするんだらうか、本当にやられているのかねと。しかも、アチエの津波があつて、またその二年後にあつて、また起こりましたよね、あの大きなフォールトですから。

だから、その話は非常にプライオリティーも高いと思うんですけどね。それもやっていますか。

○参考人(深野弘行君) はい。むしろ、私どもの今の保安院の仕事のプライオリティー付けとすることを考えると、やはりあのプラントをどうやって安定させて、更により安心していただける状況に持っていかたいというのは、これはもう私どもにとって最大の課題でございます……

○委員長(黒川清君) ただ、責任者ですからね、

言ってくださいね。



最後になってしまいますが、時間がなくなってしまうので申し訳ないですけれども、確かに、過去の委員会で寺坂院長もそうだし皆さんもおっしゃっているけれども、本当に職員全体の質の向上と、意識が変わってきていると思っております。あなたがトップですからね、行政のトップ。

○参考人(深野弘行君) それはかなり、この事故以降、機会あることに私の方から直接職員に話をし、どういう基本理念でこの組織を回していくのかということも言っておりますし、かなりいろいろと、当然のことだと思えますけれども、こういう状況でございますので厳しい仕事をしていたらいておられますが、職員はよく付いてきてくれていると、そういうふう感じております。

○委員長(黒川清君) だけど、さつきから言っているように、あなたたちは安全の規制のところですから、政治判断はあなたたちがやる必要は全然ないんですよということをよく職員とも、みんなやってほしいと思うんですけれども。そうじゃないと、どういうふうな規制庁を変えたところで意識は余り変わらないですよ、そうやってしまおう。というのが皆さんの懸念じゃないかと思えます。

もしも、私は、脱原発とかそういう話じゃなくて、もし、どこから、今度突然大臣がゼロになつてしまふなんておっしゃたらならんだけれども、皆さんが、もしどこか差し当たり再稼働しなくちゃならないかというところになったらば、地震とか津波とか、何年やっただ、いつごろ稼働し始めたつていろんなことを言うと、いろんなファクターを考えられて、どこが一番国民が納得するような安全性が高いところだと思えますか。一、二、三ぐらいを調べて後で言ってください。今すぐ言えなくていいですよ。これが一番安全だな。例えば、四十年たつていないとかいろんなことあると思うんですよ。バックチェックもされているとかそういう話、それから、地震が今まで、例えば二千年、三千年でもないなというような話からすると、どこから再稼働させるのが一番みんな国民が、

民が、現地の人がなくて、日本の国民も納得できる順番であるんじゃないかと思うんですけども、そんなことないですかね。

○参考人(深野弘行君) ちよつと、まだ具体的にきちんとしていない段階で、余り感覚的にここがいいとか言うべきじゃないと思えますので……

○委員長(黒川清君) いや、分からないと思えますよ。だから、安全基準というのをきちつと、そういう規制当局として考えてみるかどうかという順番だということもきちつと教えていただければ、今じゃなくていいですけれども、できればちよつと教えてほしいなと思えます。

○参考人(深野弘行君) そういう意味では、まさに今回のこの三十というの、再起動というより、むしろその安全をより高めていくためのそういう……

○委員長(黒川清君) だから、それがということですが、その三十全部を満たしたとすると、バックチェックもされているし、フィットもされているしという話を調べて、是非、評価事項を示した上で、今じゃなくてよろしいですけど、できれば今週いっぱいというところですかね、金曜日まで……

○参考人(深野弘行君) やはり、余り感覚的なことではいけないと思うので……

○委員長(黒川清君) 案ですよ。たたき台。ですから、アナリシスをしていただいて、下さい。

○参考人(深野弘行君) 実際に私も評価をする以上はかなり、今回のストレステストの事案でも

そうですね、相当厳格に今いるんなデータを見て、現場を見てやっておりますので、そういうこともせずにこういう順番だと言うのは差し控えたと思えます。

○委員長(黒川清君) じゃ、いつまでだったらできましか、仮にそういうふうにするとなると。

○参考人(深野弘行君) それはストレステストや何かのレポートが来て、それをきちんとしていかないと、なかなかいつまでにというふうに申し上げるわけにはいかないと思えます。

○委員長(黒川清君) だから、それはペンディングのアイテムが幾つかあるということですね。それはいいですよ。そういうことで是非お願いいたします。できれば今週中であると大変有り難いと思えます。

○参考人(深野弘行君) それはちよつと、私も立場から申し上げれば、そういうきちんとした評価もしないでこういう順番とは言えませんが、それはちよつと差し控えていただければと思えます。

○委員長(黒川清君) だから、あなたたちはエキスパートだから、そういうことを提言していくというのはいいで、それじゃなくちゃいけないんですよ、私に聞いていこうという必要はないんですよ。それを聞いていこうというんです。国民も知りたがっていると思えますよ。

○参考人(深野弘行君) 具体的にどのプラントとどういふに予断を持って言うわけにまいりませんので。

○委員長(黒川清君) それはあなたの返事だろうと思えますけど、それは了承しますけど、是非、そういう話をふだんから会話をしていることがやはり政治を動かす、あるいは民意を動かすというには大事な因子ではないかということをおっしゃっているということですよ。よろしいでしょうか。そういうスタンスが大事なかと私は思っているんで、そういうことを聞いてみたんです。

○参考人(深野弘行君) できるだけ頭を柔軟にしているんなことを考えるようにという趣旨は、そのとおりだと思えます。

○委員長(黒川清君) そうですね。ありがとうございます。

○野村修也君 今、もし万が一、政治がとんでもない間違いを犯して、とんでもないところを再稼働しようと思ったらストップ掛けられるんですか、評価もしてないのに。

○参考人(深野弘行君) それは私も評価をしますので、少なくともそういう評価をして判断するということが去年の七月の三大臣の合意でございまして、それを受けているんなこれまで評価の仕方も確立してきておりますので、そういうものを外れてということはないというふう考えています。

○野村修也君 じゃ、内々では評価されているということですね。

○参考人(深野弘行君) いや、だから、今この時点で評価ができていくわけではない。むしろこれからそういうのが来れば順次評価をしていくということ、今評価が終わっているのが、大飯の三、四号は終わりましたけれども、その後、伊方の三号というのには私どもの評価は終わっておりませんが、あとはまだでございます。

○野村修也君 そういふのを先に政治よりも先回りして評価しておかないと、政治が暴走したときに国民の立場に立つて安全の方を優先させる役割としての働きができませんので、だからもう当然全部評価しているのかと思つたんですけれども、それは評価ができていないということなんですね。

○参考人(深野弘行君) ですから、そういう意味では、まだストレステストの一次評価が終わっているのは伊方三号まででございますので、それ以降はまだでございます。

○野村修也君 もし電力のことが心配でということだったら、一番安全なところを万が一再稼働するんであれば再稼働してほしいと思つているわけですから、それはもう評価軸がないと、評価できないということですね。どこか何か分からない

けれども、再稼働することになったらそれは容認するということですね。

○参考人(深野弘行君) いや、それは私どものストレステストの仕組み、あるいは今度基準もできましたので、これに照らしてちゃんとそこでクリアできるものでなければそれは再稼働に行かないというふうに私は理解しておりますので。

○野村修也君 じゃ、全てのストレステストが終わるまでは再稼働はないということですね。

○参考人(深野弘行君) はい。少なくとも今の枠組みでストレステストの一次評価が前提になっておりますので、そういうことでございます。

○野村修也君 特定のところのストレステストが終わっていったら再稼働できるのではなくて、全ての原子炉についてのストレステストが完了しなければ、いずれの原子炉も再稼働は無理だということですか。

○参考人(深野弘行君) いや、それは違います。ストレステストは個々に、原子炉ごとに一次評価をやることになっていまして、それでその評価が終わって、さらに四大臣で最終的に判断いただいたこの判断基準に照らして、それで問題がないということになればその次のステップに進むということでございます。

○野村修也君 ですから、先ほど言ったように、そうすると一番安全なところが選ばれない危険性があるということですね。

○参考人(深野弘行君) それは見ていないものは分からないということでございます。

○委員長(黒川清君) しかし、免震棟のあるなしぐらいは分かるんじゃないの。

○参考人(深野弘行君) はい、免震棟のあるなしは分かっております。

○委員長(黒川清君) よろしいでしょうか。

それでは、本日に御苦労さまでした。少し時間延長して申し訳なかつたんですけれども、本日に深野さんとしては、また今日来ていろいろな保安院の院長としてのお考え、特に深野さん、保安院ができたときからいろいろかわっておられたの

で、その歴史的な背景もよく御存じなので、今、しかも本日に難しいところでそういう役をやっておられるので本日に大変だなと思っておりますけれども、そういうお話を聞いてみたいと思えました。本日にどうもありがとうございます。

次回の委員会は、四月の二十一、二十二日に開催いたす予定です。浪江町及び大熊町の皆さんから意見をお聞きするべく、二本松市及び会津若松市にてそれぞれ委員会とタウンミーティングを予定しております。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後八時二十分散会

平成二十四年四月二十七日印刷

平成二十四年五月一日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局

〇





# 第10・11回委員会

# 第10回委員会・タウンミーティング

平成24年4月21日

浪江町(二本松市民会館)

# 第11回委員会・タウンミーティング

平成24年4月22日

大熊町(会津大学講堂)

## 概要

**第10回委員会**として浪江町の馬場有町長ほか6人の参考人から、また第11回委員会として大熊町の渡辺利綱町長ほか4人の参考人から説明を聴取した。また、各委員会の終了後、避難を余儀なくされている、浪江町と大熊町の住民から事故・避難時の状況や避難生活の実態など生の声を聴くためのタウンミーティングを開催した。委員会及びタウンミーティングは、浪江町と大熊町の住民の主な避難先となっている、二本松市と会津若松市でそれぞれ開催した。

馬場参考人は、11日の夕方に起きた原発事故について連絡、通報がなく、翌12日早朝に原発事故の発生と10km圏内の避難指示が出ていることをテレビで知ったと述べた。その後、20km圏外に出るため北西部の浪江町津島に役場機能を移したが、SPEEDIが早期に公開されていれば別の避難方法もあったと考えており、SPEEDIの能力と公開について検証してほしいと訴えた。

渡辺参考人は、11日の夕方に原発事故の連絡があり、19時ごろに緊急事態宣言が発令されたが、当初はあまり危機感を持っていなかったと当時を振り返った。また、原子力発電所の安全確保を繰り返し要望してきたが、心の底では安全神話を過信し過ぎたことは否定できず、小さなトラブルがあっても、多重防護システムで守られるため大事には至らないという先入観があったと述べた。



馬場 有 参考人  
(浪江町長)



吉田 数博 参考人(浪江町議会議長)  
鈴木 充 参考人(浪江町行政区長会会長)  
松崎 俊憲 参考人(浪江町商工会会長)  
叶谷 守久 参考人(相馬双葉漁業協同組合請戸支所長)  
菊池 好平 参考人(ふたば農業協同組合理事)  
佐藤 隆 参考人(浪江町PTA連絡協議会会長)



渡辺 利綱 参考人  
(大熊町長)



仲野 孝男 参考人(大熊町行政区長会会長)  
松本 一彦 参考人(大熊町消防団技術分団長)  
石田 宗宏 参考人(大熊町立大野小学校PTA会長)  
石田 仁 参考人(大熊町生活環境課長)

## 主要ポイント ○避難指示・避難の実態

「国、県、東京電力から、事故、避難指示、避難方向についての情報が何も無いままに避難しなければならなかった」、「東京電力の社員などもっと早く分かっていた人たちがいたのではないか」といった生の怒りが伝わってきた。住民の側にとって分かりやすい情報を、より早く伝えることの重要性について再度認識した。

## ○住民の安全を守るという視点

役場の方からは当時を振り返って果たして、住民の安全を守るという役場の役割を果たせたのかとの自問自答があった。「防災訓練は訓練のための訓練で、主催者の自己満足のためだった」、「もっと現実に即した訓練をすべきだったのではないか」といった言葉もあった。過去の委員会での参考人の話は、原子力の安全を守るべき規制当局に、この住民の安全を守るという意識がすっぽり抜けていることを示唆している。

## ○立地町としてのメッセージ

特に大熊町の方からは、「立地町として『安全』について聞きなれてきた。洗脳されてきた」、「まさか原発が問題を起こすなんて、と考えていた」、「人間に制御できないことがあるということを伝えられてこなかった」等、他の原子力発電所の立地地域の住民に対して大きな意味があるご意見もいただいた。

## ○政府との関係・信頼の視点

事故当初に必要な情報を出さなかった政府に対して「いまだに信頼が築けない」、「現在の4号機や線量などの情報も信じられない」という言葉があった。一度失った信頼関係を取り戻すには大変な時間と努力が必要だ。

## ○避難生活、将来

当時の避難指示の遅れ、あるいは「念のため」といったあいまいな伝え方が、いかに住民に深刻な影響を与えてしまったのか、あらためて痛感した。「子どもたちへの放射線の影響について、将来にわたって国が責任を持って健康を見守っていく制度が必要ではないか」といった意見もいただいた。このほか、何度も「原子力発電所がある市町村の皆さんに私たちと同じ体験をさせることのないよう切にお願いをしたい」という心からの訴えがあった。









<p>す。 ○委員長黒川清君 ありがとうございます。 続いて、町長以外の関係者の皆様からのお話を伺いたいと思っております。 今日は、当時いろいろなお立場にあった方々からお話を伺いたいと思っております。町長のほかにかに六名の方に御出席いただきましたので、時間の関係で大変恐縮なのですが、これからはお一人五分程度でお願いできればと思っております。申しわけありません。</p>	<p>す、救助ができなくて非常に残念でたまりません。それで、十二日の午後、津島支所に災害対策本部を移すということで、六時過ぎに着いたわけですが、当時、薬を持っていない避難者が多くて、津島診療所の混雑、混乱がはすさまじいものがありました。</p>	<p>す、消防団を初め仮設トイレ等に奔走したわけですが、女性の役場職員もそれに参加して頑張っていたという経緯がございます。 また、一番ひどかったのは風評被害だと思います。</p>	<p>それから、避難先である二本松市あるいは市民の方々には、大変な、涙の出るような対応をいただきました。さまざまな対応をさせていただいた中でも、東和支所を浪江町役場として提供をいただいたり、あるいは体育館に避難をした中でも、温かい差し入れをいただいたり、あるいは手づくりのお風呂をつくっていただいたりと、大変なおもてなしをいただいたことは忘れることができません。</p>
<p>それでは、浪江町議会の議長であられる吉田数博さん、よろしく願います。 ○参考人(吉田数博君) 議長議長の吉田と申します。</p>	<p>その中で、それぞれ、小学校、中学校、高校あるいは活性化センター等に皆さん避難をされたわけですが、十五日までの間、三泊四日の行程にわたったわけですが、数多くの問題が発生しました。さまざまございますが、かいつまんでお話をさせていただきますと、まず、SPEDの未公開のために無用な被曝をいたしましたというところ。</p>	<p>つまり、浪江町は、特に津島については原発より三十キロを超えているわけですが、ところが、多くの方々は、ほとんどが浜にしか浪江町はないという考えがあったのでございまして、当時、ガソリンが必要だということで、JAふたばの方々にお願いをして、津島ガソリンスタンドにガソリンを入れるということでタンクローリー一台を確保したわけですが、それが、運転手が行かないというところで、届きませんでした。</p>	<p>また、役場の立ち上げを東和支所で行ったわけですが、役場の職員は、朝五時から夜の十一時まで、不眠不休でやっていたございました。休むのは、こういうフロアに毛布一枚を敷いて、その上に毛布一枚をかけて、寒いですが長靴を履いたまま、靴を履いたまま、そういう状況で頑張っていた。あの頑張りがなければ、まだまだ役場機能は立ち上がらなかったのではないかと、ふいに、私としては非常に感謝をしているところがあります。</p>
<p>発災以来、馬場町長と六十日間程度、合宿所のような生活を送っておりますので、ダブる内容が多いかと思いますが、できるだけダブらないようにお話をさせていただきたいと思っております。 三月の十一日、午前中は町内の中学校の卒業式でございました。午後には、役場庁舎の全員協議会室の中で、議員定数の問題について全員協議会を開催し、協議の真つ最中でしたが、地震ということ、災害が予想される地震だということ、それから津波の発生が予想されるということ、直ちに解散をしたわけでありました。</p>	<p>それから、双葉警察署浪江支所の方々が津島駐在所におたつたわけですが、そのときに既にタイベックスーツを着ていたということで町民から非常に不安がらまれて、駐在所にいたわけですが、町民が心配をしますのでぜひ脱いでほしいと言ったら、いや、それはできません、いついかなるときに町に戻る必要があるかわからないのでということ、では駐在所から出ないようというお願いをした経緯がございます。</p>	<p>また、いろいろ困った中では、福島市に県の災害対策本部があつたわけですが、三月十三日の夜十時ころだと思いますが、私と県議員とで本部に参りまして、救援物資が欲しい、おにぎり一個、あるいは毛布一枚でもいいから欲しいと申し入れたわけですが、災害対策本部そのものが機能を果たしておりませんでした。大混乱の状況です。三月の十四日に、再び私と町長で救援物資の要請ということで伺ったのですが、全く同じようなことで、対応は一切されませんでした。</p>	<p>そんな中であつて、浪江町議会としては、昨年の六月から、町民懇談会ということで町民の方々といろいろ懇談をさせていただきまして、県内四回、県外一回で、千八百名の方々とお会いをすることができました。 現在、第五回の懇談会を開催しております。その中で、懇談の内容を精査あるいは検討を加えて、国、県、あるいは東京電力に要請、要求をさせていただいたわけですが、数も十四回を数えるわけですが、行く、返事はいいんですが、さっぱり実行が伴わない。非常に悲しい、我々の力不足を反省するだけのような感じでおるところであります。</p>
<p>午後三時以降に、災害対策本部が立ち上がったということで、私以下駆けつけた数名の議員が、オブザーバーのような形で災対本部に同席をさせていただきまして。今までの視察研修の成果として、議会あるいは議員は、災害対策本部が設置された場合には、指示あるいは命令の混乱を来すというようなことで、災害対策については口出しをしないのがベターだということでございましたので、本部長等の相談があつた場合のみ相談にあずかるという形で臨んでまいりました。</p>	<p>つまり、活性化センターでは、精いっぱいおにぎりをつくっても、一日に五千個しかできません。そのときに給食センター等は全部地震で使えなくなるので、その中であつて、八千名を超える住民が避難をしておいたために、五千個のおにぎりでどうにもならないということで、非常にひもじい思いをさせてしまったということ、あるいは津島地区において、避難した方々に、食料がない、ガソリンがない、もちろん燃料の灯油もない、暖房器具あるいは毛布もないということ、非常に厳しいものがございます。</p>	<p>また、二本松市に至る避難場所の移動については、あるいはその過程においても、国、県の指示あるいは命令は一切なく、また救援物資も一切ありませんでした。 何とか五台のバスを確保して移動ということになったわけですが、そんな中でも、早目にといいますか、津島地区におたつた中で、新潟県からは大型トラック一台の毛布を届けていただきました。これは非常にありがたかったです。</p>	<p>その中であつて、浪江町あるいは双葉郡の抱える問題はさまざまあります。 除染、賠償、東電の本当の意味での事故収束、</p>
<p>東電電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十号 平成二十四年四月二十一日</p>	<p>三</p>	<p>三</p>	<p>三</p>



インフラ整備、雇用の確保、あるいはこれから、防火あるいは防犯の対策、住環境の整備、コミュニティの崩壊がありますのでその整備、あるいは健康管理、さまざまございますけれども、その方向性を示さないままに、中間貯蔵施設であり、あるいは警戒区域の見直しを求めるといことは、我々の思いというものは全く違うと思っております。

復旧復興に向けて、やっと浪江町においては復興プランが決定をされて、復興計画がこれからつくられるわけですけれども、この中で、帰町がいつになるのか見通せない中にありながら、世論の一部では、原発の事故はもう終わったような風化をしているような感じがいたします。

事故の責任者である国、国会においては、最後まで被災者の立場、目線に立った対応をぜひともお願いをして、限られた時間ですので、終わらせていただきます。

よろしくお願いをいたします。  
○委員長(黒川清君) 古田議長、ありがとうございます。

実はこの開会の前に町長さんと十分ぐらい懇談していただんですけども、本当にいろいろな案件があり、国との関係、それから県庁との関係、いろいろな話を伺いました。確かに、非常に多くの問題と、それから大きな枠組み、町民の方々が、今おっしゃったように、二万数千の人が二つに分かれているわけです、大きく言って、本当に大変だと思えます。

それでは、次に、浪江町行政区長会の会長である鈴木充さん、よろしくお願いをいたします。

○参考人(鈴木充君) 行政区長会長をしております鈴木でございます。  
私の方からは、簡単に避難の経緯等を申し上げます、また、その後、要望なり意見なりを申し上げてみたいと思っております。

まず、三月十一日、本当に未曾有と言われるような地震に見舞われたわけでございます。私は、この日は非常に余震も多かったせいもありまし

て、会社の方に泊まったわけでございます。翌十二日、その日は早朝より自宅において散乱したものを片づけたりなんかしております。

うんですけれども、町の防災無線によりまして、原発事故によって放射能が拡散しているというふうな緊急の放送がありました。緊急に避難をしろというふうな放送でありました。私の家族は、その放送を聞きまして、私にメモを残して津島の方に避難をしたわけでございます。しかし、国道百十四号線は大渋滞を来しております。聞きますと、夕方ころに、遅く、津島の避難所、浪江高校の津島分校でありますけれども、そこへ無事到着をしたというふうなことでございます。

私は区長の職にありましたので、地区内のひとり暮らしの方々、お年寄りの方々の避難の確認、また防災無線を聞き漏らしてまだうちに残っている方が数名おりました、その辺の避難の確認を済ませて、また地区内の見回りをして、少しおられましたけれども、津島の避難所の方に向かったわけでございます。やはり、依然として渋滞は続いておりました。このまま津島に行っても、恐らくはもう夜遅くなるでしょうということだったので、その日はとりあえず引き返しまして、原町の方に避難をいたしました。

翌十三日、早々と原町を出て、津島の避難所で家族と合流をすることができたわけでございます。以降、津島の避難所には二日間お世話になりました。

また、二本松の避難所には二日間お世話になりました。避難所の外には、体育館でありましたので、雪が二十センチぐらい積もっております、非常に寒く、体育館の中には裸のストープが一個、ないし二個、そのような大変過酷な環境でありました。食事、一人おにぎり一個もしくは菓子パン一個、しかも、中には賞味期限が二、三日過ぎたものもありました。それを家族全員で分け合っ

て食べたわけでございます。また、当時、うちの孫が少しせんそく気味で大

変苦しそうなせきをしておりましたので、家族で、どこかよその避難所を探そうか、そのような相談もしておりましたところ、東京の娘が、うちの方に避難をしてきなさいと言ってくれました。

しかし、当時は大変なガソリン不足でありまして、我々も大変不安でありました。幸いに、長野にいる息子が、どこからか多分聞いたんでしょ、ガソリンを持って迎えに来てくれました。このときは非常にありがたかったですね。

十七日に、家族全員で、警越自動車道を経由して、大変な新潟の雪の中、東京都立川市の方に避難をいたしました。四月二日まで約十六日間、お世話になったわけでございます。

その後、仕事の関係もありまして、四月三日からいわき市の方に避難をして、現在に至っているわけでございます。

今、当時のことを思い返しますと、何でこの年になってこのように目に遭わなきゃならないのか、大変悔しくて涙がこぼれるわけでございます。次に、要望、意見になろうかと思えますけれども、SPEDDIの問題でございます。先ほど、町長さんもお話されました。また、けさの新聞にも大きく報道されておりました。

私も、SPEDDI情報を知らないまま、放射能が非常に高い津島地区に三日間も避難をしていただけたわけでございます。その間、子供たちは、校庭で無防備な状態で元気に遊んでおりました。このことはまさに殺人的な行為であろうかと思えます。また、その一方、大熊町や双葉町においては、早くから情報が出され、大型バスが何台も手配をされており、早々と避難をしたようになって

ございます。無責任きわまりない国の危機管理の甘さ、これらについてもしっかりと究明をしていただきたいと思っております。

また、高速道路や国道、県道等のインフラの整備が大変おこなわれているために大渋滞を起こし、長時間放射能にさらされていたわけでありまして、今後、原発等を立地している地域のインフラ整備、

特に避難道路を最優先に考えていただきたいと思います。

最近、馬場町長さんが当地域の医療の無料化ということを提唱されております。今後、将来的にがんなどの病気が多く発症することも心配されます。国の方でもぜひ前向きに考えていただきたいと思います、そのように思っております。

最後に、先日、野田総理大臣が大飯原発の再稼働を進める考えをお示しになりました。私は、まだまだ時期尚早ではないかと思っております。二号機におきましては全く手つかずの状態、また第一原発の事故の原因の検証も済んでおりません。毎日のようにトラブルも発生をしております。当時の菅総理大臣は、原発の再稼働は絶対ないと断言しておりました。このような、まだまだ危険な状態にもかかわらず、野田総理大臣は早々と収束宣言を出されたわけでございます。我々の考え

ている収束とは、納得いく賠償をして、完全に除染をして、事故前のような安全で安心して暮らせる浪江町に戻していただくことだと思っております。

国や東京電力は、都合の悪いことは隠蔽しますね。隠蔽しないで、正確な情報をいち早く公表するべきだと思っております。一旦原発の事故を起こしますと、多くの人々の平穏な暮らしを奪い、雇用の場を奪い、長年はくぐんできた地域のきずなをも断ち切ってしまう。全国の原発を立地する市町村の皆様は、私どもと同じようなつらい体験をさせることのないよう、切に切にお願いを申し上げます、私の意見陳述とさせていただきます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。続いて、浪江町商工会の会長であります松崎俊憲さん、よろしくお願いをいたします。

○参考人(松崎俊憲君) 浪江町商工会の松崎でございます。事故、避難当時の状況ということの意見を求められておりますので、それに沿ってお話を申し上げます。

したいと思います。

平成二十三年三月十二日早朝の緊急避難指示によりまして、商工会の役員全員が避難いたしました。

平成二十三年四月一日、浪江町商工会は、福島県商工会連合会の仲介で、二本松市のあたら商工会二階に双葉町商工会と合同で事務所を借りることになりました。昨年十一月より、浪江町商工会は、町の仲介によりまして、二本松市の安達支所二階に事務所を移転いたしました。現在に至っております。

当時、商工会は会員の安否確認を重要課題とし、その対策として、一つ目、会員から会員の携帯番号を聴取しまして、それをアメンバー式に広げ、避難先の住所の確認に努めました。二つ目は、テレビ局に依頼し、視聴者の会員に商工会まで避難先住所について連絡するようテロップを流していただき、そしてまた、県内二新聞社にも同様の対応をお願いし、紙上に掲載していただきました。三つ目は、各種イベント会場に赴きまして、来場する会員を見込んで受付を設けまして、住所の記入をお願いしたところ、会員の避難先の確認に努めた結果、昨年五月上旬には、会員六百人のほとんどの住所の確認を終えることができました。

昨年度一年間で新たに会員になった者を含めまして、平成二十四年四月十六日現在、会員六百三十八人中、県内避難者四百四十、県外の避難者が百九十七であります。一人が未確認となっております。

県内避難先で最も多い市町村が福島市の百二十五、二本松市七十五、いわき市五十六、郡山市が四十一となっております。

県外避難先で最も多い都道府県が東京都で四十二、千葉県二十五、埼玉県二十三、新潟県十七となっております。また、関東地区に集中している状況となっております。ちなみに、平成二十四年四月十六日現在、全国二十一道府県に避難しております。

また、商工会員への情報提供といたしまして、

会報を二回、アンケート調査三回のほか、制度資金の説明会の案内などを通知しております。会議等の開催状況につきましては、総代会のほか、理事会三回、正副会長七回、原発事故損害賠償対策委員会、新設したものでありますけれども、五回、それから原発事故損害賠償説明会一回、講演会一回、セミナー一回を開催しております。

また、原発事故の損害賠償に係る要望活動については、四月十日現在なんですけれども、一回目の損害賠償請求した件数は、会員六百三十八中、四百二十八件、二回目三百四十六件、三回目百五十六件で、合計の振り込み件数は五百四十四件となっております。

今後、私ども商工会として、国への要望ということになります。それは、きょうは五分という時間でありましたので、四点ほどに絞らせていただきます。

その一つが、双葉郡民がそれぞれの町に帰ることができない日まで、町として機能が果たせる人口二万から三万人が居住可能な複数の公営復興住宅街の国による建設。

二つ目、商圏やのれん代など無形財産に対する賠償の実施。

三つ目、有形財産である土地家屋への賠償基準は、新たな土地家屋を求めることができる再取得価額とすること。

四つ目、故郷を追われ避難を余儀なくされた被災者に対する賠償金は、生活基盤の再建資金として、課税を免除すること。

以上をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

それでは、次に、相馬双葉漁業協同組合請戸支所長の叶谷守久さん、よろしくお願いたします。

○参考人(叶谷守久君) 私は請戸の叶谷でございます。私は、最初、事故調の方から、当時の事故、そしてまた避難経路というものを話して願いたいというところでありますので、当時のことを記憶に頼りながらお話ししたいと思います。

当時、私は、昨年の三月の十一日は、いわきの方で会議がございまして、午前中で終わつたというところで、午後から請戸の漁協の事務所の方に引っ越しておつたんです。その間にあの大地震に遭遇したということで、私も漁師でありますから、津波が来る、こういうふうには直観をしまして、揺れがおさまった後、私個人で請戸橋の方まで行つたんですが、途中で、待てよ、妻がうちにいるのではないかとというようなことで、うちの方に戻つたんです。

そうしたら、妻は、地震で倒れたものを、何もかも、額から何かおつちてしまったというようにおつた、笑いながら片づけをしておつた。何をやってるんだ、今、津波が来るから早く乗れ、文庫して乗れんというので妻を乗せて、車で、海岸から二・五キロぐらいに大平山というところがあるんですが、その山の下まで行つたんです。ここまでは大丈夫だと安心をしまして、そして車からおりてちよつと後ろを見た途端に、真つ黒い壁のような、塊のような、その上は煙みみたいな、蒸気みたいな、そういうものが天まで届いておつたというふうな、もう形容のしようがないような物体が迫つてきた。

これは津波だと、山はもうすぐですから、私がまず山に登つて妻を引っ張り上げようとしたんですが、津波が来るのが早かつたものだから私も流されまして、そのうち、私は木の根つこの方に左足がひつかつたんですから、それで助かつたと思うんです。そして、そのおかげで左足の膝を骨折いたしました。妻はそのまま流されまして犠牲になってしまったというところであります。

私も、ようやくと山に夢中で登つていったんですが、誰もいないということで、声を出している

いる助けを呼んだんですが、声はしなくて、十分か十五分後に、誰かがかすかにおおと言う声が聞こえたものだから、そうしたらその人がちよつと中浜の人で、三十分ぐらい後に来たんですが、そして、叶谷さん大丈夫だか、歩けるかと言うから、何とか山の上を無我夢中で歩くべと。

ところが、なかなか歩けないということで、では待っているということで、その人が一人連れてきたんです。真つ暗だったものだから、来たのは九時ごろですか、下におりていって、私は、これは山に泊まるほかないということで、ジャンパーの中に落ち葉をかき集めて入れて、ズボンの中にも入れて、暖をとるということでやつておつたら、その人が来たということで、それじゃ、これから水が引けたから歩いていくかということ

で、二人に肩を支えられたんですが、あの瓦れきの上を一時間、三十分かかつたんです。請戸から浪江に行く道路、我々は高瀬街道というんですが、そこにやつたあたり着いて、たまたま消防車とパトカーとそれから救急車と来たものだから、そこに乗つて消防署、役場の方に行つて、そしてサンシャイン浪江の方で一晩過ごしておつたんです。

当時、痛いとかなんとかでなくて、ただ家族のことが心配でそれどころではなかつたんですが、次の朝、早朝に、原発が危ない、避難しろというふうな指示がออกมาして、知人の車に乗つて原町の方に行つて、そして病院の方に行つた。

ところが、南相馬市の渡辺病院に行つたんですが、すぐに入院しろと。いや、そんなことやつていられない、妻が今いないんだ、だから応急手当をしていただいて私は帰してくれと言つたんですが、だめだ、このままでは足を切断するようになるからすぐに入院しろということで、強制入院というふうになつたんです。

その病院も、南相馬市も警戒準備区域に入つたものだから、南相馬市も大変な犠牲者を出したものですから、水を飲んだ人とか、けがをした人とか、あるいは瀕死の重傷を負つた人とか、一階



はもう、通路、待合室、ごつた返していた、患者がいつぱいいたということで、私の方には手が回らなかつた。

そのうちに、皆さんが避難して、だんだんと、今度、看護師もいなくなつた、医師の数も減つてしまつた、そして、もちろん食料を初め物資も入つてこない、医療品も入つてこない、病院の機能が果たせないということで、元氣な入院患者は家族に連絡してすぐに帰つてくれと、強制退院ですか、そうなつたんですね、私は重傷ですから置かれたわけですが、そして、約六日間おつたんです。ただ、先ほどもお話があつたんですが、食料事情が一日にちつちやなおむすび一個というようなことで、本当に過酷な病院生活でありました。

そして、やつと、最後に入院患者が私を含めて七名残つて、それを渡辺病院の事務長が宮城県の白石の病院の方に搬送してくれたということで、手術したわけなんです。

私も三回ほど、死ぬ、だめかなという思いをいたしました。そういう経緯でございます。

それから、私、漁業ということで、海を相手にする商売をやつております。私、宮城県で入院しておつたときに、四月ですか、菅直人内閣総理大臣がいわゆる高濃度の放射能を帯びた汚染水を海に放出するというようなニュースがテレビで映つたときに、ああ、これはもう海はだめなのかな、こう思つたんですよ。

ただ、あの場合に、やはり菅首相の決断というのは私は正しかつたのかなと思つてますよ。というのは、あのとき、ヘリコプターでもって海水を注水した、あるいはまた、ポンプでどんどんと冷やすために注水した、水がもうあふれてしまつた、そこに放射能ということですから、あれがもしも海上に放水していなくなつたら、もうこの国が、国民がだめになつたのではないか、今冷静に考えてみますれば。

ただ、我々に与えた影響というものははかり知れない。まだまだ我々漁業は漁の再開ができないというところであります、福島県の魚介類は常磐

物として最高級の、東京市場、全国で高い評価を受けておる魚介類でありますから、これが水揚げできない、市場に流通できないというその悲しさはあるわけなんです、これはやむを得なかつたのかなと思つております。

ただ、その後、昨年十二月、これまた百五十リットルの汚染水を海上に流した。そして、ことしの三月二十六日には、八十リットルの汚染水をまた流した。そして続けざまに、四月の五日には、十日もたたないうちに十二トンといううような、放射能を帯びた汚染水を流してしまつた。このうばかりでなくて、海は、やはり漁業者のものではない、これは国民の海であるということに制定されておるわけですから、本当は母なる海と言われる海が完全に汚れてしまつたのではない。

私は、東京電力は、以前はあの広大な第一原発の敷地内にタンクをどんどんつくつて、そこに押し込めたということ、だつたんですが、なかなか、未来永劫、このタンクをつくり続けていくわけにはいかないと思つてます。そのために意図的に汚染水を海に流している、こういうふうにおつたおつたおつた、ですから、こういう状態が今後も続くんじゃないか。

ただ、パイプのつなぎ目から漏れたとか、あるいは折れ曲がつたところから漏れたとか、理由はつけるんであります、今後、国会の事故調査の先生方にはこういうことを、海を汚すな、海は放射能の最終処分場ではない、これを強く私は訴えたいと思つております。

それから、私は請戸地区でありまして、御存じのように、浪江町には沿岸部、内陸部、山間部、こうあるわけでありまして、山間部の方が大変に放射線量が高い、内陸部の西側も高い、まあ東側の方はそうでもない。そして、我々の住んでおつた沿岸部は、非常に放射線量が低いということであるわけなんです。しかしながら、我々の住んでおつた請戸地区なんです、なかなか見えてこない沿岸部の悲惨な状態、これが忘れ去られておるんで

はないか、こういうふうには私は心配しておるんです。今、時間がもうたつたのでありますから、まだまだお話ししたいことがあるんですが、この辺、私は、今回の三・一一の大震災の日本では一番の被害者は浪江町ではないかと思つてます。津波で犠牲になつた人が若手県、宮城県は非常に多いわけですね。また、いわき市、相馬市とか南相馬市の方が多いいわけですが、ただ、向こうは原発の影響、事故の影響は余りないということで、浪江町は本場に原発の影響、そしてまた、津波の影響とか、これだけの被害をこうむつた自治体はないと思つておりますので、この辺についてもひとつよろしく願ひたいと思ひます。

これで終わります。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それで、続いて、ふたば農業協同組合理事の菊池好平さん、よろしく願ひたいします。

○参考人(菊池好平君) 菊池です。よろしく願ひたいします。

私は、農協の理事といつても非常勤でございます。私、初めに、地震のときは桃川の親戚宅におつたわけですが、原発事故は想定しませんでした。すぐ自宅に向かつて、一時間ほど到着したんですが、その夜は余震がひどかつたため、家族全員が自動車まで一夜を過ごしたところでございます。

停電のためテレビは見られなくて、自動車のラジオを聞いていました。地震の情報はあつたんですけど、十一日の夜にもう既に、双葉、大熊には百台近いバスが来て、深夜、避難したということの後日聞きました。

十二日午前九時ごろですが、防災無線が鳴りまして、消防団員の指示により、家族、八十五歳の母を連れまして、乗用車で津島方向に向かいまして、津島活性化センターで炊き出しを受けました。ちよつと三時ごろだつたと思つてすけれど

も、バトカーがスピーカーで、福島方面へ大至急避難しなさいと、前の道路を通つていきました。多分時間的には、一号機の爆発直前だつたと思ひます。それを聞いて、その活性化センターにいたほぼ全車両がまた福島方面に向かつたわけでございます。

福島北警察署に行きまして、近くの北信学習センターの避難所を紹介してもらいました。その避難所は震災用の、地震で被害を受けた方の避難所だつたわけですが、そこに潜り込んだわけなんです。でも、その避難所も近く閉鎖するというようなことになつたために、十八日の十時ごろ、川崎に住んでいる兄のところを頼つて、東京の方に向かつたわけでございます。

途中、当地の二本松の男女共生センターで被曝検査を受けました。あと、高速道路は、十八日ですが、五十キロ規制はあつたんですけども、通行することができました。サービスエリア二カ所で満タンにすることができました。心強くなりまして、東京の方に向かつたわけでございます。そのとき既に、蓮田サービスエリアですが、そこは計画停電していただと思ひます。

避難すけれども、情報不足もいろいろありまして、一番困つたのはガソリン不足でございます。福島市の避難所につきましては、食料といふか食べ物なんかは十分出まして、あと、暖房なんかも十分でした。ただ、初めの二日、三日間が断水というふうなことで、ちよつと水不足には困りました。避難を通じて一番困つたことは、ガソリン不足でございます。

私、非常勤理事なものですから、JAも大変被害を受けまして、双葉郡内の全事務所が避難したわけでございます。その後、JAとしましては、県内JA、また中央会並びに各連からいろいろ御支援を受けまして、サポートセンター、コールセンターを立ち上げまして、四月の上旬には一応皆さんの御期待に沿えるような業務体制にはなつて、一年ほど経過しております。その間、農産物の損害賠償の窓口といたしまして、JAとしても



<p>精いっぱいやっているところでございます。 私、今、農業関係に勤めていますけれども、若いころといいますが二十代は、コンピューターの技術者をやっていました。学校も電気工学関係の学校でございましたので、昭和四十一年なんですから、今現在の第一原発の一号機の建設現場を見学した記憶がございます。</p>	<p>を希望いたします。 以上です。 ○委員長(黒川清君) ありがとうございます。 それでは、最後ですが、浪江町PTA連絡協議会会長の佐藤隆さん、よろしくお願いいたします。</p>	<p>ましたので、いろいろな情報が錯綜する中、本日に不安でしたけれども、自宅での避難生活を十五日の全町民避難まで続けることになりました。 そして、十五日の避難指示を受けて、郡山市に避難したんですけれども、私も、多分皆さん同じだと思んですが、三日か一週間ぐらい避難して、いれど何かなるんじゃないかなという思いで、避難をしました。</p>	<p>た。本当に子供たちは、何もわからないまま突然の避難、そして急激な環境の変化ということで、相当のストレスになったと思いますし、今でもその傷を引きずっている子供も多いというふうに思われます。子供たちが受けた被害について、しっかりと検証していただきたいというふうに思っています。</p>
<p>私も技術者の端くれでございますが、非常のときに役に立たないのは非常用装置であつて、ハイテクほど災害に弱いというようにことを思っております。このような事故のとき、非常時を想定した訓練、試運転が必要だと思っております。 ただ、今回の事故でございますけれども、大変な事故だつたと思います。現場は大変混乱して、また、命がけの中でいろいろ対応したと思います。チェルノブイリの事故では多数の犠牲者が出たと言われていますが、命がけの状況、極限の状況でありながら、福島原発ではよくこのぐらいの被害で食い止めたと思えます。</p>	<p>私の自宅は津島地区にありまして、六人家族で、子供は、当時高校一年、中学一年、小学校四年の三人です。 三月の十二日から十四日までは、消防団として津島地区での避難者の受け入れをしております。避難所には、子供の行方がわからず捜しに来る親御さんたちがたくさんおられました。親が仕事で原因だと思えますが、携帯電話が通じなかつたこと、避難指示が拡大していつて避難先がどんどん変わっていったことなどの影響も大きかつたと思えます。私の担当していた避難所には、高年生は、事故から一週間ぐらいたつてようやく親に会うことができたというふうに聞きました。この間、親御さんほど心配したか、高校生ほどだけ不安だつたかということを考えても、本当に想像できないほどのつらさだつたのではないかなというふうに思っています。</p>	<p>その当時の国の避難指示は、浪江町の二十キロ圏外は屋内退避、そして、その後、計画的避難区域ということになりましたけれども、その国の指示どおりの避難だったならばだけの被曝をしたかということをお考えと本場にぞつとします。住民を無視した対応には怒りを覚えるところで、そんな中、情報が少なかつた中で十五日に全町民の避難を決定した浪江町には、大変感謝をしております。</p>	<p>最後に、事故の防止と被害軽減のための提言についてですが、今回の事故では想定外という言葉がよく使われました。想定外のことに対応することとはとても難しいということも実感しました。想定外のことが起こつて事故になるということを考えれば、そして、子供たちやそのまた子供たち、子孫の未来を考えれば、私たちは大人の責任として、とめられないものは動かしはけないという答えを出すべきだし、原発がなくても生活できる環境をつくつていかなければいけないというふうに思っています。また、私たちの状況をきちんと検証していただければ、それ以外の答えは出ないのではないかなというふうにも思っています。</p>
<p>あと、事故防止に向けてのいろいろのこと、訓練についてであります。 日本におけるいわゆる防災訓練、火災予防訓練もそうなんですけれども、それらにつきましても、訓練のための訓練であつて、台本を用意して、主催者の自己満足のためにやっているように感じます。もつと現実に対応できるのではないかなと思います。例えば、事故が休日の未明、真夜中に発生したとしまして、現場は最少人員、そして応援は自宅から徒歩で駆けつけるというような想定も必要だと思っております。</p>	<p>アメリカの防犯訓練につきましては、犯人役は自由に逃亡して行っているように感じますので、その辺のことも考慮して、ぜひ今後御一考いただきたいと思います。 いろいろ今後につきましては、今までの方が申しましたので、重複しますので申し上げません。今後、農協の理事の立場としましては、農業関係の損害賠償に十分に迅速に配慮していただくことは</p>	<p>津島小学校には、三月の十二日の夕方、浪江町に備蓄してあつた沃素剤が届きましたが、服用する基準が全くわからず、子供たちに服用させることはできませんでした。保護者の方々に放射線量の情報があつたり、服用の基準が事前に伝わっていれば、何とかして学校にとりに来て飲ませてあげることができたのではないかなというふうに思っています。</p>	<p>○委員長(黒川清君) ありがとうございます。 ちよつと時間が押していますが、委員長として、一つ二つ、ちよつと町長さんに伺つてよろしいでしょうか、皆様は御存じのことかもしれませんが、 本が大変だつたと思えます。それはもう全ての人たちが、大きな地震、それからその後の大きな津波が来るぞと言われていて、さらに原発のこ</p>
<p>東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十号 平成二十四年四月二十一日</p>	<p>七</p>		

とがあつたので特にです。

聞くところによると、浪江町でもそうですが、東京電力と、福島県が仲介をして浪江町と三者の通信連絡協定というのがあつたわけですね、もう十年ちよつと前だと思えますが、それで、今度の事故が起こる前は、その連絡協議というのはどんなことをされていたんでしょうか。

○参考人(馬場有君) 東京電力のいわゆる広報部の方が、例えば原子炉の中になんかそうこうを落としたとか、あるいは工用のスパナを落としたとか、そういう事故について、毎日、これは事故といいますが、そういう事象のたびに私どもに来て報告がございました。

○委員長(黒川清君) そうすると、そういう事象がないときも毎日なんですか。あるときは毎日なんですか。

○参考人(馬場有君) 事象がないという日はなかったと思うんです。

○委員長(黒川清君) 毎日何かあるわけですね、もともと。

○参考人(馬場有君) はい、そうです。

○委員長(黒川清君) そうすると、毎日おつき合いですか。

○参考人(馬場有君) おつき合いです。

○委員長(黒川清君) つまり、ばんそうこうがおつたとか、そういうことさえもきめ細かくやっていたということですね、向こうとしては、わかりました。

○参考人(馬場有君) この一番大事な事故からはどうなりましてか、それはすぐに来ましたが。

○参考人(馬場有君) いや、ですから、その肝心なときに連絡が一切ないわけですよ。一切ないんです。私、これは後から聞いたことなんですけれども、福島県のいわゆる土木部の富岡事務所というのがあつたんです。そちらでは、三・一一の地震のときにやはり国道あるいは県道が損壊したということ、この職員の方々が、電話は通じないとい

うことで、みづから職員一人一人が、建設業者のオーナーのところを夜半にかけて、あすの朝七時に富岡事務所が集まって、そして復旧の打ち合わせをしたいという報告をしているんです。

○参考人(馬場有君) 私どもにそういう事故があつた場合には、やはり歩いてでも来れる状況なんですよ、大熊町からですからね。ですから、そういうのがないということは非常に残念だし、やはり協定違反だということには感じています。

○委員長(黒川清君) 随分変われば変わるものですね、状況によつて。

○参考人(馬場有君) 東電の社員さんも、やはり自分の命が大切でしょうからね。

○委員長(黒川清君) まあそうだけれども、そうすると、そういう方たちは、その日の夜中過ぎから第一でいろいろなことが起こつて、退避しろというような話、それから放射能が出ているという話はどこで知りましたか。

○参考人(馬場有君) ですから、先ほど申し上げましたように、首相官邸からの、十二日の朝五時四十分、テレビで、事故が起きている、いわゆる十キロ圏内の方は避難をお願いしたいという放送があつたんですね、それで初めて知つたんです。

○委員長(黒川清君) どうやってやれという話は、例えばできるだけの交通網ということで、地震で道路の状況というものはなかなか把握できなかったかもしれないけれども、バスとかいろいろな話もありますよね、そういうことについては何かありましたか。

○参考人(馬場有君) いや、事故に対しての連絡は、国からも、それから東京電力からも、県からも一切ありませんでした。ですから、バスの手配とか、そういうものではないです。

○参考人(馬場有君) バスを頼んだという話もありますね。

○委員長(黒川清君) そうですか。

○参考人(馬場有君) 事後にあつたのは、完全に謝罪に来たのは五月四日ですね。清水前社長が三月下旬に副社長が謝罪に来ていますね。

○委員長(黒川清君) ばんそうこう程度でも来ていたわけだから、その後、せめて電話か何か、今はそういうのが通じるようになったので、毎日状況はどうですか、今のところまだ第一のいろいろな懸念もありますよね、そう思うんですけれども、それについて毎日電話の一本ぐらい来ませんか。

○参考人(馬場有君) 汚水が漏れているとか、そういうものはマスコミに発表してから来ますね。それは毎日来ます。

○委員長(黒川清君) それと、SPEEDIの話は、例えでできるだけの交通網ということで、地震で道路の状況というものはなかなか把握できなかったかもしれないけれども、バスとかいろいろな話もありますよね、そういうことについては何かありましたか。

○参考人(馬場有君) まず、放射能の關係の話では、三月の下旬、福島大学の副学長さんが私どもの東和支所の方に来まして、私どもの大学の研究グループで車でモニタリングをしたら大変高度な放射線が出てくるよということがありまして、それが初めてですね。その後、マスコミによつてほとんど線量を計測したものが出てまいりました。

○委員長(黒川清君) そうすると、それまでいろいろなことがあつただけけれども、情報はほとんどがテレビでもらつていたわけですか。

○参考人(馬場有君) そうです、テレビですね。

○委員長(黒川清君) わかりました。

○参考人(馬場有君) それでは、ちよつとここで次のステップへ進めたいと思います。ありがとうございました。

○委員長(黒川清君) それでは、一応、これは委員会という建前ですので、終了の時間となりまして、終了させていただきますが、この後、タウニングでも、もちろん皆様方にも、きょう、今発言した方にも、適切なところで、もしコメントがあつたらいただきたいと思つております。

○委員長(黒川清君) それでは、一応、これは委員会という建前ですので、終了の時間となりまして、終了させていただきますが、この後、タウニングでも、もちろん皆様方にも、きょう、今発言した方にも、適切なところで、もしコメントがあつたらいただきたいと思つております。

浪江町の馬場町長さん初め皆様には貴重な御意見をいただきました。本場に足りなくて、いららされたと思つています。それから、それは最初のことです、それからもう一年たつていきますからね。

本日頂戴した皆様のお話を踏まえ、被災者の皆様の視点を大切にしながら調査を続けてまいります。

次回委員会については、最初にお伝えしましたように、あすは会津若松市において第十一回委員会を開催し、大熊町の皆様からのお話を伺うことにしております。

これで、第十回委員会を散会といたします。  
午後二時二十六分散会



# 浪江町民との タウンミーティング

期日

平成二十四年四月二十一日(土曜日)

午後二時三十六分開会

委員長(黒川清君) それでは、これからタウンミーティングを開始いたします。せつかくの機会ですので、浪江町の皆さんから活発に御発言をいただければと思います。

主に、町長さんその他からは、最初のころの話、それから今のことにちょっと話をさせていただきましたが、皆さんは、今、それからこれからのこともたくさんあると思います。

それでは、事務局の方で進行を依頼します。よろしく。

司会(事務局) それでは、委員長の命によりましてタウンミーティングの司会を担当させていただきます。私は、事務局で広報を担当しております森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の方では、特に事故当時の避難の様子などを中心にお話をさせていただきます。タウンミーティングでは、特に、今現在皆様が抱えていらっしゃる問題点、あるいは今どういうふうに通じていらっしゃるか、そういったことを中心にお話を聞ければと思っています。

御質問のある方、あるいは御意見のある方は、恐縮でございますけれども、挙手をお願いします。係の者がマイクをお返ししますので、マイクが手元になりましたら御発言の方をよろしくお願いしたいと思います。



第10回委員会開催後に行われた浪江町民とのタウンミーティングの様子



それでは、御質問のある方。大変たくさん手が挙がっておりますので、私の方から御指名をさせていただきます。中央で、冊子を、手を挙げていらっしゃる方、よろしくお願いいたします。

**傍聴者** ありがとうございます。

私は、浪江町の立野の出身、(個人名)と申します。町長、よろしくお願ひします。

皆さんに見ていただきたいものがあります。(土の試料を示す)これはいわき市です。これは南相馬市です。相馬市のやつもあります。現実です。町長、見てください。お願いします。こんなところに人を住ませるんですか。仮設住宅をつくるんですか。

二本松。先ほど、ここまで来るまでにアラームメーター鳴りつ放し。〇・六。この中は低い。皆さん知っていますよね、私の言いたいこと。法律は、〇・六、三カ月で一・三ミリシーベルト。これは管理区域ですよ。一時間当たりにも六以上超えるということは、十八歳未満お断り、食べ物つくっちゃだめ、食べちゃいけない、十時間以上いちゃいけない、これが管理区域。これが電離防止法。

それなのに、何ですか、この二本松は。これは何ぼあるんですか。三十七超えていますよ。いわき市も同じ。福島県の浜通り、中通り、今、こういう現状です。

こういうところに子供たちを住まわせて安全なんですか。崎山先生、チェルノブイリでやりましたよね。報告書を出していましたね。セシウム137、子供の場合は三倍から七倍影響があるというふうに報告されていますよね。出しましたね。それを山下教授も一緒に出しましたよね。出しましたね。山下教授は沃素ですよ。その件をなぜ今までも国は隠すんですか。S P E E D I のことも隠しておきながら、何で国は隠すんですか。そのことを強調して言ってください、黒川さん。

この間、私はタウンミーティングで言いましたよね。甲状腺がん、崎山先生、お願いしましたよね。二千二百七十六名、幼児再検査をお願いします。いつ

になったらやってくれるんですか。

以上です。

**司会(事務局)** はい、ありがとうございます。

放射能の件につきましての御意見でございました。

本件につきまして、委員の方でどなたか御発言のある方はいらっしゃいますか。崎山先生。

**崎山比早子君** もちろん放射線被曝をしない方がいいに決まっていますから、できれば、避難するんですしたら線量が低いところに行くというのは原則だと思います。

それで、甲状腺の検査がおくれたというのは確かです、それは国の責任ではないかとは私は思っているんですけれども、もっと早くした方がよかったということですよ。

それで、再検査を御希望になればできるのではないかと思います。

**傍聴者** よろしくお願いします。あれから二カ月たっていますからね。

**司会(事務局)** ありがとうございます。

それでは、そのほかの御意見のある方。中央の女性の方をお願いいたします。

**傍聴者** 私は、津島地区に住んでおります(個人名)と申します。よろしくお願ひいたします。

医大とかで、外部被曝とか内部被曝のデータ、自己申告したものが今届いていると思うんですが、それはあくまでも確実性はないと思うんですよ。

それで、今、私たち大人にとって何が一番大事、宝物かと思ったら子供だと思っんですよね。その子供が、今、福島県知事さんが、十八歳未満は医療費の無料といいますか、そういうふうな状況で申し立てを国にしましたけれども、国の方ではそれを認めませんでした。でも、これは県知事さんが

十八歳未満と区切りをつくったということと自体、私は問題かなというふうに思うんですよ。

二十三年度に被曝をした子供たちは、ゼロ歳児もいれば、十代もいれば、二十代もいて、それで、私たちもいるわけですよ。そういう中で、外部被曝ないし内部被曝がどれだけ被曝しているかということは今現在わかっていないわけですね。

そういった中で、五年後、被曝した状況の中で身体的に影響が出てくる可能性もあるわけですよ。二十年になつてから出る可能性もあるというふうに考えたときに、子供たちがこれから生きていく上で、医療が自由に受けられるような状況をつくってあげることが私たち大人にとってしなければならぬ一番の義務かと思ってるんですよ。

国や県、そういった方々が十八歳というふうなことで区切りをつけるということと自体が問題かなというふうには私は考えるわけです。私たちは子供たちがいるからこそ生きていけるわけであって、今、私たちは子供を一番大事にしなければいけない状況かと思ってるんです。

そういったときに、子供たちが、今後もしがんが発症したときに、これは二十三年度に被曝をした状況の中でがんを発症したもののか、それとも、生まれつき、この原発がなくても発症したものかということは、どこを境にして区別をするのかということが問題かと思ってるんです。そういった中で、もし裁判になったとしても、相当因果関係があるかどうかというのは子供たちは証明することはいかないと思うんですよ。

そういった中で、今、私たち大人がしなければいけないことは、将来、子供たち、いや、私たち全員が、被曝をしている人にはそれだけの医療が無償で確保されることが望ましいのではないかとこのように思っています。とにかく町を先頭にして、国や県の方にこの言葉を届けていただきたい、それが私たち大人の発声しなければいけない言葉だと思いますので、何とぞよろしくお願ひします。(拍手)

司会(事務局) 貴重な御意見をありがとうございました。お子様を持つ親と

しては、非常に切実な思いだと思います。  
この件につきまして、委員の方で何かコメントのある方はいらっしゃいますでしょうか。では、崎山委員どうぞ。

崎山比早子君 いいですか。崎山です。

確かに、がんというのはいろいろな原因でなるものですから、将来がんになったからといって、これが放射線によるものだというような証明というのは非常に難しいことです。原子力発電所で働いている人でがんになったとしても、やはりその因果関係を証明するというのは本当に難しいことです。

ですから、できることなら、がんにならないうちに予防的に線量を下げっていく、被曝という線量を下げっていくということが将来の健康を守っていく意味で大切だと思うんです。それができない場合は、やはり生活の記録というのをきちっとつけておいて、将来そういうことになった場合に、自分が健康管理手帳というものをつくって、ずっと責任を持って健康を見守っていくという制度をつくっていくというのがいいのではないかなと個人的には思っております。

司会(事務局) ありがとうございます。

それでは、ほかの方。後ろの方で手を挙げていらっしゃる方、茶色のジャンパーを着ていらっしゃる方です。

傍聴者 ひな壇の上の方は五分だそうですね、私に三分、時間をいただけないでしょうか。

私、浪江町で床屋をやっていたんですけども、お客さんの話の中で、この事故が起きることはもう想定されていた、そしてまた、国の政策、また東電の政策なんかを見ていると、この事故が起きることはもう予想していた。だから、想定外ではなかったというふうに私は思っております。

何でそんなことを言うかといいますと、何で双葉郡内に原発をつくりなが

ら燃料税が県に払われるのか。おかしいんじゃないですか。そして、電気料割引というのは双葉郡民のためにというふうな形の中で言われましたが、いわき市が久之浜町と合計してかかるようにして、そしてその電気料をいわき市にまいた、そういうふうなことを見たときに、この事故は国に最初から仕組みられたことだと私は思っております。

それで、人口を集めなかったためにそういうふうなことをやって、そして高速道路、四十年ですよ、私らは国に四十年も貢献しながら避難用の高速道路もつくってもらえないんですよ。そこにあるものは何かというと、そこに人の集まるのを避けるというふうなことなんですよ。

そういうふうなことを考えたときに、今この原発政策を、ただ単に私らだけの犠牲で済むということじゃない。私は、この原発事故がまだほかで起きるというふうな確信を持っていますよ。

だから、今何で、サリン事件で詐欺罪が成立して、原発事故で、詐欺罪以上ですよ。サリンよりもっとひどいですよ。(拍手) 誰がそこで責任をとったんですか。誰がそこで責任をとる気しているんですか。国にしたって県にしたって、そして官僚にしたって、誰も責任をとらないんですよ。おかしくないですか。

やはりそういうふうなことを考えたときに、私らの犠牲は私らだけで済ませてほしい、もうほかの地にそういうふうなことをないようにしてほしいというふうな私は強く願って、この発言とさせていただきたいと思う。

そして、お客さんの中で、さすがのように私に言ったお客さんがいるんですよ。それは東電で作業員として働いている人の話なんですけれども、原発の建屋の中に入ったときに、(個人名)さん、放射能が高くて入れないときにどうするかわかるかというふうなことを言われたんですよ。そのときは、海側のシャッターをあけて、そして山側のシャッターをあける、そういうふうなことをするようになるかと言っていたんですよ。そういうことを考えたときに、私は、それはそれとして、まあいいと思うの。ただ、それを監視する監視組織が一向に当たらなかった、それがおかしいと。

だから、名目で住民を守っているというふうな形はとっているかもしれない

けれども、私らは最初から、国の発展と国民の繁栄のためのいけにえであり、人柱にされてきたんですよ。そういうふうなことを今ここにおられる皆さん方が御承知なのかどうか。特に、責任のある方にはお願いしたいと思いますよ。私はやはり、これから、子供たちのために、このような事故が決して起きるはならない、起こしてはならないというふうな思っていますよ。決してこの地球を汚してはならないし、この日本を汚してはならない。そのためには、今、責任は誰にあるのかというふうなことをとことん追及して、そして、もう一度原発に対して見直さなきゃならない。

私は、負の財産を残すようなこんな原発事故でいいのかと、そういうふうなことを考えたときに、子供たちの負担になるんですよ、管理するのに。電気は私らが使うけれども、子供たちが今度、危険な放射能を管理しなきゃならないんですよ。そのお金はどこから持つてくるんですか。そういうふうな自分勝手なことばかりしている今の大人でいいんですか、私ら。もう少し原発に関しては、責任ある国の行政、またそういうふうなことをやってもらいたいと私は思っておりますよ。

そして、なおかつ、今ここにおられる避難民をいかに救うか。今の状況を見てみると、避難民を食い物にしているような社会構造じゃないですか。汚染というふうな形の中で、私らを置いて、大手のゼネコンがそれで金もうけをするとか、また県内の諸団体が風評被害であれするという、私らのことを最初にちゃんとしてからやってほしいと私は思っていますよ。(拍手)

**司会(事務局)** ありがとうございます。大変貴重な御意見をありがとうございます。ありがとうございました。

ここで一点お願いがございます。お願いでございます。よろしいでしょうか。発言者が発言しているときには、その他の方はお静かにお願いいたします。私の方で指名してから御発言をお願いします。

それでは、ただいま発言をされた方の御要望といえますか御意見につきまして、これまでの原子力行政あるいは事業者の対応というところについての大変大きな不満というのがございましたけれども、これにつきまして、委員の



方で何か御発言いただく方はいらつしやいますか。櫻井先生、いかがですか。それでは、野村先生お願いします。

**野村修也君** 委員をさせていただいています野村でございます。

私どもも、これまで、原子力行政に携わってこられた方々、規制をやつてきた官僚の人たちにこの委員会に来てもらつて、そしていろいろな疑問点をぶつけてきました。私どもも、この検討の中で、やはりこれは無責任なんじゃないかなというふうに思われているところを幾つか発見してきています。

これを報告書の中につかりと書き込みたいというふうに思っているんですが、きょう、こういう形でここに来させていただきまして、今まさに、被害に遭われた、被災された方の力強いお言葉というんでしょうか、本当の、心の中から出てきている疑問とかあるいは怒りといったようなものを今ここで感じさせていただきまして、私どもも、単に頭の中で考えるのではなくて、皆さん方のお気持ちをよく踏まえて、これからも調査を続けて、最終的な報告書に反映させていただきたいというふうに思っています。

どこまでできるかどうかわかりませんが、しつかり今の御発言を受けとめさせていただきたいというふうに思います。

○司会(事務局) それでは、もう一つ、こちらの方からお願いでございます。会場内を移動しての発言につきましては、済みませんが、ほかの方々に御迷惑もおかけしますので、その点をよろしくお願いいたします。

それでは次の方の御質問ですけれども、挙手をお願いします。では、中央で紺色のジャンパーをお召しの方、お願いします。

**傍聴者** 私は、桑折町の仮設に住んでいる、浪江町谷津田出身の(個人名)といます。

きょう、隣組の葬式に行ってきました。栃木県の真岡ですよ。きょう、ここにやつとたどり着いたんですけれども。

事故調査委員会、本当に御苦労さまです。ただ、私は、今、国自体がちょっとおかしいと思うのは、調査するのはわかります。ただ、我々は国の命

令で避難しているんですよ。だから、やはり国の委員会で、我々の未来をつくる委員会もつくってほしいんですよ。

我々の過去はもう全て失ったんです。私は專業農家をしていますけれども、はつきり言つて浪江では物はつくれないと思います。たとえ帰れるとしても、物をつくれないうところに農家は帰れません。

あと、お願いですけれども、調査委員会もそうですけれども、国会も、双葉郡でやってください。双葉郡の放射能の中でやって、仮設から通つてみてください。そうしたら我々は何も文句を言いません。そして、あなたたちが国会を双葉郡でやって安全だと認めれば、我々も帰れます。あなたたちは安全なところで物を考えていないで、危ないところで考えてください、我々と一緒に。

我々が精神的に相当参っているのはわからないと思いますよ、我々と一緒に暮らしていないから。東京で、放射能のないところで考えたって無理です。仮設に来て仮設で住んで、そして双葉郡に行つて、双葉である程度行つたり来たりして、どんなにみんな精神的に参っているかわかると思います。とにかく、我々の未来をつくるのは、国会で一生懸命頑張ってください。お願いします。(拍手)

司会(事務局) 貴重な御意見をありがとうございました。非常に切実な思いが伝わる思いでございます。

蜂須賀委員、お願いします。

**蜂須賀禮子君** 谷津田で農業をなさっている方、私は大熊町の避難民でございます。そして今、会津若松の方に避難をしております。私も仮設に入っております。仮設でお部屋が二つ、四畳半と六畳。つらいですよ。気持ち、わかります。

私たちは国会議員ではございません。私はこの先生方とどうしてこの席にいるのかなと自分でも思いました。しかし、今おつしやるとおり、皆さんのつらい気持ち私は一番わかっております。それで、いろいろな会議のときに、皆さんを代表して私は訴えております。

ですので、今、未来を考えてほしいという御意見でした。そのとおりだと思っております。それをひとつどこかのところに入れてほしいなとも私も頑張って頑張っておりますので。つらい気持ち、毎日私も向こうに行つて会議をしておりませけれども、全部伝えております。ですから皆さん、この先生方は本当に、浪江町も双葉町も大熊町も、仮設に入っている人、借り上げに入っている人、その人たちの気持ちは十分にわかつております。「本当にわかつているのか。本当にわかつているなら住んでみる」と言う者あり）わかつております。私は、大熊町です。会津若松に住んでおります。（拍手）

**司会(事務局)** ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。前列で赤いジャンパーをお召しの方、女性の方です。

**傍聴者** 私、八十歳になるんですけども、浪江町のいこいの村のすぐ下に住んでいる者です。

今回、私の孫も朝早い放送で津島の方に一緒に避難しました。そして、この孫、彼氏がいたものですから、埼玉の方に行つて住んでいるんですけども、私からいとひこができたんですね。十月にできるんです。

それで、今皆さんのお話を聞いたりいろいろしながら、多分、津島を通じて川俣に避難したものですから、でも、あのところどころ四時間もかかつて津島に行つたの思い出しながら、あと、ひこができて、その子供の方にどんな関係があるんだろうなと私心配した、先ほどの女の方のお話の中で。

これは、これからの将来のことなんです。私らは、本当に過去はもうできずしてしまつたんですね。本当に浪江町町民がみんな一番線量の高いところに避難した格好になっているんですね。これは過去で、どうしようもないです。もう八十歳になつて、正直言つてあと二十年なんか生きないからこれは心配ないんですけれども、これから生まれてくる子供、それから育つ子供、そういうものに対して本当に心配です。これから医療関係やそういうことをしっかりとやつていただきたいなと思います。

以上です。

**司会(事務局)** ありがとうございます。

それでは、そのほかの方。女性が続きますけれども、もう一度こちら側の前の方、お願いします。

**傍聴者** 私は、計画的避難区域の津島から来ております。

二十キロ圏内の警戒区域は、一時立ち入りの際に防護服を着て、そして出てくるときもちゃんと線量をはかつてというふうに管理されるんですね。計画的避難区域は、途中から通行証がなければ入れなくなりましたけれども、その前は、自由に、入りたいときに入れました。実際に自宅に何泊もされる方もおられたんですが、汚染地図を見ると、明らかに帰還困難区域に当たるところも自由に入れたわけなんです。そういう情報も国はつかんでいながら、実際に住民に説明しなかった。何重にも見殺しにされているなというふうに感じるんですね。

結局、国民が国家の行政組織を信頼できない国というのは存在し得ないと思うんですよ。事故調査委員会の方々が国に提言なさるときに、国民の信頼に足り得る国家であつてほしいということもぜひ添えていただきたいと思います。まして、発言させていただきました。（拍手）

**司会(事務局)** ありがとうございます。貴重な御意見でございます。

これにつきまして御意見がある方。では、櫻井委員お願いします。

**櫻井正史君** 委員の櫻井でございます。

今、国民と国家の信頼というお話がありましたけれども、まことにそのとおりだと思つていまして、私どもも、どんなことで政府あるいは東電等が信頼を失つていったのかということができるだけ説明したいと思つていまして、そのことによつて、それが皆さん方を含めた国民の信頼の回復に少しでもつなげられると思つていところでございます。

やはり、いろいろな難しい政策をとるときには、信頼がなくては絶対にできないと私は思っておりますので、そういう観点も十分調査の視点に入れて私どもはやっているつもりでありますし、本日の皆様方の御意見を伺って、ますますそういう方向でやるということ、意を強くしておりますので、御理解いただきたいと思います。

**野村修也君** 何度も発言して恐縮ですが、委員の野村でございます。

今お話を伺って、信頼という言葉に非常に心に響くものがあつたものですから、発言させていただきたいと思つました。

確かに、多くの国民の方々、まさに被災者の方々、政府に対する信頼を今失つているというふうに思います。場合によっては、世界じゅうの人も何か日本に対する信頼を失つているところもたくさんあると思います。

そういう中で、私たちが調査をしているだけでは意味がないという御発言もありました。確かにそうだとは思いますが。

ただ、今、私たちに与えられている、しっかりとした事故の調査をして何が問題だったのかということ、皆様方の目線ですっきりと後世の人に伝えていくというこの仕事は、今一生懸命やらせていただいているところです。できれば、私どもが本当に皆さんに信じていただけるような報告書を書けるようにしたいというふうに思っています。

私たちは国の機関ではありません。私どもは民間で、皆さんと同じ立場の一人国民であります。同じ国民がこれだけ政府に信頼を失つていくという事実をやはり感じ取って、そしてそれをしっかりと報告書に書いて、そして、私たちは皆さん方からは信頼を得られるような、そういうような仕事をしたいなというふうに今強く思いましたので、できますれば信じていただきたいなというふうに思います。そしてまた、信頼は裏切らないようにしたいというふうに思っています。(拍手)

**司会(事務局)** それでは、引き続き御質問に移らせていただきます。

壇上に向かって右側の中央の、今、手を挙げていらつしやる、紙を巻いて

らつしやる方。お願いいたします。

**傍聴者** 浪江町津島地区から本宮市の方に避難しております(個人名)と申します。

本委員会の役割として、真相究明と未来への提言というお話を冒頭伺いました。

真相究明の点なんですけれども、先ほど、想定外だというふうなお話で、想定外じゃないという発言がありましたけれども、私、そのように思います。

というのは、予想される津波の高さ、何かあらかじめもう研究者が計算して、こういう津波が来るよというふうな研究発表が既にされてきました。ところが、政府も東電もそれを取り入れようとしませんでした。

なぜか。原子力村に反映される、政、官、学、業界が、利益をお互いにぐるぐるやりとりし合っているんですよ。しかも、政府の中では規制する側と推進する側が一緒の体制だったんですね。その辺が大いに問題で、国民の命とか生命とか、そういう視点から物事をそもそも考えていませんでした。ですから、その点をぜひ事故調査委員会の中に盛り込んでほしいというふうに思います。

それから、未来への提言という観点ですけれども、先ほど、避難されている苦労をいろいろ御発言がありました。

まさにそのとおりで、我々は土地を追われ、歴史を奪われ、土地から引き離されて、文化であれ、民俗芸能であれ、慣習であれ、きずなであれ、全て奪われてしまったわけですね。そういう苦労を、先ほど発言されました壇上の委員の方は私もその一人だというふうにおっしゃっておいりましたので、ぜひ、その辺の喪失感といいますか、むなしさ。例えば、私がどこか一軒のうちの借りて生活していても張り合いがないんです、全然張り合いがないんですよ。自宅にいたのは全然別なんです。そういう精神的な苦痛、これをぜひしっかりと見据えて、では、そういうことを防ぐためには今後どうすればいいのか、そういう国民の生命、生活、それを守る観点からの報告書に仕上げてほしいというふうに思います。



そのためには、またぞろ原発を再開するというふうな政府の方針が出ているようですけれども、これまた国民の命を無視した話だと思うんですね。この調査委員会の結論さえまだ出ていない、政府の事故調査委員会の結論さえ出ていない、しかも、中途半端な対策をやった段階で、安全ですよなんて、こんな言語道断な政府が、世界どこを探しても私はないと思いますね。国民の生命をないがしろにしていると言っていると思います。

ぜひ、そういうことを事故調査報告書の中にしっかりと据えて報告していただきたいと思います。よろしく願います。(拍手)

司会(事務局) ありがとうございます。未来への提言というふうなお言葉がございました。

この件につきまして、どなたか委員の中で御発言をされる方はいらっしゃいますか。それでは、委員長お願いします。

委員長(黒川清君) 本場にいろいろな御意見、本場にありがたいと思います。これを最初に皆さん、十名の委員が拝命したときに、私の受ける言葉というのは私どものウェブサイトにも出ていますし国会でも言いましたけれども、国民目線と言うけれども、これは、さっきの政府の事故調と違うんですよ、国会が委託している事故調ですから。政府のは政府の、自分たちで評価するということですからちよつと違うんですが、そういう意味では、本当にそう思います。

これは、先ほど申し上げたように、私どもの議事録は全部公開していますし、やっていることも、こうやってウェブサイトで見られるようになっていまして、いつでも見られますが、それと同時に、最初に申し上げたように、英語でも同通が入っていて、誰でも世界から見られる、共通用語は日本語より英語で読める人の方が多いですから、全て読めるようになっていきます。

ということは、あなたたちの御意見、それをどのように私たちが報告書に出しているのかという話は、もちろんこれも日本語も英語も出しますけれども、後でも、これをいつでも見られるようになっておりまして、日本だけじゃ

なくて世界で皆さんとのやりとりも全部見えるようにしているということ、私たちの責任を、あなたたち被災された方々、それから日本の人々、それから世界の人たちに、私たちの報告書がどういうプロセスでできたのかということの評価してもらいたいなと思っておりますので、本場にありがたい御意見、ありがとうございます。それで、私たちが評価されるかどうかというのは、そういう意味だと思います。

ありがとうございます。

大島賢三君 委員の大島でございます。

ただいま指摘をされた点、大変に重要かつ非常に重たい問題を含んでいる点を指摘されたと思います。

今回の福島原発事故、地震、大津波という自然災害が引き金になったわけですが、いろいろな私どもも調査を進めている結果、人災、人為的な理由による、直接とまではいかないかもしれないけれども、しかし、大いに事故に関係している原因がある、つまり人災的な側面が大いにあるということは既に我々も把握しております。

これをしっかりと詰めていって、問題点を洗い出して、まだまだ、先ほど別途お話がありましたように、子供の世代につながっていく話でありますので、ここですっかりと原因を究明し、人災の部分、人災の部分といえますのは、法律の側面もあれば、組織面での組織のあり方もあれば、損害賠償に対する考え方、それから、そもそも原子力発電に関する国の責任というのが一体どこまでどういうふうになるべきかといったようなことをこの際しっかりと洗い出して、そして提言に結びつけていくことが極めて重要であると思っております。

その提言に基づいて国がどういうふうな判断をして改善、改革につなげていくか、これは最終的には政治の問題でありますけれども、我々としては、市民的な立場に立って、皆様の、被災者、国民の目線に立って、指摘すべきことを誰も恐れることなくきちんと指摘していくこと、これが我々の任務だと心得てやっております。

田中耕一君 委員の一人の田中です。

先ほどから未来への提言、これはもちろん国会事故調の役目の一つとして、先ほどから何人かの方からおっしゃられている、特に健康への不安です。

もう既に崎山委員が一つの案として、被災者皆様、別に子供のだけでなく、被災者皆さんの健康を見守る手帳というものを一つの提言とするとということな  
んです。

これは、先ほどの一つの例として、放射線による不安、それだけでなく、先ほどからも言われております例えばストレス、私がここにこういうふうなマイクで話しているのかなりストレスなんです、それとは比べ物にならないくらいストレスを皆さん背負われているという、それからのいわゆる不安あるいは、それが場合によっては病につながる、そういった全てのいわゆる健康に対する不安をすぐには解消できないと思います。

これから、特に科学技術が進歩するに従って、例えば、先ほどおっしゃられた、放射線を浴びていたためのものなのかどうかといった差別化ができるかもしれませんが。ただし、これは、そういったことをちゃんと研究していかなければならない部分が多々あると思います。

一つ、少し将来に向けてよいと思われる情報というのは、こういった福島に似た事例というのはこれまで歴史の中で幾つかありますし、その中で、例えば、こういう対策をしたからこそそういう地域の方々の病気がほかの地域の方々よりも減った、そういうことも一部で報告されております。

ですから、今後どういった対策をすればいいかといったことは、先ほどもある意味お叱りを受けたんですが、私自身は、ふだん京都におりますし、よくわからないというのは申しわけありません。ただし、それで何が必要かということとは、実際に被害に遭われた方々が、これから、例えばこの委員会でも結構ですし、そういったところにどんどん直接生の声を伝えていただくということがやはり大切だと思いますし、私たちも、こういう委員会を通じて、どういった対策をすればいいかという、それを未来への提言の一つとして出すということを努力してまいりたいと思います。

よろしく願います。

司会(事務局) ありがとうございます。

それでは、次の質問に移させていただきます。それでは、同じ段の右側の方で手を挙げていらつしやいました方、お願いします。

傍聴者 私は、浪江から福島に避難している(個人名)と申します。

私の方からは、二点お願いしたいと思っています。

一つは、先ほども言われていましたけれども、放射能のいわゆる被曝の程度ですね。

今回、国では、二十ミリ以下、五十ミリシーベルト以上というふうに三段階に分けていますね。そういった区域で、いわゆる二十ミリ以下は避難解除準備区域ということになっているわけですが、きょうの新聞を見ますと、東電で働く作業員は年間五ミリシーベルト以下ということで規制されてきたというふうなことが新聞に載っていました。私たちは二十ミリ以下のところではないですよ、こういう話なんです。

そうすると、事故調の関連ではないと思いますが、いずれにしても提言の中でお願いしたいのは、人間が文化的で健康な生活を営める本当のいわゆるレベルはどこなのかということだと思っています。

言ってみれば、二十ミリシーベルト以下は避難準備区域ということで、いいですよといて解除しても、それは各個人の判断で最終的には住むような形になっていくんだらうというふうな危惧をする部分があるわけです。ですから、ここにおいて本当に健康で文化的な生活を営まれるというならば、そこは家族が子供、孫そろって笑顔で過ごせるような環境になるのかということろが一番心配なわけがあります。

ですから、基本的には事故調とは直接関係なくとも、提言の中で、人間が本当に文化的で健康な生活が営まれるいわゆる放射能の線量の限度というのは幾らなのかというところをきちっと推定しながら、これからの原子力の政策に生かしていただきたい。

というのは、チェルノブイリの事故で、放射能で受けるのは、基本的には騒がれているのはがんでありますけれども、チェルノブイリのときに問題になっ

てきているのは免疫力の低下ということだそうです。ですから、表面上は原子力の被害でなくても、例えば肺炎あるいは風邪で亡くなっても、これは全て原子力で亡くなってしまうわけですね。

ですから、私たちが心配しているのは、言うならば、原子力によるがんの被害よりも免疫力の低下ということで、どういうふうな形で私たちに被害を及ぼすのか、その辺が明確になっていない。そんなふうな中からその線引きがされている。そうすると、基本的に私たちはモルモットで、そこでいわゆるはかるためにそういう線引きの中に生活圏を求めろ、こういうふうになってくるのかということが心配であります。

ですから、二十ミリシーベルト以下というのは、一年は二十ミリシーベルトでありますけれども、十年いたら二百になるわけですね。そういった環境の中で私たちに線引きをして住めというふうな今回の線引きのあり方は、私はやはり基本として間違っているだろうと。ですから、その辺はぜひ提言の中で、その辺の線引きのあり方についても少し突っ込んだ提言を政府にしてほしい、こんなふうに思います。

それからもう一つは、今私たちが福島に避難してきているわけでありませけれども、今私たちが避難してきているのは神戸震災の災害法を適用されているわけでありませ。しかし、私たちが避難してきているのは原発による避難であります。ですから、そういう意味では、前の震災の避難の状況とは違うわけでありませ。

なぜ違うかという点、明確に言うならば、借り上げと仮設では差別が出ています。言うならば、借り上げにはほとんど物資が来ない。ところが、仮設には四半期ごとに物が届くというふうな話が出ているわけでありませ。

そしてまた、先日の新聞では、仮設については追いつきの風呂釜にかえていくというふうな話になっているわけですが、借り上げについては政府の中では話に入っていない。それは、震災の影響で避難したからだというふうなことになるわけですね。しかし、私たちは震災で避難しているわけではないんです。原発によって避難してきているんですから、原発によって避難する場合の法律をぜひ新たに制定して、私たちが原発で避難しても安心してそ

こで生活できる形を提言してほしい。

ぜひそういうふうなこと、私たちが今置かれている状況を踏まえて、そういった新たな二点の提言をぜひ中に入れてほしい、こんなふうに思います。(拍手)

**司会(事務局)** ありがとうございます。

最初の御意見は被曝関係のテーマでございまして、二つ目は法律の解釈の方の問題であつたかと思ひます。

本件につきまして、どなたかコメントのある方。崎山委員どうぞ。

**崎山比早子君** 放射線に関してですけれども、国際放射線防護委員会の立場としては、放射線の線量に応じてその危険性は高まる、それはがんに関してだけですけれども。ずっと安全量はないということですから、文化的な生活、安心した生活をするためには、もちろん放射線は低ければ低いほどいいし、浴びなければ浴びない方がいいわけなんです。今回のように事故で広範囲に長寿命のセシウムが広がってしまった場合、好むと好まざるとにかかわらず被曝させられるという状況になってしまったわけです。ですから、本当ならば、放射線に感受性の高い妊婦さんとか子供、年少者は逃げた方がいいというのが基本的な姿勢ではあると思ひます。

二十ミリシーベルトというのは、原発で働いている労働者とか病院の放射線検査室で働いている作業員、そういう人たちが五年間で平均して浴びる限度線量です。ですから、大人ですね。それを子供とか妊婦さんとかそういう人たちに適用していくというのはかなり問題があるというふうには思ひます。

それで、実際もう既に浴びてしまったものに関しては、もう浴びてしまったわけですから、どうしようもないというか、しょうがないんですけれども、これから浴びないようにすれば、放射線のリスクというのは全部蓄積して加算されるわけですから、これから浴びないようになるべく生活をしていく。外部被曝もそうですし、内部被曝もそうだと思うんです。行政とか、国も



そうですね、なるべく被曝させないように対策をとっていくというようにした方がいいということは私たちは提言するつもりです。

**司会(事務局)** ありがとうございます。

それでは、法律関係の制度設計等の御質問もございましたけれども、横山委員の方で何かコメントございますでしょうか。

**横山禎徳君** 私はちよつと違う観点から皆さんの御意見もこの後もお聞きしたいんですが、正直なところ余り語りたくないんですが、私は広島で被爆をしています。大島委員も私も原爆手帳を持っています。今のところ健康なですね。だから、被曝したから全部だめだとかそういうことはないと思うんです。ただ、放射能の影響というのは大変個人差があるもののようなので、そういうことは、最近いろいろな学者の人たちとも話をし、昔よりもわかってきている。

そうすると、先ほどおっしゃったように、全員、個人個人の状況を常にこれから追っていくかきいけないうら。できる限り被曝をしないようにしながら、個人の健康状態というのを常に追っていくような体制というのが必要なんだろうと思います。だから、平均でここは大丈夫だとか、そういう話ではないだろうということですね。そういう意味では、十八歳以下だとかそういうことではなく、多分原爆手帳、私の記憶をする限りでは、そういう年齢とは関係なく全員もらっているはずですよ。

もう一つ申し上げたいのは、当時はもつと食料事情も悪いし、それからもつと厳しかったですから、私の親戚も周りもかなり死んでいます。そういう状況が二度と起こるとは考えていなかったんですが、それが起こってしまう。ということ、また起こる。どんなにどんなに安全だ安全だと言ってみても、人間のやることを全て超えてしまうような、常に想定外があるんだと。

だから、想定外は想定内だとさつきおっしゃったのは当たり前前のことであつて、想定外が想定内なんです、想定外のこと起こるといつことが。だから、当然起こるんだと。それが皆さんの不幸をまた別のところまでつくってしまう

ということが絶対ないようにしなきゃいけない。

ところが、安全神話という形で、事が起こったら大変なことになる、崖から転げ落ちるようなことになるから、起こったらもう手の打ちようがないんじゃないくて、必ず何度も何度もいろいろな形でとめていこうというのが最近の考え方なんだけれども、それが十分できていなかった。今もできているのかどうかかわらないという状況であるということを考えて、皆さんの生活の問題も解決しなきゃいけないし、それが世界に対しても一つの、ちゃんと日本はきちつとやったという形で提示できるようにすべきだろうと私は思っております。

**司会(事務局)** ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。それでは、中央で冊子を上げていらつしやる方。

**傍聴者** 私は、川添葉山会館の近くに住んでいる(個人名)という者です。現在は山形に避難しております。

そこで、事故調査委員会がこれから事故原因を調べるわけですけども、ここに民間での事故調査の冊子があります。私も全部読んだわけではありませんが、せんけれども、誰もここで責任を追及はしていません。あなたたちは、これから、誰がこれの責任をとるのか、そこまで追及するつもりがあるのかどうか、それが一つ。

あともう一つは、線量が二十ミリから五十、五十以上、二十以下というふうに分けて、二十以下は任んでもいいというような新聞報道とか、マスコミでいっぱい出ています。浪江の町長もそのような考えがあります、三つに分けるといつこと。

私は、本当にここで住んでいいのかどうか。先ほども、免疫力が落ちていくんです。この証明は誰がするんですか。誰もできないでしょう。

あなたたちは、本当にこれの事故を起こした責任者を追及できるんですか。誰も今まで一言も、私に責任がありますと言っている人はいない。東電、国だ

つてそうですよ。

東電の人は、絶対事故は起きません、安全ですと。それだったら、私は前に、それだけ安全だというのなら東京につくればいいんじゃないか、双葉につくつて東京に持っていくのに二百五十キロからあるんですよ、百万ボルト発電しても、東京に行ったら七十万ボルトです、三〇%も落ちるんですよ、こんな無駄なことをしているんだったらば東京にどうぞつくってくださいと言ったんです。そういうことをしないで、私たちは原子力について未熟だったんですよ、平和利用、平和利用ということ。

もう一つ言うと、毎日新聞に最近載ったことです。

この原発の燃えかすのごみ、青森県につくつていきますよね、中間貯蔵庫。これは、最終処分場、どこに持っていくと思いますか。毎日新聞の記者がすっぱ抜きました。日本政府とアメリカ政府がモンゴルにつくる。こんなことが許されますか。モンゴルの人はこの原発の恐ろしさがわからないから、私たちは四十年前、双葉町はその原子力の恐ろしさをわからないから受け入れたんですよ。これを、全く同じようなことをモンゴルに持って行ってやるというのは、これは人の許されることですか。

以上です。(拍手)

司会(事務局) ありがとうございます。

最初の御質問のところにつきまして、特に国会事故調がどのように今回の原因究明の中で責任のところを追及していくかというふうな御質問であったかと思いますが、これにつきましては、では委員長の方から。

委員長(黒川清君) なぜ国会か。国会は、皆さんが選んだ国会議員から成っているからなんです。そこから、独立して調査をしてくれというのは、調査でどういうことを主に調査してくれと言われていきますから、それについてちゃんと答えを出します。

今言ったようなことは、国会の先生たちのプロセスでなっているんですよ。だから、それを超える、それもやってよねと言われればやるんだけど、

それは司法がやる話ですよ。だから、やはり僕らがやる仕事というのがあって、きちんとそれに対応して、その中でできるだけ皆さんの期待に応えられるようにこういう話を聞いているというのが今のプロセスです。

ですから、未来を言ったときに、私が国会で言ったのは、未来というのは過去の流れがあるに決まっていますよ、いろいろな話。だから、その過去をちゃんと学んで、調べて、その上で現在という窓から将来を見るという態度で、提言を出したいと言っているのはそういう意味なので、ぜひ皆さんが、どれだけそういう大きな声で、皆さんの地方の自治体の長、それから国会議員を選んでいくかというプロセスにかかっていると思います。

ありがとうございます。できるだけ期待に応えたいと思っています。(拍手)

司会(事務局) ありがとうございます。

それでは、そのほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。では、前の方で女性の方、どうぞお願いします。

傍聴者 御苦労さまです。

今、皆さん健康的な意見とかいろいろ話が出たので、私は同じ質問になつてしまうので。事故調査委員の方々だったので民間だと言っていますけれども。

一番悔しいのは、あの三月十一日に大震災があつて、浪江町は震度六強だったんですけども、それで原発が十三、四、五メートルの津波にのまれて電源が喪失した。でも、震源地に一番近い女川原発も、後からわかった話だと冷温停止に追われて、電源もストップしたというふうになった。同じような状況で、しかし、女川原発はそれが回避されました。今は停止していますけれども。

でも、なぜ福島第一原発は、同じような大震災で、宮城県と福島県の隣同士でこれほどの事故がなしなのかありなのか、その違いを、簡単に構いませんから、そちらにいる方でそれを説明してほしいということです。

あと、今、黒川委員長の御挨拶の中に未来という文字が六回入っていました。

確かに、未来というのは、どんな方にも生きていく限りあると思うんですが、私たちの未来は、明るくてすてきな未来というのは、三月十日、または三月十一日の日で終わってしまえば、もしかするとそれぞれ子供たちの数がある分だけ進んでいたかもしれないですが、この未来というのは、私たちにはもう消失している状態なんですね。要するに、明るい未来よりも不安な未来の方が大きいんですよ。

私は今千葉に住んでいますから、千葉または東京とかへ出かけると、なぜか温度差を感じます。

一年前は、皆さん福島第一や原発のことを本気で考えたみたいに節電したり、いろいろと肌で感じました。それから懐中電灯だつてなくなるぐらい、そういうふうには皆さん協力した。でも、一年たった今、都会を歩いていると、この方たちには家があり、家族と一緒に住んでいて、親も離れ離れにならない。スूपも冷めない距離にいる。こういう状態は、私たちも、もしあの事故がなければ続いていたわけですよ。ですから、未来というのは、不安なんですよ。そしてまた廃炉。私は直線で九・五キロの家に住んでいます。皆さんに提案したいのは、インターネットで「クローズアップ二〇一一」というところを、もし残っていたら、去年の廃炉の仕組みの記事を読んでみてください。とても恐ろしいです。とても絶望的なことしか書いておりません。

あと、事故調査委員の方が廃炉の過程も調べてくれると思うんですけども、今一番心配なのは作業員の確保です。作業員の数がどんどん減っていると、おとこの夜のニュースの中にも入っていました。となると、ベテランの数はほとんど減っていきまますよね。そうすると、誰がその四十年間の間、廃炉という前代未聞の、アメリカでさえも、またはチェルノブイリでさえも、四基一瞬にして爆発したり火災したなんということはないので、作業員の確保はどうやって持つていくんですか。

私たちは、未来の浪江町は消されたんです。そこに私たちは帰すと言われなくても、子供たちは真つ当な人間に育たないと思うし、その農業の方たちだって、米を、野菜をつくって売ることできない。ましてや、インフラを商売しているスーパーやそちらの方だつてお店は開けない。そういう状態の中で、

私たちの未来はもう消されてしまいました。

ちよつと話が長くなりましたが、どうして福島原発は事故があつて、女川がストップしたのか。また、作業員の確保。それまでも追及しないと、除染はあつたとしても、その過程で私たちは生きていかなきゃならないんです。皆さん簡単に、除染をすれば住めるとか帰れるとかと言う方も、今、浪江町の町民の中に一部の方もいると思いますけれども、帰ったら生きていかなきゃならないんです。

ですから、何で福島第一原発が、私たちの地元がこういう事故が起きたのか、その辺を女川と比べて教えてください。

以上です。(拍手)

司会(事務局) ありがとうございます。

三つの御質問をいただきました。女川原発と福島第一の違い、それと廃炉の問題、作業員の確保の問題、それから都会とこちらの浪江町等のギャップの問題、こういった問題提起がございましたけれども、この中で、どなたか。それでは、最初の女川との違いにつきまして、野村委員の方から御発言をお願いいたします。

野村修也君 今御指摘いただいた点はとても大事な点だと思つてます。というのは、本当に紙一重のところ、あと何かをやつていけば事故が起ころなかつたんじゃないかということが感じられるからです。

女川は、もう皆さん御存じだと思つていますが、直前に防潮堤を少し高くしました。したがって、ぎりぎりのところで津波から逃れることができたというのが、恐らく深刻な事故にならなかつた原因の一つだと思います。理由というんでしょうか。

それに対して、東京電力はなぜそれをしなかつたんだろうかということ、今一生懸命調べています。今、私は東京電力を担当して調査していますが、東京電力の中にその調査の部屋を設けて、そこで、東京電力の中でその事故の前にどのような対応が検討されてきたのか、そして、なぜ女川と同じ



ようなことをしなかったらどうかということ、今、資料を一生懸命調べながらその調査をさせてもらっています。

これは本当に、事実を発見するのは大変難しいものもありますけれども、残されている時間の中で精いっぱいその部分、問題意識は共通して持つておられますので、ぜひ調べて報告できるようにしたいなというふうに考えています。一点目だけで恐縮ですけれども、私の方は以上です。

**司会(事務局)** ありがとうございます。

そのほかの御質問につきまして、どなたかコメントを。では、委員長お願ひします。

**委員長(黒川清君)** 廃炉にしても、使った燃料をどうするかも、それから、どんな状態なのかは、今度の事故が起こって、より多くの国民が気がつき始めたと思うんですね。それをなぜみんな知らなかったのか、それでは、どうしてそういうところに原発が建てられたのか、それから、どうして皆さんは自分たちの国会議員を選んでいったのかという、やはりいろいろなことがあるわけですね。

だから、私がさっき言ったように、それでは、何で一九六五年ぐらいの時代にあそこにああいうふうに建てられたのか、そのときの日本はどうだったのか、そのときなぜアメリカから、GEからそういうのが来たのかとか、いろいろなその時代の背景があるわけです。そのたびに何か常によくしているという意識は、国会でやろうとするとそれは政治のプロセスですので、そういう話になるといろいろ複雑になるので、そこで、皆さんのサポートがないとなかなか変わらないということだと思えます。

そこで、私どもは、こういうところの皆さんの話を聞く、それを私たちの提言に入れるけれども、それがすんなり決まるかどうかというのにはやはり政治のプロセスだろうと思つていて、ぜひ、皆さんが力を合わせる事がすごく大事だと思つています。

さっき言ったように私たちはたった十人ですから、だから、私たちの全部

の意見が、日本だけではなくて、このプロセスが、皆さんでも、世界でわかるように、今はインターネットとか、今までだと新聞ですけれども、そうじやなくてインターネットでできるだけ多くの人に見ていただきたい、それを評価するのは誰かというのを。そういう手法ができるようになったので、きょうのこの会議もみんな、同時に英語でも流しているというのは、私たちの気持ちがあるというメッセージを出したいんだという気持ちですので、ぜひ理解していただきたいと思うし、応援していただきたいというのが私どもの気持ちです。

**横山禎徳君** 先ほどの廃炉にするのにかかる時間と人材の話ですが、これはあらゆるレベルの人材が必要で、研究者、学者のレベルも必要だし、作業員まで、現場で実際に作業する人たちまで必要なんです。御存じのように、日本では原子力関係の学部もだんだん魅力がなくなつてきて、人材の供給というのは非常に大きな問題であると思います。御指摘のとおりです。したがって、我々の提言の中には、これをどうするかと。

とにかく、日本には五十四、もう今度は五十基になりましたけれども、五十基の原発があるわけで、フランスは五十八ですから、かなりの数があるわけですね。したがって、これは続けるにしてもとめるにしても、物すごいエネルギーをかけて廃炉にしなきゃいけないし、そういう人材の確保というのは、これから国がちゃんと責任を持つてやっていかないと技術の継承もできないし、単にそのときだけ集まってくる人で品質の管理もできないし、そういうことは絶対にあつてはいけないわけです。

この辺に関しては、当然のことながら、我々は今の作業の最後の段階で、そういう仕組みの問題、人材の確保も含めてそういうところまでたどり着いて、そこまでの提言をするつもりであります。

**野村修也君** 続けて、一点いいですか。

済みません。きょう来てよかったなと思つたのは、やはりわからないことがかなりあつたなと思うんです。今さっき、作業員のお話というのはちよつと気

にはなっていたんですけれども、そんなに大きな問題としてまだ心の中に残っていないので、御指摘を受けたのでよく考えてみたいというふうに思います。

恐らく、先ほど、作業員は五ミリシールドで一般の人は二十ミリというものがあつたと思うんですけれども、これも何か、それがあがるがゆえに作業員の方というのが長く働けなくて、途中からもう職を失ってしまったりと、ことはもう働けなくなるというような状況があるということは承知しているんですが、そういうようなことも含めてちょっと考えたいというふうに思います。

それから、未来の話、すごく心に残ったんですけれども、やはり、私はこうやってここに来て、確かに、先ほど御批判を受けて、私たちは皆さんに寄り添っていますと言葉では言っていますけれども、東京に戻っていると、東京の空気は何となく、未来のことを考えている人たちがいっぱいであつて、やはり違いますよね。それで、ここに来てみると、その言葉というのはやはり物すごく重たい言葉であつて、未来というものが一旦そこで立ち消えているというこの言葉は、やはり日本じゅうの人にもう一回届けなきゃいけない言葉なのかなというふうに思いました。

それから、法律の話、責任の話というのがあつて、これもちょっと気がつかなかったんですけれども、仮設と借り上げ住宅で違いがあるという話がさっきありましたよね。

これは、実は私もよく知っているんですけども、先ほど御指摘いただいた、まさに適用されている法律が震災を前提にして法律を当てはめている、そこが問題だという指摘は私は余りよく気がついていなかったの、私は法律が専門なんですけれども、そのところをよく考えてみると、日本で初めて起こったこの事故にふさわしい法律をつくらなきゃいけないんだろうなということを感じましたので、持ち帰らせていただきたいというふうに思います。(拍手) ごめんなさい。

それからあと、さつき、責任を追及せよというのは確かにそのとおりで、私どもは、ほかの調査委員会に比べるとかなり責任を追及するスタンスを持

っています。現実どこに責任があつたのかという事実をとにかくつかまえるために一生懸命調べていて、そしてそのことが、ただこいつが悪いだろうと言つても逃げられるだけですから、ここが悪かつたんだらうということをしつかりとみんなに示すということがまず大事だと思つて頑張っています。

それで、その後、仕組みとして、先ほど委員長がおっしゃられたんですけども、私どもは政府の事故調査委員会ではないので、別に政府の人を守るつもりは全くないわけです。守る必要が何にもないからです。政府の事故調査委員会は政府の人を守るための調査をやっているかもしれない。でも、私たちはそんな調査をしているわけではありません。

それから、民間の調査委員会は、やはり民間ですから、その後には何にもつながりません。しかし、私たちは国会というのが後ろについていますので、この後、国会の協議会の方々が、私たちの報告書を受けて、例えば国会の中の証人喚問であるとか、そういったようなことが行われる仕組みというのが後ろに用意されています。

さらには、先ども委員長からお話があつたように、司法というのは国の機関として政府から独立した責任追及主体ということになっていきますので、そこに私どもの調べたものがいわば証拠となつて次のステップにつながることを期待したいというふうに思っています。(拍手)

**司会(事務局)** ありがとうございます。

それでは、お時間があと十分少々となりましたので、御質問につきましてああと二問とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

それでは、中央の女性の方、よろしいでしょうか。

**傍聴者** 浪江町から今福島市内に避難しております。

質問というよりは、お願いがあります。

私は、今、高校生の子供二人と一緒に福島市内に住んでいます。

この一年間、いろいろ放射能のことを勉強してきました。そして、チェルノブイリでは、やはり事故後五年後に子供の甲状腺がんがふえたというのを聞

きました。ただ、それが福島に当てはまるかどうかはわからないというのも聞いています。ただ、チェルノブイリでは、そういった被曝した子供のための医療を、医療チームを立ち上げて、例えば眼科のドクターであったり甲状腺のドクターであったり、血液だとか心臓疾患だとか、そういったお医者さんが何人かでチームをつくって子供を診ていくというんです。

この先、福島やこの原発事故で被曝してしまった子供たちに何が起きてくるかはわからないので、ぜひ、二十五年前に事故のあったチェルノブイリに学んで、そういった医療チームを福島につくっていただきたいと思います。

実際、この二十五年間、チェルノブイリではいろいろな研究をしたそうなんです。はつきりわかったことは沃素と甲状腺がんのことだけだったといえます。二十五年かかってもやはりまだわからないんです。だから、そういった先に研究しているチームの人たちと連携して研究していただく医療施設をぜひつくっていただきたいと思います。お願いします。(拍手)

**司会(事務局)** 貴重な御意見をありがとうございます。

海外調査をされました委員の方でどなたかコメントを。

**崎山比早子君** そのことに関しては、福島県立医大がずっとそういうことをやっていて、健康調査もずっとやっていく予定だと思っんです。

今のところ、検査の項目が甲状腺ということにある程度限られているような感じなので、チェルノブイリの事故の後、確かに、今もずっとやっているそうですけれども、チームを組んで、あらゆる体の疾患というか、一番初めにホール・ボディー・カウンターで体を診て、それから順次いろいろな科の検査をするというシステムができているということです。日本もそういうふううにできたらいいと私は思っています。

**大島賢三君** 二週間ほど前に私も委員の何名かがチェルノブイリにも行って、現地のいろいろな実情を視察し、いろいろ話も聞いてまいりました。

医療の面でのチェルノブイリの今日というのは、いろいろな説もありまして、

これはさらに専門家の間でしっかりと研究が続けられていかなきゃならないと思います。

この関係で、もう皆様も報道で御承知だと思えますが、ごく最近、日本政府とウクライナ政府の間で、こうした原発事故に伴ういろいろな対応について共同研究をやったり情報交換をやったりという政府間の協定が合意できております。

これはもともと、さきに国会のチェルノブイリ訪問団が現地を訪ねて、そのときにそういうことが必要じゃないかということ政府に提案をして、政府がそれをフォローアップして、今回のその枠組みの合意に至ったというふう承知しております。

いずれにしても、そういう形で、日本としてもチェルノブイリの先行的な事例ということで参考にできることは大いに学んでいく必要がありますし、また、ウクライナ側も、福島でのいろいろな経験で学び得ることがあればお互いに学ぶ、そういうことではないかという協力が進んでいくということで、我々はそれは大変結構なことだと思っております。

さらに、こうした両国間の悲劇的な経験に基づく新たな知識とか知見とか教訓といったようなものが世界全体にも共有されていく、そういうことにもなると、マイナス面の話ばかりでなくて貢献という観点からも役立てる、そういう視点も一つ必要かなというふうに考えております。

**司会(事務局)** ありがとうございます。

それでは、最後の質問になりました。大変恐縮でございますけれども、これで終わらせていただきます。

最後の御質問、中央の、手を挙げていらつしやる、グレーのスーツをお召しの方です。

**傍聴者** 浪江の(個人名)と申します。

国会事故調の皆さん、本当に御苦労さまです。幾つか端的にお願いと提案をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



一つは、今回の原発の事故が地震とどうかかわりがあったのか。先生方何人か、東電にも政府にも遠慮するものは何もないということですので、科学的にきっちり調査研究をして真相を解明していただきたいというのが第一点です。

それから第二点。十二月の十六日に、突如、野田総理は福島原発事故の収束を宣言いたしました。先生方はどう思っているかわかりませんが、科学と技術の問題で未解明であるのに、政治が踏み込んで一方的な宣言をいたしました。果たして、今回の事故調査の検証に当たって、このことが適正なやり方であったのかどうかということについても、遠慮をしないで明らかにしていただきたい。

それから、私も避難者の一人でありますけれども、さまざまな相談事も受けております。このことについて言いたいことは、原発事故がなかったならば失わなかったであろう全ての損害について賠償すべきだということを事故調の報告の中にきっちり入れていただきたい。

幾つもの事例がありますけれども、つい最近、相談をいただいて、いろいろ調整中の問題について簡単に話します。

八十四歳と八十二歳の老夫婦です。お互い病気をもち、障害をもち、さまざまなサービスを受けている、ところが、老老介護にも限界がある、病院にも長期入院できない、そういうことで、八十四歳と八十二歳の夫婦が、俺は別れる、こういう問題が起きている。まあ、離婚はしないと思うんですけども、原発避難がいかに深刻であるかということがここからも御理解いただけると思います。

さまざまな避難者の生活の実態、精神の問題にも触れて、完全賠償すべきだという報告を出していただきたい。

司会(事務局) 以上でよろしいでしょうか。

傍聴者 それから、最後であります。

少し大きな問題でありますけれども、原発のシビアコントロール、過酷事

故対策と、これまでの安全行政についてきっちり検証を求めていると思います。ほかの調査委員会の報告のことにはこの場では触れませんが、事故調だから期待をして、これを申し上げます。

国際原子力機関は、スリーマイル原発事故とチェルノブイリ原発事故の二つの教訓をまとめ、原子力発電所のための基本安全原則という勧告を行いました。その核心は何か。最悪の事故、過酷事故対策と緊急時避難の実施をこれに加盟している各国に求めたわけでありますけれども、残念ながら我が国は、その国内実施を二貫して拒否してきました。そればかりか、原子力安全委員会は、日本では過酷事故は起り得ないとする旨の一九九二年文書まで決定し、廃止措置をとったことは、あるいはこれまでの調査経過でおわかりかもしれません。

原子力安全委員会は廃止措置をとったわけでありますけれども、きょう、こうして、ここで言葉に言い尽くせない悔しい悲しい発言が続きました。この廃止措置というものは消しゴムで消せるものでないということもおわかりいただいたと思います。

問題は、国際原子力機関が出した報告書の結論について、なぜ日本の原子力行政はそれを進めようとしなかったのか、国の原子力行政全体の検証が求められていると思います。これはほかの調査委員会ではできない調査であり、検証の問題だというふうに思います。事故調に最大の信頼と期待を寄せております、どうぞ後退することなく真相解明に御努力いただきたいということをお願いにかえます。(拍手)

司会(事務局) ありがとうございます。

まず最初の、地震が今回の原発事故に影響がなかったのかということと、二つ目が、政治が最終的に福島原発の収束宣言をしたということと、最後が、シビアアクシデントについての安全行政について問題があったというふうなことでございましたね。

これにつきまして、前回、第九回で保安院長の招致をされましたけれども、

いかがでしょうか。

**野村修也君** 地震か津波かという問題は、私たちにとっての最大の関心事の一つです。これは、政府の事故調あるいは民間の事故調におきましても、基本的には津波が原因だったということの基本に据えています。そのことが今回の再稼働にもつながっています。津波に対応する対処措置さえ講じれば再稼働してもいいという政府の考え方にもつながっていますので、私たちは、基本的に地震というものの影響があったのかなかったのかということについては関心を持って調査をさせていただいています。

ただ、今回の事故に関して、仮に地震が大きな影響ではなかったという事実がもしあったとしても、私どもは、地震対策はしなくてもいいという考え方にはならないだろうというふうにも考えています。

といいますのは、今回の事故と同じものがもう一度起こるというふうには考えられないわけでありまして、次は別な態様の事故が起こるかもしれません。そのときに備えておかなければいけないものは何なのか、備える可能性があるものは、考え得るもの全てに対応していくということが基本なんじゃないかな、そういう考え方から今原因の調査をしておりますので、この点についても報告書を最終的にまとめてからまたごらんなさって、御批判いただければというふうに思います。

**司会(事務局)** そのほかにつきまして、どなたかコメントございますでしょうか。

**横山禎徳君** 今の地震のことですが、地震なのか津波なのかという捉え方もあるんですが、耐震基準というのはだんだんと強化されていて、それに応じて発電所の原子炉をチェックし、それで直すべきところは直す、常に地震に対しては最新の技術でちゃんと守るとするのが基本的な考え方なんですが、それはバックチェックといい、バックフィットというんですが、それが十分されていないかったという問題は明らかにあるわけで、そういうことは当然指摘しま

す。それは最新の技術によって今ある炉をちゃんと守らなきゃいけないわけですが、どんな場合においても。それは当然、今の我々の知る限りではやられていなかったという部分がございます。

**櫻井正史君** 委員の櫻井です。

先ほど、政治という、収束宣言に関しての御意見がありまして、そのような疑問を持たれているのは、今の方だけではなくて、大勢の方だろうと正直思います。

私のところは主に、政治というよりか、政府がどういう段階でどういうことを考えどういう決定をしていったのかということを検証しているところがございます。政治だけではなくて、官僚といいますか、官邸といいますか、これが、皆さん御承知のとおり、避難区域の設定の問題、それから沃素の配付の問題はちよつと崎山先生の方とも絡んできますけれども、その辺の問題、それからSPEEDI、その他、SPEEDIだけではなくて似たようないろいろなツールがあったわけですが、それらが有効に活用できなかったのはどうなのかというようなことをあわせて、これが恐らく、皆さん方、特に浪江の方々にとっては逃げた方向が線量が高かったのではないかと、三月二十三日の発表の関係の影響がかなりあるんだろうと思います。

その辺のことも含めまして、なぜそんなことになってしまったのか、どうしたらいいのか、今後どのようにしたらそのような不安なお気持ちが続けることがないようにできるのかということ、必ずしも全部が説明できるわけではありませんし、また、それぞれの担当者に聞きますと、それぞれの理屈、理由は言っております。しかし、その理由ではなくて、皆さん方、被災者の方の立場から見るとそういう理由が通るのかどうかという視点もあわせて持ちながら、私どもとしては、特に線量の問題、避難の問題についてはできるだけ解明し、将来に結びつくような提言をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。(拍手)

**野村修也君** 補充ですけれども、この委員会では、十二月の十六日の収束の

宣言が出たときに委員会を実は開いていまして、その後の記者会見で、委員長自身が御自身の言葉で、今回の収束宣言は理解しがたいことを発表されておられます。私どももそういうつもりでその時期を共有しております。

それから、政府と電力事業者との間の規制が何かゆがんでいる規制になっていたのではないか、世界の基準がなぜ導入されなかったのかということも、私どもも同じ問題意識を持っておりまして、これまで三回にわたって、原子力安全・保安院の院長の方で、その規制が入らなかったときの院長の人手事故のときの院長と今の院長、三人をそれぞれ別々にこの会議に参考人として来ていただいて、厳しく質問をさせていただいているところであります。

いただきました問題意識は、どこまで解明できるかどうかわかりませんが、共有させていただいて、さらに検証させていただきたいというふうに思います。  
(拍手)

司会(事務局) ありがとうございました。

いろいろと皆様方からの御意見を頂戴しまして、まだまだ聞きたいことがたくさんございますけれども、お時間となりました。本日は、こちらの方で一応一旦終了とさせていただきます。

本日は、ふなねな司会で、多くの不手際がございましたことをおわびいたします。

それでは、最後に、委員長にマイクをお渡しいたします。

委員長(黒川清君) きょうは本当に活発な意見交換をさせていただきました、ありがとうございます。

浪江の町長さん初め、執行部であった方々のお気持ち、それから、一緒に、本当にすごいことだなと思いますが、やはり皆さんから話を聞くと、いろいろなメディアで聞いているのはまた違った気持ちで委員の一人一人の心に残ってくるのではないかなと思います。

ということ、私どもは、皆さんに今いろいろお話を伺いました、本日私たちに寄せてくださった声を真摯に受けとめて、皆さんの御期待に応えるこ

とができるような報告書をまとめるよう、引き続き努力してまいる所存です。  
これで本日のタウンミーティングを終了いたします。どうもありがとうございます。  
(拍手)

午後四時十一分散会



# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第十一号

平成二十四年四月二十二日(日曜日)

於津波大学講堂

午前十一時一分開会

出席者

委員長 黒川 清君

大島 賢三君

櫻井 正史君

野村 修也君

横山 禎徳君

崎山比早子君

田中 耕一君

蜂須賀禮子君

渡辺 利綱君

仲野 孝男君

松本 一彦君

石田 宗宏君

石田 仁君

木村 逸郎君

安生 徹君

参考人

(大熊町行政区長会会長)

参考人

(大熊町立大野小学校PT A会長)

参考人

(大熊町生活環境課長)

参考人

東京電力福島原子力発電所

事故調査委員会事務局長

参与

東京電力福島原子力発電所

事故調査委員会事務局長

参与

東京電力福島原子力発電所

事故調査委員会事務局長

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十一号 平成二十四年四月二十二日

初めに、この国会事故調ですが、御存じない方もおられると思いますので、政府の事故調査委員会と何が違うのかを含めて、御説明させていただきます。

お手元の資料一として、私の御挨拶と委員名簿を用意しておりますので、ごらんください。

この委員会の最大の特徴は、国民の代表者から成る国会に設置された、法律に基づく事故調査委員会、だということであり、政府にも事故調査委員会が設置されており、昨年十二月に中間報告を発表したことは皆様も御存じだと思いますが、私たちの国会事故調は、それとは別の国会に設けられた、民間の専門家で構成された独立の調査委員会ですので、まずこの点を御理解いただきたいと思えます。

このような民間の専門家による独立した委員会を国会に設けることは、日本の憲政史上初めてのことで、それだけ今回の問題を、国民の代表から成る国会が重視しているということだと考えています。

本委員会は、昨年十二月に発足し、去年の三月十一日に発生しました東京電力福島原子力発電所事故の真相究明と、事故の再発防止のために未来へ向けた提言を行うことを目的としており、報告書のまとめに向けて、現在、調査活動を鋭意進めているところであります。

そして、私たちは、事故の真相究明、未来へ向けた提言をするに当たって最も大事にしなければならぬのは、今回の原発事故によって被災された方々の視点に立つことであると考えております。そのため、第一回委員会は福島市で開催したほか、そのときに第一原発のところをずつと委員で見せていただきましたし、バスで大熊町の中も通っていただきました。一月の末には双葉町の町長や町民の皆様とのタウンミーティングを、避難されている埼玉県の加須市で開催いたしました。

そうしたことで、昨日は浪江町の皆様とのタウンミーティングを二本松市で開催し、本日は大熊町の皆様とのタウンミーティングを、ここ津波若松市で開催することにした次第であります。

平日仕事をされている方にも御参加いただきましたと思いきや、週末の開催とさせていただきます。多数のお申し込みをいただいたにもかかわらず、会場の関係で、一部の方はお断りせざるを得なくなつたことを、この場をかりておわび申し上げますとともに、多数の皆様は御出席いただき本場にありがとうございます。

また、先ごろ、被災された皆様にアンケート調査への御協力をお願いしたところ、多くの御回答をいただいております。この場をかりて御礼を申し上げます。現在、その集計と分析の作業をしておりますが、自由記述の部分には、皆様の心からのお気持ちを御書きいただきました。私も、全部ではありませんが、読ませていただき、本当に胸に迫るものが数多くあるというのを感じております。改めて、被災された皆様のお気持ちをしっかりと受けとめて調査に当たらなければならぬということ、委員全員が肝に銘じた次第であります。

○委員長(黒川清君) それでは、これから、参考人といいたしまして、そういう言葉で申しわけありませんが、御出席をいただいた、大熊町の渡辺町長を初め大熊町の関係者の皆様から、去年の三月十一日の事故や避難の状況、また現況その他についてお話をいただき、その後、私たち委員との意見交換をさせていただきます。

それでは、最初に、大熊町の町長であられる渡辺利綱さん、お願いいたします。二十分をめどにお話しただければと思います。よろしくお願

いたします。

○参考人(渡辺利綱君) 改めまして、皆様おはようございます。御紹介をいただきました大熊町長の渡辺でございます。

本日は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の皆様と大熊町民が会してのタウンミーティングが、ここ津波若松市で開催されますことに、黒川委員長初め委員の皆様、そして事務局の担当の皆様から御礼を申し上げます。

さて、今回のタウンミーティングは、原発事故に対しまして、三月十一日からの事故避難状況の調査ということでございますので、時間を追って説明申し上げますが、その前に、今回の地震での人的被害について申し上げますと、津波、地震による直接死が、それぞれ十名、一名となっており、三月三十一日現在、行方不明一人、また関連死は三十八名に上つておられることを御報告させていただきます。改めて、犠牲になられました方々の御冥福をお祈り申し上げます。

三月十一日の午後二時四十六分に起きた東日本大震災の発災時には、庁舎内の什器が倒れ、一階の通路のつり天井が落下するなど、役場庁舎内も騒然としておりましたが、すぐに二階ロビーに災害対策本部を立ち上げました。

町内全域で停電、断水いたしました。役場では自家用発電機が稼働し、テレビで大津波警報を知り、防災無線にて広報するとともに、職員が広報車二台で、海岸部の避難を呼びかけました。また、三時四十分には、消防団の集合広報をして、パトロールをいたしました。

地震の直後には、Jアラート、瞬時警報システムは作動せず、テレビの報道で大津波警報を確認いたしました。防災用の福島県総合情報通信ネットワーク系の電話、ファクスも不通。N.T.Tの電話も通じませんでした。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十一号 平成二十四年四月二十二日

建設、産業課の職員は町内の被災状況調査に出向くとともに、事務系の職員は庁舎内の片づけと被害情報の収集に当たりました。

一方、原子力発電所につきましては、第一原子力発電所とのホットラインはつながらず、第二原発とのホットラインで、第一、第二原発の非常停止を確認しております。

その後、大津波の報告があり、人的被害を確認することになり、午後四時十分ごろには、国道六号線より東側の海抜の低い地域全域に避難指示を、防災無線、広報車、消防団で行っております。

午後四時過ぎには、原子力災害対策特措法の十条通報によりまして、全交流電源喪失の電話連絡があり、五時前には、同法十五条通報によりまして、非常用炉心冷却装置注水不能という電話連絡がありました。町では、オフサイトセンターに職員を連絡要員に派遣しております。

四時半ごろには、津波の被災者の避難とともに、東京電力の職員や協力企業の作業員もバスで第一原発から総合スポーツセンターに避難してまいりました。

その時分には、津波の被害もだんだん判明し、暗くなるのが早い時期でしたので、二次災害の危険もあることから、翌朝、夜明けとともに、行方不明者の捜索をすることになっております。

大津波の被災者の収容先となった総合スポーツセンターの体育館も地震でメインアリーナの天井のパネルが落下しており、ロビーと宿泊訓練所で収容したほか、余震が続いておりましたので、グラウンド等の車の中で過ごしていただきました。七時過ぎには、七百五十から六十台の避難の車がありました。

スポーツセンターでは、ライフラインが途絶えた中、町では、仮設トイレや投光器をお借りいたしました。給水車で飲料水を運んで対応しており、翌朝の炊き出し用のおにぎりを夜を徹してつくっております。

午後七時三分には、福島第一原子力発電所緊急

事態宣言が発令されまして、政府が特段の行動は必要のない旨放送されましたので、まだそれほど危機感というものは持っておりませんでした。

午後八時ごろになりますと、第一原発の広報員が、三キロメートル圏内の避難指示の広報をどうするかということで、二名、役場に到着いたしました。

午後八時五十分には、福島県は二キロメートルの避難を発表しているようですが、その情報は確認しておりません。三キロメートルの避難指示につきましては、午後九時二十三分に発令されました。その情報も、テレビで確認後、防災無線、広報車、消防団で広報し、海抜の高い地区の住民に避難指示をいたしました。

特別養護老人ホームのサンライトおおくまにつきましては保健福祉センターに避難をさせ、その他の避難対象住民は大熊中学校に避難させております。

なお、余震が頻発していたことから、各地区の集会所、学校、体育館等にも避難者があり、職員を配置しながら、地元区長さんや消防団員とともに対応してまいりました。

その際に、国土交通省から、バスの派遣の電話が来ております。電話を受けた担当者は、三キロメートル圏内の避難用のバスと受け取ったため、双葉町と連絡し、町にバスが来てもそのまま返すようだ、そんな話をしておりました。

午後十一時を過ぎますと、内堀副知事や東京電力の武藤原子力本部長も挨拶に訪れましたが、それほど深刻な状況報告はなかったため、まだ原子力発電所は大丈夫だと思っていたわけではございません。

翌朝三時四十分ごろ、屋内退避について、窓等の閉鎖を防災無線にて広報しております。翌朝五時半過ぎに、消防団による津波行方不明者の捜索を行うために、防災無線で消防団、婦人消防隊の役場への招集の広報を行っております。

その後、五時四十四分に十キロ圏内の避難指示

があるわけですが、その避難の指示もすぐには確認できず、警察官が避難誘導しているという情報が入ってきて、その場にいた双葉警察署員に確認させるとともに、県の災害対策本部に連絡し、事実と判明したわけでございます。その際に、来庁しておりました県職員は、そこまで避難しなくても大丈夫じゃないかというような言葉でございました。

その後、六時ごろと思いますが、細野首相補佐官から、いろいろ事情はあると思いますが、ただいま菅総理から避難指示が出ましたので協力してくださいという内容の電話がありました。

町民の避難が町外避難となったものから、各地区の公民館に町民の方々を集合せため、防災無線、広報車、消防団などで広報いたしました。発電所から近い避難所、具体的には総合スポーツセンター、大熊中学校から、国土交通省の準備したバスにより避難を開始いたしました。

なお、その際の避難先につきましては、県より田村市の六カ所の避難所、古道小学校、古道体育館、田村市総合体育館、常葉体育館、船引小学校体育館、田村市文化センターを指定されておりました。

総合スポーツセンターでは、避難先が、バスが田村市、警察官の誘導する自家用車は川内村と、現場でも混乱が生じておりました。

バスによる避難は、国道二百八十八号線をピストン輸送するというものでしたので、最初はスムーズに避難できましたが、途中からほかの町村の避難者の車も流れ込みまして、さらに、近い方の避難所も満員になり、避難距離もだんだん伸びていくというぐあいでもバス避難も思うように進まず、午前十一時過ぎには、防災無線でワゴン車やマイクロボスの所有者に対して避難の協力を呼びかけております。

なお、午前七時四十七分には、東京電力よりベントする旨の通報がありましたので、ベントの際は町に連絡することとしたので、避難終了前にベントするのではないかと不安もありまし

た。結局、避難終了するまでにベントの連絡はありませんでした。

その後、避難も終盤となったことから、午後一時半過ぎ、避難先である田村市に向かいますと、私と議長と教育長でお願いしますということで挨拶に出かけました。

一方、町内では、最終避難バスを午後二時半ごろに出し、庁舎内に総務課長のほかに十名の災害対策本部員が残りましたが、午後三時過ぎに、東京電力の連絡員より発電所の状況が悪いので避難するよう話があり、庁舎を閉鎖し、避難しようとした際に、一号機の水素爆発が起きたわけでございます。

職員は、田村市に避難をしたのですが、途中、折り返してくるバスや車をとめて避難させながら、二百八十八号線を逃げてきたわけでございます。

町では、十七時ごろに田村市の総合体育館に災害対策本部を立ち上げ、避難者の情報を収集しようとしたわけですが、十八時二十五分に半徑二十キロ圏内の避難指示の拡大がありまして、田村市のバスで、古道体育館、古道小学校体育館の避難者は再避難となり、船引小学校体育館、田村市文化センターに避難させようとしたが、全員を収容できず、郡山市方面に避難所を求め、深夜までかかり郡山北高校まで避難しております。

結果として、避難箇所は、当初予定の田村市内の六カ所から、郡山市、田村市、三春町、小野町の二市二町二十七カ所に分散し、他の市町村の避難民との避難所運営が始まりました。

翌十三日朝の災害対策本部会議で、避難所の確認作業と、二市二町の災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、各避難所への職員の再配置をし、住民の安全確認に努めたわけですが、バスによる避難だけでなく、自家用車による避難もあり、また、避難所での再避難による移動も多く、安全確認には、会津若松市に二次避難し、コールセンターを立ち上げてからかなりの時間を要しました。

結果として、避難箇所は、当初予定の田村市内の六カ所から、郡山市、田村市、三春町、小野町の二市二町二十七カ所に分散し、他の市町村の避難民との避難所運営が始まりました。



また、町内に避難せずに残った町民も三十名ほど後日判明いたしました。自衛隊の方々とともに町内に戻り、避難をさせております。

以上が、避難に関しての概要でございます。現在、二次避難地として、二十三年四月の三日より、会津若松市を中心に、いわき市、郡山市等が県内の主な避難地域で、約八千人がお世話になっております。また、残りの三千人の方々が四十二都道府県に住んでおられます。

原子力発電所との共生を町勢進展の柱として、建設以来約半世紀にわたって町づくりに取り組んできた歴史がこのような結果となり、まことに残念でなりません。

原子力発電所は、一度事故が起きれば取り返しがつかないので、安全最優先で臨むよう、強く繰り返し要望もしてまいりました。

また、発電所の安全が確保されて初めて町が成り立つことも、口を酸っぱくして話してきましたが、心の底では安全神話を過信し過ぎたこととは否定できません。小さなトラブルは過去にも多くありましたが、多重防護システムで原子力発電所は守られ、大事には至らないという先入観があったことも事実です。発電所がとまつたという連絡で、次に、冷やす、閉じ込めるという順序で移行できるものと思っておりました。

それから、通報連絡体制ですが、オフサイトセンターが機能せず、避難指示以降は何の連絡もないような状況でございました。こんなときこそ、国、県、電気事業者は正確な情報を迅速に伝える責任があると思っております。避難するときに、発電所の状況がある程度伝えることができれば、例えば、避難期間はどのくらいになるとか、貴重品や最低限の日用品は持つてくたさいと伝えることができれば、いろいろな状況、心構えも変わっていただろうと、町民の皆様には大変申しわけなく思っております。

唯一の情報源がテレビであることや、発電所はどうなっているんだと、町民の皆様は聞かれても答えようのないもどかしさが、今でも込み上げてまいります。

二次避難地の選択も、それぞれの自治体がそれぞれの判断で決定せざるを得なかったのも事実で、国、県の対応のまずさを批判されても当然だ、そんなふうには思っています。

事後の調査、検証がしっかりと行われ、二度とこのような惨事が繰り返されないことを望んで、説明にかえらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。続いて、町長以外の関係者の皆様からのお話を順次伺っていきます。

本日は、当時いろいろなお立場にあった方々からのお話ですが、町長のほかに四名の方に御出席いただきました。時間の関係で、大変恐縮ですが、これも、これからはお一人五分程度でお願いできればと思います。

それでは、大熊町行政区長会の会長であられる仲野孝男さん、よろしく申し上げます。

○参考人(仲野孝男君) 改めまして、おはようございます。たいま御紹介いただきました、行政区長会の仲野と申します。よろしくお願いたしました。

三月の十二日、朝四時半ころ、私、自宅から、地震での避難所、大熊町の第二体育館に向かいました。役場庁舎の南側の県道に茨城交通のバスが二十台から三十台、それ以上いたかなというくらいとまっております。原発の事故ということは一切頭になかったものですから、ドライバーの方に、どうしてこの時期に旅行に行く人がいるんだと聞いたんですよ。そうしたら、ドライバーの方も、私はわからない、ただ、会社から大熊町にすぐ行けと言われたから来たんだという話でした。七時間かけて茨城から来たというんですよ。逆算すると、国ではもう七時前にはわかっていたという事です。バス会社にもう夜の七時から八時の間には指示を出しているということ、私は逆算して思いました。もっと早く指示を出していたければ、我々町民ばかりじゃなく、町当局も

もっと別な対応があったのかなというように感じております。

集会所には避難された方もおりました。家族は第二体育館に避難したんですけれども、私は役場と集会所を往復して、役場には多少食料はありましたが、だけれども、各集会所には食料というのはほとんどなかったんです。全員分はないものから、パンなどを半分ずつ分けて食べるようにということ、何回か運びました。

そんな中で、朝六時ころでしたか、時間についてはもう記憶が定かじゃありませんけれども、初めて役場の防災無線で原発事故を知りました。まさか原発がという思い、原発は安全なんだという神話が私の頭の中にはありました。それは皆さんも一緒だと思えます。せいぜい一日、二日で帰れるという考えでしたので、着のみのまま避難しろということ、集会所に帰りまして各班長さんに、とにかく集会所に集まってくれと連絡をしました。当初、バスで避難するよという防災無線でありましたので、とにかく集まってくれということ、声をかけました。

消防団の方にも一軒一軒回って歩いていただきました。私の把握できないひとり暮らしのお年寄りの方も大分いるものですから、民生委員の方の方がわかるなということ、民生委員の方にもお願いしました。一軒一軒回りました。だけれども、お年寄りでも耳の遠い方、気がつかない方がおりました。その結果的には、三人の方が残ったということ、後で知りました。最終的には避難したんですけれども、当初一緒に避難できなかったということ、非常に残念に思っております。意図的に避難しなかった人もいるみたいですが、それともね。

そんな形で、区の方が出終わりましたから役場に帰りまして、私たちが役場を出たのが一時半ころだと思えます。古道、船引、三春と行って、最終的には三春の小学校に落ちついたんですけれども、地元の方の温かい御支援をいただきました。三春の体育館で二十日ほど過ごしました。

二次避難として喜多方に移りましたけれども、そこでも温かく迎えていただきました。大変、避難所の皆さんには感謝申し上げます。ただ、一次避難、二次避難とみんなまたばらばらになつてしまいましたことは残念でございますけれども、どこの避難所でも温かく迎えてくれたという点に対しては、本当に感謝申し上げます。

現在は、七月に、会津若松の仮設住宅に移りまして現在に至っております。先ほども申しましたが、何で国がもっと早く指示を出さなかったのか、その辺がどうしても悔やまれてなりません。残念です。もう少し早ければ、避難する方だって、着のみのままじゃなく、必要な物は持ってきたらいいんじゃないかと今でも思っております。残念です。

以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。続いて、大熊町消防団技術分団長の松本一彦さん、よろしく申し上げます。

○参考人(松本一彦君) おはようございます。大熊町消防団の松本です。

まず、本日、私は、町民の声なき声を聞いていただけた会を設けていただき、感謝しております。きょうは、私の主観的な話になるかと思えますけれども、聞いていただきたいと思えます。大震災、あの原発事故から一年がたちました。私は、もう今は誰を責めることもありません。これが私の人生だと受け入れることができるようになりました。

一年前の三月、私たちは死ぬことを二度覚悟しました。一度目は、もちろんあの三月十一日の大震災のときです。私ももちろんその三月十一日の夜から町民の避難誘導に当たりました。そうして、次の日の朝から、西、田村市の方に逃げてくれということで、町民の方にはバスに乗っていただき、私もその後を自動車ポンプについていったという形になります。私は、田村市の総合体育館の方に逃げていった



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十一号 平成二十四年四月二十二日

四

んですけれども、その後は、町民の方もそうでしょうけれども、苦難の連続だったと思います。町民の方の食事の配給、支援助資の受け入れ、それを皆さんに配ること、本当に問題が次から次へと出てきました。ある日の朝は、ばたんと倒れて、そのまま救急車で運ばれて亡くなった方もいました。

多分、避難して五日目だったと思います。町民の方も私も大分落ちつきを取り戻してきたときかと思えますけれども、私たちは体育館の表にある倉庫の方に、倉庫に食料とか支援助資とかあつたんですけれども、その辺にいたんですけれども、放送がありました。急いで体育館の方に入ってくださいという放送でした。声からしてただごとでないことはわかりました。表にいる町民の方に体育館の中に入ってもらって、私たちが最後に入りまして扉を閉めたそのとき、二度目の死を覚悟しました。一号機、三号機、四号機、二号機と、多分続けて原子炉が爆発して、三十キロ圏内までの屋内退避の指示が出ました。私はそのとき、ここまで何とか逃げてきましたけれども、もうここまですべて死ぬのかと思えました。

そのとき、私には四歳と生後十ヶ月の子供がいました。私たち夫婦はなかなか子供ができませんでした、七年目でやっとできた子供たちであつたんですけれども、なぜこの子供が死ななくてはいけなのかわからない、この子供を守つてやれない私は何となく情けない親だと思えました。その後、幸い何事もなかったんですけれども。

大分前になるかと思うんですけれども、アメリカの方の水爆実験で、ある漁船の船長が、もちろん放射線を浴びて亡くなるわけですけれども、死ぬ間際に、私のような者はこれで最後にしてくださいと言ったそうです。その言葉をかりれば、私どものようなこういう悲惨な経験をした者は最後にしていただきたいと思えます。こういう事故調査委員会であれば、それをお願いしたいと思えます。ただ、それは最後になりませんでしたよね。

の後、チェルノブイリで亡くなり、東海村でも亡くなった方がいます。最後にはなりません。ですから、今ここで本気でやらなければ、私どものような者はまた出てくるかと思えます。もう一度言います。私たちのような者は、これで最後にしていただきたいと思えます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、続いて、大熊町立大野小学校PTA会長の石田宗宏さん、よろしくお願ひいたします。

○参考人(石田宗宏君) おはようございます。大野小学校PTA会長の石田です。ちよつと座つてお話をさせていただきます。

私は、原発事故の当初は大野小のPTA会長という職ではなかつたんです。むしろ、消防団員として地域のひとと一緒に避難しました。地震の翌日、私たちの地区は大川原地区ということで、バスにて避難したんですけれども、そのときの情報としては、なぜ、何のためにまず避難しなければならぬのかという情報は全くなくて、結局、その集会所に六時間近く待たされて、そのまま着のま田村市の方に避難したという状況です。

そのときもう少し情報があれば、皆さんいろいろ、貴重品をとりに行つたりとか防寒対策とか、そういう対策はできたかと思うので、もう少し情報が欲しいと思いました。

その後も、避難所でも、情報といえばテレビで知ることしかできない状態でしたが、むしろ、正確な情報は、知人とかにネットで調べてもらつて、SPED Iの情報や放射線量をどれぐらい放出したかというのをメールで送ってもらいまして、その情報の方が正確だったのでないかと今になって思っています。

そんな情報のおくれもいろいろあつたので、私たちが避難したのは田村市の石森小学校の体育館だったんですけれども、三号機もいよいよ水素爆発したという情報が入りまして、この避難所にい

てもまたいつどうなるか、移動を余儀なくされる可能性もあるので、避難所にいた各リーダーの人と、原発に詳しい職員とか原発関係、協力会社の人たちもいたので、そういう人たちを集めて、いづうなつてもおかしくない状況であつたので、最悪の状況をいろいろ話し合ひまして、想定し、子供たちが一番やはり大事なもので、子供たちのことを考えて、今のままでは人も多過ぎるので、避難するには、次に何かあつた場合には、やはり当時のように五時間も六時間も時間がかかるということが想定されたので、我々の避難先の方では、当時、結局、大熊住民はほとんどバスで避難してきて身動きがとれないという状況もあつたので、できるだけ親戚、知人に連絡してもらつて、避難所に迎えるに来てもらつて、避難してはいる、そこに集まっている人数を少なくして、もし何かあつた場合には最少の人数ですぐに移動できるようにしようということ、できるだけ多くの人に三号機の水素爆発があつたときにはその場から離れてもらうように指示をしました。

その後、私も、埼玉と長野県、いろいろ避難したんですけれども、役場機能は会津若松、学校は河東に再開するという学校関係者、友達からメールが来まして、私は四月二日に喜多方の塩川にアパートを借りて、私も仕事がありましたので早急に決めて、とりあえず居場所を確保して、そこか仕事に行くような形をとりました。その後、生徒数はかなり減りましたけれども、学校も無事に再開することになったんです。今は、子供たちも元気に外で遊んだりしている状況です。

しかしながら、私、個人的に思うことは、今実際、福島県、二本松や福島市、いろいろそれぞれ子供たちがばらばらに生活しているんですけれども、思えば、以前の線量の十倍、二十倍のところ、生活しているんです。これから子供たちは五十年、六十年、その中で生きていくんですけれども、線量がどんどん体に蓄積されていく。累積被曝量は結果どれぐらいになるのか、その辺はどのようににも管理していくのか、想定されているのか、

かされていらないのかわからないんですけれども、体に絶対影響がないということはないと思うので、その辺の管理もしっかりとしていきたいというのがあります。

聞く話によると、チェルノブイリの事故後、子供たちがそのまま大きくなって、その子供たちが子供を産んで、その産んだ子供たちが何かの障害がある子が多く生まれたという話も聞いたことがあるので、これから生活するのに本当に大丈夫なのか非常に心配しています。

あと一つ、放射線量のデータです。いろいろ事故当初から線量のデータを見るんですけれども、いつも地上一米ートルからのデータが載っているんです。実際、生活すれば、やはり人間は立つたり座ったり寝たりするので、地上一米ートルといつても地上に浮いて生活するわけにはいかないんです。放射線が地上にあれば、下に行けば行くほど、線量を浴びると思うんです。であれば、一番線量の高い地上や山を直接はかつて年間の被曝量を出して、その被曝量は年間幾つです。それは基準値に達してはいけません。今、住んでいても安心できる数値ではないのか、今、住んでいても安心できる数値ではないのか、今、住んでいていいのか、その数値に關しても、あくまで外部被曝であつて、子供たちは外で遊んで、転んだり、寝転がったり、泥遊びしたりすれば内部被曝も考えられます。その内部被曝に關しても、外部と内部合わせて本当に安全な基準値以下になるのか、今の基準では、昔に比べれば二十ミリというのはもう二十倍の数値なので、その辺の基準値についてもちよつと疑問に思っています。

今後、子供たちは、こんな放射能の中で生活するという環境が続くわけで、その中で生活していかなくてはならないので、避難当時の被曝量もそうなんですけれども、国でどれだけ、どの人がどれだけ被曝しているのかというのを把握しているのか、疑問です。今後の被曝量をどのように管理していくのか、その方向性をしっかりと立ててもらわ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十一号 平成二十四年四月二十二日

ないと、これからの子供たちが安心して生活できないと思うので、その辺のことも頭に入れて、今後対策と実行をしていってもらいたいと思いを申します。

私の方からは以上です。  
○委員長(黒川清君) ありがとうございます。  
それでは、最後に、大熊町生活環境課長の石田仁さん、よろしくお願いたします。

○参考人(石田仁君) こんにちは。大熊町災害対策本部生活環境課長の石田です。よろしくお願ひ申し上げます。

災対本部の職員としての立場から、今回の原子力災害について時系列的に述べさせていただきますと思います。座らせていただきます。

まず一点目は、通信手段の途絶と情報伝達であります。

第一原発のホットラインは断線しておりまして通じませんでしたし、第二も何とか通じるという状態です。原発からは詳しい情報はありませんでした。また、防災用の衛星系の災害情報通信ネットワーク系の電話、ファクスも機能しませんでした。それから、N.T.T回線でも辛うじて、たまたま二回線使用できたんですが、県やオフサイトセンターなんかには連絡しようと思っても、話中状態で全然つながらなかつたというのが最初の状況でした。それ以外に衛星電話を一台配備したんですが、これについても接続ができず、あきらめたような状況が当時ありました。

原子力災害の際には、オフサイトセンターで情報収集したり、テレビ会議で対応策を決定することになっていましたが、オフサイトセンター自体が、電源が確保できないとか通信網断線ということで、また、我々にアドバイスする関係機関の担当者なども集まらないということで、原子力センターで対応していたようですが、そういう状況です。町には詳しい状況等の連絡が入っておりません。町の方で連絡員を一名配置したんですが、連絡員が二時間置きぐらいにファクス文を携えて役場に情報を伝えているような状況でした。

また、この通信手段の途絶につきましましては、次の日の避難にも苦労しました。  
というのは、職員を連絡員として出すんですが、その連絡がつかないわけですね。状況について、防災無線の中で若干は入ってきたんですが、それができないということ。また、避難のバスの運行につきましても、どこへ行っているかわからないですね。我々職員がバスに全て乗れないわけですよ、台数が多過ぎて。避難箇所の皆さんの保護というのですか、そういうことをやりながらバスを出していくのですから、どうしてもそのバスには乗れない。バスの運転手にも、とにかく西に行ってくれというような指示しか我々はできないような状況でしたので、皆さんから、避難所から入ってくる連絡に対して、こちらがバスを向けるのもなかなかできないような状況でした。

次に、二点目は、やはり原発に関する職員の認識と対応の問題もあつたと思います。  
庁舎内のN.T.Tファクスが七時過ぎには辛うじて動き出したんですね。それで、断続的にどうか、入ったり入らなかつたりなんです。情報も若干は来ましたが、職員として、その情報から原発の状況が読み取れないんですね。例えば、広報、連絡文とかが来るんですが、水位は安定していますとか、万全を期すためとかというようにないかなというふうなことを思っていたのは事実でございます。

また、対策本部では、津波の問題、地震の問題、避難所の問題等、次々といろいろな連絡が入ってくるわけですね。ということで、原発の問題についても連絡は入ってくるんですが、断片的な連絡なものですから、それを本部全員で、原子力防災訓練の場合は災対本部会議なんかを開いて次々に情報を共有できるんですが、職員も割かれている状況で情報が共有できなかったというような問題もあつたと思います。

三点目は、原発と立地町との問題ということで

第一原発は、東電職員や協力企業の職員を四時間には避難させているようです。というのは、これは総合スポーツセンターの職員から聞いたんですが、その際、東電所内で避難の指示が出たというふうな話を後で聞いております。

また、翌日の十キロ圏内の避難のとき、消防団とかが戸別に当たっているわけですね。そうしたら、いない人がいるというふうなことが出てきたわけですよ。その中で、後日その人と、どうしたのというふうな話をしたら、いや、実は夜に連絡があつて、もう既に避難したんだというふうな話でした。

何でこういうふうな情報が町に入っていないのか、少なくとも東電さんから入っていないのか。先ほど町長が言っていました、我々は共生というふうなことで言いましたが、我々の町民もまた働いている、そういう状況において、何で町の方にむと、こういうふうな厳しい状況であるから避難してくれとかなんとかというふうな情報が、関連の方に出ているのに出ないのか。先ほどの方も言いましたが、もし出れば、住民の避難も、双葉病院などの患者輸送の対応も少しはできたんじゃないかというのが悔やまれてなりません。また、四点目には、住民の被曝の問題というのがあつたと思います。

最近判明したんですが、先日のNHKのテレビの中で、十二日朝八時には既に漏れていた放射能ブルームが、原子力センターの方に来ていたような内容の話がありました。

この時期、オフサイトセンターが立ち上がっていましたが、県の原子力センターでもモニタリングしていたと思いますが、このような情報は我々は得ていません。その時は本当に避難の真つ最中で、そんな情報なんかかわからないでみんなやっていったと思います。  
また、避難してから、四月二十二日の警戒区域の設定の間の対応なんですが、原発が爆発しても原子炉の健全性は保たれているとか、放射能の濃度が不明なために、オフサイトセンターの職員が

逃げ出すようなところに町民が車をとりに入ったりとか、貴重品をとりに戻っています。  
六月に、内部被曝をしていたというふうな町民の方からの連絡がありました。町としては県の方に内部被曝調査をお願いしたんですね。でも、実際には、もう沃素の検出ができないような八月末からしか始まっています。本当に、その時分になれば当然セシウムぐらいいいしかもう出てこないというのは想像はできたんですが、泥棒よりも、住民の被曝による健康被害が深刻な問題になるのではないかと私は心配しております。

最後になりますけれども、これまで原子力発電所については、皆さんが言っているように、絶対安全、チェルノブイリやスリーマイルのようなことは日本においては起こらないと言われ続けてきました。私たち職員も、原発の視察や研修で、何重もの防護で心配は要らないと教え続けられてきたから考える必要もないとまで言った人もおりました。このような傲慢な安全神話が、今回の原発大災害を引き起こしたんじゃないかと私は思っております。

そして、末端自治体の職員として私たちは、住民の生命を守るという最重要な職務を本場に遂行できたのか、事故当時の情報が、先ほどのように、時過ぎたところに次々と知らされるたびに、本場に自問自答を繰り返しているというのが現状でございます。

今回の国会事故調の調査により徹底的に事故原因を明らかにしていただいて、私たちが最後の被害者にしてほしいし、十万人の人がふるさとを追われて放射能の恐怖とともに流浪するような、そしてまた、見知らぬ土地で目を落とされる方を見送ることもできないようなこんな悲惨な事故というのが今後二度と起きないように、事故調の方々にはくれぐれもお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。  
以上です。  
○委員長(黒川清君) ありがとうございます。



本日に、あれからもう一年少したつています。全体として、あのときの記憶がだんだん薄れてきている。国全体もそうだとはいふに私は感じておりまして、きょうのような機会に、それぞれの方々がそのころの思い、この後タウンミーティングでいろいろ聞かせていただきますが、その前に、そのときの、今現在もそうすけれども、町を全体としてまとめる非常につらい、すごく難しい立場の責任を持つておられる五人の方々がいる。質疑問答、意見交換に移りたいと思つておられます。

まず、私から二、三。

そのころのことというのは、本当に大変だったと思うんですね。地震、それから、ここでは熊川地区ということで津波の被害がすぐにあります。それから、そこで何十軒かのうちも流れてしまふという話があつて、もう本当に混乱のきわみ、しかも余震が幾つもあるというような状況だし、その後の津波がどうなるのかというのも全く予想できないところですから。

そこで、あるところの記録によると、十一日の夜の九時半ごろに町長さんの方に一応避難の指示があつたわけですか。どうですか。全然何もありませんでしたか。津波のことかと思われたのかもしれないけれども、何かありましたか、政府あるいは県から。

○参考人(渡辺利綱君) 津波の避難指示というのはありません。

ですから、国道六号線よりも東側の地域の方々に、三キロ圏内の人に避難をしようというふうな形で、とりあえず総合スポーツセンターとか中学校に避難をしていただいた。

○委員長(黒川清君) それは町長さんの判断ですか。

○参考人(渡辺利綱君) いや、これは指示がありました。

○委員長(黒川清君) どこからですか。

○参考人(石田仁君) 直接県とか国から入りませ

んで、テレビで確認しました。

というのは、夜の八時過ぎに東電の広報員が来るわけですね。それは、三キロ圏内の避難の指示しようかということで連絡員が来たわけですね。

それで、我々としては、もう既に四時過ぎに津波関連の避難の指示を出していますので、それほど時間はかからないのかなということで、その広報の準備等はしていたわけなんです。九時半過ぎですか、それが国の方から出て、テレビでそれを確認して、それで広報したということですね。直接国、県から来たというわけではございません。

○委員長(黒川清君) そうすると、テレビを見てからという指示が出たらしいという話と、それから、東電の連絡員が来られて、三キロという話ですか。

○参考人(石田仁君) 東電の連絡員が、先に八時ごろ、そのために来ているんです、最初は。

○委員長(黒川清君) 三キロ避難。

○参考人(石田仁君) 避難させるといふことが出るからと。

○委員長(黒川清君) そうすると、それは何のための避難だと思われたんですか、そのときには。

○参考人(石田仁君) 原子力緊急事態宣言が出ていたので、念のためということでした。

○委員長(黒川清君) そうすると、原子炉に関する理由があるので三キロ避難ということですか。そういうのが出ますよということでしたか。

○参考人(石田仁君) その連絡が出ますよということでした。

○委員長(黒川清君) それが夜の八時くらいですか。

○参考人(石田仁君) 夜の八時ごろですね。

○委員長(黒川清君) 東電の方が来られたということですね。

○参考人(石田仁君) 東電の職員が二名来られたという話です。

○委員長(黒川清君) そうすると、その次の、み

んなどうやって三キロ避難させようかということがすぐに始まつたわけですね。それで、そちらで問い合わせたわけですね。

○参考人(石田仁君) うちの方は、原子力の情報収集というのは企画調整課でやるわけなんです。災対本部の生活環境課はそれに基づいて全体をやるというような形なものですから、それを広報云々ということではいきまされたので、我々としては、もう既に国道六号より東側の低地区については避難させているので、あと残っているところの連絡とか、そういうことをするというような段階取りはしてありました。

○委員長(黒川清君) そのときは、もう町長さんも一緒になつていろいろ対策を考え始めたんですか。

○参考人(渡辺利綱君) そうですね。

○委員長(黒川清君) それは原発の話という認識でしたか。

○参考人(石田仁君) 当然です。

○委員長(黒川清君) そのときに、先ほどから伺っている、皆さんに周知しながらどういふふう

に避難していくかという話をされましたよね。そうすると、バスも来るよという話がわかつてきたのはいつごろですか。

○参考人(石田仁君) 私は、三キロ圏内の避難のとき、サンライトにおおくまという特別養護老人ホームの避難の準備の方に出たもので、戻つた後、そういうふうな話があつたということを担当者から聞きました。

それで、たまたま三キロ圏内の避難の指示が出ていたので、そのためのバスの手配だといふふう

に聞いていたものですから、担当の職員も、何のためですかと聞かないで、そういうふう

に判断したようですね。

○委員長(黒川清君) それで、その翌朝の四時半

から五時ぐらいの間に、それぞれ避難されているところの体育館に行かれたりとか、特に、町長さん

のところには、細野補佐官から直接、朝の六時

前ぐらいですかね、避難という話が出たんですけ

れども、そのときは、なぜ避難かというのは、原発関係だということでは思われませんでしたか。前の夜、東電の方が来ているんだとすると。

○参考人(渡辺利綱君) ええ。そのときは、茨城交通のバスを向けますよというふうなことは、職員から私も連絡を受けました。そのときは、念のためにバスを用意しますので駐車場を確保してください、そういうお話をしました。

○委員長(黒川清君) そのほかの情報源は、ほとんどがテレビだけだったとおっしゃっていましたよね。

ですから、テレビの言っていることと、それぞ

れの町の話、具体的に何をやるかということ

が、一番の、いろいろ迷われたというか、よくわから

ないなというところがあつたんですか。

○参考人(石田仁君) 災対本部の中では、原発に

ついて、我々も本当に、先ほど言った安全神話の

中にありましたので、万全を期すためと念のため

めとか、そういうふうな言葉が結構あつたわけ

ですよ。

三時の段階で、屋内退避の人に、被曝しないよ

うに窓を閉めるようにとかというのは、当然その

ときはベントというような話もあつたわけなんです

が、我々とすれば、一応その水位も安定してい

るのに何でだろうなといふふうな思いはありまし

たけれども、詳しい情報は入っていませんので、

そこまで認識できる職員もいなかったということ



はなさったことがあるんでしようか。

○参考人(石田仁君) 私、平成元年から二十二年まで生活環境課というところで、原子力防災訓練にもたびたび出ております。

それで、沃素剤を飲むタイミングとか何かについて、医師がいて、薬剤師がいて、それから国の指示があったら飲ませるようというふうな指示は受けておりました。

それで、本部としてもその沃素剤を持っていて、田村市とか避難場所に配付できるように態勢だけはとっていたということですが。

○崎山比早子君 実際には、町民の方は飲まなかったんですよね。

○参考人(石田仁君) 具体的に言いますと、三春では配付しましたので飲みましたし、あと、小野町でも一部飲んだという方がいます。町で配付したわけじゃないんですが、そちらにあったものを服用した人も一部おりました。

○崎山比早子君 また沃素剤のことについてなんですけれども、副作用ということがすごく強調されてきたという面がかなりあると思うんです。薬剤師とか医療従事者がそばにいらつしやらないと飲むことができないというふうなことが言われていたようなんですけれども、その副作用というものについて心配し過ぎて、配付というか飲ませるということがおくれたとか、そういうファクターはあると思われませんか。

○参考人(石田仁君) 多分、副作用というのは、甲状腺関係の病気を持っている人だけ危険なので、それほど対象者はいないというふうには私は認識しておりますけれども、ただ、国の指示がなければ飲めない。

私は三春の災対本部にいましたので、三春でやるときは、先生もいましたし、薬剤師もいて、みんな相談して三春の町長さんは決定したわけなんです。それで、私もその情報を大熊の方に出したんですが、大熊の本体の方ではやはり、そういうふうな医師も何もいないということで、指示もできないというような状況にありました。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十一号 平成二十四年四月二十二日

○委員長(黒川清君) 当時、最初の十一日、十二日、十三日ぐらいの間の電話連絡とか、いろいろな連絡網があると思うんですけども、政府あるいは県庁、それから東電、いろいろあると思うんですけども、その状況はどうでしたか。

○参考人(石田仁君) ですから、先ほども申しましたように、N.T.T.の回線で、たまたまダイヤレクタにするようにかえていたものから、二回線だけはこういうわけが通じたんです。ですが、こちらから電話するのも、かけにかけまくってやっとならぬというふうな感じで、もうほとんど話し中なんです。全然通じないんです。

○横山禎徳君 衛星電話というのが最後の手段だと思っておりますが、これは接続できなかったというの、どういうことですか。

○参考人(石田仁君) これは実は、この衛星電話自体が、考えたのはおとしなんです。山の中で行方不明者が発生して、それで連絡できないからというところで衛星電話を準備したんですが、何回やっても、変な話とか英語ではたばたきるもの、つながらなくて、何なんだこれはというふうなことで、ある意味でいえば操作に習熟していなかったというふうな面もあると思います。

○横山禎徳君 ということは、そういうことは常に訓練の中で対応しておくタイプのテーマであるわけですか。

○参考人(石田仁君) そうなると思います。

○横山禎徳君 松本さんにお聞きしたいんですが、先ほど、死を二度ほど覚悟したとおっしゃったんですが、それと同時に、皆さんやはり安全神話を信じてこられたわけで、その安全神話が壊れたのだなということをお感じになったということなんですか。

二回、もうこれでだめかなと思われたというのは、原発がそんなことが起こるはずがないと思っておられたはずなので、どういう心境でおられたのか、もうちょっとお話を伺いできますでしょうか。

○参考人(松本一彦君) もちろん、原発は安全だと思っております。何があっても爆発は起きないと思っておりました。でも、実際、爆発が起きまして、放射能がもう目の前まで来ているのかなと思いました。そこで、特に理由はないんですけども、もうこれまでかと思いました。ただ、不思議と、町民の方と一緒にいたので、それに対する怖さはなかったんですけども、原発は何があっても安全だと思っておりました。

○崎山比早子君 安全神話のことについてなんですけれども、どうして原発は安全だということをかたく信じてしまったというところがあるんでしょうか。その原因。

○参考人(松本一彦君) どうして安全かということをかたく信じてしまったのか。どこへ行ってもそういうふうな、原発は安全だというふうな信じていたという方がほとんどなんです。こんな事故が起きるとはもう夢にも思わなかったという方が大部分なんですけれども、どうしてそういうふうになつてしまったのか。そういうふうになつた原因というのか、そういうのはどうなんでしょうか。

○参考人(松本一彦君) まず一番に感じるのは、誰でもそうかとは思いますが、まさか自分の町ではとか、自分はそういう目に遭わないと多分思っていると思うんです、特に根拠はないんですけども。

私は二十年以上原発の方で働いてきました、もちろん東電関係としてです。それで、直接のお客様というのは関東地方の電気を消費される方なんですけれども、その人たちにに対して安定して電力を送っていると思っておりました。東電も国も、東電は民間企業ですので利益の確保もあつたかと思っております。国民の豊かな生活を考えたら、電は民間企業です。そういう意識もあつたかと思つたんですけども、国民の豊かな生活を考えたので、安全じゃないと思うと自分を否定するよなというのにはあつたと思つた。

○参考人(松本一彦君) どうして安全かということをかたく信じてしまったというところがあるんでしょうか。その原因。

○田中耕一君 それに関連すると思います。逆の質問になるかもしれないんですが、私も、こういうことが起きるまでは原発は安全だろうというふうな正直思っていましたし、日本のこの技術、世界一の技術をもつてしてはそんな重大事故は起きないというふうな思っていた一人だと思つた。

ところが、この委員会の中で、例えば原子力の専門家の方に何人もヒアリングさせていただく中で、これほど重大事故になるとは思っていなかったけれども、原発で事故が起きることは予想をしていたというふうな言われる方が何人かいらっしゃいます。これは、そういった中で少し心理的な部分が働いて、それは物すごく重大な事故になると誤解される、いわゆるパニックになるかもしれないというところでそれを抑えてしまう気持ちどこかにあったんだらう、そういう事実をも見ないようしよう、それを言つたら逆に自分の立場を悪くするとかいうようなことがあつたんじゃないか。

そういうことはありつつも、やはりそういうことを既に思われている方が別にゼロではなかったわけなので、実際に、この原子力発電所の方々と話す機会があつたところで、これはちよつとおかしいな、そういう兆しというか、言葉の端に何かおかしいなと感じられたことがあつたら、どちらかというの後のダウンミーティングで聞いた方がいいのかもしれないが、それぞれの場の一番トップに立たれる方々がここにいらつしやるので、もしそういうことがあつたらお伺いしたいんです。お願いします。

○参考人(渡辺利綱君) 私も発電所立地町の首長をさせてもらっているんですが、やはり原子力発電所の仕組みとか、子供たちの小学生時代からいろいろな形で、研修に行つたりいろいろ説明を

聞いたり、そうすると、国を初めとして県、電気事業者等で実際いろいろな防災訓練等もやりますが、いろいろなトラブルはあっても最後はきちつとおさまるといようなことが前提で、そういうのを営業運転してから四十年も続けてきました。

そうすると、確かに原子力というのは絶対ではないんだと言っていますけれども、大丈夫なんだ、そういうのが自然とこびりついてくるといいますか、安全というような形が浸透しているというのは事実だと思っております。

ですから、外部から来て、原子力発電所は危険なものでしょうといういろいろな声もあるんですが、むしろ地元にいる人たちというのは、今までの四十年の実績で、小さなトラブルがあってもそんな大事には至らない、そういうような洗脳される部分が多過ぎたのかなと。

我々も確かに反省しなきゃならないところは多いんですけども、長い間には、安全なんだという神話が定着してしまっただけ、そういう点は確かにあったと思っております。

○野村修也君 委員の野村でございます。

ちよつと話がかわってしまうかもしれないのですが、きょうのお話の中で、ごく重要な点だと思えますのは、やはり、こういう事故が起こったときに、一番最初に連絡を受けなければいけないのは皆様方だったと思うんですね。きつちり情報があれば、例えばもう少し正確な情報があれば、あるいはもう少し早い時期に情報があれば避難の仕方も変わつたというその御説明は、全くそのとおりだというふうに思っています。

それで、きょう伺った中で幾つか不思議だなと思つたことは、例えば茨城交通のバスを朝お見かけになられたというお話がありましたけれども、何時間もかけてバスが来ていることを考えれば、逆算すると、前の日の夕方、夜には、もう国は当然その指示を出していたということがわかるという話もありました。あるいは、東電の人はどうも先に避難をしている。さらに、オフサイトセンターの方も皆さん方よりも先に、これは保

安院の人たちですけれども、何かいろいろ情報を得ていたのではないかと思われる、保安院の人、規制庁の人ですけれども、保安院の方の情報も、皆さん方とはずれがあるんじゃないかというようなお話もあります。

そういう中で、ほかに違和感を感じておられることはないのかということもきょうとお聞きしたいんです。時々、報道などでは、防護服を着ている方が何人か見受けられたということも聞くことがあるんですけども、そういう事実はあつたのかどうかということも教えていただければと思います。

○参考人(石田仁君) 私の方から説明いたします。

が、避難の際、最初、避難の指示が来る前に、防護服を着た警官が町民を避難誘導しているというふうなことで、避難誘導が一時騒然となつたんです。ですから、避難誘導に来た人間は、多分そういうふうな事態を認識して来ていると思えます。あと、先ほども言いましたように、一部町民が警官の子供から連絡を受けているんですね。それで、もう九時ごろには逃げていたというふうな話でも後日聞きましたので、多分そちらには行つてい

たと思っております。

ですから、我々は立地町なのに、何ですぐそれが来ないのかというのが物すごく悔しいという

か、もどかしいです。

○野村修也君 わかりました。ほかにあります

か。

○参考人(仲野孝男君) 私、後から聞いた話なんですけれども、東電職員奥さんは、早々と主人

から連絡を受けて避難しているということも聞きました。

難させたというふうな話は後から聞きました。以上です。

○大島賢三君 先ほどのいわゆる安全神話の話もちよつと関係するんですが、日本では、原子力発電所が立地されている自治体と、それから事業者、この場合には東京電力ですが、大体事業者との間に安全協定というのを結んで、情報の提供とか訓練とか、その他いろいろなことが取り決められている、こういう横行になっているわけですね。私も、ほかの国はどうしているんだろとか、フランスとかアメリカとか、原子力発電所を多数持つている国が事業者と立地自治体の間で

どういう取り決めをするとか、いろいろなやり方があるんですが、日本の場合には安全協定、今回の福島原発事故からどういうふうな評価されていくか。例えば、先ほど来、情報の伝達が極めて不十分だった、これは国の情報ということですから、それから、東京電力との関係でどうであったかと、それから、日ごろの訓練、こういうものがほとんど役に立たなかった、生きなかつたということであるわけですから、いろいろ御経験な

さつた中で、安全協定をどういうふうな評価、これはほとんど何の意味もなさなかつたということなのか、ある面では役に立ってたけれども、こういう面が弱かつたという反省があるのか、それから将来に向けてどうあるべきなのか。

これは日本のほかの原発立地の自治体の問題もあり得るわけですから、その辺について、御感想なり所見があればちよつと伺わせていただきたいと思えます。

○参考人(石田仁君) 原子力防災訓練等で、

我々、災対本部の方では、一応の流れというのかそういうのは、ぼんやりとしかなかつたんです。が、持つてはいました。安全協定に基づいて立ち入りとか何かをしている担当課は違つていますが、その担当課の職員が事故等何かあつたときは立ち入りはしているんですが、やはりその内容について詳しい理解ができる職員は残念ながら大熊

町にはいなくなつたと思えます。あの巨大プラントを理解しろという、原理原則は多少わかつたとしても、その詳細なことで理解できる職員はいませんし、実際、原発から広報員が来ましたけれども、その人たちに聞いても、回答はそのときはなかつたんです。

ベントするということもありまして、当日、ベントするということで、いつになるのか。とにかく余震が続いていますし、表には住民がいるものですから、ベントしたら、どんなことをしても屋内避難させるとか何かしながら、慎重にさせなきゃいけないと思つていましたので、はらはらしているいろいろ聞いたんですが、フィルターが電気がないから動かないとか、なかなかその原因について回答がないような状況で、確認はとれておりません。

そういう問題から考えますと、立地町としては、そういうふうな細かいことまである程度は推測できる職員もやはり必要でしょうし、東電とかそういうところの技術系の職員が来て説明するか、そういうふうなことは当然必要だと思えます。特に、今回みたいに情報がなくて判断しろというのも、これは本当に不可能に近いと私は思

います。

○櫻井正史君 時間も大分押してきて済みませんが、

今のお話の関連で、東電の方が割に早く来ておりまして、あるいはアクセスが入つてきているという話は、乏しい情報の中でも幾つか情報は入つてきたんだと思いますが、それらが町の側で正直十分に理解できないとか消化し切れないところがあつたんだと思えます。あるいは、細野補佐官から電話があつたという数少ない連絡のときに、町長等にどのような情報発信が、言つてみれば、東電あるいは国の方からあつたために、あるいは、こんなことをしていれば、そういう乏しい情報の機会にどんなことがあれば、そこがもう少しできたのかなというところをお聞かせいただければありがたいと思えます。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十一号 平成二十四年四月二十二日

○参考人(渡辺利綱君) 先ほどお話がありましたように、自治体と電気事業者の間の情報公開がどうだったかということがあったんですけども、平成十四年のいわゆるデータ改ざん以降は、保安院も、やはりどちらかというと国民の側といまつか地域の側と立って、いろいろな形で東京電力の方にも強く情報公開等を求めておりましたし、例えば針金が落ちましたとか、定検中に工具が落ちて、そんな小さなことまでいいんだよというぐらいいろいろ報告はありましたし、電力側もきちつと情報公開をするというような基本線に返って、そういう点では少しずつ改善されたのかなと。

また、新しい検査制度を導入したいなというような場合には、赤外線だとかあるいはいろいろな形の、現地を我々もよく案内されましたし、わからないなりに勉強することもできました。

そういう点では、少しずつ改善されて情報公開ができるような環境にはなってきたかと思っております。今回は残念だったのですが、このようなことでした。

また、細野大臣からあったんですけども、今発電所がどういう状態ですというきちつとした、その時点で知り得る最大限の情報というのはやはり伝えるべきかと思っております。

ですから、そういうことを何か隠しているんじゃないか、今でもいろいろな政府が出す試算、数字というのはどうもさん臭いとかが、信頼が持てないというふうな形でそういうのが残っているというの、やはり最初の段階から必要な情報というの、きちつと国民に提示するという誠意が欠けていたのかなと思っております。

ですから、SPEEDIの線量予測についても、何であんなばかなことが起こり得るんですかと。危険な方に避難するようなことが平気で結果として行われたというふうなことがありますから、今でもいろいろな発電所の情報、例えばあの四号機は安全ですかということをよく言われるんです。

ですから、我々も保安院とか電力には話をする

んですけども、皆さんもマスコミとか何か、そういう情報に惑わされやすいといいますが、本当に政府は正しいことを伝えていっているのかという不信感というのをずっと引きずっていますから、いろいろな数値を出されても国民が安心できない、そんな感じなんです。

ですから、発電所の状況も、今こういう状況ですというふうなことを伝えてもらえれば心構えも全然違いますし、今どうなっているんですかという一番知りたい情報というのを一番知らされていなかっただけです。ですから、今でもずっと引きずっているというふうな感じはあります。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。いろいろ御意見は尽きないと思いますが、残念ながら委員終了の時間となりました。

今の町長さんの言葉にもあるように、今のようなか世の中では、一度壊れた信頼を取り戻すのは、やはりもつともつとオープンに、それから透明性が大事だとしない限り、今でも信頼していいんだという気持ちになつてこないんだなということとを私としてはよく感じられます。

この後のタウンミーティングでも御発言いただけますので、ぜひ参加していただければと思います。この委員会としては一旦ここで終了とさせていただきます。

大熊町の渡辺町長さん初め皆様、本当に貴重な御意見をいただきありがとうございます。本日頂戴いたしました皆様のお話を踏まえて、被災者の方々の視点を大事にしなが、私ども国会の事故調査としては調査を続けてまいります。

次回の委員会につきましては、五月中旬ごろを予定しておりますが、確定しましたら御連絡をいたします。

御案内しているように、この委員会そのものは公開でやっております。それから、インターネットでも今現在やっております。また、後でも私どものウェブサイトで見られるようになっております。それから、同時に、日本の人だけに行っているわけではないので、この後のタウンミーティン

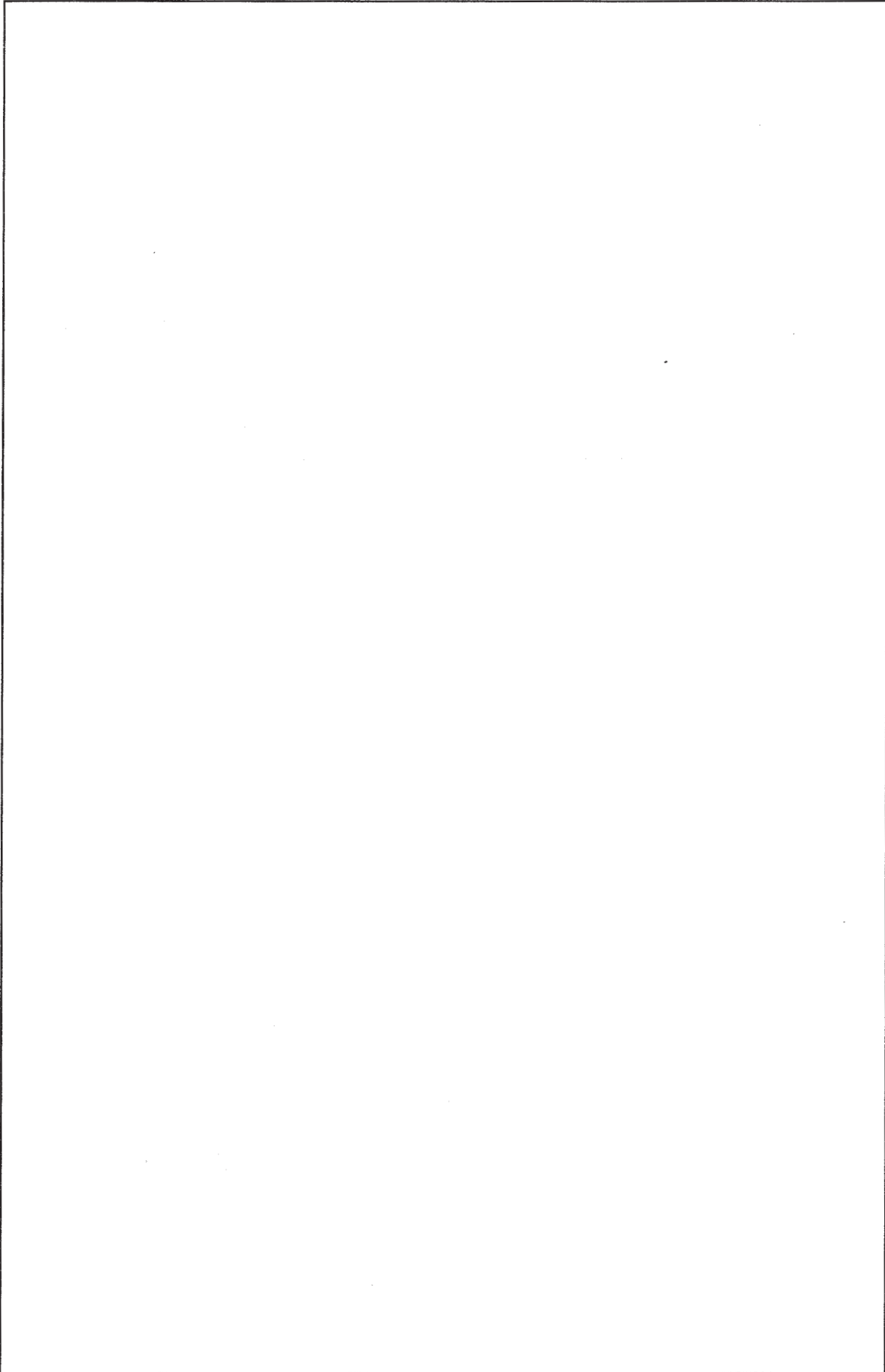
グも同じような形式で、さらに英語の同時通訳も出ています。世界の多くの人に聞いてもらいたいと思っておりますので、この後も皆様の本当に忌憚のないお気持ち、御意見をいただければと思っております。

それでは、これにて、第十一回委員会を散会といたします。

午前十一時二十九分散会

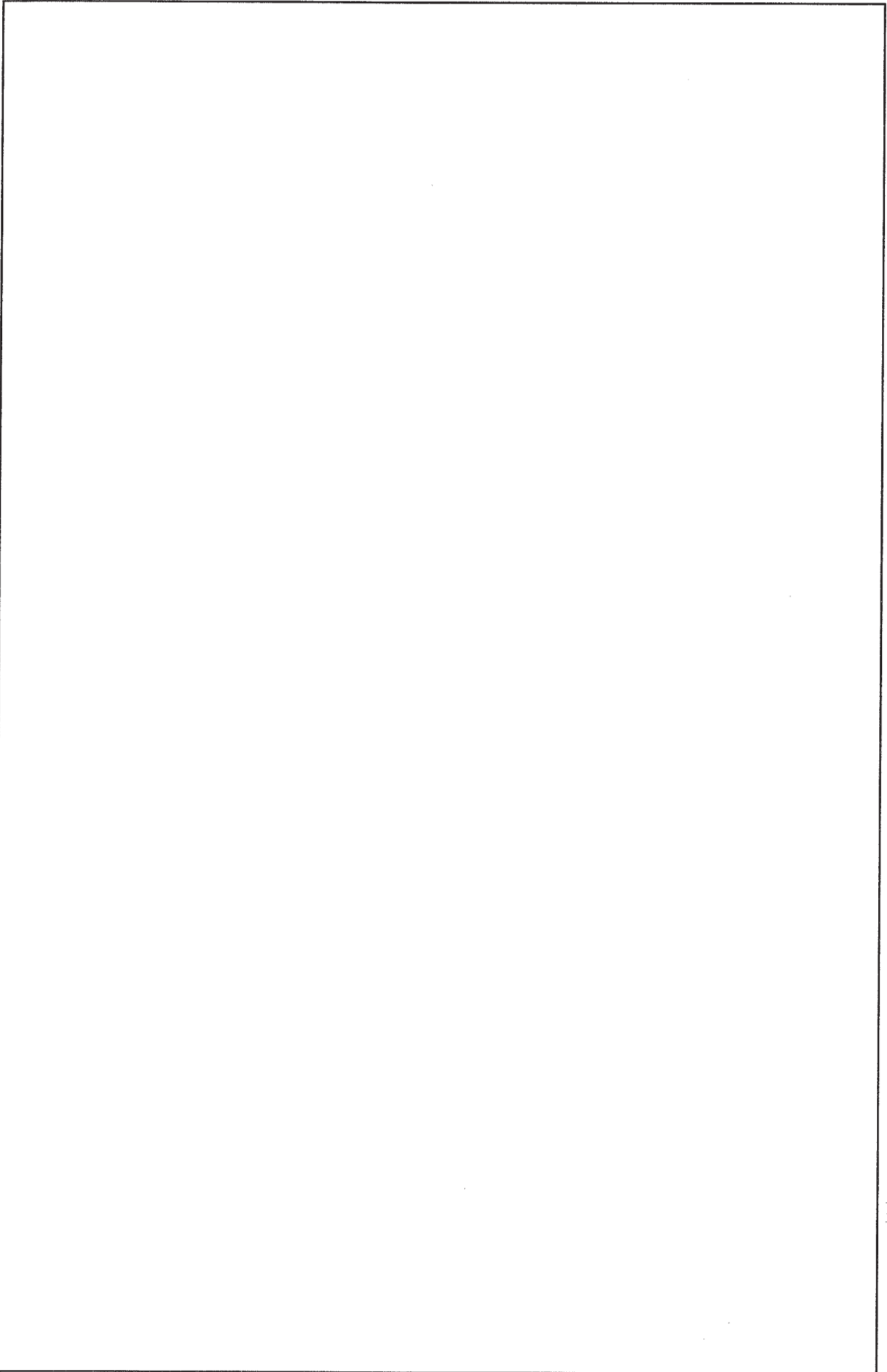


東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十一号 平成二十四年四月二十二日



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十一号 平成二十四年四月二十二日

一一



平成二十四年五月二日印刷

平成二十四年五月七日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局

K



# 大熊町民との タウンミーティング

期日

平成二十四年四月二十二日(日曜日)

午前十一時四十分開会

委員長(黒川清君) それでは、これからタウンミーティングを開始いたします。

せっかくの機会ですので、大熊町の皆さんから活発に御発言いただいで、私どもにお気持ち、御意見をいろいろいただければと思っております。

それでは、事務局の方で進行をお願いします。

司会(事務局) それでは、委員長の命でございますので、これから私の方で司会を務めさせていただきます。私は、事務局で広報を担当しております森と申します。よろしくお願いいたします。

昨日は、浪江町の方のタウンミーティングで数多くの御意見をいただきました。本日は、大熊町の皆様方から本場に多くの御意見を賜りたいと思いますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

本日の第一部の委員会の方では、特に避難直後の防災ですとか避難ですとか、こういったことを中心にお伺いしましたけれども、皆様方には、特に、今現在皆様がお困りのこと、あるいは不安に思っていること、そういったことを中心に、ぜひ生の声をお伺いしたいと思いますので、どうぞ活発な御意見をいただきたいと思えます。

それでは、今から始めたいと思えます。

マイクをお回ししますので、恐れ入りますけれども、御意見のある方は手



第11回委員会開催後に行われた大熊町民とのタウンミーティングの様子

を挙げていただけますでしょうか。

それでは、最初に手を挙げられました最前列の女性の方、よろしくお願ひいたします。

**傍聴者** 大熊町から避難しています（個人名）と申します。

先ほど皆さんお話しの中の事実関係のことで、当時のことなんですけれども、一つ意見を申し上げたいです。

もつと詳しい情報をくれていれば貴重品をとりちよつと行けたのにとか、そういう意見が多々ありまして、私自身も友人、知人からも聞いています。

私たち立地町の町民には、十キロ圏内は防災訓練の対象ということで、原子力防災の手引という冊子が配られていました。以前は大変内容が足りなかったものですけれども、東海村のジェー・シー・オーの事故で初めて住民が何十万人も一時的避難ということがあつて、そのとき立地町の住民は、その二ユースを我が身を重ねて見ていた面もありますし、それで防災訓練が充実された。そして、防災の手引というものも、前よりは充実したものが毎年配られていました。

手引だけではなくて、県がそういう原子力防災の指揮をとるということで、手元で誰でも見られるようにという意図だと思ふんですけれども、毎年、県が発行した原子力防災カレンダーが全町民に配付されてきました。そして、その手引には、かなり冒頭の方に、五重の壁がありますからこのように大丈夫ですと。そういうページを置かなくては手引がつかれないと手引をつくる方々は判断なさったようで、それは毎年ありましたよね。防災の手引の最初に、安全神話に二ページ、二ページ割かなければならない、そして老朽化していくのにそれを誰も修正しない、そういうふうになっていたわけです。

その手引の中では、避難する場合がありますということとは当然きちんと書いてあつて、持ち物も書いてありました。上着を着ること、帽子をかぶりマスクをすること、そして、リュックサックなどに数日分の食料や赤ちゃんのミルク、常備薬、貴重品、お財布や何かは持つようになつていうふうに、イラスト

つきで書いてありました。

それこそ、先ほどお話をしていた方々もそれを思い出して発言するに至らないというほど安全神話があり、原子力防災の手引は軽視されている面があつたと言ふしかないのではないのでしょうか。

私自身は、すり切れるほど読み、コピーしたりもし、常に車には置いていたんです。そして、マスクとかかっぱも少し多目に持っていて、何かのときは特に子供さんなんか私に分けてあげて役に立つならと、いつでも車に積んでいたんです。

個人的なことで、これ以上はちよつと時間もかかりあれですけれども、自分の場合はほとんどそれを人に役立たせてあげられなくて、ざんきの念にたえません。

とりあえず、以上です。

**司会(事務局)** 大変ありがとうございます。

命の危険を経験された方しかわからない、そういった生の声をお話しいただきまして、大変ありがとうございます。

我々事故調としても、避難に関してどういったことを行ったのかということにつきましても、二万一千世帯の方々にアンケートを実施しまして、その実態を明らかにしようとしています。そのことにつきましては事故報告書に必ず記載するということで取り組んでおりますので、その点をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、それ以外の方で御意見ございますでしょうか。後ろの方で手を挙げていらつしゃいます黒いジャンパーの方、お願ひします。

**傍聴者** 本日は、事故調の皆様、大熊の町民の方々に会いに来ていただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど事故調の方々と大熊町長を初め防災関係の方々とのお話し合いで、どうして我々が東電の安全神話にならされてきたのかということが問題であつたようでありますけれども、我々町民は、もう何十年も前から、東電のこ

の安全ということについては耳にたがができるほど、飼いならされてきて、聞きなれてきているわけでありませう。

渡辺町長も言っておりましたけれども、本当に洗脳されてきているのではないかと感じるような感で今までやってきたんですね。

これについては、政府の事故調査委員会も一定の検証を出しているわけですね。それによると、原子力発電は本質的にエネルギー密度が高く、一たび失敗や事故が起こると、かつて人間が経験したことのないような大災害に発展し得る危険性を持っているのだ、しかし、そのことを口にするのは難しく、関係者は、人間が制御できない可能性がある技術であるということを国民に明らかにするのをためらうようになってきているんだということで、はっきりと人間が制御できない技術なんだということを国民に示さなかったんですよ。

そのことが、とりもなおさず、昨年の三・一一のああいうビッグテンプロ、メガクエークが来ると、ああいう事態になってくるんですね。

今、政府が再稼働に向けて、大飯原発の三号、四号を、アクセルを踏んでいるようにございますけれども、本当にもう我々からすると、何をやっているんだ、即刻やめなさい、こう言いたいくらい的心情でございます。

事故調査の皆さんが、本当に我々国民が知りたい情報を一つも包み隠さずに開示し、そして政府に公開してくれることによりまして、どうか再稼働に向かわない、日本が間違った道に向かつていかにないように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

再稼働に向かうというより、我々は、今はまだ揺籃期というかよちよち歩きの自然エネルギー、水力、地熱、太陽熱、風力、バイオマスも含めて、こういうエネルギーを大切にして、そして一から、揺籃期から育てるような気持ちでいろいろカリキュラムやプログラミングをやつていかななくてはならないと思います。そしてまた、国民の一人一人が節電をして、余った電力は産業界にやつて使ってもらえば、今、クールビズの時代でもありますし、何とか電力不足は乗り切れるのではないかと、こう思っているんです。

ですから、ひとつ間違った方向にだけは行かないように、税と社会保障の一体改革は待たなしたと野田総理が言っているようにございますけれども、

原発の再稼働も待たなしたと言われたのでは困るんですね。ですから、ひとつその点、事故調査委員会の方々もこれを政府に進言していただいて、よろしくお願いしたいと思います。

また、現在、大熊にある福島原発がどのような状況になっているのかということも、一号機から三号機が水素爆発して、四号機がまた非常に危うい状態にある。あの地震以来、建屋は直したけれども、同じようなメガクエークが来て津波にやられると、四号機が潰れて、それこそ今度は東京に住んでい人まで避難しなくてはならないというような状況にあるんです。

我々も、こうやって大熊を離れて、会津若松、郡山、福島といえるんですけども、離れ離れになって生活するということは並大抵のことではありませぬ。分断されて、そして疎開されるといふか、上海租界とは違いましたけれども、疎開して、分断されて住まなくてはならないということ、これは本当に筆舌に尽くしがたいような苦しみがあるわけです。

その点、また事故調の人にも考えていただいて、正しい、本当に偽りのない、国民が知りたいという情報を一つ残らず政府に開示して、そして公表していただいて、大熊の町民のみならず、浪江も双葉も楢葉も、富岡も含めて、みんな同じ環境、状況でありますから、みんな救済していただきたいと考えております。ひとつよろしくお願いします。

**司会(事務局)** 貴重な御意見を大変ありがとうございました。

国の安全神話というふうなところについても、我々事故調としても十分に明らかにしていきたいと存じております。今お伺いしました御意見についても、しっかりと受けとめて調査を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、そのほかの御意見のある方はいらつしやいますでしょうか。それでは、向かって右側の上段の方で手を挙げていらつしやいます、黒色のスーツを着ていらつしやる方。

**傍聴者** 私は、大和久区という行政区に住んでおりました(個人名)と申



します。よろしくお願いいたします。

まず冒頭に、本日、国会議員の先生もお見えになっておりますので、二つお伺いしたいんですが、我々被災民は日本の国民なんでしょうか。お答えしていただきたいと思います、吉野先生。

司会(事務局) 済みません。御発言につきましては、我々事故調に対する御意見というふうなことで。

傍聴者 はい。

これは後で大事なことなんですが、今現在、被災しました我々は仮設住宅または借り上げ住宅に身を寄せているわけですが、仮設住宅は四畳半二間のような狭い部屋で、数人がここに入っているわけです。悪い言い方をしますと、まるで養鶏場で卵をなしている鶏のようなものです。自分のいるスペースしかない。そのような狭いところでの生活を余儀なくされている。これは人間が住む場所なのかなと。

それと、借り上げ住宅でも、今まで住んでいたところのコミュニティというものは全くなくなっている。どこに誰が住んでいるかわからない。個人情報保護法というのがあって教えてもらえないというところで、本当に町からは情報がなかなか入ってこない。お互いに今まで、おうと声をかけていろいろ話ができた仲間も、どこにいるかわからない。コミュニティの分断というところで、まるで浦島太郎のような生活を余儀なくされている。これがあと何年続くかわからない。

このことを本当に事故調の先生方もよく御理解していただきたいと思えます。このことが、先ほど言った、日本の国民なのでしょうかといったことなんです。それで、私は大和久区という行政区に住んでおりました。原発から三キロ圏内の行政区であります。

さかのぼること平成二十二年三月七日、この日は日曜日でございます。毎年、三月の第一日曜日に、行政区の総会が催されておりました。この三月七日の日曜日と同じように総会が行われ、終了と同時に、毎年そうなんですが、

東電の広報グループが顔を出しまして、東電の状況を説明する。平たく言うと、東電の状況説明、ごますりですね。そのような状況を説明されて、そのときに地震という話が出ました。

二十二年の三月七日、日曜日です。そのお話が出たのが十一時十分ぐらいの時間です。東京電力福島第一原子力発電所については、震度六、七程度の地震ならば耐えられます、それだけの地震には耐えられますというお話でした。

そういう話があったものですから、震度六、七なら人間は立ってなんかいられませんよ、とてつもない地震ですよ、震度五を超したら人間は立っていることはできませんよ、そういう状況ならばとてつもない津波も来ます、その状況でその施設は大丈夫なんですか、海面三、四メートルのところにあるその施設は大丈夫なんですかということでも質問しましたところ、東電グループの方は、それにも耐え得るだけの設備をしております、ですから安心してくださいというお話でした。

これに対して、それはあなたたち個人の見解でなく、東京電力さん、会社を考え、返答なんですと念を押して聞いたところ、そのとおりですとはっきり言っております。

ですから、これは天災でなく人災である、私はそう今も思っております。こういった事故が起きた場合に、私、ずっと思っているんですが、国が国策で導入した原発、そして安全神話でマイルドコントロールしてきた東京電力、この事故を起こして誰一人として責任を問われている人間がないということです。これは悔しい。悔しいなどという話じゃないです。これはやはりしっかりと何らかの責任をとっていただかなくちゃならない。

このような状況の中で、次の再稼働の話も出ている。何を考えているのかわかりません。やはりこの責任はつきりすべきだというふうに考えております。

我々、何年このような状況で過ごさなくちゃならないかわかりませんが、でも、国会議員の先生方も、現地の福島へ行って見えてきました、そういう話をよく国会でされていますけれども、一週間でもいい、一度我々と一緒に生活

していただきたい、この現状をわかっていただきたい。このことを切にお願いして、私のお願いとかえさせていただけます。  
ありがとうございました。

**司会(事務局)** ありがとうございます。

生活基盤を打ち壊された、本当に生の声を、貴重な御意見をありがとうございます。  
ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、中央の後ろの方で、白いジャンパーを着ていらっしゃる方、お願いします。

**傍聴者** 私は、野上二区行政区の(個人名)と申します。原子力発電所からは六キロから九キロくらいの間に該当するのが、野上二区でございます。

私の方では、避難区域の見直しについて早急に国の方に進言をいただきたいということをお願いを申し上げます。

まず、大熊町は、他の地域と違って、事故を起こした発電所がございます。たまたまそのときの風向によって、広範囲に線量の高いところ、低いところがございます。国では単純にその線量だけで区域分けをしようとして今進めております。

しかし、大熊町は、事故を起こした、いわゆるメルトダウンをした発電所があつて、いまだに収束しておりません。さらに、広大な構内には大量の汚染水が保管されておりますし、また、瓦れきもたくさんございます。さらには、今、除染で出た汚染物質を運ぶ中間貯蔵施設、郡内に四カ所、四つの町に設けるということを話しております。その中でも大熊町には最大規模のものをつくる、政府ではこういうお話をしております。

しかし、線量だけで区域分けをするという考え、やはり将来にわたつてリスクを受けるわけですから、距離でも判断していただきたい。せめて十キロ圏は、帰ることができないと思うんです、ですから帰還困難区域、こういう進め方をお願いしたいと思います。

例えば、水だつて飲むことができません。病院もない、役場もない、商店

もない、何もないうちで、国では全く逆の仕事をやっております。最初に、避難指示解除準備区域を解除して、皆さんを帰す。本当は、除染を先に進めて、線量が下がつて安全だから帰つてくださいというやり方が正當なやり方でないかと思ひます。

そのことをぜひ早急に国の方に進言いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**司会(事務局)** 大変ありがとうございます。

除染関係ということで、線量の高い地域のところの生活圏を復活してほしいという御意見でございました。

それでは、そのほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。それでは、こちら側の三番目の方、よろしくお願ひします。

**傍聴者** 私は、大熊町の原子力から三キロ圏内に住まわせていただいております(個人名)と申します。

先ほどからいろいろと事故調査委員会の方々の御意見も賜つておりますが、今、現状を見てお話しさせていただきたいと思ひますが、実際、原子力発電所、日本国内に今現在五十数基ございます。私どもの町にも昭和四十年当初から建設が始まりまして、正直、三月に一号機運転四十周年の式典を準備していたところでございますが、不幸にして、あのような震災によりまして事故が起きてしまいました。

ただ、原子力に関しては、国策によつて進めてまいりました。国の管理監督のもとに発電を継続して、そして、三十年から四十年代、五十年代と日本の経済成長に大きく貢献してまいりました。

そして、たまたま今回、思いも寄らない想定外の、想定外という言葉を使つて申しわけないですけども、今まで気象庁も経験したことのないマグニチュード九・〇の地震によりまして、また、これまた経験したことのない大きな津波によりまして、このような状態になつたわけです。

ただ、なつてしまったのは事実なので、後の対策とかその他もろもろは、今

御臨席いただいております諸先生方、専門の先生方に委ねるしかないと思います。いろいろな面で皆さんの御意見を吸い取っていただいて、何をすべきかというのは当然判断していただけるものと思います。

ただ、現実は今、テレビで報道されているように、原子力の状態はあのような状態になっています。

私も大熊町の一町民としては、先ほど町長さんもおっしゃっていました、原子力といっても、これは機械ですけれども、何か問題がある設備であるとするれば、十年、二十年運転すれば何かのふぐあいは出ると思います。確かに、今までも小さなふぐあいはたびたびありました。けれども、四十年、約半世紀近くにわたって運転してきたということ、これも事実です。

皆さん、考えてもらいなさい。車の運転だってそうじゃないですか。何かの問題は必ずあります。だけれども、それに対処して、定検をしたり検査をして、何事もなく運転しているわけでしょう。だから、それが四十年も大きな問題がなければ、確かに、原子力ですから、設備にはいろいろな不備な点も多々あると思います。そのために、国の指導監督のもとに定期検査をするなりなんなりして継続してきたわけですから。

だから、想定外の震災によってこういった状態になったのは事実なので、これからそれを復旧していかなくちゃなりません。ただ、原子力の周りに各専門の方が黒山の人だかりになってああだこうだ言っても、原子力の現場は復旧しません。

原子力事故が起きたときに、吉田所長も言っていました、私はこの場で命を落とすと思いました。皆さんそうですよ。あの事故の、爆発したときの現場の状況の話を聞くと、もうこれで終わりだから、お父さん帰れないからね、諦めてよ、子供たち頑張ってお母さんと一緒にやっていくんだよとメールを送った人は何人もいます。

そういったせば詰まった状態の中、死に物狂いで現場でやっているときに、テレビの報道で説明した後に事務所へ帰って女の子といちゃついていたというような問題を起こした保安院の審議官がいました。そういったるんでいうことでどうしますか。その審議官を今度は福島事務所の方に向けるという

福島県民をばかにしたようなことが一時ありました。根本的に狂っています。

それで、私が何を言いたいかというと、とにかく今こういった状況になっているので、現場を二日も早く収束させて、大熊町に限らず、双葉郡内、県内あるいは日本国民に安心を与えるためには何をしなくちゃならないかということ、原子力発電所の今の状況を、一日も早く、みんなが安心できるように収束の状態に持っていかななくちゃなりません。

今、私どもがこうして話している間も、現場ではみんな死に物狂いで復旧作業に当たっています。技術者は、現場にみんな行っています。

ところが、ちよつと厄介なことに、原子力災害のために、放射線という大きな壁が立ちはだかっています。今現場で働いている技術者も、いずれは線量の問題で、そのままの状態にしておけば、立ち入ることができない状態になります。

幾ら文系の方、頭のいい方が周りで黒山の人だかりになってああしろこうしろと言つても、現場は復旧しません。モンキーの使い方、工具の使い方、あるいはその技術にたけた方が現場に行かなくては、物は進みません。その中にはロボットもいます。各方面の専門家が開発してくださっています。それも大きな力になるでしょう。

国策で進めてきた原子力なので、そういった技術者を国が責任を持って、国内の各原子力関係の、あるいは立地市町村でも関連の電力会社でもいい、お互いに協力してお願いできませんでしょうか。そういったことで、安心して働ける環境、あるいは安心してその現場に従事できる労働力、技術者を、国の責任、指導のもとにローテーションを組むなりして、一日も早く福島第一原子力発電所が収束に向かうのを早めることができるように、国政の方に御指導いただければと思います。

その他の問題は、各専門家の方々が集結すれば、日本は技術力にも英知にもたけている国だと私は思っていますので、必ずや収束するとは思いますが、一日も早く収束の方に向かうことができるように、委員の方々の御意見をまとめていただいて、国の方に提言していただきたいと思います。

以上です。



司会(事務局) ありがとうございます。

ただいまの御意見は、今現在の原子力発電所の高経年化の問題についての対応、それから、技術者がこれから必ず不足するところについては国としてきちんと対応してほしいということですね。それと、事故の収束に向けて早く国全体が対応してほしいというふうな御意見でございました。

貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、そのほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、向かって右側の最前列で手を挙げていらっしゃいます女性の方、お願いできますか。

傍聴者 夫沢地区の、原発から二・六キロぐらいのところに位置して、線量の最も高い地域でございます。(個人名)と申します。

事故調査委員会というところで、今回は絶対と言っておきたいということがありましたので、恥を忍んで手を挙げさせていただきました。

六月の末か七月だったかと思いますが、民主党の原発事故対策プロジェクトチームの一員である先生を私たちの会のお招きしまして、もう三カ月もたったんだから本当のことを知りたいということで、お話をいただきました。

私も、十一日当日、たしか夕方ごろに、電源車が来ているから、九時か十時ごろまでつながれば大丈夫だからという話を聞いておりましたので、大熊町総合スポーツセンターの体育館に避難しておりましたけれども、十時ごろを過ぎてても何も報告がなかったので、ああ大丈夫だ、電源はつながったんだと思って安心しておりましたんです。

次の朝早く、五時半ごろに、明るくなったのでそろそろうちへ帰って片づけをしようと思いましたが、ではもう帰ろうということでも表に出ましたら、これから全員でバスに乗って避難してくださいと言ってますね。今避難しているのどこに避難するんですかという感じだったんですけれども、消防団の方も何もわからないんですね。状況が全くわからないけれども、とにかく西に逃げろということなんです。

しばらくバスを待つていたんですけれどもなかなか来なくて、そうしましたら、車で行かれる人は車で走ってもいいですからということだったので、私どもは、すぐ家に取って返して、軽自動車であつたので大きな車に乗りかえて、西の方というのはどこですかと言ったら、とにかく山を越えてくださいということだったので、恐らく原発事故なのかな、やはり電源はだめだったのかなと思つていたんです。

郡山の方に向かっています、二百八十八号線を走つていたんですけれども、向かいの方からは自衛隊の車がどんどん来るんですね。ジープに乗つて、ガスマスクをしているんです、全部。完全な防護でどんどん来るんですね。ちょっと映画みたいだったんですけれども、ああ、ここはこういう形じゃないと入れないところになつちやうたんだと思つて、急に怖くなりました、主人と二人で一先懸命郡山の方に向かつていったんです。

その後、テレビでも、爆発の後、何回か見たりしたんですけれども、発表というのは常に、爆発らしきものをしたとか、何か漏れただとか、そんなことばつかり言つていたんです。

それで、私、その民主党の先生に、もうこんなまやかしのことは私たちは聞きたくないの、本当のことを教えてくださいということ、お招きしてお話していただきましたんですけれども、そのときに教えていただいたのが、電源車はなぜつながらなかったかということなんです。電源車というのは、全電源喪失した後の最後のとりです。ところが、それがなぜつながらなかったか。

今、皆さん、想定外と言つていますけれども、全然想定外じゃなかったということがそのときに知らされたんです。つまり、ソケットが合わなかったんです。要するに、電気製品のコンセントですよ。コンセントの形が合わなかったからつながらなかったんです。それで全てがだめになつちやうたんです。

そして、その後の話も聞いた後に、四号機が下に向かつて爆発したからと言われたんですね。えっ、私たち四号機が爆発したなんて聞いてないですよと言つたんですけれども、四号機は下を向いて爆発しました、それで土台が

崩れそうに危なくなったので補強をしました、だから補強が終わるまでは私たちも冷や冷やだったんですよとおっしゃったんですね。こういう大変なことが全く知らされてないということなんですよ。

私はもともとから住んでいた人間ではないので、後から話を聞いたんですけれども、モニター制度というのがあります、東電が何年かごとにモニターといつて、あの中を全部見ることがあるんですね。そのモニターに参加した人が、かなり管とかが赤くさびちゃつていて物すごいんですよ、だからこれで大きな地震が来たらどうなんですかと聞いたと言っていますね。そうしたら、いや、もう何重にもあれしてあるから大丈夫なんですよと。それで、丘の上にあつた電源がなぜ今は下にあるんですかと聞いたら、毎日の仕事が大変だからということなんです。

それは、吉田所長さん、その方が前に違う部署の責任者だったときに、あの丘の上にある電源を下におろせと指示をしたということだったんですね。ですから、全てを知っているあの方ですから、もう覚悟をしていたと思いますけれども、丘の上であれば何でもなかった、電源車のソケットが合えば何でもなかった、こんなメルトダウンなんということは起きなかった、それから爆発もなかった。

そういうことを考えてみますと、国も恐らく知らされてなかったことが多くて、やはり情報が隠されていたのは東京電力だと思っんです。

今、たくさん、五十何基も原発がありますよね。ですけれども、見るとみんな同じ形なんです。恐らく、みんな町の人を巻き込んで安全だ安全だといつてやっているけれども、実際、本当のところは常に隠蔽体質なんです。

ですから、私は、この国ではやはり原発というものは向かないとつくづく思いました。常に情報は隠されたままで、後から後から、そういうえげそうだったとか、こういうふうなことになるから、実はこうだったんだとか、そんなことを言われても私たちの今までの生活は取り戻せないだし、もつとちゃんと情報公開しなさいという国側の姿勢も必要だったと思います。

事故調査ということで今やって、これからの原発、まだ五十何基もあるわけですから、そういうことに生かしていただかなくちゃいけないと思うの

で発言させていただきましたけれども、本当の姿というものをよく調査して、まず、再稼働とか言う前に、事故調査の検証をはつきりさせていただきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

**司会(事務局)** どうもありがとうございます。避難に関する生の声をいただきまして、本当にありがとうございます。

ここで委員の方からどなたか、コメントをしていただけの方いらっしゃいますか。

では、委員長、お願いします。

**委員長(黒川清君)** この委員会、全員でやるのは公開していきまして、前々回現在の保安院長を参考人として呼んでいろいろ聞きました。そのときは、再起動するときに、今出ている審査基準はどうかという話でやっていますので、それもまたネットであれば見られますし、私どものサマリーのコメント、今度のその基準については多くの疑問があるという話が皆にわかったと思うんですけれども、そういう動きをしております。

そのようなことで、国会に、この委員会を通じて、国民とそういうメッセージをどういうふうに共有しようかというのは大事なプロセスだと思っております。

**横山禎徳君** フランスにおいては原子力透明化法という法律が大分前にできまして、その後いろいろな対策が打たれたので、一つ皆さんの参考になるかなと思うのは、地方情報化委員会というのがあります。

フランスは五十八基原発があるんですが、そういうところで、事業者、すなわちフランスの場合はフランス電力会社ですが、そういう人たちも入って議論をする会合を最低年二回はやる、平均的に年四回やっている。それをやっている方々のインタビューもいたしました。賛成する人も反対する人も、ありとあらゆる人が参加し議論をしている。だから、そういう人たちがやっているのか、顔見知りでもあるし、言いたいことはちゃんとやっている。必要

な情報は常に事業者にも入るし、皆さんにもその情報が公開されている。これはなかなか参考になる仕組みだなと思いました。

司会(事務局) ありがとうございます。

たくさんのお意見を御受けしたいので、済みませんが、次の御質問をお受けさせていただきたいと思います。よろしいですか。

野村修也君 済みません、何か遮ってしまって。

今、東電の事故のことについて、事故対応がおかしいという幾つかの御指摘、具体的なことをたくさんお示しいただいたので、少し反応させていただきました。

私も、事故調査をやっているときには、それぞれ関係したところ、例えば政府ですとか規制庁、行政ですね、保安院であるとか安全委員会とか、そういういろいろなところを一つ一つきちんと確認させていただいているんですが、もちろん東京電力も調査の対象とさせていただいています。東京電力の施設の中に部屋を借りて、そこで東京電力の中にある資料を徹底的に調べさせていただいています。

そういうような形でいろいろと調べていますが、東京電力側の方からいろいろお話を聞くと、それはそれなりに筋の通った話というのをそれぞれの方がおっしゃるわけですね。それが本当なのかどうかということを確認するためには、まさに、こうやってきょうお話を伺うように、逆に受け手として話を聞いている人、あるいは本当にその姿を見ていた方々の声がとても大事だと思っているんです。

ですから、一方の方がうそをついて、それを私たちがそのまま受けとめてしまっているところというのを打ち砕いていく、そのための一番大切な手段は、現実それを体験された皆さん方が真実を語ってくださいることだということふうに思っているんです。

そういう点では、私どものホームページにもいろいろな情報の窓口を設けたりしておりますし、また、この委員会には、皆さん御存じのように、まさに皆さん方と同じ町にお住まいである蜂須賀さんもおられますし、ほかの手

段もありますので、ぜひ真実、お気づきになったこと、どんなちっちゃなことでもいいですから、今みたいなことを私どものところに届けていただきたいなというふうに思います。

全部受けとめた上で、きちっと調査報告させていただきたいというふうに思います。

司会(事務局) ありがとうございます。

それでは、ほかの方で御質問のある方、いらつしゃいますか。それでは、右側の二段目の男性の方、よろしいでしょうか。

傍聴者 私は、原発から三キロちょっとのところに住んでいます(個人名)と申します。

きょう、質問というか聞いていただきたいのは、調査委員会が今ここに十名から入っているんですけれども、ちょっとそのことで話をしたいんです。

なぜだかというところ、さつき町長さん並びに野上の(個人名)さんかな、その人の話でもちょっと耳に入っただけなんですけれども、我々は、本当から言ったら自宅に帰りたい、それが第一。

事故調査委員会がいつ発足をしたんだかちょっとわからないんですけども、去年の秋ごろだったかな、調査委員会の人が総理大臣に言ったのか言わないのかわからないけれども、総理大臣が、収束したと。そのようなことがちよつとテレビ報道で耳に入ってきたんですけども、事故調査委員会はどういう調査をしたのか。

そして、今の帰還困難とか、居住制限区域とか、三つか四つぐらい舌をかむほどの大仰な言葉が出てくるんですけれども、それは東電の中のどこを中心点としてコンパスで線を引いているのか。それが一番聞きたい。

あとは、それでもって今度、ここが帰れない、ここが帰れる、そういうふうな三つ四つをやっているというのは、はつきり言って、最後の補償の問題で恐らくそう決めているんだと私は思います。そういうことを決めないで、町村単位で、とにかくここは帰らない、帰れない、そしてそういう方針でまず補



償をなるとしていただきたという御注文。

それから、いま二つは、そういうふうにして事故調査委員会がいろいろな調査をしていると思いますが、現在の何%で帰還率があるか、そのアンケートというのがあるかちよつとわかりませんが、そういうのを一応出してほしい。とにかく、若い者が帰らない限りは絶対人口はふえないし、高齢者ばかり帰っても、だんだん高齢者は亡くなっていくと思う。亡くなっていけば、自然と町が消滅します。そういうふうになるから、若い者が帰れるように、事故調査委員会の人はとにかく細かに調査をして、これなら安全だから帰れる、そういうようなことをやっていただきた。

よろしく願います。

司会者(事務局) ありがとうございます。

この件につきましてはよろしいですか。野村委員、お願いします。

野村修也君 済みません。ちよつと何度も発言してしましますが。

最初の方の話なんですけれども、冷温停止状態にあるというふうに総理が発言をされて、収束とは恐らく言っていないんだと思うんですけども、その冷温停止に向けた状態、冷温停止状態にあるということをやったというのがあったんですが、あれは私たちの委員会ではないんです。

調査委員会というのが複数あるものですから、日本じゅうの方も皆さん誤解しております、この調査委員会が調査をした結果政府がそういうふうと言ったと思ってる方は、日本じゅうにたくさんおられるんですね。

ところが、実は調査をしている委員会というのは幾つもありまして、一つは政府が、政府というのは内閣のもとにあるところですけども、ここが頼んで調べてもらっている政府の事故調査委員会というのがあります。この政府の事故調査委員会というところが一定程度の調査をして、中間報告を出してそれを踏まえて総理大臣が冷温停止状態という発言をされた、こういう形になっているんです。

では、私たちは何者かといいますと、国には内閣のほか国会というのが

あります。国会と内閣は別物ですが、国会というところは、あるときには政府や行政機関、つまり役所、こういう人たちをチェックする、監視する仕事というのがあります。そのために、国会議員の先生方が、今回の事故は政府だけの調査に任せておくのは問題があるというふうに考えて、それで国会の法律をつくって、それに基づいて私たちの調査委員会を発足させたわけなんです。

ですから、私たちが調査をしておりますのは、まさに今御指摘のあった、政府の調査委員会の調査内容で本当にいいのかわからないことを調べていますので、まさに私どもは、この委員会が始まってから直後に政府が出した冷温停止状態という発言に対して、ここにおられる黒川委員長が、このような判断を今の段階で行うのは理解がしにくい、理解できないというコメントを出して、私たちは調査を続けています。

ですから、政府が出したその判断はもしかすると早過ぎるのではないかと、そういう考え方も持ちながら、今、一生懸命調査をしているということですから、それから、後半の方に御指摘のあった、これからお帰りになるということにどういう可能性があるのかということの御希望ですね。

今、線量だけではなくて、距離の話も先ほど出てきました。それから、何%ぐらい帰れるのかとか、若い人が帰るチャンスがあるのかといったようなことについてぜひ提言してほしいというお話があったと思いますが、それが十分できるのかどうかは今まだ調査をしている最中ですので、今ここですぐにお約束することは難しいところがありますけれども、そういう御希望があるということとは、きょうお二方からも出ておりますし、恐らくここにいらっしゃる皆さんの共通のお考えなのかもしれませんから、そういう御意見をきょうは貴重に持ち帰って、私たちの調査でできるかどうか、一生懸命考えてみたいというふうに思います。

司会(事務局) ありがとうございます。

それでは、ございますでしょうか。若い方にも当てたいんですけども、よろしいでしょうか。では、中央の茶色いジャンパーを着られている方。済み

ません。

**傍聴者** 私は、川崎の方から本日参りました。熊一区の、今町長さんにお世話になって避難してきた者なんですが、今回こういう会があるというお話をいただいてたまたま来たということもあるんですけども、ひよっとしたらほかのところでもたくさんやっていらつしやると思うんですが、この事故の場合、皆さんが本当に全国に広がって、散り散りばらばらになっているんですね。ですから、こういう機会があるならば、福島県の中だけではなくて、やはりほかのところでもやっていただきたい。

なぜなら、私、本当に、一週間ほど前に、もう言われないうちかと思っていたんですけども、ある方に原発から避難してきているとお話ししたら、近寄らないでくれと。もういい年齢の方なんです。年配の、白髪の方ですけども、これ以上近寄らないでくれと。ちゃんとサーベイもかけているし、検査もしているけれども、やはり思う方はそう思われるのかしら。状況的にはいまだにそうなんです。

それと、町に聞いてもなかなかわからないことも多いです。今、たくさんいろいろな意見が出ましたけれども、区分けのことにしても、賠償のことにしても、例えば線量のことについても、政府は全部ばらばらなんです。回答していただけるどころ、役所が全部ばらばらなんです。

要は、環境省に電話し、文科省に電話し、今無料化になっているのがなくなった高速道路は国土交通省に電話をかけ、それで、当然通信費を東京電力に請求したいんですが、これは精神的損害賠償の対象にはならないということで、もう自腹を切つてでも、真実を知りたいから、自分の中でいろいろなところの行政にかけ、政府にかけて、自分の中で納得できるものを一年間一生懸命探したんです。でも、結局は、内閣府もできて、復興庁もできて、一本化になったといつても、まだばらばらなんです。

年齢の幅も広いですよ。皆さんが避難していらつしやるわけです。それで、今委員の方々もおつしやられたんですけども、こういうことは公明正大にホームページでも検索できたり見たりできますよというお話を聞きますけれ

ども、当然使われない方もいらつしやいます。急に避難しているから、私たちがもすぐには持ち出せませんでした。なかったんです、八月、九月まで。生活に密着して、一番持ち出せるものから持ち出してきたんです。皆さんおつしやるんですよ。そういうので見ればすぐにわかるんですよ、どうぞ見てくださいとおつしやるんですけども、事実、そうじゃないんです。

ですから、こういう話は本当に貴重だと思うので、いろいろなところで、福島県内だけではなくて、市町村別でもなくて、八町村みんな集まったっていいじゃないですか。関東の中で、東京、神奈川でできるのならば、茨城でもいいですよ、私は今、川崎ですから。できればそこでも、朝四時に起きて出てこなきゃいけない状況ではなくて、広くみんなが聞ける状況をつくっていただきたいと思います。

**司会(事務局)** どうもありがとうございます。

避難者のいわれない差別、そういった現実の話もしていただきまして、本当にありがとうございます。

何か御意見ございますか。崎山委員、どうぞ。

**崎山比早子君** そういう差別を生むということについては、本当に、みんなの放射線と放射能に対する理解というものがきちっとしていないということなんだと思うんです。

放射能を体じゅうにつけて歩いている人はいませんし、そういう場合でしたらそうでしょうけれども、そうじゃないわけですから、避難している方が避難先でそういう差別を受けないように、皆さんに放射線に対する正確な知識を持つていただきたいと思うんです。

絶対にうつらないですし、そばに来て被曝ということは絶対あり得ないわけですから、避難している方をさらに苦しめるような、そういう差別ということはやめてもらいたいと本当に思います。

**司会(事務局)** ありがとうございます。





ばらしいことをしたということの後々まで言えるような調査結果を出していただきたい。次の若い世代のために、我々は身を粉にしていかなければならないと思っています。どうぞよろしくお願いします。

**司会(事務局)** 大変つらい経験を勇気を持ってお話いただきまして、大変ありがとうございます。

何かございますでしょうか。田中委員、お願いします。

**田中耕一君** 本当に、生の声をありがとうございます。

先ほど、私自身、パニックに関して少し触れましたし、先ほどの大熊の発言された方の中に、二度と同じ間違いをしないといけない、しないでくださいということがありました。

このパニックが云々に関しては、私、今まで研究開発のことばかりやってましたので、この事故調の委員になって学んだこと、今まで全然知らなかったこと、たくさんあります。その一つが、いわゆる原子力発電にかかわる方が意外に、事故は起こる場合もあるというふうに言われたときにショックだったこともありすが、もう一つ、このパニックに関して私自身学んだことは、よく言われるエリートパニックということがありまして、こういう非常に際どい状況になったときに、住民の方々がパニックになるだろうと、上に立つ人、いわゆるエリートが思つて、大切な情報を隠してしまう、そういう心理がある。残念ながら、これは今までの歴史で何度も起きてきたことらしいです。

ですから、こういう事態に及んでも、今おっしゃられたように、パニックにならなかつたということを伝えていただくことも重要ですが、先ほど横山委員も実例としてフランスの例を挙げましたように、常日ごろ信頼関係を築いておくということを既に取り入れている国もありますし、多分、日本の中にももう既にできていることはあると思いますから、そういったところで、先ほど委員会のお話しがなされたように、二度と繰り返さないために未来への提言をどうすればいいかということに、皆さんの意見、実際に経験された、例えばパニックにならなかつたというふうなことが非常に生きると思っています。

ありがとうございます。

**横山禎徳君** パニックになるのはエリートじゃないですか。

**田中耕一君** そうです。実際にパニックになるのはエリートの方がなりやすい。だから、自分たちがパニックになるおそれがあるからということも、これはある報告でありました。そういったことがもしかしたら悪影響しているのかもしれない。

**司会(事務局)** そろそろお時間にはなりましたけれども、お手が挙がっておりますので、できるだけ多くの方の御質問をお受けしたいと思います。

それでは、右手の一番後方で手を挙げていらっしゃいます、黒いシャツを着られた方。

**傍聴者** (個人名) と申します。

きょうの前半の委員会の議論、テーマと私の考えがかなりダブっておりますので、やはりお話しさせていただきたいと思つて手を挙げさせていただきました。

考える発端となりましたのは、福島県には佐藤雄平さんとおっしゃる知事がいるんですね。その方が事故直後から物に書いたりお話しになられたりされたのは、国と東電に裏切られたということだったんですね。これが発端となつて、果たして本当にそんなことが言えるんだらうかなと思ひまして、手に入る資料を全部集めたり、こんな状況ですからパソコンもなかつたですし、厳しかったんですけども、いろいろ調査もしました。

調べて、いろいろそのお話を検証しようと思つて可能な限り動いたんですけども、得られる情報は惨たんたるものでした。つまり、結局、福島県の原子力行政のいたらくという結論に達しました。

私、この前の都知事の話じゃないですけども、このような危険な発言をしますので、その根拠もやはり具体的にお示ししなくちゃいけないと思ひま

すので、ちよつと時間、できるだけ急いでお話ししますけれども、メモしましたので、お話しいたします。

論点は三つに分けました。一つは、県の原子力広報活動における問題点。二つ目は、先ほど大島先生も御発言ありました安全協定の問題、この運用が適切だったのか。三つ目は、これは崎山先生のお話とダブりますが、危機管理の問題です。ここで沃素の問題も取り上げます。

まず、原子力広報活動についての話。

県の広報活動の目的は、県民に対して原子力に関する知識を啓発することにあるわけなんです。その方法としては、「アトムふくしま」という広報誌、これを全戸に配布しているんですね。これはどの範囲に配布されているのかわかりませんが、その配布による啓蒙、それから専門家による講演会開催、それから住民の原発施設見学会、その感想文なんかも「アトムふくしま」に載せています。

今回、改めてその内容を見回してみました。一言で言つて、原発の安全性と必要性を強調する、関係者がおられるかもしれないけれども、申しわけないけれども、偏っているんですね。とても公正とは言えない内容なんです。

本来の広報活動というのは、私も会社で、本社でやってきましたから、やはり科学性であるとか客観性とか信頼性を重視して、公正な情報を提供しなくてははいけないと思うのです。だからこそ、私の今この発言も、できるだけ忝意のないようにということ、もちろん政治的な背景もありませんし、客観的なお話をしようと思つて努力はしているんですけども、そういう立場であるべきだと思うんですね。

ところが、福島県による原子力広報は、安全性がやたら強調されているんですね。我々のようないたいな住民が受ける印象とか判断に大きく影響を与える、そういう内容です、どれを見ても。私は実はここに持ってきているんですけども、やはり見方によっては情報操作と疑われても仕方がないような現状があります。

例えば、広報誌「アトムふくしま」の別冊、原子力の基礎知識で繰り返し述べられているんですけども、先ほどから安全神話の話がありますけれど

も、原発には五重の壁がある、松本さんは防護と言っていますけれども、壁があるから安全を守っていますよとか、自然放射能は日常で常時受けているんだから、原発から受ける放射能で心配することは無いですよと言っているけれども、私は、これは国もそう言っているからこれ以上言えないのかと思うんですけども、結局、質が違ふのに量だけ比較して問題ないですよと言っているのは、やはりちよつとレトリックだなと思うんですね。

それから、プルサーマル発電の説明の中では、やはり技術的な課題がまだ残っているんですね、制御のしにくさとか。それとか、プルトニウム239の毒性の問題。これは大熊町にはばらまかれちゃっていますけれどもね、隠し味として。ですから、将来肺がんになる可能性だつて否定できないわけですよ、何代にもわたつて。そういった問題点について触れられないわけですよ。それから、原子力講演会。これは冊子が残っていませんから、その場で言うだけですから、もつとひどいというか、ひどいと言つて主観的な話になつてやいますけれども、もつとすごいわけですよ、冷却設備はいかなる条件でも万全、地震に対しても万全ですよ。あとは、必要性はもちろんいろいろありますからね、温暖化の問題とかエネルギー資源の問題とか。

そういうところで、原子力を動かせばバラ色の人生ですよと言いたげな、我々はそう思つちゃうわけですね。ところが、バラ色の人生を送っているのはほんの一握りの人だけで、我々は奈落の底に突き落とされちゃっているわけですよ。だから、これはやはりあるべき姿じゃないかと思うんですね。広報する立場のお気持ちもわかるんですよ。政府がゴーと言つちゃっているんだから、我々は住民にも余り心配をかけたくないよねとか、原発の労働者に対しても過剰に心配をかけるのはまずいよねということももちろんありますから、その気持ちはわかるんですけども、やはり公正じゃないということ。

事故が起つてしまった現在、こういう状況に直面すれば、話が違ふんじゃないの和我々は怒りたくなつちゃうんですが、それは決して佐藤雄平さんが怒るものじゃなくて、我々が佐藤雄平さんに怒つてもいい、そのような状況だと思つてすよ。みんな忘れちゃっているから、確たることをどうも言えない、何となく昔から安全だと思つていたということしか言えないだけけれど

も、県の広報でもってその片棒を担いだんじゃないのと我々は言いたいわけですね。

だから、私が心配なのは、こういう状況がほかの原発立地県でもあるのかどうか。そういうことをもしやっているとしたら、これは人権侵害にもなります、それから民主主義社会の基本から外れるということにもなります。モラルの問題ですよ。

ですから、地方自治による広報のあり方としては問題があると言えると思います。それが一つです。

**司会(事務局)** 済みません、時間が迫っておりますので、もう少し簡潔にお願いいたします。

**傍聴者** それから、安全協定の問題。これが適切に運用されたかということについては、残念ながら、私はできていなかったと思います。

今、大阪維新の会が原発から百キロの範囲のところは安全協定を結ぼうとしていますけれども、安全協定という形があっても、それに魂が入らないと全く意味をなしません。つまり、魂というのは、対等の立場で東電を指導したり東電に適切な措置を求めたりする、そういう能力と発言力ですね。それがなければ何の意味もない。

その悪い例が、実にありました。プルサーマルが稼働される二十日ぐらい前のときにそういう問題があったんですけども、それもすんなりと認めちゃったということがあります。

これは、NHKテレビで放送されて、私もきのうNHKとやりとりして確認したんですけども、NHKも非常に心配していましたね。県が基本的な指導ができていないのです。ヒューマンエラーで片づけちゃっている。これはシステムエラーなんです。パソコンの画面でクリックする場面をもう一つ、一工程乗っけて、そこを制御すれば……

**司会(事務局)** まことに申しわけございません。あと、三番目の方を言って

いただけますでしょうか。

**傍聴者** 三番目の危機管理のところ。

これは、先ほど崎山先生がおっしゃった防災訓練、これがどれだけ適切に行われたかということ、私も過去二回の記録を見て調べました。その現場に立ち会っていませんけれども、やはり形骸化しているように感じました、その結果が今回混乱が生じている理由なので。

問題は、沃素剤を投与するというステップが防災訓練の中にあつたのかというところなんですけれども、見えません。子供たちの甲状腺被曝を避けるための安定沃素剤の配付、投与についての手順、そういったものが当時の原子力防災訓練のスキームから見えてきませんから、結局、投与されなかったわけです。

投与されなかったというのは、大熊町は残念ながら投与されませんでしたけれども、近隣の自治体では独自に配付をしたところがありまして、それは富岡町、川内村、三春町、さつきもちょっとおっしゃっていました、楢葉町、双葉町は配付しています。飲んだかどうかわかりませんが、これもね。

でも、これの問題は、全て町が悪いんじゃないんです。これは、県、もちろん第一義的には国です。

こういった問題があつて、私はやはり非常に不満ですね。

**司会(事務局)** 貴重な御意見をありがとうございます。次の方が手を挙げていらつしゃいますので、よろしいでしょうか。

**傍聴者** 残念。提案をしたかったです。私は、佐藤雄平さんに、問題点の総括と、未来の地方自治のあり方についての提言をぜひお願いしたいと思いました。

よろしく願います。

**司会(事務局)** 貴重な御意見をありがとうございます。



それでは、前列の方で赤いジャンパーを着ていらっしやいます女性の方、お願い致します。簡潔にお願いいたします。済みません。

**傍聴者** 私は、東大和久、三キロ弱のところまで有機農業をしていました。

JAS有機を取るということはすごく大変なことなんです。福島県も、有機農業を推進していました。

これからまた農業を継続していけるように、私たちは代替地を要求いたします。農機具とか納屋、倉庫、みんな県に登録してあります。今までやってきたように、私たちは代替地を国、県に要求します。早く賠償を決めてください。私たちは年老いて死んでしまいます。早くしてください。(拍手)

**司会(事務局)** ありがとうございます。農業問題について、深刻な問題だと思います。

何かコメントはございますでしょうか。櫻井委員、お願いします。

**櫻井正史君** 委員の櫻井でございます。

先ほど、県の対応について、時間に追われて十分全部のお気持ちを述べられなかったのだらうと思いますが、私のところは主に政府を含めて行政の対応がどうだったかということを中心に調査しているところでありまして、ただいまの御意見は本当に参考になりました。また、いろいろ調べておられまして、私どももちろん調べているわけですが、今お話のような点もよく腹に置いた上で、政府、あるいは県も含めた各行政機関のありようについてしっかり調べていきたいと思っております。

本日おしまいの方になったので、総括的なことを言うつもりはありませんけれども、実は、これは公表する話かどうか知りませんが、前に町長さんその他、町の方からはいろいろお話を伺ってりましたが、それに加えて、本日、被災者というか住民の方々に直接たくさんのお話を伺いまして、前回の役場の方々の話と今回の話と合わせまして、本当に身につまされるといって、確かに、自分たちは直接経験しておりません。一週間一緒に住んでみたら

わかる、まことに全くそのとおりの意見だと僕は思うんですが、残念ながら、多分私どももできない。ただ、その気持ちだけは受けとめて、しっかりと調査をやっていききたいというふうに考えております。何か抽象的でまことに申しわけないんですが、私どもとしてもできるだけのことばはやってみたいと思っております。

先ほどインターネットの話で、野村先生に大変厳しいパソコンのお話があったこと、それも真実であろうと思いますが、何か情報、いろいろ話したいことがありましたら、隘路はあると思いますが、できるだけ私どもの方いろいろな形で寄せていただければ、私どもが気がつかない、あるいは新たな視点でのお話を伺えるのではないかとことを思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**司会(事務局)** 野村委員、お願いします。

**野村修也君** 今、農業をされておられる方のお話があったので、一点だけ。

今すぐに農業のことで私がお答えできるわけではないんですけど、きのう、きょうとこういう形でこちらにお邪魔していて、こちらというのは、大熊町のほかに、浪江町の方にきのお話を伺いました。それから、先ほどありましたように、埼玉県加須市の方にも伺って、それで被災されている方々のお話をこれまで伺ってきたんですが、今回ここに来て、皆さんの被災は全く終わっていないというか、最初に被災されたまま今までずっと、まだそのまま時間がとまってこの解決を待ってられるということをややはり強く実感するんですね。

大変申しわけないんですけども、東京に私たちは住んでいまして、東京に帰ってしまいますと、今、日本じゅうの人たちというのは、だんだんそういう意識が少なくなってきたいて、この事故を過去のものとして見てしまっている人たちが多くなっているような感じがするんです。だからたくさん聞かなきゃいけないんだなということをややはり改めて感じました。

先ほども、被災していろいろなところに、全国にいるんだから全国で聞い

てよという声、全くそのとおりで、被災されている方は、改善されないまま、あの日のままずっと時間がとまって、とにかく解決を待っているということが今本場にまた実感としてわかりましたので、ぜひ皆さんの気持ちと同じ気持ちになれるように、調査報告を書くときにもその気持ちで書かせていただきたいなというふうに思っています。

できるかどうかというのは、そんな抽象的なきれいなことを言ったら、そんなものはわかるわけがないんだろうというのが皆さんの本当のお気持ちだということふうに思うんですけれども、やはり来てみて話を聞いてわかることもあって、皆さんの気持ちの重たさというのがきょうすごくわかりましたので、ぜひ持ち帰らせていただいて、今の御提言ができるのかどうかも考えさせていただきますかと思えます。

悩んでおられることがそれぞれの方にあるんだということをよく受けとめさせていただきたいなというふうに思います。

**傍聴者** 済みません。

仮設が何十部屋もあいています。住み込みしていただくことも十分できますので、本当に検討していただきたい。

**司会(事務局)** 最後に手を挙げていらっしゃった方、これで最後になりますけれども、御意見がございましたらどうぞ。

**傍聴者** 野上に住んでいる(個人名)と申します。

十年前に定年退職して、東京からこちらに移ってきて、老後の生活を楽しみに三月十一日まで過ごしてきました。梅林に烏骨鶏を飼ったり、それから、妻が直売所の仲間に入って近所のおばさんたちと楽しく過ごしてきました。三月十一日の三時まではよかったですね。

その後、ラジオを聞いていまして、原発がだんだんおかしくなって、枝野官房長官かな、今すぐには危険はないけれども念のためにこうですとかという話だったんですけれども、夜の十時ぐらいに大分水位が下がった。その前

にチェルノブイリとかスリーマイルのことも多少は聞いていたので、もし爆発したらすごいことになると思って、十時に妻と二人で車でとりあえず郡山方面、常葉のコンビニエンスの駐車場で一晩過ごしていたんですけれども、そのときは、観光バスとか自衛隊の変な車とか、いろいろなのがどんだん大熊に向かっていたのが見えました。そして、郡山から烏骨鶏に水をやるうと思っ

て帰ったらもう入れなくて、その後、東京、喜多方、今は郡山にいます。先ほど誰か言っていましたけれども、責任者をちゃんとしてくださいと言いたいですね。東京電力、先ほど知り合いが言いましたけれども、一人一人の個人はいいんですけれども、組織として、東電の罪は大変重いと私も思っています。この福島に放射能をばらまいて、人が住めなくなるようなことまでしてくれただから。

そして、三月十一日の前は調査委員会や何かでいろいろ調べてもらいたいですけれども、三月の十一日の津波が来てから爆発が起きる二十四時間は何をやってきたかを、調査委員会の方は事細かに。そこには水を入れればいいんですよ。窒素ガスを注入して水素ガスを薄めればいいんですよ。高校生だったらわかるぐらいの知識ですよ。なぜそこでできなかったんですか。一人一人何をやっていったんだかをきちんと調べてください。

そして、社員教育ですね。スリーマイルの事故とそっくり同じなんですから、東京電力に入る以上は、スリーマイルはこうですよと、公開された資料でも何でも一人一人配って、最初の人社式にやるべきですよ。そういうことをやっていかどうかもちゃんと調べてください。

そして、事故後の今の状況ですけれども、うちの町長さんが前にいますけれども、町は一体として避難区域を、制限区域だか何だか知らぬけれども、一体としてやるうという話をこの間テレビでも言いました。

町民といたって千差万別ですから、いろいろな意見をまとめて町長が言ったことを、国は線引きする、この地域は町の中に線を引いて、ここからこっちは制限区域だ、困難区域だ。町長さんが言ったことを尊重するように国も考えてもらいたいということを、最後に一つお願いしたいと思います。以上です。

司会(事務局) どうもありがとうございました。

それでは、お時間になりましたので、本日はこれでタウンミーティングを終了させていただきます。本日は、大変貴重な御意見をありがとうございました。それでは最後に、委員長の方にマイクをお渡しします。

委員長(黒川清君) 皆さん、本日は、活発な意見交換の時間を一緒に持たせていただきまして、本当にありがとうございました。

委員一同もそうですし、皆さんのあのときの思い、あのときのことから一年たった今の状況のことが本当にひしひしとというの、書いてあることとお話を聞くことはまた全然違ったインパクトがありまして、首長さんもそうですけれども、委員一同、またいろいろ心に思うことがあるのではないかと思います。私たちは、皆さんが本日私たちに寄せてくださった声を本当に真摯に受けとめて、皆さんの期待に応えることができるように報告書をまとめるべく、鋭意、毎日本当にやっております、これからも引き続き努力してまいります。何しろ日本の憲政史上初めてという試みで、しかも六カ月をめぐると言われております、非常に課題がたくさんあるという、非常に大きな制限のもとで、それぞれの仕事を、何とかして国民の期待に応えたいと思っております。きょうの委員会でも、またその思いを新たにすることがそれぞれたくさんあると思います。

それでは、これで本日のタウンミーティングを終了いたします。本当にありがとうございました。

午後一時十七分散会





# 第12回委員会

# 第12回委員会

平成24年5月14日

(参議院議員会館内講堂)

## 概要

**東**京電力取締役会長であり、電気事業連合会元会長の勝俣恒久氏を参考人として聴取した。勝俣恒久参考人は2002年以降、東京電力の社長・会長として経営に当たってきた。東京電力の経営者として、原子力発電所の安全性について事故前はどのように考え、評価していたのか、事故当時における経営層の対応、事業者としての安全対策の在り方等について聴取した。

委員会では、原発事故の主な原因が想定外の津波であるとする見解がある中で、事故前の段階で巨大津波に関するさまざまな知見に対して東京電力社内でどのような評価をしていたか、またその評価が、全電源を喪失した際の対策など深層防護に基づく安全対策にどう影響したかについて質疑がなされた。このほか、事故当時の対応として、原子炉への海水注入や計画停電を実施するまでの経緯等が論点となった。



勝俣 恒久 参考人  
(東京電力取締役会長)

## 主要ポイント

### ○原子力事業者としての責任と当事者意識

「原子力発電所の安全に関する一義的な責任は電力事業者」と述べる一方、「現場の判断を優先すべきだが、総理が対策本部長だった」と発言した。また、東京電力トップ3人が同時に本社を留守にし、事故時初めて社長の留守を知ったこと、帰国後、本社に戻るまで連絡を取らなかったことなど、原子力を扱う組織としての危機感のなさが浮き彫りになった。

### ○津波に関する見解

事故の原因については、「事故については東京電力自らも検証中である」という発言があった一方、想定外の津波が主原因だと主張していた。

特に、津波については、想定を超える規模で発生した場合のリスクについて、東京電力の社内で会長にまでも伝えられていないことも分かった。勝俣会長は「そのような津波は現実には起こりえない」との判断であったことが判明した。さらに確率的に津波のリスクを考えることをしていなかったように思われた。

### ○原子力規制への関与

規制の簡素化について強調されていたが、一方で事業者の自主的対応とされた耐震バックチェック、シビアアクシデント対策などの対応がなされてこなかった。簡素化の要求と先送りの関係には強い疑問を感じる。

また、一般にはあまり知られていない電気事業連合会がロビー活動の場であったということも明らかになった。

### ○経営トップとしての覚悟

今振り返ってみれば津波対策あるいはシビアアクシデント対策など、対応を講ずべき点は多かったとの言葉はあったが、具体的な点については明言を避け続けた。

今回の議論を通じて果たして原子力を担う巨大な電力会社の経営トップとしての覚悟があったかどうかは今後、国民が判断することとなる。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第十二号

平成二十四年五月十四日(月曜日)

於参議院議員会館内講堂

午後六時開会

出席者

委員長 黒川 清君

石橋 克彦君

崎山比早子君

田中 耕一君

野村 修也君

横山 禎徳君

大島 賢三君

櫻井 正史君

田中 三彦君

蜂須賀禮子君

参考人  
(東京電力株式会社取締役 勝保 恒久君  
会長)  
東京電力福島原子力発電所  
事故調査委員会事務局長 安生 徹君

## 本日の会議に付した案件

調査活動報告について  
原子力安全、今回の事故に対するこれまでの取  
組等について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原  
子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調と言  
われるのですが、第十二回委員会を開会いたし  
ます。

まず、各ワーキンググループの調査活動につい  
て報告いたします。

ワーキンググループ一について、石橋委員、お  
願いたします。

○石橋克彦君 ワーキンググループ一、これは事  
故調査のワーキンググループでありますけれど  
も、ここでは、東京電力等へのヒアリングを継続  
して実施しておりますとともに、これまでのヒア  
リング結果及び入手した資料の分析を行っており

ます。それとともに、報告書の作成に向けた作業  
をいろいろとやっております。

以上です。

○委員長(黒川清君) それでは、ワーキンググ  
ループ二について、横山委員、お願いいたしま  
す。

○横山禎徳君 横山です。  
ワーキンググループ二は被害調査ワーキンググ  
ループでございます。ここでは、引き続き、放  
射線による健康あるいは食品、環境等の影響調査  
を行っております。それから、住民の避難及び避  
難生活について分析、検討を続けております。特  
に、住民からの視点を重視しまして、引き続き、  
避難した住民の方々や病院、それから関係省庁の  
ヒアリングを行っております。また、避難をされ  
た方々へのアンケートに加えまして、現場作業員  
へのアンケートも行っております。原発作業員の  
作業状況に関する実態を分析し、検討を続けてお  
ります。

以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

では、ワーキンググループ三について、大島委  
員、お願いいたします。

○大島賢三君 大島でございます。

ワーキンググループ三は政策調査を分担してお  
りますが、引き続きまして、東京電力を始めとし  
る今回の事故の関係者に対するヒアリング、それ  
から、資料に基づきまして我が国及び参考までに  
諸外国の原子力行政と法制度に関しますいろいろ  
な分析調査を進め、報告書の作成に向けた作業を  
進めております。

以上でございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

では次に、海外調査について私から御報告いた  
します。

四月二十九日から五月六日の八日間にかけて  
して、私も、米国の原子力規制委員会ですね、  
ニュークリア・レギュラトリー・コミッション、  
さらに、ナショナル・アカデミー・オブ・サイエ  
ンスですが、米国科学アカデミー、実はここが今  
回、アメリカの議会から二年間のフクシマ・アク  
シデントの調査を開始しますので、ちよつと面会  
に行つてまいりました。さらに、EPAですね、  
米国環境保護庁などに調査に行つてまいりまし  
た。

今回、米国の調査での視点は、三つの視点、す  
なわち、福島原発事故の原因の究明についての視  
点、二番目に原子力の安全及び非常時体制の構築  
の在り方について、三番目に放射能汚染対策など  
の被害対策の三点を主にいたしまして調査を行つ  
てまいりました。

福島原発事故に関しては、米国内でも大変関  
心が高く、日本に対しての援助だけでなく、自国  
の取組を見直すなどの活動も様々な分野で行われ  
ておりまして、日本でも参考になることが数多く  
ありました。

特に、安全の文化ですね、セーフティーカル  
チャーと言われますが、安全に対する考え方と呼  
ばれる安全文化の徹底が関連機関の隅々にまで浸  
透しているということや、最悪のシナリオを想定  
した非常時体制のつくり方などは今後の日本でも  
重要なテーマであり、大変参考になったと思つて  
います。

また、日常的な訓練の重要性、明確な責任の分  
担、さらには関係各省市と関連機関の横断的連携  
による取組などを調査できたことは大変に有意義  
だったと考えております。

以上ですが、調査活動報告の最後に、ワーキン  
ググループ四、つまり政策提言ワーキンググルー  
プの共同議長を選任いたしました。存じます。

そこで、政策提言ワーキンググループの共同議  
長は、田中耕一委員、さらに蜂須賀禮子委員にお  
願いたしと考えております。

よろしいでしょうか。

「はい」と言う者あり

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。ど  
うぞよろしくお願いいたします。

○委員長(黒川清君) それでは、今日ここで、こ  
れから参考人に対する質疑を開始いたします。

本日は、東京電力株式会社取締役会長である勝  
保恒久さんにいらしていただきました。勝保さん  
は、二〇〇二年から東京電力の社長を務め、二〇  
〇八年以降、同社の会長を務められております。

そういうことで、本日に御苦勞さまでした。お忙  
しいところに来ていただきました。委員長とし  
て、ありがとうございます。

初めに、私からちよつと聞かせていただきたい  
のですが、本日に皆さんも社長のお気持ちもいろ  
いろ知りたいと思つて、二〇〇八年からは会長と  
電力の社長として、また二〇〇八年からは東京  
電力の社長として、また二〇〇八年からは会長と  
して、まさに東京電力のトップとしての経営にか  
かわつてというか経営をされてこられました。が、  
経営者として原発の安全性について事故前はどの  
ように考えておられたのか、また、その危険性に  
ついては経営者としてどのように評価をされてこ  
られたのでしょうか、聞かせていただければな  
らうか。

○参考人(勝保恒久君) ただいま御紹介いただき  
ました東京電力の勝保でございます。

初めに、昨年三月、当社福島第一原子力発電所  
におきまして、放射性物質を外部に放出するとい  
う大変重大な事故によりまして、地元福島県民の  
皆様、そして広く社会の皆様にも多大なる御迷惑と  
御苦勞、そして大変な御心配を長期間にわたってお

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十二号 平成二十四年五月十四日



掛けしておりますことを、事故の当事者として心から深くおわび申し上げます。

本日は、このような大きな事故を今から振り返りまして、事故前後の対応につきまして、真実の解明にお役に立てるよう御質問にお答えしてまいりたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、今いただきました御質問につきまして、座らせていただきます。お答えいたします。

原子力の安全性につきましてでございますけれども、これはもう当然のことながら、今の様な現状になる可能性といったことも含めまして意識がございましたので、安全性の問題については最優先でいろいろな対策を取ってきたと考えております。

したがって、例えば地震等々につきましても、新たな知見があった場合には、そうしたことである程度確立されればそれへの対策を講ずるといったこと、また津波においても同様に、新たな知見で設計ベースを変えていくといったようなこととで対応を図ると。同時に、設備面、運転面においても、それがミス一つで状況がおかしくなるといった可能性も含めまして、安全そして品質管理の徹底といったことを図ってまいりました所存であります。

そうした中で、今回のように、言わば設計ベースを大きく上回る津波の襲来によりまして、これまで考えてきた安全対策がほとんど機能しなくなつたといったことを大変申し訳なく、また、今後、こうした点も含めて反省する課題は多々あるというふうに思っている次第でございます。

○委員長(黒川清君) 今日勝俣会長が来られるのでどうしても質問をしたいという委員の方もおられますので、まず蜂須賀さんの方からどうぞ。

○蜂須賀禮子君 蜂須賀です。

私、地元の方の代表として委員になっておりますけれども、今まで、三十年間、四十年間、東京電力は地元の住民に対して安全なんだと、安心な

んだという言葉をずっと言い続けてきましたけれども、何をしてもそうすよね、増設のときもブルサームのときも。そして、地震の起こる前に地震も大丈夫なんですかと聞いたら、それも大丈夫ですという東京電力さんの社員さんのお答えでした。それが今、一年たつても私たちは地元に戻れない。東京電力が安全、安心という原子力の中で生きてきた私たちに對して、この安全、安心という言葉を今のように思っておるか、ちよつと聞きたいと思つています。

○参考人(勝俣恒久君) お答えいたします。私も先ほど私申しましたとおり、安全問題については最大限努力してきた所存でありまして。そうした中で、安全というのは保たれているということ、地元の皆様にも安全ですよとか安心ですよと言ってきたこと、まさに我々自身がそう思っていたということがあります。そうした中でどうしたことが起きましたか、本日に地元の皆様方に申し訳なく、また、今大変な御迷惑をお掛けしているところ、本当に申し訳ないというところでいっばいでございます。

○横山禎徳君 委員の横山です。一年以上たつたわけですが、今振り返つてごらんになって、今おっしゃつたことを含めて、でも、運が悪かつたとお考えか、あるいはやはり安全対策が十分じゃなかつたとお考えか、どちらでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) お答えいたします。今回、地震直後のスクラムによりまして原子炉は停止したわけでございます。しかしながら、その後の大津波によりまして、長時間に及ぶ全電源、交流電源そして直流電源の複数機同時喪失、そして長時間に及ぶ非常用海水系の除熱機能の喪失によって、冷やす、閉じ込めるが、そうした機能が思うように果たせなくて、炉心損傷と放射性物質の放出につながつたというところで考えております。

私どもとしましては、この安全について一義的な責任を負っている事業者といたしまして原子力

災害防止のために種々事前の備えをしてきたつもりだつたんですが、今回、想定を超える大津波に襲われまして事前の備えをこつと機能喪失してしまつたということでございます。こうした点、今振り返りますと、何が何でも最低限必要な機能は維持する、こういった視点、発想が大変必要であると痛感しているところでございます。

○横山禎徳君 先ほど蜂須賀委員から、絶対安全だというふうに地域の住民の方々に言つておられたと。社内でもそういうふうに信じておられたというふうに聞かれましたが、これはやはりとても危険なものだから、だから徹底的に安全対策を打つというふうなロジックとしてはなると思うんですが、危険であるという認識、あるいはそういう議論は経営の上層部でやつておられたんでしょうか。要するに、危険という言葉は使われていたんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 危険という認識は皆持つていたと思つています。したがって、例えば地震なり津波において新しい所見が出た場合には、これは原子力本部を中心にそうしたことの、確かしさと申しますとなんですが、そうしたことについて種々検討し、必要に応じて土木学会等々の意見を申請すると、こういった形で進めてまいりました。

○横山禎徳君 そのような、危険だから安全対策を打つというところは社内徹底していただいでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) はい。私ども、平成十四年でデータの隠蔽、改ざんという問題も起こりましたし、そうしたことも踏まえて、そのときも、安全だから多少のことをしていいといった風土、こういったこともありました。そうしたところの風土の改革から始めて、とにかく原子力については徹底的に安全を保有するような仕組みにしたいといったことで事を進めてまいりました。

○横山禎徳君 それは、危険だから徹底的に安全

対策を打つということでもよろしいわけですね。

○参考人(勝俣恒久君) はい。

○横山禎徳君 私もこの一年間、いろんな方々にお話をお伺いし、当然、御社の方々、若い人たちの話をたまたま聞く機会があつたんですが、皆さん安全だと思つてたというふうにおつしやるんですが、社内危険だからどうするかというふうなオープンな議論というのはできただけで、あるいは、そういう発言をしても、上司に向かつて発言をしても構わなかつたんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 私、その平成十四年の不祥事を契機にいたしました社長に就任いたしましたんですが、そこで、まあキャッチフレーズ的に言えば、させない仕組みとしない風土ということを打ち出して、品質管理の徹底、それからコミュニケーション、情報公開、こうした言わば安全の基礎、こうしたことを基本に徹底的にするようにいたして、原子力本部と申しますか、そういったところの雰囲気もかなり言わばコミュニケーションが活発になつて、まさに安全の基礎というものがつくられつたつと、こういうことで考えております。

○横山禎徳君 しかしながら、やはり危険であつたわけですね。それで、危険というのは普通の意味のリスクではなくて、一旦事が起こると、よく言われるクリフエッジ効果という非常に大きな災害に結び付くということが改めて分かつたわけですが、ということは、三・一一以降、会長として社内には何か新しい方針の指示とか指針を出されたんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 私どもの会社では、執行の総括責任者は社長になっております。したがって、社長から種々の指示、メッセージは発せられて、私自身は直接そうしたものを発しておりません。

○横山禎徳君 社長は、じゃ、そういう趣旨のメッセージを出されたということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) はい、そのように認識し

ております。

○委員長(黒川清君) それでは、野村さんでよろしいですか。

○野村修也君 委員の野村でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

私の方からは幾つかお伺ひしたいことがあるんですが、まず一番最初に、参考人であります勝俣会長が、会長の前は社長をやっておられたわけですが、社長になられたのは、二〇〇二年に先ほど会長御自身が言及されましたトラブル隠しがあったことが背景であったということで間違ひはないでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) はい、間違いありません。

○野村修也君 となりますと、まさにトラブル隠しの後、国民に対して正しい情報を提供するということを担って社長になられたということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) はい、そのとおりでございます。

○野村修也君 では、会長になられたのは二〇〇八年ということになるんですが、この会長になられたときのいきさつというのはどういうことだったんでしょうか。社長から会長にお変わりになられたのが二〇〇八年だったと思うんですが、このときのいきさつというのはどういうことだったんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これはもう私、大体六年弱ぐらい社長をいたしておりましたので、そろそろ後進に道を譲るべきということで判断した次第であります。

○野村修也君 直前に柏崎刈羽の事故が起こっておりますが、これとは特には関係がないということなんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) そうですね、直接の関係はありません。

○野村修也君 分かりました。

では、一応、会長、社長というのが権限として出てくるわけですが、先ほど執行部門にお

いては社長がそのトップであるというお話でしたが、会長は、では社長の下に属するというような形になるんでしょうか。会長のお立場を教えてくださいませんか。

○参考人(勝俣恒久君) 私は、何と申しましょうか、対外的なこととか全体的、もちろん社内のことでも経営会議等がございます、私どもには二つ経営会議があります、一つは常務会、一つは経営会議と。決定にかかわるものは常務会ですけれども、経営会議というのは、どちらかというとまだ卵の時代、左せんか右せんかとするような課題について種々議論をします。その言わば議長と申しますか司会が会長がやることになっておりますし、常務会にも出ておりますので、社内

○野村修也君 今お話がありましたのは、正式には経営政策会議という名前が位置付けられている会議でよろしいでしょうか。そちらの方の議長は会長がおやりになっておられると。

○参考人(勝俣恒久君) はい、さようでございます。

○野村修也君 その会議にはどなたが参加されておられるんですか。

○参考人(勝俣恒久君) これは、常務以上と、それから監査役会長、あと、事務局として企画部長が入ります。

○野村修也君 そうしますと、常務会とほぼ同じようなメンバーのように聞こえるわけですが、そこは役割はどのように分けられているんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 常務会の方はまさにある意味では、報告事項もございすけれども、ある程度政策会議の方は、そこでは議論はして、ある程度方向性は出しても、それは決定事項ではありませんので、時には再度常務会にかける、あるいは承認書で社長まで決裁を取ると、こういった仕組みになっております。

○野村修也君 そういう意味では、ハイレベルの会議であることは間違ひがないということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) はい。

○野村修也君 会長と社長ですけれども、そういう意味では横に並んでおられるというような形で考えてよろしいですか。

○参考人(勝俣恒久君) まあ横に並んでいるというか、多少先輩ということで私おるわけですが、そんな関係です。

○野村修也君 となると、実質的には執行の内部規約上は社長が分掌されている権限が多いとしても、社内においては先輩ということでは会長が事実上のトップであったと考えてよろしいんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、それはもうやっぱり執行については社長です。

○野村修也君 執行を含めて、政策決定あるいは会社全体の中での上席者は、会長と社長どちらになるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 例えば人事等々につきましても、多少の相談は受けますが、それは社長の権限です。

○野村修也君 分かりました。

では、一応、社長、会長の権限についてはある程度理解したんですが、今回この事故が起こってしまったわけなんですけれども、その起こった事故に対して、会長はもとから本社に詰めておられまして、経営のトップとしてそこにおられたわけなんですけれども、会長御自身が今回の事故の収束でありますとか、収束に向けた努力でありますとか、あるいは被害の拡大防止といったようなことについて、具体的にどのような役割を果たされたんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 発電所と本店の方を結びテレビ会議、これは二階で行っているわけなんですけれども、十五日以降、官邸も、あるいはよく保安院とかそういうのも全て統合された本部の役割を果たすようになってきたんですが、これも十五日ぐ

らいまでは実質社長が全部指揮をいたしていたわけです。

私も席上おりましたけれど、言わばその周辺の状況等々を見て何か気が付くことができる限り、アドバイスということもあるんですが、できる限り、むしろこの極めて厳しい状況の中で、どちらかといえば見ていたというか、もちろん神経を使っておりましたけれど、そんな状況でした。

実は、それから社長が体調を崩しまして、言わば実質的に私が総括責任者みたいになりました、なお、四月一日から正式に、本部長は菅総理、そして副本部長に海江田経産大臣と、それまで清水がいたしていたんですが、私が副本部長といったことになりました。

○野村修也君 今、見ていたとおっしゃられたわけなんですけれども、あるいはアドバイスということですか、助言をされたというふうにおっしゃられましたか、何か具体的なエピソードとして、会長御自身がこの事故の対応の中でアドバイスをされたり、あるいは見えてお役に立たれたというようなものがあるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 大変、放射能という見えないもので皆怖かったということがあろうかと思うんですが、例えば、コンクリートポンプ車を小名浜まで持ってきたけど運転する方が帰っちゃうとか、そういった事例というものが結構あったわけですから、そこで、私自身、関係会社の社長さんたち、二十数社の社長さんたちに電話をして、今大変なピンチなので、これは、今後のことについては責任を持って対応するのでとにかく人を出して応援してほしいと、こんなようなことを私自身は、まあ言ってみれば周辺から頼まれてということか、そんなような役割をいたして、これに対して関係会社の社長さんたちも皆よくこたえてくれて、おかげさまで、キリンと呼んでいるコンクリートポンプ車なんかもうまく動いたとか、いろいろな輸送がうまくできるようになったとか、いろんなことが起きたと思っております。

○野村修也君 そういう意味では、会長は、対外



<p>的にいろいろと依頼をしたりとか、対外的に活動される場所ではお役に立ったということがあったということでもよろしいでしょうか。</p>	<p>これ本来一週間の予定だったんですが、なかなかいろんなことがありまして行けずに、一日とか一泊二日ぐらいの予定でということでも出かけたものですからちよつと調整が付かなかったと、こういうことであります。</p>	<p>○野村修也君 分かりました。 では、少しその後のことを伺いたいのですけれども、今少しお話がありました、事故が起こったとき、一番最初に一報が入ったのはどういう経緯だったんでしょうか。</p>	<p>かに依頼してほしいという、そういうようなことはなかったということですか。</p>
<p>○参考人(勝俣恒久君) お役に立ったということも言えるかどうかは別にしても、それは多少のことは寄与したというふうに考えております。</p>	<p>○野村修也君 ということは、帰国されるまで清水社長もその時期不在だったということは御存じなかったということですね。</p>	<p>○参考人(勝俣恒久君) これは、私に同行しております秘書のところから秘書部の方から今大きな地震があったと。それから三、四十分たちまして、皆、プラントの方は停止したと。それからまた、一時間ぐらい、二時間ぐらいたつてからですかね、言わば全電源停止してというような情報が入ってまいりました。</p>	<p>○野村修也君 というのは、中国におられるとき、まさにその当日のほぼリアルタイムに全電源喪失であるということは情報を得ていたということでもよろしいですか。</p>
<p>○参考人(勝俣恒久君) そうですね。特に十五日以降というのは、テレビ会議に海江田大臣、それから細野補佐官もお入りになっていたして、別室に入りまして全体的な打合せをされた後、別室なことをいたしておりました、その東電側の言わばトップといった格好で参加しておりました。</p>	<p>○野村修也君 分りました。</p>	<p>○野村修也君 はい、ただ、事態そのものの状況というのは詳しく決して分かっていいたわけではないんですけど、十二日の一時半ぐらいに電話がありまして、ベントの準備をするということのお話は企画部長からありまして、そこは是非頑張つてやつてほしいということでお答えした次第であります。</p>	<p>○野村修也君 というのは、中国におられるとき、まさにその当日のほぼリアルタイムに全電源喪失であるということは情報を得ていたということでもよろしいですか。</p>
<p>○野村修也君 分りました。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○野村修也君 このときには、社長であります清水社長は経済団体の会合等に出席されていたということになっておりますし、またその後、プライベートな予定をこなしておられたというのを聞いていますのでありますけれども、清水社長がこのようなスケジュールで動きになられるということとは、中国に出国される前は会長は御存じだったんでしょうか。</p>	<p>○参考人(勝俣恒久君) はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○参考人(勝俣恒久君) 私ども、伝統的に不文律で、会長、社長は二人して遠方に出るということでは避けたいということはずつと連綿として続いてきたことであります。私自身もそうした意識では絶えず持つていたつもりですが、今回、率直に申しまして、社長がそういったスケジュールのことを知らず、また私の中国出張というの、</p>	<p>○野村修也君 清水社長の御予定は、九日の日に経済団体の会議があったということですので、それに参加されているほかの方々は皆十日にお帰りになっておられるわけなんです、清水社長がそれに加えて更なる計画をお持ちだったということでは、それも全く御存じなかったということですね。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○野村修也君 もしお知りになつていたとしたら、中国にお出になる前にこの計画を変えていたかどうかというところはあり得たものなんでしょうか。</p>	<p>○参考人(勝俣恒久君) ええ、可能性はありましたが、そこまで強く言えたかどうかということとはそのときにはあつたかもしれません。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>
<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>	<p>○野村修也君 はい、さようでございます。</p>



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十二号 平成二十四年五月十四日

○参考人(勝俣恒久君) はい。それ自身について  
のストレートな相談というのではありませんで  
した。  
○野村修也君 そうですか。  
先ほど、中国からお戻りになるときに、成田空  
港が閉鎖していたので当日お帰りになるのは断念  
されたということをお話しされていたんですけれ  
ども、実際には何時に成田空港にお着きになら  
れたのでしょうか。  
○参考人(勝俣恒久君) 十二日の十二時ぐらいで  
ございます。ただ、また成田から本社まで非常に  
道路も駄目というようなことで、電車等々を乗り  
継ぎ、四時ぐらいに本店に入りました。  
○野村修也君 なるほど。本店に戻られたのは四  
時ということでしょうか。  
○参考人(勝俣恒久君) はい。  
○野村修也君 今、十二時におつしやられたん  
ですが、当日、成田空港が閉鎖されていたのは十  
一日の二十三時、夜十二時まででんですけれど  
も、もう少し早くお戻りになるというようなこと  
は考えられなかったのでしょうか。  
○参考人(勝俣恒久君) はい。まあちょっと便な  
んかも探しましたが、なかったということ  
だったと思います。  
○野村修也君 いわゆるチャーターというよう  
なことは考えられなかったのでしょうか。  
○参考人(勝俣恒久君) ええ、考えませんでした  
。これはもう基本的に社長以下がしつかりと指  
揮を執つてくれればという思いでした。  
○野村修也君 そのとき、本店で指揮を執つてお  
られるのは誰だというふうに認識をされていたん  
でしょうか。  
○参考人(勝俣恒久君) 一番最初は武藤という、  
これが原子力本部長ですから、社長代行、代務者  
として第一位にあるというか、そういうことで  
したんですが、後で聞いたところによりますと、  
オフサイトセンターの方に行つたということ、  
その後は小森という常務がいたしていたと思いま  
す。

○野村修也君 藤本さんではないんですか。  
○参考人(勝俣恒久君) 藤本はいわゆる全体の災  
害対策本部の本部長であり、そういうことで、  
いつときはあつたかも知れませんが、これは原  
子力対策本部の問題ということで原子力サイドで  
指揮を執つていたと、こういうことであります。  
○野村修也君 もし清水社長がおられたとすれ  
ば、そのとき指揮を執つておられるのは清水社長  
だったという理解でよろしいですか。  
○参考人(勝俣恒久君) はい、さようでございま  
す。  
○野村修也君 鼓さんがおられた場合はどうで  
しょうか。鼓副社長は。  
○参考人(勝俣恒久君) 言ってみれば、原子力の  
対策本部としては、ちよつと詳細は分かりませ  
んけど、指揮者の代務者の中で入つていたかどう  
か、恐らく入つていないのではないかと思いま  
す。  
○野村修也君 そうですか。  
鼓さんは会長と御一緒だったんじゃないんです  
か。  
○参考人(勝俣恒久君) ええ、さようでございま  
す。

○野村修也君 ということは、会社の中では、私  
が承知しているところでは、ナンバーワン、ナン  
バーツー、どちらが上なのかと、先ほどちよつと  
不明瞭なところもありましたが、会長と社長、そ  
して筆頭の副社長は鼓さんだと理解しているん  
ですが、そうではなかったのでしょうか。  
○参考人(勝俣恒久君) 筆頭の副社長は鼓でござ  
います。ただ、原子力対策本部として考えて、全  
体の本部長は社長と、それで、第一位の代務者と  
申しますか代行者は原子力本部長であります武藤  
と、こういうことであります。  
○野村修也君 中国に出国される前に、万が一こ  
ういふ事故が起こつた場合、陣頭指揮をお執りに  
なるのは誰だというふうにお考えになつて出国さ  
れたのでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) それはもう当然、社長で  
す。  
○野村修也君 その社長がおられないということ  
が分かつたということは、それは大変良くない状  
況であるというふうにはお考えにならなかつたん  
でしょうか。  
○参考人(勝俣恒久君) これは非常に芳しくない  
話であり、これは私自身も含めて、会長、社  
長の反省事項であると思います。  
○野村修也君 先ほど、お戻りになられてから、  
対外的なところで、これまでのお付き合い等が  
あつて、会長がお電話をされると好意的に対応し  
てくださる方とかあるいは対外的にいろいろと動  
いてくださる方がいたというエピソードを御紹介  
いただいたんですが、もし方が一会長が今回中国  
に行つておられずに、社長不在でもその場合は会  
長が陣頭指揮をお執りになつたんだと思うん  
ですけども、会長自身おられたとすれば何かでき  
たことがあつたというふうにお考えになりますか。  
○参考人(勝俣恒久君) これは非常に、何と申し  
ましようか、原子力の技術的な問題というのは非  
常に出来る問題ですので、それから、種々、ペント  
や海水注入も含めて、全体の決定者というの  
は発電所長という、そういうルールになつており  
ます。したがって、本店本部の方はその発電  
所をむしろ支援するという位置付けであります。  
それで、したがって、もちろん、例えば物  
資、こういう物が足りないとか人が足りないとか  
か、そういうことに対しては当然のことながら  
こちらから支援をいたします。あるいは、状況に  
よりますとアドバイスをするといったことも当然  
出てくるわけですから、全体の指揮命令系統  
は、その責任者としては発電所長になります。  
○野村修也君 そこはよく承知していただい  
ていますが、本店が随分混乱をしておられて、一  
つは電源車の問題もそうだけれども、海水注入に  
ついてもその指示が、検討してから実際に注入さ  
れるまでの間の時間が物すごく空いているわけだ  
す。

ね。さらには、ペントについては技術的に難し  
かつたという説明にはなつておりますけれども、  
しかし、これもかなりの時間要しているというこ  
とがあるわけで、ある意味では会長がおられな  
かつた時期が非常に重要な時間だったんじゃない  
かというふうにお考えですか、そのときに  
仮におられても何の役にも立たなかつたというこ  
となんでしょうか。  
○参考人(勝俣恒久君) 役に立つかどうかとい  
うのは難しい問題で、もちろん、当然のことな  
がら、何か私が付いて本店サイドの部隊につ  
いて指示するようなことがあれば当然いたすつもり  
でした。しかし、大変、発電所の方もそうす  
し、またこちらにも非常に混乱の極みと申しま  
す、特に発電所の方はそういう状況にある中  
で、どの程度私自身がそうしたことで寄与でき  
たかというのは非常に、ちよつと判断難しいところ  
かと考えております。  
○野村修也君 もし方が一ということなんですけ  
れども、おられたら、今考えればあそこで自分  
は何かできたんじゃないかというふうにお考えに  
なるところはございますか。  
○参考人(勝俣恒久君) 物資面の輸送等々も含め  
て、外的要因というか道路の状況とかいろいろ難  
しい問題があつたので、そこまで全部いろんなこ  
とが私自身の思うようになつたかどうか、大変疑  
問を持つところであります。  
○野村修也君 私が承知しているところでは、例  
えば官邸におられる政治家の方であるとかある  
いは保安院でありますとか、そういうところに最も  
影響力があつて、しかもコミュニケーションをす  
ることをこれまで試みておられたのは会長だつ  
たかと私は理解しているんですけれども、そうい  
うところで、官邸との意思疎通を図るとか、そ  
ういふお役に立つということは考えられなかつ  
たのでしょうか。  
○参考人(勝俣恒久君) そこができたかどうか、  
ちよつと保安院の方は原子力サイドで非常に日ご  
ろからいろんな関係がありますので、そちらの方

はそこで十分、私よりもっと十分だと思いが、官邸サイドで何か私ができただろうか、これはちよつとよく分かりません。

○野村修也君 分かりました。

ちよつと一旦ここで会長のお考えを伺いたいんですけれども、今回のこの原子力の事故については、津波ないしは地震ですね、地震、津波という天災によつて起こつたんだという部分と、それから、事故の対応が後手に回つたのではないかと、あるいは事前の準備に問題があつたんじゃないかという指摘もあるわけです。これを称して人災というふうに言う人もあるわけなんですけれども、今、一年二か月たったこの時点で、会長御自身、今のお気持ちとして、天災の部分と人災の部分というのとは大体どのぐらいの割合ですつものだというふうにお考えになつておられますか。

○参考人(勝俣恒久君) 人災という意味がよく、ちよつと定義次第にもよりますが非常に難しいところでありまして、振り返つてみれば、例えば事前の対策あるいはいろんな準備等々も、こうした大津波が来るということがある程度予測できていたならばもつともつとすべきところもございまして、あるいはこうしたことになつたとき、資材の備蓄とか、その他もろもろやるべきことは多々あると思ひます。

今回の場合には、言つてみれば、一遍にその電源がなくなり、また注水機能もなくなつたという問題なので、それへの対応として何らかの手段を残せるように、多重性、多様性をしつかりして、例えば電源と水についてそうしたことができる可能性があるという、そういう問題というのがあることであるので、そうしたことをどう考えるかということなんです、この辺は、振り返つてみれば当然そういうことがあつてしかるべしということですが、これ、三月十一日以前の状況でそうしたことが準備できたかどうかというのはなかなかちよつと判断の付かないところでありまして。

○野村修也君 今おっしゃられたその事故後の対応とかでは、政府事故調の報告書でも様々な点が

もう既に指摘されているわけですね。もう少し対応についてすべきことがあつたんじゃないかと、現場レベルでいろいろなこともあつたのではないかとという指摘があるんですけども、これらを受けて、やはり人為的にミスがあつたというふうにはお考えになつておられるということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) そうした点も含めて、私も今調査報告書の方でソフト面等々についての調査もいたして、いずれ取りまとめる予定でありますけれども、言わば発電所の状況というのはまあ想像を絶することであつたということ聞いております。

それは、例えば津波によりまして瓦れき等々もあり、全く真つ暗な中で、それから比較的早期に放射線量も上がつてきたとか、そうした中で言つてみれば復旧の作業をするといつたことで、いろんな混乱があつたと思ひます。しかも、なおかつ余震もあれば、津波もそれから結構大きいのが来て、一旦作業に出て、また警報が鳴つてすぐ免震棟の方に戻るといふようなことの繰り返しをしたとか、あるいはその途中で爆発があつたケイブルがやられたとか、いろんなことがあつたので、現場にいる作業員、うちの社員も含めまして、非常に、大変厳しい環境の中でも、言わば死を賭してと言ふとなんですけれども、かなりそういった面で頑張つてくれたと私自身は考えております。

○野村修也君 今御説明いただいたのは、行為に對する評価ですね。つまり、そのことは仕方がなかつたんだとか、やれることは一生懸命やつたんだと。ここは評価の問題なんですけれども、私が伺っているのは、実際に人為的にもう少しやり方を変えていけばうまくいったことがあつたのかどうかという事実の問題なんです、この部分があつたということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) そこは正直分かりません。と申しますのは、例えば発電所長に連絡がな

かつたというようなこともあつたと聞いていますけれど、この辺は大変な混乱の中で、しかも通信手段としては中継から二本の電話等々でしかなかつたとか、いろんな条件の厳しいところがあつたということでありまして、いわゆる評価といふことよりも、条件の悪さの中で実際上できたかどうかという判断は非常に付かない……

○野村修也君 できたかどうかを伺っているのではなくて、例えば政府事故調では、非常用復水器、ICですけれども、これについての誤認があつたというようなことはつきりと書かれているわけですね。その誤認があつたかどうかという、そういう事実があつたとしても、誤認してもしょうがなかつた、これはまた別な問題としてあると思うんですが、幾つか、例えば電源車のプラグが合わなかつたであるとか、こういう、もう少しやり方が違つていれば、事故を防いだりあるいは拡大を防止したりすることができたチャンスがあつたということはお認めになられるわけですね。

○参考人(勝俣恒久君) ICの誤認につきまして、これが誤認しなかつたとして、どこまで今の状況が改善できたかといったことはなかなか判断の難しいところで、格納容器内にある、言つてみれば弁の開閉の問題、こうしたことを今後どういふふう調べていくかということもしたいとなかなか答えが出ないんじゃないかと考えております。

○野村修也君 分かりました。その責任がどこにあるのかということは何つていられるわけはありませんので、幾つかの不手際があつたということはまず前提になつたということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 不手際というのか、そのときの環境、条件、これによつて言わば起きたことではなからうかと思つておりますが、今先生のおっしゃつたようなことにつきましても、今後いろんな事態がだんだん分かつてくると説明ができる点もあろうかと思ひます。

○野村修也君 分かりました。その人為的なミスと言われているものの中には、官邸ですとか規制当局の対応にも問題があつたんじゃないかということがいろいろなところで指摘されているわけなんです、その点について会長は何かお考えをお持ちでいらつしやいますでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) そうですね、なかなか難しいところですが、例えば菅総理が発電所に行かれたと、それで一時間余りおられて、その間、武藤副社長と吉田が対応したわけですけど、やつぱり吉田の場合には、事故復旧に全力を尽くす、これが一番大事なことだつたかと思ひます。その後、何と申しましようか、電話等々でいろんな照会等々がダイレクトに菅総理あるいは細野補佐官等々からあると。こうしたことは正直余り芳しいものではないと。

やはり、今後の課題といたしましては、官邸の情報連絡等々も含めて今後どうしていくか、あるいは、オフサイトセンターが今回ほとんど役に立たなかつたということも含めて情報がうまくいかなかつたという問題もありますので、そこへの反省材料というのは多々、私どもも含めましてあろうかと思ひます。

○野村修也君 今ちよつとお伺ひしたところで、確かに菅総理は東電本社に対してやや不信任感をお持ちになつていたんじゃないかと思つていますが、それは聞いてみなければ分かりませんが、吉田所長の携帯電話の番号をお控えになつていかれたわけですね。そこ以降、直接に電話をされているということなんです、ここが芳しくないという評価をされているのはどういふ理由なんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) やはり、言つてみれば、混乱の極みに発電所で最高司令官はいろいろ指揮を執らなくちゃいけない、指示をしなくちゃいけない。そうした時間がむしろ、まあ何と申しましようか、質問的な話で時間を取られるというのはやつぱり芳しくないのではなからうかと。菅総



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十二号 平成二十四年五月十四日

理は私の方にも何回かお電話をいただきましたけれども、私にしては私には、まさに私は最高司令官ではありませんので対応可能と、こういうようなことかと思えます。

○野村修也君 そういう意味では、会長の方に総理はお電話をすべきだったというお考えですね。

○参考人(勝俣恒久君) いやいや、全部私にとは申しませんが、一番最高の、言ってみれば現場の指揮者というのはこれは発電所長ですから、そこへは、これは我々も悪かったのかも、ちょっとそこまで知らなかったということもあるんですけど、きちつと防衛ができていればよかったのかもかもしれません。

○野村修也君 先ほど、会長が本社にお戻りになったのは夕方四時ぐらいだということお話だったので、その日の、それは翌日ですから十二日になりますけれども、十二日のお昼には吉田所長がもう既に海水注入について準備を始めておられます、官邸との間でもやり取りをされて、大体十五時半ぐらいには官邸に対して準備が整いましたというこの御報告をされておられます。

○参考人(勝俣恒久君) 特にその詳細について説明を受けたわけではありませんが、テレビ会議等々も通じて海水注入ということを行うということでありまして、これ自身、放射性物質を言ってみれば爆発等々によって外に出すよりはこれやむなしという、こういう判断でした。

○野村修也君 私どもがヒアリングをさせていただいている中では、これはやはり非常に重要な経営判断でもあるので社長の了解を取ったというふうな声は聞こえてくるわけなんです、それは会長には御相談はなかったということなんです。

○参考人(勝俣恒久君) 直接の相談はありません

けれど、言ってみればテレビ会議において情報等々は分かっておりますので、これ自身、当然の社長の判断だと、こういう判断をいたした次第であります。

○野村修也君 といいますのは、戻ってこられて席に着いてからテレビ会議を見ておられて、やり取りの中でもう既に決まっておりますことなんだというふうにご理解されたということですか。

○参考人(勝俣恒久君) はい、そういうことですね。

○野村修也君 そのときに何かお感じになったことはなかったのでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) ありません。これはもう、海水注入をすれば言わば状況によって廃炉にしないといけないという問題とか、塩水を入れることによつていろいろな問題が出てくるということとは当然のことながら分かっておりましたけれども、そうしなければならぬ状況というのをも非常に切迫していたらどうか、こういう判断であります。

○野村修也君 先ほどの、今までの御質問からいきますと、帰ってこられて成田に着かれてから四時まで移動されているわけですが、もうお着きになったことは本社には伝えてあったわけですね。つまり、会長が日本に戻ってこられたということは本社が承知しておられたわけですか。

○参考人(勝俣恒久君) はい、さようだと思います。

○野村修也君 その間には電話の連絡というのはなかったわけなのでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) はい、なかったです。

○野村修也君 じゃ、本社移動中には一切電話はなかったことなのでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) はい、そうです。

○野村修也君 じゃ、その十二時から四時までの間の移動中は全く本社の様子はお聞きにもならなかった、日本に戻っておられたことですか。

○参考人(勝俣恒久君) とにかく早く帰ることに

というところで、電車の乗り継ぎ、何線が一番いいのかとかそういうことでしたら、東から乗って、その車の中で何か爆発があったようだと、そういうようなニュースがたしかあったような気がいたします。

○野村修也君 ということは、成田に着かれて、日本に着かれたのに本社には電話をされなかったということですか。

○参考人(勝俣恒久君) それは、着いたとかそういうことは、言ってみれば連絡はいたしているところではあります。

○野村修也君 その連絡をされたときには、まさに海水注入を決めているときだったんですけれども、何もお話しはなかった。

○参考人(勝俣恒久君) はい、ありませんでした。

○野村修也君 そうですか。

○野村修也君 その今、戻ってこられたときの話なんですけれども、海水注入は、御案内のとおり実際に行われたのは十九時四分ですけれども、この十九時四分以降、官邸の方から、これについて再臨場の懸念ありというお話もあり、そこで一旦中断の指示が出ているというところなんです、このことはもうお戻りになっていましたので御承知だったということとでよろしいですか。

○参考人(勝俣恒久君) はい。テレビ会議で吉田がどうするんだというようなことをたしか言っていたようなことで、これに対して、総理大臣のお話であり、これがずつと海水注入ができないという状況が続くという判断はいたしておりませんでしたので、武黒の方で、これはそんなこと言ってみれば総理を説得するということもありませんでしたので、やむを得ないかと。こういうことで、社長の言ってみれば判断をそのまま私も、何といいますが、言わば黙ってれば認めるということになるんですけれども、そうした状況でした。

○野村修也君 ということは、海水注入は止まってもいいという御判断だったということですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、だから、それはもう本当にそれですと長時間続くんだったら当然大きな課題であります、短時間で説得すると、こういうふうなお話だったので、まあやむを得ないかと、こういう……。

○野村修也君 それは、結果論としては短時間で説得ができたんですけれども、それ以前の、先ほどのお話からいっても、直接サイトの方に電話をされておられる官邸の様子というのがあつたわけですから、そういう意味では、ここそ出番だったわけじゃないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) まあそれはなかなか、いやしくも日本の総理であり、言ってみれば対策本部長がそういう指示をいたしていると、こういう話でございまして、なかなかそこで私が継続しろと言うのも難しかったというふうにご承知しております。

○野村修也君 先ほど御自身の責任をお尋ねしたときに、全て決めるのはサイトだと、つまり吉田所長だということおっしゃっておられたと思うんですが、それにまさに妨げるようなことを官邸の方が指示を出してきているということに、そこはむしろ本店としてはサイトの判断に任せてほしいというふうにご承知が本来の姿ではないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) おっしゃるとおりだと思います。おっしゃるとおりだと思いますけれども、やはり総理指示ということをお考えと、なかなかそう踏み切れなかったというのが実態であります。

○野村修也君 分かりました。

では、ちょっと時間の関係もありますので、退避についてお伺いしたいんですけれども、やはり話題になっておきますのは、東京電力の方から全員を退避させたいという、そういう話が官邸の方に、それで官邸はそれは困るということ、東電に対して指導したということになっているわけなんです、これは事実でしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これは全く事実であります。



せん。

事の経緯を私も聞いています、聞いたということもあるんですけども、申しますと、十五日でしたかな、十四日の夜です、オフサイトセンターにいた小森の方から、二号機がちょっと安定化して、その前ちょっと厳しかったということもあるんですが、そうしたことを踏まえて、今発電所に七百名以上の人がいるので、直接復旧作業に関係ない人は退避させたらどうかというような話がありました。これを受けて、社長が経産大臣と保安院長の方に直接作業に関係のない人たちの退避を検討したいと、こういうお話をいたしました、こういうことで聞いております。

そして、十五日の朝四時半ぐらいです、総理から社長に呼び出しがあって、社長が伺いましたところ、まず第一番、最初に首相がいらっしゃったことは、いわゆるこれまで別々に対策本部、官邸と東京電力ということで別々に対策本部があるけれど、これは情報の共有と情報の言ってみれば迅速な把握と、こうしたことから統合したいと思うかどうかということで清水に話があったと。で、清水は、結構でございます、こういう返事をしました。これがまず第一番でして、その次に、ところで撤退するのかわという問いかけがあった、いや、そんなことは全く考えていませんというところで清水が答えて、そうかということで話は取りあえず終わったということであります。そういったことで総理も御理解いただいたということで、これは参議院の予算委員会でも総理はそうしたお答えを答弁いたしております。

したがって、それで、そういうことかというところであります、選朝いらしてお話をいただいたと。

○野村修也君 今の経緯はよく分かっているんですけども、東電の中では一度も全員の撤退ということは考えたこともないということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 基本的に我々は全然考えていません。当然のことながら、これは言わばも

うその前から、生死の問題というのが多少懸かるような話でも職員は頑張っているんな調査等々もしてもらっているような中なんで、そんなことは全く考えていないということかと思えます。

○野村修也君 例えば、今サイトに大体八百人ぐらいの人がいると。とにかくこれを移動させるのにはどうすればいいのかということが問題になって、差し当たり移動可能なのは半分ぐらいだということ、そういうようなことを議論したことの御記憶はないですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、私はその議論には参加しておりません。

○野村修也君 ちょっと御覧いただきたいんですけども、これは三月三十日に清水社長が体調不良ということで会長御自身が初めて記者会見お出になられたときなんですけれども、このときにこういう何か御発言をされているんです。八百人ぐらいの人がいて、そのうち半数を移動させようというふうな話になっていたというふうなことを記者会見でお述べになつたというふうな話で、これは、じゃ、勘違いだったということなんですか。

○参考人(勝俣恒久君) ええ、恐らく勘違いというか、そういうことだと思えます。

○野村修也君 最終的には七十名ぐらいを残してという話ですよね。

○参考人(勝俣恒久君) はい。

○野村修也君 この話もうずつと一貫して、最初から七十名ぐらいを残して残りの者を退避させるという話だったんですか。それとも数字がずれていたんですか。

○参考人(勝俣恒久君) これは後で聞いた話になりますけれど、吉田所長が各班長に必要人員を出してくれと言ったことで、その結果としての集約が七十名ぐらいになったんだらうと思えます。

○野村修也君 ということは、この記者会見のときの経緯で出てきていたのは数字が全く違つたというところなんですか。

○参考人(勝俣恒久君) そうですね、そういうこ

とですね。これでいくと八百人を越えるといったようなことでも言っておりますけれど、その辺はちょっと若干訂正が要るかもしれません。

○野村修也君 はい、分かりました。それで、これまでちょっと事故対応の話も伺ってきたんですけども、少し事前の対策のことについてお話を伺いたいというふうに思います。

先ほどちょっと会議の名前が出てきたんですけども、事前の対策についていろいろと検討する際に、会長御自身が議長をされておられます経営政策会議でも原子力についての話をするのはあったのでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) ありました。これは例えば、六ヶ所の再処理の問題とか、あるいは濃縮の問題とか、その他ウラン鉱石の入手の問題とか、いろんな関係で原子力については議題になっていったという理解であります。

○野村修也君 耐震バックチェックでありますとかプルサーマルであるとか、そういうことについてもお話になられていましたか。

○参考人(勝俣恒久君) プルサーマルはたしかあったと思いますが、バックチェックについては経営政策会議であったかどうか、ちょっと私自身判然としません。

○野村修也君 そうですか。少し御記憶がないと困りますので、私も拝見しているその議事録をちょっと御覧いただきながらと思いますが、よろしいでしょうか。こちらが経営政策会議の議事録です。

ちよつと内部の資料でもありますので余り具体的なお話を伺うわけではありせんけれども、耐震バックチェックについてはまずちよつとお伺したいんですけども、耐震バックチェックというのは予定よりかなり遅れていたということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これはいわゆる中越沖地震がありまして、柏崎もまあ一応無事ではあったんですが、いろんな被害が出ています。こうした

観点も入れるといったことが、つ理由にありません。それからもう一つは、言ってみれば日本全国の原子力発電所がバックチェックに入つたということ、調査、解析、そして必要に応じて工事ということになるわけですが、これが日本全国であつて、私も原子力の者にどうしてこんなに時間が掛かるんだと言つたような覚えがあります。そのときは、言ってみれば解析員も非常に少ないと、こんなような話も聞いた覚えがあります。

○野村修也君 理由は結構なんです、元々二年半ぐらいでやるという予定になっていて、最終報告まで三年半ぐらいと、三年弱ですね、ごめんなさい、三年弱で計画が組まれていたと思うんですけども、それが途中から最終報告は平成二十八年の一月という、これは福島原発ですけれども、二十八年の一月という相当遅い時期になつてしまつているわけなんです、このような計画の変更ということを決めたときに公表はされたのでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これは、言ってみれば工事の日程がなかなか判明しないところがある、要するに、解析して、言ってみれば要工事になるかどうか、これを言ってみれば十基のプラントについてするといったことも含めてあつたので、私は二十八年じゃなくて二十七年じゃないかと思ふんですけど、そんなことで、先ほど申しましたように、ちよつと遅いんじゃないかというような話をした記憶があります。

○野村修也君 なるほど。いずれにしても、二十七年であれば、その遅くなったというところについては、例えば地元の方々とかには公表はされなかつたということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) はい。まだそこまでのスケジュールがしっかりと組めないといったことかと思ひます。

○野村修也君 これは、お手元の議事録を見ていただきますと、その会議で地元に対してはその公表は控えようという決定がなされているやに思

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十二号 平成二十四年五月十四日

<p>わけなんです、マーカ―引いてるところな んですけれど、それはやはり経営の判断とし て、まだ、今おっしゃられたように、耐震バック チェックが相当遅れるということは内々に決まっ ていても地元には公表しないというふうに経営判 断をされたということでしょうか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) 経営判断というところま で記憶がないんですけど、政策会議でそうした 方向をきちつと決めたといいことであればそうい うことですけれど、そこまでのことが出ていたか どうか、ちよつと判断としません。</p> <p>○野村修也君 そこにある議事録を御覧になつて も判断としないということですか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) はい。</p> <p>○野村修也君 ということは、議長の御記憶がな いということですね。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) はい、そうですね。ま あどちらかという、まだしつかりとしたスケ ジュールが組めないということの説明を受けたよ うな気がします。</p> <p>○野村修也君 分かりました。</p>	<p>では、プルサーマルのことなんですすけれど、 プルサーマルについてはその会議で判断をされた というふうには先ほどおっしゃっておられました が、そういう会議では議題にはなつていたとい うことでよろしいですか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) 判断というか、議題には 確かになつておりました。</p> <p>○野村修也君 プルサーマルなんですすけれど、 福島第一原発におきましては三号機がプルサー マルということでしょうか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) はい。</p> <p>○野村修也君 ちよつとプルサーマルというの 他の号機との間でどんな違いがあるのかというこ とを簡単に御説明いただけますか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) 基本的に、非常に、何と 申しましうか、三分の程度というところもあり ますので、そんなに大きな差はないのではない かと私自身は理解しております。</p>	<p>○野村修也君 使っている燃料の違いをちよつと 御説明いただきたい、燃料の違いを教えてください いただきたいんですが。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) MOX燃料と言っています すけれど、それを、言ってみれば普通のウラン燃 料に代えて全体の中の三分の一ぐらい入れると。 それから、例えば大間でも計画していたのはフル MOXといまして、言ってみれば、MOX燃料 と言っておりますけれど、それを入れていくと、 こういうことであつたかと思ひます。</p> <p>○野村修也君 原発でそのMOX燃料を使うとい うことは、核燃料サイクル、「もんじゅ」を経由し た核燃料サイクルとの関係はどういうふうな位置 づけられていたんでしょうか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) 基本的には、再処理し て、言ってみれば高速増殖炉までつなげるとい うことが基本の路線であつたかと思ひますが、必 しも十分に進捗していないということも踏まえ て、MOX燃料という格好で、プルサーマルを主 としようか、プルトリウムをためておくというこ とは国際的にも非常に大きな課題でありますの で、そういう道をしたと、こういうことかと思ひ ます。</p> <p>○野村修也君 なるほど。プルトリウムを燃料と して使うと、素人的に言えば、大ざっぱに言え ばそういうふうなものでよろしいわけですね。プル トリウムを燃料として使うということでしょうか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) はい、そうですね。 ○野村修也君 そうなりますと、仮に万が一事故 が起つて外部に放射能が漏れるといたつたような ことになつた場合に、住民に与える影響の違いと いうのはあるんでしょうか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) 今回、一の三の中に入つ ていたわけですが、基本的にそこで大きな 差があつたという話を私自身はまだ承知しており ません。これもまた今後の課題としてどうい うことであつたかというの調査する必要があるか もしれませんが、現時点でそれによつて何か</p>	<p>影響が出たという話は聞いておりません。</p> <p>○野村修也君 いや、今回の具体的な事故につ いて影響があつたかどうかを伺っているのではな く、プルトリウムを燃料として使うということ は、プルトリウムが放出された場合、やはり地元 住民に与える影響というのは大きく違うわけ ですね。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) はい。これは量にもよ りけりですけれども、違いますね。</p> <p>○野村修也君 仮に大量に放出された場合、何が 違うんでしょうか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) ちよつと正直、具体的に どういう形になるのか……</p> <p>○野村修也君 半減期が相当違う。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) それは、そういうことは 当然あるわけですが、例えば人体に与える 影響がある程度になるとどういふふうになるの かというふうなところは、ちよつと正直、申し 訳ありません。</p> <p>○野村修也君 ただ、いずれにしても、一号機、 二号機に比べて三号機がMOX燃料であつたとい うことは、場合によっては人体に与える影響の 度合いというのは三号機の方が危険だといふ ふうにお考えになつておられると、これは当然 そういうことですか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) これは程度の問題だと思 いますし、これまでの核実験の影響の方が大き いといふ説もありますから、どういふことに影 響していくかというのは今後の課題だろうと思 います。</p> <p>○野村修也君 ただ、導入に際しては、地元は はり安全の確認がなければMOX燃料を使つて ほしくないという考え方が強かつたと思つて すけれども、それは御承知だつたと思つてよろ しいですか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) それは当然のことながら いろんな御懸念といふのはあるわけですが、そ うしたことについていろいろ御説明をいたして御 理解をいただいたということかと思ひます。</p>	<p>○野村修也君 またお手元の資料ですけれども、 その資料の中には、地元は、やはりバックチェ ックが最終報告を迎えたり、あるいは耐震補強工 事ができていなければプルサーマルの導入は難 しいのではないかと、そういう認識をお持ちに なつていたというふうな理解できるわけな んですが、そういう認識は間違つていないとい うことですか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) まあ何ていうのか、 言ってみれば、一Fの三は、何と申しましょ うか、了解いただいて進めたわけなんです、このバ ックチェックとどういふふうな結び付いてたか というの、私自身ちよつと今ここで答えできる ほど自信のあるものではありません。</p> <p>○野村修也君 むしろ私がそこで感じるの、非 常に慎重に、バックチェックがちゃんと終わら なければ、あるいは耐震補強工事が終わらな ければプルサーマルの導入は難しいのではない かといふふうにお考えになつていたのは国民目 線から見れば当然の御判断なんじゃないかと思 つて、そういう御判断をされていくにもか かわらず、耐震バックチェックそのものが全く着 手されてい ないわけですね。そういう状況で中間報告を出 しただけなのに、なぜこの三号機でプルサー マルが導入できたんでしょうか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) これはバックチェ ックとどういふふうな結び付くかと、私自身も ちよつとよく把握していないんですすけれど、 プルサーマルのお話はこれは大分前からあり まして、そうしたことで種々地元の立地町等々 含めて御理解いただくような御説明をいた したと思ひます。</p> <p>○野村修也君 何か特別に働きかけをされた か、そういうことはあるんでしょうか。</p> <p>○参考人(勝俣恒久君) それはないです ね。</p> <p>○野村修也君 分かりました。じゃ、それは また後ほど、いずれまた明らかにさせていた だきたいといふふうに思ひますが。</p> <p>では、今度は想定外の津波の検討のこと をお伺</p>
---	--	--	--	---



いたしたいんですけども、よく貞観津波の話が出てまいります。これは、土木学会の考え方が明確になってきて少し新しい知見が出てきたという形になってきたときに、東電本社内でも、新しい知見に基づいた考え方の中で、場合によっては十メートルを超える津波が起るのではないかとこの検討が内部では行われていて、そしてそれが幾つか検討していく中でこれは起らないという整理になったという、このプロセス自体は存在していたというふうに考えてよろしいですか。

○参考人(勝俣恒久君) 私自身まで上がってきた話じゃないんで、これはこういうような事態になつて聞いた話でありますけれども、基本的に波源モデル等々が確定しているわけでもないんで、言ってみれば、宮城、福島、茨城の三地域の連帯して起きるような話にはならないであろうという前提もあつて、ただその波源を言ってみれば全然違うものを持ってきて入れて、仮 試し計算と申しましょうか、そういうことをいたしたと。

その結果について、したがって、そういうことをいたしたのも含めて、そのことが十メートルを超えるような津波が来るとは率直に言つて思つていなかった。ただ、いろんな所見が出始めたんで、ひとつちよつとやってみただけであつて、しかし、そうした結果を踏まえて、地震本部の方のいろんな所見もありますので、土木学会にこれについて波源モデルの確定をしてほしいとお願いをしたというふうに聞いております。

○野村修也君 このことは、今お話があつたように、会長の耳には全然当時届いていなかったということなんでね。

○参考人(勝俣恒久君) はい、そうです。

○野村修也君 それは、東京電力においては、こういうようなことについてのリスク情報が新たに発見されて、経営上にもインパクトがあると思うんですね。万が一これが新しい知見に従つて既設炉に対して一定の何らかの対応をしなければいけないということになれば、これは相当の金額の対応策が必要になつてくる、数千億に上るような対

応が必要になつてくると。これは経営判断だと思ふんでだけれども、こういうことについては何にも相談はないわけなんでですか。

○参考人(勝俣恒久君) 原子力本部の地震の専門家も含めまして、そこで多少なりとも非常に起りそうだとしたことであつたならば、恐らく例えば経営政策会議等々が上がつてきたということかと思ひますが、当時、こうしたことは起り得ないんじゃないかという判断が有力であつて、本部長止まりと申しますか、そこまで来なかつた。ただし、そうしたこともあるので土木学会の方には申請はしたと、こういうことかと思ひます。

○野村修也君 じゃ、今の、いや、二〇〇八年の話なんでだけれども、二〇〇六年の段階で、スマトラで大きな津波等が起つて、それを踏まえて二〇〇六年の段階で保安院の方が、場合によっては全電源喪失に至るとか、そういう可能性があるということについての知見を部下の方のところにお届けになつていてという事実は御存じですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、存じておりません。

○野村修也君 そうですか。ちよつとお手元にもう一枚の方の紙で、今ペンを置いておられるところの紙ですが、ごめんない、今の紙です、こちらですね。これが、保安院が東電に対して、二〇〇六年の段階で想定外津波が来た場合ということで、これは国際的にスマトラ等の様々なところで起つていて津波、洪水です、あるいは津波といったようなものを踏まえて全電源喪失になる可能性というのをシミュレーションして、これはとても重要なことなので経営の上層部にもちよつと伝えろというようなことを言つておられるわけなんですけれども、これは保安院の資料なんです、保安院内部資料として保安院からいただいておりますけれども、保安院はそういうような検討を二〇〇六年の段階でされてい

そのことについて、これ、とっても重要な話だ

と思ふんでだけれども、こういうのも経営者には上がらないですか。つまり、自分で判断したんではなくて伝達しろというふうに言われていることなんでだけれども、これも内部で起り得ないというふうな考えで伝えないということになるんじゃないか。

○参考人(勝俣恒久君) これにつきましても私は後で聞いたところでありませうけれども、保安院の指摘事項というのは、仮に津波が、言ってみれば想定外のことになったときに起きる現象としてこういうことになる。しかし、来るか来ないかという判断をしている話ではないということ、言ってみれば、今のうちの、元々OP三メートルだったのを六メートルにして大丈夫だということであつたと。そして一方で、言ってみれば非常用電源等々の、海水ポンプ等の水密性というのか、そういうところの研究に着手したというふうな話で、後で聞いた話ですけれども。

○野村修也君 今のお話はそれで結構なんです。別に、津波が来るぞというふうな保安院は言つたわけではないですね。保安院が言つたのは、津波が来たら全電源喪失になる可能性があるということ、津波と因果関係がある形で全電源喪失になる可能性があるということをお話したことはなかつたというふうなことを想定したことはなかつたというふうなことをお話しになつておられたわけですから、これは、この情報がいかに届いていたら、会長御自身は津波が来たら全電源喪失になるかもしれないという知見を持つていたということになるんじゃないか。

○参考人(勝俣恒久君) そうですね、そのところが非常に難しいところだけれども、今の段階になつたら当然そういうことであるということであるかと思ひますが、当時そういう判断ができたかどうか、ちよつと正直、自信がないです。

○野村修也君 いや、そんな難しいことじゃないんです。津波が来るか津波が来ないかという話を聞いていないわけではないんです。東京電力は津

波が来ないだろうというふうな判断をされた。つまり、十メートルを超えるような津波、つまり防潮堤を超えるような津波が来ないだろうというふうな判断された。それは要するに、貞観津波のようなものというのは、これはその地域ではなくて、堆積をいろいろ調査すれば必ずしもそれは想定しなくてもいいという判断になるだろうと踏んでおられた。それは要するに津波が来るか来ないかの話なんでね。

津波が来てしまったときに全電源喪失になるかもしれないという知見が二〇〇六年のときに届けられていたわけなんです、それは津波が来た場合に全電源喪失になるかもしれないということが分かつていたら、何か対策を講ずることはできたんじゃないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) そうですね、ある意味で、この下の方にございます非常用の海水ポンプ等々への対応等というのの場合によつては図られたかもしれない。そういう意味で、この情報というのには本部止まりであつたということ、これは後の課題であるかもしれないですね。

○野村修也君 それは本部止まりであつたというの、先ほどの説明ですと、実際に自分たちで検証された、起らないと判断したからそれが伝わらなかつたという御説明ですけれども、これは単に起る起らないじゃないんです。こういうような知見が海外で起つていて、トップに伝えておくようにという伝達事項なんです。その伝達事項がなぜトップに伝わらないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) 恐らく本部長のところまでで終わつたんだらうと思ひまして、これはある意味でうちの会社の大きな反省事項かもしれませんけれども、結果的には私のところまでは来ていなかったと、こういうことでございます。

○野村修也君 では、もう少しちよつとお尋ねしますけれども、もし万が一この知見が届いていたら何ができただらうでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これは、海水ポンプ等の水密性とか、そういうことを対策を講ずる、あ



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十二号 平成二十四年五月十四日

るいは何かそれ以外で対策を講ずることがあったかも知れませんですね。

○野村修也君 そのこと自体は、莫大な資金が掛かったり膨大な時間が掛かるようなことなんでしょうか。

○参考人(勝保恒久君) 必ずしもそうではないと思います。

○野村修也君 ということは、そのことが事故前に行われていなかった、つまり全電源喪失になつてしまつたというのは、津波によつて全電源喪失が起こるかもしれないというこの知識が経営陣のところに届かなかつたことが原因だというふうにまとめさせていただいてよろしいですか。

○参考人(勝保恒久君) そこまで言えるかどうかは、そうストリートに話が結び付くかどうかというのにはちよつと判断しかねます。

○野村修也君 ただ、分かっていたらおやりになつたんですか。それとも、これが届いていてもそのような作業はしなかつたということになりませんか。

○参考人(勝保恒久君) ここがその当時よく説明を聞いてどういうふうに判断したかという問題かと思ひます。今の時点でいえば当然対策を講ずべしと、こういうことになるでしょうけれど、三・一一の前でどう判断したかというのは、正直余り確たる自信はないです。

○野村修也君 分かりました。

というところは、組織というのは、トップに伝わっているかどうかは別にしても、東京電力という組織に対して保安院はこの情報を提供しているわけですから、東京電力は津波が来れば全電源喪失になる可能性があつたということ自体は承知していたということではよろしいですか。

○参考人(勝保恒久君) これはどこまで情報が行つていたかによりますけれど、本部長まで行つていたとすればそういうことかと思ひます。

○野村修也君 ある意味では、家の郵便ポストまでは届いていたけれども、そのこと自体について経営者にはその手紙は届かなかつたという、そういうことですね。

○参考人(勝保恒久君) そういうことなんでしょうが、そもそも、先ほど私が説明したように、そうした大津波が来ると考えてなかつたということなんでしょう、対策を講じたかどうかというのは非常に判断が厳しいことだつたかも知れません。

○野村修也君 なるほど。要するに、大津波が来ないという判断をしていれば、こういう情報があつても簡単にできることも何も対策は講じないという、そういうことではよろしいですか。

○参考人(勝保恒久君) 講じなかつた、そういう可能性はあります。

○野村修也君 ということは、常に対策というのは、何が起るかということを確認させて、その上で対策を決めるということなんでしょうか。

○参考人(勝保恒久君) どちらかというと、そういう方向かと思ひます。

○野村修也君 では、この場合、こういうような可能性があるというそういう指摘が幾らあつても、可能性のレベルでは何も対応しないというものが東京電力の考え方ということではよろしいんでしょうか。

○参考人(勝保恒久君) いや、可能性がどの程度、確からしさと申しますか、そういう問題だと思ひます。

○野村修也君 どのぐらいだつたらやるんでしょうか。

○参考人(勝保恒久君) いや、それはだから、よく状況を聞いていろうんなことを判断して決めるというところで、確率論的に幾つでということはないかな言えないんじゃないかと思ひます。

○野村修也君 その今、確率論的にというやつはPSAというやつですやね。

○参考人(勝保恒久君) はい。

○野村修也君 結局、今回の対策の中で、地震についても津波についてもPSAといったような発想がもう少し浸透していれば、確率論的にある一定の割合で起り得ると、これ相当の小きな確率でも対策をしろうという考え方ですから、そうしま

すと、このPSAという考え方をもちぢやなかつたというふうには理解してよろしいんですか。

○参考人(勝保恒久君) ちよつと私自身そこまです、詳しいところまでよく分かつてないところがあるんですけど、PSAについてそれなりに考慮しているという検討しているというか、そういうことはあつたかと思ひます。

○野村修也君 電気事業連合会というのがございますよ。こちらの方で勝保会長はある時期会長を務めておられたと思うんですけども、ここまではどういふ活動をされておられたんでしょうか。

○参考人(勝保恒久君) 電気事業連合会そのものの活動ですか。これは、九電力の言つてみれば業界団体でありまして、九電力の場合には比較的共通の課題というものが多々あります。そうしたことについての、状況によつては対応を図る、情報共有すると、そういうことであつたかと思ひます。

○野村修也君 この団体では、例えば今も話題になりましたような安全対策とかそういうものについて、規制当局の考え方を検討して規制当局に対して意見を言つていくという、そういうような仕事はされておられたんでしょうか。

○参考人(勝保恒久君) ええ、そういうこともありました。

○野村修也君 具体的に、例えば今出てまいりました地震のPSAとか、あるいは津波PSAというのものもあるわけですけども、これらについて、会長になつておられたときに検討されたという御記憶はございますか。

○参考人(勝保恒久君) 私なんかは電気事業連合会を、就いているときは、言つてみれば社長会という議論、出てきたテーマ、こういうことなんでしょうが、そこでこのPSAの問題が出てきたかというのにはちよつと自信がないです。

○野村修也君 例えば、地震PSAに基づいて全国の原子力発電所を計算し直した場合に、基準に満たないことがあるんじゃないかというようなことが話題になつたことはありませんか。

○参考人(勝保恒久君) 社長レベルではないと思ひます。

○野村修也君 そういう御記憶はないですか。

○参考人(勝保恒久君) はい。

○野村修也君 いわゆる電事連と言われているその会議は、社長レベル以外にもいろんな会議があるんじゃないか。

○参考人(勝保恒久君) はい、あります。例えば、原子力は原子力なりに種々の段階、役員レベルから下の課長とか部長レベルのまで、いろんなところで合会は持たれていると思ひます。

○野村修也君 そういうような、例えば原子力開発対策委員会という、原対と言われているところだと思ひますが、そういったような会議体では今のようなことが話し合われていた可能性はあるんでしょうか。

○参考人(勝保恒久君) はい、あると思ひますけれども、これは確たる、私自身見ているわけではないのでちよつと分かりかねますが、あると思ひます。

○野村修也君 そこは、その原対というところは副社長レベルの方の御参加される会議だと承知しておりますけれども、そこでの話し合った内容は社長レベルでの会議体には上がつてこないわけなんでしょうか。

○参考人(勝保恒久君) その中からピックアップして社長会にかけられるというのがありますし、私自身、その原子力対策会議の議事録的なものか、そういうのは結構見ている方です。

○野村修也君 会長でいらつしやいましたよ。

○参考人(勝保恒久君) はい。

○野村修也君 会長には上がつてくるんでしょうか。社長会には上がつてこなくても、原対……

○参考人(勝保恒久君) それは、それはないですね。

○野村修也君 それは、全部会議は別々で、会長であつても承知してないというんですか。

○参考人(勝保恒久君) そういうことはあります。

○野村修也君 なるほど。

シビアアクシデント対策を保安院の方が検討されている時期があったと思うんですけども、これについては保安院はどういうスタンスで臨んでおられたかというのは御存じでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 例えば、具体的にちよつと言っていただければ。

○野村修也君 例えば、それを法律上のルールにすべきではないかというようなことが話題になっていたということは御記憶になっていますか。

○参考人(勝俣恒久君) これは先般、広瀬さんのお話のときに何かそんなようなお話があったかと思えますけれども、私自身、そうしたテーマについての記憶はありません。

○野村修也君 電事連ではそういうようなことについてお話をされたという経緯はございませんか。

○参考人(勝俣恒久君) どうですかね、そのところは。もちろんいろんな、何と申しましょうか、規制の変更等々の場合にはお話が、相談と申しますか、いろいろな情報というのがあると思えます。あると思えますけれども、この問題について、例えば電事連が受けてどういう対応をしたかというのは承知しておりません。

○野村修也君 今のお考えでも結構なんですけれども、シビアアクシデント対策というのが当時ルール化したというふうに保安院は考えておられたと思うんですけども、考えていたことをもしお聞きになっていたとすれば、それは当然受け入れるべきものというふうにお考えだったですか。

○参考人(勝俣恒久君) 私どもは、基本的に、何と申しましょうか、その実態ということはいろいろ御説明して、こういう状況の中で、言ってみれば現実的な合理的な方策というのがあれば、それはそういうことで、こういうのはどうでしょうかというように伺うことはいたしますが、現実的に決まったらそれに従うということになります。

○野村修也君 じゃ、その合理的なということに

ついては、一応、例えば保安院の考え方がA案だとしても、A案という案が必ずしも合理的ではないというふうに電事連の方で考えられる場合には、対案としてB案のようなものをお示しになられて、こちらがなぜ合理的なのかということをお説明して交渉されるということはよくあることだと理解してよろしいですか。

○参考人(勝俣恒久君) よくあることかどうかは別にして、そういうケースはあります。

○野村修也君 そのときに、保安院の方がどうしてもA案だということに言われた場合には、そのA案を受けると。

○参考人(勝俣恒久君) そういうことになりますですね。

○野村修也君 じゃ、蜂須賀さん、ちよつと御発言されますか。

○蜂須賀禮子君 済みません。勝俣さんはこの会長でしょうか。東京電力の会長さんですかね。

○参考人(勝俣恒久君) はい。

○蜂須賀禮子君 今、現在。

○参考人(勝俣恒久君) ええ。

○蜂須賀禮子君 何か今までのお話を聞いています。冒頭に私たち避難者に申し訳ないというふうな言葉をいただきましたけれども、今、野村先生の話から、対策は取らない、起きないから取らないというふうなお答えが返ってきていますよね。それは、交通事故の場合、人が死ななければ信号機は付けないよというふうに私は取れたんですね。何か事が起こらないと何にも東京電力はしないよと。

そして、今いろんな説明を聞いているところによると、あるところでは僕は会長だから、あるところでは僕はそこは関係ないよと、僕は会長だからそのお話を会長は聞くことはないよというふうなところがいろいろ出てきているんですよ。菅総理のときもそうですよ。菅さんの言うことだから聞かなくてはいけません、会社のことではなくて、トップのことは言うことを聞かなければなら

い。しかしながら、その菅総理、元の菅総理のときに、もしも私たち、もつと爆発がして、もつと私たち町民、市民が死ぬ場合だったら、そういうふうなことが起きても会長は総理の言うことを聞いていられないよとをやるのかと思ったり、今いろいろな答えに関して、何の責任もない、僕は責任ないよって、その場にはいたただけだよ、僕は何の話を聞いていないから僕関係ないよ、責任ないよというふうにしか私には聞こえないんですけど、その話を聞いてみると、勝俣会長つてこの会社の会長なんだろうなというふうに思ってしまうんですね。

だから、ここで言うことではないかもしれないんですけど、我々に対しての賠償とかいろいろないよと、僕には関係ないよというふうな言葉しか私には届かないんですよ。最初に謝ってもらった言葉は何なんだろうと。そんなにのらりくらりと自分の責任を、何で僕が責任者なんですつて、それはトップの吉田だろうと、それは清水だろうと、何で僕なんですよというふうな言葉が、東京電力の会社からは誰一人として僕が責任者なんですという言葉を聞こえてこないんですよ、いろんな方からいろんな話を聞きますけれども、それで、最初には必ず、おわびを申し上げます、おわびを申し上げますという、ここに皆さんいらしたとき必ずそういうふうな言葉から始まるんですけれども、もう会長をお辞めになるからですか。まだ続けますよね、会長。会長という職をまだ続けますよね。もうお辞めになるんですか。

○参考人(勝俣恒久君) 今度の株主総会で退任いたします。

○蜂須賀禮子君 ですよ。もう少し、私は、辞めるまで会長という名の下において責任のある御発言をしていただきたいと思えます。

○参考人(勝俣恒久君) はい。大変厳しいと申します。東電は何にもしないというのはちよつとあれでして、これまでもいろんな所見がありまし

たときに、これはどういうことなんだろうかといつた言わば検討は非常に幅広くいたしております、それを言わば設計ベースと申しますか、そういうことで反映してきて、例えば津波対策でいえば三メートルから五メートル、そして六メートルといったようなこと、あるいは地震についてもそうした対応のことを図ってきたつもりであります。それと同時に、内部的にもまさに安全と品質管理をしないと、ヒューマンエラーみたいなことでチェルノブイリとかスリーマイルみたいなものもこれは大変な問題だということ、そこへも力を入れているといったことで対応してきたつもりであります。少なくとも、結果論として今こうした事態になっているわけで、言える話ではないんですけど、着実に二歩一歩努力をしてきて、例えば柏崎の地震でやっぱり免震棟みたいなものがあるのが非常に大事だといったことで、今回、福島第一、第二も造りまして、そうしたことがやっぱりある程度功を奏したということかと思っております。

それから、責任問題については、私自身も東電の一員であります、責任ということは当然あるということでもあります。ただ、権限的な問題としてどうかということ、いたった場合には、それは執行については社長、それから発電所における事象については発電所長ということを申し上げた所存であります。

○野村修也君 じゃ、ちよつと続けて伺いたいんですけども、先ほど話ありましたように、想定外津波については保安院の方からこれは上層部にきちつと伝えるというふうに言われていたわけですよ。それが届いていない対策を講じたかもしれない。それは津波が起るかどうかということの検討をしたらだとおっしゃるわけですけども、PSAの考え方からいけば、もしそれも受け入れていけば対策を講じたかもしれない。

だつたら、こういう事故が起つてしまった後に、この伝えなかつた人に対して何か処分をしたりと、か、そういうようなこと、このをすべきな

んじゃないんですか。この方は、別に、ただ聞いていましたけれども、社長に言わなかったですと、会長に言わなかったですという事で、こんな事故を起こしてしまっても何のおとがめもないということなんですか。

○参考人(勝俣恒久君) 今のこの保安院のペーパーそのものと、これがどういふふうな今回の、言ってみれば、事故に直接の関係があるかどうか、非常に難しいところでありまして、すぐに処分というような話には……

○野村修也君 いや、そうじゃなくてですね、いや、そうじゃないんです。東電は、津波が来ても全電源喪失になるなんていうことは一度も想定したことはなかったという事を言っていて、それで今回の事故は想定外の津波が来たので、その想定外の津波によつてもや全ての電源が落ちるなんていうことはない、そんなことは考えたこともなかったといふふうに言っているわけですね。それで、今回の事故について東京電力は責任がないという事をこれまで御主張されてきたわけですが、最初はどうですか。

でも、これ聞いていたわけですね、東京電力は。先ほど、郵便ポストまでは来ていたという話だったわけじゃないですか。郵便ポストまで来ていたら、それが自分たちに伝わってれば対策を講じたか、あるいはむしろ積極的に講じないと決めたかという事ははつきりするわけですね。それをやる機会も与えられずに、で、今、全くその全電源喪失は想定できなかったという事はもう二度と言えないですよ、もうこれ聞いていますから。それ、言えなくなつてしまつたという事態について内部で何かお考えはないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) いわゆる今回のような津波が来るか来ないかという話と、こういうものが来たときに全電源喪失が起きるといふ話はちよつと違ふと思つています。

○野村修也君 もちろんそうですよ。ただ、二つとも知らないとおつしやつておられましたよね。

つまり、津波がこのような形で来ることは想定できない、で、それを想定していなかったのだから全電源喪失などということがこの世で起こると思つていなかったという、そういうことではないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) ある意味でそういうことだと思つています。

○野村修也君 そういふふうにおつしやつていましたよね。しかし、これが分かつていけば、津波で全電源喪失が起るかもしれないという知見はあつたと、ただ、津波が来ないだろうと思つていましたという説明になるはずなんです。説明が違つていますよね。

○参考人(勝俣恒久君) いや、私どもとしては、どちらかという、そういう津波が来ないということが基本にあつたんだろうと思つています。

○野村修也君 では、もう全電源喪失は想定外だったといふことは取り下げられるといふことでよろしいですね。全て津波が来なかったという点、その一点だけを根拠にこれは想定外であつたといふお考えだといふふう整理させていただいてよろしいですね。

○参考人(勝俣恒久君) いや、そこところは非常に難しいところはありますけれども……

○野村修也君 いや、難しくありません。だつて、これ、分かつていたことになつちやつていられるわけですね。津波が来たら全電源喪失が起るかもしれないといふことは一度も考えたことがなかったといふふうにいるとおつしやつておられたわけですね、それは考えたことがなかつたのはこの情報が届いていなかったからであつて、勝俣さんの部下の方は想定していたわけですね、これ知つていられるわけですね。

○参考人(勝俣恒久君) そういふものが仮に超えたら、こういうことになるということですね。

○野村修也君 ですから、それはまた論理が違つていましてね、超えるか超えないかのことが分かんなくなつたことは結構です。

二つおつしやつておられたんですね。先ほど、

まさに二つのことは別だといふふうにおつしやつておられたのでしよう。津波が来るか来ないかといふことについての知見が、私どもは来ないといふふうで考えていましたという、そこは責任ある形で決定されたわけですね。それはまさに貞観津波の可能性について、十メーターを超える津波があるかもしれないといふことは内部で検討してきたわけですね、起らないといふ決定をまさにあるレベルの、まさに武蔵さんであるとか武黒さんであるとか、そこまでは伝わつていたわけですから、そこで吉田所長と話し合つて、起らないといふ決定をされたわけですね。これはそれで結構なんです、その判断がどうだつたかといふことをみんなで検討すればいいわけですか。

ただ、もう一つは、津波とまさかこの全ての電源が落ちると、原子炉において全ての電源が落ちるなどといふことはこれまで誰も考えたことはなかったんです。そういうふうなこともおつしやつておられたわけですが、それは確かに勝俣さんは考えられておたかと思つても、それは、東京電力としては当然もう考えていてもしかるべきだつたといふふう整理させていただいてよろしいですね。

○参考人(勝俣恒久君) いや、私自身にそう言つても、なかなか難しい問題ですけれども。

○野村修也君 いや、論理的な問題です。二つのことをおつしやつておられたわけですね。津波が来るか来ないかは想定外であつたと、こんなふうなものが来ると思つていなかったといふことが一つ。もう一つは、原子炉において全ての電源が落ちるなどといふことは誰も考えたことがなかつたんだと、だから、電源が全部落ちたときの対策なんですといふのは一つも講じることができなかったんです。そういうこともおつしやつておられたわけですね。

津波が仮に来るか来ないかは別にしても、全ての電源が落ちるといふことをどこかで想定していたら、先ほどまさにに会長がおつしやつられたように、その電源を対策を講じてどこかに移すとか、いろいろなことも余り費用も掛からず時間も掛からずできたとおつしやつておられましたよね。さらには、ほかにも電源が落ちたときのバックアップの体制、いろいろ考えておられると、そうすれば電源車のプラグが合わないんじゃないかと思つておられるんです。

○参考人(勝俣恒久君) 振り返つてみれば、何と申しましょうか、電源とか水の多様性、多重性、これは非常に大事なものであるといふことは今回の一番基本的な反省材料であると、これはもうおつしやつておりました。

○野村修也君 そうです。ですから、電源対策であるとか、あるいは多重性を、電源です、交流、直流ももうかなり多様な形で配置しているわけですね、そこをもうちよつと統一性のあるものにするとか、あるいは他の号機からの電源の引込みを可能にするとか、あるいはそれこそ八台やつてきた電源車のプラグをちゃんと事前にチェックしておくとか、あるいは倉庫の中から持つてきた電源の重たいケーブル、あれをもつと早い段階で準備しておくとか、これは電源喪失といふことを想定していればできたことですよ。

○参考人(勝俣恒久君) そうですね、そういう意味での反省材料は多々あります。

○野村修也君 ということは、二つの問題があつて、津波が来つた、一つ目の想定が外れたときですね、一つ目の想定が外れたときに、それでも電源が喪失しないように対応しておくことではなかったんじゃないですか。

○参考人(勝俣恒久君) 今振り返つてみれば、そういうことかと思つています。

○野村修也君 それをなぜできなかったんですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、だから、基本的にそうした津波が来るという想定になつていなかったといふことですね。



○野村修也君 いや、津波が万が一来たときに全電源喪失ということを想定していれば、それは簡単なことなんですよ、全てが、お金も掛からないことですよ。

○参考人(勝俣恒久君) それはおっしゃるとおりで、今振り返ってみれば、そういうことかと思えます。

○野村修也君 全電源喪失ということを考えたことがあれば対策は講じられたんじゃないですか。

○参考人(勝俣恒久君) そういうことかもしれませんね。

○野村修也君 御存じだったんじゃないんですか、東京電力は。

○参考人(勝俣恒久君) まあ、少なくとも私は後でというか……

○野村修也君 ですから、そのことが経営のところに、これ判断しろと言ったんじゃないんですよ、お知らせしてくださいと言われたわけですから、伝達ですよ。この伝達があれば、別にお金

が掛かるわけでもない、時間の掛かるわけでもないということであれば、ああ、こういうことが可能性があるんだと、だったら対応しておきましようといえ、こうはならなかつたんじゃないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) 対応しようということになれば、そういうことだつたと思えますけれども。

○野村修也君 そのときに津波が来るかどうかというところが前提問題になりますか。

○参考人(勝俣恒久君) なると思えます。やはり来るのか来ないのかという話があつて、その上で対応を図るか図らないかと、こういうことになるんだらうと思えます。

○横山慎徳君 ちよつとよろしいですか。五層防護というのは御存じだと思うんですね、IAEAが言っている。それはどんな対策を打つても想定外のことか起るんだと、すると、起つたら次で止める、次で止めると、五層になつてはいるはずなんですか。三層までは炉の問題であ

り、それ以降は放射能をどこで止めるか、どこまで拡散させないかということなんです。当然想定外のことです。どこで止めるかというお考えはあつたんじゃないでしょうか。そういう思想というのは社内で浸透しているんでしょうか、五層防護ということでは。

○参考人(勝俣恒久君) 五層のうちでどこまでということになるかと思いますが、少なくとも四層程度のことはしつかりと、アクシデントマネジメント等々を含めてそういうところは考えていたんですが、今回の場合には、複数号機一斉に起きたというふうなこともあつてなかなか対応が難しかった。そして、今振り返ってみればそういうことに対する準備は非常に不足していたということ、この点は大きな反省材料だと思つております。

○野村修也君 ちよつとよろしいですか。例えば、野球のことを考えてみていただきたいんですけども、無駄だと分かつていても必ずバックアップに行くわけですよ。高校野球なんかですと、ファーストの球すらエラーするかも知れないと思つて、バッターが打つたらキャッチャーはずつとファーストまで走っていくわけですね。ほとんど使うことはないわけですよ。九九・九%あるいは一〇〇%使うことはありません。試合の中で一度も役に立たないかも知れない。それをやらなくてもいいという確信を持つている場合だけにですよ。

それは、一つ目のことが起るか起らないかで、起らない可能性があるからバックアップはやめましようというの、これは無責任じゃないんですか。この場合、普通は、万が一、どんなに優れた選手であつてもこれまで統計上一度もエラーをしたことがない人であつたとしても、その後エラーしてしまつたら大変な事態が起るんです。という情報の入つたら、それはバックアップをするというふうにするのが普通ではないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、ですから、先生のおっしゃるこの話のことだと思つてはいいけれども、その重要性がどういふふうに判断したかというところであつて、この辺は今後の反省材料としてよく考えていきたい。

○野村修也君 いや、このペーパーは、津波が来たら全電源喪失が起るかも知れませんが書いてあるんですが、プロが読めば炉心損傷が起りますと書いてあるんですよ。これは炉心損傷が起る可能性というのが不曖昧されているわけです。こんな重大なことが起るかも知れないということが分かつたら、それは、どんなに二層目の人がエラーがないと、絶対にこのことは起らないというふうに確信を持つていたとしても、その後、万が一のときに備えをするのにそんな時間もお金も掛からないんだつたら、このごんごんの知見がたつたら普通はバックアップするんじゃないですか。それをしなくてもいいという御判断がよく分らないですよ。恐らく国民は誰も分らないと思つたんですよ。どうしてそれをやらなかつたんですか。

○参考人(勝俣恒久君) これは基本的に来ないと思つていたので、そういう判断になつたんだらうと思つて、今振り返ると大きな反省材料、こういうふうで考えているところです。

○大島賢三君 ちよつと一つよろしいですか。ちよつと角度を変えらるんですけども、日本にはよく原子力村というのがあると。日本の大きな原子力村というのがあつて、東電の中にそういう意味で小さな原子力村というのがある。これは政府事故調の報告書の中にもそういうことが出てきますけれども、今まで会長がずつとおつしやつてきたことは、まさにその東電の中に小さな原子力村というのがあつて、原子力本部が全てを取り仕切つておつて、そこには社長も会長もほとんど口を出せないというふうな世の中の書き物なんかに言われているわけですよ。

先ほど、野村委員がいろいろ指摘してあります。二〇〇六年の保安院による注意喚起ですね、全電源喪失の可能性あり。情報が社長や会長のところに届かないで原子力本部長止まりであつたということとをまず事実上先ほど認められたわけですよ、まさに今会長は、そうだと、非常に残念なことにそういう原子力村というのが我が社内にあつて、それがこういう事故につながつたということ、直接的にはないですけども、事実上お認めになつたんじゃないかというふうには私は受け止めております。これ自身、もしそういうことであれば非常に深刻な体質の問題があると思うんですけどね。

二〇〇六年という年は、インド洋大津波もありましたけれども、その前に例のアメリカの九・一一テロ攻撃ということがあつて、既に、自然災害ではないけれども別のそういう形で全電源喪失といったような大変深刻な事態があり得るということが専門家の間で電力会社社内でもいろいろ取りざたされてはいたわけですよ。

そういう状況がありながら、かつ保安院から注意喚起がありながら、それが社内でもトップまで届かないで原子力村の本部長のところ止まりであつたということであれば、この事故は、今回の福島事故は起るべくして起つた災害である、それから、もしそうでなくて一定の措置をきちんとつておればこれは防ぎ得た事故であつたという結論に結び付くんではないかと、今までのやり取りを聞いていますとそういうふうな受け止めるんですけれども、この点についてはいかがでございますか。

○参考人(勝俣恒久君) 今振り返つてみれば、一定の措置があれば防ぎ得たかも知れません。これはいろんな、今回の大きな、先ほど野村先生もおつしやつたいろんな準備をしておけばよかつたんじゃないかということ、そういうことかと思つた。

ただ、その前提として、これはまた原子力村と言われるとこれまたやむなしというところかも知れませんけれども、まさにこの十メーター、十三メーターの津波が来るということをお話ば想定し

ていなかったと。そこで、言ってみれば、先ほどの、野村先生は野球のバックアップということと言われましたけれども、そうした備えが十分でなかったと、このことはおっしゃるとおりかと思えます。

○委員長(黒川清君) それでは、予定の時間は来てんですけれども、ちよつと延ばさせていただきます、あと二十分そこそこということでしょうか。よろしくお願ひします。

○横山禎徳君 今のお答えということは、五層防護の概念と反すると。想定しなかったことが起こったときにも次で止めるといふ考え方が五層防護であつて、津波が来ないと思つたから反省だと言われても、それはもう、そういうことは想定外だけ、それが起こつたときには次の層で止めるというの(が五層防護じゃないんではないか)。

○参考人(勝俣恒久君) はい。おっしゃるとおり、その起きたときの備えというのに、言ってみれば反省材料が多々あると、こういうことだと思ひます。

○横山禎徳君 ということは、先ほど最初にお聞きして、三・一一以降、社内ではどういふふうな指示、新しい指針を出されたのかということに関して、それは社長のマターであるとおっしゃつたんで、それはどういふことを出されたのか御存じかどうかということが一つ、会長としては社内

にどういふ指示を、あるいは新しい指針を出されたいか、それから、先ほどの蜂須賀委員のお話にあつたようなことに関して、まず絶対安全だと言つてきたことに関して今後どういふふうなメッセージを出したいと思つておられるか、その二つをお答えいただきたいんですが。

○参考人(勝俣恒久君) 言つてみれば、設計ペー

が一番の教訓で反省材料であるかと思つております。そうしたことを踏まえまして、まだ福島のこと

○横山禎徳君 地元へのメッセージとしては、何かもう絶対安全だといふ言ひ方はできないと思つてますが、どういふメッセージをお出しになりた

○参考人(勝俣恒久君) これは今福島については、むしろ、言つてみれば、皆様方から廃炉の問

○野村修也君 ちよつと引き続きよろしいです

○野村修也君 何度もしつこくして申し訳ないんですけど、先ほどの会長のお話を私なりに整理させていただきました

○野村修也君 じゃ、先ほどちよつと話が出たんですが、シビアアクシデント対策というのがある

○参考人(勝俣恒久君) そうした内容についてはちよつと理解できていれば、そういうことだつたと

○参考人(勝俣恒久君) いや、そこまで極論した話にはなつていないと考えていますけれど、した

○野村修也君 ですから、確認したかつたのは、万が一のことが起こつたら全電源喪失が起こると

○参考人(勝俣恒久君) ということが言つてみれば今回の一番大きな反省材料であつて、そうした

○野村修也君 分かりました。

○参考人(勝俣恒久君) 発想というのか、言つてみれば設計ベースを中心いろいろな対策を講じて

○野村修也君 じゃ、先ほどちよつと話が出たんですが、シビアアクシデント対策というのがある

○参考人(勝俣恒久君) そうした内容についてはちよつと理解できていれば、そういうことだつたと

○野村修也君 それは要するに、保安院の方がルール化していただくわけではないので、業者任せになつていたから、その点については、東京電力の

○野村修也君 なるほど。

○野村修也君 いや、そこは私、そういうふうな理解、知つていられるわけではないんで

○野村修也君 では、その点については、なぜシビアアクシデント対策がルール化されなかつたのか

○野村修也君 もし万が一ルール化されていれば、そのアクシデント対策の内容いかんによつて

○野村修也君 分かりました。

○参考人(勝俣恒久君) 事原子力の問題については原子力本部の方から、安全の問題、その対策として、それは、コストダウンということは当然しか



るべき部署が考えますけれども、その対応そのものについてそれを全否定するということはありません。

○野村修也君 よく経営ではリスクマップというのをお使いになって経営判断をされておられると承知しているんですけども、当初、津波というのは全くもって起こる確率が少ないという御判断で、発生確率は非常に低いということで経営に与えるインパクトも非常に小さいということで、ちょうどこちらに影響力、影響度が立っているときに、こつちに発生確率が横軸になっているときに一番右下のところに津波というのが位置付けられていたと思うんですけども、津波というのは、現時点で真観津波の話がありまして、それで、場合によってはそういった新しい知見に基づいて津波の発生確率の高さがルーラル化されていくかもしれないというふうに御判断なされたときには、この考え方はどのように変更することになるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これは、リスクマップの場合には、当社の場合、各部署が言わばそのリスク度合い、所管していることの対象のリスク度合いを見てリスクマップを作らるんですが、そうした中で、それが経営の言ってみればリスク問題として出てくるのはある程度限られて出てくると、こういう仕組みになっているんですが、発生頻度が高くといいことになれば、それはまさに経営の課題として取り上げたということになります。

○野村修也君 ということは、経営の今の、何となくいうんでしょうか、皆さんから見ただくと、縦軸に影響力というのがあってですね、それが起こったことによつて発生する影響、インパクトですね。それと、発生頻度というのが横軸になつていて、発生確率が高くて、その発生頻度が高くて、影響力が高いというやつを第一優先に処理しなければいけないということになると思うんですけど、今のところその発生頻度は非常に低くて、それで影響力も小さいというふうなものとして位置付けられていたものなんですけど、それが、この津波の問題が世の中でまさに土木学会の知見以降変化してきたときに、それはどういう位置付けのものとして会社の中ではとらえられることになつたんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) ここは、基本的にそうしたことも含めて土木学会に、言ってみれば波源のモデル確定等について申請をいたしましたという段階でして、その結論はかんによりましてこれは一番右上に来る可能性というの十分にあると、こういう問題かと思っております。

○野村修也君 ということは、発生頻度は変えずに影響力があるかもしれないというふうな考えかたということになりますか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、だから、これは発生頻度として、確率的にと言うことなんですけれども、可能性は非常に大きいということであればそれは非常に影響力も大きいということと、言ってみれば右上のところに位置するような問題になるといふこととあり得ると考えております。

○野村修也君 そのときには、現実には会社の内部ではどういふふうに判断されておられたんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 現時点ですか。これは、現時点では……

○野村修也君 その当時ですね。その当時、まさに真観津波に基づいて発生確率が高いかもしいないというところが世の中で騒がれ始めていたといった段階では、東京電力としてはその問題をどういふ経営の位置付けとして考えておられたんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これは、土木学会に、言ってみれば調査と申しますか、それをお願いいたしまして、その結論次第で動く、こういう対応でありました。

○野村修也君 発生頻度は変えずに、経営上は大きな問題だというふうな位置付けに変更されておられるんですけども、それはどういう意味なんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 三・一一以降の状況ですか。これにつきましては、その前の年というのが猛暑でありまして、非常に需要も大きく伸びた年でありまして、その辺をベースにしながら、言ってみれば供給力等の観点から不足であるところ、端的に言えば、六千万の供給力のところ、二千万、一気に原子力、火力を含めて失ったということで、三分の一供給力が喪失したわけでありまして、供給力としては不足だという判断をいたしました次第であります。

○野村修也君 それは結局、需要量の見込みとの間で足りるのか足りないのかということか、最大のテーマだっと思うんですが、その需要の見込みについて、四月中旬時点において見通していたことというのは大体どのぐらいのことかということに御記憶ありますか。

○参考人(勝俣恒久君) それ自身、私確たるものを今持ち合わせていないんですけども、言ってみれば、前年の状況から見ると、恐らく猛暑等々になつたときには非常に厳しいものになると、そういう判断であつたと思っております。

○野村修也君 先ほどお示しした資料をとりよるものの次のページをちよつと御覧いただければと思うんですけども、これは、この資料は、左肩上の会議名を見ていただければこの会議の資料かということはお分かりだと思うんですけども、ここで、どうしようか、この数字に見覚えはございますでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これは需給対策の方で出した数値であらうかと思いますが、こういうことかと思っております。

○野村修也君 これは何を意味していることなんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これは言ってみれば、需要に対して供給力が最大時点で足りないという話で、これ以外に、これはキロワット面を表します、もう一つ、キロワットアワー面かどうかと、こういう検証が要るものかと思っております。

○野村修也君 何かこの資料は公表の時期を決めているような資料に見えるんですけども、何かこの需要についての公表の時期について判断をされておられるのではないですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、余りその記憶はないんですが、こうしたことについては経産省のエネルギーの方ともよく協議しながら、計画停電等々を含めてどうしていくかということを出しているものかと思っております。

○野村修也君 ということは、政府には、電力はどのぐらい足りるのかという、これ国民にとつて

○参考人(勝俣恒久君) 発生頻度を変えずに、経営として大きいということですか。

○野村修也君 はい。

○参考人(勝俣恒久君) これは言ってみれば、津波対策を仮に講ずるといったようなことになつたときにはそれなりの経費あるいは稼働の問題というところも絡んでそういう位置付けにしたんだらうと思うんですが、これはまだ我々の経営マターのリスク問題としては上がってくるという状況にはなつていないということでありまして。

○野村修也君 では、それはまだ経営のトップクラスの会議ではそういうことは議論はされていなかったということですか。

○参考人(勝俣恒久君) はい、さようであります。

○野村修也君 そうですか。分かりました。じゃ、それをちよつと後でまた検証させていただければというふうな思っていますか。

○野村修也君 そのほかに少しお伺いしたいことがあるんですけど、実際に事故が起こつてしまつた後に、電力のことが相当程度社会にとつても影響力のあるものとして問題になりました。当時、記者会見の席でも、初めて記者会見に会長お出になられたときに、計画停電等によつて国民の、需要者というんことを謝罪されておられるというふうな思っていますけれども、その電力需要について内部での調査、検証というのはどういふふうに行われていたんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 三・一一以降の状況ですか。これにつきましては、その前の年というのが猛暑でありまして、非常に需要も大きく伸びた年でありまして、その辺をベースにしながら、言ってみれば供給力等の観点から不足であるところ、端的に言えば、六千万の供給力のところ、二千万、一気に原子力、火力を含めて失ったということで、三分の一供給力が喪失したわけでありまして、供給力としては不足だという判断をいたしました次第であります。

○野村修也君 それは結局、需要量の見込みとの間で足りるのか足りないのかということか、最大のテーマだっと思うんですが、その需要の見込みについて、四月中旬時点において見通していたことというのは大体どのぐらいのことかということに御記憶ありますか。

○参考人(勝俣恒久君) それ自身、私確たるものを今持ち合わせていないんですけども、言ってみれば、前年の状況から見ると、恐らく猛暑等々になつたときには非常に厳しいものになると、そういう判断であつたと思っております。

○野村修也君 先ほどお示しした資料をとりよるものの次のページをちよつと御覧いただければと思うんですけども、これは、この資料は、左肩上の会議名を見ていただければこの会議の資料かということはお分かりだと思うんですけども、ここで、どうしようか、この数字に見覚えはございますでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これは需給対策の方で出した数値であらうかと思いますが、こういうことかと思っております。

○野村修也君 これは何を意味していることなんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) これは言ってみれば、需要に対して供給力が最大時点で足りないという話で、これ以外に、これはキロワット面を表します、もう一つ、キロワットアワー面かどうかと、こういう検証が要るものかと思っております。

○野村修也君 何かこの資料は公表の時期を決めているような資料に見えるんですけども、何かこの需要についての公表の時期について判断をされておられるのではないですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、余りその記憶はないんですが、こうしたことについては経産省のエネルギーの方ともよく協議しながら、計画停電等々を含めてどうしていくかということを出しているものかと思っております。

○野村修也君 ということは、政府には、電力はどのぐらい足りるのかという、これ国民にとつて



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十二号 平成二十四年五月十四日

非常に重要な問題だったと思うんですけども、この数字について発表の仕方は政府と調整し合ったということですね。

○参考人(勝俣恒久君) いずれそういうことで計画停電という問題がありますので、そういうことになろうかと思えます。

○野村修也君 政府の方に対しては、この数字がこの時期に出るというのと別な時期に出るということについての比較というのをこういう形で考えておられるということはお伝えになった上で、いつの時点で足りなくなるといふふうに発表するかということについて御検討をされた。これ、政府との間ではちゃんと交渉をされたということでもよろしいですね。

○参考人(勝俣恒久君) ということかと思えますけれど、私自身、具体的にどういう折衝になったかということについては承知しておりません。

○野村修也君 ただ、折衝をするのはどなたか部下の方なんだと思いますけれども、そのことについて検討をされた会議は御出席になられている会議です。

○参考人(勝俣恒久君) 経営政策会議資料であれば、そういうことでもあります。

○野村修也君 この会議の議長はどなたですか。

○参考人(勝俣恒久君) 私です。

○野村修也君 このような形で、ある意味ではどうも正確性、正確な情報が国民に伝わっていないという懸念があるわけなんですけれども、こういうのというのは、どうなんでしょう、政府がいろいろと指導されてくるので従わざるを得ないという、そういう整理になるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 基本的には事業者が言ってみれば出していくものでありますけれど、事計画停電といった場合には、当然のことながら政府の方が絡むということに、むしろ政府主導型になるという前提の下で、この供給力あるいは需要面についても公表の仕方、国民への説明の仕方等々も調整があるということでも理解しております。

○野村修也君 ということは、そういう政策が絡

んでいるので、いつの時点で足りなくなるんだということについての計算数値が必ずしも正確に国民には伝わらなかったということでもよろしいですか。

○参考人(勝俣恒久君) 国民に正確に伝わったか伝わらないかはあれですけど、そこは政府とよく調整しながら出ていくということになるかと思えます。

○野村修也君 はい、分かりました。

あともう一点なんですけれども、監督官庁に關しての、監視機関に関する話なんです、監督機関ですね、保安院の話なんです、平成二十二年に政府内では保安院の分離独立というのが検討されていたと思うんですけども、このことについては、在り方検討会という有識者懇談会に御出席になられていたということは記憶されておられますか。

○参考人(勝俣恒久君) はい。

○野村修也君 このときにはどういう提案をされておられましたか。

○参考人(勝俣恒久君) 分離独立の問題よりも、私どもにとつて喫緊の問題はやはり規制基準の科学的、合理的な規制と、言ってみれば簡素化と申しますか、そういうことを私としてはお願いしたところでもあります。

と申しますのは、非常に書類等々が多くなって現場の発電所の人たちがその設備のところまで行けないと、書類をとにかく作ることで精いっぱいだというような声も大分出ましたので、これは全国民共通の課題でしたので、そうしたところをむしろ主張したわけでありました。

○野村修也君 ということは、独立性の高い規制機関をつくるという案に対しては否定的だったというお考えですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、否定的とかいう、そういうことではなくて、事業者としての一番大きな課題は規制基準を科学的、合理的なものにするということでは私は主張したわけでありました。

○野村修也君 もう一枚ちよつとめくっていただ

ければと思いますけれど、これは恐らく御記憶のある合合なんだと思うんですけども……

○委員長(黒川清君) ちよつといいですか。

ちよつとこれ大事な問題なので、もうちよつと時間延ばさせていただいてよろしいでしょうか、四十五分までということ。

○野村修也君 済みません、長くなつてしましまして申し訳ございません。

○参考人(勝俣恒久君) はい、どうぞ。

○委員長(黒川清君) 済みません。

それでは、八時四十五分までということにします。

○野村修也君 政府との間の有識者懇談会のほかにも別途折衝をされておられると思うんですけども、このときの随行者の方のメモだと思わられるようなことを御発言されておられるわけなんです、これは、かいつまんでいただきますとどういうことを主張されておられたということになるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 言ってみれば、今この規制の独立の問題というよりも、私どもにとつては規制基準のまさに合理的なものにしていただくという方が喫緊の課題であると、そこを主眼にしてお話ししたところでありまして、実際上、言わば第三条機関みたいなことにするのがいいのかどうかということ、これはなかなか難しい問題かなとその当時思つた次第でありまして、規制権限の在り方等々もしつかりと踏まえた上でしていただかないと厳しいと、こういう御意見を申し上げた次第であります。

○野村修也君 先ほどの話にちよつと戻るんですけども、電事連というところで、規制当局が出してきた案に対して、今まさに同じお言葉を使われたと思うんですけども、その規制は合理的ではありませぬよということを説明することがあつたというふうに出てきたけれども、それは事業者側から見ればC案の方がいいんだと、合理的

なんだということを折衝される会議として電事連というのがそういう役目を果たされていたという、そういうことだと思わなければならない、合理的というのは事業者にとつて都合がいいという意味ではないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) 必ずしもそういうことではなくて、やはり今の現状をしつかりと理解していただいて、その上で言ってみれば政策展開をしていただくと、そこに主眼があるものであつて、言わば実情、実態を踏まえないでいただくと、言わば実情、実態を踏まえないでいただくと、話になると、こういう趣旨であります。

○野村修也君 分かりました。

事情が分からない人が規制しているという認識なんです。

○参考人(勝俣恒久君) いや、必ずしもそこまで申しませんけれど、やっぱり今の実情というのは、第一線のいろんな問題、課題といったことを理解していただくということは非常に重要な要素と思つております。

○野村修也君 ということは、やはり電力事業者側としては、規制当局がいろいろと自分で例えば海外の知見とかそういうようなものを持つてきて頭でっかちな規制を考えて、これを規制するぞというふうに言つてくるのは、それは実際の現場を知らない人たちの規制なので場合によっては不合理な場合があるという、そういう認識をお持ちだったということですね。

○参考人(勝俣恒久君) 場合によってはそういうこともあろうかと思えますんで、ですけど、とにかく実情をよく知つていただいて政策展開をしていただくということが大変大事なことだと思つております。

○野村修也君 分かりました。

そういうときに、電事連でいろいろと合合をなされて、場合によっては規制当局と勉強会と称する合合をいろいろと設けられて、そして勉強をしていただいて、規制の合理化を図っていくと。時には、A案、B案、C案といったようなものを案

をまとめて、それこそ丸、二重丸、バツみたい  
に、この規制が一番いいのはこれですよというよ  
うな形で案を出すという、こういうプロセスはよ  
く行われていたというふうに思うんですけども、  
も、これというのは、結局、規制を受ける方の側  
が規制を考えた方が合理的だということの意味し  
ているんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) いえ、決してそんなこと  
はありません。これは、政策的な見解というか、  
規制側にも規制側の観点というのがあるわけでし  
て、そうした観点を踏まえて、現実、実情をしつ  
かりと理解しながら政策展開をしていただくとい  
うことに主眼があります。

○野村修也君 ということは、言うべきことは言  
うと、ただ決まったら従うという、先ほどおつ  
しゃつたことだと思っただけでも、過去に電  
力事業者にとって、案は出したものの電力事業者  
としてみれば不合理な規制になってしまったもの  
というのはあるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、具体的にどうい  
うものかというのはいくらもありません。それはそ  
ういうケースもあると思います。

○野村修也君 何か例は、通常、例えば、案は言  
うものの、規制当局の方は聞き及ぶと、ただ、聞  
いてはみたものの、世界的な水準から見ればこれ  
がグローバルスタンダードなのでこの規制でいく  
というふうに行われるということが日常的なの  
か、それとも、出てきた案に対して議論をした結  
果、ある意味では納得のできるような規制に落ち  
着いていくというのが実態だったのか、どちら  
だったんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) さあ、それは割り切るこ  
とはなかなか難しい問題じゃないですか。ケー  
ス・バイ・ケースだと思います。

○野村修也君 では、一つでも結構なんです  
が、これは明らかに不合理だと思われるような規制が  
押し付けられてしまったケースというのはあるん  
でしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) なかなかすぐそういつた

ことで思い付くもの、これは特に原子力につい  
てですか。

○野村修也君 そうです。  
○参考人(勝俣恒久君) 原子力について、例えば  
保安規定なんかも非常にきめ細かく品質管理まで  
含めて入っているというふうなところ、本当にそ  
ういうことがいいのかどうかとか、そういうこと  
はあろうかと思えます。

○野村修也君 先ほどの話に戻るんですけど  
も、この独立性の高い役所になってしまうと、そ  
ういう権限を持つてしまつて、独立性があるため  
に、結局、専門的な頭でつかない規制が押し付け  
られてしまう確率が高くなるという、そういうこ  
とをここで御意見されているわけではないん  
ですか。

○参考人(勝俣恒久君) 一番我々危惧するのが、  
実情もなかなか理解されない中で、非常な権限を  
与えられると、とにかく強制的にいろいろなもの  
が規制されるというのはいくらも困ると、こういう意識は  
あります。

○野村修也君 今、客観的に見ますと、日本のこ  
の原子力規制というのは、世界から見ると随分フ  
ニクな規制になっていく部分が多いわけでは  
ない。つまり、世界ではもう既に導入されてい  
るのであつたとしても、日本は導入されてい  
ないことが多いわけですね。これはもう表に  
して比較してみますと明らかで、まさにこれは、  
世界の線を行つていたのに日本はそこに行かない  
という状況がずっと続いているわけなんです  
が、これは、日本というところで原子力事業とい  
うのが世界に比べて特殊性があるために、その特  
殊性に照らせば、むしろ合理的な規制の方が選  
ばれたというところになるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 我々、もう一つ、科学  
的、合理的な規制以外には、国際基準に照らした  
ときにどういうことになっているのか、そこはよ  
くチェックしてほしいと、こういう主張もしてま  
いりました。

だから、ある意味で、足りないところもいろい

ろ、もちろん国際基準から見るところ、いろいろ  
あるかと思えますけれど、片つ方で、何といま  
すか、がんじがらめになり過ぎのところもある  
と、こういうことかと思えます。

○野村修也君 では、その国際基準を変えてまで  
も日本が大事にしなければいけない要素というの  
は、例えばどういふものがあるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 一言で言うと、なかなか  
これは難しいんですけど、肝心な安全問題とい  
うような問題についても、何と云うんですかね、  
きちつと整理すると。例えば今、工事計画認可可  
なというのがありますけれど、非常に新しいもの  
にしていくということに時間が掛かるわけですね。  
一年、二年掛かつたり、設備変更なんかもそうい  
う状況というのがあります。そうしたことを含め  
て、いいものは、安全にかかわつていいものは積  
極的に入れていくような仕組みも大事ですし、  
片つ方で、自主保安というところまで行かないで  
すけれど、原子力場合には、そういう方向性  
というののも一つ大きな要素かと思えます。

○野村修也君 例えば、耐震バックチェックの話  
がありましたけれども、耐震バックチェックが事  
業者任せになつたというのは日本の特殊性だと思  
うんですが、事業者任せにおいたら、結局、物  
すごく遅れたわけですね。

最初に確認しましたように、二十七年とおつ  
しやられましたけれども、その最終報告書を出す  
時期が、当初三年弱というものを、東京電力さん  
の判断で二十七年まで遅らせてもいいというふう  
に御判断されたわけですね。こういうのという  
のは、果たして世界的に見て合理的な規制だとい  
うことになるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) この場合には、言つてみ  
れば、中越沖地震という非常に大きな事象が一つ  
間に挟まれているということがあるかと思いま  
す。したがって、それが合理的かどうかとい  
うことよりも、実態的にそうせざるを得なかつた  
という要素もあるので、これは、例えばそれを物  
理的に二十二年程度まで全部完成せよと言つても、

基本的に日本全国で始まつている話なので、とて  
も物理的には無理だつたかと思えます。

○野村修也君 福島第一原子力発電所です  
ね、あの福島の第一原子力発電所で耐震バック  
チェックはどのぐらい進んでおられますか。

○参考人(勝俣恒久君) 現段階で言うのはちよつ  
と非常に難しい問題ですけれど……

○野村修也君 どのぐらい進んでおられました  
か。

○参考人(勝俣恒久君) 何と申しましようか、モ  
デルプラントも含めて、結構進んできたという理  
解でしたが、今回のあれでまたちよつと難しく  
なつてきているということかと思えます。

○野村修也君 耐震補強工事はどうですか。  
○参考人(勝俣恒久君) 耐震補強工事もやつてお  
ります。

○野村修也君 予算がほとんど使われていない  
んですけれども。  
○参考人(勝俣恒久君) いや、それはちよつと違  
うかと思えます。基本的に、完全に仕上がり  
工屈が出たからの支払になるんで、お金が出てい  
ないけれど、かなり、例えば、ちよつと号機忘れ  
ました、第二の四号とか、第一の五号ですか、  
何かその辺りはもうかなり終わつていてというよ  
うな段階になつていくかと考えております。

○野村修也君 そのような進捗が仮にあつたとし  
ても、そのことについて十分時間の合理的な範囲  
内に取まつているとはなかなか言えないです  
ね、このタイミングで。相当遅れているという  
うには言えると思うんですが。

○参考人(勝俣恒久君) はい。これはもう私自身  
も、むしろ先ほど申し上げましたとおり、ちよつ  
と遅いんじゃないかというところで、どうなつてい  
るんだという質問をしたようなところで、確かに  
遅れているということは言えると思えます。

○野村修也君 これは、例えば、先ほど出てきた  
シビアアクシデント対策にしてもそうですが、  
バックチェックにしても、バックフィットという  
考え方がございますね。つまり、炉について



○参考人(勝俣恒久君) バックフィットが適用されないのは……

○野村修也君 ごめんない。バックフィットという形で適及的にその基準の遵守を規制として要求されるということが我が国の場合には行われなかつたわけですね。事業者の方がシミュレーションをして、そのシミュレーションの結果に基づいて計画を出して、そして自分のスケジュールである意味では監督当局に報告しながら耐震補強工事をやっていますという、非常に意味では業者の方に任された形での対応策ということになっていったと思うんですけども、これをきちっと期限を限って、いついつまでに遵守しななければ炉の適格性が損なわれますよというように形で規制されれば、いやが応でもっと早くやらなければいけなかつたんじゃないかと思うんですが、そういうふうな規制というふうにならなかつたことは合理的だつたんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、これは私が判断する問題でなくて規制当局が判断する問題だと思います。

○野村修也君 いや、合理的であるかどうかというのを先ほどいろいろと御説明いただいていたので、過去に遡ってきちっと規制として適用をさせるという選択もあつたわけですが、それがA案だとしますと、今回実際に導入されているバックチェックという、業者に任せるとこのB案の方が、今、合理的だつたというふうにお考えになられますか。

○参考人(勝俣恒久君) この問題はちよつと合理的とかいう話と若干違っているような気がいたしております。

バックチェックで例えば強制的に何年までというところでやり方も一つあると思いますし、事業者

○野村修也君 いや、合理的であるかどうかというのを先ほどいろいろと御説明いただいていたので、過去に遡ってきちっと規制として適用をさせるという選択もあつたわけですが、それがA案だとしますと、今回実際に導入されているバックチェックという、業者に任せるとこのB案の方が、今、合理的だつたというふうにお考えになられますか。

○参考人(勝俣恒久君) この問題はちよつと合理的とかいう話と若干違っているような気がいたしております。

バックチェックで例えば強制的に何年までというところでやり方も一つあると思いますし、事業者

○野村修也君 いや、合理的であるかどうかというのを先ほどいろいろと御説明いただいていたので、過去に遡ってきちっと規制として適用をさせるという選択もあつたわけですが、それがA案だとしますと、今回実際に導入されているバックチェックという、業者に任せるとこのB案の方が、今、合理的だつたというふうにお考えになられますか。

○参考人(勝俣恒久君) この問題はちよつと合理的とかいう話と若干違っているような気がいたしております。

バックチェックで例えば強制的に何年までというところでやり方も一つあると思いますし、事業者

○野村修也君 では、電事連のところなどは耐震バックチェックについては例えばバックフィットという、そういう適及適用みたいなものは困るといふような議論はなかつたということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) バックフィットについての議論というのが電事連でどういう形で行われたか私は知りませんが、なかなか難しいという意見は恐らく出るのではなからうかと思えます。ただ、徹底的に反対するかどうかということはまだ別の問題です。

○野村修也君 反対するかどうかではなくて、まさに、そういうのは事業者から見ると、先ほど御説明のあつた頭でつかちな、ある意味では実情を知らない規制に見えるというふうなことはお認めになるわけですか。

○参考人(勝俣恒久君) ちよつと違う問題だと思います。

○野村修也君 そうですか。じゃ、シビアアクセシブル化がルール化されなかつたことについてはどう思われますか。

シビアアクセシブル化が、例えば炉規法みたいなところにきちつと入るとか、あるいはほかのシビアアクセシブル化が提案されていたわけなんですけれども、このことについてルール化をしないという結論に最終的になつたわけですね。そのルール化をしないという結論については、やはりそれは事業者から見れば合理的な選択を保安院はなされたというふうにお考えですか。

○参考人(勝俣恒久君) そこは事業者が絡んでいる話ではないかと存じます。これはむしろ規制当局の問題だつたと思います。

○野村修也君 いや、ですから、規制当局が規制するときにはほとんど電事連と議論をされておら

○野村修也君 いや、ですから、規制当局が規制するときにはほとんど電事連と議論をされておら

○野村修也君 いや、ですから、規制当局が規制するときにはほとんど電事連と議論をされておら

○野村修也君 いや、ですから、規制当局が規制するときにはほとんど電事連と議論をされておら

○野村修也君 そうですか、そのところでは、本当にそういうような議論があつてそうしたかどうかは私は……

○野村修也君 そういう経緯があつたかどうかは結構です。経緯があつたか否かを別にしても、電力事業者として見識を持つておられる会長のお立場からいけば、そのシビアアクセシブル化の方策ということを法律に規定しないという選択の方が今思うに合理的だということにお考えになられますか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、その内容次第だと思います。

○野村修也君 仮に内容が、そのシビアアクセシブル化について、今はゼロなわけですけども、幾つかがルール化されてもそれはそれで構わないという。

○参考人(勝俣恒久君) それはそれで一つ、我々としては従うということだろうと思えます。

○野村修也君 では、そのことについては、仮にルール化をしたいというふうには保安院が考えていたとしても、事業者が口を挟むべきものではないということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、だから、そのときに、例えば実際上その立地町に与える影響とか、その内容次第だと思います。

○野村修也君 立地町に与える影響というのはどうでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 例えば、何といいましよるか、ゾーンを広げるとか、いろんな避難区域の問題とか、そういうところまで入ってくるのか、そういうところにシビアアクセシブル化の内容次第だと思えます。

○野村修也君 そうですね、シビアアクセシブル化が起こつたという場合に、避難区域をある程度設

○野村修也君 そうですね、シビアアクセシブル化が起こつたという場合に、避難区域をある程度設

○野村修也君 そうですね、シビアアクセシブル化が起こつたという場合に、避難区域をある程度設

○参考人(勝俣恒久君) いや、だから、それだけに対応できるかどうかという問題です。これは事業者としても、国としても、また市町村にとつてみても、そうして広げて、それじゃ、例えば十万人の人たちが避難するというようなことをどういうふうにしていくかとか、そういうことが現実でしっかりと検討がないと、なかなか簡単にそうはいかないという問題につながると思えます。

○野村修也君 それは、だから、国が考えることですね。

○参考人(勝俣恒久君) そういふことです。

○野村修也君 避難については、国がそれを責任を持つて避難させることができるエリアなのかどうかと、それは国が考えればいい話なんです……

○参考人(勝俣恒久君) そういふことです。

○野村修也君 電力事業者さんとして地元のことについてどうしてお考えになる必要があるんですか。

○参考人(勝俣恒久君) いやいや、考えるところは、電力事業者として……

○野村修也君 いや、ですから、私がお伺いしているのは、電力事業者として……

○参考人(勝俣恒久君) 考えなくちゃいけないというのを私は申し上げているので……

○野村修也君 分かりました。電力事業者のことで、例えばシビアアクセシブル化で、今の例で結構です、例えば避難区域をシビアアクセシブル化を想定すれば、今まで住民の方に危険だと言つてなかつた地域の方々にも、これも危険の区域になつて、万が一のときには避難することになるかもしれないということをお考えに伝えるべきではないわけ

○野村修也君 分かりました。電力事業者のことで、例えばシビアアクセシブル化で、今の例で結構です、例えば避難区域をシビアアクセシブル化を想定すれば、今まで住民の方に危険だと言つてなかつた地域の方々にも、これも危険の区域になつて、万が一のときには避難することになるかもしれないということをお考えに伝えるべきではないわけ

○野村修也君 分かりました。電力事業者のことで、例えばシビアアクセシブル化で、今の例で結構です、例えば避難区域をシビアアクセシブル化を想定すれば、今まで住民の方に危険だと言つてなかつた地域の方々にも、これも危険の区域になつて、万が一のときには避難することになるかもしれないということをお考えに伝えるべきではないわけ

○野村修也君 分かりました。電力事業者のことで、例えばシビアアクセシブル化で、今の例で結構です、例えば避難区域をシビアアクセシブル化を想定すれば、今まで住民の方に危険だと言つてなかつた地域の方々にも、これも危険の区域になつて、万が一のときには避難することになるかもしれないということをお考えに伝えるべきではないわけ



です。

○参考人(勝俣恒久君) はい。

○野村修也君 そのこと自身は何か電力事業者にとつて重要な意味があるんですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、決まればそういう方向でしっかりと説明をしていくということになるのかと思います。

○野村修也君 ということは、電力事業者としては、もうそのことについて、シビアアクセシブルな対策については何の利害もないということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、それは中身次第で分かります。

○野村修也君 です。それから、今のケースで結構です。ですから、避難区域が拡大するという点について、東京電力としては何か利害関係があるんですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、特に今すぐに思い付くということはありません。

○野村修也君 それでは、シビアアクセシブルな対策として避難区域が拡大するということが例として挙がっていても、電力事業者としては、それは国が考えることで、国ができるならどうぞという、そういうお立場になるということですか。

○参考人(勝俣恒久君) 基本的にはそういうことだと思います。

○野村修也君 では、そのことについて電力事業者は、じゃ全く考えることがないと。だとすれば、あとは……

○参考人(勝俣恒久君) いや、全く考えることがないかどうかはまた全然別の問題です……

○野村修也君 例えば、どんな配慮が必要になるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) それは、これから我々としてもいろんな説明をしていくとか、理解活動をしていくということにどう影響があるのかとか、そういうことは当然考えるということになると思います。

○野村修也君 それはやはり住民の方に改めて、

これまで危険じゃないと言っていたところに危険かもしれないということをお伝えすることになるので、それ自身は大変だということですか。

○参考人(勝俣恒久君) そういうこともあろうかと思えます。

○野村修也君 なるほど。

あと、訴訟との関係はどうでしょうか。訴訟との関係はいかがでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 訴訟の問題も余り意識したことはないです、率直に言っています。

○野村修也君 そういふことかと思えます。云々といったことでしたこともないです。ただ、いろいろ説明とか、いろんなことはしていかなきやいけないと、こういうことかと思えます。

○野村修也君 ということは、説明をするという作業が増えるという程度のもので、このことについてはそれほど利害関係はなかったということですか。

○参考人(勝俣恒久君) そうです。

それから、立地町でも安全の問題や何か対策に配慮するということはありません。これは言ってみれば、国の決まり等々も含めて、それに従っていくということかと思えます。

○野村修也君 相当程度電事連の方ではシビアアクセシブルな対策のルール化に抵抗されているやに思うんですけども、それはどうしてなんですかね、今のお話ですとよく分からないんですけども。

○参考人(勝俣恒久君) いや、その内容がどういうことか私存じ上げていないので申し上げることができないんですけど、それはまあ何か影響があると判断したからということかと思えます。

○野村修也君 知っているかどうかは結構なんです。今お考えになっていただいて、シビアアクセシブルな対策が法律上ルール化された場合というのは、今のことでいうと、避難区域の拡大はそれほど影響はないということであれば、ほかに何か懸念材料というのはあるんでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) どうですかね、全然ちよつと内容を、シビア対策の法律の内容を存じていませんので、判断できません。

○野村修也君 なるほど。もし方がこれがルール化されていて、もう少し避難区域等について事前に訓練なりそういうものも行われるような事態になっていたらとすれば、今回、この事故が起

こつた後の避難等についても少しスムーズに行われたんではないかというお考えはありますか。

○参考人(勝俣恒久君) それは、そういう可能性はあるかと思えます。

○野村修也君 どの辺りにそういう可能性をお感じになりますか。

○参考人(勝俣恒久君) やはり今回、ある意味でそのお知らせというものが、当初のファクスの伝達から含めて、我々としては一斉に、言ってみれば周辺市町村も含めて出しておりました、市町村によつては人も派遣してというふうなことでいたしたんですが、ファクスが届かないとかいろいろなことが後ほど、後日分かった。こういうようなこととありまして、反省材料は多々あるわけですね。そういう言ってみれば関係市町村への連絡等々につきまして。

○野村修也君 そうしたところが何らかの格好で改善できるということもあるかもしれませんし、また、市町村の方の受け方もまたいろいろ出てくるかと思えますので、そうしたところは今後の課題であるというふうにご考慮をお願いします。

○野村修也君 私どもが調べている限りでは、保安院はこのシビアアクセシブルな対策のルール化については相当程度自分たちで実施したいという考えを持っていて、それに思わねえです。ところが、やはり電力事業者の方の側から、やはりそれについてはいわゆる、何とかフリージビリティがないということ、やっぱりそれ自体がなかなか受け入れ難いという、そういうお話もあり、引つ込んでしまったという部分があると。この部分については、保安院の方のお話の中には、今から思えば大変残念な思いだということをお

おっしゃる方もいるわけですね。そういうような状況の中で、もし方が一独立性の高い保安院というものができていけば、それはもう電力事業者の方の側の話を聞かずに、ある意味では信念に基づいてルール化を行うということもあつたのではないかと思いますが、そういうふうにはお考えにならないですか。

○参考人(勝俣恒久君) いや、そのシビアアクセシブルな対策に、何と云うんですか、形だけのものではなくて、実質的にも非常に効果のあるようなものは、そういうものが法的に決められるということは、これはもう我々としても当然のことながら賛成するという、そういうことになるので内容次第だと、こういうことかと思えます。

○野村修也君 分かります。

もう余り時間ありませんので、最後にもう一度だけお伺いしたいんですけども。冒頭に、今回の事故については津波とか地震とかという、地震、津波という天災が原因だったというふうにお話されてきた時期があつたと思うんですけど、東京電力として、公式見解として、それで、もう一方においては、やっぱり事前の準備でありますとかあるいはその後の対応という部分にか

り疑念とか指摘があるわけですね。まとめますと、先ほどありましたように、想定外津波が起つたら全電源喪失があるかもしれない、炉心損傷もあるかもしれないという、そういう情報が届いていたにもかかわらず、経営者のところに届かなかつた。さらには、仮に届いていても、先ほどのお話であれば、いまだに一人目のところがエラーはしないんだからバックアップは要らないという考えだつたという、そういうお話もあつて、それは反省点だと思つてお話を聞かされたら、そういう考え方もどうなのかなというふうにも思われるわけですね。

さらには、先ほどからも出ていましたように、幾つかの事故が起つた後の対策でも、やや、こうすればよかつた、ああすればよかつたというものはあると、ただ、これが責任があるかどうかは

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十二号 平成二十四年五月十四日

別だというお話だったと思うんです。

そういうような中で、もう一度今日こうやって議論させていただいて、お考えを伺いたいんですけど、どのぐらいがやはり天災の事故によって、天災によるものであって、どのぐらいが人為的なミスに基づくものなのかという、そういうお考えについて……

○参考人(勝俣恒久君) その辺の区分けというのは全く正直判断できません。ただ、言えることは、まさにそれは津波の影響というのが非常に大きい主原因でありますけれど、今振り返ってみれば、反省するところも多々あり、対応が図れていればもつと被害は小さくできたということは言えるということかと思えます。

○野村修也君 その対応の部分には東京電力の対応もあるかと思うんですけども、政府の方の対応についてもやはり幾つかのミスがあったらどうかというふうにはお考えになっておられるということでしょうか。

○参考人(勝俣恒久君) 政府の方はどうということのミスというの、かちよつとよく存じませんけれども、それ自身大きな今回の事故に影響を及ぼしたとは必ずしも考えておりません。

○野村修也君 ただ、その事前の対策の部分で、例えば、先ほど来から出ている全電源喪失について、情報提供したと。ただ、ちゃんと経営者の方に届いたのかということも政府は確認も何もしていないわけですね。ただ知らせておくと。この程度のやり方であれば届きもしないし、届かなくても、まあ仮に届いても大した重みのあるものじゃないだろうというふうな扱いになつてしまふというふうなこともあると思うんです。こういうところ一つ一つの中で、政府あるいは規制当局の方の対応にもやっぱり問題点があったんじゃないかなと思う国民は多いと思うんですけども、そういうようなところについてはやはりお感じになるところはありますか。

○参考人(勝俣恒久君) 私どもが言える立場にありませんけれど、そういう可能性はあつたと思

ます。

○横山禎徳君 ちよつと一つお聞きしたいんですが、規制当局、規制官庁、政府というところの、この原子力分野に関する技術的な面も含めて、専門性をどういうふうな会長は御覧になっておられるか。というのは、お役人はローテーションがありますし、必ずしも専門家ではないわけですね。一方で、東京電力は現場を持つているし、技術者もおられ、それは長い経験を積まれていますから、そこに専門性の格差があると考えるのが自然なんです。会長から御覧になって規制当局は東電と同等以上の専門性を維持しているというふうにお考えですか。

○参考人(勝俣恒久君) ちよつと私自身が明快に、正確な答えになるかもしれないけれど、感

○横山禎徳君 その場合に、東電にいろいろな質問等々、技術的な面で事実上教えてもらおうというふうな形というのは存在しないんですか。

○参考人(勝俣恒久君) まあそういうこともあろうかと思えますけれど、ある意味で保安院の下に

○野村修也君 ちよつとごめんなさい。最後に二

後的な対応について、先ほど具体例として、炉の

責任者である吉田所長に対して、例えば総理が

○参考人(勝俣恒久君) 事故後の対応としてつ

○野村修也君 分かりました。

○参考人(勝俣恒久君) はい。

○野村修也君 社長に就任されたその二〇〇二年

○参考人(勝俣恒久君) 一点たりとも言われる

○野村修也君 それは全くありません。

は取りに行くのでも、線量の高いところで後で

○野村修也君 なくつたということでは、ゼロで

○委員長(黒川清君) よろしいですか。

○野村修也君 分かりました。

それが、どうも、質疑も尽きないところですが、本当に今日は大勢の方がまた来られて、私の不手際もあるんですけど、予定を一時近く延びてしまいました。ここで委員会終了の時間になつたわけですが、いかがでしょうか。これまでずっと皆さんこのテレビを通じてじゃないけど、このウェブサイトで皆さんと議論するところをお見せしているわけですが、これももちろん勝俣さんも御存じだと思いますが、英語で同通をして、ウェブサイトでまたいつでも見れるようになっていくということ、それもかなりフィードバックがいろいろあります。皆さんどう感じましたか。これは皆さんがまた判断していただきますけれども、やはり皆さんが感じていたことは、勝俣さんも本当に、東電という大会社のトップを務められておられますけれども、やはり世界が変わつてくると、どんどん知つていく人が増えてきている、国境を越えて、日本も大國ということですから、そういう意味では、それぞれのポストの人が、まあ保安院の方たちもそうですけれども、それぞれのポストの人がやはりそれだけの覚悟でやつていられるのかなという話をみんな感じていられるんじゃないかなという気がいたします。それからまた、支援、アドバイスと責任をどう

<p>いうふうに考えておられるのかなという話を、それ、今、十分時間はないわけですけども、何となくみんな、何かそしゃく不良とか、はつきりしないなというようなことがやはり起こっているんじゃないかなというのが私の感想でした。</p> <p>そういう意味で、本場に勝俣さん、本日はいろいろの意味でありがとうございます。長い時間お待たせしまして、本場にありがとうございます。個人的には、一時間も延びたことについては、本場に御苦勞さまでしたとお礼を申し上げます。</p> <p>次回の委員会ですが、五月の十六日、今週の水曜日ですが、事故当時の経済産業省の事務次官でありました松永和夫さんに対して質疑を行う予定でございます。</p> <p>それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。</p> <p>午後九時散会</p>	
---	--





# 第13回委員会

# 第13回委員会

平成24年5月16日

(衆議院第16委員室)

## 概要



松永 和夫 参考人  
(前経済産業事務次官)

2010年7月から2011年8月まで前経済産業事務次官を務め、経済産業省の事務方トップとして、事故対応に当たった松永和夫氏に参考人としての聴取を行った。松永氏は2004年6月から2005年9月まで、原子力安全規制を所掌する保安院長も務めている。

委員会では、事故前の安全確保に関しては、安全委員会が2006年9月に改訂した新耐震指針で、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受ける恐れがないこと」と定めた。米国では同時多発テロを受け、米国原子力規制委員会が「B.5.b」と呼ばれる対策を策定する等の動きがあり、こうした動きに保安院がどう対応したかについて質疑がなされた。

事故後については、電力供給に不安の残る中、原子力発電所の再起動(再稼働)をめぐって、供給力を確保するために早期の再起動を求める考え方と、事故を踏まえた安全対策の徹底を求める考え方とがあり、原子力の安全と推進の双方を所管する経済産業省が両者をどのように位置づけ、どのような対応を行ったかが論点となった。

## 主要ポイント

### ○事故前の安全確保に関する判断

保安院長時代、新耐震指針を導入した際には美浜原発の事故への対応に忙しくて時間をさけなかったと述べた。また、「B.5.b」と呼ばれる対策の導入検討についても関知していないと述べるなど、原子力の安全の重要な局面で直接関与していないとしたり、あるいは自らの責任の所在について明言を避けた。

### ○原発の再起動に係る安全性の判断

海江田経済産業大臣が2011年6月18日の談話・声明で示したように、政府の事故原因調査が終わっていない中で、経済産業省が早々に原子力発電所の再起動には安全上支障がないと決定したのであれば、エネルギー政策と原子力の安全規制を所管する責任者としての判断の妥当性に疑問が残る。ストレステストについても自らの関与についての言及を避けた。

### ○電力供給量の発表

夏季の電力供給については、社会に大きな影響を与えるため、資源エネルギー庁は東京電力と密接に協議していた。東京電力は、早期に自らの電力供給量を把握していたにもかかわらず発表を遅らせたが、そのことについて松永参考人は承知していないとした。

### ○プルサーマル導入

福島第一原発3号機のプルサーマル導入が検討されていた時期、プルサーマル特別交付金などで導入を急がせる一方で、時間がかかる耐震バックチェックを実施する機会が失われた可能性がある。

### ○緊急時の対応能力

保安院と同様、経済産業省も緊急時の対応について準備が不足していた可能性があることも明らかになった。経済産業省を含め、原子力の推進や安全確保に責任を持つ行政機関の在り方に問題が見える。原子力に正面から向き合っていくために何が必要かを真剣に考える必要性を再認識した。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第十三号

平成二十四年五月十六日(水曜日)

於衆議院第十六委員室

午後一時三十分開会

出席者

委員長 黒川 清君

大島 賢三君

櫻井 正史君

田中 耕一君

田中 三彦君

野村 修也君

峰須賀禮子君

横山 禎徳君

崎山比早子君

田中 耕一君

野村 修也君

横山 禎徳君

松永 和夫君

木村 逸郎君

東電電力福島原子力発電所  
事故調査委員会事務局長 安生 徹君

参考人 (前経済産業事務次官) 松永 和夫君

参考人 木村 逸郎君

参考人 安生 徹君

## 本日の会議に付した案件

事故当時及び事故後の状況や経緯並びに今後の原子力安全の在り方等について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調でございますが、第十三回委員会を開会いたします。御案内のように、きょうは、参考人に対する質疑を早速開始させていただきますと思っております。

きょうは、前経済産業事務次官でございます松永和夫さんに来ていただきました。ありがとうございます。

ここにありますように、松永さんは、当時の通産省に入省以来キャリアを積んでまいられまして、二〇〇一年には経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部長、二〇〇四年からは原子力安全・保安院長を務められました。さらに、その後、大

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十三号 平成二十四年五月十六日

臣官房総括審議官、大臣官房長、経済産業政策局長となられ、二〇一〇年の七月以降、二〇一一年三月十一日の発災当時を含めて、二〇一一年の八月まで経済産業事務次官を務められました。

福島事故の当時、原子力安全を所轄する原子力安全・保安院並びに原子力エネルギー推進を所管する資源エネルギー庁双方を所管していた経済産業省の事務次官でいらつしたわけでございます。本日に御苦勞さまでございます。

○参考人(松永和夫君) 御紹介いただきました松永でございます。

昨年八月まで、今御紹介いただきましたように、経済産業省で事務次官を務めておりました。昨年の福島第一原子力発電所の、大変大きな重大な事故が発生をいたしました。大変大きな方が被災をされ、避難を余儀なくされ、また今日でも大変大勢の方が大変苦しい環境の中で暮らしを続けておられるということに對しまして、今委員長から御紹介をされましたとおり、当時経済産業省の事務方のトップとして、大変申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

本日は、しっかりとお話をさせていただきますと思いますので、どうぞよろしく願っています。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

○田中三彦君 委員の田中三彦さんから、二、三の御質問をお願いいたします。

○田中三彦君 委員の田中と申します。よろしくお願います。

主に、三・一一以前の福島第一原発の基礎体力といえますか、どういう原発だったかということ

に關係する話をちよつと伺いたいというふうにあります。

松永参考人は、二〇〇六年の九月、安全委員会が決定しました耐震設計審査指針、いわゆる改訂の方ですけれども、新指針と俗に言われていますけれども、その新指針の策定作業というものが、その当時の保安院の院長としてかかわられた、そういう認識でよろしいでしょうか。

○参考人(松永和夫君) お答えいたします。

当時、原子力安全委員会の方で今御指摘の耐震指針の改定作業をしていたことは承知をしております。当時、保安院の方からも、呼ばればという形だつたと思えますけれども、オプザーバーという形で関係者が参画していたのではないかと記憶をしております。

○田中三彦君 そこで、津波というものの認識ですけれども、旧指針には津波に関する項目がありませんか。

○参考人(松永和夫君) 今、私、承知をしております。申しわけありません。

○田中三彦君 それは記載がないと思えます。新指針の方の一つの特徴になっていると思えます。

これが新指針、新耐震設計審査指針における津波に関するところで、その新指針の最後の最後の八番というところに、「地震随伴現象に対する考慮」ということで、こういう文言があります。その中に、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると思定することが適切な津波によつても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないということを考慮していかなきゃいけないわけです。

これはスライドをつくる關係で四行ございますけれども、行数はどうでもいいと言えは、どうでもいいんですが、新耐震設計審査指針の原文では、これは二行と二文字、三文字ぐらいということ

で、まあ三行ということですが、けれども、ほとんど二行にまとめられている。そのぐらい小さい扱いになっておりますけれども、これに對して何か御意見はございますでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 当時、私が保安院次長として、それから院長として在籍をしておりました三年間、今振り返りまして、この安全委員会での耐震指針の改定作業の中で津波の問題についていろいろ議論をされた、そういうふうになっているということの報告を受けた記憶は、残念ながらございません。

○田中三彦君 報告は受けていないということですか。

○参考人(松永和夫君) 私は、そういう記憶がございません。

○田中三彦君 そうですか。

このときは、世界的には、その二年前、二〇〇四年に、パングアチエの地震で、スマトラ沖の大地震が起きていて、それで平均十メートルぐらいの津波が何回か押し寄せているというのが二年前ぐらいにありますけれども、そういうことに関する議論というのはどういふふうになつたか、その辺も御存じありませんか。

○参考人(松永和夫君) 二〇〇四年の十二月に、スマトラ沖で大地震、大変大きな津波があつたというのはもちろん記憶をしておりますけれども、その話と安全委員会の検討作業との間の關係といえますか、そのところは、残念ながら当時明確に頭の中では理解をされておりました。

○田中三彦君 安全審査指針ですから原子力安全委員会の話としても、当然、保安院の方では強い関心を持っている問題でございますね。その問題に對して、保安院の中で、この問題で、これで十分なのかどうかという議論はしていないんですか。



○参考人(松永和夫君) 保安院の中でできていた可能性はあると思います。ただ、私は、そういう議論があったというふうには報告を受けておりませんでした。

○田中三彦君 議論があつたというのは、院内での議論があつたかどうかということですか。

○参考人(松永和夫君) はい。

○田中三彦君 報告は受けていないと。

○参考人(松永和夫君) そう思います。

ちよつと補足をさせていただきますと、今から振り返りますと、院長になりましたのが二〇〇四年の夏でございますが、二〇〇四年の八月に、関西電力の美浜三号機で大変大きな事故がございまして、五名の方が亡くなられました。当時、私の院長としての仕事のかかりのウエートは、この美浜三号機の事故への対応ということでございまして、多分、その辺の対応は翌年の春過ぎまでかなりの部分統一していたというのが私の記憶でございます。

○田中三彦君 では、そういうことはわかりました。

今度は、福島第一原発というものが、三・一の前ほどのぐらゐの耐震性能を持っていたかというところに非常に強い関心があるんです。

大体、原発というのは、福島も入れれば五十基ということになりますけれども、それが建ててきている、耐震との関係でいうと大体三つの時代、時代というのは大げさな言い方ですけれども、時期というか、そういうふうに分けることができます。一つは、今言いました新指針と言われるもの、新耐震設計審査指針というものが二〇〇六年九月に決定されております。これ以降、今日まではこの指針が適用されるわけですが、この指針を適用した原発というのはございますか。

○参考人(松永和夫君) 済みません、私は承知をしております。

○田中三彦君 新耐震設計審査指針を使って現在運転されている原発というのは、存在していないんですね。

○参考人(松永和夫君) バックチェックをしていて、今まだ途中だというふうには……

○田中三彦君 バックチェックの話ではなくて、新耐震設計審査指針を最初から適用した原発というのは存在していない、それでよろしいですね。

○参考人(松永和夫君) はい。失礼しました。

○田中三彦君 だから、最初から使われているということはない、そういうことだと思えます。

そうしますと、五十四基というのは、旧指針、旧耐震設計審査指針か、あるいはそれ以前のものというところで、それ以前というのは、ここにございまして一九八一年の七月に、古い耐震設計審査指針というのが初めて決定されています。これは驚くべきことで、それまでに、一九六六年に福島第一原発というのが申請されていくんですけれども、そういうことを考えても、実に十五年間にわたって、審査指針というのが存在しないまま、地震国日本に耐震設計審査指針のような安全指針がないまま、ずっと原発が建ててきたという時代がございまして。

したがって、こういうふうな三つの時代に分かれると思えますが、福島第一原発は、このところ、一九七二年の十二月に、第一原発の六号機の設置申請が許可されております。ですから、福島第一原発というのは、一九七二年、旧耐震設計審査指針ができる九年前に、六基とも全部設計されているということになります。ということは、東京電力が自主的に設けた指針というもので設計をされていくわけです。

そのときの最大加速度、一番大きい加速度が二百六十五ガルです。旧耐震設計審査指針は二百七十ガルになります。新指針になると二百ガルになります。そうすると、二百六十五ガルで設計されたものが六百ガルに耐えるかどうかというところは、どういうふうになりますか。これは耐えるとお思いませんか。

○参考人(松永和夫君) いわゆるその設備の実力というんですか、それはここでの指針の二百六十五

ガル以上あるというふうに思いますけれども、ただ、六百ガルに沿うかどうかというところは、きちつとしたバックチェックをする必要があるというふうな考えます。

○田中三彦君 そのバックチェックは今どうなっていますか。

○参考人(松永和夫君) まだ完了していませんというふうな承知をしております。

○田中三彦君 それは、爆発をして使えなくなつた原発があるんですけども、それに対してやる意思がございましてか。

○参考人(松永和夫君) 私はもう退官をいたして

おりますので、今の政府といいますが、その方針を御説明する資格も能力もないと思っております。その点はちよつと。

○田中三彦君 やるべきだと思っておりますか。

○参考人(松永和夫君) 私は、立場を離れた者として、バックチェックは急いでやるべきことではないかというふうな思っています。

○田中三彦君 それで、今、急いでやるべきだと思おられるとおっしゃっていただけけれども、二〇〇六年に原子力安全委員会がそれを決定した段階で、すぐバックチェック作業を要求しておりますね。それはよろしいですね。

○参考人(松永和夫君) 当時、私は院長を離れておりますので、当時のことは承知をしております。

○田中三彦君 それはそうなんですけれども、そうされているんですけれども、その後ずっとここまでされない。まあ、中間報告という簡単なものがありますけれども、それはどうでもいいんです。

○田中三彦君 本筋のことが明らかにならぬままこへ来て

いるという事態について、どう思われますか。

○参考人(松永和夫君) その辺の経緯につきましては、最近になっていろいろな形で御指摘をいただいて、私として今承知をしているという状況でございまして、繰り返すにようになりますけれども、新しい耐震指針に対するバックチェックというの

は、基本的には急いでやるべきものであるというふうな承知をしております。

○田中三彦君 それでは、もう一つ、最後に、ストレステストについてはちよつとお話を伺いたい。

ストレステストのことは、松永参考人はどういうかかわりがありますか、関係がございましてか。

○参考人(松永和夫君) たしか、ストレステストをするという政府の方針が出ましたのが、ちよつと正確には記憶していませんが、七月の上旬のことだったと思えます。当時、私は次官でございまして、たしか関係三大臣の方針決定ということだったと思えますけれども、そういうことが決定されたということを承知しております。

○田中三彦君 どなたがそれを最初に言い出した

ということが、特定できる個人というのはいらっしゃるんですか。

○参考人(松永和夫君) いや、それは必ずしも私

はわかりません。

○田中三彦君 御存じのように、日本というのは

ずつと、最初の六〇年代、七〇年代はほとんどアメリカのまねというか、倣うという、設計も製造も検査も、それからメンテナンスの方法も、全部そういうやり方で来ています。その後は、独自性を持ったといつても、アメリカといつても大体、技術とかそういうものは、まねという、僕はそう思

いますけれども、基本的に同じような構造を持っています。

ところが、このストレステストというのは、完全にヨーロッパ型になっていきます。これを突然ヨーロッパ型にしていくわけですけれども、当時、アメリカはこれに関してどういう態度をとろうとしたということをお聞きですか。

○参考人(松永和夫君) 申しわけありません、承

知をしております。

○田中三彦君 では、今現在はどういう御認識で

すか。

○参考人(松永和夫君) アメリカにおけるストレ

ステストという話は、私も余り聞いたことがない

なという感じはしております。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十三号 平成二十四年五月十六日

○田中三彦君 基本的にはやらぬということですね。やつていない。では、その理由も御存じないということですか。

○参考人(松永和夫君) そうです。○田中三彦君 そういう議論が、当時、保安院の中でなされなかったですか。

○参考人(松永和夫君) それは報告を受けておりません。そういう形でストレステストをやるということが大臣レベルで決定をされましたので、当時の私どもの意識としては、そのために急いできちっと対応しなければいけない、こんなような形だったと思います。保安院での作業を急がせる、私はこういう立場だったと記憶をしております。

○田中三彦君 突然ストレステストということが出てきているということに非常な不思議な感じがするんですけども、そのことに関する理由を御存じないということですね。

○参考人(松永和夫君) 必ずしも私は承知をしております。○田中三彦君 保安院の中の方は皆さん御存じなんでしょうか、それは。

○参考人(松永和夫君) そういう議論を当時保安院との間で行った記憶はございません。

○田中三彦君 わかりました。○田中三彦君 そうすると、結局、余りそういう深い、深いというかいろいろな世界の状況というものを、特に、ずっと半分師匠みたいにしてきたアメリカのやり方というものは参考にされないで、いきなりヨーロッパ型に飛びついた、そういう理解でよろしいですか。

○参考人(松永和夫君) 当時、今、田中委員御指摘のとおり、歴史的にもアメリカとかのかわりが深かったというのはおっしゃるとおりだろうと思えますが、私ども、世界各国の規制機関同士の連絡あるいは協議のスキームがございます。トップが集まりますINRAという会合も、年二回ありました。私も、当時二回ほど参加をしております。

もちろん、アメリカのNRCの考え方というのは非常に重要でございますけれども、一方で、ヨーロッパの原子力安全についての考え方、あるいは、規制機関のトップの皆さんともそういう意味ではよく協議をしておりましたので、これは推測になりますけれども、ストレステストがいわばヨーロッパ起源のものだからといって、はなから日本のシステムに合うはずがない、こんなような意識は少なくとも私にはなかったんじゃないかなと思います。

○田中三彦君 ただ、告示五〇一号という構造基準がございまして。そういうものというのは、アメリカのASME、アメリカ機械学会のものを踏襲していくわけですね。ほとんどのものが、そうやってアメリカの法律とか技術基準とかを使っているという、そのやり方を踏襲しているという、その一貫性という意味では、非常にストレステストというのは何か唐突な感じがしますが、そんなことはございませんか。

○参考人(松永和夫君) 田中委員御指摘の面もあるのかもしれませんが、ただ、当時はそういう意識では必ずしも見ていなかったというのが正直なところでございます。

○田中三彦君 結局、そういうことは余り問題にされたことはないという認識でよろしいですか。

○参考人(松永和夫君) そう思います。

○田中三彦君 わかりました。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 二つ、松永さんに。一つは、原子力安全規制機関の院長だったときに、ちょうどその前にはバンダアチエの大津波があった、世界ですべて話題になっていましたよね。そのときに、世界じゅうの海岸に近い原子炉が影響を受けたはずはないわけだし、日本はすぐ日本は来るわけですね、ほかの国よりは日本ははるかにセンチタイプですね、奥尻から何かしらよつちゅうあるわけだから。

そのときの院長が、その議論をしたかどうかも全然知らないなんてことはちょっと考えられないですね。幾ら思い出しても、そんなことは全然思い出せませんか。

○参考人(松永和夫君) 当時の記憶としては、インドの、インド洋側といいますか、ちよつと名前が忘れちゃったけれども、原子力発電所がありました。津波が来てトラブルになった。このことについて、何があったのかということ国際的に検証するというのが開かれる、それについて日本からもしかるべき情報収集をしようじゃないか、こんなような話があったということも記憶をしております。

○委員長(黒川清君) 何もしなくていいと思うかなと思つて、院長として、指示をするとか、全くないんですか。上がつてくるのを待つだけですか。

○参考人(松永和夫君) いや、当時は、今から振り返りますと、もう少し想像力を発揮すべきであつた、こういう御批判、御指摘はあるうかと思つています。

ただ、先ほどもお話ししましたように、当時の意識としては、私の頭の中は、どちらかといいますが、美浜三号機の事故の対応でいっぱいだったということと、それから、当時の国会で、たしか保安院として法律を二本提案させていただきまして、そちらの方でかなり忙殺をされていたというのが正直なところでございます。

○委員長(黒川清君) しかし、津波とくるとすぐ日本というふうには思い出すはずだと思つたのですが、気がつかないということですね、いろいろなことがあつたのだというのかもしれないですね。もう一つは、ストレステストのことです。当時、経産省のトップです。そのときに、大臣の決定かどうかは全然わかりませんが、全然知らないでそんなことがオーダーされると思えないんですけれども、なぜストレステストなんですかと聞くと、私何も知りませんという立場

じゃないですよ、経産省のトップだから。大臣が決める、総理が決めるにしても、私知りませんということはないんじゃないかと思つてますけれども、どうですか。

○参考人(松永和夫君) 先ほど田中委員も言われましたが、たしか、日本の事故を受けてだと思いましたが、五、六月ぐらいからストレステストの動きがあるということは承知をしておりました。やつていること自身は、ですから、そういう意味での唐突感といいますか、それはなかったと思つています。



<p>ふうにならなくて、先ほど事務方のトップというのを言われましてけれども、事務次官として、本省あるいは外局について、どのような関係をお持ちだったわけでしょうか。つまり、大臣や何かとの関係ではなくて、下との関係では、</p> <p>○参考人(松永和夫君) 私は、そういう意味では事務方のトップでございますので、内部部局の局長以外にも、外局の院長、長官、組織論的にはより独立性は高いわけですが、私がいわば事務の総括をしている、こういう立場であるというふうな理解をしております。</p> <p>○櫻井正史君 ここに青く資源エネルギー庁というのと原子力安全・保安院というのが二つ書かれておりますが、これらの位置づけ、あるいはその役割との関係では、どのように次官としてはお考えだったんでしょうか。若干抽象的な質問で申しわけないんですが。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 役割でございますか。</p> <p>○櫻井正史君 役割というか、立つ位置みたいな関係ですね。資源エネルギー庁というのは言ってみればエネルギー全体の推進のものを含む、保安院というのは御承知のとおり規制という関係で、この辺をさらに上で統括される次官としては、どのようなお考えでこの二つの機関について臨まれたかということですか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 必ずしも、ちよつと御質問の意味を正確に私理解しているかわかりませんが、けれども、資源エネルギー庁と原子力安全・保安院のミッションというのは、ある意味では全く異なるものだと思います。それぞれ大事なミッションだと思えます。そういう非常に大事な組織だということに理解をしております。</p> <p>○櫻井正史君 この二つの庁と院とが方向性が合わなかったようなときには、次官として何かおやりになるようなことはございますか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) それは、あり方として、当然そういう議論が出てくれば、相談を受けるといふことにならうかと思えます。</p> <p>○櫻井正史君 時間の関係もありまして、少し個</p>	<p>別のことを伺っていきます。</p> <p>三月十一日のことで、十条通報というのがありますけれども、ちよつとそこは割愛させていただきます。十五条通報というのが次官のところになされたことというのは、どういう経緯でわかれましてか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 三月十一日のたしか四時半とか五時ごろだったと思いますけれども、経済産業省としての一回目の原子力災害対策会議、名前がちよつと正確ではないかもしれませんが、大臣も出席をされて開かれまして、そのときに保安院の関係者の方から、そういう通報があったという紹介があったというふうな記憶をしております。</p> <p>○櫻井正史君 そのような通報があったということ、次官としてはそれからどのような行動をされましたか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) そういうことで、たしか、直ちに原子力災害対策本部としての動き方というのになりますので、大臣と寺坂院長が官邸にすぐに出かけるという形になりますし、それから現地対策本部に副大臣が直に出かけるという形になりますので、私の役割としては、いわば事務方としてそういうアクションをサポートする、こういうことだと思います。</p> <p>○櫻井正史君 具体的には、大臣と院長が行かれるというのは、緊急事態宣言というものを総理に発令していただいて、それで対策本部を立ち上げるといふことが必要だった、こういう理解でよろしいでしょうか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 結構だと思います。</p> <p>○櫻井正史君 それには次官は同行はされなかったということですか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) しておりません。</p> <p>○櫻井正史君 では、総理のところでは、緊急事態宣言について、どのような説明をしていて、どうなっているかというところは、途中で何か経過の報告は受けられましたでしょうか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 受けていないと思えます。</p>	<p>す。</p> <p>○櫻井正史君 そうしますと、現実に、緊急事態宣言が出される間、ただ待つて、ただというのは失礼かもしれませんが、待つておられたということですか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 随時いろいろなルートで報告は入っておりましたが、当時を思い返しますと、十一日のそのころは、夜のころは、池田副大臣がなかなかサイトにたどり着けないということもございまして、私が防衛省の次官あるいは警察庁の長官等々に電話をして、いろいろな形でサポートしてもらおうというようにしていた記憶がございまして。</p> <p>○櫻井正史君 次官の当時の感じから結構なんです。緊急事態宣言のために海江田大臣等が官邸の方に行かれて、緊急事態宣言が出されるまでに、かなり時間がかかったというふうな見方もありますが、その辺は次官としてはどんな感じでした。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 当時としては、時間がかかったというふうな理解はしております。</p> <p>○櫻井正史君 正直申し上げまして、なかなか情報連絡がとりにくい状況でございましたので、なかなかこちらの方にいわば報告が上がっていない。原子力災害対策本部の機能の仕方として、私に何かそういうものを報告しなければならぬというふうな形にはなっていないと思えますので、そういう意味では、どうなっているかということを確認する必要がある。必要はあったのかもしれませんが、むしろ、それはもうそれぞれの前線、現場に任せているというふうな気持ちでございました。</p> <p>○櫻井正史君 次に、避難区域の決定というふうなことについて、何らか次官のところにお話があったり、あるいはそれについて次官が何か意見を述べられたりというふうなことはございましたか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) こういう避難区域の設定になっていきますということは、事後でござい</p>	<p>けれども、私の部屋に官房の関係者から報告があったのではないかといふふうな記憶をしております。ただ、それは、そういうことで決定をされたという報告だったと思います。</p> <p>○櫻井正史君 御承知のとおり、その後、避難区域というのは、十キロ、二十キロというふうな拡大されていきましたけれども、その都度、いかがでしたか、事前に何か次官のところにお話なり御説明があつて、それからというふうなんでしょうか。同じように、決まった後、次官の方に報告があつたということでしょうか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 多分、後者の方だと思います。事後的に報告を受けたということではないかと思えます。</p> <p>○櫻井正史君 それについて、次官として、保安院なり経産省が、避難区域の決定あるいはそれを実行する際に、そういう事前の関与をしていたか、していないかということについて、関心は持たれませんでしょうか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) そういう意味では、原子力安全・保安院がまさにそういう職務をする組織でございますので、当時の私の気持ちとしては、原子力安全・保安院に任せているという意識でございました。</p> <p>○櫻井正史君 そうしますと、保安院の方でしかるべきそういうことはやっているものだと思うとおられた、こういうことでよろしいですか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) はい。</p> <p>○櫻井正史君 では、次に、海水注入という問題について、特に一号機の海水注入について伺います。</p> <p>○櫻井正史君 このことについて、次官のところには何か説明なり報告というのは、いつごろ、どんな形で上がったか、御記憶ありませんか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) これは余り記憶がないんですけれども、そういうことで総理に御説明をして御了解を得たという話をかなり事後的に聞いたのではないかと記憶をしております。</p> <p>○櫻井正史君 一時、海水注入を既に始めていた</p>
--	---	---	---



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十三号 平成二十四年五月十六日

<p>ことが中断しようという、実際は中断していませんが、御承知と思いますが、いろいろあったことですが、その辺については後日確認されましたか、どういった経緯でどうなったかということ。</p> <p>○参考人(松永和夫君) これは、確認というのか、いろいろ書いたものとかそういうもので情報を突き合わせたのではないかと思います。</p> <p>○櫻井正史君 いろいろなところの報告書などを拝見していますと、あの当日の十九時四十分ぐらいには既に海水注入が始まっているという報告が保安院の方になされている、東電の方から。</p> <p>一方、現地におります保安検査官の方の資料を見ますと、二十時を過ぎた段階で海水注入を開始したというような報告が保安院のERCの方にされているようなのですが、この辺の時間のずれについて、何か次官としてお気づきになったことはありませんか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) ございません。</p> <p>○櫻井正史君 それ以後、国会答弁等がある場合には、次官としては多分、何らかの大臣に対する質問があった場合の答弁については目を通されると思うんですが、この海水注入に関する答弁が大分いろいろ変わっている、あるいは事実と違っているところ、個別には挙げませんが、大変あるということは御認識でしょうか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 国会答弁で大臣が何回か聞かれておられましたので、そういう意味では認識をいたしました。</p> <p>○櫻井正史君 もちろん、東電側にも相当の責任という原因があると思いますが、国会の答弁で大臣がお答えになるというのは、いわば国民に対して発表するものですか、それが十分な調査がないままくると変わられて、いろいろなところに影響が出てくるということについては、どのように当時の次官としてお考えでしょうか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) それは、櫻井委員御指摘のとおり、きちっとした正しい情報を迅速に国民に提供するというのが極めて大事な行政としてのミッションでございますので、仮にそういう形で</p>	<p>くるくると情報が変わるということであれば、それは大変よくないことだというふうには、当然のことながら認識をいたします。</p> <p>○櫻井正史君 それと関係するかしはいかは別として、炉心溶融という言葉を使って記者発表がなされて、それについて官邸の方からの申し出とかいろいろなことがあって、その後の説明の表現ぶりが変わってきたということは御存じですか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) これは、そのときというよりは、少したつてからそういうふうになり、きちっとした説明の仕方を決めたというふうには報告を受けました。</p> <p>○櫻井正史君 それはいつごろのことでしょうか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) ちょっと正確には今思い出せませんが、三月の十二日にそういうやりとりがあったようですが、それからどれぐらい後か御記憶ありませんか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 必ずしも正確にはわかりませんが、一日とか二日というぐらいの単位ではないような気がいたします。</p> <p>○櫻井正史君 もっと長いスパンということ。</p> <p>○参考人(松永和夫君) はい。</p> <p>○櫻井正史君 官邸の方がどういことを言われて、その結果、保安院の発表のどういところが変わったとか、どういう取り扱いが変わったかという内容については、説明を後日受けられましたか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 今の御指摘のように、官邸から言われたので変えたというふうには私は必ずしも聞いてはおりません。</p> <p>○櫻井正史君 どのように聞いていますか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) むしろ、いろいろな言葉とか、いろいろなタミノロジが使われているので、やはりこれは、度きちつと整理をした方が</p>	<p>いいのではないかと。</p> <p>いわば保安院の中といえますか、内発的なことも含めてそういう議論になったというふうには、当時私は理解をしております。</p> <p>○櫻井正史君 いろいろなところでは、その際に広報を担当していた審議官がかわられたりして、いろいろな目で見られておるようですね、その辺のところについてはどう思われますか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 広報担当は保安院の審議官が行う、こういういわば内部的なルールになっていたというふうには承知しておりますが、余り担当が頻繁に変わるといふのは、一般論としては好ましくないというふうには承知をしております。</p> <p>ただ、当時、ある審議官からほかの審議官に広報担当がかわるといふことについては、私は必ずしも事前には承知をしておりませんでした。</p> <p>○櫻井正史君 次官自身が何かそういう御指示をされた例はございませんか、あの際に。</p> <p>○参考人(松永和夫君) ございます。</p> <p>日付はちょっと正確には覚えておりませんが、ある審議官が広報担当ということでもかかわって出てまいりまして、たまたま私は、当時、次官室を出て、官房総務課のオペレーションルームに陣取っております。</p> <p>各局のテレビが同時に見られるというような体制をつくっておりますが、そのときの印象で、本人にカメラが入っているという意識がなかったせいもあるんだろうと思えますけれども、大変、私の目から見ますと、国民に対する広報という意味ではやや不適切だなと思つたものですから、そのときは寺坂院長に相談をいたしました、なかなか当時、保安院も大変なロードでも足らなかつたものですから、随時各局から応援部隊を発令しておりましたけれども、その一環といたしまして、通商政策局の審議官を広報担当に発令したらどうか、こういう話を院長に申し上げたことは記憶しております。</p> <p>○櫻井正史君 その余の審議官の交代について</p>	<p>は、次官としては特に関与されていないということでしょうか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) はい。</p> <p>○櫻井正史君 それから、次官は官邸に何回か行かれていきますか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 行っております。</p> <p>○櫻井正史君 どういう機会に、どんな要件で、どこに行かれましたか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 最初に参りましたのが、記憶をしておりますのは、十五日の深夜といいますが、早朝のころだったと思います。</p> <p>○櫻井正史君 それはどういう用で行かれたんでしょうか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 当時、状況が大変厳しくなっております、オフサイトセンターがなかなか執務の継続が困難である、こんな話が現地から保安院の方からもございまして、どうしたらいいものかということについて大臣に直接御相談をするために官邸に参りました。</p> <p>○櫻井正史君 大臣というのは海江田大臣ということですね。</p> <p>○参考人(松永和夫君) はい。</p> <p>○櫻井正史君 どこで大臣にお目にかかりましたか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 大分時間がたつてからでございますけれども、会議室といいますが、総理執務室の隣の大広間といいますが、そこで大臣と御相談をしたという記憶がございします。</p> <p>○櫻井正史君 具体的にはどんな相談を大臣とされましたか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) オフサイトセンターをより機能できるところに移転した方がいいのではないかというふうには思いますけれども、大臣の御判断をいただきたいというふうには御相談したと思っております。</p> <p>○櫻井正史君 大臣の方はどんなお答えでしたか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 大臣は、わかった、少し検討させてくれ、また連絡をするからということ</p>
---	---	---	---

<p>で別れたと思います。</p> <p>○櫻井正史君 その際に、総理とも何か会話は交わされましたか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 私ですか。</p> <p>○櫻井正史君 はい。</p> <p>○参考人(松永和夫君) お目にかかつておりません。</p> <p>○櫻井正史君 かかっていないですか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) はい。</p> <p>○櫻井正史君 何か一部のあれによりますと、次官の方が総理に対して話しかけたところ、総理が何かそれについて述べられたというような記載のある部分もあるんですが。</p> <p>○参考人(松永和夫君) お目にかかつておりません。</p> <p>○櫻井正史君 会っていないということですね。</p> <p>○参考人(松永和夫君) はい。</p> <p>○櫻井正史君 わかりました。</p> <p>○委員長(黒川清君) 十条、十五条が出て、非常に緊急体制という話でしたよね。それで、広報官についても、それから寺坂院長に相談されて、かえる話をリクエストしているわけですが、寺坂さんのことはよく御存じですよね。</p> <p>○参考人(松永和夫君) はい。</p> <p>○委員長(黒川清君) だけれども、寺坂さんは、あのときは、官邸の方じゃなくて自分の執務室におられた、事務局長さんだけどもということをおっしゃっています。というのは、自分は適任じゃないなと思ったからというもあつたんですけども、それは御存じですよ。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 承知しております。</p> <p>○委員長(黒川清君) そのときは、だから、それでいいのかなと思っておられませんでしたか、事務局のトップとしては。</p> <p>○参考人(松永和夫君) いろいろな形が私はあり得ると思います。その局面局面で適切な人員の配置というのがあると思います。保安院長として、そういう形の体制が一番実効が上がるというふうな判断をしたのであれば、私としてはそれは了承</p>	<p>したいというふうな思っております。</p> <p>○委員長(黒川清君) さっき、この事態だから保安院に任せるとおっしゃったけれども、任せるというのを伝えたわけですか、保安院に。そちらがトップなんだけれども。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 基本的には、これは現場対応というのが非常に大事でございます。情報から遠くなればなるほど情報は間接的になりますし、かつまた限定されますので、やはり現場のかさつかさかがいかにその力を発揮できるのかということを考えるのが、ある意味、私の非常に大きな役割だと思っております。</p> <p>寺坂院長には、任せるとは言いませんでしたけれども、非常に人が足りないでしょうから、こういう人が欲しい、あるいはこういう人を投入してくれということであれば、どんどん速やかに言ってきてくれということも申し上げたいと思います。</p> <p>○委員長(黒川清君) ただ、広報の担当についてはそちらから言ったわけですよ、寺坂さんに言っていて、どうするかという話。それはどうしたんですか。任せていないですよ、そうですね。</p> <p>○参考人(松永和夫君) はい。これは、任せるというよりは、そういうことで院長に相談をしたというところでございます。</p> <p>○櫻井正史君 では、引き続き私の方から一点。次官のお仕事というのは、大臣を含め政務の方を支援していくことだろうと思うんです。海江田大臣は官邸の方に大分行かれておられて、その間、いろいろな話では、大臣のところにいるいろいろな情報が十分伝わっていなかったというところが客観的に明らかになっていっていると思うんです。その辺で、次官としては、大臣に対して必要な情報を上げるといって、どのようなことをされましたか、何か努力をされましたか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 今御指摘のとおり、私は建物の中におりました、大臣は専ら官邸というふうな形でございました。携帯も、つながるときも、つながらないときもございませぬものです。そういう意味ではなかなか、いろいろ御相談</p>	<p>をするのに苦労があつたのは事実でございます。</p> <p>いわば意思決定のポイントといえますか、それが官邸になつているという状況が初めころからわかりましたので、むしろ、大臣をお支えする、あるいは総理にきちっと御説明ができるような形ということで何人かの人間を官邸の方に派遣して、それで、ある意味では大臣と私との間の情報のコミュニケーションみたいなものもバックアップしてもらう、そんなようなことをした記憶がございませぬ。</p> <p>○櫻井正史君 結果的にかもしれないけれども、既におわかりかと思いますが、大事な情報が大分大臣に伝わっていきなかつたように思われるんですが、その辺は、なぜそういうことになつてしまつたかというふうな心当たりはございませぬか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 必ずしも明確にはございませぬけれども、そういう御指摘、御批判はあり得ると思います。当時としては私も最善を尽くしたつもりではございませぬけれども、なかなか十分なコミュニケーションができていなかったのではないかと、こういう御批判はあり得ると思ひます。</p> <p>○櫻井正史君 松永さん自身がおっしゃっているように、ERCが十分な機能を果たせなくなつたのかどうかは別として、少なくとも十分な機能を果たさないまま、官邸の方でいろいろな大切なことが決定されているわけですから、そうなりますと、そこにいわば経産省のトップとして行つておられる海江田大臣の立場というのは、いろいろな物事を決める上で大変重要な立場であろうと思ひます。</p> <p>それにつきまして、今結果の話は何つていらっしゃるんですが、具体的にそれを改善するために、そういう事態であつたことはおわかりだつたと思うが、どれだけの努力をしたということを私どもはお伺いしたいんです。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 十分でなかつたという御批判はあろうかと思ひますけれども、私としては心</p>	<p>がけましたのは、大臣、それから官邸でのいろいろな意思決定をサポートする、事務方のこういう問題の局面でのエースを可能な限りたくさん投入するように努力をしたというのが当時の私の考え方でございます。</p> <p>○櫻井正史君 結果的にごらんになつて、重要なところでサポートができたと思ひますか。</p> <p>○参考人(松永和夫君) できたものも私はあると思ひます。ただ、この部分ができなかつたではないかという御批判も、当然あり得るのではないかとと思ひます。</p> <p>○櫻井正史君 ありがとうございます。</p> <p>○大島賢三君 今の質問に関連して、松永さんの問題意識をちよつとお尋ねしたいんです。</p> <p>保安院については、かねてIAEAなんかから独立性が足りないというような指摘も受けておりました。それから、専門人材の問題についても指摘を受けておりました。専門人材等の問題については、国際機関から指摘を受けるだけじゃなくて、国内の専門家等からもそれでいいのかといったような問題指摘があつたわけですよ。</p> <p>こういった問題について、御自身も一年三カ月、非常に短い間でしたが、院長を務められ、ずっとこの分野については相当かかわりを持ってこられたんですが、どういう問題意識をこういう問題について持っておられたのか、改革をしようというふうな試みはある時点で検討されたのか、そこら辺についてはどういふことだったのかというのをちよつとお聞かせください。</p> <p>○参考人(松永和夫君) 日本の原子力安全規制組織のあり方につきましては、国内的にも、あるいは海外からも、今、大島委員御指摘のとおり、いろいろな御指摘があることは承知しております。</p> <p>当時、保安院の次長のときもそうでございますけれども、私どもとしては、資源エネルギー庁と同じ、大きな組織の中に並立はしておりますけれども、原子力安全・保安院はそういう意味では全く独立性をきちつと確保した、そういう気持ち</p>
---	---	---	---



と、実態もそうですけれども、そういう形で仕事をしない安全規制はできないんだ、こういうことを院内でも言いましたし、私自身も自分に課して仕事をきたつもりでございます。

ただ、こういう大変大きな事故が起きましたし、原子力安全組織の行政としてきちっとした仕事をするために、国民の信頼というのがまず第一に必要でございますので、そういう意味では、今御指摘のとおり、きちっとした改革をしなればならないという状況に今なっているというふうに認識をしております。

○野村修也君 委員の野村でございます。よろしくお願いたします。

原子力事業者を所管されておられたわけですが、今、今回のような事故が起って実際に被害に遭った方というのは、どういうような方がどういう被害に遭ったのかということ、考えられる限り説明していただきたいと思います。

○参考人(松永和夫君) 冒頭も申し上げましたけれども、避難を余儀なくされた。それも、あるところからあるところへ一回避難するだけではなくて、間を置かずに直ちにまた別のところに避難をいわば強制されてしまった。ある意味では、ふるさとを失ってしまったということでございます。

これが、ある一定の期間がたてば帰れる、こういう見通しがあれば、非常に厳しい避難所生活でも耐えられるのかもしれないけれども、その見通しが立たない、本当につらいんだ、こういう状況になつていくということではないかと思えます。

○野村修也君 サイトの中でけがをされた方のことは思い浮かばなかったですか。

○参考人(松永和夫君) ちよつと今お話をしているときには頭の中に入つておりませぬけれども、承知をしております。

○野村修也君 ほかに、国民には何か謝罪することはないでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 私ども、原子力発電所は十分に安全なものだということで、今回直接被害を受けた福島の方以外のサイトの皆さん

にもそういう説明をしてまいりました。

そういう意味では、その話がいわば全く違う形で裏切られたわけでございますので、日本国内にある数多くの原子力発電所の所在地の皆さんあるいはその周辺の方、ひいては、電力、エネルギーというのは国民の生活に不可欠なものでございまして、結果として、当時、計画停電だとか電力の安定供給に非常に国民の皆さんに不安を覚えさせたという意味で、全ての国民の皆さんに多大な御心配、御迷惑をおかけしたということ、深くおわびをしたい気持ちでございます。

○野村修也君 今、計画停電の話がありました。また、節電も相当程度しているわけですが、エネルギーを安定的に供給させるということも、旨としておられる前の次官として、まず、やはりもちろぬ、そういうことを国民にちゃんと謝罪すべきではないかというふうに思うんです。

そのほかに、今回のこの事故で被害に遭われた方に対する賠償というのが行われていくわけなんです。この賠償は最終的には国民全体で負担していくということになるわけですね。そのことについての考えや謝罪というのはないんですか。

○参考人(松永和夫君) 御指摘のとおりでございます。賠償資金の確保という意味では、これは国民の皆さんに例えば電気料金の引き上げという形をお願いをするという形になりますので、そういう意味では、多大な御負担をおかけしているということになろうかと思えます。

○野村修也君 まだまだたくさん被害があると思うんです。例えば、農業をやっておられる方であるとか、そういうた産業そのものの全体に対してやはりこの放射能の影響が及んでしまつていますし、また、それを食していくということに対して不安を覚えている国民もたくさんいるわけですね。

ちよつと想像力が足りない過ぎるんじゃないですか。もつと謝罪する相手はいるんじゃないでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 御指摘のとおりでございます。

○野村修也君 では、ちよつと計画停電についてお伺いしたいんですが、事故がなければ計画停電はもちろんなかったですね。それはもちろん、よろしいですよ。

○参考人(松永和夫君) 結構でございます。

○野村修也君 この計画停電なんですけれども、どういふいきさつで、どういうふうな話し合われて決定されたんでしょうか。そして、次官はそれに何かかわつておられたんでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 事故が起きて、十二日、翌日の土曜日かと思えますけれども、たしか、ちよつと時間は記憶しておりませんが、私も、細野長官の方から、このまま状況が推移しますと東京電力の管内の電力が非常に厳しいことになる、したがって何らかの対応をしなければいけない状況になってきている、今その検討に至急入記憶がございまして。

○野村修也君 これも、先ほどおまとめたいたいたように、今回の事故の被害の一つなわけですが、これも、このことについて、例えば、余りにも計画がずさんじゃないか。計画停電だと言われて停電に備えて休業しておられたにもかかわらず、停電がなかったということをおっしゃつておられる方もいるわけですね。あるいは、余りに不公平ではなかったのかという声もたくさん上がつているわけですね。実際に停電した部分と停電しなかったところはどうやって分けたのかということも、たくさん出ているわけですね。

○参考人(松永和夫君) この部分というのは、原子力の事故はもちろんありましたが、その後は、人為的にそのオペレーションにミスがあつたということではないでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 野村委員御指摘の御批判は、十分私理解をいたします。

ただ、当時の状況として、十二日が土曜日で、月曜日から直ちに計画停電をしなればいけない

い、そのためのきちとした備えがあつたかといえ、十分な備えが結果的にはなかったんだろうと思ひます。

そういう意味では、当時東京電力が提供をした一つのデータをベースに、ある意味、今御批判いただいたように、十分なアセスができないままに、時間との競争の中で打ち出さざるを得なかった、そういう面はあろうかと思ひます。そういう意味では、御批判を受けざるを得ないと思ひます。

○野村修也君 計画停電の政府内における責任者というのはどこの省庁で、その最高責任者はどなたなんでしょうか。

○参考人(松永和夫君) これは当時、内閣に、ちよつと名前は忘れましたが、計画停電のための準備をする組織をつくつたと思ひます。ただ、その中で、責任ある大臣としては海江田大臣であり、それをサポートするのが経済産業省、事務局長的な役割としては資源エネルギー庁長官がいる、こんな構図だろうかと思ひます。

○野村修也君 御自身の位置づけはいかがでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 私は、その組織の中の一員ということにはなつていなかったのではないかとと思ひます。

○野村修也君 大臣が御責任をとつておられるのに、事務次官が責任をとらないということがあるんですか。

○参考人(松永和夫君) それはもちろん、おっしゃるとおりでございます。

○野村修也君 それはやはり、最終的には経済産業省がエネルギーの安定供給というのを担つておられるわけですから、そのことについて、計画がずさんで国民の中に不満が出て、実際に被害も出ているわけですね。そのことについての責任は、当然、当時の経済産業省がおとりになるといふこととよろしいですよ。

○参考人(松永和夫君) 経済産業省は電力の安定供給に責任を持つていているというのは、御指摘のと



おりでございます。

○野村修也君 今、時間がなくて計画停電はずさ  
んだったというお話なんですけれども、その後、  
夏に私どもは大変な苦勞をしながら節電をしてき  
たわけですね。事業者の中には、やはりそれで、  
事業を縮小させて収益を削減し、そしてその結  
果、収益が得られないのでかなりの職員の方々を  
解雇せざるを得なかったところもあるわけです。  
このいわば節電というものによって生じた被害  
について、もし節電の仕方に関連があったら、  
それはやはり経済産業省の責任だというふうにか  
えてよろしいですか。

○参考人(松永和夫君) いわば国民の負担が、中  
小企業あるいは関係する産業も含めて最小限の形  
のものを追求するというのは、今御指摘のとおり、  
経済産業省の責任だと思えます。

○野村修也君 夏の電力供給量について、東京電  
力からどう御説明を受けていましたか。

○参考人(松永和夫君) 東京電力から私が直接説  
明を受けるという機会はなかったと思えますけれ  
ども、当時の資源エネルギー庁と東京電力の間で  
何らかの協議が行われていて、今こんな状況に  
なっているという話は報告を受けていたと思いま  
す。

○野村修也君 勝俣会長に先日来ていただいたと  
きに、いわば電力供給量等についての見通しとい  
うのは、それは国民全体に影響を及ぼすものな  
ので、一事業者として勝手に発表できるものでは  
ないということで、資源エネルギー庁と調整を図  
っていたというふうな御証言なさっているんです  
が、それは間違いないでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 調整ということなのかど  
うかわかりませんが、当時、随時どこまで電力が  
復旧するのか。例えば、福島県の南部に火力発電  
所がございました。これも津波で被災してかなり  
ダメージを受けていましたが、この復旧を急いで  
いるんですけれども、これがいつ間に合うのか、  
夏、間に合うのか。日々刻々と供給量の状況  
が変わる、こんな状況だったと思っております。

そういう意味では、資源エネルギー庁と東京電  
力の間では、非常に連絡を密にして協議をしてい  
たというふうには承知しております。

○野村修也君 そういう中で、東京電力が早目に  
自分たちの電力供給量について把握していたにも  
かわからず、それを発表するのを例えば一月月ぐ  
らいおくらせたというような事実があったという  
ことは御承知ですか。

○参考人(松永和夫君) 承知をしております。  
○野村修也君 もし万が一そういうことがあった  
場合には、資源エネルギー庁もそれは了解してい  
るというふうにお考えになりますか。

○参考人(松永和夫君) いや、そのような情報が  
きちつと決まっているをお知らせするというよう  
なことに決まっています。資源エネルギー庁が了解する  
とは思いません。

○野村修也君 勝俣会長は、なぜこれがおくれた  
んですかという質問に対して、自分たち事業者で  
は勝手に公表できなかったんだという御証言です  
が、それはどういう意味でしょうか。

○参考人(松永和夫君) その場におりませんのでし  
たので、そのことについて私がコメントすること  
はできませんけれども、先ほどお話ししましたよ  
うに、例えば七月の時点、八月の時点で、どこま  
で電力供給量にカウントできるのかどうかという  
ことは、いろいろなパラメーターといえますが、  
ダメージを受けた施設の復旧のスピードとか、  
そういうことで刻々変わっておりますので、そう  
いうことを含めてのお話なのではないかなと思  
います。

○野村修也君 今現時点において国民の多くが  
困っていますのは、この夏の電力が足りないん  
じゃないかという話なんです。それは一年以上  
時間があるわけです。この間に、経済産業省はエ  
ネルギーの安定供給のために何かされたんです  
か。

○参考人(松永和夫君) 去年の八月以降のお話に  
ついて、私がここで御説明するのは適当ではな  
いと思えますけれども、ただ、私が承知をしてい

る限り、当時、私が在任中のことも含めて、原子  
力発電所が十分な供給量を果たせなかったという中  
で、いかに代替の電力量を評価するかというよう  
なことで、予算措置も含めて、考えられるありと  
あらゆる対応に努力をするという対応になってい  
たというふうな信じております。

○野村修也君 在任中のことで結構なんですけれ  
ども、在任中の次官のお考えは、浜岡原発以外の  
ものを再稼働させれば何とかなるというお考えで  
はなかったですか。

○参考人(松永和夫君) 当時の話として、夏の電  
力がどうなってしまうのかということについては  
は、私としてはかなり心配をしておりました。  
ただ、一方で、あれだけの事故が起きました  
ので、安全性について万般の対策が講じられて、  
加えて、地元自治体を初め住民の皆さんの合意  
がなければ原子力発電所は動きませんので、した  
がって、動かないときにはどうするのかというこ  
ともあわせて同時に考えているというのが当時の  
スタンスでございました。

○野村修也君 動かすように努力されていたん  
じゃないでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 動かせる、再稼働が可能  
なものについては、そういうことになれば、これ  
は需給との関係ではいいというのは明らかだと思  
います。

○野村修也君 そのときに、動かそうと思ってお  
られたのは、浜岡原発以外の原発は可能な限り動  
かそう、そういう方向で努力をされておられまし  
たよね。

○参考人(松永和夫君) 必ずしもそういうことで  
はなくて、まずは安全対策が全てでございますの  
で、こういうものがきちつとできた場合には動か  
せるものがあれば動かし。ただ、これはもう地元  
の自治体を初めとする関係者の了解なしには動き  
ませんので、そういう意味では、そういう状況に  
依存をしているという状況だと思います。

○野村修也君 今ここに、ちよつとスライドに映  
させていただいているんですけれども、六月十八  
日の段階で、海江田大臣は、再起動と言っていま  
すけれども、原子力発電所の再起動についてとい  
うことの文書を出されていますが、これは大臣が  
出されているわけですが、もちろん事務次  
官の責任のもとで決断をとっておられますよね。  
○参考人(松永和夫君) この日、こういう形で大  
臣が談話を出されたということについては承知を  
しております。

○野村修也君 この中身なんですけれども、この  
中で、これまで経済産業省は、各電気事業者に対  
し、津波による全交流電源等喪失を想定した緊急  
安全対策の実施を三月三十日に指示し、これが着  
実に実施された、したがって、再起動することに  
安全上支障がないと考えている、こういう御発言  
になつてはいるわけですが、これが当時の経済産業  
省のお考えですね。

○参考人(松永和夫君) そのとおりだと思いま  
す。

○野村修也君 今の時点から見て、この考え方と  
いうのは保安院自体の考え方よりも随分と緩やか  
な考え方なんです。この考え方が出てきた背景  
というのはどういふことなんでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 三月三十日、ちよつとそ  
の詳細は記憶しておりませんが、仮に全交  
流電源喪失になつても炉心損傷に至らないだけの  
対策を講じるというのが三月三十日の考え方だ  
ったと思います。

それから、ちよつと正確に記憶をしております  
けれども、それに加えて外部電源の複数化、そ  
れから、六月になつてからシビアアクシデント対  
応の対策も同時に電力各社に要請をしております  
で、そういうものが全部そろつた上での話だとい  
うふうには私は当時理解をしておりました。

○野村修也君 もちろんそうなんです。まあ再  
稼働と一般に我々は呼んでいますけれどもこちら  
では再起動という言い方になってはいますが、その  
再起動の、今、三十項目と言われているようなも  
のが出てきているわけですが、その中核に  
なつてはいる十五項目、これを緊急安全対策として

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十三号 平成二十四年五月十六日

要求して、そのときにはまだストレステストも何も話題にすらなかったわけですね。そんなものは概念すらなかった、政府の中に。そういう中で、先ほど、どうして出てきたか御存じないとおっしゃっていましたからね。

この時点でまさに、今の段階で三十項目について計画を出せと言っているわけですが、それよりもずっと小さな緊急安全対策を確認すれば再起動できる、こういうお考えだったんですよね。

○参考人(松永和夫君) 三十項目は私も承知をしておりますが、詳細には必ずしも十分理解できていくか自信がございませんけれども。

ただ、今回のその三十項目の再稼働に必要な安全対策としての項目というのは、基本的には当時の考え方と大きく違っていないんじゃないかというふうな承知をしております。

○野村修也君 いや、大分違いますよ、全然違います。

これを一部中に含んでいますけれども、これブラストレステスト、さらにプラスアルファの技術的知見に基づいた対策というのがもつと膨らんでしまっていて、それら全体をやって、それで再起動しちゃうというのが今の政府案ですよ。それすらおかしんじゃないかと言われているいろいろな状況の中で、その最もちっちゃな部分で再起動可能ですよ、これは大臣に言わせているわけですよ。

このとき、政府で事故検証の結果というのは出ていたんですか。

○参考人(松永和夫君) 事故検証については同時並行的に、保安院等関係部局の中で行われていたというふうな承知をしております。

○野村修也君 政府事故調というのがもう立ち上がっているわけですけども、政府事故調の報告は全く出ていませんよね。

○参考人(松永和夫君) それは御指摘のとおりです。

○野村修也君 どういう原因で起こったというふうな考えていたんですか。

○参考人(松永和夫君) 地震が起きて、それから津波が発生をして、それで海水ポンプ等を含め交流電源が失われた。地震発生直後はスクラムをしておりますので、そういう意味では、とめるというところについては正常に作動した。ただ、その後、冷やすところの冷却機能、これが津波によって失われたというふうな理解だったと思えます。

○野村修也君 それは、今になってそういうふうな説明されているのであって、その当時は、いろいろな考え方が錯綜していたんですよ。地震によってシビアアクシデントが起こったんじゃないか、地震によってその事故が起こったんじゃないか、甚大な影響があったんじゃないかという声も世の中にたくさんあったわけですよ。

正式の報告書も何も出ていない中で、先ほど来ずっと、次官は、ほかの重要なことについては任せていて知らなかったと。これを決めるときだけ、そんなに詳細に自分の考えが決まっていたんですか。

○参考人(松永和夫君) いや、この問題について何か私为中心的な役割を果たした、そういうことを申し上げているつもりはございません。

○野村修也君 わかりました。

では、このような形で、とにかく起動させようというふうな経産省は考えていたと思うんですけども、そのときの菅総理の周りの方々の考え方は合っておりませんでしたか。

○参考人(松永和夫君) これは、その時点で私が総理とダイレクトに話をした記憶はございませんが、ただ、四月末から五月初め、たびたび総理とお話をする機会がございました。

当時、五月のドービル・サミットに向けて、福島第一発電所の事故の後のエネルギー政策のあり方みたいなことを総理が冒頭お話をされる、その内容をどうするかということが中心だったと思えます。四本柱というその中に、原子力は位置づけられていたというふうな承知をしております。

それから、この六月十八日の後、総理は、どの

機会が忘れられましたけれども、海江田大臣のこの考え方について、表現は忘れられましたが、基本的に私も同じ考えだということをお断言されたというふうな承知をしております。

○野村修也君 五月の六日に浜岡に停止要請が出されているんですけども、そのとき、次官、総理と一緒にの会合をやっておられますよね。

○参考人(松永和夫君) 浜岡のときには、私は総理にはお会いしておりません。

○野村修也君 では、そのことは、大臣が前線に立って交渉されたということですか。

○参考人(松永和夫君) 総理につきまして、浜岡発電所についての議論をしたのは、大臣とそれからその他の関係者でございます。

○野村修也君 浜岡をとめましようというふうな一番最初に言ったのはどこの省庁ですか。

○参考人(松永和夫君) 必ずしも正確に記憶しておりませんが、経済産業省としてそういうふうな話をしたと思います。

○野村修也君 そうですよ。経済産業省の提案なんですよ。

経済産業省の提案をするときに、事務次官は、総理に説明されないんですか。

○参考人(松永和夫君) 当時、私は、同時並行的に、官邸の、ちよつとどなただったか忘れましたけれども、ほかの政治家の方に御説明していたと思います。

○野村修也君 そのときに経済産業省が考えていたシナリオと、その後の原子力発電所の、その停止や再起動の現状というものとの間にはずれがありますか。

○参考人(松永和夫君) 浜岡の発電所の停止を中部電力にお願いをするときに、その後の何らかの戦略とかそういうものがあつたとは承知をしております。

○野村修也君 そうですか。

六月の十八日にこの大臣の声明が出る前に、六月の七日に、政府内にエネルギー・環境会議というのでございまして、これは御承知でしょうか。

○参考人(松永和夫君) ちよつと日付は正確に覚えておりませんが、そういう組織ができたということは承知をしております。

○野村修也君 この会議はどういう会議なんですか。

○参考人(松永和夫君) エネルギー・環境会議は、今回の事故を受けて、エネルギー・環境問題についてのいわば新しい政府の方針、これをつくり出していかうとするための会議だと了解しております。

○野村修也君 そのエネルギーに関する政策を考へて推進していく役所というのは、本来この役所だったんじゃないですか。

○参考人(松永和夫君) 経済産業省は、その中で最も重要な役所であるというふうな考えをしております。

○野村修也君 これを総理の方が引き取つてこういう会議を設けられるということに対して、その担当省庁の事務次官として何か御意見はなかつたんですか。

○参考人(松永和夫君) エネルギー問題は、釈迦に説法でございますけれども、政府の中で非常に多くの関係部局に影響がございます。かつても、総合エネルギー対策会議というふうなものがないわけば内閣とか内閣府に置かれて、そこで全体が統一方針をつくるという経緯がございましたので、そういう意味では、そんなにとつびなことではないというふうな理解をしております。

○野村修也君 政府がそういう形で、この事故を受けて、日本のエネルギー政策を改めて考えましようということになって、菅総理の中には、アイデアとして、再生可能エネルギーの方を太い幹にしていこうという考え方が出てきている。それは、先ほど出てきたサミットのときでもそういういた方針が出てきている。

こういう中で、政府がそういう動きをしているときに、なぜ経済産業省では、エネルギー賢人会議とかあるいは総合資源エネルギー調査会とい







し、東京電力が残りの部分を担うのか。賠償のため法律がございまして、その法律との関連の中でいろいろな優先順位の置き方があった、こういう理解でございませぬ。

○野村修也君 電力事業の推進というのは、経済産業省にとって大事な一つの目的だと思っておりますけれども、このことは考えられなかったんですか。

○参考人(松永和夫君) 当然、それは考えなければいけない要素だと思えます。

○野村修也君 例えはどういうふうに考えられたらいいでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 済みません、必ずしもちよつと御質問の趣旨がよくわからなかったのですが。

○野村修也君 賠償スキームの中で、電力事業の推進という、今まで担ってきた事業者そのものややはり保護育成というのがあると思っております。そういったようなものというのは、賠償スキームを考へるときには考慮要素としては考へておられなかったのでしょうか。

○参考人(松永和夫君) わかりました。賠償、これはかなり時間をかけてきちつと実行する必要がありますので、そのためには、一義的に賠償を担う電力事業者が、その場合は東京電力でございませぬけれども、経営体としてきちつと回っていく、それできちつと賠償していくということが大事なのではないかというふうな考へ方がございませぬ。

○野村修也君 他の省庁で、それとはまた違つた、自分の省庁の目的に照らして、この賠償スキームを構築するに当たり、強い主張をされていた省庁というのはほかにあるのでしょうか。

○参考人(松永和夫君) そういう意味での省庁というのは、私は記憶がございませぬ。

○野村修也君 例えは交付国債をスキームの中心に据えて策定してございませぬ、もともと不良債権処理のときの預金保険機構とか、あるいはその他の、当時の公的資金注入のスキーム、金融再生法

とか、そういったようなものの考へ方に非常に類似しているわけなんです、これは経済産業省がお考へになつたんですか。

○参考人(松永和夫君) これは、どちらかというのはちよつと記憶がございませぬけれども、本件につきましては、財務省ともいろいろな形で協議をしてきたというように承知をしております。

○野村修也君 その意見というのは、対立というのにはなかつたのでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 当然、役所が違いますから、一から百まで全一緒だというわけではございませぬ。いろいろな形で、いろいろなレベルですり合わせが行われていたというふうな承知をしております。

○野村修也君 融資を東京電力にしている金融機関はたくさんあるわけですが、やはり金融機関の保護育成といったようなものを担つておられる、金融システムそのものの安定というものを考へておられる、そういった他の省庁から見ますと、その例えは債権の毀損みたいなものに対する配慮でありませぬか、あるいは株主というものが責任をとるようなタイプのスキームを構築するとか、それはやはりマーケットに与える影響が大きいとか、そういうことを考へておられるような省庁というのはほかになかつたんですか。

○参考人(松永和夫君) 債券市場への影響というのは考へなければいけない要素だろうと思ひます。

ただ、今、野村委員御指摘のように、どこかの省庁が、そのいわば課題を非常に強く主張したというふうな記憶はございませぬ。

○野村修也君 この件について、きょう、かなりたくさん御返答をいただいているわけですが、例えば、先ほど、実際に事故が起こつた後の対応等については保安院に任せていたというふうな形のこの御発言もあつたのに比べますと、この件については次官はかなりいろいろな御発言をいただいている、ということ、当時、このことには次官はなかなかかわつておられたというふう

に解してよろしいですか。

○参考人(松永和夫君) ちよつと私の考へ方が不均一という印象を受けたかも知れませぬけれども、最大の私のミッションといひませぬか頭のなかの最大のもの、原子力発電所の収束でございませぬ。それから、二番目に大きいのは、今、野村委員御指摘のとおり、やはり電力の安定供給、それから被災地の復旧復興、この三つが非常に大きなウエイトを占めておりました。

そういう意味では、今御質問の賠償スキームのところにつきましては、その検討をするための専門家のチームを省内につくりましたので、先ほどの保安院との関連でいへば、そこでの検討にかなり委ねていた面が大きいと思ひます。

○野村修也君 わかりました。

また後でいろいろな資料を拝見させていただいて、どういふような形で事務次官がかかわつておられたのかというのを我々の方では検証させていただきたいと思ひます。

時間の関係もありますので、お伺ひしたいことが少し別になりますけれども、プルサーマルのことをちよつとお伺ひしたいんです。

福島第一原発でプルサーマルというのが導入されることになりました。これは、要するに三号機にMOX燃料が使われるということになつたわけなんですけれども、この導入のときには次官はどういうお立場に立つておられたのでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 済みません、導入のタイミングがいつか、ちよつと正確に覚えておりませぬ。

○野村修也君 二十二年。

○参考人(松永和夫君) 二十二年でございませぬか。二十二年だとしますと、直接の関係はないと思ひます。次官になりましたのは、二十二年の七月の末でございませぬ。

○野村修也君 導入は八月ですすよね。そのころに、まさに次官になられた直後ぐらいに導入されているんじゃないかと思ひますが。

○参考人(松永和夫君) そのときに、次官として

その話を聞いた記憶はございませぬ。

○野村修也君 そうですか。わかりました。

いづれにしても、プルサーマルが導入された時期というのは、どなたがどういふ役割を果たしてきたかは別にして、プルサーマルの知事の許可自身は八月ですから、次官になられた後、運転の開始は十月ということですので、まさに次官になられた直後に実際に起こつてくる出来事だと思ひます。

では、このプルサーマルについては余り御関心はなかつたということなんでしょうか。

○参考人(松永和夫君) いや、関心がないということもございませぬ。私が保安院にいたしましたときも、プルサーマルというものを導入するという議論がございませぬ。ただ、私が着任しましたときに、直後に東京電力のいわゆるトラブル隠しの話がございまして、たしかそのプルサーマルの話がもう全くなつた、そういう意味で理解していただと思ひます。

○野村修也君 これはプルサーマルを導入するときの経緯なんですけれども、御存じなければ私の方の説明を前提に伺ひたいと思ひますけれども、地元の方はやはり、このプルサーマルというのは、プルサーマルというある意味では半減期が非常に長いそういったものを燃料として使うということ、そのことに対しての不安というものがあつたので、地元は当然に安全性をきちつと確保した上で導入してほしいとお考へたと思ひます。知事の方からもそういう条件が出されてました。耐震バックチェックについてのきちつとした確認をしてほしいといったような要望があつたわけなんです。

ところが、耐震バックチェックは、御案内のとおり、中間報告のほかに最終報告というのがあるわけですから、中間報告の段階では津波についての検証という人は入つていないわけなんです。つまり、津波についてどのぐらい耐えられるものなのかということについての検証をして、その後、耐えられるようにそのサイトを改築してい

くといったようなことについての部分が中間報告ではまだ取り上げられない形になっているわけですが、この中間報告が出た後に、まさに地元の方はこれをもちてプルサーマルの導入という形になつていくわけなんです、この経緯について、今から振り返つても結構なんです、地元の耐震バックチェックをきちつとやってほしいという声を聞いて、保安院の方として、だつたらきちつと最終報告まで強く指導してやらせ切りましよう、そういう動きになっていけば、津波対策は講じられていたんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうふうにはお考えにならないでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 済みません、必ずしもその当時の状況、私、全く把握をしておりますものですが、保安院それから地元の福島県知事あるいは首長の皆さんとの間でいざばどう議論があつてそういうことになったのかということを引きちつと把握をしません、なかなか判断しにくいかなと思います。

○野村修也君 わかりました。  
では、ちよつと質問をかえますけれども、プルサーマル特別交付金というのは御存じですか。  
○参考人(松永和夫君) ちよつと、必ずしも正確に承知をしております。

○野村修也君 プルサーマルの特別交付金といったようなものがあつて、そのことについて、もちろん、この県の知事に対して、資源エネルギー庁が、そういった制度を復活させるという形で、このプルサーマル導入のときにこの交付金を復活させているわけなんですよ。  
それは、先ほどお話がありましたように、プルサーマルの問題というのはちよつと前から実はありまして、その導入のときにこの交付金というのはあつたわけなんです、ところが、途中で中断しましたので、この交付金制度、どこかに棚上げになつていたものを、今回、導入するのであれば、交付金を復活させるということで話し合いをされ

ているわけなんです、そういうつたようなことは御承知なかつたですか。

○参考人(松永和夫君) 承知をしております。

○野村修也君 そうですか。  
このプルサーマルの特別交付金について私どもが資源エネルギー庁から説明を受けている限りにおいて、こういう仕組みだというふうな聞いていられるんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。  
平成二十二年の七月末までにプルサーマルに同意すれば三十億円を交付しますよ、その後、一年たつごとに五億円ずつ減つていってしまします、いつの時点で同意しますか、こういうような感じのものだということなんです、この仕組みというのはどうということなんでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 済みません、ちよつと趣旨が必ずしもよくわかりませんが、非常に早く同意をもらえればいいなというふうな意味があるように、これだけ見ますとそういう感じがいたしますけれども。

○野村修也君 ちよつともう一度説明していただいでいいですか。  
○参考人(松永和夫君) 早く同意があればその金額がふえるというスキームになつていて、このこととでございませぬ。

○野村修也君 ということは、耐震バックチェックというのを要求しておられるわけですか。ところが、耐震バックチェックというのは時間がかかるわけですね、そうしますと、安全のためにしっかりとそれが終わるまで待とうかという案が一方にあると思うんですけれども、他方で、今合意しないと毎年毎年五億円ずつ交付金が減つていってしましますよというのを見せられてしまうと、それはそれでやはりあるところで手を打たなきゃいけないよ、ねというところにはなるんじゃないんですか。

○参考人(松永和夫君) この制度の詳細を私、今だけですか。  
官僚として、この制度の合理性を説明していただいでますか。

承知しております、これは予算措置でございませぬ、予算確保のいわば前提がどうなつているかとか、いろいろなことが背景にあるのかも、しれませぬ。

今、野村委員御指摘のこの三行だけでこの政策の価値を説明しろと言われてもちよつと、やや難しいかなと思います。

○野村修也君 わかりました。  
先ほどお話があつたように、これは何か合理的なことがあるんだとすれば、金がだんだんなくなつていくのでどんどん減つていましてよということ、しよつと御説明してしまいましたというふうなこともあるのかもしれないけれども、冒頭お話しされましたように、こういうものを見せられますと、これは早く決着をつける方にインセンティブが働きますよ、ね。

そういうふうなことで、時間がかかる時間軸の中で安全性を確認したいと言っている人にこういうふうなものを示すというのは不見識ではないですか。

○参考人(松永和夫君) このプルサーマル特別交付金の全体像を必ずしもわかりませんが、今、野村委員御指摘のとおり、早く判断しないと減らすぞというふうな形で何か早い判断を自治体にお願ひするということ、御指摘のとおり好ましいものではないと私は思います。

○野村修也君 せつかくなので、資源エネルギー庁の資料がございませぬ、ちよつとごらんになつてみられますか。これは知事との面会の際の資料です、こちらなんですけれども。  
このお手元の資料をごらんいただくと、平成二十二年三月二十九日の段階で、資源エネルギー庁は福島県知事に対して、これはそこから書き写したものだということはおわかりになりますよ、ね、このままの文言を説明資料として配付されておられるということは御確認いただいたということではよろしいですか。

○参考人(松永和夫君) はい。

○野村修也君 これを見てどのような御感想をお持ちでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 必ずしもこのプルサーマル特別交付金の位置づけや予算額状況だとかそういうことについて、これは非常に端的に書かれていますので、この制度の意味づけについて、資源エネルギー庁と自治体との間で共通の理解があつた上での表現の仕方かなという感じがします。

○野村修也君 わかりました。

もう一度ちよつと確認させていただきたいんですけれども、耐震バックチェックというのが、中間報告にとどまらずに最終バックチェックまで急いでやつていけば、津波対策というのについて一定の方針ができていたはずなんです、そうなりますと、当然それは、耐震補強工事と言われていの中で、津波対策についても、中間報告を超えてさらに津波についての最終確認まで行つた後、すべきことが全部そろつたわけですね、そうすると、時間的にできるものから優先的に対応していくということになると思ふんです。

先般、東京電力の勝俣会長は、津波が来たときに全電源喪失にならないようにするための対策、例えば電源の位置をずらすとありますとか、そういったようなことは、時間もかからないし、お金もかからないというふうにおつしやられたんですよ、そのチャンスを逃されたというふうには思いませんか。

○参考人(松永和夫君) 一般論としてで恐縮でございますが、繰り返すにようになりますけれども、耐震バックチェックはゆつくりやる話じゃなくて速やかにやらなきゃいけない話であるという理解に変わりはございませぬ。

○野村修也君 わかりました。  
あと最後に一点だけお伺いしたいんですけれども、もう一度ちよつと戻りまして、保安院長だった時代のことをちよつとお伺いしたいんですが、保安院長だった時代にB5bというのが問題になつたことは御存じですか。



○参考人(松永和夫君) その言葉は実は事後的に聞きましてけれども、当時、保安院長として何か記憶があるかとお尋ねになられると、必ずしもないというふうにお答えせざるを得ないと思えます。記憶がございません。

○野村修也君 そうですか。アメリカで九・一一が起こって、それでテロ対策を含めたサイトの抜本的な対策というものが打ち出されているわけですね。

東京電力の関係者の方から伺いますと、技術者の方の中には、この当時にB5bに基づく対応を講じていれば、今回の事故は防げたというふうにはつきりとおっしゃる方がたくさんおられるわけですね。

B5bに基づく対応というのを、国際的に進んでいた、アメリカはもう義務化されていたわけですね、これを日本の中に取り入れるということが当時保安院長だったときに行われていれば、今回の事故は防げたんじゃないですか。

○参考人(松永和夫君) テロ対策、核物質防護の話につきましては、九・一一がございましたので、私自身も含めて当時の保安院も大変な関心を持って、おりました。

先ほどちょっと御説明しましたが、私が保安院長時代の法律改正というのは、日本で初めて原子力発電所の核物質防護のための法律をつくることでございます。当然、この分野での先進国はアメリカでございますので、その法律の作成に当たりましたら、ミッションも派遣をして対応しておりました。そういう中でありますけれども、このB5bの話は私のところには報告としては上がっておりませんでした。

ただ、事後的に聞きますと、これはテロ対策でございますので、情報管理が非常に大変でございますし、必ずしも、何かアメリカが持っている知見について日本に情報開示されるというようなものではないかと推測をされます。

○野村修也君 アメリカのサイトが巨額の莫大な予算を組んで改築されているわけですよ、

B5bに基づいて。例えば、ベントの施設であるとか、そういったようなものがどんどん変わっていったらいいですね。それは、B5bという制度について知っているかどうかは別にしても、何でアメリカはそんなに変わっているんですかというふうにお尋ねはされなかったんですか。

○参考人(松永和夫君) 必ずしも、私はそういう情報には接していませんでした。ただ、先ほどもお話ししましたけれども、そのINRAという組織で、私が在任中二回、NRCのトップも来て、二日間、いろいろな議論をしておりますけれども、私の記憶では、そのときもそういう話はないかと思えます。

○野村修也君 今回は、別に事務次官のお話を伺っているんじゃないんですね。保安院長です。まさにこのサイトの安全性についてのきちっとした基準をつくったり、新しい知見に基づいてサイトの安全性を高めていくということのお役目を担っていた時代の話なんですか。

そのときに、外形的にアメリカのサイトがどんな改築されているという状況は、ほかのサイトの普通の電力事業者の技術者の方々は気づいていたわけですよ。それは、皆さん出張とかされるわけですから、莫大な資金を使って改築していることを皆さん知っているわけですね。それに気づかなかったということは、報告がなかったというのではなくて、気づくべきことをいけば見逃したということではないんですか。

○参考人(松永和夫君) そういう御批判、御指摘はあろうかと思えますけれども、私としては、当時、そういう情報には接していませんでした。

○野村修也君 もう一度伺いますけれども、B5bが導入されていけば今回の事故は防げたという声が多いんですが、そのようにお考えですか。

○参考人(松永和夫君) 今回の時点でも、そのB5bでどういう対策を講ずるべきかということについては、私、必ずしも最新の知見を持つておりませんので、今、野村委員御指摘のそういう判断、御指摘が正しいかどうかということについては

はなかなかお答えしづらいということを御理解いただきたいと思います。

○野村修也君 最後は一点だけ伺いたいたいですけれども、これまでの委員会に保安院の関係の方、特に保安院長の方々に何人もお越しいただいたんですが、例えば先ほど出てまいりました寺坂院長に関して言えば、技術的な知見が足りないという点で、ある意味では、御自身みずからそのようにおっしゃったんですけれども、自分よりも知識のある次長を官邸に残して自分は戻ってきたというふうにおっしゃっておられるわけですね。

そのほか、例えば深野さんに関して言えば、国際的な基準であるIAEAの基準すら国民の前で説明することができないわけですね。その保安院長の人事は一体誰がやっているのかということをお伺いしたところ、これは省全体の中の人事の計画に基づいてローテーションされているものであって、それについての計画を立てるのは事務次官だということにおっしゃったんです。それは間違いないでしょうか。

○参考人(松永和夫君) 経済産業省、どの省もそうですと思いますが、局長、次長、幹部の人事は大臣の所掌でございます。大臣が人事を決定いたします。もちろん、大臣から意見なりアドバイスを求められれば、その省の人事担当部長、次官も含めてましてお話をします、こういう関係であるというふうにお話ししたいと思います。

○野村修也君 それは形式的にはそうですけれども、私も役所のことを知らないわけではありませんが、中に入れば、人事の方が、例えば、昔であれば壁に横造紙を張って、ここにこの人が行つて、この人が行つてというふうな、場合によっては外の天下り先まで全部重ねて、そこに、こうやって人事を玉突きで考えているわけですよ。

それについて、最初に大臣がそんなことをやりませんよね。それをやって、事務次官が了解したものを案として大臣にお持ちになるということではないんですか。

○参考人(松永和夫君) 具体的に人事のプロセスがどういうふうに行われているのかということをお説明するのはちょっと差し控えていた方がいいかと思えますが、御指摘のとおり、次官が次官の考え方を求められて話をしないということはないと思えます。

○野村修也君 その人事なんですけれども、経済産業省でこれまで保安院の院長を選ぶ人事について、果たして適切であったのかという声が上がっています。

それは、全く原子力について知見を持たない、まさに文系の出身の方々が歴代圧倒的多数を占めておられるわけです。そういうような中で、どうも専門性が乏しい人を平気でこの大事な役職にあてがっていたんじゃないかという批判が出ていますが、その点について、事務次官の御経験者としてどのようにお考えになりますでしょうか。

○参考人(松永和夫君) やや口幅つたい言い方かもしれませんが、私も技術系か事務系かと言われるらば事務系でございますけれども、だからといって、保安院長になるのが不適切だ、仕事ができないというふうには私は思いません。

当然、保安院全体として、今の御指摘のように、広く海外の新しい知見なり情報を入手しながら、みずからの技術的な素養を組織全体として磨いていく、これはもう一番大事なことだと思えますけれども、同時に、組織のトップでございますので、どういうリーダーシップを発揮し得るか、いろいろな総合判断の中で人事は決められていくものだと思います。

したがって、事務系だから直ちに保安院長になるのはふさわしくないというふうな考え方はないんじゃないかというふうには私は思っております。

○野村修也君 私、まさに次官がかつて保安院長をされていた、その自分は事務系だけれども、不適格ではなかったと御発言されたように今聞いたんですけれども、私は、十分ぐらい前に、B5bについて全く理解していなかったという、その当



時の保安院長は不適格だと思えますけれども、それでも胸を張って適格だったとおっしゃられますか。

○参考人(松永和夫君) いずれにしましても、今回こういう事故が起きましたので、私が何か非常に胸を張っているというふうな印象を与えるとする、大変申しわけないと思います。

とにかく虚心坦懐に自分を磨いていくということが大事だと思っておりますが、今のB5bの話一つで何か不適格だというふうに処断をされるのは、非常に私は残念だと思います。

○野村修也君 それがなぜ取り上げられているかというと、そのときに気づいていれば今回の事故は防げたというふうに、サイトを動かしている電力事業者の技術者の方々が皆さん言っておられるわけなんですよ。

ですから、そのことについてもっと重い責任を感じていただかなければいけないわけで、もちろん、それについて、いろいろな事情があつて、これはテロに関する形なので、防衛にかかわる機密があるからなかなか入手できなかったんだ、そういうことはまた改めて御主張いただいてもいいふうにも思っていますけれども、これ一点と言われても、そこで相当の被害が出たわけですよ。

きょう、たくさんの被害が出たということをお詫罪されたわけじゃないですか。だったら、せめて、自分自身がそのときに万が一何らかの形でそのことを知っていたのであれば、それは防げたかもしれないという思いはあるけれども当時はなかなか難しかったんだ、そういうふうに御発言いただけませんか。

○参考人(松永和夫君) わかります。そういう意味では、先ほども申し上げましたけれども、海外の知見、どういうふうに行われているのかということについて、とにかくアンテナを高くして、最新の知見を取り入れる努力を絶えずするというのが大事だと思えます。

ただ、テロ対策ということについて言えば、先ほども申し上げましたとおり、アメリカのNRC

とも緊密に相談をしながら新しい核物質防護のための法律をつくったということも御理解いただきたいと思えます。

○大島賢三君 ちよつと一つ。今の情報収集に関連するんですけれども、原子力関連の、今のB5bの話もそうですけれども、それに限らず、最新の各国、主要国の情報入手するのが極めて大事だろつと思えますし、それに努力されていると思うんですけれども、その情報入手のポイントとして、一つは、東京に各国の大使館、主要国の大使館があつて、そこに原子力力タツシエとかそういう人がいるわけです。もう一つは、日本の在外公館が非常に重要な役割を果たし得るわけですね。

私の質問は、保安院の人、スタッフ、それに係る人が、日本の主要国の在外公館に保安院関係の人がポストを持って恒常的に情報収集をする体制になっているのかどうか。その点はいかがですか。

○参考人(松永和夫君) アメリカ、フランス、イギリス等、原子力発電所の主要国全てにそういう意味でのアタツシエがいるわけではございませんが、ポイント、ポイントには、アタツシエという意味じやありませんけれども、私が次長時代にできましたJNES、原子力安全基盤機構のスタッフという形でそういう機能を担うようにしてらつていてというふうに承知しております。

それから、そういう国もそうですけれども、例えば、IAEAだとか、OECDにございますNEDAだとか、そういうところにもきちつとしたポストを確保するというところで、私も当時努力をしてきたつもりでございます。

○大島賢三君 そういう例は若干あるんだろつと思つていますが、こういうポストは、一般的には科学技術アタツシエ、サイエンスアタツシエということだろつと思つてますね。これは非常に分野が広いから、特に原子力についてということでは必ずしもないんだろつと思つてますね。

そういう意味で、科学技術アタツシエということ

となりまして、日本の制度は、文科省が主として関与するんだろつと思つていますが、こういう問題について、文科省と経産省の間で、原子力の問題について専門的に情報収集をしていくことがいかに我が国の原子力安全にとつて大事かという観点から折衝をされたようなことはありますか。

○参考人(松永和夫君) 記憶がございません。今、大島委員御指摘の観点から、文部科学省の原子力関係担当の方と色々な意味で情報をシェアするとか、あるいは人材交流を海外を含めやるとかいうようなことについては、いろいろ緊密に御相談をさせていただいた記憶がございません。

○大島賢三君 日本の原子力行政は、長い経緯もあつて、経産省系統と文科省系統に分かれて二元体制になっているんじゃないかということが、原子力行政の一つの問題点として指摘されてきておるわけですね。

この問題について、これは今まではそうなんですけれども、これだけの事故があつて、その原因をいろいろ調べていくと、あちこちに問題の所在がトレースされている。いろいろ経験されたこと、これからの将来について、こういう問題についてどういふ意見を持っておられるか、もしお持ちであればお聞かせください。

○参考人(松永和夫君) どのような規制組織ができてきようとも、ポイントには人材に尽きると思いますが。私も保安院におりましたときに、どのように専門の人材を育てるのかということが最大の課題でございました。

そういう意味では、今御指摘のとおり、科学技術庁系だとかあるいは通産省系だとかいふような色分けをされて、何かその両者の間に溝ができるようなことというのは、こんな無駄なことはございませんので、政府一丸となつて、民間の人材の活用も含めて、一刻も早く原子力人材の強化を図る、このことが一番の重要な課題だと思つております。

○横山禎徳君 先ほど、文系、理系に関係なくちゃんと職責を果たすことができるとおっしゃったんですが、大変失礼ながら、今までのお答えをお聞きしておりますと、B5bに限らず、全体的にもつと感覚が鋭敏であつたらつと前倒しで気がついたのであるろつという印象を免れないですね。

今回の勝保会長のお話も、津波さえなければというふうに関心したんですが、津波があつたときに一つの電源がこけると全部こけるといふような、多様でないとかそういうことは、別に理系、文系に関係なく、感覚が鋭敏であれば前もつて気がつくはずではないのかというふうに思つてます。

だから、文科省がどうこつとすることよりも、どうやって人を育てるのか。松永参考人はちゃんとそういうプロセスで自分自身は育つたとお考えか、やはり十分でなかつたとお考えなのか。もし十分でなければ、どういふふう具体的に育つていけばいいのかということをお聞きしたいんですが。

○参考人(松永和夫君) 私が育てるといふことを念頭に置きましたのは、私のようなロー・トルというよりは、若い人材ということなんですけれども。

○横山禎徳君 でも、トップの問題が一番大きいと思つてます。

○参考人(松永和夫君) ただ、それはやはり幅広い経験を積むということには私は尽きると思つております。

これは若い人であらうとそれなりの管理職であらうと、例えば国内の部屋の中に閉じこもるだけではなくて、特に世界的な問題でございまして、海外とのネットワークを自分なりにいかに広げていって、それで新しい知見をみずから吸収する努力をする、これが一番大きなポイントではないかと思つてます。

○横山禎徳君 どの分野でもそうなんですけれども、具体的にそういう仕組みというのは現在ある

○参考人(松永和夫君) 私ども、保安院におりま

したときには、原子力安全・保安院の原の字を  
使ってマルマークと言っておりました、この人  
は、もうとにかくマークをつけたら、いろいろな  
ところを経験させて必ずまた保安院で働いてもら  
う、こんなような形でキャリアをずっと官房の人  
事当局がウオッチしながら育てていく、こんなよ  
うなことを、努力をしようという考え方でござい  
ました。

○田中耕一君 委員の田中です。もう一人の田中  
です。

全く別の観点から、いわばこれからの日本に関  
することについて質問申し上げたいんですが、経  
済産業省というのは日本の経済、産業を振興して  
国民が豊かになる、そういうための省というふう  
に私は解釈しております。

先ほどから言われております再生可能、別名自  
然エネルギーに関して、その開発が国としても  
例えば内閣府の総合科学技術会議でも求められて  
いる。自然エネルギーという、風力、波力、地  
熱あるいは太陽光、そういったものをちゃんと開  
発しなければならぬ。それは日本の将来にとつ  
て非常に大切なこと、別に国が定めなく  
ても皆さん今大変重視されているわけなんです  
が、こちらで少し調べましたところ、ここ数年、  
千数百億、これは経産省さんだけだと思えます。  
あと文部科学省さんは別にありますが、経済産業  
省さんだけで千数百億が、ここ数年、原子力の方  
に予算を振り分けられている。

そういうことに対して、では、求められてい  
る自然エネルギーの開発にどれだけ振り分けられ  
ているのか、もし数値がわかれば教えていただ  
きたいんですが。

○参考人(松永和夫君) 済みません、今、私、数  
値を持ち合わせておりません。

○田中耕一君 後で連絡していただければ結構で  
す。

○参考人(松永和夫君) わかりました。御報告い

たします。

○委員長(黒川清君) 松永さんは、エネ庁の部長  
もやられ、それから保安院の院長も務め、その  
後、最初に御紹介したように、大臣官房総括審議  
官、それから大臣官房長、さらに経済産業政策局  
長、経産省という日本の産業、エネルギー、それ  
からエネルギーの、原子力の規制もそうですが、  
本場にそういうメインストリームの重要なポスト  
を経られて、二〇一〇年以降、事務次官という本  
当にトップになられたわけですね。

その一年後にこういうことが起こったわけだ  
が、そのときについても、お話を聞いてみると、  
つかさつかさということはおっしゃいましたけれ  
ども、つかさつかさのときにあなたは何をしたの  
かという、そのときアチエが起ころてもよくわ  
からなかったとか。どんだん聞けばいいじゃない  
ですか。これはどうなっているんだということ  
を聞くだけども。

それから、割に忘れっぽいんじゃないかなと思  
いますよ。こういうキャリアの人というのは全体  
をどんだん統括していくんですから、そうする  
と、B5bもそうだけれども、何が起ころている  
のかということとどんだん聞けばいいわけですよ  
ね。聞けば、みんなすぐ真面目な人たちで、よ  
くできる人が多いですから。

それから、MOXのときもそうですよね。知ら  
ないということはまずないと思うんですね。たく  
さんのことがあつて忘れっぽくなつてきている  
のかもしれないけれども、バックチェックはどう  
なっているのかという話がみんな出てきてしまっ  
て、もちろん、このプロセスはオンラインでも見  
られるようになってますし、英語の同時通訳も  
入っているんですけれども、これが日本政府の経  
産省というエネルギーと産業を統括するトップの  
人、こういうキャリアのトップの人がごう所轄所  
轄で忘れっぽいというのも困つたものだなとい  
う気もするし、日本政府はこうなのかという印象  
になつちゃうんですよ。

あなたは今やつておられないけれども、ああ、

こういう人たちが上がってくるのねという話が、

やはり世界の中での日本国の信用そのものの一つ  
一つが崩壊していくんじゃないかということとを皆  
さんも感じていらっしゃるし、世界の人も、日本と  
いう国の科学技術がすばらしいとか、そう言つて  
いたところのガバナンス、ガバメントは何をして  
いるんだらうということとをすごく心配している人  
たちもいるし、ああ、そんなものだったなとい  
うことを見ている人たちがたくさんいると思いま  
す。

そこで、本当にああいう大災害が起ころつた  
とき、SPEDIIの問題もあり、それから現場の  
官邸、東電、ERC、緊急対策センターもそう  
ですが、非常に大災害でそれは大変なことはわか  
りますが、保安院も全く何か機能してないよう  
な、事務局ですからね、それなのに、全部そのこ  
とも知つておられて、何か横にまとめるようなこ  
とをあなたはリーダーシップをとつてやつたんで  
すか、SPEDIIの問題も、どうですか。でき  
ないことはたくさんあると思えますけれども、ど  
こまでやつたんでしょうか。

○参考人(松永和夫君) SPEDIIの話につき  
ましては、私は承知しておりません。

○委員長(黒川清君) いや、SPEDIIではな  
くて、全ての問題ですよ。統括する中心だから。

○参考人(松永和夫君) 黒川委員長の、私の能力  
に対する非常に厳しい御批判をいただいたと思  
います。

ただ、当時として、大変な困難とも言える大震  
災、大事故が起きて、私の思いとしては、このと  
きこそ経済産業省がきちつとした役割を果たさな  
いと、もうこのまま日本は沈没してしまうんじや  
ないか、そういう危機感で日々生きておりまし  
た。

当然、いろいろな問題がございます。直後は、  
原子力発電所の収束と、それから計画停電を初め  
とする電力をどうするか、あるいはそれに加え  
て、震災地域にガソリンと灯油がなかなか回ら  
ない、これをどうやって回していくのか、そういう

ことで同時進行的にいろいろな話が起ころつてお  
りましたので、私は、そういういろいろなイシュー  
のいわばへそと言うとおかしいですけども、そ  
ういうところについて、それぞれ働く部署がきちつ  
と働けるように、よく職員を鼓舞し、それから当  
然、戦力がふそろいになりますから、弱いところ  
の戦力の部分に新しい戦力を投入するといふよう  
なこと、全体のマネジメントに必死になつて努  
めてきたというのが偽らざる実感でございます。

○委員長(黒川清君) だけれども、経産省の中  
の人たちからいえば、みんな経産省に入つてから、  
入省年次で上がつてくるわけですね、常にその  
ところばかり、大体、年功序列ではないけれど  
も、年次で、ということになれば、あなたは経産  
省の全ての若い人にとつて憧れのトップだったわ  
けじゃないですか、キャリアを見ていたつて。

だから、こういうときにどういふことを言われ  
ても、実際の活動を見ているのは周りの人たちで  
すから、それでは、今のようなことであれば、そ  
の人たちがあんなにいたんだということになつた  
んですか。すばらしいインスピレーションを持  
つて、これこそリーダーだ、あんなにいたんだとい  
うようなことを見せない限り、人材のやり方とか  
いろいろ言つても、それはいい人材は育つてこ  
ないと私は思っていますよ。

そういう意味では、無事なときには適材適所と  
いうことじゃなくていいのかもしれないけれど  
も、そういうところがみんな今世界にわかつてし  
まったというのが今度の大事件の日本に与えた一  
番大きなインパクトの一つだったんじゃないか。  
つまり、本籍からずつと行くといわば単線路線で  
すから、みんな、そうじゃない人はそういう中に  
いますか。ほとんどそこにはいないと思つただけ  
れども、その弱さがみんな見えてしまつたとい  
うことだらうと私は思います。

本当に、つかさつかさとおっしゃっているんだ  
けれども、これだけのキャリアを積んでいるんだ  
から、何をしろよとかちよつと言えば随分事は  
違つていたかもしれないということ、皆さん

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十三号 平成二十四年五月十六日

はどう思われるかわかりませんが、私はちよつと、本当に大事なときにとんでもないことが起こつちやつたのかなということも感じました。

ちよつと延びてしまつて申しわけありませんでしたが、委員会終了の時間となりました。

松永さん、本日は本当にありがとうございました。ちよつと失礼なことを言つたかもしれないですが、ありがとうございます。御苦労さまでした。

次回の委員会ですが、あす五月十七日、事故当時の経済産業大臣であられました海江田万里さんに対する質疑を行う予定です。それでは、本日の委員会はこれにて散会といたします。

午後三時四十七分散会

平成二十四年五月二十四日印刷

平成二十四年五月二十五日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局





# 第14回委員会

# 第14回委員会

平成24年5月17日

(参議院議員会館内講堂)

## 概要

**衆** 議院議員であり、事故当時、経済産業大臣を務めた、海江田万里氏に参考人聴取を行った。事故当時、原子力を所管していた経済産業大臣として、経済産業省や原災本部事務局である保安院とともに、どのような対応を行ったのか等について聞いた。

特に、ベント等、東京電力の対応が遅れたとされている問題に関しては、当時の官邸、政府が事態をどのように認識していたか、東京電力との情報共有は機能していたか等について、質疑がなされた。また、今回の事故を踏まえ、今後の規制機関の在り方、緊急時体制の在り方についても論点となった。

また、当委員会における現時点での論点整理(第1回)を行った。



海江田 万里 参考人  
(衆議院議員、元経済産業大臣)

## 主要ポイント

### ○事故当時の認識について

- ・総理の理解を得るのに時間がかかり、緊急事態宣言が遅れたことへの責任を感じているとの発言があった。
- ・情報開示について、菅総理の福島原発視察の経緯は知らず、その目的についても分からなかった、とした。
- ・東京電力清水社長から退避についての電話を海江田大臣が受け、「全員撤退」という言葉はなかったが、「第一発電所」、「第二発電所」、「退避」という次の3つの言葉を記憶しており、「清水社長自らが電話をしてきたことには重い意味がある」と本人が解釈していたことが分かった。
- ・ベントの実施だけではなく、5号機、6号機の廃炉についても、東京電力が判断をためらったように感じたとの発言もあった。ベントについては、原子炉等規制法による命令を「民間企業の判断を後押しするため」に発出したとし、政府と事業者との責任分担の曖昧さが見えた。
- ・「まるで伝言ゲームのようだった」、「政府の対応には反省すべき点がある」などと発言し、発災直後から、官邸、東京電力本店、事故現場等の間で情報の伝達・共有ができていなかったことが明らかになった。
- ・政府による事前の対策については、「十分ではなかった」、「訓練でSPEEDI等について活用すべきであった」との発言があった。
- ・水素爆発に関して、「当時水素爆発が起こるとは誰も考えていなかった」、「水素爆発を防げなかったことは大きな反省。スリーマイル島の事故の経験が生かされなかった」といった重要な発言もあった。

### ○ストレステスト

海江田参考人は、ストレステストの導入時、原発再起動の条件としてストレステストを考えたが、バックチェックを強制すれば事業者が早く進めることができた可能性があることには思い至らなかったと述べた。

○規制機関の在り方、緊急体制の在り方

・海江田参考人は、保安院は国民から期待される役割は果たせなかったのではないかと、緊急時の対応体制はスリムにしておのおのが役割を理解して進めることが重要でないかとの意見を述べた。

・海江田参考人は、規制機関には、独立性をもって安全面からの規制をしっかりとやってもらいたいと述べ、事故が起きた場合の放射線に対しての知識や装備を持つ緊急展開部隊的なものも必要かもしれないとも示唆した。

第1回論点整理

○論点1

今回の事故から今後の対策を検討するに当たっては、特定の事故原因への対応にとどまらず、解決すべき課題を、より広く、より深く抽出、検討する必要があるのではないかと。

○論点2

海外の知見、最新の科学的知見を迅速に安全規制に反映するための制度的枠組みが欠落していたのではないかと。

○論点3

現在の規制当局には、安全文化が欠如しており、また組織として、透明性、専門性、高い独立性を実現していくための運営のプロセス及び仕組みが欠けていたのではないかと。

○論点4

安全文化を持った規制組織の実現は、組織の形態の変更だけでは達成できない。規制組織を構成する人材の抜本的な改善、強化策が必要ではないかと。

○論点5

事業者の側についても、安全文化を醸成する仕組み、事業者が自ら進んで最高の安全を求めていくための制度的枠組みが必要ではないかと。



# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第十四号

平成二十四年五月十七日(木曜日)

於参議院議員会館内講堂

午後三時一分開会

出席者

委員長 黒川 清君

石橋 克彦君

崎山比早子君

田中 耕一君

野村 修也君

横山 禎徳君

大島 賢三君

櫻井 正史君

田中 三彦君

蜂須賀禮子君

参考人  
(衆議院議員)

(元経済産業大臣)

海江田万里君

木村 逸郎君

安生 徹君

参考人  
(東京電力福島原子力発電所  
事故調査委員会事務局長)

本日の会議に付した案件

事故前後の経済産業大臣としての役割及び行動

等について

資料提出要求に関する件

調査活動報告について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調と申しますが、第十四回委員会を開会いたします。

本日は、御案内のとおりですが、参考人に対する質疑を開始いたしますが、本日は、現在衆議院議員であり、元経済産業大臣でありました海江田万里さんにいらしていただきました。海江田万里さんは、二〇一一年の一月から二〇一一年の九月まで経済産業大臣を務めておられ、皆さんも御存じのとおり、福島第一原発の事故当時も経済産業大臣として事故対応に当たっておられました。

それでは、どうもお忙しいところありがとうございます。

○参考人(海江田万里君) ただいま御紹介をいただきました。衆議院議員の海江田万里でございます。

黒川委員長を始めとした国会の事故調査委員会の委員の皆様方には、本当に連日にわたりまして真相究明、事故の原因の究明、そしてどういう形でこれから原子力の規制について行っていくべきかという貴重な提言をいただくために、本当に連日にわたりまして調査をしていただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

今御紹介いただきましたけれども、私も一年前、三月十一日、経済産業大臣ということで、この原子力の事故の収束に向かひまして私なりに努力をしたつもりでございます。それから一年以上たちましたけれども、今でも、今日は五月の十七日でございますが、一年前の五月十七日は何をしていたかということをご大體思い出さず毎日が続いております。

もちろん、私は私なりに全力を尽くしたつもりでございますが、やはり反省すべき点も幾つかあったらと思う。その一つ一つにつきまして、これは、これから皆様方の質問に対してお答えをしていく中で私の反省点などにつきましてもお話をさせていただきたいと思っております。もちろん、できるだけ当時の記憶を呼び起こして、そして私なりに途中からメモも取っておりますので、そういうメモも見ながらできるだけ正確にお話をしたいと思っております。ただ、一部思い込みですとかそういうものがあるときは御容赦をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

それでは、本当に時間も限られているところもありませんし、こちらでも、書いてあることが、いろんな報告が出ていますので、特に経産大臣として非常に大事な役割をされておられたので、幾つかのことに絞っていただければと思っております。多くの質疑応答をさせていただければと思っております。

昨日は、御存じかもしれませんが、当時、海江田大臣の直属の部下、全体のまとめ役の経済産業省の松永元事務次官に来ていただきました。大分お話を聞いたんですが、幾つかのこと、例えば十五條の緊急事態宣言とか、撤退、浜岡の停止、ストレステスト、それから計画停電、バックチェックの二〇〇六年のころの、保安院のころもそうです。それについて余り詳細は覚えておられないようなふうが非常に多くて、それぞれについて大臣として、例えば経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院の誰からどんなふうなレクを受けて、どのような協議をして、どう判断し、誰に伝えたかということも結構質問に出てくるんじゃないかと思っております。例えば今申し上げましたような浜岡停止、あれはちょうど一年前のころから大臣が直接かかわっておられたと思えますし、ストレステスト、計画停電のこともあります。それから、六月十八日の再稼働についての大臣声明などがありましたので、その辺についても、昨日も伺ったわけですが、その辺について大臣の立場からのお話も伺えればと思っております。

それでは、今日は櫻井先生からよろしくお願ひします。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。よろしくお願ひいたします。

質問の前にちよつと一言。

いただきました、ありがとうございます。昨年の八月二十五日の参議院のあの国会で先生が答弁されたのを覚えておられると思えます。私は、つまりこの委員会の設置の関係の質問に対しまして、私はそのとき自分が経験したこと、見たこと、聞いたこと、やったこと、全部すつかり明らかにしたいと、そういう日が一日も早く来るように思っております。このような答弁をされておりました。海江田先生のごいうお気持ちを体した上でこれから御質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、経産大臣と省略させていただきますが、経産大臣として、原子力行政、特に安全・保安院に係る権限とあるいは責任というのはどういふことになっておりましたか。

○参考人(海江田万里君) 櫻井委員にお答えをいたします。

安全・保安院、これは原子力安全・保安院でございますが、原子力の規制庁として、規制庁という言葉がいいかどうか分かりませんが、原子力規制の大変重要な役割を果たす私は機関だと思っております。ですから、この規制全般について、まずやはりしつかりとした、その意味では規制の法律になりますのか、あるいは規制の基準になりますのか、まずそういうものをやっぱりしつかり定めるということ。

それから、私は、これは国会でも何度も答弁をしておりますが、かなり早い段階から答弁をしております。これは好ましくないのではないだろうか。やはり、片一方で原子力行政を推進をするという役所と、それから規制をする部門が同じ役所の中にあるというのはおかしいわけでありまして、その意味では分離独立をした方がいいというふうに考えております。

○櫻井正史君 続きまして、安全・保安院の通常時、今度は保安院だけに限った御質問ですけれども、保安院の通常時それから緊急時の役割についてはどのようなものと当時大臣として思われておられましたか。

○参考人(海江田万里君) 通常時は、今もお話をいたしましたこの安全基準がしっかりと守られているかどうか、運転の中などでそういうことが守られておるかということでしょうか、これはチェックをするということでしょうか、例えば緊急時におきましては、やはり従来の、例えばいような手だてを講じなければいけないわけであり

ます。恐らく後でお話が出るかもしれませんが、例えば低濃度の汚染水を海中に放出すると。そのときに、事業者であります東京電力から、こういう手順でやりたいけれどもどうだろうかというような報告徴収を求める、チェックを求める依頼が来ますから、それに対してやはりしっかりとチェックをして、そしてそれが足りざる部分については、こういう点についても配慮をして、そしてこういう形でやりなさいというような形でチェックをするという役割になるかと思

います。海中への放出だけではありませんで、種々、本当にこれは一つ一つの作業について、窒素の封入のときもそうです。そういう一つ一つの作業をするに当たって、これはやはり保安院がより安全性の高いようなアドバイスをし、そしてチェックをして、それに基づいて事業者がそうした作業をやるという手順になっております。

○櫻井正史君 保安院の役割等は今回伺いましたが、そういう際の経産大臣の役割あるいは責任というものについてはどのように当時理解されておりましたでしょうか。

○参考人(海江田万里君) まず、保安院からそうした、例えば東京電力からこういう手順で作業をやりたいと思っているけれども、保安院とすればこのような点で更にチェックをしたいと思うけれどもどう思いますかということが来ますから、私

は、それに更にもう一つ、政治家といえますか経産大臣としての立場から、そういう手だてに対して不足がないかということやアドバイスをいたしまして、そしてその点を付け加えてしっかりと作業をやつてもらうように私の方から求めたことも何度もございます。

○櫻井正史君 今の海江田さんのお答えは大分、いわゆる発災後、三・一一以降時間のたった話と

思うんですが、私の方は、このような原子力事故が発生したときの大臣の責任あるいは権限ということについて、それもお答えいただきたいんです。

○参考人(海江田万里君) 十五条事象になりました。原子力災害対策本部がつかれました。原子力災害対策本部がないときは、まさに経済産業大臣が今言ったような形で事を進めなければいけません。やはり今度の原子力の事故は大変大きな影響を国民に与えると、広範の国民の皆様方に大きな影響を与え、そして原子力災害本部ができました。私はその副部長の立場でございますので、その意味では副部長の立場というものがございまして、特に事故が発災を

いたしましたからにはその副部長として総理を助けると、そういうことに意を尽くしてきたつもりでございます。

○櫻井正史君 経産大臣としてたぐさんの所管、お仕事あるかと思いますが、その中で、原子力災害ということとは国民や社会に与える影響が大変大きい部分であると思っております。そういうことにつきまして、大臣の就任後に、原子力行政はまた時間の関係でちょっと削除させていただきませんが、原子力災害、事故があったときにどういう立場で大臣としては動かれるというような説明は事務方あるいはほかのところから受けていたでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 今もお話をしましたけれども、やはり原子力災害対策本部ができました後は、まさに副部長としての役割を果たさな

ければいけないということで、その副部長としての仕事ということについての概略説明をいただきました。

そして、それと同時に、やはり先ほどもお話をしましたけれども、経産大臣として、先ほどもお話をしましたような特に保安院が行います報告徴収です。保安院が報告徴収をして、その報告が上がってくる、それを私が聞く、そしてそれに対して足らざるところはプラスをするというようにこの仕事というのは、副部長であると同時に、やはり経産大臣としての仕事でございます。

原災本部は、これは原子力災害特別措置法という法律がございまして、それと別途、原子炉等規制法という法律がございまして、この原子炉等規制法というの、まさに経産大臣がそれについて種々指示をするとか命令をするというような権限がありますから、そのことも同時にやっていったつもりでございます。

○櫻井正史君 ちょっと細かいことになりましたが、保安院の中に緊急対策センター、ERCというのがございまして、大臣になられてからそこは御視察等されましたか。

○参考人(海江田万里君) 視察しております。

○櫻井正史君 そこで、ERSとかSPEDIというようなものの画面、映像が出るようなシステムがそこにあつたと思いましたが、大臣はそれについて御説明を何か受けられましたか。

○参考人(海江田万里君) 私が視察をしましたのは、実は事故が発災をした後でございますので、そして、たしかSPEDIの話も出ていたその後でございますので、当然そこで、どういうシステムで入つてくるのかということはその場で聞きました。

○櫻井正史君 そうしますと、事故の発災前の、先ほどいろいろ大臣としてのお仕事という中の段階ではまだ御覧になつていなかったということですね。

○参考人(海江田万里君) そのとおりであります。

○櫻井正史君 では、ちょっと質問の内容が変わつてきますが、十五条通報というのを発せられました。大臣はその後、どのような対応をされましたか、まず。

○参考人(海江田万里君) これは、地震が起きまして、そしてまず、当時、参議院の決算行政監視委員会にしまして、そこから直ちに役所に取つて返して、もう電気は止まつておりましたけれども、十一階の大臣室に行きまして防災服に着替えて、そして官邸に参りまして、その官邸では地震、津波の災害対策本部が開かれました。この会議に出席をしまして、それから役所に戻りまして、役所で、これは第一回の経済産業省としての事故の対応、これを行ったわけでありまして、次官以下全員が集まつてありますけれども、その会議の中では実は十五条事象のことは報告はされておられません。

これは確認いたしましたけれども、会議の中では十五条事象についての報告は受けませんでした、会議が終わつて、その場に、二階の大きな会議室でございまして、幾つか個別に打合せをしなければいけない点がありましたので残つておりましたところ、これは保安院の次長からであります、十五条事象だという説明を受けまして、十五条事象になりますと、これは先ほどもお話をしましたけれども、内閣総理大臣が本部長になつた本部を立ち上げなければいけないということでござい

ますので、私はその二階から、大臣車があります、いつてもしたら大臣車は前に警護員が乗つて後ろに私とそれから秘書官が乗るわけでありまして、そのときは、やっぱり技術面の分かります、これは保安院の課長補佐です、それを乗せまして、後ろに三人詰めになりましたとつと窮屈でござい

ましたけれども、すぐ官邸に飛んでいきました。そして、保安院の次長は私の後に自分の車に乗つて付いてきたという、それで、保安院長はもう既に事故、これは原子力事故の前の段階で官邸におりましたので、そこで私は、保安院長、それから保安院次長、私、秘書官、それから今お話をした課



<p>長補佐と、この五人で総理官邸のところに行きまして事情を御説明申し上げました。</p> <p>○櫻井正史君 総理官邸に行かれたのは、非常事態の宣言を総理に出していただくためではなかったんですか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) もちろんそうでありまして。</p> <p>○櫻井正史君 では、官邸に行かれてから総理に対してどのような御説明を、簡潔で結構ですけれども、なされたのかについて教えていただきたいんですが。</p> <p>○参考人(海江田万里君) まず、十五条事象でありまして本部をつくってくださいということをお願い申し上げます。そして、経緯を少し、よろしゅうございませうか。</p> <p>○櫻井正史君 はい。</p> <p>○参考人(海江田万里君) そうしましたら、総理の方から、やっぱり炉の、その炉の状況がどうなっているのかというお話がありました。そのことについて保安院の院長、次長が中心になってお話をいたしました。ただ、かなりそのことでのいんなやり取りがありましたから、私ほとにかく本部をつくることとということをお願いしたら、どこにその根拠があるのかということをお聞かせました。もちろん、一緒に行きました、たしか課長補佐だと思えますが、法令集、さっきお話をした原災の特別措置法の法令集、それから施行令も持っていましたと思うんですが、実は、法令として施行令、そのもう一つ下の省令に実は細かいことが書いてあるんですね。その省令が持つてきておりませんでしたから、どこにあるんだというやり取りになりました、そうこうするうちに、最初は今私がお話ししただけの人数だったんですが、官房長官あるいは官房副長官もいらしてしまいましたが、あるいは補佐官の方が入ってきて、みんなどこどこだということのような作業に入って、そうすると、今度は党首会談があって、党首会談に行くと、その間に探して、それで時間が経過をしたということでございます。</p>	<p>○櫻井正史君 総理自体は、例えば緊急事態宣言を出すことそのものについて何か感想というか意見を述べられましたか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) 最初におっしゃったことは、とにかくこれは大変なことだと、チェルノブイリのようなになると。チェルノブイリということとを二回か三回、総理の口から出たというふうには記憶をしております。</p> <p>○櫻井正史君 非常事態宣言を出すこと自体については何か総理はおっしゃっていましたか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) それは特段、出しちゃいかぬとおっしゃいませんし、そういうことは特別におっしゃいません。当然出るものだと私は思っております。</p> <p>○櫻井正史君 結論めいたことで申し訳ないんですが、客観的に見ますと、結局、緊急事態宣言が出されたのが十九時三分ということで相当の時間がたっていると思うんですが、その間に炉の進展は相当進んでいたわけですが、もつとこれを早く非常事態宣言を出し、本部を立ち上げ、しかるべき国が政府として、あるいは本部として動けるような体制は取れなかったんでしようか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) その点はまさに御指摘のとおりであります。</p> <p>○参考人(海江田万里君) これはまだ本部が立ち上がっておりませんが、本部を立ち上げますと経産省の副大臣を現地に連れて、現地で現地本部長をやるということになりますから、また、これは申し訳なかつたですけれども、本部が立ち上がる前に経産副大臣に対してとにかく行く準備をしてくれと、そして、自衛隊のヘリコプターなどを使得行くのが一番良かったわけですから、そういうその手配をお願いをしました。</p> <p>○櫻井正史君 端的に言いますと、何で一番時間が掛かっていたと思われませんか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) これは、総理に対する、総理の御理解を得るのに時間が掛かったということでありませうか。</p> <p>○櫻井正史君 次に、避難指示のことについて何</p>	<p>点かお伺いします。</p> <p>御承知のとおり、政府が避難指示を出す前に福島県の方が二キロということの避難指示を出しているようですが、当時、政府の方が三キロの避難指示を決める前に、当時の大臣としては福島県がこのような指示を出したことは御存じでしたか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) それは私は知りませんでした。</p> <p>○櫻井正史君 どこからも報告がなかったと、こういうことですかね。</p> <p>○参考人(海江田万里君) そのとおりであります。</p> <p>○櫻井正史君 その後、三キロ、十キロの屋内退避という指示が出されていますが、それはどういう経緯で、どなたのどういう説明、根拠によつてこれが決められたんでしょうか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) これは、原災本部が立ち上がりまして緊急事態が宣言をされたわけでありませうから、まずやっぱりその段階で、私の理解では、マニュアルがあつたかと思いますが、まず三キロというのは、これは同心円でございますが、そういうものが出ると思つておりましたけれども、そのことについては特に、班目委員長でありますとか、あるいは保安院の院長でありますとか、そういう方々から御意見をいただきましたので、そして三キロで十分これは保守的でありませうか、そういう方々から御意見をいただきましたので、安全性を考えた上で三キロ、十キロですという説明をいただきましたので、そういうものと理解しております。</p> <p>○櫻井正史君 そういうような、緊急事態宣言もそうなんですが、避難区域の決定に当たりまして、地下にありますが緊急センターの方に連絡は事前にならなんでしょうか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) 緊急センターは理解をさせていただいておられると思います。特に、その連絡をやつていただきましたのは伊藤危機管理監でございます。伊藤危機管理監とも連絡を取つておりました。</p> <p>私は当初、危機管理センターの大きな部屋の脇</p>	<p>に中二階がありますから、そこに詰めておりましたが、そこに伊藤危機管理監がお見えになつて、伊藤危機管理監とお話をいたしました。</p> <p>○櫻井正史君 それは三キロの避難の決まる前ですか、後でしょうか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) これは、そこはちよつとはつきりした記憶はございませんが、当然、夜に入つておりました。あのころはかなり早い段階で日没になりますので、その避難についてはやはり現地の警察の方、それから自衛隊の方、消防の方々、それからもちろん役所の方々、市役所の方々、町役場の方々、そういう方々に御協力いただかなければいけないので、そういう点は危機管理監が奮闘してくれたと思っております。</p> <p>○櫻井正史君 では、次に、避難指示の関係だけまとめお伺いしますが、次に十キロの避難指示というのが出されましたが、それは先ほどのようにどういう理由、あるいはどういう方々のどういう説明、提案によつて決められたものでしょうか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) この十キロの時点では、これはたしか翌日の朝方になっておりましたので、これはベントの指示をしていたころだろうと思ひます。ですから、そのとき私が聞きましたら、三キロでも十分、ベントはウエットベントということで、サブレッションベンターです、あそこの水を通して出しますからと、ウエットとドライと両方あるんだと、サブレッションベンターの方を通じて出しますから、もちろん全く放射性物質が大気中に出ないというわけにはありませんが、それは十分軽減をされますので三キロでもいいんですけれども、そこは保守的に見積りまして十キロというお話を、これはたしか保安院長あるいは班目先生か、そういう専門家の方々からお聞きをいたしました。</p> <p>○櫻井正史君 では、同じように二十キロの避難指示、これはどのような経緯で、根拠で決められたんでしようか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) この十キロまでのときと、それから二十キロから先については若干様子</p>
--	---	--	---

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十四号 平成二十四年五月十七日



が違ふといひますか、それまでは私も含めて先ほどお話をした伊藤危機管理監でありますとか班目先生ですとか保安院の院長でありますとか、そういうところでお話をしておりましたけれども、たしか二十キロのときは官邸の方から、この官邸の方からというのは、実は、さつきもお話をしましたけれども、私は中二階におりました。それから、十五日以降は総理の執務室の隣に行きます。ただ、官邸は、もう一つ、やはり総理の執務室と官房長官の部屋と、秘書官の皆さん方あるいは官房副長官の皆様方がいらっしゃる場所といひますか、そういう一つの、何というんですかね、いろんな四六時中意見を交換をしているようなパートと申しますか部分もございまして、そこでの話からこの話が出てきたのではないだろうかというふうに私は理解をしております。

とが流されたというふうなことがあったようです。が、当時はそのことは御存じなかったでしょう。か。

○櫻井正史君 行かれるということが決まっております。大臣としては知られたと、こういうことでしょうか。

○参考人(海江田万里君) これには理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。

○参考人(海江田万里君) 恐らく時間的に言います。この二十キロが出たのが十二日の十八時でありましたが、ベント、それから海水でありますとか、その問題には掛かり切りになっておりまして、そういう情報があったということは知っておりません。

○櫻井正史君 それで、それぞれの避難区域の設定、指示等をする場合に、地方自治体とか住民に對してどのように伝えるかというふうなことの検討はされましたか。

○参考人(海江田万里君) これは、水が入らなくなりましてから、結果的に炉心が温度が高くなつて圧力が増してくると。圧力が増すことによつて一番恐れるのはやっぱり格納容器の爆発でありました。それから、その中二階のところで班目委員長を始め方とお見えになっていまして、私には主として、東京電力から武黒さんというフェローのあとどのくらいもつのかということをお尋ねをしました。あと何時間、何時間というふうなお話ございましたが、その中で当然、この炉の爆発を防ぐためにその圧力を逃がすということでこれはベントをやるといふ説明がありましたので、それはベントがやられたことではあります。

もうそれはすぐにでも始まるかなというふうに思つて東京電力にお任せをしたわけでありまして、これが一向に進んでこないということがございまして。それで、その一向に進んでこないことについて私が当時考えておりましたのは、やはり一つは、東京電力は、これは本当にその当時考えたことでもございまして、この期に及んでもまだ事故を少なくするために、事故を小さく見せるためにと申しますか、それで何かためらっているのかなと思つたこともございまして。ただこれは、実際はそうではございませんでした。

○参考人(海江田万里君) ちょっともう一回おっしゃっていただけますと有り難いんですが。

○櫻井正史君 今、海江田先生がおっしゃっていますように、原子力対策の本部がありまして、それと別と、官邸のいわゆる五階といふところ、総理のおられるところと、それから官邸一階、今お話には出てきておりませんが一部の者がいたところ、それから地下二階に緊急参集チームといふか、こういうような三つの場所にいるような方がおられたというふうですが、それでよろしいでしょうか。

○櫻井正史君 先ほど大臣は炉規法上の権限のことを話されましたが、このベントについては炉規法の六十四条三項で実施命令を出されていますが、今のお話を伺うと、言わば東京電力の方がやりたいということであるが、何で法律的なこの命令を出すようになったんですか。

○参考人(海江田万里君) これは理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。

○参考人(海江田万里君) よろしいかと思えます。

○櫻井正史君 二十キロの話は今伺ったんですが、その際に三十キロの避難という話は出ませんでしたか。

○櫻井正史君 先ほど大臣は炉規法上の権限のことを話されましたが、このベントについては炉規法の六十四条三項で実施命令を出されていますが、今のお話を伺うと、言わば東京電力の方がやりたいということであるが、何で法律的なこの命令を出すようになったんですか。

○参考人(海江田万里君) これは理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。

○参考人(海江田万里君) よろしいかと思えます。

○櫻井正史君 二十キロの話は今伺ったんですが、その際に三十キロの避難という話は出ませんでしたか。

○櫻井正史君 先ほど大臣は炉規法上の権限のことを話されましたが、このベントについては炉規法の六十四条三項で実施命令を出されていますが、今のお話を伺うと、言わば東京電力の方がやりたいということであるが、何で法律的なこの命令を出すようになったんですか。

○参考人(海江田万里君) これは理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。

○参考人(海江田万里君) よろしいかと思えます。

○櫻井正史君 二十キロの話は今伺ったんですが、その際に三十キロの避難という話は出ませんでしたか。

○櫻井正史君 先ほど大臣は炉規法上の権限のことを話されましたが、このベントについては炉規法の六十四条三項で実施命令を出されていますが、今のお話を伺うと、言わば東京電力の方がやりたいということであるが、何で法律的なこの命令を出すようになったんですか。

○参考人(海江田万里君) これは理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。

○参考人(海江田万里君) よろしいかと思えます。

○櫻井正史君 二十キロの話は今伺ったんですが、その際に三十キロの避難という話は出ませんでしたか。

○櫻井正史君 先ほど大臣は炉規法上の権限のことを話されましたが、このベントについては炉規法の六十四条三項で実施命令を出されていますが、今のお話を伺うと、言わば東京電力の方がやりたいということであるが、何で法律的なこの命令を出すようになったんですか。

○参考人(海江田万里君) これは理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。

○参考人(海江田万里君) よろしいかと思えます。

○櫻井正史君 二十キロの話は今伺ったんですが、その際に三十キロの避難という話は出ませんでしたか。

○櫻井正史君 先ほど大臣は炉規法上の権限のことを話されましたが、このベントについては炉規法の六十四条三項で実施命令を出されていますが、今のお話を伺うと、言わば東京電力の方がやりたいということであるが、何で法律的なこの命令を出すようになったんですか。

○参考人(海江田万里君) これは理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。

○参考人(海江田万里君) よろしいかと思えます。

○櫻井正史君 二十キロの話は今伺ったんですが、その際に三十キロの避難という話は出ませんでしたか。

○櫻井正史君 先ほど大臣は炉規法上の権限のことを話されましたが、このベントについては炉規法の六十四条三項で実施命令を出されていますが、今のお話を伺うと、言わば東京電力の方がやりたいということであるが、何で法律的なこの命令を出すようになったんですか。

○参考人(海江田万里君) これは理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。

○参考人(海江田万里君) よろしいかと思えます。

○櫻井正史君 二十キロの話は今伺ったんですが、その際に三十キロの避難という話は出ませんでしたか。

○櫻井正史君 先ほど大臣は炉規法上の権限のことを話されましたが、このベントについては炉規法の六十四条三項で実施命令を出されていますが、今のお話を伺うと、言わば東京電力の方がやりたいということであるが、何で法律的なこの命令を出すようになったんですか。

○参考人(海江田万里君) これは理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。

○参考人(海江田万里君) よろしいかと思えます。

○櫻井正史君 二十キロの話は今伺ったんですが、その際に三十キロの避難という話は出ませんでしたか。

○櫻井正史君 先ほど大臣は炉規法上の権限のことを話されましたが、このベントについては炉規法の六十四条三項で実施命令を出されていますが、今のお話を伺うと、言わば東京電力の方がやりたいということであるが、何で法律的なこの命令を出すようになったんですか。

○参考人(海江田万里君) これは理由が二つございまして。一つは、そうやってやるということを言いましたから、私は、十二日の午前三時ごろでありますけれども、経産省に取って返しまして記者会見をやりました。そのときの文言は、東京電力からそういう申入れがありますのでこれから行うことになりませんが、安全性を確保してと申しますか、できるだけ放射性物質の放射線量を少なくしてやりますからどうぞ御安心くださいというように申して上げました。それが三時でありました。





なところで報道されていますから既に御存じと思いますが、東京電力の本店等が現地の福島に対して注水を中止するようにという話があった、当時の吉田所長が注水を続けたと、しかし中絶したような報告が上げられたり、あるいは後に当初の注水は試験注水だというような説明がなされているようですが、そのことについて、現在振り返ってみて、当時の大臣としてはどんな感想をお持ちでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 私は、やっぱり現場の判断というのは正しかったというふうに思っています。

○櫻井正史君 そうしますと、なぜ東京電力の本店あるいは当時官邸におられた方が注水の中止まで出すようなことになったんでしょうか。

○参考人(海江田万里君) それは私には分かりません。

幾つか、まあ分からないと言ってしまえばそれまでなんですが、実は国会でもそのことが問題になりまして、当時副社長の方が国会で答弁をされたのを私はそのすぐ脇で答弁席で聞いておりましたので、東電側の主張と申しますか、東電側の理由というのは、あのときの副社長が答弁をしたことが、ああ、そうなんだなということで、私はそのときそういうことだったんだなというふうに分かりました。

○櫻井正史君 結果的に中断しなかったことが大変良かったと思うんですが、官邸に、あるいは所管の大臣として、東京電力がそういう中止指示を出すようになったそのことについて、官邸側の立場、あるいは大臣、あるいは官邸五階におられた総理の補佐を当時されていたと思いますが、その辺の関係ではどのように今お考えになりますか。

○参考人(海江田万里君) 私は、これは武黒フェローが、これは武黒フェローの当調査会でのお話でも、それは私ちょうどたまたま拝見しましたので、見ましたけれども、そういう形で官邸で私たちが白熱した議論をしているところから抜け出て、そして東電の本店の方とそれから現場の方に

電話をしたということでありまして、そういうことだったんだなというふうな東電側の事情は受け止めました。

○櫻井正史君 くだいようですが、要するに、官邸の意向というのか、それが真実の意向かどうかはともかくとしまして、官邸が何かおっしゃったことは大変ほかに影響力、反応が出るということ、言わば、武黒フェローも言っておられましたけど、トップの発言ということの重みという意味では、当時はどのように受け止めておられたでしょうか。

○参考人(海江田万里君) それはもう内閣総理大臣というのは最高権力者でありまして、それから、特にやっぱり緊急のときには内閣総理大臣に権限をかなり集中をさせますので、その意味では本当に大変な重責だということに思っています。また、それを重く受け止めるんだなということ、また、万事にわたってそういうものだというふうに思いました。

○櫻井正史君 大臣として、そのときに何か自ら、例えばもう注水の指示は出しているし、もう始まっているか知らないというふうなことを前提の御発言、説明はされたでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 私は、炉規法による注水の命令を出しましたということを報告に上がったわけでありまして、その意味では、そして、あの前に水素爆発がありました。水素爆発については誰も、大変残念なことでありけれども、その可能性について言及をした人がいなかったわけでありまして、ですから、その淡水を海水に変えて再臨界というようなことについて、もちろん説明はありませんでしたけれども、ひょっとしたらそういうことはあるのかなというふうに思いました。

ただ、私は、もう出してありますからということでありまして、そこで私に何が、もう出してありますからという、そしてまだ実際に始まっていませんでしたからね。始まっていてそれを中止するというふうなことになるれば、それはまた別な取

り方が、別な行動もあつたかと思えます。

○櫻井正史君 また同じ話になりますけど、客観的には、どうも資料によりまして、十九時四分には始まっていて、それが少なくとも保安院には入っておられたのが大臣のところまで届かず、結局総理が海水注入指示したのが十九時五十分と、こういうことになっていきますけど、やはりそこに貴重な時間の意思の疎通ができなかったということについてはどう思われますか。

○参考人(海江田万里君) それは本当に私どもと地下の、先ほどの地下二階の中二階にいたときもそうでありまして、意思の疎通ができない、それから情報の共有ができないということは大変大きなマイナスであつたと、それを、その事故の収束に当たりながら考えて、思っております。

つまり、私どもは、まず東京電力の本店と連絡をする、その連絡の役割を果たす、あるいは技術的なアドバイスをする武黒さんと、武黒さんともうあと二方ほど東京電力の方が見えていましたから、その方々が連絡をしてくれたわけでしたけれども、東京電力の本店、それから今度は福島の第一発電所の重要免震棟の現場と、この三つが何か伝言ゲームをやっているような状況でありまして、それが非常に私には、これはこのままではいけないというふうに思いました。

○櫻井正史君 客観的な状況はそうだったのかも知れませんが、保安院 経産大臣の下に当然保安院があるわけですから、保安院がそういう状態であつたということについて大臣として何らかの改善を当時指示されたり何かされた、あるいは現在どういうふうなそれについて思われていますか。

○参考人(海江田万里君) 十九時二分に海水の注入が始まったということは大分後になってから知ったわけでありまして、その場で保安院に対して叱責をするようなことは私はしませんでした。ただ、保安院も、その意味では保安院長が、先ほどお話をしましたけど、最初は官邸におりまし

たけれども、途中から経産省の方に戻ってしまつたというようなこともありまして、やっぱりその辺りの連絡体制といいますか、やはりもっと円滑にいくようにしなければいけないというふうには思っております。

○櫻井正史君 連絡体制ということの関連で二点ほどお伺いしますが、一つは、大熊町にありまして現地対策本部、俗にオフサイトセンターと私どもも言っています。ところが、福島の方に移転するということが、これについては事前に大臣に相談がございましたでしょうか。

○参考人(海江田万里君) オフサイトセンターが、当初ございましたオフサイトセンターが、これが電力が、電源が落ちまして使い物にならなくなつて、その隣にある原子力センターですね、よろしゅうございますか、ですから、そちらの方のことをおっしゃっている……

○櫻井正史君 福島市への移転の話です。

○参考人(海江田万里君)ですから、その場合、隣でやっておりまして、それで福島への移転ということは、たしかこれ十三日でありましたけど、先遣隊を出すということは私は許可をいたしましたけれども、本隊はやっぱりもう少し残つてくださったということ、特に、後、ペントがあつて、それで避難を確認してからということ、先遣隊出すのはいいけど、もう少し残つてくださいますことはお伝えいたしました。

○櫻井正史君 最終的にはどう判断をどなたと相談されて決められたんでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 最終的には私が判断をいたしました。

○櫻井正史君 その際に、どなたかが説明に来られましたか。例えば松永次官とか。

○参考人(海江田万里君) 私は、現地の池田副大臣と連絡を取りまして、避難の状況の確認、それを行つて、そして、じゃ行つてくださいます。特に病院のことなんかが大変気になりました、病院に入院をしている方なんかのことが、とにかく一番最後に、オフサイトセンターの福島への移転は一



<p>番最後にしてくださいということを申し上げました。</p>	<p>りど覚えております。それ以外に、一部を残して一部をとかいうような話は一切なかったと記憶をしております。</p>	<p>いましたし、その意味では、社長から電話が掛かってきたので、私はそれが社長の判断だと思いましたが。</p>	<p>急性被曝なんかの可能性もありますので、そういうことを考えたときにどうなのかというふうな、私が電話で受け取った話と違いますので、それはちょっとびびりました。</p>
<p>○櫻井正史君 保安検査事務所というのがございますが、この職員がやはり福島市の方に移っておりますが、それについては大臣、事前に相談あるいは指示とか、その辺のところはどんな関係だったんでしょうか。</p>	<p>○櫻井正史君 逆の聞き方で伺いますと、全員がという説明はあったんでしょうか。</p>	<p>○櫻井正史君 直接電話に出られたのは海江田大臣以外にありませんか、清水社長等と話された人。</p>	<p>○櫻井正史君 報道等で、あるいはここでこのヒアリング等で御承知のとおり、東電側は、いわゆる全員が第一発電所からいなくなると、つまり退避でも撤退でもよろしいんですが、そういうことは考えたこともなく、あるいはそういうことを官邸側に伝えたこともないという説明をされていますが、どう思われますか。</p>
<p>○参考人(海江田万里君) 私はそれは後で知って唾然としました。ですから、それはいけないというので、全国に保安検査官事務所が十一か所ございまして、その所長を全部呼びまして、とにかく検査官は全部福島へ行ってくださいということで、輪番で全部の保安院の検査官に現地に行かせまして、自分たちが手を抜くとどんなことになるのか肌で感じてこいということを書いて、全員が戻ったはずであります。そして、その報告をつぶさに受けました。ただ、そのとき、一時的に福島第一発電所からいなくなつたということは大変やつぱり大きな問題だと思っております。</p>	<p>○櫻井正史君 次に、よく東電の撤退問題と、こう言われていることについて伺いますが、一番最初に撤退問題について当時の大臣の方にはどんな形でどこから話があったんでしょうか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 先ほどお話をした武黒さんはたしかいらつしやつたと思えますね、これはあるいは、ただ、決定とかいろいろな議論をするとき、特にこれから東電に行こうと、統合本部をつくらうとか、そういうときの話というのは、これは政務だけでやりましたので、当然そのときはそこからは、その場所からは離れて、そこにはいなかったということになります。ですから、恐らくその官房長官のときの話は、秘書官も外にいまいしたから、武黒さんなどもふだんはいるんですが、その瞬間と申しますか、そのときはいなかったと思えます。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) やつぱり清水さんが電話をしてきたというこの意味を考えると、私はそれは大事な結論だったんではないかなというふうに思います。本場に必要なる人を残して、まあ皆さん必要なんだろうけれども、ある程度残すというのには、ある程度一時的に避難をしていただくというのは、これは当然考えられる話でありまして、それは現場の吉田所長でも判断のできることでないかなと。私にまでわざわざ電話を掛けてくるということは、私にはやつぱり重い決断がそここの後ろにあったんではないだろうかというふうに思いました。</p>
<p>○参考人(海江田万里君) 私のところ清水社長から電話が掛かってまいりました。ただ、これは、本場にちよつと私どうしても、記憶を呼び起こして、そしてまた秘書官の記憶もお願いをして呼び起こしてもらっているんですが、電話が一度だったのか二度だったのか、一度は確かでありまして、それは私が官房長官の部屋にいたときに秘書官が、そのときは政務の秘書官は、政務の人間だけで、秘書官が出ておりましたけれども、その部屋に清水社長から電話ですといつて秘書官の電話に清水社長から電話が掛かってまいりました。私はそれで外へ出て外でその電話を受けたわけでありまして、私がしつかりと覚えておりますワードは三つございまして、第一発電所から第二発電所に、撤退という言葉ではありませんで、退避という言葉がございました。この三つの言葉ははつき</p>	<p>あるいは、ただ、決定とかいろいろな議論をするとき、特にこれから東電に行こうと、統合本部をつくらうとか、そういうときの話というのは、これは政務だけでやりましたので、当然そのときはそこからは、その場所からは離れて、そこにはいなかったということになります。ですから、恐らくその官房長官のときの話は、秘書官も外にいまいしたから、武黒さんなどもふだんはいるんですが、その瞬間と申しますか、そのときはいなかったと思えます。</p>	<p>○櫻井正史君 その結果、どういう対応をその後取られました。</p>	<p>その前に一回だけ清水さんが電話を掛けてきたことがあるんです。私は二回目でしたけれども、その一回目というのは、御自分が名古屋からどうしても帰ってこれなくなつて自衛隊の飛行機を利用してきてくださいということと私のところへ電話を掛けてきました。ただ、あのときはまだ七十二時間の範囲内でありまして、自衛隊の飛行機は一機でも、それは申し訳ないけれども人命救助だとかそういうことに使ったためですから、私も相談したかも申し訳ないけれども、それは無理ですということをお答えをしたのが一回、それから二回目よつては三回だったかもしりませんけれども、</p>
<p>○櫻井正史君 東電電力の意向というのを、近くに東京電力の幹部がいた場合には、直接電話ではなくて確認されないんでしょうか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) それは、私どもとずつと一緒になっていたわけでありまして、何と申しましようか、それこそ、その人間もなかなか東京電力との間の連絡がうまくいかなくて、実際いろいろ人間が走っていったりというようなこともござ</p>	<p>○櫻井正史君 清水社長は、ごく簡単というのか、撤退しないということを言われましたね。それについてどう感じられましたか。</p>	<p>○櫻井正史君 吉田所長の方にどなたか電話して意思を確認されましたね。</p>
<p>○参考人(海江田万里君) 私はいしておりません。</p>	<p>○櫻井正史君 東電電力の意向というのを、近くに東京電力の幹部がいた場合には、直接電話ではなくて確認されないんでしょうか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 私はそのときに、若干気が抜けました。それは、大変やつぱりこれは重い決断でありますので、特にやつぱり残る場合は</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 私はしておりません。</p>

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十四号 平成二十四年五月十七日





<p>これはベントのときで、ごく早い段階でありまして、ただ、それも本間に、野村委員おっしゃるとおり大変な、それから先ほど来お話ししましたけれども、やはり原災本部の本部長、私の副本部長もそうでありまして、大変大きな権限と申しますか、それを持ちますから、やっぱりそれは抑制的に使わなければいけないというふうに思います。</p>	<p>○野村修也君 ある方のお考えというんでしょか、感想というのを私なりにそしやくして考えてみますと、今まさに飛行機が落ちそうになっていくという中で、運転している方々が、自分の命もなくなるかもしれないという思いの中で必死に今サイトを何とかしようとしておられるときに、どうして飛行機が飛ぶんですかとか、どうして飛行機が落ちるんですかといったようなレベルの質問がやってきて大変迷惑だったというふうなニュアンスの御発言もあるんでありますが、そのようなことを聞いて大臣としてどのようにお感じになりますか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) まあそれは、大臣としてどうしてそういうことを見聞きしたらやめさせないのかということだと思います。それは私の反省点の一つでございます。これは本間に思うっております、折檻という言葉があります、これは今の日本では間違つて使われていますが、これは前漢の時代、もうこれ話すと長くなりますけれども、あれは前漢の成王という人でしたかね、その人に対してこれは朱雲という人が正論を言つて、そして死罪で、おまえ死刑場だと言つたとき、欄檻につかまって、それで執行人が剥がそうと思つたけれども、その欄檻が折れた、折檻したわけですね。だけど、彼は折れても正論を吐いたので、その王様が後になって、これ、壊れたのは残しておこうということをやつたという故事がありまして、その意味では、私は折檻をしなければいけないと思つたところであり</p>	<p>○野村修也君 やつぱり、統合本部ができた後のことと考えてみましても、統合本部できてからは、当時大臣は東京電力の本店に座られたんだと思つてすけれども、そのとき大臣自身は本店とサイトとの役割分担についてどのようにお考えになつておられたでしょうか。</p>
<p>○参考人(海江田万里君) 本店に行つて、やつぱり最初に、まあはっきり申し上げまして、こうでなければいけないと思つたわけですね。それは、本間にリアルタイムでやり取りができるわけでありまして、そして、それぞれ、吉田所長もはっきり言いたいことを言いますし、それから本店の方もきちつと本店としての考え方を言いますし、かなりそういうものが全体会議の中で、あるいは全体会議以外のところでもリアルタイムで情報交換と意見交換がされておりましたので、やつぱりあるべきだということ、その意味では私どもが官邸にいたときの考え方から、見方はその意味では違つていたかと、もっと早くここに来ればよかったなと思つた。</p>	<p>○野村修也君 ということは、最も大事だった、事故が起こつてから、発災してからその十五日に至るまでの本間に重要な期間というのは、ある意味では政府の方の対応にも混乱があつたということをお認めになるといふことでよろしいですか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 混乱はもちろんありましたが、これは、そのとおりであります。</p> <p>○野村修也君 ですから、政府が、そのようなときにでも直ちにリアルタイムで情報が取れるような、例えば官邸の中にもそういう設備は本間にあつたわけですね。それを直ちにセットしてリアルタイムで情報共有をすれば、あんなつまらない電話を掛けるようなことはなくてもよかつたかと、そういうことでよろしいですか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) つまらない電話というのは余り意味が分からぬのですが。</p> <p>○野村修也君 先ほど私が申し上げた、例えば、そのサイトで本間に必死になつて決死隊として働いている人に対して、リモートのところから、離れたところから余り本質的でない質問が出てきた</p>
<p>りとか、あるいは現場をよく知らないまままでの命令が出るといったようなことに対する、その点についての反省なんでしょうか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) まあそれはどういふ本間に電話があつたのかということ、残念ながら、私は自分が話したときは一度ですけれども、どういふ内容かということを知つておりますけど、それ以外のことは残念ながら知つておりませんので、特に申し上げられません。</p>	<p>○野村修也君 分かりました。</p> <p>では、ちよつと話を、その後の事故が少し収束してからの話に移らせていただきたいんですけれども。</p> <p>前回、昨日、松永元次官は、今回のこの事故は、もちろんサイトだけがされた方あるいは地域住民の方、そういった方々に様々な被害を与えただけでも、それに加えて、電力の安定供給というものを損なつてしまつたことによつて全国民に対しての被害も与えてしまつたということについて、の御発言がありました。これ自身について、大臣自身も責任をお感じになつておられるということでもよろしいでしょうか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 最初の一月ぐらいは、本間に私とはかく事故を収束させなければいけないということ、最初の一月ぐらいでロードマップを作りました。これについてもいろいろ御意見はあろうかと思いますが、中長期的な、この目指すべき、たどるべき道筋というのを付けたところでありまして、それが終わつて、ちよつと今、ちよつと本間にまさに今ぐらいの時期でありますけれども、一年前の今ぐらいの時期でありますけれども、やっぱりこの梅雨が明けて電力の需要期が来るということ、それから、東日本の企業などは、全てこれは西へのシフトということをかなり無理をしてお願ひをしているわけでありまして、経済産業省あるいは経済産業大臣ということも日本の産業をしっかりと前に回していくということも大事な役割だろつと思つますから、そういうことができなかったということも残念なことで</p>	<p>○野村修也君 もう少し前の段階で計画停電というのを実施したわけですね。この計画停電の責任者は大臣だつたということでもよろしいですね。</p> <p>○参考人(海江田万里君) そのとおりであります。</p> <p>○野村修也君 この計画停電というのは、当時、初めてのことであつたかと思つますが、今から振り返つてみて、もう少し合理的なやり方があつたというふうにはお考えになりませんか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) 合理的と申しますか、やつぱりやつてはいけません。避けなければいけないことだという認識がござい</p>
<p>あります。</p> <p>○野村修也君 もう少し前の段階で計画停電というのを実施したわけですね。この計画停電の責任者は大臣だつたということでもよろしいですね。</p> <p>○参考人(海江田万里君) そのとおりであります。</p> <p>○野村修也君 この計画停電というのは、当時、初めてのことであつたかと思つますが、今から振り返つてみて、もう少し合理的なやり方があつたというふうにはお考えになりませんか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) 合理的と申しますか、やつぱりやつてはいけません。避けなければいけないことだという認識がござい</p>	<p>○野村修也君 ある企業の方は、電力があつた供給されないかもしれないということで、途中で機械が止まるようなことがあつては困るということから休業されたんですが、その日には電力が供給され続けていたということがあり、何のための休業だつたのかといったようなことをおっしゃつている方もいます。さらには、そのことによつて深刻な経済被害が生じて、場合によつては解雇者を出さざるを得ないといったようなことが起こつています。さらには、なぜ東京二十三区内だけは停電がなかつたんだろつかということに対する不公平感を述べておられる国民もたくさんおられます。</p>	<p>こういつたようなことに対して、大臣、何か責任を感じておられるところはないんでしょうか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) 計画停電で二十三区を除いたというのは、主要にはやつぱり交通事情であります。全部、ゴーストストップと申しますか、ちよつと古い言い方ですけども、信号機が止まることになりましてから警察官が手動でやらなければいけない。ところが、その警察官が全部東北の方に集合していたということがありまして、それでやむなくその二十三区、それからちよつとこの中心部、経済の中心とかいろいろんな事情があります。主要にはやつぱりゴーストストップの問題があつ</p>	<p>○野村修也君 もう少し前の段階で計画停電というのを実施したわけですね。この計画停電の責任者は大臣だつたということでもよろしいですね。</p> <p>○参考人(海江田万里君) そのとおりであります。</p> <p>○野村修也君 この計画停電というのは、当時、初めてのことであつたかと思つますが、今から振り返つてみて、もう少し合理的なやり方があつたというふうにはお考えになりませんか。</p> <p>○参考人(海江田万里君) 合理的と申しますか、やつぱりやつてはいけません。避けなければいけないことだという認識がござい</p>

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十四号 平成二十四年五月十七日



たということで、これは御理解をいたしたいというふうに思います。

それからもう一つ、私が一番計画停電をやるに当たって気になって、そして最後まで、実は一日遅らせたんですね、あれは。それをどうして一日遅らせたかという、やっぱり病院でございませう。病院で電源がなくて、各種の手術でありますとか、あるいは各種の装置を付けていて、そしてそういう方が本当にこの計画停電によって亡くなるようなことがあつたら、それはもう私は経産大臣を辞めるだけじゃなくて、やっぱり政治家も辞めなきゃいけないと、そう思いました。

○野村修也君 その経緯なんですけれども、大臣御自身が、その計画停電の案に対して大臣が最初にそれをストップ掛けられたんですか。それとも、一旦はお認めになられたものに対して、どこからかそういった問題提起があり一日遅れるという経緯になつたんでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 計画そのものはそのままですけれども、実施の時期が種々の事情でまだ相調わないということになりまして、特に病院関係であります。それが、じゃ半日なら半日待たばちゃんとしていいのかということを確認しましたら、そこは何かかなりますということではなかったわけでありまして。

実は、これも反省点の一つなんですけれども、その後、韓国の友人と話をしましたら、韓国なんかは非常に非常用のあれがたくさんあるんですね、ディゼルなんか。それで、病院なんかは必ず自家発電で。それはまあ一つは北との緊張関係もあってやっぱりそういう一旦事があつたときの備えがかなりできていますけれども、日本はほとんどそういうのができていなかったわけですね。

○野村修也君 今私が伺いましたのは、計画停電というものについて、人命救助の観点から一日遅らせたのは大臣の御判断で、大臣の功績であつたというふうにご理解してよろしいですかという質問なんです。

○参考人(海江田万里君) 私は、功績とかいうことは一度も使った言葉がありません。ですから、私の功績は、そういう意味では自分から言う功績というのは一切ありません。それはまず御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、その中で、病院のことについていろんな方々がそれぞれ、これは官房長官もそうです、みんな知恵を寄せ合つて、そして情報を共有して、そしてこれは何とが遅らせて、そして間に合うんだつたら遅らせようという判断をしたということでございます。

○野村修也君 分かりました。ちよつと失礼な物言ひがありまして、失礼いたしました。

では、ちよつとほかのことを伺いたいんですけれども、昨日、やはり松永元次官は、損害賠償のスキームということについても御発言がありまして、これもやはり最終的に国民に負担を与えることになる可能性があるということから、これを引き起こしてしまつたことに対する損害の一つだということをお考えをお示しされましたけれども、大臣もそういうお考えをよろしいですか。

○参考人(海江田万里君) 損害賠償のスキームというのは、これ、いろんな方々の知恵と申しますか、いろんな役所の考え方も入つていて決まつたわけでありまして、ただ私は、その損害賠償の法律を出す主務大臣でございましたので、いろんな形で修正も加えられましたけれども、ただ、その最初の原案を国会に提出をしたということにおいては私の責任であるかと思ひます。

○野村修也君 そのとき、大臣、経済産業省の中でいろんな案があつたと思うんです。例えば、もう会社更生法を適用して東京電力を法的処理をすべきだという案から、さらには、いわゆるグッドカンパニー、バッドカンパニーのような、言わば二つに分離して宝船と泥船に分けましようというような案とか、さらには、場合によっては、東京電力は、これは津波によるものだから、これは大災害ということで免責だという、様々な案があつ

たと思うんですけれども、この辺り、経済産業省の中でのそのスキームを決定していくプロセスの中で、大臣はその様子をどのように御覧になつておられたんでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 一番、野村委員が最後にお述べになりましたその免責だということは、政府の中では若干ありましたけれども、私もそういうことは思ひませんでしたし、経済産業省の中でもその問題について何らかの検討をしたということはございません。

そのほかの、このスキームと申しますか、これについてありますが、やっぱり私も幾つか守らなければいけない点があるなということでも考へまして、やはり現場で、先ほど野村委員からお話あつた頑強つておられる作業員の方々に對する支払でありますとか、それからもう片一方でございませう。私も経産省だけじゃありませんで、これは金目の話でありますので財務省などもかなり頻繁な意見交換をしまして、そしてああいう案になつたということでもあります。

○野村修也君 昨日もその話を伺つたときに私も、何かと申しますと、一つには、やっぱり電力事業者というものに対する配慮というのが一方にあり、他方で国のやはり財政の問題もありというようなことのお答えはあつたんですけれども、一番最初に考えるべきなのは被災されている方に対して迅速かつ的確に賠償が支払われるということだつたのではないかと申すんです。

で、私が申したスキームに対しては、後に、やはり仮払いをしつかりやらなければ、手元の流動性に困つておられるような被災者の方々に對してこのスキームは問題があるんじゃないかということが指摘されて仮払いということが行われるようになったかというふうにも申すんですけれども、どうもそこところは第一優先というふうな議論にはなつていなかったような気がするんですが、そ

ういうふうにご理解することはできるんでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 仮払いとスキームは直接、仮払いを早くして、くださいということは何度も東京電力にお願いをしまして、そして実は、まず一番初めに国から出てくるお金というのは福島第一発電所で事故が起きたときの保険金であります。あれ、二千四百億でした、幾らでしたかね、たしか。

ところが、私はそれは強く省内でも主張しましたけれども、実は第二発電所についても避難命令を出しているんですよ、これは。ですから、私はそこを二倍にすると、二基分にすると、ちよつと今正確に、一千四百億なら四千八百億出てくるんですよ。実は、最初の仮払いのその金額というのはその二千四百億を念頭に置いた支払なんです。だから、これを何とか二つの四千八百億にできないかということも随分ちよつと検討を命じました。

ところが、ほとんど第一と第二で避難をした人たちが重なつてしまつたか、第二だけで単独で避難をした人というのはほとんどないから、それから、恐らく財務省もかなり嫌がったんだと思ひます、これは。そのことを聞きましてから、それで、やっぱり第一発電所分のその保険金を原資にした支払しかやらなかつたんですよ。

これは、もう一つのあれをやればもう少し広げてきたというので、それで、そのやり合ひがあつた後に、今言つたスキームのあつたもう少し後から出てきた話であります。

○野村修也君 私、今伺つてよく分かりました。私もそうだろうなと思つていたんですけれども、財務省がかなり嫌がったので、なかなかお金をすぐに現金という形で出るといふことについてはやはり抵抗があつた。要するに、大臣の御判断であつた今のお金をある程度出せるんじゃないかという考えを持っておられる方に比べて、やはり財政出動に対してちよつとちよつと申すところ政府内にあつたということではよろしいですよ。

○参考人(海江田万里君) これ、財務省の次官と

話をしようと思っただけでも、その前のスキームのところで財務省の人たちも来ていますんで、その人たちには私は何度か言いました。そうしたら、それはできないと言われました。

○野村修也君 ええ、それはできないということでしたよね。ですから、やはり政府の中で、大臣のお考えとは違った形で財政出動にちゅうちょをされている動きというのややはりあって、それはやっぱり私もから見れば、どうもこれも被災者第一というのとはやや程遠いなどというふうに感じざるを得ないという部分があるんですが。

あと、ちよっと時間も関係ありますので少し先に進めますが、浜岡原発、五月にお止めになられたと思うんですけども、これ、止める要請だったんですが、こちらについては法的には根拠があつたということなんでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 法的な根拠はありませんで、ですから、行政指導というところで、ですから、これもお願いということでありまして、

○野村修也君 では、この点については技術的なことと。

○委員長(黒川清君) そうですね。ちよっとこれについて、技術的なことを含めて石橋克彦さんから、

○石橋克彦君 委員の石橋です。よろしくお願います。

今の浜岡に関連しまして、津波とか地震のことを伺います。

昨年の五月の五日ですか、浜岡原発を視察なさつたと思うんですけども、そのときに強くお感じになったこと、それから、今約ちょうど一年ぐらいたつているわけですけども、現在お考えになっていること、これは報道などもされておりますけれども、改めて簡潔に率直なところをお聞かせください。

○参考人(海江田万里君) 私は、止める場合も、それから再稼働の話も必ず現地を見ようと思つていました。それから、できるだけ現地を見て、女川も見ましたし、幾つか見ましたけれども、やっぱり浜岡は、現地に行つてみて、砂丘ですね、あ

の砂丘が実は防波堤の役割を果たすということを知りておりましたけれども、実際行つてみて、防風林がたくさん植わつておるんですが、その丈も短くて、ああこれは津波が来たら完全に漕上していくなというふうに思ひまして、はつきり申し上げまして、浜岡は危険だから止めた方がいいと思つておりましたけれども、その五月の五日の海岸の方からこの防砂林、防風林そして発電所を見たとき、ああこれはもう止めるしかないなと思ひました。

○石橋克彦君 一年後の現在、浜岡に関してはどういうお考えをお持ちですか。

○参考人(海江田万里君) そのままの状態が続いているわけですけども、そのままの状態がかないだらうというふうに考えております。

○石橋克彦君 去年、現地に立つたときにお感じになったのは津波のことだけなんでしょうか。お立ちになったのは津波の敷地の直下でプレート境界の巨大な断層があつて、そこでもし東海地震が起これば浜岡原発全体がもう非常に激しい揺れに長時間翻弄されるんだという、そういう実感というものが恐怖感、それをその現場でありありとお感じになったということはないんでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 残念ながら、あそこは境界プレート二つございますけれども、私は海が大好きでありますけれども、この辺りにあるんだとかそういうことは実感はしておりません。

ただ、境界型のやはり地震というのは、地震の震度もこれは大体マグニチュード八クラス、直下型の場合はマグニチュード七クラスで、七から八、こんなことはもう皆さん御存じだろうと思ひますけれども、やっぱりそれは大変怖いなというのはもう浜岡を止める一つの大きな理由でありまして、ただ、その場で何か境界型地震の怖さを実感したと、肌で感じたということはありません。

○石橋克彦君 福島事故が起つて、何か津波ばかりに目が奪われて、地震の揺れそのものに対する注意というか、何かちよっと弱い感じがするんでですけども、海江田さんも例えば六月ごろの

国会の答弁なんかで事故の直接的な原因は津波であるということをはつきりおっしゃつておりましたけれども、その後のいろいろ、調査は余り進みませんけれども、いろんな見解が出たりして、例えば今年の四月六日の四大臣の例の新たな安全基準ですか、あれでも、あの文書でも、「安全上重要な機能を有する主要設備については、地震の影響により微少な漏えいが生じるような損傷があつたかどうかまでは現時点で確かなことは言えないが、」と書いてあるんですね。

これは表現があれですけども、要するに、同じことを言い方を換えれば、安全上重要な機能を有する主要設備が地震の揺れで損傷があつたかもしれないということとは否定できないというか、確認できない、必ずしも津波だけに目を奪われない方がいいのではないかと津波のような、その辺りのことは今どうお感じでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 今、石橋委員がおっしゃった指摘というのは、私、あれいつでしたかね、経産省の方々あるいは東電の人たちからいろんな意見聞いていましたけれども、それだけじゃいけないなと思ひまして、実は、後藤先生という有名な方ですが、あの方の御意見も聞いたことがあるんです、これは経産省を離れて別の場所です。そうしたら、そのときに、あの方はまさに目立の技術者であつて、一号炉のことなんかは大変詳しくて、そして、一号炉だけじゃありません、原子炉のことについて詳しくて、それで、特にやっぱりあの方は地震の影響というものを非常に強く主張してまして、それで、特にサブプレッションチェンバー回りなんというのは、なかなかあれはやっぱりかなり管がたぐさん入つておるんですね。

私がさっきお話しした浜岡に行つたとき、あれ、一号機は止まっています、一号、二号止まっています、一号はあれ、ちよっと福島と同じ形でしたから、かなり、たしかそうでしたね、あれね。ちよっと事実が違つていたら御指摘いた

だけると。見まして、なかなか見れませんが、それからあと、その後、女川に行つたときは、あのときは、女川のとかが燃料プールですか、見まして、女川なんかはやっぱりかなりいろいろ工夫しているんですね、細かいところで、配管なんかを補助の材料を作りまして、これは地震に遭う前からですよ、かなり。そういう努力というのはやっぱりやつていたところはやつていたんで、これは、そういうものは東京電力の福島第一についてはほとんどやつていなかったなというふうに思っています、これは。

○田中三彦君 委員の田中です。

実は、先ほどの後藤政志さんと僕と一緒に一緒に行つておりました、その説明をしたのは私の方でございます。日立の方は私で、彼は東芝でございます。どうでもいいんですけども、ちよっと。

○石橋克彦君 済みません。

浜岡原発、中部電力が要請を受けて止めたわけですけれども、そのときに、政府はほかの原発は大丈夫なんだということを言いました。地震発生の長期予測の確率なんかもほかの原発は非常に低いから大丈夫なんだということを、そういう説明があつたと思ひますけれども、海江田参考人は現在でもそのようにお考えでしょうか。

○参考人(海江田万里君) ちよっとほかの原発は安全なんだという言い方ではないと思ひますが、一つは、やっぱり一番恐れなければいけないのは、もちろん地震のことも含めてであります、やっぱり境界型のプレートの特に上下、跳ね返りですとか、あの起きてくる地震と津波は、これはます非常に大きなリスクでありますので、これはやっぱり排除しなければいけないということ。

それで、安全の対策は、短期的なもの、中長期的なもの、それぞれありますけれども、あともう一つ私がありますのは、これは今でもずっと気になつていまして、経年と、それからあとやっぱりいわゆる耐久性というんですか、脆性というんですか、ありますね。特に、原子炉の場合は中性子を出しますから、それによつて、鋼であります



けれども、それが劣化するとか、そういうものがあるんじゃないかなというふうには私はずっと思っています。だから玄海に行ったときも、一号機と三号機はいいですよと言いましたけど、一号機は一切私は言っていないんです。意図的に言わなかったんです。一号機は三十六年、もう三十七年になりますかね、それからやっぱり中性子による脆性の問題、脆性という言葉でいいんですかね、これは、その問題にやはりちよつと気になることがあった。

あともう一つ言うと、やっぱり事故が、トラブルの起きている炉なんかはあるんですよ、これは。だから、そういうトラブルが起きている炉なんかは、やっぱりこれは何らかの問題があるの、それも全部含めて全部オーケーですよというふうには私は思っていないんです。

○石橋克彦君 はい、分かりました。

そういう問題があるわけですけども、一般には、政治家の方も地方自治体の首長さんも財界の方も一般市民も、ほとんど皆さんが、その今言ったような問題も含めてですけども、原発の安全性をしっかりと確認して再稼働するなという言葉が非常に多く出てくるわけですけども、海江田さんもそういう表現をなさったこともあるかと思うんですけども、しかし、テロとか飛行機の墜落とかそんなところまで話を広げないでも、H本列島というのは、地震、火山噴火だけではなくて、台風とか集中豪雨、山崩れ、それから豪雪、先日の竜巻とか、そういう自然災害、外的事象、非常に過酷で頻度も高いわけですよ。そういうところで原発の安全性をきちんと確認するということが一体可能なかどうか。

これは、例えば道路を横断するとき、非常に交通が頻繁な道路を横断するとき、右を見て、左を見て、車が来ないで、横断する。これは安全性をきちんと確認したということになるわけですけども、日本列島の原発の場合に、一体安全性をきちんと確認することができるのかどうか。この

辺りはどうお考えでしょう。

○参考人(海江田万里君) お答えが非常に難しい問題でありますけれども、このきちんと確認してということには私も確かに発言をしたことがあります。そのきちんと確認するというのは、私はこの目で確認をしてということもありませんし、それから、今、石橋委員は種々この日本が抱えているリスクを挙げてくださいましたけど、私ももう一つ、やっぱりヒューマンリスクというのもあると思うんですね、これは本当に。

例えば、これはなるほどなと思いましたけれども、女川に行きましたとき、東北電力の人たちは、原子炉の運転というの、ちよつと平易な言い方ですけど、やっぱり車の運転に似て運転技術もあるんだと、それで、自分たちは各発電所、各電力会社が一番だと思っているんです。最初のうちは何か我出引水の話かなと思っていましたら、いや、自分たちにとっては原子炉というのは四基しかないんだと、東北電力は、女川のと、それから東通の四基しかない。だから、一つ一つを非常に丁寧に大切にやっぱりそういう運転をしているんだと。その点、東京電力さんはどうだったんですかねと、何十基もあつて、一つ一つに対する思いもかなり希薄になっていったんじゃないかと思うんですけど、やっぱりそういうものも含めた私は安全性といえますか、そういうものもやっぱり非常に大切なというふうには思います。

それからあと、やっぱり原子力会社の人間の問題、特に現場の問題とか、だから玄海でも、私はいいいと思いますけど、後あの九電の社長がこんなことになりましたから、もうそれは駄目ですよ、言外ですよ、これは。そういうことも含めて最終的に判断をしようと思は思っていました。

○石橋克彦君 昨年の六月十七日の参議院の東日本震災復興特別委員会において、当時経産大臣でいらつしやつた海江田さんは、原発の安全審査

指針とか安全基準についての議員の質問に対して、福島第一原発事故をしつかりと教訓化して、経産省でも、発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令というのがあるのだから、これを直さなければいけないと思っていると。要するに、省令で定めた技術基準にも幾つか不備のあることが分かったという御趣旨の答弁をなさっています。これは間違いないですよ。

○参考人(海江田万里君) そのとおりであります。

○石橋克彦君 この参議院の特別委員会のときには、班目原子力安全委員長とか、それから菅総理大臣も安全審査指針類が十分ではなかったということをはつきりおっしゃっているわけですよ。ということは、この状況は、自動車に例えること、この福島事故以前の、何か自動車事故が起こったとして、それ以前の自動車というのは車検の技術基準というか、ガイドラインというか、それに問題があつた。そういう問題のある車検に通つた車が市街地を走行していたと、そういう状況になぞらえられるのではないかと思うんですけども、これはいかがでしょうか。

○参考人(海江田万里君) まあ、そういうことになるのかなと思いますね。

○石橋克彦君 ですよ。そうしますと、これ福島事故を受けて何をやるかという、やっぱりこの車検、まあ自動車で例えれば、その車検の技術的な不備というのをきちんと改善して、それで全ての車についてその改善された車検を改めて実施して、その安全性を高めてというように確保して、そうして使うというのがこれは当然なことだと思ふんですけども、それはどうですか。

○参考人(海江田万里君) それはそのとおりだと思います。ただ、その間ずっと家の車庫に止めておくのか、これは車検が新しくなるから慎重に十分注意をして運転をしなければいけないかというふうに思うのは、若干、二通りの方々がいるんじゃない

だろうかと思ひます。

○石橋克彦君 それは車を使う人はそうでしょうけれども、何も知らずに道路を歩いている人から見ると、不備な車検しか受けていない車がどんどん走っていたらやっぱり非常に怖いわけで、それがやっぱり原発に対する国民感情の主な点ではないかと私は思ひます。

つまり、福島事故後に何を一番してほしいかという、やっぱり安全指針類であるとか経産省の技術基準であるとか、そういうものを早急に改善して、それでもって全国の原発の耐震安全性を再評価して、より高い、例えば基準地震動というのもより安全側に再確認して、そうすると、福島事故があつて、自然というのがあつても、分かれればほとんどが基準は上がると思ひますけれども、それに対してきちんと耐震補強をして、そうしてから稼働することだと思ふんですけども。

それに対して、例えば三月三十日の緊急安全対策、津波だけを念頭に置いた緊急安全対策とか、それがどこも完了したから六月十八日のいわゆる安全宣言が出たとか、それから、七月十一日に導入されたストレステストというのは、そういう原発の言つてみれば基礎体力をきちんとする、高める、そして運転するというのではなくて、非常な応急手当てでもつて動かすという、そういう方向ではないかと思ふんですけども、それはやっぱり国民が非常に不安に思ふところであると思ふんですが、この点いかがでしょうか。

○参考人(海江田万里君) そういう意見があるという事は十分認識はしております。先ほどのお立場の話で私が、車を置いておく人もいれば慎重に運転する人もいる、そしてそれは運転をする側でということ、そこに歩いている方々はどういうお話がありましたので、当時私は経産大臣であつたという、その役割というの、役目というの御理解をいただきたいと思います。



<p>○石橋克彦君 はい、それは分かります。ですから、一方、原発、もちろんエネルギー政策という実は大きな問題がありますけれども、とにかく電力が必要で原発を動かさなきゃならないという立場があれば、さつき申しました、安全性をきちんと確認するということが必ずしもできなくても十分慎重に動かさなきゃいけないという話もあるわけですが、これはある意味では、必要上やむを得ず運を天に任せて運転するというようなところがあるということですね、現実には。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) ただ、そういう期間というのは短い方が、できるだけ短い方がいいわけですから、一日も早くやっばりしつかりしたその安全基準ができて、そして、今議員の方々も何人かはいしゃいますけれども、それはやっばり規制庁なのか三条委員会なのか、どちらでもよろしゅうございまして、早くしつかりとしたあれをつくっていただきたいと思えますね。</p>	<p>○野村修也君 ありがとうございます。今の件にちょっと続いて同じことをお伺いしたいんですけども、大臣は経産大臣でいらつしやいますから、まさに運転側だとおっしゃられました。運転側ということにとつて大事なことは、国民に電力を安定的に供給するというお役目であったということだと思ふんです。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 国民の理解を得やすかつたということであれば、おつしやるとおりであります。それから、さつき先生にお答えをした賠償保険ですけれども、あれ、二千四百億と言いました、その半分の千二百億でございますので、訂正をしておきます。</p>
<p>○参考人(海江田万里君) 国民の理解を得やすかつたということではないかというお考えはないでしょうか。</p>	<p>○野村修也君 済みません、ありがとうございます。確かに、そういう今思えばということはあると思うんですが、実際、この夏に関して言いますと、国民は本当に大変だというふうに思っているわけですね。相当の節電をしななければいけないと、産業に与える影響も莫大だと、場合によっては経済的な損失、日本の経済成長に与える影響も大きいということもたくさん出てきているわけです。</p>	<p>○野村修也君 ただ、そのとき、内閣総理大臣自身はむしろ厳しい基準をいつたようなものをお持ちだったようにも思うんですけれども、それに対して、当時政府内において、大臣御自身はどちらかといえば、浜岡を除いたところの再起動は可能だというお立場で経産省の御意向を体现されておられたというふうにも思うんですけれども、政府内でもほかの意見があったとすれば、それをある意味では耳を傾けられて検討されるということが必要だったのではないのでしょうか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) それは当然そうでありまして、玄海から帰ってきたときにまさにそのお話を菅総理から直接いただいたわけでありまして、その翌日以降、じゃ、どういう形で安全性を更に高めるための基準を、まあ暫定的な基準ですら作ればいいのかということと一緒に考えたわけでありまして、今、野村委員がおつしやった、再稼働は六月十八日ですか、この時点では、申し訳ありませんけれども、政府の中でそうした考えに対する反対の意見というのは表に出ていません。私も何度か、経済関係の閣僚の会議でありますとか、それからいろいろところで発言をいたしました。それに異論はございませんでしたし、菅総理も、これは六月の七日でありますけれども、新成長戦略実現会議では再稼働について触れられておられます、この十八日の翌日の十九日、日曜日でございますが、自然エネルギーに対する総理・国民オーブン対話でも、経産大臣が言ったけど私もこれは全く同じだとおつしやっていますので、そのときに、そういう意味で、政府の中にあるいは内閣の中に、それは違ふぞと、海江田、おまえやり過ぎだぞというような意見があれば、私はその意見に耳を貸すつもりはございません。</p>
<p>○野村修也君 大臣がその運転側の方のリーダーであつたときに、もう少し先を見通して、その初動の段階で厳しい基準を考えたというふうなことをすることはできなかったんでしようか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) それは、やっばりしたことでありますから弁解はいたしません。御批判は受けません。</p>	<p>○野村修也君 ただ、そのとき、内閣総理大臣自身はむしろ厳しい基準をいつたようなものをお持ちだったようにも思うんですけれども、それに対して、当時政府内において、大臣御自身はどちらかといえば、浜岡を除いたところの再起動は可能だというお立場で経産省の御意向を体现されておられたというふうにも思うんですけれども、政府内でもほかの意見があったとすれば、それをある意味では耳を傾けられて検討されるということが必要だったのではないのでしょうか。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 経済産業省は、特に資源エネルギー庁などもそういう原子力の推進という立場で動いておりましたから、そういう動きがあったのは当然だと思ひまして、玄海に行つたときも、原発を見なくて、最初の日程は原発を直接見ないで、とにかく岸本英雄町長と会つてくださった、そこで話をしてくださうということだったんですが、私の頭の中では、玄海まで来て原発見ないで、それで岸本さんに何と云えばいいのかわからないので、スケジュールを曲けてもらつて、原発、短い時間で見ましたけれども、そういう、いろいろ自分たちでやっているから、あとはそのままだ動いてくれればいいという思いが一部にあったのかもしれないけれども、それは責任を果たすことになりませんので、私は自分の果たせる範囲内ではあることばや、その上でというふうに思つておりました。</p>
<p>○野村修也君 大臣自身のお考えというのでも分かるわけなんです、ただ、菅総理の方から、</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 耐震バックチェックは、ずつと前からやるはずで、それがなかなかできていないという話でありましたから、これは本当に不断にやっばりやっばりいかなきゃいけないことだと思ひます。ストレステストが出てきました、再稼働の条件として出てきたわけでありまして、あの時点で何が条件になるかといえ、やっばりストレステストかなというふうにも私も思ひましたので、じゃ、どういふ形でやるのかということの協議をしたわけでありまして。</p>	<p>○野村修也君 よく考えてみますと、ストレステストというのは、予想外のことが起こつたときにどれだけ耐えられるかという話なんです、普通の状態のところはちゃんとできているかどうかという方がまず前提だと思ふんです。これがまさに耐震バックチェックでずつと要求してきたことなんです、それ自身、最終確認をきちつとさせるといふプロセスがあつたわけなんです。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 突然のようにストレステストという話が出てまいりました、すね、それというのは、ある意味ではこれまでの基準では駄目だということを政府の中ではつきりと方針として出てきたということではないかと思ふんですが、このときに、ストレステストではなくて、先ほど来から石橋委員がおつしやつておられましたように、元の例えは耐震バックチェックであるとかさういつたようなものを徹底させることの方を優先させた方がいいというふうなお考えにはならなかつたんでしようか。</p>
<p>○参考人(海江田万里君) 当時のありませんでした。ただ、今、野村委員のお話を聞いていて、確かに再稼働の条件にするのがいいのかどうかは分かり</p>	<p>○野村修也君 大臣自身のお考えというのでも分かるわけなんです、ただ、菅総理の方から、</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 耐震バックチェックは、ずつと前からやるはずで、それがなかなかできていないという話でありましたから、これは本当に不断にやっばりやっばりいかなきゃいけないことだと思ひます。ストレステストが出てきました、再稼働の条件として出てきたわけでありまして、あの時点で何が条件になるかといえ、やっばりストレステストかなというふうにも私も思ひましたので、じゃ、どういふ形でやるのかということの協議をしたわけでありまして。</p>	<p>○参考人(海江田万里君) 突然のようにストレステストという話が出てまいりました、すね、それというのは、ある意味ではこれまでの基準では駄目だということを政府の中ではつきりと方針として出てきたということではないかと思ふんですが、このときに、ストレステストではなくて、先ほど来から石橋委員がおつしやつておられましたように、元の例えは耐震バックチェックであるとかさういつたようなものを徹底させることの方を優先させた方がいいというふうなお考えにはならなかつたんでしようか。</p>





と、チエルノブイリは若干ちよつと状況違いますけれども、スリーマイルはまさに水素爆発の危険に對してどうする、こうするということをずつと議論しているんですね。それが、水素爆発が実際に起きてしまつて水素爆発ということについてはほとんどその危険性というものを指摘をすることがなくて、それがやっぱりかなり早い段階で大量に放射性物質を飛ばしてしまつたこと、これは大変大きな僕は反省の材料だと思つてます。

○田中三彦君 一つちよつと伺つていいですか。ちよつと一つ。  
○委員長(黒川清君) 短くして。  
○田中三彦君 はい。  
水素爆発のことがちよつと気になりますけれども、先ほども全くそれについて誰も考えていなかったというふうなことをおっしゃっていましたけれども、本当にそうだったんですか。水素爆発について、全く誰もそれについて、当時の安全委員長も含めて、現場でそのことを口にされた方がいなかったんですか。

○参考人(海江田万里君) 田中さん、先ほどは申し訳なかつたです。  
私の耳には水素爆発という言葉は入ってなかつたです。ですから、爆発が起きたとき、何だこれはというふうに思つたのは、正直な印象です。  
○田中三彦君 一分ほど、もう一つ。  
アメリカが原発の新規建設をやめてから、それまで、私はそれまでの世代の人間なんですけれども、アメリカがお師匠さんだったんですね、師匠。原発の技術でも製造でも、まああらゆる面で師匠だった。それが撤退してから、新規建設を撤退してから何か日本が偉くなつたような感覚を持つていて、発言が非常に多くて、今、そういう世代の方ももういなくなつちやうて、昔の方はいなくなつて、新しい世代の方が、原発のメーカーも東京電力も、それから経済産業省もそういう方が多くて、何かアメリカからもう学ぶことがないということをやつと思つていて、という節がずつと感じていました。

○委員長(黒川清君) そうですね、はい、分かりました。  
実は、一号の水素爆発なんというのは、一九八五年に同型のものを、アメリカの方で数時間のうちにこういうことが起こるといふようなことを言つています。そういうことすら知らなかつたという事ですか。  
○参考人(海江田万里君) 私は聞いていなかったという事で、その周りの人たちが知つていたら知らなかつたかという事はちよつとまた違つて思つますけれども、ただ、これもひよつとして田中さんがおっしゃつたことかもしれないけど、八〇年代の前半ぐらいは、おっしゃる通りに、日本の原子力の安全性というのでもそれなりにある程度高かつたけれども、八〇年代の真ん中ぐらいからもう遅れてしまつたよつという指摘は、田中さんもおっしゃつていて、いわゆる安全神話とか原子力村の何か談合とかなれ合いとか、そういうものがあつたのかなというふうには思つていますね、これは。

○委員長(黒川清君) じゃ、残りが少なくなつてきますので、申し訳ありません。  
一言だけ私、その後、櫻井委員、蜂須賀委員と、是非と思つていますが、一言、先ほど、最初のベントのときで、何かその、海水注入のところですが、東電が廃炉をちよつとためらつたような気がしたのでという話のコメントがありましたけれども、具体的に何だからそういうふう感じたんですか。一言でよろしいんですが。  
○参考人(海江田万里君) これは、そのベントのときだつたかもう少し後か分かりませんが、あれも、とにかく私も、あの第一発電所がああいう事故が起きましたから、それから五号、六号だつて全く無傷だつたわけじゃないわけですか、その意味でいうと、一、二、三、四、五、六は全部廃炉だというのは当然のことだとは思つていたので、その五号、六号についてはなかなか廃炉ということを言い出さなかつたというので、それが原因です。

○委員長(黒川清君) それですね、はい、分かりました。  
ちよつと、おトイレ休憩五分ぐらいで、三十分ぐらいまでやりますか。よろしいですか。  
○参考人(海江田万里君) いいです、はい。  
○委員長(黒川清君) 申し訳ありません。  
それでは、このまま続けさせていたいて、三十分までにやめます。  
○蜂須賀禮子君 済みません、蜂須賀と申しました。  
今、海江田さんのお話を聞きまして、すごく私たち、私、避難者なものですから、その当時、私たちが何も情報を知らないで避難してるとき、大臣であつた海江田さんがすごく御苦労なつたということを感じております。  
それで、二つほどお聞きしたいんですけれども、先ほどの質問の中に、オフサイトセンターを撤退するときに、病院もいろいろあるんだから病院の方もきちつと確認してから撤退しろよという命を出したというお話を聞きましたと思うんですが、やはり一つの病院だけがどうしていいか分からなく、オフサイトセンターの方に助けを求めに行つた病院があるんですね。その病院が行つたときには、何か入つていんだか駄目なんだか分からなくて、助けを求めることができなかつたらしいんですよ。そのときに、感じではオフサイトセンターにはもう誰もいなかったんじゃないかなというふうに感じたという病院もあるんですけれども、病院も確認しろという大臣の命もあつたのにもかわらず、その確認もせずにいるんなら、それが撤退していつたことなんですか。  
それと、大臣が七日の日、七月七日、いろいろなことがあつて、あのとき私がテレビを見させていたいたときに、国会の中ですごく悔しそうな顔をしていたんですね。それは、私たち被災者を助けていたのに菅さんが俺の言うことを聞いてくれねえんだよというふうな思つたのかなと、私たちを助けるためにもつと俺は努力したかったんだよというふうな思いがあつたのかなというふう

うに私はあのテレビを見て感じたんですよ。  
それで、今、海江田さんが私たちに、あのときも今も、こういうことでもつと被災者を助けてやりたいというふうな思いがありましたら、お言葉をいただきたいと思つてます。  
○参考人(海江田万里君) 事故が起きたときは、私だけじゃなくて、今日はここにも議員が何人もいますけど、みんなやっぱり国会議員というのはそういうものだと思つている、みんなやっぱり被災地の人のために何とかしたいと、必ず思いましたよ、みんな。ただ、私はたまたま、本当にたまたまですけども、経産大臣の立場だから、やっぱりその経産大臣の立場でできることと普通の議員じゃできないことがありますから、やっぱりその経産大臣としての立場を十全に使つて、まして、これは本当に、皆さんに聞いていただけたら、むしろ自分がそういう立場になつて、切歯扼腕というか、残念だと、俺はもつと働きたいのにその働く場所がないというふうな思つた人たちがたくさんいますから、そのことは是非忘れないでいていただきたいということでありまして。  
それから、私がやつぱりまだやらなきゃいけないと思つていますのは、やつぱり除染のことです。これは、これをどうしようにするのか、いろんな意見があつて、いろんな考え方があるんですけれども、それで、除染というのはどういふことかという、帰れる方々にはやつぱり帰つていたきたいということなんですよ、生まれたところ、育つたところ。ただ、大熊町はなかなか難しい状況にありますから、じゃ、そういう方たちにはどういふことができるのかなということ、これは本当に国会議員全員でやつぱり考えなきゃいけないことだと思つてます。  
それから、オフサイトセンターのことは、何日の何時かと全部閉めた時間分が分かつていますから、その前後なのかなという気もいたしますが、これは、当時の池田本部長と、現本部長と電話で話をしている、とにかくそんなに早く閉め



て行くわけにはいかないから、とにかく最後まで見送つてという形で。実は、大熊町の病院で残つてしまつて、結局あそこは立ち入れなくなりましてから、結局餓死のような形で亡くなつてしまつた方が何人かいらつしやるといふのは私もその後で聞きまして、やつぱりああいう方も本当に今度の原発の被害者でありますので、やつぱりそれは本当に申し訳なかつたなというふうにつくづく思つております。

オフサイトセンターも頑張つたつもりでありますけど、最初のいわゆるオフサイトセンターが駄目で、その隣の原子力センターですか、そこをオフサイトセンターにしてみましたので、その辺もちよつと分かりにくかつたかなというふうに思います、これは。

○櫻井正史君 それでは、また事故後の対応の方々にちよつと話題を戻させていただきますかと思ひますが、先ほど統合本部というのを東電につくられたというところで、その必要性についてはいろいろ御説明されたことはよく分かつておられますが、振り返つてみられて、統合本部をつつたことのリスクというか、マイナス面というのはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(海江田万里君) まさに統合本部で一体化したということがやつぱりメリットだと思ひますけれども、一体化したことによるデメリットも全くないわけではないと思ひますね。

私も四六時中本場に、どうしても国会だとかいろいろあるときは国会に来たり役所に行つたりしてしまつて、かなり長い時間いましたから、そうすると、やつぱり何か若干その東電の人たちの方に思いが行つてしまつてというような傾向は、自分でちよつと幾つか律することを決めまして、弁当が必ず出るんですけども絶対に弁当には手を付けないとかね、どんなに腹が減つていても。まあコーヒーだけはいただきますけれども。幾つか、どんなに一緒にいる時間が長くてやつぱりそこは、あれは置こうとか、幾つかほかにも大したことじゃないですけど置きましたけれども、そ

ういうリスクが、もつといたらどうなつたのかなというのそれは分かりません。ただ、あれはつくて良かったと思ひます、本当に。

○櫻井正史君 ありがとうございます。  
先ほど来、ベントの問題、あるいは海水注入の問題、あるいは撤退の問題という一つ一つについて当時の政府なり大臣の方が大変御苦労されたか、難しい判断をされたということをよく分かるんですが、先ほどの統合の話もつと、それから汚染水の話もつと眺めて見ますと、何か、本来事業者が自己の責任でやるものについて、つらい部分を全部政府が、全部とは申しませんが、かなりの部分を政府が肩代わりをした、実質上ですね、したような形になっていないかということについて、当時のように考えられましたが、その辺は大

○参考人(海江田万里君) それは余り考えなかつたですね。むしろ思ひました、やつぱりもつと、これは将来の議論になるわけですから、一民間業者が原子力の事業というのを本場でできるのかどうなのか、それは廃炉の部分も含めて、それから使用済燃料の問題もありまして、やつぱり中には原子力をもしやるんならそれはもう国が責任持つてやるべきだということをおつしやる人もいろいろありますから、それは足りなかつた。もつと事業者に任せておけばよかつたというふうには思ひませんね。

○櫻井正史君 一方、被災者、住民の関係で先ほど蜂須賀委員からの話が、いろいろな通信手段、広報手段というのがなかつたことはよく分かるんですが、事業者のやることにそこまでという言い方は悪いかも思ひませんが、一生懸命、制度の問題はあると思ひますけれども、政府が尽力される。それと同じように本場に被災者側、住民側に対していろいろな形でやれるだけのことをやるという配慮はされたんでしょうか。

○参考人(海江田万里君) それは被災者の方々はどういうふうにおつしやるか、幾らこちらがこ

うだつたあだつたと言つてもそれはもうそんなものは本場に独り善がりではないんで、もう被災者の方々も今どういうふうにおつしやるか、それから当初、当初どう思つたかということも実は大事であります。

これは義援金の配付なんかも、例えば一番たくさん人がいるのは避難所だから避難所で配ること、はできないのかとか、それからあと、これは東電の仮払金もそうすよね、そういうことも言ひましたけれども、いや、そうすよとかえつて、そこにいる人たちが例えば何万円持つている、何百万円、何百万円ということはありません、最初に何十万円とか何百万円とかいう話で、それを持つてい

るから、それは犯罪が起きるんじゃないかとか、そんなようなことでやつぱり退けられたということもありまして、確かにそういうリスクもあるんですけれども、やつぱり大分遅れましたよね、あれね。最初の着のみのままで出てきた人たちに對して遅れましたから、そういうのはもつと迅速にやるべきだつたなというふうに思ひますね。

○櫻井正史君 それととも、言うまでもないことですが、被災者あるいは国民に對して正確な情報、あるいはできるだけ公表できることを公表するという姿勢が大切であることはもう当然のことですが、そのとおりでございませうね。

○参考人(海江田万里君) それは本当にそのとおりです。

○櫻井正史君 その点について一点だけお伺ひしたいんですが、保安院の記者会見で炉心溶融の可能性という言葉があつて、それがその後いろいろなことが、時間の関係で細かいことは結構なんですけど、そういうことがいろいろ取り上げられたというところは大臣として御承知ですか、当時。

○参考人(海江田万里君) 取り上げられたというところは、その方が替つたということも存じております。ただ、こちらが替えるなるといふことは指示したことはありません。

○参考人(海江田万里君) あのとときは、本当に私も官邸の方にいまして、それは、ほとんどあれは見えていないですね、そのテレビというんですか、会見のところは全く、ほとんどいふか全く見えていませんけれども、ただ、後で事情、それから国会でもいろいろその問題は質問が出ましたので、それは違つと、それは違つと、何か、何か、マルチダウンという言葉が発したわけですか。

○櫻井正史君 炉心溶融ということですか。  
○参考人(海江田万里君) 炉心溶融ということですか。そのことで結果的に替つたというんですか、そういうことがあつたというのは知つております。

○櫻井正史君 担当しておられた大臣として、その後の担当の交代とか、その後、炉心溶融という言葉を使わなくなつたこと、保安院の方の発表です。そのことによつてマスコミあるいは国民から保安院の発表あるいは経産省の発表そのものに對する不信感というのが生じているということが事実だと思つてみられますが、その辺について、大臣として振り返つてみられてどう思われますか。

○参考人(海江田万里君) 私も、たしかあれは四月に入つてからですけれども、国会の委員会で随分その問題が出てきて、これは本当に東京電力の中の技術者と呼んで言葉の整理をしたことがあるんです。そのとき言つたのは、確かにいろいろな事象はまだはっきりしていませんけれども、今の時点で確実に言えることは何なんだろうということを言つたら、それは燃料ペレットの溶融ですということ、じゃ、それを使ひなさいということ、言ひましたけれども、何というんですか、そういう確実に今分かっていることを、確実に分かつたことを伝えるということ、それから、将来の危険性というか、あるいは今は分かつていないけれども、もう既に過去に、かなり早い段階で起きていたわけですよ、今にして思ひます、そういうことを推測で言うことの問題と、そこは、余

やつぱりそういう外に向かつて発信することの改めて大切さというのか、それはもうつくづく思いましたね、これは。

○櫻井正史君 ありがとうございます。

それから、お手元の二つに出てきます体制、三・一一当時というものをちよつと御覧になりながらお伺いしたいんですが、いろいろないきさつはあったにしろ、少なくともここで当初予定されているような原災本部というものができて、その事務局としての保安院の役割、それから原災本部の副本部長としての経産大臣の役割、あるいは本来想定されていなかった官邸の五階、二階というふうなもの、あるいは、この図面で分かりますように、現地対策本部、オフサイトセンターと書いていますが権限の委任も結局されなかったし、その機能は恐らくほとんど果たせなかったというのが実情だと思うんですが、その辺についてどういうところに問題があったと担当大臣としてお考えでしょうか。

○参考人(海江田万里君) この図の中で本場に私全然知らないのは、官邸二階というのがどういう組織でどう議論をしていたのか、全く分かりません、これは。

その上でお話をさせていただと、やつぱり、これだけじゃないんですけども、幾つか組織がいろいろ、計画停電の話も出ましたけど、計画停電のときも何かいろいろんな組織の上でどかが決めた方がいいのかとかいうことで結構連絡に時間が掛かったとか、それから発表の仕方という形でやればいいのかといういろいろな問題があったというところはありますので、こういう特に緊急時というの、なるべく組織はスリムにして、そして一人一人が自分のやるべきこととすることを分かって動けるようにするのが一番いいんじゃないですかね。

○櫻井正史君 振り返ってごらんになりまして、保安院の役割というのは果たせたというふうに思われますか。

○参考人(海江田万里君) 彼らは彼らなりに一生懸命やったと思いますけれども、だけど、国民が期待した役割からすると、それはかなりそういう期待される役割にはこたえられなかったということです。

ただ、保安院の人たちも本当に、もう一回これ、今度新しい、規制庁なのか会議体なのか、委員会ですか、できても、やつぱり保安院の人たちが行くわけですから、やつぱりそれは自覚を持って行っていたかなければいけないなというふうな思いをしております、そこは是非皆さん方も御指導をよろしく願いたいと思います。

○櫻井正史君 ちよつと一点だけ。  
この官邸五階というふうな書いてあるところで現実にはかなりの決定がされて、当初の立て付けからいうとこういうものは想定した部分ではないと思うんですが、どのようなことから、本来の原災本部あるいはその事務局としてのERC等のことではなくて、このような体制ができたとお考えでしょうか。

○参考人(海江田万里君) 一つは、最初に地震と大津波が発災したということで、官邸の地下二階の危機管理センターがそれでほとんどいっぱいになってしまったと。もちろん原子力対策の島のようなものもあつたわけですけども、十分なスペースが取れなかったということ。で、中二階の方に持ってしまつて、中二階だと、これは本場にテレビもありませんし全く、それから会議ができなかったもので、最初に菅総理が現地に、福島に行っている間にやつぱり少しいろいろな形でこれから起こることをまとめておこうということで、会議をやる場所を秘書官に探してもらつたんです。そうしたらあそこがあつて、応接室があつて、ここなら携帯電話もつながるといふことでそこでやつたわけですけども、まあ応接室ですから、あちこちからテレビ持ってきたりホワイトボード持ってきたりとかいうことで、まだERCの方がしつかりした設備がありましたけれども、十五日に東電に行くまではなかなか大変でしたね、これは。

○櫻井正史君 私からの最後の質問ですが、将来のことを考えますと、当時の大臣として振り返られて、こういう制度というのか体制というものはどのような点に考慮した上で構築されたらよろしいというふうな思われますか。

○参考人(海江田万里君) もう本当に二度とあつてはいけないことでありますけれども、やつぱり規制機関をしつかり独立性を持たせて、そして優秀な人材を配置をして、安全面からの規制をやつぱりしつかりやつてもらいたいということ。さつき

私は原子力の方を国でやることも一つの考え方がじゃないかということも言いましたけれども、やつぱり緊急展開部隊のようなものも必要かなというふうな思っています。アメリカのNRCなんかはそういう、あれは海軍のOBが多いわけですけども、やつぱりかなり実際の原子炉を触つていた人たちがかなり大量にいるわけですから、何かやつぱりそういう緊急時の第一線に立つてやつてくれる部隊といえますか、放射線に対する防護なんかも十分知識もあるし装備もあるというふうな人たちがいる程度のもままりでいてくれることも必要かなというふうな思つたりします。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。  
最後に一言ですが、非常に世界的な大事件で世界の注目を浴びたときに、ここでもかなり、保安院の院長、いろいろな方に、昨日は松永事務次官、お話を聞いています。緊急時の、こういう緊急なとき、もうちよつといろいろながあると思えますが、政治と事業者、それから規制官庁のそれぞれの適材適所の人材が育っているのか、それと緊急時のその責任を取るつもりがあるのかということについて、そのときの担当大臣ですから伺いたいんですけれども。

例えば、去年の計画停電の問題があつて、夏があつて、今年が来るのであれば、当然、去年の先ほどお見せした六月十八日の大臣談話・声明で、例えば「津波による全交流電源等喪失を想定した緊急安全対策の実施を三月三十日に指示し、この

着実な実施により、炉心損傷等の発生防止に必要な安全性を確保していることを確認した。これにより、原子力発電所の運転継続及び再起動は安全上支障がないと考えている。」という談話は、もちろん指示をされて、大臣のお一人の考えじゃないですから、そういうのはとにかくやつぱり経験のあるすばらしい能力のある役所がしつかり考えてくるということとされたと思うので、そういうところで、それで長期の、例えば今年のこととある程度予測して何か指示したのかということも昨日事務次官にも伺つたんですけども。

そういう意味からいって、緊急時の事業者と政府と規制官庁あるいは政治家の責任、役割ばかりではなくて責任というものと、それからある程度中長期な予測というふうな、ある程度分かるわけですよ、去年の時点です。というふうなことにいつて今どういふお考えがあるか、一言二言ちよつといただければ、これを生かすというつもりでは非メッセージなりお考えを聞かせていただければと思います。

○参考人(海江田万里君) やつぱり去年から本場に一年たつわけ、事故の発災から一年数か月であります。まさにこの再稼働とかエネルギーの問題でいうと一年たつわけですけども、一年の問題に進歩があつたのかというと、余りないんじゃないでしょうか。

それは、やつぱり世論調査なんかを見ると、再稼働反対という人たちの数が、たしか私のときは分からないというふうな方というんですか、そういうのが、もちろん絶対反対だという方もおられましたし、でありますけれども、やつぱり分らないという当時答えた人たちも、反対だというふうな立場に自分自身の考え方をまとめている方が多いと思うので、やつぱりそういうのを見ると、本場に自分自身の問題も含めてですけども、この一年間何をやってきたのかなというふうな思い

ますので、もちろん消費税の問題で議論するのも大変必要でありますけれども、このエネルギーの問題ももう一回やつぱり考えてみなければいけない



いなどつくづく思っています。

それから、一日も早くやっばり、規制委員会にしろ規制庁にしろ、早くつくって、そしてきちっとそこは機能させることが大切じゃないかなというふうに思っています。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

質疑も尽きないところですが、ちよつとお時間を余分にいただきましたけれども、予定の時間となりました。

海江田さん、本日は本当にありがとうございます。

○参考人(海江田万里君) どうもありがとうございます。

○委員長(黒川清君) では、御退席ください。結構でございます。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、本日の議事次第の三番目に挙げられております東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法第十二条第一項に基づく資料提出要求について議論をさせていただければと存じます。

ただいま委員の皆様は資料を配付してあります。これを委員の皆様が一応お目を通していただいておりますが、この資料には、この委員会法の第十二条第一項に基づく資料要求の検討対象である文書、電磁的記録その他の資料が記載されており

記載されている文書、電磁的記録その他の資料の内容は、調査方法や調査内容にかかわるものに加え、公表しなす要求先若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるものも含まれることから、ただいま配付された資料につきましては、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程第七條第六項に基づいて非公開とすることが必要と認め、非公開とすることに決しました。

したがって、このただいま配付された資料は、委員の皆様にはのみお配りし、傍聴の方には配付いた

たしませるので御了承ください。

本件について、安生事務局長に説明をお願いしたいと思っておりますので、安生事務局長、よろしくお願ひします。

○事務局長(安生徹君) それでは、御説明いたします。

今配付いたしました資料を一枚めくっていただきますと、資料の一一一となっておりますが、これにつきましては原子力安全委員会、それから次のページの資料の一一二、これにつきましては電気事業連合会、一一三につきましては文部科学省、一一四は東京電力がそれぞれ保有あるいは保管している文書、電磁的記録その他の資料がそこに列挙されております。

これらの文書、電磁的記録その他の資料につきましては、これまで、これらの機関又は会社に対して、当委員会の事故調査のための必要性を御説明した上で、その提出について任意に御協力いただけるようにお願いしてまいりました。ただ、残念ながら、本日に至るまで、各機関又は会社から、これらの文書、電磁的記録その他の資料の任意の提出に御協力いただくことはできませんでした。

本委員会の根拠法であります東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法の第十二条第一項によれば、当委員会が事故調査のために必要であると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、原子力事業者その他の者に対して資料の提出を要求することになっており、これに基づいて要求を受けた者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、提出要求に応じなければならないということになっております。

ただいま配付しました資料一一一から一一四に記載の文書、電磁的記録その他の資料が事故調査のために必要であることについては、各担当ワーキンググループでまずは御検討いただいているというところだと思いますが、本日は、委員会として正式に必要なを判断するため、改めて、本日、これらが事故調査において必要であるか皆さんにお

諮りするということともに、それぞれの文書、電磁的記録その他の資料につき、資料の一一一から一一四の要求先の欄に記載します各機関又は会社提出要求をするということと正式に委員会として決定するかどうかをお諮りするものでございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長(黒川清君) 安生事務局長、ありがとうございます。

何か御意見のある委員の方はおられますでしょうか。一応自分の主に担当されると思うところを十分見てくださいませ。——よろしいですか。

それでは、資料一、すなわち資料一一一から一一四に列挙されている文書、電磁的記録その他の資料は、当委員会の事故調査のために必要なものであり、それぞれ、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法第十二条第一項の規定に基づき、資料一一一に列挙されている文書、電磁的記録その他の資料については原子力安全委員会に対し、資料一一二に列挙されている文書、電磁的記録その他の資料については電気事業連合会に対し、資料一一三に列挙されている文書、電磁的記録その他の資料については文部科学省に対し、資料一一四に列挙されている文書、電磁的記録その他の資料については東京電力に対し、提出を要求するというところでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕と申す者あり

○委員長(黒川清君) 御異議ございませんでしたので、そのように決しました。

本日以降に、各機関又は会社に対し、配付された資料に記載の文書、電磁的記録その他の資料の提出を要求いたしますが、その手続やその後の対応については、私、委員長に御一任願ひいたしますが、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕と申す者あり

○委員長(黒川清君) 御異議ございませんので、そのように決しました。

○委員長(黒川清君) 御異議ございませんので、そのように決しました。

○委員長(黒川清君) さて、本日は本日に長時間にわたっておりますが、本日の議事次第の最後の案件が一つ残っておりますので、もう少しよろしくお願ひいたします。

当委員会は、平成二十三年十一月八日に発足後、おむね六か月後を目途として報告書を提出することがミッションとして法律上定められております。

現在、報告書の取りまとめに向けて各委員や事務局が精力的に作業をしているところですが、最終的な取りまとめに向けて、一度論点整理をさせていただければと思ひます。

論点整理につきましては、委員はお手元の配付資料を御覧ください。これらの資料は、時間の関係もございまして傍聴の皆様にはお配りしておりませんが、この委員会後に行うことができるだけ速やかにホームページに掲載いたします。

説明につきましては、主査の野村委員にお願ひいたします。それでは、野村委員、よろしくお願ひします。

○野村修也君 野村でございます。少しお時間をいただきましたと思います。

私どもの方の、今委員長から御説明がありまして、報告書は最終的に一括して最終報告書を出させていただきますことになっておりますが、その過程の中で、既に知見としてある程度まとまってきた事柄、論点として提示すべき事柄について、何回かに分けてこれより開示をしていきたいというふうを考えているところでございます。

今回はその第一回目ということでありまして、国会事故調における調査、提言に当たった論点というふうな形で、これまでの委員会、公開での委員会あるいは私どもの独自の調査等も踏まえまして、次の五点について論点としてまとめさせていただきますところでございます。

そこで、本日は、委員の中で最終確認をここでさせていただき、この論点について委員の間での御了解が得られたところで、先ほど委員長の方から御提示いただきましたように、ホームページを



通じて速やかに開示をするという段取りにさせて  
 いただきたいと考えているところでありませ  
 ます。お手元の資料を御覧いただければと思  
 います。おまず第一点目は、今回の事故から今後の対策  
 を検討するに当たっては、特定の事故原因への対  
 応にとどまらず、解決すべき課題をより広く、よ  
 り深く抽出、検討する必要があるのではないかと  
 いう問題提起でございます。

どちらかといいますと、これまででは事故原因が  
 何であったのかということ特定させて、それへ  
 の対応策しか考えないという、こういう思考のパ  
 ターンに我が国の場合陥ってきたところがあり  
 ますが、様々な可能性を考えた上でそれぞれに対  
 する対応策をしっかりと考えていくことで、今回  
 いう思考が必要ではないかと考えていくことで、今回  
 これを論点として検討させていただくことにし  
 た次第でございます。

論点の二は、海外の知見、最新の科学的知見を  
 迅速に安全規制に反映させるための制度的枠組み  
 が欠落していたのではないかと、そういう論  
 点でございます。この点について、今後の報告書  
 の中でこういった観点から問題を取りまとめたい  
 くの望ましいのではないかと考えてござい  
 ます。

ここにありますように、これまで私どもはIA  
 EAの五層の深層防護などに代表されます海外の  
 知見が必ずしも我が国の規制に反映されていな  
 かったということを確認してきた次第であります  
 が、そのこと自体の問題点もある、もちろん問題  
 点だということの指摘はあるところでありませ  
 ども、それに加えて、そういったようなものが安  
 全規制に取り入れられなかった、それは制度的  
 な枠組みの欠落があったのではないかと、いうふう  
 に考えて、取りまとめに向けていきたいというふ  
 うに考えているところであります。

次に、論点の三でありますけれども、現在の規  
 制当局には安全文化が欠如しており、また組織と  
 して、透明性、専門性、高い独立性を実現してい  
 くための運営のプロセス及び仕組みが欠けていた

のではないかと指摘であります。  
 ここでの安全文化といえますのは、まさに常に  
 高いレベルの安全性実現に向けて改善を要請し、  
 事業者に対しそういった要請を行うとともに、我  
 が国における原子力の安全に関する最高の知見を  
 常に求めて規制当局自身がその規制に反映させ  
 ていくという姿勢を持つことを安全文化と考えてお  
 りますが、こういったようなものが決定的に欠落  
 していたということから、その組織として、透明  
 性、専門性、高い独立性を実現していくための運  
 営のプロセス及び仕組み、これを欠落部分として  
 確認をし、提言をしていきたいというふうに考  
 えているところであります。

今のお話を申し上げますと、やはり規制当局の組  
 織の問題に帰着してしまいうやに思われますけれ  
 ども、この点につきましては、単に安全文化の表現  
 というものは組織の形態の変更、だけにとどま  
 らず、規制組織を構成する人材の技術的な改善強  
 化策が必要なのではないかと、これもこれまでの  
 委員会を通じて私どもが得た知見かというふう  
 に思いますので、こういった観点から問題点をま  
 とめて、そして提言につなげていきたいと思  
 っているところであります。

第五番目は事業者でありますけれども、事業者  
 の側も、自ら原子力というものを扱うという観点  
 での覚悟や能力に欠落があったのではないかと  
 いうことで、安全文化を醸成する仕組み、事業者が  
 自ら進んで最高の安全を求めていくための制度的  
 枠組みといったものが必要ではないかと、そ  
 ういう判断でこれからそれを論点とし、最終報告  
 に向けて検討していきたいというふうに考えてい  
 るところであります。

先ほど冒頭申し上げましたように、私どもの方  
 の調査報告というものは、最終的には全て最終報告  
 をもって報告することになりますので、この論点  
 を通じた今後の審議を経て、必ずしもこれが論点  
 ではないということが明らかにした場合には、  
 それは最終報告の中でまた修正するというこ  
 もあり得るということから、当面これら五つの点に

ついて論点の提示をしつつ、論点を共有しつつ、  
 委員の間での審議を進めたいというふう  
 に考えている次第でございます。

この点について、委員の間での御了解が得られ  
 るかどうかを確認させていただいた上で、御了解  
 が得られましたら、できますれば速やかにホーム  
 ページでの開示をさせていただきたいというふう  
 に考えている次第であります。よろしく御審議を  
 お願い申し上げます。

○委員長(黒川清君) 野村委員、ありがとうございます。  
 それでは、委員の皆様、ただいま野村委員より  
 説明のあった方向性で報告書をまとめるというこ  
 とでよろしいでしょうか。

〔異議なし(ご言う者あり)〕  
 ○委員長(黒川清君) ありがとうございます。  
 では、御異議ございませんでしたので、そのよ  
 うに決めます。

本日の論点整理は、現時点において当委員会の  
 問題意識をお示しするものであります。今後、  
 我々は更に議論を重ね報告書の完成を目指してま  
 いりたいと思っておりますが、委員会後にホームペ  
 ージに掲載されますので、皆様の方でも御意見がござ  
 いましたら是非お寄せください。また、本日お示  
 した論点は当委員会の問題意識の一部です。報  
 告書の提出まで余り時間はございませんが、その  
 他の論点についても、時間の許す限り、皆様にお  
 示しする機会を設けたいと考えております。

それでは、本日は、委員の皆様のみならず、傍  
 聴の皆様、記者の皆様も長時間ありがとうございます。  
 次回委員会は、五月二十七日、この日は日曜日  
 ですが、事故当時の内閣官房長官であり、現在は  
 経済産業大臣である枝野幸男さんに対して、当時  
 のことを中心に質疑を行う予定であります。  
 それでは、本日の委員会はこれにて散会といた  
 します。

午後五時四十九分散会

平成二十四年五月二十五日印刷

平成二十四年五月二十八日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局

A







# 第15回委員会

# 第15回委員会

平成24年5月27日

(参議院議員会館内講堂)

## 概要

**衆** 議院議員で、現在、経済産業大臣を務める枝野幸男氏に参考人聴取を行った。枝野参考人は、事故当時、内閣官房長官として対応に当たっており、官邸や政府が当時どのような対応を行ったのか、事故当時の政府の広報活動や情報伝達の在り方等について聴取した。

特に、記者会見等での公表に関しては、「直ちに影響はない」等の表現が多用され、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等が十分に伝わらず、周辺住民の避難等に支障を来したのではないかと指摘がある。

委員会では、国民への公表方法のほか、「撤退問題」、東京電力等の開示への関与等についても質疑があった。



**枝野 幸男 参考人**  
(衆議院議員、経済産業大臣、  
前内閣官房長官)

## 主要ポイント

### ○「撤退問題」に対する見解

撤退問題については、正確な言葉のやりとりまでは記憶はないとのことであった。しかし、撤退すると対応する人がいなくなり、悪化を食い止めることができなくなるといった趣旨のことを伝えたとき、清水社長は口ごもって何の答えもなかったので、「部分的に残すという趣旨ではなかったことは明確」と語った。その後、吉田所長に確認したら「まだやれることがあります。がんばります」といった内容のことを言われた。

### ○東電の情報開示への関与

東電に対して、情報開示の際には、同時に官邸に伝えてくれとの指示をしたが、事前に官邸の了解をとるように、といった意図はなかった。

### ○海外からの支援への対応

官邸からは、海外からの支援を含めて法的問題を超えて受け入れるように各省に対して指示をした。

### ○反省点、問題点等

今回の経験を踏まえた反省点、問題点等として、以下のような趣旨のコメントがあった。

- ・情報を伝えてきたつもりではあるが、今日の議論を聞いて国民、住民の側から見て十分に伝わっていないということを認識した。リスクコミュニケーション上に反省すべき点があった。

- ・情報の集約、予測・推定ができなかった点にも問題があった。「念のため」などというときに、その判断の根拠そのものが明確にできないことに問題があったのではないかと。

- ・日本には広報官という仕組みがない。内閣官房長官が広報官の役割を果たしている。特に、有事においては「しんどい仕組みである」と思っており、分けた方がよいのではないかと。広報官には相当専門的なトレーニングが必要ではないかと。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第十五号

平成二十四年五月二十七日(日曜日)

於参議院議員会館内講堂

午後一時開会

出席者

委員長 黒川 清君

大島 賢三君 崎山比早子君

櫻井 正史君 田中 耕一君

田中 三彦君 野村 修也君

蜂須賀禮子君 横山 禎徳君

参考人

(衆議院議員) 枝野 幸男君

(経済産業大臣) 木村 逸郎君

(前内閣官房長官) 八田 達夫君

参与 安生 徹君

参与 東京電力福島原子力発電所 事故調査委員会事務局長

参与 東電調査委員会事務局長

本日の会議に付した案件

事故後の政府の対応状況等について  
調査活動報告について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調であります。第十五回委員会を開会いたします。それでは、早速ですが、参考人に対する質疑を開始いたします。

本日は、衆議院議員で、現在は経済産業大臣であり、前内閣官房長官であります枝野幸男さんにいらしていただきました。

枝野さんは、皆様御存じのとおり、現在、経済産業大臣であります。二〇一一年一月から同年九月まで内閣官房長官という重責にあらわされまして、福島第一原発の事故当時も、内閣官房長官として

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十五号 平成二十四年五月二十七日

して事故対応に当たっておられました。本日に御苦勞さまでした。

本日は、事故当時のことを中心に質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いたします。

最初に、何かお言葉があれば。

○参考人(枝野幸男君) まず、国会事故調の皆さんには、大変重要な検証作業を進めていただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。おふうに思います。また、私の現在の経済産業大臣としての公務との関係で、こうして日曜日に時間設定していただきまして、御迷惑をかけたのではないかとおふうに思いますが、そのことのおわびと、また御礼を申し上げる次第でございます。

原発事故の当時、自分なりにには全力を尽くして、自分のできる範囲での対応に当たってきたつもりではおりますが、結果的に、今なお多くの皆さんが避難を余儀なくされておられるという状況にある、その結果を考えますと、このことによつて被害を受けた皆さんには大変申しわけなく思っているところでございます。

同時に、二度とこうしたことを起こさないためには、さまざまな観点、さまざまな立場からこの事故について、これは当事者でございますので自分ですというわけにいきませんので、検証をしていただくということが重要だというふうにおお役しております。きょうは、そのことに若干でもお役に立てればというふうにおお役しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。参考人は、今度の大事故、東日本大震災、それからそれに伴う福島原発事故ですが、本日に内閣官房長官という政府のかねめの要職にあらわされ

官房長官の職は何かといいますと、内閣の諸案件についての行政各部の調整役という非常にキーパーソンでございます。また、諸案件について、国会の各党派、特に与党との調整役、さらに、政府、内閣の取り扱う重要事項やさまざまな事態に対する政府としての公式見解を発表する政府の報道官、スポークスマンというような本當に重責にあらわされまして、特に今度のような、ある程度予測ができない、突然起こることについて、この大事故については本當に御苦勞さまたつたと思

います。そういう意味では、実は、本委員会がいろいろやっております、タウンミーティングとか、それから被災者のアンケートなどでございますが、被災した住民の多くから、今回の事故に関する情報は御存じかもしませんが、あるいは、政府により知らされた情報が信じられないというような声を聞いているところでございます。

そういう住民の意見を踏まえ、また、本日は各質問に対して正面から誠実に答えていただければ、本日に日本の国家の信用というものの回復ということにも十分に役に立つと思っております。これは御存じかと思いますが、この委員会の状況は英語の同時通訳も入っております。これから世界からも検証されるようにしていくというつもりでやっておりますので、よろしくお願いたします。

そこで、最初にまず櫻井委員の方から、幾つか本件についての質問に移らせていただきます。よろしくお願いたします。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。まず、今委員長の方からも簡単に話がありましたが、内閣の官房長官としての職責というものについて、簡単に結構ですから御説明いただけ

ばと思います。

○参考人(枝野幸男君) これは、そういうお尋ねがあるかなと思つて内閣法を確認してまいりましたが、内閣の重要政策に関する基本的な方針の立案、企画、総合調整、それから、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画、立案、総合調整等を所掌する内閣官房の事務を統括するということが法定上定められております。

○櫻井正史君 今回、いわゆる原子力災害対策本部というのが設置されましたが、その原子力災害対策本部との関係では、官房長官としての責務あるいは権限というのはどのようにたてつけられていたでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 原子力災害対策本部は、総理が本部長、それから経済産業大臣が副本部長となりまして、官房長官は他の閣僚とともに本部長ということで参画をしておりました。

なお、直接、原子力災害対策本部ではありませんが、内閣官房に原発事故の経済被害対応チームというのを設置いたしました。これについては、原子力経済被害担当大臣とチーム長として、財務大臣、文部科学大臣とともに官房長官が副チーム長として参画をいたしました。

○櫻井正史君 それで、官房長官は、官房長官記者会見として多数出ておられますが、その場合の記者会見というのは内閣の官房長官としての記者会見だったと思いますが、それでよろしゅうございますか。

○参考人(枝野幸男君) そのとおりです。

○櫻井正史君 そうしますと、いわゆる原発本部の方の広報とか記者会見というのは、どんなたてつけを考へておられたのでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 原子力災害対策本部としての広報は、本部長は総理でありますので、副本部長である経済産業大臣、それから、この原子力



災害対策本部を事務局的にサポートするのが原子力安全・保安院という体制でございますので、災害対策本部としての広報ということでは、ここが所掌という所管だということに思っております。

○参考人(枝野幸男君) これは、党首会談を挟んでなされていたというふうな海江田さんの前回の御話でも伺っておりますが、正確な記憶ではないんですが、その党首会談前の部分のところは、海江田さんが総理と話していたと思われる時間帯、私自身が記者会見をやっております。

ただ、今回の事故というよりも、地震、津波の発生の特長から、この地震、津波に対する対応も災害対策本部があつて、ここは防災担当大臣が総理のもとで所掌しているわけですが、特に重要なことについては、内閣を代表する形で官房長官として当時の私が広報に当たるべきであろうということ、特段、相談したり何か決めたわけではありませんが、おのずからというか、そんな役割分担になつていたというふうな思っています。

それから、その記者会見は、首都圏の帰宅難民対策で、電車が今晩中に動かない可能性が高いので、できるだけ動かないでくださいということを発表して、実はこれはずっと地下の危機管理センターで私自身が直接JRなどと連絡をとって対応しておりましたので、その前の時間帯は地下にいたのは間違いのないと思います。したがって、党首会談の前には入っていないだろうというふうに思います。

○櫻井正史君 少し細かいことになるんですが、原発本部は、本来、事務局がいろいろな仕事をすることになってくるんですが、今回の原発本部では内閣官房が庶務をやるというような仕切りになられたと思うんですが、そこは御承知だったでしょうか。

それから、党首会談の後の部分のところについては、率直に言つて、正直なところ、正確な記憶はありません。

○参考人(枝野幸男君) 済みません、手続的にどういうふうになつていったのかというのは確認をしております。

○櫻井正史君 総理が最終的な決断をされたことはおられたかどうかは。

保安院と、内閣官房と、それから、ある意味では原子力安全委員会の事務局等、例えば私の部屋にも相次いでやつてきて説明をしてくれたりとか、それから、さまざまな打ち合わせ等において対応しておりますので、実態として、内閣官房の人間も、庶務、この原子力災害対策本部を支える仕事の一部分を担っていたのは間違いのないと思えます。

○参考人(枝野幸男君) 決断というか、緊急事態宣言の発令の話と原子力災害対策本部の第一回会合のセツトの話が同時に、つまり、七時から原子力災害対策本部の第一回会合を開いて、そこで非常事態宣言、正確には緊急事態宣言を発令するという段取りになつたということ、地下の危機管理センターにいたときに、多分、秘書官だとか、あるいは地下にいた経産省、保安院の関係者だと思えますが、そこから報告が入りましたので、したがって、七時に非常事態宣言ということ自体は、その時点、ですから、多分、その記者会見の前なのか、その後ののか、そういったところで聞いております。

○櫻井正史君 それでは、少し、三月十一日の具体的な事象からお伺いしたいんです。

○参考人(枝野幸男君) その後の総理動静とか、この国会事故調の海江田さんのやりとり等は承知をしておりますので、そこではいろいろな情報をとつて知っておりますが、そのときは、私自身は直接存じ上げません。七時にセツトされたという報告を受けたものです。

○櫻井正史君 それでは、少し、三月十一日の具体的な事象からお伺いしたいんです。

○櫻井正史君 そうしますと、海江田大臣が何時ごろ総理のところに行かれて、緊急事態宣言が出されたのは、先ほど時間等は御承知のようですが、どれぐらいの時間がかかれたかという御認識はありましたか。

○参考人(枝野幸男君) その後の総理動静とか、この国会事故調の海江田さんのやりとり等は承知をしておりますので、そこではいろいろな情報をとつて知っておりますが、そのときは、私自身は直接存じ上げません。七時にセツトされたという報告を受けたものです。

○櫻井正史君 そうしますと、海江田大臣は官房長官に、これからそういう宣言の上申に行くんだという何らかの連絡はされていたんでしょうか、行かれるときに、あるいは始まる前に。

○参考人(枝野幸男君) 正確な記憶ではありませんが、特に最初、十一日から数日間、逆に言うんですが、平時ですと、総理のところは重要案件を報告するとき、事前に、大臣からであるかどうかは別としても、総理にこういうことを上げるので、そのことは官房長官に普通は報告が上がつて、その上で総理のところは報告される、あるいは、官房長官、総理と同席してくだされとお願いをして、そこに報告があるんですが、三月十一日から最初の数日間はその状況ではありませんでした。行われているというところで聞きまして、記憶にもありませんし、恐らくその全体的な流れからしても官房長官を通してではなかったと思います。

○櫻井正史君 次に、避難区域の設定のことについて伺います。

○参考人(枝野幸男君) 最初が三キロ、このところについては、どういいうきさつで三キロになつたかということの記憶、認識がありません。多分、経緯から考えても、こういうことで決まつたのだというところで報告があつて、それを発表したものだと思えます。

○櫻井正史君 そうすると、福島県が、政府が三キロの避難区域を設定する前に二キロの避難指示というのをやっておりますが、それは何らかの形で官房長官の耳にはそのころ入つていたんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

○参考人(枝野幸男君) 入っております。

私三キロについての記者会見をしているときに、記者さんの方から、県の方から二キロと出ているようですがというお問い合わせがあつたので、それは存じ上げませんがというようなことをお答えした記憶があります。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十五号 平成二十四年五月二十七日

○櫻井正史君 それについて、官房長官は、事実そのなかということ、それから、なぜ自分のところ、広報を担当されている官房長官、あるいは総理のところ、その話が伝わってこなかったのかということ、何か検証等はされましたか。

○参考人(枝野幸男君) 検証できるような程度まで落ちついた段階では、既に、少なくとも政府の事故調でできるだけ独立性高く第三者的に検証していただいた方がいいだろうというふうに思いましたので、当事者である私が、特に、例えば国会からのお尋ねがあつて答えなければならぬとか、そういうこと以外のところはできるだけ関与しない方がいいだろうというふうにして、ずつとそういう立場でやってきております。

○櫻井正史君 それでは、二十キロの避難区域の設定のときは関与されておりましょうか。

○参考人(枝野幸男君) このときは、その流れから、避難区域の拡大などについては大変重要ですし、そこからの伝達が、その地元との関係を含めて、今の、まさに記者から問われて、県の方が先行して二十キロで出していたというふうなこともその時点で承知しましたので、地元への御連絡とかいろいろあると思いましたが、そこはかかわっていません。

○櫻井正史君 二十キロというのは、どういう根拠というのか、どなたのどういう御意見その他によつて判断されたものでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) これは、多分、十二日に一号機その後水素爆発とわかる爆発があつて、それがどうやら水素爆発のようだとということがわかった段階だろうというふうな記憶をしております。

二十キロというのは、原子炉の中の圧力が高まつて、ベントがうまくいかなくて、それで何か悪化をするということを想定した避難の指示だったわけですが、そのとき想定していなかった水素爆発というのが実際に起き、そのことにより、放射線量の高まり方というのはこれはいろいろな評価があるんでしようが、放射線量が高まる、それで、

ほかの号機については絶対大丈夫なのかということについては、どうも必ずしもほかの号機が大丈夫だという状況ではないということなので、またこういった水素爆発のようなことが起こったときにできるだけ被曝を、線量を抑えるという観点から、十キロでは足りないのではないかという議論であつた。

ただ、どなたがどういうふうな、どう言つたかということ、正直言つて記憶しておりません。

○櫻井正史君 なぜ二十になつたんでしょうか。

半端でいえば二十五とか十五とか、あるいは三十キロという選択肢というか考え方もあつたのではないかと思いますが、その根拠はいかがでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 私自身、そこは記憶をしておりません。

ただ、そのときもその後も、では、なぜ十五になつて二十なのかとか、二十五になつて二十なのかというふうな点について、私自身、どなたかと話をしたとどなたから話を聞いたという記憶はありません。

○櫻井正史君 屋内退避指示というのを二十キロから三十キロにやつておられますが、これはどのような考えで設定されたんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) これは十五日ですから、三号機の爆発があつたんですかね、これを初めとして、さらに事態が、制御が困難な状況になつていくというところでは、水素爆発その他が出たときでも、二十キロを超えれば、相当距離的に線量は下がっている可能性が高いけれども、このときには、例のブルームの問題、つまり、放射線量の高いものが風に乗つて雲のように流れていくとかなり速いところでも高い線量になり得るといふような話は、そのときなのかその前後のところではありましたが、そうしたことに備えて、万が一、水素爆発のようなことが起こつて、そのときのブルームが飛んでいくというのを考えたから、もうちょっと広い範囲まで、ブルームが飛んでいっても室内であれば相当線量が抑制される、

こういう議論があつたと記憶していません。

○櫻井正史君 抽象論で申しわけないんですが、屋内の退避というのは、長時間のことを想定しますと、退避している方々は大変厳しい状況になるうと思ふんです。いろいろな方によると、二日ぐらゐが通常ではないかという考えの方もおられるんですが、今回、相当長い期間この屋内退避という状態が続いたことについて、いかがお考えでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) おつしやるのとおりで、屋内退避を長期間続けるといふのは、当該地域の皆さんにとっては、放射線との関係と同時に、日常生活との関係で大変大きな、過大な御負担をおかけする、実際にそういうことになつてしまつたのは大変申しわけないと思つております。

まさに、線量の比較的高いブルームが飛んでいって、そういうときのことに備えて屋内退避の指示をお願いして、事態が落ちつければ解除をすればいい、解除ができると思つていたんですが、原災法のたてつけからは、原子炉の方の事故の状況が改善をされないと緩めることができないというたてつけになつていっていることは、その後伺いました。

それともう一つは、ブルームが飛んでいってというこのリスクで屋内退避をお願いしたわけですが、けれども、その後、相前後して、結果的に北西部、飯館村の皆さんなどのところだつたわけですが、けれども、部分的にモニタリングをすると、非常に遠くでも高い線量のところがあつて、そこを見きわめないと解除ができないというふうな話になつて、その二つの面で解除ができないという状況で長時間続いてしまひ、その間に、では、解除をしないけれども、その不便な状況を解消するにはどうしたらいいかということで、結果的には計画的避難区域という考え方に整理したんですが、ここは、もつと早くそうした整理を含めてできなかったかということ、私自身も反省材料だと思つておりますし、特に当該地域に関係している皆さんには大変な御迷惑をおかけしたと申しわけ

なく思つております。

○櫻井正史君 少し質問のあれが変わりますが、総理がヘリコプターで福島の方に行かれたね。その際に、当時の官房長官としては、あの段階で総理が行かれることについてどのようになら考え、また、総理にどのような進言等をなさいましたか。

○参考人(枝野幸男君) 本格的に深刻だと思つたのは翌日の朝ですけれども、もう十一日の深夜の段階で官邸に情報があつてこない。官邸に来て保安院の人間や東電の人間にいろいろ聞いてもらちが明かないし、東電から来ていると称する情報も二転三転をするという状況で、情報の把握が十分にできない中で、早い段階では大丈夫だという方向で来ていた情報が、いや、やはり危ないというふうなことに、悪化する方向にどんどん深刻化をしていくという状況があつて、これはとにかく現地をしっかりと把握しないことには事態の悪化をとめようがないという認識は、日付が変わるぐらいのところでは、かなり官邸の幹部は共有していただんじやないかというふうには思つていました。

したがって、そうした状況を打開するには、現地からしっかりと情報を上がつてこない原因をしっかりと把握して、解決をしなきゃならないという強い問題意識がありましたので、そのためには、誰かしかるべき、当時の経済産業副大臣はもう日付が変わるころに現地へ入つていまして、そこからの連絡も必ずしも適宜適切に入つてくるという状況ではありませんでしたので、より重たい人間が行つて現地を把握する必要があるだろうという問題意識は持つていました。

それから、実は、これは原発事故のためだけに رفتたのではなくて、もう一つ、地震、津波の方、こちらも、私自身もよく記憶しておりますのは、気仙沼だつたと思ひますが、夜中に火災が津波によつて多々発生していきながら、残念ながら、どこでどういふ火災で、どういふ状況になつていのかという情報、これもなかなか入つてこな



い。あるいは、仙台の南の、仙台平野の方では何千人という単位の御遺体が発見されたという報道はありながら、どういふ状況か全然入ってこない。こちらの方についても、現地の状況の把握をハイレベルでしないと全部後手に回るのではないかとこの危機感を持っておりました。

だから、そうした中で、総理御自身が自分で行くということをおっしゃられましたので、行くことのメリットは間違いなくある。ただ、間違いなく政治的には、行ったことが客観的に正しかったとしても、総理がそんなところへ出かけていってというような日本のリーダーシップ論や、それから、総理が行ったら邪魔になっただけじゃないのか、必ずこういつた中傷的、感情的な政治的批判は免れません。ですから、そういう観点からはともお助めてできませんという趣旨のことを総理には進言いたしました。

菅総理は、そのことと、この震災や事故に対してできるだけベストに近い対応をすることとどっちが大事なんだという趣旨のことをおっしゃられたので、その政治的リスクをわかった上で対応されるならば、もちろん行くことのマイナスもあるでしょうが、行くことのプラスもありましたので、そこは総理の御判断だというふうに思いました。

○櫻井正史君 津波の方はちよつと脇に置きまして、福島原発については、帰ってこられて総理はどんなことをおっしゃっていましたか。

○参考人(枝野幸男君) 吉田所長、彼がしっかりと知っている、彼がしっかりと知っているから何とか現場の対応はできるんじゃないだろうか、彼が一番信用できるし頼りになるといふことを、感想としていふか報告として聞いたことを覚えてます。

○櫻井正史君 私どもの感覚では、情報が上がってこない、情報というのは、ある一点の時期の話ではなくて、それ以降ずっとの話ですから、津波の方もそうなんです。一回見たとか行ってきたというところで、到底そういう問題ではないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) ですから、先ほど申しましたとおり、その時点の情報をとりに行ったというよりも、なぜ情報が上がってこないのかということについては、情報があるのは現場ですから、現場の情報を把握すること、こういう情報があるはずなのに上がってこない、少なくともそのことについては把握ができるし、現場側から見れば、なぜ情報が上がってこないのかという見え方は、受ける側と出す側と両方から見ることではあるのかと、そういう意味では、情報が上がってこないかという点に対して意味のあることだと私は思いました。

それからもう一つは、これは主に地震、津波がもしも私自身が阪神・淡路大震災のときに国会の派遣で震災の二日後か三日後くらいに現地へ入って、それまでテレビ等の報道で見ていた情報が、もちろん客観的には映像は間違っていないわけですが、受ける印象というところが実際現地へ行ってみると全然違っていたということを経験してしまいました。それはもちろん、報道機関に限らず、自衛隊を初めとしていろいろな映像は上がってきていたが、津波による被害の規模とかいうものについては、実際に目にした上でさまざまな情報を評価するということの意味の大きさというものは、私は意味があることだと思っていました。

○櫻井正史君 その関係で、簡単に結構なんです。その後ベントの問題が出てきたときに、なぜベントができないんだということ、官邸では相当いろいろな、焦りともいいたし、いろいろなことがあった。せつかく菅総理は現地に行ってきた、現地の厳しい状況を見に行ったのであれば、ベントができないということについても、もう少しそういう観点からおわかりになる、あるいはそういうことがわかるために行かれたのではないのでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) ですから、総理が行かれて、現地で吉田さんなど話をされて、その後、正確には、線量の問題とか、電動のようなもので

は遠隔ではできないとかという細かいことまで明らかになりましたが、現地は努力しているんだけれどもできないんだという状況は、少なくとも抽象的にはその時点で把握ができましたので、だから、その中で最大限努力をして急いでくれということ、現地で総理からも吉田さんにお願いをしたと聞いていますし、官邸なり経産省の方の方も、そこでなぜできないのかということについては認識をした。

逆に、そういったことを早く東電はちゃんと伝えてくれればいいのということ、総理が行っている途中その情報が入ってきたんだと思えます。そういう印象を持ったのは記憶を思い出します。

○櫻井正史君 そういふ中で、経産大臣が炉規法の六十四条での命令という法的な措置をとっておられたことが、何か話を伺っていますと、情報が上がってきてもわかるのであれば、あるいはそういう環境をつくっていったなら、何も法的な措置をとらなくてもベントはできるし、法的な措置をとったものでもベントができないのであればできないと思うんですが、なぜ法的な措置をとるようになったんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 炉規法による命令をかけたのは、総理がお出かけになる前だったと思えます。ですから、その段階では、なぜベントができないのか、できない理由も、東電からの方に幾ら聞いても全く明かない状況でありました。

私も東電からも説明を受けていたし、保安院からも説明を受けていたベントの重要性ということ、いつまでにベントができるのかということ、たしか三時にベントをやりますと記者会見をしていますが、四時とか四時半くらいにはできていないもの、五時過ぎまでできていない、しかもできるだけ早くやらなきゃいけないということでした。

総理が行くことでなぜできないのかという事情等は把握できるのかもしれないが、むしろ、総理が行くということを決めたのは、ベントはで

きているということ想定して、ベントを最終決定する前の段階で決めていましたので、別に、必ずしもベントのためではないわけで、一般的な意味で情報が上がってこないことについてでした。

総理が行ったことで、結果的に、現地の物理的状況だということ把握ができましたが、その時点で、なぜなのかわからないということの中では、最終的に海江田さん、私も御相談しまして、やむを得ないですねという意見を申し上げました。東電がためらっているとか、疑われても仕方ない状況でありましたので、もしそういうことであるならば、法的な命令を出すことでためらいを乗り越えて後押しができる、そういう意識が私にはありましたので、海江田さんにも、私もその方がいいと思えますということを申し上げました。

○櫻井正史君 ちよつと私の聞き方がいけなかったかもしれないけれども、私が伺いたいのは、法的命令を出すのと現地に行くのと、現地に行かれるのがそういう趣旨であるのは順序が本来逆になるべきもので、法的命令というものをまず出す前に、総理が行かれるというのであれば、現状を把握して、それから法的措置をどうするかというのを考えるのが順序ではないのでしょうかというお尋ねなんです。

○参考人(枝野幸男君) 特に十一日から数日間、この数日間がどこまでかというのにはなかなか線引きが難しいんですが、事態が、地震、津波もほぼそうだったんですが、特に原発の方は入ってくる情報自体が時々刻々変化を悪化するという状況でありましたので、これをやってからこれをやるみたいなこと発想は持ってはいけなくて、やることはやれる段階で最大限やるといふ問題意識でしたので、今のようなことは全く考えませんでした。

○櫻井正史君 それでは、今度は海水注入のお話を伺います。海水注入についても、細かいことはもう既に国



会答弁その他で十分御承知と思えますので伺いませんが、まず、総理のところでは海水注入についての議論がなされる際に、枝野参考人はそこに関係しておられましたか。

○参考人(枝野幸男君) 少なくとも前段のところは入っております。同時刻に記者会見をやっております。

○櫻井正史君 どのあたりから入っておりますましたか。

○参考人(枝野幸男君) 多分、ほとんどそのことについての記憶は、その後国会等で問題になるまで記憶がありませんので、何か記憶にひっかかるようなやりとりのある場面にはいなかったのではないかとというのが私の記憶です。

○櫻井正史君 そうしますと、海水を入れることによつて再臨界の危険があるかないかというようなやりとりということは、御記憶にありませんか。

○参考人(枝野幸男君) 少なくとも、直接的なやりとりとしては聞いておりません。その後、その後がどこだったのかは、国会で問題として取り上げられるよりは前だったのは間違いありませんが、真水とか塩水よりも硼酸を入れると再臨界の可能性は低いんだという知識、知見はどこかの段階で得て私も知っておりますので、どなたからそういうことの話があったのは間違いのないと思えますが、再臨界するかもしれないから水を入れたら、入れないというやりとり自体は、まさにその後の国会で取り上げられたときに初めて私自身は聞きました。

○櫻井正史君 わかりました。次に、俗に撤退問題と言われていることについてお伺いします。

枝野参考人が、東電が、全面撤退かどうかはちよつと次の問題としまして、何らかの撤退あるいは避難というような話、東電側の意向を知ったのはどのようなきっかけからでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) これは、十四日の夜なの

か十五日の未明なのかという正確な記憶というか、その時点でも認識していなかったと思えますが、夜だったのは間違いない記憶があるんですけども、官房長官室にいて、総理室の隣の応接室が一種の事実上のミーティングルームになっていましたので、その日の夕方から夜にかけてどこかで呼ばれたという記憶は明確にあります。

呼ばれたときに、こういう話があるということでは呼ばれたのか、呼ばれた先のこと、この正確な記憶はありませんが、いづれにしろ、夜、総理の部屋の隣の応接室に入るときに入つたときに、そこで、東電の社長から全面撤退をしたいという話があつて、そんな話ないよねという話で、だめだと言っているんだという趣旨のこの報告を受けました。

○櫻井正史君 それは、どなたが報告されましたか。

○参考人(枝野幸男君) 可能性があるのは、海江田さんか福山さんか細野さんか、そのどなたかだと思います。

○櫻井正史君 枝野参考人は、東電の方から、直接その話をどなたから聞かれたことはありますか。

○参考人(枝野幸男君) そこで、そのことについて、そんなことしたら大変なことになるよねという話をして、同時にそのときには、これは三号機だったでしょうか二号機だったでしょうか、ベントがあかない、ベントの対応をしているんだけれども実際には弁があかないで、それで深刻だというような状況が同時並行でありまして、だからこそ全面撤退の話が出てきたのかもしれないが、それについて、そこで議論をしても物が進むわけではありませんが、まさに時々刻々状況が変化するかもしれないので、そこに集まつたままの状態であるというやりとりをしていました。

そのときに、私と話したいという電話が社長からありまして、その電話に出て、社長から全面撤退の趣旨のお話がありました。

○櫻井正史君 今、全面撤退の趣旨ということでは、趣旨で言われましたが、具体的な言葉として覚えておられましたか。

○参考人(枝野幸男君) これは、私は正確な言葉のやりとりまでは覚えておりません。

ただ、そんなことしたらコントロールできないで、どんな事態が悪化を遂げていってとめようがなくならないですかというような趣旨のことを私の方から指摘しています。それに対して、口ごもつたというか、お答えでしたので、部分的に残すという趣旨でなかつたのは明確です。

○櫻井正史君 時間は前後するかもしれませんが、吉田所長の方にどなたが直接確認はされておりましたか。

○参考人(枝野幸男君) その前だったか後だったかの正確な記憶はありませんが、大変重要なことでありまして、まさに本場に現場が非常に高い線量で物すごくリスクが高いという状況であるとすれば、少なくともそのことを知つた上で判断しなければいけないと思つたので、済みません、これも正確な記憶じゃなくて申しわけないんですが、海江田さんか細野さんか福山さんかと思つたんですが、どなたか吉田所長と電話がつながつた、これは大事な話だから官房長官が直接現地の状況を確認してくださいということで電話をかわりまして、こういう話ですが現場はどうですか。それで、東電の社長も、いや、これ以上やれることがないんですという話があつたので、私からまだやれることはありますかという趣旨のことをお尋ねして、まだやれることはあります、頑張りますという趣旨のお話を吉田所長からいただいたと思います。

○櫻井正史君 その後、清水社長を呼ばれたときに、清水社長は簡単に撤退をしないというような回答をされた、それはそれでよろしゅうございませうか。

○参考人(枝野幸男君) そうですね。

○櫻井正史君 では、時間の関係もありまして、保安院の記者会見という問題についてちよつとお

伺いたいです。

それについて、官房長官は、何か記者会見で炉心溶融というような言葉が使われたとか使われなかつたということ、あるいは保安院と官邸の方であつたということ、これは聞かれておられますか。

○参考人(枝野幸男君) 保安院が炉心溶融という言葉を使ったということについては、その後国会等で指摘を受けましたから、そういう話があつて、それと相前後してということだつたということになるんだらうと思つて、実は、保安院の記者会見で炉心溶融の可能性があつたおっしゃつたんですかね、翌日の私の会見でも炉心溶融の可能性があつたということを申し上げておりました、そのことを何か問題視したということはありません。

ただ、十一日初日から、私もほとんど報道をじっくり見ている時間はありませんでしたが、地下の危機管理センターにいるときも全てのテレビ局の映像が全部流れている状況ですし、どこかの局を選んで音が聞ける状況でしたし、官房長官室にいるときも、当然、NHK初め全部つけ放しの状況でありましたので、特に早い段階では、官邸などに報告がない事項が東電や保安院などの会見で明らかになるようなこともあつたので、東電や保安院などが会見して、可能であるときは見ていました。

それの中で、何かそこから発表されて官邸にどう届いているんだというふうなことを確認しても、こつちには報告が来ていないというふうなことが幾つかあつたのと、それから、これは大変危険なんですけれども、記者対応をされている方が、東電にしろ保安院にしろ、専門家であるのかもしませんが、普通の人が聞いてもわからない、専門家以外の一般の国民の皆さんが聞いてもわからない。

それから、わからないことを尋ねられたときの答えが、困つたことを聞かれて右往左往しているのか、本当に急に聞かれたので確認しないと答えられないのかということの区別がつかない対応

で、これでは無用な不安をあおるだけだ、わからないならわからない、調べて答えるところじゃないと言わなきゃいけないし、それから、技術的なことも可能な限り普通の国民の皆さんにわかるように説明しなきゃいけない。

それから、記者会見で発表する以上は、少なくとも同時には報告をもらっておかないと、こっちも対応のしようがないよね。

この三つのことは、十二日だったか十三日だったか、それぐらいのときに申し上げたのは間違いありません。

○櫻井正史君 そのような御意図だったかもしませんが、現実にはどのようなことになったかは御承知でしょうか。

○参考人(枝野幸男君) これは、いろいろなところでいろいろの方がおっしゃっているのは聞いておりますが、それがどれが事実なのかということ、まさに皆さんのところでもしつかりと検証していただければありがたいと思います。

○櫻井正史君 問題は、枝野参考人がどのように思われたかという問題と、それがどのように伝わったかという問題と二面あると思うんです。

私から言うまでもなく、幹部の方の発言というのはあるときにはオーバリアクションになるだろうというところは、もう一般的におわかりだと思っておりますが、どうして保安院のその後の発表で炉心溶解という言葉を使わなくなったかについて、御自分の説明の仕方としては十分だったかどうかについてはどう思われますか。

○参考人(枝野幸男君) そういう言葉を使っちゃまずいとか、つまり、逆に言うと、炉心溶解ということを保安院の方が私の記者会見に先行して言っていたということは、僕は事後に知ったんです。

つまり、私は、だから十三日ですか、十三日の午前中に、記者からのお尋ねに対して、炉心溶解の可能性はあります、炉心溶解していることを想定した対応をしていますとお答えをしています。その前に保安院がそういうお答えをしているとい

うことは、その時点で私は承知していません。承知をしていれば、保安院もそう言っていますかと言っているか、その保安院が言ったことはけしからぬと思っているんだしたら私も否定するかなわけですけれども、どちらでもありません。

その後、広報を担当していた方がかわられたというように聞こえているいろいろな指摘を受けて、ああ、なるほど、私が十三日に言う前に、十二日に保安院がそういうことを言っていたんだなと僕は事後に聞いていますので、少なくとも、その炉心溶解発言、保安院の発言に対して、私がコメントはしていません。

私が申し上げたのは、ちゃんと普通の皆さんでもわかるような、わかりやすい言葉を使えということと、それから、わからないことはわからないと明確に言えということ、それから、発表することは少なくとも同時に官邸へ入れてくれないと困るよねと、この三つです。この三つが、例えばこういう言葉を使うとか、こういう言葉を使った人間はかえるとかということにつながるような趣旨のことを申し上げたことはありません。

○櫻井正史君 どうもありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 皆さんが気にしているところですので、ちょっと確認したいと思っておりますが、先ほど、例の東電の全面撤退の話、確かに、TEPCOの社長から電話があり、そのとき全面撤退という趣旨だったと受け取られましたけれども、全面という言葉は受けたわけではないとおっしゃいましたよね。

○参考人(枝野幸男君) 正直言って、一つ一つの、どういう表現を使ったのかは、全面という言葉を使ったのか使わなかったのかを含めて記憶にないというのが正確なところですね。

○委員長(黒川清君) それで、それを問い返したところ口ごもったので、全面であったことは確かと思うとおっしゃいましたけれども、それはよろしいですか。

○参考人(枝野幸男君) そのとおりです。繰り返すことになるかもしれませんが、それでは対応する人

がいなくなつて悪化を食い止められなくなる、どんどんひどくなるじゃないですかというような問いかけに対して、口ごもつて、何のお答えもなかった、これは間違いありません。

○委員長(黒川清君) それから、その後、吉田所長と電話をされて、まだできることはないかということを確認したところ、二、三できることはあるよという話だったので、では頑張るよねという話だったわけですね。

それで、その後で、また清水さんと話をされたんですか。すんなり、ああそうですかとはいっちゃったんですか。

○参考人(枝野幸男君) いや、私自身は、清水さんと話したのは一回だけです。一回だけで、それで、はいともいいえとも言えませんでしたということでは、いづれにしても、そんな重たいことを私限りで電話を切つて、全面撤退なんてだめだと言うとしても大変重たい、つまり、相当現場の皆さんのリスクが高いのは間違いないわけですので、率直に申し上げて、私限りで決裁する、判断するというのは大変重たいので、これは総理に判断していただいた上で最終的な結論を伝えようということ、総理に加わつていただいたということなんです。

○委員長(黒川清君) その前にすぐに枝野官房長官が吉田さんに電話をして、二、三話をしたとおっしゃっていましたよね。そのときにどういふ状況ですかということをお伺いしたところとおっしゃっていましたよね。それでよろしいですか、吉田さんとその後話をしたというのは。

○参考人(枝野幸男君) 吉田さんと話をしたのは総理に入つていた、だく前です。総理に入つていた、だく前、清水社長と直接話した前だったのか後だったのか正確な記憶はありません。そのタイミングのときに、いづれにしても、本社が全面撤退みたいなことを言っているけれども、現場はどうなんだ、まだやれることはありますかと。まだやれます、頑張りますというお答えだった、こういうことです。

○委員長(黒川清君) それで、それから総理に

言つたところですね。

○参考人(枝野幸男君) そうです。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

○野村修也君 委員の野村でございます。今のところにも少し関連しながら、若干前のことにも戻るんですけども、少しお話を伺つた後、記者会見のことについてお伺いしたいと思いません。

まず一番最初なんです、今の全面撤退の件なんですけれども、翌朝、朝早くに清水社長が、呼び出されたのか来られたのかわかりませんが、官邸に来られて、それで、全面撤退は考えていないということをお伺いされたということになります。これは、この間、海江田当時の大臣は、そこで一瞬安堵したという御発言をされているわけですが、その事実は枝野当時官房長官は御存じだったんですか。

○参考人(枝野幸男君) 海江田さんが安堵したかどうかは海江田さんの主観ですので、存じ上げません。社長を呼んだときには私も同席をしておりました。

ただ、私は、海江田さんより人が悪いのかも知れませんが、恐らく社長を呼んだら全面撤退なんかせませんと言うんだらうなと思つていましたので、別に安堵も驚きもありませんでした。

○野村修也君 その事実はもうそこで固まつたというふうには理解されたということですか。

○参考人(枝野幸男君) そうです。

○野村修也君 その後、総理が東京電力の本店に行かれたときには、まだ全面撤退の考えが残っているかのような形で叱責をされたというふうには伝わってきているわけなんです、総理は信じていなかったということになるんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) これはちよつと、総理の主観ですので、私もわかりません。

○野村修也君 わかりました。

では、前の方に戻つてちよつとお伺いしたいんですけれども、発災直後に官邸の中に随分さまざまな方が入り込んでこられたということが報告書



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十五号 平成二十四年五月二十七日

の中でよく取り上げられているんですけども、一つには、総理の御友人の方で、特にまだ内閣参事等にも任命されていない方が官邸の中にお入りになった、具体的には日比野さんという方ですけども、この方をお招きするときには、総理からは御相談はあったんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) いいえ。内閣参事の任命については、私のところを通らないと手続が進みませんので相談というお話がありますが、それ以外、どなたを総理が私の知らないところでお呼びになっているのかというのは、その時点では知りません。

○野村修也君 いかがなんでしょうか、事故直後に、ある意味では、責任のある方、権限のある方以外の方が官邸の中に入っている入り込んでいてという実態は、官房長官から見ると、そのときにどういうふうにお感じになられましたでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) これは、ケース・バイ・ケースというか、状況と必要性によるんじゃないかと思えます。

これは大変、一生懸命頑張ってくれた事務方には恐縮なんですけど、地下の危機管理センターで、地震、津波を含めた、全体、各省局長級が来て、そこがそれぞれの各省の情報等報告をしたり、そこを通じて各省におろすということが基本になっているわけですが、率直に言って、そういう危機管理に向いていらっしやらない方が、たまたま担当の局長で地下の危機管理センターに来られていたというふうな方などがいましたので、こういう緊急事態だから、とにかく、形式的なポジションよりも、ちゃんと省内の情報をつリップして速やかに報告できる人間を連れてきてくれという趣旨のことをお願いしたことはあります。

それから、保安院も、要するに、何を聞かれても技術のことは全くわからないという人間では困るので、ポジションとかクラスではなくて、ちゃんと説明できる人間を出してくれというふうなことの趣旨は言いましたので、まさに、緊急に最善を尽くすために必要不可欠であったのかどうかというところなんだろうと思っています。

○野村修也君 今のは、例えば東電から武蔵野フェロが来られているとか、そういうようなことを含んでおられるんだと思うんですけども、それは必要性があったというところで理解できるんですけど、この日比野さんをお招きになっておられる総理からは、その当時、震災直後に御紹介のようなものというのはあったんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) ございません。

○野村修也君 では、日比野さんがどう御専門の方かということはお余り御存じなかったということでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 存じ上げません。

○野村修也君 例えば東電の方の現場の方々から見ますと、総理の方からさまざまな電話、総理自身ではないんですけども、総理の周辺から現場にもさまざまな電話が入り込んでいたという証言があるんですけど、このことは御存じだったでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 吉田所長の携帯の番号を十二日の朝方、総理が行かれて開いてこられたといたことで、吉田所長と直接電話連絡できる状況だということはお承知しておりました。

その上で、私自身は、先ほどの話のとおり、全面撤退話のときにどなたかがかけたのを、かける前に言われたんだと思いますが、これは大事故だから、最終的には官房長官、直接話をして確認してくださいということにかけていることは承知していますが、それ以外に、どなたがどれぐらいかけているのかということはお話だつたんですけど、私どもが確認している事実関係とはやや違っております、東電のサイトの方には、東電に電話がかかっているということなんですけど、そのことは御存じだったんですか。

○参考人(枝野幸男君) 存じません。

○野村修也君 かなりの頻度でそこに電話がかかっているわけなんですけど、電話をかける御担当

だつたのは、総理の周りではどなただったでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) それはわかりません。

○野村修也君 そうですか。では、ちょっとそのあたりのことはまた総理にも伺いますということにさせていただきます、記者会見について少しお話を伺いたいと思います。

こちらの方は枝野参考人のお仕事だつたと思うんですけど、先ほどちょっとお話に出てきました十キロ避難の話なんですけれども、今つい先ほどもお話しされたのと全く同じことなんですけど、国会の答弁によりますと、この十キロ圏内に避難を拡大されるべきのお考えというのは、ベントがなされない状況が続いたので、これは圧力が高まるというところがございますので、万が一にもさらに悪い状況になる可能性に備えて十キロとしたという御発言ですが、このことは間違いはないですね。

○参考人(枝野幸男君) はい。こういうことを申し上げたと思えますし、そういう認識でした。

○野村修也君 では、このさらに悪い状況というのは何を想定されておられたんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 簡単に爆発をしたりするものではないということ、多分、班目さんなどだつたと思うんですけど、官邸におられた専門家の方から聞いておりました。しかし、圧力が高まれば、どこかで裂け目ができて、中の気体が出るか、爆発するかもしれない、それは別に専門家がなくてもわかることですので、それが、圧力の数字が、済みません、設計の数字なのか、ぎりぎりもつ数字なのかということまでは記憶していませんが、いずれにしても、かなり高まっているということでしたので、漏れるなり、爆発するなりというふうなことの可能性があるというふうには思っていました。

○野村修也君 なるほど。

実際にあの記者会見での御発言というのは、十キロ圏外に出ていただいているというのはいままでに万全を期するためでございます、これだけが国民に伝えられた言葉なわけですが、参考人御自身

は、頭の中では、最悪の事態として今御発言のあったようなことも起こり得るということで拡大されたということをお認めされた上で、このような御発言をされているわけですか。

例えばなんですけど、最悪の可能性としてこういうことも起こり得るので十キロ圏外に出ていただくという判断をしていますという伝え方もあったんではないかと思うんですけど、そういう伝え方をされなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 十キロに広げる段階では、爆発をするとか、どこかが裂けて大きく漏れるとかというふうな、具体的な危険があるというふうな報告を専門家から受けていたものではないかと。

ただ、こんなに圧力が高まったら、常識的に考えたら、爆発するか、大きく裂け目ができて漏れるかです、そのときに三キロで大丈夫ですかみたいな趣旨のやりとりでしたので、まさに抽象的にリスクがあるので、まさに万が一に備えて、それは急いで、いよいよ爆発しそうだからという話で逃げていただくの間には間に合わないでしようから、早目早目に万が一に備えて出た方がいいということ、まさに万全を期すため、そういう可能性があると認識した上で、なおかつ具体的な危険が高まっている状況だけれども万全を期すべきだという判断をしたということなんです。

○野村修也君 ここで御発言されている内容は、理解はできるわけですか。

ただ、被災者の方々の中には、三キロのときには、津波直後であつたので、津波の影響でかなりの方々がもう避難してしまいましたが、この朝の十キロのときの避難の命令については、一体何で避難しなければいけないんだらうかということが必ずしもうまく伝わっていなかったという声が多いわけですね。この万全を期するためにということを聞いたときに、多くの方は、一応、念のため、時退避をして、比較的早い段階で戻ってこられるんじゃないかというふう聞いてしまった





東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十五号 平成二十四年五月二十七日

ぐらいだったんじゃないかというふうに思いま  
す。  
○櫻井正史君 二十三日に公表されましたデータ  
というのは、いつ計算が終わったものなんでしょう  
か。

○参考人(枝野幸男君) 少なくとも、その日とか  
その前日とかぐらいなのは間違いありません。つ  
まり、出たらすぐに出せということでしたし、そ  
こでとめたことはありませんので、前日の夕方な  
ので翌日の朝発表したということは可能性として  
はあるかもしれませんが、まさに直前です。

○櫻井正史君 もっと早くその計算結果を出すと  
いうことはできなかったんでしょうか。  
○参考人(枝野幸男君) これは、むしろ計算をさ  
れた、計算をしたのは独法になるんですか、そこ  
にお尋ねをいただければと。私の方からは、でき  
るだけ早く出せということで、実際出てきたので  
すぐに公表させたということですよ。

○櫻井正史君 いろいろな住民の方の御意見など  
を伺っていますと、要するに、あれはもっと早く  
公表できたのになかったからと受け取っておら  
れる方も結構おられるような意見が聞かえるん  
です、その辺について、政府としては、そうでは  
ないんだという御説明は十分にされているん  
でしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 私が申し上げたこと  
は、私自身、繰り返し申し上げてきているところ  
でございます。  
それから、その後、単位量当たりのことを計算  
していたのに、私のところへの報告はもとより公  
表もしていなかったということがあって、それは  
すぐにしろということ、そのことのやりとりにつ  
いてもその時点で全部明らかにはしているん  
ですが、問題は、なぜ単位量当たりのことが公表さ  
れなかったし報告されなかったのかということに  
ついては、これはむしろ、ぜひ検証委員会等で精  
緻に検証していただければありがたいというふう  
に思っています。

○櫻井正史君 その経緯がどうであれ、住民の

方々は、要するに、政府のSPEDIに関する  
データの公表が、枝野参考人がおっしゃっている  
ようにいろいろ区々になつてきていることから、その  
三月二十三日のデータについても、何かいろいろ、  
本当のところと違うのではないかとという疑問  
を持つからそういうような発言になると思うん  
ですが、その辺について、政府の公表の仕方、今ア  
バウトに言われまされたけれども、現在いかが思わ  
れますか。

○参考人(枝野幸男君) 逆算でできるんじゃない  
かということも私以外にもどなたかがサジェス  
ションしていたようですが、それを踏まえて二十  
三日に公表した、このことのプロセスには何の問  
題もないと思っています。

問題は、単位放出量当たりのものをシミュレ  
ーとしていたのに報告が上がらず公表もされずとい  
うことは、それが役に立ったかどうかということ  
の評価は、単位量当たりですのいろいろな評価  
はあるんじゃないかと、そのことがその時点で公表  
されなかったということは、まさに信頼を損なっ  
ている大きな原因であるというふうに思っており  
ます。

ただ、先ほど最初の方で申しましたとおり、私  
自身当事者、広い意味での当事者ですので、ぜひ  
第三者の皆さんにしっかりと検証を、多分、公表  
しなかった担当者とどうか担当部局には担当部局  
の理屈があるんだろうと思いますが、その辺も含  
めて、それが正しかったのかどうかということ  
は、第三者的に検証していただければありがたい  
というふうに思っています。

○櫻井正史君 その関係で一点だけ伺いますが、  
モニタリングやSPEDIについて、途中で、  
実施という測定をするグループと評価をするところ  
、いろいろ変更されたということがなされていま  
すね。この際に、公表とか、そういうところの  
担当はどこにするということをしつかり決められ  
たんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) このときにしました問題  
意識は、いろいろなところがあるいろいろなモニタリ

ングの数字を、当然、記者会見をする関係上、私  
のところにも報告を上げてきますが、一覧性のな  
い、この部局のはかったのはこれで、この部局  
のはかったのはこれでというような構造になつて  
いて、こんなものを各部局がホームページで公表  
しても国民の皆さんはわからない、どこがちゃ  
んと取りまとめ、整理をして、できれば地図に  
でも落としてお示ししなきゃいけないじゃないか  
という問題意識で、そうすると、そういうしたこと  
についての主たる役割、責任は文部科学省である  
ということでしたので、文部科学省が責任を持っ  
て、各府省や各機関がはかって発表している数字  
を全部集約して、一覧性ができるように整理をし  
ろという指示をお出しした。その上で、安全委員  
会は、それに基づいてしっかりと評価をしてほし  
いということも指示しました。

あえて言えば、そのモニタリングの数字をしつ  
かりとわかりやすく公表する、そのことのために  
文部科学省が汗をかけたということを示しました  
ので、その趣旨は文部科学省も把握していたと思  
います。

○櫻井正史君 ありがとうございます。  
○田中三彦君 委員の田中と申します。よろしく  
お願いします。

三月十三日の午後三時半ごろの記者会見につい  
て、ちょっとお話を伺いたいと思います。  
私は、一九七七年に実際に仕事をやめておりま  
すから、専門家とは言えなかったかもしれませんが  
が、福島四号機の原子炉压力容器の設計なんか  
を担当したことがございますので、それで、非常  
に気になった記者会見でした。

それはこれですが、三月十二日午後三時半過ぎ  
に一号機が水素爆発をしております。その当時の  
状況というのは、二号機が非常に危ないんじゃない  
かという状況があったと思います。それから、  
三号機も当然不安定な状況にあったと思います。  
一号機の水素爆発ということが起きて、この事  
態はこれからどうなるだろうかということに当然  
皆さん心配されたわけだけれども、私も、そうい

う元原発の技術者として非常に不安な緊張した気  
持ちで見えておった中で、参考人は、万が一、一号  
機のような爆発が生じた場合でも、原子炉本体そ  
れから格納容器については問題が生じないんだ、  
だからこれ以上の避難は必要ないという趣旨のこ  
とを、わざわざ周辺住民の方に向けて記者会見で  
そのために述べておられます。

事は、これは非常に多くの人の命に、あるいは  
緊急避難という大問題とかかわる非常に大きな問  
題だったと思います。この発言は、何か、安全宣  
言、爆発をしますけれども安全ですという安全宣  
言つき爆発の予告みたいに私には聞こえた、この  
ことが今でも実は非常に気になっていること  
です。

こういう趣旨の記者会見をわざわざ聞かれてお  
話になるその根拠はどこにあったか、それにつ  
いてお教えください。  
○参考人(枝野幸男君) 前日の一号機の水素爆発  
が、水素爆発らしいということがわかって水素爆  
発だということになつていったプロセスの中で、  
当然そのことで原子炉本体、格納容器はどうなん  
だということは、まさに政府にとつて大変重要な  
話でありました。

原子力安全・保安院や原子力安全委員会を初め  
として、私は、済みません、直接にどなたとどう  
いうふうにとつてこの正確な記憶はありませ  
んが、さまざまなりとりの中で、水素爆発なら炉  
は大丈夫です、それから、建屋は、中で爆発みた  
いなことが起こっても外に向かつてエネルギーが  
出るような構造になつている等の説明を受けた記  
憶がございます。

そうしたことに基づいて、炉本体や格納容器に  
ついては、水素爆発そのものでは大丈夫だとい  
う報告を受けていました。  
○田中三彦君 炉本体と格納容器に分けてちよつ  
と話をさせてください。

先ほど、別に原発の専門家でなくても、水素爆  
発みたいなことが起きると格納容器にひびが入っ  
て、そこがぱかっと割れるということは十分に想



像がつくというようなことをおっしゃっていましたね。

○参考人(枝野幸男君) 私が申し上げたのは、圧力が高まれば、いずれ爆発をしたり、圧力を逃がすために割れ目ができるんじゃないかと。これは別に原子力の専門家でなくても、中学校レベルの化学だと思えますので、それはそうですよねと思いました。

爆発でどういう影響が出るのかは、原子炉や格納容器の頑強さをどうレベルでつくっているのか、それから水素爆発が起こった場合にどれくらいエネルギーで、それで、建屋が飛んでいましてから、建屋を飛ばすことでどれくらいエネルギーが外に出て、炉の方に行かない部分でどれくらいなのかというところは全くわかりませんでしたので、そういうことについては専門家の皆さんのお話を踏まえてお話をしたということであります。

○田中三彦君 専門家の皆さんのお話を踏まえてということとは、この記者会見のものになったのは、バックにいらした専門家の見解を述べられた、こういうことですか。

○参考人(枝野幸男君) もちろん、こういった専門的なことについては専門家の話を伺いませんと、私の判断では申し上げられませんので。

○田中三彦君 それで、このときに、御自身の考えというものと、それから専門家の考えていることとの間に乖離はございませんでしたか。

○参考人(枝野幸男君) 少なくとも、専門家の方が言っていることが、専門家でない立場から合理性に欠けるんではないかというようなことを思えば、専門家ではありませんが、どうなんですかと聞いた上でいるはずですので、そういうことはなかったと思います。

○田中三彦君 それで、この記者会見から二十時間もたないうちの十四日の午前十一時五分くらいだったですか、そのときに三号機が爆発をいたします。その爆発の程度というのは、一号棟を見ると、映像なんかをよくご覧になっていら

しゃると思えますけれども、方向も違うし、その激しさが大分違う。これを、海外なんかは、早速、核爆発だったんじゃないか、専門家の方がそういうことを言ったということも御存じだと思いますけれども、それほど違ったものだったと思えます。

前日にこういう御発言をされた翌日に、かなり規模の大きい、そういう三号機の爆発を目の当たりにされて、当時どういうふうにお考えになりましたか。

○参考人(枝野幸男君) どう考えたかというよりも、まず、きのう来というか、おととい来ですね、その時点からすると。一号機の爆発以来心配をされていたいわゆる水素爆発で間違いないのかということ、それから、専門家の皆さんがどういふことを根拠に御判断されるかはいろいろあるのかもしれないが、私の立場からは、周辺部分の放射線量のモニタリングの数字、これがもう著しく上がって上がったことになったりとか、そういうことがあつた、それは専門家でも深く刻まはわかりますので、放射線量はどうなつていふんだというふうなことをすぐに報告させたという記憶があります。

○田中三彦君 そうしますと、この爆発は、前日の記者会見の想定内の爆発という意味で、そういうふうにも今でも思っていますか。

○参考人(枝野幸男君) であるのかどうかをまず確認しなきゃいけないと思いました。

水素爆発であり、それから、周辺部のモニタリングの数字等が水素爆発以外のことを示す、あるいは水素爆発によって格納容器や炉本体が大きく本質的な意味で損傷するというような数字ではないというふうな報告を受けた記憶があります。

○田中三彦君 格納容器がそれによって壊れたかどうかというの、結果的には、最終的には今漏れているわけですから、余りそういうことは、判断は今でも非常につきにくい問題じゃないかと思えますけれども、それにしても、これは一種の安全宣言のように見える。

この根拠というのは、本当は実は非常に問題があつたんじゃないかと思えますけれども、具体的にどなたがお話しになったかという、お一人、誰かがこういう判断をされたということではないということですか。何人かの御専門の方、具体的に安全委員会の方とか、あるいは誰かがこういうことを言っているんだという、個人名までとは言わないんですが、そういうことは御記憶にございせんか。

○参考人(枝野幸男君) まず、済みませんが、自分の記者会見の会議録を全部持つてくればよかったです。私には安全宣言をしたという意識は全くありません。この部分はリスクがあるし、この部分はリスクはこの程度小さいですということについて、説明を受けて納得したということについてお話をしていますが、また爆発が起こつても大丈夫ですというふうなことを申し上げたつもりはあつたんじゃないかと思つています。

その上で、今のお尋ねについては、済みませんが、私は人の顔と名前を覚えるのが苦手なもので、どなたがどう言つたかという、特に、ましてや混乱した状況の中で、いろいろな方がいろいろなことをおっしゃっていたので、どなたがどう言つたか正確な記憶はありませんが、班目委員長がこういふ趣旨のことをおっしゃっていたのは間違いありません。

○田中三彦君 わかりました。

○崎山比早子君 委員の崎山です。よろしくお願ひいたします。

健康問題についてちょっとお伺いしたいんですけども、三月の十三日、時間当たり大体千五百マイクロシーベルトぐらいに達したときに、胃のレントゲン三枚ぐらいの線量だ、それから、ホウレンソウなんか汚れたときなんかは、CTを一回受けるぐらいの線量だというふうなことで、医療被曝のことと今度の環境で汚れた被曝を同じレベルで比較されたということがあるわけなんです。

医療被曝については、被曝にリスクがあつたとしても、被曝することによって病気を引いたり治療方針を決めたりするメリットがあるわけだし、それから、選択の権利というのも患者側にあると思うんですが、このような環境汚染の場合は選択の権利もなく被曝させられるわけです。そういうものと医療被曝とを比較することについて、どうお考えでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 御指摘のとおり、比較のできるものではないと私も思います。

ただ、私自身、十二日ぐらいからでしょうか、放射性物質が漏れて、周辺のモニタリングでその数字が出てきたときに、この数字が何なんだか説明してくれと。私自身もわかりませんが、何とかマイクロシーベルトというものが、どういふ数字なのか、それとも日常生活でもその程度の被曝を受けるものなのか全くわかりませんでしたので、全くわからないまま、裸で何マイクロシーベルトという数字を御説明してもいけないだろうということの中で、参考になるものとして、例えばということでも私自身も説明を受けましたので。

同じ土俵で比較のできるものではないとは思いますが、何にもなしでは、まさに国民の皆さんは数字だけ聞かされてもということがありましたので、ほかになかなか参考になる数字というのがこの場合ないものですから、そのことを何回か申し上げます。

○崎山比早子君 わかりました。

でも、同じ土俵というところで比べれば、年間の被曝限度線量というのは、公衆の被曝線量は一ミリシーベルトですから、大体そこに一時間いれば一・五年分の限度線量を受けるというような説明も可能であつたはずだと思つていますが。

○参考人(枝野幸男君) そこは、私はこの場合、なぜかという、その公衆被曝線量は、年間一ミリ以下というのは、これは人間が社会的に定め



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十五号 平成二十四年五月二十七日

た基準です。ここで問われているのは、客観的に出てきている数字が科学的にどの程度の量なのかを何かと比較した数字を出さないと比較にならないというふうに思いましたので、自然界なり、あるいはほかのところを使っている放射線量だとどれに当たるのかということなしに御説明を申し上げても、結局何を言われているのかわからないということだと思います。

実際にその後、現在もそうですが、多くのマスコミなども、放射線量についてどれぐらいの数字が何なのか、当然その一ミリという平常時における被曝限度量も出ていますけれども、さまざまに数字を、医療関係だけではなくて、さまざまな客観的に使える数字についてはいろいろお出しになつていまして、もちろん、だから大丈夫ですというふうなことではいけない、全く違う土俵だとは思いますが、何らかの御参考になる数字は申し上げる必要があったんじゃないかと私は思っています。

○崎山比早子君 参考になる数字として医療被曝を挙げられるということは適当ではないということはお考えだと思つていますが、それから、その後、直ちに人体に影響を及ぼすような数字ではないということは何回かおっしゃつていらつしゃるんですが、先ほどのお話を伺つていますと、これは急性障害のこと、そういう意味でおっしゃつていたんでしょか。

○参考人(枝野幸男君) いいえ、違います。実は私自身、直ちにとつて、いろいろなところで指摘を受けましたので、自分の記者会見を全部チェックしてみたら、全部をすくなく切れていないかもしれないんですが、基本的に直ちに人体に影響を及ぼすものではないという趣旨のことを申し上げたのは三種類あります。

三種類あつて、一つは食品です。食品については、いわゆる基準値を超えるものが見つかつて、したがつて出荷制限をする。出荷制限をするということは、その前に出荷されたものを食べている

可能性があるとしようときに、もし出荷制限前に規制値を超えているものが流通されて、気がつかずに召し上がった方がいたとしても、その後、ちゃんと規制をされて、そういった数字のものが出ていかないということがちゃんとできれば、健康に影響を及ぼすものではない。

つまり、食品についての規制値が、基本的には一年間なり一生なりと継続した場合にリスクがあるのかどうかということでは基準値がつけられているという説明を受けておりましたので、もし基準値を超えたものを何度か口に入れることがあつたとしても、そのことで、急性であれ、それから長期間低線量被曝の影響にしろ、どちらにしてもなという認識のもとに、直ちにと使つたというものが一つです。

それからもう一つは、屋内退避区域に外から食品などを運び込んでくれないということが、いつとき大変問題になりました。屋内退避で中絶してしまつているのに、近くに買い物に出ても、コンビニに何も物が無いということに對して、屋内退避という状況は、まさに先ほど申しましたとおり、万が一高い線量のブルーミが飛んでいったとき等に備えて屋内にいてくださいということでありますので、そこに外部から車に乗つて荷物を届けていただいて、荷物の積みおろしで外に出るようなことがあつたとしても、そのことで健康に影響を及ぼすものだから屋内にすつといてください、そういう性格のものではないですということを使つた。

それから三点目は、ここは私自身も果たしてその使い方がよかつたのかどうかという反省があるんですが、結果的に、山木屋地区とかの北西部で初期の段階で高いモニタリングの数字が出たのに対して、それが部分的なものと、最初、モニタリングの箇所が少なかつたことと、それから、だんだん下がつていったことがあつたので、ここについては、少なくとも急性被曝の問題にはならないと、中長期の低線量被曝のことについてもすぐには問題にならないというふうなことで、直

ちにと使つた。

この三つの使い方だと思つています。

○崎山比早子君 御自分ではそういう意図でおつしやつたのかもしれないけれども、国民とか住民自体には、そういうようなニュアンスでは伝わっていないというふうな思つておられますね。私たちは、放射線の影響としては、急性障害と、遅く出てくる晩発障害というのを知らない人は大体おられませんので、そういうことをおつしやると、不信感というか、そういうものになると思つておられますね。それから、放射線の人体影響については、政府からの発表というのに不信感を抱いた住民がたくさんいるんじゃないかということと、ミスコミュニケーションというんですか、コミュニケーション不足というんですか、そういう原因になつたということは確かじゃないかなというふうな思つておられます。

どうもありがとうございます。

○蜂須賀禮子君 蜂須賀と申します。先ほどからお聞きしていますけれども、私も避難者なんですけれども、その当時、私には何の情報もなかつたんです。そのときに、枝野さんのテレビだけが唯一私たちの情報源で、枝野さんの口から出ることが正しいというふうな思つながら私は避難をさせていたんでした。

先ほど、野村先生の質問に對して、記者の質問に對して、住民はどのぐらい避難しなければいけないのかというふうな質問に對して、ちょっと間違つたかと言ひ間違つたかというお言葉が出たように思つたんですけれども、まずは五時間ブラスアルファを想定すればいいというふうにお答えになつておりましたよね。

の時間について具体的なことを申し上げたことは一度もありません。ですから、それは多分誤解だと思つています。

○蜂須賀禮子君 そうですか。誤解であると言つても、私たちは、本当に大臣の言葉で右に行き、左に行き、安全だ、安心だというふうな思いながら来たんです。今大臣が言つたとおり、リスクということをもつと私たち原発の地域に言つておいていただければ、こんなにも長い時間、何も持たずにうちを離れることはなかつたと思つておられますね。

そして、今、崎山先生のおつしやつた直ちにとつた言葉、これは直ちにはないけれども将来的にはあるんだなというふうな思つているのが住民です。あともう一つ、念のためにというお言葉も使つておられます。

その言葉二つによつて私たちがいろいろな思いをしたということを、大臣の気持ちの中に入れておいてもらいたい、これからは、こういうことはあつてはならないことだと思つておられますけれども、あつたときにも、こういう言葉で私たち避難者というが被害者に対して政府は発信すべきではないんじゃないかなと思つておられますけれども、いかがでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 本当に、被害に遭われた皆さんには、今なお大変厳しい生活の中で、いつ帰れるのかという、大変な御苦労、御迷惑をおかけしておりますし、そうした皆さんに對して、より役に立つ情報の発信がもつてきたのではないだろうか。少なくとも、例えば、長期帰れないということを想定して逃げていけば、同じ長期帰れない人の状況は違つたという御指摘はそのとおりだと思つています。それに資するような説明ができなかったのは大変申しわけなく思つておられます。ただ、これは、では、何がいけなかつたのかという、私は、情報発信そのものというよりも、情報を政府として十分に集約すること、それに基づいて予想というか想定というか、それができなかつたこと反省すべきことであると思つてい

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十五号 平成二十四年五月二十七日

ます。

特に、念のため等の発言をした段階では、まさに念のためであった段階なので念のため申し上げたんですが、結果的に、念のためではなくて、まさにその念が現実化したということでありまして、ただ、念のために避難をしてくださいと申し上げた段階では、何とか長期避難を余儀なくされる状況になる前段階でとめられるという認識をしていました。したがって、念のためということを上上げたわけですが、その判断をした情報の集約や判断そのものが大変申しわけないというふうに思っています。

それから、直ちにということについては、より細かく詳しく一個一個分類をして申し上げるべきだった。つまり、急性被曝の可能性はありませんし、これこれこうだから長期的被曝の可能性についてもこの程度しかありませんということをして全ての回に全て申し上げるべきだったという御指摘を受ければ、それは甘んじて受けなければいけないというふうに思います。

○委員長(黒川清君) 予定した時間は三時ちょうどでしたが、少し延ばさせていただいてよろしいですか。それでは、三十分、全体で三時半ということとさせていただきます。

○大島賢三君 委員の大島でございます。今の情報発信に関連しまして、ちよつともう少し詳しく御見解をいただきたいと思っております。

先ほど、こういった大事故のとき、あるいは危機のときのリスクコミュニケーションについて、いろいろ反省材料があったということをおっしゃいました。今、情報集約とか予想を立てるとか、こういうことも含めておっしゃいましたけれども、こういう場合のリスクコミュニケーション、非常に大事な少なくとも三点あると思うんです。

一つは、できるだけやはり情報公開をする、透明性を高める、国民を信頼するということが第一点、たろうと思えます。

それから、先ほど来強調されました、わかりやすく伝える、これも非常に大事なキーワードで、この点については、過去の原子力事故でチェルノブイルの場合には、先ほども触れられましたけれども、一つは情報隠匿という問題、それからまさに、わかりやすく一般の人々に伝わらなかつたということが大変その後の不信感につながつたということがあるようですし、アメリカのスリーマイル島事故の場合にも同じような問題があつて、このときにはちゃんと事故調査報告書にもかなり書かれていますけれども、このときの問題点の一つは、メディア媒体の専門知識の不足ということがあつてなかなか一般国民に伝わらなかつたということが反省になつて、その後、米国の原子力規制庁も、メディアの人々に対する教育とか研修とかをやるようになったというようなこともあつたようですが、いずれにしても、わかりやすくということが一つ。

それからもう一つは、やはり発信される情報の信頼性ということもあるんだろうと思つてですね。この信頼性についてちよつとお伺いしたいんです。

原子力の場合に、特に放射線絡みのものにはいろいろなじみのない単位が出てくるということもこれあり、それから、いろいろ専門的な日ごろ聞きなれないことが多いんですけども、こういうものを少しでも信頼性ある形で発信していくためには、ただ保安院の役人の方あるいは官房長官が発信されることと同時に、例えば、そういう専門の人で信頼性、権威のある人が同席をするとか、あるいはそういう発表はそういう人にある程度委ねるとかということが発表されることに対する信頼性を増すことになるといふふうに考えて、科学的な制度を置いておられる、例えばイギリスなんかそのようですし、アメリカのあの事故の場合にもある程度そういうことがなされたようなんですけれども、今回の事故の場合にはそういうことが余りなされなかつたということで、例えば官邸に、そういう専門家の人もちよつと出して説明さ

せろ、あるいは官房長官の記者会見にせめて同席させてやるべきだとか、そういう声はあつたんでしょうか。

あつた場合に、そうかもしらぬけれども、そうはいつても、それでは誰にそういうことを頼んでやるかということについてすぐ人が見当たらない、そういう準備も日ごろないということであつたのか。その辺の状況がどうだったのか、もう少しお聞かせいただきたいと思つています。

○参考人(枝野幸男君) 官邸に誰か呼んでというよりも、正直言つて、特に先ほどの何マイクロシーベルトとかというふうな話とか、きょう取り上げられている私の発言にかかわるようなところについては、本来、保安院なりがまさに専門的知識に基づいて御説明をされるべきであつたと同時に、私思つておりましたが、残念ながら、専門家の方で、なおかつ深い専門的な知識があつて、なおかつコミュニケーションでわかりやすく説明するということができる方がいないということ、専門家ではない私が、むしろ記者会見とか国民の皆さんに発信するというのでは相対的には政治家の方がやつていくわけですから、私が発信せざるを得ないという状況が続いたというのが今回の経緯でございます。できれば官房長官会見のところから原発事故の状況その他についての発信は保安院などに委ねたいと思つておりました。

ただ、では逆に、私のサポートをするような形で誰かつかつてという話のアイデアはありましたか、それができる人間がいるのかということ、とてもいいよね、やらなきゃならないのは、むしろ事前、会見の直前に専門家によくレクチャーをさせて、そこで私の方から専門家にきちつとわかりにくい部分とか記者の皆さんが関心を持っているのはここだからということをやつて、それを私が聞いた上でせしやくして説明するしかないよねというのがあつたときのやりとりというか、状況でございます。

○野村修也君 済みません、先ほどちよつと私の質問に対して事実誤認があるんじゃないかという御指摘があつたんですけども、私の手元の控えによりまして、三月十二日の官房長官のNHKの記者会見記録ですが、Qとなつていまして、これは記者の方からの質問ですけれども、十日くらい退避しないといけないのかという質問に対してのアンサーが、そこはそれそれまず五時間プラスアルファというお答えですので、ちよつと御確認をいただければありがたいと思つています。

○参考人(枝野幸男君) それは、NHKのは多分概要じゃないでしょうか。ホームページでも全部残つておりますが、どれぐらい水を入れなきゃいけないんですかというやりとりの流れの中でその質問があつて、あの私の答えがあつて、多分、聞いていらつしやる方、聞いていらつしやる時点では誤解のない中身だつたというふうに思つています。

○野村修也君 わかりました。こちらも確認いたしますので、よろしくお願ひいたします。では、ちよつと別なことをお伺ひしたいんです。

東電のプレスについてなんですが、これは各種報告書に出ておりますので御存じのことだと思つて、現場の方から公表すべきだという話が出てまいりまして、これは三月十四日の八時ごろなんですけれども、三号機の格納容器の圧力が上昇したということで、これをプレス発表すべきではないかという話があつたときに、これは官邸の方からとめられているのでということで、これについての公表がおくれたということが指摘されているわけですが、この辺の事実関係というのは、当時、官房長官は御存じだったでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 少なくとも、私の知る範囲で、そういうことをとめたという事は承知していません。

○野村修也君 その大もとになりましたのが、先ほどちよつと出てまいりました中村審議官の十二日の炉心溶融に関する記者会見の後、少なくとも炉心溶融についての公表は官邸よりも先には発信



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十五号 平成二十四年五月二十七日

するなという指示が出たというこの事実は間違いないです。野村修也君 なるほど。

○参考人(枝野幸男君) いいえ。あらゆることについて、何か発表するならば、せめて同時には官邸にも入れておいてくれないと、私も、特に初期の段階は、イレギュラーに、一日二回の会見ではなくて、何かあるたびに会見してしましたから、そのときに、どこかの会見で、東電がこう言っていますよとか保安院がこう言っていますよと言いなから官邸が知らないということでは対応になりませんし、まさにそう言ったことがあれば、避難されている皆さん初め多くの皆さんに要らない不安を与えますから、必ず発表することは同時に入れているおいてくれ、発表しておいて官邸に報告がないとこれは困る、このことは言いましたが、何かについて発表前に承認を求めるとか、そんなことは全く求めていません。野村修也君 なるほど。

ただ、そうなりますと、ロジカルに考えてみますと、官邸の方が発表することについてまだ検討中で、発表するかどうかというのを今専門家などやり合っているという状況のときには、例えばサイトの方とかでは発表してはいけないということになるわけですね。○参考人(枝野幸男君) 官邸で、少なくとも私の承知している、掌握している範囲では、ファクトについて発表するかどうかちゅうちよししたことはありません。ファクトは全部、直ちに、把握した時点で発表しています。では、そのファクトに基づいてどういう例えば指示を出すとか、そういうことについてはもちろん決めるまで発表できませんけれども、事実、つまり圧力が上がっているというふうなファクトについて、この種のものについては、官邸で発表をためらっておかれたということは、意図的にはありませんよ、深夜、夜中なのでこれは会見はあしたの朝でも十分だよとねとか、そういうことはあつたとしても、発表するかどうか検討しているから出さなかつた、おくらせたということはありません。野村修也君 なるほど。恐らく、そういう意味では、官邸の方はそういうスタンスだったのかもしれないが、現場の方はやはり一旦、そういう官邸よりも先に出すなという指示がありますので、官邸はもう出したのかということは常に確認をされているということはあるんですが、東電の方のさまざまな資料やテレビ会議等の通話記録等を見ますと、今申し上げました、十四日の段階での三号機の格納容器の圧力が上昇したということについては、この事象に関しては、官邸も保安院からも全てプレスに対する情報はとまっている状態なので、これについての公表は今差し控えているんだというふうなことのやりとりが現場の方では起こっているわけですね。これは実際のところ、そこをおもんばかつてなのかもしれないけれども、官邸の様子を見てから発表するという状態になっているわけなんです。○参考人(枝野幸男君) 多分十一日だったか十二日かの段階から、この手の問題が起こったときには、事実関係については、とにかくわかつたらすぐ出せ、一切隠すな、隠したりおくれたりしないで、そのこと自体が決してその結果に影響を与えていなかったとしても大きな問題になるんだから、とにかくわかつたことは全部出せということをや、私自身が政府の内部にも指示しましたし、東電にもそうさせるといことを言っていました。野村修也君 なるほど。ただ、今のようなおペレシジョンにしてしましますと、例えばサイトの方で直ちに発表すべきだという事象が起こった場合でも、一旦は迅速な対応だとしてもタイムラグが出ますよね。一旦は官邸のところからまず情報は届けて、官邸から発表される、あるいは官邸と同時に発表する、そういう

う形になるわけですが、これは、例えば現場で今すぐに住民避難につながるような事象が起こったという場合には、現場の判断で公表させるといふふうにするべきだではないですか。○参考人(枝野幸男君) いや、ですから、発表するのはいいけれども、発表と同時に官邸に投げたので、そこは意識してそのとき言っています。つまり、今のようなことが起こってはいけません、その報告をして報告に対する判断待ちで発表がなくてもいけないということは私自身意識していませんので、ですから、同時には入れておいてくれないと困るというのを私申し上げたので、そこは意識してそのとき言っています。野村修也君 なるほど。○参考人(枝野幸男君) 今回の事故で現場が発表していることはいないかと思えます。発表しているのは東電本社か保安院か、あとあるとすれば、現地対策本部の保安院の担当者か東電の担当者です。現地対策本部なり東電本社なりまで伝わら、少なくとも同時にファクス一枚でも投げ



ぜんらば、当然、アメリカとは情報共有をしな  
きやいけませんし、それから、その共有した情報  
に基づいて、アメリカ力やっていただけのこと  
も、官邸はまさに我が国の国家主権の意思決定を  
する場所でありまして、その国家主権としての  
意思決定、決定そのものに外国の方が、あるいは  
特に外国の政府の関係者の方が、それは同盟国米  
国といえども、直接かかわるといことは、これ  
は国家主権の問題からあり得ない、したがって、  
官邸も、保安院や東電からファクトは上がって  
るわけで、実際にアメリカの専門家の皆さん  
に御協力いただくオペレーション等については、  
そういった詳細なことを何か政府で、官邸中核部  
で決めたわけではありませんで、保安院等と  
しつかりと情報共有ができて、意思疎通がで  
けるための体制は不十分ならもともっと強化し  
なければならないこと、ただ、官邸の中に常駐  
しているのはちよつと勘弁してほしいことを申  
上げました。

○野村修也君 それは、国家主権にかかわる問題  
だからというのは、ある意味では法的判断だと思  
うんですけども、この判断は、法律家である官  
房長官の御判断で下されたということになるん  
でしようか。

○参考人(枝野幸男君) この判断は私です。

○野村修也君 そうですか。総理もそのような  
考えだったんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 総理に報告をして承  
とつたかどうかの記憶は、正直言つて残ってい  
ません。

○野村修也君 わかりました。

では、今度は三月の十二日なんですけれども、  
これはNRCの方の内部の電話会議記録というの  
が既に公表されています、アメリカ力ではもう既  
に、我が国の三・一一の発災後、アメリカ力の方  
どのようなやりとりをしていたのかということ  
は公開されております。これは御存じだと思  
うんですけども。

その会議録などを見てみますと、十二日の段階  
で、保安院に対しては、NRCは、いつでも情報  
提供やお手伝いをする準備があるということ  
を伝えておられるという事実が記録として残  
っているわけなんです、このことは御承知だ  
ったでしょう。

○参考人(枝野幸男君) 経済産業大臣になつて保  
安院を所管する立場になつた後、そういった  
ことについては知りませんでした。

○野村修也君 そのとき、保安院はどういう  
対応をされたかというの、では、今の段階  
では御承知ということですか。

○参考人(枝野幸男君) 済みません、きょうは官  
房長官当時の認識をお尋ねされるということ  
なので、その辺の記憶を喚起してきており  
ません。済みません。

○野村修也君 これはもう、NRCの方の公開  
記録ですので、見ていただければすぐわか  
ります、保安院の方には必要がないという  
ふうな返事をしているということなんです  
が、これは当時、官房長官、各省の調整  
役でもあられたということ、すけれども、  
官房長官のお耳には入つておられな  
かったんですか。

○参考人(枝野幸男君) 入つておりませ  
ん。むしろ官邸の方からは、地震、津波も  
ありましたので、保安院に限らず各省庁  
とも、海外からの協力については、形式  
的な法律の問題を乗り越えて、ど  
んどん受け入れる、責任はこつちで持  
つからという趣旨の指示を出して  
おりましたので、むしろ、もし明確に  
必要ないと答えたとすれば、それは適  
切ではなかったと思います。

○野村修也君 もしそういうことであ  
れば、保安院の判断ということになつて、  
この時点で、原発の号機自体はアメリ  
カ力の技術が非常に多く取り入れら  
れているわけですので、アメリカ力の  
技術的な知見がたくさん入つてい  
れば対応策もいろいろ変わったとい  
う可能性もあると思うんですけど、  
その点については、今後やはり調  
査をされるということにはなりませ  
んしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 経済産業省  
としても調査は必要だろ  
うと思つていますが、ま  
さに第三者的に調査  
をしていただく方が、  
その調査結果に対する  
信頼性は高いと思つ  
つて、ぜひ、可能であ  
れば、国会事故調にお  
いても詳細調査をして  
いただければと思つ  
つて、そのことにつ  
いては、現職の保安  
院の関係者については  
全面的に協力をいた  
させます。

○野村修也君 そういう意味では、早い  
段階でアメリカ力の協  
力を得ることができな  
かつたというの、今の  
御答弁の段階では、保  
安院の独断によつてお  
断りしてしまつたとい  
うふうな形で理解して  
おられるということ  
でよろしいでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) ただ、これは向  
こう側の情報だけで、  
そのやりとり自体がど  
うであつたのかとい  
うのは、例えば今の段  
階ですぐにどうしてく  
れれば、これはこの原  
発の問題に限らず、三  
・一一の後の海外との  
関係では、受け入れの  
問題とか把握状況等  
の整理した上で、お願  
いする、もうちよつと  
情報を整理した上で、  
お願ひする、また、も  
うちよつと情報を整理  
した上で、お願ひする  
みたいな話は、ほか  
の、地震、津波に対  
する対応での海外との  
関係でもありました  
ので、その断つたとい  
うのは、明確に断つ  
て、もう一切要らな  
いということなのか、  
ちよつと待ってくれ  
ないのか、その辺を  
含めて、我々もも  
ちろん内部的検証を  
いたしますが、しつ  
かりと検証いただけ  
ればというふうに思  
つております。

○野村修也君 少なくとも向こう  
の方で聞き取られた、  
それを英文に表現され  
ているものは、必要  
がないという表現  
ですので、ちよつと  
待つてくれとは大分  
ニュアンスが違ふん  
じゃないかなという  
ふうには思つて  
います。

さて、十五日以降  
あたりをちよつとお伺  
いしたいんです。

十五日以降あたり、  
二十五日ぐらいまで  
の間、官邸内の様子を  
ちよつとお伺いしたい  
んですけど、二十二日  
には菅総理が指示を  
出されまして、

安全委員会の近藤委員長に、不測事態  
シナリオの素描と最終的には名づけら  
れる、最悪シナリオな  
ども呼ばれているシナ  
リオが提示される形に  
なるわけですが、それ  
よりも前の段階で、  
官邸の中では、今後  
の炉の推移と、それ  
から最悪のシナリオ  
といつたようなもの  
を想定するような作  
業は行われていたん  
でしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 今の近藤  
さんは、原子力委員  
会です。

○野村修也君 済み  
ません、原子力委員  
会です。

○参考人(枝野幸男君) 全面撤退  
の話があつたとき  
は、十四日の深夜から  
十五日の未明にかけ  
てでしょうか、この  
ときは、まさに全面  
撤退してしまつた  
と、第一原発にとど  
まらず第二原発も、  
いづれ時間がたてば  
線量が高くて対応不  
能になつて、そうす  
ると大変だといふこ  
とについて抽象的な  
話をいたしました。

ただ、翌日ぐら  
いからようやく水が  
入り始めて、全部が  
みんな逃げ出さざる  
を得なくなつてとい  
う状況にはならない  
方向に一応動き始め  
たといふことでした  
ので、それ以降は、  
さらに悪化をして行  
き着くところまで行  
つた場合という話に  
ついて、具体的な話  
については、近藤委  
員長が、もし全面退  
退していったらこ  
うなつたところ  
で、この何週間か何  
日後のところで、こ  
ういふことだつた  
と、とまつてよかつ  
たねみたいなこと  
で口頭の報告を受け  
たのはありますが、  
それだけだと思います。

○野村修也君 なる  
ほど。

いろいろな報告書  
とかでは、この当時  
、プランAとかプラン  
Bという、最悪シナ  
リオと呼ばれてしか  
るべきようなものが  
官邸の中で情報とし  
て上がつていてとい  
うことが記載されて  
いるんですけど、こ  
れは御承知なかつた  
んですか。

○参考人(枝野幸男君) 私は承  
知しておりませ  
ん。

○野村修也君 では、  
近藤先生を中心とし  
た勉強会みたいなも  
のが十五日以降ずつ  
と続けられてい

た、この事実も余り御存じなかったですか。

○参考人(枝野幸男君) その、多分結果が出たときなんだろうと思いますが、やはり全面撤退していたらこういうようなことになっていったというようにシミュレーションになっていて、そうならなくてよかったですよねという報告を受けたものの記憶があるだけです。

○野村修也君 官房長官は党との関係もやはり重要なお役目だと思っただけでも、民主党はこのときは何も動いておられなかったんですか。

○参考人(枝野幸男君) 一般的には、官房長官の役割の重要な一つに党との関係がありますが、実はこの辺は、その仕事をどこが中心になるかは、多分内閣によって、官房長官によってかなり違っておりま。

私の場合は、少なくとも仙谷さんに副長官に復帰をさせていただいた後は、ほとんど仙谷さんに党との関係はお任せをしておりました。それ以前との段階でも、党との関係は、三・一一から仙谷さんが副長官になられるまでの間はちよつと明確な記憶がないんですが、むしろ福山副長官とか、副長官をお願いした藤井先生とかに主にやっていただいております。

ですから、特に三・一一以降は党の方も御理解いただいていたので、官房長官が幹事長や何かと話を余剰がなくやっているとすることをおわかりいただいていたので、党との関係はほとんどその時点では把握、認識しておりません。

○野村修也君 先ほどちよつとお名前を挙げさせていただきました原子力委員会の近藤委員長のチームというのは、その勉強会のほかにも、もう少ししっかりした形の、参加者も明確になった会議が、近藤委員長の委員長室で比較的頻繁に、毎朝と云ってもよいのかもしれないが、継続していったというふうな聞いてるわけなんですけれども、これはよく助言チームなどというふうには呼ばれていないわけなんです、この存在は、当時、官房長官は御存じなかったですか。

○参考人(枝野幸男君) 具体的なことは存じ上げません。

総理のところいろいろな御批判もいただいていたんですが、いろいろな内閣官房参与の発令をして、いろいろな方から助言を、セカンドオピニオンを総理が聞いていらつしやるんだなということ、を抽象的には承知してはいたんですが、具体的に、どなたがどういふ助言をされているのかということ、は承知しておりません。

○野村修也君 ここに、民主党の空本議員という方が代表として、他の報告書によれば、総理がきちつと指示を出されて、きちつとした検討をするようにという御指示が出たというふうな書かれてあるものもあるんですが、それは官房長官には御相談はなかつたんですか。

○参考人(枝野幸男君) 空本議員がこの原発事故に対する対応でいろいろ御尽力をされていたという事は、官邸に来て総理のところに来られていたりとかということも認識してはいたし、そういったものに部分的には同席をされていたところもあつたかと思つたので、そのこと自体は承知をしておりましたが、具体的にどういふことを総理から頼まれたか、という動きをされていたのかは承知しておりません。

○野村修也君 この助言チームのところには実は海外からたたくさんのコンタクトがあつたやに聞いているわけなんです、その中にはさまざまな協力についての御提案というふうなものも届いていたやに思つたし、また、このチームの方から事故対応についても、例えば水素爆発を防止するための方策としてさまざまな技術的なアドバイスというものも出ていたということなんですけれども、こういうものは、政府がやっているものとは別な、いわゆるセカンドオピニオンということで、政府の活動とは無縁な形で並走していたというふうになるんでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 例えば、具体的な記憶が明確にあるのは、当時の小佐古参与と空本議員などが提言書みたいなものをつくられて、多分、総理宛てにお出しになつたんだと思つたんですが、それ

は私のところにおりてきてまして、原子力安全委員会や保安院などにおいてちゃんと検討しているということ、その提言を踏まえた検討をさせているということでは、具体的提言等があつたものについてはつながつていると思つた。

○野村修也君 その、確かにおつしやることなんですが、そこに至るまでの間に、リアルタイムでまさに形が変化していつている状況の中で、別な意見という形で総理のところには届いているわけなんです。あるいは、外務省とかそういうところから来ている情報が流れていたりとか、担当の大臣のところなどにも、原子力委員会を所管しておられる大臣のところなどにも情報が流れているということがあるわけなんです。

○参考人(枝野幸男君) できるだけいろいろなところから来ている情報を共有すべきであるということ、各省とかいろいろな部局にきているもの、省庁を超えて対応が必要なものについては、基本的に、一義的には省庁間直接であります。直接ではなかなか遅々として進まないものについて、一部、官邸から調整してくれという話が来て調整したものはあります。特に、一次情報は玉石混交で、非常に有意義で参考になる情報もあれば、率直に申し上げて、業者の売り込みみたいなものも内部には少なからずありました。

○野村修也君 ただ、実際のところは、結局外務省どまりになつてしまつたものでありますとか、あるいは、先ほど出てきましたように、保安院のところで勝手に判断してしまつたものとか、そういうものは、今から見れば借しまれる情報もあることはあるわけですね。これは後知恵と言われれば

○野村修也君 緊急事態に対する対応は、緊急参集チームで、地下で各省局長級の皆さんがコアメンバーでなされる、この仕組み自体は省庁間の情報共有などに大変有意義でした。

ただ、もともと原子力災害対策においては、あるいは一般の災害対策もそうだけれども、緊急参集チームというのが組まれるということになっていきますよね。これは本来、各省の調整というのがそこできちんと行われて、それで情報共有がなされるということを目指していたんじゃないかと思つたんですが、今回の官邸対応の中でそういった借しまれる情報が漏れ落ちてしまつたところに、何か今後の教訓として、こういうような形のマネジメントの仕方をすればもつとよかつたのではないかと、そういうお考えはございますでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 緊急事態に対する対応は、緊急参集チームで、地下で各省局長級の皆さんがコアメンバーでなされる、この仕組み自体は省庁間の情報共有などに大変有意義でした。

それで、その緊急参集チームの集まる部屋の隣にもつと大きな部屋で、より若手の方が各省からもつとたくさん来て、そこで情報を各省とやりとりしてという部屋があつて、実は私、官房長官になつてすぐに、その部屋は当然、危機管理ですからすぐに見て、その部屋は実は二つの緊急事態に対応できる、同時に二つの緊急事態が起こつても対応できる、そうはいつても二つ同時に起こることなんてなかなかないよねなんてそのときは言つたんですが、実際に今回二つ起こつた。

つまり、地震、津波に対する対応と、原発事故に対する対応と、両方同時にしなきゃならなくなつた。そちらの方の部屋は二正面作戦ができるような体制になつたわけですが、緊急参集チームの方は一組しかない。

○野村修也君 総理のところ、このこと自体は違和感を感ぜられませんか。



○参考人(枝野幸男君) そのこと自体は、まさに総理のセカンドオピニオン、つまり総理のところには、本来、全ての行政官庁、さまざまなところの情報が集約、整理されて最終判断を求めて上がってくるものですから、各省などに入ってくる情報と別のアンテナを持っていないとまさに総理のところは裸の王様になってしまうというのは、この件に限らず、官房長官をやらせていた、だいたい強く思いますので、そうした意味では、正規のさまざまな情報集約ルートとは別に総理がセカンドオピニオンを得るための情報源を持っているというところは、むしろ重要なことではないかと思えます。

○野村修也君 民間の事故調査委員会の報告書によりまして、枝野参考人の御発言としてかき括弧つきで、たかさんの内閣参与を総理自身が、必ずしも専門性が明らかでない方を採用されているというその事実が示された後、参考人のお言葉として、その都度反対をされていたというふうにして報告書に載っているんですが、では、これはちょっと認識が違うということなんですか。

○参考人(枝野幸男君) いや、反対をした理由が違います。総理がセカンドオピニオンで政府に入ってくる正規のルート以外のさまざまな情報をとることは重要なこと、あるいは意見を求めることは重要なことですが、内閣参与とかという位置づけをするというプラスはありますが、一方で政治的にはプラスじゃないだろうなと思いましたが、それはもちろん、こういった地震、津波事故の直後ですら政治的にこれがプラスかマイナスかということよりも事故対応を優先しなければいけないのは当然ですけれども、しかし、別のやり方、参与にしないでセカンドオピニオンをとれるのに、政治的にプラスとは思えない参与に公式任命するということについては、私は反対でした。

○野村修也君 ただ、参与に公式任命されるときにはその方の履歴とか専門性とかが公開されるわけですから、信頼に足りる人かどうかというスクリーニングがかかると思うんですけども、総理御自身が例えばお友達にアドバイスを受けるというようなことがこんな緊急事態でも普通に行われてしまうというのは国民から見ればやや違和感があるんですが、そこは特に問題はなかったということなんですか。

○参考人(枝野幸男君) 総理大臣が全てのことを一人で勝手に決定できるわけではありません。そういう意味では日本は民主主義国家ですし、閣僚大臣、原発事故については経産大臣であったり、あるいは全体を見ている官房長官の私なり、つまり広い意味での行政の正規ルートからさまざまな意見、情報が上がってくる中で、果たしてそれだけで適切なかどうかということ、外から情報をとらないで下から上がってくる情報だけではやはり私は間違えると思っています。

○野村修也君 わかりました。では、ちょっと具体的なことで恐縮なんですけれども、今ずっと話題にまいりました助言チームというのが、実は十七日の段階でNRCに対して詳細なプラントデータを提供していたという事実は御存じですか。

○参考人(枝野幸男君) いや、承知しております。これはアメリカの方の情報から明らかになんのですが、米国の側としては、NRCの方は助言チームからかなり詳細なプラントデータが届いているということになっているわけなんです。

これは、先ほどお話がありました主権国家という点で考えてみますと、このような形の情報提供こそは国家の管理のもとでしっかりと行うべきだったのではないかと、このようにも思っています。いかがでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 済みません、その情報の種類、種類というのは、一般の皆さんが把握ができるような、つまり秘密性のあるものなのかな、ものなのかな、それから提供を決定した主体が、どうなのかなという詳細がわかりません、なかなか今の情報だけでは評価しにくいと思えます。

○野村修也君 そのほか、電事連の方からも同じようなプラントデータが米国側には十七日から十八日に届けられているというのは、これはNRCの方の、先ほどもちょっと御紹介しました電話会議記録等に記載されているということなわけなんですけれども、こういう事実が米国側から公表されているとなつて、見た感じではアメリカの方に随分簡便に、プラントのかなり深刻な情報、今プラントがどんな状況にあるのかということが伝わっているのを見えてしまうわけなんです。やはりこの種の情報管理というのは国が責任を持つて行うべきものだったのではないのでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 逆に、プラント情報が、これはもちろん専門家でないともわかんない種類でしょうから、アクセスしたい専門家の皆さんがアクセスできないにもかかわらず海外に出たことすれば、国内でアクセスできなかったことが問題だろう。

つまり、ああいった事故に対しては、世界じゅうのあらゆる英知を集めてということですから、秘匿すべきでない、プラントの情報は最大限公開をして国内外のあらゆる知見を集めて対応すべきであると思っていましたので、済みません、これは直接的指示を出しているわけではありませんが、私の理解では、国内外とも専門家の皆さん、どなたでもプラント情報にアクセスできるようにしていただけたらと思います。

○野村修也君 なるほど。そういう意味では、逆に十七日以降になりますとかかなりの頻度で海外の方にプラントの情報が出てきているわけなんです、それよりも前の段階は、先ほどもちょっと確認させていただいたように、アメリカの方からむしろその情報を得てアドバイスしますよというアプローチがあったわけなんです、それが必ずしも一緒にタッグを組んでできた形跡がないというのは、何かやはりここに今おっしゃられた理想が実現できなかった部分があるというふうにも考えられるんじゃないか。

○参考人(枝野幸男君) 多分、官邸に常駐させてくれという話の前後のところで、相当アメリカ側がいら立ちを持っておられたということは当時も認識をしております。逆に、正直言っても私はいら立ちました。

米国を初めとして、持っている情報は全部公開して、共有して、もちろん一番頼りになるのは核の技術があることと同盟国であるということ、アメリカです、アメリカの助言や協力を最大限に活用したいということで対応しているはずで、そういうことで対応しているという報告を一方で受けながら、一方で米国側は情報がなく、共有してもらっていないといういら立ちを持っているということ、どこにギャップがあるの、ということ、私自身もいら立ちの時期がありました。そういう意味では、最初からスムーズでなかったことは反省点だと思います。

そのために、ここは福山副長官などが、あるいは細野さんなどが汗をかいて、何とかそのコミュニケーションギャップを埋めるためにワーキングチームみたいなものを事実上つくって、それでスムーズになったという報告を受けています。

○野村修也君 そうですね。ですから、最初にアメリカが提案してきたのが確かに官邸常駐なんですけれども、その官邸の常駐というのが主権にかかわる、ここはわかりまし



た。だけれども、別な形で来ていたたく、そういう形でアメリカとの間の関係を構築するチャンスというのはいらないんじゃないでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 最初に来たのは官邸常駐ではありません、私の認識では。米国との間で、保安院とか、あるいは軍と自衛隊の関係とか、いろいろところで情報提供をして、それで多分官邸の外とところでミーティングの場なども持ってやっていると途中で、でもうまくいってないから常駐させてくれという話が来た、こういう認識です。

○野村修也君 ただ、外ではなかなかコミュニケーションがとれていなくて、今お話がありまして、たように、いわゆるホソノ・プロセスというふうなアメリカが言っているのがあると思うんですけども、統合本部ができた後、NRCとの間で密に情報連絡ができるようになるというのは随分後話で、ありまして、それまでの間は、プラントについて、もともとアメリカの技術を使っているプラントであるにもかかわらず、そこについての技術的な情報提供がなかなかできないというふうなアメリカがいら立っておられたというふうなふうに思いますが、そこを何か工夫することはできなかったんですか。

○参考人(枝野幸男君) 私がその官邸常駐の話をお聞きして、それをお断りして、そのかわり、官邸常駐できないからということで、官邸常駐までしたいと言っただけでいら立っているんだからということで、急いで何とか対応しなきゃいかぬのじゃないかということでホソノ・プロジェクトが動き出した、こういうことです。

○野村修也君 そうですか。わかりました。では今度、逆に、そのホソノ・プロジェクトができて以降なんですか、これに関してはかなり密に連絡体系が構築されたんですが、この中ではどのような技術的なやりとりがあったかというの、その後御承知でいらつしやいましたか。

○参考人(枝野幸男君) いや、ここは、細野さんとか福山さん、信頼できて、この間情報も共有して

ている仲間がやって来ていましたので、任せておりました。

○野村修也君 そのときの議論の状況の議事録等を拝見しますと、保安院の根井審議官を中心とした、かなり技術的に高度なやりとりが毎日なされているわけなんです、その段階では、炉心の損傷とか格納容器の損傷等というものを想定した対応策がずっと議論されておりました。

この段階というのは、三月の統合チームができて以降、ホソノ・プロジェクトができて以降、かなり早い段階からそういったような形のコミュニケーションをした検討が続けられているということになるわけですが、私も国民が、この種の、リアルな形で炉心損傷や格納容器の損傷の可能性というのを知らされたのはいつの時点だということにお考えになっておられますか。

○参考人(枝野幸男君) 炉心損傷の可能性は、先ほど申しましたように、十三日の午前中の会見の段階で、記者のお尋ねに対してですが、申し上げておられます。

それで、データが時間単位でいろいろ来ますので、それほど損傷していないのではないかと情報が上がってきまして、そういう趣旨のことを申し上げた段階もありますが、基本的に炉心といえますか燃料棒がある程度溶けている、その程度がどれくらい、全部溶けているのかどうなのかということについてはわからないけれども、溶けているということについては申し上げてきて、少なくとも私のレベルでは申し上げてきておられます、それから、放射性物質が漏れているということについても、これも多分十三日ぐらいから、そのことを前提にお話をさせていただいています。

ただ、どれぐらい漏れて、どれぐらい溶けているのかということについては、まさにはっきりしないということでお話をしています。その上で、ちよつとこれをめくれば出てきますが、どこかのタイミングで、これぐらい溶けているということの蓋然性が高まったということであることを御報告している、こういう流れです。

○野村修也君 最終的に私も正式にそのことを政府から聞いたと思われるのは、六月の七日ではないのかなと思うんです。この段階で、きちつとした形で、いや、実は炉心に対して損傷あることが格納容器の損傷等の可能性といったようなことが正式に知らされて、ああ、そういう事故だったんだというふうな思った国民は多かったと思うんです。

これは確かに、当時、官房長官は十三日におっしゃられたというふうな国会でも答弁されているわけですが、多くの国民は六月まで、まさかそんなに深刻な事故だということには感じていなかったんじゃないかと思うんです。

これは実際のところ、まあ言われたといえませんが、伝えている努力ではないかというふうな思われて、伝える努力というのはされたのか、それとも、これは六月七日までの間は十三日に言った程度のことです。それと、継続しているというのでよとされてきたのか、その点だけちよつと教えていただけますでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) 十三日に言ったからということではなくて、そこはもしかすと思ひ込みを反省しなきゃならない側面があるのかなと、今御指摘をいただきながら思っているんです。

炉心が溶けているのは間違いないんですけど、どの程度なのかはわからないし、漏れているのも間違いないけれども、どの程度かわからないという状況で、どの程度なのかかわからないところだけども、炉心が溶けているし、漏れているということ、これは、余りにも大前提で物事を全部議論してしましたし、対応してしましたので、どれぐらいかはわからないけれども、そうなんですということ、これを改めて申し上げる機会がなかったというのは、若干、そのことを前提にして物事が動いていたがゆえにという一種の思い込みがあつて、そこが十分でなかったとすれば反省をしなきゃいけないと思っております。

当時、どうしてもばたばたでしたから、十分その

の報道を見たり、読んだりしているわけではありませんが、報道等でも、炉心のある部分で溶けて、それがどの程度なのか、それから漏れているけれどもどの程度なのか、溶けていることや漏れていることを前提にした報道がなされていたというふうな承知をいたしましたので、十分そのことは伝わっている、共有されているというふうな思っております。

○野村修也君 先ほどのホソノ・プロセスの中で、技術者レベルでは日々刻々、その事態の内容が把握されていて、対策についても知識がどんどん深化していつているわけですね。それは、政府の活動としてそういった実態が存在している。そういう意味では、これはやはり情報が変わっていったんじゃないかと思うんです。

要するに、政府の方の事故に対する知見の度合いというのが、いきなり最後になってから、どのくらいだったとわかつたわけではなくて、いろいろなシミュレーションが現に行われていく中で知見が深まっていたんじゃないかと思うんです。

そのことを伝える必要というのはなかったんじゃないか。

○横山慎徳君 ちよつとその辺につけ加えて御質問したいんですが、炉心損傷とかいうものは、中々見ることはできないわけですが、世界じゅうでモデルシミュレーションをやつて判断する。だから、どの程度かというのには余り関係なく、起こつた可能性が高いという判断は、そういう専門家であればほぼわかつていたという状況であつたというふうな理解しているんですけど、どの程度かというのがわからないと言えなかつたというの、それは専門家であればそうではないというふうな判断されるんじゃないでしょうか。

○参考人(枝野幸男君) いや、ですから、炉心損傷している可能性が高いということを早い段階から申し上げて、そのこと自体をその後否定もしておりませんし、いろいろな記者の皆さんからお尋ねがあつたときも、炉心損傷が起きている可能性

が高いということを、改めて確認はされていませんが、そのことを前提に私自身はずっと話をしていると思います。

それから、今その前のお尋ねなんです、アメリカの専門家とのやりとりの中で出てきているさまざまな事実関係が、私が承知している限りでは、同時に公表もされているというふうな思っているんです。もしそうでなかったら、むしろそのことが問題なんです、アメリカと、専門家とやりとりしているということは、データそのものは公表している、少なくとも私は思っています。もししていなかったとすれば、なぜしていなかったのかは問題だと思います。

○野村修也君 時間もありませんので、私の方の質問は以上とさせていただきますが、本来、やはり自分の口から国民には伝えるんだというスタンスを途中とっておられたわけですよね。ある意味では、現場の方が先に言うのではなくて、少なくとも現場と同時に、政府が責任を持って公表されるというスタンスをとっておられたとすれば、そういう技術的な部分について、技術の人たちが発表しているんだからそれでよしというのではなくて、やはり政府がきちり国民に対して、今のどの状況に対する認識がこういう状況になっていくということがある程度定期的に発表していくということが必要だったんじゃないですか。

○参考人(枝野幸男君) ですから、統合本部ができてから統合本部で、かなり技術的な、専門的なことを含めて、当時の細野補佐官が同席をした中で、技術的、専門的な数字その他については公表することにして、それは一貫して、技術的、専門的なことの細かいところまで官房長官会見ではできませんので、国民の皆さんにとって重要な新たな方針とかについては、私の責任で、私のもので発表するということでした。

ですから、先ほど来申し上げておりますとおり、私自身は、十三日も炉心溶融の可能性を報告しておりますし、その後もその前提で話をしておりますので、具体的な、さらにそのような可能

性が高いということを裏づけるような数字等は、あれば統合本部から、統合本部ができた以降は出されていると思います。

では、どの程度なのかということ、専門家のシミュレーションを踏まえた段階で発表することになりましたが、その間、何か炉心溶融はないんだという印象を与えていたりしたとすれば、それは私の真意ではありませんし、もちろんそれは、伝える最終責任者でありましたから、もしそういう印象を与えていたとすれば反省すべきだと思います。

○野村修也君 もう一度、繰り返して恐縮ですが、けれども、炉心溶融については官邸から発表するんだから先には言うなというのが、恐らく中村審議官のときの一つの政府のスタンスだったと思うんですね。ですから、私も、そういうた最も重大な事柄、つまり炉が深刻な状態になっているのかどうかということ、国民は関心を持っていただけていますから、そのことについては、技術的な問題というよりは、政府がしっかりと国民に情報伝達すべきものだということに思っていたんですが、そうではないんですか。

○参考人(枝野幸男君) それは十二日の問題ですよ。十三日に私自身が、炉心溶融している可能性が高いと会見でお答えをしているんです。多分、当時もそうだと思いますが、官房長官の会見で何をどう話しているのかは、特にあの時期の保安院と経産省等が知らないはずはないです。今の私の経産大臣としての会見は、省内みんな見て、大臣がこう考えているんだ、こう言っているんだということを共有してもらっていますので、示がおりていたとしても、私自身が十三日に炉心溶融の可能性を認めていることは十分知っています。官房長官も認めていることなんだということを知っていたはずですよ。

○田中三彦君 一つ、ちよつと言葉を確認させていただきます。炉心損傷と言ったり、炉心溶融と言ったりされ

ています。どちらを言っていたらいいですか。今のお答えの中で、溶融を意味されてずつと言っていたらいいんですか。

○参考人(枝野幸男君) ごめんなさい。ちよつと議事録を、部分的には持ってきているんです。これは持ってきているんですが、一号機で炉心溶融が起きたのかという記者のお尋ねに対して、これは十分可能性があるということ、当然、炉の中だから確認できていないが、その想定のもとに対応しているし、今回の場合も可能性があるという前提で対応している。問いの方は、炉心溶融が起きたのかという問いに対してのお答えです。

○田中三彦君 では、炉心溶融ということだとします。それから、漏れていることを認識しているという、その漏れるというのは何が漏れているんですか。

○参考人(枝野幸男君) 放射性物質。  
○田中三彦君 それを外へ、格納容器の中に漏れているという意味で炉心溶融があった。  
それから、漏れるというのは、下からスルーしているという意味ではないですね。  
○参考人(枝野幸男君) いや、これはまさに周辺部で放射性物質が検知されているし、それから遠隔地で放射性物質が検知されているわけですから、それは出ているんだ、何らかの形で出ているんだということ認識……  
○田中三彦君 格納容器から外へ漏れているということですね。  
○参考人(枝野幸男君) そうですね。  
○委員長(黒川清君) どうもありがとうございます。時間も来ましたが、やはり事故を振り返っている官房長官としておっしゃりたいこともあると思います。ですから、今、野村委員なども言ったように、官房長官の談話あるいは記者会見でそういう発言が出て、大部分の国民が見たのは多分六月七日だというのは、何かその間のミ

スコミュニケーション、官房長官が、皆さんが知っているよ、私が言ったから知っているよという話ではなかったんじゃないかなという気がしますよね。

やはり、官房長官が「ちよつ」ということを毎回おっしゃるわけではないので、これをまだ自分が知らないうちに発表するんじゃないかと、発表するよということ、言いなさいよねとさつきおっしゃっていましたよね。だけれども、それを受け取った事務方は、恐らく、こつちへ上げてきたものをそれから発表していいかどうか判断すると思つちやつたのかもしれない。

東電がしゃべるぞ、保安院がしゃべるよということについては、必ずこつちにも入れておいてよねという話をおっしゃったつもりが、言わないと多分言われたので、全部上げてからこつちが判断すると思つたのかもしれないし、ちよつとわかりませんが、大部分の国民が、やはりあれはマルチダウンだったんだよね、まあ言葉はどうでもいいんですけど、それが六月になって出てきたという物すごい大きなギャップがあるんですけど、それをみんなが知っているはずだということ、ギャランティーには全くなりませんよ。

○参考人(枝野幸男君) 僕はそういうつもりはありません。十三日に言ったからみんな知っているはずだと言ったつもりは全くありません。つまり、保安院との関係で、保安院は十三日に私が言っていることを知っているはずで、それを無視して動けないはずだということ、十三日に言っていることを申し上げていますし、その段階でそういう認識をして、別に隠し立てすることではないという意識でやっていたので、その後も意識的に何かそのことを隠そうとか小さく見せようというつもりではなかったということの裏づけとして申し上げます。

そういう意味では、先ほど申しましたとおり、私自身の方は、そのことを言っていたこともあったし、その後の会見等で行っている問われて



も、その可能性を否定するようなことを申し上げていませし、炉心の一部が溶けていることを前提に、どれくらい溶けているんだらうということがメディアを含めて話題になっていましたので、溶けていることにはある意味では前提になっているんだと少なくとも思い込んでいた。その思い込みが結果的に間違った印象を与えることになったとすれば、それは大変申しわけないというふうに思っています。

○委員長(黒川清君) いや、むしろ官房長官の気持ちこそそんなくし過ぎて、メディアがどう対応したのか、その間の二カ月以上ですけれども、その辺に問題があるのかもしれない。むしろ、外国のメディアではみんな知っていたことが日本では何か発表がおくれたように見られているのは、実は、それを広げるところ、官房長官の気持ちあるいは内閣の気持ちとは別に動いていたのかもしれないと思つたので、今の官房長官の言葉を聞くと、そういうプロセスマもあつたんじゃないかという気がすくするなということでコメントさせていただいたんです。

あれだけの事故がいろいろ起つてみると、確かに、避難する方々あるいは国民に官房長官の気持ちがいかに伝わっていないのかもしれないです。リスクコミュニケーションというの、アメリカでも、スリーマイルアイランド、その後のネットの広がり、それぞれのそういういろいろなアクセスの問題がどんどん出てきて、かなりリスクコミュニケーションというの十年ぐらい猛烈に変わってきていると思うんですが、そういうところがよくあるのかもしれない。

こういうことが本場に大事な教訓として変わらないうと、前も言ったんですけども、やはり国の信頼そのものがメルトダウンしつつあるなという気もしないでもないで、ぜひ、そういう非常に大事な立場で、あのときには枝野参考人のテレビでの記者会見は世界じゅうに配信されていまして、そういうことを見ても、どういふ問題にこれから本場に真剣に取り組まなくちゃならない

なというのが一つ二つあれば、ちよつと言つていただいで、終わりにしたいと思います。

○参考人(枝野幸男君) 私なりに全力を尽くして、ベストを尽くしたつもりでありまして、今、三月十一日に戻つたとしても、恐らく余り違った対応にはならないんだらうと思つておりますが、結果的に多くの皆さんに、もっと違う対応をすれば、事故自体は起きてしまつてはいるわけですが、おかけをする迷惑が若干でも小さくできたのではないかとこのことについては大変申しわけなく思つておりますし、きょうこうして御質問をいろいろいただく中で、私の思つていたこと、それから、特に被害を受けられている周辺地域の皆さんを受けとめとの間に、なるほど、こういうずれがあつたんだというようなことは、きょうの御指摘をいただいで、改めて大変申しわけなく思つております。

やはり、私自身の今回の経験、教訓から思うことは、日本には広報官、つまりポジシヨンの重たい広報官という仕組みがなくて、内閣官房長官が広報官の役割を両方やつていて、これは平時においてもなかなか無理があると三・一一の前から思つておりましたし、有事においてはますます、つまり省庁間調整という実際の業務とそれを踏まえた発信との両方を同時に同じ人間がやるというの、正直言つてしんどい仕組みだといふふうに思つていまして、これは、内閣全体を見る人間も、総合調整の実務をやる人間と、それを踏まえて国民に対してメッセージを発信する人間というのを本場は分けた方がいいというのは、私自身三・一一からの経験で非常に強く思います。

と同時に、それについての専門的なトレーニングが、日本の場合にはトレーニングの場がありません。全部何か経験と勘で、ノウハウを個々人が積み上げてきて行われていますが、そこは、特にリスクコミュニケーションについて専門的にトレーニングをするような場がないと、私自身、かなりコミュニケーションについては自信を持ってやつ

てきたつもりですが、もうやつてはいる当時からその主観的に思つていたことと伝わっていることが違ふということが少なからず生じたので、そこはやはり相当専門的なトレーニングをある人たちにしないと、こういつたことには対応できないのではないかとこのことには思つております。

いすれにしても、まだこの事故は終わつていません。むしろこれからの戦いが非常に長いわけですので、今回、全力を尽くしたけれども、十分な結果を特に被害を受けた皆さんにわたらしてないといふことの反省を踏まえて、できるだけ、これからできることについては最大限の努力をしてまいりたいと改めてきょう思つております。

○委員長(黒川清君) 質疑も尽きないところでですが、予定の時間となりました。枝野さん、本場にきょうはありがとうございました。御退席いただいで結構でございます。

○委員長(黒川清君) それでは、本日の議事次第の三番目に挙げられております、調査活動報告を行いたいと思つております。ワーキンググループについて、田中三彦委員、お願いいたします。

○田中三彦君 ワーキンググループは、物理的、技術的な事故の調査をやつてはいるグループでございます。共同議長の石橋さんと私でやつてございませう。

この間にやつておることですけれども、東京電力へのヒアリング、それから原発とか地震の専門家の方々へのヒアリング、規制当局の原子力安全・保安院への、あるいはその関連組織へのヒアリングというものをずっとやつてまいりましたので、今その内容を分析して、さらに入手した資料などもございませうので、それらを分析して、現在、報告書を作成中でございます。また、作成をしている関係上出てきた新たな問題も幾つかございませうので、それについて、また

近々、必要なヒアリングあるいは資料要求をしたい、そういうように思つてございませう。よろしくお願ひいたします。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、ワーキンググループ二について、横山委員、お願いいたします。

○横山禎徳君 ワーキンググループ二は、被害調査ワーキンググループでございます。今まで、数多くの学識経験者、専門家、研究者等へのヒアリング、それから行政当局、事業者へのヒアリングをかなり進めまして、それに加えて、海外の視察結果もまとめ、今までに入手した資料の調査、分析を行つております。報告書に關しましては、案をつくり、グループの中で議論あるいは委員の皆さんとの議論を行い、それで修正し、何度も繰り返し練り上げるという作業を今続けております。足りない部分に關しては、追加で電話等を使つた補充ヒアリングも行つてはいる状況です。以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、ワーキンググループ三について、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井正史君 櫻井でございます。ワーキンググループの三は、既にこれまで御報告のとおり、政策調査というところでやつておりました。これまでも、官邸の幹部あるいは各役所の幹部を初めとして、今回の事故の関係者に対するヒアリング、それから資料の分析、特に、先般、当委員会が十二条というものによつて資料要求をしたものにつき、一部はいただいでおりますので、それらの検討もあわせて鋭意やつておるところでございます。また、我が国あるいは諸外国の原子力政策に關する調査などにつきましては、これまでと同様にやつておられますと、私どもも報告書の作成に向けたさまざまな作業を進めてはいるところでございませう。以上です。



○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

最後に、ワーキンググループ四について、田中耕一委員、お願いいたします。

○田中耕一君 そちらにいらつしやいます蜂須賀委員とともに、ワーキンググループ四の共同議長を務めさせていただいております、委員の田中耕一です。よろしくお願いいたします。

ワーキンググループ四、政策提言ワーキンググループでは、現在、安全文化のあり方に注目しております。

原子力発電をめくっては、事業者、事業者、行政の安全に対する認識が事故発生までどうであったか、これまでの参考人招致及び各ワーキンググループの調査によって明らかになりつつあります。

現在は、責任を持つべき者が社会を支える基盤技術の安全と安心を確保するために本来果たすべき役割について、ヒアリングや資料の分析など、調査を進めております。

以上です。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のみならず、傍聴の皆様や記者の皆様も、本日は日曜日にもかかわらずお越しいただき、本当にありがとうございます。

次回委員会は、御案内のとおりですが、あす五月二十八日、衆議院議員で前内閣総理大臣である菅直人さんに対する質疑を行う予定です。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

平成二十四年六月四日印刷

平成二十四年六月五日発行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局

印刷者 国立印刷局



# 第16回委員会

# 第16回委員会

平成24年5月28日

(参議院議員会館内講堂)

**概要** 衆議院議員で、事故当時には内閣総理大臣として事故対応に当たった菅直人氏に参考人聴取を行った。

事故当時、原子力事故が時々刻々と進展し緊急対応が必要な中で、官邸が現場を訪問して責任者と面会したり、現場と直接連絡をとったりしたことに対する批判も聞かれる。委員会では、官邸における事故時の状況、事故対応時の現場への関与等について質疑がなされた。



菅 直人 参考人  
(衆議院議員、前内閣総理大臣)

## 主要ポイント

### ○事故発生前に関する発言

- ・今回の事故は、国策として続けられてきた原子力発電所によって引き起こされたものであり、最大の責任は国にある。事故発生時の国の責任者として、この事故を止められなかったことに対してあらためておわびしたい。
- ・原子力事故における、内閣総理大臣あるいは対策本部の本部長の権限について、事故以前に、詳しい説明を聞いたことはない。
- ・総合防災訓練における、本部長の権限等をそのときに深く認識したかという点必ずしもそうではなかった。

### ○事故発生時に関する発言

- ・保安院、安全委員会、東京電力の技術担当フェローなどから、原子炉の状態がどうなりそうか、どういう対策をとるべきかという話が一切なかった。事故直後に原子力発電所を視察したのは、発電所の責任者と直接会うことで状況把握ができると考えたからである。
- ・海水注入に関して、淡水から海水に切り替えることによって再臨界が起こるとの認識はなかった。しかし、班目委員長から(再臨界の)可能性はゼロではないという話があった。官邸にいた東京電力の人の発言が「官邸の意向」と言われることがある。
- ・「撤退問題」については、吉田所長から細野補佐官に2度電話があった。1度目は「非常に厳しい」、2度目は「注水ができ、まだやれる」ということだった。もう一度自分から電話をしたが詳細は覚えていない。その後15日未明、経済産業大臣から連絡があり、東京電力の撤退の話聞いた。撤退はとんでもないことだと感じた。
- ・現場で事故対応に努力された人々に対してお礼と敬意を表したい。

### ○政府、官邸の対応について

- ・地震・津波という最大級の災害と原子力発電所事故が同時に起きた。これを官邸地下の危機管理センターで対応することは難しく、現地のオフサイトセンターも機能しなかった。
- ・原災法の想定が極めて不十分であったために、事故時の司令塔機能を果たさざるを得なかった。
- ・直接、現場に対して電話連絡をするのは非常手段なので、事業者、保安院からきちんと情報があがっていれば必要性は少なかった。



- ・海外専門家の官邸駐在を断ったのは枝野官房長官である。自分は聞いていない。
- ・保安院が、海外からの援助申し出を断ったのであれば問題である。
- ・技術的な助言については、法令に定められている以外にもさまざまな専門家から助言を受けた。
- ・特定の議員に対して協力してほしいと言ったことがあるが、助言チームのようなものをつくるよう指示したという認識はない。

○今後目指すべきことについて

- ・今回の原発事故は、わが国の病根を照らし出したと認識している。
- ・東京電力、電気事業連合会を中心とした原子力カムラの組織的構造を解体することが原子力行政の抜本的な改革の第一歩である。外国人の専門家を招へいすることは、日本の原子力カムラ社会を壊すきっかけになる。
- ・日本は脱原発を実現する方向で努力すべきである。

今回の議論を通じて、非常時における政府、行政の在り方について真剣に考えていかなければならないことが明らかになった。



自身が考え方を緩めたというか、あるいは緩和したということが、結果としては正しいことではなかったと、このように現在では思っております。  
○櫻井正史君 それでは次に、総理になられてからのことをお伺いしたいと思います。

総理の権限と責務はたくさんあると思います。その中の一つとして、緊急事態宣言が発せられて原子力災害対策本部が設置された場合には、その本部長として対応のトップとして当たらなければならぬというところは改めて私がお伺いするまでもないことですが、総理は就任されてから、このような場合にどのような責務、権限があるのかということとを事前に何らかの説明等を受けておられたでしょうか。

○参考人(菅直人君) 内閣総理大臣としてどういう権限、権能があるかということ、一般的には従来からいろいろ議論もしてきましたし、私の中にも一定の考え方を持っております。言うまでもないことですが、憲法にも内閣法にも規定されております。

原子力事故に当たってどのような権限が総理大臣あるいは本部長としてあるのかということについて、詳しい説明を総理になった以降、事故までの間に聞いたという、そういうことは、私が覚えていない限りありません。

○櫻井正史君 総理に就任されてから、平成二十二年に総合防災訓練というものが行われていると思いますが、それに総理は何らかのかかわりをされておられたでしょうか。

○参考人(菅直人君) 国会でもそのことを問われたことがありまして、そういう機会があったというところは覚えておりますけれども、深くそのときに、特に原子力の本部長としての権限などをそのとき認識を深めたかといえ、必ずしもそういう形には私自身、残念ながらなっておりませんでした。

○櫻井正史君 後に振り返って見て、事前によく説明を受けて知っておいた方がよかったというふうにお考えにはなりませんでしょうか。

○参考人(菅直人君) もちろん、この事故に遭遇して、もっと早くからしつかりとした説明を受けておればよかったと、このように思いました。

○櫻井正史君 それでは、十五条通報がされた後のことについて伺いますが、海江田経産大臣の方から緊急事態宣言について総理としての決裁を求められたことはございますね。その際に、結果的には十九時を過ぎてから緊急事態宣言がなされているということ、時間が掛かっており、その間に野党との党首会議が入っておられましたが、詳しいことは結構なんです、党首会議前に速やかに緊急事態宣言を発するということはできなかったのでしょうか。

○参考人(菅直人君) 東電から経産大臣の方に十五条の報告があったのは十五時四十二分と承知しています。失礼しました、今のは十時です。十五条の方は十六時四十五分と認識しています。経産大臣の方から私にその件について説明及び上申があったのは十七時四十二分です。

確かに、野党の皆さんとの党首会議が既にセツトをされておりまして、その説明の途中、たしか五分間程度でありますけれども、抜け出して党首会議に顔を出して、中座をして戻ってきて、そしてその後の説明を受けて宣言をするということに至っております。

結果として、十九時三分に緊急事態宣言をいたしました。それ以前に、既に地震、津波についても既に官邸には対策室が立ち上がって、実質的な動きは始めておりました。そういった点で、もっと早ければよかったという御指摘は御指摘として、是非皆さんの方で御検証いただきたいと思いますが、それによって何か支障があったかというのを問われれば、私の知る限りは特に支障はなかったと、このように認識をいたしております。

○櫻井正史君 私が伺っているのは、現実の支障があったかないかということではなくて、ある意味で、当時官邸におられた方で原子力災害ということに一番詳しくかつたのは菅さん自身ではなかったかというふうな評価もされていますが、そういう中で十五条通報がなされて、緊急事態宣言が経産大臣の方から求められるということの意味といふのは、一番ある意味分かっておられたんではないかと思えます。その方がなぜ時間を掛けてしまったかというところをお伺いしたいわけです。

○参考人(菅直人君) 率直に申し上げまして、何か理由があつて引き延ばしたとか、何かを押しとどめたという、そういう気持ちは全くありません。

その意味で、この十七時四十二分に報告が上がってきて、そして上申が上がってきた中で、私としては、確かに、野党の党首の皆さんでありまして、やはりその方々に対してもお約束をした以上は余りお待たせをするわけにもいかないというところで、中座をして五分間行って帰ってくることで、一時間二十一分確かに掛かっておりますけれども、もっと早く上がった方がよかつたといえ、そのとおりだと思えますが、何か意図的に引き延ばした、あるいは何か理由があつて延ばしたということでは全くありません。

○櫻井正史君 次に、避難区域の設定、避難指示ということについてお伺いしますが、三キロの避難というものが政府としては当初決められておりますが、これはどういう根拠、どういう経緯で決定されたのでしょうか。

○参考人(菅直人君) まず、避難につきましては、本来なら、後ほど議論になるかもしれませんが、オフサイトセンターなどから現地の状況を踏まえて何らかの方針が出されて、それが本部長に対して言われ承認を求めると、そういう形になるのが本来のルールであつたと考えますが、残念ながらオフサイトセンターはその時点を含めて機能いたしておりませんでした。

そこで、原子力保安院、そして原子力安全委員会委員長あるいは東電の関係者に集まってもらつて状況把握をいたしておりました。特にこの避難については、必ず原子力安全委員会、当時、班日

委員長が一緒にいたいただいた時間が非常に長かつたと思っておりますが、その御意見を聞きながら最終的にその意見に沿って決めたところであります。

二十一時二十三分にF一から半径三キロ圏内の避難を決定したのは、つまりは十五条という状態になっていると、今後、そのことがどういふふうになるのか、予防的な措置としてまず三キロ圏内を決定した、このように認識をいたしております。

○櫻井正史君 続いて、避難区域のことをまとめてお伺いしますが、次に十キロの避難区域ということ、避難指示の決定を、時間的には五時四十分ということですが、これはどのような情勢判断とどなたの意見によつて決められたものでしょうか。

○参考人(菅直人君) 三月十二日の午前五時四十分、F一から半径十キロ圏内の避難を決めました。この根拠は、一号機の圧力上昇が見られるという、そういう指摘を、報告を、東電から派遣されていた方から話を聞き、それを踏まえて、先ほど申し上げた原子力安全・保安院、原子力特に委員会の意見をお聞きしまして、この圧力上昇というの是最悪の場合は格納容器を破壊することになる危険性もあるわけでありまして、そういう危険性を考えて十キロ圏ということに拡大をいたしました。

○櫻井正史君 この十キロ圏の決定とベントとは関係あるのでしょうか。

○参考人(菅直人君) ベントについては、十一日の段階から、本格的な話は十二日の未明に経産大臣の方から指示が出るわけでありまして、十二日の午前五時四十分というのはベントの指示が出るよりも後でありますので、そういったこともそれらの関係者の皆さんの中では判断の一つの材料になつていたと思えます。





田大臣、原子力安全委員長、保安院責任者、東電の派遣された方が話をしまして、その時点では、東電から来られていた技術担当の武黒フェローから、準備に一時半から二時間は掛かると、こういう説明がありました。そこで、その時間を使って、海水注入だけに限らず幾つかの点で議論をしておこうと。

といいますのは、この日の十五時ですか、一号機が水素爆発を起こしておりますけれども、この水素爆発についても、その前からこういうことが起きることはないのかと私も聞いておりましたが、その時点では、格納容器内には窒素が充填されているので起きないという御返事でしたけれども、現実には起きたわけでありまして、そういうことを含めて幾つかの事象について聞いておいた方が、時間があるなら聞いておいた方がいいと、こういう認識の下で幾つかのことが議題となりました。

一つは、もちろん、塩水ですから、塩分による影響であります。それから、問題となりました再臨界については、淡水を海水に変えたら再臨界が起きるということではありません。それは私もよく分かっておりました。つまり、余り技術的なことを私も専門家ではありませんので多くは申し上げませんが、再臨界が起きる可能性というのは、制御棒が抜け落ちたとか、あるいはメルトダウンした後の燃料が大きな塊になったとか、そういう場合に起き得る危険性があるわけでありまして、そういうことについてもお聞きをいたしました。班目委員長の方からは、可能性はゼロではないと、こういうお返事がありました。

また時間があるという前提で、それならそういうことも含めて検討しておいてほしい、つまりは硼酸を入れれば再臨界の危険性を抑えることができるということはその関係者はみんな知っておりますので、そのことも含めて検討してほしいと、このように申し上げたところであります。

○櫻井正史君 いや、結構です。

国会でもこのことについては何回か聞かれておられまして、総理は、質問と答えをどう取るかというところは大変難しい問題はあるかと思えますが、海水注入に関する関係で聞かれているときに、いわゆる再臨界という課題も私にありましたし、そのことの検討を、ちよつと要約させていただきますと、それを皆さんにお願いすると、こういうような答弁をされておりますが、今の御説明との関連ではどういうことでしょうか。

○参考人(菅直人君) 今申し上げたとおりですけれども、何か矛盾があるでしょうか。私が申し上げたのは、例えば海水注入が再臨界に関係ないというふうな表現で何か報道されたものもありますから、これは間違っています。淡水を海水に変えたからといって再臨界の可能性が増えるわけではないと、こういうことを言ったんです。その前の部分が省略されていると全く意味が違います。

そういう意味で、再臨界のことを申し上げたのは、その後、海水の中にも硼酸を入れるわけですけれども、原子炉には硼酸がたしか置いてあるはずですから、それは念のために入れるということを含めて検討してほしいという趣旨で申し上げたので、国会の答弁と矛盾はいたしておりません。

○櫻井正史君 既に総理も御承知だったと思えますが、現実には、東電の方の本店からは福島の方に、始まつていた海水、始まつているならばそれを止めるという指示が出され、吉田所長の方は、その指示に反してというか、従わないで海水注入を続けたという事実関係は既に御存じだと思いますが、少なくとも東電の方では当時の総理のお言葉ということを重ねて受けて止めてそのような行動に出たと思われませんが、その点について総理の方としてはどのような御感想を、見方をされておられますか。

○参考人(菅直人君) 東電会長のこの委員会での発言も私も聞いておりました。しかし、東電会長はこの問題について本当に技術的なことを関係者

から聞かれて言っておられるとは思えないわけがあります。

まず、事実関係を正確に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、具体名を挙げて恐縮ですが、直前まで副社長をやつておられた原子力力の専門家である武黒フェローが、六時から六時二十分の間の会合では、あと一時半から二時間は時間があると、準備に、という話が前提で話を始めたわけですね。それを二十分程度で切り上げて、じゃ、後、その結果を含めて報告してくださいと。私のところに来たのは、たしか十九時の四十分には準備ができましたということで、じゃ、やっただけで、その後始まつた。その時点ではそういうふうに理解しておりました。

そうしたら、その後いろいろなことが分かってきますと、武黒フェローはその二十分間の会合の後、直接でしょう、吉田所長に電話をされて、そこで既に海水が入っていることを聞かれたわけですね。そのことは私には連絡はありません。私は二重の意味で大きな問題だと思えます。第一は、既に入っているならば、私は当然入れ続けたいと思つています。もし再臨界の危険性があるならば、硼酸を後で追加すればいいわけですから。現実にはそういうことです。その後には、それを、武黒フェローが判断をして吉田所長に止めろと言つた。よく官邸の意向という言葉がほかの場面でもたくさん出ますが、官邸の意向には、私自身の意向、あるいは私を含む政府の担当者の意向と、当時官邸に話していた東電関係者の発言とが混在しております。少なくとも東電関係者の発言は、これは官邸の意向というふうに表示されるのは私は間違つていて、これはメディアの皆さんにもはつきり申し上げておきたいと思つています。

そこで、今言いましたことが一つです。もう一つは、武黒さんという方は、たしか原子力部長も務められた原子力力のプロ中のプロです。ですから、水を入れること、海水を入れることがいかに重要であるか、そして、そのことが再臨界とは、

淡水を海水に変えたことが再臨界とは関係ないということではプロであればよく分かつておられるわけですね。その人がなぜ、そういう技術的なことが分かつているはずの人が吉田所長に対して止めろと言つたのか、私には率直に言つて全く理解できません。

そして、吉田所長はそれに対して、私もそれは後聞いた話ですけれども、私の意向だということに理解したと。そこで、東電本店に聞いたら、時の総理の意向なら仕方ないじゃないかといつて説得されたけれども、それではといて、一芝居といひましょうか、今から止めろと言うけれども止めるなよと現場の人に言つて、止めろということをやられたと。それがテレビ会議の装置を使って東電本店にも伝わっていたので、東電の大部分の人その時点で一旦止まつた、このように認識をされたようです。

これらのことは全て私が分かつたはずと後です。これについて、予算委員会等でもあるいは政治家の中でも、私が止めたと、それでメルトダウンが起きたと激しく批判をされました。しかし、重ねてもう一度だけ申し上げますが、東電の中で官邸に派遣されていた人が自分の判断で言つたことについて、官邸の意向、まして私の、当時の総理の意向ということは全く違うので、そこだけはきちんと区別して検証いただきたい、こう思つております。

○櫻井正史君 今、東電の方が海水注入を伝えていない、開始を伝えていないというような御認識でおられたんですけど、東電の方からは海水注入したということを保安院の方に連絡が入つていて、それが当時の総理のところへ届いていないということはお分かりしましたが、その辺は当時の最高指揮官としてどのようにお考えでしょうか。

○参考人(菅直人君) これも、例えば保安院の直接的な責任者は経産大臣です。経産大臣に例えば同席していた武黒フェローが、いや、実は聞いてみたらもう入つていましたという話があれば、間違いなく私にも大臣なりから来ます。また、武黒



フェロー自身がそのことを認識したら、私と一緒にの会で話をされたことなんです。それから私に直接言うのが当然でありまして、そういう関係でなければ別です。ですから、私は、その間の、保安院にどう伝わったかということも、少なくともその当時は知りません。

それから、あえて申し上げますと、その後もしばらくは東電は、十九時たしか三分でしたか七分でしたかに開始をしたということを当初は認めていなかったはず。そして、十九時四十分には私のところに来て、たしか二十時何分に開始をしたという説明をしていたはず。

ですから、私はそこまでは申し上げませんが、その東電が伝えたということ、それから東電がその後言っていること、またその後言っていること、かなり私から見ると矛盾しています。で、少なくとも私にちゃんと伝えるのであれば、武黒フェローと話をした直後でありましたから、私直接なり経産大臣に伝えるのが当然であったと、このように考えております。

○櫻井正史君 菅さんは、今、再臨界と海水注入とが直接つながらないというような、簡単に言うて御説明があったんですが……

○参考人(菅直人君) 変えたことです。

○櫻井正史君 変えたことですか。

○参考人(菅直人君) 変えたことです。

○櫻井正史君 はい、分かりました。  
当時、総理のそばにおられたいろいろな方が総理に対して再臨界と海水とは直接つながらないということを御説明するために随分いろいろ資料を集めたり検討されておるようですが、その辺については総理はどのようにお考えになりますか。

○参考人(菅直人君) 私はそのことは知りません。

私が再臨界についていろいろと調べていたのは、かつての再臨界事故がジェー・シー・オーのときにありましたから、そういうことを含めて必ずしも、原子力安全委員会や保安院からも聞きまじたけれども、それ以外の原子力の専門家から

も、どういう場合にそういう危険性があるのかと、そういういろいろな話を、その時点で分かっているというものは、先ほど申し上げたように、例えば制御棒が何らかの理由で抜け落ちて燃料が臨界に達してしまふ、あるいはメルトダウンしたものが底に大きく山盛りのようにたまって、その形状によつては臨界ということになり得ると、そういうことを聞いておりました。

少なくとも、淡水を海水に変えることが臨界条件に何らかの変更を及ぼすということは、私はそういうふうには全く思っておりません。それには硼酸を入れて中性子の動きを止めればいいわけですから、それは別のことで、何かそういうことを準備されていたというのは私は全く知りません。

○櫻井正史君 ありがとうございました。  
次に、俗に撤退問題と言われている東電の撤退のことについて伺います。

総理のところには、東電はどのようなことを申し出てきたというふうな、どなたから報告があったんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 十五日の午前三時ごろだったと思います。私は、十一日の震災後一週間は夜中も官邸に詰めておりましたので、仮眠といましようか、奥の部屋でそういう状態にあつたところ、経産大臣から相談があるということで秘書官から起こされたというか、連絡がありました。そこで、海田経産大臣が来られて、東電から、撤退したいと、そういう話が来ている、どうしようかと、そういう形で撤退の話をお聞きしました。

○櫻井正史君 それについて、どのように思われ、どのように受け止められましたか。

○参考人(菅直人君) 私は、それまでも、この原子力事故がどこまで拡大するのか、どこで止まってくるのか、どこまで拡大するのか、私なりにも頭を巡らせておりました。

そういう中で、少なくとも、チェルノブイリは一基の原子炉です。スリーマイルも事故を起こしたのはいっただけです。しかし、福島第一サイトだけでなく六基の原発と七つの使用済燃料のプールが

あります。二十キロ以内にある第二サイトには更に四基の原子炉と四基のプールがあります。もし、これらが全て何らかの状況でメルトダウンなり、原子炉の破壊やそうしたプールの破壊が起きたときには、チェルノブイリの何倍どころではない、何十倍、何百倍という放射性物質が大気中なり海水中に出ていくと。そのときに及ぼす影響というのはどれほどのものになるかということをお私なりに考えておりました。

そういうふうな考えている中で、私なりに思っていたのは、これは見えない敵との闘いだ、やはり何としても抑え込まなければならぬ。私自身は、場合によつては命を懸けてもこれはやらざるを得ない、そういう闘いなんだと、こういう認識を私の中で持つておりました。

ですから、経産大臣からその話があったときに、撤退という言葉は聞いて、いや、とんでもないことだと、まずそう感じました。

○櫻井正史君 先ほど、福島原発の視察をされた際の成果みたいなこととして、吉田所長に対する信頼が大変高いというような御発言を受けたんですが、責任感のあるという。その吉田所長が現場で指揮を執っている東電として、全員が撤退するあるいは撤退とするようなことを申し出るということについてはどのように思われましたか。

○参考人(菅直人君) 吉田所長との私が直接会話を、電話ですが、したのは、いろいろと御指摘がありましたので、私なりにもう一度確認をしてみました。たしか二回であります。

一度は、十四日の夕方から夜にかけて、細野補佐官、当時の補佐官に、これは本人から聞きまして、細野補佐官に聞きまして、吉田所長から二度電話があつたのであります。一度目は、非常に厳しいとお話だつたのであります。二度目には、注水が難しいと考えていたその理由が、何か燃料切れで、注水が可能になったのでやれるという話だつたので、その二度目のときに細野補佐官が私に取り次いで、吉田所長がそう言っているからというので私に取り次いでくれました。

のときに話をいたしました。そのときは、吉田所長はまたやれるというお話でした。

もう一度は、私の方から秘書官に調べて話をしたということなんです。どういふことを話したか、事細かには覚えておりません。一般的に言えば、何らかの状況をお聞きしたことがもう一度あると認識しております。

それ以外には、私から直接といましようか、誰かを通して、少なくとも話をしたことは、電話で話をしたことはありません。

また、何か私が携帯の電話を聞いていたということをしたか野村委員が言われたので、私も全部調べてみました。記憶が呼び戻ってきませんし、同席していた秘書官、補佐官、審議官三名にも聞いてみましたが、そういう場面は見聞きしていません。

○櫻井正史君 清水社長を呼ばれておりました。清水社長はいわゆる撤退問題についてどのような返答をしておられましたでしょうか。

○参考人(菅直人君) 私の方から清水社長に対して、撤退はありせんよということを申し上げました。それに対して清水社長は、はい、分かりました。そういうふうにお答えされました。

○櫻井正史君 その回答を聞いて、当時、総理としてはどのように思われましたか。

○参考人(菅直人君) まず、この回答については、勝俣会長などが清水社長が撤退しないと云つたんだということを言われていますが、少なくとも私の前で自らが言われたことはありません。私が撤退はあり得ませんよと言ったときに、はい、分かりましたと言われたのであります。

国会での質疑にも取り上げられておりますけれども、基本的には、私が撤退はありせんよと言ったときに、そんなことは言っていないとか、そんなことを私は申し上げたつもりはありせんとかという、そういう反論は一切なくてそのまま受け入れられたものですか、そのまま受け入れられたということを国会で申し上げたことを、何



か清水社長の方から撤退はないと言ったということに少し話が変わっておりますが、そういうことではありません。

私としては、清水社長が分かりましたと言ってくれたことは、一つはほっといたしました。しかし、それでは十分ではないと思われました。そこで、併せて私の方から、統合対策本部をつくりたい、そしてそれは東電の本店に置きたい、細野補佐官を常駐させる、あるいは海江田大臣にもできるだけ常駐してもらおう、そういう形で、私が部長で、海江田大臣と、そのときはたしか勝俣会長と申し上げたつもりですが、会長が社長と海江田大臣が副本部長、事務局長に細野補佐官、そういう形でやりたいということをお願いして、清水社長が分かりましたと了承していただきました。

さらに私が申し上げたのは、それでは第一回目の会議を今から開きたいから東電の方で準備をしてほしい、どのぐらい掛かりますかと言いましたら、たしか最初は二時間ぐらいと言われたので、もつと早くしてくれということで、たしか一時間ぐらい後に東電に私として第一回の会議を開くために出かけた。

○櫻井正史君 私の方から最後の質問に今の段階ではなると思いますが、総理のところは情報が上がらない、いろいろなことがあつたと思えます。

本来、地下に緊急対策のセンターというものがあつて、そこに情報は集約されてくるということ、総理も御存じだつたと思いますが、なぜその近くに、ずっととは申しませんが、その近くに、特に震災からしばらくの間は、その中、オペレーションセンターというところにあるわけですから、そこで情報の集約や、その指示、指揮にそれを使われなかつたのでしょうか。

○参考人(菅直人君) まず、地震、津波という最大級の災害と、そして、これまた最大級の原発事故というものが事実上同時に起きています。

地下のセンターに私ももちろん官邸に戻ってま

部をそこで立ち上げました。同時に二つの極めて重要なことをやるといことが非常に難しかったことが一つと、もう一つは、総理そのものが、今御指摘のあつた緊急、何と言われました、そのチーム、これはどちらかといえば危機管理監がヘッドのチームでありまして、総理がそこに常駐しているということにはなっていないし、そういう組織ではありません。必要があれば、同じ官邸に私おりますから、そこに報告なり何らかの決裁が上がるようになっております。

加えて、原子力災害については、先ほど来お話がありますように、私申し上げたように、本来はオフサイトについては、つまり炉以外の問題についてはオフサイトセンター、現地のオフサイトセンターがやることになっていたわけですが、しかし、それが動かなかった。それから、炉のことについては基本的には電気事業者がやることになっておりました。

しかし、これも後ほどの議論になるかもしれませんが、せんが、小さい事故ならそれで済んだかもしれせん。しかし、ベント一つ取つても、ベントをするかどうかというのは炉の問題であると同時に、それによる影響が一般住民にどんどん出るわけでありまして、それを事業者だけで判断することではできないわけでありまして、そういった意味では、現在の原子力災害特別措置法が想定した事故というものは、今回のようなまさにシビアアクシデントで何十万、何百万の人に影響を及ぼすというようなことには対応できていなかったわけでありまして、そういう点で、私が地下にいた、いないということではなくて、元々総理が地下になつておられませんか、この災害対策特別措置法そのものが、言えばたくさんありますが、例えばオフサイトセンターも地震と原発事故は別々に起きることを前提にしているわけです。地震で渋滞して副大臣が入れないなんということは想定して

いないわけですね。それらの全ての想定が極めて不十分だつたため

に、やらざるを得ないという意味でいろいろなことをやりました。それが本来の姿と思つていられるわけではありません。しかし、やらなければならぬ状況であつたということは是非御理解をいただきたい、こう思つております。

○櫻井正史君 ありがとうございます。

○野村修也君 それでは、続きまして、委員の野村でございます。引き続き御質問させていただきます。

本日、冒頭、菅総理は今回の事故に対して一部謝罪をされたと思うんですけども、これまでの事故、今回の事故に対して、止められなかったことについて、当時の国の責任者として申し訳ないといったような趣旨の御発言が今日の会議の冒頭にあつたかというふうに思います。

この止められなかったということの意味をちよつとお伺いしたいんですけども、事前の法制度上の例えば対策が不十分であつたとか、あるいは各省庁の対策の取り方が不十分であつたとか、したがって、今回のこういうような津波対策の不十分さが事故の原因として考えられるので、それに対する謝罪をされたということなんですか。

さらには、被災者の方の中には、あるいは科学者の中にも、一号機の水素爆発の後に三号機あるいは四号機、あるいは二号機でも爆発音がありますけれども、こういった連続的な爆発というのを技術的に阻止できたのではないかと、いう声もあるわけなんですけど、そういったようなことが止められなかったことについて謝罪をされたのでしょうか。

さらには、被災者の中には、例えば避難指示がもう少し適切に行われていれば、放射性物質によつて汚染されずに済んだといつたようなことをおっしゃつておられる方もいるんですけど、そういった、例えば避難指示等においての指示の仕方何らかの問題があるというふうにお考えになつて謝罪をされたのでしょうか。いずれが先ほどの御発言のかを確認させていただければと思いま

す。

○参考人(菅直人君) まず、我が国において、原子力の平和利用ということは四十年前以上前から積極的な政治家やいろいろな方によつて推し進められてきました。そういった中で、今日、それ以来のずつと、取りあえず三・一一までの状況をまず申し上げますと、やはり安全性というものに對して備えが不十分だつた、あるいはそれに対するいろいろな指摘があつたにもかかわらず、それを軽視、無視してきた。

いろいろ例を挙げればありますが、例えば福島第一原発は、元々は海面から三十五メートルの絶壁の上が高台であつたわけでありまして、それをあの原発を造るときに、海水をくみ上げるためにと

いつて海面から十メートルの高さまで切つております。私は当時の東電の会社の歴史の本を読みました。そうすることは先見性があつたと書いてあります。しかし、その後の知見からすれば、あるいはそれ以前の知見からすれば、かなり大きな地震が少なくとも何百年か単位ではある地域には来ておりますので、そういった三十五メートルの高さを十メートルまで切つて造つたということ、それ自身が津波に対する備えというものが不十分であつた。

数え上げればまだまだありますけれども、そういった根本的な問題、あるいは後に問題になるかもしれませんが、原子力村と言われる、そういういろいろな批判なりいろいろな危険性の指摘に對して、それをどちらかといえば軽視し封じ込めてきた。それは私自身も反省も含めて、そういうことが十分に対応されなかつた。そういうことがまず第一の国としての責任だつた……

○野村修也君 済みません、ちよつとお言葉を挟むようですけれども、それは、東電の対策が悪かつたということであれば総理が謝罪されることではありませんで、まさに国がそういった対策において不十分対応だつたという御認識をお示しになつたということによろしいですか。

○参考人(菅直人君) もちろんです。つまり、そ

れを認可したのも国ですし、国が国策として原子力政策を進めてきたということは、これはもう誰かが否定しないところでありまして、まさに、国策民営という言い方をされておりますが、国の方針としてなされて、それが今回のような大事故を起こした、そういう意味で国の責任だと、こう申し上げております。

○野村修也君 では、事故後の対応について、済みません、遮ってしまつたんですが、水素爆発の連続を防止できなかったんではないかという声や、あるいは被災者の方の中には、今回の被災において誤つた方向に逃げてしまつたために放射性物質を余計に浴びたという声があつたり、あるいは避難指示がもう少し適切になされていけば大きな物を持つて長期避難をすることができたという声があつたり、様々な声があるんですが、そういったことについて政府の当時の責任者としての謝罪がなされたということではよろしいでしょうか。

○参考人(菅直人君) まず、私は、他の政府事故調や民間事故調でもヒアリングを受けて私の見方、考え方を申し上げてきましたけれども、是非皆さんにも、今おっしゃつたような、三・一一前のこと、それから三・一一から今日までのこと、それからこれから将来のこと、これらについてまさにしっかりと調査を私も期待をいたしております。

そういった意味で、今幾つかの指摘がございました。例えば、号機以降の水素爆発を止められなかったのかとか、そういう今御指摘もいただきました。私もいろいろなるものをこの間読んだり聞いたりしておりますからいろいろな思いはありますけれども、まさにこういうことこそしっかりと事故調で調査していただきたい。

その中で私が今申し上げることができるのは、避難の問題などで必ずしも、精いっぱいやったつもりではありますけれども、昨日の枝野大臣のことも聞いておりましたけれども、私も、例えば一時的な避難というふうな受け止められて避難された人が非常に長期になつたとか、あるいは屋内退

避が非常に長くなつたとか、そういった点で大変な不十分さがいろいろな場面であつたと、そのことについても併せてお呼びを申し上げたつもりであります。

○野村修也君 ありがとうございます。それでは、ちよつと別な話なんですけど、大きな問題のテーマとして、先ほども既に総理の口からも出ているんですけども、今回の事故対応には必ずしも法律に定めのない制度や動きというものがたくさん見られるわけです。これは元々原災法が予定していなかった事象が起こつたので致し方がないんだということ、あるいはむしろそういう動きに合理性があつたんだという御発言があつたかというふうに思うんですが、一つまずお伺いしたいのは、本来、安全委員会が緊急技術助言組織というのをつくらせて、班目委員長が中心となつて技術的な助言をするという、これは法律に書かれていない仕組みでありまして、これ自体大いに当時総理は御活用なされていたということは承知しているわけなんですけど、これ以外に総理が御自分で携帯などを使用しながら外部の専門家と様々な情報の入手をされていたという、そういう事実が時々指摘されるわけです。このような事実はあつたのかなかつたのかをまず教えていただければと思います。

○参考人(菅直人君) まず、総理大臣として、基本は原子力安全・保安院、助言である、提言である、いろいろありますけれども、そこが事務局です。それから、そこが軸です。そして、言わば独立性の高い原子力安全・保安院が助言機関としてあり、班目委員長からは多くの点で助言をいただきました。そして、今回の場合は、事業者である東電、そこからも技術担当のフェローを送つていただきました。話を聞きました。中心はこの三者であります。

と同時に、そうしたそれぞれ組織を持って、あるいは組織を代表して来られている方以外にもいろいろ原子力事故に対する話を私自身参考のために聞きたいということで、何人かの方にお尋

ねをしたり、あるいはその後参加になつていただいて相談に乗つていただいたりいたしました。○野村修也君 その情報については、当時はあれでしょう、他の官邸におられた例えば官房長官始めその他大臣等については情報を共有されたのでしょうか。

○参考人(菅直人君) 基本的には、そういう皆さんから聞いた話の中で必要なことは、こういうふうな指摘もあるけどどうですかということ、原子力安全・保安院あるいは原子力委員長、場合によっては東電から来た方にも戻す。当然、ほんとの場合私一人ではありませんので、経産大臣や官房長官も同席していますので、そういう皆さんの前でも戻すと。

ですから、私がそういう本来の今言つた三つの組織以外の話で、私自身がそれ以外の話だけで物事を決めるということにはありません。ありませんでしたし、今もありませんでした、これまでも。

○野村修也君 そういう形では、いわゆるセカンドオピニオンという形でお取りになられたものが、新しい知見として政府の中にある知見との間ですり合わせが行われたということだと思ふんですけれども、具体的には例えばどのようなことを御相談されたんでしょうか。

○参考人(菅直人君) いろいろなことがありました。

先ほどの、まずはメルトダウンが起きている起きていないことについても何人かの方に聞きまして、ある方は、もう自分のホームページで間違ひなくメルトダウンが起きていると非常に早い段階から指摘をされている方もありました。また、先ほどの再臨界の問題も、こういう場合に起きやすいんだということを私に教示いただいた原子力の専門家もあります。あるいは、その後参加になつていただいた方を含めて、大量の資料が東電等から出ましたので、それを詳細に分析をしていただいて、この分析にはこういう指摘がある、あるいはこういう指摘はこういう問題があると、そういう

うふうに解説をして、それがいろいろ役立ったこともあります。

あるいは、海に汚染水が流れたんではないかというときに、どうすればいいのかと。たしか三十数メートルの地下まで掘れば岩盤があるので、そこまで土の中に遮蔽壁を造つたらどうか、千億単位の費用が掛かります。その検討もある段階で、こういう意見があるけどどうかと指示をいたしました。また、四号のプールについても非常に早い時期からその危険性を指摘される方もありました。それに対する補強、ほかからも話があつたと思いますが、それに対する補強についても、こういう意見があるけどどうかという形で検討を指示いたしました。多くの点で大変参考になりました。

○野村修也君 そういつたような御助言の中で、取り入れられなかったものの中で、今思えばそれを取り入れておけば事故の推移は変わつていたんじゃないかと思われるような御助言はありますか。

○参考人(菅直人君) 具体的に言つていた、たかいな、多くの助言がありましたので、いろんな思い付き的な助言も率直に言つてありましたので、もちろん全部が実行されたわけではありません。意味のある助言でもできなかったこともあるかもしれませんが、よろしければ具体的に言つていただきたいと思います。

○野村修也君 では、ちよつと先ほど、後に参加になられた方のお話なんですけど、かなり早い段階で日比野先生を官邸にお招きになつておられると思ふんですけれども、これはいつの時点でお招きになられたんでしょうか。

○参考人(菅直人君) たしか参加をお願いしたのは二十日ごろかと思いますが、もつと早い段階で一度ちよつと、ある意味で話を聞かせてもらいたい、あるいは相談に乗つてもらいたいというところで、お願いをして来てもらいました。

○野村修也君 正式に参加の発令を受けておられるのは二十日なんですけど、その前の段階のこのシ



ピアノなアクシデントが起きているときに様々な御助言を受けられていると思うんですけども、このときの日比野先生の法的なお立場はどのようなものなんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 参与になられる前にいろいろな意見をお聞きしたのは必ずしも日比野さんに限りません。その後、参与になられなかった人も含めてかなりの方にいろいろな意見を聞いております。ですから、そういった一般の方で、私が個人的に、どういふふうに考えますかと意見を個人的に、お尋ねしたと、そういう関係であります。

○野村修也君 日比野先生の御専門は何でしょうか。

○参考人(菅直人君) 大学では、電気というものが、電気物理あるいは電気通信、そういうものが専門で、ある大学の副学長をなさっております。

○野村修也君 いわゆるコンピュータとか電気通信といったようなものだと思うんですが、原子力の御専門というお立場でアドバイスを受けられたんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 必ずしもそうではありません。例えばの例を申し上げますと、原子力の専門家は、東大、京都大学、東工大などかなりおられます。私としては、母校でもあります東工大の専門家の方、直接面識のある方はありませんでしたので、日比野さんをお願いをして、どういふ方に相談をすればいいだろうか、ある段階では学長にもお願いをして、そういう人を推薦してもらって、その後参与になっていただいた方もあります。その参与をまたサポートする体制を大学として、参与に対するサポートですが、自主的につくっていただいたこともあります。

○野村修也君 民間事故調の報告書の中には、後に参与をたくさん任命されたことに対して、当時、枝野官房長官は必ずしも賛成ではなかった

と、昨日もそのように御発言されているんですけども、そのほかに官邸におられた方の中で、必ずしも専門性がはつきりしない人たちをたくさん集めることが情報の混乱を招いたという御発言が出てくるわけなんです。そういう評価に対しては総理はどのようにお考えになられますでしょうか。

○参考人(菅直人君) 実は、三・一一前からのいろいろな経緯で参与をお願いしていた、あるいはずっと前からそのまま継続でお願いしていた方もあります。私がお願いをしたその三・一一以降は、日比野さんも広い意味では、今申し上げたように原発事故に対しての言わば広い意味では助言でありましたが、私がお願いをしたのは、三・一一以降ではそういう原発事故に関連した方以外についてはちょっと私はないかなとまではないかと。そういう方を特にお願いをいたしました。

○野村修也君 分かりました。先ほど総理は、福島第一原発に行かれて、サイトで必死に事故を防ごうと思つて、拡大を防ごうと思つて取り組んでおられる方々に会ひいながら、その仕事ぶりがある意味の信頼を置かれたというのを御発言されたわけですが、そのサイトにいらっしゃる職員の方々が、今話題になりました日比野さんからの電話で極めて初歩的な質問を受けたこと、仕事の邪魔だったというふう

に御発言をされている方がいるんですが、これはサイト第一に事故対応していくという、そういう基本原則から見るとやはり問題があったというふうには考えられないでしょうか。

○参考人(菅直人君) やや抽象的なお尋ねなので、私に、具体的ににお聞きしたいのかどうかも分かりませんが、ちょっとお答えするのには困るんですけども、先ほど申し上げましたように、この事故対応に当たっては、直接的に原子炉の状況、原子炉の構造に詳しい方の話もあります。あるいは、放射線障害に関して詳しい方もあります。あるいは、いろいろな制度について詳しい方もあります。そういう意味で、私としてはそれ

ぞれの方にそれぞれ得意とされる分野においていろいろ参考意見ををお願いいたしました。そういう意味で、何か今の御質問には、ちよつと内容的にはつきりしないのでお答えしようがありません。

○野村修也君 先ほどちよつと、私が総理が携帯の番号を書き留めてこられたという発言をしたやに御発言があったんですが、私どもの今の認識では、東京電力の福島第一原発に対しては東京電力本社を経由して内線番号を通じて固定電話が掛かっているというふうに認識しておりますので、これは昨日の委員会でもそのように発言させていただいてますので、もし差し障りがあつたのであれば訂正させていただきます。この電話が頻りに掛かっていたというふうな御発言があるんですけども、これはどなたが掛けておられたんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 先ほど申し上げましたように、相手方が吉田所長ということに限れば、私が三・一一以降今日まで電話でお話をしたのはたしか二度でありました。先ほど申し上げたように、一度は細野補佐官に掛かつてきた電話を替つて出た、もう一度は私の方から秘書官を通じて状況聞いたと。それ以外にどういふタイミングでどういふ方が電話をされたか、それは私は存じ上げません。

○野村修也君 制度の問題なんですけれども、本来は、官邸の方から直接にサイトの方に電話で確認をしたり指示をしたりというようなことは原法上の立て付けには存在をしていないわけでありまして、これもやはり本来の、サイトの方から保安院を通じて官邸に指示を仰ぐというこの仕組みが機能不全を起こしていたというふう

に理してよろしいんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 本来ということには、いろいろな場があります。簡単に言えば、オフサイトに関してのオフサイトセンター、それからオンサイトについては、法律上もこれは炉規制法が中心になっておりますから、あるいは原災本部の法律

においても、基本は事業者の責任ということになっております。ですから、本来、東電の原発でありますから、最も原発の状況がよく分かつているのは事業者そのものでありますので、その事業者から必要な情報は、直接官邸に知られている方からでも結構です。あるいは保安院を経由してでも結構ですけれども、迅速的確に私たちが何らかの判断をしなきゃいけないことに対して的確な情報が上がつてきていけば、少なくともそうした必要性は少なかったらうと。

しかし、現実には、少なくとも初期の段階では保安院には原子力の中身を説明できる人は、少なくとも私の前に来た人は、最初の初日、二日、三日目ぐらいからやつと二人来られましたけれども、おられませんでしたが、そういう状況でしたので、それから、先ほど申し上げたように、東電から来てくれる方も、必ずしも東電がきちんとしたフォロワーをされてきたのかどうか。どちらかといえばされていなかったのではないだろうか。ですから、武黒フェローはほとんどのことが分からなかったですね。

そういうことがあつたので、先ほど申し上げましたように、本来の形だとは思つておりません。しかし、そういう中で、この大変な危機状況で待たなしの場面が続きましたので、できることは何でもやるという、そういう意味でやらざるを得なかったという、是非御理解をいただきたいと思つています。

○野村修也君 現場で作業されておられた方のヒアリングをさせていたと思いますが、今まさに飛行機が墜落しようになつていてコックピットで精いっぱい対応をしようとしていて何とか墜落を防ごうとしていて、普通に電話は掛かっている方でもないかというふうな発言されている方もいるわけですね。

例えば、東電本店に対して誰かが連絡係として行かれて、後の統合本部のような形のを早い段階でつくつて、そういうやり方もあつたん



ではないかというふうにも思いますし、また、もしコックピットに電話を掛けるんだとすれば、必要最小限度のものにとどめるように抑制を掛けるというふうなことも必要だったんではないかと思うんですけれども、そのようにはお考えになりませんでしたか。

○参考人(菅直人君) 今、前半おっしゃったように、十五日に統合本部を立ち上げてからは、ほぼ全てのことは統合本部で情報を掌握し、そして、関係者がその場に二十四時間いましたから相談し、必要なところだけ私に当時の細野補佐官から確認があり、物事が進む状況になりました。今考えれば、もっと早い段階からそういう体制がつくれればよかったと思っております。しかし、御承知のように、これも今の原災法には予定されておられません。新たな原子力規制庁などをつくるときの参考にしていただければと思っております。

そして、コックピットの話は、おっしゃる意味は分からないではありません。しかし、もし電話を、私も先ほど申し上げたように、どういうルートで誰が何回掛けたか分かりませんが、本当にそういう状況であれば、誰かが、例えばそれが東電経由であれば、今ちょっと東電経由で後で折り返し電話するとか、そういうことはやりようはあったのかと思えます。

いずれにしても、それも含めて是非検証いたしたい、本来の在り方で対応できるような、そういう在り方を新たな制度としてつくる参考意見を出していただければと思います。

○野村修也君 東電経由というのは、東電の人が取り次いでいるわけではなくて自動配信という形です。サイトの方に直接掛かっているということなんですが、そういうような形の頻繁な電話の連絡というのが、むしろ統合本部を早くつくっておけば、そういう直接の指示を出したり、確認をしたりというふうなことはしなくても済んだらというところで、そういうアイデアを提言した方がいいという、そういう御意見ということではよろしいですか。

○参考人(菅直人君) いや、今おっしゃったのでそういうように申し上げたので、私もそう思っています。

実は、保安院も、たしか最初の、保安院長の退任のときの記者会見で、自分たちも早く東電本店に行っていたらよかったという発言をされていたと思います。つまりは、保安院も、危機状態にあっても東電から人を呼んで話を聞くという平時の対応しかできていません。あるいは、保安院はたしか検査員が現場にいたはずですが、それも早い段階で退避をしています。

そういった意味で、事実として言えば、それは保安院の方あるいは東電の方もフェローに対して、あるいはどなたでもないんですけど、きちっとした東電の中身が伝わる、あるいは場合によっては意思決定が少なくとも間違わない形で伝わるような形のフェローがもっとしつかりあればよかったと思います。結果として十五日以降それが、同じ場所において、サイトと二十四時間テレビ電話がつながっているという中でそれが実現しましたので、今後の新たな制度のときにはそれを参考にして生かしてもらえれば有り難いと、私も身もそう思っています。

○野村修也君 そのうまきいったとおっしゃっておられる統合本部なんですけれども、この統合本部を設置するアイデアをお出しになられたのはどなただったんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 私です。

○野村修也君 ということは、そのことをもう少し早くアイデアとして出せばよかったということではよろしいですか。

○参考人(菅直人君) やはり、このことを私が言うことができたというか、そういうことになったのは撤退問題があったからです。やはり一般的に言えば、民間企業に対して政府が直接その本店なり本社に乗り込むというか何かするということは普通はありません。しかし、原災法を厳密に読めば、事業者に対する指示という権限も本部長には与えられております。しかし、

それは原災法上にあるからといってそれをそう簡単に行使していいかどうかは、私もそこまで早い段階から考えていたわけではありません。

しかし、撤退という問題が起きたときに、これはきちんと東電の意思決定と政府の意思決定を統一しておかなければ、言わばそのそこで大変なことになると、そういう思いで統合本部を提案し、了解いただいたわけで、今考えればもっと早かった方がよかったということはそのとおりであります。その時点で撤退問題が一つのきつかけになって統合本部を立ち上げることができたというか、そういうことになったということが、これが事実であります。

○野村修也君 ありがとうございます。では、ちょっと別な観点なんですけど、テーマとして同じで、法律に定めのない制度、動きというものが総理の指示によって行われたこと例について幾つかお伺いしているわけなんですけれども、その一つとして、空本議員を通じて助言チームというのが動いていったということが様々なところで報じられてもいます。私どもも確認しているわけなんですけど、このチームができた経緯というのはどのように御認識されておられますでしょうか。

○参考人(菅直人君) 私も改めて、そのことが報道された最近の新聞をよく読ませてもらいました。たしか十五日以降、十五日からそれ以降になつていきます。

今申し上げましたように、基本的には三月十五日に、統合対策本部を十五日の早い段階で立ち上げましたから、いろいろな関係の助言とかいろいろな関係のお話は全て統合本部の方に受けてくれと、これは外国からの問合せ等も含めてでありました。

ですから、空本議員に対して、私が一般的にあなたも協力してくれということをお願いしたことはあると思いますが、何か、統合対策本部以外に何かこういうものをつくってくれとか、そういう指示をしたことではありません。それは多分、御

自身たちがそういうものが必要だと思つて、統合対策本部の中なのか関連なのか分かりませんが、そういう形で動かされたんだと。それ以上の指示はいたしておりません。

○野村修也君 空本議員が初めて総理にこういったようなチームをつくるということをお聞きされたのか、あるいは、今総理の方から指示がないということであれば、そこからアイデアが出てきたということなんだと思うんですが、このアイデアは空本議員御自身から伝えられたものなのでしょうか。

○参考人(菅直人君) ですから、その記事を見るまで助言チームというふうな形があったということとは私は知っておりません。一般的に、空本議員に対して、あなたも詳しいようだから協力してくれという言い方はいたしたかと思いますが、何々チームをつくってくれかという、そういう指示をしたことは私には覚えがありません。

特に、先ほど申し上げましたように、十五日以降は全部統合対策本部を中心とした。しかし、その報道がそのままだとすれば、その助言チームも細野補佐官を含めてそういうところにいるという助言されたら聞いておきますので、そういう統合対策本部を言わば自主的に協力するための動きだったろうと、そう理解しております。

○野村修也君 このチームの中心的なメンバーで原子力委員会の委員長でもあります近藤委員長がおられると思うんですが、近藤委員長からお話を伺っていますと、かなり早い段階から、例えば一号機の爆発以後どのような対応をすべきなのかといったような技術的なことも含めて政府の方に様々な助言を行っていたというふうなことの御発言があるんですが、これは個人的な御発言ということなんですけど、こういうふうな御助言というのは総理の耳には届いていなかったんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 具体的には届いておりません。多少私が思い出してみますと、原子力安全委員

会というのがあります。これは原発法上、総理あるいは内閣に対する助言ということがきちんと規定されており、原子力委員会というものについて、原子力災害のときに何かそういう法律的位置付けというものは特に説明を受けておりませんでした。

そういう意味で、重要な会であり非常に専門性の高い皆さんがおられることは分かっておりますが、原子力安全委員会に助言をいただいているというその基本的な制度的な中で、同趣旨のことを、組織的にですよ、個人的じゃなくて組織的にお願いすることについて、少なくとも私は少しその二つの関係性の中で考えなければいけないのかなど。

ですから、そのことも十五日以降は細野補佐官が、その後出てくるかもしれませんが、最悪のシナリオ等を含めていろいろとアドバイスをお願いしたという経緯は、私はそれはよかったですとおっしゃいます、制度的にはやはり個人的という位置付けだったと思います。

○野村修也君 個人的な御発言がいろいろあったんですけども、それが、やはり日本の中でも原子力の専門家として認識をされる方が原子力委員会というところにもおられると、こういった制度を、先ほど来、今回の災害では必ずしも法律どおりでは対処できないものがあると、いろいろの方の意見を聞くんだというふうにおっしゃられていたと思うんですけども、そこにもおられる専門家からはアドバイスは受けなかったということなんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 先ほど申し上げたように、最悪のシナリオというのか、そういう問題では、私も含め、細野補佐官も含め、近藤先生の方に検討をお願いするという形で非常に重要な面でのアドバイスをいただきました。

○野村修也君 それは二十二日以降のことだと思っておりますけれども、二十二日に総理の御指示でその相談をされて、どのぐらいできるかということと、三日以内ということと二十五日にはそれ

が出てきていると。そこは私も承知しているんですけども、近藤委員長が活動されておられたのはそのずっと前で、発災以後ずっと委員長室に、そこにおられて様々な情報発信や各省に対する助言等を行っておられるようなんですが、こういったようなことについては御承知ではなかったということですか。

○参考人(菅直人君) 直接どこにおられてどういふことをされているかということとは、特に私に、例えば内閣府が原子力委員会もたしか所掌していると思いますが、そういうところからの報告等が何かあれば記憶にありますけれども、そういう形にはなっておりません。その後、細野補佐官が原子力担当大臣になった、私が任命したときには、その下に原子力委員会も置くという位置付けをいたしました、その段階からは少なくともはつきりとした形が取れるようにはなりましたが、その以前の段階では、特に制度的な形でどうすべきだということと内閣府等の関係者から提案があったことはありませんでした。

○野村修也君 こういう事態ですので、かなり厳しい状況であったことはもう重々承知しているわけですけれども、先ほど、原発法の立て付けがやはり今何のような複合災害には適合していかなかったか、あるいは様々な限界点があったということとを現場で肌で感じられたというふうにおっしゃるんですが、その結果、例えば御友人からセカンダリドビニオンを取ったり、あるいは官邸の中にそういった参与という形、あるいは参与任命前でも様々な人をお招きになられると。

さらには、助言チームという、名前は分からなかったけれども、党の一議員に対して専門であるならばよろしくといったようなことの指示は出されたというふうなことがあるんですが、この事故対策に対して原災法ではうまくいかないというふうにお考えになられたときに、何か、全体的な専門家の知識等を吸収しながらこの事故に対応していくというブランドデザインみたいなものは総理の頭の中にはおありになつていたんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 少なくとも十五日に統合対策本部を立ち上げるまで、本当に日々新たな事象が起きる、この号が水素爆発を起こす、何を起こす、その段階で制度的に何か全体的なブランドデザインを考えるという余裕は率直なところありませんでした。それが一定程度取まる中で、現在審議がそろそろ始まる原子力規制庁といった考え方につながることは私なりに考えましたが、少なくとも十五日以前の四日間、そういうことを考える余裕はありませんでした。

○野村修也君 アメリカの方から早い段階で支援の可能性が示唆されているわけですが、総理は大統領との間のホットラインで電話をされたときに、何か手伝えるものがあつたらというふうな、そういうお話を受けたということは間違いないでしょうか。

○参考人(菅直人君) そのとおりです。

○野村修也君 その言葉を受けられた後に、アメリカからの支援についてどのようにそれを受けていこうというふうにお考えになられたんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 既に発災当日に、特にこれは地震、津波も一緒に受けました、米国海軍のロナルド・レーガン航空母艦が福島沖に夕方には来てくれて、たしか仙台空港ですか、そういうところのいろんな対応に当たつてくれると、そういうこともありましたし、いろいろな物資の支援についてもいろいろ提案がありました。私としては、大変有り難いいろいろな申出でありますし、日米間というのは同盟関係であり、そういう支援をいただくことも有り難いという感謝の意味も含めて、良いことではないと思いましたが、できるだけ必要なものについては、要請というより向こうからの提案があれば受けるようにという、一般的な意味ではそういうことを言いました。

特に、防衛庁は早い段階から、これは日常的に在日米軍との関係が非常に深いわけでありまして、そういう点では米国ないし米軍とのいろいろな協議はかなり早い段階からしていたと、そういうふう

うふうに認識しております。

○野村修也君 今のは、津波対策というのか、津波に対する救助とかそういうようなことも含んでいた御発言だと思っておりますが、原子力に関しては、アメリカとの間ではどのように連携を保つていこうというふうにお考えになられたんでしょうか。

○参考人(菅直人君) かなり早い段階から専門家が日本にいられている、あるいは日本に着いたというふうな話は一般的には聞いておりました。そういう皆さんと我が国のそういう機関がどういふ形で協力関係をつくっていくのか。私は、先ほど申し上げたように、米国との関係は日本にとつては極めて友好的な同盟関係でありますので、それは、元々福島原発もGEが開発したものでありますし、そういうことも含めてアメリカの専門家の皆さんの知見というものには一般的には大変重要だと考えておりましたので、そういう皆さんの知見を含めて協力していただけるものは大いにしたいなという、そういう姿勢については伝えておりましたが、具体的にどの部門がどうできたというところは、そこまでは承知しておりません。

○野村修也君 官邸に駐在したいという、技術者を駐在させるという御提案がアメリカの方からあつたということは、昨日、枝野官房長官の方にもお尋ねしましたらその事実は確認できているんですが、そのことは当時御承知になられておりましたでしょうか。

○参考人(菅直人君) 私には官房長官からその話はなかったと思います。

○野村修也君 国家の主権にかかわるといふような御発言があつたということをお聞きしたことがあるんですが、それは官房長官の御発言ということなんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 昨日私もインターネットで聞いておりましたが、枝野当時の長官自らがさうだとおっしゃっていましたので、そういうことだと認識しております。



<p>○野村修也君 ということは、そのアメリカからの申出という非常に重要な局面での提案については、総理には御報告なく官房長官が独断で、それは、じゃ主権にかかわることなのでということでお断りになったと、そういう整理でよろしいんでしょうか。</p>	<p>原子力の機関であると、今整理をして考えればそうなります。そういうことを含めて、先ほど申し上げましたように、いろいろところでそういう申出があったて、それが必ずしもうまく回線が繋がらないというか、うまくコミュニケーションが進まないという雰囲気は、ある段階で私も感じておりました。</p>	<p>原発を造っているメーカーにも、既に東電との深い付き合いのある企業ですから、政府としてもいろんな意味の協力をしてくれと、専門家を持つて、その場でも、早い段階でしたので、水素爆発等についてのいろいろな示唆を述べていただいた方もありました。</p>	<p>とを総理おっしゃられますけれども、その前の段階でもう少し組織的な対応をしていけば技術的な知見を取り入れるということもできたのではないかと、先ほど申し上げてお名前挙げさせていただきました原子力委員会の委員長のところには、個人的なつながりとして海外からの技術支援やアドバイザーといったようなものが来ていて、それを政府につなげるべく、御自身はそういう助言組織ではないために、外務省であるとかあるいは担当大臣であるとか、そういうところには連絡をされていたやにも御発言があるわけなんですけれども、そういったようなことをうまく吸収できなかったというところに組織的な何か今後の改善点みたいなものはお感じになりますでしょうか。</p>
<p>○参考人(菅直人君) 昨日の会ももちろん野村委員もおられたと思いますので、そのとき枝野当時の官房長官が言われたのは、協力を断つたのではないと、そこははっきり言われたし、そう思いは、私も、協力はできるだけしてもらおうようにという、その指示はきちんと出しております。そうではなくて、官邸という物理的な建物の中、そこに何らかの立場の人を常駐させるということについて官房長官が判断をして、それはやはりそこまではできないと。私に相談があつても多分同じ結論だつたと思います。</p>	<p>十五日に統合対策本部ができて、そういった関係者も全て統合対策本部の方に物理的にも来てもらつて、そこで受け止めてほしいということと私の方から事務局長になつた細野補佐官に言います、それ以降は、細野補佐官一人ではないと思つて、いろいろなスタッフがいらないと思つて、そこでそういう協力要請も受け止めていろいろな知見を対策に生かしたと、このように理解しています。</p>	<p>一般的に、今、野村委員が言われていることは、そうできればそのとおりだと思います。しかしそれが、例えば東電がそういうメーカーとの間で常に何かそういう保守契約でもしている、あるいはやっていると、何かあつたのかどうか私には知りませんが、やはりそういうあらかじめの何らかのことが準備されていない中で、おっしゃることとは分かります、そのことができればよかつたと思つても、多少の時間が掛かつたのか、それを不十分だと言われればそうかもしれない。しかし、十五日からは少なくとも大きく改善された、このように認識しています。</p>	<p>かつては原子力委員会一本だつたものが原子力委員会と安全委員会に分かれたということも承知しています。また、御承知のように、原子力安全・保安院も、元々は科学技術庁の原子力安全局が科学技術庁が文科省に吸収されるときに移つたというか、経産省の一部の部門と合体したものであります。そのときに、かつての原研あるいは動燃などが原子力機構などをつつております。私は、今後の原子力規制組織をつくる上で、いわゆる推進する立場の人との遮断ということも極めて重要です。と同時に、やはり高いレベルの能力を持った人材を備えた集団でなければならぬと思つております。今御指摘のような問題も、そういう高いレベルの人材がいる集団であれば、場合によつてはそういうアメリカなどの申出をもつと積極的に受け止めることができたのかもしれないが、私は、その保安院が断つた経緯は昨日の枝野当時の長官との質疑で聞いたのが初めてでありまして、それがもしそうだとしたら大きな反省材料であると考えております。</p>
<p>○野村修也君 ということは、失礼いたしました、官邸に駐在することについての提案をお断りになつたのは枝野官房長官であつたということであるという事です。</p>	<p>○野村修也君 ただ、統合本部ができたときには、それこそ東電の本社に総理が行かれて、それで統合本部ができるわけですが、そのときあそこにおられて、四号機の爆発とか、あるいは二号機の音であるとか、そういったようなものももう起こつてしまつたので、ある意味では深刻な事態というのはその前の段階にやつぱり起こつていたんじゃないかなというふうに思つてます。</p>	<p>○野村修也君 失礼しました。組織として動いておられたということだと思つて、昨日も明らかにさせていたでいてるんですけども、アメリカの方の電話会議の議事録等を拝見しますと、保安院に対しては技術的な支援を申し出ていくわけですが、保安院の方から必要がないという返事があつたということ、どうしてなんだろうという、そういう議事録がアメリカの方ではもう公開されているわけですか。</p>	<p>○委員(黒川清君) 総理、ありがとうございます。</p>
<p>○野村修也君 そのような形で、今お話がありましたように、まさにほかの形での協力的体制の構築ということが急がれていましてはないかと思つて、先ほどの御発言では、総理の中では何か具体的に指示を出されたりとか、アメリカの技術を今回の事故対応に反映させるような努力をされたというようなことではないということでしょうか。</p>	<p>私自身、例えば自分のうちの、非常に変な例で恐縮ですが、家電が壊れたときに、それはやつぱり誰に相談するかという、それは家電量販店ではなくて家電メーカーではないかというふうに思つて、先ほど総理、御発言ありましたように、あの炉を造つたそのエンジニアの方々の知見というのはアメリカにあつたのではないかと、早い段階で知見を導入するというお考えにはならなかつたのでしょうか。</p>	<p>○野村修也君 失礼しました。組織として動いておられたということだと思つて、昨日も明らかにさせていたでいてるんですけども、アメリカの方の電話会議の議事録等を拝見しますと、保安院に対しては技術的な支援を申し出ていくわけですが、保安院の方から必要がないという返事があつたということ、どうしてなんだろうという、そういう議事録がアメリカの方ではもう公開されているわけですか。</p>	<p>○委員(黒川清君) 総理、ありがとうございます。</p>
<p>○参考人(菅直人君) 基本的に窓口は外務省になつたと思つて、しかし、外務省も原子力の専門家そのものを擁している役所ではありません。ですから、多分その話を聞くときは、原子力安全・保安院とか、原子力安全委員会とか、場合によつては東電本体とか、あるいは別の政府関係の</p>	<p>○参考人(菅直人君) 私、それと多少関連しますが、東芝と日立のたしか社長にそれぞれ官邸においでをいただきました。一つの目的は、そういう</p>	<p>○参考人(菅直人君) 私、それと多少関連しますが、東芝と日立のたしか社長にそれぞれ官邸においでをいただきました。一つの目的は、そういう</p>	<p>○委員(黒川清君) 総理、ありがとうございます。</p>



す。ちよつと時間が押し過ぎてきて、皆さんももう本当にこの機会と想っていますので、三十分ほど延ばさせていただいてよろしいでしょうか。――ありがとうございます。

それでは、続けてください。いいですか、野村委員で。

○野村修也君 済みません。私の方の聞き方が長くなってしまつて恐縮でございます。

ちよつとこちらを御覧いただければと思うんですけども、三月の十一日ですから、これ発災当日なんです、ちよつと、見えなければこちらの方にもございます、同じものです。

これはもうよくいろいろなところに掲載されているものですから御存じの方も多いと思いますし、総理もこれを御覧になられたと思うんですが、当日、二十二時四十分ごろに官邸の危機管理センターの方に、今後、炉が万が一このまま防護できずに事故が進んでいった場合には、予想として、例えばこの二十二時五十分の段階では炉心が露出しますよと、あるいは二十四時五十分の段階では燃料の溶解が起りますというようなものなんです。

これは二号機についての話です。これは二号機が今後こういうふうになった場合ということの想定という、シミュレーションなんですけれども、この種のもは当日、総理のお手元には届きましたですよ。

○参考人(菅直人君) たしか当日こういうものを見せられた覚えはあります。これは、今言われたように二号機です。

当時、非常に、二号機、一号機それぞれあったわけですが、その後の展開の中では、一号機の方の危機的状況が大きいというふうには、少なくともその時点では焦点が一号機に移ってくる、その前のときのことという見通しの案が出されたと思えます。

○野村修也君 この段階で、このような可能性についてどのように国民に対して説明しているかというふうにお考えになられたんでしょうか。総理

の御指示は何か出たんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 私自身は、先ほど来申し上げていきますように、いろんな方から、あるいはこういうことも含めて、今後の展開についていろいろな予測を私なりに聞いてはおりました。しかし、現実にといいましょうか、当時、原子力安全・保安院なり安全委員会なり東電の来ていた方の話はこういうプロセスではなくて、例えばある時期には、今の認識とは違いますが、当時の認識ですが、水がまだ燃料の上まであると、かなり遅い段階までそういう報告を東電なり保安院が私に對してもしておりました。

そういう意味で、当時の国民への発信は官房長官にお願いしておりましたけれども、私の認識は、多分、官房長官も同じだと思いますが、事実として分かっていることを隠すことはいけませんし、事実として分らないことまでどこまでどう表現をするのか、それは官房長官として判断をされてやっておられて、私はそれでよかつたと、こう思っています。

○野村修也君 昨日の官房長官のお話ですと、官房長官は、むしろ情報の収集とか整理あるいは判断、こういつたようなところやや問題があつて、情報をきちつと整理して確定させたそのプロセスのところをむしろ問題があり、それを、決まったことを対外的に発表されている御自身にはそれは致し方がない面があつたんだという、そういう趣旨の御発言があつたやに思うんです。

そうなりますと、そのまず前提として、どのような事実を国民に伝えるのか、あるいはどこまで可能性の高いものでどこは可能性のないものなのかということについての御判断をされるところがまず第一義的に重要だということをおっしゃっておられたんではないかと思うんですが、その責任をお取りになつておられたのは総理でしょうか。

○参考人(菅直人君) ちよつと質問の趣旨が必ずしも正確には分かりませんが、少なくとも、炉の状態というコアのファクト、事実というのは、ま

ずは東電、分かつたれば東電なんです。その東電も、電源が落ちていますから、例えば圧力計とか水位計とか、後になってみれば正確でなかつた、あるいは全く機能していなかつたんです。しかし、その時点では多少水位計が動いていましたから、時折、その報告が来るんですよ。その報告を見ると、燃料棒より上にあるというのが相当のときまで来ています。多分、政府の中間報告にはそれ全部出ているはずなんです。そういうときに、そういう事実の報告があつたことは場合によれば言えますけれども、いや、この事実は来たけれどもそうではないかもしれないところまで言うのは、それはなかなか、まあそれが官房長官であるのか誰かであるのかは別として、言えないと思います。

ですから、そういうことを、少なくとも炉の状態ということ把握して判断する、その専門集団とすれば、それは東電自身と原子力安全・保安院と原子力安全委員会、他にも能力的にはあるでしょうが、少なくともそういうところが法律で期待されていたところでありまして、それに沿つて、官房長官が国民に対してそれを踏まえて話された、そう理解しています。

○野村修也君 例えば、こういつたような事態が起るかもしれないということをオープンにするということとは全く考えておられなかつたということでしょうか。

つまり、今このときに避難が始まつているわけです。この時間から翌朝にわたつて避難をされる方々が出てきています。さらには、翌朝になりまして、その避難の範囲を変えらるゝといったようなこともどんどん起つてまいります。そういうようなときに、一応国民に対して、可能性は非常に低いけれども、こういつたようなリスクもあり得るの、今回避難をしてほしいというようなことをある意味では政府の方針としてお示しになるという選択もあつたんではないかと思うんですが、そのようなことは総理のお考えの中にはなかつたんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 基本的には、国民の皆さんにお知らせをするその直接的担当は官房長官にお願いをしておりました。多くの場合、官邸はそういう制度になっていきます。

昨日、官房長官であつた枝野さんは、それも厳しかったんだと。本来は広報官がいて、知らせるのは広報官で、それをちゃんと集めて、ちゃんと誰かに分析させるのが官房長官がやる仕事であるんだけれども、両方は厳しかったというふうな言われていました。私も同様な認識を持つておりません。

私が、少なくともその部分まで、予測とか何と何を判断するということは、それはできません。やはり専門家の皆さんにこういうことを、出してこられた例を、こういうことを見ていただいた専門家の皆さんにどうしようかと。その中で決まつたのが、先ほど御説明しましたような、避難範囲を決めるときには必ず保安院、原子力安全委員会、東電の関係者にも話を聞いて、ほぼその皆さんの提案に沿つて決めていつたと、これを励ましたということなんです。

○野村修也君 避難の範囲をどう決めたかということを知っているんではなくて、国民に対してどのぐらいのシビアな状況にあるかということをお伝えするということ、この部分についての決定は、では官房長官が行うという形になつていたんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 原則的なことでいえば、事実が事実として確認されていけばそれは伝えるというものは、私もそういう方針でしたし、官房長官も同じだつたと、そういう意味では共通の方針です。

○野村修也君 例えば、こういう可能性もあるときには、全く例えば炉が制御できなくなつたときなどは、こんなに早いタイミングでこういう事態が起るということを、一方で情報としてはあるわけですね。さらには、総理が今おっしゃられましたように、それを防護できる、そういう動きも他方である。

こういうような状況の中で、私も国民は、このことを何も知らされないまま、炉が今どうなっているのかということは分からず、念のための避難ですというような情報だけしかいたただけなかつたわけなんです。それは、私も国民にはこういう情報をじゃかに出すことは危険だということに考えて対処されたんでしょうか、それとも国民に何を情報として伝えるかということを決めるプロセスがなかったということなんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 同じ言い方で恐縮ですが、事実として確定していればこれはもう伝えていまして、これは事実として確定したのではなくて、ある解析結果です。現実には、このとおりにはなりません。なつかもありません。いろいろな事例があります。ですから、事実として確定したことは伝えます。それが私の内閣の原則です。そして枝野長官もそれに沿ってやってくれた。

しかし、確定していないものまで、いろいろな予測が出ますから、私のところにもいろいろな予測を言ってきた人はたくさんあります。その予測を一つ一つ代わって説明するというのは、これは必ずしもやるべきか、あるいはできるかどうかと言われると、それは、そういう予測をした人が、自分としてはこういう理由で予測をしたということを言われることまでは止めませんが、代わってこの予測を説明するというのは、それはそこまでは無理というか、そこまではやるのはやはり必ずしも適切だとは言えないと思います。

○委員長(黒川清君) 野村さん、いいですか。

○野村修也君 もう最後で、一点だけ。事実というのは、こうなるかならないかというのが事実ではなくて、これ政府の正式なプロセスの中で出てきた解析結果でありまして、外部の誰かが、専門家がいろいろ言っているところにお届けになっているような話ではないわけですね。要するに、総理のところはこの情報を、届けるべくして届けられた情報ということなわけですから、今現時点においては、この事実が届いたとこの解析結果が届いたということは事実なんだと

思うんです。このような解析結果が届けられていまして、ですから最悪の場合にはこういう事態になるということをご想定しつつ、これを極力起こらないようにするために今こういう対策を取っています。それが伝えられていけば避難の仕方が随分違ったのではないかと声があるんですが、その点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○参考人(菅直人君) こういった問題は、是非本当に皆さん方でよく検証していただきたいと思えます。

おっしゃることは分からないわけではありませんが、しかし、先ほど来言っていますように、いろいろな予測に対してどういう対応をすべきかという、そういう対応案などは当時にできてきておりません。そういう中でどこまで、いろいろな可能性を示されたものをどこまでという形で説明するのか、それが適切なものか、それについては是非皆さんの方でも検証いただきたいと思えます。

○野村修也君 ありがとうございます。私の方は以上とさせていただきますが、今日御質問させていただいた趣旨は、総理、まさに御自身でおっしゃられましたように、今回は原災法が予定していたような災害とは違っていて、対応が非常に難しい複合的な災害であった、あるいは原子力事故であったという御発言だったと思えます。

そこで、かなりの工夫をされて法律にないことを対処されたということだったわけなんです。そうであればこそ、総理のところでの全体のデザインを描き方というのが様々なところの、何とどういふふうなふうに思われるわけなんです。そういう点で最後に一言だけ伺いたいんですけど、今振り返ってみれば、こういうようなところは法制度にきちっと高められておくべきであるか、あるいは法制度になかったとしても総理の権限でこういったことはすべきであるというよう

ことを、まさに総理として御経験された参考人の方から是非一言御助言をいただければと思います。

○参考人(菅直人君) 私は、必ずしもこういう問題で総理の権限が弱かったとは思っていません。原災法の、今の法律は、場合によっては事業者に対する指示もできるという法律になっておりますので、そのことが弱かったとか弱過ぎたということとは思っていません。それよりも、本来、原災法の下で本部長の下の事務局を務める原子力安全・保安院が、大体、総理とか大臣というのは原子力の専門家なるポストでは一般的にはありませんから、そうではない人がなることを前提として、きちっとした状況把握、きちっとした対策案、そういうものを提示できるような組織でなければならぬし、それが不十分だった。

ですから、今後、原子力規制庁なりあるいは委員会を今後国会で議論いたしますけれども、そのときには、そういうしつかりとした、シビアアクシデントに対しても対応できる能力を持つたそういう組織が必要だと、そのことはおっしゃるとおりだと思っております。

○野村修也君 ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) ちょっとお願いしたいのは、確認です。申し訳ありませんが、皆さん気にしているのが撤退の話だったんですが、先ほどのお話し繰り返しますと、間違っていたらおっしゃってください。

十四日の夕方から夜にかけてのことですが、細野さんが来られました。それで吉田さんとの電話をそこでつないで、吉田さんと直接話したのは二回だとおっしゃいましたよね。十四日の夕方から夜だったと思うんだけどとお話でして、細野補佐官がちょうど吉田さんと電話をしていて、状況はどうだと、非常に厳しいと、だけれどもまだやれるぞというメッセージを、そのまま電話を渡されてお話ししたということでした。十四日の多分夕方から夜のころだと思っただけとおっしゃいました。

○参考人(菅直人君) 細野補佐官に確かめた中で、私の記憶は率直に言ってそんなに正確に残っているわけではありませんが、何らかの話をしたという記憶の中で細野補佐官に、当時の補佐官に聞きまして、二度電話が自分に掛かって、一度目は、大変厳しいと、そのときは水が入らない状況だったと、二回炉に、その後、ガス欠が原因で、入り出したと、その時点で私に替わって、いや、まだやれますと、そういう話です。

○委員長(黒川清君) その次の、それから数時間後だかどうかわかりませんが、十五日の午前三時ごろ、海江田大臣に起こされたというお話でしたね。撤退の問題というときだったと思えますが、それでよろしいですよ。それで、撤退はないよと総理が言われまして、その後で清水社長が来られて、撤退ないよと話をしたら、はい、分かりますと言っただけで、その後、統合……よろしいですよ。で、その後、統合……

○参考人(菅直人君) ほっとこと、はい、申し上げました、少なくとも、もし、いや、そうじゃないと言われれば、私としてはより強く、いや、それは大変かもしれないけど、その後、東電で話したようなことをもつと言わなければならなかったかもしれないが、ある意味で素直にというか、すぐというか、言われましたので、ちよつと拍子抜けといましようか、ちよつとほつとしたということですよ。

○委員長(黒川清君) その前、吉田所長から、その渡された電話で頑張るということを聞いておられたということが背景にあったと思うんですが、そういうことよろしいでしょうか。

○参考人(菅直人君) 一つの背景です。

○委員長(黒川清君) そうですね。それからそのままやはり東電に統合本部をつくらうというところで行かれたということでしたね。

○参考人(菅直人君) そうです。

○委員長(黒川清君) はい、ありがとうございます。それでは、崎山さん、ちよつとよろしいですよ。



うか。  
○崎山比早子君 委員の崎山です。よろしくお願  
いいたします。

学校の二十ミリシーベルト問題のことについて

ちよつとお伺いしたいんですが、四月の初めに文  
部科学省から原子力安全委員会の方に小学校等の  
再開に当たつての安全性について助言依頼があつ  
たそうなんです。三回ほどありました。そのとき  
に原子力安全委員会は、公衆の被曝限度は一年間  
に一ミリシーベルトだということをその都度回答  
していたそうです。それから四月の十九日に文科  
省は結局二十ミリシーベルトになつたわけですけ  
れども、その間どういことがあつたか御存じで  
しょうか。

○参考人(菅直人君) 詳細なやり取りは私自身全  
部は知りません。ただ、いろんな議論があつたとい  
うことはよく聞いております。最終的には、原  
子力安全委員会を中心にしたお話、あるいは参与  
が加わつていただいた方も含めたお話の中で、多  
少意見がいろいろ分かれたようでありまして、そ  
うも、原子力安全委員会としてたしか正式にそ  
うい数字を提示された、このように理解していま  
す。

○崎山比早子君 原子力安全委員会の方は二十ミ  
リシーベルトということを書いていない、そんな  
ですけれども、その間に福山副長官が文部科学省  
とそれから原子力安全委員会の意見のすり合わせ  
をするようにという指示を出されている、そんな  
ですけれど、それは御存じでしょうか。

○参考人(菅直人君) 事柄一つ一つを知っている  
わけではありません。ただ、多分、文部科学省と  
いうのは、子供ということなのか、モニタリング  
の担当でもありますのでそういう意味なのか、そ  
こは今ぼつと聞かれても分かりませんが、そ  
ういモニタリングを担当している文科省もこの件で  
は担当部署でありますので、担当部署が複数にま  
たがる場合はそれぞれの担当部署同士でよく協議  
をしてくれと、そういう言い方をするのは、官房  
長官とか副長官はよくそういう調整作業をするこ

とは私も承知しています。

○横山禎徳君 これは基本的に学校を再開してい  
いのかどうかということで、これはモニタリング  
とは全然関係ないテーマでした。

文科省と安全委員会とのやり取りがあつて、安  
全委員会は常に一ミリシーベルトと言ひ、結果的  
には文科省から二十ミリシーベルトが出たとい  
うことです。だから、その間、どうい話合いが  
あつたのかということ御質問しているわけ  
です。

○参考人(菅直人君) 先ほど申し上げましたよう  
に、相当この件で議論があつたという記憶はして  
おります。

そういう中で、今のお話だと、原子力安全委員  
会の意見ではないというふうに言われますが、少  
なくとも私が本部長として物事を決定するとき  
に、原子力安全委員会の助言を常に受けて、私の  
知る限り、それと異なつた例を常に見ません。避  
難範囲なんかはやつた覚えはありません。です  
が、このときはかなり激しい議論で、あるいは長  
官、副長官が直接担当していたかもしれませ  
んが、私の記憶では、そういう専門家の皆さんを  
含めて、少数意見があつたようすけれども、基本  
的にはこれでいこうということになつた、そ  
うい理解でありまして、一方的に文科省が決めた  
ということとは、ちよつと私は、当時の認識では  
そういう認識はありません。

○横山禎徳君 実際には文書のやり取りしかあり  
ません。議論はされていらないというふうには我々  
理解しています。

○委員長(黒川清君) それは報告ですね。

○横山禎徳君 はい。

○委員長(黒川清君) それでは、いいですか。  
じゃ、田中さん、ちよつとお願ひします。彼も  
原子力の方ですから、よろしくお願ひします。

○田中三彦君 どうも、田中と申します。  
菅首相とは同じ学校でございまして、三、四年  
早く出ていまして、幸か不幸かお声が掛からない  
で、なぜかこつちに座つております。同じ同窓生

ということでも少し気楽にお答えいただいても構わ  
ないんですが、ちよつとくだらない質問をして申  
し訳ございません。いろいろしたかつたんですけ  
れども、時間もありません。

それで、まず、鳩山総理とそれから菅総理とい  
うことで、続けて二回理工系の宰相が出てきたと  
いうことで結構話題になりました。

今回、この事故が起きたときに、理工学部の首  
相ということで気負いというか、そういうところ  
で相当前へ出過ぎたように私には見えます。当  
時、私はコンピュータにどんな情報があるかとい  
うのをもう刻々いろんな記事を全部入れてエク  
セルファイルを作つておりましたけれども、どう  
してこんなに首相の話題が多いたらうかとい  
うことを思つたりしておりました。それがいいの  
悪いのか分かりませんが、もつと文系の首  
相の方だと、ここで私があえて質問するような  
こともなかつたんだらうというふうに思います。ま  
あそれはどうでもいんですが。

そんなことで、少しそういう理工系であるとい  
うことが、何かそういう気負いみたいなことが、こ  
ざいませんでしたか。

○参考人(菅直人君) 私自身、特に理工系だから  
ということでの気負いというものはありません。

それよりも、今回の特に原発事故について余り  
にも、私も厚生大臣とか直前には財務大臣やつて  
おりますので、通常、大臣のところはどういう形  
で言わば下から、官僚組織から意見が上がつてく  
る、提案が上がつてくるというのは知つておりま  
す。

しかし、今回の件では、その上がつてくるべき  
ことがほとんど全くと言っていいほど上がつてこ  
なかつた。具体的に言えば、原子力安全・保安  
院から、予測とか、そういう場合はどうしたら  
いとか、あるいはどういことが可能性があるとい  
うところから現場の把握は上がつてきませ  
した。そのこと、やっぱり怖さは逆に感じま  
えられないんです。

からかなかつたからかが影響したかどうか分かり  
ませんが、これでは手の打ちようがないとい  
う、そういう怖さは感じました。

○田中三彦君 ありがとうございます。

それで、済みません、短くしろと言われている  
ので、もう一つ、いいですか。  
今、情報の問題をおつしやつていました。それ  
で、私は是非今後検討いただきたい問題として、  
こういう事故のときのメーカーの問題なんです  
ね。メーカーというのは非常に重要な情報も知つ  
ているし、それから原発と一言で言つても、いろ  
んな癖もあるし、そのときのデザイナーのセンス  
なんかもあると思います。いろんな状況がある。  
例えばこの一号機に關して言うと、これは完全に  
GEのものでございまして、非常に問題になつた  
アイソレーションコンデンサーというものがあつ  
て、この運転をめぐつていろいろな問題がありま  
す。

その最初の三日間ぐらいの間に非常に重要な問  
題がいつぱいあつたわけだけども、この問題を答  
えることができるのはメーカーであつたGEである  
可能性が非常に高いんですね。これをGEの方に  
早く聞けとか聞こうとかいふ、そういう助言は  
なかつたんですか。

○参考人(菅直人君) 私もその後いろいろ調べ  
て、田中さんは御存じな方もしれませんが、  
ターンキー契約ということで東電がGEから買つ  
ています。ターンキーというのは、もちろん御存  
じでしょうが、つまりは一般の方が車を買うよう  
にお金を出せば車が来ると、キーをぐるぐる回せ  
ばエンジンが掛かつて走り出すと。

しかし、私の理解では、普通外国から技術を入  
れるときは、自分の会社の技術者と外国の技術者  
が一緒になつて工場を造つて、そして試運転も一  
緒にやつて、そしてそれがうまくいったときに初  
めて納入されると。で、上がりをかうというの  
は、私の父親もかつて技術屋でサラリーマンであ  
りました。そういう話を聞いていても、普通考



ですから、今おっしゃったことは、やはり導入のときからちゃんとした自分が造れるほどの能力を買った東電が持っていなかったのではないかと、あるいは、その後四十年間の中でも、当然そういう能力を私は付けているだろうと思ってい込んですけれども、今回のいろいろな、今言われたICの問題等々、あるいは二号、三号の水の注入等々を見てみると、本当に東電はこれらの原子炉についての構造とか何とかを完全に理解していたのかどうか、それは私にも疑問に感じるところが大変多かったです。

○田中三彦君 それで、そういう老朽化原発と絡んでちょっと是非御考慮いただきたいんですけども、こういう原発というのは、その設計者だとかそれを導入したときの関係者というのは、もう四十年もたつといらつしやらない場合が多いんですね。そういう技術の伝統とか構造の伝統というものが伝承されていかないという問題があります。ですから、こういう問題が起きたときにすぐ太刀打ちできないという問題があるんですね。それを、メーカーも含めて、あるいは元の一番デザインのところには資料がございますから、そういうところに話を聞くということは非常に重要な問題だと思います。ですから、反省点の一つみたいなところで少し御検討いただけたいかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長(黒川清君) それでは、短く。  
○横山禎徳君 はい、短くします。  
先ほどの学校の一ミリシーベルトの問題に絡んでですが、原子力を科学を含めてトランスサイエンスという言い方があることは御存じだと思います。トランスサイエンス。すなわち、原子力科学であるとか生命科学であるとか、技術の最先端だけではなく、社会に影響の非常に大きい、また価値観が影響すると、したがって技術だけを知っているだけでは十分でないというタイプのサイエンスのことをいうと思うんですが、そういう観点からしますと、先ほどの文科省の対応とかいこうのを

御覧いただく、やはり何か技術中心ということ、その辺は今後のことをお考えになるときにどういう広がりや組み立てたらいいかという御見解をお聞きしたいと思います。

○参考人(菅直人君) なかなか御質問の範囲が私に全部理解できているかどうか分かりませんが、これは最後に申し上げようと思つていことに、関連するんですけども、原子力という技術について本当にどう人間がかかわっていくことができるのか、いけるのかということ、私は私なりにやはり深刻に感じています。

○委員長(黒川清君) それ、ちよつと総理、最後に聞いてもいいですかね。そうしましょう。  
○大島賢三君 委員の大島でございませう。  
最後に総理に一言御発言をいただきたいことがあるんですが、それは、吉田所長を始め現場を支えた作業員に対する一言ということでありませう。総理もおつしやいましたけれども、背筋の寒くなるような最悪の事態になり得た。そういう状況であつたわけですから、そういう最悪の事態を防いで救つたのは、最終的には東電本部の首脳、指導部でも官邸でも、ましてや原子力安全・保安院、安全委員会でもなく、まさに現場にあつて極限状況の中で文字どおり命懸けで收拾に取り組んだ吉田昌郎所長以下五十名とか七十名の作業員の人たちの決死の働きであつたということ、これは多くの国民が受け止めておりますし、海外でもこれが称賛をされてヒーローとかフクシマファイブリーズと言われていたわけですから、そういう事態に対して、本部長として全体をおつしやつていただければと思つてい。正式の会議でもございませう。記録でも取られておりますので、是非お願いしたいと思います。

○蜂須賀禮子君 済みません、蜂須賀です。同じ質問になつてしまふんですけども、今、大島先生と同じく、同じ質問で申し訳ございませ

ん。私も同じく今考えておりました。というの、私たち十二日に避難しまして、十五、十六とあの極限のときに同じ避難者の人たちが、向こう、第一に行つてくるよ、現場を抑えてくるからなというふうにして出かけていったんですけど、避難所から。そのとき、私たちは避難所の中で、頑張つてね、私たちのためにあの発電所をこれ以上悪い方に行かせないでねと言つと、戦争でもないのに、お国のために俺たち頑張つてくるぞと。それこそ家族は涙ながらにそのお父さんを送つたんです。

私は、あのときに私たちの命を救つてくれたのはあそここの現場で必死に働いてくれた人ではないかなと思つております。今、大島先生がおつしやつたとおり、あの人たちに対して、最高責任者であつた菅さん、一言あの方たちに言葉をいただきたいと思つてい。

○参考人(菅直人君) 私も全く同じように感じてい。その現場の皆さんが最もよく理解をされていた。その中で、最後の最後まで頑張り抜いてやつていただいた。そのことが、ある段階でこの事故の拡大が止まるやばり最も大きな力になつた。同時に、その後、自衛隊、消防、警察、いろんな関係者もある意味命を懸けて頑張つてくださった。そういう皆さんの、国を思うというか国民を思う、そういう気持ちがあつて何とか事故が更なる大きな拡大につながらないで押しとどめることができた。その皆さんには本当に、もちろんご時々の責任者という立場だけではなくて、一人の人間として心からお礼と敬意を表したいと思つてい。

○委員長(黒川清君) ちよつと、野村委員から一つ。  
○野村修也君 総理、それに関連して、私がヒアリングした限りでお伝えしたいことがあるので申し上げておきますが、総理はあの十五日の朝に東京電力本店に行かれて、それで多くの方々の証言では叱責をされたということなんですけれども、この御様子がその今御発言された相手の、福

島原発におられた作業員の方々にも届いていたことはそのときお考えになつて御発言をされてい

○参考人(菅直人君) 私がどうい話をしたかというの、かなり表に出ておつすけれども、私の気持ちで申し上げると、叱責というつもりは全くありません。直前に撤退という話があつたことは、それを清水社長に撤退はありませんとつた直後でありますから、まだ皆さんがそのことで意思一致されているかどうか分かりませんでしたので、何とか、一番厳しい状況は皆さんが分かつておられるだろうと、だから本当にこれは命を懸けても頑張つてもらいたいという、そういうことを強くは言いました。それから、撤退しても、つまり現場から撤退しても、放射能はどんどん広がつていくわけですから、そういう意味で、撤退しても逃げ切れませんとつたこと、もう言いました。皆さんを何か私が叱責するとか、そういう気持ちは全くありません。

それから、それを皆さんが聞いておられたということは後になって気が付きました。つまりは、私も東電に入るのは初めてですから、本社のそういうところに、入つてみると、大きなテレビ会議のスクリーンが各サイトとつながつていて、二十四時間、例えば第二サイト等の状況が分かるようになってい。ですから、後になつて、私があそこ話したことは、そこにおられた二百名余りの皆さんだけではなくて各サイトで聞かれた方もあつたんだろうと。

私は、それを公開するしないという話がありましたが、私自身は公開していただいても全く構わないというか、決して私が止めているわけではありませぬ。それを聞いていただければ、私、いろいろなことを申し上げましたが、最後には、まあ六十歳を超えている会長とか社長とか私などはある意味先頭を切つていこうじゃないかというところも申し上げたわけでありまして、決して現場の人に対して何か叱責するということ、そ

ういう気持ちは全くありませんでしたので、そこだけは是非御理解をいただきたいと思えます。

○野村修也君 お気持ちはよく分かるんですけども、一点だけですが、その前に、まさに会社のために、国のためにということで自分たちが命を張っておられる方がまさか現場から逃げることはないということとは伝わっているわけですよね。電話で確認されているわけです。枝野官房長官は、昨日の発言であれば、現場にも連絡をして撤退の意思はないということは確認をされているわけなんです。

そういうような方々が、総理が来られて、現場から自分たち撤退するつもりがないと思っておられる方何で撤退するんだということ、そのどなたにおられる姿というのは、やはり今まさにそのサイトと命を共に、これを何とか防いでいこうと思っておられる方々に対する態度として、先ほど人としてという御発言がありましたけれども、何か反省すべき点というのはないんでしょうか。

○参考人(菅直人君) 同じことになるんですけども、私は本当に叱責するというような気持ち、特に現場の皆さんに対してはそういう気持ち、先ほど来、この撤退の経緯についてはいろいろお聞きになりましたけれども、少なくとも私が三時に起こされた時点では、撤退するということを社長が経産大臣に言ったという、そこからスタートしているわけです。ですから、その意思は、普通に考えれば、東電の少なくとも上層部は共有されているというふうに理解するのが普通だと思っております。私は本店に入りましたので、そこには上層部の幹部の人が基本的にはおられたわけですね。もちろん、今おっしゃったように、現場のところにもテレビ電話がつながっていたかもしれないが、私自身はそのことは後で、テレビは分かったんですけど、そこにおられる東電の幹部の皆さんに、撤退ということをもし考えておられたとしても、それは考え直して、何としても命懸けでも頑張ってもらいたい、そういう気持ちで申し

上げたんでありまして、そこは是非御理解をいただきたいと思えます。

○委員長(黒川清君) じゃ、田中委員の方から。ちよつと時間をオーバーして申し訳ありませんが、もうすぐ終わります。

○田中耕一君 申し訳ありません。今の叱責されたこととされることに関してなんです。前々回の海江田氏が、首相、初めて会われた方には違和感がある、誤解されやすい、また前回の枝野氏からは、スポークスマン、上に立つ者として分かりやすく話すべきだというふうにおっしゃられました。

今振り返って、上に立つ者としてどうあるべきか、これからの、未来に対しての話になると思いますが、何かございませうでしょうか。

○参考人(菅直人君) 私の言葉が受け止められる方にとってはやや厳しく受け止められたとしたら、そのこと自体は私の本意ではありませんので、その点については、もしそういうことがあったとすれば申し訳なく思っております。私の本意は、そのときを含めて、いろんな場面がありますけれども、海江田さんともう四十年の古いお付き合いであります、やはり、これは政治家でなくてもそうだと思いますが、はっきり物を言わなければいけないときはあるわけなんです。

そういう意味で、私が、例えば清水社長に撤退はありませんと言った、あるいは大勢の前で、皆さん一番分かっておられるかもしれないけど撤退はしないでくださいと言ったということは、私からすると、私の気持ちを率直にお伝えしたいと思っていたわけで、決して叱責でも、のつもりでもありませんし、何か、よくどなたと言われるんですが、まあ私の夫婦げんかよりは小さな声でしゃべったつもりでありますけれども、少なくともそういう、何かこう、怒ったとか誰かを叱ったというつもりで申し上げたんではなくて、はっきり物を言うために多少声が大きくなったことはあつて、それが不快な念を、受け止められた方が

あつたとすれば、それは申し訳ないと思えます。

○田中耕一君 ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。ちよつと時間をオーバーしましたが、本当に参考人、今日はいろいろなことに答えていただきまして、いろいろなことがまた分かりました。ありがとうございます。本日に御苦勞さまで。

あのときは本当に、地震それから大津波、さらに原発という三つのがあつたので、本当に大変だつたときだと思えます。今から後付けで言うのは簡単ですけども、そういうことはいつ起こるかもしれないわけで、やはり、一國あるいは組織のトップというのは、そういうときに何をするかということからいうと、もちろん菅総理もよく御存じのように、幾つかの話が出てまいりました。一つは、TEPCOに行つたときの、あの十五日の朝の話ですが、今、菅総理は、あれはもし聞けるもんだつたら聞いて構いませんよとおっしゃいましたが、不思議なことに、東電はあそこ、ところだけが音が出なくなつていまして、極めて不思議だと思つていまして、これを何とかしたい。言わば、そのときに恐らく菅総理の気持ちも伝わると思いますが、そういうことは極めて不可解だと思つております。

もう一つは、こういう意味では、また日本にも一國として、世界の情勢が非常に変わつてきて、また似たような、自然災害かどうかは分かりませんが、非常に危機的な状況が続く可能性もあると思えます。そのとき、是非、本当にこの大災害、非常に複雑な複合災害のときのトップをされた菅総理からは、現在の野田総理あるいは将来の日本のリーダーになるとういう人たちが、あるいは大きな組織のトップに向かって、是非、どういふことが大事であるかということ、二つ、三つ、もう野田総理にもお話しになつていまして、こんなことあつたらどうしなくちやいけないう話もあると思うんですが、是非お伝えいただけ

ばと思えます。

○参考人(菅直人君) 私は、冒頭も御質問に答えましたように、三月十一日までは安全性を確認して原発を活用すると、そういう立場で総理として活動いたしました。しかし、この原発事故を体験する中で根本的に考え方を改めました。その中で、かつてソ連首相を務められたゴルバチョフ氏がその回顧録の中で、チェルノブイリ事故は我が国体制全体の病根を照らし出したと、こう述べておられます。私は、今回の福島原発事故は同じことが言える、我が国の全体の意味で病根を照らし出したと、このように認識をいたしております。

戦前、軍部が政治の実権を掌握していきました。そのプロセスに、東電と電事連を中心とするいわゆる原子力村と呼ばれるものが私には重なつて見えてまいりました。つまり、東電と電事連を中心に、原子力行政の実権をこの四十年間の間に次第に掌握をして、そして批判的な専門家や政治家、官僚は村のおきてによつて村八分にされ、主流から外されてきたんだと思つて。そして、それを見ていた多くの関係者は、自己保身と事なかれ主義に陥つてそれを眺めていた。これは私自身の反省を込めて申し上げております。

現在、原子力村は、今回の事故に対する深刻な反省もしないままに原子力行政の実権を更に握り続けようとしております。こうした戦前の軍部にも似た原子力村の組織的な構造、社会心理的な構造を徹底的に解明して、解体することが原子力行政の抜本改革の第一歩だと考えております。

原子力規制組織として原子力規制委員会をつくるときに、例えばアメリカやヨーロッパの原子力規制の経験者である外国の方を招聘することも、そういう村社会を壊す上で一つの大きな手法ではないかと思つております。

また、更に申し上げれば、今後、この三、一、一、原発事故の教訓を、日本人、私たちが全体としてどう受け止めて、日本の将来をどう決めていくか、一人一人の日本人が問われていると思いま



<p>す。</p> <p>根本的な問題としては、原発依存を続けるかどうかがという判断です。今回の事故で、稼働中の原子炉だけでなく、最終処分ができない使用済燃料の危険性も明らかになりました。今回の原発事故では、最悪の場合、首都圏三千万人の避難が必要となり、国家の機能が崩壊しかねなかった、そういう状況にありました。テロや戦争などを含めて、人間的要素まで含めて考えれば、国家崩壊のリスクに対応できる確実な安全性確保というのは、これは不可能であります。</p> <p>私は今回の事故を体験して、最も安全な原発は、原発に依存しないこと、つまり脱原発の実現だと確信をいたしました。是非とも、野田総理はもちろんのこと、全ての日本人の皆さんに、あるいは世界の皆さんにそういう方向での努力を心からお願ひ申し上げます。</p> <p>○委員長(黒川清君) それで、ちよつと一言ですが、例の、東電に行つて話をされたときに、その前に吉田所長とお話をされていますよね、頑張りますという話で、そのときに、清水さんにして、勝俣さんにして、東電全体に、現場では頑張ると言っているぞ、知っているかと聞きましたか。そういうことを確認されましたでしょうか。</p> <p>○参考人(菅直人君) 冒頭、吉田さんとの二回の会話ということで、もう一度が必ずしも正確にどの時点だったか分かりません。ただ、十四日の夕方、比較的遅い時間に、先ほど申し上げたように、細野補佐官から取り次がれた電話でそういう趣旨の話をいたしました。しかし、私自身がそのことを、例えば清水社長に、呼んだときに言ったという覚えはありません。なぜかといえば、すぐに分かりましたと言われたので、もし何か、いや、そんなことを言っても現場がもうたないんだとか言われたら、もしかしたら言っていたかもしれないかもしれませんが、そういうやり取りがないまま、すぐに分かりましたと言われたので、私からその場で言ったことはない、そう思います。</p> <p>○委員長(黒川清君) ただ、そのまま東電に行つ</p>	<p>て、今さっきこういう大きなところにテレビがずつとあつて、見えているなどおつしやるときに、吉田所長も見えましたよね。</p> <p>○参考人(菅直人君) いや、スクリーンが六つくらいありましたので……</p> <p>○委員長(黒川清君) そうですね、九つありますから。</p> <p>○参考人(菅直人君) もつとありますから、大きな顔で映つておられれば見えますけれども、必ずしもそのスクリーンの中の人までは認識をしていません。</p> <p>○委員長(黒川清君) そのときに、吉田所長、現場の方々は頑張るぞと言っているよというのは、まあ数時間前に聞いておられるわけですから、そのうなる、そのことは伝えましたか、そのときのお話で。</p> <p>○参考人(菅直人君) その場の私の話の中には、それは入っておりません。</p> <p>○委員長(黒川清君) 入っておりませんか、清水さん、皆さんは、感じてですけどね。</p> <p>○参考人(菅直人君) そこは分からないんです。</p> <p>○委員長(黒川清君) そうですね。それはそうだと思いますが。</p> <p>○参考人(菅直人君) です、先ほど言いましたように、清水社長が言つてこられたということは、普通であれば、勝俣会長や何人かの幹部は相談にあずかっているはずですが。</p> <p>多少前後のことを、まあこれは私の直接の知見じゃありませんので余り申し上げませんが、多少前後のことでもいいですと、十四日のある段階では、これは政府事故調の中間報告に書かれたことがもし正しいとすれば、もう現場も打つ手がないので、何かこう、何人かを、逃げるためにバスを用意したというようなことも政府の事故調の中間報告にはありました。それは、吉田所長がそこまで考えたときがあつたというふうに政府事故調の中間報告にはありました。しかし、私の先ほど申し上げたことと重ね合わせて言うと、二</p>	<p>号に水が入らない段階で、もうこれ以上手がないと、このまま行けば二号が、それこそメルトダウンないしは爆発するという危機感の中でそういう行動を取られたけれども、幸いにして水が入り出したということで、結果としてその車を使うことはなかったと政府事故調は、中間報告は述べておられます。</p> <p>ですから、一連の経緯を私なりに整理してみると、そういう事態が十四日の夜の、午後の遅い段階であつて、そして、まだやれるという意識になられて、そこにももしかしたら東電の中の意識疎通が若干時間的に前後があつて食い違ひが出た一つの原因になったのかもしれないが、そこは東電の中のことですので、私には分かりません。</p> <p>○委員長(黒川清君) ありがとうございます。</p> <p>それでは、ちよつと読み上げなくてはならないことがあるので、申し訳ありません。</p> <p>質疑も尽きないところですが、委員会終了の時間となりました。</p> <p>菅さん、本日は本当にありがとうございました。</p> <p>次回の委員会は、明日、五月二十九日、福島市において福島県知事の佐藤雄平さんに対する質疑を行う予定であります。</p> <p>それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。</p> <p>午後四時四十九分散会</p>
--	---	--









# 第17回委員会



# 第17回委員会

平成24年5月29日

(福島県 福島テルサ)

## 概要

佐藤雄平福島県知事に参考人聴取を行った。佐藤氏は事故当時、知事として対応に当たった。委員会では、事故時、県がどのような対応をとったのか、政府の動きはどのように見えたのか、また、原子力事故発災時の県の対応の在り方等について聴取した。

福島第一原発では、3号機において、プルトニウムを含んだ燃料を用いるプルサーマル発電を導入することを2010年に決定したが、プルサーマルの導入をめぐる危険性が高まる等の意見が出されるなど物議を醸していた。

事故対応においては、国から県に提供されたSPEEDI試算結果の電子メールを削除し、この情報が地元自治体に伝わらなかったことが問題となった。



佐藤 雄平 参考人  
(福島県知事)

## 主要ポイント

### ○事故前の認識

原子力災害の危険性について、国ならびに東京電力からは、多重防護でしっかり守られているという説明を聞いた。一方、県としては安全協定に基づく対応をしてきた。

### ○避難指示について

2km圏避難については、国の対応が遅いとの判断で県が行ったが、避難指示の伝達は通信途絶のため支障を来した。

その後の国からの避難指示は、報道機関を通じて知る状況で、国からの指示が具体的でなく、住民が苦しい避難を余儀なくされた。

### ○プルサーマル導入について

3号機へのプルサーマル導入の際、佐藤参考人は、県から国に示した3条件の一つである耐震安全性の確保について、5号機の耐震バックチェック中間報告と同様の確認をするよう求めた。しかし、5号機の耐震バックチェックに津波対策があったにもかかわらず、3号機の耐震バックチェックでは津波が取り上げられていないことについて、佐藤参考人には伝えられていなかった可能性がある。また、プルサーマル導入の際、プルサーマル特別交付金について知らなかった。

### ○今後に向けて

原子力安全確保の縦割り行政の弊害を指摘し、一元化が強く求められるとする意見を述べた。また、SPEEDIなどをはじめとした情報の錯綜、事務局内の情報の伝達、共有が十分でなく、県には組織として問題があり、危機管理の在り方を見直していく意向を示した。今後については、事故収束と再発防止のために、知見、組織、信頼できる人、これらの要素が密接に連携することが重要ではないかと述べた。

最後に、発災以降、全国の皆さんに協力いただいた、二度と再びこのようなことが起きないように、未来ある社会づくりに貢献していきたいと発言した。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第十七号

平成二十四年五月二十九日(火曜日)

於福島テルサ

午後三時開会

出席者

委員長 黒川 清君

大島 賢三君

櫻井 正史君

野村 修也君

横山 禎徳君

崎山比早子君

田中 耕一君

蜂須賀禮子君

参考人 (福島県知事) 佐藤 雄平君

参与 木村 逸郎君

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局長 安生 徹君

本日の会議に付した案件

今回の事故への対応、過去の原子力行政全般等について

資料提出要求に関する件

○委員長(黒川清君) 皆様、よくいらっしやいました。今日は、このような機会をつくっていただきました。今日は、福島県の佐藤知事、今回の東日本大震災、地震、津波ばかりでなく、この県は特に地元にある福島第一原発の本当に大事故がありました。本当に多くの県民の方たちに、避難、それから被害、多くの本当に御苦労というか、何と申し上げていいか、本当に頭が下がる思いであります。そのところで、このような会をまた開かせていただくことを、本当に私も、この二時間のセッションですが、いろいろなことをまた知りたいと思っております。

それでは、東京電力福島原子力発電所事故調査

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十七号 平成二十四年五月二十九日

委員会、通称国会事故調と申しますが、第十七回の委員会を開会いたします。

今日は、参考人からの意見聴取及び質疑応答を開始いたしますが、今申し上げたように、本当に現地の福島県というところの知事として、この大災害のときの福島県知事である佐藤雄平さんについていただきました。

佐藤さんは、一九九八年から二〇〇六年まで参議院議員をお務めになりました後、二〇〇六年に福島県知事に選出され、福島第一原発の事故当時も福島県知事として事故対策に当たっておられました。

本日は、まず佐藤さんから二十分程度、今回の事故への対応、過去の原子力行政全般についてのお話を伺った上で、委員から質疑をさせていただきます。

それでは、まず、佐藤知事、よろしくお願いたします。二十分ということをお願いいたします。

○参考人(佐藤雄平君) 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました佐藤雄平でございます。

今日には、国会事故調査委員会のそれぞれの委員の皆さんは、わざわざ、まさに今、黒川委員長がお話になりましたように、原子力事故の県である福島県に来ていただいてこうして調査委員会をさせていただくこと、心から御礼申し上げます。

御承知のとおり、我が福島県は、実は昨年、地震、津波、原発事故、そしてそれに伴う風評被害、さらには、昨年は新潟、福島の豪雨災害がありまして、中通り地方に台風で被害を被った。昨年を振り返ると、まさに六重苦と、もう大変な災害と震災の年であったと振り返っております。

私も今県庁で災害対策委員会を開いておりますが、この災害対策委員会、全て、ほとんどが原発事故、二百五十八回になります。原乳の出荷抑制から始まって、学校の校庭の表土の除去、そ

して、下水道、汚泥をどうするか、さらには、最近では採石場の石の問題まで、本当に災害対策本部を開くたびに新しい局面を迎えて、それにもう全力で奔走して、命懸けで対応してきたと言っても、私自身、過言ではありません。

そういう中で、もう皆さんも御承知のとおり、十六万人の福島県民が県内外に避難を余儀なくされております。また、子供さんについては一万六千人ぐらい、七千人と言われておられて、非常に厳しい福島県。さらにまた、全県的な中で、大半の人は連日、今日は放射線の線量どれぐらいだという中で日々を暮らしているというのが現況であります。

それぞ事故調査委員会の皆さんには、事故調査はもちろんでありますけれども、それと同時に、この福島県の今のこの原子力災害の状況についても一日も早く改善、新生復興福島県をつくっていただくことへの御尽力もそれぞれお願いしたいと思っております。

それでは説明に入りますが、まずは、今日までの福島県の、電力原福島県としての歩みと状況、それから、それに対する安全対策をどういうふうにして福島県はしてきたかということ、次に、原発事故が起きてそれによってどう対応してきたか、そして、その課題はどういうふうな課題があるか、この順に従ってそれぞれ説明をさせていただきます。

これから先は着座にてお許しいただきたいと思っております。

まず、電源立地県としての本県の状況についてであります。

本県は、昭和二十七年、只見川流域における水力発電に始まり、火力、そして原子力発電と、長年にわたり国が推進するエネルギー政策に協力をしてまいりました。とりわけ、昭和四十六年三月

に東京電力福島第一原子力発電所一号機が運転を開始して以来、約四十年間、原子力発電とともに歩んでまいりました。県内の原子力発電所は全十基、九百万キロと、我が国原子力発電の約二〇%を占めております。全国有数の電力供給地として、首都圏消費電力の約三分の一を担う電源立地県として日本経済の発展と国民生活の向上に大きく貢献してまいりました。

次に、原子力発電所の安全確保対策についてであります。

全国有数の原子力発電所の立地県である本県にとりまして、発電所の安全、安心は最優先の課題であります。原子力発電の安全は、国が法令により一元的に規制している中、県としても立地自治体としての立場から、事業者との安全確保協定に基づき、環境放射能の監視、発電所内における安全確保に対する確認調査等を実施してまいりました。また、不正問題再発防止、耐震安全性の評価、高経年原子炉の安全対策、県議会や地元自治体からのプルサーマル受入れの検討要請など、一つ一つの問題に真摯に対応してまいりました。

平成十九年から平成二十二年までの四年間、安全確保のための会議を開催し、専門家の助言をいただきながら技術的検討を加え、さらに現地確認調査を計四十二回実施するなど、県民の安全、安心のために国、事業者に対して必要な対応を求めてまいりました。

私が知事に就任した平成十八年十一月直後、過去の検査データの改ざんや重大なトラブルの隠蔽問題が発覚いたしました。最終的に、福島第一及び福島第二原子力発電所で計二百件を越す問題事案が明らかとなりました。このような信頼を損ねる事態が長年にわたり半ば常態化していたことは、県民にとって大きな衝撃でありました。

私は事業者に、築城十年、落城一日、これを肝

として、下水道、汚泥をどうするか、さらには、最近では採石場の石の問題まで、本当に災害対策本部を開くたびに新しい局面を迎えて、それにもう全力で奔走して、命懸けで対応してきたと言っても、私自身、過言ではありません。

そういう中で、もう皆さんも御承知のとおり、十六万人の福島県民が県内外に避難を余儀なくされております。また、子供さんについては一万六千人ぐらい、七千人と言われておられて、非常に厳しい福島県。さらにまた、全県的な中で、大半の人は連日、今日は放射線の線量どれぐらいだという中で日々を暮らしているというのが現況であります。

それぞ事故調査委員会の皆さんには、事故調査はもちろんでありますけれども、それと同時に、この福島県の今のこの原子力災害の状況についても一日も早く改善、新生復興福島県をつくっていただくことへの御尽力もそれぞれお願いしたいと思っております。

それでは説明に入りますが、まずは、今日までの福島県の、電力原福島県としての歩みと状況、それから、それに対する安全対策をどういうふうにして福島県はしてきたかということ、次に、原発事故が起きてそれによってどう対応してきたか、そして、その課題はどういうふうな課題があるか、この順に従ってそれぞれ説明をさせていただきます。

これから先は着座にてお許しいただきたいと思っております。

まず、電源立地県としての本県の状況についてであります。

本県は、昭和二十七年、只見川流域における水力発電に始まり、火力、そして原子力発電と、長年にわたり国が推進するエネルギー政策に協力をしてまいりました。とりわけ、昭和四十六年三月

に東京電力福島第一原子力発電所一号機が運転を開始して以来、約四十年間、原子力発電とともに歩んでまいりました。県内の原子力発電所は全十基、九百万キロと、我が国原子力発電の約二〇%を占めております。全国有数の電力供給地として、首都圏消費電力の約三分の一を担う電源立地県として日本経済の発展と国民生活の向上に大きく貢献してまいりました。

次に、原子力発電所の安全確保対策についてであります。

全国有数の原子力発電所の立地県である本県にとりまして、発電所の安全、安心は最優先の課題であります。原子力発電の安全は、国が法令により一元的に規制している中、県としても立地自治体としての立場から、事業者との安全確保協定に基づき、環境放射能の監視、発電所内における安全確保に対する確認調査等を実施してまいりました。また、不正問題再発防止、耐震安全性の評価、高経年原子炉の安全対策、県議会や地元自治体からのプルサーマル受入れの検討要請など、一つ一つの問題に真摯に対応してまいりました。

平成十九年から平成二十二年までの四年間、安全確保のための会議を開催し、専門家の助言をいただきながら技術的検討を加え、さらに現地確認調査を計四十二回実施するなど、県民の安全、安心のために国、事業者に対して必要な対応を求めてまいりました。

私が知事に就任した平成十八年十一月直後、過去の検査データの改ざんや重大なトラブルの隠蔽問題が発覚いたしました。最終的に、福島第一及び福島第二原子力発電所で計二百件を越す問題事案が明らかとなりました。このような信頼を損ねる事態が長年にわたり半ば常態化していたことは、県民にとって大きな衝撃でありました。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十七号 平成二十四年五月二十九日

に銘じ、着実、継続的に信頼回復に向けた努力を積み重ねるよう再三にわたって求めてまいりました。また、認識の甘さから、長い間、一連のデーター改ざん、重大なトラブルの隠蔽を見抜けなかった国の責任を指摘し、経産大臣にも直接安全対策の強化を要請いたしました。

さらに、平成十九年七月に発生した新潟県中越沖地震は、原子力発電所の耐震安全性に対する信頼を根底から揺るがすものであります。国や事業者が原子力発電に関する様々なリスクを過小評価してきたのではないかと指摘がなされ、原子力安全規制の関係機関全体に対する不信も高まる事態となりました。国及び事業者は原子力発電の安全確保について万全を期すとしながらも、近年はこうした状況の連続でありました。

私は、こういう状況を踏まえ、再三にわたり国に対して、原子力発電所の耐震安全性の確保向上策の強化と、原子力安全規制を担う原子力安全・保安院の経済産業省からの分離を繰り返し訴えてまいりました。平成十九年九月に福島県市長会を始めとする関係六団体と合同で経済産業大臣にこの二点を要請して以来、その後も継続して要請し、二十二年九月には経済産業省の政務三役会議に出席をして大臣と意見交換をし、国民に信頼される安全規制の確立の必要性を強く申し上げてまいりました。

平成二十二年の福島第一原子力発電所三号機のプルサーマル受入れに際しましては、国、事業者、技術的条件として、三号機の耐震安全性の確認、高経年化対策の確認、MOX燃料の健全性の確認が必要であることを指摘し、福島県としても国、事業者の取組を専門家の助言をいただきながら確認してまいりました。

この確認作業においては、主な七十二の論点項目について整理をいたしました。県民の安全、安心を確保する観点から、国や事業者には、更なるデータの収集、知見の拡充を図り、最新の知見を適切に反映させていくことを求めてきたところであります。

茨城県東海村のジェー・シー・オー事故を踏まえ、平成十二年に原子力災害対策に関する特別措置法が施行されたことから、本県では翌年、県の原子力防災計画を改正し、修正し、国のオフサイトセンターを中心とする災害応急対策の充実を図りました。

私は、知事就任後最初の原子力防災訓練に、本県知事として初めて現地において参加をいたしました。その後、翌二十年は国の原子力総合防災訓練との合同実施、二十一年にはテロを想定した訓練の実施に取り組み、実践力の向上に努めてまいりました。

こうした防災訓練は毎年住民参加で行われ、地域の住民の皆さんや地元の小中学校も屋内退避訓練を実施しております。また、原子力発電所立地四町、大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町及び発電所から十キロ圏内の広野町、浪江町、全世帯に原子力発生時の心得を配布するなど、原子力防災意識の向上に努めてまいりました。

しかしながら、これらの原子力防災対策の専門的、技術的事項については、国の原子力安全委員会の原子力防災指針が大前提となっております。

発災前の平成二十二年十一月二十五、二十六日も、福島第一原子力発電所で本県の原子力防災訓練を行いました。その訓練のシナリオは、五号機で全交流電源が喪失し、全ての原子炉冷却機能を失うが、やがて非常用ディーゼル発電機が復旧し、事故が収束するというものであります。非常用発電機が最後まで復旧しなかったらどうなるのか、そのための備えはあるのか、訓練中によった素朴な疑問への答えは、多重防護による安全は確保されているというものであります。その僅か四か月後に現実の危機に直面することになってしまいました。

次に、原子力災害への対応についてであります。今回の事態の急展開、避難範囲の拡大、オフサイトセンターの機能不全、放射性物質による汚染の長期化など、国の原子力防災指針の想定をはる

かに超える未曾有の事態に際し、本来国が行うべき役割を自治体が担うことは極めて困難でありましたが、国の明確な指針がない中、県として独自に避難要請を発するなど、なし得る限りのことを行っていました。

国の訓練では、発電所からの緊急通報の連絡を受けて、政府は約三十分後に原子力緊急事態宣言を行っていました。しかし、今回の事態では、東電からの連絡後二時間半を経過して緊急事態宣言、その連絡が県に届いたのは更にその一時間後でもありました。三月十一日二十時三十分、二号機の水位が低下しており、このままだと燃料棒の最上部がむき出しになるおそれがあるとの東京電力からの連絡があり、国の対応を待っていたのでは県民の安全は守れない、自ら判断するしかない決心をし、二十時五十分二キロメートル範囲内の住民避難を大熊町、双葉町に要請いたしました。三十分遅れて、政府も三キロメートル圏内の避難と十キロメートル圏内の屋内退避の指示を決定いたしました。

マニュアルや訓練では、避難指示の決定前にオフサイトセンターを中心に関係機関が密接に連絡を取り、避難先、避難手段等の検討がなされることになっておりました。しかし、国からは、原子力防災計画では想定されていない十キロメートル圏を超える避難指示が、事前に連絡もなく、何ら明確な根拠等も示されず、一方的に矢張り早に出されました。このため、避難指示区域約八万人の住民を始め、不安に駆られた多くの県民が県内外に避難を余儀なくされたのであります。

このような中、県としては避難者支援に全力を挙げて取り組みました。何よりも初動において県民の安全が第一であります。国、県の施設で計百一か所の避難所を確保して、各市町村にも避難者受入れを要請いたしました。これほど広域かつ大勢の避難を要する事態は、前例にもマニュアルにもありませんでした。我が国が経験したことのない状況の下で、その場その場の判断の繰り返しでありました。

また、避難所を始め役場全体が避難した町村などに約半年で延べ二万人の職員を派遣して、避難者の支援や市町村の業務に当たらせながら、物資の不足など、今何が求められているのか現場の実態を把握して災害対策本部へ随時報告させました。また、全国四十六都道府県に対して、避難所の提供を含む災害救助法に基づく応援要請を行い、近隣県には県職員を駐在させ、避難者の受け入れ都道府県、市町村との調整を実施いたしました。

避難などの防護対策の必要性を判断するためにも、放射線のモニタリングは原子力災害対策に不可欠のものであります。本県では、十キロメートル圏内においても、県独自の取組として、県内七方部の地方振興局にサーベイメーターを準備しておりました。このため、早いところでは三月十一日夕刻から測定を開始し、地元紙、地元局を始め報道機関の協力を得て、県民にいち早く情報を提供することができました。また、原子力施設関係道県と応援協定に基づく支援を受けて、可搬型モニタリングポストを五十キロメートル圏内五か所に設置して、三月十二日から測定を開始いたしました。さらに、十七日の福島市役所を皮切りに、市町村役場から十九か所まで一日二回測定し、二十一日からは避難市町村を除く県内全市町村で環境放射線モニタリングの体制を整えました。

一方、原子力センターが発電所周辺に設置した環境放射線監視システムが地震と津波により使用不能となったため、県原子力対策本部から緊急に要員を派遣し、原子力発電所周辺のモニタリングを実施いたしました。県としては……

○委員長(黒川清君) 知事さん、二十分を超えただんですが、よろしいでしょうか。あとのぐらいい掛かりますでしょうか。

○委員長(黒川清君) 二十分というお話だったので、なんですが、また質疑もいろいろあるので、○参考人(佐藤雄平君) あと十分くらい掛かりまして、○参考人(佐藤雄平君) じゃ、ちょっとはしよつて。



○委員長(黒川清君) はしよっていただけますか、あと二、三分で。済みません。

○参考人(佐藤雄平君) はい。

県としては、事故後からなし得る限りの放射線モニタリング活動を展開いたしました。事故当初、現地のオフサイトセンターが情報通信機能を喪失している中で、国がモニタリング情報発信の司令塔としての役は十分果たせず、モニタリングデータの公表の遅れなどもあったことは極めて残念であります。

緊急時被曝スクリーニングも、避難区域の急速な拡大で要件が全く不足している中で、延べ千四百の県外派遣チーム等の応援を得て、三月十三日から三月末までの間に約十一万人のスクリーニングを実施いたしました。このスクリーニングについても、オフサイトセンターが機能不全に陥り、国が司令塔としての役割を果たせない中で必死に対応してまいりました。

国の緊急時における放射能影響予測システム、いわゆるSPREDIの問題につきましては、県においてこの情報の共有が十分でなかったことで県民の皆さんに大変な御心配をお掛けして、申し訳ないと思っております。本来、防護対策に活用されるべきこの国のシステムが、事故発生当初、その機能を十分に果たすことはできませんでした。国の責任において、活用、公表の在り方についてしっかりと検証していただきたいと思っております。

さらに、県民の放射線に対する不安が広がり、県内各地で線量が上昇したことで、避難指示区域以外からも健康への影響を心配する声が高まりました。県民に対して放射線が健康に与える影響について専門的知見からのアドバイスが必要と判断し、被曝専門家の実績のある長崎大、広島大に協力を要請して、三人の専門家に放射線健康リスク管理アドバイザーを委嘱し、三月中旬に合計九回の講演会を実施し、四千人の県民に向けて講演をいただきました。

○委員長(黒川清君) もし、知事さん、よろしければ、いいでしょうか。

実を言うと、いろいろ知事さんがおっしゃりたいことたくさんのは分かっているんですが、お時間が五時までということになっておりますので、知事がお忙しいと思いますので、むしろ皆さんの前でこちらからいろいろ聞かせていただいで、そのところに反映させていたいではどうかと思うんですが、いかがでしょうか。また後でそれをウェブサイトに出力していただくことはできると思うので。

非常にきつい、貴重な時間だと思っておりますので、このところ、御存じのように、海江田当時の大臣、それから枝野官房長官、昨日は菅総理というところで聞いてまいりましたので、是非、この県の知事としてのこと、それからそのようなことについてむしろ伺いたいことの方が多いので、こちらでいろいろ質疑応答という形にさせていただきます。でもよろしいでしょうか、もしよろしければ、申し訳ないんですけど、時間が限られて……

○参考人(佐藤雄平君) これから大事なところもあるんですけど……

○委員長(黒川清君) はい、分かっております。そのときにもその話題が出てくると思っております。申し訳ありません。知事の本当に貴重なお時間ということで、申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。

○参考人(佐藤雄平君) はい。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。御存じのように、私も、委員会が十二月に立ち上がりましてから、第一回は最初に福島第一にみんなで行って、第一回の委員会を御当地福島で行いました。その後、タウンミーティングを三回行いまして、また各調査員あるいは委員がいるいろいろなところに伺って御意見を伺い、また二万人の避難されている方々からのアンケートもいただいております……

○参考人(佐藤雄平君) 一万六千人。  
○委員長(黒川清君) ええ。それも、二万人出されて、二万数千人の方からいただいております、それも本当に貴重な資料として使わせていただ

つもりでございます。

ということですが、本当に知事の貴重なお時間というところで、まず、早速私どもの幾つかお聞きしたいことを中心にしたいと思っております。是非よろしく的確に、できるだけ短くという話で、たくさん伺いたいと思っております。それから、もちろん御存じと思いますが、この委員会そのものはウェブでも出ますし、英語の同時通訳もありますので、後でオンラインでも世界中で見られるので、それも是非その機会を使っておられるので、よろしくお願いたします。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。知事の方からたくさんのお話をされたいということではよく分かっておりますが、時間の関係上、途中で私どもの質問に変えさせていただきます。時間関係がございまして、できるだけ簡単に、簡略にお答えいただければ有り難いと思っております。

ただいま事故前のことについて知事の御説明がありました。一般的なことは先ほど伺いましたが、原子力事故の危険性ということについて具体的に国から何らかの説明はありましたでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 私自身、以前、参議院やらせてもらっております、ちょうど茨城の事故が、ジェー・シー・オーがあったとき質問させていただきました。もうまさに、国からの話、多重防護をきちっとしている、ですから事故が起きて、いわゆる多重防護の中でしっかりと守られている、いわゆる一般的な言う安全神話ですか、そういうふうな話がありました。

○櫻井正史君 東電の方からはいかがででしょうか。  
○参考人(佐藤雄平君) 今回ですか。  
○櫻井正史君 いや、事故前の。  
○参考人(佐藤雄平君) 事故前の、当然東電の方

からも、それは私が就任したときに、安全協定ありますから、そういうふうな中でそれぞれ話している中では、まさにその多重防護についての話があった、それはそういうふうなことかなと思っています。

○櫻井正史君 一方、県としては、市町村や住民に対して、この原子力発電所の安全性あるいは危険性についてどのような説明をしてこられましたか。

○参考人(佐藤雄平君) これは、東電との安全協定がありまして、東電との安全協定というのは福島県と立地町村との安全協定ですから、常に県と市町村の職員、これは専門家を交えて、しかも年に十回、七十か所ぐらいのチェック、これをするとということ、毎年十回入っておりますので、そういうふうな中で安全対策というのはそれぞれ研究していただいております。

○櫻井正史君 県あるいは知事が顧問をされております財団法人福島県原子力広報協会というところの資料等を拝見させていただきますと、大変いろんな形で原子力についての知識、安全性についての広報をされておりますが、拝見するところでは、先ほどの知事の、防護の体制ができていて、危険は防げるんだということを前提の広報をされているように思われますが、いかがでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) そのように努めていくんだというふうなことだと思います。  
○櫻井正史君 こういう広報の中で、小中高生などもいろんな形で参加されていて、いろいろ作文を書かれたり、こういうデイスカッションみたいなものに参加されている子供たちも結構多いわけでございますが、今度の事故を機会に、こういう子供たちについて、知事として現在どんなお気持ちをお持ちでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) いや、もうこういう子供たちが、一万七千人近い子供が福島県から県外に避難している、これはもう極めて残念なことでありまして、私はもう一口も早く自らの環境、周辺

の環境、これを除染しながら、安全な環境に早々にしていかなきゃいけないということで、もう必死に今その除染計画、除染対策を進めております。

○櫻井正史君 時間の関係でちょっと違う点からお伺いしたいんですが、先ほど防災訓練というお話を承りましたけれども、防災訓練の中で、二十二年の防災訓練については知事が今御説明されたとおりなんですが、いわゆる複合災害、あるいは原子力災害と直接関係なくとも並行して同じような災害が起こる、例えば原子力事故があるときに地震が起こる、地震で原子力事故が起こったというところは複合とよく言われているんですが、そういうようなものを想定した訓練ということをおやりにしようということとは考えられたことは県としてありましようか。

○参考人(佐藤雄平君) その防災訓練は私も知事として初めてで、その後また国の訓練にも私は参加したんですけれども、そういうふうな話は、例えば東京電力が二十年のときに、これも安全協定を結んだ中での話だったんですけれども、二十年に津波の話が社内でも我々にもまた報告があったというふうなことを聞いて、私もは極めて残念な話だと思っております。ですから、その段階で複合災害、皆さんの中で明確にはお出になつていないと記憶しております。

○櫻井正史君 ありがとうございます。次に、先ほど知事の方から御説明がありましたけれど、二キロの避難指示という、これを出された経緯というのは、やはり国が遅い、一言で言うところの判断が遅いということでお出されたわけでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) まさにそのとおりでございます。

○櫻井正史君 これについては住民にどのような形で伝えられましたでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) これは通信網がちょっとあれで、メディアを通して避難を出させていたいただきました。

○櫻井正史君 それで、二キロの避難区域を設定したということは、保安院なり国なりどちらかに県としては御連絡しましたか。

○参考人(佐藤雄平君) いや、これはもうとても連絡する間はなかったです。この二キロというのは、今まで私もやっている中で、ともかく住民の、近隣住民の安全というふうなことで、我々の今までの訓練の中でそういうふうな、県庁と訓練の中で規定というか、恒常的にそういうふうな形で避難させていたということなんです。

○櫻井正史君 先ほど、三キロの国の避難指示の話と二キロの話は知事の方からお話があったと思えますけれども、三キロの避難指示というのは知事あるいは県には国からどのような形で伝わったんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) これはむしろメディアの方が早かったです。その後、私も来ました。

○櫻井正史君 十キロについてはいかがだったでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 十キロについてもそのとおりです。

○櫻井正史君 十キロについて大変対応に苦慮されたというお話で、その後二十キロという話が出て、決まりましたね。これについては県はどのような対応をされたんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) これは、私もにももう本当に頭越してありまして、私もからすれば、この二十キロというのはやっぱり頭になかったから、残念ながら分かりませんでした。しかも、あのときはたしか自主避難と屋内退避というふうなことがありましたので、非常に皆さんは困惑したと思いますね。

○櫻井正史君 今の屋内退避ということを先般も官邸の方に伺ったんですが、県の立場から、屋内退避というものについて長期間に結果的になっていることについてどのような感想をお持ちでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 屋内退避二十キロ圏内では、あそこは屋内退避と自主避難ですから、どっちを取っていいかというのは本当に市民の人は分からなかったで困惑したんです。外に出られないわけですから、じゃ、生活するのにはどうするんだと。結果的には、線量の高いところは自主避難というふうな形になったと思いますけれども。

○櫻井正史君 それから、先ほど連絡方法ということを知事も少し触れられましたが、県の持つております通信、地方自治体なり住民に対して連絡方法というものはどのようなものがあつたか、お分かりでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 防災行政無線が唯一だったんですけれども、それも通信不可能になっておりました。

○櫻井正史君 防災行政無線のことについて若干お伺いしますが、私も承知しているところによりまして、防災行政無線のメインの機器というのは本庁舎の中の五階にあつて、この建物がいわゆる県のランクでいいますと耐震がDという最も耐震強度が問題があるというところで、改修計画というのがあるように資料から拝見しているんですが、そのようなところにメインの防災行政無線のシステムを置かれたまま地震まで来られたことについて、県知事としていかがお考えですか。

○参考人(佐藤雄平君) それよりも、オフサイトセンターが機能しなくなつてしまったというふうなことがやっぱり今回の混乱を招いた大きな一要素になるのかなと思っております。

福島県の五階に置いたというのは、私どもの県庁というのはいま昭和三十年代の建物で、改築しろ、改築しろと言いながらもなかなかできない状況であつて、その中では私自身は安全な場所という認識を持っておりました。現在、今そこでオフサイトセンター移っておりますので。

○櫻井正史君 オフサイトセンターの国の関係は別に国の方に伺うことですが、私どもの承知してあつたものが、自治会館の三階のときには当初二

回線しか入らないということで、相当通信上の支障が出たというふうな考えておりますが、知事はその辺のところは御承知でしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) そういうところはありますけれども、できる限り私なんかは、やっぱりそれぞれ携帯もあつたので、携帯での通信、情報収集、こういうことに努めておりました。

○櫻井正史君 では次に、少し個別のことについて伺いたいと思いますが、先ほどモニタリングという話が出ましたが、県としてモニタリングポストというのは事故前に何か所か設置されていたと思ひますが、いかがでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 二十四か所。

○櫻井正史君 二十四か所のうち、現実に事故後機能したのはございませうか。

○参考人(佐藤雄平君) 事故後、二か所機能しておりました。

○櫻井正史君 時間の関係で申し上げますと、そのうち幾つかは津波の影響で機能しなかったということとは分かるんですが、多くのところが地震の影響で機能しなかったのではないかなと思ひますが、その辺は県の御見解はいかがでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) これはまだ検証しておりません。

○櫻井正史君 是非、その辺はできましたら今後のためにも、モニタリングポストを設置しても地震で駄目になつてしまつていふことになりまうとせつかくの措置が十分機能しないと思ひます、よろしく願ひたいと思ひます。

○参考人(佐藤雄平君) はい。

○櫻井正史君 次に、安定沃素剤のことについて一点だけお伺いしたいんですが、規定によりまして、安定沃素剤の配付というのは国の方が決める、あるいは国の方からその指示が来ないときには県知事の判断でこれができるというふうな規定になつておりますが、知事はこれについて何らかの検討を当時されましたでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 県では、国に確認しながらやつておつたんですけれども、県では配付して



いないです。

○櫻井正史君 国からは何か回答があったんでしようか。

○参考人(佐藤雄平君) ちょっと待ってください。失礼しました。五十キロ圏内に、その後国からの指示があった、国からも来たんで沃素剤を配付しました。

○櫻井正史君 それ以前に、県として配付するかどうかの御検討はされていないでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 県としては配付していません。

○櫻井正史君 分かりました。ありがとうございます。それで、事故後の県のいろいろなことについて先ほど知事からもございましたけど、振り返ってごらんになって、オフサイトセンターの問題につきましては県の立場からはどうであつたらよかつたというふうにお考えでしょうか、ます。

○参考人(佐藤雄平君) オフサイトセンターはこれらもう最大の最前基地でありますので、そこに、それこそ後で私は述べようかと思つたんですけれども、福島県の農産物、飲料水、様々な汚染された青果物がありました。これを検査する機関もありましたので、こういうふうなものも不可能になつてしまつたんで、後ほど福島県全体が非常に困る事態になつたんです。

ですから、私は、もうオフサイトセンターは国がトップ、総理大臣がトップですから、そこがやっぱりまず機能しているべきだろつと思つました。しかし、あのような状況になつたというのは、私自身はやつぱり少し距離的に近かつたんじゃないかなと思つたところもあります。

○櫻井正史君 オフサイトセンターが機能を失つたということは既に皆さんお分かりのところなんです、県としての対策本部、あの自治会館に置かれた、その活動状況を振り返つてごらんになつていかが総括されましようか、県としての。

○参考人(佐藤雄平君) 初期初動ですか。

○櫻井正史君 はい。

○参考人(佐藤雄平君) 自治会館の本部、これは十一日の四時半に立ち上げてまして、その日が十回、その次の日が二十回、三日間で約四十回近く会議をして、もうともかくいゆる避難所を見付けること、それに対して物資をどうやって届けるか、あと弱者対策、特に病院等もたくさん浜通りありましたんで、それについての病人のいゆる搬送をどうするか、そのことでもう本日にこの三日間は迫られていたという状況でした。

○櫻井正史君 これは当時の状況を御存じな知事が一番お分かりだと思ふんですが、福島県としてもそれほど多数の人がこういうことに対応できる県ではないと思ふんですが、その人たちがオフサイトセンターと県の現地と、それから福島にありますが本部と、こちらに分かれるということは、また交代要員の問題もありまして、振り返つてみますと、どんなふうにご考慮されておられますか。

○参考人(佐藤雄平君) これは、櫻井委員、分かるというよりは、オフサイトセンターにいることができないとなつたというのは御存じですね。機能不全です、もう一つは周辺の線量が極めて高くなつてしまつて、あれ全体がどこに移るといふ、まあ振興局という話もありまして、とても振興局、御存じのとおり、これも木造二階建ての極めて古い庁舎でして、そしてやつぱり連絡の取りやすい、そしてしかも情報が集合しやすい、これは福島市であるということ、県庁の五階ということになつてきたんです。

○櫻井正史君 分かりました。どうもありがとうございます。

時間の関係もありますので、次の委員の方に質問を替わらせていただきます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。またほかの案もあると思ふんですが、実は、今知事のお話では主に携帯とおっしゃっていましたが、そのころ携帯は通じていましたか。

○参考人(佐藤雄平君) 私は、通じていました。ですから、十五日までに、これも承知だと思ふすけれども、直接、被災地の皆さんは、役場もなければ、市町村役場も、ですから、町長とは、十五日以降降つたですかね、ほとんどの町長と携帯電話、連絡を取つて。

○委員長(黒川清君) それから、いろいろな町長さん、首長さん、そのほかの方、聞いてみると、情報が取れたのはほとんどテレビで知つたという話のことが多くて、やはり携帯が通じているも向こうからの通じないということもちらちらすごくあるわけなので、先ほど申された、その防災行政無線も、もうそろそろ、非常に耐震性の弱いところに置いてあつたという話だつたんですが、実を言うと、毎年のように防災訓練をやり、国のもやり、それからテロ対策のというシミュレーションもやつたときに、庁内の中ではその防災の無線の本体を、設置場所を少し変えたらどうか、かなんという議論は全く出てこなかつたんでしようか。

○参考人(佐藤雄平君) 私が今申し上げたのは、十五日の後にになりましたけれども、被災町長、それから県内の町長に電話をしたというのは、被災地の町長に今何が必要ですか、というの、意味で連絡を取つたんです。どこに避難するの、どこに連絡をしてくれとか、じゃ県で用意するとか、そういう意味での携帯電話での連絡を取つたということですよ。

○委員長(黒川清君) そうですね。ですから、行政無線の話が、そういう意味では耐震性の弱いところにあつたのが、毎年一応訓練をされてきたわけなので、誰か中でそういうことの声がなかつたのかなという話を、知事さんでなくても、知事さんのところに上がつてなかつたのかなということ、をちょっと聞いてみたかつたんですけど、でも、まあ記憶がないとおっしゃっているんで、誰も考えなかつたのかなという気もするんです。

○参考人(佐藤雄平君) それは、それぞれ担当の班をつくりまして、担当の班にはそれぞれの首長が状況等については通信をよこしていたと思ふます。

○大島賢三君 それでは、私の方から、政策論といひますか制度論につきまして、政策論あるいは制度論につきまして質問させていただきます。御案内のとおり、この委員会は事故原因の究明と同時に、経験から教訓を得て将来に生かすことのための提言をする、そういう任務も負っているわけでございますが、そういうことを念頭に、二点につきまして、一つは安全協定、それからもう一つは地方自治体、都道府県と国との関係の在り方と、この二点から簡単に質問させていただきます。

まず、安全協定。先ほど来言及されておりますけれども、事故の後を振り返つてみて、知事として東京電力と立地自治体の間の安全協定というものはまあ大体守られたというふうに評価されておりますか。

○参考人(佐藤雄平君) 守られたというよりも、先ほど申し上げましたけれども、年十回、それで点検が約七十か所、ですからもつと多くてもよかつたかなと、さらにはまた点検箇所も多くてもよかつたのかなと思ふます。

もう一つは、これも私は申し上げてきたんですけれども、やつぱり信頼ですから、東京電力さんが、以前もそうだつたし、私が就任してからも、ろんなインシデントがありました。ですから、私もこれはさつき言ったかも知れませんが、やつぱり築城十年、落城一日と。信頼関係といふのはもう当然隠蔽しない、データ改ざんしないというふうなことどうも再三言つてきましたので、そういう意味では、技術的にも人の関係の中でもやつぱり協定といふものはこれからこの先しっかりとしたものではないかと思つています。

○大島賢三君 しっかりと安全協定を作るといふことは、安全協定の在り方そのものは現状といひ、しかし、その内容とか運営をもつと改善する必要があるというのが今回の教訓といひますか、経験から感じておられると、こういうことでございますか。



○参考人(佐藤雄平君) 組織と同時にやっぱり人の教育でもあるんだと思いますね、信頼される人をつくっていくと。

私はいつも、被災して、それぞれ復興構想会議に東京に向かいました。そうするとやっぱり、この東電の場合でも、現地の皆さんが記者会見するときに東京で本社で記者会見するときに、もううんとやっぱり格差がある、離れているなど、逼迫性がないかと思っていますし、私自身も何か東京に行くことこの福島県の現実というのがだんだん希薄になっていっているなど、そんな感じをしながら今も東京しておりますけどね。

○大島賢三君 この安全協定は、法的にどういいますか、基本的には事業者東京電力とそれから立地自治体との間の任意の約束事と、こういうことになっておるわけですから、今回の経験を通過して、これをもう少しきちんとした基礎の上に乗っけるべきだと。例えば、国内の一部には、これを法的根拠を与える形に持っていくのもうちょっとしっかりしたものにするべきだという議論があるようにですけれども、その辺について何か御意見は。

○参考人(佐藤雄平君) これは賛成ですね。

○大島賢三君 はい、分かりました。

それじゃ、一番目の地方自治体と国との関係でございますが……

○参考人(佐藤雄平君) ちょっと待ってください。

ただ、その今の協定の中で、原子力発電所の存在そのものを云々するのは基本的には国であるというふうなことから、そういうふうな中でやっぱりどういうふうな地域、いわゆる立地自治体との協定を法制化していくということ、その難しさはあると思いますけれども、今こういうふうな状況になってみて、安全協定というのは……

○大島賢三君 はい、分かりました。そういうふうなことに承らせていただきたいと思えます。ちょっと時間関係もございまして、二番目の都道府県と国との関係でございまして、先ほど、知事御就任後に安全規制の改善強化について

は再三にわたって政府の方にも申入れをされたという話がございました。

それ以前にも、参議院議員をお務めになったとき、ちょうど一九九九年、二〇〇〇年ごろでございまして、当時、ジェー・シー・オーの臨界事故を受けて、政府の方から原子力災害特別措置法、いわゆる原災法の法律が、国会で法律案が審議されておったわけですから、そのときに参議院議員をなさっておられて国会質問をされたことは、政府案、今の原災法の立て付けではちよつと不十分だと。まあ方向性としてはいい方向に行っているけれども不徹底だということ、特に初期対応、これを極めて迅速にやるのが重要だけれども、そのためにはその法案にあるような立付け、すなわち異常事態が発生すれば担当大臣から総理に報告が行って、総理が原子力緊急事態宣言を出す、それから避難指示とかいろいろなかとがあるわけですから、そういう立て付けに加えて、都道府県知事あるいは市町村長自身が指示あるいは指揮の権限を持つことが初期対応をきちとやるために必要だと、そういう趣旨のことを質問の中で出されております。

政府の方は、いや、この法案のとおりでいいんだということ、現状に繋がっておるわけですから、今、今回、事故、こういうことで大変我々の想像を絶するような御苦勞をされたと思うんですけれども、やはりあの当時言ったことがもし実現しておれば、野党の民主党がああいう主張を国会でされていたわけですから、ああいう形になっておれば、今回の緊急対応においても少し別のいい対応ができた、そういうふうな考えられますでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) あのとときは二つありまして、一つは、従前から私が言っていたのは、原子力安全・保安院が経産省からまず分離しなきゃ駄目だ。エネルギー庁と一緒にあることによつて一方では推進、一方ではチェックする、これが同居することは決していいことじゃないということ

を言ってきました。これとてまだ、現実問題として規制庁というふうな形になってくるんでしょけれども、まだ審議が進んでいないわけですから、この辺がなかなかやっぱり政府のスピード感がないうところ、こういうふうなことも、それはチェック機能としてしっかり本当果たせたのかなと思うところはありますね。

もう一つは、やっぱり一元化を言ってきたんです。これは今度のその震災の中で、先ほども言いましたけれども、例えば下水道の話します。下水道を所管しているのは国土交通省です。国土交通省に行っても、国土交通省は放射能を含んだ下水道は私どもは所管じゃないと、研究してないとい、それからまた今度環境省に行つて、環境省はたしか文科省と話したり安全院と話したりして、結局は非常に地方に対しての処置の仕方というのが遅れていると。ですから、これもこの原子力安全保障についてはやっぱり一元化して、ワンストップで対応できるような体制というのが大事であるかなと思つております。

○大島賢三君 分かりました。どうもありがとうございます。

○委員長(黒川清君) では、今までカバーされて

いないところで、横山委員ですか。

○横山禎徳君 それでは、今回の緊急事態において、今おっしゃったようなこともあり、法規にのつとつてというわけにはいかないような緊急事態であつたと思うんですが、そのときに超法規的な行動も含めて知事がどのようなリーダーシップを発揮されたのかということをお聞きしたいと思います。

○参考人(佐藤雄平君) この混乱のとき、もうともかく交通渋滞になって、そして油がなくなつて、それで、リーダーとしてどうかどうか、それよりも、まずはやっぱり避難所を探すということが精いっぱいだったですからね。だから、それぞれ

の町村が連絡を取つて、それも日いっぱいアッパリーになって、それで私どもがともかく県の公の機関をずっと開けてそこでお待ちした。そのときに、当然油の話も総理にもしたし、それから大臣にもしたし、それから食料の話もしていった。これがもう本当にこの初期、初期の段階ではこれだけでもう精いっぱいであつたかなと。

○横山禎徳君 結果的に、住民は避難場所を転々としたりということになったわけですね。特に、浪江町であるとか六回ぐらい移動された。このことは御存じでございますか。

○参考人(佐藤雄平君) はい。八回、九回も移している。

○横山禎徳君 そういうことを含めて、住民と直接お話しをされるとか、そういうことは知事としてはおやりになつたんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) これは三回くらいやつたかな。

○横山禎徳君 そうですか。

そうですね、現在の仮設住宅の生活というのは状況は、先の展望も持ちにくいし、またなかなか狭くて、そういう状況について御覧になるとか、改善とか、そういうことをお考えになつてのこととはございますか。

○参考人(佐藤雄平君) 仮設住宅、もちろん行つています。仮設住宅にも行つています、もちろん。

○横山禎徳君 何かどんなところが問題だということにお考えでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 仮設住宅は、これは二種類ありまして、要するに地元で造つたのと国から来たのがあつた。あと借り上げというものがありますから、アパートとかマンションに入る。率からいって、その借り上げの方がたしか多いんです。

あと、やっぱりその仮設住宅、これはもう本当に厳しかったのは、プレハブは一方では急がなきゃいけないんです。もう四月、五月まで、仮設住宅、あのとときは二万戸か。それで、一方ではまた居住性も大事ですから、居住性を求めていくと二週間ぐらい遅れてしまふんです。いづれ両方の対応をさせていただきました。そして、プレハブ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十七号 平成二十四年五月二十九日

のところはどうしてもやっぱりあの当時、去年の三月、四月というのはまた寒くて、雪降って、本当に暖房器具どうしてくれ、ああしてくれという話があって、それについてはもうできる限りの県の対応をさせていただきました。それで、遅れた方はこれは木造で造ったんですけれども、ここはそのプレハブと比べると非常に居住性が高いという評判も得ておまして、これは両方がいずれにしてみてもよかったですよ。急いでくれというのとやっぱり居住性も良いところと、その両方を充足させるのはちょっと難しかったんですけれども、結果的には今は、居住性のいいところの県内の住宅が良かったという評判は聞いております。

○横山禎徳君 ありがとうございます。

それでは、ちょっと病院の避難について伺いたいんですが、普通の住民の避難とは違って入院患者の避難というのはなかなか難しい問題があったわけですが、それに關しては特別の指示は何か出されたんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) ちょうどあのとき、直接被災地の六か所の病院で病院患者とあと弱者があられて、ともかく私どもでできたこと、そしてまた、あそこは線量も問題がありましたので、警察、自衛隊の皆さんと連絡を取りながら、一刻も早く患者さんを搬送するようにと担当部長に命じて、その対応をさせました。

○横山禎徳君 緊急医療体制というのがあるわけですが、その中で初期医療のところ、実際に病院が二十キロ圏内にあることによって使えなかったというところは御存じでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 済みません、もう一回。○横山禎徳君 実際の初期診療をするところが二十キロ圏内にありまして、病院が、五つのうち二つしか使えなかったのかな、そういうことでキャパシティがなかったという状況にあったんですか、その辺は御存じでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) ですから、キャパシティがなかったから、じゃ、二十キロ圏外の例えば相馬、それからいわき、それから郡山、そういうところに対応、準備させていただいて……

○横山禎徳君 これは全て県が指導しておやりになったということでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) いや、県が指導してというよりも、福島県内の民間病院に県から話をして、また医師会を通してその対応というふうなことで、私どもの担当がおりますので、それによって対応させて、一番は我が方の県立の福島県立医科大学がありますので、そこで対応させたりもしました。

○横山禎徳君 実際にうまく処理できたというふうにお考えですか。

○参考人(佐藤雄平君) いや、これはもうやっぱり避難する患者の方がはるかに多くて、キャパの方が少ないわけですから、患者さんからすれば、これは思ったようにはいっていないという御不満はあったと思います。

○横山禎徳君 かなりの方が亡くなったわけですが、それはもうちょっとやりようがあったかなとかいうふうなお考えはございますか。

○参考人(佐藤雄平君) これはもう七回も八回も避難所を変わたりして、そして非常にやっばり体が弱くなつていて持病がまた悪化していったという話も聞いて、七百人近い人がそのような形になったということは本当に残念でならないと思います。

○崎山比早子君 委員の崎山です。よろしくお願ひいたします。

学校の二十ミリシーベルト問題についてちょっと伺いたいんですが、文部科学省から原子力安全委員会に問合せがあったときに、初めは安全委員会は一ミリシーベルトという答えをしていたそうなんですけれども、四月十九日に文部科学省が発表したのでは二十ミリシーベルトになったわけですが、それをお聞きになって、県内の児童それから学生まで二十ミリシーベルトの被曝ということで、知事さんとしてはどういうお考えでしたでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) ですから、二十ミリシーベルトがあつて、これが大人と子供一緒に年間被曝量の話です。そうですね。

○崎山比早子君 はい。

○参考人(佐藤雄平君) この後すぐ内閣参与の涙ながらの記者会見があつて、あれで非常にやっばり県内は困惑、動揺しましたね。そして、そういうふうな中で、あのときは、そうだな、文部副大臣がお見えになったり、また何人か政府の関係者にもその二十ミリでいいのかという話をいろいろさせていただきました。

○崎山比早子君 もっと下げるようにとか、そういうふうな働きかけはなされたことはあるんですか。

○参考人(佐藤雄平君) 二十ミリでいいのかというのは、そういうふうな意味でございます。

○崎山比早子君 ちょっと分からない。したんですか。

○横山禎徳君 ちょっと聞き取れなかったんですけれども。

○崎山比早子君 聞き取れないんですけれども。済みません。

○参考人(佐藤雄平君) 小佐古参与があのような形で記者会見したというのは御存じですよ。なされたことは私たちが存じておりますけれども、知事さんとして、県民の健康というか、そういうことで政府なり文部科学省なりに働きかけたことはおありですか。

○参考人(佐藤雄平君) それは当時、この学校の、いわゆる生活環境ありますよね、生活環境の中で学校がどうしても子供たち中心のところから、いわゆる学校の校庭の線量、これは最初は三マイクロシーベルト、これは国では除染の費用の対象となるという話があったから、それはもうとんでもない話だと。これはたしか二十ミリシーベルトを考えた上での三マイクロシーベルトだったと思います。

ですから、私はもうともかく、もう一ミリ、限りなくということ、学校の校庭の表土の除去に對しての国の対応、財源的な対応をそこまで求めていったということですよ。

○崎山比早子君 交渉はなされたんですか。

○参考人(佐藤雄平君) はい。

○崎山比早子君 実際には、福島県のお母さん方がたくさん文部科学省にいらつしゃつて、そういう運動があつて文部科学省が動いて最終的に一ミリシーベルトを目指すということがあつたわけですね。

でも実際に、今現在線量が高いところにいる子供さんいらつしゃるわけですから、例えばチェルノブイリなんかの事故後、その線量が高いところで住んでいる子供たちを一定期間サナトリウムに送るといふような政策が取られているんですけれども、福島県としてはそういうようなことは御予定はありますか。

○参考人(佐藤雄平君) ともかく子供さんたちの周囲の環境、放射線の環境を少なくしていくということ、今除染を必死にやっているわけですから。

○横山禎徳君 文科省は一ミリシーベルトに下げたんですが、余り施策としては……

○参考人(佐藤雄平君) を目指すということですね。

○横山禎徳君 目指しているんですが、施策としては余り動いていない。例えば、線量計は先生一人が持っているというふうな状況なんです、子供たち全員が、もういろんな活動をしますから、持つとか、そういうふうなお考えはないんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) だから、市町村ごとにガラスバッジはそれぞれやっております。

○崎山比早子君 いろいろですか。

それで、放射線のことについて、教育のことに ついてなんですけれども、この事故後、文部科学省から放射線に関する副読本が小中高生用に出ているんですけれども、御存じでしょうか、その内容を。御覧になったことはありますか。

○参考人(佐藤雄平君) 出ていることは聞いておりましたが、内容はまだ。



<p>○崎山比早子君 御存じないですか。 ○参考人(佐藤雄平君) はい。</p> <p>○崎山比早子君 その教材には今度の事故のことがほとんど書かれていない。前書きにはちょっと触れているんですけども、本文の方には事故のことはほとんど書かれていないという実態があるんですが、それは御存じない。</p> <p>じゃ、福島県でこれからのぐらい使うかということも分らないですか。 ○参考人(佐藤雄平君) 何をですか。 ○崎山比早子君 その教材を福島県でどれぐらい使う…… ○崎山比早子君 内容が不相当とか、そういうふうなことはお考えになったことないですか。 ○参考人(佐藤雄平君) これ、極めて苦しい答弁になりますけれども、教育委員会としっかりまた相談していきます。</p>	<p>○参考人(佐藤雄平君) はい、分かりました。 ○崎山比早子君 ありがとうございます。 ○横山禎徳君 それではもう一つ、県民健康調査ということをおやりになっておりますが、これは県のイニシアチブでございませうか。 ○参考人(佐藤雄平君) はい、そうです。 ○横山禎徳君 これはどういう目的でおやりになつていらっしゃるのでしょうか。 ○参考人(佐藤雄平君) もちろん、福島県の県民の皆さんの健康をしっかりと管理していく。 ○横山禎徳君 それは、放射線の影響というのは今後長く続くというお考えでございませうか。 ○参考人(佐藤雄平君) 考えというよりも、低線量の長期の被曝というのは、これは学者の人も識者の人もなかなか明快な回答を残念ながら私ども</p>	<p>得ることができない。そういうふうな意味合いから、私は、長期にしっかりと福島県の県民の健康を管理調査していくということが大事であるということでもスタートしたのであります。 ○横山禎徳君 それは、環境の除染とか、例えば森であるとか川であるとかの除染とか、そのやりやすさやりにくさとか、そういうことと絡んだ観点からお考えでしょうか。すなわち、食品も単純に汚染度が減っていくということも、何か上がつていたりすることもあるというふうなことも念頭に置かれたモニタリングなんでしょうか。 ○参考人(佐藤雄平君) ですから、福島県全県下、山も川も谷もそれぞれ全て今モニタリングをやっております。 ○横山禎徳君 それから、放射線に対する感応度とありますとか、影響の受けやすい人とそうでない人とか、そういうことの種類もお考えで調査をお進めになつていらっしゃるのでしょうか。 ○参考人(佐藤雄平君) これは今、福島県民の健康管理調査をやっている福島県立医大で責任者がおりますから、その人に聞いてみないと今のところは分かりません。 ○田中耕一君 委員の田中です。よろしくお願ひいたします。 今の健康調査に関連してですが、私、聞き及ぶところによりますと、福島県では特に十八歳以下の健康を考慮されて施策を考えていらっしゃる。ただ、被災されている方を含めた大人の方々も、放射線に限らず例えばストレスとかそういうことで健康を害することを憂慮されている、そういうことを含めて福島県として今後どうされたいかということをも、もしここで話したいだけのことがありましてお願いいたします。 ○参考人(佐藤雄平君) 十八歳以下の医療費の無料化でありますけれども、これについては、私どもでも、まず産み育てやすい環境をつくらうということでの一環での一つの医療費の無料化ということにしました。</p>	<p>あと、ストレス。全体として相当の方、先ほども話しましたけれども、一年二か月たつて、線量を毎日朝昼晩見ながら福島県民は今生活している中で相当の方がいらつしやると私も推定します。特にそれぞれ医療機関に、今これが無料化かどうかというのはまた別問題としても、丁寧な診察、そしてまたどういふふうな傾向にあるのか、こういうふうなことをよく調査しながら、また私どもも上げてきてくださいと、それによつてまた対応を考えていきたいということを今やつているところであります。 ○田中耕一君 ありがとうございます。 以上です。 ○委員長(黒川清君) メディアその他によると、例えば福島県では放射能にいろいろな形で何かこうしているの、例えば子供のことも皆さん心配です。そうですね、特にホール・ボディー・カウンター、いろんな話があつて、機械が少ないというところで、県外の人になつて避難されている方もあるので、いろいろな話があつたときに、これは報道していることですが、知事の方からということなんです、そういうことを福島県の人にはしないようにというか、何かそういうふうな、そういうことは、違いますか。 ○参考人(佐藤雄平君) ちよつと今、済みません、ちよつと今聞き漏らしました。 ○委員長(黒川清君) 済みません。県外で受ける順番とかいろいろありますので、全体のキャパシティがそれなりに決まっていますので、そういうことはしないようにということが伝えられているといふ話が時々メディアあるいは報道などであるのは、そんなことはありませんよ。 ○参考人(佐藤雄平君) しないようにというのはどういうことですか。 ○委員長(黒川清君) 福島県のそういう方で、いろんな検査をすることについて。 ○参考人(佐藤雄平君) 決してありません。 ○委員長(黒川清君) これは全くのデマですかね。</p>	<p>○参考人(佐藤雄平君) これは、ホール・ボディー・カウンターを調達するのは実は大変でございまして…… ○委員長(黒川清君) いや、それ以外にもいろいろある、そういうことの心配な検査について受けることはなるべく受けないようにというふうな…… ○参考人(佐藤雄平君) とんでもない、とんでもない。 ○委員長(黒川清君) そんなことはありません。 ○参考人(佐藤雄平君) ありません。 ○野村修也君 委員の野村でございます。幾つかお伺いしたいと思います。 まず、発災前の、これまでの原子力を設置してきた経緯の中で少しお尋ねをしたいと思うんですけども。 昨日、菅総理が私どもの委員会に参りまして、今回の事故については国策として原子力を推進してきた国の側に責任があるという御発言をされたわけです。これは当時の総理のお言葉です。で大変たいお言葉だというふうには私どもは受け止めていたわけなんです、先ほど知事の方からは、東京電力の方に津波についての知見があつたにもかかわらずそれを県に開示しなかつたということについての御批判があつたというふうなふうに思いますが、まず一番最初に、事前に津波対策が講じられなかつたその理由というふうなんでしょうか、あるいは津波対策が講じられる可能性があつたのかどうかということについてお尋ねをしたいんですけども。 先ほどの、二十年のときに東京電力の方が、安全協定との関係の中で、会社内部では承知していたのに県には開示されなかつたという御発言があつたと思うんですが、ちよつと詳しくそのところを御説明いただけますでしょうか。 ○参考人(佐藤雄平君) それは後に分かつた話なんです。だから、安全協定は、先ほども法律の話ありましたけれども、任意協定みたいな形になつていたので、こういうふうなものもきちつと</p>
---	--	---	--	---



やっぱ法律で明記させてもらおうと。その二十年に津波のことがあったのを内部的な話の中でまさに私は隠蔽したような形になって、それを法制度がしっかりしていれば、まあ訴えるというが、強く申し上げることができたのかなと思っております。

○野村修也君 今の事実を御確認されたのは、県の方で何か東京電力に対してその当時のことを、過去、今振り返って、当時のことを調査するように指示をして確認されたんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) いや、これ残念ながら、報道によって知ったということです。

○野村修也君 分かりました。その後ですけれども、私もがやはり一つのチャンスとして考えておりますのは、プルサーマルの導入のときだと思っておりますが、このときにやはり津波対策というのが条件になっていれば今回の事故を防げたという可能性を指摘する声もあるわけなんですけれども、ちょっとその間の御事情を少しお伺いしたいんですけれども。

一つ、まず、知事の方からは三条件を出しになられたということを先ほど冒頭の御発言のときにもあったかと思えます。その三条件を提示されたのは、直嶋大臣と御面会をされたときに正式に対外的に発表されたときだと思っておりますけれども、その前後かもしれませんが、その三つの条件を直嶋大臣にお示しにされたときに、大臣の方からどのようなお話があったかということは御記憶になっておられますでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) プルサーマル受入れは、この一年間、実は技術者会議やっておりますので、十回以上やっております、七十点ぐらいの様々な項目についてのチェックをしまして、それでその集約の中で、いわゆる耐震、高経年、あとMOXの健全化、こういうふうな結論になったんです。これはもう本当に、それまでのこの一年間というのは、十回ですけれども、いろんな方の識者、それでまた公開でもやっております、その結果、それで直嶋さんに、これは大臣に持って

いつて、これはもう是非事業者に実現するようにというふうなことは申し上げました。

○野村修也君 これはもうまさに知事の方からの要望事項として国も重く受け止められた三条件で、まさに……

○参考人(佐藤雄平君) そのときは、もう一つは保安院の分離も、これもまた申し上げております。

○野村修也君 そうですね。そのほか核燃料サイクルの二層の着実な取組、説明責任の確保等々いろいろあったのは存じ上げていますが、イの一番に三条件として、耐震安全性の確保、高経年化対策、それからMOX燃料の健全化の確保と。この三条件、先ほどから言っておられるわけですが、これを確認する仕方について大臣の方から何かお話しはありませんでしたか。

○参考人(佐藤雄平君) だから、大臣にこの要望をしたとき、大臣は事業者に、まああのときの記憶ですとか、しっかりと申し上げておくという話だったと思えますがね。

○野村修也君 当時、五号機についてのいわゆる耐震バックチェックの中間報告というのがもう既に出ていたわけなんですけれども、このMOX燃料を取り入れるプルサーマルは三号機ですので、その三号機についてバックチェックをしなければいけないのかというふうなことに、その場でお話はなかったでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) それはなかったですね。

○野村修也君 そうですか。私もが……

○参考人(佐藤雄平君) ちょっと待ってください。

第一の五号機の耐震安全性については既に国が中間報告の評価を行っており、プルサーマルを実施する三号機についても同様の確認を求めました。

○野村修也君 それまさに知事が、私が承知しているところでは、その三号機もやらなきゃいけないのかという大臣の問いかけに対して、知事の方から、三号機をやるということを前提にこれまで福島県では検討してきたので、三号機なんです

○野村修也君 同じものということであれば、こ

○参考人(佐藤雄平君) それは存じておりませ

○野村修也君 同じものということであれば、こ

○参考人(佐藤雄平君) それは存じておりませ

○野村修也君 同じものということであれば、こ

○参考人(佐藤雄平君) それは存じておりませ

○野村修也君 同じものということであれば、こ

○参考人(佐藤雄平君) それは存じておりませ

○野村修也君 同じものということであれば、こ

○参考人(佐藤雄平君) それは存じておりませ

○野村修也君 同じものということであれば、こ

○参考人(佐藤雄平君) それは存じておりませ

○野村修也君 同じものということであれば、こ

これはもう開示されている資料ですのでお読みいただければ、五号機の耐震バックチェックの中間報告では貞観津波のことが言及されておりまして、それらについても今後検討していく必要があるというところは明記されているわけです。

○野村修也君 これは開示されていますので御確認いただければと思うんですが、なぜかこの三号機の方の耐震バックチェックの中間報告には津波の言及はないわけです。その場合、五号機の中間報告と同程度の確認をという御希望をされていたとするならば、それを照らし合わせて不足を述べるといふチャンスもあつたかとも思うんですが、そのようなことは確認をされなかったんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) これは承知しております。

○野村修也君 先ほど、二十年の段階なんです、東京電力はもう確かに、津波について土木学会等で新たな知見が出てまいりましたので、津波というものが実際に事故につながる可能性というものがあるという検討をしているというところは確かになつておられるけれども、それが徐々に政府の方の中でも、中間報告を保安院が検証するというレベルでも、津波に言及しない中間報告は受け入れ難いというふうな形の議論が内部でなされ始めていた時期なわけですが、このことについて知事は何か御記憶がございますでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) その段階ではそういうふうな議論がなされているというのは全く存じ上げない。

○野村修也君 まさにこのことについて知事のお考えを聞けば、もしかすると、中間報告の中で、その検証なんですけれども、保安院の検証が津波

に及んでいないことを指摘されるのではないかと  
いうことを保安院内部等では検討している形跡も  
あるわけなんです、そのことについて知事御自  
身にお問合せがあったというような事実はござい  
ますでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) ありません。

○野村修也君 その中で、もう一つの問題となりま  
すのは、これはもう知事も御存じだと思いますけ  
れども、当時、福島県の中でも、この保安院に任  
せたチェックでは不十分かもしれないということ  
で、安全委員会のダブルチェックを受けさせるべ  
きではないかという声があったと思うんですけれ  
ども、そのことは御記憶はありますでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 経産省に行っているんな  
話をする、又は関係者からはダブルチェックの話  
は何回か聞いておりました。

○野村修也君 そのことについて知事は何か強く  
御要望なされたという事実はあるんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) そのダブルチェック。  
○野村修也君 そうです。

○参考人(佐藤雄平君) これについては、ダブル  
チェックの項目等について我が県庁でいろいろ議  
論し合っていたという感じで、特に政府側から  
云々というふうなことに求めて来たことはな  
かった。

○野村修也君 そうですか。ここも推進側の方の  
経済産業省にとつてみると大変難しい問題と考  
えていた節がございまして、ダブルチェックを要  
求しますと、当然これ保安院とさらに安全委員  
会ということになりまして、安全委員会の方は、  
当時の知見としてこの耐震バックチェックの中  
間報告の段階でも津波についてより深めた検  
証を要求すべきではないかという考え方を持  
っていた可能性があるわけなんです……

○参考人(佐藤雄平君) 安全委員会が。  
○野村修也君 安全委員会です。

しかし、保安院の方では、それをやはりダブル  
チェックをさせるとそういう問題が出てきて、こ  
のプルサーマルの導入というのに一定程度の制約

が掛かる可能性があるという思いがあったように  
も思われるわけなんです、そのことについて保  
安院側の方が福島県の方に問合せをされてい  
るんですが、御対応をされた方はどなたか御存  
じですか。

○参考人(佐藤雄平君) こういうことです。ダ  
ブルチェックが必要であるかどうかと、そういう  
ことについては国の方に任せていたというこ  
とです。

○野村修也君 国の方に任されているんですけ  
れども、当然これ、知事に確認して、ダブル  
チェックは御希望ですかということを知り、知  
事としては、だつたらやってくれというふう  
に言うのではないかと、福島県には懸念してい  
るわけなんです、何と確認をしないで進める  
わけでもないか、その部分は御存じないです  
ね。

○参考人(佐藤雄平君) 聞いていないですね。  
○野村修也君 聞いていないですか。

国の方の資料によりまして、副知事にまでは相  
談をした。副知事には相談をしたんだけれど、  
そこでは取りあえず強い要望がなかったんで、  
これで確認をしたということにしよう。

つまり、これ以上もう一歩知事に聞けば、議  
会でも直前に審議があるわけですよ、ほかの  
方が御答弁されているわけですよ、ダブル  
チェックが必要なんではないかと、導入前に、  
福島県の県議会でも、定例会の中でも議論、  
一般質問の中でも質疑の中にも出てきてい  
るわけですから、そういう意味では、何か要  
望していただくのではないかと、一応副知  
事に確認したので、ここで確認が済んだこと  
にしようという趣旨の資料が散見されるわけ  
なんです。

このような形でもプルサーマルが導入され  
てしまったということだとしますと、今、知  
事としては、可能性としてもうあと一歩だ  
ったように感じざるわけなんです。ここで、  
国側の方としては、とにかくプルサーマル  
を導入しようという強い

意図を持っておられましたから、その条件として  
津波対策が持ち上がってければ、それは推進  
力がありますので、津波に対して可能な限  
りの対策を講じるというところに進んでい  
った可能性というのはあると思うんですけ  
れども、そのようにはお考えになりませ  
んでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) それは承知して  
いなかったです。

○野村修也君 もし、たらればということにな  
って恐縮ですが、場合によっては知事のと  
ころに上がってこられて、やはりこの三  
条件の確認は保安院のみならず安全委員  
会の確認も必要だということに言われ  
れば、恐らく、保安院ですら白  
分たちの評価の際には津波のことを言  
及しなきゃいけないというのではない  
かと、そうならば、震災の前の年の段  
階で、少なからず津波に対しての何  
らかの対策を講じていることが東京  
電力の方の議論の俎上に上った可  
能性があるように思うんですが、今  
振り返って見て、その点のようにお  
考えになりますでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 電力さんそのものは  
想定外のとよく言っていましたからね。その  
点については、ちょっと私自身は不確  
かです。

○野村修也君 直嶋大臣と御面談をされた  
ときに、プルサーマル交付金の話とい  
うのも出ておられますよね。それ、大  
臣との面談のときの資料の中に載っ  
ているわけなんですけれども、この交  
付金というのは今回のプルサーマル  
導入においてどういう効果を果たし  
たというふうにお考えになっていま  
すか。

○参考人(佐藤雄平君) 全く関係ありませ  
ん。その段階で知りませんでした。

○野村修也君 御存じなかったんですか。  
○参考人(佐藤雄平君) はい。

○野村修也君 プルサーマル交付金とい  
うものが三十億円用意されていて、  
それが……

○参考人(佐藤雄平君) 直嶋大臣の  
ところに三つの要するに要望に行  
ったときの話です。

○野村修也君 そうですね。そのときは何  
もお話できなかったですか。  
○参考人(佐藤雄平君) はい。  
○野村修也君 そうですか。  
プルサーマル交付金という制度それ  
自体を知事がお知りなられたのは  
どういった経緯でいらつしやいま  
すでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 経緯は……  
○野村修也君 いつころからその制  
度は御存じだったんでしょうか。  
○参考人(佐藤雄平君) プルサー  
マル交付金、このことについては知  
っていました。

○野村修也君 電源交付金という  
か、プルサーマルを導入すると三十  
億円……  
○参考人(佐藤雄平君) 特措法は  
知っていました。

○野村修也君 ですね。それが一年  
ずれますと五億円が減少して、も  
う一年遅れていきますと五億  
円ずつ減っていくという、そ  
ういう形の……

○参考人(佐藤雄平君) そ  
ういう詳細については知  
っておりません。

○野村修也君 それは御存じな  
かったんですか。  
○参考人(佐藤雄平君) はい。

○野村修也君 知事は、プルサー  
マルを導入するときは、その交  
付金については余り説明を受  
けられていなかったんですか。  
○参考人(佐藤雄平君) 特措  
法の全体は分かっています。

○野村修也君 そうですか。どう  
も住民の方はこのことをよく知  
っておられる方がいて、これ  
については早くやらないとい  
けない話らしいよ。つまり、早  
くしないと五億円ずつ減ら  
しちゃうというところが住民レ  
ベルではささやかれているん  
です。

○参考人(佐藤雄平君) 私  
は知っておりませんでした。  
○野村修也君 それは、知事は  
御存じなかったというこ  
とですか。



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十七号 平成二十四年五月二十九日

○参考人(佐藤雄平君) はい。

○野村修也君 実際に導入されたときにお受けになられたプルサーマルの特措法の交付金というのはお幾らだったんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 私どもはもらっておりませんが、まだ。

○野村修也君 そうですか。

○参考人(佐藤雄平君) はい。

○野村修也君 もらっていない。

五億円減額された形でもらっているんじゃないんですか。三十億円というのがありまして、八月ですから一か月ずれてしまいましたですね。ですから、マイナス五億円で二十五億円ではないでしょうか。

ちよつと御確認いただければと思うんですが、県議会の方で、このプルサーマル交付金について、これ結局三十億円で身売りするようなものではないかというような質疑応答がなされている記録があるように思うんですが、そういう御記憶はないですか。

○参考人(佐藤雄平君) 本会議では承知していませんね。

○野村修也君 そうですか。

そういう意味で、推進に当たって様々な施策が講じられていく中で、知事のスタンスとしては、やはり安全性第一ということでは……

○参考人(佐藤雄平君) もちろん。

○野村修也君 その三つの条件を出されたとき、せつかく出されたわけなんですけれども、それに對して国の方の側は、余り厳しい条件にならないように少しづつ確認をしながらある意味では推進を図ってきたという事実があるわけなんです、この事実、もし国の方の、私が申し上げている事実が真実だとしますと、それはやはり今ちよつとややだまされたというような感じはしますでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) だまされたというよりも、それは一つ確認したい気持ちですね。

○野村修也君 では、そこは是非御確認をいただ

ければというふうに思いますが。

ちよつとプルサーマルのお話は少しこまでにさせていただいて、時間の関係もありますので、国と県と住民との間の情報伝達の話についてお話をちよつと伺いたいんですけども、今回震災した後、様々な情報が直接被災地、立地町を始め被災地の方々に、国からは直接届くわけではなくてやはり県を通じて届くというものもあつたかと思うんですけども、この辺りの情報伝達のルートというものについて何か改善すべき点があるというふうにお考えになる部分はありますでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) 特にこの震災の三か月間かな、前段階、これはもう本当に国が直接、さっきの避難についてもそうですし、物資についてもそうです、市町村との連絡を取り合っていて、むしろ我が方、県の方が後から聞くというような状況が続いて、そういう意味では非常に私どもは対応しづらかつたというふうなことはありますね。

○野村修也君 なるほど。

逆に、直接の連絡が行くという部分があると思うんですが……

○参考人(佐藤雄平君) まあリアルタイムが一番いいですけども。

○野村修也君 では、逆に間接的に、要するに県を通じて伝えるべきものの中で十分住民に伝えることができなかったという場面はございますでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) この二十キロのさつき避難あつたですよ、あれはもう直接国が報道で避難指示、また出したんですね。その対応が私どもできなかったから、結局は連絡、連絡の一つの流れというのがうまくいかなかったんですよ。

○野村修也君 そのほかには何かございますか。

○参考人(佐藤雄平君) あの水素爆発あつたですね、あれは県に来ていたんだけど、もう連絡網が途絶えていて、これはなかなか連絡できる状況じゃなかったですね。

○野村修也君 それはどのぐらいの時間帯に届いて

いたんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) あの爆発直後に県の方には来ていたということですね。

○野村修也君 それは制度上、県の方に来るとい

う仕組みになっていてということなんですよ。

○参考人(佐藤雄平君) 福島県と立地市町村に同時に報告するという事になっていました。

○野村修也君 それについて、元々県の方に連絡が来るということは県の方からも情報伝達をするということが予定されていたんだと思うんですが、そこがうまくいかなかったのはやっぱり連絡手段がということになるんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) ですから、十四日までですからね、あの爆発は。ほとんどがやっぱり、町村がどこに移るとか、要するに避難所にあつたりしてなかなか連絡する状況ではなかったと。連絡しても対応してもらえなかった、いなかったんですね。

○野村修也君 かなりたくさん情報がやっぱり県の方にも来ていたと思うんですけども、その情報の中で、例えば今のように当然伝えるべきものが伝わらなかった、まあその通信手段の問題で

というのがあると思うんですが、伝えるべきものな

のかどうかという情報の言わば取扱い自体のところ

があるんですけども、そういうようなところで、流れてきている情報をうまくさばけなかつたということはあるんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) これは基本的に、十の班をつ

つてこれはもう本当に万全を尽くして連絡を取る体制、必要なものについてはですね、この体制をつくって

おりましたから、その万全を尽くしてもやっぱり連絡取れなかつたということは、これは通信網がどう

しても途絶えていたということかなと思います。

○野村修也君 この情報が本場に立つ情報なのかどうかという

のはまた別途検討しなきゃいけないと思うんですけども、いろいろとSPED I

についての情報の管理等について問題提起さ

れているところあると思うんですが、これは情報の管理の仕方として何か問題点があつたということはあるんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) SPED Iについては、私どもの本部に来て、やっぱり同じところはたくさんいろんな資料が入つて、ついつい見逃してしまつたということで、非常に、これ冒頭述べましたように、県民の皆さんに御心配を掛けたいということをおわびをさせていただきます。

○野村修也君 そのその具体的な情報の取扱いは別にあれなんです

が、情報管理として、やはり、今少しお言葉にあつたと思うんですけども、県の方で来ている情報をうまくさばけなかつた場合

というのは、今の例としては、結局、一つの例としてSPED Iの例、あると思うんですけども、こういうことが起こつてしまつた根本的な原因

というのは、訓練不足なんじゃないか、それとも、何か国からの情報の伝え方の方にもう少し分かりやすい伝え方があるという、そういうふう

に考えておられるんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) この原子力の安全については一元的には私は国だと思つておりますし、それと同時にやっぱり県民の安全というふうなことを考えなきゃいけないですから、当然、雨が降るぞと言つたら傘を差すとか、着なさい

ということでの指示があるという認識を

しては。○野村修也君 そのほかの情報も含めて、事故が起

こつたら国からはこういう情報が来るからこういう

つたような情報についてはこういう取扱いが必要なんだとか、それはマニュアル化

するべきか、あるいは事前に担当者

をさつと決めておくとか、あるいは訓練をして情報の分析ができるようにするとか、そういう

つたようなことかな。○参考人(佐藤雄平君) 発災当初、情報の錯綜、また極めて混雑して

おまして、事務局職員の間



組織上の問題があったかなとは思っております。

○野村修也君 住民の方から見ますと、国の責任というのいろいろやっぱり感じるところはあると思うんですけど、一番身近なお役所という点でいけば、立地町ももちろんですけれども、やはり県というのは最もその身近なお役所だと思います。そういう意味では非常に複雑なお立場だとは思っています。

立地町として、先ほどの質疑の中では、ある意味では国の方からも正確な情報が伝えられていない可能性もあるわけで、そういう意味では推進に巻き込まれてきたという部分もあるやには思うんですけど、それも含めて実は住民の方は公の組織として県を見ておられますので、同じ被災者という見方ではないと思えます。

やっぱり役所も被災者であるかもしれないませんが、しかし住民から見ると、やっぱり役所のこれまでの推進との、原子力推進の在り方、そのことにかかわってきたのかということや、震災後の対応について役所としてのしつかりとした対応が取れたのかという厳しい目が向けられているというふうにも思いますが、その点で、知事御自身の中で県として何か反省すべき点はおありかどうかにお考えになりますか。

○参考人(佐藤雄平君) 危機管理の組織の在り方、それ今また見直しておりますけれども、もう本当に対応できるような見直しをしていきたいと思っております。

○野村修也君 何か具体的なそういうプロジェクトをお作りになっておられるということなんでしょうか。

○参考人(佐藤雄平君) それ今……(発言する者あり)

○事務局長(安生徹君) 御静粛にお願いします。

○参考人(佐藤雄平君) 今それをしてるところであります。(発言する者あり)

○事務局長(安生徹君) 御静粛にお願いします。

○野村修也君 それでは、私の方からは取りあえず以上ということにさせていただきますので。

○横山禎徳君 いろいろ県がリードされたという中で、先ほど病院の避難の話をお聞きしたんですが、知事の方から自衛隊に支援の要請をされたこととございますでしょうか。避難地域は自衛隊と警察しか入れなくなつたと思っております。

○参考人(佐藤雄平君) もちろん、あれは十一日に自衛隊に要請を申し込み、それで、病院についても部長からその搬送についての協力をお願いしました。

○横山禎徳君 その結果、病院によっては避難がばらついて取り残された患者もかなりいたとかいう、こういうことがなぜ起こったか、お考えございますか。病院ごとにかなり避難の在り方がばらついていて、残されたところがかなりあったということなんです。

○参考人(佐藤雄平君) 適時その報告は受けておりましたので、どうしてもやっぱり線量のことも蜂須賀賀子君 済みません、蜂須賀と申しまして、よろしくお願いします。

今、私たちは避難をしているわけですが、完全に安全神話というのが崩れて、私たちは最悪の経験をしてこういふふうな長い間の避難生活をしているわけですね。

それで、今後、知事として、今いろんな課題はあると思いますが、私たちのような被災者を二度と出さないためにはどうすればよいか、知事としての考えをお聞かせください。

○参考人(佐藤雄平君) やっぱり原子力は、これ、人が造りましたね。そして今、収束させようと思ってもなかなか人の手に負えないような状況になっている。やっぱりこの検証を通して、どうすれば人の手で収束できるようにするのか、どうすればこのような二度と事故が起きないようにするのか。これは私は、その知見も必要ですし、それから、さつき言ったように、組織もしっかりしたもの、それからやっぱり信頼、お互い信頼できる人、この要素がそれぞれ密接な連携を持つことによって私はこのような事故を回避するというふうなこともできるのかなと。

もう本当に安全神話というのは、まさに私は、今思うところもあるんで、これは行政も事業者もそしてまたそれぞれの立地地域もしっかりとその対応をしていかなきゃいけないと思っております。

○委員長(黒川清君) よろしいですか。本当に今日はお時間ありがとうございました。五時までというお約束でしたので、ここでやめざるを得ないので、誠に申し訳ありません。

しかし、先ほど申し上げましたように、この放送は、ここに、会場に来ておられる福島の方々、それからメディアの方々もおられますし、これはインターネットでも同時中継されておりまして、世界中の人にもまたウェブサイトで見られるようになっております。

そこで、県知事という、確かに非常に政治的にも国との間をつなぐということですが、この歴史に残る大惨事に当たって、現場の知事さんとしては、福島県の方々、被災された方々、それからさらには日本の中核もそうかもしれませんが、一言、先ほどいろいろ危機管理、いろいろなことをおっしゃいましたが、下からもそうだけれども、やはりここはもう知事のリーダーシップがやはり問われているんじゃないかという気がいたします。

そこで、是非、最後に、その決意のほどを語っていただければと思います。

○参考人(佐藤雄平君) 震災以来、全国の皆さん、そしてまた全世界の皆さんに本心に物心にわたる様々な御協力をいただきました。二度と再びこのようなことが世界にないように、我々も、また検証委員会の皆さんにもしっかりと検証していただいて、やっぱり将来ある、未来ある、そういうふうな社会づくりにまた専念していかなくちゃいけないと思っておりますので、皆さんにも一層のまたそれぞれの御指導をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) では、県知事の、県の職員に叱咤激励、リーダーシップを是非発揮していただくことでもできるのかなと。

だいて、これが三月十一日の福島再生、日本再生のコアになるぐらいの気迫でやっていただけではないかと思っております。

今日のお話、お時間、皆さんありがとうございます。それで、御来場の皆様、本当にありがとうございます。

さらに、福島の本当に被災されているところで苦勞されている方々、これからも長く続くのではないかと皆さんも思っておられるし、私どもも非常に懸念しています。私どもも一生懸命これから、もう残り少ない時間できるだけのことはして、やはりこれから世界に向かって日本は再生するぞと、それから福島の人たちについては、何をしたいのか、何をメッセージができるかと一生懸命今考えているところですので、今日のお時間を共有させていただきまして本当にありがとうございます。

ということで、今日は予定の時間となりましたので、佐藤さん、本日はありがとうございます。御退席いただいで結構でございます。

○委員長(黒川清君) それでは、議事の三にありますが、今のようなわけで読み上げましたが、もう一度読み上げさせていただきますと、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法第十二条第一項に基づき資料提出の要求について議論させていただきます。

そこで、本日の議題の三番目でございますが、今のようなわけで読み上げましたが、もう一度読み上げさせていただきますと、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法第十二条第一項に基づき資料提出の要求について議論させていただきます。

委員の皆様には、委員法第十二条第一項に基づき資料提出の要求について議論させていただきます。委員の皆様には、委員法第十二条第一項に基づき資料提出の要求について議論させていただきます。委員の皆様には、委員法第十二条第一項に基づき資料提出の要求について議論させていただきます。

くは利益又は公共の利益を害するおそれもあることと含まれておりますことから、配付された資料につきましては、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程第七條第六項に基づいて非公開とすることが必要であると認め、非公開とすることに決します。

したがって、配付された資料は、委員の皆様のみにお配りし、傍聴の方には配付いたしませんので、御了承いただきたいと思います。

本件については安生事務局長に説明をお願いしたいと思っておりますので、安生事務局長、よろしくお願いたします。

○事務局長(安生徹君) それでは、御説明申し上げます。

委員の方に御覧いただきましてお分かりのとおり、お手元の資料の一―一につきましては、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会、通称畑村委員会、いわゆる政府事故調でございますが、以下、畑村委員会と申し上げますが、その畑村委員会が保有又は管理している文書、電磁的記録その他の資料が挙げられております。

これらの文書、電磁的記録その他の資料につきましては、畑村委員会に對しまして、当委員会の事故調査のための必要性を御説明した上で、その提出につき任意に御協力いただけるようお願いしてまいりました。任意の御協力をお願いするに至るまでの経緯の詳細につきましては、畑村委員会に発出いたしました資料の一―二を御覧いただければと存じますけれども、資料一―一に記載されている文書、電磁的記録その他の資料の元々の情報提供者から、当委員会が再度の情報提供をいただくことは難しい状況にあるとのことで、御本人より畑村委員会に提出した情報を参照してほしい旨の御要望を受けているものでございます。

これについて、畑村委員会には、昨日、すなわち五月二十八日ですが、までの御提出をお願いしておりましたが、関係者の権利関係の確認等に時間がかかるという御連絡を昨日いただきました。数日内に御対応いただける見込みというふうには

何っておりますが、万が一見込みどおりの御対応いただけない場合に備えまして、畑村委員会に對しましてもこの事情を御説明した上で、本日、念のため、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法の第十二條第一項に基づく提出要求を検討させていただきますことになったというのが本件の背景でございます。

先日の御説明の繰り返しになりますけれども、本委員会の根拠法であります東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法の第十二條第一項によれば、当委員会が事故調査のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、原子力事業者その他の者に対して資料の提出を要求できることとなっており、これに基づいて要求を受けた者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、提出要求に応じなければならないことになっております。

ただいま御説明した資料の一―一に記載の文書、電磁的記録その他の資料が事故調査のために必要であることにつきましては、御担当のワーキンググループでまずは御検討いただいていることと思いを判断するために、改めて、これらが事故調査において必要であるかを委員の皆さんに諮りするとともに、畑村委員会の庶務を処理しております内閣官房に對してこれらの提出要求をすることを正式に委員会として決定するかどうかをお諮りするものでございます。

御説明は以上でございます。

○委員長(黒川清君) 事務局長、ありがとうございます。

何か御意見のある委員の方、おられますでしょうか。――特になければ、それでは、資料一―一に挙げられている文書、電磁的記録その他の資料は当委員会の事故調査のために必要なものであり、したがって、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法第十二條第一項の規定に基づき、これらの資料を東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会、通称畑村委員会に

庶務を処理する内閣官房に對し正式に提出を要求するというところでよろしいでしょうか。

〔異議なしと云う者あり〕

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

御異議ございませんでしたので、そのように決しました。

なお、今後、畑村委員会の庶務を処理する内閣官房に對し、資料一―一に記載の文書、電磁的記録その他の資料の提出を要求いたすことになりましたが、畑村委員会には、改めて、五月三十一日の木曜日十五時までに、権利関係を整理の上、任意で御提出いただけるようお願いしている関係上、提出要求に関する公文書発出のタイミングも含め、提出要求の手続やその後の対応については、私、委員長に御一任願いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔異議なしと云う者あり〕

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

御異議ございませんでしたので、そのように決しました。

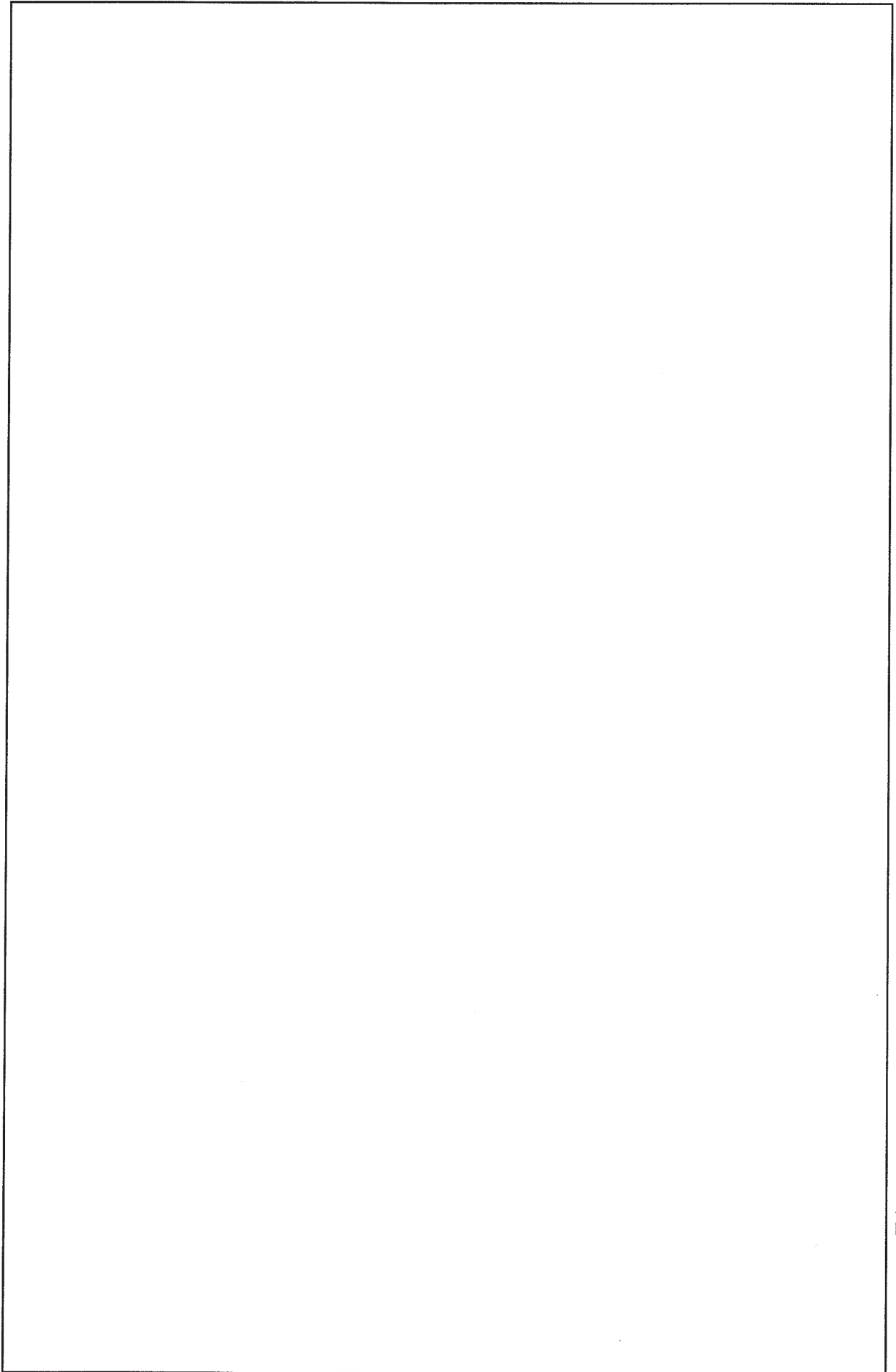
それでは、本日は、委員の皆様のみならず、傍聴の皆様、記者の皆様も、また、これを見ていただいた、特に福島県の災害に遭われた方、それから周辺県の皆さん、また日本の国民の皆さん、本日に長時間ありがとうございました。

次回の委員会は現時点では未定です。決定次第、いつものとおり、ホームページ等でお知らせさせていただきます。

それでは、本日の委員会はこれにて散会といたします。

午後五時五分散会

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十七号 平成二十四年五月二十九日







# 第18回委員会

# 第18回委員会

平成24年6月8日

(参議院議員会館内講堂)

## 概要

**事** 故当時、東京電力社長であった清水正孝氏に対して参考人聴取を行った。「撤退問題」をめぐっては、清水参考人が官邸、政府に対してどのような要請を行ったのかが注目を集めていた。

委員会では、この「撤退問題」のほか、海水注入への関与などにおける官邸とのコミュニケーションや、シビアアクシデントに対する事業者として対応の在り方等に関して質疑がなされた。



清水 正孝 参考人  
(前東京電力社長)

## 主要ポイント

### ○官邸とのコミュニケーション

清水社長は、出張から帰ったとき、「官邸がベントに関して東電の対応に不信感を持っていることに気が付かなかった」。また「全員撤退」と総理に言われてから、「そう考えていたのか」と気づくなど、官邸との認識のギャップを理解することに欠けていたと思われる。

当初からの両者の認識の食い違いや、官邸と東電の間の相互の信頼がない中で生じたコミュニケーションのミスが、今回の「撤退問題」をめぐる両者の食い違いに発展した一つの原因と考えられる。

### ○「撤退問題」について

現場は一貫して炉の問題を解決するために懸命に取り組んでおり、撤退ということを考えていなかったことは本日の発言に限らず、当委員会の調査から判明している。この間、東京電力が、いわゆる「全面撤退」を決定した形跡は見受けられない。

今回の例を見る限り、最終的に危機的な状況におかれた原子炉に対応できたのは、炉の状況をよく把握していた現場であり、最後まで持ち場を離れないという現場の人々の使命感がカギとなった。

### ○海水注入について

海水注入の例においても、現場及び技術的判断のできる人が意思決定をすべきであり、官邸の意向をおもんばかりすることは避けるべきであった。この問題は、今後さらに厳しい状況に直面したときに、事業者の在り方、あるいは原子力の専門家ではない官邸の介入の是非について重要な示唆を与えた。

### ○今後の安全対策

シビアアクシデント時における、免震重要棟の重要性について「あれがなければと思うとぞっとする」といった発言があった。今後は、原子力発電所がより厳しい状況になることも前提にした上でさまざまな準備をしておくことが必要である。

また、国民の命を守るという目的から見ても、発電所における現場の作業員の安全を守りきることの重要性が明らかになった。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第十八号

平成二十四年六月八日(金曜日)

於参議院議員会館内講堂

午後三時開会

出席者

委員長 黒川 清君

大島 賢三君 崎山比早子君

櫻井 正史君 田中 耕一君

田中 三彦君 野村 修也君

横山 禎徳君

参考人 (前東京電力株式会社取締役社長) 清水 正孝君

参与 木村 逸郎君

東京電力福島原子力発電所 安生 徹君

事故調査委員会事務局長

## 本日の会議に付した案件

今回の事故への対応、原子力安全に関するこれまでの取組等について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調ですが、第十八回委員会を開会いたします。

本日は、まず最初に、参考人に対する質疑を開始するわけですが、本日は、前東京電力株式会社取締役社長である清水正孝さんに来ていただきました。

清水さんは、二〇〇八年六月から二〇一一年六月まで東京電力の社長を務められ、皆様御承知のとおり、福島第一原発の事故当時、東京電力の取締役社長として事故対応に当たっておられました。本日は、事故当時のことを中心に質疑をさせていただきます。

そこで、まず初めに、もし清水社長の方から何

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十八号 平成二十四年六月八日

か御挨拶なり一言ありましたら、どうぞお願いいたします。

○参考人(清水正孝君) 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭に当たりました、私からまず心からおわびを申し上げたいと存じます。

昨年三月、福島原子力におきまして、放射性物質を放出すると、大変重大な事故を起こしました。福島県民の皆様はもちろんです、社会の皆様の方々に御迷惑、御苦勞、また御心配もいただきました。しかも、大変長期間にわたっているというところでございます。私から、この場をお借りしまして改めておわびを申し上げます。

本日は、このような場をいただきました。これまでの事故前後の状況につきまして今振り返りまして、この委員会の真相解明、事実確認といえますか、これに誠心誠意お答えを申し上げます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。ありがとうございます。野村委員の方からまず質問をさせていただきます。

○野村修也君 委員の野村でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず一番最初に、東京電力には社長のほかに会長がおられますが、社長と会長の御関係というのはどのような権限の分担になっておられたのか教えていただければと思います。

○参考人(清水正孝君) 会長、社長の分担というお話でございます。

当然、同じ取締役ということでございますが、経営上の立ち位置はもちろん責任があるわけ

ですが、役割分担いたしました。会長はどちらかといえますと対外関係を中心に役割を担っていただくと、それから社長は、当然でございますが、執行の最高の責任を持つと、こういう役割分担を持っております。

○野村修也君 今回の事故が起こりました後、これは通常の業務執行とは違う状況に置かれたと思うんですが、そのような状況の中で、会長と社長のこの事故に対する対応における権限ないしは責任というのはどのように整理されておられるのでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 事故、非常事態のときには、原子力、今回は原子力ということですが、原子力緊急対策本部というのが設置されます。それから、原子力だけに限らないいわゆる災害関係等々におきましては、災害対策本部というのを設置いたします。いずれも、その本部長は社長でございます。したがって、まさに緊急時の対応の責任者、社長という役割というふうに御理解いただければと思います。

○野村修也君 ということは、今回の事故対応につきましてには社長が最終的な責任をお持ちになっておられたという今の御発言ということでしょうか。

いかと思うんですが、これはもう巷間、皆さん御承知のとおりでありまして、残念ながら、この発災当日は会長も社長も共に東電本店には御不在であったというふうに理解しておりますが、その事実は何違いございませぬでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そのとおりでございます。

○野村修也君 社長はどのような御事情で不在にされておられたのでしょうか。

○参考人(清水正孝君) その経過を若干申し上げます。

三月十一日の以前でございます。九日だと思

ますが、九日、十日にかけて、私が属しております経済団体連合会の四国の地方懇談会というのがございます。そちらに参加いたしております。それで十一日は、実は奈良県の平城京遷都千三百年記念事業というのがございます。これに電気事業連合会として御支援申し上げているということもございまして、その中で平城京復元事業というのもございまして、それで十一日の日に、たまたま私が四国から東京に戻るということもございまして、途中そこに立ち寄らせていただきました。平城京復元事業にかかわる奈良県の担当の理事さん、それから奈良県の、申し訳ございません、ちよつと正確な名前はありませんが、研究所というのがあるわけですが、そちらの方とお会いしていろいろお話を伺い、その平城京の復元事業の現場を見させていただく、視察させていただきました。こういうスケジュールでございます。

○野村修也君 そのときは会長は中国におられたわけでありまして、このような原子力発電所という極めて重要な施設を運営される会社の経営のトップお二方が同時期に会社を離れるというのは、私ども一般国民から見ると、これはよほどの事情がなければそういうことは起こらないではないかというふうにも感じられるわけでございますが、社長は今回、その経団連のお仕事と奈良の遷都の記念事業に関する視察というのを行われる前に、会長が長期間中国に出張されるというのことは御存じだったのでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 事前におきまして、私自身は会長の海外出張というのには予定として存じ上げておりました。

ただ、先生おっしゃる通りに、会長、社長が同時に会社を空けるということは当然好ましい姿ではない。これは私も今回顧みまして大変大きな





うのはかなりお金が高くなるということもござい  
ます。したがって、スケジュールという問題もあ  
りますが、それに掛かるコストという意味でのあ  
れは当然経営大でも上がってまいりまして、それ  
を確認するという事は当然でございます。

○野村修也君 予算はもちろん確認はされるんで  
すけれども、予算を執行するかどうかは経営の判  
断だと思っておりますが、この予算について東京電力  
内部では会長、社長含めてどのような経営判断を  
されていたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 執行についてという御趣  
旨でございますか。

○野村修也君 そうです。

○参考人(清水正孝君) これはスケジュールに  
沿って、工程に沿って仕事を進めてまいりますの  
で、基本的には予算に対するその執行状況、これ  
はその仕事を担う発電所が中心になるかと思ひ  
ます。ただし、プラント、発電所の数が多いござ  
いますので、その全体の予算の進捗状況等々は当  
然本店の原子力の方で把握しフォローしてい  
くと、こんな形になるかと思ひます。

○野村修也君 社長自身は耐震バックチェックが  
遅れているという認識はお持ちだったんでしょ  
うか。それは現場サイドでもう少し早くやるべきだ  
というふうな指示をされていたという事実はある  
んでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 工程については私自身も  
交えまして大分議論はしてきております。今申し  
上げましたように、大変工事物量の問題、解析等  
の問題もございましてそれなりに時間が掛かって  
しまうという事はありましたが、できるだけ早  
くできないものかという、そういう認識の下でい  
ろいろ議論をしてまいりました。

○野村修也君 具体的にどのような指示をなされ  
ましたか。急ぐために経営の方としてどのよう  
な形の指示を出されていたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) やはり、今申し上げまし  
た例えば解析等々はなるべく効率的に何か手配で  
きないかというようなことをお願いするとか、で

きるだけスピードを上げられるようなことはその  
議論の中で随分やった記憶がございます。

○野村修也君 今、現時点において振り返ってみ  
ていただければと思うんですけども、この耐震  
バックチェックというのは、必ずしも地震対策の  
みならず自然災害ということで、最終チェックま  
で至れば当然津波対策というものも含まれていま  
すし、それに対する対応ということが、計画立て  
られますと津波に対する対応策もきちっと講じて  
いくということになっていくはずなんですけど、今  
振り返ってみまして、この耐震バックチェックと  
いうのが命じられてから相当の時間未着手になっ  
てしまったことが今回の事故の一つの原因である  
というふうにはお考えになりますでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そこは評価はちよつと私  
は難しいなと思ひますが、おっしゃいましたよう  
に、いわゆる地震随伴現象というんでしょ  
うか、まず耐震性を向上をした上で更なる必要な対策  
を、津波にかかわる対策を打つ、こういう手順  
だったろうかと思ひます。

○野村修也君 その手順自体に誤りがあるとい  
うお考えはないでしょうか。

○参考人(清水正孝君) いや、当時のいわゆる耐  
震あるいは津波対策にかかわるそういう対策の  
考え方、工程としても、それは私自身、大きな疑  
念といひましようか、それは余り認識しておりま  
せんでした。

○野村修也君 いつでもそんなんですけれども、  
事故が起こりますと起こった事故に対する対策と  
いうのを考えるという、こういう思考パターンに  
常になつていっているわけですが、今回は津波ですら  
津波対策をやらねばいよいよということ、いつの間  
に耐震、地震対策の方が後手に回るといふよう  
な形になるんですけど、これは何か考え方としてお  
かしいというふうにはお考えになりませんか。

○参考人(清水正孝君) 今申し上げましたとお  
り、当時の私どもの認識として、地震対策、津波  
対策というのはいずれも同じ重要性というのはい  
わるものではないと思ひますが、ただその手順と

いいましようか、順番としてそう大きな疑念とい  
うのは認識しておりませんでしたということござ  
いませう。

○野村修也君 分かりました。  
では、今度は発災後について少しお話を伺いた  
いというふうに思ひますけれども、会長も社長も  
不在であったというふうには先ほど確認させてい  
ただいたんですが、この時点においてはどなたが最  
終的な責任を負つておられたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 先ほど申し上げました原  
子力緊急対策本部、それから非常災害対策本部、  
これはいずれも本部長の代行というのがあらかじ  
め決められております。原子力緊急対策本部につ  
きましては原子力本部長、これは武藤といひま  
す、これがいわゆる代行になります。それから非  
常災害対策本部は、これは流通本部長、私どもの  
流通設備本部長でございますが、これは藤本とい  
う、これは副社長でございます。これが代行者に  
なります。

○野村修也君 武藤さんはオフサイトセンターに  
行かれていましたので、更にその代行ということ  
で小森さんが実際やつておられたということによ  
ろしいですか。

○参考人(清水正孝君) はい、そのとおりです。  
○野村修也君 その小森さんが、まさに原子炉に  
関する原子力の緊急対策ということで、まさに最  
初には電源の確保、さらにはベントといつたよう  
なことに腐心されておられたと思うんですが、社  
長が御不在でありましたけれども、小森さんの方  
から社長へは随時連絡が入っていたということ  
よろしいでしょうか。

○参考人(清水正孝君) はい。私との連絡という  
面で申し上げますと、十一日のたしか地震発生後  
十五時くらいだと思います、ちよつと細かいあれ  
は御容赦いただきですが、まず、今申し上げまし  
た非常災害対策本部の代行をしております藤本副  
社長ということなんですが、一報が入りました。  
非常災害対策本部を立ち上げたというのが第一  
報でございます。その後、これ正確な時間は

ちよつとあれですが、小森からも、原子力緊急対  
策本部というのができたという。報がまた私に参  
りました。

○野村修也君 その後、例えばベントなどにつ  
いては移動中の社長のところと連絡などはなかつた  
んでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 原子力、福島今の状況  
という意味からしますと、小森を中心に、私のと  
ころに連絡が入ってまいりました。  
それで、今の御指摘のベントでございますが、  
まず、明けて午前一時過ぎだったと思ひますが、  
やはり非常にベントの実施について実際に行動を  
起こすといひますか、そういうことが参りまし  
て、これはベントでございますから大変放射性物  
質といひましようか、でございますので、保安院の方  
にまずお話しに行くということを私の方に小森から伝  
達ございました。

○野村修也君 今まさにお話がありましたよう  
に、ベントの場合には、ドライであるかウエット  
であるかによつて影響の度合いは違つてしる、や  
はり放射性物質が放出されるということですので、  
国民の健康に影響を及ぼす事象だと思ひま  
す。

○参考人(清水正孝君) ベントというのは、実際  
にやるかどうかという判断は、基本的には発電所  
長の判断がまずあると思ひます。これは、現場を  
一番よく知っているということからも、発電所長  
がやります。

ただ、おっしゃいましたとおり、ましてや放射  
性物質ということでございますので、それにつ  
いては、仮に何か問題があるというふうなことは、  
これは経営の問題として当然私が責任を負うべき  
だろうと、こんな認識でございます。

○野村修也君 もちろんそういう意味で小森さん  
はベントについては社長にお尋ねになつておられ

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十八号 平成二十四年六月八日



たと。

社長はお戻りになったのは翌日の九時ないしは十時くらいということでしょうか。

○参考人(清水正孝君) はい。そうですね、九時から九時半ごろじゃなかったかと思いますが、

○野村修也君 となりますと、まさに今はまだ、そのベントについて東電内部で問題をいろいろと検討しているときには御不在だったということだと思っております。このときに連絡がやはり経営サイドの方に取れなければベントは実施は不可能だということになるでしょうか。

○参考人(清水正孝君) それは、今申し上げましたのは、私、社長として判断することですが、基本的にその判断、是非の判断は申し上げました代行の原子力本部長、ここがやっぱり判断をするということになると思います。

○野村修也君 ただ、技術的にその現場の方が判断するのは分かりませんが、最終的にそれにゴーサインを経営として責任を負って出すのは社長ではないのですか。

○参考人(清水正孝君) 私が不在で仮に連絡が取れないというような、仮にそういう状況になりますれば、それはまさに代行という意味からしますと、やはり取締役副社長として、経営の立場でございまして、そこが責任を持つと。

今回の場合は、そういうことで私、連絡取れなかったので、私ということになるかと思えます。

○野村修也君 ということは、社長が連絡が取れましたので社長に電話をされたという事情があったということですが、もし連絡が取れない場合には、武藤さんが本来は代行で、武藤さんはオフサイトセンターにおられましたので、小森さんが最終経営責任を持って判断をするという、そういう立て付けになっていたということですか。

○参考人(清水正孝君) そういうことになると思いますが。

○野村修也君 私ども、小森さんにお話を伺った

ときには、小森さんは、ベントはやはり経営にとつて重要な出来事なので社長の決裁が必要だと理解していたという御判断だと聞いておりますが、そこは意見が違うということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 本当に連絡が取れない、やむを得ない状態に立ち入れば、それは今申し上げましたとおり、いわゆる経営判断の順位といえます。それが判断をするという立て付けだと思えます。

○野村修也君 では、実際に今回のベントにおきまして、連絡が取れておられたわけですが、社長はいつの時点でベントについての経営上のゴーサインを出されたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 今申し上げましたとおり、十二日の一時過ぎになります。小森から連絡がありまして、それで、ベント実施についての保安院にお話を申し上げ、その時点でベント実施については私が確認をしていると、承認している、こういうことでございます。

○野村修也君 ということは、今回のベントにもし方が一何らかの問題点があったということになれば社長御自身の責任であるという理解でよろしいですか。

○参考人(清水正孝君) ということになると思いますが。

○野村修也君 では、海水注入はどのように整理されればよろしいでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 海水注入は、やはり淡水と違いまして、非常に海水を注入することについては設備にそれなりの大きな影響があるわけでございます。しかしながら、今回のこの事象に当たって、まさに火を冷やすことがもう最優先という状況でございます。そういう認識を持っておりました。

したがって、仮に、海水注入をためらったり、それによって廃炉を避けようという判断があるとしても、仮にですね、むしろ注水できないこ

とによる事の重大さの方がはるかに大きいということでは、これはすぐに今の切迫した状況からしますと理解できますので、それは、海水注入は何らためらうことなく判断を下した。これは、現地の発電所長もかなり早い時期から、淡水が枯渇したら海水に切り替えると、こんな判断もいたしておつたと聞いております。

○野村修也君 この海水注入については社長への御相談というのはあったんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 海水注入は、私は本部にもう帰着して後だと思えます。十二日のたしか一号機が十二時ごろでしたでしょうか、お昼ごろ、十二時ごろだったと思えます。私も既に対策本部に戻っておりまして、その時点で、今申し上げましたように、海水注入についての判断といえますか、了解といたしますが、これはさせていたいただいております。

○野村修也君 このような経営者としての判断をされた時期と、実際に海水が注入されたのはその日の十九時過ぎでございますから、相当の時間が経過しているわけでありまして、そのようなときに、経営者として自分が指示をしたものが実施されないことについて何か対応策を講じられたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 実際にその海水注入に当たっているまさに第一線の現場が、これがいかにか、大変厳しい状況の中ではありませんが、対応するかと、これが一番大事だと思います。したがって、本部、あるいは私、本部長としてはそれを支援するという、サポートしているという立場だと思えます。そういう意味で、大変現場が厳しい環境の中でやっている中で、機材の問題であるとか、そういう問題についてはやはり本店の対策本部ができるだけの支援をする。これはそれぞれの持ち場持ち場といましようか、資材関係等々含めてですね、全面的に支援をしていくという取組をやつてまいりました。

○野村修也君 その海水注入についての判断の時期なんです、社長がお戻りになるというのは、

ある意味では淡水が尽きるという時点で判断をされたということだと思っております。その淡水が尽きることはもう分かっているわけですね、当然のことながら。淡水の量というのはそれはもう莫大にあるわけではございませんので、いつかの時点で淡水は尽きると。そうなりますと、淡水が尽きるころになってから判断するのではなくて、もつと早い段階で判断をしておくということではできなかったんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 実際は、今申し上げましたとおり、早い時期から、淡水は枯渇するという点で、海水注入の発電所なりのそれなりの判断あるいは準備ということはかなり認識されておりました。そういう過程がありまして、実際にやるという意味の承認が今申し上げました十二時ごろと、こういう流れかと思えます。

○野村修也君 社長が御不在になっておられてから東京電力本店にお帰りになるまでの間に、海水注入についての御相談はあったんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 帰着するまでの間でございますか。

海水注入についての具体的な話といえますが、状況については、実は私、ちょっと話が外れて恐縮ですが、ヘリコプターで戻りまして、新木場のヘリポートから本社に戻りました。その間、車の中で原子力の関係の担当者からその今の状況聞き、まあ報告を聞いたということですが、その話の中では当然、注水という問題、それからベントという問題、これが一番の中心として今当面取り組むという状況は聞いております。

ただ、その中で海水についてという話は、そこまでは私は報告はなかったと記憶しております。まず淡水ということ聞いた記憶がございます。

○野村修也君 分かりました。

早い段階で海水注入というものについて実施されるだろうと官邸の方もや期待していた向きがあるかと思うんですが、どうも東京電力の方の動きが鈍いということで、官邸の政治家の方々にここでお話を伺いますと、この海水注入が遅れてい



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十八号 平成二十四年六月八日

こと、あるいはベントが遅れていること、このことが東京電力本店に対する不信感を招いたという御発言があるんですが、これについて社長自身はその不信を払拭するような努力はされておられたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 海水にしるベントにしろ、繰り返しになりますが、現場の大変厳しい環境、電源も失われ放射線も高い、しかもその作業自体が交代しなければいけないというような大変厳しい状況の中で作業に当たっていたということ、大変時間経過からしますと時間が掛かってしまったというのはこれ実情でございました。

○野村修也君 社長が戻られてきた日のその前に、総理はもう既にサイトの方に、現場の方に行かれていたわけですね。このことを知って社長はどのようにお感じになりましたか。

○参考人(清水正孝君) 菅総理のサイトへの訪問という意味でございませぬか。

○野村修也君 それが生じてしまった原因というのは御自身にあるとお考えになりませんでしたか。

○参考人(清水正孝君) いや、そこまでは私は認識はしておりませんでした。

○野村修也君 官邸の方は、東京電力が意図的にベントを遅らせているんじゃないか、あるいは意図的に対応について遅れがあるんじゃないかという疑念を持っておられたということなわけですけど、そのような疑念を払拭することこそが社長の役目だったんじゃないんですか。

○参考人(清水正孝君) 疑念をお感じになったとして、それがどういう状況あるいは状況認識をお持ちになったか、これはちよつと私も存じ上げませんが、むしろ私も、発電所の所長以下、作業に全力で当たっている、本部の方も全力で当たっているというのがもう最優先でやっておりましたので、その不信といましようか、その認識というのはちよつと私も余り感じる状況ではなかったと、これは正直な感じでございます。

○野村修也君 では、そのときに、社長自身は、官邸の動き自身が不自然だと、まさに何でこんなときに、忙しいときにそんなもので乗り込んでくるんだらうかということはお感じになったけれども、官邸がなぜそこに来ているのかと、それは結局、現場を見なければ安心できないという状況が生じているということに対して、危機感を感じられなかったということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 官邸の方が危機感を持っているかどうかということですが、それは私が帰着してその対応をしている中で、それは余り感じなかったと言つてよろしいかと思ひます。

○野村修也君 確認はされたんでしようか。お戻りになられて、官邸の方に、不在にしていたけれども自分自身はちゃんと戻つたということ、今後きちつと対応をしていくからというように、そういう連絡は入れられたんでしようか。

○参考人(清水正孝君) 私自身が連絡をしたということとはたしかございません。

ろんな動きを報告するわけですが、そのルートに乗っているかどうかということは、これはちよつと、申し訳ありません、後ほどもし差し支えなければ確認させていただきますが、そこは報告されたかどうかというのは、私、今の時点ではちよつと確認は……

○野村修也君 今日後はほど撤退問題をちよつと伺いたいと思つているんですけども、そのときは、社長は自ら相当数の電話を官邸にお掛けになつておられますよね。

○参考人(清水正孝君) 十四日の特に午後、夕方ということだと思ひますが、はい。

○野村修也君 そのときの、後ほどそれは確認させていただきますが、それに比べますと、この最初の震災直後、官邸に対して東京電力側の方の言わば社長御自身の連絡の状況というのはほとんどなかつたかと思うわけですけども、それはどうしてそのような形になつておられたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) それは、特にこういう理由でというのはちよつと申し上げにくいと思ひますが、やはり帰着して、大変厳しい現地、設備の状況というところで、本部の中でその対応をまず最優先に私自身も対応していたと、こういうことだろうと思ひます。

○野村修也君 本来の原子力災害特別措置法、いわゆる震災法という法律では、こういう場合には社長自身が緊密に官邸と連絡を取るという仕組みになつていたんでしようか、それとも別な仕組みだったんでしようか。

○参考人(清水正孝君) 震災法上、事業者と官邸との連絡の在り方、これ申し訳ありません、その震災法上の立て付け、位置付けというのはちよつと私も不勉強なあれですが、その時点、つまり実際に本部でやっている時点では、その認識は余り感じておりませんでした。

て事業者が連絡をするという体制ですので、それは従来どおりだと思いますが、予定どおり頻繁に東京電力の方から連絡が入つていくことは承知しているわけでございますけれども、そのようなもので足りるといってお考えだったということよろしいでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 基本的にはおつしやるというわけでございまして、事業者との連絡官庁というのはやはり保安院、これが基本の形ということで理解いたしておりました。

○野村修也君 分かりました。

では、海水注入、せつかく先ほど出てまいりましたので少しお話を続けさせていただきますが、海水注入につきましては、もうこれも何度か出ていたことですので確認というよりは今の御感想を伺いたいですけれども、この海水注入につきましては十九時数分後にサイトの方は着手をしております、海水注入、当然にもうこれで実施をしたというふうな理解をしていたわけでありまして、官邸の方は異なる考え方があったために、それを恐らく武黒さんもおもはかつてだと思ひますが、その中断の指示を入れるという事情があつたかというふうな思ひます。これに対して現場の方は、到底それをやめるわけにはいかないという考え方から継続をしたという整理になると思ひますが、この事情を見られて、社長としてはどこに問題があつたというふうにお考えになりますか。

○参考人(清水正孝君) まず経過としまして、官邸に詰めておりました武黒が、後ほど聞くところによりまして、菅総理から再臨界ということについて御下問があつたやに聞いております。そういった御懸念が武黒の受け止め方としましてはなかなか払拭できないという状況と認識いたしました次第で、したがつてこれは、国の原子力対策本部長は総理でございますので、その御了解がないままに進めることはいかがかという、こういう認識だったと思ひます。それが連絡が来たということ

実際にその判断というのはいちろん原子力本部の技術陣でやるわけですが、そのときの状況として、とにかく短時間で御了解いただいた上で、ここは一番、これは長時間になりますとそうはいかないというようなことを、短時間でとにかく了解を得ようというようなことで、私自身もそれは認めたといましようか、そんなこととでございました。

○野村修也君 ちよつと考えていたただきたいんですけれども、本店は、例えば現場の所長さんとか、あるいは更にサイトのヤードの方で機械を動かしておられる本当の最前線の方々の技術的な認識に基づく措置に対して社長御自身が、例えばそこでその操作をやめるとか、こういう操作にしろとか、そういう指示は出されるお立場にあるんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 基本的には、原子力設備、設備そのものの理解あるいは実際のオペレーションといえますか操作等々については、これはかなり技術的な知見はもう当然必要なわけで、したがって、原子力本部以下のそれぞれの役割に当たったスタッフ、これが協議の上実際のオペレーションをやる、さらに発電所も、発電所長は現場を熟知していますし、その判断に基づいてやると、これが基本でございます。

したがって、私はその一つ一つのオペレーションについてはもちろん知見があるわけではございませんが、その専門家の知見に基づくオペレーションあるいはその確認ということを私は情報共有しておりますので、そこで私自身も確認すると、こういう形でございます。

○野村修也君 通常そうだと思います。現場の方々の作業がスムーズにいくようにサポートをしたり、相談があればそれに乗ったり、あるいは今起きていることについての科学的知見を共有したりというのをお立場であって、そして、それについての最終的な経営にかかわる判断があれば経営判断をされると。それはもう当然のことだと思ふんですが、では、なぜ官邸の方の、言わば現場

から相当遠い、その現場も見ていないわけではなし、しかも、必ずしもその現場で毎日その炉を管理してきたわけでもない人たちの判断を東電幹部はおもんばかなければいけないんですか。

○参考人(清水正孝君) おもんばかたというのはいいかどうか、ちよつとこれはおいておきますが、やはり今申し上げましたように、国の対策本部長である、さすがに総理からのそういうあれが、御理解をなかなかいただけないような状況と認識したという話でございましたので、しかも短時間ということとございましたので、これはやむなしといえますか、ということとございました。

○野村修也君 今から考えてみますと、海水注入をするからといって、例えば炉の危険度が急激に増すからと、国民の被害が発生するとか、そういう話じゃ全然ないわけですね。そういったようなものについて、例えばいرونなことではないですと、それは本部長が判断すべき事柄で、現場サイドの認識に合っているように思ふんですけれども、そこをなぜ経営サイドの方できちっとブロックをされなかったんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) ちよつと繰り返しになりますが、総理のそういった御認識といえますか、これはやはり、それは短時間であればというのがどうしてもそこに判断が働いたということと、○野村修也君 では、総理の判断が明らかに誤っていた場合はどうされるんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これはまさにありましたように、発電所長以下の現地の設備を熟知している判断がやはり優先されるべきで、それは当然議論になると思います。

○野村修也君 では、武黒フェローは東京電力きつての原子力の御専門だといふふうに理解しておりますが、海水を注入するとまさに再臨界の可能性があると、これを議論しているその状況の中にあつて、それは従うべき可能性のある議論だといふふうにご認識したということとよろしいんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 可能性というよりも、これは武黒の認識でございますが、御理解をいたさないといふこと。このまま続けることについての懸念という意味だろつと思ひます。

○野村修也君 一体何に懸念されていたんですか。原子力対策本部長がまず総理であることは分かりますけれども、これは国民にとつて今緊急事態なわけですね。それは現場で最も望ましい対策を講ずることを優先するのが正しい道だと思ひますが、それに対して必ずしも現場にいるわけでもない方であり、しかも、その炉について専門的知識があるわけでもない方が言っていることに対して、たとえ総理であつたとしても従わないというのが一つの選択肢なんではないかと思ひますが、どう思われますか。

○参考人(清水正孝君) それは先生のおっしゃるとおりだろつと思ひます。また繰り返しになりますが、短時間で再開というのがやはり私どもの判断の決め手になつたといふことで、それ以上もし続きましたら、それはやはりきちんとして議論に持ち込むべきだと思ひます。

○野村修也君 分かりました。ちよつと時間の関係もありますので、時系列でというわけではないですけれども、二号機の状態の中で、その二号機がまさに状況がかなり厳しくなつてきたそのときに、班日委員長の方からその現場の所長あてに技術的な指導といえますか、技術的な注文といえますか、そういったものがあつたことは社長は御記憶になつておられますでしょうか。

○参考人(清水正孝君) はい、記憶でございます。○野村修也君 それは具体的にはどのようなものだったでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 二号機は十四日の午後から大変厳しい状況が続いていたといふことであります。とにかく圧力を下げる、ペントをしたといふ、それによつて注水をしたといふ、こういう局面でございます。それで、ペントとそれから圧力

容器の逃し安全弁、S R弁といふんでしようか、これをやはり対応としては当然同時に対応措置として考えているわけでございます。

ただ、これは私、技術的な意味という意味ではなくて、テレビ会議で共有しているという意味で申し上げているわけですが、それがペントを優先にやろうというのがたしかサイトの判断だつたと思ひます。ただ、現場の方ではなかなかそれがうまく進まない、時間が掛かりそうということとでございました。

そういう状況の中で、逃し安全弁という、班日先生まさに御専門の立場からのサジェスチョンだといふことで、もちろんペントとS R弁というのは同時に取り組んでいるといふことはもちろんあるわけですが、やはり現場が、何といひますか、逡巡といひましようか、というふうなことにならないように、これは先生の専門的な見地の御示唆だといふことで、私はその班日先生の方式もやつてほしいといふことを発話いたしました。

○野村修也君 そうですね。まさに現場の方は全く違う手順を考えていたわけですが、けれども、班日委員長の方が強く異なるやり方を主張されているその状況の中で、私も会議の状況を見させていたいただきますと、社長がここはひとつ班日委員長の方の指示に従えといふことをサイトに対して指示を出されましたが、これは結果的にどうなりましたでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 二号機のペントといふのは大変苦労してやつてきたわけですが、結果的にはなかなかうまくいかなかつたといふのがあれだと思ひます。それから、S Rの方は開くことができたといふような経過だと思ひます。

○野村修也君 ただ、段取りとしてこの班日委員長の言つたとおりにやつたら、かえつて変なことになりましたすよね。○参考人(清水正孝君) それは、何といひますか、技術的に何がどうかといふことはもちろん私自身もあれですけど、やはりサイト、発電所の方も、それはもちろん技術的な知見において同時並



行にやり、しかもSR弁が先に開いたということについて、それは十分な技術的な意味での知見、理解はしていたと思っております。

○野村修也君 ただ、実際のところは、その指示に従って結果が逆におかしな結果になっていきますので、やっぱりほら見るということだったんだと思うんですけども、それを実際、現場の方が自分たちの段取りをきちっと実施しようとしているところで、社長がやはりそこに介入されて官邸サイドの方をおもんばかったのはなぜなんですか。

○参考人(清水正孝君) 今おっしゃいました介入とかおもんばかりという意識は全くございませんで、むしろ、大変サイトの方が時間ばかりそうだと、かといって逃し安全弁の方も大事な作業だということの方が分かっておりまして、それでサポートしたいと、サポートするという意味で私が申し上げていることでございます。

○野村修也君 では、結果的には、御自身の部下でありますその原子力発電所のサイトにいる従業員の人たちの意向よりも官邸にいる専門家と称するその方の意見の方をよしとされたという、そういうことで指示を出されたということなわけですね。

○参考人(清水正孝君) これは、比較考量でこちらがいいという感じとはちょっと違うと思います。やはり、SR弁というのはもうサイトの方も当然認識しながらやっていたわけで、それで後押しといえましょうかサポートすると、こんな意識でございます。

○野村修也君 分かりました。では、ちょっとその部分も含めまして、まさに誰がサイトの技術的なことについて決定するのかということは大きな問題であるということとを少し認識させていただいたということで、別なことにお話を移らせていただきたいと思いますというふうに思うんですが。

に思っているんですが。今まさに二号機が非常に厳しい状況になったということがあります、その対策として今の技術的なやり取りがあったと。これは相当緊張している中で、やり取りということだったと思うんですけども、このような状況の中で、果たして東京電力は、甚間言われている、世の中で言われております、いわゆる全員撤退と言われている、要するにサイトを放棄してそこから全ての技術者も含めて全員がいなくなるということを決めたことがあるのかどうかということについて少しお話を伺いたいというふうに思います。

○野村修也君 今、十四日の話になっております。これが、もつと前の段階から厳しい二号機の状況がつつながってくるわけでございますけれども、ちよつと済みません、これスライドが、枚足りないで、では、ちよつとしばらく、会場の皆様には大変申し訳ございませんけれども、用意をしながら、直ちにそのスライドを映させていただきますので、少し時間の関係もございましてから進めさせていただきますというふうに思います。

○参考人(清水正孝君) これは、今お話しございましたように、二号機が、圧力の問題、注水の問題、炉の水位の問題、大変厳しい状況になってまいりましたので、先の想定をしっかりとしてほしいと、これ技術的にですね、もちろん、してほしいと。その上で、対応策を把握して、これをみんな共有したいと、こういう意味、思いでございます。

○野村修也君 そのときに想定されている最悪の、最も最悪のシナリオというのはどのようなものと考えておられたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 恐らく水位がこう下がってきますので、原子燃料が露出してしまおうとか、そういうことがもちろん最悪のシナリオだと、最悪のケースとしてはそういうことが考えられると思います。

○野村修也君 例えば、格納容器自身が爆発してしまうとか、そういうものもいろいろ考えられると思うんですけども、こういうものも含めてそのときの対応策について幾つかのパターンを考えさせたということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 格納容器の爆発まで行ったかどうかちよつとそこまではあれですが、まさに水位が下がって燃料に大きな影響が出ると、その辺の認識は多分あったと思います。

○野村修也君 分りました。これ、まさにこの日はこの時間帯、物すごい厳しい状況に陥り始めていますので、社長自身がこの最悪のシナリオというのを考えたと発するのにはまさによく理解できるタイミングだということなんでしょうが、その直後、一時間もたたないところで、清水社長は、オフサイトセンターから移動している武藤副社長にお電話をされているわけなんです、これは一体どういうお電話をされたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これは、申し訳ありませんが、武藤との話の内容のことはちよつと記憶がはっきりいたしません、申し訳ございません。

○野村修也君 これ、武藤さんは……

○参考人(清水正孝君) これは、またオフサイトセンターに武藤がいるという状況……

○野村修也君 いえ、緊急事態なので、オフサイトセンターから武藤さん戻ってこられているわけなんです。これは中越沖地震の教訓を得て、本来ならば現場に近い方に技術的な専門家がいるべきだということ、オフサイトセンター、直ちに武藤さんは向かわれましたけれども、その武藤副社長

は、もうそのオフサイトセンターは機能しておりませんが、他方でこの二号機が物すごく厳しい状況になりましたので、本店に戻ってきておられるという途中です。その中継地点のところでようやく連絡が取れるということ、そのとき清水社長は必死にこの電話の取れる場所を押さえられてお電話をされているわけなんです、これは何か武藤副社長と相談をされていたのでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これ、ちよつと申し訳ありません、相談事なのか、状況の確認なのか、ちよつとこは分かりません。ただ、この状況で武藤と何か状況確認というのはちよつとなかろうかなと。ちよつと記憶が、大変申し訳ありません、はっきりいたしません。

○野村修也君 分かりました。当時のこと、いろいろ御記憶はもうなくなっている部分もあるかというふうには思いますが。

○野村修也君 分りました。このこと、いろいろ状況の中で、十八時四十七分でありましたけれども、実はこれ、総理が吉田所長とお話をされている時間があるわけですね。これは、私どもが承知している限りにおいては、所長の方から細野さんの方に自ら連絡を取られて、これは少し前です、十六時の早い段階だと思えますが、二号機が相当危険な状態であるということを伝えておられるわけですが、そのことを踏まえて、次に十八時四十七分の段階で改めて官邸とサイトの方が連絡を取っておられると。そのときには総理御自身が電話をお替わりになられて確認をされているということですが、吉田所長はまだやれるというお話でした。これは、ここに元総理が来られたときに御自身で御発言をされていることです。

このことは、まさに、どうでしょうか、本来本店の方にお問合せがあるべきところを発電所と官邸との間でしかにその状況把握が行われていたということの意味しているわけなんです、この点について社長自身はどのようにお感じになられますでしょうか。



○参考人(清水正孝君) 官邸との連絡という意味も含めて言えば、やっぱり本店の緊急対策室等にお問合せをいただくというのが自然の姿かなとも思います。

しかしながら、今の、そのサイトの本当の厳しい状況が、いろいろその情報がかなりふくそうしているというようなこともあったと思うんですが、そこでその情報伝達という意味ではつきりできたかどうかというのは、その時点時点ではちよつと難しい面もあったかもしれません。そういう御意向だったのかなと、これはちよつと推測が含まれておりますが。

○野村修也君 分かりました。

○野村修也君 今、このサイトの退避の状況、大変厳しいと再々出てきておりますが、やはり周辺の放射線量も少し上がり始めているというふうなことから、まさにその退避のルールというふうなんでしょうか、手順というふうなんでしょうか、これはやっぱりしっかり決めたいというふうな意思でございます。

○野村修也君 これは、場合によっては、例えばその最悪のシナリオと先ほど社長がおっしゃられた最も最悪な状況になった場合には、例えば全員がそこから退避するというような基準になり得ることもあり得るということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) それはちよつと違うと思います。全員撤退というのは、そもそも基本的に私どもは全く念頭にございませんで、先ほどのいろいろ状況に対応している、つまり注水にしろベントにしろ発電所の人間はまさにそれに立ち向かっていっているわけで、更にその先もやらなければならぬという状況下でございますので、そこから撤退とか撤収とかということとは、全く違うことでは念頭にないわけでございます。したがって、今のお話のこの退避という認識は、全員がそこにいる必要はないと、こういう認識の下で手順をとるということでございます。

○野村修也君 今、社長おっしゃられたように、退避の基準の検討というのは進んでいきます。それから、武藤副社長の方からは原さんという部下の方に退避手順というものの検討の指示が出ていたというところは国会事故調でのヒアリングの中でも理解させていたところなんですか、まさに例えば、炉の状況がこのような状況になつたら、例えば何人程度の人たちを残して、そのほかの人たちは例えばバス何台でどのような形でどこに移動するんだと、こういうことを決めるということでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そのとおりです。

○野村修也君 では、この十九時五十五分なんですが、この東電のテレビ会議の映像を見せていただきますと、高橋フェローが、ここはもう社長と御一緒におられた部屋の中で社長の隣にいたんじゃないかと思うんですけども、高橋フェローが、武藤さん、これ、全員のサイトからの退避というのは何時ごろになるんですかねという発言をしているんですが、これは大きな勘違いということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そういうことになろうかと思えます。

○野村修也君 つまり、全員いる必要はないんではないかというところから始まっておりますが、それを、私、それから本部長の武藤、更に言えば会長、勝俣会長、それから吉田所長、ここで共通認識を持っているというのが私どもの姿でございます。

○参考人(清水正孝君) 高橋は緊急対策の本部にいらっしゃいますが、そういう意味の、まあ勘違いと言っているように、高橋がここにいらっしゃるというふうな会話について、私は、全員ということとを言ったものから、全然認識が違うという

ことではちよつと、何と申しますか、牽制といえますか、これも多分しているんだろうと思えます。

○野村修也君 確かに映像では、社長が驚いたような顔をして高橋フェローの方を見ておられる映像だと思えますので、それは確かに社長のおっしゃるとおりかもしれませんけれども、

○参考人(清水正孝君) だと思えます。

○野村修也君 ということは、実際のところ、今お話がありましたように、この時点ではかなりシビアな状況でありましたので、最終的な退避に関する検討というのは進めてもらうように指示を出しているという段階で、まだ具体的に誰が残すか、どのような手はずで人がここから退避するの、どこのことは決まっていなかったということでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そのとおりでございます。

○野村修也君 これは発電所の方を私も調べている限りでは、発電所の方はかなり一貫して、まして、最低限必要な人員を残して退避するという検討ですし、協力会社の人や女性は退避させる、あるいは所長は最後まで残るつもりだということであり、また最悪の場合は十名ぐらいかなというふうな感じの様子が見受けられるわけでございますが、このような発電所の認識というのは当時、社長は認識されておられたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) はい、認識しております。

今お話が出ましたように、この経過の中で、発電所に今までもどのくらいいる人数がいるかという確認はたしかしていただいていると思うんです。確かに、事務系の人間、女子社員等々も含まれてまあ七百名程度だったと思いますが、それだけの人数がいるということから、そこで、るる申し上げているように、緊急作業に携わらない人間は、一時的にせよ、これ福島第二を考えているわけですが、そういう認識の下に進めてきたということでございます。

○野村修也君 二十時二十分、これはまさにあの高橋フェローがそのような発言をされた後、打ち消すかのように社長は、「現時点で、まだ最終避難を決定している訳ではない」ということを確認して下さい。それで、今、然るべきところと確認作業を進めております。」「プラントの状況を判断……あの、確認しながら……決めますので。」というふうな御発言をされておられますが、このときの最終避難というもののイメージはどのようなものを考えておられたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これは先ほど申し上げましたように、まず緊急に対応する人間を残し、それ以外の人を別の場所に移すという意味の、つまり、一時的にせよ一部の人間を残すという、それを決めるという意思でございます。

○野村修也君 このような形で、これはちよつとこの紙ですと余りリアルな感じがないかもしませんが、これは本場に危機的な状況です。この段階では、まさに現場におられる方というのは死を覚悟されたという御発言もあるぐらいの状況だと認識しておりますけれども、そういう中で、現場が覚悟を持って取り組もうとしているという認識の下、社長自身はその方々は最後は残ることもやむなしというお考えだったということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これはやはり厳しい、もちろん厳しい状況ではございますが、まだその作業が全く不可能とかなんとかということではなかったかと思えます。もちろん、それだからこそ

ということはあるんですが、そういう状況だったと認識しています。

○野村修也君 では、命じられておりました作業としております退避基準、退避手順というものは、幾つかの案はこの段階では上がってきていたんでしようか。

○参考人(清水正孝君) いや、幾つかの案ということではございません。これは武藤が指示した、そこで一つの形をつくったということでございます。

○野村修也君 そうしますと、最終的には、これ、二十一時二十二分の段階で圧力容器への注水が成功しますので、水位回復ということでもちよつと一息ついたという状況があったと思いますが、この時点の段階では、まだ最終的には結局退避の基準は決まらなかったということでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 二十一時二十二分ですと、そうすね、また手順書というのとはできていないと思います。

ここで今お話がございました、まさにその二号機が一進一退のような状況が続いていたというのがちよつとこのころだろうと思います。したがって、その退避という、一時的な退避という問題も、やはりその状況によってどう決めるかというようなことが続いていたという状況だと思えます。

○野村修也君 これ、最終的に決まる時期なんです、実は、二十一時二十二分には一日何となく収束したかのように見えましたけれども、それはとんでもない話で、その後また厳しい状況に陥っていくわけですね、二号機は、これで格納容器ベントができずに状態が悪化していつ、日が替わって大変な事態になっているということだと思わんですが、この状況の中で、最終的なペーパーとして私どもが入手しておりますのは、三時十三分の時点で緊急対策メンバー以外の退避の行動手順が確定したという文書を拝見しておりますが、この前の段階でこれは決まっていたものなんで

しょうか、それともこの時点で決まったものなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 退避の手順書でございますか。

○野村修也君 はい。

○参考人(清水正孝君) 手順書は、これも後から記録を私ども確認させていただいていますが、このときにはペーパーとして作っているということでございます。

○野村修也君 社長御自身の認識として、この退避についての基準、紙自体はここで最終的に確定しているものですが、退避の基準というものがあ

る程度文書化される前の段階でも御相談レベルでいろいろ決められていったんだと思うんですが、社長御自身が最終的にこの緊急対策メンバー以外の退避の行動手順というものを認識し、それでいこうというふうに御判断されたのは大体いつごろなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) その退避基準のペーパーそのものは、私はこの時間経過の中では見ておりません。見ておりません。むしろ、手順ですが、例えばバスの手配、あるいはそこには緊急時対策以外のメンバーとたしか書いてありますが、そういうアナウンスをするかとか、まさに手順でございますので、私自身はそれは見ておりません。

○野村修也君 では、社長自身は、一体どのぐらいの人数の人が最終的に退避することになるのかということとは最後まで認識はなかったということになるんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 具体的な残る人数あるいは役割、これはやはり発電所長が決めるべきという認識でございますので、実際、翌朝、じゃ、いよいよ退避かということになったときには、発電所長が、各班ですね、対応でコアメンバーをどうするかということに入っております。これはむしろ、発電所長が実際の、何人、どういう役割の人を残すかを決めるという形でございます。

○野村修也君 ということは、社長は最後の最後まで何人が残るかは御存じないままこの実際の退避が行われたということでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 連絡があつたかどうか、あつたかどうかはちよつと記憶が定かではありません。ただ、個別に私のところに、七十名なら七十名という、そういう報告は私自身にはございませんでした。

○野村修也君 恐らく、テレビ会議に映らないようなところで吉田所長と連絡をされていると思うんですが、私が承知している限りでは、午前二時ごろに武藤副社長とそれから吉田所長が電話をされていて、それを社長に手渡されたのではないかと、思うんですが、そういう御記憶はございますか。

○参考人(清水正孝君) その吉田所長と電話して、あるいはその内容が何かというの、大変申し訳ないんですが、余り実は記憶にございませんで、むしろ武藤の方が本部長と所長の間という意味でやり取りがあつた、それなりのやり取りがあつたということだと思えますが、私自身は、大変申し訳ありませんが、ちよつと記憶がそこそころはつきりいたしません。

○野村修也君 はい、分かりました。

では、結果的には、どうも見ている限りにおいては、本当に、いわゆる世に言うところの全員がサイトを放棄して移動するというのが決まった形跡はなさそうな感じがするわけですが、要するに十四日なんですけれども、十八時三十六分なんです、これ以降、物すごい頻度で方々に電話を掛けておられますよね。相当な方々とこの問題について御相談をされている形跡があるわけなんです、あるいは実際に電話がつながつたのは数回、かもしれないけれども、相当程度ダイヤルをお

回しになられている様子があるわけですが、このようなときには、一体どういう基準で物が進んでいくのかということは認識しないまま相談されていたということになるんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これを、今お話がございました何かの基準、手順によって連絡するということではございません。認識ではございません。

そのときの状況は、まず今、一時的な退避というようなことがずっと話が進んできておりますが、現場では自衛隊等々が大変厳しい中で当たっておられるというような状況でございますし、やはり一部の人間というにしてもそれなりの人数がサイトから動くということが一つの動きでございますので、これはやはり所管大臣それから保安院長の方にお伝えしておくという私の判断でございます。

○野村修也君 保安院長はよく分かるんです。原

災法的にいけますと、当然その保安院長に連絡をするということが、そういう仕組みになると思うんです。ですから、一番最初に寺坂院長に電話しておられるわけですが、これ、つながらなかつた様子でございますけれども、その後すぐに経産大臣補佐官の方に連絡をされて、このタイミングで恐らく海江田大臣と一旦お話をされたんではないかと思うんですが、このお話の様子、なぜこのような電話をしたのか、またどのようなやり取りがあつたのかを教えてくださいませんか。

○参考人(清水正孝君) まず、先ほどもお話がございました、非常に頻繁にという、これはまさにつながらなかつたというのがかなりありました。そういう意味合いだと思います。

それで、今のお話の経産大臣とのお話ということになります、非常に今、福島第一の状況が大変切迫して厳しい状況になっている、したがって、この状況がそのまま続くと大変まずまず厳しいことも想定されるので、いずれ退避ということを検討する必要があると思えますと、こういうことを申し上げました。



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十八号 平成二十四年六月八日

したがって、よく全員という話が出ますが、全員あるいは撤退、それは全く申し上げておりませんが、これは私どもの意思としては、一部の人間が残り、その上でやるという大前提の上でその趣旨をお伝えしたということなものですから、そういうことで御連絡を申し上げたということであり

ます。

○野村修也君 この連絡なんですから、海江田大臣はここで、この場所、もう東電は全員撤退を決めているというふうには認識したというふうにおっしゃっていただけるわけなんです、なぜそのような認識が生じたのか、その原因はどこにあったというふうにお考えになりますか。

○参考人(清水正孝君) これは私の方の意向とちよつと違うというふうにも受け取られたということであれば、それは何か、なぜかというの

は、今私があえて申し上げましたように、人数が全員なのか一部なのかということとは関係なく、一時的に場所を離れるということ以上のこと

を意味していませんので、結果的には、撤退ということも、全員がそこいらいなくなるとはあつたのではないかとお考えになりますか。

○参考人(清水正孝君) 私がお伝え申し上げたその時点では、今先生もおっしゃいましたけれども、その撤退というのが私どものマニュアルの中

にもあるわけなんです、撤退というのは今回の撤退という意味ではないんです、そういう意味で、私どもの全員じゃなくて一時的な撤退、全員じゃなくて一部の人間が一時的に撤退という、そういう前提でお伝えしたということはあると思

います。

○野村修也君 社長の頭の中に、もしかすると、万が一のときには人命の観点から全員がその場を離れなければいけないことがあるというシナリオをどこかお持ちになつておられたということではないですか。

○野村修也君 撤退というお言葉なんですけれども、撤退というのはどういう意味だということにお考えになつておられましたでしょうか。

○参考人(清水正孝君) この言葉の意味、まあ厳密な意味での言葉の意味というのはいろいろ解釈あると思いますが、私どもは一時的に、その危険な場所から一時的に離れるということももちろん意味だと思ひます。

○野村修也君 そうですね。よく使われるこの原子力の世界では保安上の用語として撤退という言葉があつて、それはまさにヤードの前線に出てい

る方々が、それこそ被曝の危険性があれば免震重要棟に一旦引込んでくるというのを全員撤退という言い方をすることもあつたわけですね。

○野村修也君 その強く相談されていた中で、よく分らなかったけれども、ただ、作業員を全員引き揚げるというふうには受け止めなかつたとも言つておられるわけでありまして、話し方いかんによつては聞き手の方で違つたとお考えがあるということも言えるのかもしれないと思われわけです。その点はどのようにお考えになりますか。

○参考人(清水正孝君) 後日こういう言葉を並べてみればということはあると思ひますが、そのときの状況が、先ほどからお話も、非常に切迫している中で、のやり取りなものですから、そういう本

当に微妙な意味での言葉のニュアンスといひますか、そういうことがやや少しづれる可能性もあつたかもしれないというの、後から考えますとですね。

ただ、繰り返しますが、趣旨はそういうことではなかつたということになります。

○野村修也君 ある意味では、ここは相当慎重に丁寧

に正しい事実をお伝えしないといけない場所だと思ひますけれども、こういうような形で、聞いた人によつて聞こえ方が違つたような、そういうお伝え方をしているということ自体が問題だつたのではないのでしょうか。

○参考人(清水正孝君) この発する方と受け手の方で結果的にずれが生じたとすれば、それは振り返つてみればそういうことがあつたかなということ



東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十八号 平成二十四年六月八日

して断つたので、それをもう一回掛けられても困るのでということで拒否されておられるという様子があるが、これが真実だったとした場合には、今振り返ってみて社長はどのようにお感じになられますでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そのところは、そのやり取りというのが、今ここにありますような趣旨かどうかも含めて、全くちよつと認識が私は持ち合わせておりません。

○野村修也君 分かりました。

ここには枝野さんにも、俺にも来たよというふうな言い方をしたと、枝野さんが言っているということになっていきますが、枝野さんのお電話というのはこの前の段階で何か取られたわけなんですか。

○参考人(清水正孝君) 先ほど申し上げました、私がまず御連絡するというのは保安院長、経済産業大臣というのがまずありました。それで、私の記憶が、どうも官房長官にお電話を申し上げたというのがどうしてもこれ、よみがえってきておりませんが、これは正直申し上げまして、そのところがちよつと、この趣旨がちよつと、事実がどうかということと別ですが、私はどうしてもそこは記憶がないというのが率直なところでございます。

○野村修也君 私どもはこの官邸の方の方々のも様々な資料等を拝見しながら確認していただいているわけですが、このちよつと八時前後の段階では、経産大臣と枝野官房長官、当時の官房長官が、東電の全面撤退問題についてお二方で深刻に話し合いをされておられるというような時期でありまして、そういったような中で、もはや官邸の方は、東京電力が全員撤退をするということをお願いしてきているという理解になってしまっているわけなんです、その話の断つた以上もう二度とは聞かなくていいんだというような対応になっているやに思うんですが、これやはり、最初のときに海江

田大臣にお伝えになった内容がどうも誤解を生んでしまったことが相当程度尾を引いているように思うんですが、それは何か原因をお感じになられることはありますか。

○参考人(清水正孝君) これは先ほど申し上げましたとおり、緊急要員を残して、緊急対応要員を残してというその趣旨でお伝えしたという、私自身がですね、という気持ちでございますので、こういうことになるというのはちよつと私も、私自身がちよつと理解できないというのが正直なところでございます。

○野村修也君 はつきりと一部の方を残してというふうにお伝えにはならなかったということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 全員とか撤退というような言葉は使っていないという意味でございます。

○野村修也君 一部を残すということをはつきりとお伝えにはなつたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そこは、一部というワードとして言っているかどうかちよつと私ははつきりいたしません、先ほどのそういう状況の中のものから、やり取りなものですから、撤退ということとははつきり申し上げましたが、一部というのとはちよつと、曖昧さが残っているというのが正直なところでございます。

○野村修也君 社長、これ御存じだと思えますけど、この時間帯は、まさに発電所の方では命懸けで何人の人が残るのかということをお考えさせられているわけですね。これ、社長の命令に従って退避基準を考えると、残っているわけですから、現場の方は自分と一緒に残るのは何人だろうということをお考えしておられるわけですね。他方で、一人でも多くの人は避難させなければいけないかもしれない、しかし炉を守らなければいけないということ、相当苦しみながら自分の最後を共にする人たちを救っているわけですね。そういう状況の中で、こんな伝え方でよろしいんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) いや、これは再々申し上げます。

げていますように、私ども、発電所長も含め、とにかく一部を残してという共通認識の下で進めてきたと申し上げましたが、その趣旨でお伝えしているというところなものですから、ちよつとこういう行き違ひみたいなところがあるというのはちよつと私も、私自身のお伝えする気持ちとはちよつと、本意ではなかつたという思いはあります。

○野村修也君 伝え方の問題ですから余りここでこだわってもどうかとも思いますけれども、その現場の方々のお気持ちをちゃんと理解されているのであれば、現場は最低でも何人は必ず残ると言っていますと、御安心くださいということはお伝えすべきだとは思いますが、その趣旨が、そのような配慮はなかつたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これは、この経過を改めて拝見しますとそういうことですが、そのときは私は一部を残してという趣旨で申し上げたということ、あと実際にどういう状況になつたらどうかということにだんだん移っていくわけで、今先生おっしゃつたような、そこを改めて修正するといいますが、そういう認識というのはちよつと持ち合わせておりませんでした。

○野村修也君 分かりました。

では、十五日になつてなんですが、日が替わり束したやに思つたものがまた、九時二十分分に収め、少し一段落したかのように思つたものがまた、厳しい状況になっていきました。ペントができて納容器のペントができないという状態でありました。こういう中で、最終的にもう一度海江田大臣にお電話をされたということよろしいんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 恐れ入ります、それはこのことでしょうか。

○野村修也君 三月十五日の一時三十一分というのを書かせていただいているんですが。

○参考人(清水正孝君) 十五日の一時三十一分です。

○野村修也君 ええ、十五日一時三十一分です。

○参考人(清水正孝君) 海江田大臣ですか。

○野村修也君 そうです、海江田大臣です。明けてから社長は海江田大臣にお電話をされたということよろしいんでしょうか。それともこれは間違っているんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これはちよつとあれですね、このところ、ちよつとはつきり記憶がないといつたらちよつとあれだと思えます。

○野村修也君 社長は海江田大臣とは何度お話をされておられるんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 今その御連絡申し上げたときだけだと思います。このいきさつの中ではですね。

○野村修也君 ああ、そうですか。これ一回だけです。

○参考人(清水正孝君) 一回だけだと思います。

○野村修也君 となりますと、これは三月十五日の段階では連絡はなく、これは一時三十一分の海江田大臣の秘書官に対して長時間にわたつて御連絡をしているという社長からのお電話は、海江田大臣につながつたのではなくて秘書官とお話をされているだけということで、ここに出てきています海江田大臣の御認識は、一番最初の十四日の十八時四十分の段階でこのように認識をされて以降、海江田大臣は一度も社長とはお話をされていないということよろしいんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 私の記憶ではそういう感じがいたしております。後段の一時三十一分のところはちよつと私の記憶からはちよつとよみがえってきていないという感じでございます。

○野村修也君 分かりました。大分何か社長のやつぱり御記憶は抜けておられる部分があるやに思えます。実際私どもがいろいろと確認している中ではいろんな事実が判明してきているわけでございますし、相手のある話でもありますが、相手の方からの証言というものと突き合わせて最終的には確定させていただきなさいかなと思っております。

○野村修也君 ええ、十五日一時三十一分です。

○参考人(清水正孝君) 海江田大臣ですか。

○野村修也君 そうです、海江田大臣です。明けてから社長は海江田大臣にお電話をされたということよろしいんでしょうか。それともこれは間違っているんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これはちよつとあれですね、このところ、ちよつとはつきり記憶がないといつたらちよつとあれだと思えます。

○野村修也君 社長は海江田大臣とは何度お話をされておられるんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 今その御連絡申し上げたときだけだと思います。このいきさつの中ではですね。

○野村修也君 ああ、そうですか。これ一回だけです。

○参考人(清水正孝君) 一回だけだと思います。

○野村修也君 となりますと、これは三月十五日の段階では連絡はなく、これは一時三十一分の海江田大臣の秘書官に対して長時間にわたつて御連絡をしているという社長からのお電話は、海江田大臣につながつたのではなくて秘書官とお話をされているだけということで、ここに出てきています海江田大臣の御認識は、一番最初の十四日の十八時四十分の段階でこのように認識をされて以降、海江田大臣は一度も社長とはお話をされていないということよろしいんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 私の記憶ではそういう感じがいたしております。後段の一時三十一分のところはちよつと私の記憶からはちよつとよみがえってきていないという感じでございます。

○野村修也君 分かりました。大分何か社長のやつぱり御記憶は抜けておられる部分があるやに思えます。実際私どもがいろいろと確認している中ではいろんな事実が判明してきているわけでございますし、相手のある話でもありますが、相手の方からの証言というものと突き合わせて最終的には確定させていただきなさいかなと思っております。

○野村修也君 ええ、十五日一時三十一分です。

○参考人(清水正孝君) 海江田大臣ですか。

○野村修也君 そうです、海江田大臣です。明けてから社長は海江田大臣にお電話をされたということよろしいんでしょうか。それともこれは間違っているんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これはちよつとあれですね、このところ、ちよつとはつきり記憶がないといつたらちよつとあれだと思えます。

○野村修也君 社長は海江田大臣とは何度お話をされておられるんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 今その御連絡申し上げたときだけだと思います。このいきさつの中ではですね。

○野村修也君 ああ、そうですか。これ一回だけです。

○参考人(清水正孝君) 一回だけだと思います。

○野村修也君 となりますと、これは三月十五日の段階では連絡はなく、これは一時三十一分の海江田大臣の秘書官に対して長時間にわたつて御連絡をしているという社長からのお電話は、海江田大臣につながつたのではなくて秘書官とお話をされているだけということで、ここに出てきています海江田大臣の御認識は、一番最初の十四日の十八時四十分の段階でこのように認識をされて以降、海江田大臣は一度も社長とはお話をされていないということよろしいんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 私の記憶ではそういう感じがいたしております。後段の一時三十一分のところはちよつと私の記憶からはちよつとよみがえってきていないという感じでございます。

○野村修也君 分かりました。大分何か社長のやつぱり御記憶は抜けておられる部分があるやに思えます。実際私どもがいろいろと確認している中ではいろんな事実が判明してきているわけでございますし、相手のある話でもありますが、相手の方からの証言というものと突き合わせて最終的には確定させていただきなさいかなと思っております。

そういう意味では、枝野官房長官がこの国会の事故調査委員会に求められた際に、総理をお呼びになる少し前の段階で、まさに社長の方から撤退についての電話をいただいているという発言があったんですが、枝野元官房長官はこの一回限りが社長とお電話だったというふうに御発言されているんですけど、これは間違いがないんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) いや、先ほどもちよつとお話ございました、官房長官との電話のやり取りというのが、私自身ちよつと記憶がよみがえってきていないんです、これは本当に正直申し上げまして、したがって、ちよつとこの、何と申しますか、事実関係というのはちよつとはつきり申し上げられないということでございます。

○野村修也君 分かりました。事実関係が分からなければあれですけども、結果的にはやはり枝野官房長官にも全員撤退だという意思に伝わったということのように御発言されているわけですか。ここでは、どんな事態が悪化して止めようがないということをおっしゃっているわけですね。もし撤退すれば悪化して止めようがないじゃないかということを指摘した、に対して、社長自身が口ごもってしまったので、結果的には、いやいや、一部残すんですよという発言は得られなかったと、そういう主張になっているわけでございますが、こういうことも御記憶はないんですか。

○参考人(清水正孝君) そうですね。ここに今書かれておりますようなことは、ちよつと私の記憶にはないですね。

○野村修也君 分かりました。

○委員長(黒川清君) ちよつといいですか。済みません。

今日、清水社長とやり取りを伺っておりますと、非常にきちつきちつと分かりやすく説明されているんですが、あのような状態で非常にみんなが、いろんなことが起こっていますよね。今おっしゃったように、十四日の夜、一段落一回はしているんだけれども、本当に避難というか、退避と

いうことが、撤退ではなくて、そういう言葉で何人かの人がいると、そういうところを認識されていたとおっしゃいましたけれども、かなりやはり電話がつかないとか、もういろんなフラストレーションがあると思うんですね。

実を言うと、私も、確かに現場はもう本当に死ぬ覚悟なんです、最後は。だから、何人か、誰が残ってくれるかなというのをかなりもう気を配っておられます、現場のトップの人たちというか現場の人たちは全員撤退なんということは全く頭がないという話は私も確認しているところなんです。だから、誰と誰が本場に残留してくれるかなというのを非常に気にはされておりましたけど、そういうような現場の気持ちを、今になってもいいですけども、そのときのトップとしてどういふふうに感じられますかね。上が何を考えても俺たちはやるぞという話は確かに御本心だったと思っておりますけれども。

○参考人(清水正孝君) まず、基本的に、その現場から全員が離れるというようなことは全く考えていない。これはまさに発電所の実際に事当たっている、厳しい状況の中で事に当たっている人はそうでありまして、我々も、先ほど申し上げましたとおり、全くそういう共通認識でありました。しかし、ここにある経過等によりまして、仮に発電所の人間がこういう事態で逃げ出してしまふんだというようなことをもし受け止められたとすれば、これは全く私にとりましても、もちろん本意でもないし、大変残念だし、むしろ私は、そういう気持ちにもし置かれた発電所の社員なり協力会社の人がいたとすれば、これは私自身、申し訳ないとは思います。

○委員長(黒川清君) いや、そうじゃなくて、だから、そうすると、上じやないんですけど、本当にそういう会社の社長で良かったなという、感謝するんじゃないかと思うけど、それにしても一番上の人になると肝心なところになると忘れていかうかという話を、あなたのことだけ言っているわけ

ではないんだけど、そういう感じもしているのかもしれないというところで、是非そういう気持ちで大事にしてもらえればというのが僕らの思っていることでもあるんですが、そういうわけで、上に行くほどだらしがなくなるというわけではないんだけど、いざとなつたときの覚悟はどうだという話の一つの根底にあるのではないかなと私は思っています。

○野村修也君 はい、済みません。

委員長おっしゃるとおりで、私も、相当程度、認識している限りにおいては、現場は本当に決死の覚悟で取り組んでいるという事実があった、それは社長が何を考えているかというよりも、現場の人たちが本場に逃げるつもりはなかったというところはつきりしているわけですね。そういうような状況の中で、官邸に対するお伝えの仕方が、こんなに世の中の人たちに言わばパッシングを受けるようなお伝えの仕方しかなかったというところが、やはり最大の問題ではないかと思っております。

というのは、やはり現場の方々と同じぐらいの気持ちで真剣に官邸にお伝えをされていけば、もちよつと伝わり方もあつたんじゃないかなというふうには思うわけですが、それはちよつとおきまして、実際、官邸はその後、これはもう大変だということと緊急会議を開いているわけですね。総理のいわゆる御前会議と呼ばれている会議が実際に開かれる前に、その総理を起す前前の事前の打合せがまず行われ、そしてさらには政治家だけでも会議をし、それで藤井官房副長官や松本防衛大臣、その場におられない方まで呼んで、その会議が事前の準備がされているというような状況になっていたわけです。

○委員長(黒川清君) はい、済みません。

この中で、皆さんが考えていたのは、これは全員撤退というのを申し出ていると、つまり、東京電力はもう官邸に対して全員撤退を申し出ているんだと、だからこれを何とかしなければいけないんだというふうな形で、それに対する対策を

練っていたというところでありまして、これはもう社長の認識とは全然違うところで話が進んでいたということになるわけですね。

そこでちよつとお伺いをしたいわけですが、そこで最終的には総理官邸は実は現場にも確認をしているわけでありまして、現場との間の意思が何かしいと、つまり、本店の方が言っていること現場の言っていることが合わないということ論議されておられるわけなんです。ということは、要するに、現場が撤退する意思がないということは官邸も分かっているわけなんです。ところが、東電の本社の方が撤退を言ってきているのは一体何なんだという、こういう話なわけですね。そこで、撤退を、もしかすると現場が離れるつもりがなくても東電の本社は、言わば人命救助という名の下の、もう強制的にそこから撤退させるつもりなんじゃないかというふうに見られているわけですね。

○参考人(清水正孝君) 官邸に呼ばれて以降の経過ということよろしいでしょうか。

○野村修也君 はい。

○参考人(清水正孝君) 菅総理からすぐに来るようというお話でございました。それで参りまして、菅総理あるいは官房長官、経産大臣等、要人の方がいらつしやいました。そこで、総理からは二つお話があったと私は認識しております。

一つは、ここにもちよつと書いてありますが、発電所から撤退するつもりはあるのかというお話でございました。そこで、先ほど申し上げておりますが、私はその撤退というあれが全く、まあ言葉の上でもちよつとございません。これ、これはい意味でもございません。これ、ああ、これはいゆる撤回といいますが、全員が引き揚げてしまふというふうな意味での御理解をされているのかというふうなちよつと直感的にはそこそ







が、それも含めて、その総理からのお話、これによって一時にせよ撤退を思いとどまったということではございません。私どもの認識はそうではございません。

○野村修也君 つまり、一度も考えていないので、考えていないものを阻止されたと言われても、別にそれは全く勘違いだというふうに整理をされているということですね。

○参考人(清水正孝君) そういうことだと思いません。

○野村修也君 となりますと、私どもの方としまして、これまで物すごくたくさん資料を拝見させていただきました。特に現場の方の意思の確認等もさせていただく中で、いわゆる全員撤退ということになりましたので、そういう意味では、この時点において、私どもの方の認識としては、今、菅総理がおっしゃっておられる東京電力の全員撤退を阻止したというところに一定程度総理としての役割が果たされたという御発言は勘違いであるという認定になるということではよろしいでしょうか。

○参考人(清水正孝君) はい、私はそういうふうには認識しております。

○野村修也君 分かりました。

では次に、コミュニケーションの話に移らせていただきますが、十四日の時点では、万一最悪の事態に陥った場合を含めて対応方法を相談していたのでしょうか。それとも、今、先ほどからお話がありますように、この時点は全く最悪の事態は想定せずに相談をしていたということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 恐れ入ります。これはこの時点。

○野村修也君 十四日の九時二十二分までの間に頻りに官邸にお電話をされている時期がございまして、この十四日の時点では全く今後どのような形で撤退をするのかの基準すら東京電力の中になかったと思うんですけども、そのような状況の中

でも、最悪の事態、すなわちこのまま二号機が何らかの状況で最悪の大量の放射性物質を排出する状況に陥るという可能性を考慮して対応方法を相談していたのではなくて、それを考えずに相談をしていたということではよろしいでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そのシナリオといえますか。それは、対策本部の中のやり取りは、とにかく水位が下がってきて、頂部と言っているか、これを下回る可能性云々というやり取りがあったと思うんですが、その場面を想定シナリオということだと認識しております。

○野村修也君 先ほど来から何度も言及させていた、だいて恐縮ですけども、この時点では現場におられる福島第一原子力発電所の所長以下何名かの方々は死を覚悟しておられる想定以下何名かわけですが、そのような形の想定は共有しておられなかったということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 死を覚悟といえますか、本当にその厳しい状況、切迫した状況というのはこれももう共有していたと思っております。

○野村修也君 本来ならば、そのような状態になったときに、先ほど最も分らないと、いまだに決まっていなとおっしゃっておられる最悪の事態のときに人命と炉の、サイトのコントロールをどのように折り合いを付けていくのかということとを相談すべきだったのではないのでしょうか。

○参考人(清水正孝君) それはやはりこういってせつば詰まった状況なものですから、先ほどの話の起点になりました、とにかくこんなに大勢の人がいるという状況はどうだろうかということとか、話を始めておりますので、今の御指摘のような話とはちよつと違つてはいないかと思っております。

○野村修也君 恐らく官邸の方は、この最初のときの相談内容を、そのような意味でまさに最悪の事態、最も危機的な状況になったときにそこから人がいなくなるということについてあり得るのかどうかを相談されているものと理解したように思います。そのようなに伝わってしまったのは

こに原因があつたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) それは、これももう本当に繰り返して恐縮ですが、私どもは残すということ、を大前提でその趣旨をお伝えしたということ、それに尽きるわけでございます。したがって、そこでその最悪のシナリオ云々と今先生がお話ししましたようなそういう私どもは認識ではなくて、話を進めていったということでございます。

○野村修也君 分かりました。

十五日の段階で、先ほど官邸ないしは海江田大臣に連絡したかどうかは記憶がないというふうにおっしゃっておられましたけれども、これは最終的にその撤退の基準が決まったにもかかわらず、そのことをお伝えすることはなかったということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 撤退の基準はそうなんです、これはもう発電所サイトのまさにその段階、りといえますか、手順のペーパーというのか、そういうものでございますので、それはやっぱり発電所サイトのサイトで実際に行動を起こすためのものから、それをもつて御連絡するという意識というのはいまありませんでした。

○野村修也君 となりますと、その十四日の段階で一体何を御相談に行つておられたんですか。一部の者を残して撤退をしますよということ、実際に決まったときには何にも連絡をしないのであれば、前もつて連絡しておく必要もなかったんじゃないでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これは、その後になると思いますが、じゃ、実際に撤退をせざるを得ないのたしか六時過ぎ以降だと思つて、このときには当然御報告申し上げているということ、その間のプロセスの手順づくりといえますか、ということなんでしょうか、そこはあえて御報告というのはいないということなんでしょうか。

○野村修也君 先ほど、清水社長が官邸に呼ばれて御発言をされているのは四時十七分でございます。この段階では、清水社長は撤退の基準

を御存じなかつたんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) この時点ではまだそのペーパーを見ておりません。

○野村修也君 ということは、何人ぐらいの人が残るかということは全く理解しないまま、菅総理に対して全員撤退などはありませんというふうにお答えになったということなんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 何人、どういう役割の人間を何人残すかというのは、実際にその撤退という場面になる、そのあるいはちよつと前かもしれませんが、そのときに発電所長が決めていくというプロセスになりますので、この時点ではまだ具体的な人数という段階で、至つていないということなんでしょうか。

○野村修也君 分かりました。

その官邸なんですけれども、清水社長からのいろいろな発言に対して、官邸が勘違いをしたのか、あるいは東電本店に対する不信感からそのように理解したのか、まあいろいろ評価はあると思うんですけども、その現場の方で吉田所長に対して、細野補佐官を通じて総理自身も電話を受けて、全員撤退はない、まだやれることがあるということを確認されている段階が幾つかあるわけですね。そういうことを、現場を理解していながら、なぜ官邸は全員撤退についてこれだけ深刻にみんな話しかけていたんだとお考えになりますか。

○参考人(清水正孝君) そこはちよつと私の方からはよく分からない部分というふうには申し上げられません。

○野村修也君 それは恐らく本店を信じておられないからだとおもうわけなんです、なぜ本店は、この事故以降、震災以降、官邸から信頼を失つてしまったんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これも、信頼を失つたかどうかということ、その評価自身もちよつといういろいろあるかと思いますが、まあこれはもちろん官邸に限つた話ではないかもしれませんが、実際にそのプラントの時々刻々の状況がタイムリーに

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十八号 平成二十四年六月八日

正確にお伝えできているかどうかというのは、これは大変難しい状況ではございました。その設備の今の状況が、電源喪失の状態の中で計器監視も困難、状態もよく分からないという状態がずっと続いておりましたので、そういう意味の情報もタイムリーに伝わらなかったということが、それも一つのあれかもしれないという思いはございます。

○野村修也君 この会議では、この国会の事故調査委員会に御出席になられた海江田元経済産業大臣は、もう最初の段階から、例えばベントが遅れているとか海水注入が遅れているというその事態を見て東電本店に対する信頼を失っていたというふうに御発言をされているわけなんです。これは要するに、初動の段階でその官邸との間で信頼関係をきちっと整えておく社長自身の御責任だったのではないのでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 官邸との共同体制という意味でおっしゃっている。これはやはり、緊急時におけるいわゆる連絡のルート、そのやり方というのは、やはり我々事業者と原子力安全・保安院というのが基本形になっているわけですから、やっぱりその基本形に沿って、しかも保安院から官邸ということになるのが一番その情報伝達というやり方としては妥当なのかなという感じはいたしております。

○野村修也君 さはさりながら、武黒フェローを官邸に送っておられるわけですけれども、そこをうまく使ってコミュニケーションを取るといふことを努力される余地はなかったのでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 武黒は技術的な意味で東京電力からの官邸に情報連絡というような役割を担っていたと思いますが、いかんせん、そういった通話状態も思うようにならないというのを後ほど聞きましたけれども、なかなかその情報連絡がうまくいっていないかつたというようなことも伝え聞いておりました。

○野村修也君 武黒フェローは一時官邸から東電本店にお戻りになられて、そして官邸の様子について、そこにおられた幹部の方々に対して、あるいはその職員の方々に対して一定程度の評価をされていると思えますけれども、その評価の内容はどのようなものだったのでしょうか。

これは結局、東電本店が強制的に撤退させる可能性を危惧していたのか、あるいは万一の場合の対処方法を決めかねていたのか、このどちらかだというふうに思うわけですが、この万一の場合というのは、本場の意味で原子力発電所がもう最悪の事態となり、大量の放射性物質が出る時にどう対処するかということを決めかねていたというふうにも見受けられるわけでございます。これ前者だといえますと、まさにミスコミュニケーションが生じていたことになるわけでございます。これは、社長自身はそういうお考えはなかったと。つまり、現場のみならず本店サイドでも全員撤退などということは考えたりもなかったということだとしますと、一体どうしてそんなことになってしまったのかということに思います。

今の御発言の中で、もう私自身と同じ共通の認識であったかと思いますが、原災法の本来の相談ルートではなく、官邸とのホットラインがなくなりました。そして直接指示を仰ぐという体制が生じてしまったこと自体はやはりこのような混乱の原因の一つがあったんではないかと考えますが、この点はどのようにお考えになりますか。

○参考人(清水正孝君) 私も先生のお話はそのとおりだと思えます。

○野村修也君 このような状況をつくったことに対して問題があるということでありながら、一方で先ほど御確認させていただきましたように、現場でのサイト、炉の管理という極めて技術的なことについてまで、例えば海水注入でありますとか二号機のベントの手順といったようなものについて、東京電力本店は現場の意向を無視して、それで官邸の指示を受け入れるという体制を取ってしまったことについてはどのようにお考えになりますか。

○参考人(清水正孝君) これは海水中断のところでもお話し申し上げましたが、本来なら発電所長の判断ということになります。先ほどの、出向

いておりました武黒のそういった受け止め方、さらに、とにかく短時間で、それをもって私どもはそれを認めたということでございます。そういう意味で、先生のおっしゃるコミュニケーションンという先生のおっしゃる意思疎通といましようか、これが必ずしも十分な状態だったかというところ、それはやっぱりその不十分どころがあるなというのには否めなれないと思います。

○野村修也君 もし仮に、先ほどまとめさせていただきます中で、官邸は、むしろ本店も全員撤退は考えていないと、今のところですね、という認識を持ちながらも、社長の御相談の内容は、万が一の事態のときにどう対処するかが決まってい

ないで、そのことについて官邸サイドの意思を固めてほしいという、そういう意向と受け止めて真剣に議論されたんだとすれば、それは決まっていなかったということ自体が問題なんではないかと思えます。これは決めておくべき事柄だったのではないのでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そこは何とも私、評価できないのは、先ほどちょっとお話ししました、本場に緊迫した状況のときにどうすべきかというお話だと思えますが、これはちよつといるんな仮定で考えるよりしようがないと思えますが、そこは

しかるべきルールといたしても、やっぱりそのときの状況をどう評価するかとか先行きをどうするかとかという、そういうプロセスも非常に大事だと思

うんで、一口にそういった状態にいかくしかというの、これはなかなか私には難しい問題だろうと思っております。

○野村修也君 今回の事故の中で東京電力は結局のところその最悪の事態を迎えることがございませんでしたので、最悪の事態にどうすべきかというところは決まらずに今日を迎えていると。まさに今社長の御発言からありますように、いまだに決まっていな



は、このような事態、何が起ころうとも絶対に全面撤退は許さないんだという、そういう強い意気込みで御発言をされておられます。これは東京電力の本店に來られたときに菅総理が御発言をされている内容だというふうに思いますが、この御発言内容は正しいものとして受け止められておられるんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 菅総理が東電の緊急対策室にお見えになってお話しされたという、その会話の部分でございしますが、確かに私もからの受け止めは大変厳しい口調でのお話と、こう思っておりますが、一つは、撤退すれば東電は一〇〇%潰れるという、これは言っておられます。それから、六十を超した、六十というの六十歳だと思いますが、六十を超した幹部は現地へ行つて死んでもいいんだというふうな話も私は記憶がございします。

今、先生がおっしゃったその基準を決められたかという、そういう次元なかと、こう私は理解してはおりませんが、その会話、総理のお話としてはそういうことをおっしゃいまして、これについての若干の私なりの印象ということでお許しいただければ申し上げますが、大変厳しい口調でのお話だということで、特に現場で、発電所で死力を尽くして今立ち向かっている多くの社員、協力会社、これは福島第一、福島第二、柏崎刈羽、これは全部テレビ会議を通じて共有されているわけですが、こういう現場にいる人たちは打ちのめされているような印象を持つんじゃないかなというのが私の率直な感じでございます。これは私一人だけの感想ではないんでないかというふうに思っています。

○野村修也君 そういったやや精神的な問題あるかと思いますが、現実にはこれ、菅総理がここに來られて皆様方を前に徹を飛ばされた後、別室に誘導されました小部屋の方に行かれたと思えます。社長、会長、その他、武藤副社長も行かれたというふうに思いますが、その別室において更に菅総理は様々なことを指示をされようとして、準備をされておつたというふうに思っています。これは映像等で拝見させていただいてますと、その方でも映像が通じるように様々な技術的な手はずを組んでおられる。その最中に一体何の出来事が起こりましたでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 菅総理と我々がいた小部屋でございしますが、そこで今の状況報告等々をしていた状態だと思いますが、二号機、二号機からいわゆる衝撃音と振動が起こりました。それはまさに極めて緊迫した状況になりました。それは発電所の方の今状況というのは、その私どももいた小部屋にも共通のテレビ会議システムがセツトされておりましたので、私どももそれは共有化できておりました。その緊迫化した状況を、したがって、私ども、私も含めてですが、すぐに緊急対策室の席といえますか、そちらの方に移行しました。そちらの対応の方に移っていったと、こういう状況でございました。

○野村修也君 これは、二号機の異音と四号機の水素爆発はほぼ同時ということですか。この検査、分析だと思いますが、これは四号機の方の爆発、だつたというのが私どもの調査結果、分析ではなっております。

○野村修也君 この時点でまさに二号機の方にも異音が残っていますから、それはまだ分かりませぬけれども、少なくとも四号機は水素爆発をしたときですかね。

ですから、まさに緊迫した事態であつたというふうに思いますが、このときに、激励をされておられるこのタイミングでは、現場のまさに命懸けで残ろうと思つておられた吉田所長、映像に映つておられますが、そこで足止めをされているわけですね、その菅総理の訓示を聞いておられるわけでございますが、それに対応しているながら、異音がしたので急ぎヘルメットをかぶつて退去されていく姿が見受けられるわけでございますけれども、そういう意味では、もし仮に検討もしていな

いような事柄についてある一定の時間徹を飛ばさされているのであれば、これは不要な行為だつたというふうな考えでもよろしいということなんではないでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 不要かどうかというよりも、撤退についてというのは、私は、先ほど來出てきていますが、私が官邸に伺つて撤退ではありませぬということを申し上げた段階で、私自身は総理の御理解はそこで得られたと私実は思つておりましたので、そういう意味で、東電の緊急対策室でそういうお話をいただいたことにちよつと違和感を感じたというのは、そういう意味でございします。

○野村修也君 いつも東電関係の方はそういうことをおっしゃられるわけなんです。まさに社長にあるんです。つまり、社長の伝え方が悪いからこういうことになつていられるわけであらう、あるいは、社長自身が今まさにおっしゃられたように、菅総理にたつた一言、一言言つただけで分かつた気がなつた。そこが分かれていないという現実がある以上は、もつときちつちりとコミュニケーションしなければいけないわけで、それをしないからこういうような形の中に入つてこられて、実際のところは緊迫した状態であるにもかかわらず、総理に対して対応すべく、現場の方々も一旦手を休めてテレビ画面にきつ付けにならなきゃいけないという状況を招いてしまつていられるわけですよ。それはやっぱり東京電力の方の側の伝え方にも大きな問題があつたということでは言わなければいけないことだと思いますが、そういうような御感想はお持ちになりませぬでしょうか。

○参考人(清水正孝君) そこは大変難しい、先ほど來からの話につながると思いますが、私どもの意向は、間違いなく一部の人間をきちんと残そうという意向の下で、意思の下でお伝えしたつもりですが、そこでやや少し話し手と受け手の違いがあると思えば、これはやっぱりそこところはもう少しコミュニケーションギャップをきちんと

埋めておく余地はあつたのかなと、今振り返ればそういう思いはいたしております。

○野村修也君 分かりました。

ちよつと時間の関係もありますので、この全面撤退に関する私どもの考え方をもう少し整理させていただきますと、実際のところ、菅総理が全面撤退を許さないと言っているのは、炉を最終的に最後までコントロールできるのは事業者であるということが前提なわけですね。そうでもあるにもかかわらず、政府の方は時折、事業者に代わつて私たちの知見の方が適切であるというアドバイスをしてみたり、あるいは事業者とともに自分もその現場に行つて一緒に最終的にその炉のコントロールに携わるかのような御発言をされてみたりとか、ちよつとやや混乱したような状況といふのがあられるわけなんです。もし仮に事業者に全面撤退を認める余地があるとすれば、それは事業者者に代わつて誰かがコントロールすることが可能などときだけしかないので、現時点において全面撤退を拒否しておられると、つまり官邸側の方が全面撤退はまかりならぬというふうな言つたということは、これは結局事業者に最後までお願いするしかないんだということだという、そういう認識なわけですかね。

○参考人(清水正孝君) そこまで厳密に私は理解して受け止めたわけはございませんが、話の筋立てとしては、やはりおっしゃるとおり、そこに代わるべき部隊というのが当然バックアップとしてあるというのが、それは先生のおっしゃるとおりだと私も思います。

○野村修也君 そうだとしますと、やはりもう全てを最後はその現場の事業者に任せるといふことであれば、炉の暴走している最中においても、例えば技術的なところで官邸がベントをしるか、あるいは海水注入をしるか、そんなようなことを口出すというのはそもそも話が違ふんじゃないかとも思われますが、その点についての御意見はいかがでしょうか。

○参考人(清水正孝君) やはり現場を一番分か



ている、設備もそうです、今の現状を一番分かってる発電所長以下の、そこが基本的にその対応のオペレーション、措置をするというのがやはり一番基本的な姿だろうと思います。

ただその中でも、いろいろ事態の推移によっていろいろな技術的な知見のアドバースとか、そういう意味でのサポート、これは不可欠でございまして、そういう意味で、私も本日もそうなんですが、あるいは政府関係の専門家のいろいろな方々の御意見も、これはサポートという意味ではこれは重要なことだろうと思います。

○野村修也君 サポートというのは、もちろん知見のある方がいろいろな形でサポートされるのはいいと思うんですが、先ほど、当初、途中でおっしゃられましたけれども、原炭法上の原子力緊急対策本部の部長が言っておられる以上はそれに對して一定程度の配慮をしなければいけないと、こういう立て付けになってしまうわけですね。そうしますと、優先的に、現に幾つかの事例がありまされども、現場の方がやろうと思っている手順とは違うものを結局官邸サイドの意向を踏まえてやらざるを得ないという事態になってくると、これは危ないのではないかと、いうふうに思います。が、そのようにはお考えになりませんか。

○参考人(清水正孝君) それはもちろん事象にもよると思いますが、基本的には好ましい姿じゃないと思います。

○野村修也君 最後なんですけれども、実は諸外国においての例で、これは必ずしも全部がそうだとはいえませんが、例えばサイトの中により退避に適切な場所を、例えばいわゆるシェルターみたいな形で用意をするというところもあるわけがございまして、そういうものが用意されていれば、今回、この第二原発の方に移動するかどうかというようなことについて、右往左往する必要もなかったやにも思いますし、あるいは最後に命を懸ける方々にとっても、その命を最後懸けるにしても、最大限その方々の

命を守る対策というのがあつてしかるべきだと思ふんですが、その点が不足していたというふうには思いませんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 不足していたという感覚よりは、やはりそういった非常に緊迫した難しい状況を想定した上でそういうシェルターみたいなことをやるという、まだそこまでの考え方といたすか、発想には至っていないかと。

むしろ、今回の私どもの一つの教訓だと思ひますが、重要免震棟、発電所の緊急対策室、あるいは御案内のとおり、中越沖地震によって柏崎刈羽が被災したあの教訓を生かして実は福島第一、第二にも造つたものでございます。あそこはまさに緊急対策室としての機能を果たしているわけですが、外は非常に放射線が高くてですね。これは一つのもしあれがなかったらと思ひますとぞつとずるくらいのごとでございまして、それ以上に今のシェルターといひますが、そこまでの考え方というのとはこれからの安全対策として検討の余地はあるかと思ひますが、ちよつとこれはもう少し考え方を整理してということだろうと思ひます。

○野村修也君 こういう過酷な事故の状況を想定して講ずる対策のことを何と言ふんでしょうか。

○参考人(清水正孝君) いわゆるアクシデントマネジメントと言つてよろしいんではないかと。

○野村修也君 あるいは、シビアアクシデント対策というふうには言ふんではないかと思ひますが、このシビアアクシデント対策をより推し進めようと思つていた監督当局に対して、それは困りますというふうな交渉されていた団体はどちらでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 困りましたということをおし上げておられるという、ちよつとそれは認識がないわけが、冒頭でしようか、先生おっしゃいます。した電気事業者連合会がというお話かと思ひますが、そのシビアアクシデントをきちんとしたしからべき水準、レベルにしようというの、これは極めて大事な課題だというのが基本にありますので、それに対して何か圧力とか骨抜きとかと、そ

ういふ認識は全くないというのが私の認識でございます。

○野村修也君 ただ、私も承知している限りにおいては、より厳しい対策が講じられるべきだというのが政府サイドの方に存在しつづあり、安全委員会の方などはそういった海外の知見を踏まえてより厳しいシビアアクシデント対策を求めようとしておられるという状況があり、保安院もそれについて検討を始めようになっている中で、電力事業者の団体である電事連は、その対策としてむしろそれが実施されることを、過大な費用投資が必要であるという認識の下に、少し緩やかな基準になるような幾つかの案を考へられて、それを、緩やかな案の方を通そうという動きをされてきたというふうな思ふわけなんです、これは経営的に見れば正しいという交渉であるというふうな今でもお考えになっておられますでしょうか。

○参考人(清水正孝君) 過大投資を恐れるがゆえにそういったシビアアクシデント対策を緩めてしまふ、これは私は本末転倒だと思ひます。ただし、現実、やっぱりその実情、実態といひましようか、設備実態、その辺をよく踏まえたがアクシデント対策、安全対策等々は進めると、そういう意味での電気事業者連合会と規制当局といひますか、そこでの意見交換は、意見交換といひますか、すり合わせといひましようか、これは私、大事だろうと思ひます。

○野村修也君 今先ほど、こういったような事態は想定されなかつたという趣旨なのかもしれませんが、今後は、例えばシェルターであるとかそういった退避の設備といひものをより充実させることの必要性を認識されたという御発言だと思ひますけれども、振り返つてみられて、当時そういったようなことが様々ささやかれている中で、電力事業者の代表として、客観的に見れば、御自身の御判断であるかどうかは別にしても、電事連としてそれに強い抵抗をしていたという歴史的事実がある中で、当時の電事連の会長として清水社長はどのように考へられますでしょうか。

○参考人(清水正孝君) これも繰り返しになります、それが抵抗といひますが、そういう事実だといふ認識、とらえ方は私はないものですから、むしろそういった規制を緩和する、いろいろな理由があるにせよ、それを骨抜きの意味での緩和するといひことは、これは本末転倒だといひふうに思つておられるので、そういうことは認識していませんといひことでございます。

○野村修也君 先ほど、菅総理が例えば本店に來られて発言されたことに対して、現場の方々に心を痛める思いがあつたのではないかと、御発言をされたと思ひますが、このシビアアクシデント対策というのは、まさにサイトにおられる方の最後の命を守る、そういう対策なわけですね。

それについて、ここに来て、当時も少し配慮をしてシビアアクシデント対策を講じておけば、もつとそういった厳しい状況の中から抜け出て、精神的にも落ち着いた段階で炉をコントロールすることができたのではないかと、御発言がなぜここで出てこないので、それは、口ではサイトのの方のことをおもんばかる御発言があつても、結局はサイトの人々を軽視しているといひふうには見えませんか。

○参考人(清水正孝君) 実際に発電所に従事している方々を軽視するといひようなことは基本的に全くありません。あり得ません。

むしろ、その人々、人命にかかわるようなこととも含めてですが、そういう安全対策、防護対策といひものは、現状ではもちろんそれなりに、先ほどの重要免震棟ではありませんが、あると思ひますが、先ほどシェルターといひお話を先生されていひますが、そのシェルターといひ対応策が具体的にどこに出てきているかと、私ちよつと、申し訳ない、存じ上げませんが、むしろそういった人命を尊重するための安全策、設備をどうするか、これはやはり一つの議論だと思ひます。

ただし、それは、その設備の実態とか状況をよくよく踏まえたが、そういった施設の在り方、

具体的な施策を打つべきだろうと、この点を私、先ほどから申し上げているわけですが。

○野村修也君 サイトの方の命を守ることができなければ、周辺の住民の方の命も守られないと、これはもう論理的に明らかでなければ。そういう意味では、そのサイトの方々の人命をきちっと考える姿勢がなければ、それはひとしく周辺住民の方々に対する対策がおろそかになるということの意味しているんだというふうに思いますので、是非そういう意味では、やはりこの段階で大きく過去に遡ってもらう少し対策を講ずるものがあったのではないかと思っただけならばというふうに思います。

更に申し上げます、今回は最終的に、この混乱した撤退問題について、これはこれから今日のヒアリングを踏まえさせていただいて委員の中で最終的な認識を固めていくことになりませんが、もし万が一、このサイトから撤退するというのは事実として誰も考えていなかったと、例えば全員撤退というのはそれはなかったんだというふうに認定することになったとするならば、それは唯一根拠は、社長の御発言を信じているのではなくて、サイトの方々がやはり最後まで残るという意思を持っていたということだけが根拠になるだろうというふうな思うわけです。そういう意味では、サイトの方々をやはり第一優先にその会社の体質をつくっていくということを是非お願いしたいなというふうに思います。

では、私の方は以上で終わりにさせていただきます。

○委員長(黒川清君) ちょうど時間も参りましたが、今日はまだ質疑もいろいろ尽きないところですが、予定の時間となりました。

そういう意味では、これも常に記録に残るような映像といいますか、このセッションを見ても、やはり清水さんもそうですが、そういうことはおっしゃるんだけれども、分かっているやらなかったところは、本当にそちらに、東電という日本が一番エネルギー会社の大きいところに本当に

問題はなかったのかということの世界中の判定に任せているということになりますね。例えばさっきの電事連の話もそうだと思いますので、そういう意味で世界から評価されているということは、やはり国の根幹の信頼の基が揺らぐのではないかとということをおもいます。非常に懸念しているということだけお伝えしておきたいと思えます。

ということで、予定の時間となりました。清水さん、本日はありがとうございました。

では、次回委員会は、明日、六月九日、本日も同じ会場で、主として論点整理とアンケート調査の結果について御報告を行いたいと思えます。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会



# 第19回委員会



# 第19回委員会

平成24年6月9日

(参議院議員会館内講堂)

## 主要ポイント ○住民アンケートについて

政府の事故情報の発信・伝達の遅れが、その後の混乱につながった。住民から見ると、避難指示が場当たりの、何回も避難した人、線量の高いところに避難した人、着の身着のまま避難した人々が続出した。

また、アンケートからは、避難を強いられた方々の苦悩や、他に伝える手段がなく、行き場のない住民の声や思いが伝わってきた。いまだに問題は解決しておらず、早急な対応が求められる。

これは何とか国会に伝えていきたい。

## ○論点整理について

危機管理体制の構築、リスクコミュニケーションの在り方等について、現時点の論点を暫定的に示した。これは、当委員会の論点の全てを示すものではなく、また、当委員会としての結論を示すものではない。



## 第2回論点整理

### ○論点1

今回の事故の対応においては、官邸が、オンサイト（発電所内）の事故対応に過剰な介入をしたのではないか。

### ○論点2

官邸を含めた危機管理体制の抜本的な再構築が必要ではないか。特に初動の重要性から、事故発生時に直ちに対応できる危機管理体制作りが求められているのではないか。

### ○論点3

原子力災害が発生した場合、すなわち緊急時、特にシビアアクシデントが発生したときには、オンサイト（発電所内）については事業者が責任をもって対応することを原則とし、オフサイト（発電所外）については政府等が責任をもって対応することを原則とするべきではないか。また、今回の事故の教訓を踏まえ、政府は事故対応に当たり、指揮命令系統を一本化するべきではないか。

### ○論点4

原子力災害が発生した場合、すなわち緊急時には、事態の進展を先取りした、迅速かつ的確なリスクコミュニケーションが不可欠ではないか。緊急事態に当たって、事故現場での事態確認ができないとして、確実な情報のみを発信するという平時の

対応をし続けたことが、被災住民の避難にも甚大な混乱と被害を引き起こしたのではないか。

○論点5

原子力災害における各事象が急速に進展する場合、初動の避難指示に当たっては緊急時迅速放射能環境予測ネットワークシステム (SPEEDI) の活用は困難ではないか。モニタリング手法の多様化と測定地点の多数化、分散化に努めるべきではないか。政府の中ではSPEEDIの活用方法についての認識が共有化されておらず、住民にもその機能が正しく伝えられていなかったのではないか。

○論点6

全体を通じての認識として、これまで原子力の安全の議論はなされるが、住民の健康と安全確保という視点が欠けていたのではないか。その結果、安全規制において、深層防護の第4層に当たるシビアアクシデントの対応、第5層に当たる防災の観点が欠落し、被害の拡大を招いたと考えられる。リスクコミュニケーションにおいても混乱を防ぐという名のもとに情報発出側の責任を回避することに主眼が置かれ、住民の健康と安全は顧みられなかった。今後の組織、危機管理の制度設計においては、住民の健康と安全確保の視点を第一に考えるべきではないか。また国民の命を守るという目的から見ても、発電所現場の作業員の安全を守りきることが重要ではないか。

# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第十九号

平成二十四年六月九日(土曜日)

於参議院議員会館内講堂

午後四時開会

出席者

委員長 黒川 清君

石橋 克彦君 大島 賢三君

崎山比早子君 櫻井 正史君

田中 耕一君 田中 三彦君

野村 修也君 蜂須賀博子君

横山 禎徳君

参与 木村 逸郎君

東京電力福島原子力発電所  
事故調査委員会事務局長 安生 徹君

本日の会議に付した案件  
調査活動報告について

○委員長(黒川清君) それでは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調であります。第十九回委員会を開会いたします。

本日に、週末にもかかわらず、委員の皆様、そして傍聴の皆様、メディアの方々、それからメディアを通じて国民の皆様、本日にありがとうございます。

我々の委員会も、委員の任命の日から約六か月が経過し、報告書の取りまとめに向けて邁進しております。本日は、そういう意味で、調査活動報告として、皆様の関心の高いアンケート調査の概要を御報告するほか、報告書の取りまとめに向けて、第二回目の論点整理を行いたいと考えております。まず、それでは、アンケートの調査結果報告から始めたいと思います。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十九号 平成二十四年六月九日

これについてですが、当委員会では、初めから申し上げるように、国民、それから世界、それから未来をキーワードとして活動してまいりましたが、その一つとして、国民、つまり国民目線に立った調査を活動方針の一つとしております。具体的には、まずは、被災した皆様の声を聞くべく、被災した皆様を対象としたタウンミーティングを数回にわたって行ったほか、また、被災市町村の関係者や原発作業従事者の皆様へのヒアリング、郵送アンケートを実施いたしました。

郵送アンケートにつきましては、今回の事故によって避難を余儀なくされた方々を対象に実施したほか、事故発生直後に原子力発電所に勤務していた東京電力や協力会社の従業員の皆様を対象にしたものも実施はしておりますが、この郵送アンケート、特に被災に遭われた方たちのアンケートの詳細の結果についても、両方とも報告書に盛り込もうと思っておりますが、本日は、その概要について、特に被災者のアンケート調査ですが、前から御報告しておりましたが、その概要につきまして横山委員からこれから報告させていただきます。

それでは、横山委員、よろしく申し上げます。○横山禎徳君 委員の横山です。それでは、アンケート調査の結果についてお話ししたいと思います。

このアンケート調査は一万六百人程度の方から御回答いただいております。回収率は五〇％です。そのうち、八千人強から自由回答欄への記述をいただきました。さらに、四百三十一名の方から裏面、別紙に添付して御意見もいただきました。次の図、スライドをお願いします。

これが実際の回答でございます。一枚紙なんです。裏にかなり書いていた。だいたということとです。その強い思いを伝える責任があると思つておりますので、今回御報告をいたします。

まず、全体として、政府の事故情報の発信、伝達の遅れというものがその後の混乱につながったということが一つ。それから二番目に、住民の側から見ると、避難指示が場当たり的で、何度も避難した人、線量の高いところに避難した人、着のままで避難した人などが続出した。それから三番目に、アンケート調査から見えますことは、避難を強いられ方々の苦悩がピットに伝わってまいります。いまだに問題は解決してない、早急な対策が求められるという状況であるというふうに考えます。

次、お願いします。まず、事故情報の伝達ですが、これに関しましては、三月十一日十五時四十二分に十条通報、十六時四十五分に十五条報告というものがあつたことは御存じですが、それから十九時三分に緊急事態宣言が出されたわけですが、それにもかかわらず、住民の認知度というのは全般的に極めて低かつたということが御覧いただけます。

同じように避難を余儀なくされた地域であつても、原発からの距離によつて事故情報の伝達速度に大きな差が発生いたしました。ここにありますように、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町等々、立地町あるいはそれに近いところというのは五時四十四分の十キロ避難命令のところからは急速に認知が高まっております。

これは、自分の住んでいる地域に避難指示が出ていることをどういうふうに分かったか、いつ分かったのかということですが、避難指示は発令後数時間うちに、主に自治体からの連絡によつて周知されておりました。地元自治体と住民による情報伝達の高さというものが表されたと思えます。ただし、政府から自治体への避難指示の連絡がな

かつた自治体があり、政府から自治体への避難指示の伝達には問題があつたということであるとあります。次、お願いします。これがどこから連絡を受けたかという図なんです。御覧いただけますように、世間で言われているように、テレビ、ラジオ等々ということよりは、やはり自治体及び家族、近隣住民からの情報を得ている。これは十二日の五時四十四分の避難命令以降でございますので、ちゃんと伝達がされてきたというふうに理解しております。

次、お願いします。これは自主的な判断による避難ということをお答えした住民の割合ですが、三十キロ圏に対して三月十五日十一時に屋内退避指示、三月二十五日に自主避難要請が出されたわけですが、政府の指示の遅れによつて自主的に避難を行った住民が続出した。飯館村、川俣町においては、線量が高いことが明らかであつたにもかかわらず、計画的避難区域の設定が遅れたわけ。これはやはり政府の高線量地域の避難区域設定の判断が遅かつたのではないかとこのように思われます。

次、お願いします。これは高線量地域への避難に關してですが、御覧いただけますように、浪江町の住民の約五〇％が高線量地域へ一時避難してしまつたということがあります。その意味では、モニタリング情報の開示というものが遅かつたというふうにも考えられます。

次、お願いします。これは避難区域の拡大と多段階避難についてですが、御覧いただけますように、福島第一、第二に近い双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、浪江町において、七〇％強の住民が四回以上の避難を行ったと。黄色の線のところを見ていた



だと、これが四回の方なんです、大体七割以上、それから六回以上も二割以上、浪江町ではあるということ。

それから、これを御覧いただきますと、原発に近い地域の住民ほど何度も避難しなければいけないというような避難指示の在り方というのは大いに問題であるというふうな考えられると思います。

それから、次をお願いします。

これは事前の備えについてなんですが、立地町村であっても原子力発電所の事故の可能性の説明というのはほとんどなされていないということ、原子力災害を想定した避難訓練の参加者も極めて少なかったということが御覧いただけると思います。大体一五%、多くて一五%ということですね。

それから、次、お願いします。  
実際に原子力発電所の事故の可能性というものがあると説明されたという回答をされた住民の方々は、実に一〇%以下ということでございます。

実際に回答いただいた方々の、これは大量にあるわけですが、幾つかその例をお話してみたいと思います。避難指示が出た、伝わったんですが、実際は事故の状況とか住民の避難に役立つ情報というのはほとんど提供されていないということ、その結果、結果的には着のまのまの避難というものが続出したということ。

幾つかアンケートに書かれた住民の声を話したいと思いますが、まず、双葉町の方は、取りあえず避難と、着のまのままで家を後にし、避難先も車で移動中に防災無線で知ったような状態でした。ふだんなら一時間ほどの距離を六時間以上掛かって最初の避難所に到着。この間、速くに住む息子から、当分帰れないと思うよと電話で言われ、少しずつ現実が分かってきたように覚えていますが、家を追われ、友人、知人と離れ離れの生活がどんなものか分かりますかというお声がございます。

次に、大熊町の方ですが、避難指示を出す際にせめて一言でも原発関係に触れていけば、それなりの準備をして、戸締まりや、せめて貴重品くらいは持ち出して避難に入れたと思います。着のまのまの避難、一時帰宅のたびに家の中は盗難に入られ、がっかりです。

三番目は、富岡町の住民の方ですが、最初の避難のときに、しばらく戻れないとはっきり言っていた。貴重品も持ち出せず、特に医療関係の書類がないため、両親共に症状が悪化してしまった。着のまのままで高齢者にはきつい。借家のため富岡には執着はないが、今住んでいる仮設にずっと住れないなら、家がなくなる等の問題が多い。生活保護の復活を望む。避難誘導してくれただけが県や町の職員ではなく父の医療関係の方々が、どこに避難したか分からず、探すのに半日掛かった。避難者名簿等の作成が遅い。

四番目は、浪江町の住民の方ですが、三月十二日の朝、町の体育館で校内放送で、原発の事故よりも、津波が東中学校まで来ています、津島の方へ避難するよう言われたが、そのとき事故発生のことをもっと具体的に説明があれば、津島でなくても遠くまで避難していたと思います。連絡がなかったことが残念です。

それから、南相馬市小高区の住民の方ですが、発電所が水素爆発したことが分からず、何で避難するのか分からなかった。当時の所長がテレビで、あのときは死ぬかと思つたと言っていたが、そんな情報も住民に直ちに知らせるべきであると思う。とにかく情報が遅れている。住民を軽く扱っている。

これは大量にございますが、そういうことを全部読んでいくわけにもいかないわけで、あと幾つか。

橋葉町の住民の方の声ですが、以前に事故隠しが問題になったときに住民説明会に出席しましたが、そのときにも東電は、事故が起きないように安全対策は二重、三重どころか、四重、五重の安

全対策を取っている、あなたたち素人には分からないだろうという態度でしたが、それが全部うそであったのか、だまされたという気持ちです。以上、まだまだございますが、自由回答から抽出された住民の声の主なものをござつとテーマ別にお話ししてみますと、事故の原因を早急に究明し、調査結果を全て公表してほしい。今後二度と望むというのが一番多いわけです。

三番目には、政府が発信する情報や姿勢が信じられない、期待することはできない。いつ安全になり、安心して帰宅できる日が来るのか、はつきりしてほしい。早急に戻れるか戻れないかを示すべき。将来の見通しが立てられない。

それから、補償に対する不満、要望はたくさんございます。  
それに、事故後の対応についての対応が遅い、一年経過したのに進んでいない。早く方針を示してほしい。

それから、東京電力が発信する情報や姿勢を信じられない、期待することはできない。  
国（政府・議員・自治体等）の責任を追究する、強い憤りを感じる、許さない。

東京電力の責任を追究する、強い憤りを感じる、許さない。  
政府は避難者の実情や立場を理解しない、もつと知るべきだ。

原子力発電所は安全、安心であるという説明を受け、今回のような事故は絶対起きないと思つていた、等々ございます。  
これは、今日お話しした内容は公開されますので、是非御覧いただきたいと思つています。  
以上です。  
○委員長黒川清君 ありがとうございます。  
委員の皆様にもお手元に資料があると思つています。何か御質問、コメントなどございますでしょうか。

うか。——特になければ、蜂須賀委員、どうぞ。  
○蜂須賀禮子君 蜂須賀です。  
ここには、ほんの一部の住民の皆様の声しか伝えていません。私、委員として、ある程度、いっぱい皆様の声を読ませていただきました。このアンケートの声が、信じていたことの裏切りに対しての、つらく悲しく、そして苦しい避難者の本当の心の叫びです。

どうか国民一人一人の皆様、そして政府の皆様、原子力の事故をもう一度このアンケートの声を聞いて考えていただきたいと思つています。  
以上です。  
○委員長黒川清君 そのほかにコメントございますか。  
本日に多くの、一万名を超えるアンケート、しかもこのアンケート用紙にたくさんコメントが、お気持ちを書いてあること、またまとめて報告書にもお見せしたいと思つておりますが、ほかに、委員の方、どうでしょうか。——よろしいですか。

先ほども横山委員からお伝えしましたとおりですが、このアンケートは非常に回収率が高く、我々もアンケートの回答を真摯に受け止めて活動してまいりました。このアンケートの結果は、国会議員の皆様にも必ず届けて、今後の立法のための議論等に役立てていただきたいと考えております。

これについては、以上で御報告、また委員会としてそのような決心でございます。

○委員長黒川清君 さて、その次に、第二回の論点整理に移ります。  
そこで、これから第二回論点整理を開始いたします。  
第二回の論点整理を始める前に、まず、私から本日の論点整理の趣旨について御説明させていただきます。  
皆様も御承知のとおり、当委員会は、委員長及

び委員の任命の日から起算しておおむね六か月後をめどとして報告書を両議院の議長に提出しなればならないことになっております。

これを受けまして、我々も、委員会法が求める期限内に報告書を提出できるよう、現在、委員会を開催する傍ら、委員、事務局、調査員が一九となつて、文字どおり昼夜を問わず報告書作成に邁進しております。

報告書の取りまとめに当たつては、我々委員長及び委員以外にも参与や調査員にも参加してもらう必要があるため、委員会の会議としては開催しておらず、言わば報告書作成のための作業部会のような形で会合を断続的に開催しているわけですが、当委員会ではできるだけ透明性を重視いたしましてこれまで委員会活動を行つてまいりましたので、報告書を議論する過程についてもできる限り公開していくのが望ましいと考えているところであります。

いろいろな制限もありますが、このような考え方の下、特に皆様の御関心が高いと思われる部分について論点整理として取り上げ、できるだけ我々の考え方を明らかにするべく、本日、第二回の論点整理を行うものであります。

それでは、論点整理に入りたいと思います。委員の皆様には、お手元にお配りしております資料を御参照ください。傍聴の皆様には、本日の議論を受けて修正したバージョンを本日以降に、できるだけ早く委員会のホームページにアップロードいたします。

それでは、主査の野村委員からよろしくお願いいたします。

○野村修也君 それでは、委員の野村でございます。本日、今委員長の御案内のありましたように、第二回目の論点整理をさせていただきたいと思っております。

既に御案内のとおり、この論点整理は、私どもが作成しております報告書の全ての内容をここで論ずるわけではなく、今委員長からお話がありま

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十九号 平成二十四年六月九日

したように、特に今回は、これまでの委員会における参考人聴取及び本日御紹介をいたしましたアンケート調査の結果により明らかになりました重要な論点について、この度、第二回目として以下のように論点を整理したいと考えているところでございます。したがって、本日ここに御示した論点をもちまして今後公表されます報告書が全て完結するというわけではございませんので、その点、御了解をいただければというふうに思います。

さて、それでは、それぞれの論点につきまして一つずつ確認をさせていただきたいと思っております。それでは、まず論点の一でございます。まずは今回の事故の対応に関するものであります。官邸が、すなわち発電所内において行われておりました事故対応に過剰な介入をしたのではないかとこのように論点を立てさせていただいております。

この点につきまして少し敷衍させていただきました。これは昨日、この当委員会において主として議論されたことの一つでございますが、東京電力の側がいわゆる全員撤退を決定していたかどうかということを含め、現時点においては、官邸サイドの方はその撤退の申出を阻止したことに一定の官邸側の介入の効果があつたというふうにとめられているところでありますが、私どもがこれまで様々な資料等を見直し、ヒアリングを行った結果、今回の事故に当たって東京電力がいわゆる全員撤退を決定した形跡は見受けられないという結論でございます。

この点につきまして、昨日の委員会におきまして、発電所における状況ということで十人という人数が提示されたことが様々な憶測を呼んでいるところでございますけれども、こちらの人数は、吉田所長が最悪の事態を想定した際に漠然と思ひ浮かべた仲間の人数にすぎないわけでありまして、東京電力が残留する人数として検討、決定したものであるというところでございます。したが

いまして、今回の事故処理に当たつて、菅総理が東京電力の全員撤退を阻止したというふうな事実関係を理解することはできないというのが現時点での私どもの認識でございます。

次に、今回の事故に当たつて、原子炉が厳しい状況に陥つた後も事故対応ができたのは、炉の状況を最もよく把握していた現場の方々でありました。また、最後まで持ち場を離れない現場職員、協力会社の使命感が今回の事故対応の重要なポイントであつたというふうな認識しているところでございます。

そういう意味で、官邸と発電所が直接やり取りをするという本来法律が予定していないと思われような情報伝達が行われ、発電所に対し、官邸・政府の関係者から情報入手のため頻繁な電話が入るといったような事態が起つたことに対しては問題意識を持つていこうところでございます。特に、時には場違いな初歩的な質問がなされるなど、発電所で現場対応に当たる者が余分な労力を割かれる結果となつたというふうな考えております。

したがって、今後考えておくべきことは、更に厳しいシビアアクシデントが起きた場合に、第一義的責任を負う事業者はどのように対処すべきなのか、官邸・政府は危機管理の仕組みとしてどのように国民の安全を守るべきなのかということを考えていく必要があるというのが第一の論点でございます。

次に、第二の論点に移らせていただきます。第二の論点は、官邸を含めた危機管理体制の抜本的な再構築が必要ではないかという論点でございます。特に初動の重要性から、事故発生時に直ちに対応できる危機管理体制をつくることが求められているのではないかとこの論点でございます。

原子力災害のうち特に過酷な事故が発生した際には、当該事故に対応すべき者が判断に迷い、ちゅうちょをしている余裕はないという厳しい現実がございます。今回の調査、検証を通じて、特

に事故に対する初動の重要性が明確になつたものと考えております。

今回の事故におきましては、原子力災害対策特別措置法に基づく十条通報及び十五条報告を受けた官邸及び政府は、初動の数時間がその後の展開に大きな意味を持つことから、当該通報、報告の重要性を十分に認識し、直ちに緊急時対応を行う体制へと移行する必要があるものと考えられます。特に政府は、住民の安全を守るために、今後起こり得る最悪の事態を予測し、これを先取りした迅速な判断、対応をしなければならなかつたのではないかとこの問題意識でございます。

実際には、十条通報、十五条報告の重要性や意味合いを十分に認識することができず、その結果、事故への初動に遅れが生じたのではないかとこのようにも考えているところであります。このため、政府は、本来果たすべき役割を果たさず、今回のアンケート調査にも見られますように、事故情報の伝達の遅れ、避難指示の遅れが生じたものと考えております。

特に、事故情報につきましては、先ほどのアンケートにも見られましたように、なぜ避難しなければいけないのかということがよく分からないまま、時間的な避難の予測も立たないまま、着のみ着のまま避難をされたという声が多かつたことは先ほど御紹介したとおりでございます。

以上が第二の論点でございます。次に、第三の論点でございますが、第三の論点は、原子力災害が発生した場合、すなわち緊急時、特にシビアアクシデントが発生したときは、オンサイト、すなわち発電所内については事業者が責任を持つて対応することを原則とし、オフサイト、すなわち発電所外については政府等が責任を持つて対応することを原則とするべきではないかというふうな考えております。また、今回の事故の教訓を踏まえ、政府は事故対応に当たり、指揮命令系統を一本化すべきではないかというふう

に考えるところでございます。この点をもう少し敷衍させていただきますと、



オンサイトは、急速に悪化、進展する原子炉の状況に対し、一刻を争うタイミングで、しかも、停電となり真つ暗な状況や放射線量が上昇するなど、極めて厳しい環境の中で必死に対応していたものと考えられます。こうした中で、官邸は、頻りに介入を繰り返して、指揮命令系統を混乱させたのではないかとというのが私どもの問題意識でございます。

他方、東京電力本店であります。東京電力本店は本来現場を支援すべき立場にあつたにもかかわらず、このような官邸からの頻りに干渉を調整することなく、単なる官邸側の指示の伝達役にとどまっていたようにも思われ、この点に問題があつたのではないかと考える次第であります。

さらに、これは昨日の会議でも御紹介したところでありまして、官邸には、東京電力の社長から最悪の事態に備えて退避の可能性を伝える電話が掛かつてきていたわけでありまして、そのことを認識していたにもかかわらず、あえてその電話に出ないといった対応が見受けられました。本来であれば、官邸においてそのような事態に備えた検討が行われるべきであつたわけですが、その責任を回避していたのではないかと問題が考えられるわけでございます。

さらに、オフサイトにおきましては、政府による最初の避難指示が遅れ、それに代わって福島県が先に指示を出すという、そういう事態に陥らざるを得なかつたということについても問題意識を持っております。

以上が論点三にかかわる若干の私どもの問題意識の御紹介でございます。

次に、論点四に移らせていただきます。論点の四は、原子力災害が発生した場合、すなわち緊急時には事態の進展を先取りした迅速かつ的確なリスクコミュニケーションが不可欠だつたのではないかと。緊急事態に当たって、事故現場での事態確認ができないとして、確実な情報のみを発信するという平時の対応を続けたことが、被災

住民の避難にも甚大な混乱と被害を引き起こしたのではないかと問題意識でございます。事故進展に伴う一刻も早い情報が必要となるときに、官邸・政府の混乱により必要な情報発信が遅れたことが当委員会による住民アンケートの調査結果でも明らかになつておるところでございます。

特に、今回の事故に当たりましては、官邸・政府は確実に確認できた情報のみを発信することに終始をしております。その結果、情報が限定的に伝わってしまったという問題があるやに思います。住民避難に当たっては、最悪事態の進展を先取りしつつ、より住民保護の安全サイドに立つた確かなリスクコミュニケーションを行うことが必要であつたのではないかとというのが私どもの問題意識としてまとめられておるところでございます。

次に、論点の五に移らせていただきます。論点の五は、いわゆるSP E E D Iに関する問題でございます。

原子力災害における各事象が急速に進展する場合、初期の避難指示に当たっては、緊急時迅速放射能環境予測ネットワークシステム、いわゆるSP E E D Iの活用は困難ではないかと問題意識でございます。モニタリング手法の多様化と測定地点の多散化、分散化に努めるべきではないかと。政府の中ではSP E E D Iの活用方法についての認識が共有化されておらず、住民にもその機能が正しく伝えられていなかったのではないかと問題意識でございます。

皆様御案内のとおり、今回の事故では、緊急時対策支援システム、いわゆるERS Sによる放出源情報が得られず、事象の進展が急速であつたため、SP E E D Iによる予測計算は初期の避難指示に活用できないものであつたという認識でございます。

一方で、ゆるやかに、むしろ重要なのは、事象が急速に進展する場合においては、放射性物質の

拡散状況の把握に最も効果的なのは、むしろモニタリング手法を多様化すること、その測定地点を多散化し分散化することにあつたというふうに考えているわけでございます。

このSP E E D Iをむしろ効果的に活用するためには様々な前提が成立する必要があることが関係各府庁に共有されてきたにもかかわらず、これまで百億円を超える予算が投入し続けたというところでございます。

もう一度申し上げますと、SP E E D Iを効果的に活用するためには実際には様々な前提条件がそろわなければ活用できないということが関係各府庁の中では共有されていたにもかかわらず、これまでこのSP E E D Iに百億円を超える予算が投じられてしまつたがゆえに、本来行うべきモニタリング手法の多様化や測定地点の多散化、分散化の方に力が注がれなかつたのではないかと問題意識でございます。

さらに、政府は、SP E E D Iによる予測計算について正しく認識することなく、原子力安全委員会が平成二十三年三月二十三日に公表した逆推定による計算図形は事後情報であることを住民に説明しないまま開示し、政府の情報公表に対する住民の信頼を失墜させたのではないかと問題意識を述べられておられます。

若干の説明が必要かもしれませんが、その世に出回っておりますSP E E D Iの予測計算に基づいた図表は、事故が起つてから随分たつた後に逆推定という形で作り出されたものでございまして、これがあたかも避難時に活用できたかのような誤解を住民に与える形で公表したことの問題があつたのではないかと問題意識を述べられておられます。

最後に、論点の六でございますが、全体を通じての認識として、これまで原子力の安全の議論はなされるが、住民の健康と安全確保という視点が

欠けていたのではないかと。その結果、安全規制において、深層防護の第四層に当たるシビアアクシデントの対応、第五層に当たる防災の観点から欠落し、被害の拡大を招いたと考えられる。リスクコミュニケーションにおいても、混乱を防ぐという名の下に情報発信の側の責任を回避することに主眼が置かれ、住民の健康と安全は顧みられなかつた。今後の組織、危機管理の制度設計においては、住民の健康と安全確保の視点を第一に考えるべきではないかと。また、国民の命を守るという目的から見ても、発電所現場の作業員の安全を守り切ることが重要なのではないかとというのが論点の六でございます。

この点につきましては、ここに書きまして以上には特に敷衍することはございませんが、読んでいただければお分かりのとおりかというふうに思います。

以上は、現時点におきまして、これまで委員会において行われてまいりました参考人聴取等によつて明らかとなつた重要な論点の概要を整理したものでございまして、これ以外の事柄を我々が調査審議をしていないというわけではございませんので、その点、誤解なきようにしていただき、本日の論点整理を受け止めていただければというふうに思います。

私の方からは以上でございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、各委員の方から何か意見、コメントありましたら、どうぞおっしゃってください。いいですか。よろしいですか。特にありませんか。

では、これを論点として、この委員会として今日お示しすることになります。よろしいでしょうか。

〔はいと言ふ者あり〕

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、ほかに御意見がなければ、予定よりかなり早くなりますが、論点整理を終了いたしましたと思います。よろしいでしょうか。



それでは、皆様、週末にもかかわらずお集まりいただき、ありがとうございます。

次回委員会は、現時点では未定であります。決定次第、いつものとおり、ホームページ等でお知らせいたします。

それでは、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第十九号 平成二十四年六月九日



## 国会事故調

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

### 調査報告書【会議録】

平成24年6月28日

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目7番1号

☎03-3581-5111(代表) <http://naiic.go.jp>







National Diet of Japan  
Fukushima Nuclear Accident  
Independent Investigation Commission  
(NAIIC)

<http://naiic.go.jp>